

徳島県地域防災計画

(資 料 編)

令和 5 年 1 月

徳島県防災会議

徳島県地域防災計画 資料編 目次

第1 災害記録に関する資料	1
1-1 昭和9年以降本県における主な災害の一覧表.....	2
1-2 南海道大地震被害分布図.....	4
第2 気象等に関する資料	5
2-1 津波予報区.....	6
2-2 注意報、警報、地震情報等伝達系統図(徳島県総合情報通信ネットワークシステム).....	7
2-3 津波警報伝達系統図.....	8
2-4 高潮、波浪警報伝達系統図.....	9
2-5 津波、高潮、波浪以外の警報伝達系統図.....	10
2-6 水防警報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報.....	11
2-7 各防災機関雨量観測所一覧表.....	22
2-8 徳島県震度情報ネットワークシステムの構成.....	30
2-9 徳島県と徳島地方気象台との火災気象通報に関する協定.....	31
2-10 徳島県と徳島地方気象台間の防災情報交換に関する協定.....	32
2-11 災害時自然現象調査に関する覚書.....	34
2-12 津波警戒の広報文例.....	35
2-13 徳島県に影響のある活断層.....	36
第3 通信施設に関する資料	37
3-1 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの回線構成.....	38
3-2 徳島県総合情報通信ネットワークシステム無線局取扱要綱.....	39
3-3 徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線系統図.....	56
3-4 県警察関係通信系統図.....	57
3-5 無線局局名録.....	58
3-6 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定.....	62
3-7 災害対策用移動通信機器の貸与制度(総務省).....	63
3-8 災害対策用移動電源車の貸与制度(総務省).....	64
3-9 臨時災害放送局用機器の貸与制度(総務省).....	65
第4 災害危険区域等に関する資料	67
4-1 地すべり防止区域一覧表.....	68
4-2 地すべり危険箇所一覧表.....	76
4-3 急傾斜地崩壊危険区域一覧表.....	81
4-4 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表.....	86
4-5 急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等.....	176
4-6 砂防指定地の一覧表.....	177
4-7 土石流危険渓流一覧表.....	187
4-8 土石流対策雨量基準.....	205
4-9 土砂災害警戒区域等の指定状況.....	206
4-10 山地に起因する災害危険地一覧表.....	345
4-11 水防危険箇所.....	372

4-12	地震時に緊急点検を行う「農業用ダム・農業用ため池」の一覧表	415
4-13	保安林配備一覧表	420
4-14	海岸保全区域一覧表	421
4-15	海岸保全事業の経緯	424
4-16	建築基準法による災害危険区域一覧表	425
4-17	県雨量観測所(テレメーター)一覧表	426
4-18	県水位観測所(テレメーター)一覧表	427
第5	危険物等に関する資料	431
5-1	危険物大量貯蔵取扱事業所一覧表	432
5-2	高圧ガス大量保有事業所一覧表	433
5-3	火薬類製造所等一覧表	442
5-4	市町村別毒物・劇物取扱施設数	444
5-5	毒物・劇物製造所一覧表	445
5-6	放射性同位元素保有事業所一覧表	447
第6	防災資機材等に関する資料	451
6-1	水防倉庫設置及び備蓄資材の状況(県)	452
6-2	水防倉庫設置及び備蓄資材の状況(市町村)	453
6-3	化学消火薬剤保有数	467
6-4	林野火災用空中消火資機材等保有状況	470
6-5	上水道防災関係物資等の備蓄状況	471
6-6	給水容器の備蓄状況	472
6-7	災害時における物資の保管等に関する協定書(徳島県倉庫協会)	473
6-8	応急食料及び副食調味料調達先一覧表	477
6-9	災害救助物資備蓄数	478
6-10	木材保有数	479
6-11	災害時における応急給水及び水道施設の応急復旧の支援に関する協定書(協同組合徳島県設備協会)	480
6-12	大規模災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧工事に関する協定書(建設業協会)	482
6-13	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書(徳島県電気工事業組合)	484
6-14	大規模災害発生時における支援活動に関する協定((一社)徳島県建設業協会)	488
6-15	大規模災害発生時における支援活動に関する協定(徳島県技術士会)	490
6-16	大規模災害時における資機材等の供給に関する協定書(日本建設機械レンタル協会四国支部)	492
6-17	大規模災害時における資機材等の供給に関する協定書(徳島県テント・シート工業組合)	494
6-18	災害発生時における支援活動に関する協定((一社)徳島県設備業協会)	496
6-19	大規模災害時における支援活動に関する協定(プレストレスト・コンクリート建設業協会)	498
6-20	大規模災害時における支援活動に関する協定(日本橋梁建設協会)	501
6-21	災害発生時における支援活動に関する協定(徳島県森林組合連合会)	504
6-22	大規模災害時における応急対策業務に関する協定((一社)徳島県測量設計業協会)	506
6-23	大規模災害時における応急対策業務に関する協定(四国地質調査業協会徳島県)	

	支部)	508
6-24	徳島県防災エキスパート制度に関する協定 ((公財) 徳島県建設技術センター) ..	510
6-25	徳島県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書 ((公社) 徳島県 建築士会)	511
6-26	大規模災害発生時における支援活動に関する協定書 (徳島県建設労働組合)	513
6-27	大規模災害発生時における支援活動に関する協定書 (全徳島建設労働組合)	515
6-28	大規模災害時における浄化槽の復旧支援活動等に関する協定書 ((公社) 徳島県環境技術センター)	517
6-29	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定書 (徳島県 環境保全協会・徳島県環境整備事業協同組合)	521
6-30	大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書 ((公社) 徳島県宅地 建物取引業協会)	523
6-31	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書 (徳島県旅館業生活衛生同業 組合)	524
6-32	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書 ((社) 日本観光旅館連盟徳島 県支部)	526
6-33	災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書 ((一社) 全国木造建設 事業協会)	528
6-34	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書 ((社) 徳島県エルピーガス 協会)	530
6-35	災害時における副食調味料の調達に関する協定書 (徳島県蒲鉾水産加工業共同 組合)	534
6-36	災害時における副食調味料の調達に関する協定書 (徳島県漁業協同組合連合会) ..	536
6-37	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 (徳島県生活協同組合連合 会)	538
6-38	災害時における飲料水の調達に関する協定書 (大塚ベバレジ (株))	540
6-39	災害時における飲料水の調達に関する協定書 (四国コカ・コーラボトリング (株)) ..	542
6-40	災害時における飲料水の調達に関する協定書 (サントリーフーズ (株))	544
6-41	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 ((株) キョーエイ)	547
6-42	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 ((株) セブン)	549
6-43	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 ((株) フジ)	551
6-44	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 ((株) ローソン)	553
6-45	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 ((株) ファミリーマート) ..	555
6-46	災害時における応急食糧の調達に関する協定書 (全国農業協同組合徳島県本部、 徳島パールライス (株))	557
6-47	災害時における応急食糧の調達に関する協定書 (徳島県食糧卸協同組合)	559
6-48	災害時における副食調味料の調達に関する協定書 (徳島県漬物加工販売協同組合) ..	561
6-49	災害時における副食調味料の調達に関する協定書 (徳島塩元売 (株))	563
6-50	災害時における副食調味料の調達に関する協定書 (徳島県醤油醸造協同組合) ..	565
6-51	災害時における副食調味料の調達に関する協定書 (徳島県味噌工業協同組合) ..	567
6-52	大規模災害時等における調理飲食物等の支援に関する協定 ((株) ふくなが)	569
6-53	災害時における物資の供給に関する協定書 (アクサス (株)、ACデコール (株)) ..	571
6-54	災害時における物資の供給に関する協定書 (コーナン商事 (株))	573
6-55	災害時における物資の供給に関する協定書 ((特非) コメリ災害対策センター) ..	575
6-56	災害時における物資の供給に関する協定書 (ダイキ (株))	577
6-57	災害時における物資の調達に関する協定書 (イオンリテール (株))	579

6-58	災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定書 (徳島県霊柩自動車協会、徳島県中央葬祭業協同組合).....	582
6-59	災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定書 ((社) 全日本冠婚葬祭互助協会).....	587
6-60	船舶による災害時の輸送等に関する基本協定書(南海フェリー(株)).....	592
6-61	船舶による災害時の輸送等に関する基本協定書(オーシャントランス(株)).....	594
6-62	災害時における船舶による輸送等に関する協定(日本内航海運組合総連合会)...	596
6-63	船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書(徳島県水難救済会).....	599
6-64	緊急救援輸送に関する協定書(徳島県トラック協会).....	601
6-65	災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定(徳島県石油商業組合)...	608
6-66	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書(石油連盟).....	610
6-67	災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定(民間航空事業者6社、 近畿2府7県との協定).....	612
6-68	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書((社)徳島県産業廃棄物 処理協会、徳島県市長会、徳島県町村会).....	615
6-69	災害時における応急対策業務に関する協定書(徳島県解体工事業協会).....	617
6-70	災害時における被災者への支援活動に関する協定書(イオンリテール(株)).....	619
6-71	大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定(土業ネットワーク)...	621
6-72	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定((株)タカハタ).....	624
6-73	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書(美馬ソーラーバレイ (株)).....	626
6-74	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書(美環ソーラーバレイ (株)).....	628
6-76	災害時における一時避難場所及び災害復旧活動の拠点に関する協定書(大鵬 薬品工業(株)).....	630
6-77	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書((株)タカハタ).....	634
6-78	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書((株)タカハタ).....	636
6-79	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書((株)ハウスビルド システム).....	638
6-80	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書((有)四郎).....	640
6-81	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書(田村電設(株)).....	642
6-82	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書((有)アイネット)...	644
6-83	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書((株)西渕スレート 工業所).....	646
6-84	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書((株)カルソニック)...	648
6-85	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書(中西電気(有)).....	650
6-86	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書(日本製紙メガソーラー 小松島合同会社).....	652
6-87	災害時における和田島太陽光発電所の電力供給に関する協定書(小松島市)...	655
6-88	災害時における支援に関する協定(アマゾンジャパン(株)).....	657
6-89	災害時における物資輸送に関する協定(アマゾンジャパン・ロジスティクス (株)、ヤマト運輸(株)).....	659
6-90	災害時における被災建築物の修理に関する協定(徳島県瓦工事・販売組合)...	661
6-91	大規模災害時における支援活動に関する協定書((一社)徳島ビルメンテナンス 協会).....	663

6-92	災害時等における協力に関する協定（公益社団法人日本青年会議所四国地区徳島ブロック協議会）	669
6-93	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書（（独）住宅金融支援機構）	670
6-94	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書（（株）セブン-イレブン・ジャパン）	672
6-95	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書（（有）角田商店）	674
6-96	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書（（有）同仁商事）	676
6-97	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書（（株）カルソニック）	678
6-98	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書（板野ソーラー発電（株））	680
6-99	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書（入田ソーラー発電（株））	682
6-100	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書（徳島太陽光発電（株））	684
6-101	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書（広川商事（株））	686
6-102	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書（（株）しらさぎソーラー発電所）	688
6-103	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定書（四国太陽日酸（株））	690
6-104	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定書（（有）笠井仏壇製作所）	692
6-105	水素供給設備を活用した地域等への協力に関する協定書（四国太陽日酸（株））	694
6-106	大規模災害等発生時における工業用水道管路の応急復旧工事に関する協定（徳島県設備業協会）	696
6-107	土砂災害の防止に係る支援活動等に関する協定（徳島県砂防ボランティア協会）	698
6-108	災害時における段ボール製品の調達に関する協定（西日本段ボール工業組合）	700
6-109	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定書（（学）徳島城南学園）	702
6-110	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定書（四国岩谷産業（株））	704
6-111	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定書（名神急送（株））	706
6-112	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定書（（株）カワカミ不動産）	708
6-113	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定書（（株）フジタ）	710
6-114	災害時における飲料水の調達に関する協定書（徳島ペプシコーラ販売（株））	712
6-115	大規模災害発生時の道路啓開に関する協定（四国地方整備局、徳島県建設業協会）	714
6-116	大規模災害時における応急給水及び水道施設の応急復旧の支援に関する協定（徳島県管工事業組合連合会）	716
6-117	燃料電池フォークリフトを活用した地域等への協力に関する協定書（トヨタL&F徳島株式会社）	718
6-118	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定書（宮城商事有限会社）	720
6-119	災害時における飲料水の調達に関する協定書（株式会社ジャパンビバレッジ中四国）	722
6-120	災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ）	724
6-121	災害時における物資の供給に関する協定書（王子ネピア株式会社）	728
6-122	災害時における飲料水の調達に関する協定書（株式会社福村）	732
6-123	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（（一社）プレハブ建築協会）	734
6-124	大規模災害時における仮設トイレの供給に関する協定書（日野興業（株））	736

6-1-2-5	大規模災害時における仮設トイレの供給に関する協定書（（株）プレコ）	738
6-1-2-6	林野災害時等におけるドローンの利活用に関する協定書（四国森林管理局）	740
6-1-2-7	災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書 （（一社）日本木造住宅産業協会）	742
6-1-2-8	災害時等における消防用水の確保に関する協定書 （徳島県生コンクリート工業組合）	743
6-1-2-9	徳島県・日本下水道事業団災害支援協定（日本下水道事業団）	746
6-1-3-0	災害時における復旧支援協力に関する協定 （（公社）日本下水道管路管理業協会）	748
6-1-3-1	災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書 （四国電力（株）、四国電力送配電（株））	752
6-1-3-2	大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定書 （（一社）日本石材産業協会徳島県支部、（一社）日本石材産業協会）	754
6-1-3-3	大規模災害発生時における支援活動に関する協定 （徳島県クレーン協同組合）	756
6-1-3-4	災害時における物資の調達及び供給に関する協定書 （（株）ファーストリテイリング）	758
6-1-3-5	農業集落排水施設災害対策応援に関する協定（一般社団法人地域環境資源センター）	760
第7	報道・情報に関する資料	763
7-1	日本放送協会の災害報道体制	764
7-2	四国放送非常事態対策要綱	766
7-3	エフエム徳島非常事態対策要綱	769
7-4	緊急警報放送	771
7-5	災害時における放送要請に関する協定（日本放送協会）	772
7-6	緊急警報放送システムによる放送要請に関する覚書（日本放送協会）	773
7-7	災害時における放送要請に関する協定（四国放送（株））	775
7-8	緊急警報放送システムによる放送要請に関する覚書（四国放送（株））	776
7-9	災害時における放送要請に関する協定（（株）エフエム徳島）	778
7-10	災害時における放送要請に関する協定（（株）エフエムびざん）	779
7-11	災害時等における報道要請に関する協定（（株）朝日新聞社徳島支局）	780
7-12	災害時等における報道要請に関する協定（毎日新聞社徳島支局）	782
7-13	災害時等における報道要請に関する協定（読売新聞徳島支局）	784
7-14	災害時等における報道要請に関する協定（産経新聞社徳島支局）	786
7-15	災害時等における報道要請に関する協定（日本経済新聞社徳島支局）	788
7-16	災害時等における報道要請に関する協定（（社）共同通信社徳島支局）	790
7-17	災害時等における報道要請に関する協定（（株）時事通信社徳島支局）	792
7-18	災害時等における報道要請に関する協定（朝日放送（株）徳島支局）	794
7-19	災害時等における報道要請に関する協定（（株）毎日放送徳島支局）	796
7-20	災害時等における報道要請に関する協定（関西テレビ放送（株）徳島支局）	798
7-21	避難情報の放送に関する申し合わせについて	800
7-22	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書（国土地理院）	806
7-23	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー（株））	808
7-24	防災への取り組みに関する協定書（グーグル）	810
7-25	徳島県、国立大学法人徳島大学及び国立研究開発法人防災科学技術研究所 の連携協力に関する協定書	817

7-26	徳島県及び国立大学法人東京大学生産技術研究所の連携協力に関する協定書	819
7-27	徳島県と国立大学法人徳島大学との防災、環境に係る人材育成及び研究開発の推進に関する連携協定書	821
第8	災害救助に関する資料	823
8-1	災害救助法の適用基準	824
8-2	令和3年度災害救助基準	825
8-3	災害救助法による救助の実施機関	830
8-4	災害救助法により県の行う医療助産を日本赤十字社徳島県支部に委託することについての協定書	831
第9	医療・防疫に関する資料	833
9-1	病院及び病床数	834
9-2	救急病院等一覧表	839
9-3	市町村別救急自動車・(患者輸送車)保有状況	841
9-4	特定施設に係る医療機関一覧表(透析・ペースメーカー)	842
9-5	県備蓄医薬品等供給体制図	843
9-6	県備蓄医薬品等の備蓄場所一覧、備蓄場所ごとの品目及び数量	844
9-7	災害時医薬品等備蓄供給実施要綱	878
9-8	災害時に必要な医薬品等の確保に関する協定書(徳島県医薬品卸業協会)	883
9-9	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書((一社)徳島県薬剤師会)	885
9-10	災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書(徳島県医療機器協会)	887
9-11	災害・事故等時の医療救護に関する協定書((社)徳島県医師会)	889
9-12	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書((一社)徳島県柔道整復師会)	892
9-13	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書(徳島県接骨師会)	895
9-14	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書(理学療法士会)	898
9-15	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書(作業療法士会)	900
9-16	災害時における薬剤師の医療救護活動に関する協定書((一社)徳島県薬剤師会)	902
9-17	災害・事故等時における歯科医療救護活動に関する協定書((社)徳島県歯科医師会)	904
9-18	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(公益社団法人徳島県看護協会)	906
9-19	災害における医療救護活動に関する協定書((一社)徳島県助産師会)	908
9-20	徳島県災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定書(病院事業管理者(県立中央病院、県立三好病院、県立海部病院))	910
9-21	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(日本赤十字社徳島県支部)	913
9-22	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(健康保険鳴門病院)	916
9-23	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(吉野川医療センター)	919
9-24	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(半田病院)	922
9-25	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(海南病院)	925
9-26	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(阿南医療センター)	928
9-28	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(徳島大学病院)	931
9-29	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(徳島市民病院)	934
9-30	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(田岡病院)	937

9-31	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(ホウエツ病院).....	940
9-32	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定(阿波病院).....	943
9-33	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定(町立上那賀病院).....	946
9-34	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定(三好市国民健康保険 市立三野病院).....	949
9-35	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定((独)国立病院機構 東徳島医療センター).....	952
9-36	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定((独)国立病院機構 徳島病院).....	955
9-37	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書(病院事業管理者 (県立中央病院、県立三好病院、県立海部病院)).....	958
9-38	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書(日本赤十字社徳島県 支部).....	960
9-39	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書(健康保険鳴門病院)...	962
9-40	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書(阿南医療センター)...	964
9-41	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書(徳島大学病院).....	966
9-42	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書(吉野川医療 センター).....	968
9-43	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書(医療法人倚山会田岡 病院).....	970
9-44	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書(つるぎ町立半田病院)...	972
9-45	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書(徳島市民病院).....	974
9-47	災害時における医療ガス等の供給に関する協定書((一社)日本産業・医療ガス 協会四国地域本部医療ガス部門徳島県支部).....	976
9-48	防疫用機材保有数.....	978
9-49	難病医療ネットワーク事業における拠点病院・協力病院一覧.....	979
9-50	火葬場一覧表.....	980
9-51	大災害発生時の食品衛生対策実施要領.....	981
9-52	災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定((社)徳島県獣医師会)...	983
9-53	災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定((株)貴志商店).....	988
9-54	災害時における相互応援に関する協定書(徳島県老人福祉施設協議会ほか)...	993
9-55	南海トラフ巨大地震等における医療救護活動に関する協定書(アムダ、 (株)阿波銀行).....	996
9-56	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書(美波病院).....	998
9-57	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書(ホウエツ病院).....	1001
9-58	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書(海南病院).....	1003
9-59	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書(三野病院).....	1005
9-60	災害時における臨床検査薬等の調達業務に関する協定書(中国四国臨床検査 薬卸連合会).....	1007
9-61	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書(徳島県栄養士会).....	1009
9-62	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定(日本福祉用具 供給協会).....	1011

第10	交通に関する資料	1017
10-1	緊急輸送道路.....	1018
10-2	輸送確保に関する責任者及び連絡方法.....	1021
10-3	主要交通途絶予想箇所一覧表.....	1022
10-4	荷重制限橋梁の状況(橋長15m以上).....	1027
10-5	災害時における交通誘導及び地域の安全の確保等の業務に関する協定.....	1028
10-6	災害等における緊急通行車両の通行妨害車両等の排除業務に関する覚書.....	1030
10-7	徳島県雪害防止対策要綱.....	1031
10-8	県有車両数.....	1039
10-9	船艇数.....	1040
10-10	徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、調整体制に関する協定.....	1041
10-11	四国管区警察局内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定.....	1047
10-12	大規模災害発生時における相互協力に関する協定書(西日本高速道路(株)四国支社).....	1050
10-13	災害時等における相互協力に関する協定(本州四国連絡高速道路(株)).....	1053
10-14	徳島県と西日本高速道路株式会社との包括協定書.....	1056
10-15	四国横断自動車道(徳島IC~鳴門JCT)の徳島市域における津波避難場所に関する基本協定書.....	1057
10-16	徳島空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定(鳴門市消防本部).....	1059
10-17	徳島空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定(板野東部消防組合).....	1060
10-18	徳島飛行場における消火救難業務に関する協定(徳島教育航空群).....	1061
10-19	航空機の捜索救難のための情報交換に関する申し合わせ(小松島海上保安部).....	1063
10-20	航空機の捜索救難のための情報交換に関する申し合わせ(板野東部消防組合).....	1065
10-21	航空機の捜索救難のための情報交換に関する申し合わせ(徳島県警察本部).....	1067
10-22	徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約.....	1069
10-23	徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領.....	1071
10-24	徳島県域の高速道路区域における津波避難計画等に関する相互協力協定書.....	1076
10-25	防災機能を有する「道の駅」一覧.....	1078
第11	自衛隊に関する資料	1079
11-1	徳島県知事と海上自衛隊徳島教育航空群司令との災害派遣に関する協定書.....	1080
11-2	徳島県知事と海上自衛隊小松島航空隊司令との災害派遣に関する協定書.....	1084
11-3	災害派遣に関する徳島県と陸上自衛隊第14旅団との協定書.....	1088
第12	広域応援等に関する資料	1093
12-1	危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定.....	1094
12-2	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定.....	1101
12-3	近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定.....	1105
12-4	関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定.....	1109
12-5	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定.....	1112
12-6	鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定.....	1118
12-7	徳島県及び市町村の災害時相互応援協定.....	1120
12-8	四国4県における工業用水道被災時の相互応援に関する協定.....	1124
12-9	鳥取県と徳島県との工業用水道被災時の相互応援に関する協定.....	1127
12-10	徳島県広域消防相互応援協定書.....	1130

1 2 - 1 1	消防・防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定(四国4県)・・・	1136
1 2 - 1 2	和歌山県と徳島県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等 における相互応援協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1139
1 2 - 1 3	徳島県市町村消防相互応援協定・・・・・・・・・・・・・・・・	1141
1 2 - 1 4	災害救助犬の出動に関する協定書(日本レスキュー協会)・・・・・・	1146
1 2 - 1 6	中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画・・・・・・・・	1148
1 2 - 1 7	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書 (四国地方整備局, 四国4県, 港湾管理者(ほか)・・・・・・	1151
1 2 - 1 8	関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定・・・・・・・・	1156
1 2 - 1 9	関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定・・・・・・・・	1159
1 2 - 2 0	災害時における災害救助犬の出動に関する協定書・・・・・・・・	1161
1 2 - 2 1	市町村別災害対策用ヘリコプター降着場適地一覧表・・・・・・・・	1166
1 2 - 2 2	中四国サミットふるさと納税代行による災害時相互応援に関する協定・・・・・・・・	1172
1 2 - 2 3	徳島県の広域物資輸送拠点一覧表・・・・・・・・	1176
1 2 - 2 4	関西広域連合が締結する協定一覧表・・・・・・・・	1177
第1 3	流出油災害に関する資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・	1179
1 3 - 1	徳島県排出油等防除協議会会則・・・・・・・・	1180
1 3 - 2	徳島県排出油等防除協議会運営要領・・・・・・・・	1184
1 3 - 3	徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則・・・・・・・・	1187
1 3 - 4	徳島県排出油等防除協議会各地区流出油防除計画・・・・・・・・	1188
1 3 - 5	徳島県排出油等防除協議会情報伝達図・・・・・・・・	1192
1 3 - 6	油防除資機材等保有量及び供給計画表・・・・・・・・	1193
第1 4	条例・要綱等に関する資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・	1195
1 4 - 1	徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例・・・・・・・・	1196
1 4 - 2	徳島県災害対策本部条例・・・・・・・・	1222
1 4 - 3	徳島県災害対策本部運営規程・・・・・・・・	1223
1 4 - 4	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例・・・・	1253
1 4 - 5	徳島県防災会議条例・・・・・・・・	1254
1 4 - 6	徳島県防災会議運営規程・・・・・・・・	1256
1 4 - 7	徳島県防災会議構成員名簿・・・・・・・・	1257
1 4 - 8	指定各機関・・・・・・・・	1259
第1 5	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・	1261
1 5 - 1	火災・災害等即報要領・・・・・・・・	1262
1 5 - 2	アマチュア無線による災害時応援協定書・・・・・・・・	1284
1 5 - 3	災害時に備えた協定一覧・・・・・・・・	1286

第1 災害記録に関する資料

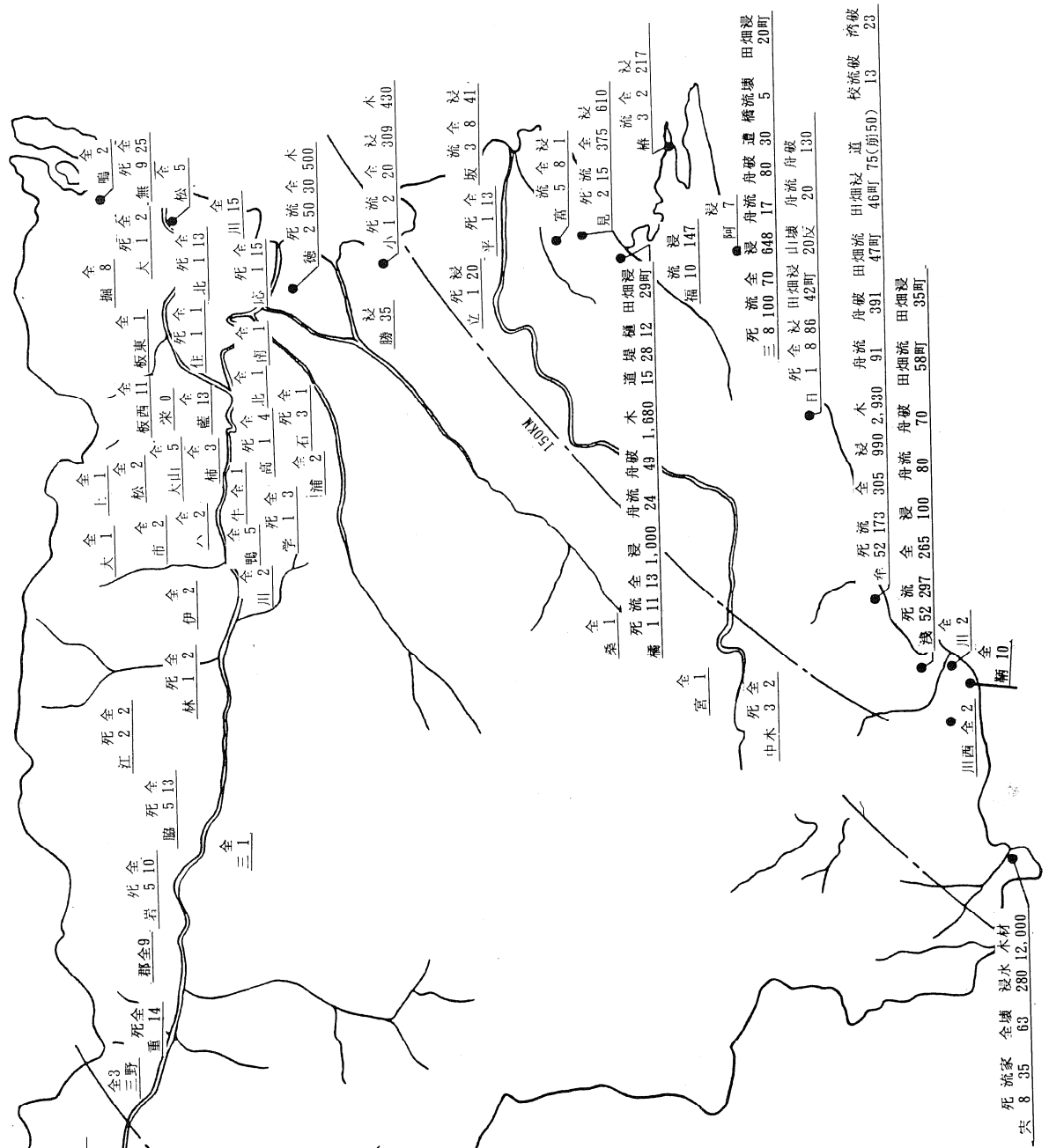
1-1 昭和9年以降本県における主な災害の一覧表

災害区分	区分 災害の原因(注1)	発生年月日	徳島地方気象台における観測値(注2)				日最大降水量(注2)		期間降水量(注2)		
			最低気圧	最大風速		最大瞬間風速		地点名	(mm)	地点名	(mm)
			(hPa)	風向	(m/s)	風向	(m/s)				
風	室戸台風	S 9. 9.18~21	942.1	SE	36.7	SE	44.0	桜谷	371.1	桜谷	413.7
	枕崎台風	S20. 9.16~19	977.4	SSE	29.3	SSE	35.6	一宇	348.0	川井	387.3
	テラ台風 4902号	S24. 6.18~21	994.2	S	22.6	S	31.8	椿泊	300.2	椿泊	654.6
	ジェーン台風 5028号	S25. 9. 1~3	969.3	NNW	29.2	NNW	36.7	福原	382.0	福原	601.5
	キジヤ台風 5029号	S25. 9.12~15	999.9	SE	24.7	SE	31.9	木頭	395.7	木頭	823.2
	ルース台風 5115号	S26.10.13~15	977.7	SE	27.9	SE	39.3	福原	328.0	鬼籠野	332.0
	5313号 台風	S28. 9.23~25	983.1	NW	22.5	NW	31.2	下分上山	290.0	鬼籠野	693.0
	5412号 台風	S29. 9.12~14	985.1	SE	32.2	SE	44.5	木頭	360.0	菅生	739.0
	洞爺丸台風 5415号	S29. 9.25~26	982.1	SE	30.2	SE	39.7	福原	380.5	福原	401.5
	南海丸遭難(低気圧)	S33. 1.26	1,007.6	WNW	13.2	WNW	17.7	徳島	9.3	徳島	9.3
	伊勢湾台風 6915号	S34. 9.23~26	966.7	N	26.4	N	36.3	下分上山	343.9	下分上山	449.8
	第2室戸台風 6118号	S36. 9.14~16	934.9	SE	27.5	SE	38.0	木頭	660.5	木頭	1,160.0
	低気圧 集中豪雨	S36.10.26~27	994.6	SE	20.2	SE	28.5	福原旭	593.0	福原旭	623.0
	6420号 台風	S39. 9.24~25	977.2	SSE	29.8	SSE	49.5	剣山	461.5	剣山	473.5
	6523号 台風	S40. 9. 8~10	952.5	SE	35.8	SSE	≥67.0	剣山	383.5	剣山	458.0
	6524号 台風	S40. 9.13~17	985.3	WNW	16.7	WNW	27.4	木頭	526.5	木頭	1,346.0
	昭和42年7月豪雨	S42. 7. 8~9	1,002.3	WNW	8.3	WNW	12.5	木頭	337.0	祖谷一宇	497.0
	発達した低気圧による大雪	S43. 2.14~16	1,000.5	WNW	14.3	WNW	20.7	<最深積雪>	池田55cm 徳島19cm	岩倉 徳島	99.0 74.5
	7009号 台風	S45. 8.13~15	997.3	SSE	20.0	SSE	31	小見野々	610.0	小見野々	694.0
	7010号 台風	S45. 8.20~21	996.2	SSE	24.5	SE	42	日早	438.0	日早	713.0
	7123号 台風	S46. 8.29~31	981.4	SE	21.3	SE	33.0	福原旭	532.0	日早	727.0
	秋雨前線(熱低)	S47. 9. 6~9	1,005.6	SE	10.0	S	15.6	坂州(県企業)	582.0	坂州	1,038.0
	7408号 台風と前線	S47. 7. 6~7	1,004.8	SE	16.2	SE	26	小見野々	953.0	小見野々	1,065.0
	7418号 台風と前線	S49. 9. 8~9	1,002.7	W	13.3	W	21.6	福原旭	443.0	福原旭	445.0
	7505号 台風	S50. 8.17	998.5	SE	16.2	SE	27	福原旭	390.0	福原旭	834.0
	7506号 台風	S50. 8.21~23	971.1	E	18.6	E	34.7	剣山	678.0	福原旭	813.0
	7617号 台風	S51. 9. 8~13	997.0	SSE	18.7	SSE	31.0	日早	1,114.0	日早	2,781.0
	集中豪雨(前線)	S51.10.18						牟岐	414.0	牟岐	414.0
	7916号 台風と前線	S54. 9.24~30	961.1	E	23.0	E	41.2	福原旭	401.0	福原旭	509.0
	7920号 台風	S54.10.18~19	973.8	ESE	16.7	SSE	29.5	福原旭	264.0	福原旭	457.0
	8013号 台風	S55. 9.10~11	989.1	SSE	18.8	SSE	36.5	旭丸	361.0	日早	671.0
	8219号 台風	S57. 9.23~25	994.0	SSE	21.0	SSE	39.4	日早	259.0	日早	476.0
	8310号 台風	S58. 9.25~28	991.1	S	10.0	S	18.3	名頃(四電)	250.0	木屋平(建)	530.0
	8719号 台風	S62.10.16~17	974.9	SSE	20.6	SE	36.7	旭丸	428.0	旭丸	484.0
	8917号 台風	H 1. 8.26~27	978.0	ESE	15.3	ENE	28.9	旭丸	338.0	旭丸	426.0
	9019号 台風	H 2. 9.16~20	978.8	N	14.2	N	31.6	福原旭	479.0	福原旭	960.0
	9021号 台風	H 2.10.4~8	993.0	NE	10.1	N	19.3	穴喰	232.0	穴喰	339.0
	9119号 台風	H 3. 9.26~28	989.0	SSE	21.2	SSE	39.7	木頭	292.0	木頭	406.0
	9305号 台風	H 5. 7.26~28	1,006.5	SSE	13.2	SSE	23.0	旭丸	379.0	旭丸	801.0
	9306号 台風	H 5. 7.29~30	1,002.9	SSE	14.0	SSE	23.0	京上	159.0	旭丸	165.0
	9307号 台風	H 5. 8. 8~10	995.2	SSE	18.8	SSE	34.9	福原旭	365.0	木頭	595.0
	9426号 台風	H 6. 9.28~30	983.3	WNW	11.9	WNW	23.4	旭丸	338.0	旭丸	435.0
	9612号 台風	H 8. 8.13~15	985.8	S	19.4	SSE	40.7	旭丸	262.0	福原旭	472.0
	9719号 台風	H 9. 9.14~17	996.5	SE	16.7	SSE	34.2	木頭	463.0	福原旭	563.0
	日本海低気圧と前線	H10. 5.16~17	1,012.0	ESE	8.3	SE	14.6	太竜寺山	372.0	太竜寺山	374.0
0410号 台風	H16. 7.30~8. 2	999.3	SE	15.0	SE	28.1	旭丸	588.0	旭丸	1,243.0	
0416号 台風	H16. 8.28~31	981.9	SSE	27.6	S	54.1	旭丸	411.0	旭丸	485.0	
0418号 台風	H16. 9. 4~7	989.1	SSE	23.2	SE	45.4	木頭	275.0	木頭	542.0	
0423号 台風	H16.10.18~20	969.4	SE	16.9	SSE	36.1	福原旭	470.0	福原旭	550.0	
0514号 台風	H17. 9. 4~7	990.5	SSE	22.4	SSE	41.8	木頭	414.0	旭丸	794.0	
0704号 台風	H19. 7.12~15	978.6	SE	15.9	SE	29.2	木頭	531.0	木頭	627.0	
梅雨前線	H20. 6.26~29	1,001.3	SE	8.8	SE	14.1	日和佐	267.0	穴喰	283.0	
0909号 台風	H21. 8.9~10	1,003.5	E	6.0	SE	12.9	木頭	461.0	木頭	770.5	
1106号 台風	H23. 7.18~21	978.1	ESE	16.7	ESE	27.8	福原旭	641.5	福原旭	815.0	
1112号 台風	H23. 9.1~4	985.4	ESE	16.3	SE	28.6	福原旭	532.5	福原旭	909.5	
1115号 台風	H23. 9.19~21	988.6	WNW	12.9	WNW	23.2	徳島	429.5	徳島	598.5	
1412号 台風	H26.8.1~6	1,006.4	SSE	7.6	SSE	12.2	蒲生田	490.0	京上	705.0	
1411号 台風	H26.8.8~10	973.1	SSE	21.2	SE	33.2	福原旭	366.5	福原旭	815.0	
平成26年12月大雪	H26.12.5~6	1,012.7	W	8.9	WNW	16.4	<最深積雪>	-	池田	74.5	
1511号 台風	H27.7.16~17	984.3	SSE	18.1	ESE	32.0	福原旭	425.0	福原旭	512.5	
1616号 台風及び前線	H28.9.17~20	993.4	NNW	13.3	NNW	24.3	徳島	250.5	日和佐	387.0	
1721号 台風及び前線	H29.10.20~23	986.4	WNW	10.5	NW	20.0	福原旭	317.0	福原旭	486.5	
1807号 台風及び前線等	H30.6.28~7.8	999.7	SSE	14.9	SSE	24.4	京上	326.0	木頭	1,365.5	
地震等	昭和南海地震	S21.12.21	震度 徳島 5 津波の最高潮位 牟岐5.0m								
	徳島県南部の地震	S30. 7.27	震度4(注4) 徳島・日和佐 被害:山崩れ、道路破損・亀裂、トンネル崩壊等								
	子り地震 津波	S35. 5.24(注4)	津波の全振幅 5.0m(橋町)、4.0m(浅川)								
	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	H 7. 1.17	震度 徳島 4								
	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	H 23. 3.11	津波の最大波 115cm(徳島由岐)								
徳島県南部の地震	H27.2.6	震度 牟岐町5強、海陽町5弱									

(注1) 台風番号は、はじめの2字は西暦年数、後の2字はその年の番号である。例えば7123号は1971年の第23号であることを示している。
(注2) 気象資料は、観測簿による。
(注3) 人、住家被害は徳島県自然災害誌、徳島県による。
(注4) 当時は震度観測点が少ないことに注意。
(注5) 地震の発生は、S35.5.23

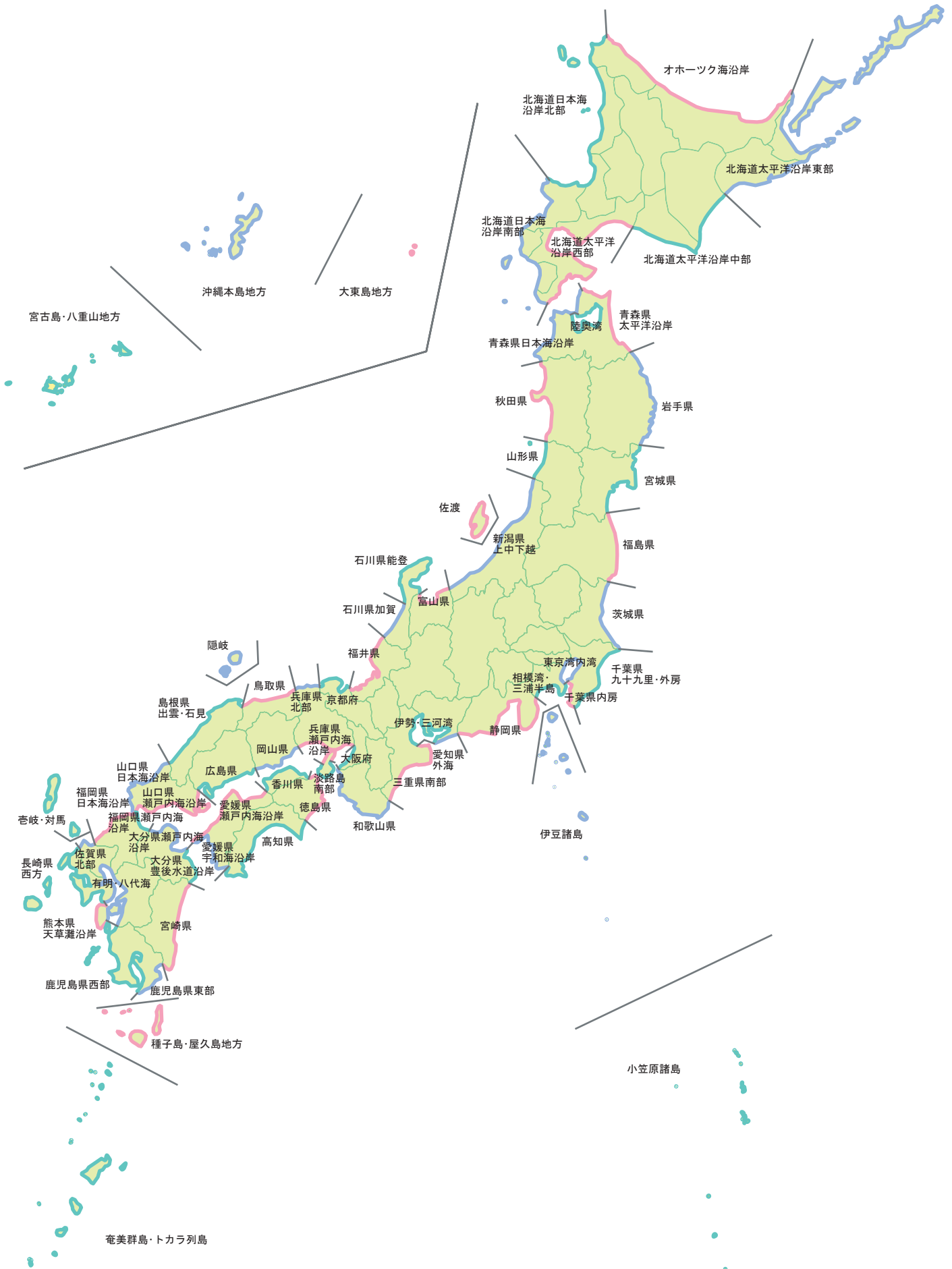
人的被害(人) (注3)		住家の被害(棟) (注3)			総被害額 (億円)	災害救助法適用市町村
死者 (不明)	負傷者	全壊(焼) 流失	半壊(焼)	床上浸水		
39	345	988	1,268	6,168		
47	18	1,166	1,417	1,536		
10		39	21	710	13.7	
38	282	536	2,138	7,626	85.8	
5	24	42	168	8,434 (上)	28.6	
10	85	353	1,390	468	25.5	
1	6	31	60	1,924	44.8	
10	8	186	263	2,059	45	
3	116	251	370	121	9.7	
167						
5	24	26	37	438	28.7	
11	253	622	1,777	25,313	122.5	
4	2	3	5	1,422	89.7	
5	14	31	76	15	18.3	
23号・24号合算の被害						
15	73	276	586	3,538	163.7	徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 那賀川町 松茂町
3		6	8	5	9.1	徳島市 小松島市 阿南市 牟岐町 日和佐町 海部町
					106.5	
	6	1	1	105	22.7	
8	6	21	45	406	56.4	脇町 穴吹町
2	6			230	42.3	鷺敷町
1		2	2	894	11.8	徳島市 鳴門市
	1	11	19	704	93.5	徳島市 小松島市
	1	16	12	708	47.9	
1					24.7	
16	23	115	122	1,482	277.2	石井町 神山町 市場町 輪島町 川島町 美郷村 点光町 一字村 穴吹町 木屋平村
10	9	187	103	3,777	463.1	徳島市 鳴門市 石井町 上板町 吉野町 輪島町 一字村 穴吹町 木屋平村
		1		353	14.2	牟岐町
2	9	7	15	991	195.4	鳴門市
1	3				50.5	
1	1		1	25		
				66	27.1	
1	7	15	8	46		
	1	2	2	194		
1	1			5		
1	1	1	2	60		
3	1			121		
	2	1	98	2		
5号・6号合算の被害						
3		1	2	25	109.2	
	1	1	3	123		
1			1	1	52	
1	2				11.4	
1	1			9		
1		1	1	193	56.5	
2	2	9	16	5		上那賀町、木沢村
	15	3	6	65		
	6	1	4	6		
3	1	5	234	1,589		徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市
1	4			32	95.6	
1					24	
	2	1		13	2.9	
3	1	3		153	18.3	
	2			3	34.7	
3	1		1	37	42.3	
	2	1		155	36.2	
1			1	261		
	1	6	159	299	88	那賀町
2					1.6	三好市、つるぎ町、東みよし町
	2		4	54	39.4	
	2			97	16	
	1			1	14.9	
		3	4	3	57	
202	258	1,015	914	2,362		
1	8					
				1,055	10.1	阿南市
	21	4	84		8	
				2	5.3	

1-2 南海道大地震被害分布図 (昭和21. 12. 21)

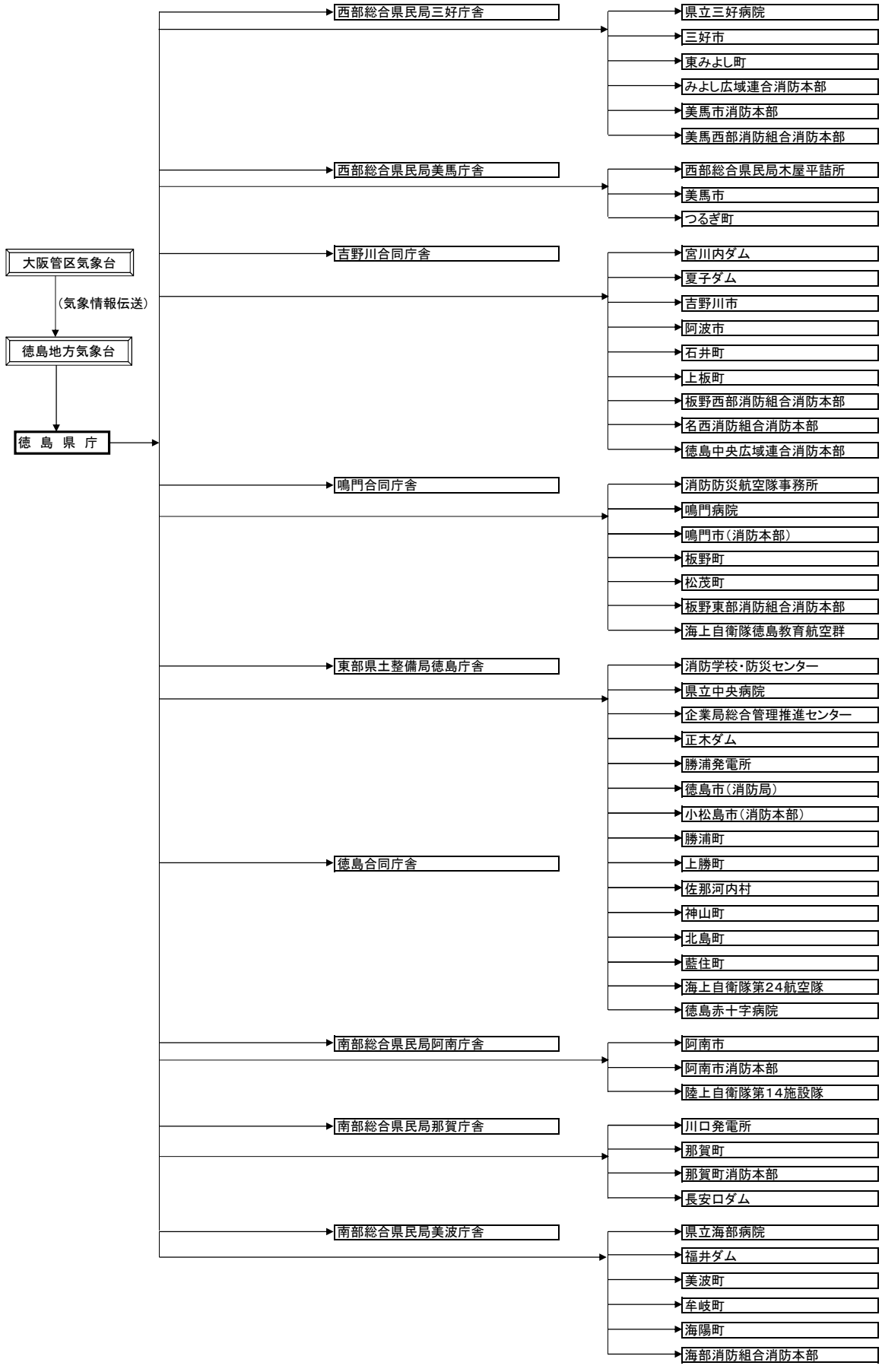


第 2 気象等に関する資料

2-1 津波予報区



2-2 注意報、警報、地震情報等の伝達系統図(徳島県総合情報通信ネットワークシステム)

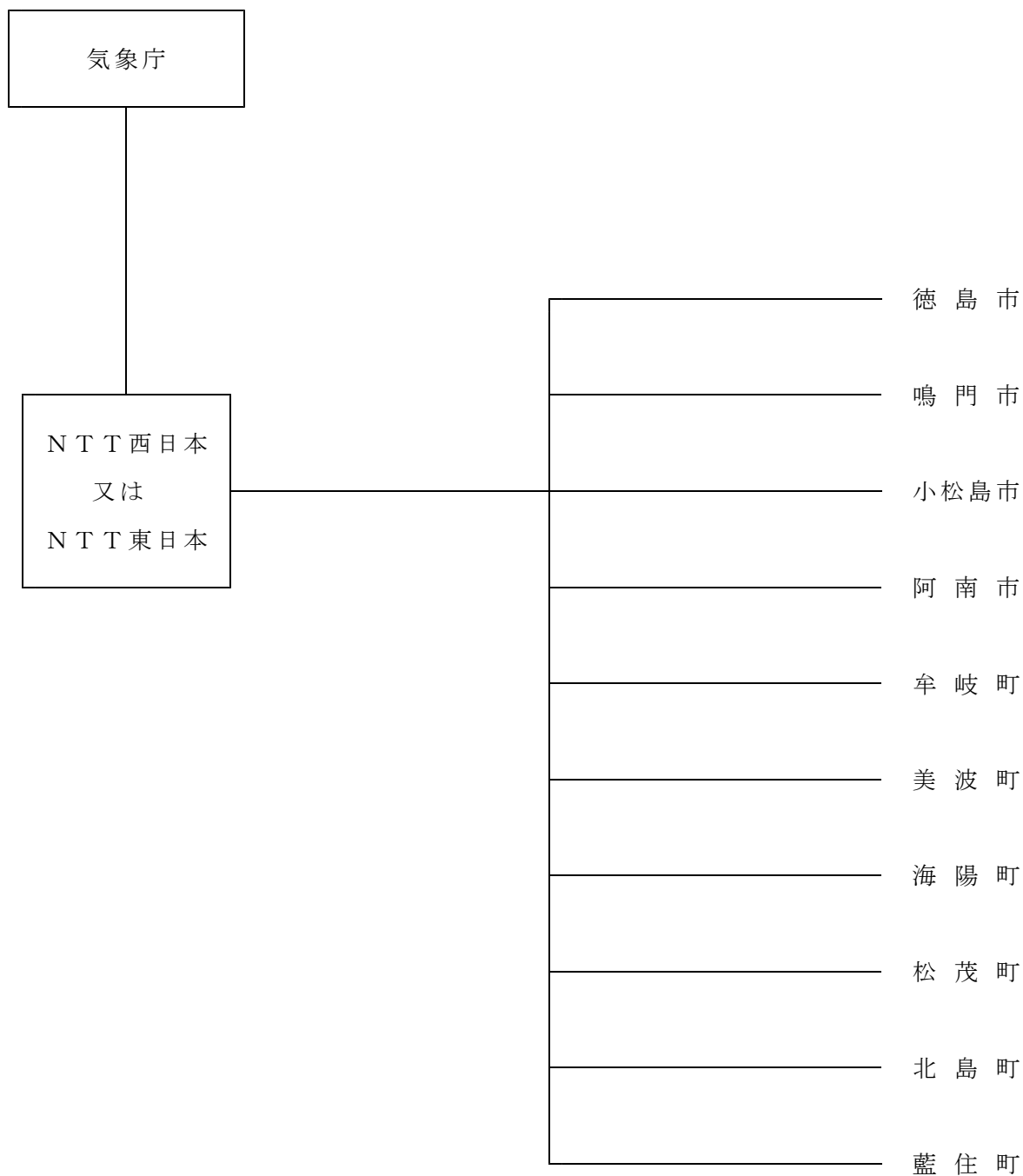


62箇所

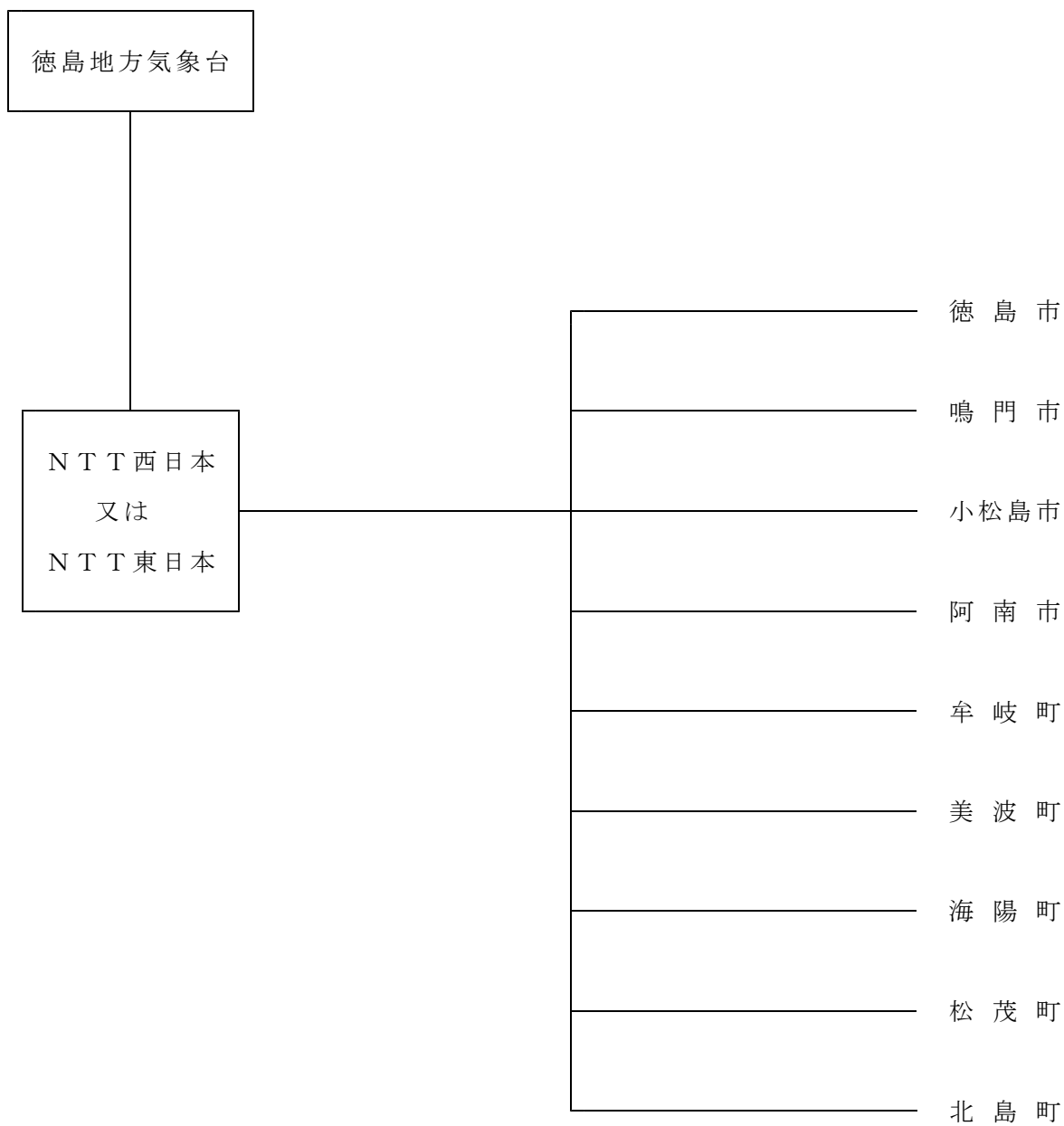
※ファクシミリに自動送信される情報

徳島県の注意報、警報、特別警報、津波注意報、津波警報、大津波警報、震度速報及び地震情報

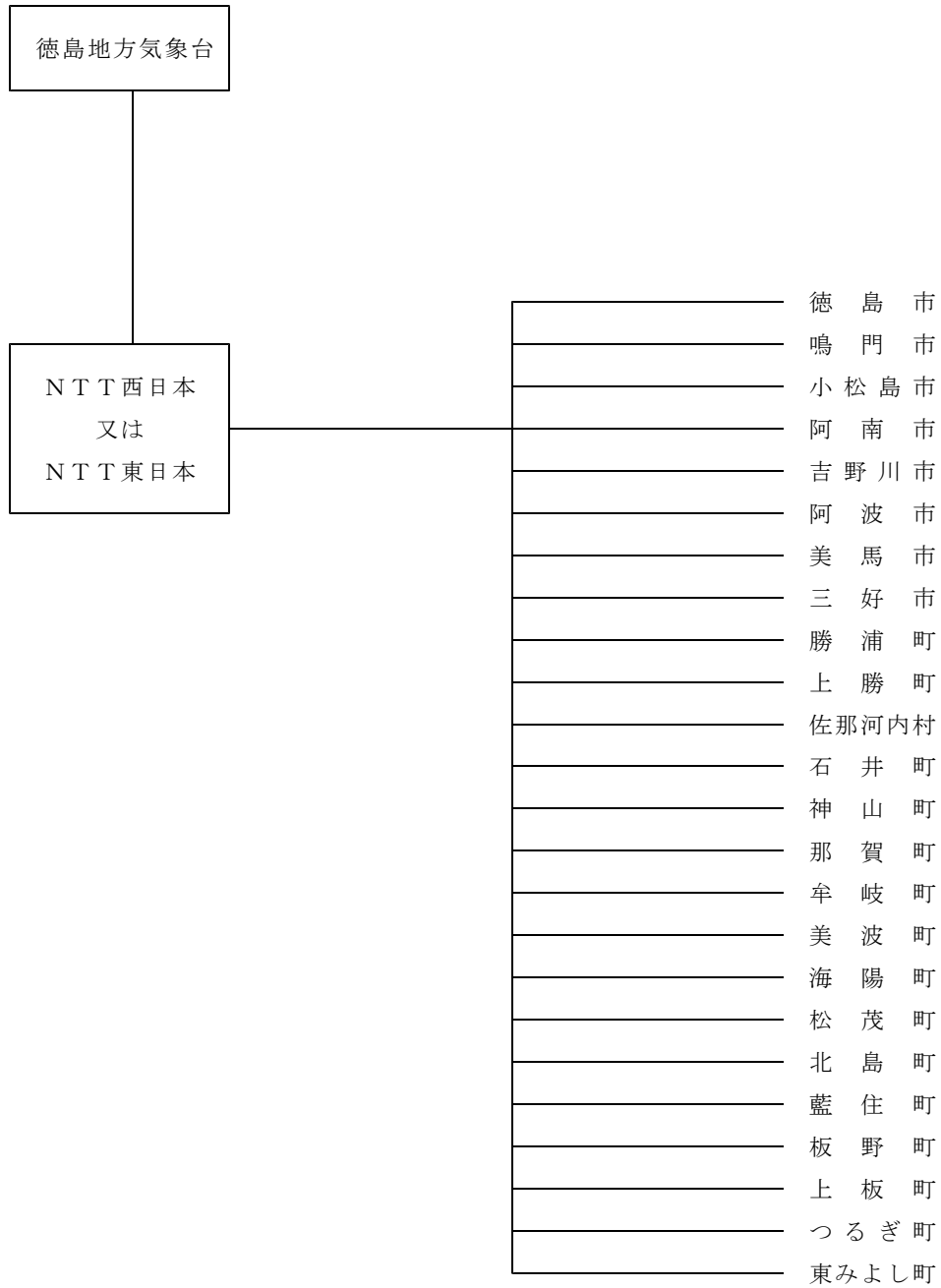
2 - 3 津波警報伝達系統図 (F ネット)



2-4 高潮、波浪警報伝達系統図 (F ネット)



2-5 津波、高潮、波浪以外の警報伝達系統図 (F ネット)



2-6 水防警報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報

◎水防警報

〈安全確保の原則〉

水防警報は、洪水、雨水出水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動、その他危険を伴う水防活動にあたっては、水防団員の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防団員の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防団員の安全確保を図るものとする。

〈水防警報の種類及び内容〉

種 類	内 容
待 機	状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの
水位情報 (適 宜)	水位の上昇下降、最高水位、水位見込み等水防活動上必要な情報の通知 (「出動」を発令してから「解除」するまでの間、適宜通知する。)

1 国土交通省直轄管理河川

(1) 発表段階及び基準（洪水）

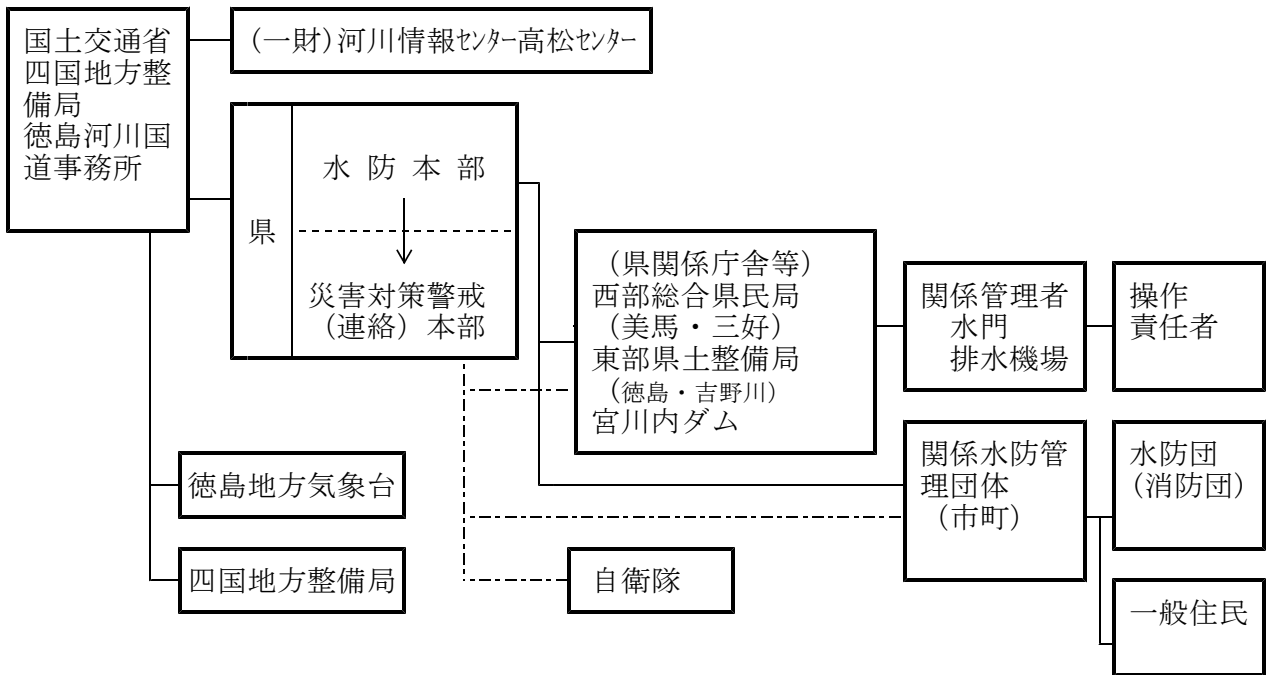
河川名	基準水位観測所	発表段階			
		第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 解除
吉野川	池田(有堤) 池田(無堤)	氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位が水防団待機水位4.10mに達しなお上昇の恐れがあるとき	水位が氾濫注意水位6.70mに達しなお上昇の恐れがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき
	岩津	〃	〃 3.3m 〃	〃 5.3m 〃	〃
	中央橋	〃	〃 3.4m 〃	〃 4.9m 〃	〃
	第十	〃	〃 3.7m 〃	〃 5.3m 〃	〃
旧吉野川 (今切川)	大寺橋	〃	〃 1.25m 〃	〃 2.15m 〃	〃
那賀川	古庄	〃	〃 3.5m 〃	〃 5.0m 〃	〃
桑野川 (派川那賀川)	大原	〃	〃 3.4m 〃	〃 4.15m 〃	〃
上記以外に、出動してから解除するまでの間、水防情報を適宜通知する。					

(2) 水防警報（津波）の種類、内容及び発表基準

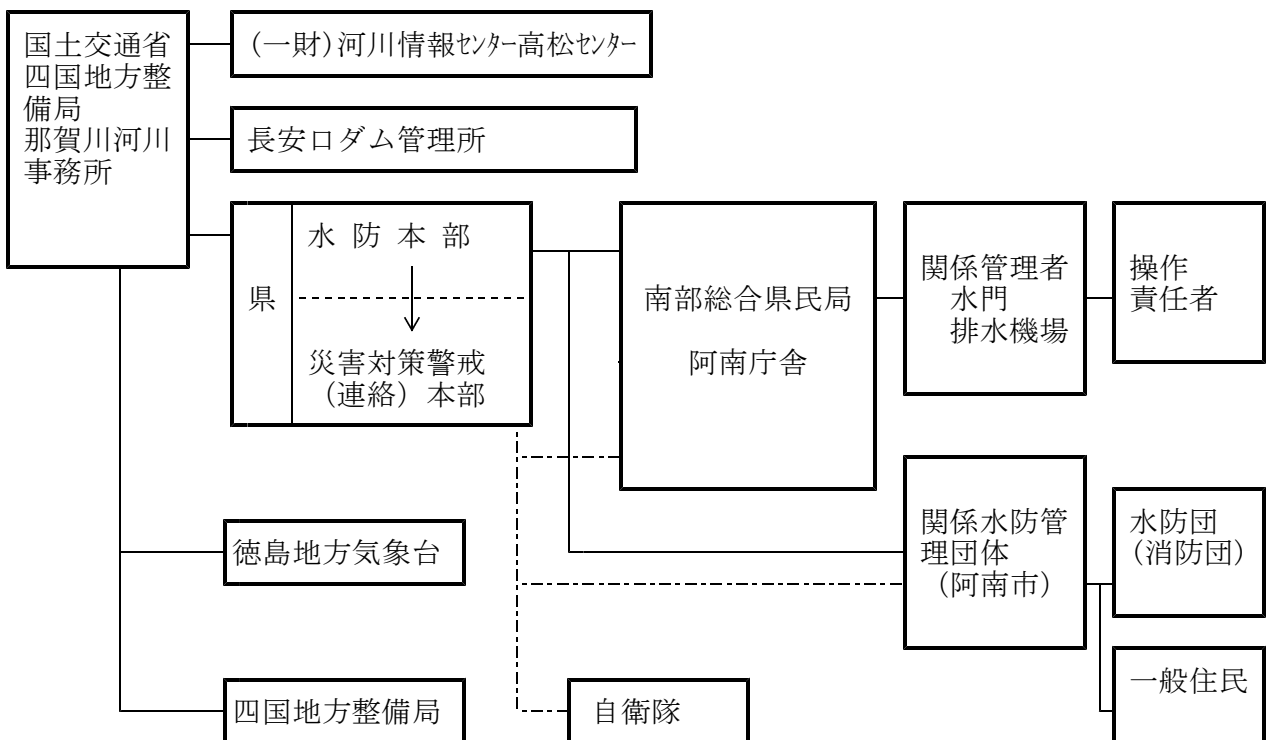
種類	内容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表され、かつ必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除されたとき、または津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える(時間的な猶予がある)状態のとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したときに、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。
<p>・津波到達までに水防警報を発表できない場合（県からの伝達が間に合わない場合も含む）の措置 担当官署からの津波に関する水防警報が水防管理者に通知されるまでの間において、気象庁の津波警報が発表されている場合は、水防管理者は水防団員の安全を確保する措置をとるものとする。</p>		

(3) 水防警報の連絡系統

① 吉野川水防警報



② 那賀川水防警報

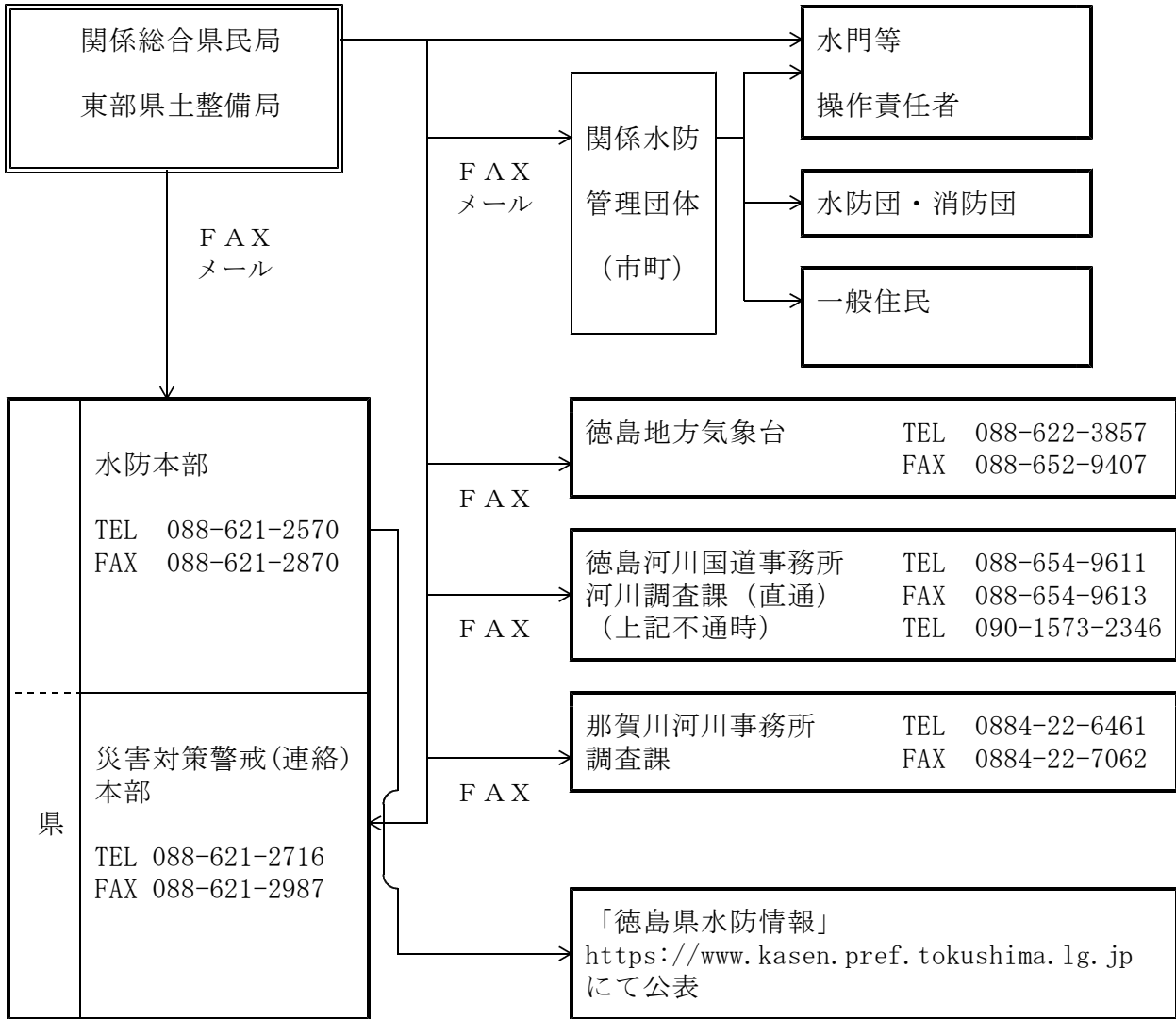


2 県管理河川
 (1) 発表段階及び基準 (洪水)

河川名	基準 水位 観測所	発表基準			
		第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 解除
宮川内谷川	七条	氾濫注意水位以上に達すると予想されるとき	水位が水防団待機水位1.50mに達しなお上昇の恐れがあるとき	水位が氾濫注意水位2.50mに達しなお上昇の恐れがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき
飯尾川	春日 加茂野 上浦	〃	〃 2.40m 〃	〃 3.10m 〃	〃
		〃	〃 1.50m 〃	〃 2.00m 〃	〃
		〃	〃 1.50m 〃	〃 2.00m 〃	〃
新池川	吉永	〃	〃 1.00m 〃	〃 1.30m 〃	〃
川田川	川田	〃	〃 1.80m 〃	〃 2.60m 〃	〃
江川	牛島	〃	〃 1.30m 〃	〃 1.70m 〃	〃
ほたる川	ほたる	〃	〃 1.30m 〃	〃 1.70m 〃	〃
鮎喰川	上鮎喰	〃	〃 4.10m 〃	〃 5.80m 〃	〃
園瀬川	法花	〃	〃 2.50m 〃	〃 3.20m 〃	〃
	山上	〃	〃 1.30m 〃	〃 2.00m 〃	〃
勝浦川	江田	〃	〃 2.40m 〃	〃 3.40m 〃	〃
	横瀬	〃	〃 2.00m 〃	〃 3.00m 〃	〃
桑野川	内田橋	〃	〃 2.80m 〃	〃 3.70m 〃	〃
	新野	〃	〃 1.30m 〃	〃 2.00m 〃	〃
福井川	大西	〃	〃 2.10m 〃	〃 2.70m 〃	〃
那賀川 (県管理区間)	和食流 下	〃	〃 T. P. 46.30m 〃	〃 T. P. 47.80m 〃	〃
日和佐川	月輪	〃	〃 2.60m 〃	〃 3.30m 〃	〃
海部川	多良	〃	〃 2.70m 〃	〃 3.30m 〃	〃
貞光川	貞光	〃	〃 2.20m 〃	〃 3.00m 〃	〃
宍喰川	日比原	〃	〃 2.10m 〃	〃 2.30m 〃	〃

※T. P. とは東京湾平均海面を基準とする高さ

(2) 水防警報の連絡系統



◎氾濫警戒情報・氾濫危険情報

水防法第13条の規定により、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣及び徳島県知事が指定した河川（以下「水位周知河川」という。）並びに、同法13条の3により、高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして徳島県知事が指定した海岸（以下「水位周知海岸」という）について、次の計画に基づき水位情報の通知及び周知を実施する。

＜避難判断水位等＞

氾濫注意水位を超える水位であって洪水又は高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位で、流域住民の避難の目安となる水位

1 国土交通省直轄管理河川

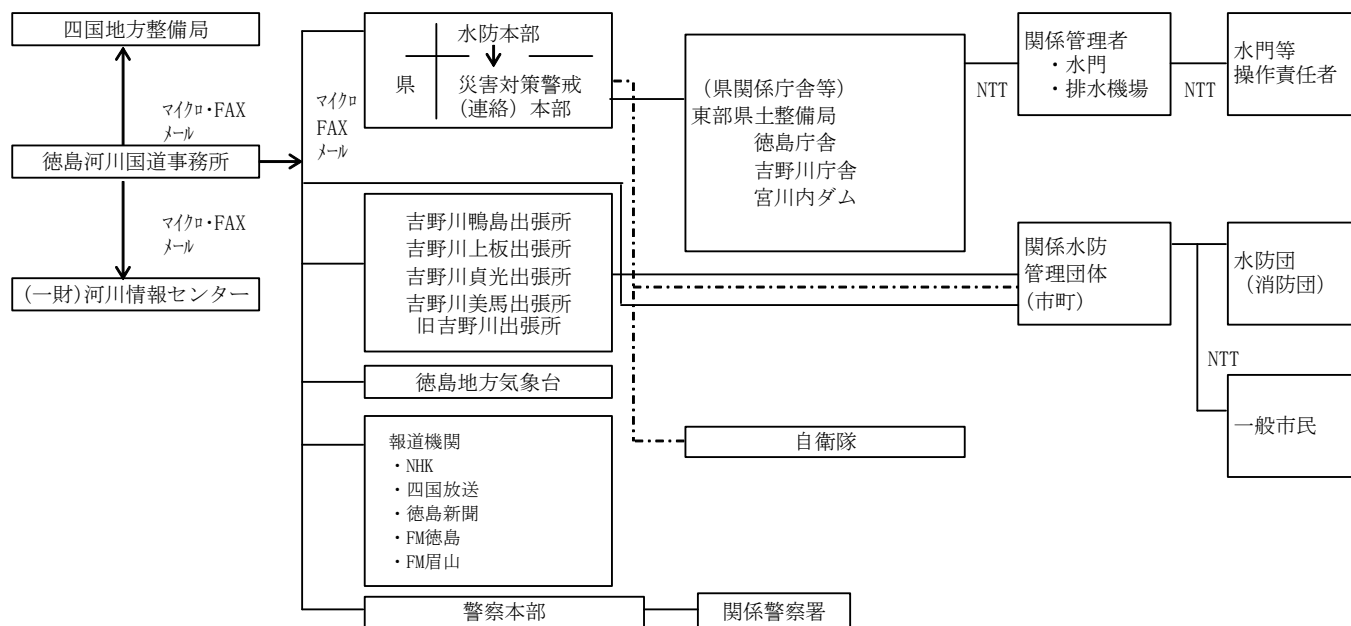
(1) 指定河川

水系名	河川名	基準水位観測所	地先名	避難判断水位(m)	特別警戒水位(m)	対象水防管理団体名
吉野川	旧吉野川	上流	板野郡板野町川端	—	2.85	鳴門市・北島町 藍住町・板野町 上板町
		下流	板野郡松茂町 広島	—	2.50	鳴門市・松茂町 北島町
	今切川	今切川 河口堰上流	板野郡北島町 鯛浜	—	1.80	徳島市・北島町 松茂町
那賀川	桑野川	大原(無堤)	阿南市長生町 諏訪ノ端	—	4.70	阿南市
	派川那賀川	大原(有堤)		5.30	6.10	

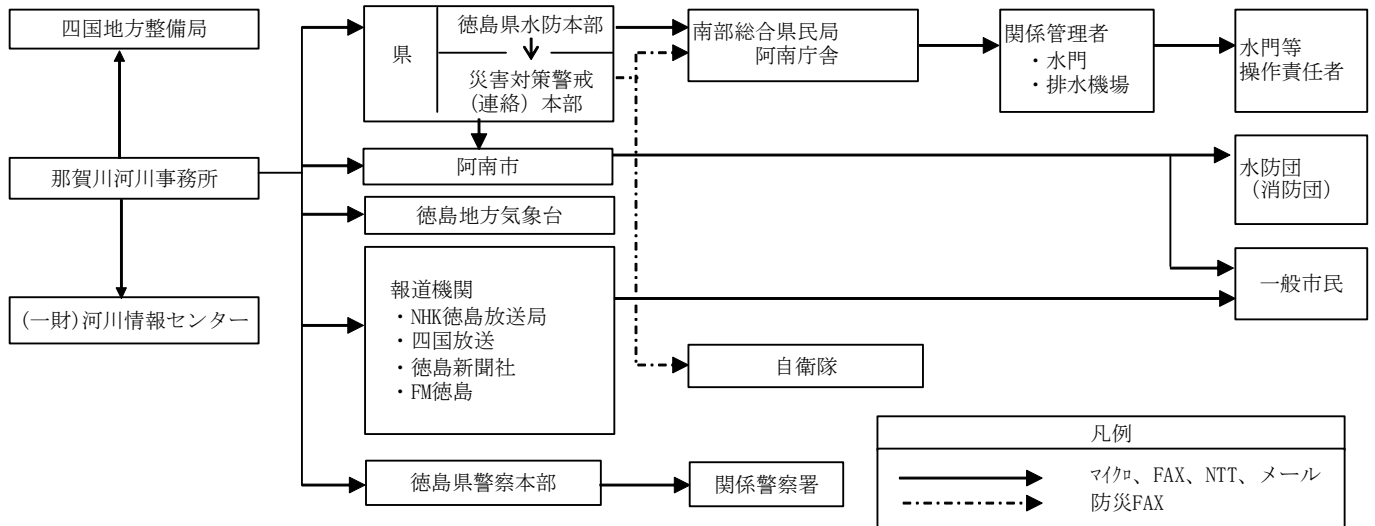
(2) 氾濫警戒情報連絡系統図

① 旧吉野川・今切川

旧吉野川・今切川氾濫警戒情報



② 桑野川・派川那賀川



2 県管理河川

(1) 氾濫警戒情報及び氾濫危険情報の発表実施基準

(i) 氾濫警戒情報

対象水位観測所の水位が、避難判断水位を超えたとき及び下回ったとき、その旨を水防管理者に通知するとともに、必要に応じ一般に周知する。

(ii) 氾濫危険情報

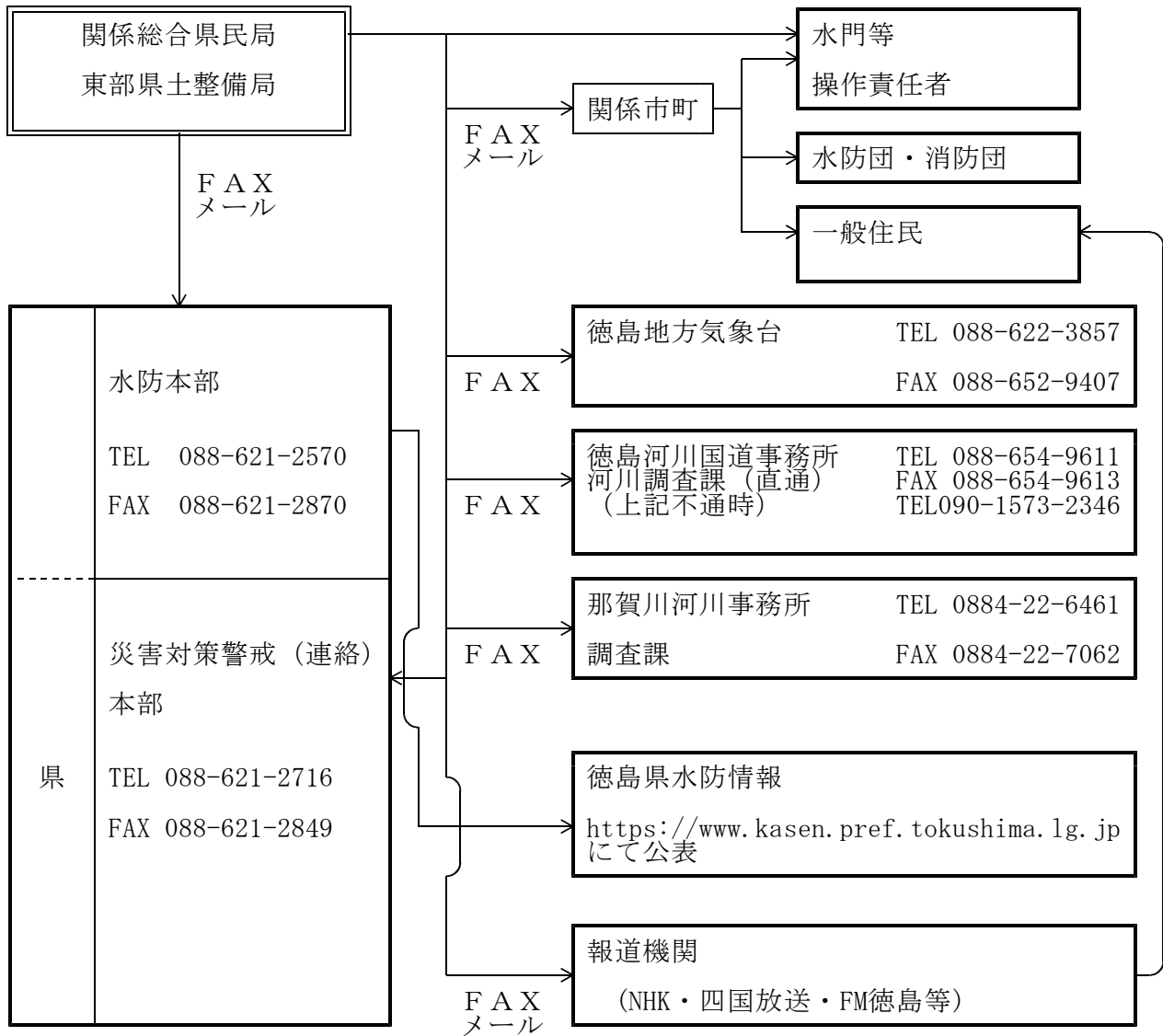
対象水位観測所の水位が、氾濫危険水位を超えたとき及び下回ったとき、その旨を水防管理者に通知するとともに、必要に応じ一般に周知する。

(2) 指定河川

河川名	基準水位観測所	地先名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	対象水防管理団体名
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
宮川内谷川	七条	板野郡上板町七條	1.5	2.5	2.5	3.5	阿波市 上板町 板野町 藍住町
飯尾川	春日	徳島市春日町字宝野	2.4	3.1	3.1	3.4	徳島市
	加茂野	名西郡石井町高川原字加茂野	1.5	2.0	2.1	2.3	徳島市 石井町
	上浦	名西郡石井町高原字関	1.5	2.0	2.3	2.6	吉野川市 徳島市 石井町
新池川	吉永	鳴門市大津町吉永	1.0	1.3	1.3	1.5	鳴門市
川田川	川田	吉野川市山川町村雲	1.8	2.6	3.1	3.7	吉野川市
江川	牛島	吉野川市鴨島町牛島	1.3	1.7	2.1	2.8	吉野川市 石井町
ほたる川	ほたる	吉野川市山川町堤外	1.3	1.7	1.7	2.2	吉野川市
鮎喰川	上鮎喰	徳島市鮎喰町2丁目	4.1	5.8	5.8	6.5	徳島市
園瀬川	法花	徳島市八万町式丈	2.5	3.2	4.4	4.8	徳島市
	山上	徳島市上八万町上中筋	1.3	2.0	2.0	3.3	徳島市
桑野川	内田橋	阿南市山口町前山田	2.8	3.7	4.0	4.7	阿南市
	新野	阿南市新野町秋山	1.3	2.0	2.0	3.1	
福井川	大西	阿南市福井町大西	2.1	2.7	2.7	3.3	阿南市
那賀川 (県管理区間)	和食 (下流)	那賀郡那賀町和食字町	T.P. 46.3	T.P. 47.8	T.P. 47.8	T.P. 49.3	那賀町
日和佐川	月輪	海部郡美波町西河内	2.6	3.3	3.3	3.7	美波町
海部川	多良	海部郡海陽町多良	2.7	3.3	5.1	5.5	海陽町
貞光川	貞光	美馬郡つるぎ町字前田	2.2	3.0	3.0	3.8	つるぎ町
宍喰川	日比原	海部郡海陽町日比原	2.1	2.3	2.6	3.1	海陽町

※T.P.とは東京湾平均海面を基準とする高さ

(3) 氾濫警戒情報・氾濫危険情報連絡系統図



3 水位周知海岸

(1) 高潮氾濫発生情報の発表実施基準

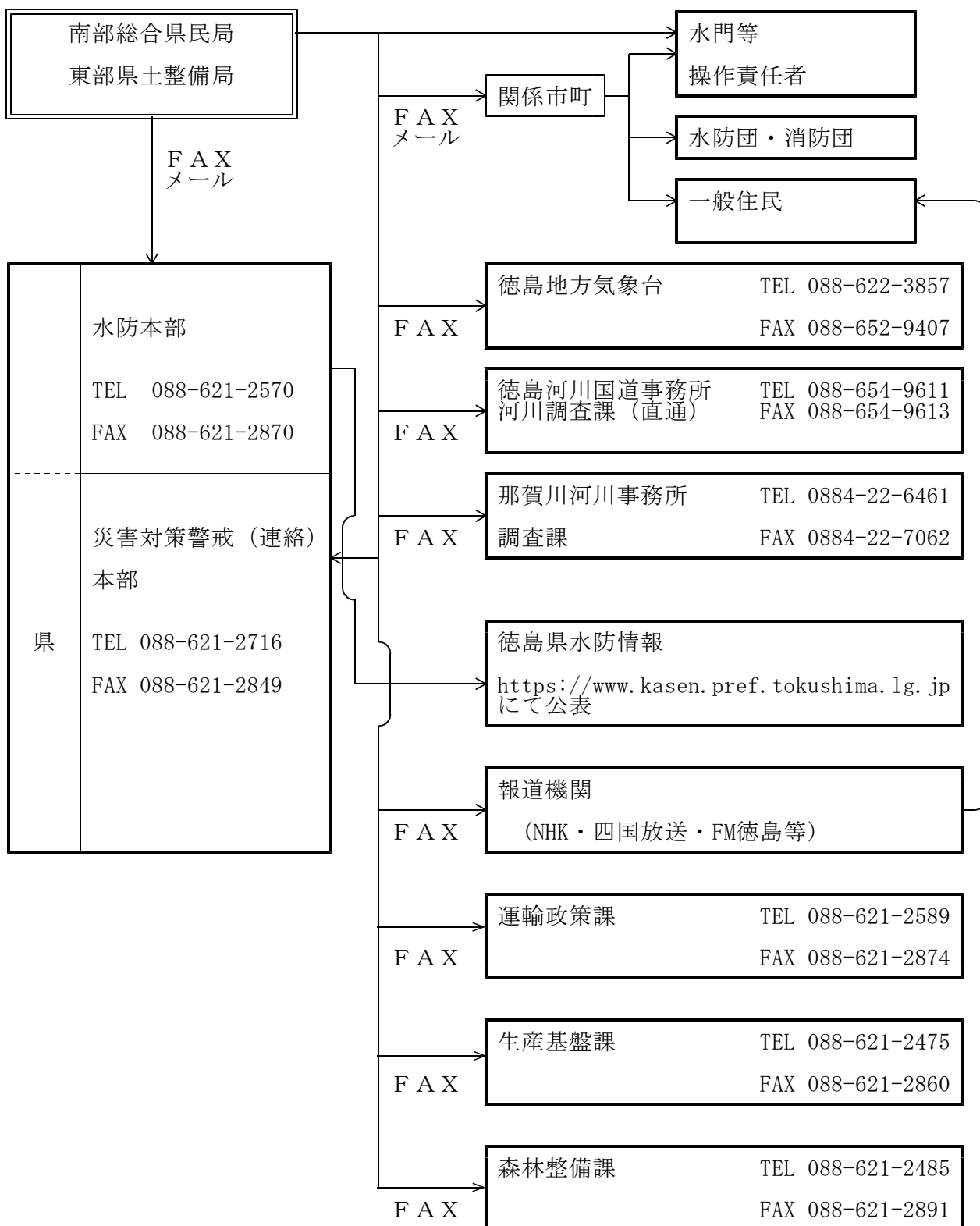
(i) 高潮氾濫発生情報

対象水位観測所の水位が，高潮特別警戒水位を超えたとき及び下回ったとき，その旨を水防管理者に通知するとともに，必要に応じ一般に周知する。

(2) 指定海岸

海岸名	基準水位観測所	地先名	高潮氾濫危険水位 (T. P. +m)	対象水防管理団体名
			レベル5	
讃岐阿波沿岸	折野港	徳島県鳴門市北灘町折野	1.9	鳴門市
紀伊水道西沿岸	小松島 (徳島小松島港)	徳島県小松島市小松島町外開地先	1.8	徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 松茂町 北島町 藍住町
海部灘沿岸	阿波由岐 (由岐漁港)	徳島県海部郡美波町西由岐字西地先	1.8	阿南市 牟岐町 美波町 海陽町

(3) 高潮氾濫発生情報連絡系統図



2-7 各防災機関雨量観測

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細	
			型式	管理者 テレメータ所 所在地
徳島地方 気象台	池田	三好市池田町シンヤマ	転倒ます型雨量計	徳島地方 気象台
	穴吹	美馬市穴吹町口山初草	"	"
	徳島	徳島市大和町2丁目	"	"
	京上	三好市東祖谷京上	"	"
	福原旭	勝浦郡上勝町大字旭字蔭	"	"
	蒲生田	阿南市椿町字蒲生田	"	"
	木頭	那賀郡那賀町木頭和無田 ヨシノ	"	"
	日和佐	海部郡美波町日和佐浦	"	"
	海陽	海部郡海陽町四方原字杉 谷	"	"
	半田	美馬郡つるぎ町半田字下 尾尻	"	"
	穴喰	海部郡海陽町久保字板取 224-1	テレメーター	徳島河川国道事務 所(通所)
	海南	海部郡海陽町浅川字小鱈 瀬口24-3	"	"
	福井	阿南市福井町字日の地 134-3	"	"
国土交通省 四国地方整 備局徳島河 川国道事務 所	大野	三好市山城町大野511	1.0mm転倒ます 型雨量計	徳島河川国道事務 所(河川)
	谷道	三好市東祖谷妻生土146- 1	テレメーター	"
	古宮	美馬市穴吹町古宮字平谷 627	"	"
	岩津	阿波市阿波町岩津	"	"
	山川	吉野川市山川町大塚	1.0mm転倒ます型雨量計	"

2-7 各防災機関雨量観測

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細	
			型式	管理者 テレメータ所 所在地
国土交通省 四国地方整 備局徳島河 川国道事務 所	上板	板野郡上板町瀬部267-2	1.0mm転倒ます 型雨量計	徳島河川国道事務 所
	藍畑	名西郡石井町藍畑	"	"
	境目	三好市池田町佐野字西沼 谷1064-5	テレメーター	徳島河川国道事務 所(通所)
	祖谷口 (下川)	三好市山城町下川字東川 添	"	"
	旧吉野川	板野郡藍住町奥野字乾	1.0mm転倒ます 型雨量計	徳島河川国道事務 所(河川)
	種野	吉野川市美郷字川俣	"	"
	徳島	徳島市上吉野町3-35	テレメーター	"
	木屋平	美馬市木屋平字大北 262	"	"
	大山	板野郡上板町神宅ケケ谷 8	"	"
	中藪	美馬市美馬町字大宮西	"	"
	中央橋	阿波市吉野町柿原	"	"
	今杖	美馬市脇町字西俣名553- 2	"	"
	切越	美馬郡つるぎ町一字字太 刀之本297-2	"	"
	猪之鼻	三好市池田町字西山登り 尾1348-1-34	テレメーター	徳島河川国道事務 所(通所)
	上名	三好市山城町上名字コネ モチ	"	"
	折野	鳴門市北灘町大字折野字 東地	"	"
	楠根地	吉野川市山川町楠根地	1.0mm転倒ます 型雨量計	徳島河川国道事務 所(河川)
大坂谷	板野郡板野町大坂宮東	"	"	

2-7 各防災機関雨量観測

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		管理者	テラログ所在地
			型式	型式		
国土交通省 四国地方整 備局徳島河 川国道事務 所	板東谷	鳴門市大塚町坂東字中谷 8-3	1.0mm転倒ます 型雨量計	1.0mm転倒ます 型雨量計	徳島河川国道事務 所(河川)	徳島河川国道事務 所
	三野	三好市三野町太刀野山字 林3662	テレメーター	テレメーター	"	"
	半田	美馬郡つるぎ町半田字 樫屋53-2	"	"	"	"
	神山	名西郡神山町阿野字福原 452	"	"	"	"
	竜王山	美馬市美馬町字入倉813-34	"	"	"	"
	大砂子	高知県長岡郡大豊町大砂 子	1.0mm転倒ます 型雨量計	1.0mm転倒ます 型雨量計	"	"
	北川(旧)	那賀郡那賀町木頭北川字 かじや26番	1.0mm転倒ます型 隔測雨量計	1.0mm転倒ます型 隔測雨量計	那賀河川 事務所	那賀河川 事務所
	出原	那賀郡那賀町木頭出原字 クララ26	"	"	"	"
	長安口	那賀郡那賀町長安字向イ 20-14	"	1.0mm転倒ます型 隔測雨量計	"	"
	桜谷	那賀郡那賀町音谷字滝倉 338-8	"	"	"	"
	延野	那賀郡那賀町延野字大原 96-2(相生中学校)	"	1.0mm転倒ます型 隔測雨量計	"	"
	谷口	阿南市新野町久田85-2	"	1.0mm転倒ます型 隔測雨量計	"	"
	山口	阿南市山口町平野77-9	"	1.0mm転倒ます型 隔測雨量計	"	"
	富岡	阿南市領家町室ノ内390 (那賀河川事務所)	"	"	"	"
岩倉	那賀郡那賀町岩倉字地蔵 本18	"	"	"	"	
名古ノ瀬	那賀郡那賀町掛盤字保木 山7	"	1.0mm転倒ます型 隔測雨量計	"	"	
樋戸	那賀郡那賀町岩倉シモア レ28-9	"	"	"	"	
和食	那賀郡那賀町仁字学原20 2-1	"	"	"	"	
古庄	阿南市上中町南島230-2	"	"	"	"	

2-7 各防災機関雨量観測

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		管理者	テラログ所在地
			型式	型式		
国土交通省 四国地方整 備局那賀河 川事務所	大原	阿南市長生町川ハタ	1.0mm転倒ます型 隔測雨量計	1.0mm転倒ます型 隔測雨量計	那賀河川 事務所	那賀河川 事務所
	川俣	那賀郡那賀町川俣字ソノ 1-1	"	"	"	"
	南川	那賀郡那賀町木頭折字字 野久保谷45-2	1.0mm転倒ます型 隔測雨量計	1.0mm転倒ます型 隔測雨量計	"	"
	小見野々	那賀郡那賀町白石下用知 地先	1.0mm転倒ます型 隔測雨量計	1.0mm転倒ます型 隔測雨量計	"	"
	海川	那賀郡那賀町海川字東俣 75-2	"	"	"	"
	日早	那賀郡那賀町木頭折字字 字井ノ内13	"	"	"	"
	北川	那賀郡那賀町木頭北川字 いもじ屋敷6-1	"	"	"	"
	川成	那賀郡那賀町川成字しん じよの向12	"	"	"	"
	久保	三好市東祖谷字久保293	"	1.0mm転倒ます型 隔測雨量計 (ハット方式テレメーター)	四国山地砂防事務 所	四国山地砂防事務 所
	落合谷	三好市東祖谷落合363-3	"	"	"	"
釣井	三好市東祖谷釣井186	"	"	"	"	
大枝	三好市東祖谷大枝198	"	"	"	"	
下瀬	三好市東祖谷下瀬108-1	"	"	"	"	
麦生土	三好市東祖谷麦生土30	"	"	"	"	
小島	三好市東祖谷小島240-2	"	"	"	"	
高野	三好市東祖谷高野79	"	"	"	"	
菅生	三好市東祖谷菅生28	"	"	"	"	
古味	三好市東祖谷古味21-1	"	"	"	"	

2-7 各防災機関雨量観測

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		データー所属
			型式	管理者	
国土交通省 四国地方整備局 四国山地砂防事務所	名頃	三好市東祖谷菅生640-8	1.0mm転倒ます型 (ハット方式テレメータ)	四国山地砂防事務所	四国山地砂防事務所
	善徳	三好市西祖谷山村善徳1400	"	"	"
	尾井ノ内	三好市西祖谷山村尾井ノ内139-2	"	"	"
	吾橋	三好市西祖谷山村下吾橋38	"	"	"
	有瀬	三好市西祖谷山村有瀬493-1	"	"	"
	小祖谷	三好市西祖谷山村下名370	"	"	"
	川崎	三好市池田町川崎浪会31	"	"	"
	出合	三好市池田町大利大西15	"	"	"
	寺野	三好市山城町寺野字北ノ後575	1mm転倒ます型 自記雨量計	西讃合県民局 (三好)	砂防・気候防災課
	大野	三好市山城町大野字上大野319	"	"	"
	国政	三好市山城町国政字黒岩962	"	"	"
	栗山	三好市山城町栗山よそう口	"	"	"
	葛籠	三好郡東みよし町東山字葛籠	"	"	"
	井ノ久保	三好市池田町白地字井ノ久保	"	"	"
馬路	三好市池田町馬路	"	"	"	
松尾	三好市池田町松尾字下藤33	"	"	"	
太刀野山東	三好市三野町太刀野山字鎌窪4371	"	"	"	
長田	三好郡東みよし町西庄字長田81	"	"	"	

2-7 各防災機関雨量観測

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		データー所属
			型式	管理者	
徳島県 県土整備部	上吹	三好市井川町井内東字瀧ノ内5371	1mm転倒ます型 自記雨量計	西讃合県民局 (三好)	砂防・気候防災課
	大久保	三好市井川町大久保	"	"	"
	野呂内	三好市池田町白地ノロウチ	"	"	"
	水の丸	三好郡東みよし町中庄2970-5-5	"	"	"
	川原柴	美馬市脇町字川原柴269-2	"	西讃合県民局 (美馬)	"
	黒北	美馬市脇町字東赤谷名154-2	"	"	"
	切久保	美馬市美馬町字入倉657	"	"	"
	池ノ浦	美馬市美馬町字池ノ浦57-3	"	"	"
	三谷	美馬市穴吹町三島字三谷369	"	"	"
	穴吹ノ下	美馬市穴吹町穴吹字市ノ下8-2	"	"	"
	猿飼	美馬市穴吹町口山字猿飼145-4	"	"	"
	柴内	美馬郡つるぎ町貞光柴内328-2	"	"	"
	曾我	美馬郡つるぎ町半田字白石457-2	"	"	"
	川見	美馬郡つるぎ町貞光字川見28	"	"	"
	半平	美馬市穴吹町古宮字大平350-4	"	"	"
	貫	美馬市木屋平字貫397-5	"	"	"
	森遠	美馬市木屋平字森遠54-3	"	"	"
平成庄	美馬市木屋平字太合カケ445-1	"	"	"	

2-7 各防災機関雨量観測

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		データー取得
			型式	管理者	
徳島県 県土整備部	奥大野	美馬郡つるぎ町一字字奥大野1231-1	1mm転倒ます型 自記雨量計	西部総合課 (美馬)	砂防・気 候防災課
	明谷	美馬郡つるぎ町一字字明谷3252-1	"	"	"
	浦池	阿波市土成町浦池字上井221-3	"	東部県土整備局 (吉野川)	"
	土柱	阿波市阿波町伊沢字北正広203-2	"	"	"
	山崎南	吉野川市山川町字忌部239-1	"	"	"
	馬見尾	吉野川市山川町字皆瀬475-1	"	"	"
	東山峠	吉野川市美郷字東山峠217-1	"	"	"
	鴨島	吉野川市鴨島町鴨島106-2	"	"	"
	中島田	鳴門市瀬戸町中島田字北田	"	東部県土整備局 (鳴門)	"
	栗田	鳴門市北灘町栗田字西傍示	"	"	"
	高島	鳴門市鳴門町高島字北	"	"	"
	大代	鳴門市大津町大代字六反地	"	"	"
	池谷	鳴門市大森町池谷字長田	"	"	"
	大坂	板野郡板野町大坂	"	"	"
	眉山	徳島市眉山町茂助ヶ原7	"	東部県土整備局 (徳島)	"
	入田	徳島市入田町安都真220	"	"	"
	上八万	徳島市上八万町西山52-23	"	"	"
	丈六	徳島市丈六町八万免14	"	"	"

2-7 各防災機関雨量観測

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		データー取得
			型式	管理者	
徳島県 県土整備部	八多	徳島市八田町字中ノ丸南15-1	1mm転倒ます型 自記雨量計	西部総合課 (徳島)	砂防・気 候防災課
	国府	徳島市国府町西矢野字奥谷298	"	"	"
	今山	勝浦郡勝浦町沼江字山路33-2	"	"	"
	府能山	名東郡佐那河内村上字府能山235	"	"	"
	太郎山	勝浦郡勝浦町大字坂本字太郎山16-35	"	"	"
	下浦	名西郡石井町浦庄字下浦600-3	"	"	"
	石堂	名西郡神山町神領字石堂192-1	"	"	"
	大田井	阿南市大井町メ谷2-4	"	南部総合課 (阿南)	"
	上大野	阿南市上大野町須賀61-2	"	"	"
	桑野	阿南市桑野町41番地先	"	"	"
	津乃峰	阿南市津乃峰町新浜33-29	"	"	"
	福井	阿南市福井町山下211-2	"	"	"
	樺泊	阿南市樺泊町大瀬井10-2	"	"	"
	坂州	那賀郡那賀町木頭字前田43-1	"	南部総合課 (那賀)	"
	府殿	那賀郡那賀町府殿字日浦43-2	"	"	"
	平野	那賀郡那賀町平野字妙見前20-1	"	"	"
	久尾	海部郡海陽町久尾字久尾148-1	"	南部総合課 (美波)	"
	大井	海部郡海陽町大井字宮ノ前84-2地先	"	"	"

2-7 各防災機関雨量観測

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		管理 者	テ レ ビ 加 録 画
			型式	管理 者		
徳島県 県土整備部	浅川	海部郡海陽町浅川ヨリ 東26-4	1mm転倒ます型 自記雨量計	海部郡美波町赤松字阿地 屋277-1	海部郡美波町西由岐字西76	砂防・気 候防災課
	赤松	海部郡美波町赤松字阿地 屋277-1	"	"	"	"
	西由岐	海部郡美波町西由岐字西76	"	"	"	"
	明神	海部郡美波町カシガフチ 592-4	"	"	"	"
	美波庁舎	海部郡美波町奥河内弁財 天17-1	0.5mm転倒ます型 雨量計, テレメーター	"	"	河川整備 課
	月輪	海部郡美波町西河内大 久保	"	"	"	"
	牟岐	海部郡海陽町中村字本 村47-2	"	"	"	"
	寒ヶ瀬	海部郡海陽町平井字寒ヶ 瀬115	"	"	"	"
	神野	海部郡海陽町神野字七川 1-1	"	"	"	"
	奥浦	海部郡海陽町奥浦字鹿ヶ 谷3-1	"	"	"	"
	穴喰	海部郡海陽町大字穴喰浦 中角1-1	"	"	"	"
	小谷	海部郡海陽町小谷字落合 106	1mm転倒ます型 自記雨量計	"	海部郡土整備部 (阿南)	河川整備 課
	吉野川庁 舎	吉野川市川島町大字宮島 字中須	0.5mm転倒ます型 雨量計, テレメーター	"	海部郡土整備部 (吉野川)	"
	平	吉野川市美郷字張410-7	"	"	"	"
	野田原	阿波市市場町日開谷字野 田原	"	"	"	"
	七条	板野郡上板町西分字溝尻 8-3地先	"	"	"	"
	宮川内	阿波市土成町宮川内平間	"	"	"	"
	上畑	阿波市土成町宮川内字上 畑75-16	"	"	"	"
美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻建神 社下南	"	"	西條郡土整備部 (美馬)	"	

2-7 各防災機関雨量観測

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		管理 者	テ レ ビ 加 録 画
			型式	管理 者		
徳島県 県土整備部	三好庁舎	三好市池田町字マチ2415	0.5mm転倒ます型 雨量計, テレメーター	三好市池田町字マチ2415	西部総合県民局 (三好)	河川整備 課
	加茂	三好郡東みよし町加茂 1621-3地先	"	"	"	"
	徳島庁舎	徳島市南末広町6-36	"	"	東部県土整備部 (徳島)	"
	正法寺	板野郡藍住町奥野東中須 125地先	"	"	"	"
	広野	名西郡神山町阿野字広野 154-1	"	"	"	"
	香井	名西郡神山町神領字川北 2-1	"	"	"	"
	宮前	名東郡佐那河内村上字中 辺74-1	"	"	"	"
	法花	徳島市八万町式丈5-1	"	"	"	"
	立江	小松島市立江町清水189- 1	"	"	"	"
	落合	勝浦郡上勝町落合	"	"	"	"
	正木	勝浦郡上勝町正木字藤の 内18-2	"	"	"	"
	雄中面	勝浦郡上勝町大字生実字 百合出尾	"	"	"	"
	殿川内	勝浦郡上勝町殿川内	"	"	"	"
	横瀬	勝浦郡勝浦町大字久国鴻 畑地	"	"	"	"
	八重地	勝浦郡上勝町大字旭字西 中29-2	"	"	"	"
	鳴門総合 S C	鳴門市撫養町立岩字七枚 128	"	"	"	"
	大谷川	板野郡松茂町中喜来字中 瀬堤外15-9	"	"	"	"
	阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46	"	"	南部総合県民局 (阿南)	"

2-7 各防災機関雨量観測

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細	
			型式	管理者
徳島県 県土整備部	新野	阿南市新野町秋山350-5	0.5mm転倒ます型雨量計, テレメータ	南部総合県民局 (阿南)
	福井ダム	阿南市福井町鉦打	"	"
	加茂谷	阿南市加茂町野上22-6	"	長安ダム管理事務所
	那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野弥ハガへ64-1	"	南部総合県民局 (那賀)
	川口	那賀郡那賀町吉野イヤ谷72-1	1.0mm転倒ます型雨量計, テレメータ	総合管理センター 川口庁舎
	明神ダム	那賀郡那賀町深森アシ谷31-4	1.0mm転倒ます型雨量計, テレメータ	"
徳島県 企業局	請ノ谷	那賀郡那賀町請ノ谷堂平間34-2	"	"
	坂州 発電所	那賀郡那賀町大字坂州字高山平106-1	1.0mm転倒ます型雨量計, テレメータ	"
	花瀬	那賀郡那賀町花瀬字花瀬84	1.0mm転倒ます型雨量計, テレメータ	"
	棚野	勝浦郡勝浦町棚野	"	総合管理センター
徳島県立農 林水産総合 技術支援セ ンター	立川ダム	勝浦郡勝浦町棚野	"	"
	農業研 究所	名西郡石井町石井1660	試験研究用蒸発皿雨量計, 蒸気温度計, 日照量計, 風速計, 風向計	農産園芸 研究所
	栗樹研 究所	板野郡上板町神宅祝谷	"	"

2-7 各防災機関雨量観測

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細	
			型式	管理者
四国旅客鉄 道株式会社	板野	板野郡板野町大字大寺字泉口	警報機付雨量計	徳島保線区
	池谷	鳴門市大麻町池谷字柳ノ本	"	"
	徳島	徳島市徳島町城内1-31	"	"
	鴨島	吉野川市鴨島町鴨島	"	池田保線 駐在
	山瀬	吉野川市山川町字西久保	"	"
	穴吹	美馬市穴吹町穴吹字戒	"	"
	半田	美馬郡つるぎ町半田字中敷	"	"
	阿南	阿南市富岡町今福寺	"	徳島保線区
	由岐	海部郡美波町西の地字東地	"	"
	日和佐	海部郡美波町奥河内字弁才天	"	"
	牟岐	海部郡牟岐町大字中村字本村	"	"
	坪尻	三好市池田町西山立谷	"	池田保線 駐在
	池田	三好市池田町サラダ	"	"
	川口	三好市山城町大川持	"	"
大歩危	三好市西祖谷山村徳善	"	"	
阿佐海岸鉄 道六軒 駅(雨)	海部郡海陽町六軒浦字正 幌22-1	警報機付風速・ 雨量監視装置	施設課	
阿佐海岸鉄 道株式会社			運転指令	

2-7 各防災機関雨量観測

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		管理者	データー所係館
			型式	型式		
四国電力株式会社	徳島支店	三好市東祖谷菅生 620-4	警報用0.5mm転倒ます型雨量計	名頃ダム	名頃ダム	名頃ダム
	若宮谷ダム気象観測所	三好市西祖谷山村一宇 220-1	1.0mm転倒ます型雨量計	三縄ダム	三縄ダム	三縄ダム
	三縄ダム気象観測所	三好市池田町松尾大申43-1	警報用1.0mm転倒ます型雨量計	"	"	"
	伊予川ダム気象観測所	三好市山城町政友大入46	1.0mm転倒ます型雨量計	"	"	"
	松尾川ダム気象観測所	三好市西祖谷山村小祖谷 428	"	"	"	"
	祖谷発電所気象観測所	三好市東祖谷若林242-2	"	"	"	"
	川成気象観測所	那賀郡那賀町川成シンジヨノ向8	1.0mm転倒ます型雨量計	大美谷ダム	大美谷ダム	大美谷ダム
	大美谷ダム気象観測所	那賀郡那賀町当山字滝下ノ口36	"	"	"	"
	出羽気象観測所	那賀郡那賀町出羽字奥山6-2	"	"	"	"
	小見野々ダム気象観測所	那賀郡那賀町木頭助字小見野々157-1	"	"	小見野々ダム	小見野々ダム
	北川気象観測所	那賀郡那賀町木頭北川字拝ノ久下22	"	"	"	"
	日早気象観測所	那賀郡那賀町木頭折字宇井ノ内41-3	"	"	"	"
	海川気象観測所	那賀郡那賀町海川字西俣21-2	"	"	"	"

2-7 各防災機関雨量観測

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		管理者	データー所係館
			型式	型式		
徳島市	中央浄化センター	徳島市南昭和町3丁目	自記雨量計(1日巻)	中央浄化センター	中央浄化センター	中央浄化センター
鳴門市	鳴門市消防本部	鳴門市撫養町南浜字東浜170	転倒ます型パルス方式	鳴門市消防本部	鳴門市消防本部	鳴門市消防本部
小松島市	小松島市消防本部	小松島市横須町1-1	"	小松島市消防本部	小松島市消防本部	小松島市消防本部
阿南市	阿南市消防本部	阿南市辰己町1-33	転倒ます型雨量計	阿南市消防本部	阿南市消防本部	阿南市消防本部
	古庄	阿南市羽ノ浦町岩脇姥ヶ原30-4	"	阿南市	阿南市	阿南市
	深瀬岡崎	阿南市深瀬町大畝町36-1	"	"	"	"
	福井中分(4)	阿南市福井町鉦打47	"	"	"	"
吉野川市	吉野川市役所	吉野川市鴨島町鴨島115-1	0.5mm転倒ます型雨量計	吉野川市	吉野川市役所	吉野川市役所
	川島庁舎	吉野川市川島町桑村2421-1	"	"	"	川島庁舎
	美郷庁舎	吉野川市美郷村川俣7-1	自記電設計数器	"	"	美郷庁舎
阿波市	阿波市役所	阿波市東原173	長巻自記雨量計 113-R-56	阿波市	阿波市役所	阿波市役所
	土成町支所	阿波市土成丸山1-1	ロー型長巻雨量計 LD-1型	"	"	土成支所
	土成町支所	阿波市土成丸山1-1	ロー型長巻雨量計 LD-1型	"	"	土成支所

2-7 各防災機関雨量観測

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		管理業者	テラソド係員
			型式	雨量		
勝浦町	勝浦町農業センター	勝浦郡勝浦町久国	転倒ます型雨量計		勝浦町	勝浦町役場
佐那河内村	佐那河内村役場	名東郡佐那河内村中上字辺74-1	ロータリ型長筒雨量計LD-1型		佐那河内村	佐那河内村役場
牟岐町	牟岐町役場	海部郡牟岐町中村本村7-4	"		牟岐町	牟岐町役場
美波町	由岐支所	海部郡美波町西の地字西地50-1	0.5mm転倒ます型雨量計		美波町	由岐支所
	美波町役場	海部郡美波町奥河内字本村18-1	転倒ます型雨量計		"	美波町役場
	瀬田継糸川団地	海部郡美波町赤松字野田139	転倒ます型雨量計		美波町	美波町役場
海陽町	大里	海部郡海陽町大里	転倒ます型雨量計		海陽町	海南庁舎
	榎木屋集会所	海陽町小川字下榎木屋57	"		"	海陽町役場
	消防団川上第4分団屯所	海陽町小川字小川15-4	"		"	"
	大内生活改善センター	海陽町相川字上大内31	"		"	"
	消防団川上第3分団屯所	海陽町相川字岡本192-2	"		"	"
	小谷西集会所	海陽町小谷字小野39-1	"		"	"
つるぎ町	半田支所	美馬郡つるぎ町半田木ノ内136-1	自記電設計数器		つるぎ町	半田支所
	つるぎ町本庁	美馬郡つるぎ町貞光東浦1-3	転倒ます型雨量計		"	貞光本庁
	"	"	1.0mm転倒ます型雨量計		"	"
	一支支所	美馬郡つるぎ町一字赤松541-2	転倒ます型雨量計		"	一支支所
東みよし町	増小川学校	三好郡東みよし町東山増川267	転倒ます型雨量計(RT-5型)		三好庁舎	三好庁舎

2-7 各防災機関雨量観測

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		管理業者	テラソド係員
			型式	雨量		
美馬市	美馬市消防本部	美馬市脇町	転倒ます型雨量計発信器		美馬市	美馬市消防本部
那賀町	那賀町消防本部	那賀郡那賀町百合字石橋250番地	気象観測装置		那賀町	那賀町消防本部
名西	名西消防組合	名西郡石井町高川原高川原66-8	0.5mm転倒ます型雨量計		名西消防組合	石井消防署
	名西消防組合	名西郡神山町神領字本野間97	0.5mm転倒ます型雨量計		"	神山消防署
海部	海部消防組合	海部郡牟岐町川長新光寺98-1	転倒ます型雨量計(RT-5型)		海部	海部消防組合
板野東部	板野東部消防組合	板野郡北島町北村字大開11-1	総合気象観測装置		板野東部	板野東部消防本部
板野西部	板野西部消防組合	板野郡板野町羅漢字前田35	0.5mm転倒ます型雨量計		板野西部	板野西部消防本部
徳島中央	徳島中央広域連合	吉野川市鴨島町上下島21-1	気象情報収集装置		徳島中央広域連合	消防本部
美馬西部	美馬西部消防組合	美馬市美馬町天神119	"		美馬西部	美馬西部消防本部
みよし広域	みよし広域連合	三好郡東みよし町足代345-1	気象観測装置		みよし広域連合	消防本部

2-8 徳島県震度情報ネットワークシステムの構成

市町村名	徳島県 計測震度計	気象庁 計測震度計	防災科学 技術研究所 強震計	◎設置場所
徳島市	◎			徳島市消防局
鳴門市		◎		鳴門市役所
小松島市	◎			小松島市役所
阿南市	◎	◎		富西高等学校
〃	◎			阿南市那賀川支所
〃	◎			阿南市羽ノ浦支所
吉野川市		◎		吉野川市役所
〃	◎			吉野川市川島庁舎
〃	◎			吉野川市山川町翁喜台56番地2
〃	◎			吉野川市美郷字中筋194番地1
阿波市	◎			阿波市阿波支所
〃	◎			阿波市吉野町西条字大西60-1
〃	◎			阿波市土成町土成字丸山1-1
〃			◎	阿波市市場町市場字上野段385-1
美馬市	◎			美馬市穴吹町穴吹字九反地5
〃		◎		美馬市脇町大字蒲原字西分116-1
〃	◎			美馬市美馬町字天神121
〃	◎		◎	美馬市木屋平字川井171-2
三好市	◎			三好市三野町芝生1036-1
〃	◎		◎	三好市池田町マチ2861-1
〃	◎			三好市山城町大川特518-9
〃	◎			三好市井川町辻73
〃			◎	三好市東祖谷下瀬12-1
〃	◎			三好市西祖谷山村一字343-2
〃	◎			三好市西祖谷山村久保田3
勝浦町	◎			勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3
上勝町	◎		◎	勝浦郡上勝町大字旭字磯72
佐那河内村	◎			名東郡佐那河内村下字中辺71-1
石井町	◎			名西郡石井町高川原字高川原125-1
神山町	◎			名西郡神山町神領字本野間100
那賀町	◎			那賀郡那賀町和食郷字南川104-1
〃	◎			那賀郡那賀町延野字玉子原31-1
〃	◎			那賀郡那賀町小浜151
〃	◎			那賀郡那賀町木頭字前田43-1
〃			◎	那賀郡那賀町木頭和無田字ノ子24
牟岐町			◎	海部郡牟岐町大字中村字本村10-57
美波町			◎	海部郡美波町西の地字西地50-1
〃	◎			海部郡美波町奥河内字本村21

2-8 徳島県震度情報ネットワークシステムの構成

市町村名	徳島県 計測震度計	気象庁 計測震度計	防災科学 技術研究所 強震計	◎設置場所
海陽町	◎			海部郡海陽町大里字上中須128 海陽町役場
〃	◎			海部郡海陽町奥浦字新町44 海陽町海部庁舎
〃	◎			海部郡海陽町穴喰浦字穴喰362 海陽町穴喰町民センター
松茂町	◎			板野郡松茂町広島字東裏30 松茂町役場
北島町	◎			板野郡北島町中村字上地23-1 北島町役場
藍住町	◎			板野郡藍住町奥野字穴上前52-1 藍住町役場
板野町	◎			板野郡板野町太寺亀山西169-5 板野町民センター
上板町	◎			板野郡上板町七條字経塚42 上板町役場
つるぎ町			◎	美馬郡つるぎ町貞光字宮下61 美馬郡つるぎ町就業構造改善センター
〃	◎			美馬郡つるぎ町半田字本の内136-1 美馬郡つるぎ町役場半田支所
〃	◎			美馬郡つるぎ町一字赤松541-2 美馬郡つるぎ町役場一字支所
東みよし町	◎			三好郡東みよし町長閑3673-1 東みよし町三好庁舎
〃	◎			三好郡東みよし町加茂3360 東みよし町役場
	37	4	9	計50箇所

2-9 徳島県と徳島地方気象台との火災気象通報に関する協定

徳島県（以下、「甲」という。）及び徳島地方気象台（以下、「乙」という。）は、消防法第22条第1項の規定に基づく、火災気象通報の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の締結に伴い、平成2年6月15日付けで甲と乙との間で締結した「火災気象通報についての協定」は廃止する。

1 通報区域

おおむね市町村を単位とする「二次細分区域」単位での通報とする。

2 通報基準

乙が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

3 通報時刻及び内容

乙が毎日午前5時頃に、翌日午前9時までの気象状況の概要を気象概況として甲に通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予想される場合は、これをもって火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。

また、乙が直前の通報内容と異なる「乾燥注意報」又は「強風注意報」を発表した場合は、その発表をもって火災気象通報に代えることとする。

4 担当窓口

甲 徳島県危機管理部消防保安課	電話番号 088-621-2284
乙 徳島地方気象台観測予報管理官	電話番号 088-622-3857

5 協定の変更

この協定を変更する必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定める。

6 その他

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

附則

この協定は、令和2年3月6日から実施する。

令和2年3月6日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島地方気象台
台長 明田川 保

2-10 徳島県と徳島地方気象台間の防災情報交換に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と徳島地方気象台（以下「乙」という。）とは、徳島県内における防災対策に係る事務に関し、相互に密接な連携を図るため、警報・注意報並びに気象及び地震に関する観測資料等（以下「情報」という。）の相互交換について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が発表する情報を甲に迅速に提供し、さらに、甲及び乙が保有する情報を相互交換することにより、気象等の状況を迅速かつ的確に把握し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に寄与することを目的とする。

（装置等の設置）

第2条 甲は、乙が所有する庁舎内に、オンラインによる情報交換のために必要な装置（以下「通信装置」という。）を設置する。

（費用の負担）

第3条 通信装置の設置、運用及び維持管理費に要する経費は、甲が負担するものとする。

（設置場所の使用等）

第4条 乙は、通信装置の設置場所を甲に無償で使用させるものとする。

2 甲は、通信装置の設置に先立ち乙の所管する財産の使用許可を得なければならない。

（設置場所の変更）

第5条 甲及び乙は、前条第1項の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ協議するものとする。

2 前項による設置場所の変更に必要な費用は、甲の負担とする。

（点検及び管理）

第6条 甲は、通信装置を安全かつ確実に作動させるために、定期点検及び修理等を行うものとする。

2 前項の定期点検及び修理等の作業を実施するに当たり、乙は、甲の作業に便宜を図るものとする。

（情報交換の手段及び内容並びに警報事項の取扱い）

第7条 甲及び乙は、それぞれ保有する計算機システムを専用線により接続し、甲は雨量、河川水位及び震度に関する情報を、乙は警報等の防災情報（以下「警報事項等」という。）をオンラインにより提供する。

2 甲及び乙は、前項に記載されたシステムによる警報事項等の伝達をもって、気象業務法第15条第1項、第15条の2第1項、水防法第10条及び消防法第22条

第1項に基づく法定通知事項の通知として取り扱うものとする。

(細目事項)

第8条 情報の提供及び交換に関する必要な細目事項については、別に定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成28年3月31日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から何ら意思表示がない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

(その他)

第10条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲乙の協議の上定めるものとする。

第11条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自その1通を所持するものとする。

(附則)

本協定の締結に伴い、平成9年3月31日甲乙両者の間で締結した「徳島県と徳島地方気象台間の防災情報交換に関する協定」は廃止する。

平成28年3月31日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島地方気象台
徳島地方気象台長 間 宮 嘉 久

2-1-1 災害時自然現象調査に関する覚書

徳島地方気象台（以下「甲」という。）と徳島県（以下「乙」という。）とは暴風・大雨・大雪・洪水・高潮・地震・津波その他による災害状況報告等にかかる当該自然現象調査に関する事項について、次のとおり覚書を交換する。

（災害対策本部設置等の通報）

1 乙は、甲に対し、速やかに次の事項について通報する。

- (1) 徳島県水防本部又は徳島県災害対策本部が設置されたときは、その設置日時。ただし、徳島県水防本部の設置については、徳島県土木部河川課から通報する。
- (2) 徳島県内の市町村に対し、災害救助法が発動されたときは、その発動日時及び市町村名。

（調査報告書作成に関する事務の取扱い）

2 甲の行う災害時自然現象調査報告書（以下「調査報告書」という。）作成に関する事務は、次のとおり取扱う。

- (1) 甲は、調査報告書を作成することが決定したときは、直ちに乙に対してこの旨を連絡するとともに、乙の収集した気象資料の提供を依頼する。
- (2) 乙は、調査報告書に必要な気象資料を直ちに甲に提供する。
- (3) 甲は、当該調査報告書を災害時速報として災害発生後1週間以内に作成し、乙に送付する。

（激甚災害に関する調査事務の取扱い）

3 乙において、激甚災害時の自然現象に関する調査が必要なときの事務は、次のとおり取扱う。

- (1) 乙は、災害発生の場所、日時、被害状況等必要事項及び観測成果をとりまとめた資料を甲に提供し、調査を依頼する。
- (2) 甲は、自ら収集した資料及び乙から提供を受けた資料により、当該現象に関する調査を行い、その成果を乙に回答する。この場合、甲の行う調査事項は調査報告書の災害時速報に準ずるものとする。

（気象資料の相互交換）

4 甲及び乙は、それぞれが管理する施設における観測成果等を取りまとめた月報等の気象資料を次のとおり相互交換する。

- (1) 甲は、自ら作成した徳島県気象月報及び徳島県気象年報を関係各課に送付する。
- (2) 乙は、気象業務法第6条第4項の規定により、自らの施設による観測成果を甲に提供する。

（事務の担任、細目的事項）

5 前項の取決めに関する事務は、甲にあつては防災業務課、乙にあつては消防防災課において行う。この場合の実施に関し、必要な細目的事項は、甲及び乙が協議して定める。

（内容の変更）

6 この覚書に定められた事項を変更する必要がある場合は、甲乙協議して決める。

附 則

1. この覚書は、昭和60年6月15日から効力を生ずる。この覚書の交換に伴い、「気象災害調査に関する覚書（昭和50年10月1日交換）は、同日をもってその効力を失う。
2. この覚書は、2通作成し、甲乙1通を保有する。

昭和60年6月15日

甲 徳島地方気象台
台 長 長久昌弘

乙 徳島県
徳島県知事 三木申三

2-12 津波警戒の広報文例

津波に対する心得

一般向け

- 1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 2 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 3 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- 4 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので、行わない。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、津波の警報、注意報解除まで気をゆるめない。

船舶向け

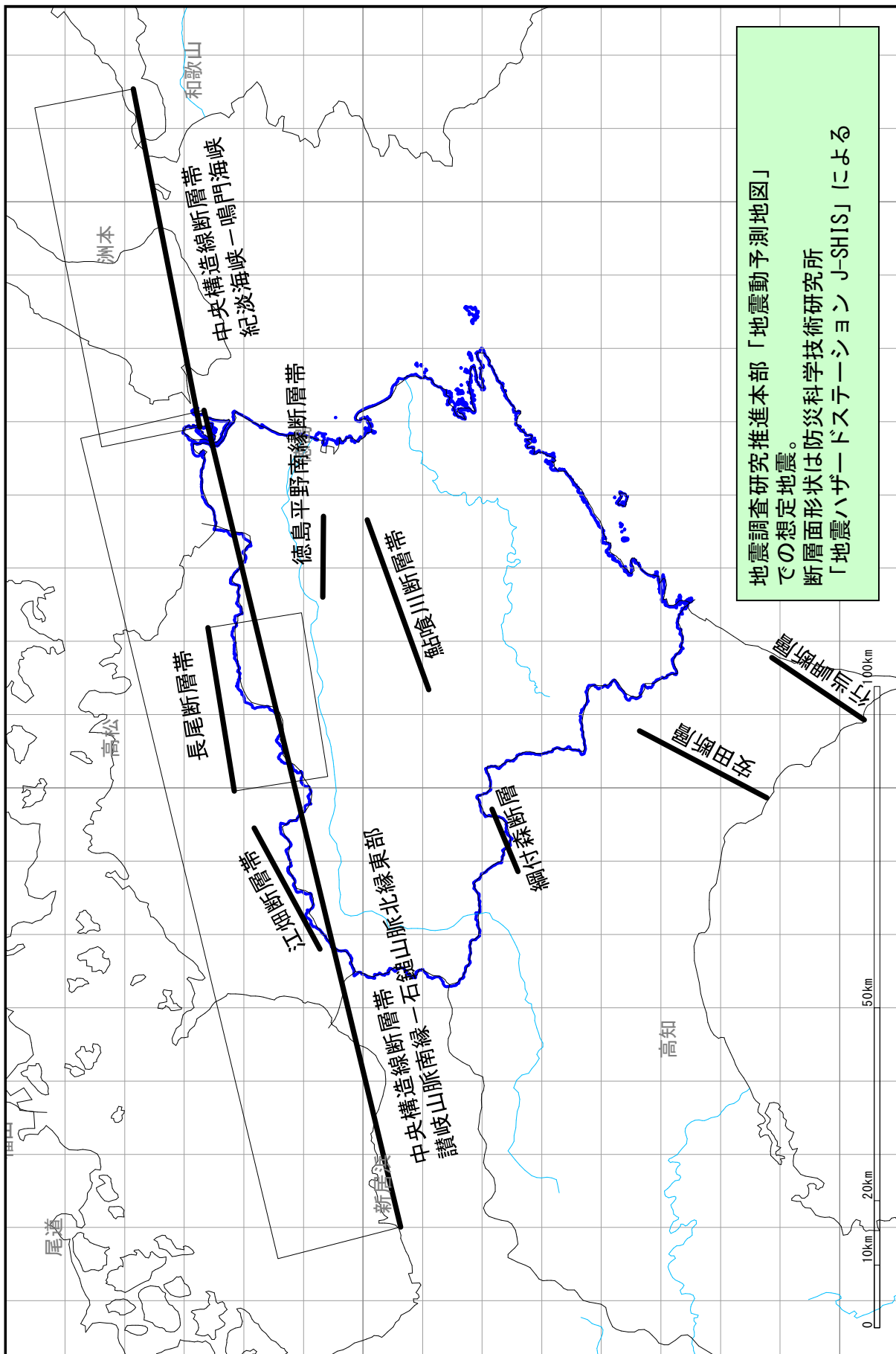
- 1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避する。【注】
- 2 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたら、すぐ港外退避する。【注】
- 3 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- 4 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。【注】
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、津波の警報、注意報解除まで気をゆるめない。

【注】

○港外：水深の深い、広い海域

○港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

2-13 徳島県に影響のある活断層



第 3 通信施設に関する資料

総合情報通信ネットワークシステムの回線構成



システムの概要と機能

本県は、讃岐山脈と剣山を中心とした四国山地に囲まれた山地の多い地域です。また、これらの山地から発する河川は深い渓谷を形成するとともに、台風の影響地帯にも位置していることから、常に災害による危険にさらされています。

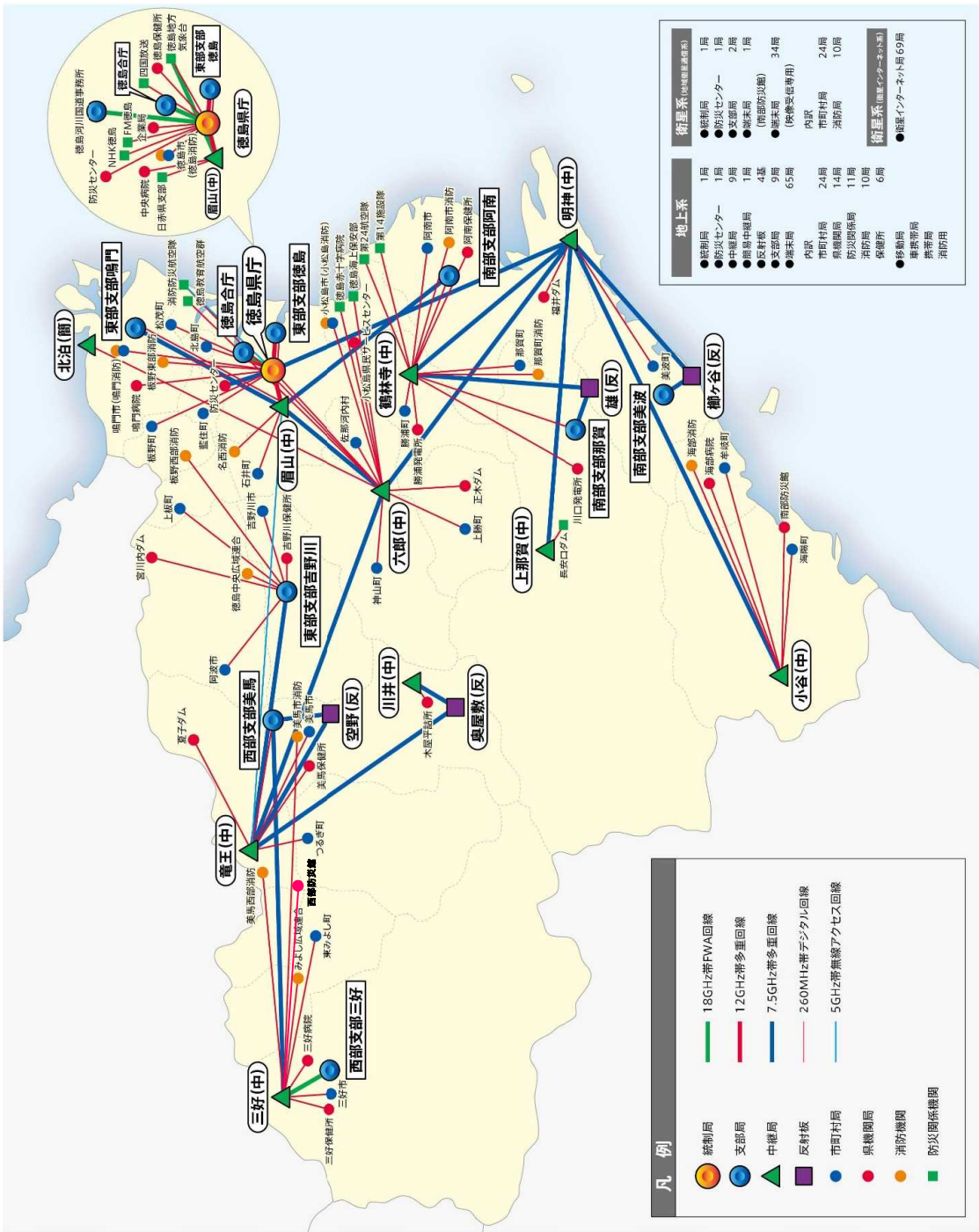
徳島県総合情報通信ネットワークシステムは、こうした地域特性を踏まえ、地上系(多重無線系、デジタル総合無線系)システム、衛星系(地域衛星通信系、衛星インターネット系)システム、およびバックアップの有線系(全庁LAN系)システムから構成されており、相互に機能し、また冗長構成が図られることにより、高度な信頼性を実現しております。また、音声や映像等を含め全ての情報をIP化しIPネットワーク上で伝送するシステムとなっております。

システムの概要

- 地上系(多重無線系) 県庁、支庁局、中継局をデジタル多重回線で構成し音声・メール・FAXによる一斉指令伝達、交換機接続による電話・FAX・映像伝送を可能としています。
- 地上系(デジタル総合無線系) 県庁から市町村等に設置する端末局への音声・メール・FAXによる一斉指令伝達、端末局・移動局との間の音声・メール・緊急連絡等の通信を可能としています。
- 衛星系(地域衛星通信系) 県庁局と4局のVSAI局で構成され、県内及び県外の各地球局との電話・FAX・映像伝送を可能としています。
- 衛星系(衛星インターネット系) 通信事業者が運営する衛星インターネットのインターネット接続機能を活用して、web検索、IP電話/FAXにより、防災関連情報の収集・発信を可能としています。

システムの機能

- 一斉指令機能 県庁から各支庁局及び端末局に音声・メール・FAXにより一斉指令を行います。さらに気象台からの気象情報は自動的にメールまたはFAXにより一斉指令されます。
- 通信統制機能 災害発生時には、緊急かつ重要な通信を確保するために、県庁の統制台の操作により一般通信の接続制御(統制)を可能にしています。
- 運用管理機能 県庁の運用管理装置により、地上系、衛星系機器、およびネットワーク機器の監視・制御を行い、システム全体の円滑な運用を確保することができます。
- 映像送受信機能 県庁・支庁局等に設置されるライブカメラの映像及び、ヘリテレ映像、地域衛星通信系による映像、テレビ放送など、映像ソースを選択制御し、大型ディスプレイ、防災関連装置等に表示するとともに、映像及び音声の記録・保存・編集などを行うことができます。



第1章 総 則

(趣旨)

第1条 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局の取扱いに関しては、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）、電気通信事業法、有線電気通信法、一般財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク契約約款及びそれに基づく契約・規程等、アイピースタージャパン株式会社が定めるIPSTAR衛星ブロードバンド・サービス契約約款及びそれに基づく契約・規定等によるほかこの要綱に定めるところによる。

(無線局の設置)

第2条 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局（以下「無線局」という。）の設置場所等一覧は、別表1-1のとおりとする。

- 2 登録電気通信事業者の一般財団法人自治体衛星通信機構が免許人である地球局の設置場所等一覧は別表1-2のとおりとする。
- 3 登録電気通信事業者のアイピースタージャパン株式会社が免許人である地球局の設置場所等一覧は別表1-3のとおりとする。

(統制管理者)

第3条 前条の無線局のうち徳島県庁固定局を統制局とし、統制局に統制管理者を置く。

- 2 統制管理者は、徳島県危機管理環境部長をもって充てる。
- 3 統制管理者は、無線局を統括し、その運用を統制管理する。
- 4 統制管理者は、法令違反運用の防止等、無線局の円滑な運用に努めなければならない。

(使用管理者等)

第4条 無線局に使用管理者及び無線従事者（以下「通信担当者」という。）を置く。

- 2 使用管理者は、別表1-1に掲げる者をもって充てる。
- 3 使用管理者は、無線局の使用を管理する。
- 4 統制局の使用管理者は統制管理者の権限を代行できるものとする。
- 5 通信担当者は、各無線局の使用管理者が選任する。
- 6 通信担当者は、使用管理者の命を受け当該無線局の無線設備の管理及び通信の取扱いに関する事務を処理する。
- 7 一般財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク運用管理規程第6条の「地球局の管理責任者」は本条第2項の者とする。
- 8 同上運用管理規程第7条第2項の「地球局の運用管理に従事する者」は本条第4項の者とする。

(秘密を守る義務等)

第5条 通信担当者は、通信の方法及び機器の状況に注意し、迅速かつ適正な通信状態の確保に努めなければならない。

2 通信担当者その他通信に関係ある者は、通信について秘密の保持に注意しなければならない。

第2章 通信及び運用

(通信の内容)

第6条 通信の内容は、無線局の開設の目的に反するものであってはならない。

(運用時間)

第7条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時における移動局の交換取扱いは、午前8時30分から午後6時15分までとする。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 1 非常通信 非常事態が発生したときに行う通信
- 2 至急通信 特に緊急を要するときに行う通信
- 3 一斉通信 各無線局に対して一斉に行う通信
- 4 一般通信 至急通信及び一斉通信以外の通信で平常時に行う通信

(通信の取扱順位)

第9条 統制中の通信の順位は、非常通信、至急通信、一斉通信、一般通信の順とし同一種類の通信は受付の順位により、取り扱わなければならない。

(衛星系デジタル画像の取扱い)

第10条 衛星系によるデジタル画像の伝送及び受信は、次により取り扱うものとする。

- 1 デジタル画像の伝送の申込みを行う場合は、伝送予定日の2週間前までに別記第1号様式のデジタル画像伝送予約申込(完了通知)書2部を統制管理者に提出するものとする。
- 2 統制管理者は、前号の申込みがあった場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは、一般財団法人自治体衛星通信機構にデジタル画像伝送サービスの利用予約を行うものとする。
- 3 統制管理者は、前号の予約を完了したときは、申込者に対し予約内容を記入した第1号のデジタル画像伝送予約申込(完了通知)書1部を返送するものとする。
- 4 前号の予約完了後は、原則として伝送日時の変更は行えないものとする。
- 5 デジタル画像の伝送方法は次により行うものとする。
 - ア テレビカメラの映像を直接伝送すること
 - イ 録画された記録媒体を再生伝送すること。

- 6 一般財団法人自治体衛星通信機構から送られる映像番組の視聴及び録画の申込みを行う場合は、別記第2号様式のデジタル画像視聴、録画申込（承諾）書2部（録画の場合は、記録媒体を添付すること。）を統制管理者に提出するものとする。
- 7 統制管理者は、前号の申込みがあった場合は、統制局の運用に支障がないことを確認のうえ申込者に対し前号のデジタル画像視聴、録画申込（承諾）書1部を返送するものとする。

（防災カメラの取扱い）

第11条 防災カメラの運用は、次により取り扱うものとする。

- 1 防災カメラとは、徳島県総合情報通信ネットワークシステムを構成する映像伝送装置として、本県が支部局、中継局に設置する撮像カメラをいい、設置場所一覧は、別表2のとおりとする。
- 2 防災カメラの映像は、徳島県総合情報通信ネットワークシステムの通信回線の運用状態を把握することを目的とするとともに、災害時における防災業務を円滑に遂行することを目的として運用等を行うものである。
- 3 防災カメラにより収集する映像は、前項の運用等の目的を達成するために必要な防災カメラ設置場所周辺の防災業務上把握が必要な映像とする。
- 4 防災カメラの運用は統制管理者が行う。
- 5 統制管理者は、防災カメラの撮像について、災害時等のやむを得ない事情があると認められる場合を除き、特定の民家等を意図的にその対象としてはならず、個人が特定されるべき利用がなされないように十分留意するものとする。
- 6 防災カメラの映像を利用する者は、第2項の防災カメラの運用等の目的の範囲内において、プライバシーの保護に十分注意して、防災カメラの映像を利用するものとする。
- 7 統制管理者は、前項の防災カメラの利用上の心得について、防災カメラの映像を利用する者による適切でないと思われる映像利用の事実を確認した場合には、直ちに、その利用者に対して防災カメラの映像利用の是正を求めることができる。
- 8 前項の他、統制管理者は、防災カメラの映像を利用する者がプライバシーの保護について十分注意することを促すため、防災カメラの利用について必要な措置を取ることができる。
- 9 防災カメラの映像は、防災関係機関等との情報共有を図るため、統制管理者の判断の下、外部提供できるものとする。
- 10 防災カメラについて、これを設置する近隣住民等から苦情等が寄せられた場合は、統制管理者において適切に対応するものとする。
- 11 統制管理者は、第2項の防災カメラの運用等の目的の範囲内において、必要に応じて、防災カメラの映像及び利用状況を記録保存することができる。

（保守運用）

第12条 無線局の保守運用上必要な通信は、原則として非常通信等の妨げにならないときに行わなければならない。

機器を調整するための試験電波発射等についても同様とする。

(電話番号)

第13条 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの電話番号は別に定めるものとする。

(通信の統制)

第14条 統制管理者は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、無線回線の効率的運用を図るため、必要に応じて通信を統制することができる。

- 2 統制管理者は、前項の統制をするときは、統制開始の時刻、解除の予定時刻、その他必要な事項をあらかじめ関係無線局に通知しなければならない。
- 3 統制中における一般通信は、統制台に申し込まなければならない。
- 4 一斉通信は、次の事項を明示し、統制台に申し込まなければならない。

相手局名

申込者氏名

申込者課名

申込者電話番号

一斉通信の内容等

(通信管理者の指示)

第15条 統制管理者は、無線局の利用に関し次の各号の一に該当する事実を認めたときは、直ちに適当な指示をしなければならない。

- 1 みだりに電波を発射して空間を攪乱するとき
- 2 自己の通信を強要し、統制に従わないとき
- 3 機器の調整が不良で、通信が円滑に行われないとき
- 4 法規を逸脱し、また定められた以外の通信を行うとき
- 5 その他通信の統制を害するとき

第3章 管理

(通信担当者の職務)

第16条 通信担当者は、常に無線設備の状態並びに通信の状況等を把握し、無線局の機能が十分に発揮できるよう努めなければならない。

(整備点検)

第17条 使用管理者は、必要に応じて通信担当者に無線設備の整備点検を行わせなければならない。

- 2 通信担当者は、前項の整備点検を行ったときは、その状況を使用管理者に報告しなければならない。

(備付け書類)

第18条 通信担当者は、無線局に必要な書類の整備及び所定の報告等を行わなければならない。

2 前項に掲げる無線局に備付けを必要とする書類は、次のとおりとする。

- (1) 無線局免許状
- (2) 無線検査簿
- (3) 無線局免許申請(変更申請)書副本並びに関係書類、図面等の写し
- (4) 無線局関係届の写し
- (5) 電波法令集
- (6) 無線業務日誌
- (7) 無線従事者選解任届の写し
- (8) その他、関係書類

(事故に対する措置)

第19条 機器の故障、その他事故のため、無線局を運用することができない場合は、使用管理者は、直ちに統制管理者にその旨を連絡して、運用の再開に必要な措置を講じなければならない。

2 使用管理者は、事故が復旧し運用を再開したときは、直ちにその旨を統制管理者に連絡しなければならない。

(無線設備の変更の申出)

第20条 使用管理者は、無線設備の変更、又はその設置場所等を変更する必要がある場合は、直ちにその旨を統制管理者に通知し、具体的処置について協議するものとする。

(通信担当者の変更の報告)

第21条 使用管理者は、通信担当者に変更があったときは、すみやかにその旨を統制管理者に報告しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和54年2月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年12月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年3月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年7月18日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

種別	識別番号	設置場所	所属	使用管理者
1	ぼうさいとくしまほんぷ	徳島市万代町1丁目1番地	徳島県庁	とくしまゼロ作戦課長
2	びざん	徳島市眉山町茂助ヶ原7		〃
3	みよし	三好市池田町佐馬路馬場816-4		〃
4	りゅうおう	美馬市美馬町字入倉813番地の46		〃
5	かわい	美馬市木屋平字大北402-1		〃
6	きたどまり	鳴門市瀬戸町北泊529-1		〃
7	みょうじん	海部郡美波町阿部カシガフチ592-4		〃
8	かくりんじ	勝浦郡勝浦町大字生名字鷺ヶ尾14		〃
9	かみなか	那賀郡那賀町拝宮字徳ヶ谷77-2		〃
10	こたに	海部郡海陽町相川字笹無谷58-2		〃
11	ろくろう	勝浦郡勝浦町大字坂本字峰ヶ尻37-13		〃
1	とうぶしぶとくしま	徳島市南末広町37-13	東部県土整備局徳島庁舎	東部県土整備局長
2	とうぶしぶふなると	鳴門市撫養町立岩七枚19-1	鳴門合同庁舎	東部県土整備局副局長
3	とうぶしぶよしのがわ	吉野川市川島町宮島字南中須736-1	吉野川合同庁舎	東部県土整備局副局長
4	せいぶしぶみま	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局美馬庁舎	西部総合県民局長
5	せいぶしぶみよし	三好市池田町マチ2415	西部総合県民局三好庁舎	西部総合県民局長
6	なんぶしぶあなん	阿南市富岡町あ玉谷46	南部総合県民局阿南庁舎	南部総合県民局長
7	なんぶしぶみなみ	海部郡美波町奥河内字弁財天17-1	南部総合県民局美波庁舎	南部総合県民局長
8	なんぶしぶなか	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1	南部総合県民局那賀庁舎	南部総合県民局長
9	とくしまごうちょう	徳島市新蔵町1丁目35	徳島合同庁舎	東部農林水産局長
10	せんたーとくしま	板野郡北島町鯛浜字大西165	防災センター	とくしまゼロ作戦課長

【アナログ無線】

識別信号 (眉山移動系)	所 属	常置場所	使用管理者
ぼうさいとくしま 300, 302~309	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま 301	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良43	南部総合県民局地域創生防災部長
ぼうさいとくしま 700	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	徳島赤十字病院長
ぼうさいとくしま 212, 215	海上自衛隊徳島教育航空群	板野郡松茂町住吉字住吉開拓38	海上自衛隊徳島教育航空群司令
ぼうさいとくしま 213, 214	海上自衛隊第24航空隊	小松島市和田島町字洲端4-3	海上自衛隊第24航空隊運用司令
ぼうさいとくしまこうこうたい (全県移動系)	消防防災航空隊事務所	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま 10~15, 17, 20~24, 30~ 39, 48, 68, 72, 75, 78, 89, 93, 95~97, 118, 123, 124, 204~ 208,	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま 600, 601~604, 609~637	防災センター	板野郡北島町鯛浜字大西165	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま 139, 605, 606	南部総合県民局地域創生防災部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17	南部総合県民局地域創生防災部長
ぼうさいとくしま 201	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良43	南部総合県民局地域創生防災部長
ぼうさいとくしま 135, 136	南部総合県民局県土整備部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17	南部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま 607, 608	西部総合県民局地域創生観光部美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局地域創生観光部長
ぼうさいとくしま 45, 46, 153, 154	西部総合県民局県土整備部三好庁舎	三好市池田町マチ2415	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま 42, 44	西部総合県民局県土整備部西祖谷詰所	三好市西祖谷山村一字280-6	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま 57, 58, 156	西部総合県民局県土整備部美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま 55	西部総合県民局県土整備部木屋平詰所	美馬市木屋平字川井161	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま 56	西部総合県民局県土整備部一字詰所	美馬郡つるぎ町一字字蔭475-9	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしまこうこうたい (防災相互系)	消防防災航空隊事務所	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしまけん 231, 500, 508~516, 518, 519	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしまけん 520, 521	消防防災航空隊事務所	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしまけん 501 (ヘリテレ)	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良43	南部総合県民局地域創生防災部長
ぼうさいとくしま ヘリテレ (多重系)	消防防災航空隊事務所	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま 1000, 1001	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長

【デジタル無線】

識別信号	所属	常置場所	使用管理者
ぼうさいとくしま 211, 500～507, 511～ 513, 515～543, 701～ 736, 739～752, 830, 831	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま 191, 192	徳島中央警察署	徳島市徳島町1丁目5番地の2	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま 377, 510	防災センター	板野郡北島町鯛浜字大西165	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま 140, 141	北泊中継局	鳴門市瀬戸町北泊字北泊528-41	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま 231, 559～561	東部農林水産局徳島庁舎	徳島市新蔵町3-80	東部農林水産局長
ぼうさいとくしま 361, 545～553, 755～758	東部県土整備局徳島庁舎	徳島市南末広町37-13	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま 341, 562～565, 759～762	東部県土整備局鳴門庁舎	鳴門市撫養町立岩7枚19-1	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま 574	東部農林水産局吉野川庁舎	吉野川市川島町宮島字南中須736-1	東部農林水産局長
ぼうさいとくしま 311, 567～572, 763～766	東部県土整備局吉野川庁舎	吉野川市川島町宮島字南中須736-1	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま 462, 589, 785～787	南部総合県民局地域創生防災部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17	南部総合県民局地域創生防災部長
ぼうさいとくしま 588	南部総合県民局地域創生防災部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17	南部総合県民局地域創生防災部長
ぼうさいとくしま 587	南部総合県民局農林水産部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17	南部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 461, 580～586, 780～784	南部総合県民局農林水産部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17	南部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 664	南部総合県民局地域創生防災部阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46	南部総合県民局地域創生防災部長
ぼうさいとくしま 662, 663	南部総合県民局農林水産部阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46	南部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 411, 655～660, 794～798	南部総合県民局農林水産部阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46	南部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 597, 793	南部総合県民局農林水産部那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1	南部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 431, 590～596, 788～792	南部総合県民局農林水産部那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1	南部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 272, 678, 679, 813～815	西部総合県民局地域創生観光部美馬庁舎	美馬郡那賀町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局地域創生観光部長
ぼうさいとくしま 676, 677	西部総合県民局農林水産部美馬庁舎	美馬郡那賀町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 271, 670～674, 810～812	西部総合県民局農林水産部美馬庁舎	美馬郡那賀町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 689	西部総合県民局地域創生観光部三好庁舎	三好市池田町マチ2415	西部総合県民局地域創生観光部長
ぼうさいとくしま 688	西部総合県民局農林水産部三好庁舎	三好市池田町マチ2415	西部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 241, 682～686, 816～819	西部総合県民局農林水産部三好庁舎	三好市池田町マチ2415	西部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 378, 508, 509, 753, 754	消防防災航空隊	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま 487	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良43	南部総合県民局地域創生防災部長
ぼうさいとくしま 292, 675, 820	西部総合県民局農林水産部木屋平話所	美馬郡木屋平字川井161番地	西部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 387	中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	中央病院長
ぼうさいとくしま 259	三好病院	三好市池田町シマ815-2	三好病院長
ぼうさいとくしま 481, 801	海部病院	海部郡牟岐町大字中村字本村75-1	海部病院長
ぼうさいとくしま 356	鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	鳴門病院長
ぼうさいとくしま 331, 573, 768	宮川内ダム	阿波市土成町宮川内字平間58	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま 471, 661, 799	福井ダム	阿南市福井町中連71-1	南部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 321, 823	夏子ダム	美馬郡那賀町字西俣名2570	西部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 376	企業局総合管理推進センター	徳島市新蔵町1-86	総合管理推進センター所長
ぼうさいとくしま 391, 554, 555, 767	正木ダム	勝浦郡上勝町正木	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま 451, 695, 840	川口発電所	那賀郡那賀町吉野字イヤ谷72-1	総合管理推進センター所長

識別信号	所 属	常置場所	使用管理者
ぼうさいとくしま 392	勝浦発電所	勝浦郡勝浦町大字棚野字口立川9-7	総合管理推進センター所長
ぼうさいとくしま 687, 822	西部総合県民局県土整備部西祖谷話所	〃 西祖谷山村一宇280-6	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま 821	西部総合県民局県土整備部一宇話所	美馬郡つるぎ町一宇字蔭475-9	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま 288	西部防災館	美馬市美馬町字中島	西部総合県民局地域創生観光部長
ぼうさいとくしま 389, 556~558, 769	徳島保健所	徳島市新蔵町3-80	東部保健福祉局副局長
ぼうさいとくしま 399, 771	小松島県民サービスセンター	小松島市堀島町1-27	東部保健福祉局副局長
ぼうさいとくしま 328, 575, 770	吉野川保健所	吉野川市鴨島町鴨島106-2	東部保健福祉局副局長
ぼうさいとくしま 287, 680, 681, 824	美馬保健所	美馬市穴吹町穴吹字明連23	西部保健福祉環境部副部長
ぼうさいとくしま 250, 690, 691, 825	三好保健所	三好市池田町字マチ2542-4	西部保健福祉環境部副部長
ぼうさいとくしま 426, 665, 666, 800	南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎	阿南市領家町野神319	南部保健福祉環境部副部長
ぼうさいとくしま 381, 161, 850	徳島市役所	徳島市幸町2-5	徳島市長
ぼうさいとくしま 351, 162, 851	鳴門市役所	鳴門市撫養町南浜字東浜160-2	鳴門市長
ぼうさいとくしま 393, 163, 852	小松島市役所	小松島市横須町1-1	小松島市長
ぼうさいとくしま 421, 164, 853	阿南市役所	阿南市富岡町トノ町12-3	阿南市長
ぼうさいとくしま 322, 165, 854	吉野川市役所	吉野川市鴨島町鴨島115-1	吉野川市長
ぼうさいとくしま 337, 166, 855	阿波市役所	阿波市市場町切幡字古田201-1	阿波市長
ぼうさいとくしま 286, 167, 856	美馬市役所	美馬市穴吹字九反地5	美馬市長
ぼうさいとくしま 251, 168, 857	三好市役所	三好市池田町シンマチ1500-2	三好市長
ぼうさいとくしま 394, 169, 858	勝浦町役場	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3	勝浦町長
ぼうさいとくしま 395, 170, 859	上勝町役場	〃 上勝町大字福原字下横峰3-1	上勝町長
ぼうさいとくしま 382, 171, 860	佐那河内村役場	名東郡佐那河内村下字西ノハナ31	佐那河内村長
ぼうさいとくしま 323, 172, 861	石井町役場	名西郡石井町高川原字高川原121-1	石井町長
ぼうさいとくしま 383, 173, 862	神山町役場	〃 神山町神領字本野間100	神山町長
ぼうさいとくしま 452, 174, 863	那賀町役場	那賀郡那賀町和食郷字南川104-1	那賀町長
ぼうさいとくしま 485, 175, 185, 864	牟岐町役場	海部郡牟岐町大字中村字本村7-4	牟岐町長
ぼうさいとくしま 473, 176, 865	美波町役場	〃 美波町奥河内字本村18-1	美波町長
ぼうさいとくしま 486, 177, 866	海陽町役場	〃 海陽町大里字上中須128	海陽町長
ぼうさいとくしま 352, 178, 867	松茂町役場	板野郡松茂町広島字東裏30	松茂町長
ぼうさいとくしま 384, 179, 868	北島町役場	〃 北島町中村字上地23-1	北島町長
ぼうさいとくしま 385, 180, 869	藍住町役場	〃 藍住町奥野矢上前52-1	藍住町長
ぼうさいとくしま 353, 181, 870	板野町役場	〃 板野町吹田字町南22-2	板野町長
ぼうさいとくしま 333, 182, 871	上板町役場	〃 上板町七条字経塚42	上板町長
ぼうさいとくしま 284, 183, 872	つるぎ町役場	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3	つるぎ町長
ぼうさいとくしま 256, 184, 873	東みよし町役場	三好郡東みよし町加茂3360	東みよし町長
ぼうさいとくしま 424	阿南市消防本部	阿南市辰己町1-33	阿南市長
ぼうさいとくしま 257	美馬市消防本部	美馬市脇町字拝原1742-1	美馬市長
ぼうさいとくしま 454	那賀町消防本部	那賀郡那賀町百合字石橋250	那賀町長
ぼうさいとくしま 484	海部消防組合消防本部	海部郡牟岐町大字川長字新光寺98-1	海部消防組合管理者
ぼうさいとくしま 354	板野東部消防組合消防本部	板野郡北島町北村字大關11-1	板野東部消防組合管理者

識別信号	所 属	常置場所	使用管理者
ぼうさいとくしま 338	板野西部消防組合消防本部	板野郡板野町羅漢字前田35	板野西部消防組合管理者
ぼうさいとくしま 327	名西消防組合消防本部	名西郡石井町高川原字高川原66-8	名西消防組合管理者
ぼうさいとくしま 326	徳島中央広域連合消防本部	徳島県吉野川市鴨島町上下島21番地1	徳島中央広域連合長
ぼうさいとくしま 258	美馬西部消防組合消防本部	美馬市美馬町字天神119	美馬西部消防組合管理者
ぼうさいとくしま 255	みよし広域連合消防本部	三好郡東みよし町足代345-1	みよし広域連合長
ぼうさいとくしま 441	長安ロダム	那賀郡那賀町小浜字立石5-4	那賀川河川事務所事業計画課長
ぼうさいとくしま 221	徳島地方気象台	徳島市大和町2-3-36	徳島地方気象台長
ぼうさいとくしま 396	徳島海上保安部	小松島市小松島町字外開1-11	徳島海上保安部長
ぼうさいとくしま 425	第1 4 施設隊	阿南市那賀川町小延413-1	陸上自衛隊第14施設隊長
ぼうさいとくしま 355	徳島教育航空群	板野郡松茂町住吉字住吉開拓38	海上自衛隊徳島教育航空群司令
ぼうさいとくしま 397	第2 4 航空隊	小松島市和田島町洲端4-3	海上自衛隊第24航空隊司令
ぼうさいとくしま 388	日赤県支部	徳島市庄町3丁目12-1	日本赤十字社徳島県支部長
ぼうさいとくしま 398	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	徳島赤十字病院長
ぼうさいとくしま 372	NHK徳島放送局	徳島市寺島本町東1丁目28	NHK徳島放送局長
ぼうさいとくしま 373	四国放送	徳島市中徳島町2-5-2	四国放送株式会社社長
ぼうさいとくしま 375	エフエム徳島	徳島市幸町1丁目6	株式会社エフエム徳島社長
ぼうさいとくしま 737	自衛隊徳島地方協力本部	徳島市万代町3丁目5	自衛隊徳島地方協力本部長
ぼうさいとくしま 900	徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-1	徳島大学病院長
ぼうさいとくしま 901	徳島市民病院	徳島市北常三島2-34	徳島市民病院長
ぼうさいとくしま 902	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	吉野川医療センター院長
ぼうさいとくしま 903, 907	阿南医療センター	阿南市宝田町川原2	阿南医療センター院長
ぼうさいとくしま 904	海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	海南病院長
ぼうさいとくしま 905	半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中敷234-1	半田病院長
ぼうさいとくしま 906	田岡病院	徳島市万代町4-2-2	田岡病院長
ぼうさいとくしま 908	ホウエツン病院	美馬市脇町大字猪ノ尻字八幡神社下南130-3	ホウエツン病院長
ぼうさいとくしま 909	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	阿波市病院長
ぼうさいとくしま 910	上那賀病院	那賀郡那賀町小浜137-1	上那賀病院長
ぼうさいとくしま 911	市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	市立三野病院長
ぼうさいとくしま 912	国立病院機構徳島病院	吉野川市鴨島町敷地1354	徳島病院長
ぼうさいとくしま 913	国立病院機構東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	東徳島医療センター院長
ぼうさいとくしま 738	美波病院	海部郡美波町井田105-1	美波病院長

別表 1 - 2 地球局の設置場所等（一般財団法人自治体衛星通信機構）

設置場所 (地球局)	局番号	住所
1 徳島県庁	36-211	徳島市万代町1丁目1番地
2 防災センター	36-377	板野郡北島町鯛浜字大西165
3 南部総合県民局美波庁舎	36-461	海部郡美波町奥河内字才天17-1
4 西部総合県民局美馬庁舎	36-271	美馬市勝町大字猪尻字建神社下南73
5 徳島県立南部防災館	36-487	海部郡海陽町浅川字西福良43
6 徳島県消防防災ヘリコプター (受信専用局)	36-109	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2
1 徳島県衛星可搬局	36-002	徳島市万代町1丁目1番地
2 徳島県立西部防災館	36-003	美馬市美馬町字中島
3 徳島中央警察署	36-045	徳島市徳島町1丁目5番地の2
4 徳島市役所	36-023	徳島市幸町2-5
5 鳴門市役所	36-024	鳴門市撫養町南浜字東浜160-2
6 小松島市役所	36-026	小松島市横須町1-1
7 阿南市役所	36-021	阿南市富岡町トノ町12-3
8 吉野川市役所	36-040	吉野川市鴨島町鴨島115-1
9 阿波市役所	36-039	阿波市市場町切幡字古田201-1
10 美馬市役所	36-042	美馬市六吹字九反地5
11 三好市役所	36-043	三好市池田町シンマチ1500-2
12 勝浦町役場	36-009	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3
13 上勝町役場	36-028	〃 上勝町大字福原字下横峰3-1
14 佐那河内村役場	36-029	名東郡佐那河内村名東郡佐那河内村下字西ノハナ31
15 石井町役場	36-022	名西郡石井町高川原字高川原121-1
16 神山町役場	36-030	〃 神山町神領字本野間100
17 那賀町役場	36-031	那賀郡那賀町和食郷字南川104-1
18 牟岐町役場	36-033	海部郡牟岐町大字中科字本村7-4
19 美波町役場	36-032	〃 美波町奥河内字本村18-1
20 海陽町役場	36-034	〃 海陽町大里字上中須128
21 松茂町役場	36-010	板野郡松茂町広島字東裏30
22 北島町役場	36-035	〃 北島町中科字上地23-1
23 藍住町役場	36-036	〃 藍住町奥野矢上前52-1
24 板野町役場	36-037	〃 板野町吹田字町南22-2
25 上板町役場	36-038	〃 上板町七条字経塚42
26 つるぎ町役場	36-041	美馬郡つるぎ町真光字東浦1-3
27 東みよし町役場	36-044	三好郡東みよし町加茂3360
28 鳴門市消防本部	36-025	鳴門市撫養町南浜字東浜170
29 小松島市消防本部	36-027	小松島市横須町1-1
30 阿南市消防本部	36-018	阿南市辰巳町1-33
31 美馬市消防本部	36-016	美馬市勝町字拝原1742-1
32 那賀町消防本部	36-019	那賀郡那賀町百合字石橋250
33 海部消防組合消防本部	36-020	海部郡牟岐町大字川長字新光寺98-1
34 板野東部消防組合消防本部	36-013	板野郡北島町北村字大開11-1
35 板野西部消防組合消防本部	36-012	板野郡板野町羅漢字前田35
36 名西消防組合消防本部	36-014	名西郡石井町高川原字高川原66-8
37 徳島中央広域連合消防本部	36-011	徳島県吉野川市鴨島町上下島21番地1
38 美馬西部消防組合消防本部	36-017	美馬市美馬町字天神119
39 みよし広域連合消防本部	36-015	三好郡東みよし町足代345-1

設置場所	
1	徳島県庁
2	徳島合同庁舎
3	鳴門合同庁舎
4	吉野川合同庁舎
5	東部県土整備局徳島庁舎
6	南部総合県民局阿南庁舎
7	南部総合県民局美波庁舎
8	南部総合県民局那賀庁舎
9	西部総合県民局美馬庁舎
10	西部総合県民局三好庁舎
11	防災センター
12	消防防災航空隊
13	南部防災館
14	木屋平話所
15	中央病院
16	三好病院
17	海部病院
18	鳴門病院
19	宮川内ダム
20	福井ダム
21	企業局総合管理推進センター
22	正木ダム
23	川口発電所
24	勝浦発電所
25	西部防災館
26	徳島市
27	鳴門市
28	小松島市
29	阿南市
30	吉野川市
31	阿波市
32	美馬市
33	三好市
34	勝浦町
35	上勝町
36	佐那河内村
37	石井町
	徳島市万代町1丁目1番地
	徳島市新蔵町1丁目35
	鳴門市撫養町立岩七枚19-1
	吉野川市川島町宮島字南中須736-1
	徳島市南未広町37-13
	阿南市富岡町あま王谷46
	海部郡美波町奥河内字弁財天17-1
	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1
	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
	三好市池田町マチ2415
	板野郡北島町鯛浜字大西165
	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2
	海部郡海陽町浅川字西福良43
	美馬市木屋平字川井161番地
	徳島市蔵本町1-10-3
	三好市池田町シマ815-2
	海部郡牟岐町大字中村字本村75-1
	鳴門市撫養町黒崎字小谷32
	阿波市土成町宮川内字平間58
	阿南市福井町中連71-1
	徳島市新蔵町1-86
	勝浦郡上勝町正木
	那賀郡那賀町吉野字イヤ谷72-1
	勝浦郡勝浦町大字棚野字口立川9-7
	美馬市美馬町字中島
	徳島市幸町2-5
	鳴門市撫養町南浜字東浜160-2
	小松島市横須町1-1
	阿南市富岡町トノ町12-3
	吉野川市鴨島町鴨島115-1
	阿波市市場町切幡字古田201-1
	美馬市六吹字九反地5
	三好市池田町シンマチ1500-2
	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3
	上勝町大字福原字下横峰3-1
	名東郡佐那河内村下字西ノハナ31
	名西郡石井町高川原字高川原121-1

設置場所	
38	神山町
39	那賀町
40	牟岐町
41	美波町
42	海陽町
43	松茂町
44	北島町
45	藍住町
46	板野町
47	上板町
48	つるぎ町
49	東みよし町
50	徳島市消防局
51	鳴門市消防
52	小松島市消防
53	阿南市消防
54	美馬市消防
55	那賀町消防
56	名西消防
57	海部消防
58	板野東部消防
59	板野西部消防
60	中央広域連合
61	美馬西部消防
62	みよし広域連合
63	長安口ダム
64	徳島地方気象台
65	徳島海上保安部
66	第14施設隊
67	徳島教育航空群
68	第24航空隊
69	日赤県支部
70	徳島赤十字病院
71	NHK徳島放送局
72	四国放送
73	エフエム徳島
74	徳島中央警察署
	神山町神領字本野間100
	那賀郡那賀町和食郷字南川104-1
	牟岐町大字中村字本村7-4
	美波町奥河内字本村18-1
	海陽町大里字上中須128
	板野郡松茂町広島字東裏30
	北島町中村字上地23-1
	藍住町奥野矢上前52-1
	板野郡板野町吹田字町南22-2
	上板町七条字経塚42
	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3
	三好郡東みよし町加茂3360
	徳島市新蔵町1-88
	鳴門市撫養町南浜字東浜160-2
	小松島市横須町1-1
	阿南市辰巳町1-33
	美馬市脇町字拝原1742-1
	那賀郡那賀町百合字石橋250
	名西郡石井町高川原字高川原66-8
	海部郡牟岐町大字川長真光寺98-1
	板野郡松茂町大字西川向25
	板野郡板野町羅漢字前田35
	吉野川市鴨島町鴨島115-1
	美馬市美馬町字天神119
	三好郡東みよし町足代345-1
	那賀郡那賀町小浜字立石5-4
	徳島市大和町2-3-36
	小松島市小松島町字外開1-11
	阿南市那賀川町小延413-1
	板野郡松茂町住吉字住吉開拓38
	小松島市和田島町洲端4-3
	徳島市庄町3丁目12-1
	小松島市小松島町字井利ノ口103
	徳島市寺島本町東1丁目28
	徳島市中徳島町2-5-2
	徳島市寺島本町西1-61
	徳島市徳島町1丁目5番地の2

別表 2

防災カメラ設置場所一覧

	設置場所
1	眉山中継局 徳島市眉山町茂助ヶ原7
2	三好中継局 三好市池田町佐馬路馬場816-4
3	明神中継局 海部郡美波町阿部カシガフチ592-4
4	六郎山中継局 勝浦郡勝浦町大字坂本字蜂ヶ尻37-13
5	県庁 徳島市万代町1丁目1番地
6	鳴門合同庁舎 鳴門市撫養町立岩七枚19-1
7	吉野川合同庁舎 吉野川市川島町宮島字南中須736-1
8	東部県土整備局徳島庁舎 徳島市南末広町37-13
9	南部総合県民局阿南庁舎 阿南市富岡町あ王谷46
10	南部総合県民局美波庁舎 海部郡美波町奥河内字弁財天17-1
11	南部総合県民局那賀庁舎 那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1
12	西部総合県民局美馬庁舎 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
13	西部総合県民局三好庁舎 三好市池田町マチ2415
14	防災センター 板野郡北島町鯛浜字大西165

デジタル画像伝送予約申込（完了通知）書

年 月 日

様

申込課（室）

課（室）長名

印

担当者職・氏名

連絡先電話番号

下記のとおりデジタル画像の伝送をしたいので申し込みます。

記

- 1 伝送方法（該当方法を○で囲む。）
 - （1）テレビカメラ映像の生放送
 - （2）記録媒体の再生放送
- 2 伝送に要する時間（カラーバー及び調整音の送信時間10分を加えること。）

時間 分
- 3 伝送希望日時
年 月 日 時 分～ 時 分
- 4 伝送目的及び内容（簡単に記入する。）

.....
予約完了通知書

年 月 日

下記のとおり予約を完了したので通知します。

記

- 1 伝送時間
年 月 日 時 分～ 時 分
- 2 使用チャンネル
送信 CH 受信 CH
- 3 備考

印

デジタル画像視聴、録画申込（承諾）書

年 月 日

様

申込課（室）

課（室）長名

印

担当者職・氏名

連絡先電話番号

下記のとおりデジタル画像の視聴、録画を申し込みます。

記

1 視聴、録画番組名及び放送日時

番組名

放送日時 年 月 日 時 分～ 時 分

2 視聴人員

名

3 記録媒体

媒体種類、本

4 備考

視聴、録画承諾書

年 月 日

上記の申込を承諾しました。

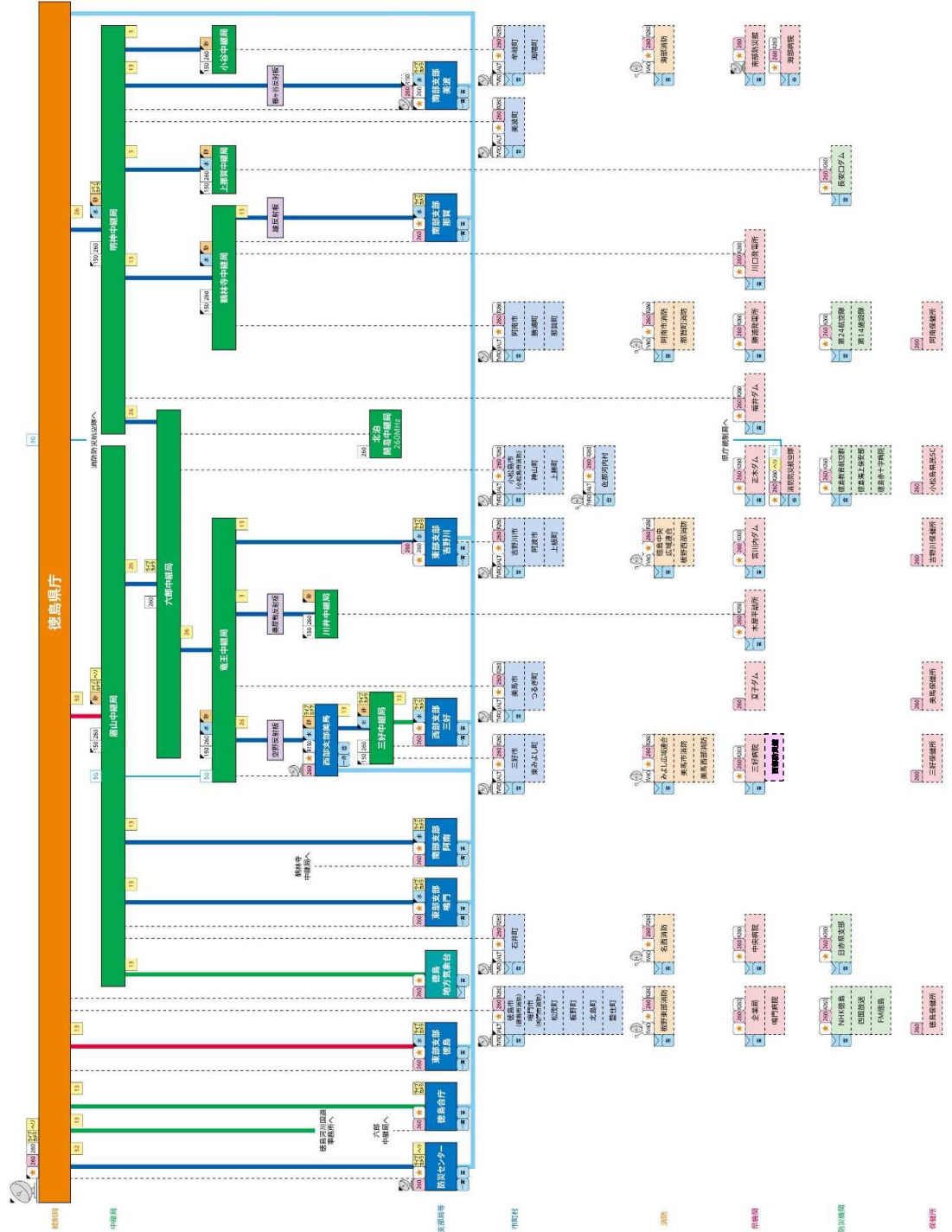
印

3-3

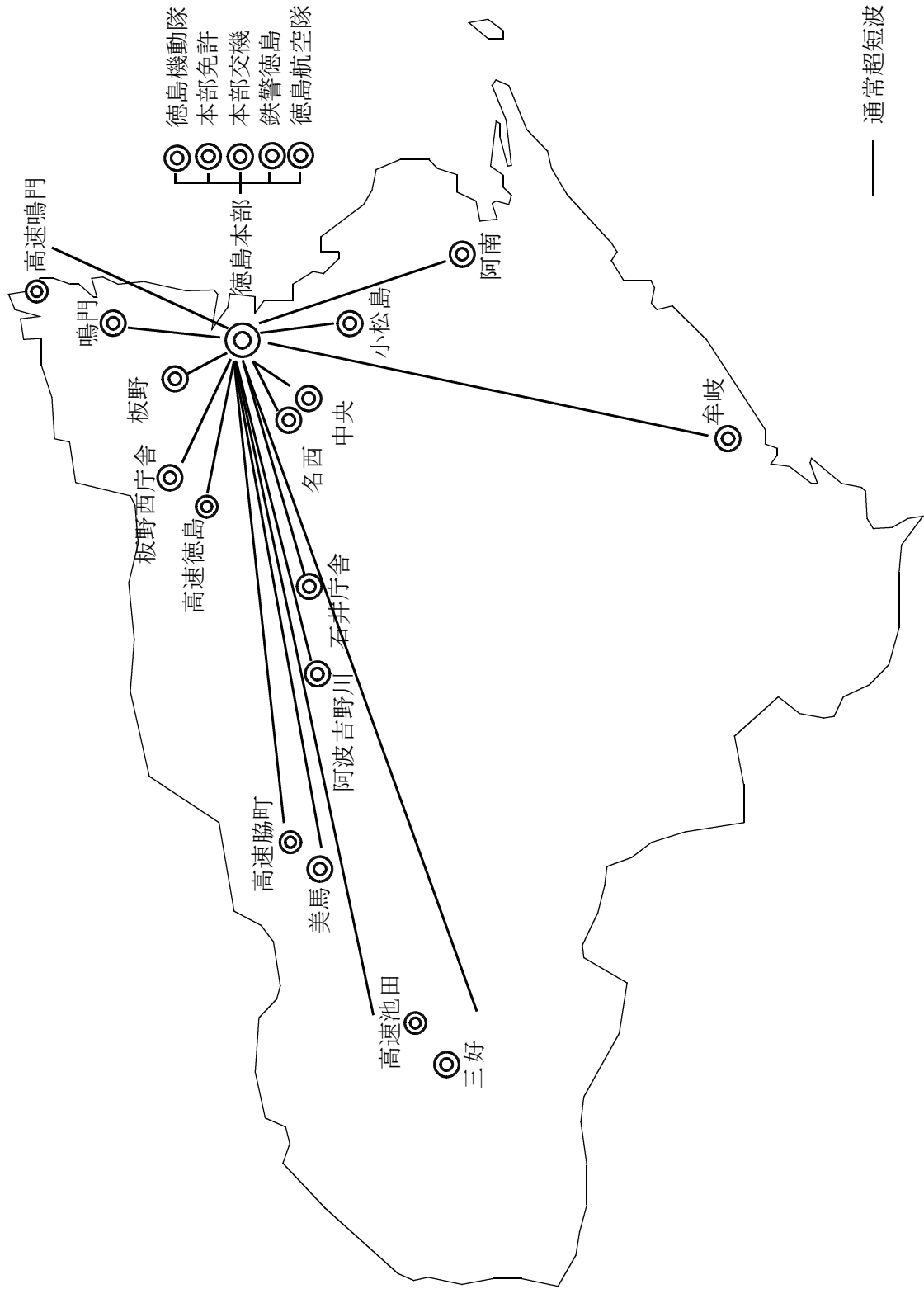
総合情報通信ネットワークシステムの回線系統



徳島県総合情報通信ネットワークシステムは、地上系システム、衛星系システム、およびバックアップ有線系(全庁LAN)システムにより構成されています。地上系システムは県庁を統制局に、防災センター1局、支部局9局、端末局65局(市町村局24局、県機関局14局、防災関係局11局、消防局10局、保健所6局)、中継局9局、簡易中継局1局、移動局300局(車携帯局150局、携帯局10局)、消防用移動局12局(可搬局2局、携帯局10局)また、衛星系システムは、県庁1局、防災センター1局、端末局(映像受信専用)34局(南部防災館)1局、端末局(消防局10局)、衛星インターネット局69局でネットワークし、確実な情報収集伝達手段として県内をくまなくカバーしています。



3-4 県警察関係通信系統図



(1) 消防関係

所在地	免許人	無線局名	備考
徳島市八万町	徳島市	眉山基地局	
〃	鳴門市	鳴門消防眉山基地局	
鳴門市瀬戸町	〃	鳴門消防基地局	
小松島市横須町	小松島市	小松島消防基地局	
阿南市辰巳町	阿南市消防本部	阿南消防基地局	
海部郡美波町	〃	阿南消防明神基地局	
徳島市八万町	名西消防組合	眉山基地局	
名西郡神山町	〃	名西消防神山基地局	
那賀郡那賀町	那賀町消防本部	那賀消防本部基地局	
		大戸基地局	
		掛盤基地局	
		黒野田基地局	
海部郡美波町	海部消防組合	海部消防明神山基地局	
海部郡牟岐町	〃	海部消防牟岐基地局	
海部郡海陽町	〃	海部消防小谷山基地局	
		海部消防海南基地局	
板野郡北島町	板野東部消防組合	板野東部消防本部基地局	
板野郡藍住町	〃	板野東部消防藍住基地局	
板野郡板野町	板野西部消防組合	板野西部眉山基地局	
吉野川市鴨島町	徳島中央広域連合	徳島中央消防本部基地局	
吉野川市山川町	〃	美郷前進基地局	
美馬市脇町	美馬市	空野前進基地局	
美馬市木屋平	〃	大北前進基地局	
美馬市美馬町	美馬西部消防組合	美馬西部消防組合基地局	
	美馬市	美馬西部前進基地局	
美馬郡つるぎ町	美馬西部消防組合	美馬西部消防一宇基地局	
	美馬市	一宇前進基地局	
三好郡東よし町	みよし広域連合	みよし消防水の丸基地局	
		みよし消防本部	

所在地	免許人	無線局名	備考
三好市池田町	〃	みよし消防三好基地局	
		みよし消防池田	
三好市山城町	〃	みよし消防西	
三好市西祖谷山村	〃	みよし消防後山基地局	
三好市東祖谷	〃	みよし消防梅峯基地局	
		みよし消防祖谷	

(2) 警察関係

所在地	免許人	無線局名	備考
徳島市万代町	警察庁長官	徳島本部固定局	超短波
徳島市中洲町	〃	中央固定局	〃
徳島市庄町	〃	名西固定局	〃
名西郡石井町	〃	石井庁舎固定局	〃
板野郡北島町	〃	板野固定局	〃
板野郡板野町	〃	板野西庁舎固定局	〃
鳴門市大津町	〃	鳴門固定局	〃
小松島市日開野町	〃	小松島固定局	〃
阿南市富岡町	〃	阿南固定局	〃
海部郡牟岐町	〃	牟岐固定局	〃
吉野川市川島町	〃	阿波吉野川川島固定局	〃
美馬市脇町	〃	美馬固定局	〃
三好市池田町	〃	三好固定局	〃
徳島市心神戸町	〃	高速徳島固定局	〃
美馬市脇町	〃	高速脇町固定局	〃
三好市井川町	〃	高速池田固定局	〃
鳴門市鳴門町	〃	高速鳴門固定局	〃
板野郡松茂町	〃	本部免許固定局	〃
板野郡松茂町	〃	本部交機固定局	〃
徳島市論田町	〃	徳島機動隊固定局	〃
徳島市寺島本町	〃	鉄警徳島固定局	〃
板野郡松茂町	〃	徳島航空隊固定局	〃
徳島市万代町	〃	とくけい11901陸上移動局・携帯局	防災相互波を保有
徳島市万代町	〃	とくけい11902陸上移動局・携帯局	〃
徳島市万代町	〃	とくけい11903陸上移動局・携帯局	〃

(3) 国土交通省関係

所在地	免許人	無線局名	備考
美馬市美馬町	国土交通省	建設美馬固定局	対馬場
"	"	"	対貞光
美馬市美馬町	"	建設美馬基地局	
吉野川市鴨島町	"	建設鴨島固定局	対上板
"	"	"	対竜王
板野郡藍住町	"	建設藍住固定局	対徳島
板野郡松茂町	"	建設松茂固定局	対徳島
海部郡美波町	"	建設明神固定局	対高城山
"	"	"	対日和佐
"	"	"	対長安
"	"	" 基地局	
美馬市美馬町	"	建設竜王固定局	対徳島
"	"	"	対新高松
"	"	"	対梶ヶ森
"	"	"	対丸亀
"	"	"	対鬼無
"	"	"	対鴨島
"	"	"	対貞光
徳島市上吉野町	"	建設徳島第2固定局	対鳴門
"	"	建設徳島基地局	
"	"	建設徳島固定局	対淡路
"	"	"	対上板
"	"	"	対藍住
"	"	"	対竜王
"	"	"	対松茂
"	"	"	対徳島県
"	"	"	対天ヶ津
"	"	"	対川内
阿南市領家町	"	建設那賀川固定局	対天ヶ津
"	"	"	
美馬郡つるぎ町	"	建設貞光固定局	対美馬
"	"	"	対竜王

所在地	免許人	無線局名	備考
三好市池田町	国土交通省	建設池田国道固定局	対池田
"	"	"	対馬場
"	"	建設馬場固定局	対池田国道
"	"	"	対国政
"	"	"	対美馬
"	"	建設馬場基地局	
三好市山城町	"	建設国政固定局	対馬場
"	"	"	対下名
"	"	建設下名固定局	対国政
"	"	" 基地局	
板野郡上板町	"	建設上板固定局	対徳島
"	"	"	対鴨島
鳴門市大麻町	"	建設天ヶ津固定局	対徳島
"	"	"	対高城山
"	"	"	対那賀川
海部郡美波町	"	建設日和佐固定局	対明神
"	"	" 第2固定局	対那佐第2
海部郡海陽町	"	建設那佐固定局	対内妻
"	"	" 第2固定局	対日和佐第2
"	"	" 基地局	
鳴門市瀬戸町	"	建設鳴門固定局	対徳島第2
鳴門市瀬戸町	"	建設鳴門基地局	
三好市池田町	"	建設池田固定局	対雲辺寺
"	"	"	対吉野川
"	"	"	対池田
三好市井川町	"	建設吉野川固定局	対池田
"	"	"	対高城山
"	"	"	対梶ヶ森
那賀郡那賀町	"	建設高城山固定局	対天ヶ津
"	"	"	対吉野川
"	"	建設長安口固定局	対明神

(4)西日本電信電話株式会社関係

孤立防止用超小型衛星通信装置設置場所

設置場所	呼出番号	備考
伊島漁協	042-521-4134	超小型衛星

(5)報道関係

所在地	免許人	種別	備考
徳島市寺島本町	日本放送協会	基地局	
徳島市中徳島町	四国放送(株)	"	
"	(社)徳島新聞社	"	
徳島市中洲町	(株)読売新聞社	"	
徳島市八百屋町	(株)朝日新聞社	"	

(6) 海岸局関係

所在地	免許人	無線局名	電力	電波の型式及び周波数	備考
海部郡牟岐町	徳島県	牟岐海岸局	50	J3E 1778.5 2182 2394.5 2582 3340	KHz
"	徳島県無線漁業協同組合	"	200	J3E 4360 4393 8719 8743 13107 13146 17311 17320 22741 22795	KHz
"	徳島県無線漁業協同組合	"	50	J3E 1778.5 2182 2582 3340	KHz
海部郡海陽町穴喰	"	穴喰海岸局	200	J3E 4360 4393 8719 8743 13107 13146 17311	KHz
海部郡海陽町鞆浦	"	鞆浦海岸局	1	A3E 27524 27836 26776 26840 26872 26888 26896 26928 26944 27548 27556 27628 27644 27652 27660 27676 27724 27740 27748 27764	KHz
海部郡海陽町浅川	"	浅川海岸局	1	A3E 27524 27884	KHz
海部郡美波町日和佐浦	日和佐町漁業協同組合	日和佐海岸局	1	A3E 27524 27740 27908 KHz	
海部郡美波町木岐	徳島県無線漁業協同組合	木岐海岸局	1	A3E 27524 27644	KHz
海部郡美波町港町	"	由岐海岸局	1	A3E 27524 27980	KHz
海部郡美波町阿部	"	阿部海岸局	1	A3E 27524 27644	KHz
阿南市樺町	"	阿南海岸局	1	A3E 27524 27908	KHz
阿南市樺泊町	"	樺泊海岸局	1	A3E 27524 27852	KHz
阿南市伊島町	"	伊島海岸局	1	A3E 27524 26928	KHz
阿南市橋町	"	橋海岸局	1	A3E 27524 26776 27748	KHz
阿南市中林町	"	中林海岸局	1	A3E 27524 27748	KHz
小松島市和田島町	"	和田島海岸局	1	A3E 27524 27836 27956	KHz
小松島市南小松島	"	小松島海岸局	1	A3E 27524 27884	KHz
徳島市津田町	"	徳島市海岸局	1	A3E 27524 27980	KHz
鳴門市瀬戸町	"	北泊海岸局	1	A3E 27524 27644	KHz
鳴門市北灘町	"	北灘海岸局	1	A3E 27524 27884	KHz

(7)アマチュア無線関係

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟 徳島県支部

支 部 長 吉田 稔 (JA5NC 板野町)
 防災・非常通信担当役員 滝口 豊 (JA5ENN 徳島市)

市	局数	町	局数	町、村	局数
徳島市	935	勝浦町	61	松茂町	62
鳴門市	246	上勝町	35	北島町	85
小松島市	347	石井町	102	藍住町	125
阿南市	527	神山町	23	板野町	82
吉野川市	195	那賀町	234	上板町	60
阿波市	259	牟岐町	39	つるぎ町	86
美馬市	234	美波町	46	東みよし町	89
三好市	285	海陽町	133	佐那河内村	39

3-6 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

- 第1 徳島県知事が災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は警察の有線電気通信設備若しくは有線設備を（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は、本協定の定めるところによるものとする。
- 第2 徳島県知事が、法第57条の規定に基づき使用等することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話及び警察無線電信とする。
- 第3 徳島県知事が法第57条の規定に基づき警察通信設備を使用等する場合は、警察有線電話及び警察無線電話にあつては、徳島県警察本部警務部警務課長警察無線電話にあつては、徳島県警察本部警備部外勤課長（以下「通信統制官」という。）に対し、次の事項を申し出て承認をうけるものとする。
1. 使用等しようとする警察通信設備
 2. 使用等しようとする理由
 3. 通信の内容
 4. 発信者及び受信者
- 第4 通信統制官は、当該申し込みの内容が第57条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときは、その使用を承認するものとする。
- この場合において、受付けた通信の取扱順位の決定は通信統制官が当該通信の緊急性・通信の内容、受付け順位等を斟酌して決定するものとする。
- 第5 徳島県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請を行う場合の対象者および当該対象者に対する平常時における連絡方法等、警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ通信統制官に連絡しておくものとする。
- 第6 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設若しくは増設又は通信機器の貸与は行わないものとする。

附 則

この協定は、昭和39年3月14日から施行する。

昭和39年3月14日

徳島県知事
徳島県警察本部長

原 菊太郎
降 矢 時 雄

3-7 災害対策用移動通信機器の貸与制度（総務省）

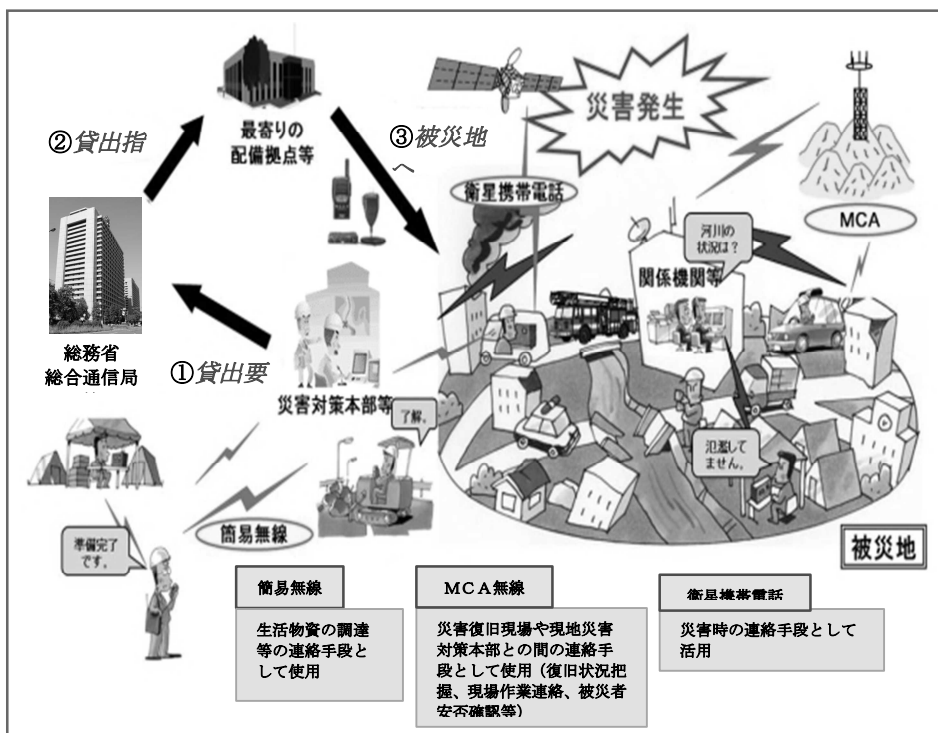
1 無償貸与の概要

非常災害時に、初動期の被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速・円滑な遂行に必要な通信の確保を図るため、総務省では、地方公共団体及び災害復旧関係者に貸与する移動通信機器（衛星携帯電話、MCA、簡易無線）を全国11か所に分散備蓄しています。

四国総合通信局等において申込みを受け付け、貸与します。

＜災害対策用移動無線機器に係る連絡先＞	
四国総合通信局 無線通信部 陸上課	
電話	089-936-5066（直通）
〒	790-8795 松山市味酒町2丁目14-4
総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹通信課 重要無線室	
電話	03-5253-5888（直通）
〒	100-8926 千代田区霞が関2-1-2

2 災害対策用移動通信機器の貸与イメージ



衛星携帯電話



MCA 無線 簡易無線

3-8 災害対策用移動電源車の貸与制度（総務省）

1 無償貸与の概要

非常災害時に停電が発生しても通信・放送設備が機能停止することのないよう電源供給することを目的に、総務省では、地方公共団体、電気通信事業者又は放送事業者に貸与する移動電源車を全国の総合通信局に分散配備しています。

非常災害時に、四国総合通信局において申込みを受け付け、貸与します。（地方公共団体：無償、民間事業者：有償）

＜災害対策用移動電源車に係る連絡先＞	
四国総合通信局 総務部 総務課	
電話 089-936-5010（直通） 〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4	

2 移動電源車の概要

	小型移動電源車	中型移動電源車
車両外観	 4WDオフロードタイプ	 2tトラックタイプ
車両	全長 4.70m 全幅 1.80m 全高 1.90m	全長 4.85m 全幅 1.80m 全高 2.40m
発電	出力：5.5kVA 端子：100V 稼働：36時間（満タン、1/2 負荷）	出力：100kVA 端子：100V・200V 稼働：10時間（満タン、1/2 負荷）
燃料	無鉛レギュラーガソリン ※燃料タンクは車両・発電機共用	軽油 ※燃料タンクは車両・発電機共用
配備	北海道、東北、信越、北陸、東海、近畿、 四国の各総合通信局	東海、中国、九州の各総合通信局

3-9 臨時災害放送局用機器の貸与制度（総務省）

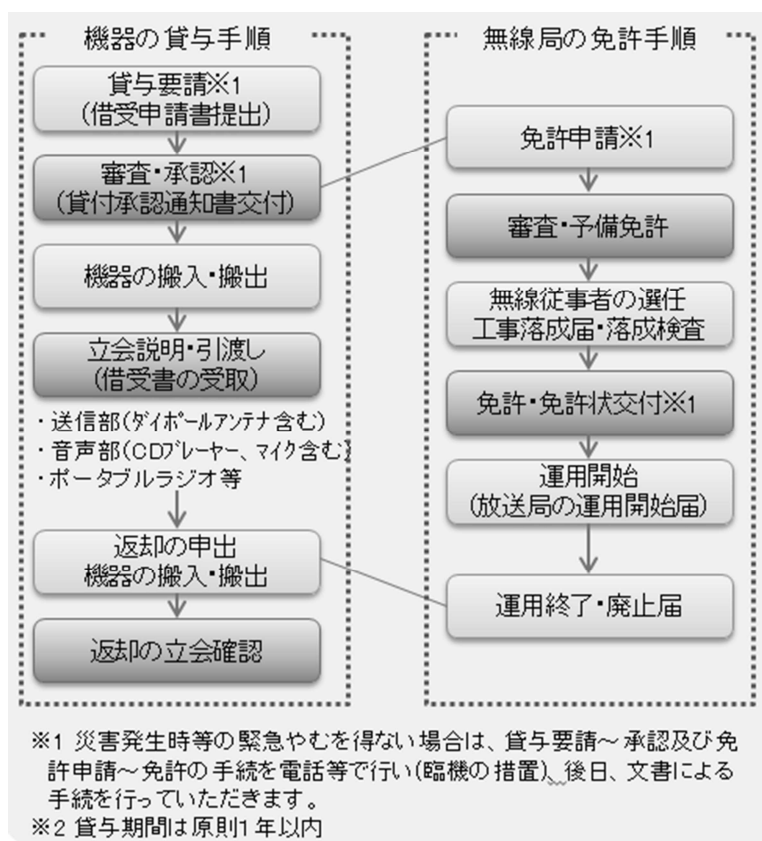
1 無償貸与の概要

非常災害時において、被害情報や避難情報等を地域住民に確実に提供するため、総務省では、地方公共団体等に貸与する臨時災害放送局用機器を全国の各総合通信局に分散配備しています。

非常災害時に、四国総合通信局において申込みを受け付け、貸与します。

＜災害対策用移動電源車に係る連絡先＞	
四国総合通信局 情報通信部 放送課	
電話	089-936-5037（直通）
〒	790-8795 松山市味酒町2丁目14-4

2 臨時災害放送局用機器の貸与等手順



＜＜ 臨時災害放送局とは… ＞＞

地方公共団体等が臨時かつ一時の目的（暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事、その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと）のために開設するFMラジオ放送局。

【関係の規定】放送法第8条、放送法施行規則第7条第2項第二号

※無線設備の操作には、第2級陸上無線技術士以上の無線従事者資格が必要です。

第4 災害危険区域等に関する資料

4-1 地すべり防止区域一覽表

指定番号	区域名	所在地 現市町村名 旧市町村名	町・大字	字	告示年月日	告示番号	指定地面積 (ha)
21	眉山	徳島市	眉山	大滝山	S34.03.31	774	69.33
140	大阿	徳島市	八多	大阿	S36.08.26	1887	61.40
165	日浦	徳島市	飯谷	平間	S36.08.26	1888	15.80
165	日浦(追加)	徳島市	飯谷	本村	S51.10.14	1389	46.52
263	沖野	徳島市	飯谷	沖野	S37.10.17	2655	72.50
264	長柱	徳島市	飯谷	東分	S37.10.17	2655	44.80
265	中津峯	徳島市	多家良	中津峯	S37.10.17	2655	75.80
266	片志	徳島市	勝占	片志	S37.10.17	2655	28.60
326	山路	徳島市	加茂名	海の宮	S38.02.18	229	64.10
326	山路(追加)	徳島市	加茂名	海の宮	H02.03.31	842	5.90
327	諏訪山	徳島市	佐古山	諏訪山	S38.02.18	229	101.80
349	大谷	徳島市	大谷	南谷	S38.02.26	276	20.40
368	矢野	徳島市	国府	矢野	S38.10.11	2602	45.10
369	延命	徳島市	国府	延命	S38.10.11	2602	26.54
370	西丁	徳島市	一宮	西丁	S38.10.11	2602	27.15
387	金谷	徳島市	多家良	金谷	S40.10.05	2908	39.62
388	上八万中山	徳島市	上八万	中山	S40.10.05	2908	29.30
419	谷又	徳島市	一宮	谷又	S48.02.28	287	24.48
424	名東	徳島市	名東	2丁目	S49.04.12	573	8.54
425	南佐古	徳島市	南佐古	六番町	S51.10.14	1389	18.62
138	楡洲	小松島市	立江	清水	S36.08.26	1887	207.50
337	佐山	小松島市	楡洲	佐山	S38.02.26	276	67.60
136	中角	勝浦町	中角	中角	S36.08.26	1887	134.80
141	生名	勝浦町	生名	生名	S36.08.26	1887	279.40
142	掛谷	勝浦町	沼江	沼江	S36.08.26	1887	246.90
143	坂本	勝浦町	坂本	坂本	S36.08.26	1887	106.40
143	坂本(追加)	勝浦町	坂本	坂本	H04.03.12	603	128.30
267	三川	勝浦町	三溪	三溪	S37.10.17	2655	70.20
268	石原	勝浦町	沼江	沼江	S37.10.17	2655	134.70
338	内谷	勝浦町	坂本	坂本	S38.02.26	276	58.40
339	三溪	勝浦町	三溪	三溪	S38.02.26	276	58.30
340	黒岩	勝浦町	沼江	沼江	S38.02.26	276	53.50
341	星谷	勝浦町	星谷	星谷	S38.02.26	276	145.80
413	中の倉	勝浦町	三溪	三溪	S43.01.29	72	14.15
418	今山	勝浦町	沼江	沼江	S47.11.06	1862	64.60
23	生実	上勝町	生実	生実	S35.01.12	98	402.90
137	戸越	上勝町	生実	生実	S36.08.26	1887	34.10
158	八重地	上勝町	旭	旭	S36.08.26	1888	272.50
159	薩行	上勝町	福原	福原	S36.08.26	1888	245.00
160	市宇	上勝町	旭	旭	S36.08.26	1888	105.60
161	喰田	上勝町	福原	福原	S36.08.26	1888	77.40
162	大北	上勝町	生実	生実	S36.08.26	1888	24.10
163	柳谷	上勝町	正木	正木	S36.08.26	1888	40.30
164	杉山	上勝町	正木	正木	S36.08.26	1888	11.40
421	上勝日浦	上勝町	傍示	傍示	S48.09.08	1890	186.79
132	北山	佐那河内村	上	上	S36.08.26	1887	35.60
134	上嵯峨	佐那河内村	下	下	S36.08.26	1887	142.60
135	下嵯峨	佐那河内村	上	上	S36.08.26	1887	72.10
261	府能	佐那河内村	上	上	S37.10.17	2655	15.20
262	牛木屋	佐那河内村	上	上	S37.10.17	2655	27.60

指定番号	区域名	所在地 現市町村名 旧市町村名	町・大字	字	告示年月日	告示番号	指定地面積 (ha)
334	秋城	佐那河内村	上	上	S38.02.16	276	23.40
335	明見谷	佐那河内村	下	下	S38.02.16	276	13.70
335	明見谷(追加)	佐那河内村	下	下	H16.03.26	372	35.22
336	共栄	佐那河内村	下	下	S38.02.16	276	6.70
20	神木	神山市	阿野	阿野	S34.03.31	774	33.62
119	江島	神山市	上分	上分	S36.04.11	1002	43.30
119	江島(追加)	神山市	上分	上分	H04.03.12	603	34.57
120	宮分	神山市	阿川	阿川	S36.04.11	1002	71.90
131	黒木	神山市	阿川	阿川	S36.08.26	1887	146.40
131	黒木(追加)	神山市	阿野	阿野	H03.09.19	1661	46.80
139	南山	神山市	下分	下分	S36.08.26	1887	49.90
144	京地	神山市	下分	下分	S36.08.26	1887	44.70
145	西小野	神山市	神領	神領	S36.08.26	1887	58.60
146	北上角	神山市	神領	神領	S36.08.26	1887	112.40
146	北上角(追加)	神山市	神領	神領	H07.07.24	1397	17.75
147	金泉	神山市	上分	上分	S36.08.26	1887	11.56
147	金泉(追加)	神山市	上分字金泉	上分字金泉	H18.09.14	1082	7.27
148	江田	神山市	上分	上分	S36.08.26	1887	5.59
241	殿宮	神山市	上分	上分	S37.10.17	2655	24.60
242	阿保坂	神山市	鬼籠野	鬼籠野	S37.10.17	2655	8.30
243	馬地	神山市	阿野	阿野	S37.10.17	2655	23.60
244	元山	神山市	鬼籠野	鬼籠野	S37.10.17	2655	25.70
245	持部	神山市	阿野	阿野	S37.10.17	2655	86.50
246	福原	神山市	阿野	阿野	S37.10.17	2655	28.50
247	須賀	神山市	阿野	阿野	S37.10.17	2655	39.80
248	大地	神山市	阿野	阿野	S37.10.17	2655	36.70
249	高瀬	神山市	阿野	阿野	S37.10.17	2655	65.80
250	中喜米	神山市	下分	下分	S37.10.17	2655	42.50
251	養瀬	神山市	阿野	阿野	S37.10.17	2655	92.40
252	長谷	神山市	阿野	阿野	S37.10.17	2655	111.50
253	五反地	神山市	阿野	阿野	S37.10.17	2655	71.70
254	中津	神山市	上分	上分	S37.10.17	2655	23.70
255	田ノ上	神山市	下分	下分	S37.10.17	2655	88.30
256	地中	神山市	下分	下分	S37.10.17	2655	68.70
257	南峯	神山市	下分	下分	S37.10.17	2655	16.10
258	南野間	神山市	神領	神領	S37.10.17	2655	36.70
259	青井夫	神山市	神領	神領	S37.10.17	2655	58.40
260	中内	神山市	鬼籠野	鬼籠野	S37.10.17	2655	17.60
286	本根河	神山市	阿野	阿野	S37.10.17	2655	40.10
325	本根川(追加)	神山市	上分	上分	S38.02.18	229	46.10
367	二宮	神山市	上分	上分	S51.10.14	1389	11.72
420	神山川又	神山市	阿野	阿野	S38.10.11	2602	70.20
348	柳木	鳴門市	上分	上分	S48.09.08	1890	64.49
389	北泊	鳴門市	北灘	北灘	S38.02.16	276	90.70
400	木津	鳴門市	瀬戸	瀬戸	S40.10.05	2908	9.20
403	栗田	鳴門市	撫養	撫養	S42.03.31	1173	50.90
57	六伏	坂野町	北灘	北灘	S42.03.31	1279	35.10
284	川端	坂野町	六伏	六伏	S37.03.27	856	6.90
284	川端	坂野町	川端	川端	S37.10.17	2655	110.80
小計 東部県土整備局(徳島)							6,576.71
378	柳	吉野川市	鴨島町	森速	S39.03.18	596	49.80
24	精根地	吉野川市	山川	精根地	S35.01.21	98	54.80
332	旗見	吉野川市	山川	旗見	S38.02.16	276	60.60
365	山川丸山	吉野川市	山川	丸山	S38.10.11	2602	98.00

4-1 地すべり防止区域一覽表

指定 番号	区域名	所在地 現市町村名 旧市町村名	町・大字	字	告示年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)
366	衣笠	吉野川市 山川町	山川	八ヶ久保	S38.10.11	2602	54.30
405	西野峯	吉野川市 山川町	山川	西野峯	S43.03.01	253	49.17
406	山川奥野井	吉野川市 山川町	山川	奥野井	S43.03.01	253	80.86
415	山川大内	吉野川市 山川町	山川	大内	S46.09.10	1513	44.60
416	安楽寺	吉野川市 美郷村	美郷	安楽寺	S46.09.10	1513	9.23
18	中筋	吉野川市 美郷村	美郷	中村山	S34.03.31	774	122.63
19	大平	吉野川市 美郷村	美郷	別枝山	S34.03.31	774	11.58
118	田平	吉野川市 美郷村	美郷	別枝山	S36.04.11	1002	31.99
152	樫平	吉野川市 美郷村	美郷	中村山	S36.08.26	1888	21.70
153	岸の峯	吉野川市 美郷村	美郷	中村山	S36.08.26	1888	44.21
154	照尾	吉野川市 美郷村	美郷	別枝山	S36.08.26	1888	19.36
155	張	吉野川市 美郷村	美郷	別枝山	S36.08.26	1888	14.73
155	張(追加)	吉野川市 美郷村	美郷	別枝山	403.12.20	1532	9.83
156	宮倉	吉野川市 美郷村	美郷	別枝山	S36.08.26	1888	3.91
156	宮倉(追加)	吉野川市 美郷村	美郷	別枝山	S40.10.05	2908	42.75
157	高野尾	吉野川市 美郷村	美郷	高野尾	S36.08.26	1888	26.20
364	来見坂	吉野川市 美郷村	美郷	来見坂	S38.10.11	2602	170.50
397	穴地	吉野川市 美郷村	美郷	別枝山	S42.03.31	1173	126.80
398	中の谷	吉野川市 美郷村	美郷	中ノ谷	S42.03.31	1173	86.80
399	川俣	吉野川市 美郷村	美郷	川俣	S42.03.31	1173	27.30
414	古井	吉野川市 美郷村	美郷	別枝山	S46.09.10	1513	69.72
417	東横山	吉野川市 美郷村	美郷	別枝山	S47.11.06	1862	48.85
430	古土地	吉野川市 美郷村	美郷	別枝山	S62.03.27	828	105.00
431	愛後	吉野川市 美郷村	美郷	別枝山	S62.03.27	828	107.30
433	城戸	吉野川市 美郷村	美郷	別枝山	H03.09.19	1650	62.26
149	熊谷	阿波市 土成町	土成	土成	S36.08.26	1887	41.58
198	八町	阿波市 土成町	土成	宮川内	S37.09.11	2203	63.70
199	見坂	阿波市 土成町	土成	宮川内	S37.09.11	2203	78.50
322	九頭字	阿波市 土成町	土成	浦池	S38.02.18	229	114.30
323	上畑	阿波市 土成町	土成	宮川内	S38.02.18	229	18.40
333	金地	阿波市 土成町	土成	浦池	S38.02.26	276	20.90
195	運越	阿波市 市場町	市場	日開谷	S37.09.11	2203	121.20
196	岩野	阿波市 市場町	市場	日開谷	S37.09.11	2203	84.90
197	川北	阿波市 市場町	市場	日開谷	S37.09.11	2203	62.10
320	犬の墓	阿波市 市場町	市場	大墓	S38.02.18	229	118.30
321	仁賀木	阿波市 市場町	市場	日開谷	S38.02.18	229	12.50
99	北久保	阿波市 阿波町	阿波	北久保	S36.04.08	998	31.29
100	龜底	阿波市 阿波町	阿波	龜底	S36.04.08	998	78.89
151	大久保	阿波市 阿波町	阿波	大久保	S36.08.26	1888	32.12
318	棚ヶ窪	阿波市 阿波町	阿波	棚ヶ窪	S38.02.18	229	89.70
319	引地	阿波市 阿波町	阿波	引地	S38.02.18	229	23.20
324	畑	上坂町	阿波	神宅	S38.02.18	229	45.80
小計 東部県土整備局<吉野川>							2,692.16
22	椿泊	阿南市 椿泊	阿南	小吹川原	S34.03.31	774	49.35
328	古毛	阿南市 羽ノ浦町	羽ノ浦	古毛	S38.02.18	229	16.60
329	沢田	阿南市 羽ノ浦町	羽ノ浦	宮倉	S38.02.18	229	15.60
342	長生	阿南市 長生	長生	上荒井	S38.02.26	276	22.30
343	津の峯	阿南市 長生	長生	大原	S38.02.26	276	29.80
371	伊瀬	阿南市 伊瀬	伊瀬	伊瀬	S38.10.11	2602	12.37
384	深瀬	阿南市 深瀬	深瀬	深瀬	S39.06.22	1537	71.60
386	金石	阿南市 楠根	楠根	金石	S40.10.05	2908	37.10
401	高岸	阿南市 高岸	高岸	高岸	S42.03.31	1173	45.60
407	切石	阿南市 桑野	桑野	切石	S43.03.01	253	11.63
小計 南部総合県民局<阿南>							311.95

4-1 地すべり防止区域一覽表

指定 番号	区域名	所在地 現市町村名 旧市町村名	町・大字	字	告示年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)
269	朴野	那賀町 相生町	相生	朴野	S37.10.17	2655	38.40
270	横石	那賀町 相生町	相生	横石	S37.10.17	2655	183.80
271	那賀大久保	那賀町 相生町	相生	大久保	S37.10.17	2655	104.10
372	西納野	那賀町 相生町	相生	大久保	S38.10.11	2602	69.72
272	那賀市宇	那賀町 上那賀町	上那賀	白石	S37.10.17	2655	126.90
273	松ノ木	那賀町 上那賀町	上那賀	府殿	S37.10.17	2655	44.90
274	平谷	那賀町 上那賀町	上那賀	平谷	S37.10.17	2655	53.90
275	音谷	那賀町 上那賀町	上那賀	音谷	S37.10.17	2655	72.80
330	出合	那賀町 上那賀町	上那賀	出合	S38.02.18	229	52.40
383	長安	那賀町 上那賀町	上那賀	長安	S39.06.22	1537	52.58
404	椎ノ尾	那賀町 上那賀町	上那賀	白石	S42.03.31	1279	52.30
276	広野	那賀町 木沢村	木沢村	木頭	S37.10.17	2655	59.20
428	岩倉	那賀町 木沢村	木沢村	岩倉	S53.03.10	299	12.20
277	川島	那賀町 木頭村	木頭村	出原	S37.10.17	2655	37.90
331	たいら	那賀町 木頭村	木頭村	北川	S38.02.18	229	6.60
373	中谷	那賀町 木頭村	木頭村	助	S38.10.11	2602	150.10
小計 南部総合県民局<那賀>							1,117.80
150	牟岐浦	牟岐町 牟岐町	牟岐浦	牟岐浦	S36.08.26	1887	14.06
278	中村	牟岐町 牟岐町	中村	中村	S37.10.17	2655	11.30
385	出羽島	牟岐町 牟岐町	牟岐浦	牟岐浦	S39.06.22	1537	10.64
374	東由岐	美波町 由岐町	由岐	東由岐	S38.10.11	2602	21.46
375	西由岐	美波町 由岐町	由岐	西由岐	S38.10.11	2602	51.40
285	粟ヶ野	美波町 日和佐町	日和佐	西河内	S37.10.17	2655	23.70
344	薬王寺	美波町 日和佐町	日和佐	奥河内	S38.02.26	276	7.00
279	小川	海陽町 海南町	海南	小川	S37.10.17	2655	44.40
280	大井	海陽町 海部町	海部	大井	S37.10.17	2655	9.60
350	吉田	海陽町 海部町	海部	吉田	S38.02.26	276	30.10
281	日比原	海陽町 宗喰町	宗喰	日比原	S37.10.17	2655	15.40
282	船津	海陽町 宗喰町	宗喰	船津	S37.10.17	2655	77.30
283	那佐	海陽町 宗喰町	宗喰	宗喰浦	S37.10.17	2655	92.10
小計 南部総合県民局<美波>							408.46
113	鞆畑	美馬市 脇町	脇	鞆畑	S36.04.11	1002	7.06
176	東大谷	美馬市 脇町	脇	東大谷	S37.09.11	2203	92.50
184	下中野	美馬市 脇町	脇	下中野	S37.09.11	2203	37.50
186	梨子の木	美馬市 脇町	脇	梨子ノ木	S37.09.11	2203	30.10
187	西大谷	美馬市 脇町	脇	西大谷	S37.09.11	2203	84.70
188	東赤谷	美馬市 脇町	脇	東赤谷	S37.09.11	2203	38.80
189	榎久保	美馬市 脇町	脇	東俣名	S37.09.11	2203	23.80
210	東田上	美馬市 脇町	脇	田上	S37.09.12	2204	10.20
240	中釜	美馬市 脇町	脇	西赤谷	S37.09.12	2204	30.80
311	西赤谷	美馬市 脇町	脇	西赤谷	S38.02.18	229	35.60
312	河原柴	美馬市 脇町	脇	川原柴	S38.02.18	229	70.30
313	横倉	美馬市 脇町	脇	横倉	S38.02.18	229	70.10
314	上中野	美馬市 脇町	脇	上中野	S38.02.18	229	42.30
363	猿巢	美馬市 脇町	脇	西赤谷	S38.10.11	2602	16.60
402	段	美馬市 脇町	脇	段	S42.03.31	1279	63.29
412	相栗	美馬市 脇町	脇	平帽子	S43.01.29	72	11.50
103	入倉	美馬市 美馬町	美馬	入倉	S36.04.11	1002	10.86
181	高尾	美馬市 美馬町	美馬	高尾	S37.09.11	2203	39.40
182	大久保	美馬市 美馬町	美馬	大久保	S37.09.11	2203	42.40
183	藤字	美馬市 美馬町	美馬	藤字	S37.09.11	2203	81.90
192	夏弥喜	美馬市 美馬町	美馬	夏弥喜	S37.09.11	2203	105.80
218	美馬中野	美馬市 美馬町	美馬	中野	S37.09.12	2204	20.30

4-1 地すべり防止区域一覽表

指定 番号	区域名	所在地 現市町村名 旧市町村名	町・大字	字	告示年月日	告示 番号	指定地面积 (ha)
219	切久保	美馬市 美馬町	美馬	切久保	S37.09.12	2204	32.70
220	清田	美馬市 美馬町	美馬	清田	S37.09.12	2204	50.60
315	猿坂	美馬市 美馬町	美馬	猿坂	S38.02.18	229	24.20
316	野田ノ井	美馬市 美馬町	美馬	野田ノ井	S38.02.18	229	42.30
317	夏蔵	美馬市 美馬町	美馬	夏蔵	S38.02.18	229	53.70
376	吉水	美馬市 美馬町	美馬	吉水	S39.03.18	596	31.51
17	北又	美馬市 穴吹町	穴吹	古宮	S34.03.31	774	50.60
76	智野	美馬市 穴吹町	穴吹	古宮	S35.08.13	1596	23.33
91	川瀬	美馬市 穴吹町	穴吹	古宮	S36.04.08	998	48.10
105	鎌掛	美馬市 穴吹町	穴吹	口山	S36.04.11	1002	16.49
106	穴吹猿峯	美馬市 穴吹町	穴吹	口山	S36.04.11	1002	15.81
107	支納	美馬市 穴吹町	穴吹	口山	S36.04.11	1002	15.81
108	成戸	美馬市 穴吹町	穴吹	穴吹	S36.04.11	1002	44.00
108	成戸(追加)	美馬市 穴吹町	穴吹	穴吹	R2.8.26	782	6.90
110	半平	美馬市 穴吹町	穴吹	古宮	S36.04.11	1002	71.56
111	長尾	美馬市 穴吹町	穴吹	古宮	S36.04.11	1002	10.08
112	大内	美馬市 穴吹町	穴吹	口山	S36.04.11	1002	9.36
112	大内(追加)	美馬市 穴吹町	穴吹	口山	H14.03.25	231	196.25
116	尾山	美馬市 穴吹町	穴吹	口山	S36.04.11	1002	24.12
193	東成戸	美馬市 穴吹町	穴吹	穴吹	S37.09.12	2203	38.90
223	平野	美馬市 穴吹町	穴吹	口山	S37.09.12	2204	36.80
229	拝立	美馬市 穴吹町	穴吹	口山	S37.09.12	2204	20.20
230	大佐古	美馬市 穴吹町	穴吹	古宮	S37.09.12	2204	36.20
231	三谷	美馬市 穴吹町	穴吹	三島	S37.09.12	2204	40.50
306	伏立	美馬市 穴吹町	穴吹	古宮	S38.02.18	229	52.50
307	梶山	美馬市 穴吹町	穴吹	口山	S38.02.18	229	77.30
308	丸山	美馬市 穴吹町	穴吹	口山	S38.02.18	229	83.80
309	仕出原	美馬市 穴吹町	穴吹	口山	S38.02.18	229	123.80
310	不定	美馬市 穴吹町	穴吹	三島	S38.02.18	229	66.20
360	弓立	美馬市 穴吹町	穴吹	口山	S38.10.11	2603	7.40
361	拝村	美馬市 穴吹町	穴吹	穴吹	S38.10.11	2603	54.10
436	本峠	美馬市 穴吹町	穴吹	穴吹	H27.12.28	1270	23.68
92	内川地	美馬市 木屋平村	木屋平	下名	S36.04.08	998	32.70
93	ビヤガイチ	美馬市 木屋平村	木屋平	ひやがいち	S36.04.08	998	19.20
94	谷口	美馬市 木屋平村	木屋平	谷口	S36.04.08	998	38.10
95	谷口カガ	美馬市 木屋平村	木屋平	谷口カガ	S36.04.08	998	55.20
96	向樫原	美馬市 木屋平村	木屋平	向樫原	S36.04.08	998	39.40
104	森遠	美馬市 木屋平村	木屋平	森遠	S36.04.11	1002	80.56
109	木屋平久保	美馬市 木屋平村	木屋平	川井	S36.04.11	1002	36.72
117	竹尾	美馬市 木屋平村	木屋平	竹尾	S36.04.11	1002	19.29
117	竹尾(追加)	美馬市 木屋平村	木屋平	竹尾	H07.07.24	1397	15.16
194	今丸	美馬市 木屋平村	木屋平	今丸	S37.09.11	2203	45.40
224	杖谷	美馬市 木屋平村	木屋平	杖谷	S37.09.12	2204	45.50
227	三ツ木	美馬市 木屋平村	木屋平	三ツ木	S37.09.12	2204	53.40
228	日比字	美馬市 木屋平村	木屋平	下名	S37.09.12	2204	24.20
304	八幡	美馬市 木屋平村	木屋平	八幡	S38.02.18	229	56.50
305	葛尾	美馬市 木屋平村	木屋平	葛尾	S38.02.18	229	12.20
362	木屋平大北	美馬市 木屋平村	木屋平	大北	S38.10.11	2602	160.20
435	木屋平久保(2)	美馬市 木屋平村	木屋平	川井	H11.03.23	783	18.53
13	長野	つるぎ町 半田町	半田	長野	S34.03.31	774	31.44
14	曾我	つるぎ町 半田町	半田	白石	S34.03.31	774	11.70
67	大鞆	つるぎ町 半田町	半田	小谷	S35.08.13	1596	51.60
68	葛城	つるぎ町 半田町	半田	葛城	S35.08.13	1596	24.80
69	中熊	つるぎ町 半田町	半田	中熊	S35.08.13	1596	42.30

4-1 地すべり防止区域一覽表

指定 番号	区域名	所在地 現市町村名 旧市町村名	町・大字	字	告示年月日	告示 番号	指定地面积 (ha)
70	猿峯	つるぎ町 半田町	半田	猿峯	S35.08.13	1596	24.60
71	白石	つるぎ町 半田町	半田	白石	S35.08.13	1596	16.45
72	平石	つるぎ町 半田町	半田	平石	S35.08.13	1596	48.95
73	西久保	つるぎ町 半田町	半田	西久保	S35.08.13	1596	5.50
190	高岩	つるぎ町 半田町	半田	下竹	S37.09.11	2203	56.10
191	木ノ内	つるぎ町 半田町	半田	木の内	S37.09.11	2203	12.40
221	上連	つるぎ町 半田町	半田	上連	S37.09.12	2204	70.70
222	下尻尻	つるぎ町 半田町	半田	下尻尻	S37.09.12	2204	31.00
235	樫尾	つるぎ町 半田町	半田	樫尾	S37.09.12	2204	50.80
298	黒石	つるぎ町 半田町	半田	下竹	S38.02.18	229	62.30
299	日開野	つるぎ町 半田町	半田	日開野	S38.02.18	229	40.40
346	六良谷	つるぎ町 半田町	半田	日開野	S38.02.26	276	15.30
359	青野	つるぎ町 半田町	半田	青野	S38.10.11	2602	44.30
97	長瀬	つるぎ町 貞光町	貞光	端山	S36.04.08	998	47.50
102	浦山	つるぎ町 貞光町	貞光	端山	S36.04.11	1002	22.45
115	中山	つるぎ町 貞光町	貞光	端山	S36.04.11	1002	10.14
232	捨子	つるぎ町 貞光町	貞光	端山	S37.09.12	2204	27.60
300	貞光猿峯	つるぎ町 貞光町	貞光	端山	S38.02.18	229	56.30
301	宮内	つるぎ町 貞光町	貞光	端山	S38.02.18	229	88.90
411	貞光日浦	つるぎ町 貞光町	貞光	端山	S43.01.29	72	21.10
429	捨子北	つるぎ町 貞光町	貞光	端山	S59.03.31	853	66.30
15	桑平	つるぎ町 一字村	一字	桑平	S34.03.31	774	15.90
16	大野	つるぎ町 一字村	一字	桑平	H09.07.22	1490	10.96
15	桑平(追加)	つるぎ町 一字村	一字	桑平	S34.03.31	774	30.77
74	中横	つるぎ町 一字村	一字	中横	S35.08.13	1596	16.70
75	川又	つるぎ町 一字村	一字	川又	S35.08.13	1596	32.91
77	伊良原	つるぎ町 一字村	一字	伊良原	S35.08.13	1596	60.38
78	明谷	つるぎ町 一字村	一字	明谷	S35.08.13	1596	31.33
79	中野	つるぎ町 一字村	一字	中野	S35.08.13	1596	33.70
80	蔭	つるぎ町 一字村	一字	蔭	S35.08.13	1596	63.04
101	一字	つるぎ町 一字村	一字	一字	S36.04.11	1002	32.22
114	切越下	つるぎ町 一字村	一字	切越	S36.04.11	1002	9.48
233	樫地	つるぎ町 一字村	一字	樫地	S37.09.12	2204	12.40
234	奥大野	つるぎ町 一字村	一字	奥大野	S37.09.12	2204	57.10
302	九藤中下	つるぎ町 一字村	一字	九藤中	S38.02.18	229	17.80
303	九藤中上	つるぎ町 一字村	一字	九藤中	S38.02.18	229	22.70
347	平井	つるぎ町 一字村	一字	平井	S38.02.26	276	19.10
377	一字平	つるぎ町 一字村	一字	平	S39.03.18	596	91.30
432	漆野瀬	つるぎ町 一字村	一字	漆野瀬	H01.03.31	874	15.40
68	葛城(追加)	つるぎ町 半田町	半田	葛城	H31.3.13	344	31.49
小計 西部総合県民局(美馬)							
112箇所 4,773.29							
65	滝の奥	三好市 三好市	三野	加茂野宮	S35.08.13	1596	55.30
174	明神	三好市 三好市	三野	太刀野山	S37.09.11	2203	24.30
177	大平	三好市 三好市	三野	太刀野山	S37.09.11	2203	155.10
178	馬瓶	三好市 三好市	三野	太刀野山	S37.09.11	2203	73.60
179	大屋敷	三好市 三好市	三野	太刀野山	S37.09.11	2203	112.10
180	鎌窪	三好市 三好市	三野	太刀野山	S37.09.11	2203	69.00
203	田野々	三好市 三好市	三野	太刀野山	S37.09.12	2204	48.20
204	川又	三好市 三好市	三野	太刀野山	S37.09.12	2204	66.40
205	中屋	三好市 三好市	三野	太刀野山	S37.09.12	2204	95.80
206	藤黒	三好市 三好市	三野	太刀野山	S37.09.12	2204	49.20
237	井ノ久保	三好市 三好市	三野	太刀野山	S37.09.12	2204	91.90
8	川崎	三好市 三好市	池田	川崎	S34.03.31	774	58.80
29	大甲	三好市 三好市	池田	松尾	S35.03.04	314	24.70

4-1 地すべり防止区域一覽表

指定 番号	区域名	所在地 現市町村名	旧市町村名	町・大字	字	告示年月日	告示 番号	指定地面积 (ha)
29	大甲(追加)	三好市	池田町	池田	松尾	H15.03.28	302	16.39
30	西勝示	三好市	池田町	池田	大和	S35.03.04	314	22.00
30	西勝示(追加)	三好市	池田町	池田	大和	S25.06.7	683	23.05
31	石の内	三好市	池田町	池田	大和	S35.03.04	314	7.91
31	石の内(追加)	三好市	池田町	池田	大和	H15.03.28	302	49.34
32	本名	三好市	池田町	池田	白地	S35.03.04	314	10.80
39	大田	三好市	池田町	池田	大和	S35.03.04	314	12.10
40	大川	三好市	池田町	池田	漆川	S35.03.04	314	15.80
40	大川(追加)	三好市	池田町	池田	漆川	H07.07.24	1397	22.84
42	府甲部	三好市	池田町	池田	白地	S35.03.04	314	81.00
60	宮石	三好市	池田町	池田	松尾	S35.03.04	314	17.15
81	谷筋	三好市	池田町	池田	大和	S36.04.08	998	69.80
126	千足	三好市	池田町	池田	川崎	S36.04.21	1016	42.60
127	上尾後	三好市	池田町	池田	大和	S36.04.21	1016	33.90
128	中勝示	三好市	池田町	池田	大和	S36.04.21	1016	33.70
129	古宮	三好市	池田町	池田	漆川	S36.04.21	1016	29.10
130	国畑	三好市	池田町	池田	大和	S36.04.21	1016	41.80
170	榎尾	三好市	池田町	池田	白地	S37.09.11	2203	29.20
171	上野呂内	三好市	池田町	池田	白地	S37.09.11	2203	21.30
172	下野呂内	三好市	池田町	池田	西山	S37.09.11	2203	43.90
173	尾平	三好市	池田町	池田	佐野	S37.09.11	2203	16.10
211	有安	三好市	池田町	池田	佐野	S37.09.12	2204	39.00
212	双子布	三好市	池田町	池田	馬路	S37.09.12	2204	83.20
225	大宗	三好市	池田町	池田	佐野	S37.09.12	2204	30.30
239	白地	三好市	池田町	池田	白地	S37.09.12	2204	76.10
288	山具	三好市	池田町	池田	川崎	S38.02.18	229	65.70
289	柳倉	三好市	池田町	池田	漆川	S38.02.18	229	103.50
290	影倉	三好市	池田町	池田	漆川	S38.02.18	229	56.90
291	山風呂	三好市	池田町	池田	松尾	S38.02.18	229	56.40
292	西山	三好市	池田町	池田	西山	S38.02.18	229	169.70
292	西山(追加)	三好市	池田町	池田	西山	H15.03.28	302	2.20
293	入体	三好市	池田町	池田	西山	S38.02.18	229	99.20
294	木屋米	三好市	池田町	池田	西山	S38.02.18	229	105.00
295	落	三好市	池田町	池田	西山	S38.02.18	229	112.80
345	黒川	三好市	池田町	池田	松尾	S38.02.26	276	43.50
345	黒川(追加)	三好市	池田町	池田	松尾	H07.07.24	1397	6.25
355	ハヤシ	三好市	池田町	池田	ハヤシ	S38.10.11	2602	6.30
356	ウエノ	三好市	池田町	池田	ウエノ	S38.10.11	2602	6.30
380	イタノ	三好市	池田町	池田	イタノ	S39.06.22	1537	39.00
392	高毛	三好市	池田町	池田	佐野	S42.03.31	1173	5.50
5	白川	三好市	山城市	山城市	白川	S34.03.31	774	22.15
6	仏子	三好市	山城市	山城市	仏子	S34.03.31	774	25.54
7	殿野	三好市	山城市	山城市	西宇	S34.03.31	774	25.76
7	殿野(追加)	三好市	山城市	山城市	西宇	H11.8.16	1596	10.42
35	柿の尾	三好市	山城市	山城市	上名	S35.03.04	314	21.88
36	赤野	三好市	山城市	山城市	上名	S35.03.04	314	28.80
37	西宇峯	三好市	山城市	山城市	西宇	S35.03.04	314	10.94
38	下川	三好市	山城市	山城市	下川	S35.03.04	314	160.80
43	大川持	三好市	山城市	山城市	大川持	S35.03.04	314	31.57
44	信正	三好市	山城市	山城市	信正	S35.03.04	314	8.27
44	信正(追加)	三好市	山城市	山城市	信正	H07.07.24	1397	74.59
45	末貞	三好市	山城市	山城市	末貞	S63.07.18	1577	42.79
52	津屋	三好市	山城市	山城市	上名	S35.03.04	314	14.48
64	平	三好市	山城市	山城市	上名	S35.08.13	1596	13.91

4-1 地すべり防止区域一覽表

指定 番号	区域名	所在地 現市町村名	旧市町村名	町・大字	字	告示年月日	告示 番号	指定地面积 (ha)
82	山城大野	三好市	山城市	山城市	大野	S36.04.08	998	42.70
83	柴川	三好市	山城市	山城市	柴川	S36.04.08	998	26.20
84	茂地	三好市	山城市	山城市	茂地	S36.04.08	998	31.30
85	重実	三好市	山城市	山城市	重実	S36.04.08	998	60.10
86	大月	三好市	山城市	山城市	大月	S36.04.08	998	26.90
87	政友(追加)	三好市	山城市	山城市	政友	S36.04.08	998	24.20
87	政友	三好市	山城市	山城市	政友	H22.5.31	597	8.00
88	西宇	三好市	山城市	山城市	西宇	S36.04.08	998	25.20
89	平下	三好市	山城市	山城市	上名	S36.04.08	998	42.40
90	八千坊	三好市	山城市	山城市	八千坊	S36.04.08	998	23.10
213	津屋下	三好市	山城市	山城市	上名	S37.09.12	2204	28.00
214	岩戸	三好市	山城市	山城市	岩戸	S37.09.12	2204	41.90
215	神楽	三好市	山城市	山城市	中野	S37.09.12	2204	63.20
216	下名	三好市	山城市	山城市	下名	S37.09.12	2204	18.80
226	脇	三好市	山城市	山城市	脇	S37.09.12	2204	42.60
238	若山	三好市	山城市	山城市	下川	S37.09.12	2204	49.60
287	水無	三好市	山城市	山城市	西宇	S38.02.18	229	28.50
353	城山	三好市	山城市	山城市	黒川	S38.10.11	2602	23.90
354	光兼	三好市	山城市	山城市	光兼	S38.10.11	2603	26.80
379	岩戸下	三好市	山城市	山城市	岩戸	S39.06.22	1537	13.08
391	桑内	三好市	山城市	山城市	仏子	S42.03.31	1173	9.30
391	桑内(追加)	三好市	山城市	山城市	光兼	R02.08.26	1423	5.81
408	瀬見堂	三好市	山城市	山城市	仏子	S43.03.01	253	21.06
409	上名影	三好市	山城市	山城市	上名	S43.03.01	253	36.90
410	岡の下	三好市	山城市	山城市	若山	S43.03.01	253	19.32
10	倉石	三好市	井川町	井川	井内	S34.03.31	774	52.48
41	里川	三好市	井川町	井川	里川	S35.03.04	314	18.62
47	吹	三好市	井川町	井川	井内	S35.03.04	314	40.18
48	安田	三好市	井川町	井川	井内	S35.03.04	314	29.66
123	正夫	三好市	井川町	井川	井内	S36.04.21	1016	65.40
124	西川長尾	三好市	井川町	井川	井内	S36.04.21	1016	76.10
125	井川	三好市	井川町	井川	西井川	S36.04.21	1016	22.40
296	西平	三好市	井川町	井川	井の内	S38.02.18	229	18.00
357	下影	三好市	井川町	井川	井内	S38.10.11	2602	24.10
357	下影(追加)	三好市	井川町	井川	井内	H07.07.24	1397	3.94
381	井関	三好市	井川町	井川	井関	S39.06.22	1537	7.59
393	杉の木	三好市	井川町	井川	井内	S42.03.31	1173	18.87
393	杉の木(追加)	三好市	井川町	井川	井内	H22.5.31	597	22.59
434	向	三好市	井川町	井川	井内	H07.07.24	1396	35.22
1	菅生	三好市	東祖谷山村	東祖谷	菅生	S34.03.31	774	75.30
2	久保	三好市	東祖谷山村	東祖谷	久保	S34.03.31	774	64.80
25	菅生左岸	三好市	東祖谷山村	東祖谷	菅生	S35.03.04	314	123.23
26	九鬼	三好市	東祖谷山村	東祖谷	九鬼	S35.03.04	314	39.12
27	小島	三好市	東祖谷山村	東祖谷	小島	S35.03.04	314	82.07
53	落合	三好市	東祖谷山村	東祖谷	落合	S35.03.04	314	84.16
53	落合(追加)	三好市	東祖谷山村	東祖谷	落合	H09.02.28	300	20.15
54	京上	三好市	東祖谷山村	東祖谷	京上	S35.03.04	314	156.38
55	大西	三好市	東祖谷山村	東祖谷	大西	S35.03.04	314	51.37
56	釣井	三好市	東祖谷山村	東祖谷	釣井	S35.03.04	314	30.70
56	釣井(追加)	三好市	東祖谷山村	東祖谷	釣井	H16.08.25	1037	30.58
121	久保左岸	三好市	東祖谷山村	東祖谷	久保左岸	S36.04.21	1016	35.70
122	中上	三好市	東祖谷山村	東祖谷	中上	S36.04.21	1016	50.40
166	藤原	三好市	東祖谷山村	東祖谷	久保	S37.09.11	2203	18.80
167	今井	三好市	東祖谷山村	東祖谷	今井	S37.09.11	2203	24.00

4-1 地すべり防止区域一覽表

指定 番号	区域名	所在地 現市町村名 旧市町村名	町・大字	字	告示年月日	告示 番号	指定地面积 (ha)
4	西岡	三好市 西祖谷山村	西祖谷山	西岡	S34.03.31	857	31.80
28	下蔭	三好市 西祖谷山村	西祖谷山	下蔭	S35.03.04	314	10.67
33	坂瀬	三好市 西祖谷山村	西祖谷山	坂瀬	S35.03.04	314	82.22
34	有瀬	三好市 西祖谷山村	西祖谷山	有瀬	S35.03.04	314	216.70
58	冥地	三好市 西祖谷山村	西祖谷山	冥地	S35.03.04	314	50.37
59	田の内	三好市 西祖谷山村	西祖谷山	田ノ内	S35.03.04	314	186.90
61	榎	三好市 西祖谷山村	西祖谷山	榎	S36.04.08	998	22.90
98	春の木尾	三好市 西祖谷山村	西祖谷山	小祖谷	S37.09.11	2203	26.80
168	田丸	三好市 西祖谷山村	西祖谷山	田ノ内	S37.09.11	2203	66.40
169	日比原	三好市 西祖谷山村	西祖谷山	坂瀬	S37.09.11	2203	63.00
200	小祖谷	三好市 西祖谷山村	西祖谷山	小祖谷	S37.09.12	2204	10.40
201	橋詰	三好市 西祖谷山村	西祖谷山	一字	S37.09.12	2204	10.40
236	中尾	三好市 西祖谷山村	西祖谷山	中尾	S37.09.12	2204	34.80
351	栗寄	三好市 西祖谷山村	西祖谷山	善徳	S38.10.11	2602	58.80
352	祖谷一字	三好市 西祖谷山村	西祖谷山	一字	S38.10.11	2602	43.20
436	柴川左岸	三好市 山城町	山城	柴川	H31.1.4	8	13.05
437	山城長谷	三好市 山城町	山城	大和川	H31.3.13	340	10.22
438	粟山	三好市 山城町	山城	粟山	H31.3.13	340	16.39
5	白川(追加)	三好市 山城町	山城	白川	H31.3.13	344	10.11
6	仏子(追加)	三好市 山城町	山城	仏子	H31.3.13	344	10.77
9	増川	東みよし町 三好町		東山	S34.03.31	774	40.50
46	男山	東みよし町 三好町		東山	S35.03.04	314	22.12
51	柳沢	東みよし町 三好町		東山	S35.03.04	314	44.01
66	路木	東みよし町 三好町		東山	S35.08.13	1596	34.23
175	葛籠	東みよし町 三好町		東山	S37.09.11	2203	77.70
207	中峰	東みよし町 三好町		足代	S37.09.12	2204	8.80
208	石木	東みよし町 三好町		東山	S37.09.12	2204	106.50
209	貞安	東みよし町 三好町		東山	S37.09.12	2204	17.90
210	内野	東みよし町 三好町		東山	S37.09.12	2204	50.10
358	法市	東みよし町 三好町		東山	S38.10.11	2602	82.00
382	行常	東みよし町 三好町		昏間	S39.06.22	1537	14.48
396	百々路	東みよし町 三好町		足代	S42.03.31	1173	6.90
11	黒長谷	東みよし町 三好町		毛田	S34.03.31	774	41.57
12	明地	東みよし町 三好町		中庄、毛田	S34.03.31	774	128.44
49	加茂山	東みよし町 三好町		西庄	S35.03.04	314	72.62
49	加茂山(追加)	東みよし町 三好町		西庄	H18.09.14	1082	56.21
50	泉野	東みよし町 三好町		西庄	S35.03.04	314	27.26
62	大藤	東みよし町 三好町		毛田	S35.08.13	1596	29.74
63	白内	東みよし町 三好町		西庄	S35.08.13	1596	9.29
133	五名(2)	東みよし町 三好町		西庄	S36.03.17	562	52.00
202	五名	東みよし町 三好町		西庄	S37.09.12	2204	100.30
297	森清	東みよし町 三好町		西庄	S38.02.18	229	25.80
394	江口	東みよし町 三好町		中庄	S42.03.31	1173	27.00
395	毛田	東みよし町 三好町		毛田	S42.03.31	1173	53.00
422	三加茂森内	東みよし町 三好町		西庄	S49.04.12	573	32.72
小計	西部総合県民局(三好)		149箇所				7,423.99
3	善徳	三好市 西祖谷山村	西祖谷山	善徳	S57.03.27	857	220.90
小計	直轄		1箇所				220.90
計			436箇所				23,525.26

地すべり指定地の概要（農林水産省農村振興局所管）

最新の告示年月日：令和2年6月5日

県内 番号	区域名	所 在 地		所管 事務所	指定 年度	告示年月日 元号	指定面積 (ha)
		郡市	町村				
7	藤井谷	勝浦郡	上勝町	徳島	S37	S37.12.22	66.00
34	西峰	勝浦郡	上勝町	徳島	S41	S42.3.31	32.60
53	小松	勝浦郡	上勝町	徳島	S45	S46.3.26	25.53
58	うぐいす	勝浦郡	上勝町	徳島	S47	S48.3.30	64.82
68	梅ノ木	勝浦郡	上勝町	徳島	S48	S49.2.20	28.77
85	横峯	勝浦郡	上勝町	徳島	S52	S53.3.31	27.50
98	傍示日浦	勝浦郡	上勝町	徳島	S57	S58.3.23	65.00
102	南岡	勝浦郡	上勝町	徳島	S58	S59.3.12	108.45
112	南岡北	勝浦郡	上勝町	徳島	S61	S62.3.25	75.20
119	中山	勝浦郡	上勝町	徳島	S63	H1.3.29	56.80
135	六十部	勝浦郡	上勝町	徳島	H8	H8.12.2	48.39
137	福川	勝浦郡	上勝町	徳島	H13	H14.3.15	8.33
11	奥野々	名東郡	佐那河内村	徳島	S37	S38.3.11	95.00
12	丸田	名東郡	佐那河内村	徳島	S37	S38.3.12	48.20
48	府能西	名東郡	佐那河内村	徳島	S45	S46.3.26	42.00
54	府能東	名東郡	佐那河内村	徳島	S53	S54.3.31	11.60
57	尾尻	名東郡	佐那河内村	徳島	S45	S46.3.27	31.90
66	尾尻北	名東郡	佐那河内村	徳島	S47	S48.3.30	43.00
79	根郷	名東郡	佐那河内村	徳島	S48	S49.2.20	21.00
86	菅沢	名東郡	佐那河内村	徳島	S49	S50.3.31	35.70
87	平地	名東郡	佐那河内村	徳島	S52	S53.3.31	61.02
99	中辺	名東郡	佐那河内村	徳島	S52	S53.3.31	149.05
120	東山	名東郡	佐那河内村	徳島	S57	S58.3.23	55.90
124	東内	名東郡	佐那河内村	徳島	S63	H1.3.29	164.40
28	上河内	名西郡	神山町	徳島	H3	H3.10.24	41.80
35	宇度木	名西郡	神山町	徳島	S39	S40.1.27	19.41
67	田の窪	名西郡	神山町	徳島	S41	S42.3.31	15.67
81	元山東	名西郡	神山町	徳島	H12	H13.3.21	23.98
82	府中	名西郡	神山町	徳島	S48	S49.2.20	25.10
97	西久地	名西郡	神山町	徳島	S51	S52.3.26	72.97
110	大整地	名西郡	神山町	徳島	S51	S52.3.26	22.30
115	折木	名西郡	神山町	徳島	S56	S57.3.26	55.50
121	西野間	名西郡	神山町	徳島	S60	S61.3.25	120.10
123	猪ノ頭	名西郡	神山町	徳島	S62	S63.3.26	66.26
127	北倉目	名西郡	北倉目	徳島	H1	H2.3.29	67.50
131	川平	名西郡	神山町	徳島	H3	H3.10.24	36.74
72	相生竹ヶ谷	那賀郡	竹ヶ谷	美波	H4	H4.8.27	17.54
					H5	H5.11.29	27.80
					S48	S49.2.20	12.41

県内 番号	区域名	所 在 地		所管 事務所	指定 年度	告示年月日 元号	指定面積 (ha)
		郡市	町村				
114	蔭谷	那賀郡	那賀町	美波	S62	S63.3.26	58.79
117	竹ヶ谷下	那賀郡	那賀町	美波	S63	H1.3.29	27.90
118	舞ヶ谷	那賀郡	那賀町	美波	S63	H1.3.29	32.10
136	花瀬	那賀郡	那賀町	美波	H12	H13.3.21	17.12
75	拝宮	那賀郡	那賀町	美波	S48	S49.3.12	16.45
125	轟	那賀郡	那賀町	美波	H3	H3.10.24	34.80
128	葛浦	那賀郡	那賀町	美波	H4	H4.8.27	17.02
27	高山平	那賀郡	那賀町	美波	S39	S40.1.27	27.86
45	木沢出羽	那賀郡	那賀町	美波	S44	S45.3.31	37.90
77	小島	那賀郡	那賀町	美波	S49	S50.3.13	21.71
95	当山	那賀郡	那賀町	美波	S55	S56.2.18	28.54
104	沢谷	那賀郡	那賀町	美波	S59	S60.3.30	37.12
113	寒谷	那賀郡	那賀町	美波	S61	S62.3.25	60.10
122	大用知	那賀郡	那賀町	美波	H1	H2.3.29	27.90
10	助	那賀郡	那賀町	美波	S37	S37.12.22	72.92
59	木頭北川	那賀郡	那賀町	美波	S47	S48.3.30	22.38
73	南宇	那賀郡	那賀町	美波	S48	S49.2.20	39.39
92	西宇	那賀郡	那賀町	美波	S54	S55.3.17	31.92
106	和無田	那賀郡	那賀町	美波	S60	S61.3.25	26.05
126	塩深	海部郡	海陽町	美波	H3	H3.10.24	29.43
132	向原	吉野川市	鴨島町	吉野川	H5	H5.11.29	17.99
108	峯八	吉野川市	川島町	吉野川	S60	S61.3.25	100.50
4	皆瀬	吉野川市	山川町	吉野川	S37	S37.12.22	168.99
44	榎谷	吉野川市	山川町	吉野川	S44	S45.3.31	16.39
80	向坂	吉野川市	山川町	吉野川	S50	S51.3.26	20.23
133	青木	吉野川市	山川町	吉野川	H5	H5.11.29	17.15
22	品野	吉野川市	美郷	吉野川	S39	S39.6.9	35.61
56	丸山	吉野川市	美郷	吉野川	S46	S47.3.18	24.90
76	平	吉野川市	美郷	吉野川	S49	S49.7.3	22.57
100	中筋北	吉野川市	美郷	吉野川	S57	S58.3.23	115.20
129	宗田	吉野川市	美郷	吉野川	H4	H4.8.27	66.32
130	湯下	吉野川市	美郷	吉野川	H4	H4.8.27	98.07
15	冬畑	美馬市	脇町	美馬	S39	S39.4.27	56.18
78	芋穴	美馬市	脇町	美馬	S49	S50.3.13	76.76
3	半平	美馬市	穴吹町	美馬	S36	S36.12.12	19.35
13	穴吹平谷	美馬市	穴吹町	美馬	S38	S38.4.12	37.91
42	測名	美馬市	穴吹町	美馬	S43	S44.3.31	20.68
49	長尾上	美馬市	穴吹町	美馬	S45	S46.3.26	24.10
55	大重	美馬市	穴吹町	美馬	S46	S47.3.18	50.00
89	大屋敷	美馬市	穴吹町	美馬	S53	S54.3.31	47.45

県内 番号	区域名	所 在 地			指定 年度	告示年月日 元号	指定面積 (ha)
		郡市	町村	大字			
96	西谷	美馬市	穴吹町	口山	S55	S56.2.18	121.80
101	中野宮	美馬市	穴吹町	口山	S57	S58.3.23	144.00
111	支納左岸	美馬市	穴吹町	支納	S61	S62.3.25	80.50
2	麻衣	美馬市	木屋平村	麻衣	S33	S34.3.31	171.90
14	木屋平南張	美馬市	木屋平村	三ツ木	S38	S38.4.12	129.22
25	太合北	美馬市	木屋平村	太合	S42	S43.3.18	31.41
37	二戸	美馬市	木屋平村	二戸	S39	S40.1.27	94.48
40	弓道左岸	美馬市	木屋平村	弓道	S42	S43.2.27	50.59
83	市初	美馬市	木屋平村	市初	S54	S55.3.17	13.00
43	折坂下	美馬郡	つるぎ町	半田	S43	S44.3.31	20.32
61	藤野日浦	美馬郡	つるぎ町	半田	S51	S52.3.26	46.50
64	東久保	美馬郡	つるぎ町	半田	S47	S44.3.31	18.49
31	岡	美馬郡	つるぎ町	貞光	S43	S48.3.30	111.75
36	貞光引地	美馬郡	つるぎ町	貞光	S56	S57.3.15	11.50
41	家賀道上	美馬郡	つるぎ町	貞光	S48	S48.9.22	39.81
50	川見	美馬郡	つるぎ町	貞光	S41	S41.5.10	52.76
60	三木橋	美馬郡	つるぎ町	貞光	S41	S42.3.31	23.70
63	竹屋敷	美馬郡	つるぎ町	貞光	S43	S44.3.31	48.84
65	僧地	美馬郡	つるぎ町	貞光	S45	S46.3.26	40.80
8	赤松	美馬郡	つるぎ町	一字	S47	S48.3.30	38.80
9	剪字	美馬郡	つるぎ町	一字	S48	S48.9.22	39.93
19	子安	美馬郡	つるぎ町	一字	S48	S48.12.13	37.06
33	十家	美馬郡	つるぎ町	一字	S37	S37.12.22	169.00
38	寺地	美馬郡	つるぎ町	一字	S37	S37.12.22	35.70
39	白井	美馬郡	つるぎ町	一字	S39	S39.4.27	25.00
62	太刀之本	美馬郡	つるぎ町	一字	S41	S42.1.26	25.00
74	栗林	三好市	三野町	太刀野	S42	S43.3.18	49.13
93	馬場	三好市	池田町	馬場	S43	S44.3.31	34.83
103	井ノ久保	三好市	池田町	白地	S47	S48.3.30	30.03
105	洞草	三好市	池田町	西山	S48	S49.3.12	26.98
107	南谷	三好市	池田町	漆川	S54	S55.3.17	113.60
16	寺野	三好市	山城町	寺野	S58	S59.3.12	108.00
26	佐連	三好市	山城町	佐連	R2	R2.6.5	0.20
32	国政	三好市	山城町	国政	S59	S60.3.30	59.50
46	山城引地	三好市	山城町	引地	S60	S61.3.25	68.40
52	小川谷	三好市	山城町	小川谷	S39	S39.4.27	65.48
69	頼広左岸	三好市	山城町	頼広	S39	S40.1.27	21.20
					H19	H19.5.7	12.69
					S41	S41.5.10	51.40
					S44	S45.3.31	60.40
					S45	S46.3.26	62.80
					S48	S49.2.20	31.13

県内 番号	区域名	所 在 地			指定 年度	告示年月日 元号	指定面積 (ha)
		郡市	町村	大字			
70	香川原	三好市	山城町	下川	S48	S49.2.20	26.46
88	瀬貝	三好市	山城町	瀬貝	S52	S53.3.31	41.55
90	大谷	三好市	山城町	大谷	S53	S54.3.31	76.08
94	茂地下	三好市	山城町	茂地	S54	S55.3.17	25.00
116	日浦下	三好市	山城町	大黒	S63	S63.7.27	58.14
47	桜	三好市	井川町	桜	S44	S45.3.31	57.91
134	松舟	三好市	井川町	松舟	H6	H6.11.9	19.84
1	高野	三好市	東祖谷山村	高野	S33	S34.3.31	21.70
5	栗枝渡	三好市	東祖谷山村	栗枝渡	S37	S37.12.22	19.73
21	西山下	三好市	東祖谷山村	西山	S39	S39.6.9	61.08
30	祖谷林	三好市	東祖谷山村	林	S39	S40.2.3	27.90
84	若林	三好市	東祖谷山村	若林	S51	S52.3.26	29.78
109	菅生上	三好市	東祖谷山村	菅生	S60	S61.3.25	39.20
6	徳善上	三好市	西祖谷山村	徳善	S37	S37.12.22	16.30
17	尾井の内	三好市	西祖谷山村	尾井の内	S39	S39.4.27	27.75
18	関定	三好市	西祖谷山村	関定	S39	S39.4.27	67.90
20	後山西	三好市	西祖谷山村	後山	S39	S39.6.9	9.76
23	重末	三好市	西祖谷山村	重末	S39	S39.6.9	56.90
29	重末カゲ	三好市	西祖谷山村	重末	S39	S40.2.3	44.10
24	滝久保	三好市	東みよし町	東山	S39	S40.1.27	30.50
51	西町	三好市	東みよし町	加茂	S45	S46.3.26	50.00
71	木藤中	三好市	東みよし町	木藤	S48	S49.2.20	79.37
91	奥村	三好市	東みよし町	中庄	S53	S54.3.31	103.43
計	137工区						7,103.00

4-1 地すべり防止区域一覽表

地すべり防止区域一覽 (林野庁所管分)

整理番号	区域名	所在地			指定面積(ha)
		郡・市	現町村名	旧町村名	
3	折坂	美馬郡	つるぎ町	半田町	52.80
43	日谷尾	美馬郡	つるぎ町	半田町	143.54
44	鳴谷	美馬郡	つるぎ町	半田町	51.75
70	薩名	美馬郡	つるぎ町	半田町	187.00
71	下喜来	美馬郡	つるぎ町	半田町	174.85
72	白石上	美馬郡	つるぎ町	半田町	21.00
88	高清	美馬郡	つるぎ町	半田町	89.75
92	小谷	美馬郡	つるぎ町	半田町	125.52
107	曾我谷	美馬郡	つるぎ町	半田町	27.90
118	小井野	美馬郡	つるぎ町	半田町	32.00
83	小林	三好市		池田町	24.52
104	大平	三好市		池田町	14.10
114	石立	三好市		池田町	55.33
126	池田松尾	三好市		池田町	27.70
130	松本	三好市		池田町	68.60
22	黒川	三好市		山城町	102.54
23	日浦上	三好市		山城町	86.18
24	白川右岸	三好市		山城町	105.81
29	下名影	三好市		山城町	103.34
38	羽瀬	三好市		山城町	56.60
39	尾又	三好市		山城町	58.30
82	南日浦	三好市		山城町	74.22
113	日浦向	三好市		山城町	50.35
131	露口	三好市		山城町	6.30
132	志も屋敷	三好市		山城町	71.50
40	荒倉	三好市		井内西	67.00
41	野住	三好市		井内西	109.83
68	岩坂	三好市		井内東	119.27
69	三樫尾	三好市		井内西	50.76
84	上知行	三好市		乳久保	97.83
85	上段地	三好市		川原堂	40.96
105	大久保上	三好市		井内東	51.60
115	駒倉	三好市		駒倉外	48.63
5	奥の井	三好市		東祖谷山村	101.25

令和2年6月9日現在

4-1 地すべり防止区域一覽表

整理番号	区域名	所在地			指定面積(ha)
		郡・市	現町村名	旧町村名	
6	榎の峰	三好市		東祖谷山村	74.28
7	元井	三好市		東祖谷山村	131.67
17	菅生	三好市		東祖谷山村	194.45
25	樫尾	三好市		東祖谷山村	154.95
34	西山	三好市		東祖谷山村	129.00
35	落合下	三好市		東祖谷山村	176.70
36	和田	三好市		東祖谷山村	100.00
60	麦生上	三好市		東祖谷山村	33.47
61	阿佐	三好市		東祖谷山村	57.91
63	下瀬	三好市		東祖谷山村	33.00
64	新居屋	三好市		東祖谷山村	82.50
65	佐野	三好市		東祖谷山村	116.51
78	小川	三好市		東祖谷山村	57.90
81	釜ヶ谷	三好市		東祖谷山村	112.13
103	滝下	三好市		東祖谷山村	136.10
112	釣井奥	三好市		東祖谷山村	65.75
125	切谷	三好市		東祖谷山村	12.04
135	小川(2)	三好市		東祖谷山村	79.80
21	谷間	三好市		西祖谷山村	34.70
28	戸ノ谷	三好市		西祖谷山村	99.55
30	徳善	三好市		西祖谷山村	17.35
37	谷間下	三好市		西祖谷山村	163.47
62	瀬戸内	三好市		西祖谷山村	116.38
66	吾橋	三好市		西祖谷山村	44.82
67	後山	三好市		西祖谷山村	30.50
100	下名下	三好市		西祖谷山村	61.00
101	上吾橋	三好市		西祖谷山村	75.30
102	善徳上	三好市		西祖谷山村	66.20
42	木藤	三好郡	東みよし町	三加茂町	96.70
86	新築地	三好郡	東みよし町	三加茂町	61.85
106	興森清	三好郡	東みよし町	三加茂町	184.10
116	滝倉	三好郡	東みよし町	三加茂町	26.18
117	宗本	三好郡	東みよし町	三加茂町	62.35
計		135箇所			11,289.60

4-2 地すべり危険箇所一覧表

整理 番号	箇所名	河川名			位 置			面積 (ha)
		水系名	幹川名	支流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	
1	小見	吉野川	小川谷川	小川谷川	東みよし町	三好町	東山	45.3
2	三好中屋	吉野川	黒川原谷川	黒川原谷川	東みよし町	三好町	足代	95.3
3	仁皇上	吉野川	河内谷川	河内谷川	三好市	三好町	太刀野山	67.2
4	三好東	吉野川	河内谷川	河内谷川	三好市	三好町	木刀野山	8.5
5	加茂宮(2)	吉野川	滝谷川	滝谷川	三好市	三好町	加茂野宮	71.9
6	加茂宮(3)	吉野川	高瀬谷川	高瀬谷川	三好市	三好町	加茂野宮	128.1
7	加茂宮(1)	吉野川	瀬谷川	瀬谷川	三好市	三好町	加茂野宮	45.3
8	空堂	吉野川	鮎吉谷川	鮎吉谷川	三好市	三好町	西山	62.5
9	舟原	吉野川	鮎吉谷川	鮎吉谷川	三好市	三好町	西山	125.0
10	川津	吉野川	吉野川	吉野川	三好市	池田町	川津	56.5
11	ウエノ(2)	吉野川	吉野川	吉野川	三好市	池田町	ウエノ	22.9
12	白地峯	吉野川	吉野川	吉野川	三好市	池田町	白地	59.4
13	ハヤシ(2)	吉野川	吉野川	吉野川	三好市	池田町	ハヤシ	29.4
14	上馬路	吉野川	馬路川	金年谷	三好市	池田町	馬路	19.3
15	池田上浦	吉野川	馬路川	馬路川	三好市	池田町	白地	36.3
16	白地(2)	吉野川	吉野川	吉野川	三好市	池田町	白地	59.4
17	沼谷	吉野川	馬路川	馬路川	三好市	池田町	佐野	68.8
18	境目	吉野川	馬路川	馬路川	三好市	池田町	佐野	62.5
19	久尾	吉野川	漆川	漆川	三好市	池田町	大和	63.6
20	上太田	吉野川	吉野川	吉野川	三好市	池田町	大和	28.1
21	上国畑	吉野川	漆川	漆川	三好市	池田町	大和	49.4
22	川崎(2)	吉野川	吉野川	宮谷	三好市	池田町	川崎	50.0
23	下尾後	吉野川	松尾川	尾後谷	三好市	池田町	大和	31.3
24	黒川(4)	吉野川	祖谷川	祖谷川	三好市	池田町	松尾	15.5
25	黒川(3)	吉野川	祖谷川	祖谷川	三好市	池田町	松尾	114.1
26	黒川(2)	吉野川	祖谷川	祖谷川	三好市	池田町	松尾	21.9
27	黒川(1)	吉野川	祖谷川	祖谷川	三好市	池田町	松尾	71.9
28	松本	吉野川	祖谷川	祖谷川	三好市	池田町	松尾	67.2
29	篠坊	吉野川	吉野川	吉野川	三好市	山塚町	下川	29.7
30	下川(2)	吉野川	黒川谷川	黒川谷川	三好市	山塚町	下川	54.2
31	有草	吉野川	白川谷川	白川谷川	三好市	山塚町	中野	34.2
32	白川右岸	吉野川	白川谷川	白川谷川	三好市	山塚町	白川	15.6
33	陣立屋	吉野川	白川谷川	白川谷川	三好市	山塚町	光兼	55.5
34	栗山	吉野川	白川谷川	白川谷川	三好市	山塚町	栗山	19.5
35	平下(2)	吉野川	藤川谷川	藤川谷川	三好市	山塚町	上名	29.7
36	納屋	吉野川	吉野川	吉野川	三好市	山塚町	下名	31.3
37	栗山	吉野川	藤川谷川	藤川谷川	三好市	山塚町	上名	8.3
38	平下(1)	吉野川	吉野川	吉野川	三好市	山塚町	下名	21.9
39	納屋	吉野川	白川谷川	白川谷川	三好市	山塚町	下名	87.1
40	井岡(2)	吉野川	井ノ内谷川	井ノ内谷川	三好市	井岡	井内	40.3
41	井岡(1)	吉野川	井ノ内谷川	井ノ内谷川	三好市	井岡	井内	25.0
42	友信	吉野川	中村谷川	中村谷川	三好市	井岡	井内	18.2
43	落倉	吉野川	里川谷川	里川谷川	三好市	井岡	井内	7.8
44	毛田東	吉野川	吉野川	吉野川	東みよし町	三好町	毛田	28.5
45	織谷盛敏	吉野川	加茂谷川	加茂谷川	東みよし町	三好町	西庄	23.4
46	毛田	吉野川	加茂谷川	加茂谷川	東みよし町	三好町	西庄	34.4
47	籠谷	吉野川	祖谷川	祖谷川	東祖谷山村	東祖谷山村	深淵	56.3
48	籠谷(2)	吉野川	祖谷川	祖谷川	東祖谷山村	東祖谷山村	落倉	104.1
49	籠谷(1)	吉野川	祖谷川	祖谷川	東祖谷山村	東祖谷山村	落倉	79.3
50	菅生(上)	吉野川	祖谷川	祖谷川	東祖谷山村	東祖谷山村	菅生	132.8
51	菅生(中)	吉野川	祖谷川	祖谷川	東祖谷山村	東祖谷山村	菅生	25.1
52	菅生(下)	吉野川	祖谷川	祖谷川	東祖谷山村	東祖谷山村	菅生	34.4
53	菅生(上)	吉野川	祖谷川	祖谷川	東祖谷山村	東祖谷山村	菅生	440.6
54	和国	吉野川	祖谷川	祖谷川	東祖谷山村	東祖谷山村	菅生	
55	菅生	吉野川	祖谷川	祖谷川	東祖谷山村	東祖谷山村	菅生	
56	菅生	吉野川	祖谷川	祖谷川	東祖谷山村	東祖谷山村	菅生	

4-2 地すべり危険箇所一覧表

整理 番号	箇所名	河川名			位 置			面積 (ha)
		水系名	幹川名	支流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	
57	筒井上	吉野川	祖谷川	祖谷川	三好市	東祖谷山村	筒井	70.3
58	菅生盛	吉野川	祖谷川	祖谷川	三好市	東祖谷山村	菅生	193.8
59	西山	吉野川	祖谷川	西山谷	三好市	東祖谷山村	西山	234.4
60	名原	吉野川	祖谷川	平尾谷	三好市	東祖谷山村	名原	77.8
61	籠山牧場	吉野川	祖谷川	谷道川	三好市	東祖谷山村	古味	11.5
62	籠山	吉野川	祖谷川	松尾川	三好市	東祖谷山村	下名	67.2
63	一字枝	吉野川	祖谷川	祖谷川	三好市	西祖谷山村	一字枝	31.3
64	夏子	吉野川	曾江谷川	曾江谷川	美馬市	藤町	西俣名	92.2
65	夏子	吉野川	大谷川	大谷川	美馬市	藤町	藤尾	100.0
66	夏子	吉野川	大谷川	大谷川	美馬市	藤町	藤尾	89.1
67	夏子	吉野川	井口谷川	井口谷川	美馬市	藤町	藤尾	126.6
68	水谷	吉野川	曾江谷川	曾江谷川	美馬市	藤町	西赤	73.3
69	芋尻	吉野川	大谷川	大谷川	美馬市	藤町	大谷	212.0
70	籠後	吉野川	野村谷川	野村谷川	美馬市	美馬町	籠後	26.4
71	籠後	吉野川	中野谷川	中野谷川	美馬市	美馬町	籠後	128.1
72	野田ノ井下	吉野川	綱倉谷川	綱倉谷川	美馬市	美馬町	野田ノ井	101.6
73	西久保下	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	西久保	15.7
74	佐古戸	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	佐古戸	19.5
75	一の瀬	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	日開野	38.8
76	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
77	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
78	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
79	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
80	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
81	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
82	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
83	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
84	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
85	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
86	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
87	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
88	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
89	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
90	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
91	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
92	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
93	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
94	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
95	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
96	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
97	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
98	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
99	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
100	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
101	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
102	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
103	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
104	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
105	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
106	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
107	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
108	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
109	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
110	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
111	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
112	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
113	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
114	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1
115	籠後	吉野川	半田川	半田川	つるぎ町	半田町	籠後	30.1

整理 番号	箇所名	河川名			位置			面積(ha)
		水系名	幹川名	支流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	
116	谷又(2)	吉野川	鮎喰川	谷又谷	徳島市	一宮	谷又	39.1
117	大岡野	勝浦川	八多川	八多川	徳島市	八多	大岡	92.2
118	広野	吉野川	鮎喰川	神山村	神山村		阿野	21.9
119	馬路	吉野川	鮎喰川	神山村	神山村		下分	39.1
120	長又	吉野川	鮎喰川	青井夫谷川	神山村		鬼籠野	17.5
121	本小野	吉野川	鮎喰川	神山村	神山村		神領	20.3
122	阿保坂右岸	吉野川	鮎喰川	喜来谷川	神山村		鬼籠野	26.6
123	下喜来	吉野川	鮎喰川	喜来谷川	神山村		下分	31.3
124	樺谷	吉野川	鮎喰川	神山村	神山村		下分	21.9
125	江田右岸	吉野川	鮎喰川	江田谷川	神山村		上分	87.5
126	舟殿	吉野川	鮎喰川	神山村	神山村		上分	142.2
127	大中尾	吉野川	神連谷川	大中尾谷川	神山村		上分	131.3
128	栗見坂	吉野川	新町川	磯峨川	佐那河内村		下	106.3
129	真壁	勝浦川	勝浦川	貴栗川	勝浦町		坂本	17.3
130	高野	勝浦川	勝浦川	勝浦川	上勝町		正木	69.0
131	正木	勝浦川	勝浦川	勝浦川	上勝町		正木	66.0
132	暮合	勝浦川	勝浦川	勝浦川	上勝町		福原	64.1
133	杉地	勝浦川	杉地川	杉地川	上勝町		福原	415.6
134	東加茂	那賀川	那賀川	那賀川	阿南市	加茂	東加茂	62.5
135	大井	那賀川	那賀川	那賀川	阿南市	大井	中筋	35.9
136	十八女町	那賀川	那賀川	那賀川	阿南市	十八女	宮ノ前	167.2
137	水井	那賀川	那賀川	那賀川	阿南市	水井	中野	42.2
138	西加茂	那賀川	那賀川	加茂谷川	阿南市	加茂	高田	59.4
139	大坪	打樋川	三谷川	三谷川	阿南市	加茂	大坪	50.0
140	大田井	那賀川	大田井川	大田井川	阿南市	大田井	松の岡	65.6
141	清貝	那賀川	桑野川	桑野川	阿南市	新野	清貝	31.3
142	中沢谷	那賀川	坂州木頭川	沢谷	那賀町	木沢村	沢谷	68.8
143	寺内	那賀川	坂州木頭川	泉谷	那賀町	木沢村	寺内	26.6
144	五倍木	那賀川	坂州木頭川	坂州木頭川	那賀町	木沢村	掛盤	42.2
145	名古ノ瀬	那賀川	坂州木頭川	坂州木頭川	那賀町	木沢村	掛盤	175.0
146	仁字	那賀川	那賀川	那賀川	那賀町	鷺坂町	仁字	109.4
147	鶴谷	那賀川	那賀川	東鶴谷	那賀町	木頭村	助	82.8
148	真瀬野	那賀川	那賀川	那賀川	那賀町	木頭村	折字	17.2
149	大城	那賀川	那賀川	那賀川	那賀町	木頭村	北川	53.1
150	稻谷	那賀川	那賀川	那賀川	那賀町	折字	折字	40.6
151	日和田	那賀川	那賀川	日和田谷	那賀町	木頭村	北川	81.3
152	黒野田	那賀川	那賀川	那賀川	那賀町	木頭村	出原	104.7
153	長安(2)	那賀川	曹瀬谷川	曹瀬谷川	那賀町	上那賀町	長安	31.3
154	大殿	那賀川	那賀川	那賀川	那賀町	上那賀町	大殿	89.1
155	古屋	那賀川	古屋谷川	古屋谷川	那賀町	上那賀町	古屋	57.8
156	海川	那賀川	海川谷川	海川谷川	那賀町	上那賀町	海川	87.5
157	鵜津(2)	野根川	野根川	鵜津川	海陽町	穴喰町	鵜津	35.9
計	157箇所							9,657.4

4-2 地すべり危険地区一覧表

令和3年4月1日現在

山地に起因する災害危険地区一覧表			
番号	地区名	所在地	面積(ha)
1	本根川	字 本根川	50.40
2	府殿	字 府殿	187.55
3	樫平	字 樫平	15.00
4	樫堂	字 樫堂	168.37
5	大影	字 大影	63.00
6	坂丸	字 坂丸	65.70
7	江島	字 江島	36.30
8	桶道	字 桶道	100.50
9	名	字 名	98.00
10	一字夫	字 一字夫	35.00
11	中峯	字 中峯	31.40
12	石本	字 石本	50.00
13	矢治	字 矢治	39.50
14	大中尾	字 大中尾	71.80
15	江田	字 江田	10.60
16	川又	字 川又	32.20
17	門屋	字 門屋	21.00
18	拜府	字 拜府	40.36
19	竹平	字 竹平	58.10
20	上中内	字 上中内	75.58
21	長野	字 長野	78.98
22	中谷	字 中谷	50.00
23	三ツ木	字 三ツ木	75.40
24	左右山	字 左右山	27.00
25	栗生野	字 栗生野	18.00
26	南峯	字 南峯	78.90
27	左右内	字 左右内	75.00
28	荘部	字 荘部	48.00
29	黒口	字 黒口	71.50
30	川北	字 川北	38.00
31	大整地	字 大整地	49.00
32	東野間	字 東野間	65.40
33	西上角	字 西上角	57.50
34	南上角	字 南上角	40.63
35	西青井夫	字 西青井夫	58.00
36	阿保坂	字 阿保坂	77.80
37	元山	字 元山	31.20
38	元山上	字 元山上	105.20
39	喜来	字 喜来	66.90
40	日浦	字 日浦	101.00
41	広石	字 広石	80.00
42	石堂	字 石堂	30.00
43	松尾	字 松尾	41.00
44	一ノ坂	字 一ノ坂	71.80
45	折木	字 折木	123.60
46	倉目	字 倉目	98.00
47	臼継	字 臼継	35.66
48	津渡	字 金栗大中尾	126.00
49	松坂	字 松坂	93.00
小計 49 地区			3,162.83
1	重尾	字 重尾	27.80
2	尾康	字 坂本	35.00
1	木頭名西	字 日浦山	44.00
3	阿津江	字 日浦山袖山	21.50
小計 5 地区			41.00
1	美郷松尾	字 松尾	169.30
2	竹屋敷(竹屋敷)	字 竹屋敷	110.00
3	竹屋敷(竹屋敷)	字 竹屋敷	15.39
4	倉瀬	字 倉瀬	33.83
5	下浦上	字 下浦上	178.19
6	下浦下	字 下浦下	30.00
7	月野	字 月野	30.00
8	大野	字 大野	75.76
9	大野	字 大野	63.11
小計 9 地区			26.00
小計			562.28

番号	地区名	所在地	面積(ha)
1	穴吹山下	字 穴吹町	35.00
2	穴吹山上	字 穴吹町	13.19
3	内田	字 内田	60.50
4	内田2	字 内田	29.25
5	内田3	字 内田	75.65
6	蔵生下	字 蔵生	18.20
7	蔵生上	字 蔵生	28.70
8	田野内西	字 田野内	14.50
9	田野内東	字 田野内	9.40
10	藤原下	字 平谷	36.00
11	藤原上	字 平谷	8.90
12	生子屋敷下	字 生子屋敷	46.57
13	生子屋敷上	字 生子屋敷	58.74
14	下喜来	字 喜来	26.55
15	上喜来	字 喜来	53.20
16	号道	字 号道	34.70
17	麻衣西1	字 麻衣	65.00
18	麻衣西2	字 麻衣	60.00
19	南限	字 南限	41.70
20	東伏立	字 東伏立	20.00
21	層二戸	字 層二戸	25.00
22	腰尻1	字 腰尻	36.20
23	腰尻2	字 腰尻	36.80
24	号道2	号道	54.90
25	大合	大合	321.00
26	富士の池	川上	373.00
小計 26 地区			1,582.65
1	小谷1	字 小谷	8.75
2	小谷2	字 小谷	8.50
3	小谷3	字 小谷	7.25
4	白石上	字 白石	21.00
5	上喜来1	字 上喜来	35.53
6	上喜来2	字 上喜来	30.20
7	下喜来	字 下喜来	17.60
8	折坂1	字 折坂	58.90
9	折坂2	字 折坂	37.00
10	小井野	字 小井野	9.50
11	日谷尾	字 日谷尾	21.00
12	高槽1	字 高槽	7.50
13	高槽2	字 高槽	12.30
14	高槽上1	字 高槽	39.00
15	高槽上2	字 高槽	46.00
16	鳴谷	字 鳴谷	8.20
17	平良石(新我谷)	字 平良石	27.90
18	藤名1	字 藤名	37.40
19	藤名2	字 藤名	19.80
20	藤名3	字 藤名	30.80
21	藤名4	字 藤名	9.50
22	藤名5	字 藤名	54.30
23	藤名6	字 藤名	37.20
24	藤名7	字 藤名	32.00
25	藤名8	字 藤名	26.75
26	袋内1	字 袋内	53.05
27	袋内2	字 袋内	64.95
28	袋内3	字 袋内	41.80
29	袋内4	字 袋内	39.45
30	長木1	字 長木	19.40
31	長木2	字 長木	17.30
32	長木3	字 長木	16.00
33	長木4	字 長木	17.50
34	長木5	字 長木	15.80
35	長木6	字 長木	37.60
36	平野1	字 平野	12.60
37	平野2	字 平野	17.40
38	平野3	字 平野	32.00
39	平野4	字 平野	12.60

4-2 地すべり危険地区一覧表

令和3年4月1日現在

番号	地区名	所在地	字	面積(ha)
40	平野5	美馬郡	字平野	10.50
41	家賀道下1	"	字家賀道下	18.70
42	家賀道下2	"	字家賀道下	22.50
43	家賀道下3	"	字家賀道下	18.30
44	家賀道下4	"	字家賀道下	59.50
45	宅熊1	"	字宅熊	10.70
46	宅熊2	"	字宅熊	6.50
47	宅熊3	"	字宅熊	10.03
48	木屋1	"	字木屋	17.20
49	木屋2	"	字木屋	15.70
50	横野1	"	字横野	19.50
51	吉良1	"	字吉良	19.30
52	吉良2	"	字吉良	36.80
53	横野2	"	字横野	9.10
54	横野3	"	字横野	37.50
55	久敷1	"	字久敷	22.10
56	久敷2	"	字久敷	23.50
57	大横	"	字大横	35.60
58	大横東1	"	字大横	12.60
59	大横東2	"	字大横	14.30
60	木地屋1	美馬郡	字木地屋	15.80
61	木地屋2	"	字木地屋	17.20
62	木地屋3	"	字木地屋	27.50
63	木地屋4	"	字木地屋	15.20
64	出羽1	"	字大屋内	15.20
65	出羽2	"	字出羽	23.80
66	漆日浦1	"	字漆日浦	27.00
67	漆日浦2	"	字漆日浦	22.50
68	漆日浦3	"	字漆日浦	48.70
69	漆日浦4	"	字漆日浦	38.37
70	白木	"	字白木	66.00
71	藪下	"	字藪	48.50
72	藪	"	字藪	42.70
73	広沢1	"	字広沢	42.70
74	広沢2	"	字広沢	42.38
75	広沢3	"	字広沢	50.69
76	平井上1	"	字平井	25.20
77	平井上2	"	字平井	15.30
78	美平1	"	字美平	5.50
79	美平2	"	字美平	5.30
80	奥大野	"	字奥大野	90.00
81	切崎	"	字切崎	6.30
82	河内	"	字河内	16.60
83	黒松谷	"	黒松谷	50.00
小計 83地区				
1	大平	池田町	字大平	14.10
2	石立	"	字石立	55.33
3	池田松尾	"	字松尾	27.70
4	松本	"	字松本	68.60
5	小林1	"	字小林	15.52
6	小林2	"	字小林	67.50
7	岩瀬	"	字岩瀬	61.70
8	大川	"	字大川	44.10
9	南日浦1	三好市	字中日浦	41.10
10	南日浦2	"	字中日浦	33.12
11	南日浦3	"	字南日浦3	28.00
12	下名影1	"	字下名影	103.34
13	下名影2	"	字下名影	69.80
14	下名影3	"	字下名影	33.54
15	日浦向1	"	字イノサコ	38.80
16	日浦向2	"	字イノサコ	24.30
17	日浦向3	"	字イノサコ	26.65
18	大黒	"	字イノサコ	62.70
19	日浦上1	"	字日浦上	52.50
20	日浦上2	"	字日浦上	53.70
21	日浦上3	"	字日浦上	65.94

番号	地区名	所在地	字	面積(ha)
22	岩瀬1	三好市	字岩瀬	33.80
23	岩瀬2	"	字上岩瀬	22.82
24	上名1	"	字上名	21.50
25	上名2	"	字上名	36.50
26	尾文	"	字岩尾本	58.30
27	白川1	"	字白川	47.78
28	白川2	"	字白川	53.40
29	黒川1	"	字黒川	33.90
30	黒川2	"	字黒川	32.20
31	黒川3	"	字黒川	15.70
32	黒川4	"	字黒川	20.74
33	志も屋敷	"	字志も屋敷	71.50
34	藤口	"	字ソイノ字	6.30
35	平1	"	字谷奥	122.30
36	平2	"	字平	40.00
37	中野	"	字中野	49.30
38	大野	"	字大野	58.80
39	坂友	"	字坂友	36.40
40	末貞	"	字末貞	30.00
41	上知行1	三好市	字上知行	46.83
42	上知行2	"	字上知行	17.00
43	上知行3	"	字知行	34.00
44	岩坂1	"	字岩坂	43.55
45	岩坂2	"	字岩坂	49.78
46	岩坂3	"	字岩坂	25.94
47	荒倉1	"	字荒倉	12.10
48	荒倉2	"	字荒倉	19.70
49	荒倉3	"	字荒倉	35.20
50	荒倉上	"	字荒倉	36.00
51	駒倉1	"	字駒倉	17.00
52	駒倉2	"	字駒倉	31.63
53	野住1	"	字野内西	75.00
54	大久保上1	"	字大久保外	41.30
55	大久保	"	字大久保外	10.30
56	上段地	"	字上段地	25.20
57	上段地2	"	字上段地	15.76
58	三郎尾	"	字三郎尾	50.76
59	里川	"	字里川末村	45.00
60	野住2	"	字野内西	124.00
61	落合	三好市	兼祖谷	55.00
62	深瀬	"		32.00
63	渡瀬	"		19.00
64	滝下	"	字滝下	136.10
65	西山1	"	字西山	50.00
66	西山2	"	字西山	127.00
67	西山3	"	字西山	67.00
68	落合1	"	字落合1	21.70
69	落合2	"	字落合	54.70
70	落合3	"	字落合	58.80
71	落合4	"	字落合	24.20
72	落合5	"	字落合	17.30
73	奥ノ井1	"	字奥ノ井	64.00
74	奥ノ井2	"	字奥ノ井	32.47
75	下瀬	"	字下瀬	33.00
76	釜ヶ谷1	"	字釜ヶ谷	73.30
77	釜ヶ谷2	"	字釜ヶ谷	38.83
78	和田1	"	字和田	40.00
79	和田2	"	字和田	60.00
80	佐野1	"	字佐野	55.40
81	佐野2	"	字佐野	61.11
82	黒江	"	字黒江	40.00
83	柳ノ峯	"	字柳ノ峯	74.28
84	元井	"	字元井	131.67
85	釣井1	"	字釣井	22.80
86	釣井2	"	字釣井	17.00
87	釣井3	"	字釣井	25.95

4-2 地すべり危険地区一覧表

令和3年4月1日現在

番号	地すべり危険地区 地区名	所在地 市町村	地 字	面積(ha)
88	委生土	東祖谷	委生土	70.00
89	新居屋	〃	新居屋	83.00
90	阿佐(下)	〃	阿佐	58.00
91	小山(上)	〃	小山	58.00
92	鷹尾	〃	鷹尾	89.00
93	鷹尾(水のなる)	〃	鷹尾	13.00
94	灰柱(1)	〃	〃	8.00
95	灰柱(2)	〃	鷹尾	16.00
96	木荒谷	〃	小山	5.00
97	切谷	〃	菅生	12.00
98	平谷	〃	菅生	194.00
99	菅生	〃	菅生	10.00
100	善徳上1	西祖谷	字善徳東	80.00
101	善徳上2	〃	字善徳上	66.20
102	徳善	〃	字徳善	17.35
103	戸ノ谷1	〃	字戸ノ谷	47.11
104	戸ノ谷2	〃	字尾井ノ内	17.02
105	戸ノ谷3	〃	字重末	35.42
106	後山1	〃	字後山	11.70
107	後山2	〃	字後山	18.80
108	上岩橋	〃	字岩橋	32.90
109	岩橋1	〃	字岩橋	24.70
110	岩橋2	〃	字岩山上吾橋	18.50
111	谷間	〃	字岩橋	51.40
112	谷間下1	〃	字岩橋	40.75
113	谷間下2	〃	字岩橋	29.40
114	谷間下3	〃	字岩橋	19.60
115	谷間下4	〃	字岩橋	43.60
116	谷間下5	〃	字岩橋	18.00
117	谷間下6	〃	字谷間	21.52
118	瀬戸内1	〃	字小祖谷	50.35
119	瀬戸内2	〃	字小祖谷	66.03
120	5名下1	〃	字下名	31.60
121	下名下2	〃	字下名	29.40
122	戸ノ谷4	〃	字尾井ノ内	83.30
小計	122地区	〃	〃	5,496.49
1	野根山	東みよし町三加茂	字野根山	184.10
2	宗本1	〃	字宗本	42.24
3	宗本2	〃	字宗本	20.11
4	新築地1	〃	字新築地	22.30
5	新築地2	〃	字新築地	37.21
6	新築地3	〃	字新築地	36.92
7	森清	〃	字森清	25.00
8	殿治屋敷1	〃	字殿治屋敷	19.60
9	殿治屋敷2	〃	字殿治屋敷	16.10
10	殿治屋敷3	〃	字殿治屋敷	14.30
11	滝倉1	〃	字滝倉	23.00
12	滝倉2	〃	字滝倉	10.66
13	木藤1	〃	字毛田	48.40
14	木藤2	〃	字毛田	24.00
小計	14地区	〃	〃	523.94
合計	308地区	〃	〃	13,617.19

※「山地災害危険地区」とは、林野庁の調査要領に基づいて徳島県が調査し、山地災害のおそれのある危険な地区として把握しているものです。位置図については、インターネット上で「徳島県総合地図提供システム」内から閲覧可能です。
<https://maps.pref.tokushima.lg.jp/sanchisaiagai/> (すべて半角小文字)

4-3 急傾斜地崩壊危険区域一覽表

指定番号		区域名	所在地 現市町村名 旧市町村名	告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備考
2	二軒屋	德島市		S46.08.27	642	1.89	2.24	
2	二軒屋(追加)	德島市		S57.04.20	317	0.23	0.32	
3	津田	德島市		S46.08.27	643	1.60	2.56	
10	中津浦	德島市		S46.09.10	693	2.28	3.02	
28	東山手	德島市		S47.02.08	132	1.08	1.41	
38	伊善	德島市		S47.07.07	494	1.18	1.40	
59	佐古	德島市		S48.03.13	165	2.06	2.38	
95	津田町	德島市		S49.03.26	172	1.28	1.53	
97	西上町	德島市		S49.03.26	172	0.94	1.23	
98	勢見	德島市		S49.03.26	172	1.36	2.15	
152	北地	德島市		S52.03.04	151	0.44	0.50	
153	南佐古一番町	德島市		S52.03.04	151	1.55	1.80	
221	伊賀町	德島市		S56.02.24	149	2.06	2.74	
236	南佐古三番町	德島市		S58.10.11	764	0.80	0.99	
238	山の下	德島市		S59.03.09	158	0.91	1.06	
287	長柱	德島市		S63.11.08	755	2.52	2.69	
288	谷口	德島市		S63.11.08	755	2.04	2.29	
297	大野西(廃止)	德島市		H01.03.14	218	0.23	0.26	
297	大野西(廃止)	德島市		H20.06.25	390	-0.23	-0.26	H1.3.14の廃止
444	大野西	德島市		H20.06.25	389	0.08	0.10	H1.3.14の廃止後再指定
312	南丁	德島市		H03.01.14	19	2.46	2.57	
323	東海野	德島市		H04.03.31	235	1.82	2.07	
324	城南	德島市		H04.03.31	235	0.82	0.93	
330	新貝	德島市		H05.01.19	28	3.00	3.54	
96	西丁(訂正)	德島市		H09.03.25	186	1.41	1.49	
94	天神山	小松島市		S49.03.26	172	1.19	1.44	
123	元根井	小松島市		S50.04.11	249	1.56	1.88	
133	日ノ峰	小松島市		S51.05.25	415	0.57	0.70	
148	元根井東	小松島市		S52.03.04	151	0.83	0.99	
232	根井	小松島市		S58.03.25	264	0.19	0.22	
251	日ノ峰西	小松島市		S60.02.01	88	0.46	0.58	
332	元根井東(2)	小松島市		H05.01.19	28	0.79	0.85	
356	高田	小松島市		H08.06.25	395	1.80	1.95	
447	牛筋	小松島市		H21.12.03	719	0.19	0.21	
89	今山(1)	勝浦町		S49.03.26	172	1.77	2.21	
90	今山(2)	勝浦町		S49.03.26	172	1.70	1.92	
91	櫻淵	勝浦町		S49.03.26	172	1.32	1.92	
91	櫻淵(廃止)	勝浦町		H23.03.24	166	-1.32	-1.92	S49.3.26の廃止
451	櫻淵	勝浦町		H23.03.24	165	1.40	2.09	S49.3.26の廃止後再指定
92	三溪	勝浦町		S49.03.26	172	2.94	3.02	
92	三溪(廃止)	勝浦町		H13.03.27	1238	-2.94	-3.02	S49.3.26の廃止
92	三溪	勝浦町		S49.03.26	172	2.07	2.40	S49.3.26の廃止後再指定
93	坂本	勝浦町		H04.03.31	235	0.77	0.95	
93	坂本(追加)	勝浦町		H04.03.31	235	1.10	1.25	
150	与川内	勝浦町		S52.03.04	151	0.18	0.20	
215	市の江	勝浦町		H11.02.05	71	0.78	0.97	
215	市の江(追加)	勝浦町		S56.02.13	119	2.06	2.46	
215	市の江(追加)	勝浦町		H05.09.17	731	2.06	2.46	
289	坂本(2)	勝浦町		S63.11.08	755	1.33	1.70	
290	西山	勝浦町		S63.11.08	755	1.86	2.24	
291	中角	勝浦町		S63.11.08	755	8.37	11.07	
291	中角(追加)	勝浦町		H08.06.25	395	2.11	2.49	
306	山下	勝浦町		H07.03.27	232	1.51	1.84	
306	山下(追加)	勝浦町		H02.02.06	98	3.18	3.35	
331	西谷	勝浦町		H05.01.19	28	1.74	2.05	
23	下野	上勝町		S47.02.01	101	2.90	3.50	
24	上勝落合	上勝町		S47.02.01	101	4.80	5.90	
149	徳川	上勝町		S52.03.04	151	2.08	2.56	
350	藤川	上勝町		H07.03.27	232	1.47	1.65	
372	佛示	上勝町		H11.02.05	71	1.54	2.02	
388	高畑	上勝町		H13.09.21	682	1.38	1.64	
151	高畑	佐那河内村		S52.03.04	151	2.07	2.75	

RO4.03.31現在

指定番号		区域名	所在地 現市町村名 旧市町村名	告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備考
21	広野	神山市		S47.02.01	101	4.80	5.70	
22	川又	神山市		S47.02.01	101	7.30	8.80	
284	今井	神山市		S49.03.26	172	2.05	2.84	
284	五反地北(1)	神山市		S60.10.04	796	1.20	1.40	
283	五反地北(2)	神山市		S62.08.21	678	2.20	2.50	
342	河口	神山市		H05.09.17	731	2.85	3.17	
349	長瀬	神山市		H07.03.27	232	4.03	4.26	
387	橋谷	神山市		H13.09.21	682	1.18	1.38	
414	鹿野々	神山市		H15.11.21	1065	1.28	1.45	
417	鹿野	神山市		H17.03.29	239	1.86	2.04	
448	阿川小	神山市		H22.03.19	138	0.89	0.98	
4	砂見山	鳴門市		S46.08.27	644	3.36	4.21	
11	樺杭山	鳴門市		S46.09.10	694	8.40	9.35	
12	瀬戸北泊	鳴門市		S46.11.26	893	2.10	2.76	
43	葉の浦	鳴門市		S47.10.03	709	3.31	4.28	
56	黒崎	鳴門市		S48.03.09	155	1.35	1.58	
80	一本松	鳴門市		S49.03.26	172	1.30	1.36	
81	地廻り	鳴門市		S49.03.26	172	1.60	1.78	
82	丸山	鳴門市		S49.03.26	172	1.13	1.26	
83	中島	鳴門市		S49.03.26	172	2.56	2.84	
84	山路	鳴門市		S49.03.26	172	2.81	3.19	
85	三岩	鳴門市		S49.03.26	172	1.45	1.65	
86	土佐泊(1)	鳴門市		S49.03.26	172	2.46	2.98	
87	土佐泊(2)	鳴門市		S49.03.26	172	2.46	2.98	
122	木津	鳴門市		S50.04.11	249	2.87	3.80	
122	木津(追加)	鳴門市		S63.11.08	755	2.20	2.49	
183	立岩	鳴門市		S53.03.17	222	2.27	2.77	
184	江尻山	鳴門市		S53.03.17	222	2.03	2.32	
185	桜井(1)	鳴門市		S53.03.17	222	2.25	2.67	
186	桜井(2)	鳴門市		S53.03.17	222	0.90	1.10	
187	尾毛谷西	鳴門市		S53.03.17	222	1.60	1.84	
188	尾毛谷東	鳴門市		S53.03.17	222	2.18	2.74	
190	三ツ石	鳴門市		S53.11.10	1000	1.61	1.71	
190	三ツ石(追加)	鳴門市		H05.09.17	731	0.45	0.50	
191	木津(2)	鳴門市		S53.11.10	1000	2.68	3.19	
198	土佐泊	鳴門市		S55.04.30	349	1.33	1.53	
199	島向	鳴門市		S55.04.30	349	2.24	2.70	
200	丸山(2)	鳴門市		S55.04.30	349	0.59	0.68	
201	地廻り(1)	鳴門市		S55.04.30	349	0.58	0.64	
231	土佐泊(3)	鳴門市		S58.03.25	264	2.15	2.63	
248	クローハエ	鳴門市		S59.08.24	550	0.22	0.25	
249	中島(2)	鳴門市		S59.08.24	550	1.53	1.64	
252	橋木	鳴門市		S60.10.04	796	2.35	2.79	
253	丸山(3)	鳴門市		S60.10.04	796	1.16	1.37	
254	橋谷	鳴門市		S60.10.04	796	0.67	0.81	
255	中の組	鳴門市		S60.10.04	796	0.40	0.48	
273	大岸西	鳴門市		S61.09.26	683	0.54	0.67	
282	南大手	鳴門市		S62.08.21	678	1.34	1.52	
292	明神	鳴門市		S63.11.08	755	0.69	0.80	
298	地廻り(2)	鳴門市		H01.03.14	218	0.81	0.84	
299	磯崎	鳴門市		H01.11.28	894	2.18	2.31	
307	粟田	鳴門市		H02.02.06	98	1.41	1.65	
316	重地	鳴門市		H03.01.14	19	0.73	0.86	
322	明神(2)	鳴門市		H04.03.31	235	0.93	1.06	
343	日出	鳴門市		H05.09.17	731	1.02	1.27	
423	尾白	鳴門市		H17.08.16	722	1.00	1.20	
424	奥宮	板野町		H17.08.16	722	0.65	0.70	
小計 東部県土整備局<徳島>					199.94	238.37		
37	城山	吉野川市		S47.03.14	211	0.64	0.72	
120	岡山	吉野川市		S50.04.11	249	0.43	0.53	
120	岡山(追加)	吉野川市		S55.04.30	349	1.35	1.48	
176	春日原	吉野川市		S53.03.17	222	0.65	0.74	
177	北町	吉野川市		S53.03.17	222	0.46	0.55	
213	西谷	吉野川市		S56.02.13	119	0.14	0.14	

RO4.03.31現在

指定番号	区域名	所在地 現市町村名 旧市町村名	告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備考
214	山の神	吉野川市 川島町	S56.02.13	119	0.84	0.94	
173	鞍山	吉野川市 山川町	S53.03.17	222	1.22	1.42	
174	川東	吉野川市 山川町	S53.03.17	222	1.10	1.32	
175	祇園	吉野川市 山川町	S53.03.17	222	1.26	1.50	
121	平	吉野川市 美郷村	S50.04.11	249	0.58	0.63	
178	宗田	吉野川市 美郷村	S53.03.17	222	1.00	1.20	
179	那	吉野川市 美郷村	S53.03.17	222	0.54	0.66	
180	宮倉	吉野川市 美郷村	S53.03.17	222	0.39	0.50	
181	川俣	吉野川市 美郷村	S53.03.17	222	0.39	0.47	
380	毛無(追加)	吉野川市 美郷村	H12.03.31	253	1.42	1.58	
419	宗田(2)	吉野川市 美郷村	H14.10.15	867	0.58	0.65	
44	大北	吉野川市 市場町	H17.03.29	239	0.88	1.09	
379	立割	阿波市 阿波町	H17.11.04	785	1.10	1.41	
182	山崎	阿波市 阿波町	H12.03.31	253	0.73	0.81	
小計	東部県土整備局<吉野川>		S53.03.17	222	2.52	3.23	
小計	東部県土整備局<吉野川>				18.22	21.57	
13	東梅泊	阿南市 阿南市	S46.12.10	926	14.84	16.90	
14	桑野大地	阿南市 阿南市	S46.12.10	926	6.60	7.41	
60	伊島	阿南市 阿南市	S48.03.13	165	1.02	1.31	
99	十八女	阿南市 阿南市	S49.03.26	172	0.54	0.57	
100	加茂(1)	阿南市 阿南市	S49.03.26	172	2.60	3.01	
101	加茂(2)	阿南市 阿南市	S49.03.26	172	2.40	3.00	
102	大湯	阿南市 阿南市	S49.03.26	172	0.66	0.79	
102	大湯(追加)	阿南市 阿南市	H10.02.24	150	0.91	1.02	
102	大湯(追加)	阿南市 阿南市	H11.02.05	71	0.22	0.24	
103	大浜	阿南市 阿南市	S49.03.26	172	1.39	1.61	
104	西浦	阿南市 阿南市	S49.03.26	172	0.65	0.92	
104	西浦	阿南市 阿南市	H17.08.16	723	-0.65	-0.92	S49.3.26の廃止
429	西浦	阿南市 阿南市	H17.08.16	722	1.50	1.77	S49.3.26の廃止後再指定
105	小吹川原	阿南市 阿南市	S49.03.26	172	14.38	18.80	
124	内浜	阿南市 阿南市	S50.04.11	249	12.38	14.98	
124	内浜(追加)	阿南市 阿南市	S55.04.30	349	0.61	0.78	
57	汐谷	阿南市 阿南市	S51.10.08	791	5.82	6.61	
192	桑野大地(2)	阿南市 阿南市	S53.11.10	1000	1.82	2.03	
58	高田(追加)	阿南市 阿南市	S56.02.13	119	2.51	2.94	
58	高田(追加)	阿南市 阿南市	S58.10.11	764	0.32	0.40	
222	中連	阿南市 阿南市	S56.02.24	149	2.68	3.25	
233	大湯(2)	阿南市 阿南市	S58.03.25	264	1.05	1.18	
233	大湯(2)(追加)	阿南市 阿南市	H01.11.28	894	1.61	1.83	
233	大湯(2)(追加)	阿南市 阿南市	H03.01.14	19	3.20	3.58	
245	山下	阿南市 阿南市	S59.08.24	550	0.55	0.80	
245	山下(追加)	阿南市 阿南市	H11.07.06	466	3.48	5.01	
246	湊(1)	阿南市 阿南市	S59.08.24	550	1.38	1.71	
246	湊(1)(追加)	阿南市 阿南市	H03.01.14	19	0.18	0.23	
247	湊(2)	阿南市 阿南市	S59.08.24	550	1.28	1.61	
247	湊(2)(追加)	阿南市 阿南市	H04.03.31	235	0.18	0.21	
256	西の前	阿南市 阿南市	S60.10.04	796	0.79	1.01	
274	蒲生田	阿南市 阿南市	S62.01.23	50	0.43	0.53	
293	桑園	阿南市 阿南市	S63.11.08	755	1.95	2.35	
294	秋山	阿南市 阿南市	S63.11.08	755	1.79	2.20	
294	秋山(追加)	阿南市 阿南市	H03.01.14	19	1.92	2.17	
300	梅木	阿南市 阿南市	H01.11.28	894	2.16	2.65	
300	梅木(追加)	阿南市 阿南市	H05.09.17	731	0.96	1.02	
301	栗用	阿南市 阿南市	H01.11.28	894	1.79	2.17	
308	大湯(3)	阿南市 阿南市	H02.02.06	98	1.78	2.01	
325	前田	阿南市 阿南市	H04.03.31	235	2.45	2.88	
325	前田(追加)	阿南市 阿南市	H09.03.11	143	1.78	1.93	
333	北山	阿南市 阿南市	H05.01.19	28	2.30	2.63	
357	元倉	阿南市 阿南市	H08.06.25	395	1.73	1.97	
367	蛭地	阿南市 阿南市	H10.02.24	150	5.12	5.78	
368	関元	阿南市 阿南市	H10.02.24	150	1.66	1.93	
382	中野	阿南市 阿南市	H13.03.27	1238	2.86	3.49	
383	大野	阿南市 阿南市	H13.03.27	1238	4.24	5.01	
384	宮ノ森	阿南市 阿南市	H13.03.27	1238	0.60	0.76	
389	生谷	阿南市 阿南市	H14.10.15	867	1.98	2.19	

RO4.03.31現在

指定番号	区域名	所在地 現市町村名 旧市町村名	告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備考
400	新開	阿南市 阿南市	H14.10.15	867	1.59	1.78	
410	北浦	阿南市 阿南市	H15.02.10	105	2.07	2.36	
418	大屋	阿南市 阿南市	H17.03.29	239	0.90	1.08	
422	大谷	阿南市 阿南市	H20.06.25	389	1.60	1.76	
313	小谷口	阿南市 阿南市	H03.01.14	19	7.50	8.73	
小計	南部総合県民局<阿南>				138.13	163.97	
110	北地	那賀町 那賀町	S49.03.26	172	1.08	1.20	
244	下司名	那賀町 那賀町	S59.08.24	550	0.97	1.36	
271	日ノ浦	那賀町 那賀町	S61.09.26	683	1.74	1.78	
335	福永	那賀町 那賀町	H05.01.19	28	1.70	1.95	
403	助友	那賀町 那賀町	H15.02.10	105	1.59	1.80	
433	とふめん	那賀町 那賀町	H18.02.28	197	1.13	1.35	
461	南町(2)	那賀町 那賀町	H26.09.05	635	0.70	0.85	
461	南町(2)(追加)	那賀町 那賀町	H29.2.21	76	0.13	0.13	
109	日野谷	那賀町 那賀町	S49.03.26	172	2.10	2.34	
202	平野	那賀町 那賀町	S55.04.30	349	0.62	0.70	
224	鮎川	那賀町 那賀町	S56.11.04	920	0.77	0.92	
234	大園(1)	那賀町 那賀町	S58.03.25	264	1.19	1.41	
235	大園(2)	那賀町 那賀町	S58.03.25	264	0.83	0.94	
272	西納	那賀町 那賀町	S61.09.26	683	0.67	0.72	
295	相生馬路	那賀町 那賀町	S63.11.08	755	2.10	2.19	
314	東原	那賀町 那賀町	H03.01.14	19	2.10	2.25	
334	庵前	那賀町 那賀町	H05.01.19	28	2.80	3.12	
369	下原	那賀町 那賀町	H10.02.24	150	2.80	3.46	
391	下傍示	那賀町 那賀町	H14.02.19	127	0.98	1.17	
404	中原	那賀町 那賀町	H15.02.10	105	0.37	0.43	
415	南尻	那賀町 那賀町	H15.11.21	1065	0.65	0.74	
425	原吉	那賀町 那賀町	H17.08.16	722	1.62	1.89	
52	椋谷	那賀町 那賀町	S48.03.09	155	3.82	4.52	
52	椋谷(追加)	那賀町 那賀町	S60.10.04	796	0.22	0.25	
53	平谷	那賀町 那賀町	S48.03.09	155	4.87	5.34	
106	小浜	那賀町 那賀町	S49.03.26	172	5.05	5.53	
107	椋谷上	那賀町 那賀町	S49.03.26	172	2.17	2.24	
108	菅谷	那賀町 那賀町	S49.03.26	172	1.09	1.16	
304	日浦	那賀町 那賀町	H01.11.28	894	2.64	2.93	
326	船着屋	那賀町 那賀町	H04.03.31	235	2.25	2.49	
363	ヲノウチ	那賀町 那賀町	H09.03.11	143	1.56	1.62	
406	北傍示	那賀町 那賀町	H15.02.10	105	0.61	0.69	
407	釜床	那賀町 那賀町	H15.02.10	105	0.49	0.60	
408	ヲノウチ(2)	那賀町 那賀町	H15.02.10	105	2.51	2.86	
426	大戸	那賀町 那賀町	H17.08.16	722	1.06	1.32	
50	坂州(1)	那賀町 那賀町	S48.03.09	155	1.46	1.69	
51	坂州(2)	那賀町 那賀町	S48.03.09	155	4.30	4.58	
134	名古ノ瀬	那賀町 那賀町	S51.05.25	415	3.17	3.40	
377	前田	那賀町 那賀町	H11.12.17	829	1.11	1.35	
378	東畑	那賀町 那賀町	H11.12.17	829	0.73	0.79	
389	広瀬	那賀町 那賀町	H13.09.21	682	2.28	2.58	
239	助	那賀町 那賀町	H15.02.10	105	1.86	2.02	
296	轟浦野	那賀町 那賀町	S59.03.09	158	1.56	1.75	
302	柳ノ岡	那賀町 那賀町	S63.11.08	755	1.31	1.47	
303	出原	那賀町 那賀町	H01.11.28	894	1.63	1.83	
344	下毛平	那賀町 那賀町	H01.11.28	894	1.67	1.83	
345	下毛番	那賀町 那賀町	H05.09.17	731	2.06	2.45	
370	木頭日浦	那賀町 那賀町	H05.09.17	731	2.46	2.86	
373	坂本	那賀町 那賀町	H10.02.24	150	4.89	5.66	
386	大地平	那賀町 那賀町	H11.02.05	71	0.69	0.77	
412	出原下	那賀町 那賀町	H13.09.21	682	1.93	2.13	
		那賀町 那賀町	H15.03.20	245	0.80	0.94	

指定番号	区域名	所在 地 現市町村名 旧市町村名	告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備考
427	大城	那賀町	H17.08.16	722	1.31	1.44	
小計 商瀬総合県民局 53箇所							
5	大谷	牟岐町	S46.08.27	645	3.07	4.27	
20	牟岐東	牟岐町	S47.01.18	60	1.78	2.42	
40	富田	牟岐町	S47.08.29	621	1.03	1.26	
40	香田(追加)	牟岐町	H19.02.06	91	0.36	0.41	
41	出羽高北	牟岐町	S47.08.29	621	0.75	0.94	
42	天神前	牟岐町	S47.08.29	621	1.06	1.06	
463	天神前(2)	牟岐町	H29.2.21	76	0.63	0.70	
48	杉谷	牟岐町	S48.03.09	155	1.88	2.09	
49	牟岐大谷	牟岐町	S48.03.09	155	1.02	1.19	
113	清瀬	牟岐町	S49.03.26	172	1.20	1.30	
8	東田岐	由岐町	S46.09.10	691	1.17	1.38	
29	木岐東	由岐町	S47.02.29	172	0.61	0.76	
30	木岐南	由岐町	S47.02.29	172	0.73	0.80	
31	中田岐	由岐町	S47.02.29	172	1.60	2.32	
31	中田岐	由岐町	H21.05.12	291	-1.60	-2.32	S47.2.29の廃止
446	中田岐	由岐町	H21.05.12	290	3.42	4.47	S47.2.29の廃止後再指定
32	由岐西	由岐町	S47.02.29	172	1.97	2.25	
125	片山東	由岐町	S50.04.11	249	4.37	4.78	
126	興地(西)	由岐町	S50.04.11	249	1.53	1.63	
127	本村	由岐町	S50.04.11	249	0.69	0.75	
128	寺谷	由岐町	S50.04.11	249	0.67	0.77	
129	天王(西)	由岐町	S50.04.11	249	1.18	1.29	
130	藤東	由岐町	S63.03.29	252	0.10	0.11	
131	後山	由岐町	S50.04.11	249	1.66	1.76	
147	白浜	由岐町	S50.04.11	249	0.54	0.57	
203	東田岐(2)	由岐町	S52.03.04	151	0.57	0.68	
216	東田岐(1)	由岐町	S55.04.30	349	0.77	0.86	
450	伊庭利	由岐町	S56.02.13	119	2.35	3.19	
7	薬王寺	由岐町	H23.02.03	59	0.12	0.59	
39	西町	日和佐町	S46.09.10	690	5.31	6.82	
111	永田	日和佐町	S47.08.29	620	0.71	1.04	
112	田々川	日和佐町	S49.03.26	172	1.68	1.86	
114	日和佐浦(1)	日和佐町	S49.03.26	172	5.04	5.21	
145	井ノ上	日和佐町	S49.08.30	585	2.75	3.19	
146	丹前	日和佐町	S52.03.04	151	0.95	1.08	
204	寺前(1)	日和佐町	S52.03.04	151	3.15	3.40	
205	寺前(2)	日和佐町	S55.04.30	349	3.24	3.55	
206	礪子	日和佐町	S55.04.30	349	1.18	1.29	
207	坂山	日和佐町	S55.04.30	349	0.68	1.02	
217	奥河内	日和佐町	S55.04.30	349	2.38	2.75	
223	田々川(2)	日和佐町	S56.02.13	119	3.15	3.71	
305	田井	日和佐町	S56.11.04	920	1.85	2.48	
336	恵比須浜	日和佐町	H01.11.28	894	0.98	1.16	
351	流失	日和佐町	H05.01.19	28	1.80	1.90	
364	野田	日和佐町	H07.03.27	232	0.70	0.82	
46	三浦(追加)	海陽町	H09.03.11	143	1.68	1.91	
142	多良	海陽町	S48.03.09	155	4.16	5.93	
143	相川	海陽町	S62.01.23	50	0.23	0.27	
189	多良(2)	海陽町	S52.03.04	151	1.68	1.92	
193	若松	海陽町	S52.03.04	151	2.13	2.41	
218	相川中野	海陽町	S53.05.26	450	1.95	2.33	
261	神野	海陽町	S53.11.10	1000	1.00	1.51	
275	霧之本	海陽町	S56.02.13	119	0.45	0.57	
309	大比	海陽町	S60.10.04	796	0.73	0.92	
328	神野前	海陽町	S62.01.23	50	0.40	0.48	
353	中野(2)	海陽町	H02.02.06	98	2.00	2.40	
371	小川	海陽町	H04.03.31	235	2.78	3.13	
428	柱野	海陽町	H07.03.27	232	1.31	1.50	
460	川ヨリ西	海陽町	H10.02.24	150	2.22	2.80	
9	橋浦	海陽町	H17.08.16	722	1.12	2.99	
		海陽町	H26.06.09	430	1.50	1.95	
		海陽町	S46.09.10	692	2.01	2.37	

指定番号	区域名	所在 地 現市町村名 旧市町村名	告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備考
15	橋浦東	海陽町	S46.12.17	953	2.19	2.40	
25	橋ノ宮	海陽町	S47.02.04	116	0.96	1.32	
132	町内	海陽町	S47.02.04	116	0.81	1.30	
139	松木谷	海陽町	S50.04.11	249	0.45	0.49	
140	橋田	海陽町	S52.03.04	151	1.10	1.25	
141	橋田	海陽町	S52.03.04	151	2.86	3.36	
284	南町	海陽町	S52.03.04	151	1.12	1.29	
285	山下(追加)	海陽町	S62.08.21	678	1.10	1.22	
365	雷田(2)	海陽町	S63.11.08	755	0.60	0.75	
385	雷田(2)	海陽町	H30.11.26	755	0.28	0.29	
401	橋ノ宮	海陽町	H09.03.11	143	1.30	1.60	
401	橋ノ宮	海陽町	H13.03.27	1238	0.49	0.57	
434	兼六湖	海陽町	H14.10.15	867	0.80	0.92	
435	中屋敷	海陽町	H18.02.28	197	3.65	4.28	
454	堤ノ外	海陽町	H18.02.28	197	2.63	3.11	
459	和町	海陽町	H23.12.20	851	0.79	0.89	
16	竹ノ島(追加)	海陽町	H26.06.09	430	0.74	0.83	
16	竹ノ島	海陽町	S46.12.17	953	1.51	1.82	
16	竹ノ島(追加)	海陽町	H08.06.25	395	0.32	0.36	
135	大野	海陽町	H20.03.04	116	0.16	0.18	
136	正幌	海陽町	S52.03.04	151	0.75	0.88	
137	八山	海陽町	S52.03.04	151	1.45	1.73	
138	馳馬	海陽町	S52.03.04	151	1.45	1.73	
208	那佐	海陽町	S52.03.04	151	0.45	0.50	
209	船津	海陽町	S55.04.30	349	2.00	2.64	
210	久尾(追加)	海陽町	S55.04.30	349	0.98	1.22	
260	馳馬西	海陽町	S55.04.30	349	2.33	2.50	
327	八山(2)	海陽町	H10.02.24	150	2.37	2.54	
337	日比原(1)	海陽町	S60.10.04	796	1.13	1.33	
338	日比原(2)	海陽町	H04.03.31	235	0.80	1.20	
376	伊保	海陽町	H05.01.19	28	1.31	1.52	
457	久保	海陽町	H05.01.19	28	0.48	0.55	
462	那佐	海陽町	H11.12.17	829	0.95	1.02	
		海陽町	H26.02.04	84	1.15	1.43	
		海陽町	H27.8.21	650	0.33	0.43	
小計 商瀬総合県民局 美波> 99箇所							
6	落合(追加)	美馬市	S46.08.27	646	143.66	171.12	
19	猪尻	美馬市	H05.01.19	28	0.22	0.25	
170	南馬木	美馬市	S46.12.21	964	7.60	8.30	
171	佐原	美馬市	S53.03.17	222	1.50	1.74	
172	大木ノハナ	美馬市	S53.03.17	222	2.34	2.80	
76	西赤谷	美馬市	S53.03.17	222	0.45	0.52	
438	滝下	美馬市	S55.04.30	349	4.00	5.87	
464	新町(2)	美馬市	H19.02.06	91	0.99	1.41	
77	丸幡	美馬市	H29.2.21	76	1.87	2.20	
78	谷口	美馬市	S49.03.26	172	0.69	0.77	
119	土ヶ久保	美馬市	S49.03.26	172	2.35	2.97	
118	石仏	美馬市	S49.03.26	172	1.48	1.72	
169	東宗重	美馬市	S50.04.11	249	0.64	0.73	
226	竹の内	美馬市	S53.03.17	222	0.29	0.36	
340	滝ノ宮	美馬市	S57.04.20	317	3.50	3.88	
348	露口	美馬市	S61.09.26	683	1.54	1.77	
17	穴吹	美馬市	H07.03.27	232	1.66	1.96	
18	土場	美馬市	S46.12.21	964	21.70	22.82	
33	古宮	美馬市	S46.12.21	964	1.00	1.05	
34	小谷	美馬市	S47.03.28	244	0.45	0.63	
165	知野	美馬市	S47.03.28	244	4.72	6.08	
166	知野(追加)	美馬市	S53.03.17	222	1.48	1.71	
167	中ノ下	美馬市	H13.03.27	1238	1.73	2.14	
168	初草	美馬市	S53.03.17	222	1.33	1.52	
288	三谷	美馬市	S53.03.17	222	2.03	2.28	
410	三谷(2)	美馬市	S53.03.17	222	0.46	0.53	
420	三谷(3)	美馬市	S60.10.04	796	3.09	3.61	
432	三谷(4)	美馬市	H15.03.20	245	2.18	2.65	
		美馬市	H17.03.29	239	0.62	0.68	
		美馬市	H18.02.28	197	1.65	1.83	

RO4.03.31現在

指定番号	区域名	所在地 現市町村名 旧市町村名	告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備考
466	宮内(1)	美馬市	H30.11.26	755	1.36	1.50	
467	宮内(2)	美馬市	H30.11.26	755	0.80	0.89	
61	久保	美馬市	S48.03.13	165	2.80	3.43	
75	三ツ木	美馬市	S49.03.26	172	0.65	0.95	
72	天皇	つるぎ町	S49.03.26	172	4.07	4.83	
119	小野	半田町	S50.04.11	249	0.45	0.46	
161	木の内	つるぎ町	S53.03.17	222	4.87	5.91	
161	木の内(改正)	半田町	H11.03.09	151			H11.3.9の標柱地番修正
161	木の内(追加)	半田町	H11.03.09	152	0.94	0.61	
250	中蔵	つるぎ町	S60.02.01	88	1.47	2.15	
257	川又	つるぎ町	S60.10.04	796	0.65	0.82	
315	下喜来	つるぎ町	H03.01.14	19	1.26	1.57	
321	西崎	半田町	H04.03.31	235	1.30	1.48	
321	西崎(追加)	半田町	H10.02.24	150	0.47	0.54	
341	下喜来(2)	半田町	H05.09.17	731	1.97	2.12	
398	紙屋	つるぎ町	H14.10.15	867	0.59	0.73	
416	田井	つるぎ町	H16.02.06	70	3.80	4.18	
416	田井(追加)	半田町	H20.06.25	389	2.52	2.94	
445	中蔵(2)	半田町	H20.12.26	761	5.00	5.44	
455	紙屋(2)	半田町	H24.09.27	711	8.14	9.85	
27	貞光駅前	つるぎ町	S47.02.01	100	4.90	5.40	
73	長瀬(1)	つるぎ町	S49.03.26	172	5.96	6.70	
74	長瀬(2)	つるぎ町	S49.03.26	172	2.70	3.20	
74	長瀬(2)(追加)	貞光町	S59.08.24	550	1.71	1.97	
162	丸井	つるぎ町	S53.03.17	222	1.46	1.78	
163	猪子	つるぎ町	S53.03.17	222	1.86	2.32	
164	別所	つるぎ町	S53.03.17	222	1.80	2.13	
402	高平	つるぎ町	H15.02.10	105	1.06	1.13	
439	前田	つるぎ町	H19.03.30	286	2.58	2.71	
465	西山(2)	つるぎ町	H19.03.14	523	1.55	1.78	
35	吉見	つるぎ町	S47.03.28	244	5.25	6.05	
36	一年切盛	つるぎ町	S47.03.28	244	1.23	1.43	
138	一年川又(1)	つるぎ町	S53.03.17	222	0.90	1.11	
159	一年川又(2)	つるぎ町	S53.03.17	222	0.96	1.13	
160	明合	つるぎ町	S53.03.17	222	0.91	1.14	
220	切越(2)	つるぎ町	S56.02.24	149	1.87	2.39	
230	河内	つるぎ町	S58.03.25	264	2.51	2.76	
259	河内(2)	つるぎ町	S60.10.04	796	0.58	0.70	

指定番号	区域名	所在地 現市町村名 旧市町村名	告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備考
小計	西部総合県民局(美馬)				159.94	185.04	
362	花圃	三野町	S61.09.26	683	2.51	2.82	
362	変生	三野町	H09.03.11	143	1.00	1.10	
362	変生(追加)	三野町	H11.02.05	71	0.24	0.31	
381	大乃野	三野町	H13.03.27	1238	0.76	0.84	
436	花圃	三野町	H18.06.06	623	1.25	1.55	
441	勢力	三野町	H20.03.04	116	1.36	1.62	
1	マチ	三野町	S45.05.19	285	3.73	4.17	
1	マチ(追加)	池田町	H02.03.27	229	0.57	0.66	
54	白地(1)	池田町	S48.03.09	155	1.04	1.18	
55	白地(2)	池田町	S48.03.09	155	2.24	2.58	
55	白地(2)(追加)	池田町	H04.03.31	235	0.70	0.79	
65	大和(1)	三好市	S49.03.26	172	0.98	1.18	
66	大和(2)	池田町	S49.03.26	172	0.92	1.48	
67	出合	池田町	S49.03.26	172	1.07	1.53	
67	出合(追加)	池田町	S63.11.08	755	1.27	1.45	
68	西山浜	池田町	S49.03.26	172	1.15	1.37	
156	井開	三好市	S53.03.17	222	0.72	0.83	
194	馬路	池田町	S55.04.30	349	4.28	5.21	
195	大和(3)	池田町	S55.04.30	349	1.10	1.34	
196	西部	池田町	S55.04.30	349	0.90	1.02	
197	西州津	池田町	S56.02.13	119	4.30	5.34	
211	中西(1)	三好市	S56.02.13	119	0.93	1.07	
212	中西(2)	池田町	S56.02.13	119	2.56	2.80	
225	シムツチ	池田町	S57.04.20	317	0.88	1.13	
228	白地(3)	池田町	S58.03.25	264	1.33	1.56	
240	大和(4)	三好市	S59.03.09	158	0.78	0.94	
242	三瀬	池田町	S59.08.24	550	0.80	1.03	
267	込	三好市	S61.09.26	683	1.70	1.95	

RO4.03.31現在

指定番号	区域名	所在地 現市町村名 旧市町村名	告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備考
279	馬路(2)	池田町	S62.08.21	678	3.11	3.56	
280	シマ	三好市	S62.08.21	678	0.25	0.30	
286	三瀬(2)	池田町	S63.11.08	755	1.57	1.76	
310	出合(2)	池田町	H02.03.27	229	1.12	1.47	
311	佐野	池田町	H03.01.14	19	6.17	6.96	
320	馬路(3)	池田町	H04.03.31	235	9.90	10.66	
347	佐野(2)	池田町	H07.03.27	232	4.30	4.60	
355	馬路(4)	池田町	H08.06.25	395	1.70	1.80	
359	寺の上	池田町	H09.03.11	143	1.00	1.10	
359	寺の上(追加)	池田町	H11.02.05	71	1.13	1.38	
360	峠友	池田町	H09.03.11	143	2.00	2.20	
374	吉平	池田町	H11.02.05	71	2.64	2.93	
375	池田	池田町	H11.07.06	466	1.89	2.19	
392	中西(3)	池田町	H14.02.19	127	3.50	4.10	
393	ヤマダ	池田町	H14.02.19	127	1.38	1.67	
394	佐野釜式	池田町	H14.02.19	127	2.78	3.10	
395	高友	池田町	H14.02.19	127	2.21	2.69	
396	白地(4)	池田町	H14.02.19	127	2.65	3.00	
397	川崎込	池田町	H14.10.15	867	1.84	2.08	
403	馬路堂面	池田町	H15.02.10	105	2.50	2.80	
421	藤田	池田町	H17.08.16	722	0.69	0.76	
422	龍登	池田町	H17.08.16	722	2.30	2.80	
431	白地(5)	池田町	H18.02.28	197	2.37	2.59	
437	龍登(2)	池田町	H19.02.06	91	2.23	2.70	
437	龍登(2)(追加)	池田町	H20.03.04	116	0.51	0.62	
452	船子	池田町	H23.07.26	511	1.88	2.14	
456	佐野境谷	池田町	H24.10.19	750	2.76	3.04	
45	大川持	山崎町	S48.03.09	155	8.44	10.65	
45	大川持(追加)	山崎町	S53.03.17	222	1.89	2.50	
63	川口(1)	三好市	S49.03.26	172	1.44	1.61	
64	川口(2)	山崎町	S49.03.26	172	4.20	5.69	
154	光兼名	山崎町	S53.03.17	222	5.72	7.10	
241	納屋	三好市	S59.08.24	550	3.06	4.38	
266	白川	山崎町	S61.09.26	683	3.93	4.62	
319	平野	山崎町	H04.03.31	235	1.88	2.18	
366	龍正	三好市	H10.02.24	150	3.70	4.60	
47	流堂	井川町	S48.03.09	155	1.12	1.39	
69	杉の木	井川町	S49.03.26	172	1.45	2.13	
70	牛津	三好市	S49.03.26	172	1.57	1.67	
157	女法寺	井川町	S49.03.26	172	1.79	2.19	
219	片山	三好市	S53.03.17	222	1.26	1.48	
237	西井川	三好市	S56.02.24	149	1.55	1.90	
243	井開	三好市	S59.03.09	158	0.21	0.25	
263	西井川(2)	三好市	S59.08.24	550	3.20	3.61	
288	流堂上	井川町	S60.10.04	796	0.51	0.60	
390	西井川(3)	井川町	S61.09.26	683	1.00	1.37	
115	真上	三好市	H13.09.21	682	0.32	0.40	
115	真上(追加)	東祖谷山村	S50.04.11	249	4.84	7.24	
262	小島	東祖谷山村	H01.11.28	894	1.72	2.99	
262	若林	東祖谷山村	S58.03.25	264	0.70	0.95	
276	祖谷落合	東祖谷山村	S60.10.04	796	3.66	4.38	
317	祖谷日浦	三好市	S62.08.21	678	2.87	3.17	
318	名頃	東祖谷山村	H04.03.31	235	1.97	2.39	
329	祖谷落合西	三好市	H04.03.31	235	2.19	2.54	
346	菅生奥	東祖谷山村	H05.01.19	28	1.52	2.36	
354	下瀬	東祖谷山村	H07.03.27	232	2.30	2.66	
358	久保西	東祖谷山村	H08.06.25	395	1.34	1.52	
413	和田中	東祖谷山村	H09.03.11	143	1.10	1.20	
413	和田中(追加)	東祖谷山村	H15.03.20	245	1.99	2.15	
443	祖谷落合南	三好市	H17.03.29	239	0.45	0.51	
458	古味	東祖谷山村	H20.06.25	389	2.62	2.89	
265	祖谷一宇	東祖谷山村	H26.03.28	201	2.49	2.86	
277	西瀬	西祖谷山村	S61.09.26	683	2.08	2.28	
282	西瀬	西祖谷山村	S62.08.21	678	1.12	1.44	
449	西瀬(2)	西祖谷山村	H22.10.06	583	2.00	2.33	

R04.03.31現在

指定 番号	区 域 名	所 在 地 現市町村名 旧市町村名	告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備 考
117	小見	東みよし町 三好町	S50.04.11	249	3.29	3.85	
229	伊月	東みよし町 三好町	S58.03.25	264	1.50	1.82	
339	中村	東みよし町 三好町	H05.09.17	731	1.17	1.36	
361	寺前	東みよし町 三好町	H09.03.11	143	0.60	0.70	
361	寺前 (追加)	東みよし町 三好町	H11.02.05	71	0.31	0.41	
430	宮ノ岡	東みよし町 三好町	H18.02.28	197	0.74	0.83	
440	原	東みよし町 三好町	H19.03.30	286	1.97	2.21	
453	昼間	東みよし町 三好町	H23.07.26	511	3.35	3.92	
116	鯉沼島敷	東みよし町 三好町	S50.04.11	249	2.92	3.54	
281	桑内	東みよし町 三好町	S62.08.21	678	2.01	2.36	
小計	西部総合県民局<三好>				213.85	254.92	
計		105箇所			965.94	1,138.93	

4-4 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

定義

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ 傾斜角度30°以上、かつ、高さ5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満でも官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者施設等がある場合を含む）箇所

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ 傾斜角度30°以上、かつ、高さ5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
I-1020	自然斜面	奥谷(1)	徳島市		西矢野
I-1021	自然斜面	奥谷(2)	徳島市	国府町	西矢野
I-1022	自然斜面	奥谷(3)	徳島市	国府町	西矢野
I-1023	自然斜面	国分寺岡地	徳島市	国府町	西矢野
I-1024	自然斜面	団地南	徳島市	国府町	西矢野
I-1025	自然斜面	源田	徳島市	国府町	西矢野
I-1026	自然斜面	源田(4)	徳島市	国府町	西矢野
I-1027	自然斜面	源田(2)	徳島市	一宮町	西丁
I-1028	自然斜面	源田	徳島市	一宮町	西丁
I-1029	自然斜面	西丁(2)	徳島市	一宮町	西丁
I-1030	自然斜面	西丁(3)	徳島市	一宮町	西丁
I-1031	自然斜面	西丁(4)	徳島市	一宮町	西丁
I-1032	自然斜面	西丁(5)	徳島市	一宮町	西丁
I-1033	自然斜面	西分	徳島市	一宮町	西丁
I-1034	自然斜面	西分	徳島市	一宮町	西丁
I-1035	自然斜面	谷又下	徳島市	一宮町	西丁
I-1036	自然斜面	谷又上	徳島市	一宮町	西丁
I-1037	自然斜面	南丁	徳島市	一宮町	南丁
I-1038	自然斜面	赤坂北	徳島市	一宮町	南丁
I-1039	自然斜面	赤坂南	徳島市	一宮町	南丁
I-1040	自然斜面	字和山(1)	徳島市	一宮町	東丁
I-1041	自然斜面	字和山(1)	徳島市	一宮町	東丁
I-1042	自然斜面	字和山、西山	徳島市	一宮町	東丁
I-1043	自然斜面	曾都	徳島市	一宮町	東山
I-1044	自然斜面	滝先(1)	徳島市	入田町	滝先
I-1045	自然斜面	先代	徳島市	入田町	海先
I-1046	自然斜面	高田	徳島市	入田町	月ノ宮
I-1047	自然斜面	井ノ丸	徳島市	入田町	月ノ宮
I-1048	自然斜面	畑田	徳島市	入田町	月ノ宮
I-1049	自然斜面	舟戸原	徳島市	入田町	月ノ宮
I-1050	自然斜面	花瀬	徳島市	入田町	月ノ宮
I-1051	自然斜面	二本木	徳島市	入田町	大久
I-1052	自然斜面	大久(1)	徳島市	入田町	大久
I-1053	自然斜面	笠木(1)	徳島市	入田町	笠木
I-1054	自然斜面	臼和田	徳島市	入田町	安都真
I-1055	自然斜面	梁谷	徳島市	入田町	安都真
I-1056	自然斜面	内ノ御田(1)	徳島市	入田町	内ノ御田
I-1057	自然斜面	内ノ御田(2)	徳島市	入田町	内ノ御田
I-1058	自然斜面	大浦	徳島市	名東町	3丁目
I-1059	自然斜面	名東(1)	徳島市	名東町	2丁目
I-1060	自然斜面	名東(2)	徳島市	名東町	2丁目
I-1061	自然斜面	東名東	徳島市	名東町	1丁目
I-1062	自然斜面	南庄(1)	徳島市	南庄町	3、4丁目
I-1063	自然斜面	南庄(2)	徳島市	南庄町	1、2丁目
I-1064	自然斜面	南庄(3)	徳島市	南庄町	1、2丁目
I-1065	自然斜面	南佐古七番町(1)	徳島市	南佐古七番町	
I-1066	自然斜面	南佐古六番町	徳島市	南佐古六番町	
I-1067	自然斜面	南佐古四番町(1)	徳島市	南佐古四番町	

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
I-1068	自然斜面	南佐古四番町(1)	徳島市		南佐古四番町
I-1069	自然斜面	南佐古四番町(1)	徳島市		南佐古三番町
I-1070	自然斜面	佐古	徳島市		南佐古三番町
I-1071	自然斜面	佐古	徳島市		南佐古二番町
I-1072	自然斜面	南佐古一番町	徳島市		南佐古一番町
I-1073	自然斜面	南佐古一番町(2)	徳島市		南佐古一番町
I-1074	自然斜面	福山町	徳島市		大滝山
I-1076	自然斜面	福山町	徳島市		大滝山
I-1077	自然斜面	福山町	徳島市		福山町
I-1078	自然斜面	西大工町	徳島市		西大工町
I-1079	自然斜面	伊賀町	徳島市		5丁目
I-1080	自然斜面	勢見町	徳島市		勢見町
I-1081	自然斜面	勢見町	徳島市		勢見町
I-1082	自然斜面	山の下	徳島市		勢見町
I-1083	自然斜面	城南	徳島市		1丁目
I-1084	自然斜面	城南町1丁目	徳島市		1丁目
I-1085	自然斜面	中津浦	徳島市		城南町
I-1086	自然斜面	中津浦(2)	徳島市		八万町
I-1087	自然斜面	杉本	徳島市		八万町
I-1088	自然斜面	中津浦西	徳島市		八万町
I-1089	自然斜面	中津浦南	徳島市		八万町
I-1090	自然斜面	上福万(1)	徳島市		八万町
I-1091	自然斜面	上福万(2)	徳島市		上福万
I-1092	自然斜面	西地下	徳島市		上福万
I-1093	自然斜面	下福万(1)	徳島市		下福万
I-1094	自然斜面	下福万(2)	徳島市		下福万
I-1095	自然斜面	下福万(3)	徳島市		下福万
I-1096	自然斜面	上福万(4)	徳島市		下福万
I-1097	自然斜面	楠谷北	徳島市		楠谷
I-1098	自然斜面	楠谷西	徳島市		楠谷
I-1099	自然斜面	楠谷南	徳島市		楠谷
I-1100	自然斜面	宮谷東	徳島市		宮の谷
I-1101	自然斜面	宮谷西	徳島市		宮の谷
I-1102	自然斜面	宮ノ谷(1)	徳島市		宮ノ谷
I-1103	自然斜面	下長谷(1)	徳島市		宮ノ谷
I-1104	自然斜面	下長谷(2)	徳島市		下長谷
I-1105	自然斜面	下長谷(3)	徳島市		下長谷
I-1106	自然斜面	下長谷(4)	徳島市		下長谷
I-1107	自然斜面	上長谷	徳島市		下長谷
I-1108	自然斜面	新目	徳島市		上長谷
I-1109	自然斜面	法花谷(1)	徳島市		馬場山
I-1110	自然斜面	法花谷(2)	徳島市		法花谷
I-1111	自然斜面	大野東	徳島市		法花谷
I-1112	自然斜面	大野西	徳島市		大野
I-1113	自然斜面	八坂前	徳島市		大野
I-1114	自然斜面	犬山	徳島市		大野
I-1115	自然斜面	法花	徳島市		大野
I-1116	自然斜面	紅葉山	徳島市		大谷町
I-1117	自然斜面	川北東	徳島市		紅葉山
I-1118	自然斜面	川北西	徳島市		川北
I-1119	自然斜面	川西(1)	徳島市		川西
I-1120	自然斜面	川西(2)	徳島市		川西
I-1121	自然斜面	下中筋(1)	徳島市		下中筋
I-1122	自然斜面	下中筋(2)	徳島市		下中筋
I-1123	自然斜面	明善	徳島市		下中筋

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1124	自然斜面	寺山(1)	徳島市	上八万町	寺山	
I-1125	自然斜面	上中筋(1)	徳島市	上八万町	上中筋	
I-1126	自然斜面	上中筋(2)	徳島市	上八万町	上中筋	
I-1127	自然斜面	花房(1)	徳島市	上八万町	花房	
I-1128	自然斜面	花房(2)	徳島市	上八万町	花房	
I-1129	自然斜面	樋口(1)	徳島市	上八万町	樋口	
I-1130	自然斜面	樋口(2)	徳島市	上八万町	樋口	
I-1131	自然斜面	星河内(1)	徳島市	上八万町	星河内	
I-1132	自然斜面	星河内(2)	徳島市	上八万町	星河内	
I-1133	自然斜面	道原	徳島市	上八万町	道原	
I-1134	自然斜面	広田(1)	徳島市	上八万町	広田	
I-1135	自然斜面	白比字	徳島市	上八万町	白比字	
I-1136	自然斜面	田中西	徳島市	上八万町	田中西	
I-1137	自然斜面	田中東	徳島市	上八万町	田中東	
I-1138	自然斜面	坂谷	徳島市	下町	本丁	
I-1139	自然斜面	菅前	徳島市	下町	本丁	
I-1140	自然斜面	本丁	徳島市	下町	本丁	
I-1141	自然斜面	大瀬手	徳島市	大谷町	大瀬手	
I-1142	自然斜面	谷端	徳島市	大谷町	谷端	
I-1143	自然斜面	南谷(1)	徳島市	大谷町	南谷	
I-1144	自然斜面	樋ノ井(1)	徳島市	大谷町	樋ノ井	
I-1145	自然斜面	鏡龜坂	徳島市	北山町	鏡龜坂	
I-1146	自然斜面	鎌越(1)	徳島市	北山町	鎌越	
I-1147	自然斜面	羽淵	徳島市	北山町	羽淵	
I-1148	自然斜面	上田	徳島市	北山町	上田	
I-1149	自然斜面	山田	徳島市	北山町	山田	
I-1150	自然斜面	坂東	徳島市	方上町	馬越	
I-1151	自然斜面	宮谷	徳島市	方上町	馬越	
I-1152	自然斜面	宮谷	徳島市	方上町	宮谷	
I-1153	自然斜面	身前	徳島市	方上町	門口	
I-1154	自然斜面	山口	徳島市	方上町	原田	
I-1155	自然斜面	大倉(1)	徳島市	方上町	大倉	
I-1156	自然斜面	中内西	徳島市	方上町	中内	
I-1157	自然斜面	所谷	徳島市	方上町	所谷	
I-1158	自然斜面	尾羽丁	徳島市	方上町	尾羽丁	
I-1159	自然斜面	高坂	徳島市	方上町	高坂	
I-1160	自然斜面	片志(1)	徳島市	勝占町	山下	
I-1161	自然斜面	片志(2)	徳島市	勝占町	片志	
I-1162	自然斜面	小谷(1)	徳島市	丈六町	小谷	
I-1163	自然斜面	栗田(1)	徳島市	丈六町	栗田	
I-1164	自然斜面	片山	徳島市	波野町	三ツ岩	
I-1165	自然斜面	赤坂	徳島市	波野町	三ツ岩	
I-1166	自然斜面	中道	徳島市	波野町	字頭	
I-1167	自然斜面	入野(1)	徳島市	波野町	入野	
I-1168	自然斜面	岩鼻	徳島市	波野町	岩鼻	
I-1169	自然斜面	北内(1)	徳島市	多家良町	北内	
I-1170	自然斜面	北地	徳島市	多家良町	北地	
I-1171	自然斜面	北地(2)	徳島市	多家良町	北地	
I-1172	自然斜面	瀬谷(1)	徳島市	多家良町	池田	
I-1173	自然斜面	野上	徳島市	多家良町	名護	
I-1174	自然斜面	小路地(1)	徳島市	多家良町	小路地	
I-1175	自然斜面	池の丸	徳島市	八多町	小倉	
I-1176	自然斜面	小倉(1)	徳島市	八多町	小倉	
I-1177	自然斜面	若宮	徳島市	八多町	水口	
I-1178	自然斜面	仕出(1)	徳島市	八多町	仕出	
I-1179	自然斜面	大久保	徳島市	八多町	大久保	

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1180	自然斜面	下大胸	徳島市	八多町	中山	
I-1181	自然斜面	大胸	徳島市	八多町	友広	
I-1182	自然斜面	友広(1)	徳島市	八多町	友広	
I-1183	自然斜面	本村(1)	徳島市	飯谷町	本谷	
I-1184	自然斜面	本村(2)	徳島市	飯谷町	補上	
I-1185	自然斜面	飯谷小	徳島市	飯谷町	杉尾	
I-1186	自然斜面	合口	徳島市	飯谷町	川端	
I-1187	自然斜面	白浦	徳島市	飯谷町	居内	
I-1188	自然斜面	小竹(1)	徳島市	飯谷町	榎	
I-1189	自然斜面	小竹(2)	徳島市	飯谷町	小竹	
I-1190	自然斜面	長柱(1)	徳島市	飯谷町	西分	
I-1191	自然斜面	長柱(2)	徳島市	飯谷町	東分	
I-1192	自然斜面	東神野	徳島市	飯谷町	東神野	
I-1193	自然斜面	東神野(2)	徳島市	飯谷町	東神野	
I-1194	自然斜面	東神野(3)	徳島市	飯谷町	東神野	
I-1195	自然斜面	神野	徳島市	飯谷町	西神野	
I-1196	自然斜面	南ノ内(1)	徳島市	飯谷町	南ノ内	
I-1197	自然斜面	津田	徳島市	津田浜之町	津田	
I-1198	自然斜面	津田浜(1)	徳島市	津田浜之町	津田浜	
I-1199	自然斜面	津田浜(2)	徳島市	津田浜之町	津田浜	
I-1200	自然斜面	津田西	徳島市	津田西町	2丁目	
I-1201	自然斜面	津田小	徳島市	津田西町	2丁目	
I-1202	自然斜面	津田東	徳島市	津田西町	1丁目	
I-1203	自然斜面	外籠(1)	徳島市	大原町	外籠	
I-1204	自然斜面	中須	徳島市	大原町	中須	
I-1205	自然斜面	大神子(1)	徳島市	大原町	大神子	
I-1206	自然斜面	大神子(2)	徳島市	大原町	大神子	
I-1207	自然斜面	小神子(1)	徳島市	大原町	小神子	
I-1208	自然斜面	小神子(2)	徳島市	大原町	小神子	
I-1209	自然斜面	大原	徳島市	大原町	長尾	
I-2043	人工斜面	南蔵本町	徳島市	南蔵本町	2丁目	
I-2044	人工斜面	南佐古八番町	徳島市	南佐古八番町	八番町	
I-2045	人工斜面	南佐古七番町	徳島市	南佐古七番町	七番町	
I-2046	人工斜面	中津浦	徳島市	八万町	中津浦	
I-2047	人工斜面	杉本西	徳島市	八万町	中津浦	
I-2048	人工斜面	中津山	徳島市	八万町	中津山	
I-2049	人工斜面	新具	徳島市	八万町	馬場山	
I-2050	人工斜面	下福万(6)	徳島市	八万町	下福万	
I-2051	人工斜面	下福万(4)	徳島市	八万町	下福万	
I-2052	人工斜面	上福万(3)	徳島市	八万町	上福万	
I-2053	人工斜面	東団地	徳島市	名東町	1丁目	
I-2054	人工斜面	名東	徳島市	名東町	3丁目	
I-2055	人工斜面	はたるヶ丘	徳島市	加茂名町	西名東山	
I-2056	人工斜面	東山	徳島市	上八万町	東山	
I-2057	人工斜面	壺(1)	徳島市	大原町	壺	
I-2058	人工斜面	池ノ内(1)	徳島市	大原町	池ノ内	
I-1210	自然斜面	日ノ峰	小松島市	中田町	東山	
I-1211	自然斜面	日ノ峰西	小松島市	中田町	東山	
I-1212	自然斜面	西山	小松島市	中田町	西山	
I-1213	自然斜面	山ノ神(1)	小松島市	中田町	山ノ神	
I-1214	自然斜面	壺谷(1)	小松島市	中田町	壺谷	
I-1215	自然斜面	壺谷(2)	小松島市	中田町	壺谷	
I-1216	自然斜面	根井東	小松島市	中田町	根井東山	
I-1217	自然斜面	元根井東(2)	小松島市	中田町	根井東山	
I-1218	自然斜面	元根井	小松島市	中田町	根井東山	
I-1219	自然斜面	元根井	小松島市	中田町	根井東山	

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
I-1274	自然斜面	山下	勝浦町	真谷	山下・大明神
I-1275	自然斜面	中山	勝浦町	三溪	中山
I-1276	自然斜面	溝内	勝浦町	三溪	溝内
I-1277	自然斜面	倉瀬	勝浦町	三溪	倉瀬
I-1278	自然斜面	樫瀬	勝浦町	三溪	樫瀬
I-1279	自然斜面	三の江	勝浦町	三溪	三の江
I-1281	自然斜面	与川内	勝浦町	三溪	与川内
I-1282	自然斜面	西谷	勝浦町	三溪	西谷
I-1283	自然斜面	平山	勝浦町	三溪	平山
I-1284	自然斜面	平(1)	勝浦町	三溪	平
I-1285	自然斜面	繁野	勝浦町	坂本	繁野
I-1286	自然斜面	久良田	勝浦町	坂本	久良田
I-1287	自然斜面	久保の内	勝浦町	坂本	久保の内
I-1288	自然斜面	日浦	勝浦町	坂本	日浦
I-1289	自然斜面	坂本(2)	勝浦町	坂本	坂本・宮平
I-1290	自然斜面	坂本	勝浦町	坂本	坂本
I-1291	自然斜面	福原	勝浦町	坂本	福原
I-1292	自然斜面	松の本	勝浦町	柳野	松の本
I-1293	自然斜面	野口	勝浦町	生名	北
I-1294	自然斜面	作道	上勝町	正木	作道
I-1295	自然斜面	寺内(1)	上勝町	正木	寺内
I-1296	自然斜面	藤川	上勝町	正木	藤川
I-1297	自然斜面	中津翼	上勝町	正木	中津翼
I-1298	自然斜面	西中(1)	上勝町	正木	西中
I-1299	自然斜面	西浦(1)	上勝町	正木	西浦
I-1300	自然斜面	平間上	上勝町	正木	平間上
I-1301	自然斜面	平間下	上勝町	正木	平間下
I-1302	自然斜面	鶯下	上勝町	傍示	鶯
I-1303	自然斜面	下平	上勝町	傍示	下平
I-1304	自然斜面	梅の木(1)	上勝町	傍示	梅の木
I-1305	自然斜面	日浦(1)	上勝町	傍示	日浦
I-1306	自然斜面	大北	上勝町	傍示	大北
I-1307	自然斜面	傍示	上勝町	傍示	下地
I-1308	自然斜面	宮ノ久保	上勝町	傍示	宮ノ久保
I-1309	自然斜面	影	上勝町	傍示	影
I-1310	自然斜面	神田	上勝町	傍示	神田
I-1311	自然斜面	福川	上勝町	福川	前田・高野
I-1312	自然斜面	戸越	上勝町	生実	戸越
I-1313	自然斜面	谷口(1)	上勝町	生実	谷口
I-1314	自然斜面	高畑(1)	上勝町	生実	高畑
I-1315	自然斜面	高畑(2)	上勝町	生実	高畑
I-1316	自然斜面	中瀬津(1)	上勝町	生実	中瀬津・井ノ間
I-1317	自然斜面	傍義	上勝町	生実	傍義
I-1318	自然斜面	下野上	上勝町	生実	下野
I-1319	自然斜面	下野	上勝町	生実	下野
I-1320	自然斜面	樫原	上勝町	生実	樫原
I-1321	自然斜面	下日浦	上勝町	福原	下日浦
I-1322	自然斜面	川北(1)	上勝町	福原	川北
I-1323	自然斜面	上勝落合	上勝町	福原	川北
I-1324	自然斜面	上横峯(1)	上勝町	福原	上横峯
I-1325	自然斜面	上横峯(2)	上勝町	福原	上横峯
I-1326	自然斜面	平間(1)	上勝町	福原	平間
I-1327	自然斜面	大平(1)	上勝町	福原	大平
I-1328	自然斜面	大平(2)	上勝町	福原	大平
I-1329	自然斜面	中村(1)	上勝町	地	中村

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
I-1220	自然斜面	前山	小松島市	田浦町	前山
I-1221	自然斜面	西原(1)	小松島市	田浦町	西原
I-1222	自然斜面	恩山寺西	小松島市	田野町	恩山寺谷
I-1223	自然斜面	恩山寺东	小松島市	田野町	恩山寺谷
I-1224	自然斜面	平田(2)	小松島市	田野町	平田
I-1225	自然斜面	平田(1)	小松島市	田野町	平田
I-1226	自然斜面	飯屋(1)	小松島市	田野町	飯屋
I-1227	自然斜面	鳥居本	小松島市	田野町	宮ノ下
I-1228	自然斜面	天王谷	小松島市	田野町	鳥居本
I-1229	自然斜面	金山	小松島市	田野町	金山
I-1230	自然斜面	赤石	小松島市	立江町	赤石
I-1231	自然斜面	金山(1)	小松島市	立江町	赤石
I-1232	自然斜面	小田浦(1)	小松島市	立江町	赤石
I-1233	自然斜面	高田(2)	小松島市	立江町	高田
I-1234	自然斜面	高田(3)	小松島市	立江町	高田
I-1235	自然斜面	坂屋ヶ谷(1)	小松島市	立江町	坂屋ヶ谷
I-1236	自然斜面	高田	小松島市	立江町	江ノ上
I-1237	自然斜面	江ノ上	小松島市	立江町	江ノ上
I-1238	自然斜面	天神山	小松島市	立江町	清水天神山
I-1239	自然斜面	清水(1)	小松島市	立江町	清水
I-1240	自然斜面	磯寺(1)	小松島市	立江町	磯寺
I-1241	自然斜面	東谷(1)	小松島市	樫瀬町	東谷
I-1242	自然斜面	間町(1)	小松島市	樫瀬町	間町
I-1243	自然斜面	小松(1)	小松島市	樫瀬町	小松
I-1244	自然斜面	藤ヶ崎	小松島市	樫瀬町	藤ヶ崎
I-1245	自然斜面	大谷(1)	小松島市	樫瀬町	大谷
I-1246	自然斜面	湯谷(1)	小松島市	樫瀬町	湯谷
I-1247	自然斜面	喰味谷(1)	小松島市	樫瀬町	喰味谷
I-1248	自然斜面	喰味谷(2)	小松島市	樫瀬町	喰味谷
I-1249	自然斜面	喰味谷(3)	小松島市	樫瀬町	喰味谷
I-1250	自然斜面	太田	小松島市	樫瀬町	太田
I-1251	自然斜面	中田(1)	小松島市	樫瀬町	中田
I-1252	自然斜面	山口(1)	小松島市	樫瀬町	山口
I-1253	自然斜面	萱原(1)	小松島市	樫瀬町	萱原
I-1254	自然斜面	青木	小松島市	立江町	青木
I-1259	人工斜面	広見	小松島市	中田町	広見
I-1260	人工斜面	溝ノ木(1)	小松島市	田野町	溝ノ木
I-1255	自然斜面	折字(1)	勝浦町	沼江	折字
I-1256	自然斜面	山路(2)	勝浦町	沼江	山路
I-1257	自然斜面	今山(3)	勝浦町	沼江	山路
I-1258	自然斜面	今山(1)	勝浦町	沼江	高崎・山路
I-1259	自然斜面	今山(2)	勝浦町	沼江	山崎・柳ノ原
I-1260	自然斜面	西谷	勝浦町	沼江	西谷
I-1261	自然斜面	西谷(2)	勝浦町	沼江	西谷
I-1262	自然斜面	四国谷	勝浦町	沼江	四国谷
I-1263	自然斜面	黒岩東	勝浦町	沼江	黒岩
I-1264	自然斜面	黒岩西	勝浦町	沼江	黒岩
I-1265	自然斜面	黒岩(1)	勝浦町	沼江	黒岩
I-1266	自然斜面	並松	勝浦町	沼江	並松
I-1267	自然斜面	平間(1)	勝浦町	沼江	平間
I-1268	自然斜面	神谷	勝浦町	沼江	神谷
I-1269	自然斜面	森	勝浦町	沼江	神谷
I-1270	自然斜面	西山	勝浦町	中角	西山・研谷
I-1271	自然斜面	中角	勝浦町	中角・沼江	西山・研谷
I-1272	自然斜面	菅原	勝浦町	沼江・真谷	平間・菅原
I-1273	自然斜面	大明神	勝浦町	真谷	大明神

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1330	自然斜面	中央	上勝町	旭	中村	
I-1331	自然斜面	菅藏	上勝町	旭	菅藏	
I-1332	自然斜面	市字	上勝町	旭	市字	
I-1333	自然斜面	八重地	上勝町	旭	八重地	
I-1334	自然斜面	慈又	上勝町	旭	慈又	
I-1335	自然斜面	上中辺(1)	佐那河内村	上	上中辺	
I-1336	自然斜面	豊前(1)	佐那河内村	上	宮前	
I-1337	自然斜面	井開(1)	佐那河内村	上	井開	
I-1338	自然斜面	井開上	佐那河内村	上	井開	
I-1339	自然斜面	北山下	佐那河内村	上	北山下	
I-1340	自然斜面	北山(1)	佐那河内村	上	北山	
I-1341	自然斜面	仁井田(1)	佐那河内村	上	仁井田	
I-1342	自然斜面	高橋	佐那河内村	下	高橋	
I-1343	自然斜面	中津	佐那河内村	下	中津	
I-1344	自然斜面	中津	佐那河内村	下	中津	
I-1345	自然斜面	根郷	佐那河内村	下	日浦	
I-1346	自然斜面	西ノハナ(1)	佐那河内村	下	西ノハナ	
I-1347	自然斜面	中辺	佐那河内村	下	中辺	
I-1348	自然斜面	馬越	佐那河内村	下	馬越	
I-1349	自然斜面	菅沢(1)	佐那河内村	下	菅沢	
I-1350	自然斜面	細間津	佐那河内村	下	細間津	
I-1351	自然斜面	荒瀬	佐那河内村	下	早田	
I-1352	自然斜面	丸田	佐那河内村	下	丸田	
I-1353	自然斜面	丸田下	佐那河内村	下	荒瀬	
I-1354	自然斜面	中塚(1)	佐那河内村	下	中塚	
I-1355	自然斜面	東内(1)	佐那河内村	下	東内	
I-1356	自然斜面	父の久保	佐那河内村	下	父の久保	
I-1357	自然斜面	上磯	佐那河内村	下	上磯	
I-1358	自然斜面	水上(1)	佐那河内村	下	水上	
I-1359	自然斜面	寺谷(1)	佐那河内村	下	寺谷	
I-1360	自然斜面	寺谷(2)	佐那河内村	下	寺谷	
I-1361	自然斜面	尾城(1)	佐那河内村	下	尾城	
I-1362	自然斜面	北倉目(1)	神山町	阿野	北倉目	
I-1363	自然斜面	長谷	神山町	阿野	長谷	
I-1364	自然斜面	藤ノ辻	神山町	阿野	藤ノ辻	
I-1365	自然斜面	五反地(1)	神山町	阿野	五反地	
I-1366	自然斜面	五反地(2)	神山町	阿野	五反地	
I-1367	自然斜面	大門	神山町	阿野	五反地	
I-1368	自然斜面	田ノ窪(1)	神山町	阿野	田ノ窪	
I-1369	自然斜面	長瀬	神山町	阿野	長瀬	
I-1370	自然斜面	駒坂(1)	神山町	阿野	駒坂	
I-1371	自然斜面	井ノ谷	神山町	阿野	井ノ谷	
I-1372	自然斜面	本名(1)	神山町	阿野	本名	
I-1373	自然斜面	船底(1)	神山町	阿野	船底	
I-1374	自然斜面	地ノ平(1)	神山町	阿野	地ノ平	
I-1375	自然斜面	阿川小	神山町	阿野	阿川小	
I-1376	自然斜面	松尾(1)	神山町	阿野	松尾	
I-1377	自然斜面	松尾(2)	神山町	阿野	松尾	
I-1378	自然斜面	灰石(2)	神山町	阿野	灰石	
I-1379	自然斜面	日浦(1)	神山町	阿野	日浦	
I-1380	自然斜面	府中(1)	神山町	阿野	府中	
I-1381	自然斜面	神木(1)	神山町	阿野	神木	
I-1382	自然斜面	長代(1)	神山町	阿野	長代	
I-1383	自然斜面	川平(1)	神山町	阿野	川平	
I-1384	自然斜面	川平(2)	神山町	阿野	川平	
I-1385	自然斜面	尾那瀬	神山町	阿野	尾那瀬	

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1386	自然斜面	宮分(1)	神山町	阿野	宮分	
I-1387	自然斜面	宮分(2)	神山町	阿野	宮分	
I-1388	自然斜面	白瀬(1)	神山町	阿野	白瀬	
I-1389	自然斜面	須賀(1)	神山町	阿野	須賀	
I-1390	自然斜面	地野々(1)	神山町	阿野	地野々	
I-1391	自然斜面	阿野馬地北	神山町	阿野	馬地	
I-1392	自然斜面	阿野馬地	神山町	阿野	馬地	
I-1393	自然斜面	北養瀬(1)	神山町	阿野	北養瀬	
I-1394	自然斜面	南養瀬(1)	神山町	阿野	南養瀬	
I-1395	自然斜面	鎌谷	神山町	阿野	鎌谷	
I-1396	自然斜面	河口	神山町	阿野	河口	
I-1397	自然斜面	大地(1)	神山町	阿野	大地	
I-1398	自然斜面	柳野(1)	神山町	阿野	柳野	
I-1399	自然斜面	名田河(1)	神山町	阿野	名田河	
I-1400	自然斜面	広野	神山町	阿野	広野	
I-1401	自然斜面	薄馬喰草	神山町	阿野	薄馬喰草	
I-1402	自然斜面	方子(1)	神山町	阿野	方子	
I-1403	自然斜面	廣行者野(1)	神山町	阿野	廣行者野	
I-1404	自然斜面	廣行者野(2)	神山町	阿野	廣行者野	
I-1405	自然斜面	門屋(1)	神山町	上分	門屋	
I-1406	自然斜面	門屋(2)	神山町	上分	門屋	
I-1407	自然斜面	川又	神山町	上分	川又	
I-1408	自然斜面	一字夫(1)	神山町	上分	一字夫	
I-1409	自然斜面	江島(1)	神山町	上分	江島	
I-1410	自然斜面	西大地(1)	神山町	上分	西大地	
I-1411	自然斜面	中津(1)	神山町	上分	中津	
I-1412	自然斜面	中津(2)	神山町	上分	中津	
I-1413	自然斜面	上分中学校	神山町	上分	川又	
I-1414	自然斜面	江田(1)	神山町	上分	江田	
I-1415	自然斜面	城川内	神山町	上分	城川内	
I-1416	自然斜面	磯岩(1)	神山町	下分	磯岩	
I-1417	自然斜面	磯岩(2)	神山町	下分	磯岩	
I-1418	自然斜面	磯岩(3)	神山町	下分	磯岩	
I-1419	自然斜面	地野(1)	神山町	下分	地野	
I-1420	自然斜面	北字井	神山町	下分	北字井	
I-1421	自然斜面	谷口(1)	神山町	下分	谷口	
I-1422	自然斜面	西寺(1)	神山町	下分	西寺	
I-1423	自然斜面	安吉	神山町	下分	安吉	
I-1424	自然斜面	鎌谷(1)	神山町	下分	鎌谷	
I-1425	自然斜面	鎌谷(2)	神山町	下分	鎌谷	
I-1426	自然斜面	今井	神山町	下分	今井	
I-1427	自然斜面	今井(2)	神山町	下分	今井	
I-1428	自然斜面	左右山(1)	神山町	下分	左右山	
I-1429	自然斜面	左右山(2)	神山町	下分	左右山	
I-1430	自然斜面	左右内	神山町	下分	左右内	
I-1431	自然斜面	東福原	神山町	下分	東福原	
I-1432	自然斜面	三ツ木(1)	神山町	下分	三ツ木	
I-1433	自然斜面	谷	神山町	下分	谷	
I-1434	自然斜面	本小野(1)	神山町	神領	本小野	
I-1435	自然斜面	西小野(1)	神山町	神領	西小野	
I-1436	自然斜面	大基地(1)	神山町	神領	大基地	
I-1437	自然斜面	大基地(2)	神山町	神領	大基地	
I-1438	自然斜面	大基地(3)	神山町	神領	大基地	
I-1439	自然斜面	川北	神山町	神領	川北	
I-1440	自然斜面	北	神山町	神領	北	
I-1441	自然斜面	京地(1)	神山町	神領	北	

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字 小字	
I-1442	自然斜面	東野間(1)	神戶市	神戶市	東野間	
I-1443	自然斜面	北上角(1)	神戶市	神戶市	北上角	
I-1444	自然斜面	北上角(2)	神戶市	神戶市	北上角	
I-1445	自然斜面	中津(1)	神戶市	神戶市	中津	
I-1446	自然斜面	神領中津	神戶市	神戶市	中津	
I-1447	自然斜面	中津(2)	神戶市	神戶市	中津	
I-1448	自然斜面	藤上角(1)	神戶市	神戶市	藤上角	
I-1449	自然斜面	本上角(1)	神戶市	神戶市	本上角	
I-1450	自然斜面	上角(2)	神戶市	神戶市	西青井夫	
I-1451	自然斜面	香井夫	神戶市	神戶市	西青井夫	
I-1452	自然斜面	西野間(1)	神戶市	神戶市	西野間	
I-1453	自然斜面	西大久保	神戶市	神戶市	西大久保	
I-1454	自然斜面	中内	神戶市	神戶市	鬼籠野	中内
I-1455	自然斜面	中津川(1)	神戶市	神戶市	鬼籠野	中津川
I-1456	自然斜面	日浦(1)	神戶市	神戶市	日浦	
I-1457	自然斜面	藤菜(1)	神戶市	神戶市	鬼籠野	藤菜
I-1458	自然斜面	川東	神戶市	神戶市	鬼籠野	川東
I-1459	自然斜面	西分(1)	神戶市	神戶市	鬼籠野	西分
I-1460	自然斜面	一ノ坂(1)	神戶市	神戶市	鬼籠野	一ノ坂
I-2061	人工斜面	下地(1)	神戶市	神戶市	人工斜面	下地
I-901	自然斜面	松	鳴門市	鳴門市	大麻町松	六豆田
I-902	自然斜面	大谷	鳴門市	鳴門市	大麻町池谷	大石
I-903	自然斜面	池谷	鳴門市	鳴門市	大麻町池谷	
I-904	自然斜面	伊屋ヶ谷	鳴門市	鳴門市	大麻町大谷	伊屋ヶ谷
I-905	自然斜面	地田	鳴門市	鳴門市	大麻町地田	久原
I-906	自然斜面	大代	鳴門市	鳴門市	大津町大代	山田
I-907	自然斜面	大代山路	鳴門市	鳴門市	大津町大代	的場
I-908	自然斜面	的場	鳴門市	鳴門市	大津町大代	的場
I-909	自然斜面	成山(1)	鳴門市	鳴門市	熊養町木津	成山
I-910	自然斜面	孫右門山	鳴門市	鳴門市	熊養町木津	孫右門山
I-911	自然斜面	芦谷・北谷	鳴門市	鳴門市	熊養町木津	芦谷
I-912	自然斜面	木津(2)	鳴門市	鳴門市	熊養町木津	居屋敷・前山
I-913	自然斜面	木津	鳴門市	鳴門市	熊養町木津	居屋敷・前山
I-914	自然斜面	樺折山	鳴門市	鳴門市	熊養町南浜	蛸子前西
I-915	自然斜面	彦田	鳴門市	鳴門市	熊養町南浜	蛸子前西
I-916	自然斜面	見白	鳴門市	鳴門市	熊養町南浜	見白
I-917	自然斜面	桑島	鳴門市	鳴門市	熊養町南浜	見白
I-918	自然斜面	前組	鳴門市	鳴門市	熊養町小桑島	日向谷
I-919	自然斜面	中の組	鳴門市	鳴門市	熊養町小桑島	前組
I-920	自然斜面	大桑島	鳴門市	鳴門市	熊養町大桑島	浄岩・中之組
I-921	自然斜面	浄岩	鳴門市	鳴門市	熊養町大桑島	浄岩
I-922	自然斜面	大谷(1)	鳴門市	鳴門市	熊養町大桑島	大谷
I-923	自然斜面	大谷(2)	鳴門市	鳴門市	熊養町大桑島	大谷
I-924	自然斜面	妙見山	鳴門市	鳴門市	熊養町大桑島	大谷
I-925	自然斜面	立岩	鳴門市	鳴門市	熊養町本郷・立岩	北波町・内田
I-926	自然斜面	内田	鳴門市	鳴門市	熊養町本郷・立岩	内田
I-927	自然斜面	二等路東	鳴門市	鳴門市	熊養町黒崎	熊養町立岩
I-928	自然斜面	磯崎(2)	鳴門市	鳴門市	熊養町黒崎	熊養町立岩
I-929	自然斜面	磯崎	鳴門市	鳴門市	熊養町黒崎	磯崎
I-930	自然斜面	黒崎	鳴門市	鳴門市	熊養町黒崎	磯崎
I-931	自然斜面	黒崎(1)	鳴門市	鳴門市	熊養町黒崎	宮津
I-932	自然斜面	清水(1)	鳴門市	鳴門市	熊養町黒崎	清水
I-933	自然斜面	里浦東	鳴門市	鳴門市	里浦	花面
I-934	自然斜面	花面(1)	鳴門市	鳴門市	里浦	花面
I-935	自然斜面	里浦西	鳴門市	鳴門市	里浦	坂田
I-936	自然斜面	坂田(1)	鳴門市	鳴門市	里浦	坂田

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字 小字	
I-937	自然斜面	土佐泊(3)	鳴門市	鳴門市	土佐泊	土佐泊
I-938	自然斜面	土佐泊(2)	鳴門市	鳴門市	土佐泊	土佐泊
I-939	自然斜面	土佐泊	鳴門市	鳴門市	土佐泊	土佐泊
I-940	自然斜面	黒山(1)	鳴門市	鳴門市	黒山	黒山
I-941	自然斜面	黒山(1)	鳴門市	鳴門市	黒山	黒山
I-942	自然斜面	黒山(2)	鳴門市	鳴門市	黒山	黒山
I-943	自然斜面	大毛(1)	鳴門市	鳴門市	大毛	大毛
I-944	自然斜面	大毛(2)	鳴門市	鳴門市	大毛	大毛
I-945	自然斜面	福池(1)	鳴門市	鳴門市	福池	福池
I-946	自然斜面	大谷(1)	鳴門市	鳴門市	大谷	大谷
I-947	自然斜面	脇口(1)	鳴門市	鳴門市	脇口	脇口
I-948	自然斜面	高砂(1)	鳴門市	鳴門市	高砂	高砂
I-949	自然斜面	樽大手	鳴門市	鳴門市	樽大手	樽大手
I-950	自然斜面	樽大手(2)	鳴門市	鳴門市	樽大手	樽大手
I-951	自然斜面	江尻山	鳴門市	鳴門市	江尻山	江尻山
I-952	自然斜面	三ツ石	鳴門市	鳴門市	三ツ石	三ツ石
I-953	自然斜面	芙蓉山下(1)	鳴門市	鳴門市	芙蓉山下	芙蓉山下
I-954	自然斜面	芙蓉山下(2)	鳴門市	鳴門市	芙蓉山下	芙蓉山下
I-955	自然斜面	中島(2)	鳴門市	鳴門市	中島	中島
I-956	自然斜面	中島	鳴門市	鳴門市	中島	中島
I-957	自然斜面	中島(3)	鳴門市	鳴門市	中島	中島
I-958	自然斜面	中島(4)	鳴門市	鳴門市	中島	中島
I-959	自然斜面	山路	鳴門市	鳴門市	山路	山路
I-960	自然斜面	竹島(1)	鳴門市	鳴門市	竹島	竹島
I-961	自然斜面	室(1)	鳴門市	鳴門市	室	室
I-962	自然斜面	大島田	鳴門市	鳴門市	大島田	大島田
I-963	自然斜面	伊島田	鳴門市	鳴門市	伊島田	伊島田
I-964	自然斜面	島田西	鳴門市	鳴門市	島田西	島田西
I-965	自然斜面	島田南	鳴門市	鳴門市	島田南	島田南
I-966	自然斜面	船越	鳴門市	鳴門市	船越	船越
I-967	自然斜面	島田北	鳴門市	鳴門市	島田北	島田北
I-968	自然斜面	阿波井(1)	鳴門市	鳴門市	阿波井	阿波井
I-969	自然斜面	室の浦(2)	鳴門市	鳴門市	室の浦	室の浦
I-970	自然斜面	室の浦	鳴門市	鳴門市	室の浦	室の浦
I-971	自然斜面	地廻り(1)	鳴門市	鳴門市	地廻り	地廻り
I-972	自然斜面	地廻り(2)	鳴門市	鳴門市	地廻り	地廻り
I-973	自然斜面	本浦下	鳴門市	鳴門市	本浦下	本浦下
I-974	自然斜面	本浦中(1)	鳴門市	鳴門市	本浦中	本浦中
I-975	自然斜面	日出	鳴門市	鳴門市	日出	日出
I-976	自然斜面	丸山(2)	鳴門市	鳴門市	丸山	丸山
I-977	自然斜面	丸山(3)	鳴門市	鳴門市	丸山	丸山
I-978	自然斜面	丸山(4)	鳴門市	鳴門市	丸山	丸山
I-979	自然斜面	鳴谷	鳴門市	鳴門市	鳴谷	鳴谷
I-980	自然斜面	板屋島(1)	鳴門市	鳴門市	板屋島	板屋島
I-982	自然斜面	板屋島(2)	鳴門市	鳴門市	板屋島	板屋島
I-984	自然斜面	福谷	鳴門市	鳴門市	福谷	福谷
I-985	自然斜面	明神	鳴門市	鳴門市	明神	明神
I-986	自然斜面	張(1)	鳴門市	鳴門市	張	張
I-987	自然斜面	菅谷(1)	鳴門市	鳴門市	菅谷	菅谷
I-988	自然斜面	菅谷(2)	鳴門市	鳴門市	菅谷	菅谷
I-989	自然斜面	島向	鳴門市	鳴門市	島向	島向
I-990	自然斜面	瀬戸北泊	鳴門市	鳴門市	瀬戸北泊	瀬戸北泊
I-991	自然斜面	北泊(2)	鳴門市	鳴門市	北泊	北泊

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所I)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-840	自然斜面	砥園	吉野川市	山川町	西蔵	(西蔵)
I-841	自然斜面	火坂	吉野川市	山川町	坂田	(坂田)
I-842	自然斜面	青木(1)	吉野川市	山川町	古城	(古城)
I-843	自然斜面	豊地	吉野川市	山川町	宮地	(宮地)
I-844	自然斜面	季塚	吉野川市	山川町	季塚	(季塚)
I-845	自然斜面	住吉	吉野川市	山川町	住吉	(住吉)
I-846	自然斜面	川東	吉野川市	山川町	川東	(川東)
I-847	自然斜面	川東(2)	吉野川市	山川町	川東	(川東)
I-848	自然斜面	迎坂	吉野川市	山川町	迎坂	(迎坂)
I-849	自然斜面	桑内	吉野川市	山川町	桑内	(桑内)
I-850	自然斜面	菅瀬(1)	吉野川市	山川町	菅瀬	(菅瀬)
I-851	自然斜面	紙渡	吉野川市	山川町	紙渡	(紙渡)
I-852	自然斜面	馬見尾(1)	吉野川市	山川町	馬見尾	(馬見尾)
I-853	自然斜面	上原	吉野川市	山川町	柳根地	(柳根地)
I-854	自然斜面	大内(1)	吉野川市	山川町	大内	(大内)
I-855	自然斜面	履谷(1)	吉野川市	山川町	履谷	(履谷)
I-856	自然斜面	久宗(1)	吉野川市	山川町	久宗	(久宗)
I-857	自然斜面	奥川田(1)	吉野川市	山川町	久宗	(久宗)
I-858	自然斜面	井上(1)	吉野川市	山川町	井上	(井上)
I-859	自然斜面	御膳免	吉野川市	山川町	御膳免	(御膳免)
I-860	自然斜面	八幡(1)	吉野川市	山川町	天王原	(天王原)
I-861	自然斜面	片津	吉野川市	山川町	天王原	(天王原)
I-862	自然斜面	山路(1)	吉野川市	山川町	川田	(川田)
I-863	自然斜面	瀬津	吉野川市	山川町	瀬津	(瀬津)
I-864	自然斜面	貞田(1)	吉野川市	山川町	貞田	(貞田)
I-865	自然斜面	貞田(2)	吉野川市	山川町	貞田	(貞田)
I-866	自然斜面	麓山	吉野川市	山川町	麓山	(麓山)
I-867	自然斜面	奥ノ木(1)	吉野川市	美郷村	奥ノ木	(奥ノ木)
I-868	自然斜面	栗ノ木(1)	吉野川市	美郷村	栗ノ木	(栗ノ木)
I-869	自然斜面	天神	吉野川市	美郷村	栗ノ木	(栗ノ木)
I-870	自然斜面	古土地(1)	吉野川市	美郷村	古土地	(古土地)
I-871	自然斜面	恵美子(1)	吉野川市	美郷村	恵美子	(恵美子)
I-872	自然斜面	湯下(1)	吉野川市	美郷村	湯下	(湯下)
I-873	自然斜面	毛無	吉野川市	美郷村	毛無	(毛無)
I-874	自然斜面	川俣	吉野川市	美郷村	川俣	(川俣)
I-875	自然斜面	川俣(2)	吉野川市	美郷村	川俣	(川俣)
I-876	自然斜面	宗田	吉野川市	美郷村	別枝山	宗田
I-877	自然斜面	宗田(2)	吉野川市	美郷村	別枝山	宗田
I-878	自然斜面	宗田(3)	吉野川市	美郷村	別枝山	宗田
I-879	自然斜面	本平北	吉野川市	美郷村	別枝山	平
I-880	自然斜面	下大神	吉野川市	美郷村	別枝山	大神
I-881	自然斜面	平	吉野川市	美郷村	別枝山	平
I-882	自然斜面	張(2)	吉野川市	美郷村	別枝山	張
I-883	自然斜面	音倉	吉野川市	美郷村	別枝山	張
I-884	自然斜面	中古井	吉野川市	美郷村	別枝山	古井
I-885	自然斜面	古井(1)	吉野川市	美郷村	別枝山	古井
I-886	自然斜面	照尾(1)	吉野川市	美郷村	別枝山	照尾
I-887	自然斜面	照尾(2)	吉野川市	美郷村	別枝山	照尾
I-888	自然斜面	井頭	吉野川市	美郷村	別枝山	田平
I-889	自然斜面	田平(1)	吉野川市	美郷村	別枝山	田平
I-890	自然斜面	下浦(1)	吉野川市	美郷村	別枝山	下浦
I-891	自然斜面	下城戸(1)	吉野川市	美郷村	別枝山	下城戸
I-892	自然斜面	倉瀬(1)	吉野川市	美郷村	別枝山	倉瀬
I-893	自然斜面	穴地(1)	吉野川市	美郷村	別枝山	穴地
I-894	自然斜面	高野尾西	吉野川市	美郷村	高野尾	(高野尾西)
I-895	自然斜面	品野(1)	吉野川市	美郷村	品野	(品野)

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所I)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-993	自然斜面	一本松	鳴門市	瀬戸町北泊	北泊丁	
I-994	自然斜面	小海	鳴門市	瀬戸町北泊	小海	
I-995	自然斜面	瀬戸町瀬佐	鳴門市	瀬戸町瀬佐	本村	
I-996	自然斜面	東山(1)	鳴門市	北瀬町櫛木	東山・岡谷	
I-997	自然斜面	小森	鳴門市	北瀬町櫛木	観音面	
I-998	自然斜面	櫛木	鳴門市	北瀬町櫛木	井ノ尻・西山	
I-999	自然斜面	浜田	鳴門市	北瀬町櫛木	浜田	
I-1000	自然斜面	大岸	鳴門市	北瀬町栗田	大岸	
I-1001	自然斜面	大岸西	鳴門市	北瀬町栗田	山田・嶽	
I-1002	自然斜面	栗田	鳴門市	北瀬町栗田	東傍示	
I-1003	自然斜面	東傍示	鳴門市	北瀬町栗田	東傍示	
I-1004	自然斜面	西傍示(1)	鳴門市	北瀬町栗田	西傍示	
I-1005	自然斜面	西傍示(2)	鳴門市	北瀬町栗田	西傍示	
I-1006	自然斜面	東浦西	鳴門市	北瀬町大浦	東浦	
I-1007	自然斜面	東浦東	鳴門市	北瀬町大浦	東浦	
I-1008	自然斜面	クローエ東	鳴門市	北瀬町高毛谷	相ヶ谷	
I-1009	自然斜面	クローエ	鳴門市	北瀬町高毛谷	クローエ	
I-1010	自然斜面	宿毛谷西	鳴門市	北瀬町高毛谷	クローエ	
I-1011	自然斜面	宿毛谷	鳴門市	北瀬町高毛谷	クローエ	
I-1012	自然斜面	高ヶ丸	鳴門市	北瀬町高ヶ丸	南谷	
I-1013	自然斜面	東地	鳴門市	北瀬町折野	東地	
I-1014	自然斜面	東地(2)	鳴門市	北瀬町折野	東地	
I-1015	自然斜面	屋敷	鳴門市	北瀬町折野	屋敷・桜井	
I-1016	自然斜面	桜井(1)	鳴門市	北瀬町折野	桜井	
I-1017	自然斜面	桜井(2)	鳴門市	北瀬町折野	桜井	
I-1018	自然斜面	三津(1)	鳴門市	北瀬町折野	三津	
I-1019	自然斜面	三津(2)	鳴門市	北瀬町折野	三津	
I-2039	人工斜面	東山(2)	鳴門市	北瀬町櫛木	東山	
I-2040	人工斜面	薄岩(2)	鳴門市	熊養町大桑島	薄岩	
I-2041	人工斜面	春日山	鳴門市	熊養町木津	春日山	
I-2042	人工斜面	馬越	鳴門市	瀬戸町明神	馬越	
I-897	自然斜面	岡山路	板野町	岡山路	大寺	
I-898	自然斜面	吹田	板野町	吹田	奥宮	
I-899	自然斜面	奥宮	板野町	吹田	奥宮	
I-900	自然斜面	諏訪(1)	板野町	吹田	諏訪	
I-819	自然斜面	王子壠(1)	吉野川市	鴨島町	川端	
I-820	自然斜面	向麻山	吉野川市	鴨島町	上浦	王子壠
I-821	自然斜面	三谷寺	吉野川市	鴨島町	森藤	山ノ背
I-822	自然斜面	藤井寺	吉野川市	鴨島町	飯尾	四反地
I-823	自然斜面	藤井谷(1)	吉野川市	鴨島町	飯尾	藤井谷
I-824	自然斜面	新田	吉野川市	鴨島町	西麻植	藤井谷
I-825	自然斜面	東福寺(1)	吉野川市	鴨島町	西麻植	新田
I-826	自然斜面	春日北	吉野川市	川島町	川島	川島
I-827	自然斜面	北町	吉野川市	川島町	川島	前田
I-828	自然斜面	塚山	吉野川市	川島町	川島	川島
I-829	自然斜面	西ノ谷(2)	吉野川市	川島町	桑村	上山田
I-830	自然斜面	西ノ谷(1)	吉野川市	川島町	桑村	(桑村)
I-831	自然斜面	西ノ谷	吉野川市	川島町	桑村	西ノ谷
I-832	自然斜面	山の神(2)	吉野川市	川島町	桑村	(桑村)
I-833	自然斜面	山の神(1)	吉野川市	川島町	桑村	(桑村)
I-834	自然斜面	春日原	吉野川市	川島町	桑村	(桑村)
I-835	自然斜面	樋口	吉野川市	川島町	字	二ツ森
I-836	自然斜面	二ツ森団地	吉野川市	川島町	字	二ツ森
I-837	自然斜面	峰八(1)	吉野川市	川島町	字	峰八
I-838	自然斜面	忌部	吉野川市	川島町	忌部山	忌部山
I-839	自然斜面	西蔵(1)	吉野川市	山川町	西蔵	(西蔵)

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
I-787	自然斜面	下浦(1)	石井町	浦庄	下浦
I-788	自然斜面	下浦(2)	石井町	浦庄	下浦
I-2028	人工斜面	石井(4)	石井町	石井	山崎
I-789	自然斜面	山崎	上板町	西分	山崎
I-790	自然斜面	青谷(1)	上板町	引野	青谷
I-1470	自然斜面	蒲生田	阿南市	椿町	蒲生田
I-1471	自然斜面	須藤東側	阿南市	椿町	須藤東側
I-1472	自然斜面	池野(1)	阿南市	椿町	池野
I-1473	自然斜面	幸野(1)	阿南市	椿町	幸野
I-1474	自然斜面	豊野	阿南市	椿町	豊野
I-1475	自然斜面	高岸	阿南市	椿町	高岸
I-1476	自然斜面	楠木	阿南市	椿町	楠木
I-1477	自然斜面	宮ヶ谷(1)	阿南市	椿町	宮ヶ谷
I-1478	自然斜面	小吹川原	阿南市	椿泊町	小吹川原
I-1479	自然斜面	東橋泊	阿南市	椿泊町	東橋泊
I-1480	自然斜面	色面(1)	阿南市	福井町	色面
I-1481	自然斜面	中内	阿南市	福井町	中内
I-1482	自然斜面	大戸(1)	阿南市	福井町	大戸
I-1483	自然斜面	大原(1)	阿南市	福井町	大原
I-1484	自然斜面	高田	阿南市	福井町	高田
I-1485	自然斜面	山下	阿南市	福井町	山下
I-1486	自然斜面	内歩	阿南市	福井町	内歩
I-1487	自然斜面	内歩(2)	阿南市	福井町	内歩
I-1488	自然斜面	志毛(1)	阿南市	福井町	志毛
I-1489	自然斜面	美用	阿南市	福井町	美用
I-1490	自然斜面	羽広(1)	阿南市	福井町	羽広
I-1491	自然斜面	西の前	阿南市	福井町	西の前
I-1492	自然斜面	新田(1)	阿南市	新野町	新田
I-1493	自然斜面	茶畦(1)	阿南市	福井町	茶畦
I-1494	自然斜面	元末(1)	阿南市	福井町	元末
I-1495	自然斜面	中連	阿南市	福井町	中連
I-1496	自然斜面	鷹渡(1)	阿南市	福井町	鷹渡
I-1497	自然斜面	鯨内	阿南市	福井町	鯨内
I-1498	自然斜面	平川内	阿南市	新野町	平川内
I-1499	自然斜面	月夜	阿南市	新野町	月夜
I-1500	自然斜面	東谷(1)	阿南市	新野町	東谷
I-1501	自然斜面	生谷(1)	阿南市	新野町	生谷
I-1502	自然斜面	助道(1)	阿南市	新野町	助道
I-1503	自然斜面	行友(1)	阿南市	新野町	行友
I-1504	自然斜面	西地	阿南市	新野町	西地
I-1505	自然斜面	是国	阿南市	新野町	是国
I-1506	自然斜面	重友(1)	阿南市	新野町	重友
I-1507	自然斜面	重友(2)	阿南市	新野町	重友
I-1508	自然斜面	字井谷(1)	阿南市	新野町	字井谷
I-1509	自然斜面	大蔵(1)	阿南市	新野町	大蔵
I-1510	自然斜面	入田(1)	阿南市	新野町	入田
I-1511	自然斜面	秋山	阿南市	新野町	秋山
I-1512	自然斜面	西光寺(1)	阿南市	新野町	西光寺
I-1513	自然斜面	西光寺(2)	阿南市	新野町	西光寺
I-1514	自然斜面	岡花(1)	阿南市	新野町	岡花
I-1515	自然斜面	安行(1)	阿南市	新野町	安行
I-1516	自然斜面	安行(2)	阿南市	新野町	安行
I-1517	自然斜面	久田(1)	阿南市	新野町	久田
I-1518	自然斜面	清真(1)	阿南市	新野町	清真
I-1519	自然斜面	滝老川(1)	阿南市	新野町	滝老川
I-1520	自然斜面	滝老川(2)	阿南市	新野町	滝老川

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
I-896	自然斜面	張	吉野川市	葉郷村	別枝山 張
I-2032	人工斜面	王子壠(2)	吉野川市	鴨島町	上浦 王子壠
I-2033	人工斜面	古林堰(1)	吉野川市	鴨島町	古林堰
I-2034	人工斜面	古林堰(2)	吉野川市	鴨島町	古林堰
I-2035	人工斜面	古林堰(3)	吉野川市	鴨島町	古林堰
I-2036	人工斜面	井堰(1)	吉野川市	鴨島町	井堰
I-2037	人工斜面	川原(1)	吉野川市	葉郷村	川原 (川原)
I-2038	人工斜面	川原(3)	吉野川市	葉郷村	川原 (川原)
I-791	自然斜面	山王子(1)	阿波市	土成町	高尾 山王子
I-792	自然斜面	佐古(1)	阿波市	土成町	高尾 佐古
I-793	自然斜面	平間下	阿波市	土成町	宮川内 平間
I-794	自然斜面	見坂(1)	阿波市	土成町	宮川内 見坂
I-795	自然斜面	岡(1)	阿波市	土成町	吉田 岡ノ段の一
I-796	自然斜面	白吉東(1)	阿波市	市島町	尾間 白吉
I-797	自然斜面	奥日開谷(1)	阿波市	市場町	日開谷 奥日開谷
I-798	自然斜面	森後(1)	阿波市	市場町	日開谷 森後
I-799	自然斜面	三美	阿波市	市場町	日開谷 三美
I-800	自然斜面	野田原(1)	阿波市	市場町	日開谷 川又
I-801	自然斜面	岩野	阿波市	市場町	野田原 岩野
I-802	自然斜面	三ツ池	阿波市	市場町	日開谷 三ツ池
I-803	自然斜面	大北	阿波市	市場町	上嘉来 大北
I-804	自然斜面	大北(2)	阿波市	市場町	大蔵 大北
I-805	自然斜面	白水(1)	阿波市	市場町	大蔵 白水
I-806	自然斜面	大月(1)	阿波市	市場町	大蔵 大月
I-807	自然斜面	大影	阿波市	市場町	大影 大影
I-808	自然斜面	平間(2)	阿波市	市場町	大影 平間
I-809	自然斜面	相梁	阿波市	市場町	大影 相梁
I-810	自然斜面	ニイヤ(1)	阿波市	市場町	大影 ニイヤ
I-811	自然斜面	玉地(1)	阿波市	阿波町	久勝 玉地
I-812	自然斜面	亀底	阿波市	伊沢	亀底 亀底
I-813	自然斜面	松ノ岡(2)	阿波市	阿波町	林 松ノ岡
I-814	自然斜面	松ノ岡(1)	阿波市	阿波町	林 松ノ岡
I-815	自然斜面	松ノ岡(3)	阿波市	阿波町	林 松ノ岡
I-816	自然斜面	赤坂(1)	阿波市	阿波町	林 赤坂
I-817	人工斜面	自吉(1)	阿波市	土成	北原 自吉
I-2029	人工斜面	野田原(2)	阿波市	市場町	日開谷 野田原
I-2030	人工斜面	北尼寺	石井町	石井	北尼寺 北尼寺
I-770	自然斜面	南尼寺	石井町	石井	南尼寺 南尼寺
I-771	自然斜面	内谷(1)	石井町	石井	内谷 内谷
I-772	自然斜面	内谷(2)	石井町	石井	内谷 内谷
I-773	自然斜面	内谷(3)	石井町	石井	内谷 内谷
I-774	自然斜面	内谷(4)	石井町	石井	内谷 内谷
I-775	自然斜面	白鳥(1)	石井町	石井	白鳥 白鳥
I-776	自然斜面	白鳥(2)	石井町	石井	白鳥 白鳥
I-777	自然斜面	白鳥(3)	石井町	石井	白鳥 白鳥
I-778	自然斜面	白鳥(4)	石井町	石井	白鳥 白鳥
I-779	自然斜面	石井(1)	石井町	石井	石井 石井
I-780	自然斜面	石井(2)	石井町	石井	石井 石井
I-781	自然斜面	石井(3)	石井町	石井	石井 石井
I-782	自然斜面	石井(4)	石井町	石井	石井 石井
I-783	自然斜面	城ノ内(1)	石井町	石井	城ノ内 城ノ内
I-784	自然斜面	城ノ内(2)	石井町	石井	城ノ内 城ノ内
I-785	自然斜面	城ノ内(3)	石井町	石井	城ノ内 城ノ内
I-786	自然斜面	城ノ内(4)	石井町	石井	城ノ内 城ノ内

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所I)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
I-1577	自然斜面	桑野大地(2)	阿南市	桑野町	大地
I-1578	自然斜面	南川	阿南市		南川
I-1579	自然斜面	明谷中央(1)	阿南市		明谷中央
I-1580	自然斜面	北浦	阿南市		北浦
I-1581	自然斜面	西山(1)	阿南市		西山
I-1582	自然斜面	祖ヶ谷	阿南市		祖ヶ谷
I-1583	自然斜面	山地(1)	阿南市		山地
I-1584	自然斜面	諏訪ノ端	阿南市		諏訪ノ端
I-1585	自然斜面	南平岡	阿南市		南平岡
I-1586	自然斜面	坪井	阿南市		坪井
I-1587	自然斜面	岩ノ下(1)	阿南市		岩
I-1588	自然斜面	中ノ谷	阿南市		宮内
I-1589	自然斜面	鍛冶ヶ西	阿南市		西方
I-1590	自然斜面	井岡(1)	阿南市		井岡
I-1591	自然斜面	そうざ谷(1)	阿南市		そうざ谷
I-1592	自然斜面	あま谷	阿南市		あま谷
I-1593	自然斜面	西池田	阿南市		西池田
I-1594	自然斜面	東池田(1)	阿南市		東池田
I-1595	自然斜面	滝の下	阿南市		滝の下
I-1596	自然斜面	亀崎	阿南市		亀崎
I-1597	自然斜面	別所	阿南市		別所
I-1598	自然斜面	清松(1)	阿南市		清松
I-1599	自然斜面	久留米田(1)	阿南市		久留米田
I-1600	自然斜面	鹿谷	阿南市		鹿谷
I-1601	自然斜面	藤谷(1)	阿南市		藤谷
I-1602	自然斜面	野尻	阿南市		野尻
I-1603	自然斜面	目ノ浦(1)	阿南市		目ノ浦
I-1604	自然斜面	片山	阿南市		片山
I-1605	自然斜面	加茂(1)	阿南市		加茂
I-1606	自然斜面	加茂(2)	阿南市		加茂
I-1607	自然斜面	南不ヶ	阿南市		南不ヶ
I-1608	自然斜面	大谷(1)	阿南市		大谷
I-1609	自然斜面	吉元	阿南市		吉元
I-1610	自然斜面	宗田	阿南市		宗田
I-1611	自然斜面	宿居谷	阿南市		宿居谷
I-1612	自然斜面	高田	阿南市		高田
I-1613	自然斜面	中野	阿南市		中野
I-1614	自然斜面	西	阿南市		西
I-1615	自然斜面	宮平(1)	阿南市		宮平
I-1616	自然斜面	十八女	阿南市		十八女
I-1617	自然斜面	大屋(1)	阿南市		大屋
I-1618	自然斜面	面崎	阿南市		面崎
I-1619	自然斜面	深瀬	阿南市		深瀬
I-1620	自然斜面	北久保	阿南市		北久保
I-1621	自然斜面	七浦(1)	阿南市		七浦
I-1622	自然斜面	津越(1)	阿南市		津越
I-1623	自然斜面	奥山(1)	阿南市		奥山
I-1624	自然斜面	助崎	阿南市		助崎
I-1625	自然斜面	盛大	阿南市		盛大
I-1626	自然斜面	奥條	阿南市		奥條
I-1627	自然斜面	豊浦	阿南市		豊浦
I-1628	自然斜面	中上(1)	阿南市		中上
I-1629	自然斜面	成山(1)	阿南市		成山
I-1630	自然斜面	新開地	阿南市		新開地
I-1631	自然斜面	広重	阿南市		広重
I-1632	自然斜面	漆(1)	阿南市		漆

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所I)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
I-1621	自然斜面	女帯(1)	阿南市	新野町	女帯
I-1622	自然斜面	谷口(1)	阿南市	新野町	谷口
I-1623	自然斜面	川赤(1)	阿南市	新野町	川又
I-1624	自然斜面	前田	阿南市	新野町	前田
I-1625	自然斜面	前田(2)	阿南市	新野町	前田
I-1626	自然斜面	喜来(1)	阿南市	新野町	喜来
I-1627	自然斜面	本田(1)	阿南市	新野町	本田
I-1628	自然斜面	元信	阿南市	新野町	元信
I-1629	自然斜面	圃地(1)	阿南市	圃地	圃地
I-1630	自然斜面	鶴(1)	阿南市	鶴町	鶴
I-1631	自然斜面	大浦(1)	阿南市	鶴町	大浦
I-1632	自然斜面	大浦(2)	阿南市	鶴町	大浦
I-1633	自然斜面	江ノ浦(1)	阿南市	鶴町	江ノ浦
I-1634	自然斜面	西浦	阿南市	鶴町	西浦
I-1635	自然斜面	中浦	阿南市	鶴町	中浦
I-1636	自然斜面	沙谷	阿南市	鶴町	沙谷
I-1637	自然斜面	沙谷山(1)	阿南市	鶴町	沙谷山
I-1638	自然斜面	西分(1)	阿南市	津乃峰町	西分(1)
I-1639	自然斜面	東分(1)	阿南市	津乃峰町	東分
I-1640	自然斜面	東分(2)	阿南市	津乃峰町	東分
I-1641	自然斜面	長浜(1)	阿南市	津乃峰町	長浜
I-1642	自然斜面	大瀧	阿南市	大瀧町	大瀧
I-1643	自然斜面	大瀧(3)	阿南市	大瀧町	大瀧
I-1644	自然斜面	大浜	阿南市	中林町	大浜
I-1645	自然斜面	畷田	阿南市	中林町	畷田
I-1646	自然斜面	東	阿南市	中林町	東
I-1647	自然斜面	青木	阿南市	見能林町	青木
I-1648	自然斜面	大坪	阿南市	見能林町	大坪
I-1649	自然斜面	平石	阿南市	見能林町	平石
I-1650	自然斜面	高道(1)	阿南市	見能林町	高道
I-1651	自然斜面	三谷	阿南市	見能林町	三谷
I-1652	自然斜面	山下	阿南市	内原町	山下
I-1653	自然斜面	大谷(1)	阿南市	内原町	大谷
I-1654	自然斜面	中分	阿南市	内原町	中分
I-1655	自然斜面	中分(1)	阿南市	津乃峰町	中分
I-1656	自然斜面	柳橋	阿南市	内原町	柳橋
I-1657	自然斜面	蛭地	阿南市	内原町	蛭地
I-1658	自然斜面	竹の内	阿南市	内原町	竹の内
I-1659	自然斜面	中富(1)	阿南市	桑野町	中富(1)
I-1660	自然斜面	西谷	阿南市	桑野町	西谷
I-1661	自然斜面	浦の内	阿南市	桑野町	浦の内
I-1662	自然斜面	岡元	阿南市	桑野町	岡元
I-1663	自然斜面	中コソ	阿南市	山口町	中コソ
I-1664	自然斜面	表広	阿南市	山口町	表広
I-1665	自然斜面	南谷(1)	阿南市	山口町	南谷
I-1666	自然斜面	北谷(1)	阿南市	山口町	北谷
I-1667	自然斜面	平野	阿南市	山口町	平野
I-1668	自然斜面	久延(1)	阿南市	山口町	久延
I-1669	自然斜面	森国	阿南市	山口町	森国
I-1670	自然斜面	嵐谷	阿南市	山口町	久延
I-1671	自然斜面	北山	阿南市	山口町	北山
I-1672	自然斜面	蓮花寺	阿南市	山口町	蓮花寺
I-1673	自然斜面	大谷	阿南市	桑野町	大谷
I-1674	自然斜面	光源寺(1)	阿南市	桑野町	光源寺
I-1675	自然斜面	車ノ口	阿南市	桑野町	車ノ口
I-1676	自然斜面	桑野大地	阿南市	桑野町	大地

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-2070	人工斜面	大西(1)	阿南市		福井町	大西
I-2071	人工斜面	大西(2)	阿南市		福井町	大西
I-2072	人工斜面	幸野(1)	阿南市		福井町	幸野
I-2073	人工斜面	杉谷(1)	阿南市		山口町	杉谷
I-2074	人工斜面	西分(2)	阿南市		津乃峰町	西分
I-2075	人工斜面	吉谷(3)	阿南市		福井町	吉谷
I-2076	人工斜面	牛嶋城跡	阿南市		福岡町	卜ノ町
I-2077	人工斜面	大浦(4)	阿南市		福井町	大浦
I-2078	人工斜面	羽ノ浦中学校	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	沢田
I-2062	人工斜面	羽ノ浦(3)	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	南浦
I-2063	人工斜面	南浦	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	南浦
I-2064	人工斜面	春日野(1)	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	南浦
I-2065	人工斜面	橋ノ本	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	橋ノ本
I-2066	人工斜面	恵田(3)	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	恵田
I-2067	人工斜面	恵田(4)	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	恵田
I-2068	人工斜面	奥ノ谷(1)	阿南市	羽ノ浦町	岩脇	奥ノ谷
I-2069	人工斜面	奥ノ谷(2)	阿南市	羽ノ浦町	岩脇	奥ノ谷
I-1680	自然斜面	恵内2	那賀町	那賀町	中山	関ヶ原
I-1681	自然斜面	福永	那賀町	那賀町	中山	関ヶ原
I-1682	自然斜面	井ノ木根1	那賀町	那賀町	中山	井ノ木根
I-1683	自然斜面	生杉上	那賀町	那賀町	中山	生ノ
I-1684	自然斜面	柳沢2	那賀町	那賀町	中山	柳沢
I-1685	自然斜面	生杉下	那賀町	那賀町	中山	千穂
I-1686	自然斜面	近藤2	那賀町	那賀町	中山	どぶめん
I-1687	自然斜面	助友1	那賀町	那賀町	中山	助友
I-1688	自然斜面	唐形	那賀町	那賀町	中山	おく
I-1689	自然斜面	下司名	那賀町	那賀町	中山	下司名
I-1690	自然斜面	日ノ浦	那賀町	那賀町	中山	国近谷口
I-1691	自然斜面	称木の1	那賀町	那賀町	中山	称木の
I-1692	自然斜面	小延	那賀町	那賀町	中山	長戸原
I-1693	自然斜面	八幡原	那賀町	那賀町	和食郷	八幡原
I-1694	自然斜面	北地	那賀町	那賀町	和食郷	北地
I-1695	自然斜面	木山	那賀町	那賀町	和食郷	田野
I-1696	自然斜面	南町2	那賀町	那賀町	王佐	南町
I-1697	自然斜面	亀代	那賀町	那賀町	小仁字	大坪
I-1698	自然斜面	王子前1	那賀町	那賀町	仁字	王子前
I-1699	自然斜面	阿井	那賀町	那賀町	仁字	字原
I-1700	自然斜面	白木	那賀町	那賀町	百合	石橋
I-1701	自然斜面	手束1	那賀町	那賀町	百合	松ノ木
I-1702	自然斜面	松ノ木5	那賀町	那賀町	百合	松ノ木
I-1703	自然斜面	湯山1	那賀町	那賀町	百合谷	大坪
I-1704	自然斜面	大国(2)	那賀町	相生町	柳川	大国
I-1705	自然斜面	大国(1)	那賀町	相生町	柳川	大国
I-1706	自然斜面	下傍示	那賀町	相生町	谷内	下傍示
I-1707	自然斜面	下傍示4	那賀町	相生町	谷内	下傍示
I-1708	自然斜面	下傍示2	那賀町	相生町	谷内	下傍示
I-1709	自然斜面	相生馬路	那賀町	相生町	馬路	原首
I-1710	自然斜面	相生馬路	那賀町	相生町	馬路	案内
I-1711	自然斜面	妙見前	那賀町	相生町	平野	東原
I-1712	自然斜面	庵前	那賀町	相生町	平野	妙見前
I-1713	自然斜面	庵前	那賀町	相生町	平野	庵前
I-1714	自然斜面	西曾根	那賀町	相生町	西納	森ノ下
I-1715	自然斜面	西曾根	那賀町	相生町	西納	石田
I-1716	自然斜面	戸丸	那賀町	相生町	西納	大張
I-1717	自然斜面	上平間	那賀町	相生町	西納	戸丸
I-1718	自然斜面	上平間	那賀町	相生町	西納	上平間

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1633	自然斜面	湊(2)	阿南市		福井町	湊
I-1634	自然斜面	地越山(1)	阿南市		才見町	地越山
I-1635	自然斜面	切石	阿南市		桑野町	切石
I-1636	自然斜面	長浜(2)	阿南市		津ノ峰町	長浜
I-1637	自然斜面	金石	阿南市		福根町	金石
I-1638	自然斜面	久田(2)	阿南市		新野町	久田
I-1639	自然斜面	安行(3)	阿南市		新野町	安行
I-1640	自然斜面	安行(4)	阿南市		新野町	安行
I-1641	自然斜面	入田(2)	阿南市		新野町	入田
I-1642	自然斜面	菅前(1)	阿南市		新野町	菅前
I-1643	自然斜面	古津(1)	阿南市		福井町	古津
I-1644	自然斜面	桜木(1)	阿南市		内原町	桜木
I-1645	自然斜面	大淵(2)	阿南市		大淵町	
I-1646	自然斜面	伊島	阿南市		伊島町	瀬戸
I-1647	自然斜面	壹原(1)	阿南市		上大野	壹原
I-1648	自然斜面	畑田	阿南市		下大野	南傍示
I-1649	自然斜面	宮ノ森(1)	阿南市		桑野町	宮ノ森
I-1650	自然斜面	中富(2)	阿南市		桑野町	中富
I-1651	自然斜面	池ノ内(1)	阿南市		桑野町	池ノ内
I-1652	自然斜面	池ノ内(2)	阿南市		桑野町	池ノ内
I-1653	自然斜面	尾花(1)	阿南市		桑野町	尾花
I-1654	自然斜面	清真(2)	阿南市		新野町	清真
I-1655	自然斜面	清真(3)	阿南市		新野町	清真
I-1656	自然斜面	谷口(2)	阿南市		新野町	谷口
I-1657	自然斜面	谷口(3)	阿南市		新野町	谷口
I-1658	自然斜面	舟子田(1)	阿南市		山口町	舟子田
I-1659	自然斜面	大久保(1)	阿南市		山口町	大久保
I-1660	自然斜面	シム谷	阿南市		熊谷町	シム谷
I-1661	自然斜面	霧瀧	阿南市		見能木	霧瀧
I-1662	自然斜面	戒山(2)	阿南市		津乃峰町	戒山
I-1663	自然斜面	黒河(1)	阿南市		加茂町	黒河
I-1664	自然斜面	黒河(2)	阿南市		加茂町	黒河
I-1665	自然斜面	山下(2)	阿南市		福井町	山下
I-1666	自然斜面	吉谷(1)	阿南市		福井町	吉谷
I-1667	自然斜面	吉谷(2)	阿南市		福井町	吉谷
I-1668	自然斜面	青木(1)	阿南市		福井町	青木
I-1669	自然斜面	岡地(2)	阿南市		福井町	岡地
I-1670	自然斜面	目黒谷	阿南市		福井町	目黒谷
I-1671	自然斜面	六反地(1)	阿南市		福井町	六反地
I-1672	自然斜面	西浦(2)	阿南市		福井町	西浦
I-1673	自然斜面	西浦山	阿南市		福井町	西浦
I-1674	自然斜面	沙谷山(2)	阿南市		福井町	沙谷山
I-1675	自然斜面	幸野(1)	阿南市		福井町	幸野
I-1676	自然斜面	大浦(3)	阿南市		福井町	大浦
I-1677	自然斜面	江ノ浦(2)	阿南市		福井町	江ノ浦
I-1678	自然斜面	瀬戸(1)	阿南市		伊島町	瀬戸
I-1679	自然斜面	瀬戸(2)	阿南市		伊島町	瀬戸
I-1461	自然斜面	宮ノ下(1)	阿南市	羽ノ浦町	宮ノ下	宮ノ下
I-1462	自然斜面	小谷口	阿南市	羽ノ浦町	小谷口	宮ノ下
I-1463	自然斜面	宮ノ下(2)	阿南市	羽ノ浦町	岩脇	宮ノ下
I-1464	自然斜面	阿千田(1)	阿南市	羽ノ浦町	岩脇	阿千田
I-1465	自然斜面	恵田(1)	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	恵田
I-1466	自然斜面	恵田(2)	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	恵田
I-1467	自然斜面	沢田(1)	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	沢田
I-1468	自然斜面	沢田(2)	阿南市	羽ノ浦町	宮倉	沢田
I-1469	自然斜面	小谷口(2)	阿南市	羽ノ浦町	古毛	小谷口

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
I-1775	自然斜面	名古ノ瀬	那賀町	木沢村	掛巻 名古ノ瀬
I-1776	自然斜面	石本3	那賀町	木沢村	沢谷 石本
I-1777	自然斜面	五倍木回り1	那賀町	掛巻	掛巻 五倍木回り
I-1778	自然斜面	クレ石1	那賀町	木沢村	掛巻 クレ石
I-1779	自然斜面	兼畑	那賀町	木沢村	川成 兼畑
I-1780	自然斜面	小見野々	那賀町	木沢村	助 中谷
I-1781	自然斜面	林	那賀町	木沢村	助 林
I-1782	自然斜面	助産	那賀町	木沢村	助 陰
I-1783	自然斜面	助	那賀町	木沢村	助 冬口谷
I-1784	自然斜面	大久保1	那賀町	木沢村	助 大久保
I-1785	自然斜面	九文名	那賀町	木沢村	助 九文名
I-1786	自然斜面	出原下	那賀町	木沢村	出原 ヨコマチ
I-1787	自然斜面	坂本	那賀町	木沢村	出原 サカモト
I-1788	自然斜面	モリニシ1	那賀町	木沢村	出原 モリニシ
I-1789	自然斜面	出原	那賀町	木沢村	出原 ワダ
I-1790	自然斜面	和無田	那賀町	木沢村	和無田 ヨシノ
I-1791	自然斜面	上平	那賀町	木沢村	南字 トゴヘ
I-1792	自然斜面	白久	那賀町	木沢村	南字 テラモト
I-1793	自然斜面	クレイシ	那賀町	木沢村	西字 クレイシ
I-1794	自然斜面	西ハツ	那賀町	木沢村	西字 西ハツ
I-1795	自然斜面	楕谷	那賀町	木沢村	折字 楕谷
I-1796	自然斜面	下モ平	那賀町	木沢村	折字 下モ平
I-1797	自然斜面	下モ平	那賀町	木沢村	折字 久留名
I-1798	自然斜面	久留名	那賀町	木沢村	折字 久留名
I-1799	自然斜面	楕ノ岡	那賀町	木沢村	折字 楕ノ岡
I-1800	自然斜面	豊浦野	那賀町	木沢村	折字 豊浦野
I-1801	自然斜面	大地平1	那賀町	木沢村	北川 大地平
I-1802	自然斜面	白瀬	那賀町	木沢村	北川 下モ平
I-1803	自然斜面	小漕	那賀町	木沢村	北川 小漕
I-1804	自然斜面	北川藤	那賀町	木沢村	北川 かじや
I-1805	自然斜面	美那川中ハツ場	那賀町	木沢村	折字 野久保谷
I-2079	人工斜面	南川8	那賀町	驚敷町	和食郷 八蔵原
I-2080	人工斜面	南川11.4	那賀町	驚敷町	和食郷 南川
I-2081	人工斜面	南川6	那賀町	驚敷町	和食郷 南川
I-2082	人工斜面	松ノ木1	那賀町	驚敷町	巨合 松ノ木
I-2083	人工斜面	川久保1	那賀町	相生町	大久保 川久保
I-2084	人工斜面	若宮西	那賀町	上那賀町	碓谷 若宮西
I-2085	人工斜面	白ヶ谷口1	那賀町	上那賀町	小浜 白ヶ谷口
I-2086	人工斜面	向イ1	那賀町	上那賀町	長安 向イ
I-2087	人工斜面	下ノ内	那賀町	上那賀町	平谷 下ノ内
I-1806	自然斜面	橋	牟岐町	橋	橋 橋
I-1807	自然斜面	辺川	牟岐町	辺川	辺川 辺川
I-1808	自然斜面	平野	牟岐町	河内	河内 平野
I-1809	自然斜面	徳身	牟岐町	河内	河内 徳身
I-1810	自然斜面	河内	牟岐町	河内	河内 河内
I-1811	自然斜面	川又	牟岐町	河内	河内 川又
I-1812	自然斜面	牟岐東	牟岐町	灘	牟岐東 牟岐東
I-1813	自然斜面	砂美ノ底	牟岐町	灘	砂美ノ底 砂美ノ底
I-1814	自然斜面	下浜辺(1)	牟岐町	灘	下浜辺 下浜辺
I-1815	自然斜面	古牟岐	牟岐町	灘	古牟岐 古牟岐
I-1816	自然斜面	奥前(1)	牟岐町	中村	奥前 奥前
I-1817	自然斜面	天神前(1)	牟岐町	中村	天神前 天神前
I-1818	自然斜面	天神前(2)	牟岐町	中村	天神前 天神前
I-1819	自然斜面	天神前(3)	牟岐町	中村	天神前 天神前
I-1820	自然斜面	雷田	牟岐町	中村	雷田 雷田
I-1821	自然斜面	出羽島北	牟岐町	中村	出羽島北 出羽島北

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
I-1719	自然斜面	つづら口	那賀町	相生町	西納 つづら口
I-1720	自然斜面	鮎川	那賀町	相生町	鮎川 鮎川
I-1721	自然斜面	上福ヶ谷	那賀町	相生町	入野 上福ヶ谷
I-1722	自然斜面	延野	那賀町	相生町	延野 王子原
I-1723	自然斜面	龍王本	那賀町	相生町	雄 龍王本
I-1724	自然斜面	南尻	那賀町	相生町	雄 南尻
I-1725	自然斜面	山口	那賀町	相生町	吉野 イヤ谷
I-1726	自然斜面	タスリ	那賀町	相生町	大久保 タスリ
I-1727	自然斜面	狩捕-2	那賀町	相生町	大久保 狩捕
I-1728	自然斜面	高崎	那賀町	相生町	大久保 高崎
I-1729	自然斜面	日野谷	那賀町	相生町	大久保 日野谷
I-1730	自然斜面	横石-2	那賀町	相生町	横石 中傍上
I-1731	自然斜面	大下	那賀町	相生町	和野 大下
I-1732	自然斜面	堂ノ東	那賀町	相生町	和野 堂ノ東
I-1733	自然斜面	森畑	那賀町	相生町	日浦 森畑
I-1734	自然斜面	西平間	那賀町	上那賀町	音谷 東畑
I-1735	自然斜面	音谷	那賀町	上那賀町	音谷 西平間
I-1736	自然斜面	小計	那賀町	上那賀町	小計 小計
I-1737	自然斜面	碓谷	那賀町	上那賀町	碓谷 碓谷
I-1738	自然斜面	碓谷上	那賀町	上那賀町	碓谷 碓谷
I-1739	自然斜面	久保3	那賀町	上那賀町	小浜 久保3
I-1740	自然斜面	小浜上	那賀町	上那賀町	小浜 小浜上
I-1741	自然斜面	小浜上	那賀町	上那賀町	小浜 小浜上
I-1742	自然斜面	谷口	那賀町	上那賀町	大戸 谷口
I-1743	自然斜面	庵ノ岡	那賀町	上那賀町	陰曾根 庵ノ岡
I-1744	自然斜面	中須	那賀町	上那賀町	陰曾根 中須
I-1745	自然斜面	中分	那賀町	上那賀町	音浦 中分
I-1746	自然斜面	和無田	那賀町	上那賀町	大戸 和無田
I-1747	自然斜面	井ノ元-3	那賀町	上那賀町	拜宮 井ノ元
I-1748	自然斜面	轟	那賀町	上那賀町	拜宮 轟
I-1749	自然斜面	堂字森真	那賀町	上那賀町	大蔵 下川端
I-1750	自然斜面	中村	那賀町	上那賀町	中内 中村
I-1751	自然斜面	井ノ浦	那賀町	上那賀町	白石 井ノ浦
I-1752	自然斜面	下用知	那賀町	上那賀町	白石 森平
I-1753	自然斜面	平谷	那賀町	上那賀町	平谷 下用知
I-1754	自然斜面	小松原1	那賀町	上那賀町	平谷 小松原
I-1755	自然斜面	磯理	那賀町	上那賀町	御所谷 磯理
I-1756	自然斜面	岩名	那賀町	上那賀町	御所谷 岩名
I-1757	自然斜面	鍛冶屋	那賀町	上那賀町	御所谷 鍛冶屋
I-1758	自然斜面	日浦	那賀町	上那賀町	碓谷 日浦
I-1759	自然斜面	成瀬	那賀町	上那賀町	碓谷 成瀬
I-1760	自然斜面	白浦平	那賀町	上那賀町	成瀬 白浦平
I-1761	自然斜面	ナカドナリ	那賀町	上那賀町	海川 日浦平
I-1762	自然斜面	フエノウチ	那賀町	上那賀町	海川 ホシエノウチ
I-1763	自然斜面	ウエノウチ	那賀町	上那賀町	海川 ウエノウチ
I-1764	自然斜面	ヒウラ	那賀町	上那賀町	海川 ヒウラ
I-1765	自然斜面	内の瀬1	那賀町	木沢村	木沢村 内の瀬1
I-1766	自然斜面	滝の音4	那賀町	木沢村	木沢村 木頭
I-1767	自然斜面	前田	那賀町	木沢村	木沢村 前田
I-1768	自然斜面	高山平	那賀町	木沢村	木沢村 高山平
I-1769	自然斜面	寒谷1	那賀町	木沢村	木沢村 寒谷
I-1770	自然斜面	坂州(2)	那賀町	木沢村	木沢村 坂州
I-1771	自然斜面	向エ2	那賀町	木沢村	木沢村 向エ
I-1772	自然斜面	坂州(1)	那賀町	木沢村	木沢村 向エ
I-1773	自然斜面	滝ノ下1	那賀町	木沢村	木沢村 滝の下
I-1774	自然斜面	広瀬1	那賀町	木沢村	木沢村 広瀬

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所I)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1917	自然斜面	木岐嶺	美波町	由岐町	木岐	西町
I-1918	自然斜面	白浜	美波町	由岐町	木岐	白浜
I-1919	自然斜面	南白浜	美波町	由岐町	木岐	白浜
I-1846	自然斜面	大戸	美波町	日和佐町	北河内	大戸
I-1847	自然斜面	久望	美波町	日和佐町	北河内	久望
I-1848	自然斜面	谷口宅付近	美波町	日和佐町	北河内	登り
I-1849	自然斜面	登り	美波町	日和佐町	北河内	登り
I-1850	自然斜面	本村(1)	美波町	日和佐町	北河内	本村
I-1851	自然斜面	流矢	美波町	日和佐町	赤松	阿地屋
I-1852	自然斜面	坂根宅付近	美波町	日和佐町	赤松	阿地屋
I-1853	自然斜面	阿地屋	美波町	日和佐町	赤松	阿地屋
I-1854	自然斜面	野田(3)	美波町	日和佐町	赤松	野田
I-1855	自然斜面	野田(2)	美波町	日和佐町	赤松	野田
I-1856	自然斜面	野田(1)	美波町	日和佐町	赤松	野田
I-1857	自然斜面	新居家	美波町	日和佐町	赤松	影野
I-1858	自然斜面	栗作	美波町	日和佐町	赤松	栗作
I-1859	自然斜面	野田(4)	美波町	日和佐町	赤松	野田
I-1860	自然斜面	田井	美波町	日和佐町	赤松	田井
I-1861	自然斜面	田井分校の付近	美波町	日和佐町	感比須浜	田井
I-1862	自然斜面	日和佐浦(1)	美波町	日和佐町	感比須浜	野田
I-1863	自然斜面	城山	美波町	日和佐町	日和佐浦	城山
I-1864	自然斜面	井上	美波町	日和佐町	奥河内	井上
I-1865	自然斜面	宝木宅付近	美波町	日和佐町	奥河内	井上
I-1866	自然斜面	西町	美波町	日和佐町	奥河内	西町
I-1867	自然斜面	奥河内	美波町	日和佐町	奥河内	本村
I-1868	自然斜面	赤才天	美波町	日和佐町	奥河内	赤才天
I-1869	自然斜面	赤才天	美波町	日和佐町	奥河内	寺前
I-1870	自然斜面	薬王寺	美波町	日和佐町	奥河内	寺前
I-1871	自然斜面	寺前(1)	美波町	日和佐町	奥河内	寺前
I-1872	自然斜面	寺前(2)	美波町	日和佐町	奥河内	寺前
I-1873	自然斜面	寺前(3)	美波町	日和佐町	奥河内	寺前
I-1874	自然斜面	寺前(4)	美波町	日和佐町	奥河内	寺前
I-1875	自然斜面	田々川	美波町	日和佐町	西河内	田々川
I-1876	自然斜面	田々川(2)	美波町	日和佐町	西河内	田々川
I-1877	自然斜面	入江宅付近	美波町	日和佐町	西河内	永田
I-1878	自然斜面	永田	美波町	日和佐町	西河内	永田
I-1879	自然斜面	岩瀬宅付近	美波町	日和佐町	西河内	長谷田
I-1880	自然斜面	馬木	美波町	日和佐町	西河内	馬木
I-1881	自然斜面	丹前(1)	美波町	日和佐町	西河内	丹前
I-1882	自然斜面	丹前(2)	美波町	日和佐町	西河内	丹前
I-1883	自然斜面	本村	美波町	日和佐町	山河内	本村
I-1884	自然斜面	打越	美波町	日和佐町	山河内	打越
I-1885	自然斜面	女か	美波町	日和佐町	山河内	女か
I-1886	自然斜面	白沢	美波町	日和佐町	山河内	白沢
I-2090	人工斜面	山田宅付近	美波町	日和佐町	北河内	本村
I-2091	人工斜面	柴宅の処	美波町	日和佐町	奥河内	奥島
I-2092	人工斜面	日和佐浦(2)	美波町	日和佐町	日和佐浦	日和佐浦
I-2093	人工斜面	櫛ヶ谷(2)	美波町	日和佐町	奥河内	櫛ヶ谷
I-2094	人工斜面	赤才天(2)	美波町	日和佐町	奥河内	赤才天
I-1920	自然斜面	昔ノ瀬	海陽町	海陽町	小川	昔ノ瀬
I-1921	自然斜面	小川口	海陽町	海陽町	小川	小川
I-1922	自然斜面	大比	海陽町	海陽町	小川	大比
I-1923	自然斜面	上小谷(1)	海陽町	海陽町	小川	上小谷
I-1924	自然斜面	神ノ前	海陽町	海陽町	神野	神ノ前
I-1925	自然斜面	神野	海陽町	海陽町	神野	神野
I-1926	自然斜面	高尾	海陽町	海陽町	神野	高尾

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所I)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1822	自然斜面	清開	牟岐町	中村	清開	清開
I-1823	自然斜面	杉谷(1)	牟岐町	中村	杉谷	杉谷
I-1824	自然斜面	杉谷(2)	牟岐町	中村	杉谷	杉谷
I-1825	自然斜面	杉谷(4)	牟岐町	中村	杉谷	杉谷
I-1826	自然斜面	大谷	牟岐町	中村	大谷	大谷
I-1827	自然斜面	牟岐大谷	牟岐町	中村	大谷	大谷
I-1828	自然斜面	牟岐大谷(2)	牟岐町	中村	大谷	大谷
I-1829	自然斜面	牟岐大谷(3)	牟岐町	中村	大谷	大谷
I-1830	自然斜面	大谷(2)	牟岐町	中村	大谷	大谷
I-1831	自然斜面	大谷(3)	牟岐町	中村	大谷	大谷
I-1832	自然斜面	大戸(1)	牟岐町	中村	大戸	大戸
I-1833	自然斜面	大戸(2)	牟岐町	中村	大戸	大戸
I-1834	自然斜面	山田(1)	牟岐町	中村	山田	山田
I-1835	自然斜面	清水(1)	牟岐町	中村	清水	清水
I-1836	自然斜面	清水(2)	牟岐町	中村	清水	清水
I-1837	自然斜面	関	牟岐町	川長	関	関
I-1838	自然斜面	市字谷	牟岐町	川長	市字谷	市字谷
I-1839	自然斜面	山戸	牟岐町	川長	山戸	山戸
I-1840	自然斜面	山戸(2)	牟岐町	川長	山戸	山戸
I-1841	自然斜面	山戸(3)	牟岐町	川長	山戸	山戸
I-1842	自然斜面	白木(1)	牟岐町	内妻	白木	白木
I-1843	自然斜面	白木(2)	牟岐町	内妻	白木	白木
I-1844	自然斜面	丸山(1)	牟岐町	内妻	丸山	丸山
I-1845	自然斜面	丸山(2)	牟岐町	内妻	丸山	丸山
I-2088	人工斜面	杉谷(3)	牟岐町	中村	杉谷	杉谷
I-2089	人工斜面	奥地(上)	牟岐町	伊盛利	奥地	奥地
I-1887	自然斜面	奥地(下)	牟岐町	伊盛利	奥地	奥地
I-1888	自然斜面	片山東	牟岐町	伊盛利	片山	片山
I-1889	自然斜面	片山(1)	牟岐町	伊盛利	片山	片山
I-1890	自然斜面	小イザリ(1)	牟岐町	阿部	小イザリ	小イザリ
I-1891	自然斜面	寺谷	牟岐町	阿部	寺谷	寺谷
I-1892	自然斜面	東谷	牟岐町	阿部	東谷	東谷
I-1893	自然斜面	西谷	牟岐町	阿部	西谷	西谷
I-1894	自然斜面	西谷	牟岐町	阿部	西谷	西谷
I-1895	自然斜面	西谷	牟岐町	阿部	西谷	西谷
I-1896	自然斜面	志和岐	牟岐町	志和岐	志和岐	志和岐
I-1897	自然斜面	志和岐	牟岐町	志和岐	志和岐	志和岐
I-1898	自然斜面	天皇(西)	牟岐町	志和岐	天皇	天皇
I-1899	自然斜面	中由岐	牟岐町	西の地	東地	東地
I-1900	自然斜面	大谷(1)	牟岐町	西の地	大谷	大谷
I-1901	自然斜面	東地(1)	牟岐町	西の地	東地	東地
I-1902	自然斜面	合浦(1)	牟岐町	西の地	合浦	合浦
I-1903	自然斜面	志和岐谷(1)	牟岐町	西の地	志和岐谷	志和岐谷
I-1904	自然斜面	後山	牟岐町	西由岐	後山	後山
I-1905	自然斜面	東山	牟岐町	西由岐	東山	東山
I-1906	自然斜面	東由岐(1)	牟岐町	東由岐	本村	本村
I-1907	自然斜面	東由岐(2)	牟岐町	東由岐	本村	本村
I-1908	自然斜面	田井	牟岐町	田井	中田	中田
I-1909	自然斜面	白鳥(1)	牟岐町	田井	白鳥	白鳥
I-1910	自然斜面	田井(3)	牟岐町	田井	原田	原田
I-1911	自然斜面	田井(2)	牟岐町	田井	原田	原田
I-1912	自然斜面	藤谷(1)	牟岐町	田井	藤谷	藤谷
I-1913	自然斜面	カク	牟岐町	木岐	カク	カク
I-1914	自然斜面	木岐東	牟岐町	木岐	東町	東町
I-1915	自然斜面	本村	牟岐町	木岐	本村	本村
I-1916	自然斜面	徳竹	牟岐町	木岐	徳竹	徳竹

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1927	自然斜面	若松	海陽町	海陽町	若松	若松
I-1928	自然斜面	築ノ本	海陽町	海陽町	若松	築ノ本
I-1929	自然斜面	山	海陽町	海陽町	相川	山
I-1930	自然斜面	雲津	海陽町	海陽町	相川	雲津
I-1931	自然斜面	柱野	海陽町	海陽町	相川	柱野
I-1932	自然斜面	相川	海陽町	海陽町	相川	相川
I-1933	自然斜面	相川中野	海陽町	海陽町	相川	中野
I-1934	自然斜面	中野(1)	海陽町	海陽町	相川	中野
I-1935	自然斜面	中野(2)	海陽町	海陽町	相川	中野
I-1936	自然斜面	磯岡	海陽町	海陽町	浅川	磯岡
I-1937	自然斜面	中相	海陽町	海陽町	浅川	中相
I-1938	自然斜面	小瀬瀬口	海陽町	海陽町	浅川	小瀬瀬口
I-1939	自然斜面	小瀬瀬口(1)	海陽町	海陽町	浅川	小瀬瀬口
I-1940	自然斜面	大砂(1)	海陽町	海陽町	浅川	大砂
I-1941	自然斜面	加島(1)	海陽町	海陽町	浅川	加島
I-1942	自然斜面	西三浦	海陽町	海陽町	浅川	西三浦
I-1943	自然斜面	三浦	海陽町	海陽町	浅川	三浦
I-1944	自然斜面	中川	海陽町	海陽町	浅川	中川
I-1945	自然斜面	川ヨリ西	海陽町	海陽町	浅川	川ヨリ西
I-1946	自然斜面	栗浦口(1)	海陽町	海陽町	浅川	栗浦口
I-1947	自然斜面	ノドロ(1)	海陽町	海陽町	浅川	ノドロ
I-1948	自然斜面	ノドロ(2)	海陽町	海陽町	浅川	ノドロ
I-1949	自然斜面	村山(2)	海陽町	海陽町	相川	村山
I-1950	自然斜面	羽坂(1)	海陽町	海陽町	浅川	羽坂
I-1951	自然斜面	四方原	海陽町	海陽町	四方原	四方原
I-1952	自然斜面	コカロト	海陽町	海陽町	吉野	コカロト
I-1953	自然斜面	多良(1)	海陽町	海陽町	多良	多良
I-1954	自然斜面	多良(2)	海陽町	海陽町	多良	多良
I-1955	自然斜面	田尻	海陽町	海陽町	大井	田尻
I-1956	自然斜面	家の元	海陽町	海陽町	大井	家の元
I-1957	自然斜面	大井	海陽町	海陽町	大井	大井
I-1958	自然斜面	富田(1)	海陽町	海陽町	富田	富田
I-1959	自然斜面	富田(2)	海陽町	海陽町	富田	富田
I-1960	自然斜面	五反田(1)	海陽町	海陽町	富田	五反田
I-1961	自然斜面	前田	海陽町	海陽町	吉田	前田
I-1962	自然斜面	吉田	海陽町	海陽町	吉田	吉田
I-1963	自然斜面	丸山	海陽町	海陽町	中山	丸山
I-1964	自然斜面	兼ヶ淵	海陽町	海陽町	中山	兼ヶ淵
I-1965	自然斜面	柴間	海陽町	海陽町	中山	柴間
I-1966	自然斜面	中屋敷	海陽町	海陽町	中山	中屋敷
I-1967	自然斜面	高	海陽町	海陽町	柳川	高
I-1968	自然斜面	柳川	海陽町	海陽町	柳川	柳川
I-1969	自然斜面	片山	海陽町	海陽町	柳川	片山
I-1970	自然斜面	高岡	海陽町	海陽町	高岡	高岡
I-1971	自然斜面	中ケイ(1)	海陽町	海陽町	高岡	中ケイ
I-1972	自然斜面	松木合	海陽町	海陽町	奥浦	松木合
I-1973	自然斜面	船ノ宮	海陽町	海陽町	奥浦	船ノ宮
I-1974	自然斜面	新町	海陽町	海陽町	奥浦	新町
I-1975	自然斜面	堤の外	海陽町	海陽町	奥浦	堤の外
I-1976	自然斜面	堤ヶ谷(1)	海陽町	海陽町	奥浦	堤ヶ谷
I-1977	自然斜面	橋の本	海陽町	海陽町	奥敷	橋の本
I-1978	自然斜面	山下	海陽町	海陽町	新浦	山下
I-1979	自然斜面	新浦	海陽町	海陽町	新浦	新浦
I-1980	自然斜面	藤町	海陽町	海陽町	藤町	藤町
I-1981	自然斜面	柳浦東	海陽町	海陽町	柳浦	柳浦
I-1982	自然斜面	柳浦	海陽町	海陽町	柳浦	柳浦

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-1983	自然斜面	久尾	海陽町	海陽町	久尾	久尾
I-1984	自然斜面	船津(1)	海陽町	海陽町	船津	船津
I-1985	自然斜面	船津(2)	海陽町	海陽町	船津	船津
I-1986	自然斜面	角坂(1)	海陽町	海陽町	角坂	角坂
I-1987	自然斜面	角坂(2)	海陽町	海陽町	角坂	角坂
I-1988	自然斜面	芥附	海陽町	海陽町	芥附	芥附
I-1989	自然斜面	安井	海陽町	海陽町	安井	安井
I-1990	自然斜面	尾崎	海陽町	海陽町	尾崎	尾崎
I-1991	自然斜面	八山(1)	海陽町	海陽町	尾崎	八山
I-1992	自然斜面	八山(2)	海陽町	海陽町	尾崎	八山
I-1993	自然斜面	大野	海陽町	海陽町	日比原	大野
I-1994	自然斜面	龍馬西1	海陽町	海陽町	日比原	龍馬西
I-1995	自然斜面	龍馬	海陽町	海陽町	日比原	龍馬
I-1996	自然斜面	日比原(1)	海陽町	海陽町	日比原	日比原
I-1997	自然斜面	日比原(2)	海陽町	海陽町	日比原	日比原
I-1998	自然斜面	安養寺(1)	海陽町	海陽町	久保	安養寺
I-1999	自然斜面	北田(1)	海陽町	海陽町	久保	北田
I-2000	自然斜面	北田(2)	海陽町	海陽町	久保	北田
I-2001	自然斜面	久保	海陽町	海陽町	久保	久保
I-2002	自然斜面	安養寺(2)	海陽町	海陽町	久保	安養寺
I-2003	自然斜面	坂取(1)	海陽町	海陽町	久保	坂取
I-2004	自然斜面	坂取(2)	海陽町	海陽町	久保	坂取
I-2005	自然斜面	正観(1)	海陽町	海陽町	突喰浦	正観
I-2006	自然斜面	正観(2)	海陽町	海陽町	突喰浦	正観
I-2007	自然斜面	古目(1)	海陽町	海陽町	突喰浦	古目
I-2008	自然斜面	古目(2)	海陽町	海陽町	突喰浦	古目
I-2009	自然斜面	水床	海陽町	海陽町	突喰浦	水床
I-2010	自然斜面	那佐(1)	海陽町	海陽町	突喰浦	那佐
I-2011	自然斜面	那佐(2)	海陽町	海陽町	突喰浦	那佐
I-2012	自然斜面	角井	海陽町	海陽町	突喰浦	角井
I-2013	自然斜面	竹ヶ島(1)	海陽町	海陽町	突喰浦	竹ヶ島
I-2014	自然斜面	突喰(1)	海陽町	海陽町	突喰	突喰
I-2015	自然斜面	落合(1)	海陽町	海陽町	小谷	落合
I-2016	自然斜面	北河内(1)	海陽町	海陽町	小谷	北河内
I-2017	人工斜面	那佐(3)	海陽町	海陽町	那佐	那佐
I-2018	人工斜面	竹ヶ島(2)	海陽町	海陽町	突喰浦	竹ヶ島
I-2019	人工斜面	坂取	海陽町	海陽町	久保	坂取
I-2020	自然斜面	東赤谷(1)	美馬市	美馬市	東赤谷	東赤谷
I-2021	自然斜面	東赤谷(2)	美馬市	美馬市	東赤谷	東赤谷
I-2022	自然斜面	東赤谷(3)	美馬市	美馬市	東赤谷	東赤谷
I-2023	自然斜面	落合	美馬市	美馬市	西赤谷	西赤谷
I-2024	自然斜面	西赤谷(2)	美馬市	美馬市	西赤谷	西赤谷
I-2025	自然斜面	西赤谷	美馬市	美馬市	西赤谷	西赤谷
I-2026	自然斜面	下曾江	美馬市	美馬市	下曾江	下曾江
I-2027	自然斜面	曾江(1)	美馬市	美馬市	曾江	曾江
I-2028	自然斜面	曾江(2)	美馬市	美馬市	曾江	曾江
I-2029	自然斜面	曾江(3)	美馬市	美馬市	曾江	曾江
I-2030	自然斜面	公瀬	美馬市	美馬市	公瀬	公瀬
I-2031	自然斜面	西大谷(1)	美馬市	美馬市	西大谷	西大谷
I-2032	自然斜面	西大谷(2)	美馬市	美馬市	西大谷	西大谷
I-2033	自然斜面	西大谷(3)	美馬市	美馬市	西大谷	西大谷
I-2034	自然斜面	西大谷(4)	美馬市	美馬市	西大谷	西大谷
I-2035	自然斜面	東大谷(1)	美馬市	美馬市	東大谷	東大谷
I-2036	自然斜面	東大谷(2)	美馬市	美馬市	東大谷	東大谷
I-2037	自然斜面	東大谷(3)	美馬市	美馬市	東大谷	東大谷
I-2038	自然斜面	西上野(1)	美馬市	美馬市	猪尻	西上野
I-2039	自然斜面	西上野(2)	美馬市	美馬市	猪尻	西上野
I-2040	自然斜面	西上野(3)	美馬市	美馬市	猪尻	西上野

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-675	自然斜面	馬内(1)	美馬市	穴吹町	口山	馬内
I-676	自然斜面	平野(1)	美馬市	穴吹町	口山	平野
I-677	自然斜面	平野(2)	美馬市	穴吹町	口山	平野
I-678	自然斜面	平野(3)	美馬市	穴吹町	口山	平野
I-679	自然斜面	仕出原(1)	美馬市	穴吹町	口山	仕出原
I-680	自然斜面	初草	美馬市	穴吹町	口山	初草
I-681	自然斜面	初草(2)	美馬市	穴吹町	口山	初草
I-682	自然斜面	初草(3)	美馬市	穴吹町	口山	初草
I-683	自然斜面	丸山(1)	美馬市	穴吹町	口山	丸山
I-684	自然斜面	中野(1)	美馬市	穴吹町	口山	中野
I-685	自然斜面	西山(1)	美馬市	穴吹町	口山	西山
I-686	自然斜面	西山(2)	美馬市	穴吹町	口山	西山
I-687	自然斜面	湖名(1)	美馬市	穴吹町	口山	湖名
I-688	自然斜面	湖名(2)	美馬市	穴吹町	口山	湖名
I-689	自然斜面	支納(1)	美馬市	穴吹町	口山	支納
I-690	自然斜面	支納(2)	美馬市	穴吹町	口山	支納
I-691	自然斜面	首野(1)	美馬市	穴吹町	口山	首野
I-692	自然斜面	首野(2)	美馬市	穴吹町	口山	首野
I-693	自然斜面	首野(3)	美馬市	穴吹町	口山	首野
I-694	自然斜面	首野(4)	美馬市	穴吹町	口山	首野
I-695	自然斜面	禰子峠(1)	美馬市	穴吹町	口山	禰子峠
I-696	自然斜面	宮内(1)	美馬市	穴吹町	口山	宮内
I-697	自然斜面	宮内(2)	美馬市	穴吹町	口山	宮内
I-698	自然斜面	知野	美馬市	穴吹町	口山	知野
I-699	自然斜面	知野(2)	美馬市	穴吹町	口山	知野
I-700	自然斜面	大内(1)	美馬市	穴吹町	口山	大内
I-701	自然斜面	大内(2)	美馬市	穴吹町	古宮	大内
I-702	自然斜面	大平(1)	美馬市	穴吹町	古宮	大平
I-703	自然斜面	長尾	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
I-704	自然斜面	長尾	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
I-705	自然斜面	田野内(1)	美馬市	穴吹町	古宮	田野内
I-706	自然斜面	大平(1)	美馬市	美馬町	大平	大平
I-707	自然斜面	清田(1)	美馬市	美馬町	清田	清田
I-708	自然斜面	入倉(1)	美馬市	美馬町	入倉	入倉
I-709	自然斜面	切久保	美馬市	美馬町	切久保	切久保
I-710	自然斜面	石仏(2)	美馬市	美馬町	石仏	石仏
I-711	自然斜面	石仏(3)	美馬市	美馬町	切久保	切久保
I-712	自然斜面	切久保(1)	美馬市	美馬町	切久保	切久保
I-713	自然斜面	大久保(1)	美馬市	美馬町	大久保	大久保
I-714	自然斜面	惣後(1)	美馬市	美馬町	惣後	惣後
I-715	自然斜面	惣田(1)	美馬市	美馬町	惣田	惣田
I-716	自然斜面	惣田(2)	美馬市	美馬町	惣田	惣田
I-717	自然斜面	観音	美馬市	美馬町	観音	観音
I-718	自然斜面	黒砂	美馬市	美馬町	黒砂	黒砂
I-719	自然斜面	平野(1)	美馬市	美馬町	平野	平野
I-720	自然斜面	権ヶ久保	美馬市	美馬町	権ヶ久保	権ヶ久保
I-721	自然斜面	小長谷	美馬市	美馬町	小長谷	小長谷
I-722	自然斜面	滝宮	美馬市	美馬町	滝宮	滝宮
I-723	自然斜面	土ヶ久保	美馬市	美馬町	土ヶ久保	土ヶ久保
I-724	自然斜面	東宗重	美馬市	美馬町	東宗重	東宗重
I-725	自然斜面	坊僧(1)	美馬市	美馬町	坊僧	坊僧
I-726	自然斜面	谷口	美馬市	美馬町	谷口	谷口
I-727	自然斜面	竹ノ内	美馬市	美馬町	竹ノ内	竹ノ内
I-728	自然斜面	八幡	美馬市	美馬町	八幡	八幡
I-729	自然斜面	八幡(2)	美馬市	美馬町	八幡	八幡
I-730	自然斜面	蔵口	美馬市	美馬町	蔵口	蔵口

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-750	自然斜面	西上野(4)	美馬市	脇町	猪原	西上野
I-751	自然斜面	猪原	美馬市	脇町	猪原	猪原
I-752	自然斜面	拝原	美馬市	脇町	拝原	拝原
I-753	自然斜面	佐尾原	美馬市	脇町	北庄	佐尾原
I-754	自然斜面	佐尾原(1)	美馬市	脇町	脇町	佐尾原
I-755	自然斜面	新町(1)	美馬市	脇町	新町	新町
I-756	自然斜面	新町(2)	美馬市	脇町	新町	新町
I-757	自然斜面	大工町	美馬市	脇町	大工町	大工町
I-758	自然斜面	東成山(1)	美馬市	脇町	脇町	東成山
I-759	自然斜面	上ノ原(1)	美馬市	脇町	上ノ原	上ノ原
I-760	自然斜面	井口(7)	美馬市	脇町	井口	井口
I-761	自然斜面	小兵	美馬市	脇町	小兵	小兵
I-762	自然斜面	滝下(1)	美馬市	脇町	滝下	滝下
I-763	自然斜面	宇穴(1)	美馬市	脇町	宇穴	宇穴
I-764	自然斜面	上中野(1)	美馬市	脇町	上中野	上中野
I-765	自然斜面	上中野(2)	美馬市	脇町	上中野	上中野
I-766	自然斜面	中八(1)	美馬市	脇町	中八	中八
I-767	自然斜面	川原柴(1)	美馬市	脇町	川原柴	川原柴
I-768	自然斜面	川原柴(2)	美馬市	脇町	川原柴	川原柴
I-769	自然斜面	平帽子(1)	美馬市	脇町	平帽子	平帽子
I-769	自然斜面	小島(1)	美馬市	穴吹町	三島	小島
I-769	自然斜面	小島(2)	美馬市	穴吹町	三島	小島
I-769	自然斜面	小島(3)	美馬市	穴吹町	三島	小島
I-769	自然斜面	不定	美馬市	穴吹町	三島	小島
I-769	自然斜面	三谷(1)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-769	自然斜面	三谷(2)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-769	自然斜面	三谷(3)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-769	自然斜面	三谷(4)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-769	自然斜面	三谷(5)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-769	自然斜面	三谷(6)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-769	自然斜面	三谷(7)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-769	自然斜面	三谷(8)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-769	自然斜面	三谷(9)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-769	自然斜面	三谷(10)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-769	自然斜面	三谷(11)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-769	自然斜面	尾山(1)	美馬市	穴吹町	尾山	尾山
I-769	自然斜面	尾山(2)	美馬市	穴吹町	尾山	尾山
I-769	自然斜面	尾山(3)	美馬市	穴吹町	尾山	尾山
I-769	自然斜面	尾山(4)	美馬市	穴吹町	尾山	尾山
I-769	自然斜面	尾山(5)	美馬市	穴吹町	尾山	尾山
I-769	自然斜面	戒(1)	美馬市	穴吹町	戒	戒
I-769	自然斜面	戒(2)	美馬市	穴吹町	戒	戒
I-769	自然斜面	市の下	美馬市	穴吹町	市の下	市の下
I-769	自然斜面	市の下(2)	美馬市	穴吹町	市の下	市の下
I-769	自然斜面	市の下(3)	美馬市	穴吹町	市の下	市の下
I-769	自然斜面	西成戸(2)	美馬市	穴吹町	西成戸	西成戸
I-769	自然斜面	画の上(1)	美馬市	穴吹町	画の上	画の上
I-769	自然斜面	山神前(1)	美馬市	穴吹町	山神前	山神前
I-769	自然斜面	山神前(2)	美馬市	穴吹町	山神前	山神前
I-769	自然斜面	遠所(1)	美馬市	穴吹町	遠所	遠所
I-769	自然斜面	遠所(2)	美馬市	穴吹町	遠所	遠所
I-769	自然斜面	薬佐古	美馬市	穴吹町	薬佐古	薬佐古
I-769	自然斜面	戴の下	美馬市	穴吹町	戴の下	戴の下
I-769	自然斜面	池の奥(2)	美馬市	穴吹町	池の奥	池の奥
I-769	自然斜面	井口	美馬市	穴吹町	井口	井口
I-769	自然斜面	奈良坂(1)	美馬市	穴吹町	奈良坂	奈良坂
I-769	自然斜面	奈良坂(2)	美馬市	穴吹町	奈良坂	奈良坂

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-479	自然斜面	木ノ内(2)	つるぎ町	半田町		木ノ内
I-480	自然斜面	木ノ内	つるぎ町	半田町		木ノ内
I-481	自然斜面	日浦(1)	つるぎ町	半田町		日浦
I-482	自然斜面	日浦(2)	つるぎ町	半田町		日浦
I-483	自然斜面	日浦(3)	つるぎ町	半田町		日浦
I-484	自然斜面	日浦(4)	つるぎ町	半田町		日浦
I-485	自然斜面	日浦(5)	つるぎ町	半田町		日浦
I-486	自然斜面	藤名(1)	つるぎ町	半田町		藤名
I-487	自然斜面	西久保(1)	つるぎ町	半田町		西久保
I-488	自然斜面	西久保(2)	つるぎ町	半田町		西久保
I-489	自然斜面	西地住宅	つるぎ町	半田町		西地住宅
I-490	自然斜面	平良石(1)	つるぎ町	半田町		平良石
I-491	自然斜面	白石(1)	つるぎ町	半田町		白石
I-492	自然斜面	白石(2)	つるぎ町	半田町		白石
I-493	自然斜面	下竹(1)	つるぎ町	半田町		下竹
I-494	自然斜面	下竹(2)	つるぎ町	半田町		下竹
I-495	自然斜面	下竹(3)	つるぎ町	半田町		下竹
I-496	自然斜面	下竹(4)	つるぎ町	半田町		下竹
I-497	自然斜面	日開野(1)	つるぎ町	半田町		日開野
I-498	自然斜面	日開野(2)	つるぎ町	半田町		日開野
I-499	自然斜面	日開野(3)	つるぎ町	半田町		日開野
I-500	自然斜面	川又	つるぎ町	半田町		高瀬
I-501	自然斜面	高瀬(1)	つるぎ町	半田町		高瀬
I-502	自然斜面	高瀬(2)	つるぎ町	半田町		高瀬
I-503	自然斜面	高瀬(3)	つるぎ町	半田町		高瀬
I-504	自然斜面	青野(1)	つるぎ町	半田町		青野
I-505	自然斜面	下尾尻(1)	つるぎ町	半田町		下尾尻
I-506	自然斜面	下尾尻(2)	つるぎ町	半田町		下尾尻
I-507	自然斜面	下尾尻(3)	つるぎ町	半田町		下尾尻
I-508	自然斜面	下尾尻(4)	つるぎ町	半田町		下尾尻
I-509	自然斜面	坂根(1)	つるぎ町	半田町		坂根
I-510	自然斜面	坂根(3)	つるぎ町	半田町		坂根
I-511	自然斜面	上連(1)	つるぎ町	半田町		上連
I-512	自然斜面	上連(2)	つるぎ町	半田町		上連
I-513	自然斜面	日谷尻(1)	つるぎ町	半田町		日谷尻
I-514	自然斜面	下喜来(1)	つるぎ町	半田町		下喜来
I-515	自然斜面	下喜来(2)	つるぎ町	半田町		下喜来
I-516	自然斜面	下喜来(3)	つるぎ町	半田町		下喜来
I-517	自然斜面	下喜来(4)	つるぎ町	半田町		下喜来
I-518	自然斜面	上喜来(1)	つるぎ町	半田町		上喜来
I-519	自然斜面	上喜来(2)	つるぎ町	半田町		上喜来
I-520	自然斜面	篠阿(1)	つるぎ町	半田町		篠阿
I-521	自然斜面	篠阿(2)	つるぎ町	半田町		篠阿
I-522	自然斜面	佐古戸(1)	つるぎ町	半田町		佐古戸
I-523	自然斜面	方才(1)	つるぎ町	半田町		方才
I-524	自然斜面	紙屋(1)	つるぎ町	半田町		紙屋
I-525	自然斜面	紙屋(2)	つるぎ町	半田町		紙屋
I-526	自然斜面	紙屋(3)	つるぎ町	半田町		紙屋
I-527	自然斜面	中熊(1)	つるぎ町	半田町		中熊
I-528	自然斜面	中熊(2)	つるぎ町	半田町		中熊
I-529	自然斜面	中熊(3)	つるぎ町	半田町		中熊
I-530	自然斜面	中熊(4)	つるぎ町	半田町		中熊
I-531	自然斜面	葛城(1)	つるぎ町	半田町		葛城
I-532	自然斜面	長野(1)	つるぎ町	半田町		長野
I-533	自然斜面	小谷(1)	つるぎ町	半田町		小谷
I-573	自然斜面	西(1)	つるぎ町	真光町	大田	西

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-606	自然斜面	櫻原(1)	美馬市	木原平村		櫻原
I-607	自然斜面	櫻原(2)	美馬市	木原平村		櫻原
I-608	自然斜面	櫻原(3)	美馬市	木原平村		櫻原
I-609	自然斜面	市初	美馬市	木原平村		市初
I-610	自然斜面	今丸(1)	美馬市	木原平村		今丸
I-611	自然斜面	三ツ木	美馬市	木原平村		三ツ木
I-612	自然斜面	三ツ木(2)	美馬市	木原平村		三ツ木
I-613	自然斜面	三ツ木(3)	美馬市	木原平村		三ツ木
I-614	自然斜面	南張(1)	美馬市	木原平村		南張
I-615	自然斜面	大北(1)	美馬市	木原平村		大北
I-616	自然斜面	川井(1)	美馬市	木原平村		川井
I-617	自然斜面	川井(2)	美馬市	木原平村		川井
I-618	自然斜面	川井(3)	美馬市	木原平村		川井
I-619	自然斜面	川井(4)	美馬市	木原平村		川井
I-620	自然斜面	川井(5)	美馬市	木原平村		川井
I-621	自然斜面	樺の木(1)	美馬市	木原平村		樺の木
I-622	自然斜面	下名(1)	美馬市	木原平村		下名
I-623	自然斜面	弓道(1)	美馬市	木原平村		弓道
I-624	自然斜面	弓道(2)	美馬市	木原平村		弓道
I-625	自然斜面	森達(1)	美馬市	木原平村		森達
I-626	自然斜面	森達(2)	美馬市	木原平村		森達
I-627	自然斜面	森達(3)	美馬市	木原平村		森達
I-628	自然斜面	谷口(1)	美馬市	木原平村		谷口
I-629	自然斜面	谷口(2)	美馬市	木原平村		谷口
I-630	自然斜面	谷口(3)	美馬市	木原平村		谷口
I-631	自然斜面	太合(1)	美馬市	木原平村		太合
I-632	自然斜面	太合(2)	美馬市	木原平村		太合
I-633	自然斜面	太合(3)	美馬市	木原平村		太合
I-634	自然斜面	太合(4)	美馬市	木原平村		太合
I-635	自然斜面	川上(1)	美馬市	木原平村		川上
I-636	自然斜面	川上(2)	美馬市	木原平村		川上
I-637	自然斜面	川上(3)	美馬市	木原平村		川上
I-638	自然斜面	川上(4)	美馬市	木原平村		川上
I-2024	人工斜面	三島	美馬市	穴吹町		三島
I-2025	人工斜面	三島	美馬市	穴吹町		三島
I-2026	人工斜面	西成戸(1)	美馬市	穴吹町		西成戸
I-2027	人工斜面	池の奥	美馬市	穴吹町		池の奥
I-660	自然斜面	重毛田(1)	つるぎ町	半田町		重毛田
I-461	自然斜面	松生(1)	つるぎ町	半田町		松生
I-462	自然斜面	松生(2)	つるぎ町	半田町		松生
I-463	自然斜面	西輪西	つるぎ町	半田町		中藏
I-464	自然斜面	中藏(1)	つるぎ町	半田町		中藏
I-465	自然斜面	中藏(2)	つるぎ町	半田町		中藏
I-466	自然斜面	中藏(3)	つるぎ町	半田町		中藏
I-467	自然斜面	津坂(1)	つるぎ町	半田町		津坂
I-468	自然斜面	小野(2)	つるぎ町	半田町		小野
I-469	自然斜面	小野(3)	つるぎ町	半田町		小野
I-470	自然斜面	小野	つるぎ町	半田町		小野
I-471	自然斜面	天皇	つるぎ町	半田町		津坂
I-472	自然斜面	田井(1)	つるぎ町	半田町		田井
I-473	自然斜面	田井(2)	つるぎ町	半田町		田井
I-474	自然斜面	田井(3)	つるぎ町	半田町		田井
I-475	自然斜面	田井(4)	つるぎ町	半田町		田井
I-476	自然斜面	田井(5)	つるぎ町	半田町		田井
I-477	自然斜面	重久保(1)	つるぎ町	半田町		重久保
I-478	自然斜面	重久保(2)	つるぎ町	半田町		重久保

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字 小字	
I-128	自然斜面	馬路(3)	三好市	池田町	馬路	安長
I-129	自然斜面	馬場東	三好市	池田町	白地	馬場東
I-130	自然斜面	下野呂内(1)	三好市	池田町	西山	乳ノ木通北
I-131	自然斜面	阿波池田	三好市	池田町	シヤマチ	
I-132	自然斜面	東州津	三好市	池田町	州津	東州津
I-133	自然斜面	寺の上	三好市	池田町	川崎	寺の上
I-134	自然斜面	ウエノ(1)	三好市	池田町	ウエノ	
I-135	自然斜面	ウエノ(2)	三好市	池田町	ウエノ	
I-136	自然斜面	ヤマダ(1)	三好市	池田町	ヤマダ	
I-137	自然斜面	ヤマダ(2)	三好市	池田町	ヤマダ	
I-138	自然斜面	トウリン	三好市	池田町	トウリン	
I-139	自然斜面	水木町(1)	三好市	池田町	トウゲ	水木町
I-140	自然斜面	ウマバ(1)	三好市	池田町	白地	ウマバ
I-141	自然斜面	ウマバ(2)	三好市	池田町	白地	ウマバ
I-142	自然斜面	井ノ久保(5)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
I-143	自然斜面	上野呂内(2)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
I-144	自然斜面	ノロウチ	三好市	池田町	白地	ノロウチ
I-145	自然斜面	本名(1)	三好市	池田町	白地	本名
I-146	自然斜面	本名(2)	三好市	池田町	白地	本名
I-147	自然斜面	本名(3)	三好市	池田町	白地	本名
I-148	自然斜面	イタノ(2)	三好市	池田町	イタノ	
I-149	自然斜面	岡田	三好市	池田町	西山	岡田
I-150	自然斜面	流畑	三好市	池田町	西山	流畑
I-151	自然斜面	中尾	三好市	池田町	西山	中尾
I-152	自然斜面	落(1)	三好市	池田町	西山	落
I-153	自然斜面	落(2)	三好市	池田町	西山	落
I-154	自然斜面	船原	三好市	池田町	西山	船原
I-155	自然斜面	城ノ久保	三好市	池田町	馬路	城ノ久保
I-156	自然斜面	池南(2)	三好市	池田町	シヤマチ	
I-157	自然斜面	船戸(2)	三好市	池田町	中西	フナト
I-158	自然斜面	イバ(1)	三好市	池田町	中西	イバ
I-159	自然斜面	ハヤシ(1)	三好市	池田町	ハヤシ	
I-160	自然斜面	アイハシリ	三好市	池田町	漆川	アイハシリ
I-161	自然斜面	中圃(1)	三好市	池田町	佐野	中圃
I-162	自然斜面	久尾(1)	三好市	池田町	大和	久尾
I-163	自然斜面	国圃(1)	三好市	池田町	大和	国圃
I-164	自然斜面	常平	三好市	池田町	大和	常平
I-165	自然斜面	松本(1)	三好市	池田町	松尾	松本
I-166	自然斜面	黒川(1)	三好市	池田町	松尾	黒川
I-167	自然斜面	ニシクボ(1)	三好市	池田町	中津川	ニシクボ
I-168	自然斜面	神谷	三好市	池田町	川崎	神谷
I-169	自然斜面	若山(1)	三好市	山崎町	若山	
I-170	自然斜面	下川(1)	三好市	山崎町	下川	
I-171	自然斜面	下川(1)	三好市	山崎町	下川	
I-172	自然斜面	北瀬(1)	三好市	山崎町	北瀬	
I-173	自然斜面	南(1)	三好市	山崎町	寺野	
I-174	自然斜面	蔵ノ尾(1)	三好市	山崎町	相川	蔵ノ尾
I-175	自然斜面	政友下(1)	三好市	山崎町	政友	政友下
I-176	自然斜面	政友上(1)	三好市	山崎町	政友	
I-177	自然斜面	柴川口(1)	三好市	山崎町	柴川	
I-178	自然斜面	下瀬(1)	三好市	山崎町	瀬川	
I-179	自然斜面	大月(1)	三好市	山崎町	大月	
I-180	自然斜面	大月上(1)	三好市	山崎町	大月	
I-181	自然斜面	大月上(1)	三好市	山崎町	大月	
I-182	自然斜面	大月上(1)	三好市	山崎町	大月	
I-183	自然斜面	大月上(1)	三好市	山崎町	大月	

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字 小字	
I-172	自然斜面	馬路(2)	三好市	池田町	馬路	芭蕉
I-173	自然斜面	馬路(1)	三好市	池田町	馬路	成年
I-174	自然斜面	馬路	三好市	池田町	馬路	松ノ下
I-175	自然斜面	崎友	三好市	池田町	崎友	崎友
I-176	自然斜面	林	三好市	池田町	佐野	林
I-177	自然斜面	佐野金氏(1)	三好市	池田町	佐野	金氏
I-178	自然斜面	佐野金氏(2)	三好市	池田町	佐野	金氏
I-179	自然斜面	上野呂内(1)	三好市	池田町	白地	上野呂内
I-180	自然斜面	シマ(1)	三好市	池田町	シマ	
I-181	自然斜面	シマ(2)	三好市	池田町	シマ	
I-182	自然斜面	マチ	三好市	池田町	マチ	
I-183	自然斜面	マチ(2)	三好市	池田町	マチ	
I-184	自然斜面	丸山	三好市	池田町	ウエノ	大道
I-185	自然斜面	池南	三好市	池田町	ウエノ	
I-186	自然斜面	池南	三好市	池田町	ウエノ	
I-187	自然斜面	池南	三好市	池田町	ウエノ	
I-188	自然斜面	白地(1の1)	三好市	池田町	馬路	堂面
I-189	自然斜面	白地(1の2)	三好市	池田町	白地	本名
I-190	自然斜面	白地(1の2)	三好市	池田町	白地	本名
I-191	自然斜面	白地(2の1)	三好市	池田町	白地	本名
I-192	自然斜面	白地(3)	三好市	池田町	白地	本名
I-193	自然斜面	白地(3の1)	三好市	池田町	白地	本名
I-194	自然斜面	中西(1)	三好市	池田町	中西	丸倉
I-195	自然斜面	中西(2)	三好市	池田町	中西	道ノ上
I-196	自然斜面	中西(3)	三好市	池田町	中西	フノロタニ
I-197	自然斜面	三瀬(1)	三好市	池田町	中西	イバ
I-198	自然斜面	三瀬(2)	三好市	池田町	中西	ナシノキ
I-199	自然斜面	下大田(1)	三好市	池田町	大和	下大田
I-200	自然斜面	越谷	三好市	池田町	漆川	越谷
I-201	自然斜面	大和(4)	三好市	池田町	大和	大和八幡
I-202	自然斜面	大和(5)	三好市	池田町	大和	大和
I-203	自然斜面	大和(6)	三好市	池田町	大和	大和
I-204	自然斜面	大和(7)	三好市	池田町	大和	大和
I-205	自然斜面	大和(8)	三好市	池田町	大和	大和
I-206	自然斜面	大和(9)	三好市	池田町	大和	大和
I-207	自然斜面	大和(10)	三好市	池田町	大和	大和
I-208	自然斜面	大和(11)	三好市	池田町	大和	大和
I-209	自然斜面	大和(12)	三好市	池田町	大和	大和
I-210	自然斜面	大和(13)	三好市	池田町	大和	大和
I-211	自然斜面	大和(14)	三好市	池田町	大和	大和
I-212	自然斜面	大和(15)	三好市	池田町	大和	大和
I-213	自然斜面	大和(16)	三好市	池田町	大和	大和
I-214	自然斜面	大和(17)	三好市	池田町	大和	大和
I-215	自然斜面	大和(18)	三好市	池田町	大和	大和
I-216	自然斜面	大和(19)	三好市	池田町	大和	大和
I-217	自然斜面	大和(20)	三好市	池田町	大和	大和
I-218	自然斜面	大和(21)	三好市	池田町	大和	大和
I-219	自然斜面	大和(22)	三好市	池田町	大和	大和
I-220	自然斜面	大和(23)	三好市	池田町	大和	大和
I-221	自然斜面	大和(24)	三好市	池田町	大和	大和
I-222	自然斜面	大和(25)	三好市	池田町	大和	大和
I-223	自然斜面	大和(26)	三好市	池田町	大和	大和
I-224	自然斜面	大和(27)	三好市	池田町	大和	大和
I-225	自然斜面	大和(28)	三好市	池田町	大和	大和
I-226	自然斜面	大和(29)	三好市	池田町	大和	大和
I-227	自然斜面	大和(30)	三好市	池田町	大和	大和

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	
I-240	自然斜面	内野尾(1)	三好市	山崎町	上名	内野尾
I-241	自然斜面	六呂木(1)	三好市	山崎町	上名	六呂木
I-242	自然斜面	柿野尾上(1)	三好市	山崎町	上名	柿ノ尾
I-243	自然斜面	柿野尾下(1)	三好市	山崎町	上名	柿ノ尾
I-244	自然斜面	納屋	三好市	山崎町	下名	納屋
I-245	自然斜面	日浦(3)	三好市	山崎町	下名	日浦
I-246	自然斜面	日浦(2)	三好市	山崎町	下名	日浦
I-247	自然斜面	日浦(1)	三好市	山崎町	下名	日浦
I-248	自然斜面	川成	三好市	山崎町	下名	川成
I-249	自然斜面	大黒(1)	三好市	山崎町	下名	大黒
I-250	自然斜面	南日浦(1)	三好市	山崎町	下名	南日浦
I-251	自然斜面	川成(2)	三好市	山崎町	下名	川成
I-252	自然斜面	茂地(2)	三好市	山崎町	茂地	川成
I-253	自然斜面	黒川(2)	三好市	山崎町	黒川	
I-254	自然斜面	大川持(2)	三好市	山崎町	大川持	
I-255	自然斜面	大川持(3)	三好市	山崎町	大川持	
I-256	自然斜面	引地(2)	三好市	山崎町	味真	
I-257	自然斜面	西字(3)	三好市	山崎町	西字	(西字)
I-258	自然斜面	西字(2)	三好市	山崎町	西字	西字
I-259	自然斜面	シマノオ(1)	三好市	山崎町	上名	シマノオ
I-260	自然斜面	飛野(1)	三好市	山崎町	上名	
I-261	自然斜面	大和川(1)	三好市	山崎町	大和川	
I-262	自然斜面	下川(1)	三好市	山崎町	下川	
I-263	自然斜面	末(1)	三好市	井川町	西井川	末
I-264	自然斜面	西井川(2)	三好市	井川町	西井川	
I-265	自然斜面	西井川(1)	三好市	井川町	西井川	
I-266	自然斜面	西井川(3)	三好市	井川町	西井川	
I-267	自然斜面	長尾(1)	三好市	井川町	西井川	長尾
I-268	自然斜面	長尾(2)	三好市	井川町	西井川	長尾
I-269	自然斜面	女法寺	三好市	井川町	西井川	女法寺
I-270	自然斜面	辻	三好市	井川町	辻	
I-271	自然斜面	井間	三好市	井川町	井間	
I-272	自然斜面	新町(1)	三好市	井川町	辻	新町
I-273	自然斜面	片山(1)	三好市	井川町	辻	片山
I-274	自然斜面	坂町	三好市	井川町	辻	向坂
I-275	自然斜面	流堂	三好市	井川町	井川東	流堂
I-276	自然斜面	落倉	三好市	井川町	井内西	落倉
I-277	自然斜面	下安田	三好市	井川町	井内西	安田
I-278	自然斜面	流堂上	三好市	井川町	井川東	流堂
I-279	自然斜面	段地	三好市	井川町	井内西	安田
I-280	自然斜面	尾越(1)	三好市	井川町	井内西	尾越
I-281	自然斜面	尾越(2)	三好市	井川町	井内西	尾越
I-282	自然斜面	中津	三好市	井川町	井内西	井内中津
I-283	自然斜面	下西ノ浦(1)	三好市	井川町	井内西	下西ノ浦
I-284	自然斜面	上西ノ浦(2)	三好市	井川町	井内西	西ノ浦
I-285	自然斜面	上西ノ浦(1)	三好市	井川町	井内西	西ノ浦
I-286	自然斜面	野住	三好市	井川町	井内西	上野住
I-287	自然斜面	下影(1)	三好市	井川町	井内西	下影
I-288	自然斜面	知行下(1)	三好市	井川町	井内東	知行
I-289	自然斜面	知行下(2)	三好市	井川町	井内東	知行
I-290	自然斜面	知行上	三好市	井川町	井内東	知行
I-291	自然斜面	岩坂(1)	三好市	井川町	井内東	岩坂
I-292	自然斜面	碓(1)	三好市	井川町	井内東	碓
I-293	自然斜面	平(1)	三好市	井川町	井内東	平
I-294	自然斜面	松舟(1)	三好市	井川町	井内東	松舟
I-295	自然斜面	松舟(2)	三好市	井川町	井内東	松舟(2)

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	
I-184	自然斜面	茂地(1)	三好市	山崎町	茂地	
I-185	自然斜面	石尾(1)	三好市	山崎町	小川谷	
I-186	自然斜面	内向(1)	三好市	山崎町	小川谷	
I-187	自然斜面	金藤(1)	三好市	山崎町	大野	
I-188	自然斜面	大寺(1)	三好市	山崎町	大野	
I-189	自然斜面	重国(1)	三好市	山崎町	大野	
I-190	自然斜面	黒の内(1)	三好市	山崎町	信正	
I-191	自然斜面	川茂(1)	三好市	山崎町	信正	
I-192	自然斜面	中ノ瀬西(1)	三好市	山崎町	八千坊	
I-193	自然斜面	中ノ瀬西(2)	三好市	山崎町	八千坊	
I-194	自然斜面	八千坊(1)	三好市	山崎町	八千坊	
I-195	自然斜面	日浦	三好市	山崎町	頼広	
I-196	自然斜面	悠(1)	三好市	山崎町	頼広	
I-197	自然斜面	平野	三好市	山崎町	平野	
I-198	自然斜面	黒川(1)	三好市	山崎町	黒川	
I-199	自然斜面	日浦戸(1)	三好市	山崎町	岩戸	
I-200	自然斜面	桑才(1)	三好市	山崎町	岩戸	桑才
I-201	自然斜面	城山(1)	三好市	山崎町	黒川	
I-202	自然斜面	藤岩戸(1)	三好市	山崎町	岩戸	
I-203	自然斜面	新谷(1)	三好市	山崎町	岩戸	
I-204	自然斜面	引地(1)	三好市	山崎町	引地	
I-205	自然斜面	鳴塚(1)	三好市	山崎町	末真	
I-206	自然斜面	大川持上(1)	三好市	山崎町	大川持	
I-207	自然斜面	大川持	三好市	山崎町	大川持	
I-208	自然斜面	川口(2)	三好市	山崎町	引地	
I-209	自然斜面	川口(1)	三好市	山崎町	末真	(合路)
I-210	自然斜面	合路(1)	三好市	山崎町	重美	
I-211	自然斜面	梅の木(1)	三好市	山崎町	重美	(梅の木)
I-212	自然斜面	桑の瀬(1)	三好市	山崎町	重美	(桑の瀬)
I-213	自然斜面	飛野(1)	三好市	山崎町	重美	(飛野)
I-214	自然斜面	新角(1)	三好市	山崎町	中野	(新角)
I-215	自然斜面	中野(1)	三好市	山崎町	中野	
I-216	自然斜面	有宮(1)	三好市	山崎町	白川	有宮
I-217	自然斜面	白川(2)	三好市	山崎町	白川	
I-218	自然斜面	白川	三好市	山崎町	白川	
I-219	自然斜面	光兼(1)	三好市	山崎町	光兼	(光兼)
I-220	自然斜面	光兼名	三好市	山崎町	光兼	(光兼名)
I-221	自然斜面	川向(1)	三好市	山崎町	光兼	(川向)
I-222	自然斜面	仏子(1)	三好市	山崎町	仏子	(仏子)
I-223	自然斜面	尾又(1)	三好市	山崎町	尾又	
I-224	自然斜面	山口(1)	三好市	山崎町	栗山	
I-225	自然斜面	峠(1)	三好市	山崎町	西字	峠
I-226	自然斜面	上西字(1)	三好市	山崎町	西字	上西字
I-227	自然斜面	上西字(2)	三好市	山崎町	西字	上西字
I-228	自然斜面	大津(1)	三好市	山崎町	西字	大津
I-229	自然斜面	水無下(1)	三好市	山崎町	西字	水無
I-230	自然斜面	水無(1)	三好市	山崎町	西字	水無
I-231	自然斜面	長瀬(1)	三好市	山崎町	西字	長瀬
I-232	自然斜面	津屋(1)	三好市	山崎町	上名	津屋
I-233	自然斜面	津屋(2)	三好市	山崎町	上名	津屋
I-234	自然斜面	上名影(1)	三好市	山崎町	上名	上名影
I-235	自然斜面	平(1)	三好市	山崎町	上名	平
I-236	自然斜面	平上(1)	三好市	山崎町	上名	平上
I-237	自然斜面	平上(2)	三好市	山崎町	上名	平上
I-238	自然斜面	平上(3)	三好市	山崎町	上名	平上
I-239	自然斜面	赤野谷(1)	三好市	山崎町	上名	赤野谷

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
I-382	自然斜面	若林	三好市	東祖谷山村	若林
I-383	自然斜面	若林(2)	三好市	東祖谷山村	若林
I-384	自然斜面	新居屋(1)	三好市	東祖谷山村	新居屋
I-385	自然斜面	養生(1)	三好市	東祖谷山村	養生
I-386	自然斜面	阿佐(1)	三好市	東祖谷山村	阿佐
I-387	自然斜面	小川上	三好市	東祖谷山村	小川
I-388	自然斜面	櫻尾(1)	三好市	東祖谷山村	櫻尾
I-389	自然斜面	和田上	三好市	東祖谷山村	和田
I-390	自然斜面	和田中	三好市	東祖谷山村	和田
I-391	自然斜面	和田下	三好市	東祖谷山村	和田
I-392	自然斜面	小島	三好市	東祖谷山村	小島
I-393	自然斜面	小島(2)	三好市	東祖谷山村	小島
I-394	自然斜面	下釣井(1)	三好市	東祖谷山村	釣井下
I-395	自然斜面	下釣井(2)	三好市	東祖谷山村	釣井下
I-396	自然斜面	釣井	三好市	東祖谷山村	釣井
I-397	自然斜面	高野下	三好市	東祖谷山村	高野
I-398	自然斜面	小川	三好市	東祖谷山村	小川
I-399	自然斜面	小島(3)	三好市	東祖谷山村	小島
I-400	自然斜面	大枝(2)	三好市	東祖谷山村	大枝
I-401	自然斜面	若林(3)	三好市	東祖谷山村	若林
I-402	自然斜面	下瀬上(1)	三好市	東祖谷山村	下瀬(下瀬上)
I-403	自然斜面	櫻尾(2)	三好市	東祖谷山村	櫻尾
I-404	自然斜面	櫻尾(3)	三好市	東祖谷山村	櫻尾
I-405	自然斜面	古味(1)	三好市	東祖谷山村	古味
I-406	自然斜面	中上(2)	三好市	東祖谷山村	中上
I-407	自然斜面	落合南(1)	三好市	東祖谷山村	落合(落合南)
I-408	自然斜面	落合南(2)	三好市	東祖谷山村	落合(落合南)
I-409	自然斜面	久保東(1)	三好市	東祖谷山村	久保(久保東)
I-410	自然斜面	養生日浦下(1)	三好市	東祖谷山村	養生(養生日浦下)
I-411	自然斜面	名頃(2)	三好市	東祖谷山村	養生(名頃)
I-412	自然斜面	名頃(3)	三好市	東祖谷山村	養生(名頃)
I-413	自然斜面	櫻尾(4)	三好市	東祖谷山村	櫻尾
I-414	自然斜面	栗寄	三好市	西祖谷山村	善徳(栗寄)
I-415	自然斜面	下寄	三好市	西祖谷山村	善徳(下寄)
I-416	自然斜面	鴫鳴	三好市	西祖谷山村	善徳(鴫鳴)
I-417	自然斜面	東の西(1)	三好市	西祖谷山村	善徳(東の西)
I-418	自然斜面	西の東	三好市	西祖谷山村	善徳(西の東)
I-419	自然斜面	西の西(1)	三好市	西祖谷山村	善徳(西の西)
I-420	自然斜面	西の西(2)	三好市	西祖谷山村	善徳(西の西)
I-421	自然斜面	大久保(2)	三好市	西祖谷山村	善徳(大久保)
I-422	自然斜面	大久保(1)	三好市	西祖谷山村	善徳(大久保)
I-423	自然斜面	かすら橋	三好市	西祖谷山村	善徳(かすら橋)
I-424	自然斜面	関定(1)	三好市	西祖谷山村	(関定)
I-425	自然斜面	関定(2)	三好市	西祖谷山村	(関定)
I-426	自然斜面	今久保	三好市	西祖谷山村	(今久保)
I-427	自然斜面	中尾	三好市	西祖谷山村	(中尾)
I-428	自然斜面	重末(2)	三好市	西祖谷山村	重末(重末(2))
I-429	自然斜面	重末(1)	三好市	西祖谷山村	重末(重末(1))
I-430	自然斜面	重末日浦	三好市	西祖谷山村	(重末)
I-431	自然斜面	真地(1)	三好市	西祖谷山村	(真地)
I-432	自然斜面	祖谷一字	三好市	西祖谷山村	一字(祖谷一字)
I-433	自然斜面	祖谷一字(2)	三好市	西祖谷山村	一字(祖谷一字)
I-434	自然斜面	一字北(1)	三好市	西祖谷山村	一字(一字北)
I-435	自然斜面	田の内下	三好市	西祖谷山村	田の内下(田の内下)
I-436	自然斜面	尾井ノ内(1)	三好市	西祖谷山村	(尾井ノ内)
I-437	自然斜面	尾井ノ内(1)	三好市	西祖谷山村	(尾井ノ内)

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
I-296	自然斜面	大久保(1)	三好市	井内東	大久保
I-297	自然斜面	下久保(1)	三好市	井内東	下久保
I-298	自然斜面	吉木(1)	三好市	井内東	下久保
I-299	自然斜面	井内(1)	三好市	井内東	馬路
I-300	自然斜面	馬路(1)	三好市	井内東	馬路
I-301	自然斜面	杉ノ木	三好市	井内西	杉ノ木
I-302	自然斜面	大森(1)	三好市	井内東	大森
I-303	自然斜面	上正夫(1)	三好市	井内東	上正夫
I-304	自然斜面	下正夫(1)	三好市	井内東	下正夫
I-305	自然斜面	吹(1)	三好市	井内東	上吹
I-306	自然斜面	吹(2)	三好市	井内東	下吹
I-307	自然斜面	櫻山	三好市	井内東	櫻山
I-308	自然斜面	中正夫(1)	三好市	井内東	中正夫
I-309	自然斜面	大久保(2)	三好市	井内東	大久保
I-310	自然斜面	馬場(1)	三好市	井内東	馬場
I-311	自然斜面	馬場(2)	三好市	井内東	馬場
I-312	自然斜面	知行(1)	三好市	井内東	知行
I-313	自然斜面	桜(2)	三好市	井内東	桜
I-314	自然斜面	三櫻尾西(1)	三好市	井内西	三櫻尾西
I-315	自然斜面	安田(1)	三好市	井内西	安田
I-316	自然斜面	下西ノ浦(2)	三好市	井内西	下西ノ浦
I-317	自然斜面	杉ノ木(2)	三好市	井内西	杉ノ木
I-318	自然斜面	杉ノ木(3)	三好市	井内西	杉ノ木
I-319	自然斜面	井内申津(1)	三好市	井内西	井内申津
I-320	自然斜面	荒倉(1)	三好市	井内西	荒倉
I-321	自然斜面	下吹(1)	三好市	井内東	下吹
I-352	自然斜面	名頃	三好市	東祖谷山村	養生(名頃)
I-353	自然斜面	養生奥	三好市	東祖谷山村	養生(養生奥)
I-354	自然斜面	養生日浦	三好市	東祖谷山村	養生(養生日浦)
I-355	自然斜面	祖谷日浦	三好市	東祖谷山村	養生(日浦中)
I-356	自然斜面	養生下	三好市	東祖谷山村	養生(養生下)
I-357	自然斜面	養生隣	三好市	東祖谷山村	養生(養生隣)
I-358	自然斜面	久保東下	三好市	東祖谷山村	久保(久保東)
I-359	自然斜面	久保西上(2)	三好市	東祖谷山村	久保(久保西)
I-360	自然斜面	久保西上(1)	三好市	東祖谷山村	久保(久保西)
I-361	自然斜面	久保中	三好市	東祖谷山村	久保(久保西)
I-362	自然斜面	久保西(1)	三好市	東祖谷山村	久保(久保西)
I-363	自然斜面	西山中	三好市	東祖谷山村	西山
I-364	自然斜面	西山下	三好市	東祖谷山村	西山
I-365	自然斜面	西山(1)	三好市	東祖谷山村	西山
I-366	自然斜面	西山(2)	三好市	東祖谷山村	西山
I-367	自然斜面	落合南奥	三好市	東祖谷山村	久保(久保西)
I-368	自然斜面	落合落合	三好市	東祖谷山村	落合(落合南)
I-369	自然斜面	落合西	三好市	東祖谷山村	落合(落合南)
I-370	自然斜面	中上(1)	三好市	東祖谷山村	中上
I-371	自然斜面	下瀬(1)	三好市	東祖谷山村	下瀬(下瀬下)
I-372	自然斜面	下瀬	三好市	東祖谷山村	下瀬(下瀬上)
I-373	自然斜面	栗枝渡(1)	三好市	東祖谷山村	栗枝渡
I-374	自然斜面	奥ノ井	三好市	東祖谷山村	奥ノ井
I-375	自然斜面	栗枝渡(2)	三好市	東祖谷山村	栗枝渡
I-376	自然斜面	栗枝渡(3)	三好市	東祖谷山村	栗枝渡
I-377	自然斜面	京上(3)	三好市	東祖谷山村	京上
I-378	自然斜面	京上(2)	三好市	東祖谷山村	京上
I-379	自然斜面	京上(4)	三好市	東祖谷山村	京上
I-380	自然斜面	京上	三好市	東祖谷山村	京上
I-381	自然斜面	大枝(1)	三好市	東祖谷山村	大枝

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
I-438	自然斜面	戸の谷(1)	三好市	西祖谷山村	(戸の谷)
I-439	自然斜面	尾井ノ内(2)	三好市	西祖谷山村	(尾井ノ内)
I-440	自然斜面	西岡(2)	三好市	西祖谷山村	(西岡)
I-441	自然斜面	西岡	三好市	西祖谷山村	
I-442	自然斜面	徳善東(1)	三好市	西祖谷山村	徳善(徳善東)
I-443	自然斜面	徳善北	三好市	西祖谷山村	徳善(徳善北)
I-444	自然斜面	込地区	三好市	西祖谷山村	徳善(込地区)
I-445	自然斜面	徳善	三好市	西祖谷山村	(徳善)
I-446	自然斜面	徳善東(2)	三好市	西祖谷山村	徳善(徳善東)
I-447	自然斜面	横(1)	三好市	西祖谷山村	(横)
I-448	自然斜面	土日浦(1)	三好市	西祖谷山村	(土日浦)
I-449	自然斜面	甚橋下(1)	三好市	西祖谷山村	下甚橋(甚橋下)
I-450	自然斜面	野地	三好市	西祖谷山村	上野地(野地)
I-451	自然斜面	甚橋上	三好市	西祖谷山村	上甚橋(甚橋上)
I-452	自然斜面	甚橋下(2)	三好市	西祖谷山村	下甚橋(甚橋下)
I-453	自然斜面	谷間	三好市	西祖谷山村	有瀬(谷間)
I-454	自然斜面	下有瀬(1)	三好市	西祖谷山村	有瀬
I-455	自然斜面	下有瀬(2)	三好市	西祖谷山村	有瀬
I-456	自然斜面	下有瀬(3)	三好市	西祖谷山村	有瀬
I-457	自然斜面	有瀬(1)	三好市	西祖谷山村	有瀬
I-458	自然斜面	有瀬上	三好市	西祖谷山村	有瀬
I-459	自然斜面	宇北(3)	三好市	西祖谷山村	宇北(宇北)
I-2017	人工斜面	平(2)	三好市	山城町	上名
I-2018	人工斜面	名頃(4)	三好市	東祖谷山村	菅生(名頃)
I-2019	人工斜面	久保(2)	三好市	東祖谷山村	久保(久保西)
I-26	自然斜面	伊月	東みよし町	三好町	足代
I-27	自然斜面	台	東みよし町	三好町	足代
I-28	自然斜面	上ノ段	東みよし町	三好町	上ノ段
I-29	自然斜面	山口	東みよし町	三好町	山口
I-30	自然斜面	笠橋(1)	東みよし町	三好町	笠橋
I-31	自然斜面	行常	東みよし町	三好町	行常
I-32	自然斜面	畑	東みよし町	三好町	畑
I-33	自然斜面	屋間(2)	東みよし町	三好町	屋間
I-34	自然斜面	屋間(1)	東みよし町	三好町	屋間
I-35	自然斜面	松園	東みよし町	三好町	松園
I-36	自然斜面	光中	東みよし町	三好町	光明寺
I-37	自然斜面	寺前	東みよし町	三好町	敷地東
I-38	自然斜面	光北	東みよし町	三好町	光明寺
I-39	自然斜面	内野	東みよし町	三好町	内野
I-40	自然斜面	小見	東みよし町	三好町	光清
I-41	自然斜面	峠下	東みよし町	三好町	貞安
I-42	自然斜面	小見(2)	東みよし町	三好町	中村・男山
I-43	自然斜面	在所	東みよし町	三好町	中村・男山
I-44	自然斜面	西の岡	東みよし町	三好町	中村・男山
I-45	自然斜面	つづら上	東みよし町	三好町	葛瀬
I-46	自然斜面	岸上	東みよし町	三好町	東山
I-47	自然斜面	滝久保(1)	東みよし町	三好町	滝久保
I-48	自然斜面	柳沢(1)	東みよし町	三好町	柳沢
I-49	自然斜面	常楽(1)	東みよし町	三好町	常楽
I-50	自然斜面	増川(1)	東みよし町	三好町	増川
I-51	自然斜面	増川(2)	東みよし町	三好町	増川
I-52	自然斜面	城山の下(1)	東みよし町	三好町	城山の下
I-53	自然斜面	城山の下(2)	東みよし町	三好町	城山の下
I-54	自然斜面	坪井谷	東みよし町	三好町	坪井谷
I-55	自然斜面	中津(1)	東みよし町	三好町	中津
I-56	自然斜面	ミツマサ	東みよし町	三好町	ミツマサ

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所1)

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
I-57	自然斜面	石木(1)	東みよし町	三好町	東山
I-58	自然斜面	光清	東みよし町	三好町	東山
I-59	自然斜面	小見(3)	東みよし町	三好町	光清
I-592	自然斜面	徳治屋敷(1)	東みよし町	三好町	西庄
I-593	自然斜面	徳治屋敷(2)	東みよし町	三好町	西庄
I-594	自然斜面	桑内(加茂山)	東みよし町	三好町	桑内
I-595	自然斜面	桑内	東みよし町	三好町	桑内
I-596	自然斜面	宮の浦	東みよし町	三好町	宮浦
I-597	自然斜面	白内	東みよし町	三好町	西庄
I-598	自然斜面	国政(1)	東みよし町	三好町	国政
I-599	自然斜面	黒長谷	東みよし町	三好町	黒長谷
I-600	自然斜面	毛田(1)	東みよし町	三好町	毛田
I-601	自然斜面	大藤(1)	東みよし町	三好町	毛田
I-602	自然斜面	橋谷	東みよし町	三好町	毛田
I-603	自然斜面	五名下	東みよし町	三好町	大藤東
I-604	自然斜面	泉野(1)	東みよし町	三好町	西庄
I-605	自然斜面	泉野(2)	東みよし町	三好町	西庄
I-606	自然斜面	江口	東みよし町	三好町	中庄
I-607	自然斜面	森清(1)	東みよし町	三好町	毛田
I-608	自然斜面	奥村(1)	東みよし町	三好町	森清
I-609	自然斜面	西町	東みよし町	三好町	奥村西
I-610	自然斜面	新居田	東みよし町	三好町	中庄
I-611	自然斜面	徳儀(1)	東みよし町	三好町	加茂
I-612	自然斜面	音森(1)	東みよし町	三好町	新居田
I-613	自然斜面	大藤(2)	東みよし町	三好町	加茂
I-614	自然斜面	大藤(3)	東みよし町	三好町	音森
I-615	自然斜面	下日浦	東みよし町	三好町	毛田
I-616	自然斜面	下日浦	東みよし町	三好町	大藤
I-617	自然斜面	鷹路	東みよし町	三好町	下日浦
I-618	自然斜面	三枝(1)	東みよし町	三好町	鷹路
I-619	自然斜面	五名上	東みよし町	三好町	三枝
I-620	自然斜面	谷合(1)	東みよし町	三好町	五名上
I-621	自然斜面	野根上(1)	東みよし町	三好町	谷合
I-622	自然斜面	野根上(2)	東みよし町	三好町	野根上

※危険箇所名から区域名が変更となったもの

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名			位置		
		市町村	旧市町村	町・字	市町村	旧市町村	町・字
II-4339	自然斜面	西条野(1)	西条野	国府町	西条野	西条野	
II-4340	自然斜面	西条野(2)	西条野	国府町	西条野	西条野	
II-4341	自然斜面	西条野(3)	西条野	国府町	西条野	西条野	
II-4342	自然斜面	西条野(4)	西条野	国府町	西条野	西条野	
II-4343	自然斜面	西条野(5)	西条野	国府町	西条野	西条野	
II-4344	自然斜面	西条野(6)	西条野	国府町	西条野	西条野	
II-4345	自然斜面	西条野(7)	西条野	国府町	西条野	西条野	
II-4346	自然斜面	西条野(8)	西条野	国府町	西条野	西条野	
II-4347	自然斜面	西条野(9)	西条野	国府町	西条野	西条野	
II-4348	自然斜面	西丁(6)	西丁	一宮町	西丁	西丁	
II-4349	自然斜面	西丁(7)	西丁	一宮町	西丁	西丁	
II-4350	自然斜面	西丁(8)	西丁	一宮町	西丁	西丁	
II-4351	自然斜面	西丁(9)	西丁	一宮町	西丁	西丁	
II-4352	自然斜面	西丁(10)	西丁	一宮町	西丁	西丁	
II-4353	自然斜面	僧津山(1)	僧津	一宮町	僧津	僧津	
II-4354	自然斜面	僧津山(2)	僧津	一宮町	僧津	僧津	
II-4355	自然斜面	東丁(1)	東丁	一宮町	東丁	東丁	
II-4356	自然斜面	東丁(2)	東丁	一宮町	東丁	東丁	
II-4357	自然斜面	東丁(3)	東丁	一宮町	東丁	東丁	
II-4358	自然斜面	東丁(4)	東丁	一宮町	東丁	東丁	
II-4359	自然斜面	東丁(5)	東丁	一宮町	東丁	東丁	
II-4360	自然斜面	東丁(6)	東丁	一宮町	東丁	東丁	
II-4361	自然斜面	東丁(7)	東丁	一宮町	東丁	東丁	
II-4362	自然斜面	南丁(2)	南丁	一宮町	南丁	南丁	
II-4363	自然斜面	南丁(3)	南丁	一宮町	南丁	南丁	
II-4364	自然斜面	南丁(4)	南丁	一宮町	南丁	南丁	
II-4365	自然斜面	南丁(5)	南丁	一宮町	南丁	南丁	
II-4366	自然斜面	南丁(6)	南丁	一宮町	南丁	南丁	
II-4367	自然斜面	南丁(7)	南丁	一宮町	南丁	南丁	
II-4368	自然斜面	南丁(8)	南丁	一宮町	南丁	南丁	
II-4369	自然斜面	南丁(9)	南丁	一宮町	南丁	南丁	
II-4370	自然斜面	南丁(10)	南丁	一宮町	南丁	南丁	
II-4371	自然斜面	福正	福正	一宮町	福正	福正	
II-4372	自然斜面	赤坂東山(1)	赤坂東山	一宮町	赤坂東山	赤坂東山	
II-4373	自然斜面	赤坂東山(2)	赤坂東山	一宮町	赤坂東山	赤坂東山	
II-4374	自然斜面	本丁(1)	本丁	下町	本丁	本丁	
II-4375	自然斜面	東月ノ宮(1)	東月ノ宮	入田町	東月ノ宮	東月ノ宮	
II-4376	自然斜面	東月ノ宮(2)	東月ノ宮	入田町	東月ノ宮	東月ノ宮	
II-4377	自然斜面	東月ノ宮(3)	東月ノ宮	入田町	東月ノ宮	東月ノ宮	
II-4378	自然斜面	西月ノ宮	西月ノ宮	入田町	西月ノ宮	西月ノ宮	
II-4379	自然斜面	内ノ御田(3)	内ノ御田	入田町	内ノ御田	内ノ御田	
II-4380	自然斜面	内ノ御田(4)	内ノ御田	入田町	内ノ御田	内ノ御田	
II-4381	自然斜面	内ノ御田(5)	内ノ御田	入田町	内ノ御田	内ノ御田	
II-4382	自然斜面	内ノ御田(6)	内ノ御田	入田町	内ノ御田	内ノ御田	
II-4383	自然斜面	内ノ御田(7)	内ノ御田	入田町	内ノ御田	内ノ御田	
II-4384	自然斜面	内ノ御田(8)	内ノ御田	入田町	内ノ御田	内ノ御田	
II-4385	自然斜面	海先(2)	海先	入田町	海先	海先	
II-4386	自然斜面	海先(3)	海先	入田町	海先	海先	
II-4387	自然斜面	海先(4)	海先	入田町	海先	海先	
II-4388	自然斜面	海先(5)	海先	入田町	海先	海先	
II-4389	自然斜面	海先(6)	海先	入田町	海先	海先	
II-4390	自然斜面	海先(7)	海先	入田町	海先	海先	
II-4391	自然斜面	海先(8)	海先	入田町	海先	海先	
II-4392	自然斜面	大久(2)	大久	入田町	大久	大久	
II-4393	自然斜面	大久(3)	大久	入田町	大久	大久	
II-4394	自然斜面	金治(1)	金治	入田町	金治	金治	
II-4395	自然斜面	金治(2)	金治	入田町	金治	金治	

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名			位置		
		市町村	旧市町村	町・字	市町村	旧市町村	町・字
II-4396	自然斜面	笠木(2)	笠木	入田町	笠木	笠木	
II-4397	自然斜面	天ノ原(1)	天ノ原	入田町	天ノ原	天ノ原	
II-4398	自然斜面	天ノ原(2)	天ノ原	入田町	天ノ原	天ノ原	
II-4399	自然斜面	天ノ原(3)	天ノ原	入田町	天ノ原	天ノ原	
II-4400	自然斜面	南谷(1)	南谷	入田町	南谷	南谷	
II-4401	自然斜面	南谷(2)	南谷	入田町	南谷	南谷	
II-4402	自然斜面	南谷(3)	南谷	入田町	南谷	南谷	
II-4403	自然斜面	南谷(4)	南谷	入田町	南谷	南谷	
II-4404	自然斜面	南谷(5)	南谷	入田町	南谷	南谷	
II-4405	自然斜面	南谷(6)	南谷	入田町	南谷	南谷	
II-4406	自然斜面	南谷(7)	南谷	入田町	南谷	南谷	
II-4407	自然斜面	南谷(8)	南谷	入田町	南谷	南谷	
II-4408	自然斜面	安都真(1)	安都真	入田町	安都真	安都真	
II-4409	自然斜面	安都真(2)	安都真	入田町	安都真	安都真	
II-4410	自然斜面	安都真(3)	安都真	入田町	安都真	安都真	
II-4411	自然斜面	安都真(4)	安都真	入田町	安都真	安都真	
II-4412	自然斜面	安都真(5)	安都真	入田町	安都真	安都真	
II-4413	自然斜面	安都真(6)	安都真	入田町	安都真	安都真	
II-4414	自然斜面	西名東山	西名東山	加茂名町	西名東山	西名東山	
II-4415	自然斜面	名東町1丁目	名東町	名東町	名東町	名東町	
II-4416	自然斜面	名東町2丁目(2)	名東町	名東町	名東町	名東町	
II-4417	自然斜面	名東町3丁目	名東町	名東町	名東町	名東町	
II-4418	自然斜面	名東町4丁目(3)	名東町	名東町	名東町	名東町	
II-4419	自然斜面	名東町5丁目(4)	名東町	名東町	名東町	名東町	
II-4420	自然斜面	南庄町2丁目(2)	南庄町	南庄町	南庄町	南庄町	
II-4421	自然斜面	南庄町2丁目(3)	南庄町	南庄町	南庄町	南庄町	
II-4422	自然斜面	南庄町4丁目	南庄町	南庄町	南庄町	南庄町	
II-4423	自然斜面	南庄町5丁目(2)	南庄町	南庄町	南庄町	南庄町	
II-4424	自然斜面	南庄町5丁目(1)	南庄町	南庄町	南庄町	南庄町	
II-4425	自然斜面	南庄町7丁目(3)	南庄町	南庄町	南庄町	南庄町	
II-4426	自然斜面	南庄町8丁目(3)	南庄町	南庄町	南庄町	南庄町	
II-4427	自然斜面	西二軒屋2丁目	西二軒屋町	西二軒屋町	西二軒屋町	西二軒屋町	
II-4428	自然斜面	西二軒屋2丁目	西二軒屋町	西二軒屋町	西二軒屋町	西二軒屋町	
II-4429	自然斜面	勢見町2丁目	勢見町	勢見町	勢見町	勢見町	
II-4430	自然斜面	中津浦(4)	中津浦	八万町	中津浦	中津浦	
II-4431	自然斜面	中津浦(5)	中津浦	八万町	中津浦	中津浦	
II-4432	自然斜面	中津浦(6)	中津浦	八万町	中津浦	中津浦	
II-4433	自然斜面	中津浦(7)	中津浦	八万町	中津浦	中津浦	
II-4434	自然斜面	中津浦(8)	中津浦	八万町	中津浦	中津浦	
II-4435	自然斜面	福乃山(1)	福乃山	八万町	福乃山	福乃山	
II-4436	自然斜面	福乃山(2)	福乃山	八万町	福乃山	福乃山	
II-4437	自然斜面	福乃山(3)	福乃山	八万町	福乃山	福乃山	
II-4438	自然斜面	上福万(5)	上福万	八万町	上福万	上福万	
II-4439	自然斜面	上福万(6)	上福万	八万町	上福万	上福万	
II-4440	自然斜面	上福万(7)	上福万	八万町	上福万	上福万	
II-4441	自然斜面	上福万(8)	上福万	八万町	上福万	上福万	
II-4442	自然斜面	上福万(9)	上福万	八万町	上福万	上福万	
II-4443	自然斜面	上福万(10)	上福万	八万町	上福万	上福万	
II-4444	自然斜面	上福万(11)	上福万	八万町	上福万	上福万	
II-4445	自然斜面	上福万(12)	上福万	八万町	上福万	上福万	
II-4446	自然斜面	柿谷(1)	柿谷	八万町	柿谷	柿谷	
II-4447	自然斜面	柿谷(2)	柿谷	八万町	柿谷	柿谷	
II-4448	自然斜面	柿谷(3)	柿谷	八万町	柿谷	柿谷	
II-4449	自然斜面	柿谷(4)	柿谷	八万町	柿谷	柿谷	
II-4450	自然斜面	柿谷(5)	柿谷	八万町	柿谷	柿谷	
II-4451	自然斜面	宮ノ谷(2)	宮ノ谷	八万町	宮ノ谷	宮ノ谷	
II-4452	自然斜面	宮ノ谷(3)	宮ノ谷	八万町	宮ノ谷	宮ノ谷	

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	位置		
		市町村	旧市町村	町・字 小字
II-4453	自然斜面	新貝(3)	八万町	新貝
II-4454	自然斜面	大野	八万町	大野
II-4455	自然斜面	大山(2)	八万町	大野
II-4456	自然斜面	法花谷(3)	八万町	法花谷
II-4457	自然斜面	法花谷(4)	八万町	法花谷
II-4458	自然斜面	法花谷(5)	八万町	法花谷
II-4459	自然斜面	法花谷(6)	八万町	法花谷
II-4460	自然斜面	下長谷	八万町	下長谷
II-4461	自然斜面	下長谷(7)	八万町	下長谷
II-4462	自然斜面	下長谷(8)	八万町	下長谷
II-4463	自然斜面	川西(3)	八万町	川西
II-4464	自然斜面	川西(4)	八万町	川西
II-4465	自然斜面	川北(1)	八万町	川北
II-4466	自然斜面	川北(2)	八万町	川北
II-4467	自然斜面	寺山(2)	八万町	寺山
II-4468	自然斜面	下中筋(3)	八万町	下中筋
II-4469	自然斜面	樋口(3)	八万町	樋口
II-4470	自然斜面	樋口(4)	八万町	樋口
II-4471	自然斜面	樋口(5)	八万町	樋口
II-4472	自然斜面	上中筋(4)	八万町	上中筋
II-4473	自然斜面	上中筋(4)	八万町	上中筋
II-4474	自然斜面	上中筋(5)	八万町	上中筋
II-4475	自然斜面	上中筋(6)	八万町	上中筋
II-4476	自然斜面	上中筋(7)	八万町	上中筋
II-4477	自然斜面	花房(3)	八万町	上中筋
II-4478	自然斜面	花房(4)	八万町	花房
II-4479	自然斜面	花房(5)	八万町	花房
II-4480	自然斜面	花房(6)	八万町	花房
II-4481	自然斜面	花房(7)	八万町	花房
II-4482	自然斜面	花房(8)	八万町	花房
II-4483	自然斜面	花房(9)	八万町	花房
II-4484	自然斜面	花房(10)	八万町	花房
II-4485	自然斜面	花房(11)	八万町	花房
II-4486	自然斜面	中山(1)	八万町	中山
II-4487	自然斜面	中山(2)	八万町	中山
II-4488	自然斜面	皇河内(3)	八万町	皇河内
II-4489	自然斜面	皇河内(4)	八万町	皇河内
II-4490	自然斜面	皇河内(5)	八万町	皇河内
II-4491	自然斜面	皇河内(6)	八万町	皇河内
II-4492	自然斜面	皇河内(7)	八万町	皇河内
II-4493	自然斜面	皇河内(8)	八万町	皇河内
II-4494	自然斜面	皇河内(9)	八万町	皇河内
II-4495	自然斜面	葉山	八万町	葉山
II-4496	自然斜面	衣田(2)	八万町	衣田
II-4497	自然斜面	衣田(3)	八万町	衣田
II-4498	自然斜面	衣田(4)	八万町	衣田
II-4499	自然斜面	衣田(5)	八万町	衣田
II-4500	自然斜面	西地(1)	八万町	西地
II-4501	自然斜面	西地(2)	八万町	西地
II-4502	自然斜面	田中(1)	八万町	田中
II-4503	自然斜面	田中(2)	八万町	田中
II-4504	自然斜面	田中(3)	八万町	田中
II-4505	自然斜面	田中(4)	八万町	田中
II-4506	自然斜面	西山(1)	八万町	西山
II-4507	自然斜面	津田南	八万町	一丁目
II-4508	自然斜面	小神子(3)	八万町	小神子
II-4509	自然斜面	三ッ谷	大原町	三ッ谷

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	位置		
		市町村	旧市町村	町・字 小字
II-4510	自然斜面	東千代丸	大原町	東千代丸
II-4511	自然斜面	難呼	大原町	難呼
II-4512	自然斜面	鷺(2)	大原町	中項
II-4513	自然斜面	鷺(3)	大原町	長尾
II-4514	自然斜面	外鷺(2)	大原町	外鷺
II-4515	自然斜面	池ノ内(1)	大原町	池ノ内
II-4516	自然斜面	池ノ内(2)	大原町	池ノ内
II-4517	自然斜面	池ノ内(3)	大原町	池ノ内
II-4518	自然斜面	半谷	勝占町	半谷
II-4519	自然斜面	梅ノ井(2)	大谷町	梅ノ井
II-4520	自然斜面	柳瀬	大谷町	柳瀬
II-4521	自然斜面	南谷(2)	大谷町	南谷
II-4522	自然斜面	南谷(3)	大谷町	南谷
II-4523	自然斜面	上地(1)	大谷町	上地
II-4524	自然斜面	上地(2)	北山町	上地
II-4525	自然斜面	上地(3)	北山町	上地
II-4526	自然斜面	馬越(1)	方上町	馬越
II-4527	自然斜面	馬越(2)	方上町	馬越
II-4528	自然斜面	馬越(3)	方上町	馬越
II-4529	自然斜面	向山(1)	方上町	向山
II-4530	自然斜面	大食(2)	方上町	大食
II-4531	自然斜面	下中山	方上町	下中山
II-4532	自然斜面	高曾根(1)	渡野町	高曾根
II-4533	自然斜面	高曾根(2)	渡野町	高曾根
II-4534	自然斜面	正泉(1)	渡野町	正泉
II-4535	自然斜面	正泉(2)	渡野町	正泉
II-4536	自然斜面	正泉(3)	渡野町	正泉
II-4537	自然斜面	正泉(4)	渡野町	正泉
II-4538	自然斜面	正泉(5)	渡野町	正泉
II-4539	自然斜面	正泉(6)	渡野町	正泉
II-4540	自然斜面	正泉(7)	渡野町	正泉
II-4541	自然斜面	正泉(8)	渡野町	正泉
II-4542	自然斜面	正泉(9)	渡野町	正泉
II-4543	自然斜面	正泉(10)	渡野町	正泉
II-4544	自然斜面	正泉(11)	渡野町	正泉
II-4545	自然斜面	正泉(12)	渡野町	正泉
II-4546	自然斜面	正泉(13)	渡野町	正泉
II-4547	自然斜面	正泉(14)	渡野町	正泉
II-4548	自然斜面	正泉(15)	渡野町	正泉
II-4549	自然斜面	正泉(16)	渡野町	正泉
II-4550	自然斜面	正泉(17)	渡野町	正泉
II-4551	自然斜面	正泉(18)	渡野町	正泉
II-4552	自然斜面	正泉(19)	渡野町	正泉
II-4553	自然斜面	正泉(20)	渡野町	正泉
II-4554	自然斜面	正泉(21)	渡野町	正泉
II-4555	自然斜面	正泉(22)	渡野町	正泉
II-4556	自然斜面	正泉(23)	渡野町	正泉
II-4557	自然斜面	正泉(24)	渡野町	正泉
II-4558	自然斜面	正泉(25)	渡野町	正泉
II-4559	自然斜面	正泉(26)	渡野町	正泉
II-4560	自然斜面	正泉(27)	渡野町	正泉
II-4561	自然斜面	正泉(28)	渡野町	正泉
II-4562	自然斜面	正泉(29)	渡野町	正泉
II-4563	自然斜面	正泉(30)	渡野町	正泉
II-4564	自然斜面	正泉(31)	渡野町	正泉
II-4565	自然斜面	正泉(32)	渡野町	正泉
II-4566	自然斜面	正泉(33)	渡野町	正泉

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
II-4624	自然斜面	中津(2)	徳島市		中津
II-4625	自然斜面	中津(3)	徳島市		中津
II-4626	自然斜面	中津(4)	徳島市		中津
II-4627	自然斜面	中津(5)	徳島市		中津
II-4628	自然斜面	中津(6)	徳島市		中津
II-4629	自然斜面	中津(7)	徳島市		中津
II-4630	自然斜面	中津(8)	徳島市		中津
II-4631	自然斜面	中津(9)	徳島市		立岩
II-4632	自然斜面	金谷(1)	徳島市		金谷
II-4633	自然斜面	金谷(2)	徳島市		金谷
II-4634	自然斜面	小路地(2)	徳島市		小路地
II-4635	自然斜面	池谷(2)	徳島市		池谷
II-4636	自然斜面	池谷(3)	徳島市		池谷
II-4637	自然斜面	池谷(4)	徳島市		池谷
II-4638	自然斜面	青毛ノ原(1)	徳島市		青毛ノ原
II-4639	自然斜面	青毛ノ原(2)	徳島市		青毛ノ原
II-4640	自然斜面	中津峰(1)	徳島市		中津峰
II-4641	自然斜面	中津峰(2)	徳島市		中津峰
II-4642	自然斜面	中津峰(3)	徳島市		中津峰
II-4643	自然斜面	枇杷久保(1)	徳島市		枇杷久保
II-4644	自然斜面	枇杷久保(2)	徳島市		枇杷久保
II-4645	自然斜面	高良(1)	徳島市		高良
II-4646	自然斜面	高良(2)	徳島市		高良
II-4647	自然斜面	西柳谷(1)	徳島市		西柳谷
II-4648	自然斜面	西柳谷(2)	徳島市		西柳谷
II-4649	自然斜面	西柳谷(3)	徳島市		西柳谷
II-4650	自然斜面	西柳谷(4)	徳島市		西柳谷
II-4651	自然斜面	西柳谷(5)	徳島市		西柳谷
II-4652	自然斜面	西柳谷(6)	徳島市		西柳谷
II-4653	自然斜面	本谷(1)	徳島市		本谷
II-4654	自然斜面	本谷(2)	徳島市		本谷
II-4655	自然斜面	奥ノ谷(1)	徳島市		奥ノ谷
II-4656	自然斜面	奥ノ谷(2)	徳島市		奥ノ谷
II-4657	自然斜面	西沖野	徳島市		西沖野
II-4658	自然斜面	東沖野	徳島市		東沖野
II-4659	自然斜面	手城(1)	徳島市		手城
II-4660	自然斜面	手城(2)	徳島市		手城
II-4661	自然斜面	南ノ内	徳島市		南ノ内
II-4662	自然斜面	長田(1)	徳島市		長田
II-4663	自然斜面	長田(2)	徳島市		長田
II-4664	自然斜面	長田(3)	徳島市		長田
II-4665	自然斜面	西分	徳島市		西分
II-4666	自然斜面	千飯(1)	徳島市		千飯
II-4667	自然斜面	千飯(2)	徳島市		千飯
II-4668	自然斜面	東分(1)	徳島市		東分
II-4669	自然斜面	東分(2)	徳島市		東分
II-4670	自然斜面	東分(3)	徳島市		東分
II-4671	自然斜面	山神(1)	徳島市		山神
II-4672	自然斜面	山神(2)	徳島市		山神
II-4673	自然斜面	道の下(1)	徳島市		道の下
II-4674	自然斜面	道の下(2)	徳島市		道の下
II-4675	自然斜面	池田(1)	徳島市		池田
II-4676	自然斜面	池田(2)	徳島市		池田
II-4677	自然斜面	新重(1)	徳島市		新重
II-4678	自然斜面	新重(2)	徳島市		新重
II-4679	自然斜面	新重(3)	徳島市		新重
II-4680	自然斜面	小竹(3)	徳島市		小竹

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
II-4567	自然斜面	風早(1)	徳島市		風早
II-4568	自然斜面	風早(2)	徳島市		風早
II-4569	自然斜面	風早(3)	徳島市		風早
II-4570	自然斜面	風早(4)	徳島市		風早
II-4571	自然斜面	風早北(1)	徳島市		風早北
II-4572	自然斜面	風早北(2)	徳島市		風早北
II-4573	自然斜面	風早北(3)	徳島市		風早北
II-4574	自然斜面	大久保(1)	徳島市		大久保
II-4575	自然斜面	大久保(2)	徳島市		大久保
II-4576	自然斜面	大久保(3)	徳島市		大久保
II-4577	自然斜面	大久保(4)	徳島市		大久保
II-4578	自然斜面	野田坪(1)	徳島市		野田坪
II-4579	自然斜面	野田坪(2)	徳島市		野田坪
II-4580	自然斜面	野田坪(3)	徳島市		野田坪
II-4581	自然斜面	野田坪(4)	徳島市		野田坪
II-4582	自然斜面	野田坪(5)	徳島市		野田坪
II-4583	自然斜面	野田坪(6)	徳島市		野田坪
II-4584	自然斜面	野田坪(7)	徳島市		野田坪
II-4585	自然斜面	中山(1)	徳島市		中山
II-4586	自然斜面	中山(2)	徳島市		中山
II-4587	自然斜面	三反地	徳島市		三反地
II-4588	自然斜面	町田(1)	徳島市		町田
II-4589	自然斜面	町田(2)	徳島市		町田
II-4590	自然斜面	坂東(1)	徳島市		坂東
II-4591	自然斜面	坂東(2)	徳島市		坂東
II-4592	自然斜面	坂東(3)	徳島市		坂東
II-4593	自然斜面	坂東(4)	徳島市		坂東
II-4594	自然斜面	仕出(2)	徳島市		仕出
II-4595	自然斜面	仕出(3)	徳島市		仕出
II-4596	自然斜面	仕出(4)	徳島市		仕出
II-4597	自然斜面	仕出(5)	徳島市		仕出
II-4598	自然斜面	小倉(2)	徳島市		小倉
II-4599	自然斜面	小倉(3)	徳島市		小倉
II-4600	自然斜面	小倉(4)	徳島市		小倉
II-4601	自然斜面	麗ノ首(1)	徳島市		麗ノ首
II-4602	自然斜面	麗ノ首(2)	徳島市		麗ノ首
II-4603	自然斜面	夏焼(1)	徳島市		夏焼
II-4604	自然斜面	夏焼(2)	徳島市		夏焼
II-4605	自然斜面	八尾(1)	徳島市		八尾
II-4606	自然斜面	八尾(2)	徳島市		八尾
II-4607	自然斜面	友広(2)	徳島市		友広
II-4608	自然斜面	友広(3)	徳島市		友広
II-4609	自然斜面	友広(4)	徳島市		友広
II-4610	自然斜面	森時(1)	徳島市		森時
II-4611	自然斜面	森時(2)	徳島市		森時
II-4612	自然斜面	金堂(1)	徳島市		金堂
II-4613	自然斜面	金堂(2)	徳島市		金堂
II-4614	自然斜面	中の丸南	徳島市		中の丸南
II-4615	自然斜面	加重	徳島市		加重
II-4616	自然斜面	突端石	徳島市		突端石
II-4617	自然斜面	北内(1)	徳島市		北内
II-4618	自然斜面	中内(1)	徳島市		中内
II-4619	自然斜面	八多山	徳島市		八多山
II-4620	自然斜面	白谷	徳島市		白谷
II-4621	自然斜面	北地(3)	徳島市		北地
II-4622	自然斜面	北地(4)	徳島市		北地
II-4623	自然斜面	中津(1)	徳島市		中津

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-4715	自然斜面	中山(1)	小松島市	立江町	中山
II-4716	自然斜面	清水(2)	小松島市	立江町	清水
II-4717	自然斜面	鍋巻(2)	小松島市	立江町	鍋巻
II-4718	自然斜面	大吉	小松島市	立江町	大吉
II-4719	自然斜面	小松(1)	小松島市	橋洞町	小松
II-4720	自然斜面	小松(2)	小松島市	橋洞町	小松
II-4721	自然斜面	小松(3)	小松島市	橋洞町	小松
II-4722	自然斜面	小松(4)	小松島市	橋洞町	小松
II-4723	自然斜面	小松(5)	小松島市	橋洞町	小松
II-4724	自然斜面	東谷(2)	小松島市	橋洞町	東谷
II-4725	自然斜面	東谷(3)	小松島市	橋洞町	東谷
II-4726	自然斜面	東谷(4)	小松島市	橋洞町	東谷
II-4727	自然斜面	東谷(5)	小松島市	橋洞町	東谷
II-4728	自然斜面	久ヶ谷	小松島市	橋洞町	久ヶ谷
II-4729	自然斜面	油免(1)	小松島市	橋洞町	油免
II-4730	自然斜面	油免(2)	小松島市	橋洞町	油免
II-4731	自然斜面	間町(1)	小松島市	橋洞町	間町
II-4732	自然斜面	間町(2)	小松島市	橋洞町	間町
II-4733	自然斜面	間町(3)	小松島市	橋洞町	間町
II-4734	自然斜面	間町(4)	小松島市	橋洞町	間町
II-4735	自然斜面	大谷(2)	小松島市	橋洞町	大谷
II-4736	自然斜面	大谷(3)	小松島市	橋洞町	大谷
II-4737	自然斜面	数延(1)	小松島市	橋洞町	数延
II-4738	自然斜面	数延(2)	小松島市	橋洞町	数延
II-4739	自然斜面	湯谷(2)	小松島市	橋洞町	湯谷
II-4740	自然斜面	湯谷(3)	小松島市	橋洞町	湯谷
II-4741	自然斜面	湊(1)	小松島市	橋洞町	湊
II-4742	自然斜面	湊(2)	小松島市	橋洞町	湊
II-4743	自然斜面	諏訪	小松島市	橋洞町	諏訪
II-4744	自然斜面	宮ノ内(1)	小松島市	橋洞町	宮ノ内
II-4745	自然斜面	宮ノ内(2)	小松島市	橋洞町	宮ノ内
II-4746	自然斜面	宮ノ内(3)	小松島市	橋洞町	宮ノ内
II-4747	自然斜面	宮ノ内(4)	小松島市	橋洞町	宮ノ内
II-4748	自然斜面	宮ノ内(5)	小松島市	橋洞町	宮ノ内
II-4749	自然斜面	宮ノ内(6)	小松島市	橋洞町	宮ノ内
II-4750	自然斜面	宮ノ内(7)	小松島市	橋洞町	宮ノ内
II-4751	自然斜面	大田(1)	小松島市	橋洞町	大田
II-4752	自然斜面	大田(2)	小松島市	橋洞町	大田
II-4753	自然斜面	中田(1)	小松島市	橋洞町	中田
II-4754	自然斜面	菅原(2)	小松島市	橋洞町	菅原
II-4755	自然斜面	菅原(3)	小松島市	橋洞町	菅原
II-4756	自然斜面	菅原(4)	小松島市	橋洞町	菅原
II-4757	自然斜面	菅原(5)	小松島市	橋洞町	菅原
II-4758	自然斜面	菅原(6)	小松島市	橋洞町	菅原
II-4759	自然斜面	菅原(7)	小松島市	橋洞町	菅原
II-4760	自然斜面	山口(2)	小松島市	橋洞町	山口
II-4761	自然斜面	山口(3)	小松島市	橋洞町	山口
II-4762	自然斜面	木原(1)	小松島市	橋洞町	木原
II-4763	自然斜面	木原(2)	小松島市	橋洞町	木原
II-4764	自然斜面	佐山(1)	小松島市	橋洞町	佐山
II-4765	自然斜面	佐山(2)	小松島市	橋洞町	佐山
II-4766	自然斜面	佐山(3)	小松島市	橋洞町	佐山
II-4767	自然斜面	佐山(4)	小松島市	橋洞町	佐山
II-4768	自然斜面	南山(1)	小松島市	立江町	南山
II-4769	自然斜面	南山(2)	小松島市	立江町	南山
II-4770	自然斜面	石原	勝浦町	沼江	石原
II-4771	自然斜面	石原(2)	勝浦町	沼江	石原

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-4681	自然斜面	小竹(4)	徳島市	瓶谷町	小竹
II-4682	自然斜面	小竹(5)	徳島市	瓶谷町	小竹
II-4683	自然斜面	小竹(6)	徳島市	瓶谷町	小竹
II-4684	自然斜面	小竹(7)	徳島市	瓶谷町	小竹
II-7786	人工斜面	新佐古5番町	徳島市	新佐古5番町	
II-7787	人工斜面	上福万(13)	徳島市	八万町	上福万
II-7788	人工斜面	海先(9)	徳島市	入田町	海先
II-7789	人工斜面	笠木(3)	徳島市	入田町	笠木
II-7790	人工斜面	天ノ原(4)	徳島市	入田町	天ノ原
II-7791	人工斜面	西丁(11)	徳島市	一宮町	西丁
II-7792	人工斜面	西丁(12)	徳島市	一宮町	西丁
II-7793	人工斜面	西丁(13)	徳島市	一宮町	西丁
II-7794	人工斜面	上中筋(8)	徳島市	上八万町	上中筋
II-7795	人工斜面	上中筋(9)	徳島市	上八万町	上中筋
II-7796	人工斜面	上中筋(10)	徳島市	上八万町	上中筋
II-7797	人工斜面	中山(3)	徳島市	上八万町	中山
II-7798	人工斜面	東山(2)	徳島市	上八万町	東山
II-7799	人工斜面	西山(2)	徳島市	上八万町	西山
II-7800	人工斜面	竜(4)	徳島市	大原町	竜
II-7801	人工斜面	千代ヶ丸山	徳島市	大原町	千代ヶ丸山
II-7802	人工斜面	辻西(6)	徳島市	津野町	辻西
II-7804	人工斜面	入野(2)	徳島市	津野町	入野
II-7805	人工斜面	舟越	徳島市	津野町	舟越
II-7806	人工斜面	西高木(2)	徳島市	丈六町	西高木
II-7807	人工斜面	丈綱(3)	徳島市	丈六町	丈綱
II-7808	人工斜面	大久保(5)	徳島市	八多町	大久保
II-4685	自然斜面	西山	小松島市	中田町	西山
II-4686	自然斜面	中筋	小松島市	中田町	中筋
II-4687	自然斜面	東山(1)	小松島市	中田町	東山
II-4688	自然斜面	東山(2)	小松島市	中田町	東山
II-4689	自然斜面	山ノ峰西	小松島市	中田町	東山麓子の本
II-4690	自然斜面	山ノ峰(2)	小松島市	中田町	山ノ峰
II-4691	自然斜面	脇谷(3)	小松島市	中田町	脇谷
II-4692	自然斜面	西原(2)	小松島市	田浦町	西原
II-4693	自然斜面	東内	小松島市	田浦町	東内
II-4694	自然斜面	山路(1)	小松島市	新居見町	山路
II-4695	自然斜面	東山下(1)	小松島市	新居見町	東山下
II-4696	自然斜面	東山下(2)	小松島市	新居見町	東山下
II-4697	自然斜面	東山下(3)	小松島市	新居見町	東山下
II-4698	自然斜面	宮ノ前	小松島市	芝生町	宮ノ前
II-4699	自然斜面	恩山寺谷(2)	小松島市	田野町	恩山寺谷
II-4700	自然斜面	恩山寺谷(3)	小松島市	田野町	恩山寺谷
II-4701	自然斜面	恩山寺谷(4)	小松島市	田野町	恩山寺谷
II-4702	自然斜面	中野	小松島市	田野町	中野
II-4703	自然斜面	飯屋(2)	小松島市	田野町	飯屋
II-4704	自然斜面	飯屋(3)	小松島市	田野町	飯屋
II-4705	自然斜面	宮ノ下	小松島市	田野町	宮ノ下
II-4706	自然斜面	奥角(1)	小松島市	田野町	奥角
II-4707	自然斜面	奥角(2)	小松島市	田野町	奥角
II-4708	自然斜面	津ノ木(2)	小松島市	田野町	津ノ木
II-4709	自然斜面	津ノ木(3)	小松島市	田野町	津ノ木
II-4710	自然斜面	津ノ木(4)	小松島市	田野町	津ノ木
II-4711	自然斜面	津ノ木(5)	小松島市	田野町	津ノ木
II-4712	自然斜面	津ノ木(6)	小松島市	田野町	津ノ木
II-4713	自然斜面	津ノ木(7)	小松島市	田野町	津ノ木
II-4714	自然斜面	辰原ヶ谷(2)	小松島市	立江町	辰原ヶ谷

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-4829	自然斜面	大平(1)	勝浦町		坂本 大平
II-4830	自然斜面	大平(2)	勝浦町		坂本 大平
II-4831	自然斜面	東平	勝浦町		坂本 東平
II-4832	自然斜面	久保	勝浦町		坂本 久保
II-4833	自然斜面	上寺	勝浦町		坂本 上寺
II-4834	自然斜面	菜田(1)	勝浦町		坂本 菜田
II-4835	自然斜面	菜田(2)	勝浦町		坂本 菜田
II-4836	自然斜面	菜田(3)	勝浦町		坂本 菜田
II-4837	自然斜面	菜田(4)	勝浦町		坂本 菜田
II-4838	自然斜面	平野(1)	勝浦町		坂本 平野
II-4839	自然斜面	平野(2)	勝浦町		坂本 平野
II-4840	自然斜面	平野(3)	勝浦町		坂本 平野
II-4841	自然斜面	川南	勝浦町		坂本 川南
II-4842	自然斜面	繁野(2)	勝浦町		坂本 繁野
II-4843	自然斜面	大伏尾	勝浦町		坂本 大伏尾
II-4844	自然斜面	中尾(1)	勝浦町		坂本 中尾
II-4845	自然斜面	中尾(2)	勝浦町		坂本 中尾
II-4846	自然斜面	中尾(3)	勝浦町		坂本 中尾
II-4847	自然斜面	稜勢(1)	勝浦町		坂本 稜勢
II-4848	自然斜面	稜勢(2)	勝浦町		坂本 稜勢
II-4849	自然斜面	小栗須	勝浦町		三溪 小栗須
II-4850	自然斜面	林(1)	勝浦町		三溪 林
II-4851	自然斜面	林(2)	勝浦町		三溪 林
II-4852	自然斜面	林(3)	勝浦町		三溪 林
II-4853	自然斜面	入道谷	勝浦町		三溪 入道谷
II-4854	自然斜面	太良尾(1)	勝浦町		三溪 太良尾
II-4855	自然斜面	太良尾(2)	勝浦町		三溪 太良尾
II-4856	自然斜面	太良尾(3)	勝浦町		三溪 太良尾
II-4857	自然斜面	寺谷(1)	勝浦町		三溪 寺谷
II-4858	自然斜面	寺谷(2)	勝浦町		三溪 寺谷
II-4859	自然斜面	寺谷(3)	勝浦町		三溪 寺谷
II-4860	自然斜面	神谷(1)	勝浦町		三溪 神谷
II-4861	自然斜面	神谷(2)	勝浦町		三溪 神谷
II-4862	自然斜面	中山(2)	勝浦町		三溪 中山
II-4863	自然斜面	東浦(1)	勝浦町		三溪 東浦
II-4864	自然斜面	上羽瀬	勝浦町		三溪 上羽瀬
II-4865	自然斜面	薬山	勝浦町		三溪 薬山
II-4866	自然斜面	東浦(2)	勝浦町		三溪 東浦
II-4867	自然斜面	唐坂(1)	勝浦町		三溪 唐坂
II-4868	自然斜面	唐坂(2)	勝浦町		三溪 唐坂
II-4869	自然斜面	中ノ倉(1)	勝浦町		三溪 中ノ倉
II-4870	自然斜面	中ノ倉(2)	勝浦町		三溪 中ノ倉
II-4871	自然斜面	橋(1)	勝浦町		三溪 橋
II-4872	自然斜面	橋(2)	勝浦町		三溪 橋
II-4873	自然斜面	立棒(1)	勝浦町		三溪 立棒
II-4874	自然斜面	立棒(2)	勝浦町		三溪 立棒
II-4875	自然斜面	立棒(3)	勝浦町		三溪 立棒
II-4876	自然斜面	立棒(4)	勝浦町		三溪 立棒
II-4877	自然斜面	西谷(2)	勝浦町		三溪 西谷
II-4878	自然斜面	西谷(3)	勝浦町		三溪 西谷
II-4879	自然斜面	西谷(4)	勝浦町		三溪 西谷
II-4880	自然斜面	西谷(5)	勝浦町		三溪 西谷
II-4881	自然斜面	西谷(6)	勝浦町		三溪 西谷
II-4882	自然斜面	西岡(1)	勝浦町		三溪 西岡
II-4883	自然斜面	西岡(2)	勝浦町		三溪 西岡
II-4884	自然斜面	西岡(3)	勝浦町		三溪 西岡
II-4885	自然斜面	西岡(4)	勝浦町		三溪 西岡

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-4772	自然斜面	石原(3)	沼江町		沼江 石原
II-4773	自然斜面	石原(4)	沼江町		沼江 石原
II-4774	自然斜面	北谷(1)	沼江町		沼江 北谷
II-4775	自然斜面	北谷(2)	沼江町		沼江 北谷
II-4776	自然斜面	花袋壱	沼江町		沼江 花袋壱
II-4777	自然斜面	花袋壘(2)	沼江町		沼江 花袋壘
II-4778	自然斜面	萩ノ倉	沼江町		沼江 萩ノ倉
II-4779	自然斜面	西谷(3)	沼江町		沼江 西谷
II-4780	自然斜面	西谷(4)	沼江町		沼江 西谷
II-4781	自然斜面	山路(2)	沼江町		沼江 山路
II-4782	自然斜面	折字(2)	沼江町		沼江 折字
II-4783	自然斜面	折字(3)	沼江町		沼江 折字
II-4784	自然斜面	折字(4)	沼江町		沼江 折字
II-4785	自然斜面	長田	沼江町		沼江 長田
II-4786	自然斜面	天川(1)	沼江町		沼江 天川
II-4787	自然斜面	天川(2)	沼江町		沼江 天川
II-4788	自然斜面	天川(3)	沼江町		沼江 天川
II-4789	自然斜面	一栗	沼江町		沼江 一栗
II-4790	自然斜面	叶原	沼江町		沼江 叶原
II-4791	自然斜面	中山(1)	沼江町		沼江 中山
II-4792	自然斜面	中山(2)	沼江町		沼江 中山
II-4793	自然斜面	平間	沼江町		沼江 平間
II-4794	自然斜面	黒岩(2)	沼江町		沼江 黒岩
II-4795	自然斜面	黒岩(1)	沼江町		沼江 黒岩
II-4796	自然斜面	七ヶ森	沼江町		沼江 七ヶ森
II-4797	自然斜面	大屋敷	沼江町		沼江 大屋敷
II-4798	自然斜面	日浦(2)	沼江町		坂本 日浦
II-4799	自然斜面	日浦(3)	沼江町		坂本 日浦
II-4800	自然斜面	日浦(4)	沼江町		坂本 日浦
II-4801	自然斜面	日浦(5)	沼江町		坂本 日浦
II-4802	自然斜面	宝田(1)	沼江町		坂本 宝田
II-4803	自然斜面	宝田(2)	沼江町		坂本 宝田
II-4804	自然斜面	宝田(3)	沼江町		坂本 宝田
II-4805	自然斜面	宝田(4)	沼江町		坂本 宝田
II-4806	自然斜面	中谷	沼江町		坂本 中谷
II-4807	自然斜面	旭谷(1)	沼江町		坂本 旭谷
II-4808	自然斜面	旭谷(2)	沼江町		坂本 旭谷
II-4809	自然斜面	関西(1)	沼江町		坂本 関西
II-4810	自然斜面	関西(2)	沼江町		坂本 関西
II-4811	自然斜面	東谷(1)	沼江町		坂本 東谷
II-4812	自然斜面	東谷(2)	沼江町		坂本 東谷
II-4813	自然斜面	東谷(3)	沼江町		坂本 東谷
II-4814	自然斜面	旭(1)	沼江町		坂本 旭
II-4815	自然斜面	旭(2)	沼江町		坂本 旭
II-4816	自然斜面	旭(3)	沼江町		坂本 旭
II-4817	自然斜面	中野(1)	沼江町		坂本 中野
II-4818	自然斜面	中野(2)	沼江町		坂本 中野
II-4819	自然斜面	西平	沼江町		坂本 西平
II-4820	自然斜面	宮平(1)	沼江町		坂本 宮平
II-4821	自然斜面	宮平(2)	沼江町		坂本 宮平
II-4822	自然斜面	宮平(3)	沼江町		坂本 宮平
II-4823	自然斜面	生実(1)	沼江町		坂本 生実
II-4824	自然斜面	生実(2)	沼江町		坂本 生実
II-4825	自然斜面	生実(3)	沼江町		坂本 生実
II-4826	自然斜面	生実(4)	沼江町		坂本 生実
II-4827	自然斜面	稲原(2)	沼江町		坂本 稲原
II-4828	自然斜面	稲原(3)	沼江町		坂本 稲原

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ) 平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
II-4943	自然斜面	鷺(1)	上勝町		鷺	
II-4944	自然斜面	鷺(2)	上勝町		鷺	
II-4945	自然斜面	鷺(3)	上勝町		鷺	
II-4946	自然斜面	鷺(4)	上勝町		鷺	
II-4947	自然斜面	鷺(5)	上勝町		鷺	
II-4948	自然斜面	鷺(6)	上勝町		鷺	
II-4949	自然斜面	鷺上(1)	上勝町		鷺上	
II-4950	自然斜面	鷺上(2)	上勝町		鷺上	
II-4951	自然斜面	川西	上勝町		川西	
II-4952	自然斜面	日浦(1)	上勝町		日浦	
II-4953	自然斜面	日浦(2)	上勝町		日浦	
II-4954	自然斜面	日浦(3)	上勝町		日浦	
II-4955	自然斜面	堂床(1)	上勝町		堂床	
II-4956	自然斜面	堂床(2)	上勝町		堂床	
II-4957	自然斜面	堂床(3)	上勝町		堂床	
II-4958	自然斜面	堂床(4)	上勝町		堂床	
II-4959	自然斜面	堂床(5)	上勝町		堂床	
II-4960	自然斜面	堂床(6)	上勝町		堂床	
II-4961	自然斜面	堂床(7)	上勝町		堂床	
II-4962	自然斜面	手水(1)	上勝町		手水	
II-4963	自然斜面	手水(2)	上勝町		手水	
II-4964	自然斜面	手水(3)	上勝町		手水	
II-4965	自然斜面	手水(4)	上勝町		手水	
II-4966	自然斜面	手水(5)	上勝町		手水	
II-4967	自然斜面	手水(6)	上勝町		手水	
II-4968	自然斜面	手水(7)	上勝町		手水	
II-4969	自然斜面	仁義(1)	上勝町		仁義	
II-4970	自然斜面	仁義(2)	上勝町		仁義	
II-4971	自然斜面	宮大尾	上勝町		宮大尾	
II-4972	自然斜面	宮大尾(1)	上勝町		宮大尾	
II-4973	自然斜面	宮大尾(2)	上勝町		宮大尾	
II-4974	自然斜面	梅の木	上勝町		梅の木	
II-4975	自然斜面	小松(1)	上勝町		小松	
II-4976	自然斜面	小松(2)	上勝町		小松	
II-4977	自然斜面	小松(3)	上勝町		小松	
II-4978	自然斜面	小松(4)	上勝町		小松	
II-4979	自然斜面	小松(5)	上勝町		小松	
II-4980	自然斜面	小松(6)	上勝町		小松	
II-4981	自然斜面	堂久保(1)	上勝町		堂久保	
II-4982	自然斜面	堂久保(2)	上勝町		堂久保	
II-4983	自然斜面	堂久保(3)	上勝町		堂久保	
II-4984	自然斜面	堂久保(4)	上勝町		堂久保	
II-4985	自然斜面	堂久保(5)	上勝町		堂久保	
II-4986	自然斜面	堂久保(6)	上勝町		堂久保	
II-4987	自然斜面	西峯(1)	上勝町		西峯	
II-4988	自然斜面	西峯(2)	上勝町		西峯	
II-4989	自然斜面	西谷	上勝町		西谷	
II-4990	自然斜面	下地(1)	上勝町		下地	
II-4991	自然斜面	下地(2)	上勝町		下地	
II-4992	自然斜面	下地(3)	上勝町		下地	
II-4993	自然斜面	下地	上勝町		下地	
II-4994	自然斜面	西中(1)	上勝町		西中	
II-4995	自然斜面	西中(2)	上勝町		西中	
II-4996	自然斜面	中尾	上勝町		中尾	
II-4997	自然斜面	中尾(1)	上勝町		中尾	
II-4998	自然斜面	中尾(2)	上勝町		中尾	
II-4999	自然斜面	中尾(3)	上勝町		中尾	

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ) 平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
II-4886	自然斜面	上小川	勝浦町		三溪	上小川
II-4887	自然斜面	市ノ江(2)	勝浦町		三溪	市ノ江
II-4888	自然斜面	市ノ江(3)	勝浦町		三溪	市ノ江
II-4889	自然斜面	小川(1)	勝浦町		三溪	小川
II-4890	自然斜面	小川(2)	勝浦町		三溪	小川
II-4891	自然斜面	小川(3)	勝浦町		三溪	小川
II-4892	自然斜面	高屋(1)	勝浦町		三溪	高屋
II-4893	自然斜面	高屋(2)	勝浦町		三溪	高屋
II-4894	自然斜面	古川(1)	勝浦町		三溪	古川
II-4895	自然斜面	古川(2)	勝浦町		三溪	古川
II-4896	自然斜面	名田(1)	勝浦町		三溪	名田
II-4897	自然斜面	名田(2)	勝浦町		三溪	名田
II-4898	自然斜面	名田(3)	勝浦町		三溪	名田
II-4899	自然斜面	神谷	勝浦町		三溪	神谷
II-4900	自然斜面	腰割	勝浦町		三溪	腰割
II-4901	自然斜面	中村(1)	勝浦町		三溪	中村
II-4902	自然斜面	中村(2)	勝浦町		三溪	中村
II-4903	自然斜面	平(2)	勝浦町		三溪	平
II-4904	自然斜面	平(3)	勝浦町		三溪	平
II-4905	自然斜面	栗城	勝浦町		三溪	栗城
II-4906	自然斜面	三ヶ月田(1)	勝浦町		三溪	三ヶ月田
II-4907	自然斜面	三ヶ月田(2)	勝浦町		三溪	三ヶ月田
II-4908	自然斜面	西盛羅尾	勝浦町		三溪	西盛羅尾
II-4909	自然斜面	立川	勝浦町		三溪	立川
II-4910	自然斜面	中奥(1)	勝浦町		尾谷	中奥
II-4911	自然斜面	中奥(2)	勝浦町		尾谷	中奥
II-4912	自然斜面	中奥(3)	勝浦町		尾谷	中奥
II-4913	自然斜面	中奥(4)	勝浦町		尾谷	中奥
II-4914	自然斜面	野田尾	勝浦町		尾谷	野田尾
II-4915	自然斜面	二ツ森谷	勝浦町		尾谷	二ツ森谷
II-4916	自然斜面	畑	勝浦町		中角	畑
II-4917	自然斜面	西山(2)	勝浦町		中角	西山
II-4918	自然斜面	石倉	勝浦町		柳野	石倉
II-4919	自然斜面	畑	勝浦町		柳野	畑
II-4920	自然斜面	中立川(1)	勝浦町		柳野	中立川
II-4921	自然斜面	中立川(2)	勝浦町		柳野	中立川
II-4922	自然斜面	中立川(3)	勝浦町		柳野	中立川
II-4923	自然斜面	中立川(4)	勝浦町		柳野	中立川
II-4924	自然斜面	中立川(5)	勝浦町		柳野	中立川
II-4925	自然斜面	中立川(6)	勝浦町		柳野	中立川
II-4926	自然斜面	口立川(1)	勝浦町		柳野	口立川
II-4927	自然斜面	口立川(2)	勝浦町		柳野	口立川
II-4928	自然斜面	都井谷	勝浦町		柳野	都井谷
II-4929	自然斜面	高槽	勝浦町		柳野	高槽
II-4930	自然斜面	中瀬	勝浦町		柳野	中瀬
II-4931	自然斜面	大谷	勝浦町		柳野	大谷
II-4932	自然斜面	奥立川(1)	勝浦町		柳野	奥立川
II-4933	自然斜面	奥立川(2)	勝浦町		柳野	奥立川
II-4934	自然斜面	平野	勝浦町		生名	平野
II-4935	自然斜面	坊ヶ谷	勝浦町		生名	坊ヶ谷
II-4936	自然斜面	石垣(1)	勝浦町		生名	石垣
II-4937	自然斜面	石垣(2)	勝浦町		生名	石垣
II-4938	自然斜面	山の神	勝浦町		生名	山の神
II-4940	自然斜面	東(1)	勝浦町		生名	東
II-4941	自然斜面	東(2)	勝浦町		生名	東
II-4942	自然斜面	山下	勝浦町		生名	山下

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-5000	自然斜面	中尾(4)	上勝町	正木	中尾
II-5001	自然斜面	中尾	上勝町	正木	中尾
II-5002	自然斜面	槻地	上勝町	正木	槻地
II-5003	自然斜面	槻地	上勝町	正木	槻地
II-5004	自然斜面	槻地	上勝町	正木	槻地
II-5005	自然斜面	西内	上勝町	正木	西内
II-5006	自然斜面	西槻地(1)	上勝町	正木	西内
II-5007	自然斜面	西槻地(2)	上勝町	正木	西槻地
II-5008	自然斜面	安後(1)	上勝町	正木	安後
II-5009	自然斜面	安後(2)	上勝町	正木	安後
II-5010	自然斜面	安後(3)	上勝町	正木	安後
II-5011	自然斜面	安後(4)	上勝町	正木	安後
II-5012	自然斜面	南岡(1)	上勝町	正木	南岡
II-5013	自然斜面	南岡(2)	上勝町	正木	南岡
II-5014	自然斜面	清田(1)	上勝町	正木	清田
II-5015	自然斜面	清田(2)	上勝町	正木	清田
II-5016	自然斜面	西浦(1)	上勝町	正木	西浦
II-5017	自然斜面	西浦(2)	上勝町	正木	西浦
II-5018	自然斜面	西浦(3)	上勝町	正木	西浦
II-5019	自然斜面	西浦(4)	上勝町	正木	西浦
II-5020	自然斜面	平間(1)	上勝町	正木	平間
II-5021	自然斜面	平間(2)	上勝町	正木	平間
II-5022	自然斜面	寺内	上勝町	正木	寺内
II-5023	自然斜面	六十部	上勝町	正木	六十部
II-5024	自然斜面	柳田	上勝町	正木	柳田
II-5025	自然斜面	イカケ	上勝町	正木	イカケ
II-5026	自然斜面	中津(1)	上勝町	正木	中津
II-5027	自然斜面	中津(2)	上勝町	正木	中津
II-5028	自然斜面	中津(3)	上勝町	正木	中津
II-5029	自然斜面	樋口(1)	上勝町	正木	樋口
II-5030	自然斜面	樋口(2)	上勝町	正木	樋口
II-5031	自然斜面	高野	上勝町	正木	高野
II-5032	自然斜面	田竜津	上勝町	正木	田竜津
II-5033	自然斜面	戴ノ内	上勝町	正木	戴ノ内
II-5034	自然斜面	傍示谷	上勝町	正木	傍示谷
II-5035	自然斜面	杉山(1)	上勝町	正木	杉山
II-5036	自然斜面	杉山(2)	上勝町	正木	杉山
II-5037	自然斜面	地藏堂(1)	上勝町	正木	地藏堂
II-5038	自然斜面	地藏堂(2)	上勝町	正木	地藏堂
II-5039	自然斜面	奥田	上勝町	正木	奥田
II-5040	自然斜面	大屋敷	上勝町	正木	大屋敷
II-5041	自然斜面	古森	上勝町	正木	古森
II-5042	自然斜面	榑本	上勝町	正木	榑本
II-5043	自然斜面	藤内	上勝町	正木	藤内
II-5044	自然斜面	古津	上勝町	正木	古津
II-5045	自然斜面	堂小屋	上勝町	生実	堂小屋
II-5046	自然斜面	百合出尾	上勝町	生実	百合出尾
II-5047	自然斜面	雄中面(1)	上勝町	生実	雄中面
II-5048	自然斜面	雄中面(2)	上勝町	生実	雄中面
II-5049	自然斜面	雄中面(3)	上勝町	生実	雄中面
II-5050	自然斜面	元石	上勝町	生実	元石
II-5051	自然斜面	谷口	上勝町	生実	谷口
II-5052	自然斜面	古瀬	上勝町	生実	古瀬
II-5053	自然斜面	榑本	上勝町	生実	榑本
II-5054	自然斜面	木屋	上勝町	生実	木屋
II-5055	自然斜面	榑ノ太尾	上勝町	生実	榑ノ太尾
II-5056	自然斜面	中瀬津(1)	上勝町	生実	中瀬津

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-5057	自然斜面	中瀬津(2)	上勝町	生実	中瀬津
II-5058	自然斜面	西戸越(1)	上勝町	生実	西戸越
II-5059	自然斜面	西戸越(2)	上勝町	生実	西戸越
II-5060	自然斜面	西戸越(3)	上勝町	生実	西戸越
II-5061	自然斜面	西戸越(4)	上勝町	生実	西戸越
II-5062	自然斜面	東戸越(1)	上勝町	生実	東戸越
II-5063	自然斜面	東戸越(2)	上勝町	生実	東戸越
II-5064	自然斜面	榑原(1)	上勝町	生実	榑原
II-5065	自然斜面	榑原(2)	上勝町	生実	榑原
II-5066	自然斜面	松尾(1)	上勝町	生実	松尾
II-5067	自然斜面	松尾(2)	上勝町	生実	松尾
II-5068	自然斜面	松尾(3)	上勝町	生実	松尾
II-5069	自然斜面	福山(1)	上勝町	生実	福山
II-5070	自然斜面	福山(2)	上勝町	生実	福山
II-5071	自然斜面	白鶴	上勝町	生実	白鶴
II-5072	自然斜面	久保(1)	上勝町	生実	久保
II-5073	自然斜面	久保(2)	上勝町	生実	久保
II-5074	自然斜面	久保(3)	上勝町	生実	久保
II-5075	自然斜面	細根	上勝町	生実	細根
II-5076	自然斜面	日ノ浦	上勝町	生実	日ノ浦
II-5077	自然斜面	上野(1)	上勝町	生実	上野
II-5078	自然斜面	上野(2)	上勝町	生実	上野
II-5079	自然斜面	上野(3)	上勝町	生実	上野
II-5080	自然斜面	松葉	上勝町	生実	松葉
II-5081	自然斜面	奥ノ谷	上勝町	生実	奥ノ谷
II-5082	自然斜面	片山	上勝町	生実	片山
II-5083	自然斜面	下野	上勝町	生実	下野
II-5084	自然斜面	高浦(1)	上勝町	生実	高浦
II-5085	自然斜面	柳ヶ谷	上勝町	生実	柳ヶ谷
II-5086	自然斜面	上日浦(1)	上勝町	福原	上日浦
II-5087	自然斜面	上日浦(2)	上勝町	福原	上日浦
II-5088	自然斜面	上日浦(3)	上勝町	福原	上日浦
II-5089	自然斜面	上日浦(4)	上勝町	福原	上日浦
II-5090	自然斜面	上日浦(5)	上勝町	福原	上日浦
II-5091	自然斜面	上瀬臺(1)	上勝町	福原	上瀬臺
II-5092	自然斜面	上瀬臺(2)	上勝町	福原	上瀬臺
II-5093	自然斜面	上瀬臺	上勝町	福原	上瀬臺
II-5094	自然斜面	上瀬臺	上勝町	福原	上瀬臺
II-5095	自然斜面	上瀬臺	上勝町	福原	上瀬臺
II-5096	自然斜面	下瀬臺(2)	上勝町	福原	下瀬臺
II-5097	自然斜面	喰田	上勝町	福原	喰田
II-5098	自然斜面	喰田	上勝町	福原	喰田
II-5099	自然斜面	喰田	上勝町	福原	喰田
II-5100	自然斜面	喰田	上勝町	福原	喰田
II-5101	自然斜面	中山(1)	上勝町	福原	中山
II-5102	自然斜面	中山(2)	上勝町	福原	中山
II-5103	自然斜面	中山(3)	上勝町	福原	中山
II-5104	自然斜面	中山	上勝町	福原	中山
II-5105	自然斜面	中山	上勝町	福原	中山
II-5106	自然斜面	古川(1)	上勝町	福原	古川
II-5107	自然斜面	古川(2)	上勝町	福原	古川
II-5108	自然斜面	古川	上勝町	福原	古川
II-5109	自然斜面	川北	上勝町	福原	川北
II-5110	自然斜面	平間	上勝町	福原	平間
II-5111	自然斜面	月ヶ谷	上勝町	福原	月ヶ谷
II-5112	自然斜面	杉地(1)	上勝町	福原	杉地
II-5113	自然斜面	杉地(2)	上勝町	福原	杉地

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-5171	自然斜面	北山(2)	佐那河内村	上	北山
II-5172	自然斜面	北山(3)	佐那河内村	上	北山
II-5173	自然斜面	北山(4)	佐那河内村	上	北山
II-5174	自然斜面	井關(2)	佐那河内村	上	井關
II-5175	自然斜面	井關(3)	佐那河内村	上	井關
II-5176	自然斜面	井關(4)	佐那河内村	上	井關
II-5177	自然斜面	宮前(2)	佐那河内村	上	宮前
II-5178	自然斜面	宮前(3)	佐那河内村	上	宮前
II-5179	自然斜面	中辺	佐那河内村	上	中辺
II-5180	自然斜面	上中辺(2)	佐那河内村	上	中辺
II-5181	自然斜面	大田原	佐那河内村	上	大田原
II-5182	自然斜面	奥野々	佐那河内村	上	大田原
II-5183	自然斜面	奥野々下	佐那河内村	上	奥野
II-5184	自然斜面	中尾(1)	佐那河内村	上	中尾
II-5185	自然斜面	中尾(2)	佐那河内村	上	中尾
II-5186	自然斜面	野神原	佐那河内村	上	野神原
II-5187	自然斜面	遠野(1)	佐那河内村	上	遠野
II-5188	自然斜面	遠野(2)	佐那河内村	上	遠野
II-5189	自然斜面	遠野(3)	佐那河内村	上	遠野
II-5190	自然斜面	遠野(4)	佐那河内村	上	遠野
II-5191	自然斜面	遠野(5)	佐那河内村	上	遠野
II-5192	自然斜面	平間(1)	佐那河内村	上	平間
II-5193	自然斜面	平間(2)	佐那河内村	上	平間
II-5194	自然斜面	白尾	佐那河内村	上	白尾
II-5195	自然斜面	牧糶	佐那河内村	上	牧糶
II-5196	自然斜面	我妻	佐那河内村	上	我妻
II-5197	自然斜面	納野(1)	佐那河内村	上	納野
II-5198	自然斜面	納野(2)	佐那河内村	上	納野
II-5199	自然斜面	納野(3)	佐那河内村	上	納野
II-5200	自然斜面	納野(4)	佐那河内村	上	納野
II-5201	自然斜面	西ノハナ(2)	佐那河内村	下	西ノハナ
II-5202	自然斜面	西ノハナ(3)	佐那河内村	下	西ノハナ
II-5203	自然斜面	芝生	佐那河内村	下	芝生
II-5204	自然斜面	尾端(1)	佐那河内村	下	尾端
II-5205	自然斜面	尾端(2)	佐那河内村	下	尾端
II-5206	自然斜面	大西浦	佐那河内村	下	大西浦
II-5207	自然斜面	靱畑(1)	佐那河内村	下	靱畑
II-5208	自然斜面	靱畑(2)	佐那河内村	下	靱畑
II-5209	自然斜面	白瀬(1)	佐那河内村	下	白瀬
II-5210	自然斜面	白瀬(2)	佐那河内村	下	白瀬
II-5211	自然斜面	白瀬(3)	佐那河内村	下	白瀬
II-5212	自然斜面	中津更	佐那河内村	下	中津
II-5213	自然斜面	高樋(2)	佐那河内村	下	高樋
II-5214	自然斜面	下野(1)	佐那河内村	下	高樋
II-5215	自然斜面	下野(2)	佐那河内村	下	下野
II-5216	自然斜面	下野(3)	佐那河内村	下	下野
II-5217	自然斜面	下野(4)	佐那河内村	下	下野
II-5218	自然斜面	下野(5)	佐那河内村	下	下野
II-5219	自然斜面	戎浦(1)	佐那河内村	下	戎浦
II-5220	自然斜面	戎浦(2)	佐那河内村	下	戎浦
II-5221	自然斜面	一ノ瀬(1)	佐那河内村	下	一ノ瀬
II-5222	自然斜面	一ノ瀬(2)	佐那河内村	下	一ノ瀬
II-5223	自然斜面	一ノ瀬(3)	佐那河内村	下	一ノ瀬
II-5224	自然斜面	一ノ瀬(4)	佐那河内村	下	一ノ瀬
II-5225	自然斜面	一ノ瀬(5)	佐那河内村	下	一ノ瀬
II-5226	自然斜面	尾端(2)	佐那河内村	下	尾端
II-5227	自然斜面	八反地(1)	佐那河内村	下	八反地

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-5114	自然斜面	杉地(3)	上勝町	福原	杉地
II-5115	自然斜面	杉地(4)	上勝町	福原	杉地
II-5116	自然斜面	杉地(5)	上勝町	福原	杉地
II-5117	自然斜面	麓ノ谷	上勝町	福原	麓ノ谷
II-5118	自然斜面	下峯(1)	上勝町	旭	下峯
II-5119	自然斜面	下峯(3)	上勝町	旭	下峯
II-5120	自然斜面	下峯(2)	上勝町	旭	下峯
II-5121	自然斜面	下峯(4)	上勝町	旭	下峯
II-5122	自然斜面	中村	上勝町	旭	中村
II-5123	自然斜面	大平(2)	上勝町	旭	大平
II-5124	自然斜面	大平(3)	上勝町	旭	大平
II-5125	自然斜面	大平(4)	上勝町	旭	大平
II-5126	自然斜面	岡	上勝町	旭	岡
II-5127	自然斜面	藤	上勝町	旭	藤
II-5128	自然斜面	丸山	上勝町	旭	丸山
II-5129	自然斜面	丸子	上勝町	旭	丸子
II-5130	自然斜面	上久保	上勝町	旭	上久保
II-5131	自然斜面	川口	上勝町	旭	川口
II-5132	自然斜面	岸ノ下	上勝町	旭	岸ノ下
II-5133	自然斜面	栗尾	上勝町	旭	栗尾
II-5134	自然斜面	和佐尻	上勝町	旭	和佐尻
II-5135	自然斜面	福本	上勝町	旭	福本
II-5136	自然斜面	福本(2)	上勝町	旭	福本
II-5137	自然斜面	福本(3)	上勝町	旭	福本
II-5138	自然斜面	福本(4)	上勝町	旭	福本
II-5139	自然斜面	井の谷	上勝町	旭	井の谷
II-5140	自然斜面	中須	上勝町	旭	中須
II-5141	自然斜面	上管藏(1)	上勝町	旭	上管藏
II-5142	自然斜面	上管藏(2)	上勝町	旭	上管藏
II-5143	自然斜面	上管藏(3)	上勝町	旭	上管藏
II-5144	自然斜面	上管藏(4)	上勝町	旭	上管藏
II-5145	自然斜面	葛又(1)	上勝町	旭	葛又
II-5146	自然斜面	葛又(2)	上勝町	旭	葛又
II-5147	自然斜面	長川原	上勝町	旭	長川原
II-5148	自然斜面	長川原	上勝町	旭	長川原
II-5149	自然斜面	大栗ノ下(1)	上勝町	旭	大栗ノ下
II-5150	自然斜面	大栗ノ下(2)	上勝町	旭	大栗ノ下
II-5151	自然斜面	府能(1)	佐那河内村	上	府能
II-5152	自然斜面	府能(2)	佐那河内村	上	府能
II-5153	自然斜面	府能(3)	佐那河内村	上	府能
II-5154	自然斜面	府能(4)	佐那河内村	上	府能
II-5155	自然斜面	府能(5)	佐那河内村	上	府能
II-5156	自然斜面	府能(6)	佐那河内村	上	府能
II-5157	自然斜面	府能(7)	佐那河内村	上	府能
II-5158	自然斜面	府能(8)	佐那河内村	上	府能
II-5159	自然斜面	府能(9)	佐那河内村	上	府能
II-5160	自然斜面	府能(10)	佐那河内村	上	府能
II-5161	自然斜面	仁井田(2)	佐那河内村	上	仁井田
II-5162	自然斜面	仁井田(3)	佐那河内村	上	仁井田
II-5163	自然斜面	仁井田(4)	佐那河内村	上	仁井田
II-5164	自然斜面	仁井田(5)	佐那河内村	上	仁井田
II-5165	自然斜面	仁井田(6)	佐那河内村	上	仁井田
II-5166	自然斜面	西谷(1)	佐那河内村	上	西谷
II-5167	自然斜面	西谷(2)	佐那河内村	上	西谷
II-5168	自然斜面	谷(1)	佐那河内村	上	谷
II-5169	自然斜面	谷(2)	佐那河内村	上	谷
II-5170	自然斜面	谷(3)	佐那河内村	上	谷

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字
II-5228	自然斜面	八反地(2)	佐那河内村	下	八反地
II-5229	自然斜面	寺谷(3)	佐那河内村	下	寺谷
II-5230	自然斜面	仕出(1)	佐那河内村	下	仕出
II-5231	自然斜面	仕出(2)	佐那河内村	下	仕出
II-5232	自然斜面	追上	佐那河内村	下	追上
II-5233	自然斜面	坂手	佐那河内村	下	坂手
II-5234	自然斜面	由野々	佐那河内村	下	由野々
II-5235	自然斜面	菅沢(2)	佐那河内村	下	菅沢
II-5236	自然斜面	菅沢(3)	佐那河内村	下	菅沢
II-5237	自然斜面	日ノ瀬(1)	佐那河内村	下	日ノ瀬
II-5238	自然斜面	日ノ瀬(2)	佐那河内村	下	日ノ瀬
II-5239	自然斜面	日ノ瀬(3)	佐那河内村	下	日ノ瀬
II-5240	自然斜面	日ノ瀬(4)	佐那河内村	下	尾尻西
II-5241	自然斜面	平間	佐那河内村	下	平間
II-5242	自然斜面	舟戸	佐那河内村	下	舟戸
II-5243	自然斜面	中塚(2)	佐那河内村	下	中塚
II-5244	自然斜面	中塚(3)	佐那河内村	下	中塚
II-5245	自然斜面	中塚(4)	佐那河内村	下	中塚
II-5246	自然斜面	中塚(5)	佐那河内村	下	中塚
II-5247	自然斜面	大西(1)	佐那河内村	下	大西
II-5248	自然斜面	大西(2)	佐那河内村	下	大西
II-5249	自然斜面	大西(3)	佐那河内村	下	大西
II-5250	自然斜面	東内(2)	佐那河内村	下	東内
II-5251	自然斜面	明見谷(1)	佐那河内村	下	明見谷
II-5252	自然斜面	明見谷(2)	佐那河内村	下	明見谷
II-5253	自然斜面	宮本(1)	佐那河内村	下	宮本
II-5254	自然斜面	宮本(2)	佐那河内村	下	宮本
II-5255	自然斜面	宮本(3)	佐那河内村	下	宮本
II-5256	自然斜面	西地	佐那河内村	下	西地
II-5257	自然斜面	鷺ノ久保(1)	佐那河内村	下	鷺ノ久保
II-5258	自然斜面	鷺ノ久保(2)	佐那河内村	下	鷺ノ久保
II-5259	自然斜面	鷺ノ久保(3)	佐那河内村	下	鷺ノ久保
II-5260	自然斜面	鷺ノ久保(4)	佐那河内村	下	鷺ノ久保
II-5261	自然斜面	栗見坂	佐那河内村	下	栗見坂
II-5262	自然斜面	馬木谷	佐那河内村	下	馬木谷
II-5263	自然斜面	阿ら田(1)	佐那河内村	下	父ノ久保
II-5264	自然斜面	阿ら田(2)	佐那河内村	下	父ノ久保
II-5265	自然斜面	阿ら田(3)	佐那河内村	下	父ノ久保
II-5266	自然斜面	阿ら田(4)	佐那河内村	下	父ノ久保
II-5267	自然斜面	阿ら田(5)	佐那河内村	下	父ノ久保
II-5268	自然斜面	阿ら田(6)	佐那河内村	下	父ノ久保
II-5269	自然斜面	阿ら田(7)	佐那河内村	下	父ノ久保
II-5270	自然斜面	阿ら田(8)	佐那河内村	下	父ノ久保
II-5271	自然斜面	阿ら田(9)	佐那河内村	下	父ノ久保
II-5272	自然斜面	阿ら田(10)	佐那河内村	下	父ノ久保
II-5273	自然斜面	阿ら田(11)	佐那河内村	下	父ノ久保
II-5274	自然斜面	阿ら田(12)	佐那河内村	下	父ノ久保
II-5275	自然斜面	阿ら田(13)	佐那河内村	下	父ノ久保
II-5276	自然斜面	阿ら田(14)	佐那河内村	下	父ノ久保
II-5277	自然斜面	阿ら田(15)	佐那河内村	下	父ノ久保
II-5278	自然斜面	阿ら田(16)	佐那河内村	下	父ノ久保
II-5279	人工斜面	下野(6)	佐那河内村	下	下野
II-5280	自然斜面	折木(1)	神山町	阿野	折木
II-5281	自然斜面	折木(2)	神山町	阿野	折木
II-5282	自然斜面	折木(3)	神山町	阿野	折木
II-5283	自然斜面	折木(4)	神山町	阿野	折木
II-5284	自然斜面	折木(5)	神山町	阿野	折木

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字
II-5284	自然斜面	折木(6)	神山町	阿野	折木
II-5285	自然斜面	折木(7)	神山町	阿野	折木
II-5286	自然斜面	折木(8)	神山町	阿野	折木
II-5287	自然斜面	北倉目(2)	神山町	阿野	北倉目
II-5288	自然斜面	北倉目(3)	神山町	阿野	北倉目
II-5289	自然斜面	北倉目(4)	神山町	阿野	北倉目
II-5290	自然斜面	北倉目(5)	神山町	阿野	北倉目
II-5291	自然斜面	北倉目(6)	神山町	阿野	北倉目
II-5292	自然斜面	南倉目(1)	神山町	阿野	南倉目
II-5293	自然斜面	南倉目(2)	神山町	阿野	南倉目
II-5294	自然斜面	南倉目(3)	神山町	阿野	南倉目
II-5295	自然斜面	北馬喰草(1)	神山町	阿野	北馬喰草
II-5296	自然斜面	北馬喰草(2)	神山町	阿野	北馬喰草
II-5297	自然斜面	北馬喰草(3)	神山町	阿野	北馬喰草
II-5298	自然斜面	下地(2)	神山町	阿野	下地
II-5299	自然斜面	方子(2)	神山町	阿野	方子
II-5300	自然斜面	方子(3)	神山町	阿野	方子
II-5301	自然斜面	持部(1)	神山町	阿野	持部
II-5302	自然斜面	持部(2)	神山町	阿野	持部
II-5303	自然斜面	持部(3)	神山町	阿野	持部
II-5304	自然斜面	持部(4)	神山町	阿野	持部
II-5305	自然斜面	持部(5)	神山町	阿野	持部
II-5306	自然斜面	峯長瀬(1)	神山町	阿野	峯長瀬
II-5307	自然斜面	峯長瀬(2)	神山町	阿野	峯長瀬
II-5308	自然斜面	中塚(1)	神山町	阿野	中塚
II-5309	自然斜面	中塚(2)	神山町	阿野	中塚
II-5310	自然斜面	中塚(3)	神山町	阿野	中塚
II-5311	自然斜面	田窪(2)	神山町	阿野	田窪
II-5312	自然斜面	杉次郎	神山町	阿野	杉次郎
II-5313	自然斜面	五反地(3)	神山町	阿野	五反地
II-5314	自然斜面	五反地(4)	神山町	阿野	五反地
II-5315	自然斜面	長瀬(2)	神山町	阿野	長瀬
II-5316	自然斜面	長瀬(3)	神山町	阿野	長瀬
II-5317	自然斜面	福原(1)	神山町	阿野	福原
II-5318	自然斜面	福原(2)	神山町	阿野	福原
II-5319	自然斜面	本名(1)	神山町	阿野	本名
II-5320	自然斜面	本名(2)	神山町	阿野	本名
II-5321	自然斜面	本名(3)	神山町	阿野	本名
II-5322	自然斜面	地ノ平(2)	神山町	阿野	地ノ平
II-5323	自然斜面	神木(2)	神山町	阿野	神木
II-5324	自然斜面	神木(3)	神山町	阿野	神木
II-5325	自然斜面	神木(4)	神山町	阿野	神木
II-5326	自然斜面	東代次(1)	神山町	阿野	東代次
II-5327	自然斜面	東代次(2)	神山町	阿野	東代次
II-5328	自然斜面	東代次(3)	神山町	阿野	東代次
II-5329	自然斜面	東代次(4)	神山町	阿野	東代次
II-5330	自然斜面	船底(2)	神山町	阿野	船底
II-5331	自然斜面	船底(3)	神山町	阿野	船底
II-5332	自然斜面	船底(4)	神山町	阿野	船底
II-5333	自然斜面	船底(5)	神山町	阿野	船底
II-5334	自然斜面	船底(6)	神山町	阿野	船底
II-5335	自然斜面	船底(7)	神山町	阿野	船底
II-5336	自然斜面	黒木(1)	神山町	阿野	黒木
II-5337	自然斜面	黒木(2)	神山町	阿野	黒木
II-5338	自然斜面	黒木(3)	神山町	阿野	黒木
II-5339	自然斜面	白瀬(2)	神山町	阿野	白瀬
II-5340	自然斜面	白瀬(3)	神山町	阿野	白瀬

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
II-5388	自然斜面	代次(4)	神山市	阿野	代次	
II-5399	自然斜面	二ノ宮	神山市	阿野	二ノ宮	
II-5400	自然斜面	日浦(2)	神山市	阿野	日浦	
II-5401	自然斜面	日浦(3)	神山市	阿野	日浦	
II-5402	自然斜面	府中(2)	神山市	阿野	府中	
II-5403	自然斜面	府中(3)	神山市	阿野	府中	
II-5404	自然斜面	府中(4)	神山市	阿野	府中	
II-5405	自然斜面	府中(6)	神山市	阿野	府中	
II-5406	自然斜面	上河内(1)	神山市	阿野	上河内	
II-5407	自然斜面	上河内(2)	神山市	阿野	上河内	
II-5408	自然斜面	上河内(3)	神山市	阿野	上河内	
II-5409	自然斜面	上河内(4)	神山市	阿野	上河内	
II-5410	自然斜面	上河内(5)	神山市	阿野	上河内	
II-5411	自然斜面	宮分(3)	神山市	阿野	宮分	
II-5412	自然斜面	宮分(4)	神山市	阿野	宮分	
II-5413	自然斜面	宮分(5)	神山市	阿野	宮分	
II-5414	自然斜面	宮分(6)	神山市	阿野	宮分	
II-5415	自然斜面	宮分(7)	神山市	阿野	宮分	
II-5416	自然斜面	宮分(8)	神山市	阿野	宮分	
II-5417	自然斜面	宮分(9)	神山市	阿野	宮分	
II-5418	自然斜面	宮分(10)	神山市	阿野	宮分	
II-5419	自然斜面	名ヶ平(1)	神山市	上分	名ヶ平	
II-5420	自然斜面	名ヶ平(2)	神山市	上分	名ヶ平	
II-5421	自然斜面	名ヶ平(3)	神山市	上分	名ヶ平	
II-5422	自然斜面	名ヶ平(4)	神山市	上分	名ヶ平	
II-5423	自然斜面	名ヶ平(5)	神山市	上分	名ヶ平	
II-5424	自然斜面	名ヶ平(6)	神山市	上分	名ヶ平	
II-5425	自然斜面	名ヶ平(7)	神山市	上分	名ヶ平	
II-5426	自然斜面	西ノ名(1)	神山市	上分	西ノ名	
II-5427	自然斜面	西ノ名(2)	神山市	上分	西ノ名	
II-5428	自然斜面	西ノ名(3)	神山市	上分	西ノ名	
II-5429	自然斜面	西ノ名(4)	神山市	上分	西ノ名	
II-5430	自然斜面	西ノ名(5)	神山市	上分	西ノ名	
II-5431	自然斜面	本根川(1)	神山市	上分	本根川	
II-5432	自然斜面	本根川(2)	神山市	上分	本根川	
II-5433	自然斜面	本根川(3)	神山市	上分	本根川	
II-5434	自然斜面	本根川(4)	神山市	上分	本根川	
II-5435	自然斜面	本根川(5)	神山市	上分	本根川	
II-5436	自然斜面	府殿(1)	神山市	上分	府殿	
II-5437	自然斜面	府殿(2)	神山市	上分	府殿	
II-5438	自然斜面	府殿(3)	神山市	上分	府殿	
II-5439	自然斜面	府殿(4)	神山市	上分	府殿	
II-5440	自然斜面	府殿(6)	神山市	上分	府殿	
II-5441	自然斜面	蔵宮(1)	神山市	上分	蔵宮	
II-5442	自然斜面	蔵宮(2)	神山市	上分	蔵宮	
II-5443	自然斜面	蔵宮(3)	神山市	上分	蔵宮	
II-5444	自然斜面	蔵宮(4)	神山市	上分	蔵宮	
II-5445	自然斜面	蔵宮(5)	神山市	上分	蔵宮	
II-5446	自然斜面	蔵宮(6)	神山市	上分	蔵宮	
II-5447	自然斜面	蔵宮(7)	神山市	上分	蔵宮	
II-5448	自然斜面	蔵宮(8)	神山市	上分	蔵宮	
II-5449	自然斜面	蔵宮(9)	神山市	上分	蔵宮	
II-5450	自然斜面	蔵宮(10)	神山市	上分	蔵宮	
II-5451	自然斜面	蔵宮(11)	神山市	上分	蔵宮	
II-5452	自然斜面	蔵宮(12)	神山市	上分	蔵宮	
II-5453	自然斜面	蔵宮(13)	神山市	上分	蔵宮	
II-5454	自然斜面	一字夫(2)	神山市	上分	一字夫	

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
II-5341	自然斜面	白嶽(4)	神山市	阿野	白嶽	
II-5342	自然斜面	白嶽(5)	神山市	阿野	白嶽	
II-5343	自然斜面	白嶽(6)	神山市	阿野	白嶽	
II-5344	自然斜面	雨返(1)	神山市	阿野	雨返	
II-5345	自然斜面	雨返(2)	神山市	阿野	雨返	
II-5346	自然斜面	名田河(2)	神山市	阿野	名田河	
II-5347	自然斜面	名田河(3)	神山市	阿野	名田河	
II-5348	自然斜面	名田河(4)	神山市	阿野	名田河	
II-5349	自然斜面	大地(2)	神山市	阿野	大地	
II-5350	自然斜面	大地(3)	神山市	阿野	大地	
II-5351	自然斜面	大地(4)	神山市	阿野	大地	
II-5352	自然斜面	大地(5)	神山市	阿野	大地	
II-5353	自然斜面	大地(6)	神山市	阿野	大地	
II-5354	自然斜面	大地(7)	神山市	阿野	大地	
II-5355	自然斜面	地野々(2)	神山市	阿野	地野々	
II-5356	自然斜面	地野々(3)	神山市	阿野	地野々	
II-5357	自然斜面	地野々(4)	神山市	阿野	地野々	
II-5358	自然斜面	地野々(5)	神山市	阿野	地野々	
II-5359	自然斜面	地野々(6)	神山市	阿野	地野々	
II-5360	自然斜面	馬地(3)	神山市	阿野	馬地	
II-5361	自然斜面	馬地(4)	神山市	阿野	馬地	
II-5362	自然斜面	馬地(5)	神山市	阿野	馬地	
II-5363	自然斜面	馬地(6)	神山市	阿野	馬地	
II-5364	自然斜面	北養瀬(2)	神山市	阿野	北養瀬	
II-5365	自然斜面	北養瀬(3)	神山市	阿野	北養瀬	
II-5366	自然斜面	南養瀬(2)	神山市	阿野	南養瀬	
II-5367	自然斜面	南養瀬(3)	神山市	阿野	南養瀬	
II-5368	自然斜面	南養瀬(4)	神山市	阿野	南養瀬	
II-5369	自然斜面	南養瀬(5)	神山市	阿野	南養瀬	
II-5370	自然斜面	須賀(2)	神山市	阿野	須賀	
II-5371	自然斜面	須賀(3)	神山市	阿野	須賀	
II-5372	自然斜面	須賀(4)	神山市	阿野	須賀	
II-5373	自然斜面	須賀(5)	神山市	阿野	須賀	
II-5374	自然斜面	駒坂(2)	神山市	阿野	駒坂	
II-5375	自然斜面	駒坂(3)	神山市	阿野	駒坂	
II-5376	自然斜面	駒坂(4)	神山市	阿野	駒坂	
II-5377	自然斜面	石堂(1)	神山市	阿野	石堂	
II-5378	自然斜面	石堂(2)	神山市	阿野	石堂	
II-5379	自然斜面	宇渡木(1)	神山市	阿野	宇渡木	
II-5380	自然斜面	宇渡木(2)	神山市	阿野	宇渡木	
II-5381	自然斜面	宇渡木(3)	神山市	阿野	宇渡木	
II-5382	自然斜面	宇渡木(4)	神山市	阿野	宇渡木	
II-5383	自然斜面	広石(2)	神山市	阿野	広石	
II-5384	自然斜面	広石(3)	神山市	阿野	広石	
II-5385	自然斜面	広石(4)	神山市	阿野	広石	
II-5386	自然斜面	松尾(3)	神山市	阿野	松尾	
II-5387	自然斜面	松尾(4)	神山市	阿野	松尾	
II-5388	自然斜面	松尾(5)	神山市	阿野	松尾	
II-5389	自然斜面	松尾(6)	神山市	阿野	松尾	
II-5390	自然斜面	松尾(7)	神山市	阿野	松尾	
II-5391	自然斜面	松尾(8)	神山市	阿野	松尾	
II-5392	自然斜面	松尾(9)	神山市	阿野	松尾	
II-5393	自然斜面	松尾(10)	神山市	阿野	松尾	
II-5394	自然斜面	松尾(11)	神山市	阿野	松尾	
II-5395	自然斜面	代次(1)	神山市	阿野	代次	
II-5396	自然斜面	代次(2)	神山市	阿野	代次	
II-5397	自然斜面	代次(3)	神山市	阿野	代次	

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-5512	自然斜面	金泉(6)	神山市		上分 金泉
II-5513	自然斜面	金泉(7)	神山市		上分 金泉
II-5514	自然斜面	金泉(8)	神山市		上分 金泉
II-5515	自然斜面	金泉(9)	神山市		上分 金泉
II-5516	自然斜面	金泉(10)	神山市		上分 金泉
II-5517	自然斜面	金泉(11)	神山市		上分 金泉
II-5518	自然斜面	金泉(12)	神山市		上分 金泉
II-5519	自然斜面	有懸(1)	神山市		上分 有懸
II-5520	自然斜面	有懸(2)	神山市		上分 有懸
II-5521	自然斜面	川又南(1)	神山市		上分 川又南
II-5522	自然斜面	川又南(2)	神山市		上分 川又南
II-5523	自然斜面	川又南(3)	神山市		上分 川又南
II-5524	自然斜面	川又南(4)	神山市		上分 川又南
II-5525	自然斜面	川又西	神山市		上分 川又
II-5526	自然斜面	川又(2)	神山市		上分 川又
II-5527	自然斜面	川又(3)	神山市		上分 川又
II-5528	自然斜面	江田(2)	神山市		上分 江田
II-5529	自然斜面	江田(3)	神山市		上分 江田
II-5530	自然斜面	江田(4)	神山市		上分 江田
II-5531	自然斜面	江田(5)	神山市		上分 江田
II-5532	自然斜面	江田(6)	神山市		上分 江田
II-5533	自然斜面	江田(7)	神山市		上分 江田
II-5534	自然斜面	江田(8)	神山市		上分 江田
II-5535	自然斜面	江田(9)	神山市		上分 江田
II-5536	自然斜面	江田(10)	神山市		上分 江田
II-5537	自然斜面	江田(11)	神山市		上分 江田
II-5538	自然斜面	江田(12)	神山市		上分 江田
II-5539	自然斜面	中墓(1)	神山市		上分 中墓
II-5540	自然斜面	中墓(2)	神山市		上分 中墓
II-5541	自然斜面	中墓(3)	神山市		上分 中墓
II-5542	自然斜面	立岩(1)	神山市		上分 立岩
II-5543	自然斜面	立岩(2)	神山市		上分 立岩
II-5544	自然斜面	立岩(3)	神山市		上分 立岩
II-5545	自然斜面	立岩(4)	神山市		上分 立岩
II-5546	自然斜面	押平	神山市		上分 押平
II-5547	自然斜面	竹平	神山市		上分 竹平
II-5548	自然斜面	名本(1)	神山市		下分 名本
II-5549	自然斜面	名本(2)	神山市		下分 名本
II-5550	自然斜面	中谷(1)	神山市		下分 中谷
II-5551	自然斜面	中谷(2)	神山市		下分 中谷
II-5552	自然斜面	中谷(3)	神山市		下分 中谷
II-5553	自然斜面	中谷(4)	神山市		下分 中谷
II-5554	自然斜面	中谷(5)	神山市		下分 中谷
II-5555	自然斜面	中谷(6)	神山市		下分 中谷
II-5556	自然斜面	大久保(1)	神山市		下分 大久保
II-5557	自然斜面	大久保(2)	神山市		下分 大久保
II-5558	自然斜面	大久保(3)	神山市		下分 大久保
II-5559	自然斜面	門腰	神山市		下分 門腰
II-5560	自然斜面	西大戸	神山市		下分 西大戸
II-5561	自然斜面	中暮来(1)	神山市		下分 中暮来
II-5562	自然斜面	中暮来(2)	神山市		下分 中暮来
II-5563	自然斜面	焼山(1)	神山市		下分 焼山
II-5564	自然斜面	焼山(2)	神山市		下分 焼山
II-5565	自然斜面	焼山(3)	神山市		下分 焼山
II-5566	自然斜面	長野(1)	神山市		下分 長野
II-5567	自然斜面	長野(2)	神山市		下分 長野
II-5568	自然斜面	長野(3)	神山市		下分 長野

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-5455	自然斜面	一字夫(3)	神山市		上分 一字夫
II-5456	自然斜面	一字夫(4)	神山市		上分 一字夫
II-5457	自然斜面	石本(1)	神山市		上分 石本
II-5458	自然斜面	石本(2)	神山市		上分 石本
II-5459	自然斜面	石本(3)	神山市		上分 石本
II-5460	自然斜面	江島(2)	神山市		上分 江島
II-5461	自然斜面	江島(3)	神山市		上分 江島
II-5462	自然斜面	江島(4)	神山市		上分 江島
II-5463	自然斜面	江島(5)	神山市		上分 江島
II-5464	自然斜面	江島(6)	神山市		上分 江島
II-5465	自然斜面	江島(7)	神山市		上分 江島
II-5466	自然斜面	江島(8)	神山市		上分 江島
II-5467	自然斜面	入手(11)	神山市		上分 入手
II-5468	自然斜面	入手(1)	神山市		上分 入手
II-5469	自然斜面	入手(2)	神山市		上分 入手
II-5470	自然斜面	入手(3)	神山市		上分 入手
II-5471	自然斜面	入手(4)	神山市		上分 入手
II-5472	自然斜面	入手(5)	神山市		上分 入手
II-5473	自然斜面	入手(6)	神山市		上分 入手
II-5474	自然斜面	入手(7)	神山市		上分 入手
II-5475	自然斜面	入手(8)	神山市		上分 入手
II-5476	自然斜面	入手(9)	神山市		上分 入手
II-5477	自然斜面	入手(10)	神山市		上分 入手
II-5478	自然斜面	桶遣(1)	神山市		上分 桶遣
II-5479	自然斜面	桶遣(2)	神山市		上分 桶遣
II-5480	自然斜面	坂丸(1)	神山市		上分 坂丸
II-5481	自然斜面	坂丸(2)	神山市		上分 坂丸
II-5482	自然斜面	坂丸(3)	神山市		上分 坂丸
II-5483	自然斜面	坂丸(4)	神山市		上分 坂丸
II-5484	自然斜面	名(1)	神山市		上分 名
II-5485	自然斜面	名(2)	神山市		上分 名
II-5486	自然斜面	名(3)	神山市		上分 名
II-5487	自然斜面	名(4)	神山市		上分 名
II-5488	自然斜面	名(5)	神山市		上分 名
II-5489	自然斜面	西久地(2)	神山市		上分 西久地
II-5490	自然斜面	西久地(3)	神山市		上分 西久地
II-5491	自然斜面	大中尾(1)	神山市		上分 大中尾
II-5492	自然斜面	大中尾(2)	神山市		上分 大中尾
II-5493	自然斜面	大中尾(3)	神山市		上分 大中尾
II-5494	自然斜面	大中尾(4)	神山市		上分 大中尾
II-5495	自然斜面	大中尾(5)	神山市		上分 大中尾
II-5496	自然斜面	大中尾(6)	神山市		上分 大中尾
II-5497	自然斜面	大中尾(7)	神山市		上分 大中尾
II-5498	自然斜面	大中尾(8)	神山市		上分 大中尾
II-5499	自然斜面	大中尾(9)	神山市		上分 大中尾
II-5500	自然斜面	大中尾(10)	神山市		上分 大中尾
II-5501	自然斜面	大中尾(11)	神山市		上分 大中尾
II-5502	自然斜面	大中尾(12)	神山市		上分 大中尾
II-5503	自然斜面	大中尾(13)	神山市		上分 大中尾
II-5504	自然斜面	大中尾(14)	神山市		上分 大中尾
II-5505	自然斜面	大中尾(15)	神山市		上分 大中尾
II-5506	自然斜面	中津(3)	神山市		上分 中津
II-5507	自然斜面	金泉(1)	神山市		上分 金泉
II-5508	自然斜面	金泉(2)	神山市		上分 金泉
II-5509	自然斜面	金泉(3)	神山市		上分 金泉
II-5510	自然斜面	金泉(4)	神山市		上分 金泉
II-5511	自然斜面	金泉(5)	神山市		上分 金泉

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名			位置		
		市町村	旧市町村	町・字	市町村	町・字	小字
II-5569	自然斜面	長野(4)	神山市	下分		長野	
II-5570	自然斜面	藤	神山市	下分		藤	
II-5571	自然斜面	下喜来(1)	神山市	下分		下喜来	
II-5572	自然斜面	下喜来(2)	神山市	下分		下喜来	
II-5573	自然斜面	下喜来(3)	神山市	下分		下喜来	
II-5574	自然斜面	下喜来(4)	神山市	下分		下喜来	
II-5575	自然斜面	下喜来(5)	神山市	下分		下喜来	
II-5576	自然斜面	下喜来(6)	神山市	下分		下喜来	
II-5577	自然斜面	下喜来(7)	神山市	下分		下喜来	
II-5578	自然斜面	下喜来(8)	神山市	下分		下喜来	
II-5579	自然斜面	下喜来(9)	神山市	下分		下喜来	
II-5580	自然斜面	釘貫	神山市	下分		釘貫	
II-5581	自然斜面	右左内(3)	神山市	下分		右左内	
II-5582	自然斜面	右左内(4)	神山市	下分		右左内	
II-5583	自然斜面	右左内(5)	神山市	下分		右左内	
II-5584	自然斜面	左右山(6)	神山市	下分		左右山	
II-5585	自然斜面	左右山(7)	神山市	下分		左右山	
II-5586	自然斜面	左右山(8)	神山市	下分		左右山	
II-5587	自然斜面	城川内(1)	神山市	下分		城川内	
II-5588	自然斜面	城川内(2)	神山市	下分		城川内	
II-5589	自然斜面	城川内(3)	神山市	下分		城川内	
II-5590	自然斜面	松坂(1)	神山市	下分		松坂	
II-5591	自然斜面	松坂(2)	神山市	下分		松坂	
II-5592	自然斜面	庄部(1)	神山市	下分		庄部	
II-5593	自然斜面	庄部(2)	神山市	下分		庄部	
II-5594	自然斜面	庄部(3)	神山市	下分		庄部	
II-5595	自然斜面	鍋倉(4)	神山市	下分		鍋倉	
II-5596	自然斜面	鍋倉(5)	神山市	下分		鍋倉	
II-5597	自然斜面	鍋倉(6)	神山市	下分		鍋倉	
II-5598	自然斜面	鍋倉(7)	神山市	下分		鍋倉	
II-5599	自然斜面	鍋倉(8)	神山市	下分		鍋倉	
II-5600	自然斜面	鍋倉(9)	神山市	下分		鍋倉	
II-5601	自然斜面	鍋倉(10)	神山市	下分		鍋倉	
II-5602	自然斜面	地中(1)	神山市	下分		地中	
II-5603	自然斜面	地中(2)	神山市	下分		地中	
II-5604	自然斜面	地中(3)	神山市	下分		地中	
II-5605	自然斜面	地中(4)	神山市	下分		地中	
II-5606	自然斜面	地中(5)	神山市	下分		地中	
II-5607	自然斜面	馬地	神山市	下分		馬地	
II-5608	自然斜面	三ツ木(2)	神山市	下分		三ツ木	
II-5609	自然斜面	三ツ木(3)	神山市	下分		三ツ木	
II-5610	自然斜面	三ツ木(4)	神山市	下分		三ツ木	
II-5611	自然斜面	今井(3)	神山市	下分		今井	
II-5612	自然斜面	今井(4)	神山市	下分		今井	
II-5613	自然斜面	今井(5)	神山市	下分		今井	
II-5614	自然斜面	南峯(1)	神山市	下分		南峯	
II-5615	自然斜面	南峯(2)	神山市	下分		南峯	
II-5616	自然斜面	南峯(3)	神山市	下分		南峯	
II-5617	自然斜面	横倉(4)	神山市	下分		横倉	
II-5618	自然斜面	横倉(5)	神山市	下分		横倉	
II-5619	自然斜面	横倉(6)	神山市	下分		横倉	
II-5620	自然斜面	黒口(1)	神山市	下分		黒口	
II-5621	自然斜面	黒口(2)	神山市	下分		黒口	
II-5622	自然斜面	黒口(3)	神山市	下分		黒口	
II-5623	自然斜面	黒口(4)	神山市	下分		黒口	
II-5624	自然斜面	北中稲原	神山市	下分		北中稲原	
II-5625	自然斜面	栗生野(1)	神山市	下分		栗生野	

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名			位置		
		市町村	旧市町村	町・字	市町村	町・字	小字
II-5626	自然斜面	栗生野(2)	神山市	下分		栗生野	
II-5627	自然斜面	栗生野(3)	神山市	下分		栗生野	
II-5628	自然斜面	栗生野(4)	神山市	下分		栗生野	
II-5629	自然斜面	地野(2)	神山市	下分		地野	
II-5630	自然斜面	谷口(2)	神山市	下分		谷口	
II-5631	自然斜面	西ノ本	神山市	下分		西ノ本	
II-5632	自然斜面	西稲原(1)	神山市	下分		西稲原	
II-5633	自然斜面	西稲原(2)	神山市	下分		西稲原	
II-5634	自然斜面	南山(1)	神山市	下分		南山	
II-5635	自然斜面	南山(2)	神山市	下分		南山	
II-5636	自然斜面	矢内	神山市	下分		矢内	
II-5637	自然斜面	上中内(1)	神山市	下分		上中内	
II-5638	自然斜面	上中内(2)	神山市	下分		上中内	
II-5639	自然斜面	上中内(3)	神山市	下分		上中内	
II-5640	自然斜面	竹平(1)	神山市	下分		竹平	
II-5641	自然斜面	竹平(2)	神山市	下分		竹平	
II-5642	自然斜面	竹平(3)	神山市	下分		竹平	
II-5643	自然斜面	磐石(1)	神山市	下分		磐石	
II-5644	自然斜面	磐石(2)	神山市	下分		磐石	
II-5645	自然斜面	磐石(3)	神山市	下分		磐石	
II-5646	自然斜面	磐石(4)	神山市	下分		磐石	
II-5647	自然斜面	磐石(5)	神山市	下分		磐石	
II-5648	自然斜面	磐石(6)	神山市	下分		磐石	
II-5649	自然斜面	字井(1)	神山市	下分		字井	
II-5650	自然斜面	字井(2)	神山市	下分		字井	
II-5651	自然斜面	字井(3)	神山市	下分		字井	
II-5652	自然斜面	京地(2)	神山市	下分		京地	
II-5653	自然斜面	京地(3)	神山市	下分		京地	
II-5654	自然斜面	京地(4)	神山市	下分		京地	
II-5655	自然斜面	東青井夫(1)	神山市	下分		東青井夫	
II-5656	自然斜面	東青井夫(2)	神山市	下分		東青井夫	
II-5657	自然斜面	東青井夫(3)	神山市	下分		東青井夫	
II-5658	自然斜面	東青井夫(4)	神山市	下分		東青井夫	
II-5659	自然斜面	東青井夫(5)	神山市	下分		東青井夫	
II-5660	自然斜面	東青井夫(6)	神山市	下分		東青井夫	
II-5661	自然斜面	東青井夫(7)	神山市	下分		東青井夫	
II-5662	自然斜面	東青井夫(8)	神山市	下分		東青井夫	
II-5663	自然斜面	東青井夫(9)	神山市	下分		東青井夫	
II-5664	自然斜面	東青井夫(10)	神山市	下分		東青井夫	
II-5665	自然斜面	西青井夫	神山市	下分		西青井夫	
II-5666	自然斜面	北上角(3)	神山市	下分		北上角	
II-5667	自然斜面	北上角(4)	神山市	下分		北上角	
II-5668	自然斜面	北上角(5)	神山市	下分		北上角	
II-5669	自然斜面	北上角(6)	神山市	下分		北上角	
II-5670	自然斜面	北上角(7)	神山市	下分		北上角	
II-5671	自然斜面	北上角(8)	神山市	下分		北上角	
II-5672	自然斜面	北上角(9)	神山市	下分		北上角	
II-5673	自然斜面	北上角(10)	神山市	下分		北上角	
II-5674	自然斜面	北上角(11)	神山市	下分		北上角	
II-5675	自然斜面	北上角(12)	神山市	下分		北上角	
II-5676	自然斜面	北上角(13)	神山市	下分		北上角	
II-5677	自然斜面	北上角(14)	神山市	下分		北上角	
II-5678	自然斜面	北上角(15)	神山市	下分		北上角	
II-5679	自然斜面	北上角(3)	神山市	下分		北上角	
II-5680	自然斜面	北上角(4)	神山市	下分		北上角	
II-5681	自然斜面	北上角(5)	神山市	下分		北上角	
II-5682	自然斜面	北上角(6)	神山市	下分		北上角	

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-5740	自然斜面	喜来(14)	神山市	鬼籠野	喜来
II-5741	自然斜面	喜来(15)	神山市	鬼籠野	喜来
II-5742	自然斜面	黒河(1)	神山市	鬼籠野	黒河
II-5743	自然斜面	黒河(2)	神山市	鬼籠野	黒河
II-5744	自然斜面	黒河(3)	神山市	鬼籠野	黒河
II-5745	自然斜面	黒河(4)	神山市	鬼籠野	黒河
II-5746	自然斜面	川東	神山市	鬼籠野	川東
II-5747	自然斜面	久保	神山市	鬼籠野	久保
II-5748	自然斜面	西分(2)	神山市	鬼籠野	西分
II-5749	自然斜面	西分(3)	神山市	鬼籠野	西分
II-5750	自然斜面	西分(4)	神山市	鬼籠野	西分
II-5751	自然斜面	西分(5)	神山市	鬼籠野	西分
II-5752	自然斜面	西分(6)	神山市	鬼籠野	西分
II-5753	自然斜面	西分(7)	神山市	鬼籠野	西分
II-5754	自然斜面	西分(8)	神山市	鬼籠野	西分
II-5755	自然斜面	西分(9)	神山市	鬼籠野	西分
II-5756	自然斜面	西分(10)	神山市	鬼籠野	西分
II-5757	自然斜面	中分(1)	神山市	鬼籠野	中分
II-5758	自然斜面	中分(2)	神山市	鬼籠野	中分
II-5759	自然斜面	阿保坂(1)	神山市	鬼籠野	阿保坂
II-5760	自然斜面	阿保坂(2)	神山市	鬼籠野	阿保坂
II-5761	自然斜面	阿保坂(3)	神山市	鬼籠野	阿保坂
II-5762	自然斜面	阿保坂(4)	神山市	鬼籠野	阿保坂
II-5763	自然斜面	阿保坂(5)	神山市	鬼籠野	阿保坂
II-5764	自然斜面	阿保坂(6)	神山市	鬼籠野	阿保坂
II-5765	自然斜面	阿保坂(7)	神山市	鬼籠野	阿保坂
II-5766	自然斜面	阿保坂(8)	神山市	鬼籠野	阿保坂
II-5767	自然斜面	阿保坂(9)	神山市	鬼籠野	阿保坂
II-5768	自然斜面	阿保坂(10)	神山市	鬼籠野	阿保坂
II-5769	自然斜面	阿保坂(11)	神山市	鬼籠野	阿保坂
II-5770	自然斜面	元山(1)	神山市	鬼籠野	元山
II-5771	自然斜面	元山(2)	神山市	鬼籠野	元山
II-5772	自然斜面	元山(3)	神山市	鬼籠野	元山
II-5773	自然斜面	元山(4)	神山市	鬼籠野	元山
II-5774	自然斜面	元山(5)	神山市	鬼籠野	元山
II-5775	自然斜面	元山(6)	神山市	鬼籠野	元山
II-5776	自然斜面	元山(7)	神山市	鬼籠野	元山
II-5777	自然斜面	元山(8)	神山市	鬼籠野	元山
II-5778	自然斜面	元山(9)	神山市	鬼籠野	元山
II-5779	自然斜面	元山(10)	神山市	鬼籠野	元山
II-5780	自然斜面	元山(11)	神山市	鬼籠野	元山
II-5781	自然斜面	元山(12)	神山市	鬼籠野	元山
II-5782	自然斜面	元山(13)	神山市	鬼籠野	元山
II-5783	自然斜面	元山(14)	神山市	鬼籠野	元山
II-5784	自然斜面	中津川(2)	神山市	鬼籠野	中津川
II-5785	自然斜面	中津川(3)	神山市	鬼籠野	中津川
II-5786	自然斜面	中津川(4)	神山市	鬼籠野	中津川
II-5787	自然斜面	中津川(5)	神山市	鬼籠野	中津川
II-5788	自然斜面	中津川(6)	神山市	鬼籠野	中津川
II-5789	自然斜面	中津川(7)	神山市	鬼籠野	中津川
II-5790	自然斜面	中津川(8)	神山市	鬼籠野	中津川
II-5791	自然斜面	中津川(9)	神山市	鬼籠野	中津川
II-5792	自然斜面	中津川(10)	神山市	鬼籠野	中津川
II-5793	自然斜面	中津川(11)	神山市	鬼籠野	中津川
II-5794	自然斜面	中津川(12)	神山市	鬼籠野	中津川
II-5795	自然斜面	小原(1)	神山市	鬼籠野	小原
II-5796	自然斜面	小原(2)	神山市	鬼籠野	小原

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-5683	自然斜面	本上角(6)	神山市	神領	本上角
II-5684	自然斜面	西上角(1)	神山市	神領	西上角
II-5685	自然斜面	西上角(2)	神山市	神領	西上角
II-5686	自然斜面	南上角(1)	神山市	神領	南上角
II-5687	自然斜面	南上角(2)	神山市	神領	南上角
II-5688	自然斜面	本小野(2)	神山市	神領	本小野
II-5689	自然斜面	西小野(1)	神山市	神領	西小野
II-5690	自然斜面	西小野(2)	神山市	神領	西小野
II-5691	自然斜面	中津(2)	神山市	神領	中津
II-5692	自然斜面	中津(3)	神山市	神領	中津
II-5693	自然斜面	中津(4)	神山市	神領	中津
II-5694	自然斜面	西野間(2)	神山市	神領	西野間
II-5695	自然斜面	西野間(3)	神山市	神領	西野間
II-5696	自然斜面	東野間(2)	神山市	神領	東野間
II-5697	自然斜面	東野間(3)	神山市	神領	東野間
II-5698	自然斜面	東野間(4)	神山市	神領	東野間
II-5699	自然斜面	大盛地(1)	神山市	神領	大盛地
II-5700	自然斜面	大盛地(5)	神山市	神領	大盛地
II-5701	自然斜面	大盛地(9)	神山市	神領	大盛地
II-5702	自然斜面	大盛地(7)	神山市	神領	大盛地
II-5703	自然斜面	大盛地(8)	神山市	神領	大盛地
II-5704	自然斜面	大盛地(9)	神山市	神領	大盛地
II-5705	自然斜面	東大久保(1)	神山市	神領	東大久保
II-5706	自然斜面	東大久保(2)	神山市	神領	東大久保
II-5707	自然斜面	東大久保(3)	神山市	神領	東大久保
II-5708	自然斜面	東大久保(4)	神山市	神領	東大久保
II-5709	自然斜面	高根	神山市	神領	高根
II-5710	自然斜面	坂瀬川(1)	神山市	鬼籠野	坂瀬川
II-5711	自然斜面	坂瀬川(2)	神山市	鬼籠野	坂瀬川
II-5712	自然斜面	坂瀬川(3)	神山市	鬼籠野	坂瀬川
II-5713	自然斜面	坂瀬川(4)	神山市	鬼籠野	坂瀬川
II-5714	自然斜面	坂瀬川(5)	神山市	鬼籠野	坂瀬川
II-5715	自然斜面	坂瀬川(6)	神山市	鬼籠野	坂瀬川
II-5716	自然斜面	坂瀬川(7)	神山市	鬼籠野	坂瀬川
II-5717	自然斜面	坂瀬川(8)	神山市	鬼籠野	坂瀬川
II-5718	自然斜面	坂瀬川(9)	神山市	鬼籠野	坂瀬川
II-5719	自然斜面	坂瀬川(10)	神山市	鬼籠野	坂瀬川
II-5720	自然斜面	白浦(2)	神山市	鬼籠野	白浦
II-5721	自然斜面	白浦(3)	神山市	鬼籠野	白浦
II-5722	自然斜面	白浦(4)	神山市	鬼籠野	白浦
II-5723	自然斜面	白浦(5)	神山市	鬼籠野	白浦
II-5724	自然斜面	白浦(6)	神山市	鬼籠野	白浦
II-5725	自然斜面	白浦(7)	神山市	鬼籠野	白浦
II-5726	自然斜面	白浦(8)	神山市	鬼籠野	白浦
II-5727	自然斜面	白浦(9)	神山市	鬼籠野	白浦
II-5728	自然斜面	喜来(2)	神山市	鬼籠野	喜来
II-5729	自然斜面	喜来(3)	神山市	鬼籠野	喜来
II-5730	自然斜面	喜来(4)	神山市	鬼籠野	喜来
II-5731	自然斜面	喜来(5)	神山市	鬼籠野	喜来
II-5732	自然斜面	喜来(6)	神山市	鬼籠野	喜来
II-5733	自然斜面	喜来(7)	神山市	鬼籠野	喜来
II-5734	自然斜面	喜来(8)	神山市	鬼籠野	喜来
II-5735	自然斜面	喜来(9)	神山市	鬼籠野	喜来
II-5736	自然斜面	喜来(10)	神山市	鬼籠野	喜来
II-5737	自然斜面	喜来(11)	神山市	鬼籠野	喜来
II-5738	自然斜面	喜来(12)	神山市	鬼籠野	喜来
II-5739	自然斜面	喜来(13)	神山市	鬼籠野	喜来

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
II-4255	自然斜面	二等道路(2)	鳴門市	熊渡町岡崎	二等道路東
II-4256	自然斜面	坂田(2)	鳴門市	里浦町里浦	坂田
II-4257	自然斜面	花田(2)	鳴門市	里浦町里浦	花田
II-4258	自然斜面	花田(3)	鳴門市	里浦町里浦	花田
II-4259	自然斜面	榎畑(2)	鳴門市	鳴門市佐治浦	榎畑
II-4260	自然斜面	黒山(3)	鳴門市	鳴門市佐治浦	黒山
II-4261	自然斜面	脇川(2)	鳴門市	鳴門市佐治浦	脇川
II-4262	自然斜面	大谷(2)	鳴門市	鳴門市佐治浦	大谷
II-4263	自然斜面	南大手(3)	鳴門市	鳴門市三ツ石	南大手
II-4264	自然斜面	南大手(4)	鳴門市	鳴門市三ツ石	南大手
II-4265	自然斜面	山路(2)	鳴門市	鳴門市高島	山路
II-4266	自然斜面	山路(3)	鳴門市	鳴門市高島	山路
II-4267	自然斜面	山路(4)	鳴門市	鳴門市高島	山路
II-4268	自然斜面	中島(5)	鳴門市	鳴門市高島	中島
II-4269	自然斜面	竹島(2)	鳴門市	鳴門市高島	竹島
II-4270	自然斜面	大目出(1)	鳴門市	瀬戸町堂浦	大目出
II-4271	自然斜面	大目出(2)	鳴門市	瀬戸町堂浦	大目出
II-4272	自然斜面	大目出(3)	鳴門市	瀬戸町堂浦	大目出
II-4273	自然斜面	日出(2)	鳴門市	瀬戸町堂浦	日出
II-4274	自然斜面	地廻り巻(1)	鳴門市	瀬戸町堂浦	地廻り巻
II-4275	自然斜面	地廻り巻(2)	鳴門市	瀬戸町堂浦	地廻り巻
II-4276	自然斜面	地廻り巻(3)	鳴門市	瀬戸町堂浦	地廻り巻
II-4277	自然斜面	地廻り巻(4)	鳴門市	瀬戸町堂浦	地廻り巻
II-4278	自然斜面	地廻り巻(5)	鳴門市	瀬戸町堂浦	地廻り巻
II-4279	自然斜面	地廻り巻(6)	鳴門市	瀬戸町堂浦	地廻り巻
II-4280	自然斜面	地廻り巻(7)	鳴門市	瀬戸町堂浦	地廻り巻
II-4281	自然斜面	地廻り巻(8)	鳴門市	瀬戸町堂浦	地廻り巻
II-4282	自然斜面	阿波井(2)	鳴門市	瀬戸町堂浦	阿波井
II-4283	自然斜面	阿波井(3)	鳴門市	瀬戸町堂浦	阿波井
II-4284	自然斜面	浦代(1)	鳴門市	瀬戸町堂浦	浦代
II-4285	自然斜面	浦代(2)	鳴門市	瀬戸町堂浦	浦代
II-4286	自然斜面	浦代(3)	鳴門市	瀬戸町堂浦	浦代
II-4287	自然斜面	上戸	鳴門市	瀬戸町小島田	上戸
II-4288	自然斜面	藤谷	鳴門市	瀬戸町中島田	藤谷
II-4289	自然斜面	西田(1)	鳴門市	瀬戸町中島田	西田
II-4290	自然斜面	西田(2)	鳴門市	瀬戸町中島田	西田
II-4291	自然斜面	北田(1)	鳴門市	瀬戸町中島田	北田
II-4292	自然斜面	北田(2)	鳴門市	瀬戸町中島田	北田
II-4293	自然斜面	根本谷	鳴門市	瀬戸町中島田	根本谷
II-4294	自然斜面	前山	鳴門市	瀬戸町大島田	前山
II-4295	自然斜面	田尻	鳴門市	瀬戸町大島田	田尻
II-4296	自然斜面	中傍示	鳴門市	瀬戸町大島田	中傍示
II-4297	自然斜面	小池	鳴門市	瀬戸町大島田	小池
II-4298	自然斜面	穴明	鳴門市	瀬戸町藤佐	穴明
II-4299	自然斜面	口ノ谷	鳴門市	瀬戸町藤佐	口ノ谷
II-4300	自然斜面	田ノ浦	鳴門市	瀬戸町堂	田ノ浦
II-4301	自然斜面	坂屋敷(3)	鳴門市	瀬戸町明神	坂屋敷
II-4302	自然斜面	越津	鳴門市	瀬戸町明神	越津
II-4303	自然斜面	丸山(6)	鳴門市	瀬戸町明神	丸山
II-4304	自然斜面	丸山(6)	鳴門市	瀬戸町明神	丸山
II-4305	自然斜面	菅谷(4)	鳴門市	瀬戸町明神	菅谷
II-4306	自然斜面	菅谷(4)	鳴門市	瀬戸町明神	菅谷
II-4307	自然斜面	中山(1)	鳴門市	瀬戸町明神	中山
II-4308	自然斜面	中山(2)	鳴門市	瀬戸町明神	中山
II-4309	自然斜面	張(2)	鳴門市	瀬戸町明神	張
II-4310	自然斜面	三津(3)	鳴門市	北瀬町折野	三津
II-4311	自然斜面	桜井(3)	鳴門市	北瀬町折野	桜井

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
II-5797	自然斜面	一ノ坂(2)	神山市	鬼籠野	一ノ坂
II-5798	自然斜面	一ノ坂(3)	神山市	鬼籠野	一ノ坂
II-5799	自然斜面	一ノ坂(4)	神山市	鬼籠野	一ノ坂
II-5800	自然斜面	一ノ坂(5)	神山市	鬼籠野	一ノ坂
II-5801	自然斜面	一ノ坂(6)	神山市	鬼籠野	一ノ坂
II-5802	自然斜面	一ノ坂(7)	神山市	鬼籠野	一ノ坂
II-5803	自然斜面	一ノ坂(8)	神山市	鬼籠野	一ノ坂
II-5804	自然斜面	一ノ坂(9)	神山市	鬼籠野	一ノ坂
II-5805	自然斜面	一ノ坂(10)	神山市	鬼籠野	一ノ坂
II-5806	自然斜面	一ノ坂(11)	神山市	鬼籠野	一ノ坂
II-5807	自然斜面	一ノ坂(12)	神山市	鬼籠野	一ノ坂
II-5808	自然斜面	一ノ坂(13)	神山市	鬼籠野	一ノ坂
II-5809	自然斜面	一ノ坂(14)	神山市	鬼籠野	一ノ坂
II-5810	自然斜面	一ノ坂(15)	神山市	鬼籠野	一ノ坂
II-5811	自然斜面	一ノ坂(16)	神山市	鬼籠野	一ノ坂
II-5812	自然斜面	一ノ坂(17)	神山市	鬼籠野	一ノ坂
II-5813	自然斜面	一ノ坂(18)	神山市	鬼籠野	一ノ坂
II-5814	自然斜面	一ノ坂(19)	神山市	鬼籠野	一ノ坂
II-5815	自然斜面	一ノ坂(20)	神山市	鬼籠野	一ノ坂
II-5816	自然斜面	猪之頭(1)	神山市	鬼籠野	猪之頭
II-5817	自然斜面	猪之頭(2)	神山市	鬼籠野	猪之頭
II-5818	自然斜面	猪之頭(3)	神山市	鬼籠野	猪之頭
II-5819	自然斜面	猪之頭(4)	神山市	鬼籠野	猪之頭
II-5820	自然斜面	猪之頭(5)	神山市	鬼籠野	猪之頭
II-5821	自然斜面	猪之頭(6)	神山市	鬼籠野	猪之頭
II-5822	自然斜面	猪之頭(7)	神山市	鬼籠野	猪之頭
II-5823	自然斜面	猪之頭(8)	神山市	鬼籠野	猪之頭
II-7810	人工斜面	備谷(5)	神山市	阿野	備谷
II-7811	人工斜面	北瀬瀬(4)	神山市	阿野	北瀬瀬
II-4227	自然斜面	寺内	鳴門市	大瀬町畑田	寺内
II-4228	自然斜面	小森山路	鳴門市	大瀬町畑田	小森山路
II-4229	自然斜面	タキノ谷	鳴門市	大瀬町畑田	タキノ谷
II-4230	自然斜面	半丈	鳴門市	大瀬町畑田	半丈
II-4231	自然斜面	東山谷(1)	鳴門市	大瀬町天谷	東山谷
II-4232	自然斜面	東山谷(2)	鳴門市	大瀬町天谷	東山谷
II-4233	自然斜面	椎尾谷(1)	鳴門市	大瀬町陰	椎尾谷
II-4234	自然斜面	椎尾谷(2)	鳴門市	大瀬町陰	椎尾谷
II-4235	自然斜面	丸山(1)	鳴門市	大瀬町陰	丸山
II-4236	自然斜面	谷口	鳴門市	大瀬町池谷	谷口
II-4237	自然斜面	西谷	鳴門市	大瀬町池谷	西谷
II-4238	自然斜面	山ノ下(1)	鳴門市	大瀬町萩原	山ノ下
II-4239	自然斜面	柳坂谷(1)	鳴門市	大瀬町萩原	柳坂谷
II-4240	自然斜面	柳坂谷(2)	鳴門市	大瀬町萩原	柳坂谷
II-4241	自然斜面	中谷	鳴門市	大瀬町萩原	中谷
II-4242	自然斜面	城山(2)	鳴門市	大瀬町木津	城山
II-4243	自然斜面	原山	鳴門市	大瀬町木津	原山
II-4244	自然斜面	原山谷	鳴門市	大瀬町木津	原山谷
II-4245	自然斜面	原山(1)	鳴門市	大瀬町木津	原山
II-4246	自然斜面	深谷(3)	鳴門市	大瀬町大桑島	深谷
II-4247	自然斜面	大谷(3)	鳴門市	大瀬町大桑島	大谷
II-4248	自然斜面	大谷(4)	鳴門市	大瀬町大桑島	大谷
II-4249	自然斜面	磯崎(3)	鳴門市	大瀬町黒崎	磯崎
II-4250	自然斜面	清水(2)	鳴門市	大瀬町黒崎	清水
II-4251	自然斜面	八幡	鳴門市	大瀬町黒崎	八幡
II-4252	自然斜面	小谷	鳴門市	大瀬町黒崎	小谷
II-4253	自然斜面	原田(1)	鳴門市	大瀬町立岩	原田
II-4254	自然斜面	原田(2)	鳴門市	大瀬町立岩	原田

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字
II-4223	自然斜面	富ノ谷	坂野町	川端	富ノ谷口
II-4224	自然斜面	金泉寺東	坂野町	川端	金泉寺東
II-4225	自然斜面	観現	坂野町	川端	芦谷山
II-3917	自然斜面	諏訪(2)	坂野町	川端	芦谷
II-3918	自然斜面	玉取(1)	吉野川市	鴨島町	玉取
II-3919	自然斜面	国中(1)	吉野川市	鴨島町	馬場南
II-3920	自然斜面	国中(2)	吉野川市	鴨島町	国中
II-3921	自然斜面	国中(3)	吉野川市	鴨島町	国中
II-3922	自然斜面	岡原(1)	吉野川市	鴨島町	岡原
II-3923	自然斜面	日ノ瀬(1)	吉野川市	鴨島町	日ノ瀬
II-3924	自然斜面	日ノ瀬(2)	吉野川市	鴨島町	日ノ瀬
II-3925	自然斜面	日ノ瀬(3)	吉野川市	鴨島町	日ノ瀬
II-3926	自然斜面	西寺谷(1)	吉野川市	鴨島町	西寺谷
II-3927	自然斜面	西寺谷(2)	吉野川市	鴨島町	西寺谷
II-3928	自然斜面	西寺谷(3)	吉野川市	鴨島町	西寺谷
II-3929	自然斜面	西寺谷(4)	吉野川市	鴨島町	西寺谷
II-3930	自然斜面	宮前(1)	吉野川市	鴨島町	宮前
II-3931	自然斜面	宮前(2)	吉野川市	鴨島町	宮前
II-3932	自然斜面	西浦谷(1)	吉野川市	鴨島町	西浦谷
II-3933	自然斜面	西浦谷(2)	吉野川市	鴨島町	西浦谷
II-3934	自然斜面	六防(1)	吉野川市	鴨島町	六防
II-3935	自然斜面	六防(3)	吉野川市	鴨島町	六防
II-3936	自然斜面	高ノ原(1)	吉野川市	鴨島町	高ノ原
II-3937	自然斜面	高ノ原(2)	吉野川市	鴨島町	高ノ原
II-3938	自然斜面	高ノ原(3)	吉野川市	鴨島町	高ノ原
II-3939	自然斜面	天神(1)	吉野川市	鴨島町	天神
II-3940	自然斜面	箕谷(1)	吉野川市	鴨島町	箕谷
II-3941	自然斜面	西ノ宮(1)	吉野川市	鴨島町	西ノ宮
II-3942	自然斜面	井堰(2)	吉野川市	鴨島町	井堰
II-3943	自然斜面	井堰(3)	吉野川市	鴨島町	井堰
II-3944	自然斜面	榎ノ原(1)	吉野川市	鴨島町	榎ノ原
II-3945	自然斜面	東海寺(2)	吉野川市	鴨島町	東海寺
II-3946	自然斜面	東海寺(3)	吉野川市	鴨島町	東海寺
II-3947	自然斜面	榎ノ原(2)	吉野川市	鴨島町	榎ノ原
II-3948	自然斜面	榎ノ原(3)	吉野川市	鴨島町	榎ノ原
II-3949	自然斜面	大塚(1)	吉野川市	川高町	大塚
II-3950	自然斜面	北原(1)	吉野川市	川高町	北原
II-3951	自然斜面	平倉(1)	吉野川市	川高町	平倉
II-3952	自然斜面	平倉(2)	吉野川市	川高町	平倉
II-3953	自然斜面	前田(1)	吉野川市	川高町	前田
II-3954	自然斜面	源光寺	吉野川市	川高町	源光寺
II-3955	自然斜面	隆久(2)	吉野川市	川高町	隆久
II-3956	自然斜面	吉本(1)	吉野川市	川高町	吉本
II-3957	自然斜面	唐戸(1)	吉野川市	川高町	唐戸
II-3958	自然斜面	八幡(2)	吉野川市	川高町	八幡
II-3959	自然斜面	八幡(3)	吉野川市	川高町	八幡
II-3960	自然斜面	八幡(4)	吉野川市	川高町	八幡
II-3961	自然斜面	忌部山(1)	吉野川市	山川町	忌部山
II-3962	自然斜面	東麓(1)	吉野川市	山川町	東麓
II-3963	自然斜面	東麓(2)	吉野川市	山川町	東麓
II-3964	自然斜面	山路(2)	吉野川市	山川町	山路
II-3965	自然斜面	山路(3)	吉野川市	山川町	山路
II-3966	自然斜面	西麓(1)	吉野川市	山川町	西麓
II-3967	自然斜面	西麓(3)	吉野川市	山川町	西麓
II-3968	自然斜面	坂田(1)	吉野川市	山川町	坂田
II-3969	自然斜面	古城(1)	吉野川市	古城	古城

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字
II-4312	自然斜面	折野西	鳴門市	北灘町折野	東地
II-4313	自然斜面	大川筋(1)	鳴門市	北灘町折野	大川筋
II-4314	自然斜面	大川筋(2)	鳴門市	北灘町折野	大川筋
II-4315	自然斜面	大川筋(3)	鳴門市	北灘町折野	大川筋
II-4316	自然斜面	大川筋(4)	鳴門市	北灘町折野	大川筋
II-4317	自然斜面	大川筋(5)	鳴門市	北灘町折野	大川筋
II-4318	自然斜面	竹ノ下	鳴門市	北灘町折野	竹ノ下
II-4319	自然斜面	上田井	鳴門市	北灘町折野	上田井
II-4320	自然斜面	藤ノ久保	鳴門市	北灘町折野	藤ノ久保
II-4321	自然斜面	東連(3)	鳴門市	北灘町折野	東地
II-4322	自然斜面	西添	鳴門市	北灘町大須	西添
II-4323	自然斜面	トノムラ(1)	鳴門市	北灘町鳥ヶ丸	トノムラ
II-4324	自然斜面	トノムラ(2)	鳴門市	北灘町鳥ヶ丸	トノムラ
II-4325	自然斜面	粟谷口	鳴門市	北灘町大浦	粟谷口
II-4326	自然斜面	東浦	鳴門市	北灘町大浦	東浦
II-4327	自然斜面	ハンカ谷(1)	鳴門市	北灘町大浦	ハンカ谷
II-4328	自然斜面	ハンカ谷(2)	鳴門市	北灘町栗田	ハンカ谷
II-4329	自然斜面	西傍系(3)	鳴門市	北灘町栗田	西傍系
II-4330	自然斜面	池谷	鳴門市	北灘町栗田	池谷
II-4331	自然斜面	山田	鳴門市	北灘町栗田	山田
II-4332	自然斜面	湊	鳴門市	北灘町栗田	湊
II-4333	自然斜面	西山	鳴門市	北灘町榎木	西山
II-4334	自然斜面	井の尻	鳴門市	北灘町榎木	井の尻
II-4335	自然斜面	ハノ山	鳴門市	北灘町榎木	ハノ山
II-4336	自然斜面	中田	鳴門市	北灘町榎木	中田
II-4337	自然斜面	トドロキ	鳴門市	北灘町榎木	トドロキ
II-4338	自然斜面	小森	鳴門市	北灘町榎木	小森
II-7781	人工斜面	黒山(4)	鳴門市	鳴門市佐治浦	黒山
II-7782	人工斜面	本浦中(2)	鳴門市	瀬戸町本浦	本浦中
II-7783	人工斜面	鏡丘須	鳴門市	榑美町木津	鏡丘須
II-7784	人工斜面	見山(2)	鳴門市	榑美町木津	見山
II-7785	人工斜面	丸山(2)	鳴門市	大瀬町松	丸山
II-4198	自然斜面	道ノ内	坂野町	黒谷	谷角
II-4199	自然斜面	山崎(1)	坂野町	榑漢	山崎
II-4200	自然斜面	山崎(2)	坂野町	榑漢	山崎
II-4201	自然斜面	居井	坂野町	榑東	居井
II-4202	自然斜面	端切	坂野町	大伏	西浦谷
II-4203	自然斜面	大通り	坂野町	大伏	大通り
II-4204	自然斜面	蔵の谷	坂野町	大伏	蔵の谷
II-4205	自然斜面	馬越	坂野町	大伏	馬越
II-4206	自然斜面	大坪	坂野町	大伏	大坪
II-4207	自然斜面	平山	坂野町	大伏	平山
II-4208	自然斜面	古田	坂野町	大坂	古田
II-4209	自然斜面	有竹(1)	坂野町	大坂	有竹
II-4210	自然斜面	有竹(2)	坂野町	大坂	有竹
II-4211	自然斜面	北鳴谷(1)	坂野町	大坂	北鳴谷
II-4212	自然斜面	北鳴谷(2)	坂野町	大坂	北鳴谷
II-4213	自然斜面	樺立	坂野町	大坂	樺立
II-4214	自然斜面	榑木壘	坂野町	大坂	宮本
II-4215	自然斜面	川北	坂野町	大坂	川北
II-4216	自然斜面	新太郎	坂野町	大坂	新太郎
II-4217	自然斜面	川東	坂野町	大坂	川東
II-4218	自然斜面	大坂	坂野町	大坂	川東大坂
II-4219	自然斜面	西側(1)	坂野町	大坂	西側
II-4220	自然斜面	西側(2)	坂野町	大坂	西側
II-4221	自然斜面	東谷	坂野町	大坂	東谷、ハノ
II-4222	自然斜面	龜山下	坂野町	大寺	龜山下

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名			位置		
		市町村	旧市町村	町・字	市町村	旧市町村	町・字
II-4027	自然斜面	小野(1)	吉野川市	山川町	小路	小野(1)	小路
II-4028	自然斜面	御旅橋(1)	吉野川市	山川町	御旅橋	御旅橋	御旅橋
II-4029	自然斜面	御旅橋(2)	吉野川市	山川町	御旅橋	御旅橋	御旅橋
II-4030	自然斜面	平山(1)	吉野川市	山川町	平山	平山	平山
II-4031	自然斜面	平山(2)	吉野川市	山川町	平山	平山	平山
II-4032	自然斜面	赤列(1)	吉野川市	山川町	赤列	赤列	赤列
II-4033	自然斜面	赤列(2)	吉野川市	山川町	赤列	赤列	赤列
II-4034	自然斜面	貞田(3)	吉野川市	山川町	貞田	貞田	貞田
II-4035	自然斜面	貞田(4)	吉野川市	山川町	貞田	貞田	貞田
II-4036	自然斜面	貞田(5)	吉野川市	山川町	貞田	貞田	貞田
II-4037	自然斜面	引地(1)	吉野川市	山川町	引地	引地	引地
II-4038	自然斜面	引地(2)	吉野川市	山川町	引地	引地	引地
II-4039	自然斜面	船戸(1)	吉野川市	山川町	船戸	船戸	船戸
II-4040	自然斜面	鼓山(2)	吉野川市	山川町	鼓山	鼓山	鼓山
II-4041	自然斜面	一里塚(1)	吉野川市	山川町	一里塚	一里塚	一里塚
II-4042	自然斜面	大鹿(1)	吉野川市	美郷村	大鹿	大鹿	大鹿
II-4043	自然斜面	大鹿(2)	吉野川市	美郷村	大鹿	大鹿	大鹿
II-4044	自然斜面	丸山(4)	吉野川市	美郷村	丸山	丸山	丸山
II-4045	自然斜面	丸山(5)	吉野川市	美郷村	丸山	丸山	丸山
II-4046	自然斜面	丸山(1)	吉野川市	美郷村	丸山	丸山	丸山
II-4047	自然斜面	丸山(2)	吉野川市	美郷村	丸山	丸山	丸山
II-4048	自然斜面	丸山(3)	吉野川市	美郷村	丸山	丸山	丸山
II-4049	自然斜面	棚谷(1)	吉野川市	美郷村	棚谷	棚谷	棚谷
II-4050	自然斜面	棚谷(2)	吉野川市	美郷村	棚谷	棚谷	棚谷
II-4051	自然斜面	大野(1)	吉野川市	美郷村	大野	大野	大野
II-4052	自然斜面	大野(2)	吉野川市	美郷村	大野	大野	大野
II-4053	自然斜面	大野(3)	吉野川市	美郷村	大野	大野	大野
II-4054	自然斜面	大野(4)	吉野川市	美郷村	大野	大野	大野
II-4055	自然斜面	大野(5)	吉野川市	美郷村	大野	大野	大野
II-4056	自然斜面	月野(3)	吉野川市	美郷村	月野	月野	月野
II-4057	自然斜面	月野(4)	吉野川市	美郷村	月野	月野	月野
II-4058	自然斜面	月野(5)	吉野川市	美郷村	月野	月野	月野
II-4059	自然斜面	月野(1)	吉野川市	美郷村	月野	月野	月野
II-4060	自然斜面	月野(2)	吉野川市	美郷村	月野	月野	月野
II-4061	自然斜面	中ノ谷西(1)	吉野川市	美郷村	中谷	中谷	中谷
II-4062	自然斜面	中ノ谷西(2)	吉野川市	美郷村	中谷	中谷	中谷
II-4063	自然斜面	中ノ谷西(3)	吉野川市	美郷村	中谷	中谷	中谷
II-4064	自然斜面	中ノ谷西(4)	吉野川市	美郷村	中谷	中谷	中谷
II-4065	自然斜面	中ノ谷西(5)	吉野川市	美郷村	中谷	中谷	中谷
II-4066	自然斜面	中谷(1)	吉野川市	美郷村	中谷	中谷	中谷
II-4067	自然斜面	中谷(2)	吉野川市	美郷村	中谷	中谷	中谷
II-4068	自然斜面	中谷(3)	吉野川市	美郷村	中谷	中谷	中谷
II-4069	自然斜面	中谷(4)	吉野川市	美郷村	中谷	中谷	中谷
II-4070	自然斜面	中谷(5)	吉野川市	美郷村	中谷	中谷	中谷
II-4071	自然斜面	峠(1)	吉野川市	美郷村	峠	峠	峠
II-4072	自然斜面	峠(2)	吉野川市	美郷村	峠	峠	峠
II-4073	自然斜面	峠(3)	吉野川市	美郷村	峠	峠	峠
II-4074	自然斜面	峠(4)	吉野川市	美郷村	峠	峠	峠
II-4075	自然斜面	峠(5)	吉野川市	美郷村	峠	峠	峠
II-4076	自然斜面	殿河(1)	吉野川市	美郷村	殿河	殿河	殿河
II-4077	自然斜面	殿河(2)	吉野川市	美郷村	殿河	殿河	殿河
II-4078	自然斜面	殿河(3)	吉野川市	美郷村	殿河	殿河	殿河
II-4079	自然斜面	殿河(4)	吉野川市	美郷村	殿河	殿河	殿河
II-4080	自然斜面	殿河(5)	吉野川市	美郷村	殿河	殿河	殿河
II-4081	自然斜面	殿河(6)	吉野川市	美郷村	殿河	殿河	殿河
II-4082	自然斜面	木屋瀬(1)	吉野川市	美郷村	木屋瀬	木屋瀬	木屋瀬
II-4083	自然斜面	上谷(5)	吉野川市	美郷村	上谷	上谷	上谷

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名			位置		
		市町村	旧市町村	町・字	市町村	旧市町村	町・字
II-3970	自然斜面	古城(2)	吉野川市	山川町	古城	古城	古城
II-3971	自然斜面	青木(2)	吉野川市	山川町	青木	青木	青木
II-3972	自然斜面	新田谷(1)	吉野川市	山川町	新田谷	新田谷	新田谷
II-3973	自然斜面	新田谷(2)	吉野川市	山川町	新田谷	新田谷	新田谷
II-3974	自然斜面	朝日(1)	吉野川市	山川町	朝日	朝日	朝日
II-3975	自然斜面	丸山(1)	吉野川市	山川町	丸山	丸山	丸山
II-3976	自然斜面	向坂(1)	吉野川市	山川町	向坂	向坂	向坂
II-3977	自然斜面	向坂(2)	吉野川市	山川町	向坂	向坂	向坂
II-3978	自然斜面	向坂(3)	吉野川市	山川町	向坂	向坂	向坂
II-3979	自然斜面	横走(1)	吉野川市	山川町	横走	横走	横走
II-3980	自然斜面	狐見(1)	吉野川市	山川町	狐見	狐見	狐見
II-3981	自然斜面	狐見(2)	吉野川市	山川町	狐見	狐見	狐見
II-3982	自然斜面	狐見(3)	吉野川市	山川町	狐見	狐見	狐見
II-3983	自然斜面	石堂(1)	吉野川市	山川町	石堂	石堂	石堂
II-3984	自然斜面	石堂(2)	吉野川市	山川町	石堂	石堂	石堂
II-3985	自然斜面	菅瀬(2)	吉野川市	山川町	菅瀬	菅瀬	菅瀬
II-3986	自然斜面	菅瀬(3)	吉野川市	山川町	菅瀬	菅瀬	菅瀬
II-3987	自然斜面	菅瀬(4)	吉野川市	山川町	菅瀬	菅瀬	菅瀬
II-3988	自然斜面	菅瀬(5)	吉野川市	山川町	菅瀬	菅瀬	菅瀬
II-3989	自然斜面	菅瀬(6)	吉野川市	山川町	菅瀬	菅瀬	菅瀬
II-3990	自然斜面	菅瀬(7)	吉野川市	山川町	菅瀬	菅瀬	菅瀬
II-3991	自然斜面	菅瀬(8)	吉野川市	山川町	菅瀬	菅瀬	菅瀬
II-3992	自然斜面	馬見尾(2)	吉野川市	山川町	馬見尾	馬見尾	馬見尾
II-3993	自然斜面	覆谷(2)	吉野川市	山川町	覆谷	覆谷	覆谷
II-3994	自然斜面	覆谷(3)	吉野川市	山川町	覆谷	覆谷	覆谷
II-3995	自然斜面	覆谷(4)	吉野川市	山川町	覆谷	覆谷	覆谷
II-3996	自然斜面	覆谷(5)	吉野川市	山川町	覆谷	覆谷	覆谷
II-3997	自然斜面	覆谷(6)	吉野川市	山川町	覆谷	覆谷	覆谷
II-3998	自然斜面	棚根地(1)	吉野川市	山川町	棚根地	棚根地	棚根地
II-3999	自然斜面	棚根地(2)	吉野川市	山川町	棚根地	棚根地	棚根地
II-4000	自然斜面	棚根地(3)	吉野川市	山川町	棚根地	棚根地	棚根地
II-4001	自然斜面	棚根地(4)	吉野川市	山川町	棚根地	棚根地	棚根地
II-4002	自然斜面	大内(2)	吉野川市	山川町	大内	大内	大内
II-4003	自然斜面	久宗(2)	吉野川市	山川町	久宗	久宗	久宗
II-4004	自然斜面	久宗(1)	吉野川市	山川町	久宗	久宗	久宗
II-4005	自然斜面	久宗(3)	吉野川市	山川町	久宗	久宗	久宗
II-4006	自然斜面	井上(2)	吉野川市	山川町	井上	井上	井上
II-4007	自然斜面	井上(3)	吉野川市	山川町	井上	井上	井上
II-4008	自然斜面	井上(4)	吉野川市	山川町	井上	井上	井上
II-4009	自然斜面	井上(5)	吉野川市	山川町	井上	井上	井上
II-4010	自然斜面	奥原(1)	吉野川市	山川町	奥原	奥原	奥原
II-4011	自然斜面	奥原(2)	吉野川市	山川町	奥原	奥原	奥原
II-4012	自然斜面	奥原(3)	吉野川市	山川町	奥原	奥原	奥原
II-4013	自然斜面	奥原(4)	吉野川市	山川町	奥原	奥原	奥原
II-4014	自然斜面	宮谷(1)	吉野川市	山川町	宮谷	宮谷	宮谷
II-4015	自然斜面	一ツ石(1)	吉野川市	山川町	一ツ石	一ツ石	一ツ石
II-4016	自然斜面	一ツ石(2)	吉野川市	山川町	一ツ石	一ツ石	一ツ石
II-4017	自然斜面	矢落(1)	吉野川市	山川町	矢落	矢落	矢落
II-4018	自然斜面	牛ノ子尾(1)	吉野川市	山川町	牛ノ子尾	牛ノ子尾	牛ノ子尾
II-4019	自然斜面	片津(1)	吉野川市	山川町	片津	片津	片津
II-4020	自然斜面	天神佐古(1)	吉野川市	山川町	天神佐古	天神佐古	天神佐古
II-4021	自然斜面	権見谷(1)	吉野川市	山川町	権見谷	権見谷	権見谷
II-4022	自然斜面	井傍(1)	吉野川市	山川町	井傍	井傍	井傍
II-4023	自然斜面	井傍(2)	吉野川市	山川町	井傍	井傍	井傍
II-4024	自然斜面	大峰(1)	吉野川市	山川町	大峰	大峰	大峰
II-4025	自然斜面	柿木谷(1)	吉野川市	山川町	柿木谷	柿木谷	柿木谷
II-4026	自然斜面	高瀬(1)	吉野川市	山川町	高瀬	高瀬	高瀬

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
II-4141	自然斜面	重野尾(1)	吉野川市 美郷村	別枝山	重野尾
II-4142	自然斜面	重野尾(2)	吉野川市 美郷村	別枝山	重野尾
II-4143	自然斜面	重野尾(3)	吉野川市 美郷村	別枝山	重野尾
II-4144	自然斜面	宗田(5)	吉野川市 美郷村	別枝山	宗田
II-4145	自然斜面	宗田(11)	吉野川市 美郷村	別枝山	宗田
II-4146	自然斜面	宗田(12)	吉野川市 美郷村	別枝山	宗田
II-4147	自然斜面	宗田(4)	吉野川市 美郷村	別枝山	宗田
II-4148	自然斜面	宗田(6)	吉野川市 美郷村	別枝山	宗田
II-4149	自然斜面	宗田(7)	吉野川市 美郷村	別枝山	宗田
II-4150	自然斜面	宗田(8)	吉野川市 美郷村	別枝山	宗田
II-4151	自然斜面	宗田(9)	吉野川市 美郷村	別枝山	宗田
II-4152	自然斜面	宗田(10)	吉野川市 美郷村	別枝山	宗田
II-4153	自然斜面	勘藏(1)	吉野川市 美郷村	別枝山	古井
II-4154	自然斜面	勘藏(2)	吉野川市 美郷村	別枝山	古井
II-4155	自然斜面	古井(2)	吉野川市 美郷村	別枝山	古井
II-4156	自然斜面	古井(3)	吉野川市 美郷村	別枝山	古井
II-4157	自然斜面	古井(4)	吉野川市 美郷村	別枝山	古井
II-4158	自然斜面	照尾(3)	吉野川市 美郷村	別枝山	照尾
II-4159	自然斜面	照尾(4)	吉野川市 美郷村	別枝山	照尾
II-4160	自然斜面	本平樹	吉野川市 美郷村	別枝山	平
II-4161	自然斜面	張(4)	吉野川市 美郷村	別枝山	張
II-4162	自然斜面	張(3)	吉野川市 美郷村	別枝山	張
II-4163	自然斜面	張(5)	吉野川市 美郷村	別枝山	張
II-4164	自然斜面	張(6)	吉野川市 美郷村	別枝山	張
II-4165	自然斜面	宮倉(2)	吉野川市 美郷村	別枝山	宮倉
II-4166	自然斜面	宮倉(3)	吉野川市 美郷村	別枝山	宮倉
II-4167	自然斜面	下浦(2)	吉野川市 美郷村	別枝山	下浦
II-4168	自然斜面	下浦(3)	吉野川市 美郷村	別枝山	下浦
II-4169	自然斜面	下浦(4)	吉野川市 美郷村	別枝山	下浦
II-4170	自然斜面	大神(1)	吉野川市 美郷村	別枝山	大神
II-4171	自然斜面	大神(2)	吉野川市 美郷村	別枝山	大神
II-4172	自然斜面	田平(1)	吉野川市 美郷村	別枝山	田平
II-4173	自然斜面	田平(3)	吉野川市 美郷村	別枝山	田平
II-4174	自然斜面	田平(4)	吉野川市 美郷村	別枝山	田平
II-4175	自然斜面	田平(5)	吉野川市 美郷村	別枝山	田平
II-4176	自然斜面	田平(6)	吉野川市 美郷村	別枝山	田平
II-4177	自然斜面	藤(1)	吉野川市 美郷村	別枝山	田平
II-4178	自然斜面	藤(2)	吉野川市 美郷村	別枝山	田平
II-4179	自然斜面	倉瀬(2)	吉野川市 美郷村	別枝山	倉瀬
II-4180	自然斜面	下城戸(4)	吉野川市 美郷村	別枝山	下城戸
II-4181	自然斜面	下城戸(2)	吉野川市 美郷村	別枝山	下城戸
II-4182	自然斜面	下城戸(3)	吉野川市 美郷村	別枝山	下城戸
II-4183	自然斜面	上城戸	吉野川市 美郷村	別枝山	上城戸
II-4184	自然斜面	中筋(4)	吉野川市 美郷村	中筋	(中筋)
II-4185	自然斜面	中筋(5)	吉野川市 美郷村	中筋	(中筋)
II-4186	自然斜面	中筋(2)	吉野川市 美郷村	中筋	(中筋)
II-4187	自然斜面	中筋(3)	吉野川市 美郷村	中筋	(中筋)
II-4188	自然斜面	中筋(1)	吉野川市 美郷村	中筋	(中筋)
II-4189	自然斜面	腰平(1)	吉野川市 美郷村	中村山	腰平
II-4190	自然斜面	大黒(1)	吉野川市 美郷村	中村山	大黒
II-4191	自然斜面	中島(1)	吉野川市 美郷村	中村山	中島
II-4192	自然斜面	中島(2)	吉野川市 美郷村	中村山	中島
II-4193	自然斜面	中島(3)	吉野川市 美郷村	中村山	中島
II-4194	自然斜面	成野尾東	吉野川市 美郷村	成野尾	(成野尾東)
II-4195	自然斜面	湯殿(1)	吉野川市 美郷村	湯殿	(湯殿)
II-4196	自然斜面	品野(2)	吉野川市 美郷村	品野	(品野)
II-4197	自然斜面	品野(3)	吉野川市 美郷村	品野	(品野)

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
II-4084	自然斜面	上谷(6)	吉野川市 美郷村	上谷	(上谷)
II-4085	自然斜面	上谷(7)	吉野川市 美郷村	上谷	(上谷)
II-4086	自然斜面	上谷(1)	吉野川市 美郷村	上谷	(上谷)
II-4087	自然斜面	上谷(2)	吉野川市 美郷村	上谷	(上谷)
II-4088	自然斜面	上谷(3)	吉野川市 美郷村	上谷	(上谷)
II-4089	自然斜面	上谷(4)	吉野川市 美郷村	上谷	(上谷)
II-4090	自然斜面	栗ノ木(4)	吉野川市 美郷村	栗ノ木	(栗ノ木)
II-4091	自然斜面	栗ノ木(5)	吉野川市 美郷村	栗ノ木	(栗ノ木)
II-4092	自然斜面	栗ノ木(2)	吉野川市 美郷村	栗ノ木	(栗ノ木)
II-4093	自然斜面	栗ノ木(3)	吉野川市 美郷村	栗ノ木	(栗ノ木)
II-4094	自然斜面	奥丸(2)	吉野川市 美郷村	奥丸	(奥丸)
II-4095	自然斜面	奥丸(3)	吉野川市 美郷村	奥丸	(奥丸)
II-4096	自然斜面	古土地(2)	吉野川市 美郷村	古土地	(古土地)
II-4097	自然斜面	古土地(3)	吉野川市 美郷村	古土地	(古土地)
II-4098	自然斜面	感美子(4)	吉野川市 美郷村	感美子	(感美子)
II-4099	自然斜面	感美子(3)	吉野川市 美郷村	感美子	(感美子)
II-4100	自然斜面	感美子(5)	吉野川市 美郷村	感美子	(感美子)
II-4101	自然斜面	感美子(6)	吉野川市 美郷村	感美子	(感美子)
II-4102	自然斜面	感美子(7)	吉野川市 美郷村	感美子	(感美子)
II-4103	自然斜面	山王(1)	吉野川市 美郷村	山王	(山王)
II-4104	自然斜面	山王(2)	吉野川市 美郷村	山王	(山王)
II-4105	自然斜面	湯下(2)	吉野川市 美郷村	湯下	(湯下)
II-4106	自然斜面	湯下(6)	吉野川市 美郷村	湯下	(湯下)
II-4107	自然斜面	湯下(3)	吉野川市 美郷村	湯下	(湯下)
II-4108	自然斜面	湯下(4)	吉野川市 美郷村	湯下	(湯下)
II-4109	自然斜面	湯下(5)	吉野川市 美郷村	湯下	(湯下)
II-4110	自然斜面	湯下(6)	吉野川市 美郷村	湯下	(湯下)
II-4111	自然斜面	土用地(1)	吉野川市 美郷村	土用地	(土用地)
II-4112	自然斜面	土用地(2)	吉野川市 美郷村	土用地	(土用地)
II-4113	自然斜面	土用地(3)	吉野川市 美郷村	土用地	(土用地)
II-4114	自然斜面	土用地(4)	吉野川市 美郷村	土用地	(土用地)
II-4115	自然斜面	土井ノ奥(1)	吉野川市 美郷村	土井ノ奥	(土井ノ奥)
II-4116	自然斜面	土井ノ奥(2)	吉野川市 美郷村	土井ノ奥	(土井ノ奥)
II-4117	自然斜面	土井ノ奥(3)	吉野川市 美郷村	土井ノ奥	(土井ノ奥)
II-4118	自然斜面	土井ノ奥(4)	吉野川市 美郷村	土井ノ奥	(土井ノ奥)
II-4119	自然斜面	土井ノ奥(5)	吉野川市 美郷村	土井ノ奥	(土井ノ奥)
II-4120	自然斜面	土井ノ奥(6)	吉野川市 美郷村	土井ノ奥	(土井ノ奥)
II-4121	自然斜面	土井ノ奥(7)	吉野川市 美郷村	土井ノ奥	(土井ノ奥)
II-4122	自然斜面	土井ノ奥(8)	吉野川市 美郷村	土井ノ奥	(土井ノ奥)
II-4123	自然斜面	土井ノ奥(9)	吉野川市 美郷村	土井ノ奥	(土井ノ奥)
II-4124	自然斜面	土井ノ奥(10)	吉野川市 美郷村	土井ノ奥	(土井ノ奥)
II-4125	自然斜面	刷石(1)	吉野川市 美郷村	刷石	(刷石)
II-4126	自然斜面	刷石(2)	吉野川市 美郷村	刷石	(刷石)
II-4127	自然斜面	刷石(3)	吉野川市 美郷村	刷石	(刷石)
II-4128	自然斜面	刷石(4)	吉野川市 美郷村	刷石	(刷石)
II-4129	自然斜面	刷石(5)	吉野川市 美郷村	刷石	(刷石)
II-4130	自然斜面	刷石(6)	吉野川市 美郷村	刷石	(刷石)
II-4131	自然斜面	刷石(7)	吉野川市 美郷村	刷石	(刷石)
II-4132	自然斜面	刷石(8)	吉野川市 美郷村	刷石	(刷石)
II-4133	自然斜面	川原(4)	吉野川市 美郷村	川原	(川原)
II-4134	自然斜面	柳谷(1)	吉野川市 美郷村	別枝山	柳谷
II-4135	自然斜面	愛後(1)	吉野川市 美郷村	別枝山	愛後
II-4136	自然斜面	愛後(2)	吉野川市 美郷村	別枝山	愛後
II-4137	自然斜面	愛後(3)	吉野川市 美郷村	別枝山	愛後
II-4138	自然斜面	愛後(4)	吉野川市 美郷村	別枝山	愛後
II-4139	自然斜面	愛後(5)	吉野川市 美郷村	別枝山	愛後
II-4140	自然斜面	愛後(6)	吉野川市 美郷村	別枝山	愛後

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
II-3809	自然斜面	奥日開谷(4)	阿波市	市場町	日開谷 奥日開谷
II-3810	自然斜面	奥日開谷(5)	阿波市	市場町	日開谷 奥日開谷
II-3811	自然斜面	川北(2)	阿波市	市場町	日開谷 川北
II-3812	自然斜面	川北(3)	阿波市	市場町	日開谷 川北
II-3813	自然斜面	川北(4)	阿波市	市場町	日開谷 川北
II-3814	自然斜面	岩野(2)	阿波市	市場町	日開谷 岩野
II-3815	自然斜面	岩野(3)	阿波市	市場町	日開谷 岩野
II-3816	自然斜面	津越(1)	阿波市	市場町	日開谷 津越
II-3817	自然斜面	津越(2)	阿波市	市場町	日開谷 津越
II-3818	自然斜面	川原芝(1)	阿波市	市場町	日開谷 川原芝
II-3819	自然斜面	川原芝(2)	阿波市	市場町	日開谷 川原芝
II-3820	自然斜面	川原芝(3)	阿波市	市場町	日開谷 川原芝
II-3821	自然斜面	蛭子(1)	阿波市	市場町	上喜来 蛭子
II-3822	自然斜面	蛭子(2)	阿波市	市場町	上喜来 蛭子
II-3823	自然斜面	平地(1)	阿波市	市場町	大墓 平地
II-3824	自然斜面	大北(3)	阿波市	市場町	大墓 大北
II-3825	自然斜面	大北(4)	阿波市	市場町	大墓 大北
II-3826	自然斜面	大北(5)	阿波市	市場町	大墓 大北
II-3827	自然斜面	大北(6)	阿波市	市場町	大墓 大北
II-3828	自然斜面	大北(7)	阿波市	市場町	大墓 大北
II-3829	自然斜面	白水(2)	阿波市	市場町	大墓 白水
II-3830	自然斜面	小月(1)	阿波市	市場町	大墓 小月
II-3831	自然斜面	大月(2)	阿波市	市場町	大墓 大月
II-3832	自然斜面	竹倉(1)	阿波市	市場町	大墓 竹倉
II-3833	自然斜面	竹倉(2)	阿波市	市場町	大墓 竹倉
II-3834	自然斜面	竹倉(3)	阿波市	市場町	大墓 竹倉
II-3835	自然斜面	竹倉(4)	阿波市	市場町	大墓 竹倉
II-3836	自然斜面	竹倉(5)	阿波市	市場町	大墓 竹倉
II-3837	自然斜面	庄主(1)	阿波市	市場町	大墓 庄主
II-3838	自然斜面	相栗(2)	阿波市	市場町	大影 相栗
II-3839	自然斜面	境目(1)	阿波市	市場町	大影 境目
II-3840	自然斜面	境目(2)	阿波市	市場町	大影 境目
II-3841	自然斜面	境目(3)	阿波市	市場町	大影 境目
II-3842	自然斜面	境目(4)	阿波市	市場町	大影 境目
II-3843	自然斜面	平間(3)	阿波市	市場町	大影 平間
II-3844	自然斜面	平間(4)	阿波市	市場町	大影 平間
II-3845	自然斜面	平間(5)	阿波市	市場町	大影 平間
II-3846	自然斜面	ニイヤ(2)	阿波市	市場町	大影 ニイヤ
II-3847	自然斜面	ニイヤ(3)	阿波市	市場町	大影 ニイヤ
II-3848	自然斜面	運行(1)	阿波市	市場町	大影 運行
II-3849	自然斜面	運行(2)	阿波市	市場町	大影 運行
II-3850	自然斜面	運行(3)	阿波市	市場町	大影 運行
II-3851	自然斜面	運行(4)	阿波市	市場町	大影 運行
II-3852	自然斜面	運行(5)	阿波市	市場町	大影 運行
II-3853	自然斜面	山王(1)	阿波市	阿波町	久勝 山王
II-3854	自然斜面	山王(2)	阿波市	阿波町	久勝 山王
II-3855	自然斜面	谷口(1)	阿波市	阿波町	久勝 谷口
II-3856	自然斜面	大久保(1)	阿波市	阿波町	伊沢 大久保
II-3857	自然斜面	大久保(2)	阿波市	阿波町	伊沢 大久保
II-3858	自然斜面	大久保(3)	阿波市	阿波町	伊沢 大久保
II-3859	自然斜面	大久保(4)	阿波市	阿波町	伊沢 大久保
II-3860	自然斜面	大久保(5)	阿波市	阿波町	伊沢 大久保
II-3861	自然斜面	大久保(6)	阿波市	阿波町	伊沢 大久保
II-3862	自然斜面	八丁原(1)	阿波市	阿波町	伊沢 八丁原
II-3863	自然斜面	糸下(1)	阿波市	阿波町	伊沢 糸下
II-3864	自然斜面	糸下(2)	阿波市	阿波町	伊沢 糸下
II-3865	自然斜面	広野(1)	阿波市	阿波町	伊沢 広野

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
II-7771	人工斜面	東生瀬(1)	吉野川市	鴨島町	山路 東生瀬
II-7772	人工斜面	東野(1)	吉野川市	鴨島町	山路 東野
II-7773	人工斜面	奥原(2)	吉野川市	鴨島町	山路 奥原
II-7774	人工斜面	宮前(3)	吉野川市	森藤	宮前
II-7775	人工斜面	大塚(2)	吉野川市	川島町	山田 大塚
II-7776	人工斜面	迎坂(4)	吉野川市	山川町	迎坂 (迎坂)
II-7777	人工斜面	井上(6)	吉野川市	山川町	井上 (井上)
II-7778	人工斜面	宮谷(2)	吉野川市	山川町	宮谷 (宮谷)
II-7779	人工斜面	土井ノ奥(11)	吉野川市	美郷村	土井ノ奥 (土井ノ奥)
II-7780	人工斜面	土井ノ奥(12)	吉野川市	美郷村	土井ノ奥 (土井ノ奥)
II-3762	自然斜面	下山田(1)	阿波市	土成町	高尾 下山田
II-3763	自然斜面	下山田(2)	阿波市	土成町	高尾 下山田
II-3764	自然斜面	筒(2)	阿波市	土成町	吉田 筒ノ段の2
II-3765	自然斜面	宮ノ尾(1)	阿波市	土成町	宮川内 宮ノ尾
II-3766	自然斜面	宮ノ尾(2)	阿波市	土成町	宮川内 宮ノ尾
II-3767	自然斜面	見坂(2)	阿波市	土成町	宮川内 見坂
II-3768	自然斜面	平間上	阿波市	土成町	宮川内 平間
II-3769	自然斜面	相坂(1)	阿波市	土成町	宮川内 相坂
II-3770	自然斜面	相坂(2)	阿波市	土成町	宮川内 相坂
II-3771	自然斜面	相崎(1)	阿波市	土成町	宮川内 相崎
II-3772	自然斜面	相崎(2)	阿波市	土成町	宮川内 相崎
II-3773	自然斜面	鈴川(1)	阿波市	土成町	土成 鈴川
II-3774	自然斜面	大場(1)	阿波市	土成町	成当 大場
II-3775	自然斜面	奥の宮(1)	阿波市	土成町	浦池 奥の宮
II-3776	自然斜面	奥の宮(2)	阿波市	土成町	浦池 奥の宮
II-3777	自然斜面	万代(1)	阿波市	土成町	浦池 万代
II-3778	自然斜面	万代(2)	阿波市	土成町	浦池 万代
II-3779	自然斜面	白木谷(1)	阿波市	土成町	浦池 白木谷
II-3780	自然斜面	西の宮(1)	阿波市	土成町	浦池 西の宮
II-3781	自然斜面	金池(1)	阿波市	土成町	浦池 金池
II-3782	自然斜面	金池(2)	阿波市	土成町	浦池 金池
II-3783	自然斜面	金池(3)	阿波市	土成町	浦池 金池
II-3784	自然斜面	金池(4)	阿波市	土成町	浦池 金池
II-3785	自然斜面	半太夫(1)	阿波市	土成町	浦池 半太夫
II-3786	自然斜面	半太夫(2)	阿波市	土成町	浦池 半太夫
II-3787	自然斜面	半太夫(3)	阿波市	土成町	浦池 半太夫
II-3788	自然斜面	九王谷(1)	阿波市	土成町	浦池 九王谷
II-3789	自然斜面	指谷(1)	阿波市	土成町	水田 指谷
II-3790	自然斜面	指谷(2)	阿波市	土成町	水田 指谷
II-3791	自然斜面	靱草(1)	阿波市	市場町	切幡 靱草
II-3792	自然斜面	日吉(2)	阿波市	市場町	尾闕 日吉
II-3793	自然斜面	日吉(3)	阿波市	市場町	尾闕 日吉
II-3794	自然斜面	日吉(4)	阿波市	市場町	尾闕 日吉
II-3795	自然斜面	稲荷(1)	阿波市	市場町	日開谷 稲荷
II-3796	自然斜面	稲荷(2)	阿波市	市場町	日開谷 稲荷
II-3797	自然斜面	稲荷(3)	阿波市	市場町	日開谷 稲荷
II-3798	自然斜面	野白原(3)	阿波市	市場町	日開谷 野白原
II-3799	自然斜面	急坂(2)	阿波市	市場町	日開谷 急坂
II-3800	自然斜面	急坂(3)	阿波市	市場町	日開谷 急坂
II-3801	自然斜面	中ノ名(1)	阿波市	市場町	日開谷 中ノ名
II-3802	自然斜面	中ノ名(2)	阿波市	市場町	日開谷 中ノ名
II-3803	自然斜面	中ノ名(3)	阿波市	市場町	日開谷 中ノ名
II-3804	自然斜面	原田(1)	阿波市	市場町	日開谷 原田
II-3805	自然斜面	原田(2)	阿波市	市場町	日開谷 原田
II-3806	自然斜面	原田(2)	阿波市	市場町	日開谷 原田
II-3807	自然斜面	奥日開谷(2)	阿波市	市場町	日開谷 奥日開谷
II-3808	自然斜面	奥日開谷(3)	阿波市	市場町	日開谷 奥日開谷

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名			位置		
		市町村	旧市町村	町・字	市町村	町・字	小字
II-7759	人工斜面	川北(5)	阿波市	市場町	犬墓	川北	
II-7760	人工斜面	大北(8)	阿波市	市場町	犬墓	大北	
II-7761	人工斜面	大北(9)	阿波市	市場町	犬墓	大北	
II-7762	人工斜面	白水(3)	阿波市	市場町	犬墓	白水	
II-7763	人工斜面	白水(4)	阿波市	市場町	犬墓	白水	
II-7764	人工斜面	竹倉(6)	阿波市	市場町	犬墓	竹倉	
II-7765	人工斜面	八丁原(2)	阿波市	市場町	大影	八丁原	
II-7766	人工斜面	北久保(13)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保	
II-7767	人工斜面	真重(7)	阿波市	阿波町	伊沢	真重	
II-7768	人工斜面	秘之岡(8)	阿波市	阿波町	伊沢	秘之岡	
II-7769	人工斜面	東長峰(3)	阿波市	阿波町	林	東長峰	
II-7770	人工斜面	尼寺(2)	石井町	石井	尼寺	尼寺	
II-3735	自然斜面	尼寺(3)	石井町	石井	尼寺	尼寺	
II-3736	自然斜面	尼寺(4)	石井町	石井	尼寺	尼寺	
II-3737	自然斜面	石井(5)	石井町	石井	石井	石井	
II-3738	自然斜面	石井(6)	石井町	石井	石井	石井	
II-3739	自然斜面	石井(7)	石井町	石井	石井	石井	
II-3740	自然斜面	城之内(2)	石井町	石井	石井	石井	
II-3741	自然斜面	下浦(3)	石井町	下浦	下浦	下浦	
II-3742	自然斜面	下浦(4)	石井町	下浦	下浦	下浦	
II-3743	自然斜面	上浦(1)	石井町	上浦	上浦	上浦	
II-7751	人工斜面	石井(8)	石井町	石井	石井	石井	
II-3744	自然斜面	山崎(2)	上板町	上板町	西分	山崎	
II-3745	自然斜面	山崎(3)	上板町	上板町	西分	山崎	
II-3746	自然斜面	祝谷(1)	上板町	上板町	祝谷	祝谷	
II-3747	自然斜面	東山(1)	上板町	上板町	神宅	東山	
II-3748	自然斜面	東山(2)	上板町	上板町	神宅	東山	
II-3749	自然斜面	大谷(1)	上板町	上板町	神宅	大谷	
II-3750	自然斜面	山田(1)	上板町	上板町	神宅	山田	
II-3751	自然斜面	大山(1)	上板町	上板町	神宅	大山	
II-3752	自然斜面	大山(2)	上板町	上板町	神宅	大山	
II-3753	自然斜面	赤懸(1)	上板町	上板町	神宅	赤懸	
II-3754	自然斜面	石籠(1)	上板町	上板町	泉谷	石籠	
II-3755	自然斜面	浦田(1)	上板町	上板町	泉谷	浦田	
II-3756	自然斜面	上下段(1)	上板町	上板町	泉谷	上下段	
II-3757	自然斜面	瀧ヶ山(1)	上板町	上板町	泉谷	瀧ヶ山	
II-3758	自然斜面	カニハ(1)	上板町	上板町	泉谷	カニハ	
II-3759	自然斜面	蔵谷(1)	上板町	上板町	引野	蔵谷	
II-3760	自然斜面	宮ヶ谷(2)	上板町	上板町	引野	宮ヶ谷	
II-3761	自然斜面	祝山(1)	上板町	上板町	引野	祝山	
II-7752	人工斜面	祝山(1)	阿南市	富岡町	祝山	祝山	
II-5845	自然斜面	東池田(2)	阿南市	富岡町	東池田	東池田	
II-5846	自然斜面	そらぎ(2)	阿南市	富岡町	そらぎ	そらぎ	
II-5847	自然斜面	日勝谷	阿南市	阿瀬比町	日勝谷	日勝谷	
II-5848	自然斜面	中村(1)	阿南市	阿瀬比町	中村	中村	
II-5849	自然斜面	中村(2)	阿南市	阿瀬比町	中村	中村	
II-5850	自然斜面	中村(3)	阿南市	阿瀬比町	中村	中村	
II-5851	自然斜面	前田(1)	阿南市	阿瀬比町	前田	前田	
II-5852	自然斜面	前田(2)	阿南市	阿瀬比町	前田	前田	
II-5853	自然斜面	前田(3)	阿南市	阿瀬比町	前田	前田	
II-5854	自然斜面	前田(4)	阿南市	阿瀬比町	前田	前田	
II-5855	自然斜面	阿利田	阿南市	阿瀬比町	阿利田	阿利田	
II-5856	自然斜面	西内(1)	阿南市	阿瀬比町	阿瀬比町	西内	
II-5857	自然斜面	西内(2)	阿南市	阿瀬比町	阿瀬比町	西内	
II-5858	自然斜面	西内(3)	阿南市	阿瀬比町	阿瀬比町	西内	
II-5859	自然斜面	南谷(2)	阿南市	山口町	南谷	南谷	

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名			位置		
		市町村	旧市町村	町・字	市町村	町・字	小字
II-3866	自然斜面	広野(2)	阿波市	阿波町	伊沢	広野	
II-3867	自然斜面	伊沢谷(1)	阿波市	阿波町	伊沢	伊沢谷(1)	
II-3868	自然斜面	伊沢谷(2)	阿波市	阿波町	伊沢	伊沢谷(2)	
II-3869	自然斜面	伊沢谷(3)	阿波市	阿波町	伊沢	伊沢谷(3)	
II-3870	自然斜面	北久保(1)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保	
II-3871	自然斜面	北久保(2)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保	
II-3872	自然斜面	北久保(3)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保	
II-3873	自然斜面	北久保(4)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保	
II-3874	自然斜面	北久保(5)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保	
II-3875	自然斜面	北久保(6)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保	
II-3876	自然斜面	北久保(7)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保	
II-3877	自然斜面	北久保(8)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保	
II-3878	自然斜面	北久保(9)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保	
II-3879	自然斜面	北久保(10)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保	
II-3880	自然斜面	北久保(11)	阿波市	阿波町	伊沢	北久保	
II-3881	自然斜面	立割(1)	阿波市	阿波町	伊沢	立割	
II-3882	自然斜面	立割(2)	阿波市	阿波町	伊沢	立割	
II-3883	自然斜面	立割(3)	阿波市	阿波町	伊沢	立割	
II-3884	自然斜面	龜底(2)	阿波市	阿波町	伊沢	龜底	
II-3885	自然斜面	龜底(3)	阿波市	阿波町	伊沢	龜底	
II-3886	自然斜面	龜底(4)	阿波市	阿波町	伊沢	龜底	
II-3887	自然斜面	真重(1)	阿波市	阿波町	伊沢	真重	
II-3888	自然斜面	真重(2)	阿波市	阿波町	伊沢	真重	
II-3889	自然斜面	真重(3)	阿波市	阿波町	伊沢	真重	
II-3890	自然斜面	真重(4)	阿波市	阿波町	伊沢	真重	
II-3891	自然斜面	真重(5)	阿波市	阿波町	伊沢	真重	
II-3892	自然斜面	真重(6)	阿波市	阿波町	伊沢	真重	
II-3893	自然斜面	真重(7)	阿波市	阿波町	伊沢	真重	
II-3894	自然斜面	引地(1)	阿波市	阿波町	伊沢	引地	
II-3895	自然斜面	引地(2)	阿波市	阿波町	伊沢	引地	
II-3896	自然斜面	引地(3)	阿波市	阿波町	伊沢	引地	
II-3897	自然斜面	引地(4)	阿波市	阿波町	伊沢	引地	
II-3898	自然斜面	引地(5)	阿波市	阿波町	伊沢	引地	
II-3899	自然斜面	引地(6)	阿波市	阿波町	伊沢	引地	
II-3900	自然斜面	小倉(1)	阿波市	阿波町	伊沢	小倉	
II-3901	自然斜面	秘之岡(5)	阿波市	阿波町	林	秘之岡	
II-3902	自然斜面	秘之岡(6)	阿波市	阿波町	林	秘之岡	
II-3903	自然斜面	秘之岡(7)	阿波市	阿波町	林	秘之岡	
II-3904	自然斜面	赤坂(2)	阿波市	阿波町	林	赤坂	
II-3905	自然斜面	白宮谷(1)	阿波市	阿波町	林	白宮谷	
II-3906	自然斜面	北西谷(1)	阿波市	阿波町	林	北西谷	
II-3907	自然斜面	北西谷(2)	阿波市	阿波町	林	北西谷	
II-3908	自然斜面	南西谷(1)	阿波市	阿波町	林	南西谷	
II-3909	自然斜面	東長峰(1)	阿波市	阿波町	林	東長峰	
II-3910	自然斜面	東長峰(2)	阿波市	阿波町	林	東長峰	
II-3911	自然斜面	中長峰(1)	阿波市	阿波町	林	中長峰	
II-3912	自然斜面	中長峰(2)	阿波市	阿波町	林	中長峰	
II-3913	自然斜面	中長峰(3)	阿波市	阿波町	林	中長峰	
II-3914	自然斜面	中長峰(4)	阿波市	阿波町	林	中長峰	
II-3915	自然斜面	西長峰(1)	阿波市	阿波町	林	西長峰	
II-3916	自然斜面	柳坂(1)	阿波市	阿波町	林	柳坂	
II-7753	人工斜面	山ノ本(1)	阿波市	土成町	土成	山ノ本	
II-7754	人工斜面	金日開谷(5)	阿波市	土成町	金日開谷	金日開谷	
II-7755	人工斜面	泉日開谷(6)	阿波市	市場町	日開谷	泉日開谷	
II-7756	人工斜面	平地(2)	阿波市	市場町	犬墓	平地	
II-7757	人工斜面	平地(3)	阿波市	市場町	犬墓	平地	
II-7758	人工斜面	平地(4)	阿波市	市場町	犬墓	平地	

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
II-5917	自然斜面	三ツ栗	阿南市		内原町 三ツ栗
II-5918	自然斜面	天押	阿南市		内原町 天押
II-5919	自然斜面	大谷(2)	阿南市		内原町 大谷
II-5920	自然斜面	山腰	阿南市		内原町 山腰
II-5921	自然斜面	柳ヶ谷	阿南市		内原町 柳ヶ谷
II-5922	自然斜面	大浦(5)	阿南市		柳町 大浦
II-5923	自然斜面	大浦(6)	阿南市		柳町 大浦
II-5924	自然斜面	大浦(7)	阿南市		柳町 大浦
II-5925	自然斜面	江ノ浦(3)	阿南市		柳町 江ノ浦
II-5926	自然斜面	一升ヶ森	阿南市		柳町 一升ヶ森
II-5927	自然斜面	袴傍示(1)	阿南市		柳町 袴傍示
II-5928	自然斜面	袴傍示(2)	阿南市		柳町 袴傍示
II-5929	自然斜面	袴傍示(3)	阿南市		柳町 袴傍示
II-5930	自然斜面	袴傍示(4)	阿南市		柳町 袴傍示
II-5931	自然斜面	幸田(1)	阿南市		柳町 幸田
II-5932	自然斜面	岡地(3)	阿南市		柳町 岡地
II-5933	自然斜面	岡地(4)	阿南市		柳町 岡地
II-5934	自然斜面	大坪(1)	阿南市		柳町 大坪
II-5935	自然斜面	大坪(2)	阿南市		柳町 大坪
II-5936	自然斜面	青木(2)	阿南市		柳町 青木
II-5937	自然斜面	青木(3)	阿南市		柳町 青木
II-5938	自然斜面	青木(4)	阿南市		柳町 青木
II-5939	自然斜面	中尾	阿南市		柳町 中尾
II-5940	自然斜面	鷗(2)	阿南市		柳町 鷗
II-5941	自然斜面	六反地(2)	阿南市		柳町 六反地
II-5942	自然斜面	六反地(3)	阿南市		柳町 六反地
II-5943	自然斜面	湊	阿南市		柳町 土井崎
II-5944	自然斜面	汐谷山(4)	阿南市		柳町 汐谷山
II-5945	自然斜面	幸田(2)	阿南市		柳町 幸田
II-5946	自然斜面	中分(2)	阿南市		津乃崎町 中分
II-5947	自然斜面	中分(3)	阿南市		津乃崎町 中分
II-5948	自然斜面	中分(4)	阿南市		津乃崎町 中分
II-5949	自然斜面	中分(5)	阿南市		津乃崎町 中分
II-5950	自然斜面	中分(6)	阿南市		津乃崎町 中分
II-5951	自然斜面	中分(7)	阿南市		津乃崎町 中分
II-5952	自然斜面	長浜(3)	阿南市		津乃崎町 長浜
II-5953	自然斜面	長浜(4)	阿南市		津乃崎町 長浜
II-5954	自然斜面	秋山(2)	阿南市		新野町 秋山
II-5955	自然斜面	秋山(3)	阿南市		新野町 秋山
II-5956	自然斜面	秋山(4)	阿南市		新野町 秋山
II-5957	自然斜面	字井谷(2)	阿南市		新野町 字井谷
II-5958	自然斜面	字井谷(3)	阿南市		新野町 字井谷
II-5959	自然斜面	重友(3)	阿南市		新野町 重友
II-5960	自然斜面	重友(4)	阿南市		新野町 重友
II-5961	自然斜面	重友(5)	阿南市		新野町 重友
II-5962	自然斜面	重友(6)	阿南市		新野町 重友
II-5963	自然斜面	葉池谷(1)	阿南市		新野町 葉池谷
II-5964	自然斜面	葉池谷(2)	阿南市		新野町 葉池谷
II-5965	自然斜面	廿歩(1)	阿南市		新野町 廿歩
II-5966	自然斜面	廿歩(2)	阿南市		新野町 廿歩
II-5967	自然斜面	花坂	阿南市		新野町 花坂
II-5968	自然斜面	大蔵(2)	阿南市		新野町 大蔵
II-5969	自然斜面	大蔵(3)	阿南市		新野町 大蔵
II-5970	自然斜面	大蔵(4)	阿南市		新野町 大蔵
II-5971	自然斜面	大蔵(5)	阿南市		新野町 大蔵
II-5972	自然斜面	大蔵(6)	阿南市		新野町 大蔵
II-5973	自然斜面	大蔵(7)	阿南市		新野町 大蔵

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
II-5860	自然斜面	南谷(3)	阿南市		山口町 南谷
II-5861	自然斜面	南谷(4)	阿南市		山口町 南谷
II-5862	自然斜面	南谷(5)	阿南市		山口町 南谷
II-5863	自然斜面	南谷(6)	阿南市		山口町 南谷
II-5864	自然斜面	南谷(7)	阿南市		山口町 南谷
II-5865	自然斜面	南谷(8)	阿南市		山口町 南谷
II-5866	自然斜面	串坂(1)	阿南市		山口町 串坂
II-5867	自然斜面	串坂(2)	阿南市		山口町 串坂
II-5868	自然斜面	串坂(3)	阿南市		山口町 串坂
II-5869	自然斜面	壱方	阿南市		山口町 壱方
II-5870	自然斜面	北谷(2)	阿南市		山口町 北谷
II-5871	自然斜面	舟子田(2)	阿南市		山口町 舟子田
II-5872	自然斜面	森園(2)	阿南市		山口町 森園
II-5873	自然斜面	森園(3)	阿南市		山口町 森園
II-5874	自然斜面	森園(4)	阿南市		山口町 森園
II-5875	自然斜面	久延(2)	阿南市		山口町 久延
II-5876	自然斜面	久延(3)	阿南市		山口町 久延
II-5877	自然斜面	吉宗	阿南市		山口町 吉宗
II-5878	自然斜面	杉谷(2)	阿南市		山口町 杉谷
II-5879	自然斜面	杉谷(3)	阿南市		山口町 杉谷
II-5880	自然斜面	前山田	阿南市		山口町 前山田
II-5881	自然斜面	北山(2)	阿南市		山口町 北山
II-5882	自然斜面	北山(3)	阿南市		山口町 北山
II-5883	自然斜面	猿石谷	阿南市		山口町 猿石谷
II-5884	自然斜面	大久保(2)	阿南市		山口町 大久保
II-5885	自然斜面	岡ノ鼻(1)	阿南市		桑野町 岡ノ鼻
II-5886	自然斜面	岡ノ鼻(2)	阿南市		桑野町 岡ノ鼻
II-5887	自然斜面	光源寺(2)	阿南市		桑野町 光源寺
II-5888	自然斜面	光源寺(3)	阿南市		桑野町 光源寺
II-5889	自然斜面	桑野谷(1)	阿南市		桑野町 桑野谷
II-5890	自然斜面	桑野谷(2)	阿南市		桑野町 桑野谷
II-5891	自然斜面	宮ノ森(2)	阿南市		桑野町 宮ノ森
II-5892	自然斜面	岡元(2)	阿南市		桑野町 岡元
II-5893	自然斜面	岡元(3)	阿南市		桑野町 岡元
II-5894	自然斜面	花井(1)	阿南市		桑野町 花井
II-5895	自然斜面	花井(2)	阿南市		桑野町 花井
II-5896	自然斜面	中ヶ谷(1)	阿南市		桑野町 中ヶ谷
II-5897	自然斜面	中ヶ谷(2)	阿南市		桑野町 中ヶ谷
II-5898	自然斜面	中ヶ谷(3)	阿南市		桑野町 中ヶ谷
II-5899	自然斜面	池ノ内(3)	阿南市		桑野町 池ノ内
II-5900	自然斜面	池ノ内(4)	阿南市		桑野町 池ノ内
II-5901	自然斜面	長崎	阿南市		桑野町 長崎
II-5902	自然斜面	壱町ヶ坪(1)	阿南市		桑野町 壱町ヶ坪
II-5903	自然斜面	壱町ヶ坪(2)	阿南市		桑野町 壱町ヶ坪
II-5904	自然斜面	山田	阿南市		桑野町 山田
II-5905	自然斜面	西谷(1)	阿南市		桑野町 西谷
II-5906	自然斜面	西谷(2)	阿南市		桑野町 西谷
II-5907	自然斜面	尾花(2)	阿南市		桑野町 尾花
II-5908	自然斜面	井ノ原	阿南市		桑野町 井ノ原
II-5909	自然斜面	蛭地(2)	阿南市		桑野町 蛭地
II-5910	自然斜面	めい谷	阿南市		桑野町 めい谷
II-5911	自然斜面	榎木(2)	阿南市		内原町 榎木
II-5912	自然斜面	榎木(3)	阿南市		内原町 榎木
II-5913	自然斜面	いん谷(1)	阿南市		内原町 いん谷
II-5914	自然斜面	いん谷(2)	阿南市		内原町 いん谷
II-5915	自然斜面	いん谷(3)	阿南市		内原町 いん谷
II-5916	自然斜面	二ヶ谷	阿南市		内原町 二ヶ谷

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-6031	自然斜面	本田(4)	阿南市	新野町	本田
II-6032	自然斜面	本田(5)	阿南市	新野町	本田
II-6033	自然斜面	本田(6)	阿南市	新野町	本田
II-6034	自然斜面	本田(7)	阿南市	新野町	本田
II-6035	自然斜面	谷口(4)	阿南市	新野町	谷口
II-6036	自然斜面	谷口(5)	阿南市	新野町	谷口
II-6037	自然斜面	平川内(1)	阿南市	新野町	平川内
II-6038	自然斜面	平川内(2)	阿南市	新野町	平川内
II-6039	自然斜面	平川内(3)	阿南市	新野町	平川内
II-6040	自然斜面	平川内(4)	阿南市	新野町	平川内
II-6041	自然斜面	平川内(5)	阿南市	新野町	平川内
II-6042	自然斜面	平川内(6)	阿南市	新野町	平川内
II-6043	自然斜面	大谷(1)	阿南市	新野町	大谷
II-6044	自然斜面	大谷(2)	阿南市	新野町	大谷
II-6045	自然斜面	大谷(3)	阿南市	新野町	大谷
II-6046	自然斜面	友常(2)	阿南市	新野町	友常
II-6047	自然斜面	友常(3)	阿南市	新野町	友常
II-6048	自然斜面	友常(4)	阿南市	新野町	友常
II-6049	自然斜面	友常(5)	阿南市	新野町	友常
II-6050	自然斜面	友常(6)	阿南市	新野町	友常
II-6051	自然斜面	友常(7)	阿南市	新野町	友常
II-6052	自然斜面	清貞(4)	阿南市	新野町	清貞
II-6053	自然斜面	清貞(5)	阿南市	新野町	清貞
II-6054	自然斜面	喜来(1)	阿南市	新野町	喜来
II-6055	自然斜面	喜来(2)	阿南市	新野町	喜来
II-6056	自然斜面	喜来(3)	阿南市	新野町	喜来
II-6057	自然斜面	喜来(4)	阿南市	新野町	喜来
II-6058	自然斜面	喜来(5)	阿南市	新野町	喜来
II-6059	自然斜面	喜来(6)	阿南市	新野町	喜来
II-6060	自然斜面	喜来(7)	阿南市	新野町	喜来
II-6061	自然斜面	喜来(8)	阿南市	新野町	喜来
II-6062	自然斜面	喜来(9)	阿南市	新野町	喜来
II-6063	自然斜面	喜来(10)	阿南市	新野町	喜来
II-6064	自然斜面	林(1)	阿南市	新野町	林
II-6065	自然斜面	林(2)	阿南市	新野町	林
II-6066	自然斜面	林(3)	阿南市	新野町	林
II-6067	自然斜面	林(4)	阿南市	新野町	林
II-6068	自然斜面	常政(1)	阿南市	新野町	常政
II-6069	自然斜面	常政(2)	阿南市	新野町	常政
II-6070	自然斜面	常政(3)	阿南市	新野町	常政
II-6071	自然斜面	川又(2)	阿南市	新野町	川又
II-6072	自然斜面	川又(3)	阿南市	新野町	川又
II-6073	自然斜面	東谷(2)	阿南市	新野町	東谷
II-6074	自然斜面	東谷(3)	阿南市	新野町	東谷
II-6075	自然斜面	東谷(4)	阿南市	新野町	東谷
II-6076	自然斜面	東谷(5)	阿南市	新野町	東谷
II-6077	自然斜面	動々原(1)	阿南市	新野町	動々原
II-6078	自然斜面	動々原(2)	阿南市	新野町	動々原
II-6079	自然斜面	城田(1)	阿南市	新野町	城田
II-6080	自然斜面	城田(2)	阿南市	新野町	城田
II-6081	自然斜面	新田(2)	阿南市	新野町	新田
II-6082	自然斜面	北隈谷	阿南市	新野町	北隈谷
II-6083	自然斜面	真真	阿南市	新野町	真真
II-6084	自然斜面	片山	阿南市	新野町	片山
II-6085	自然斜面	礮石	阿南市	新野町	礮石
II-6086	自然斜面	小砂取	阿南市	新野町	小砂取
II-6087	自然斜面	柳田	阿南市	新野町	柳田

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-5974	自然斜面	西馬場	阿南市	新野町	西馬場
II-5975	自然斜面	東山	阿南市	新野町	東山
II-5976	自然斜面	花兔(1)	阿南市	新野町	花兔
II-5977	自然斜面	花兔(2)	阿南市	新野町	花兔
II-5978	自然斜面	花兔(3)	阿南市	新野町	花兔
II-5979	自然斜面	西地(1)	阿南市	新野町	西地
II-5980	自然斜面	西地(2)	阿南市	新野町	西地
II-5981	自然斜面	信里(1)	阿南市	新野町	信里
II-5982	自然斜面	信里(2)	阿南市	新野町	信里
II-5983	自然斜面	船ヶ谷	阿南市	新野町	船ヶ谷
II-5984	自然斜面	宮前(2)	阿南市	新野町	宮前
II-5985	自然斜面	宮前(3)	阿南市	新野町	宮前
II-5986	自然斜面	室ノ久保(1)	阿南市	新野町	室ノ久保
II-5987	自然斜面	室ノ久保(2)	阿南市	新野町	室ノ久保
II-5988	自然斜面	行友(2)	阿南市	新野町	行友
II-5989	自然斜面	行友(3)	阿南市	新野町	行友
II-5990	自然斜面	行友(4)	阿南市	新野町	行友
II-5991	自然斜面	廻ノ端	阿南市	新野町	廻ノ端
II-5992	自然斜面	助達(2)	阿南市	新野町	助達
II-5993	自然斜面	助達(3)	阿南市	新野町	助達
II-5994	自然斜面	助達(4)	阿南市	新野町	助達
II-5995	自然斜面	西光寺	阿南市	新野町	西光寺
II-5996	自然斜面	西光寺(4)	阿南市	新野町	西光寺
II-5997	自然斜面	西花(2)	阿南市	新野町	西花
II-5998	自然斜面	安行(5)	阿南市	新野町	安行
II-5999	自然斜面	安行(6)	阿南市	新野町	安行
II-6000	自然斜面	宮ノ久保	阿南市	新野町	宮ノ久保
II-6001	自然斜面	木戸(1)	阿南市	新野町	木戸
II-6002	自然斜面	木戸(2)	阿南市	新野町	木戸
II-6003	自然斜面	木戸(3)	阿南市	新野町	木戸
II-6004	自然斜面	貞持(1)	阿南市	新野町	貞持
II-6005	自然斜面	貞持(2)	阿南市	新野町	貞持
II-6006	自然斜面	貞持(3)	阿南市	新野町	貞持
II-6007	自然斜面	貞持(4)	阿南市	新野町	貞持
II-6008	自然斜面	貞持(5)	阿南市	新野町	貞持
II-6009	自然斜面	貞持(6)	阿南市	新野町	貞持
II-6010	自然斜面	海老川(3)	阿南市	新野町	海老川
II-6011	自然斜面	海老川(4)	阿南市	新野町	海老川
II-6012	自然斜面	海老川(5)	阿南市	新野町	海老川
II-6013	自然斜面	海老川(6)	阿南市	新野町	海老川
II-6014	自然斜面	海老川(7)	阿南市	新野町	海老川
II-6015	自然斜面	海老川(8)	阿南市	新野町	海老川
II-6016	自然斜面	海老川(9)	阿南市	新野町	海老川
II-6017	自然斜面	海老川(10)	阿南市	新野町	海老川
II-6018	自然斜面	海老川(11)	阿南市	新野町	海老川
II-6019	自然斜面	海老川(12)	阿南市	新野町	海老川
II-6020	自然斜面	海老川(13)	阿南市	新野町	海老川
II-6021	自然斜面	海老川(14)	阿南市	新野町	海老川
II-6022	自然斜面	海老川(15)	阿南市	新野町	海老川
II-6023	自然斜面	海老川(16)	阿南市	新野町	海老川
II-6024	自然斜面	海老川(17)	阿南市	新野町	海老川
II-6025	自然斜面	生谷(2)	阿南市	新野町	生谷
II-6026	自然斜面	生谷(3)	阿南市	新野町	生谷
II-6027	自然斜面	生谷(4)	阿南市	新野町	生谷
II-6028	自然斜面	生谷(5)	阿南市	新野町	生谷
II-6029	自然斜面	本田(2)	阿南市	新野町	本田
II-6030	自然斜面	本田(3)	阿南市	新野町	本田

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
II-6145	自然斜面	貝ノ河(6)	阿南市		加茂町 貝ノ河
II-6146	自然斜面	西名小庄	阿南市		加茂町 西名小庄
II-6147	自然斜面	東名小庄	阿南市		加茂町 東名小庄
II-6148	自然斜面	鞆道(1)	阿南市		加茂町 鞆道
II-6149	自然斜面	鞆道(2)	阿南市		加茂町 鞆道
II-6150	自然斜面	大谷(2)	阿南市		加茂町 大谷
II-6151	自然斜面	東だいご(1)	阿南市		加茂町 東だいご
II-6152	自然斜面	東だいご(2)	阿南市		加茂町 東だいご
II-6153	自然斜面	東だいご(3)	阿南市		加茂町 東だいご
II-6154	自然斜面	西だいご	阿南市		加茂町 西だいご
II-6155	自然斜面	東だいご(4)	阿南市		加茂町 東だいご
II-6156	自然斜面	原田(1)	阿南市		加茂町 原田
II-6157	自然斜面	丸山ノ下	阿南市		加茂町 丸山ノ下
II-6158	自然斜面	熊谷(2)	阿南市		加茂町 熊谷
II-6159	自然斜面	正境(1)	阿南市		加茂町 正境
II-6160	自然斜面	ヨノエ	阿南市		加茂町 ヨノエ
II-6161	自然斜面	正境(2)	阿南市		加茂町 正境
II-6162	自然斜面	大腰(2)	阿南市		加茂町 大腰
II-6163	自然斜面	宮ノ前	阿南市		加茂町 宮ノ前
II-6164	自然斜面	畑田	阿南市		加茂町 畑田
II-6165	自然斜面	南勝示(1)	阿南市		加茂町 南勝示
II-6166	自然斜面	南勝示(2)	阿南市		加茂町 南勝示
II-6167	自然斜面	南勝示(3)	阿南市		加茂町 南勝示
II-6168	自然斜面	旭越山(2)	阿南市		加茂町 旭越山
II-6169	自然斜面	輪田	阿南市		加茂町 輪田
II-6170	自然斜面	井関(2)	阿南市		加茂町 井関
II-6171	自然斜面	井関(3)	阿南市		加茂町 井関
II-6172	自然斜面	おわた	阿南市		加茂町 おわた
II-6173	自然斜面	久保田	阿南市		加茂町 久保田
II-6174	自然斜面	西方	阿南市		加茂町 西方
II-6175	自然斜面	常泉寺	阿南市		加茂町 常泉寺
II-6176	自然斜面	山地(3)	阿南市		加茂町 山地
II-6177	自然斜面	山地(4)	阿南市		加茂町 山地
II-6178	自然斜面	山地(5)	阿南市		加茂町 山地
II-6179	自然斜面	西山(2)	阿南市		加茂町 西山
II-6180	自然斜面	西山(3)	阿南市		加茂町 西山
II-6181	自然斜面	西山(4)	阿南市		加茂町 西山
II-6182	自然斜面	西山(5)	阿南市		加茂町 西山
II-6183	自然斜面	古地(1)	阿南市		加茂町 古地
II-6184	自然斜面	古地(2)	阿南市		加茂町 古地
II-6185	自然斜面	西ノ谷	阿南市		加茂町 西ノ谷
II-6186	自然斜面	大原中ノ谷	阿南市		加茂町 大原中ノ谷
II-6187	自然斜面	東谷	阿南市		加茂町 東谷
II-6188	自然斜面	口ノ岩戸	阿南市		加茂町 口ノ岩戸
II-6189	自然斜面	竹瀬	阿南市		加茂町 竹瀬
II-6190	自然斜面	水ヶ谷	阿南市		加茂町 水ヶ谷
II-6191	自然斜面	赤坂(1)	阿南市		加茂町 赤坂
II-6192	自然斜面	赤坂(2)	阿南市		加茂町 赤坂
II-6193	自然斜面	赤坂(3)	阿南市		加茂町 赤坂
II-6194	自然斜面	長谷	阿南市		加茂町 長谷
II-6195	自然斜面	長丁	阿南市		加茂町 長丁
II-6196	自然斜面	明谷中沢	阿南市		加茂町 明谷中沢
II-6197	自然斜面	角ノ谷(1)	阿南市		加茂町 角ノ谷
II-6198	自然斜面	角ノ谷(2)	阿南市		加茂町 角ノ谷
II-6199	自然斜面	角ノ谷(3)	阿南市		加茂町 角ノ谷
II-6200	自然斜面	熊谷	阿南市		加茂町 熊谷
II-6201	自然斜面	熊谷	阿南市		加茂町 熊谷

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
II-6088	自然斜面	妙皇前	阿南市		新野町 妙皇前
II-6089	自然斜面	新富(1)	阿南市		新野町 新富
II-6090	自然斜面	新富(2)	阿南市		新野町 新富
II-6091	自然斜面	桑内	阿南市		新野町 桑内
II-6092	自然斜面	東(2)	阿南市		水井町 東
II-6093	自然斜面	新居田	阿南市		水井町 新居田
II-6094	自然斜面	中野(1)	阿南市		水井町 中野
II-6095	自然斜面	中野(2)	阿南市		水井町 中野
II-6096	自然斜面	中野(3)	阿南市		水井町 中野
II-6097	自然斜面	倉野(1)	阿南市		大井町 倉野
II-6098	自然斜面	倉野(2)	阿南市		大井町 倉野
II-6099	自然斜面	倉野(3)	阿南市		大井町 倉野
II-6100	自然斜面	田舎谷	阿南市		大井町 田舎谷
II-6101	自然斜面	竹鼻	阿南市		大井町 竹鼻
II-6102	自然斜面	藪平	阿南市		大井町 藪平
II-6103	自然斜面	薔来	阿南市		大井町 薔来
II-6104	自然斜面	ノ谷(1)	阿南市		大井町 ノ谷
II-6105	自然斜面	ノ谷(2)	阿南市		大井町 ノ谷
II-6106	自然斜面	ノ谷(3)	阿南市		大井町 ノ谷
II-6107	自然斜面	東平	阿南市		大井町 東平
II-6108	自然斜面	松ノ岡(1)	阿南市		大井町 松ノ岡
II-6109	自然斜面	松ノ岡(2)	阿南市		大井町 松ノ岡
II-6110	自然斜面	松ノ岡(3)	阿南市		大井町 松ノ岡
II-6111	自然斜面	松ノ岡(4)	阿南市		大井町 松ノ岡
II-6112	自然斜面	松ノ岡(5)	阿南市		大井町 松ノ岡
II-6113	自然斜面	松ノ岡(6)	阿南市		大井町 松ノ岡
II-6114	自然斜面	宮平(2)	阿南市		大井町 宮平
II-6115	自然斜面	奥山(2)	阿南市		輪根町 奥山
II-6116	自然斜面	宮谷(1)	阿南市		輪根町 宮谷
II-6117	自然斜面	宮谷(2)	阿南市		輪根町 宮谷
II-6118	自然斜面	金石(1)	阿南市		輪根町 金石
II-6119	自然斜面	金石(2)	阿南市		輪根町 金石
II-6120	自然斜面	七浦(2)	阿南市		輪根町 七浦
II-6121	自然斜面	七浦(3)	阿南市		輪根町 七浦
II-6122	自然斜面	七浦(4)	阿南市		輪根町 七浦
II-6123	自然斜面	津越(1)	阿南市		輪根町 津越
II-6124	自然斜面	畑田	阿南市		下大野町 畑田
II-6125	自然斜面	畑田(2)	阿南市		下大野町 畑田
II-6126	自然斜面	畑田(3)	阿南市		下大野町 畑田
II-6127	自然斜面	畑田(4)	阿南市		下大野町 畑田
II-6128	自然斜面	平山(1)	阿南市		下大野町 平山
II-6129	自然斜面	平山(2)	阿南市		下大野町 平山
II-6130	自然斜面	羽坂	阿南市		下大野町 羽坂
II-6131	自然斜面	藪原	阿南市		下大野町 藪原
II-6132	自然斜面	菅原(2)	阿南市		上大野町 菅原
II-6133	自然斜面	大山田	阿南市		上大野町 大山田
II-6134	自然斜面	小山田	阿南市		上大野町 小山田
II-6135	自然斜面	久留米田(2)	阿南市		上大野町 久留米田
II-6136	自然斜面	久留米田(3)	阿南市		上大野町 久留米田
II-6137	自然斜面	清松(1)	阿南市		上大野町 清松
II-6138	自然斜面	清松(2)	阿南市		上大野町 清松
II-6139	自然斜面	清松(3)	阿南市		上大野町 清松
II-6140	自然斜面	清松(4)	阿南市		上大野町 清松
II-6141	自然斜面	貝ノ河(1)	阿南市		加茂町 貝ノ河
II-6142	自然斜面	貝ノ河(2)	阿南市		加茂町 貝ノ河
II-6143	自然斜面	貝ノ河(3)	阿南市		加茂町 貝ノ河
II-6144	自然斜面	貝ノ河(4)	阿南市		加茂町 貝ノ河
II-6145	自然斜面	貝ノ河(5)	阿南市		加茂町 貝ノ河

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
II-6259	自然斜面	裂岐 (2)	阿南市		福井町 裂岐
II-6260	自然斜面	元末 (2)	阿南市		福井町 元末
II-6261	自然斜面	元末 (3)	阿南市		福井町 元末
II-6262	自然斜面	元末 (4)	阿南市		福井町 元末
II-6263	自然斜面	馬路 (2)	阿南市		福井町 馬路
II-6264	自然斜面	中連 (2)	阿南市		福井町 中連
II-6265	自然斜面	中連 (3)	阿南市		福井町 中連
II-6266	自然斜面	中連 (4)	阿南市		福井町 中連
II-6267	自然斜面	土佐谷 (2)	阿南市		福井町 土佐谷
II-6268	自然斜面	土佐谷 (3)	阿南市		福井町 土佐谷
II-6269	自然斜面	土佐谷 (4)	阿南市		福井町 土佐谷
II-6270	自然斜面	西の前 (4)	阿南市		福井町 西の前
II-6271	自然斜面	西の前 (5)	阿南市		福井町 西の前
II-6272	自然斜面	西の前 (6)	阿南市		福井町 西の前
II-6273	自然斜面	久保野 (1)	阿南市		福井町 久保野
II-6274	自然斜面	久保野 (2)	阿南市		福井町 久保野
II-6275	自然斜面	久保野 (3)	阿南市		福井町 久保野
II-6276	自然斜面	日田地 (1)	阿南市		福井町 日田地
II-6277	自然斜面	日田地 (2)	阿南市		福井町 日田地
II-6278	自然斜面	日田地 (3)	阿南市		福井町 日田地
II-6279	自然斜面	日田地 (4)	阿南市		福井町 日田地
II-6280	自然斜面	日田地 (5)	阿南市		福井町 日田地
II-6281	自然斜面	日田地 (6)	阿南市		福井町 日田地
II-6282	自然斜面	日田地 (7)	阿南市		福井町 日田地
II-6283	自然斜面	小野	阿南市		福井町 小野
II-6284	自然斜面	長谷川 (1)	阿南市		福井町 長谷川
II-6285	自然斜面	長谷川 (2)	阿南市		福井町 長谷川
II-6286	自然斜面	長谷川 (3)	阿南市		福井町 長谷川
II-6287	自然斜面	長谷川 (4)	阿南市		福井町 長谷川
II-6288	自然斜面	長谷川 (5)	阿南市		福井町 長谷川
II-6289	自然斜面	長谷川 (6)	阿南市		福井町 長谷川
II-6290	自然斜面	長谷川 (7)	阿南市		福井町 長谷川
II-6291	自然斜面	長谷川 (8)	阿南市		福井町 長谷川
II-6292	自然斜面	長谷川 (9)	阿南市		福井町 長谷川
II-6293	自然斜面	長谷川 (10)	阿南市		福井町 長谷川
II-6294	自然斜面	長谷川 (11)	阿南市		福井町 長谷川
II-6295	自然斜面	長谷川 (12)	阿南市		福井町 長谷川
II-6296	自然斜面	大坂 (1)	阿南市		福井町 大坂
II-6297	自然斜面	大坂 (2)	阿南市		福井町 大坂
II-6298	自然斜面	大坂 (3)	阿南市		福井町 大坂
II-6299	自然斜面	大坂 (4)	阿南市		福井町 大坂
II-6300	自然斜面	大坂 (5)	阿南市		福井町 大坂
II-6301	自然斜面	大坂 (6)	阿南市		福井町 大坂
II-6302	自然斜面	大坂 (7)	阿南市		福井町 大坂
II-6303	自然斜面	大坂 (8)	阿南市		福井町 大坂
II-6304	自然斜面	辺川 (1)	阿南市		福井町 辺川
II-6305	自然斜面	辺川 (2)	阿南市		福井町 辺川
II-6306	自然斜面	辺川 (3)	阿南市		福井町 辺川
II-6307	自然斜面	辺川 (4)	阿南市		福井町 辺川
II-6308	自然斜面	辺川 (5)	阿南市		福井町 辺川
II-6309	自然斜面	辺川 (6)	阿南市		福井町 辺川
II-6310	自然斜面	貝谷 (1)	阿南市		福井町 貝谷
II-6311	自然斜面	貝谷 (2)	阿南市		福井町 貝谷
II-6312	自然斜面	貝谷 (3)	阿南市		福井町 貝谷
II-6313	自然斜面	貝谷 (4)	阿南市		福井町 貝谷
II-6314	自然斜面	貝谷 (5)	阿南市		福井町 貝谷
II-6315	自然斜面	貝谷 (6)	阿南市		福井町 貝谷

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
II-6202	自然斜面	寺ノ前 (1)	阿南市		長生町 寺ノ前
II-6203	自然斜面	寺ノ前 (2)	阿南市		長生町 寺ノ前
II-6204	自然斜面	寺ノ前 (3)	阿南市		長生町 寺ノ前
II-6205	自然斜面	岩ノ下 (2)	阿南市		長生町 切石
II-6206	自然斜面	黒岩	阿南市		長生町 黒岩
II-6207	自然斜面	水ヶ谷	阿南市		長生町 水ヶ谷
II-6208	自然斜面	日勝谷	阿南市		阿瀬比町 日勝谷
II-6209	自然斜面	谷々	阿南市		長生町 谷々
II-6210	自然斜面	下小原	阿南市		長生町 下小原
II-6211	自然斜面	林崎 (1)	阿南市		中林町 林崎
II-6212	自然斜面	林崎 (2)	阿南市		中林町 林崎
II-6213	自然斜面	龜崎 (1)	阿南市		峠町 龜崎
II-6214	自然斜面	龜崎 (2)	阿南市		峠町 龜崎
II-6215	自然斜面	大谷 (3)	阿南市		内原町 大谷
II-6216	自然斜面	北勘高	阿南市		学原町 北勘高
II-6217	自然斜面	上水田	阿南市		学原町 上水田
II-6218	自然斜面	大福 (4)	阿南市		大福町 大福
II-6219	自然斜面	大福 (5)	阿南市		大福町 大福
II-6220	自然斜面	南林 (1)	阿南市		見能林町 南林
II-6221	自然斜面	南林 (2)	阿南市		見能林町 南林
II-6222	自然斜面	南林 (3)	阿南市		見能林町 南林
II-6223	自然斜面	南林 (4)	阿南市		見能林町 南林
II-6224	自然斜面	南林 (5)	阿南市		見能林町 南林
II-6225	自然斜面	勘高原	阿南市		見能林町 勘高原
II-6226	自然斜面	南勘高	阿南市		見能林町 南勘高
II-6227	自然斜面	猫谷 (1)	阿南市		見能林町 猫谷
II-6228	自然斜面	猫谷 (2)	阿南市		見能林町 猫谷
II-6229	自然斜面	かこ谷	阿南市		見能林町 かこ谷
II-6230	自然斜面	高道 (2)	阿南市		見能林町 高道
II-6231	自然斜面	高道 (3)	阿南市		見能林町 高道
II-6232	自然斜面	花谷 (1)	阿南市		見能林町 花谷
II-6233	自然斜面	花谷 (2)	阿南市		見能林町 花谷
II-6234	自然斜面	白か小谷	阿南市		見能林町 白か小谷
II-6235	自然斜面	大西 (1)	阿南市		福井町 大西
II-6236	自然斜面	大西 (2)	阿南市		福井町 大西
II-6237	自然斜面	大西 (3)	阿南市		福井町 大西
II-6238	自然斜面	古津 (2)	阿南市		福井町 古津
II-6239	自然斜面	古津 (3)	阿南市		福井町 古津
II-6240	自然斜面	古津 (4)	阿南市		福井町 古津
II-6241	自然斜面	吉谷 (4)	阿南市		福井町 吉谷
II-6242	自然斜面	津 (3)	阿南市		福井町 津
II-6243	自然斜面	津 (4)	阿南市		福井町 津
II-6244	自然斜面	磯 (4)	阿南市		福井町 磯
II-6245	自然斜面	磯 (1)	阿南市		福井町 磯
II-6246	自然斜面	磯 (2)	阿南市		福井町 磯
II-6247	自然斜面	磯 (3)	阿南市		福井町 磯
II-6248	自然斜面	磯 (4)	阿南市		福井町 磯
II-6249	自然斜面	磯 (5)	阿南市		福井町 磯
II-6250	自然斜面	土佐谷 (1)	阿南市		福井町 土佐谷
II-6251	自然斜面	西の前 (2)	阿南市		福井町 西の前
II-6252	自然斜面	西の前 (3)	阿南市		福井町 西の前
II-6253	自然斜面	実用 (2)	阿南市		福井町 実用
II-6254	自然斜面	森 (1)	阿南市		福井町 森
II-6255	自然斜面	森 (2)	阿南市		福井町 森
II-6256	自然斜面	菜畦 (2)	阿南市		福井町 菜畦
II-6257	自然斜面	古毛 (2)	阿南市		福井町 古毛
II-6258	自然斜面	裂岐 (1)	阿南市		福井町 裂岐

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名			位置		
		市町村	旧市町村	町・字	市町村	旧市町村	町・字
II-6316	自然斜面	貝谷 (7)	阿南市	福井町	貝谷	貝谷	
II-6317	自然斜面	貝谷 (8)	阿南市	福井町	貝谷	貝谷	
II-6318	自然斜面	羽広 (2)	阿南市	福井町	羽広	羽広	
II-6319	自然斜面	羽広 (3)	阿南市	福井町	羽広	羽広	
II-6320	自然斜面	羽広 (4)	阿南市	福井町	羽広	羽広	
II-6321	自然斜面	露口 (1)	阿南市	福井町	露口	露口	
II-6322	自然斜面	露口 (2)	阿南市	福井町	露口	露口	
II-6323	自然斜面	露口 (3)	阿南市	福井町	露口	露口	
II-6324	自然斜面	露口 (4)	阿南市	福井町	露口	露口	
II-6325	自然斜面	北田	阿南市	福井町	北田	北田	
II-6326	自然斜面	北田 (2)	阿南市	福井町	北田	北田	
II-6327	自然斜面	北田 (3)	阿南市	福井町	北田	北田	
II-6328	自然斜面	栢谷	阿南市	福井町	栢谷	栢谷	
II-6329	自然斜面	色面 (2)	阿南市	福井町	色面	色面	
II-6330	自然斜面	小谷 (1)	阿南市	福井町	小谷	小谷	
II-6331	自然斜面	小谷 (2)	阿南市	福井町	小谷	小谷	
II-6332	自然斜面	大谷 (1)	阿南市	福井町	大谷	大谷	
II-6333	自然斜面	大谷 (2)	阿南市	福井町	大谷	大谷	
II-6334	自然斜面	大谷 (3)	阿南市	福井町	大谷	大谷	
II-6335	自然斜面	棚田 (1)	阿南市	福井町	棚田	棚田	
II-6336	自然斜面	棚田 (2)	阿南市	福井町	棚田	棚田	
II-6337	自然斜面	棚田 (3)	阿南市	福井町	棚田	棚田	
II-6338	自然斜面	棚田 (4)	阿南市	福井町	棚田	棚田	
II-6339	自然斜面	大戸 (2)	阿南市	福井町	大戸	大戸	
II-6340	自然斜面	大戸 (3)	阿南市	福井町	大戸	大戸	
II-6341	自然斜面	大戸 (4)	阿南市	福井町	大戸	大戸	
II-6342	自然斜面	大宮 (1)	阿南市	福井町	大宮	大宮	
II-6343	自然斜面	大宮 (2)	阿南市	福井町	大宮	大宮	
II-6344	自然斜面	大宮 (3)	阿南市	福井町	大宮	大宮	
II-6345	自然斜面	大宮 (4)	阿南市	福井町	大宮	大宮	
II-6346	自然斜面	大宮 (5)	阿南市	福井町	大宮	大宮	
II-6347	自然斜面	大宮 (6)	阿南市	福井町	大宮	大宮	
II-6348	自然斜面	大宮 (7)	阿南市	福井町	大宮	大宮	
II-6349	自然斜面	大宮 (8)	阿南市	福井町	大宮	大宮	
II-6350	自然斜面	赤崎 (1)	阿南市	福井町	赤崎	赤崎	
II-6351	自然斜面	赤崎 (2)	阿南市	福井町	赤崎	赤崎	
II-6352	自然斜面	赤崎 (3)	阿南市	福井町	赤崎	赤崎	
II-6353	自然斜面	赤崎 (4)	阿南市	福井町	赤崎	赤崎	
II-6354	自然斜面	赤崎 (5)	阿南市	福井町	赤崎	赤崎	
II-6355	自然斜面	赤崎 (6)	阿南市	福井町	赤崎	赤崎	
II-6356	自然斜面	浜田 (1)	阿南市	福井町	浜田	浜田	
II-6357	自然斜面	浜田 (2)	阿南市	福井町	浜田	浜田	
II-6358	自然斜面	浜田 (3)	阿南市	福井町	浜田	浜田	
II-6359	自然斜面	浜田 (4)	阿南市	福井町	浜田	浜田	
II-6360	自然斜面	浜田 (5)	阿南市	福井町	浜田	浜田	
II-6361	自然斜面	浜田 (6)	阿南市	福井町	浜田	浜田	
II-6362	自然斜面	浜田 (7)	阿南市	福井町	浜田	浜田	
II-6363	自然斜面	大原 (2)	阿南市	福井町	大原	大原	
II-6364	自然斜面	大原 (3)	阿南市	福井町	大原	大原	
II-6365	自然斜面	大原 (4)	阿南市	福井町	大原	大原	
II-6366	自然斜面	出見 (1)	阿南市	福井町	出見	出見	
II-6367	自然斜面	出見 (2)	阿南市	福井町	出見	出見	
II-6368	自然斜面	出見 (3)	阿南市	福井町	出見	出見	
II-6369	自然斜面	出見 (4)	阿南市	福井町	出見	出見	
II-6370	自然斜面	宮宅 (1)	阿南市	福井町	宮宅	宮宅	
II-6371	自然斜面	宮宅 (2)	阿南市	福井町	宮宅	宮宅	
II-6372	自然斜面	宮宅 (3)	阿南市	福井町	宮宅	宮宅	

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名			位置		
		市町村	旧市町村	町・字	市町村	旧市町村	町・字
II-6373	自然斜面	日の地 (1)	阿南市	福井町	日の地	日の地	
II-6374	自然斜面	日の地 (2)	阿南市	福井町	日の地	日の地	
II-6375	自然斜面	小野	阿南市	福井町	小野	小野	
II-6376	自然斜面	西地	阿南市	福井町	西地	西地	
II-6377	自然斜面	山下 (2)	阿南市	福井町	山下	山下	
II-6378	自然斜面	山下 (3)	阿南市	福井町	山下	山下	
II-6379	自然斜面	幸野 (2)	阿南市	福井町	幸野	幸野	
II-6380	自然斜面	幸野 (3)	阿南市	福井町	幸野	幸野	
II-6381	自然斜面	幸野 (4)	阿南市	福井町	幸野	幸野	
II-6382	自然斜面	幸野 (5)	阿南市	福井町	幸野	幸野	
II-6383	自然斜面	幸野 (6)	阿南市	福井町	幸野	幸野	
II-6384	自然斜面	祝野 (1)	阿南市	福井町	祝野	祝野	
II-6385	自然斜面	祝野 (2)	阿南市	福井町	祝野	祝野	
II-6386	自然斜面	東野 (1)	阿南市	福井町	東野	東野	
II-6387	自然斜面	東野 (2)	阿南市	福井町	東野	東野	
II-6388	自然斜面	盛野 (1)	阿南市	福井町	盛野	盛野	
II-6389	自然斜面	盛野 (2)	阿南市	福井町	盛野	盛野	
II-6390	自然斜面	寿	阿南市	福井町	寿	寿	
II-6391	自然斜面	弥生野 (1)	阿南市	福井町	弥生野	弥生野	
II-6392	自然斜面	弥生野 (2)	阿南市	福井町	弥生野	弥生野	
II-6393	自然斜面	弥生野 (3)	阿南市	福井町	弥生野	弥生野	
II-6394	自然斜面	弥生野 (4)	阿南市	福井町	弥生野	弥生野	
II-6395	自然斜面	美吉野	阿南市	福井町	美吉野	美吉野	
II-6396	自然斜面	平野	阿南市	福井町	平野	平野	
II-6397	自然斜面	常盤野 (1)	阿南市	福井町	常盤野	常盤野	
II-6398	自然斜面	常盤野 (2)	阿南市	福井町	常盤野	常盤野	
II-6399	自然斜面	常盤野 (3)	阿南市	福井町	常盤野	常盤野	
II-6400	自然斜面	旭野 (2)	阿南市	福井町	旭野	旭野	
II-6401	自然斜面	旭野 (3)	阿南市	福井町	旭野	旭野	
II-6402	自然斜面	八原毛東	阿南市	福井町	八原毛東	八原毛東	
II-6403	自然斜面	八原毛西	阿南市	福井町	八原毛西	八原毛西	
II-6404	自然斜面	栄野 (1)	阿南市	福井町	栄野	栄野	
II-6405	自然斜面	栄野 (2)	阿南市	福井町	栄野	栄野	
II-6406	自然斜面	栄野 (3)	阿南市	福井町	栄野	栄野	
II-6407	自然斜面	栄野 (4)	阿南市	福井町	栄野	栄野	
II-6408	自然斜面	栄野 (5)	阿南市	福井町	栄野	栄野	
II-6409	自然斜面	相生野 (1)	阿南市	福井町	相生野	相生野	
II-6410	自然斜面	相生野 (2)	阿南市	福井町	相生野	相生野	
II-6411	自然斜面	寺前 (1)	阿南市	福井町	寺前	寺前	
II-6412	自然斜面	寺前 (2)	阿南市	福井町	寺前	寺前	
II-6413	自然斜面	寺前 (3)	阿南市	福井町	寺前	寺前	
II-6414	自然斜面	上地 (1)	阿南市	福井町	上地	上地	
II-6415	自然斜面	上地 (2)	阿南市	福井町	上地	上地	
II-6416	自然斜面	上地 (3)	阿南市	福井町	上地	上地	
II-6417	自然斜面	黒田	阿南市	福井町	黒田	黒田	
II-6418	自然斜面	蒲生田 (2)	阿南市	福井町	蒲生田	蒲生田	
II-6419	自然斜面	西良 (1)	阿南市	福井町	蒲生田	蒲生田	
II-6420	自然斜面	西良 (2)	阿南市	福井町	蒲生田	蒲生田	
II-6421	自然斜面	西良 (3)	阿南市	福井町	蒲生田	蒲生田	
II-6422	自然斜面	尻杭 (1)	阿南市	福井町	尻杭	尻杭	
II-6423	自然斜面	尻杭 (2)	阿南市	福井町	尻杭	尻杭	
II-6424	自然斜面	尻杭 (3)	阿南市	福井町	尻杭	尻杭	
II-6425	自然斜面	楠ヶ浦	阿南市	福井町	楠ヶ浦	楠ヶ浦	
II-6426	自然斜面	平松東側 (1)	阿南市	福井町	平松東側	平松東側	
II-6427	自然斜面	平松東側 (2)	阿南市	福井町	平松東側	平松東側	
II-6428	自然斜面	平松東側 (3)	阿南市	福井町	平松東側	平松東側	
II-6429	自然斜面	平松東側 (4)	阿南市	福井町	平松東側	平松東側	

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-6487	自然斜面	香(8)	阿南市		香
II-6488	自然斜面	香(9)	阿南市		香
II-6489	自然斜面	香(10)	阿南市		香
II-6490	自然斜面	谷(1)	阿南市		谷
II-6491	自然斜面	谷(2)	阿南市		谷
II-6492	自然斜面	庄田	阿南市		庄田
II-6493	自然斜面	磯尾(2)	阿南市		磯尾
II-6494	自然斜面	小島	阿南市		小島
II-6495	自然斜面	宮ノ前(1)	阿南市		宮ノ前
II-6496	自然斜面	宮ノ前(2)	阿南市		宮ノ前
II-6497	自然斜面	天ヶ谷(1)	阿南市		天ヶ谷
II-6498	自然斜面	天ヶ谷(2)	阿南市		天ヶ谷
II-6499	自然斜面	天ヶ谷(3)	阿南市		天ヶ谷
II-6500	自然斜面	天ヶ谷(4)	阿南市		天ヶ谷
II-6501	自然斜面	日塚口(1)	阿南市		日塚口
II-6502	自然斜面	日塚口(2)	阿南市		日塚口
II-6503	自然斜面	日ノ浦(2)	阿南市		日ノ浦
II-6504	自然斜面	北久保(1)	阿南市		北久保
II-6505	自然斜面	北久保(2)	阿南市		北久保
II-6506	自然斜面	新開	阿南市		新開
II-6507	自然斜面	中上(2)	阿南市		中上
II-6508	自然斜面	宮ノ前(1)	阿南市	羽ノ浦町	宮ノ前
II-6509	自然斜面	宮ノ前(2)	阿南市	羽ノ浦町	宮ノ前
II-6526	自然斜面	千田池	阿南市	中庄	千田池
II-6527	自然斜面	青戸田(1)	阿南市	宮倉	青戸田
II-6528	自然斜面	春日野(2)	阿南市	宮倉	春日野
II-6529	自然斜面	宮ノ下(3)	阿南市	岩脇	宮ノ下
II-6530	自然斜面	阿千田(2)	阿南市	岩脇	阿千田
II-6531	自然斜面	阿千田(3)	阿南市	岩脇	阿千田
II-6532	自然斜面	奥ヶ谷(3)	阿南市	岩脇	奥ヶ谷
II-6533	自然斜面	沢田(3)	阿南市	宮倉	沢田
II-6534	自然斜面	沢田(4)	阿南市	宮倉	沢田
II-6535	自然斜面	沢田(5)	阿南市	宮倉	沢田
II-6536	自然斜面	細谷(1)	阿南市	古毛	細谷
II-6537	自然斜面	細谷(2)	阿南市	古毛	細谷
II-6538	自然斜面	松ノ本(1)	阿南市	古毛	松ノ本
II-6539	自然斜面	三百張(1)	阿南市	古毛	三百張
II-6540	自然斜面	三百張(2)	阿南市	古毛	三百張
II-6541	自然斜面	三百張(3)	阿南市	古毛	三百張
II-6542	自然斜面	三百張(4)	阿南市	古毛	三百張
II-6543	自然斜面	龍石(1)	阿南市	古毛	龍石
II-6544	自然斜面	龍石(2)	阿南市	古毛	龍石
II-7815	人工斜面	原田(2)	阿南市	隆谷町	原田
II-7816	人工斜面	家ノ前	阿南市	隆谷町	家ノ前
II-7817	人工斜面	いも上原	阿南市	見徳林町	いも上原
II-7818	人工斜面	信里(3)	阿南市	新野町	信里
II-7819	人工斜面	元信(3)	阿南市	新野町	元信
II-7820	人工斜面	元信(2)	阿南市	新野町	元信
II-7821	人工斜面	東谷(6)	阿南市	新野町	東谷
II-7822	人工斜面	浜田(8)	阿南市	福井町	浜田
II-7823	人工斜面	大谷(4)	阿南市	福井町	大谷
II-7824	人工斜面	大谷(5)	阿南市	福井町	大谷
II-7825	人工斜面	浜田(9)	阿南市	福井町	浜田
II-7826	人工斜面	平松西側(5)	阿南市	平松西側	平松西側
II-7827	人工斜面	須臾東側(7)	阿南市	須臾東側	須臾東側
II-7828	人工斜面	五郎丸(3)	阿南市	五郎丸	五郎丸
II-7829	人工斜面	大曲(3)	阿南市	大曲	大曲

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-6430	自然斜面	平松西側(1)	阿南市		平松西側
II-6431	自然斜面	平松西側(2)	阿南市		平松西側
II-6432	自然斜面	平松西側(3)	阿南市		平松西側
II-6433	自然斜面	高瀬(1)	阿南市		高瀬
II-6435	自然斜面	高瀬(2)	阿南市		高瀬
II-6436	自然斜面	須臾東側(2)	阿南市		須臾東側
II-6437	自然斜面	須臾東側(3)	阿南市		須臾東側
II-6438	自然斜面	須臾東側(4)	阿南市		須臾東側
II-6439	自然斜面	須臾東側(5)	阿南市		須臾東側
II-6440	自然斜面	須臾東側(6)	阿南市		須臾東側
II-6441	自然斜面	須臾東側(7)	阿南市		須臾東側
II-6442	自然斜面	須臾東側(8)	阿南市		須臾東側
II-6443	自然斜面	須臾東側(9)	阿南市		須臾東側
II-6444	自然斜面	須臾東側(10)	阿南市		須臾東側
II-6445	自然斜面	大瀬井	阿南市		大瀬井
II-6446	自然斜面	瀬井(1)	阿南市		瀬井
II-6447	自然斜面	瀬井(2)	阿南市		瀬井
II-6448	自然斜面	瀬井(3)	阿南市		瀬井
II-6449	自然斜面	浜	阿南市		浜
II-6450	自然斜面	磯尾(1)	阿南市		磯尾
II-6451	自然斜面	宮ヶ谷(2)	阿南市		宮ヶ谷
II-6452	自然斜面	宮ヶ谷(3)	阿南市		宮ヶ谷
II-6453	自然斜面	五郎丸(1)	阿南市		五郎丸
II-6454	自然斜面	五郎丸(2)	阿南市		五郎丸
II-6455	自然斜面	地蔵ヶ谷	阿南市		地蔵ヶ谷
II-6456	自然斜面	加茂前(1)	阿南市		加茂前
II-6457	自然斜面	加茂前(2)	阿南市		加茂前
II-6458	自然斜面	加茂前(3)	阿南市		加茂前
II-6459	自然斜面	加茂前(4)	阿南市		加茂前
II-6460	自然斜面	加茂前(5)	阿南市		加茂前
II-6461	自然斜面	加茂前(6)	阿南市		加茂前
II-6462	自然斜面	谷ノ浦	阿南市		谷ノ浦
II-6463	自然斜面	那波江	阿南市		那波江
II-6464	自然斜面	大江(1)	阿南市		大江
II-6465	自然斜面	大江(2)	阿南市		大江
II-6466	自然斜面	大江(3)	阿南市		大江
II-6467	自然斜面	田ノ浦(1)	阿南市		田ノ浦
II-6468	自然斜面	田ノ浦(2)	阿南市		田ノ浦
II-6469	自然斜面	小曲(1)	阿南市		小曲
II-6470	自然斜面	小曲(2)	阿南市		小曲
II-6471	自然斜面	小曲(3)	阿南市		小曲
II-6472	自然斜面	大曲(1)	阿南市		大曲
II-6473	自然斜面	大曲(2)	阿南市		大曲
II-6474	自然斜面	小杭(1)	阿南市		小杭
II-6475	自然斜面	小杭(2)	阿南市		小杭
II-6476	自然斜面	小杭(3)	阿南市		小杭
II-6477	自然斜面	小杭(4)	阿南市		小杭
II-6478	自然斜面	小杭(5)	阿南市		小杭
II-6479	自然斜面	香(1)	阿南市		香
II-6480	自然斜面	香(2)	阿南市		香
II-6481	自然斜面	香(3)	阿南市		香
II-6482	自然斜面	香(4)	阿南市		香
II-6483	自然斜面	香(5)	阿南市		香
II-6484	自然斜面	香(6)	阿南市		香
II-6485	自然斜面	香(7)	阿南市		香
II-6486	自然斜面	香(8)	阿南市		香

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字
II-6562	自然斜面	大坪1-2	那賀町	驚敷町	百合谷
II-6563	自然斜面	川西1	那賀町	相生町	大坪
II-6564	自然斜面	川西2	那賀町	相生町	川西
II-6565	自然斜面	下傍示1-3	那賀町	相生町	川西
II-6566	自然斜面	下傍示1-2	那賀町	相生町	谷内
II-6567	自然斜面	下傍示5	那賀町	相生町	谷内
II-6568	自然斜面	下傍示9	那賀町	相生町	谷内
II-6569	自然斜面	下傍示8	那賀町	相生町	谷内
II-6570	自然斜面	下傍示7	那賀町	相生町	谷内
II-6571	自然斜面	下傍示1	那賀町	相生町	谷内
II-6572	自然斜面	中分2	那賀町	相生町	中分
II-6573	自然斜面	中分6	那賀町	相生町	中分
II-6574	自然斜面	中分5	那賀町	相生町	中分
II-6575	自然斜面	中分3	那賀町	相生町	谷内
II-6576	自然斜面	中分4	那賀町	相生町	谷内
II-6577	自然斜面	中分1	那賀町	相生町	谷内
II-6578	自然斜面	下傍示6	那賀町	相生町	下傍示
II-6579	自然斜面	西田2	那賀町	相生町	馬路
II-6580	自然斜面	東原3	那賀町	相生町	平野
II-6581	自然斜面	陸野1	那賀町	相生町	東原
II-6582	自然斜面	慶原2	那賀町	相生町	慶原
II-6583	自然斜面	慶原1	那賀町	相生町	慶原
II-6584	自然斜面	旭立野	那賀町	相生町	旭立野
II-6585	自然斜面	東原2	那賀町	相生町	東原
II-6586	自然斜面	中原1	那賀町	相生町	中原
II-6587	自然斜面	宮原1	那賀町	相生町	平野
II-6588	自然斜面	陸野1	那賀町	相生町	宮原
II-6589	自然斜面	陸野2	那賀町	相生町	和田
II-6590	自然斜面	之ね1	那賀町	相生町	平野
II-6591	自然斜面	立割2	那賀町	相生町	之ね
II-6592	自然斜面	立割7	那賀町	相生町	谷内
II-6593	自然斜面	立割6	那賀町	相生町	立割
II-6594	自然斜面	立割5	那賀町	相生町	谷内
II-6595	自然斜面	立割4	那賀町	相生町	立割
II-6596	自然斜面	下地1	那賀町	相生町	谷内
II-6597	自然斜面	下日浦1	那賀町	相生町	井ノ谷
II-6598	自然斜面	下日浦2	那賀町	相生町	井ノ谷
II-6599	自然斜面	藤3	那賀町	相生町	藤
II-6600	自然斜面	宮内谷1	那賀町	相生町	井ノ谷
II-6601	自然斜面	立割3	那賀町	相生町	立割
II-6602	自然斜面	立割1	那賀町	相生町	谷内
II-6603	自然斜面	杉ノ本1	那賀町	相生町	杉ノ本
II-6604	自然斜面	杉ノ本1	那賀町	相生町	杉ノ本
II-6605	自然斜面	杉谷1	那賀町	相生町	杉谷
II-6606	自然斜面	かくれごや1	那賀町	相生町	西納
II-6607	自然斜面	かくれごや2	那賀町	相生町	西納
II-6608	自然斜面	白女1	那賀町	相生町	かくれごや
II-6609	自然斜面	神力瀬2	那賀町	相生町	西納
II-6610	自然斜面	西浦1	那賀町	相生町	西浦
II-6611	自然斜面	井ノ口1	那賀町	相生町	井ノ口
II-6612	自然斜面	坂本1	那賀町	相生町	坂本
II-6613	自然斜面	日浦1	那賀町	相生町	日浦
II-6614	自然斜面	堂ノ原1	那賀町	相生町	堂ノ原
II-6615	自然斜面	神力瀬1	那賀町	相生町	神力瀬
II-6616	自然斜面	森ノ原2	那賀町	相生町	森ノ原
II-6617	自然斜面	森ノ原5	那賀町	相生町	森ノ原
II-6618	自然斜面	森ノ原5	那賀町	相生町	森ノ原

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字
II-7812	人工斜面	青戸田(2)	阿南市	羽ノ浦町	宮倉
II-7813	人工斜面	宮ノ前(3)	阿南市	羽ノ浦町	宮ノ前
II-7814	人工斜面	望ヶ原	阿南市	望ヶ原	望ヶ原
II-6508	自然斜面	東内3	那賀町	中山	中山
II-6509	自然斜面	東内3	那賀町	中山	東内
II-6510	自然斜面	奥ノ谷1	那賀町	中山	奥ノ谷
II-6511	自然斜面	奥ノ谷	那賀町	中山	奥ノ谷
II-6512	自然斜面	柳沢1	那賀町	中山	柳沢
II-6513	自然斜面	生杉谷3	那賀町	中山	生杉谷
II-6514	自然斜面	生杉谷2	那賀町	中山	生杉谷
II-6515	自然斜面	生杉谷1	那賀町	中山	生杉谷
II-6516	自然斜面	山盛り口1	那賀町	中山	山盛り口
II-6517	自然斜面	生杉下-2	那賀町	中山	生杉下
II-6518	自然斜面	近藤2	那賀町	中山	近藤
II-6519	自然斜面	近藤1	那賀町	中山	近藤
II-6520	自然斜面	ひへはた1	那賀町	中山	ひへはた
II-6521	自然斜面	かへはた1	那賀町	中山	かへはた
II-6522	自然斜面	かへはた1	那賀町	中山	かへはた
II-6523	自然斜面	と志さ谷谷口	那賀町	中山	と志さ谷谷口
II-6524	自然斜面	助友2	那賀町	中山	助友
II-6525	自然斜面	国近谷口	那賀町	中山	国近谷口
II-6526	自然斜面	国近谷口1	那賀町	中山	国近谷口
II-6527	自然斜面	平山前1	那賀町	中山	平山前
II-6528	自然斜面	こかじや1	那賀町	中山	こかじや
II-6529	自然斜面	延清1	那賀町	中山	延清
II-6530	自然斜面	北地4	那賀町	和食郷	北地
II-6531	自然斜面	北地3	那賀町	和食郷	北地
II-6532	自然斜面	北地2	那賀町	和食郷	北地
II-6533	自然斜面	北地1	那賀町	和食郷	北地
II-6534	自然斜面	田野1	那賀町	和食郷	田野
II-6535	自然斜面	南川9	那賀町	和食郷	八幡原
II-6536	自然斜面	南川7	那賀町	和食郷	八幡原
II-6537	自然斜面	南川10	那賀町	和食郷	八幡原
II-6538	自然斜面	南川1	那賀町	和食郷	南川
II-6539	自然斜面	南川2	那賀町	和食郷	南川
II-6540	自然斜面	南川3	那賀町	和食郷	南川
II-6541	自然斜面	南川4	那賀町	和食郷	南川
II-6542	自然斜面	南川5	那賀町	和食郷	南川
II-6543	自然斜面	南川11	那賀町	和食郷	南川
II-6544	自然斜面	南川12	那賀町	和食郷	南川
II-6545	自然斜面	大坪3	那賀町	小仁字	大坪
II-6546	自然斜面	大坪1	那賀町	小仁字	大坪
II-6547	自然斜面	王子前1	那賀町	仁字	王子前
II-6548	自然斜面	王子前2	那賀町	仁字	王子前
II-6549	自然斜面	王子前-2	那賀町	仁字	王子前
II-6550	自然斜面	ユヤノ坂1	那賀町	阿井	ユヤ
II-6551	自然斜面	ユヤノ坂2	那賀町	阿井	ユヤ
II-6552	自然斜面	ユヤノ坂	那賀町	阿井	ユヤ
II-6553	自然斜面	ユヤ2	那賀町	阿井	ユヤ
II-6554	自然斜面	手塚-2	那賀町	百合	石ノ木
II-6555	自然斜面	手塚1	那賀町	百合	石ノ木
II-6556	自然斜面	松ノ木4	那賀町	百合	松ノ木
II-6557	自然斜面	大坪3	那賀町	百合谷	大坪
II-6558	自然斜面	大坪1-2	那賀町	百合谷	大坪
II-6559	自然斜面	大坪4	那賀町	百合谷	大坪
II-6560	自然斜面	大坪2	那賀町	百合谷	大坪
II-6561	自然斜面	大坪1-1	那賀町	百合谷	大坪

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-6676	自然斜面	川島1	那賀町	相生町	請ノ谷 川島
II-6677	自然斜面	加賀利原1	那賀町	相生町	請ノ谷 加賀利原
II-6678	自然斜面	松平間1	那賀町	相生町	請ノ谷 松平間
II-6679	自然斜面	上平間1	那賀町	相生町	請ノ谷 上平間
II-6680	自然斜面	石上原1	那賀町	相生町	請ノ谷 石上原
II-6681	自然斜面	堂平間2	那賀町	相生町	請ノ谷 堂平間
II-6682	自然斜面	堂平間1	那賀町	相生町	請ノ谷 堂平間
II-6683	自然斜面	こかのつ1	那賀町	相生町	西納 西納
II-6684	自然斜面	ふどのつ	那賀町	相生町	西納 西納
II-6685	自然斜面	宮ノ谷1	那賀町	相生町	宮ノ谷 宮ノ谷
II-6686	自然斜面	中西1	那賀町	相生町	中西 中西
II-6687	自然斜面	横石-1	那賀町	相生町	横石 下傍示
II-6688	自然斜面	下ノ地1	那賀町	相生町	横石 横石
II-6689	自然斜面	東浦2	那賀町	相生町	横石 東浦
II-6690	自然斜面	東浦1	那賀町	相生町	横石 東浦
II-6691	自然斜面	向原1	那賀町	相生町	横石 向原
II-6692	自然斜面	溝落	那賀町	相生町	内野 溝落
II-6693	自然斜面	久保2	那賀町	相生町	盛谷 とぶさ志き
II-6694	自然斜面	久保1	那賀町	相生町	盛谷 久保
II-6695	自然斜面	石田1	那賀町	相生町	盛谷 石田
II-6696	自然斜面	石田2	那賀町	相生町	盛谷 石田
II-6697	自然斜面	祭ノ横1	那賀町	相生町	盛谷 宮原
II-6698	自然斜面	みなみ1	那賀町	相生町	盛谷 みなみ
II-6699	自然斜面	自浦口1	那賀町	相生町	自浦 自浦山
II-6700	自然斜面	森田-2	那賀町	相生町	自浦 中島
II-6701	自然斜面	花瀬3	那賀町	相生町	花瀬 花瀬
II-6702	自然斜面	花瀬2	那賀町	相生町	花瀬 花瀬
II-6703	自然斜面	神通2	那賀町	相生町	神通 神通
II-6704	自然斜面	神通1	那賀町	相生町	神通 神通
II-6705	自然斜面	野田ノ尾1	那賀町	上那賀	香谷 野田ノ尾
II-6706	自然斜面	正木谷2	那賀町	上那賀	香谷 正木谷
II-6707	自然斜面	田ノ久保1	那賀町	上那賀	香谷 田ノ久保
II-6708	自然斜面	田ノ久保5	那賀町	上那賀	香谷 田ノ久保
II-6709	自然斜面	田ノ久保4	那賀町	上那賀	香谷 田ノ久保
II-6710	自然斜面	田ノ久保3	那賀町	上那賀	香谷 田ノ久保
II-6711	自然斜面	田ノ久保2	那賀町	上那賀	香谷 田ノ久保
II-6712	自然斜面	滝倉1	那賀町	上那賀	滝倉 滝倉
II-6713	自然斜面	下水崎3	那賀町	上那賀	水崎 水崎
II-6714	自然斜面	下水崎1	那賀町	上那賀	水崎 下水崎
II-6715	自然斜面	鬼ノ敷3	那賀町	上那賀	水崎 鬼ノ敷
II-6716	自然斜面	鬼ノ敷2	那賀町	上那賀	水崎 鬼ノ敷
II-6717	自然斜面	鬼ノ敷1	那賀町	上那賀	水崎 鬼ノ敷
II-6718	自然斜面	水崎-1	那賀町	上那賀	水崎 水崎
II-6719	自然斜面	水崎-2	那賀町	上那賀	水崎 水崎
II-6720	自然斜面	西ノ畑1	那賀町	上那賀	水崎 西ノ畑
II-6721	自然斜面	渡ノ瀬2	那賀町	上那賀	水崎 渡ノ瀬
II-6722	自然斜面	渡ノ瀬1	那賀町	上那賀	水崎 渡ノ瀬
II-6723	自然斜面	向中村1	那賀町	上那賀	水崎 向中村
II-6724	自然斜面	池ノ上1	那賀町	上那賀	水崎 池ノ上
II-6725	自然斜面	大塚1	那賀町	上那賀	白ヶ谷 大塚
II-6726	自然斜面	大塚2	那賀町	上那賀	白ヶ谷 大塚
II-6727	自然斜面	大塚3	那賀町	上那賀	白ヶ谷 大塚
II-6728	自然斜面	大塚4	那賀町	上那賀	白ヶ谷 大塚
II-6729	自然斜面	中津1	那賀町	上那賀	白ヶ谷 中津
II-6730	自然斜面	中津2	那賀町	上那賀	白ヶ谷 中津
II-6731	自然斜面	久保2	那賀町	上那賀	小浜 久保
II-6732	自然斜面	タニ	那賀町	上那賀	大戸 タニ

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-6619	自然斜面	加賀-5	那賀町	相生町	竹ヶ谷 越後
II-6620	自然斜面	加賀-4	那賀町	相生町	竹ヶ谷 越後
II-6621	自然斜面	加賀-3	那賀町	相生町	竹ヶ谷 越後
II-6622	自然斜面	加賀-2	那賀町	相生町	竹ヶ谷 越後
II-6623	自然斜面	加賀-1	那賀町	相生町	竹ヶ谷 加賀
II-6624	自然斜面	加賀1	那賀町	相生町	竹ヶ谷 加賀
II-6625	自然斜面	近江	那賀町	相生町	竹ヶ谷 近江
II-6626	自然斜面	長門	那賀町	相生町	竹ヶ谷 長門
II-6627	自然斜面	西ノ宮3	那賀町	相生町	鶴川 西ノ宮
II-6628	自然斜面	西ノ宮2	那賀町	相生町	鶴川 西ノ宮
II-6629	自然斜面	西ノ宮1	那賀町	相生町	鶴川 西ノ宮
II-6630	自然斜面	東ばた1	那賀町	相生町	牛輪 東ばた
II-6631	自然斜面	蛸子1	那賀町	相生町	鶴川 蛸子
II-6632	自然斜面	入ノ段1	那賀町	相生町	入野 入ノ段
II-6633	自然斜面	弥平次1	那賀町	相生町	延野 弥平次
II-6634	自然斜面	松ノ久保-1	那賀町	相生町	延野 松ノ久保
II-6635	自然斜面	松ノ久保-2	那賀町	相生町	延野 松ノ久保
II-6636	自然斜面	堂ノハナ1	那賀町	相生町	延野 堂ノハナ
II-6637	自然斜面	北ノ前-1	那賀町	相生町	延野 北ノ前
II-6638	自然斜面	北ノ前-2	那賀町	相生町	延野 北ノ前
II-6639	自然斜面	北ノ前1	那賀町	相生町	延野 北ノ前
II-6640	自然斜面	蔵谷1	那賀町	相生町	延野 王子原
II-6641	自然斜面	寺原1	那賀町	相生町	延野 寺原
II-6642	自然斜面	大原1	那賀町	相生町	延野 大原
II-6643	自然斜面	石ノ本3	那賀町	相生町	梁ノ上 石ノ本
II-6644	自然斜面	石ノ本2	那賀町	相生町	梁ノ上 石ノ本
II-6645	自然斜面	石ノ本1	那賀町	相生町	梁ノ上 石ノ本
II-6646	自然斜面	西原-2	那賀町	相生町	唯 西原
II-6647	自然斜面	西原-1	那賀町	相生町	唯 西原
II-6648	自然斜面	香谷1	那賀町	相生町	唯 西
II-6649	自然斜面	香谷2	那賀町	相生町	唯 西
II-6650	自然斜面	かんばら1	那賀町	相生町	唯 かんばら
II-6651	自然斜面	南尻1	那賀町	相生町	唯 南尻
II-6652	自然斜面	小谷口1	那賀町	相生町	唯 小谷口
II-6653	自然斜面	小谷口2	那賀町	相生町	唯 小谷口
II-6654	自然斜面	小谷口3	那賀町	相生町	唯 小谷口
II-6655	自然斜面	小谷口-1	那賀町	相生町	唯 小谷口
II-6656	自然斜面	小谷口-2	那賀町	相生町	唯 小谷口
II-6657	自然斜面	感取野1	那賀町	相生町	唯 感取野
II-6658	自然斜面	花折1	那賀町	相生町	唯 花折
II-6659	自然斜面	花折2	那賀町	相生町	唯 花折
II-6660	自然斜面	向原-2	那賀町	相生町	唯 向原
II-6661	自然斜面	向原-1	那賀町	相生町	唯 向原
II-6662	自然斜面	折守1	那賀町	相生町	吉野 折守
II-6663	自然斜面	夏野1	那賀町	相生町	吉野 夏野
II-6664	自然斜面	イヤ谷	那賀町	相生町	吉野 イヤ谷
II-6665	自然斜面	川原畑1	那賀町	相生町	蘇 川原畑
II-6666	自然斜面	中山1	那賀町	相生町	大久保 中山
II-6667	自然斜面	栗ノ久保1	那賀町	相生町	栗ノ久保 栗ノ久保
II-6668	自然斜面	狩棚-1	那賀町	相生町	北ノ名 北ノ名
II-6669	自然斜面	八歩1	那賀町	相生町	大久保 大久保
II-6670	自然斜面	八歩1	那賀町	相生町	大久保 大久保
II-6671	自然斜面	請ノ谷1	那賀町	相生町	請ノ谷 請ノ谷
II-6672	自然斜面	請ノ谷2	那賀町	相生町	請ノ谷 請ノ谷
II-6673	自然斜面	井ノ平1	那賀町	相生町	井ノ平 井ノ平
II-6674	自然斜面	定道1	那賀町	相生町	請ノ谷 定道
II-6675	自然斜面	請ノ谷1	那賀町	相生町	請ノ谷 請ノ谷

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字 小字	
II-6790	自然斜面	舟屋津1	那賀町	上那賀	平谷	マトバ
II-6791	自然斜面	マトバ3	那賀町	上那賀	平谷	マトバ
II-6792	自然斜面	森の奥	那賀町	上那賀	大蔵	森の前
II-6793	自然斜面	姥ヶ谷1	那賀町	上那賀	大蔵	姥ヶ谷
II-6794	自然斜面	下夕平1	那賀町	上那賀	大蔵	下夕平
II-6795	自然斜面	久保1	那賀町	上那賀	大蔵	久保
II-6796	自然斜面	夕比下夕1	那賀町	上那賀	大蔵	夕比下夕
II-6797	自然斜面	中内1	那賀町	上那賀	白石	中内
II-6798	自然斜面	藤平1	那賀町	上那賀	白石	藤平
II-6799	自然斜面	鳥砂2	那賀町	上那賀	白石	鳥砂
II-6800	自然斜面	鳥砂3	那賀町	上那賀	白石	鳥砂
II-6801	自然斜面	鳥砂1	那賀町	上那賀	白石	鳥砂
II-6802	自然斜面	井ノ浦1	那賀町	上那賀	白石	井ノ浦
II-6803	自然斜面	西-1	那賀町	上那賀	白石	西
II-6804	自然斜面	西-2	那賀町	上那賀	白石	中村
II-6805	自然斜面	中村	那賀町	上那賀	白石	引地
II-6806	自然斜面	西山1	那賀町	上那賀	白石	西
II-6807	自然斜面	野平1	那賀町	上那賀	白石	野平
II-6808	自然斜面	東平2	那賀町	上那賀	白石	東平
II-6809	自然斜面	西平1	那賀町	上那賀	白石	西平
II-6810	自然斜面	柿ノ佐古1	那賀町	上那賀	白石	柿ノ佐古
II-6811	自然斜面	稚野尾2	那賀町	上那賀	白石	稚野尾
II-6812	自然斜面	稚野尾1	那賀町	上那賀	白石	稚野尾
II-6813	自然斜面	竹屋敷3	那賀町	上那賀	白石	河原
II-6814	自然斜面	中屋1	那賀町	上那賀	白石	中屋
II-6815	自然斜面	竹屋敷1	那賀町	上那賀	白石	竹屋敷
II-6816	自然斜面	上田知1	那賀町	上那賀	白石	上田知
II-6817	自然斜面	北ウネ	那賀町	上那賀	大蔵	北ウネ
II-6818	自然斜面	西1	那賀町	上那賀	平谷	西浦
II-6819	自然斜面	鬼川内-2	那賀町	上那賀	杖ヶ谷	鬼川内
II-6820	自然斜面	鬼川内-1	那賀町	上那賀	杖ヶ谷	木下
II-6821	自然斜面	白花1	那賀町	上那賀	御所谷	預り
II-6822	自然斜面	次原1	那賀町	上那賀	杖ヶ谷	かろと廻り
II-6823	自然斜面	御所谷-2	那賀町	上那賀	御所谷	御所谷
II-6824	自然斜面	御所谷-1	那賀町	上那賀	御所谷	御所谷
II-6825	自然斜面	半名1	那賀町	上那賀	御所谷	溝畑
II-6826	自然斜面	井ノ口1	那賀町	上那賀	平谷	井ノ口
II-6827	自然斜面	北側2	那賀町	上那賀	平谷	井ノ口
II-6828	自然斜面	北側1	那賀町	上那賀	平谷	下夕平谷
II-6829	自然斜面	井ノ口2	那賀町	上那賀	平谷	下も目浦
II-6830	自然斜面	下も目浦1	那賀町	上那賀	平谷	下も目浦
II-6831	自然斜面	目浦1	那賀町	上那賀	平谷	目浦
II-6832	自然斜面	クノト1	那賀町	上那賀	呼殿	クノトノ
II-6833	自然斜面	田中2	那賀町	上那賀	成瀬	田中
II-6834	自然斜面	田中1	那賀町	上那賀	成瀬	田中
II-6835	自然斜面	忠ヶ谷奥1	那賀町	上那賀	成瀬	忠ヶ谷口
II-6836	自然斜面	北ヶ谷1	那賀町	上那賀	成瀬	北ヶ谷
II-6837	自然斜面	ミト向	那賀町	上那賀	成瀬	ミト向
II-6838	自然斜面	成瀬1	那賀町	上那賀	成瀬	イチサコ
II-6839	自然斜面	中尾1	那賀町	上那賀	成瀬	中尾
II-6840	自然斜面	ワカサキ1	那賀町	上那賀	成瀬	ワカサキ
II-6841	自然斜面	ハジメタ1	那賀町	上那賀	成瀬	ハジメタ
II-6842	自然斜面	ワフウチ2	那賀町	上那賀	成瀬	ワフウチ
II-6843	自然斜面	ワフウチ1	那賀町	上那賀	成瀬	ワフウチ
II-6844	自然斜面	ワカセ1	那賀町	上那賀	成瀬	ワカセ
II-6845	自然斜面	ワカセ2	那賀町	上那賀	成瀬	ワカセ
II-6846	自然斜面	カケイ	那賀町	上那賀	成瀬	ワカセ

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字 小字	
II-6733	自然斜面	北傍示2	那賀町	上那賀	古屋	北傍示
II-6734	自然斜面	釜井	那賀町	上那賀	古屋	釜井
II-6735	自然斜面	野々尻1	那賀町	上那賀	古屋	野々尻
II-6736	自然斜面	野々尻2	那賀町	上那賀	古屋	野々尻
II-6737	自然斜面	南川原1	那賀町	上那賀	深森	南川原
II-6738	自然斜面	下毛向1	那賀町	上那賀	深森	下毛向
II-6739	自然斜面	カガ	那賀町	上那賀	深森	カガ
II-6740	自然斜面	車畑	那賀町	上那賀	深森	車畑
II-6741	自然斜面	日浦1	那賀町	上那賀	深森	日浦
II-6742	自然斜面	ソラ2	那賀町	上那賀	川俣	ソラ
II-6743	自然斜面	出倉1	那賀町	上那賀	川俣	オノ谷
II-6744	自然斜面	コノリ	那賀町	上那賀	川俣	オノ
II-6745	自然斜面	クボノ	那賀町	上那賀	川俣	オノ
II-6746	自然斜面	大泉谷1	那賀町	上那賀	川俣	大泉谷
II-6747	自然斜面	トクナエ	那賀町	上那賀	川俣	トクナエ
II-6748	自然斜面	次郎屋敷1	那賀町	上那賀	川俣	次郎屋敷
II-6749	自然斜面	カジヤ	那賀町	上那賀	川俣	カジヤ
II-6750	自然斜面	カラス	那賀町	上那賀	川俣	カラス
II-6751	自然斜面	奥ビソ1	那賀町	上那賀	川俣	奥ビソ
II-6752	自然斜面	カドヶ谷1	那賀町	上那賀	川俣	カドヶ谷
II-6753	自然斜面	谷山2	那賀町	上那賀	川俣	谷山
II-6754	自然斜面	谷山	那賀町	上那賀	川俣	谷山
II-6755	自然斜面	大小屋1	那賀町	上那賀	川俣	大小屋
II-6756	自然斜面	大小屋2	那賀町	上那賀	川俣	大小屋
II-6757	自然斜面	久保1	那賀町	上那賀	長安	久保
II-6758	自然斜面	岩ヶ谷1	那賀町	上那賀	長安	岩ヶ谷
II-6759	自然斜面	坂本	那賀町	上那賀	長安	坂本
II-6760	自然斜面	坂本	那賀町	上那賀	長安	坂本
II-6761	自然斜面	雁の本	那賀町	上那賀	長安	雁の本
II-6762	自然斜面	雁の本	那賀町	上那賀	長安	雁の本
II-6763	自然斜面	谷口1	那賀町	上那賀	大戸	谷口
II-6764	自然斜面	上出合3	那賀町	上那賀	高浦	上出合
II-6765	自然斜面	小腰ノ谷	那賀町	上那賀	高浦	小腰ノ谷
II-6766	自然斜面	小腰1	那賀町	上那賀	高浦	小腰
II-6767	自然斜面	坂本1	那賀町	上那賀	高浦	坂本
II-6768	自然斜面	岡1	那賀町	上那賀	東尾	岡
II-6769	自然斜面	中津丸2	那賀町	上那賀	大戸	谷ノ内
II-6770	自然斜面	中津丸1	那賀町	上那賀	大戸	下モハルモリ
II-6771	自然斜面	下モハルモリ1	那賀町	上那賀	大戸	下モハルモリ
II-6772	自然斜面	森森1	那賀町	上那賀	大戸	森森
II-6773	自然斜面	日真1	那賀町	上那賀	日真	日真
II-6774	自然斜面	日真1	那賀町	上那賀	日真	日真
II-6775	自然斜面	日真3	那賀町	上那賀	日真	日真
II-6776	自然斜面	西分-3	那賀町	上那賀	日真	日真
II-6777	自然斜面	西分1	那賀町	上那賀	日真	日真
II-6778	自然斜面	西分2	那賀町	上那賀	日真	日真
II-6779	自然斜面	杉サコ1	那賀町	上那賀	日真	杉サコ
II-6780	自然斜面	井ノ元-2	那賀町	上那賀	日真	井ノ元
II-6781	自然斜面	井ノ元1	那賀町	上那賀	日真	井ノ元
II-6782	自然斜面	打石ノ平1	那賀町	上那賀	日真	打石ノ平
II-6783	自然斜面	中川原2	那賀町	上那賀	日真	中川原
II-6784	自然斜面	西ノ谷1	那賀町	上那賀	日真	中川原
II-6785	自然斜面	中川原1	那賀町	上那賀	日真	中川原
II-6786	自然斜面	轟1	那賀町	上那賀	日真	轟
II-6787	自然斜面	栗坂1	那賀町	上那賀	日真	栗坂
II-6788	自然斜面	東尾-2	那賀町	上那賀	日真	栗坂
II-6789	自然斜面	東尾-1	那賀町	上那賀	日真	栗坂

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	位置			
		市町村	旧市町村	町・字・小字	
II-6847	自然斜面	那賀町	上那賀	海川	カケイ
II-6848	自然斜面	那賀町	上那賀	海川	ミヤノクボ
II-6849	自然斜面	那賀町	上那賀	海川	ヒラウ
II-6850	自然斜面	那賀町	上那賀	海川	ナツキリ
II-6851	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	川原
II-6852	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	トチノ瀬
II-6853	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	花澤
II-6854	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	内ノ瀬
II-6855	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	花澤
II-6856	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	カキサコ
II-6857	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	カキサコ
II-6858	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	カキサコ
II-6859	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	芸野
II-6860	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	ジリトウ
II-6861	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	下田
II-6862	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	下田
II-6863	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	上田
II-6864	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	仁義
II-6865	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	前田
II-6866	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	高山平
II-6867	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	寒谷
II-6868	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	寒谷
II-6869	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	寒谷
II-6870	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	高山平
II-6871	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	高山平
II-6872	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	高山平
II-6873	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	高山平
II-6874	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	寒谷
II-6875	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	寒谷
II-6876	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	寒谷
II-6877	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	寒谷
II-6878	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	向エ
II-6879	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	下屋敷
II-6880	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	下屋敷
II-6881	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	松原
II-6882	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	松原
II-6883	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	折坂
II-6884	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	ツイロ
II-6885	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	神ノ前
II-6886	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	神ノ前
II-6887	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	竹原佐古
II-6888	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	下屋敷
II-6889	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	原
II-6890	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	原
II-6891	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	原
II-6892	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	原
II-6893	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	原
II-6894	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	原
II-6895	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	原
II-6896	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	原
II-6897	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	原
II-6898	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	原
II-6899	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	原
II-6900	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	原
II-6901	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	原
II-6902	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	原
II-6903	自然斜面	那賀町	木沢村	木沢	原

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	位置			
		市町村	旧市町村	町・字・小字	
II-6904	自然斜面	那賀町	木沢村	坂州	大用地
II-6905	自然斜面	那賀町	木沢村	坂州	大用地
II-6906	自然斜面	那賀町	木沢村	坂州	大用地
II-6907	自然斜面	那賀町	木沢村	坂州	大用地
II-6908	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	井藤
II-6909	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	上加川
II-6910	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	与沢
II-6911	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	井藤
II-6912	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	つえ谷
II-6913	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	つえ谷
II-6914	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6915	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6916	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6917	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6918	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6919	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6920	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6921	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6922	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6923	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6924	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6925	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6926	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6927	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6928	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6929	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6930	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6931	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6932	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6933	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6934	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6935	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6936	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6937	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6938	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6939	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6940	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6941	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6942	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6943	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6944	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6945	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6946	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6947	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6948	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6949	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6950	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6951	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6952	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6953	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6954	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6955	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6956	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6957	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6958	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6959	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本
II-6960	自然斜面	那賀町	木沢村	井藤	石本

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	位置			
		市町村	旧市町村	町・字 小字	
II-6961	自然斜面	那賀町	木原村	南字 ニシダ	
II-6962	自然斜面	那賀町	木原村	西字 赤キ	
II-6963	自然斜面	那賀町	木原村	西字 押ノ久	
II-6964	自然斜面	那賀町	木原村	西字 トドロ谷	
II-6965	自然斜面	那賀町	木原村	西字 大前	
II-6966	自然斜面	那賀町	木原村	西字 北野	
II-6967	自然斜面	那賀町	木原村	西字 西バン	
II-6968	自然斜面	那賀町	木原村	西字 西バン	
II-6969	自然斜面	那賀町	木原村	西字 西バン	
II-6970	自然斜面	那賀町	木原村	西字 下も農地	
II-6971	自然斜面	那賀町	木原村	西字 下も農地	
II-6972	自然斜面	那賀町	木原村	西字 上も農地	
II-6973	自然斜面	那賀町	木原村	西字 上も農地	
II-6974	自然斜面	那賀町	木原村	折字 棚谷口	
II-6975	自然斜面	那賀町	木原村	折字 石畠	
II-6976	自然斜面	那賀町	木原村	折字 折字谷	
II-6977	自然斜面	那賀町	木原村	折字 折字	
II-6978	自然斜面	那賀町	木原村	折字 西シ	
II-6979	自然斜面	那賀町	木原村	折字 久留名1	
II-6980	自然斜面	那賀町	木原村	折字 六地蔵	
II-6981	自然斜面	那賀町	木原村	折字 六地蔵2	
II-6982	自然斜面	那賀町	木原村	折字 大地平	
II-6983	自然斜面	那賀町	木原村	北川 押ノ久	
II-6984	自然斜面	那賀町	木原村	北川 土居	
II-6985	自然斜面	那賀町	木原村	北川 大城	
II-6986	自然斜面	那賀町	木原村	北川 大城	
II-6987	自然斜面	那賀町	木原村	北川 大城	
II-6988	自然斜面	那賀町	木原村	北川 大明地	
II-6989	自然斜面	那賀町	木原村	北川 月ノ瀬	
II-6990	自然斜面	那賀町	木原村	北川 字井ノ瀬	
II-6991	自然斜面	那賀町	木原村	折字 睦ノ野	
II-7830	人工斜面	那賀町	木原村	折字 字井ノ内	
II-7831	人工斜面	那賀町	木原村	折字 小仁字	
II-7832	人工斜面	那賀町	相生町	合内 下傍赤1	
II-7833	人工斜面	那賀町	相生町	西納 上空間	
II-7834	人工斜面	那賀町	相生町	延野 寺前	
II-7835	人工斜面	那賀町	相生町	延野 寺前	
II-7836	人工斜面	那賀町	相生町	小浜 北傍赤	
II-7837	人工斜面	那賀町	相生町	古農 鎌瀬	
II-7838	人工斜面	那賀町	相生町	長安 風穴	
II-7839	人工斜面	那賀町	相生町	木沢村 海川口	
II-7840	人工斜面	那賀町	相生町	助 海川口	
II-7841	人工斜面	那賀町	相生町	助 海川口	
II-6992	自然斜面	那賀町	木原村	中村 杉谷	
II-6993	自然斜面	那賀町	木原村	中村 杉谷	
II-6994	自然斜面	那賀町	木原村	中村 杉谷	
II-6995	自然斜面	那賀町	木原村	中村 杉谷	
II-6996	自然斜面	那賀町	木原村	中村 杉谷	
II-6997	自然斜面	那賀町	木原村	中村 杉谷	
II-6998	自然斜面	那賀町	木原村	中村 清水	
II-6999	自然斜面	那賀町	木原村	中村 清水	
II-7000	自然斜面	那賀町	木原村	中村 清水	
II-7001	自然斜面	那賀町	木原村	中村 清水	
II-7002	自然斜面	那賀町	木原村	中村 奥前	
II-7003	自然斜面	那賀町	木原村	中村 奥前	
II-7004	自然斜面	那賀町	木原村	中村 大谷	
II-7005	自然斜面	那賀町	木原村	中村 大谷	

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	位置			
		市町村	旧市町村	町・字 小字	
II-7006	自然斜面	那賀町	中村	大谷	
II-7007	自然斜面	那賀町	中村	大谷	
II-7008	自然斜面	那賀町	中村	大谷	
II-7009	自然斜面	那賀町	中村	大谷	
II-7010	自然斜面	那賀町	中村	大谷	
II-7011	自然斜面	那賀町	中村	大谷	
II-7012	自然斜面	那賀町	中村	大谷	
II-7013	自然斜面	那賀町	中村	大谷	
II-7014	自然斜面	那賀町	中村	大谷	
II-7015	自然斜面	那賀町	中村	大谷	
II-7016	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7017	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7018	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7019	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7020	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7021	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7022	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7023	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7024	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7025	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7026	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7027	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7028	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7029	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7030	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7031	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7032	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7033	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7034	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7035	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7036	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7037	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7038	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7039	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7040	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7041	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7042	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7043	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7044	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7045	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7046	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7047	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7048	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7049	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7050	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7051	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7052	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7053	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7054	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7055	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7056	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7057	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7058	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7059	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7060	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7061	自然斜面	那賀町	中村	山田	
II-7062	自然斜面	那賀町	中村	山田	

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	位置		
		市町村	旧市町村	町・字 小字
II-7063	自然斜面	牟岐町	内妻	大畑
II-7064	自然斜面	牟岐町	内妻	島原敷
II-7065	自然斜面	牟岐町	内妻	丸山
II-7066	自然斜面	牟岐町	内妻	丸山
II-7067	自然斜面	牟岐町	内妻	丸山
II-7068	自然斜面	牟岐町	内妻	丸山
II-7069	自然斜面	牟岐町	内妻	丸山
II-7070	自然斜面	牟岐町	内妻	丸山
II-7071	自然斜面	牟岐町	川長	大坪
II-7072	自然斜面	牟岐町	川長	大坪
II-7073	自然斜面	牟岐町	川長	山戸
II-7074	自然斜面	牟岐町	川長	山戸
II-7075	自然斜面	牟岐町	川長	山戸
II-7076	自然斜面	牟岐町	川長	山戸
II-7077	自然斜面	牟岐町	川長	関
II-7078	自然斜面	牟岐町	川長	関
II-7079	自然斜面	牟岐町	川長	関
II-7080	自然斜面	牟岐町	川長	関
II-7081	自然斜面	牟岐町	川長	関
II-7082	自然斜面	牟岐町	市字谷	市字谷
II-7083	自然斜面	牟岐町	邊川	礬石
II-7084	自然斜面	牟岐町	邊川	礬石
II-7085	自然斜面	牟岐町	邊川	礬石
II-7086	自然斜面	牟岐町	邊川	礬石
II-7087	自然斜面	牟岐町	邊川	ひうち
II-7088	自然斜面	牟岐町	邊川	ひうち
II-7089	自然斜面	牟岐町	邊川	ほりた
II-7090	自然斜面	牟岐町	邊川	ほりた
II-7091	自然斜面	牟岐町	邊川	よこせ
II-7092	自然斜面	牟岐町	邊川	よこせ
II-7093	自然斜面	牟岐町	新田	新田
II-7094	自然斜面	牟岐町	ふるわん	ふるわん
II-7095	自然斜面	牟岐町	河内	中山
II-7096	自然斜面	牟岐町	河内	たなかち
II-7097	自然斜面	牟岐町	河内	たなかち
II-7098	自然斜面	牟岐町	河内	しもつり
II-7099	自然斜面	牟岐町	河内	しもつり
II-7100	自然斜面	牟岐町	河内	河内
II-7101	自然斜面	牟岐町	河内	河内
II-7102	自然斜面	牟岐町	河内	笹身
II-7103	自然斜面	牟岐町	河内	笹身
II-7104	自然斜面	牟岐町	河内	笹身
II-7105	自然斜面	牟岐町	河内	笹身
II-7106	自然斜面	牟岐町	河内	笹身
II-7107	自然斜面	牟岐町	河内	あいごや
II-7108	自然斜面	牟岐町	河内	あいごや
II-7109	自然斜面	牟岐町	河内	西又
II-7110	自然斜面	牟岐町	河内	西又
II-7111	自然斜面	牟岐町	宮ノ内	宮ノ内
II-7112	自然斜面	牟岐町	宮ノ内	宮ノ内
II-7113	自然斜面	牟岐町	宮ノ内	宮ノ内
II-7114	自然斜面	牟岐町	山口	山口
II-7115	自然斜面	牟岐町	河内	山口
II-7116	自然斜面	牟岐町	河内	山口
II-7117	自然斜面	牟岐町	河内	こん谷口
II-7118	自然斜面	牟岐町	河内	こん谷口
II-7119	自然斜面	牟岐町	河内	かび

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	位置		
		市町村	旧市町村	町・字 小字
II-7120	自然斜面	牟岐町	河内	ひさち
II-7121	自然斜面	牟岐町	河内	おくよし
II-7383	自然斜面	美波町	木岐	中畑
II-7384	自然斜面	美波町	木岐	中畑
II-7385	自然斜面	美波町	木岐	中畑
II-7386	自然斜面	美波町	木岐	中畑
II-7387	自然斜面	美波町	木岐	中畑
II-7388	自然斜面	美波町	木岐	カタ
II-7389	自然斜面	美波町	木岐	カタ
II-7390	自然斜面	美波町	木岐	カタ
II-7391	自然斜面	美波町	木岐	瀬白浜
II-7392	自然斜面	美波町	木岐	瀬白浜
II-7393	自然斜面	美波町	木岐	瀬白浜
II-7394	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7395	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7396	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7397	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7398	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7399	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7400	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7401	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7402	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7403	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7404	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7405	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7406	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7407	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7408	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7409	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7410	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7411	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7412	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7413	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7414	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7415	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7416	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7417	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7418	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7419	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7420	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7421	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7422	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7423	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7424	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7425	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7426	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7427	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7428	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7429	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7430	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7431	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7432	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7433	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7434	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7435	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7436	自然斜面	美波町	木岐	徳竹
II-7437	自然斜面	美波町	木岐	徳竹

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	位置			箇所名	市町村	町・字	小字
		市町村	旧市町村	市町村				
II-7157	自然斜面	大越(4)	美波町	日和佐町	山内内	大越		
II-7158	自然斜面	大越(5)	美波町	日和佐町	山内内	大越		
II-7159	自然斜面	大越(6)	美波町	日和佐町	山内内	大越		
II-7160	自然斜面	西山(1)	美波町	日和佐町	山内内	西山		
II-7161	自然斜面	西山(2)	美波町	日和佐町	山内内	西山		
II-7162	自然斜面	西山(3)	美波町	日和佐町	山内内	西山		
II-7163	自然斜面	西山(4)	美波町	日和佐町	山内内	西山		
II-7164	自然斜面	西山(5)	美波町	日和佐町	山内内	西山		
II-7165	自然斜面	西山(6)	美波町	日和佐町	山内内	西山		
II-7166	自然斜面	西山(7)	美波町	日和佐町	山内内	西山		
II-7167	自然斜面	西山(8)	美波町	日和佐町	山内内	西山		
II-7168	自然斜面	西山(9)	美波町	日和佐町	山内内	西山		
II-7169	自然斜面	西山(10)	美波町	日和佐町	山内内	西山		
II-7170	自然斜面	西山(11)	美波町	日和佐町	山内内	西山		
II-7171	自然斜面	西山(12)	美波町	日和佐町	山内内	西山		
II-7172	自然斜面	本村(1)	美波町	日和佐町	山内内	本村		
II-7173	自然斜面	本村(2)	美波町	日和佐町	山内内	本村		
II-7174	自然斜面	本村(3)	美波町	日和佐町	山内内	本村		
II-7175	自然斜面	本村(4)	美波町	日和佐町	山内内	本村		
II-7176	自然斜面	奥湯(1)	美波町	日和佐町	奥内内	奥湯		
II-7177	自然斜面	奥湯(2)	美波町	日和佐町	奥内内	奥湯		
II-7178	自然斜面	奥湯(3)	美波町	日和佐町	奥内内	奥湯		
II-7179	自然斜面	奥湯(4)	美波町	日和佐町	奥内内	奥湯		
II-7180	自然斜面	奥湯(5)	美波町	日和佐町	奥内内	奥湯		
II-7181	自然斜面	奥湯(6)	美波町	日和佐町	奥内内	奥湯		
II-7182	自然斜面	奥湯(7)	美波町	日和佐町	奥内内	奥湯		
II-7183	自然斜面	奥湯(8)	美波町	日和佐町	奥内内	奥湯		
II-7184	自然斜面	奥湯(9)	美波町	日和佐町	奥内内	奥湯		
II-7185	自然斜面	奥湯(10)	美波町	日和佐町	奥内内	奥湯		
II-7186	自然斜面	奥湯(11)	美波町	日和佐町	奥内内	奥湯		
II-7187	自然斜面	奥湯(12)	美波町	日和佐町	奥内内	奥湯		
II-7188	自然斜面	奥湯(13)	美波町	日和佐町	奥内内	奥湯		
II-7189	自然斜面	奥湯(14)	美波町	日和佐町	奥内内	奥湯		
II-7190	自然斜面	櫛ヶ谷(2)	美波町	日和佐町	奥内内	櫛ヶ谷		
II-7191	自然斜面	櫛ヶ谷(3)	美波町	日和佐町	奥内内	櫛ヶ谷		
II-7192	自然斜面	櫛ヶ谷(4)	美波町	日和佐町	奥内内	櫛ヶ谷		
II-7193	自然斜面	櫛ヶ谷(5)	美波町	日和佐町	奥内内	櫛ヶ谷		
II-7194	自然斜面	櫛ヶ谷(6)	美波町	日和佐町	奥内内	櫛ヶ谷		
II-7195	自然斜面	櫛ヶ谷(7)	美波町	日和佐町	奥内内	櫛ヶ谷		
II-7196	自然斜面	牟財天(3)	美波町	日和佐町	奥内内	牟財天		
II-7197	自然斜面	牟財天(4)	美波町	日和佐町	奥内内	牟財天		
II-7198	自然斜面	牟財天(5)	美波町	日和佐町	奥内内	牟財天		
II-7199	自然斜面	牟財天(6)	美波町	日和佐町	奥内内	牟財天		
II-7200	自然斜面	牟財天(7)	美波町	日和佐町	奥内内	牟財天		
II-7201	自然斜面	寺前(5)	美波町	日和佐町	奥内内	寺前		
II-7202	自然斜面	寺前(6)	美波町	日和佐町	奥内内	寺前		
II-7203	自然斜面	寺前(7)	美波町	日和佐町	奥内内	寺前		
II-7204	自然斜面	寺前(8)	美波町	日和佐町	奥内内	寺前		
II-7205	自然斜面	本村(2)	美波町	日和佐町	奥内内	本村		
II-7206	自然斜面	井ノ上(2)	美波町	日和佐町	奥内内	井ノ上		
II-7208	自然斜面	平戸(2)	美波町	日和佐町	奥内内	平戸		
II-7209	自然斜面	平戸(3)	美波町	日和佐町	奥内内	平戸		
II-7210	自然斜面	平戸(4)	美波町	日和佐町	奥内内	平戸		
II-7211	自然斜面	馬木(2)	美波町	日和佐町	奥内内	馬木		
II-7212	自然斜面	庄瀬(1)	美波町	日和佐町	奥内内	庄瀬		
II-7213	自然斜面	庄瀬(2)	美波町	日和佐町	奥内内	庄瀬		

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	位置			箇所名	市町村	町・字	小字
		市町村	旧市町村	市町村				
II-7438	自然斜面	志和岐谷(6)	由岐町	西の地	志和岐谷	志和岐谷		
II-7439	自然斜面	志和岐谷(6)	由岐町	西の地	志和岐谷	志和岐谷		
II-7440	自然斜面	志和岐谷(7)	由岐町	西の地	志和岐谷	志和岐谷		
II-7441	自然斜面	由字(1)	由岐町	東由岐	由字	由字		
II-7442	自然斜面	由字(2)	由岐町	東由岐	由字	由字		
II-7443	自然斜面	由字(3)	由岐町	東由岐	由字	由字		
II-7444	自然斜面	葦原(1)	由岐町	東由岐	葦原	葦原		
II-7445	自然斜面	中の谷(1)	由岐町	志和岐	中の谷	中の谷		
II-7446	自然斜面	天臺(1)	由岐町	志和岐	天臺	天臺		
II-7447	自然斜面	轟(2)	由岐町	志和岐	轟	轟		
II-7448	自然斜面	田井ヶ瀬(1)	由岐町	志和岐	田井ヶ瀬	田井ヶ瀬		
II-7449	自然斜面	西谷(2)	由岐町	阿部	西谷	西谷		
II-7450	自然斜面	西谷(3)	由岐町	阿部	西谷	西谷		
II-7451	自然斜面	西谷(4)	由岐町	阿部	西谷	西谷		
II-7452	自然斜面	向江(1)	由岐町	阿部	向江	向江		
II-7453	自然斜面	東谷(2)	由岐町	阿部	東谷	東谷		
II-7454	自然斜面	寺谷(2)	由岐町	阿部	寺谷	寺谷		
II-7455	自然斜面	小イサリ(2)	由岐町	伊盛利	小イサリ	小イサリ		
II-7456	自然斜面	小イサリ(3)	由岐町	伊盛利	小イサリ	小イサリ		
II-7457	自然斜面	小イサリ(4)	由岐町	伊盛利	小イサリ	小イサリ		
II-7458	自然斜面	片山(2)	由岐町	伊盛利	片山	片山		
II-7459	自然斜面	伊盛利(1)	由岐町	伊盛利	伊盛利	伊盛利		
II-7122	自然斜面	明丸(1)	美波町	山内内	明丸	明丸		
II-7123	自然斜面	外牟井(1)	美波町	山内内	外牟井	外牟井		
II-7124	自然斜面	かんば(1)	美波町	山内内	かんば	かんば		
II-7125	自然斜面	かんば(2)	美波町	山内内	かんば	かんば		
II-7126	自然斜面	かんば(3)	美波町	山内内	かんば	かんば		
II-7127	自然斜面	かんば(4)	美波町	山内内	かんば	かんば		
II-7128	自然斜面	かんば(5)	美波町	山内内	かんば	かんば		
II-7129	自然斜面	かんば(6)	美波町	山内内	かんば	かんば		
II-7130	自然斜面	かんば(7)	美波町	山内内	かんば	かんば		
II-7131	自然斜面	打越(2)	美波町	山内内	打越	打越		
II-7132	自然斜面	打越(3)	美波町	山内内	打越	打越		
II-7133	自然斜面	打越(4)	美波町	山内内	打越	打越		
II-7134	自然斜面	打越(5)	美波町	山内内	打越	打越		
II-7135	自然斜面	打越(6)	美波町	山内内	打越	打越		
II-7136	自然斜面	打越(7)	美波町	山内内	打越	打越		
II-7137	自然斜面	なか(2)	美波町	山内内	なか	なか		
II-7138	自然斜面	なか(3)	美波町	山内内	なか	なか		
II-7139	自然斜面	なか(4)	美波町	山内内	なか	なか		
II-7140	自然斜面	なか(5)	美波町	山内内	なか	なか		
II-7141	自然斜面	なか(6)	美波町	山内内	なか	なか		
II-7142	自然斜面	なか(7)	美波町	山内内	なか	なか		
II-7143	自然斜面	白沢(2)	美波町	山内内	白沢	白沢		
II-7144	自然斜面	白沢(3)	美波町	山内内	白沢	白沢		
II-7145	自然斜面	白沢(4)	美波町	山内内	白沢	白沢		
II-7146	自然斜面	白沢(5)	美波町	山内内	白沢	白沢		
II-7147	自然斜面	白沢(6)	美波町	山内内	白沢	白沢		
II-7148	自然斜面	白沢(7)	美波町	山内内	白沢	白沢		
II-7149	自然斜面	白沢(8)	美波町	山内内	白沢	白沢		
II-7150	自然斜面	白沢(9)	美波町	山内内	白沢	白沢		
II-7151	自然斜面	白沢(10)	美波町	山内内	白沢	白沢		
II-7152	自然斜面	松尾(1)	美波町	山内内	松尾	松尾		
II-7153	自然斜面	松尾(2)	美波町	山内内	松尾	松尾		
II-7154	自然斜面	大越(1)	美波町	山内内	大越	大越		
II-7155	自然斜面	大越(2)	美波町	山内内	大越	大越		
II-7156	自然斜面	大越(3)	美波町	山内内	大越	大越		

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
II-7271	自然斜面	総懸敷(2)	美波町	日和佐町	赤松	総懸敷
II-7272	自然斜面	総懸敷(3)	美波町	日和佐町	赤松	総懸敷
II-7273	自然斜面	総懸敷(4)	美波町	日和佐町	赤松	総懸敷
II-7274	自然斜面	総懸敷(5)	美波町	日和佐町	赤松	総懸敷
II-7275	自然斜面	総懸敷(6)	美波町	日和佐町	赤松	総懸敷
II-7276	自然斜面	総懸敷(7)	美波町	日和佐町	赤松	総懸敷
II-7277	自然斜面	総懸敷(8)	美波町	日和佐町	赤松	総懸敷
II-7278	自然斜面	野田(5)	美波町	日和佐町	赤松	野田
II-7279	自然斜面	野田(6)	美波町	日和佐町	赤松	野田
II-7280	自然斜面	野田(7)	美波町	日和佐町	赤松	野田
II-7281	自然斜面	野田(8)	美波町	日和佐町	赤松	野田
II-7282	自然斜面	阿地嶺(2)	美波町	日和佐町	赤松	阿地嶺
II-7283	自然斜面	阿地嶺(3)	美波町	日和佐町	赤松	阿地嶺
II-7284	自然斜面	阿地嶺(4)	美波町	日和佐町	赤松	阿地嶺
II-7285	自然斜面	阿地嶺(5)	美波町	日和佐町	赤松	阿地嶺
II-7286	自然斜面	阿地嶺(6)	美波町	日和佐町	赤松	阿地嶺
II-7287	自然斜面	耳瀬(1)	美波町	日和佐町	赤松	耳瀬
II-7288	自然斜面	耳瀬(2)	美波町	日和佐町	赤松	耳瀬
II-7289	自然斜面	耳瀬(3)	美波町	日和佐町	赤松	耳瀬
II-7290	自然斜面	耳瀬(4)	美波町	日和佐町	赤松	耳瀬
II-7291	自然斜面	耳瀬(5)	美波町	日和佐町	赤松	耳瀬
II-7292	自然斜面	耳瀬(6)	美波町	日和佐町	赤松	耳瀬
II-7293	自然斜面	耳瀬(7)	美波町	日和佐町	赤松	耳瀬
II-7294	自然斜面	耳瀬(8)	美波町	日和佐町	赤松	耳瀬
II-7295	自然斜面	耳瀬(9)	美波町	日和佐町	赤松	耳瀬
II-7296	自然斜面	寺野(2)	美波町	日和佐町	赤松	寺野
II-7297	自然斜面	寺野(3)	美波町	日和佐町	赤松	寺野
II-7298	自然斜面	寺野(4)	美波町	日和佐町	赤松	寺野
II-7299	自然斜面	寺野(5)	美波町	日和佐町	赤松	寺野
II-7300	自然斜面	寺野(6)	美波町	日和佐町	赤松	寺野
II-7301	自然斜面	北分(1)	美波町	日和佐町	北河内	北分
II-7302	自然斜面	北分(2)	美波町	日和佐町	北河内	北分
II-7303	自然斜面	北分(3)	美波町	日和佐町	北河内	北分
II-7304	自然斜面	北分(4)	美波町	日和佐町	北河内	北分
II-7305	自然斜面	北分(5)	美波町	日和佐町	北河内	北分
II-7306	自然斜面	北分(6)	美波町	日和佐町	北河内	北分
II-7307	自然斜面	北分(7)	美波町	日和佐町	北河内	北分
II-7308	自然斜面	北分(8)	美波町	日和佐町	北河内	北分
II-7309	自然斜面	北分(9)	美波町	日和佐町	北河内	北分
II-7310	自然斜面	北分(10)	美波町	日和佐町	北河内	北分
II-7311	自然斜面	北分(11)	美波町	日和佐町	北河内	北分
II-7312	自然斜面	北分(12)	美波町	日和佐町	北河内	北分
II-7313	自然斜面	北分(13)	美波町	日和佐町	北河内	北分
II-7314	自然斜面	北分(14)	美波町	日和佐町	北河内	北分
II-7315	自然斜面	本村(2)	美波町	日和佐町	北河内	本村
II-7316	自然斜面	本村(3)	美波町	日和佐町	北河内	本村
II-7317	自然斜面	本村(4)	美波町	日和佐町	北河内	本村
II-7318	自然斜面	本村(5)	美波町	日和佐町	北河内	本村
II-7319	自然斜面	本村(6)	美波町	日和佐町	北河内	本村
II-7320	自然斜面	久望(2)	美波町	日和佐町	北河内	久望
II-7321	自然斜面	久望(3)	美波町	日和佐町	北河内	久望
II-7322	自然斜面	久望(4)	美波町	日和佐町	北河内	久望
II-7323	自然斜面	久望(5)	美波町	日和佐町	北河内	久望
II-7324	自然斜面	久望(6)	美波町	日和佐町	北河内	久望
II-7325	自然斜面	久望(7)	美波町	日和佐町	北河内	久望
II-7326	自然斜面	久望(8)	美波町	日和佐町	北河内	久望
II-7327	自然斜面	久望(9)	美波町	日和佐町	北河内	久望

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
II-7214	自然斜面	庄瀬(3)	美波町	西河内	西河内	庄瀬
II-7215	自然斜面	木谷野(1)	美波町	西河内	西河内	木谷野
II-7216	自然斜面	木谷野(2)	美波町	西河内	西河内	木谷野
II-7217	自然斜面	はりま(1)	美波町	西河内	西河内	はりま
II-7218	自然斜面	永田(2)	美波町	西河内	西河内	永田
II-7219	自然斜面	丹前(3)	美波町	西河内	西河内	丹前
II-7220	自然斜面	丹前(4)	美波町	西河内	西河内	丹前
II-7221	自然斜面	丹前(5)	美波町	西河内	西河内	丹前
II-7222	自然斜面	丹々川(3)	美波町	西河内	西河内	丹々川
II-7223	自然斜面	月輪(1)	美波町	西河内	西河内	月輪
II-7224	自然斜面	月輪(2)	美波町	西河内	西河内	月輪
II-7225	自然斜面	月輪(3)	美波町	西河内	西河内	月輪
II-7226	自然斜面	月輪(4)	美波町	西河内	西河内	月輪
II-7227	自然斜面	日浦(2)	美波町	赤松	赤松	日浦
II-7228	自然斜面	日浦(3)	美波町	赤松	赤松	日浦
II-7229	自然斜面	日浦(4)	美波町	赤松	赤松	日浦
II-7230	自然斜面	日浦(5)	美波町	赤松	赤松	日浦
II-7231	自然斜面	日浦(6)	美波町	赤松	赤松	日浦
II-7232	自然斜面	日浦(7)	美波町	赤松	赤松	日浦
II-7233	自然斜面	日浦(8)	美波町	赤松	赤松	日浦
II-7234	自然斜面	日浦(9)	美波町	赤松	赤松	日浦
II-7235	自然斜面	日浦(10)	美波町	赤松	赤松	日浦
II-7236	自然斜面	日浦(11)	美波町	赤松	赤松	日浦
II-7237	自然斜面	新発谷(1)	美波町	赤松	赤松	新発谷
II-7238	自然斜面	新発谷(2)	美波町	赤松	赤松	新発谷
II-7239	自然斜面	新発谷(3)	美波町	赤松	赤松	新発谷
II-7240	自然斜面	新発谷(4)	美波町	赤松	赤松	新発谷
II-7241	自然斜面	新発谷(5)	美波町	赤松	赤松	新発谷
II-7242	自然斜面	新発谷(6)	美波町	赤松	赤松	新発谷
II-7243	自然斜面	新発谷(1)	美波町	赤松	赤松	新発谷
II-7244	自然斜面	新発谷(2)	美波町	赤松	赤松	新発谷
II-7245	自然斜面	栗作(2)	美波町	赤松	栗作	栗作
II-7246	自然斜面	栗作(3)	美波町	赤松	栗作	栗作
II-7247	自然斜面	栗作(4)	美波町	赤松	栗作	栗作
II-7248	自然斜面	原尻(1)	美波町	赤松	原尻	原尻
II-7249	自然斜面	原尻(2)	美波町	赤松	原尻	原尻
II-7250	自然斜面	原尻(3)	美波町	赤松	原尻	原尻
II-7251	自然斜面	原尻(4)	美波町	赤松	原尻	原尻
II-7252	自然斜面	影野(1)	美波町	赤松	影野	影野
II-7253	自然斜面	影野(2)	美波町	赤松	影野	影野
II-7254	自然斜面	影野(3)	美波町	赤松	影野	影野
II-7255	自然斜面	影野(4)	美波町	赤松	影野	影野
II-7256	自然斜面	影野(5)	美波町	赤松	影野	影野
II-7257	自然斜面	影野(6)	美波町	赤松	影野	影野
II-7258	自然斜面	影野(7)	美波町	赤松	影野	影野
II-7259	自然斜面	遠野(1)	美波町	赤松	遠野	遠野
II-7260	自然斜面	遠野(2)	美波町	赤松	遠野	遠野
II-7261	自然斜面	遠野(3)	美波町	赤松	遠野	遠野
II-7262	自然斜面	遠野(4)	美波町	赤松	遠野	遠野
II-7263	自然斜面	高瀬(1)	美波町	赤松	高瀬	高瀬
II-7264	自然斜面	高瀬(2)	美波町	赤松	高瀬	高瀬
II-7265	自然斜面	高瀬(3)	美波町	赤松	高瀬	高瀬
II-7266	自然斜面	高瀬(4)	美波町	赤松	高瀬	高瀬
II-7267	自然斜面	流矢(3)	美波町	赤松	流矢	流矢
II-7268	自然斜面	流矢(4)	美波町	赤松	流矢	流矢
II-7269	自然斜面	流矢(5)	美波町	赤松	流矢	流矢
II-7270	自然斜面	総懸敷(1)	美波町	赤松	赤松	総懸敷

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	位置					
		箇所名		町・字			
		市町村	旧市町村	市町村	旧市町村		
II-7328	自然斜面	久望(10)	美波町	日和佐町	北河内	久望	柳ヶ谷
II-7329	自然斜面	久望(11)	美波町	日和佐町	北河内	久望	柳ヶ谷
II-7330	自然斜面	久望(12)	美波町	日和佐町	北河内	久望	柳ヶ谷
II-7331	自然斜面	久望(13)	美波町	日和佐町	北河内	久望	柳ヶ谷
II-7332	自然斜面	久望(14)	美波町	日和佐町	北河内	久望	柳ヶ谷
II-7333	自然斜面	久望(15)	美波町	日和佐町	北河内	久望	柳ヶ谷
II-7334	自然斜面	久望(16)	美波町	日和佐町	北河内	久望	柳ヶ谷
II-7335	自然斜面	久望(17)	美波町	日和佐町	北河内	久望	柳ヶ谷
II-7336	自然斜面	久望(18)	美波町	日和佐町	北河内	久望	柳ヶ谷
II-7337	自然斜面	久望(19)	美波町	日和佐町	北河内	久望	柳ヶ谷
II-7338	自然斜面	久望(20)	美波町	日和佐町	北河内	久望	柳ヶ谷
II-7339	自然斜面	久望(21)	美波町	日和佐町	北河内	久望	柳ヶ谷
II-7340	自然斜面	久望(22)	美波町	日和佐町	北河内	久望	柳ヶ谷
II-7341	自然斜面	久望(23)	美波町	日和佐町	北河内	久望	柳ヶ谷
II-7342	自然斜面	大戸(2)	美波町	日和佐町	北河内	大戸	柳ヶ谷
II-7343	自然斜面	大戸(3)	美波町	日和佐町	北河内	大戸	柳ヶ谷
II-7344	自然斜面	大戸(4)	美波町	日和佐町	北河内	大戸	柳ヶ谷
II-7345	自然斜面	大戸(5)	美波町	日和佐町	北河内	大戸	柳ヶ谷
II-7346	自然斜面	大戸(6)	美波町	日和佐町	北河内	大戸	柳ヶ谷
II-7347	自然斜面	大戸(7)	美波町	日和佐町	北河内	大戸	柳ヶ谷
II-7348	自然斜面	大戸(8)	美波町	日和佐町	北河内	大戸	柳ヶ谷
II-7349	自然斜面	大戸(9)	美波町	日和佐町	北河内	大戸	柳ヶ谷
II-7350	自然斜面	大戸(10)	美波町	日和佐町	北河内	大戸	柳ヶ谷
II-7351	自然斜面	大戸(11)	美波町	日和佐町	北河内	大戸	柳ヶ谷
II-7352	自然斜面	大戸(12)	美波町	日和佐町	北河内	大戸	柳ヶ谷
II-7353	自然斜面	大戸(13)	美波町	日和佐町	北河内	大戸	柳ヶ谷
II-7354	自然斜面	大戸(14)	美波町	日和佐町	北河内	大戸	柳ヶ谷
II-7355	自然斜面	大戸(15)	美波町	日和佐町	北河内	大戸	柳ヶ谷
II-7356	自然斜面	大戸(16)	美波町	日和佐町	北河内	大戸	柳ヶ谷
II-7357	自然斜面	大戸(17)	美波町	日和佐町	北河内	大戸	柳ヶ谷
II-7358	自然斜面	大戸(18)	美波町	日和佐町	北河内	大戸	柳ヶ谷
II-7359	自然斜面	大戸(19)	美波町	日和佐町	北河内	大戸	柳ヶ谷
II-7360	自然斜面	大戸(20)	美波町	日和佐町	北河内	大戸	柳ヶ谷
II-7361	自然斜面	大戸(21)	美波町	日和佐町	北河内	大戸	柳ヶ谷
II-7362	自然斜面	日和佐浦(3)	美波町	日和佐町	日和佐浦		
II-7363	自然斜面	日和佐浦(4)	美波町	日和佐町	日和佐浦		
II-7364	自然斜面	日和佐浦(5)	美波町	日和佐町	日和佐浦		
II-7365	自然斜面	應比須浜(1)	美波町	日和佐町	應比須浜	田井	
II-7366	自然斜面	田井(2)	美波町	日和佐町	應比須浜	田井	
II-7367	自然斜面	田井(3)	美波町	日和佐町	應比須浜	田井	
II-7368	自然斜面	田井(4)	美波町	日和佐町	應比須浜	田井	
II-7369	自然斜面	田井(5)	美波町	日和佐町	應比須浜	田井	
II-7370	自然斜面	田井(6)	美波町	日和佐町	應比須浜	田井	
II-7371	自然斜面	田井(7)	美波町	日和佐町	應比須浜	田井	
II-7372	自然斜面	田井(8)	美波町	日和佐町	應比須浜	田井	
II-7373	自然斜面	田井(9)	美波町	日和佐町	應比須浜	田井	
II-7374	自然斜面	田井(10)	美波町	日和佐町	應比須浜	田井	
II-7375	自然斜面	田井(11)	美波町	日和佐町	應比須浜	田井	
II-7376	自然斜面	田井(12)	美波町	日和佐町	應比須浜	田井	
II-7377	自然斜面	田井(13)	美波町	日和佐町	應比須浜	田井	
II-7378	自然斜面	田井(14)	美波町	日和佐町	應比須浜	田井	
II-7379	自然斜面	田井(15)	美波町	日和佐町	應比須浜	田井	
II-7380	自然斜面	田井(16)	美波町	日和佐町	應比須浜	田井	
II-7381	自然斜面	田井(17)	美波町	日和佐町	應比須浜	田井	
II-7382	自然斜面	田井(18)	美波町	日和佐町	應比須浜	田井	
II-7842	人工斜面	本村(7)	美波町	日和佐町	北河内	本村	
II-7843	人工斜面	柳ヶ谷(8)	美波町	日和佐町	北河内	柳ヶ谷	

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	位置					
		箇所名		町・字			
		市町村	旧市町村	市町村	旧市町村		
II-7844	人工斜面	柳ヶ谷(9)	美波町	日和佐町	北河内	柳ヶ谷	
II-7460	自然斜面	田ノ谷(1)	海陽町	海陽町	海陽町	田ノ谷	
II-7461	自然斜面	柳ノ内(1)	海陽町	海陽町	海陽町	柳ノ内	
II-7462	自然斜面	柳ノ内(2)	海陽町	海陽町	海陽町	柳ノ内	
II-7463	自然斜面	柳ノ内(3)	海陽町	海陽町	海陽町	柳ノ内	
II-7464	自然斜面	柳ノ内(4)	海陽町	海陽町	海陽町	柳ノ内	
II-7465	自然斜面	柳ノ内(5)	海陽町	海陽町	海陽町	柳ノ内	
II-7466	自然斜面	西(2)	海陽町	海陽町	海陽町	西	
II-7467	自然斜面	西(3)	海陽町	海陽町	海陽町	西	
II-7468	自然斜面	高島(1)	海陽町	海陽町	海陽町	高島	
II-7469	自然斜面	高島(2)	海陽町	海陽町	海陽町	高島	
II-7470	自然斜面	松田屋敷(1)	海陽町	海陽町	海陽町	松田屋敷	
II-7471	自然斜面	松田屋敷(2)	海陽町	海陽町	海陽町	松田屋敷	
II-7472	自然斜面	柳ヶ谷(1)	海陽町	海陽町	海陽町	柳ヶ谷	
II-7473	自然斜面	柳ヶ谷(2)	海陽町	海陽町	海陽町	柳ヶ谷	
II-7474	自然斜面	柳ヶ谷(3)	海陽町	海陽町	海陽町	柳ヶ谷	
II-7475	自然斜面	焼尾(1)	海陽町	海陽町	海陽町	焼尾	
II-7476	自然斜面	焼尾(2)	海陽町	海陽町	海陽町	焼尾	
II-7477	自然斜面	竹ノ内(1)	海陽町	海陽町	海陽町	竹ノ内	
II-7478	自然斜面	竹ノ内(2)	海陽町	海陽町	海陽町	竹ノ内	
II-7479	自然斜面	竹ノ内(3)	海陽町	海陽町	海陽町	竹ノ内	
II-7480	自然斜面	新川(1)	海陽町	海陽町	海陽町	新川	
II-7481	自然斜面	新川(2)	海陽町	海陽町	海陽町	新川	
II-7482	自然斜面	新川(3)	海陽町	海陽町	海陽町	新川	
II-7483	自然斜面	栗浦奥(1)	海陽町	海陽町	海陽町	栗浦奥	
II-7484	自然斜面	栗浦奥(2)	海陽町	海陽町	海陽町	栗浦奥	
II-7485	自然斜面	栗浦奥(3)	海陽町	海陽町	海陽町	栗浦奥	
II-7486	自然斜面	別当(1)	海陽町	海陽町	海陽町	別当	
II-7487	自然斜面	別当(2)	海陽町	海陽町	海陽町	別当	
II-7488	自然斜面	天神前(1)	海陽町	海陽町	海陽町	天神前	
II-7489	自然斜面	天神前(2)	海陽町	海陽町	海陽町	天神前	
II-7490	自然斜面	天神前(3)	海陽町	海陽町	海陽町	天神前	
II-7491	自然斜面	片山(1)	海陽町	海陽町	海陽町	片山	
II-7492	自然斜面	片山(2)	海陽町	海陽町	海陽町	片山	
II-7493	自然斜面	片山(3)	海陽町	海陽町	海陽町	片山	
II-7494	自然斜面	大畑(1)	海陽町	海陽町	海陽町	大畑	
II-7495	自然斜面	大畑(2)	海陽町	海陽町	海陽町	大畑	
II-7496	自然斜面	大畑(3)	海陽町	海陽町	海陽町	大畑	
II-7497	自然斜面	イナ(2)	海陽町	海陽町	海陽町	イナ	
II-7498	自然斜面	イナ(2)	海陽町	海陽町	海陽町	イナ	
II-7499	自然斜面	イナ(3)	海陽町	海陽町	海陽町	イナ	
II-7500	自然斜面	太山(1)	海陽町	海陽町	海陽町	太山	
II-7501	自然斜面	荒瀬(1)	海陽町	海陽町	海陽町	荒瀬	
II-7502	自然斜面	中谷(1)	海陽町	海陽町	海陽町	中谷	
II-7503	自然斜面	忠瀬(1)	海陽町	海陽町	海陽町	忠瀬	
II-7504	自然斜面	北シヤイ谷(1)	海陽町	海陽町	海陽町	北シヤイ谷	
II-7505	自然斜面	船ヶ谷(1)	海陽町	海陽町	海陽町	船ヶ谷	
II-7506	自然斜面	広島(1)	海陽町	海陽町	海陽町	広島	
II-7507	自然斜面	一字谷(1)	海陽町	海陽町	海陽町	一字谷	
II-7508	自然斜面	市谷(1)	海陽町	海陽町	海陽町	市谷	
II-7509	自然斜面	ノドロ(3)	海陽町	海陽町	海陽町	ノドロ	
II-7510	自然斜面	ノドロ(4)	海陽町	海陽町	海陽町	ノドロ	
II-7511	自然斜面	鍛冶屋(1)	海陽町	海陽町	海陽町	鍛冶屋	
II-7512	自然斜面	鍛冶屋(2)	海陽町	海陽町	海陽町	鍛冶屋	
II-7513	自然斜面	栗浦口(2)	海陽町	海陽町	海陽町	栗浦口	
II-7514	自然斜面	浅川(1)	海陽町	海陽町	海陽町	浅川	
II-7515	自然斜面	加島(2)	海陽町	海陽町	海陽町	加島	

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名			位置		
		市町村	旧市町村	町・字	市町村	旧市町村	町・字
II-7516	自然斜面	大砂(2)	海陽町	淺川	大砂	小字	
II-7517	自然斜面	山戸(1)	海陽町	淺川	山戸		
II-7518	自然斜面	大道真(1)	海陽町	四方原	大道真		
II-7519	自然斜面	彩谷(1)	海陽町	四方原	彩谷		
II-7520	自然斜面	彩谷(2)	海陽町	四方原	彩谷		
II-7521	自然斜面	四郎ヶ鼻(1)	海陽町	大里	四郎ヶ鼻		
II-7522	自然斜面	彩谷(1)	海陽町	大里	彩谷		
II-7523	自然斜面	片山(1)	海陽町	大里	片山		
II-7524	自然斜面	片山(2)	海陽町	大里	片山		
II-7525	自然斜面	五反田(1)	海陽町	大里	五反田		
II-7526	自然斜面	白水(1)	海陽町	大里	白水		
II-7527	自然斜面	白水(2)	海陽町	大里	白水		
II-7528	自然斜面	吉尾(1)	海陽町	大里	吉尾		
II-7529	自然斜面	砂原(1)	海陽町	大里	砂原		
II-7530	自然斜面	宮ノ後(1)	海陽町	大里	宮ノ後		
II-7531	自然斜面	宮ノ後(2)	海陽町	大里	宮ノ後		
II-7532	自然斜面	片山(1)	海陽町	吉野	片山		
II-7533	自然斜面	片山(2)	海陽町	吉野	片山		
II-7534	自然斜面	片山(3)	海陽町	吉野	片山		
II-7535	自然斜面	下山原(1)	海陽町	吉野	下山原		
II-7536	自然斜面	下山原(2)	海陽町	吉野	下山原		
II-7537	自然斜面	小松(1)	海陽町	吉野	小松		
II-7538	自然斜面	柿谷(1)	海陽町	神野	柿谷		
II-7539	自然斜面	柿谷(2)	海陽町	神野	柿谷		
II-7540	自然斜面	高尾(2)	海陽町	神野	高尾		
II-7541	自然斜面	後丸谷(1)	海陽町	神野	後丸谷		
II-7542	自然斜面	大谷(1)	海陽町	神野	大谷		
II-7543	自然斜面	大谷(2)	海陽町	神野	大谷		
II-7544	自然斜面	三箇(1)	海陽町	神野	三箇		
II-7545	自然斜面	ツリノハ(1)	海陽町	若松	ツリノハ		
II-7546	自然斜面	堂ノ鼻(1)	海陽町	若松	堂ノ鼻		
II-7547	自然斜面	上江原(1)	海陽町	若松	上江原		
II-7548	自然斜面	上江原(2)	海陽町	若松	上江原		
II-7549	自然斜面	江原(1)	海陽町	若松	江原		
II-7550	自然斜面	江原(2)	海陽町	若松	江原		
II-7551	自然斜面	江原(3)	海陽町	若松	江原		
II-7552	自然斜面	小谷(1)	海陽町	若松	小谷		
II-7553	自然斜面	小谷(2)	海陽町	若松	小谷		
II-7554	自然斜面	大森(1)	海陽町	若松	大森		
II-7555	自然斜面	東ノ前(1)	海陽町	若松	東ノ前		
II-7556	自然斜面	奥ノ谷(1)	海陽町	若松	奥ノ谷		
II-7557	自然斜面	上小谷(2)	海陽町	若松	上小谷		
II-7558	自然斜面	下小谷(1)	海陽町	小川	下小谷		
II-7559	自然斜面	下小谷(2)	海陽町	小川	下小谷		
II-7560	自然斜面	下小谷(3)	海陽町	小川	下小谷		
II-7561	自然斜面	上樫木屋(1)	海陽町	小川	上樫木屋		
II-7562	自然斜面	上樫木屋(2)	海陽町	小川	上樫木屋		
II-7563	自然斜面	上樫木屋(3)	海陽町	小川	上樫木屋		
II-7564	自然斜面	上樫木屋(4)	海陽町	小川	上樫木屋		
II-7565	自然斜面	下樫木屋(1)	海陽町	小川	下樫木屋		
II-7566	自然斜面	下樫木屋(2)	海陽町	小川	下樫木屋		
II-7567	自然斜面	下樫木屋(3)	海陽町	小川	下樫木屋		
II-7568	自然斜面	平風(1)	海陽町	小川	平風		
II-7569	自然斜面	樫ノ瀬(2)	海陽町	小川	樫ノ瀬		
II-7570	自然斜面	東桑原(1)	海陽町	小川	東桑原		
II-7571	自然斜面	西桑原(1)	海陽町	小川	西桑原		
II-7572	自然斜面	西桑原(2)	海陽町	小川	西桑原		

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名			位置		
		市町村	旧市町村	町・字	市町村	旧市町村	町・字
II-7573	自然斜面	三ヶ原(1)	海陽町	小川	三ヶ原	小字	
II-7574	自然斜面	玉笠(1)	海陽町	小川	玉笠		
II-7575	自然斜面	玉笠(2)	海陽町	小川	玉笠		
II-7576	自然斜面	玉笠(3)	海陽町	小川	玉笠		
II-7577	自然斜面	玉笠(4)	海陽町	小川	玉笠		
II-7578	自然斜面	山鳥(1)	海陽町	小川	山鳥		
II-7579	自然斜面	山鳥(2)	海陽町	小川	山鳥		
II-7580	自然斜面	大向(1)	海陽町	小川	大向		
II-7581	自然斜面	大向(2)	海陽町	小川	大向		
II-7582	自然斜面	笹草(1)	海陽町	相川	笹草		
II-7583	自然斜面	笹草(2)	海陽町	相川	笹草		
II-7584	自然斜面	笹草(3)	海陽町	相川	笹草		
II-7585	自然斜面	笹草(4)	海陽町	相川	笹草		
II-7586	自然斜面	笹草(5)	海陽町	相川	笹草		
II-7587	自然斜面	笹草(6)	海陽町	相川	笹草		
II-7588	自然斜面	笹草(7)	海陽町	相川	笹草		
II-7589	自然斜面	上菅津(1)	海陽町	相川	菅津		
II-7590	自然斜面	上菅津(2)	海陽町	相川	菅津		
II-7591	自然斜面	大又(1)	海陽町	相川	大又		
II-7592	自然斜面	大又(2)	海陽町	相川	大又		
II-7593	自然斜面	大又(3)	海陽町	相川	大又		
II-7594	自然斜面	中次内(1)	海陽町	相川	中次内		
II-7595	自然斜面	中次内(2)	海陽町	相川	中次内		
II-7596	自然斜面	中次内(3)	海陽町	相川	中次内		
II-7597	自然斜面	中次内(4)	海陽町	相川	中次内		
II-7598	自然斜面	下次内(1)	海陽町	相川	下次内		
II-7599	自然斜面	下次内(2)	海陽町	相川	下次内		
II-7600	自然斜面	下次内(3)	海陽町	相川	下次内		
II-7601	自然斜面	下次内(4)	海陽町	相川	下次内		
II-7602	自然斜面	村山(3)	海陽町	相川	村山		
II-7603	自然斜面	村山(4)	海陽町	相川	村山		
II-7604	自然斜面	村山(5)	海陽町	相川	村山		
II-7605	自然斜面	村山(6)	海陽町	相川	村山		
II-7606	自然斜面	上次瀬谷(1)	海陽町	相川	上次瀬谷		
II-7607	自然斜面	上次瀬谷(2)	海陽町	相川	上次瀬谷		
II-7608	自然斜面	坂越(1)	海陽町	相川	坂越		
II-7609	自然斜面	井口(1)	海陽町	多良	井口		
II-7610	自然斜面	井口(2)	海陽町	多良	井口		
II-7611	自然斜面	坂口(1)	海陽町	熱田	坂口		
II-7612	自然斜面	坂口(2)	海陽町	熱田	坂口		
II-7613	自然斜面	彦助(1)	海陽町	熱田	彦助		
II-7614	自然斜面	彦助(2)	海陽町	熱田	彦助		
II-7615	自然斜面	中田(1)	海陽町	熱田	中田		
II-7616	自然斜面	中田(2)	海陽町	熱田	中田		
II-7617	自然斜面	中沢(1)	海陽町	熱田	中沢		
II-7618	自然斜面	中沢(2)	海陽町	熱田	中沢		
II-7619	自然斜面	水坂(1)	海陽町	熱田	水坂		
II-7620	自然斜面	水坂(2)	海陽町	熱田	水坂		
II-7621	自然斜面	水坂(3)	海陽町	熱田	水坂		
II-7622	自然斜面	計石(1)	海陽町	熱田	計石		
II-7623	自然斜面	下谷(1)	海陽町	平井	下谷		
II-7624	自然斜面	下谷(2)	海陽町	平井	下谷		
II-7625	自然斜面	樫谷(1)	海陽町	平井	樫谷		
II-7626	自然斜面	保勢(1)	海陽町	平井	保勢		
II-7627	自然斜面	杉字(1)	海陽町	平井	杉字		
II-7628	自然斜面	ククルマ(1)	海陽町	平井	ククルマ		
II-7629	自然斜面	川又(1)	海陽町	平井	川又		

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-7687	自然斜面	山下(1)	海陽町	海陽町	芝 山下
II-7688	自然斜面	山下(2)	海陽町	海陽町	芝 山下
II-7689	自然斜面	西谷(1)	海陽町	海陽町	芝 西谷
II-7690	自然斜面	古目(3)	海陽町	突喰町	突喰浦 古目
II-7691	自然斜面	古目(4)	海陽町	突喰町	突喰浦 古目
II-7692	自然斜面	金目(1)	海陽町	突喰町	突喰浦 金目
II-7693	自然斜面	金目(2)	海陽町	突喰町	突喰浦 金目
II-7694	自然斜面	金目(3)	海陽町	突喰町	突喰浦 金目
II-7695	自然斜面	竹ヶ島(3)	海陽町	突喰町	突喰浦 竹ヶ島
II-7696	自然斜面	正櫃(3)	海陽町	突喰町	突喰浦 正櫃
II-7697	自然斜面	正櫃(4)	海陽町	突喰町	突喰浦 正櫃
II-7698	自然斜面	正櫃(5)	海陽町	突喰町	突喰浦 正櫃
II-7699	自然斜面	正櫃(6)	海陽町	突喰町	突喰浦 正櫃
II-7700	自然斜面	正櫃(7)	海陽町	突喰町	突喰浦 正櫃
II-7701	自然斜面	那佐(4)	海陽町	突喰町	突喰浦 那佐
II-7702	自然斜面	那佐(5)	海陽町	突喰町	突喰浦 那佐
II-7703	自然斜面	那佐(6)	海陽町	突喰町	突喰浦 那佐
II-7704	自然斜面	那佐(7)	海陽町	突喰町	突喰浦 那佐
II-7705	自然斜面	那佐(8)	海陽町	突喰町	突喰浦 那佐
II-7706	自然斜面	那佐(9)	海陽町	突喰町	突喰浦 那佐
II-7707	自然斜面	那佐(10)	海陽町	突喰町	突喰浦 那佐
II-7708	自然斜面	那佐(11)	海陽町	突喰町	突喰浦 那佐
II-7709	自然斜面	那佐(12)	海陽町	突喰町	突喰浦 那佐
II-7710	自然斜面	板取(4)	海陽町	突喰町	久保 板取
II-7711	自然斜面	板取(5)	海陽町	突喰町	久保 板取
II-7712	自然斜面	板取(6)	海陽町	突喰町	久保 板取
II-7713	自然斜面	板取(7)	海陽町	突喰町	久保 板取
II-7714	自然斜面	板取(8)	海陽町	突喰町	久保 板取
II-7715	自然斜面	板取(9)	海陽町	突喰町	久保 板取
II-7716	自然斜面	安井(1)	海陽町	突喰町	安井 板取
II-7717	自然斜面	匠田(1)	海陽町	突喰町	匠田 匠田
II-7718	自然斜面	南ノ内(1)	海陽町	突喰町	角坂 南ノ内
II-7719	自然斜面	南ノ内(2)	海陽町	突喰町	角坂 南ノ内
II-7720	自然斜面	広画(1)	海陽町	突喰町	広画 広画
II-7721	自然斜面	日比字(1)	海陽町	突喰町	小谷 日比字
II-7722	自然斜面	日比字(2)	海陽町	突喰町	小谷 日比字
II-7723	自然斜面	北河内(2)	海陽町	突喰町	小谷 北河内
II-7724	自然斜面	北河内(3)	海陽町	突喰町	小谷 北河内
II-7725	自然斜面	北河内(4)	海陽町	突喰町	小谷 北河内
II-7726	自然斜面	北河内(5)	海陽町	突喰町	小谷 北河内
II-7727	自然斜面	北河内(6)	海陽町	突喰町	小谷 北河内
II-7728	自然斜面	落合(2)	海陽町	突喰町	落合 落合
II-7729	自然斜面	落合(3)	海陽町	突喰町	落合 落合
II-7730	自然斜面	落合(4)	海陽町	突喰町	落合 落合
II-7731	自然斜面	猪ノ花(1)	海陽町	突喰町	小谷 猪ノ花
II-7732	自然斜面	猪ノ花(2)	海陽町	突喰町	小谷 猪ノ花
II-7733	自然斜面	小野(1)	海陽町	突喰町	小野 小野
II-7734	自然斜面	松木原(1)	海陽町	突喰町	松木原 松木原
II-7735	自然斜面	神子屋敷(1)	海陽町	突喰町	神子屋敷 神子屋敷
II-7736	自然斜面	盛(1)	海陽町	突喰町	盛 盛
II-7737	自然斜面	盛(2)	海陽町	突喰町	久尾 盛
II-7738	自然斜面	北路(1)	海陽町	突喰町	北路 北路
II-7739	自然斜面	北路(2)	海陽町	突喰町	北路 北路
II-7740	自然斜面	北路(3)	海陽町	突喰町	北路 北路
II-7741	自然斜面	船津(3)	海陽町	突喰町	船津 船津
II-7742	自然斜面	宮前(1)	海陽町	突喰町	船津 船津
II-7743	自然斜面	宮前(2)	海陽町	突喰町	船津 船津

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-7630	自然斜面	大木原(2)	海陽町	海陽町	平井 大木原
II-7631	自然斜面	寒ヶ瀬(1)	海陽町	海陽町	寒ヶ瀬 寒ヶ瀬
II-7632	自然斜面	寒ヶ瀬(2)	海陽町	海陽町	寒ヶ瀬 寒ヶ瀬
II-7633	自然斜面	玉余魚谷(1)	海陽町	海陽町	平井 玉余魚谷
II-7634	自然斜面	玉余魚谷(2)	海陽町	海陽町	平井 玉余魚谷
II-7635	自然斜面	玉余魚谷(3)	海陽町	海陽町	平井 玉余魚谷
II-7636	自然斜面	平井(1)	海陽町	海陽町	平井 平井
II-7637	自然斜面	平井(2)	海陽町	海陽町	平井 平井
II-7638	自然斜面	平井(3)	海陽町	海陽町	平井 平井
II-7639	自然斜面	平井(4)	海陽町	海陽町	平井 平井
II-7640	自然斜面	鹿ヶ谷(2)	海陽町	海陽町	奥裏 鹿ヶ谷
II-7641	自然斜面	鹿ヶ谷(3)	海陽町	海陽町	奥裏 鹿ヶ谷
II-7642	自然斜面	鹿ヶ谷(4)	海陽町	海陽町	奥裏 鹿ヶ谷
II-7643	自然斜面	鹿ヶ谷(5)	海陽町	海陽町	奥裏 鹿ヶ谷
II-7644	自然斜面	鹿ヶ谷(6)	海陽町	海陽町	奥裏 鹿ヶ谷
II-7645	自然斜面	西分(1)	海陽町	海陽町	奥裏 西分
II-7646	自然斜面	小谷口(1)	海陽町	海陽町	小谷口 小谷口
II-7647	自然斜面	小谷口(2)	海陽町	海陽町	小谷口 小谷口
II-7648	自然斜面	二本松(1)	海陽町	海陽町	備川 二本松
II-7649	自然斜面	備(2)	海陽町	海陽町	備川 備
II-7650	自然斜面	クレ石(1)	海陽町	海陽町	備川 クレ石
II-7651	自然斜面	クレ石(2)	海陽町	海陽町	備川 クレ石
II-7652	自然斜面	クレ石(3)	海陽町	海陽町	備川 クレ石
II-7653	自然斜面	カヤノ内(1)	海陽町	海陽町	中山 カヤノ内
II-7654	自然斜面	五敷田(1)	海陽町	海陽町	中山 五敷田
II-7655	自然斜面	五敷田(2)	海陽町	海陽町	中山 五敷田
II-7656	自然斜面	北地(1)	海陽町	海陽町	中山 北地
II-7657	自然斜面	居敷(1)	海陽町	海陽町	中山 居敷
II-7658	自然斜面	山ノ神(1)	海陽町	海陽町	中山 山ノ神
II-7659	自然斜面	イヤ谷(1)	海陽町	海陽町	中山 イヤ谷
II-7660	自然斜面	西ノ内(1)	海陽町	海陽町	中山 西ノ内
II-7661	自然斜面	楓山(1)	海陽町	海陽町	中山 楓山
II-7662	自然斜面	柿谷(1)	海陽町	海陽町	中山 柿谷
II-7663	自然斜面	柿谷(2)	海陽町	海陽町	中山 柿谷
II-7664	自然斜面	石堤(1)	海陽町	海陽町	中山 石堤
II-7665	自然斜面	東野(1)	海陽町	海陽町	東野 東野
II-7666	自然斜面	山下(2)	海陽町	海陽町	柳浦 山下
II-7667	自然斜面	田尻(1)	海陽町	海陽町	大井 田尻
II-7668	自然斜面	池上(1)	海陽町	海陽町	大井 池上
II-7669	自然斜面	天谷(1)	海陽町	海陽町	大井 天谷
II-7670	自然斜面	上川原(1)	海陽町	海陽町	大井 上川原
II-7671	自然斜面	山下(1)	海陽町	海陽町	大井 山下
II-7672	自然斜面	北の谷(1)	海陽町	海陽町	富田 北の谷
II-7673	自然斜面	南沢(1)	海陽町	海陽町	富田 南沢
II-7674	自然斜面	出口(1)	海陽町	海陽町	富田 出口
II-7675	自然斜面	出口(2)	海陽町	海陽町	富田 出口
II-7676	自然斜面	ホキヤ(1)	海陽町	海陽町	富田 ホキヤ
II-7677	自然斜面	中澤(1)	海陽町	海陽町	野江 中澤
II-7678	自然斜面	高車(1)	海陽町	海陽町	野江 高車
II-7679	自然斜面	中村(1)	海陽町	海陽町	吉田 中村
II-7680	自然斜面	中村(2)	海陽町	海陽町	吉田 中村
II-7681	自然斜面	長田(1)	海陽町	海陽町	吉田 長田
II-7682	自然斜面	出口(1)	海陽町	海陽町	吉田 出口
II-7683	自然斜面	中ケイ(1)	海陽町	海陽町	高園 中ケイ
II-7684	自然斜面	中ケイ(2)	海陽町	海陽町	高園 中ケイ
II-7685	自然斜面	中ケイ(3)	海陽町	海陽町	高園 中ケイ
II-7686	自然斜面	松木谷(1)	海陽町	海陽町	高園 松木谷
II-7687	自然斜面	松木谷(2)	海陽町	海陽町	高園 松木谷

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
II-3584	自然斜面	ヒビノ木	美馬市	脇町	ヒビノ木
II-3585	自然斜面	大木ノハチ	美馬市	脇町	大木ノハチ
II-3586	自然斜面	国見丸	美馬市	脇町	国見丸
II-3587	自然斜面	佐尾原(2)	美馬市	脇町	佐尾原
II-3588	自然斜面	佐尾原	美馬市	脇町	佐尾原
II-3589	自然斜面	新山	美馬市	脇町	新山
II-3590	自然斜面	西城山(1)	美馬市	脇町	西城山
II-3591	自然斜面	西城山(2)	美馬市	脇町	西城山
II-3592	自然斜面	池の奥	美馬市	脇町	池の奥
II-3593	自然斜面	西田上(1)	美馬市	脇町	西田上
II-3594	自然斜面	西田上(2)	美馬市	脇町	西田上
II-3595	自然斜面	東城山(2)	美馬市	脇町	東城山
II-3596	自然斜面	東田上(1)	美馬市	脇町	東田上
II-3597	自然斜面	東田上(2)	美馬市	脇町	東田上
II-3598	自然斜面	東田上(3)	美馬市	脇町	東田上
II-3599	自然斜面	福堂	美馬市	脇町	福堂
II-3600	自然斜面	井口東(2)	美馬市	脇町	井口東
II-3601	自然斜面	井口東(3)	美馬市	脇町	井口東
II-3602	自然斜面	井口東(4)	美馬市	脇町	井口東
II-3603	自然斜面	井口東(5)	美馬市	脇町	井口東
II-3604	自然斜面	井口東(6)	美馬市	脇町	井口東
II-3605	自然斜面	上ノ原(2)	美馬市	脇町	上ノ原
II-3606	自然斜面	上ノ原(3)	美馬市	脇町	上ノ原
II-3607	自然斜面	上ノ原(4)	美馬市	脇町	上ノ原
II-3608	自然斜面	上ノ原(5)	美馬市	脇町	上ノ原
II-3609	自然斜面	上ノ原(6)	美馬市	脇町	上ノ原
II-3610	自然斜面	東山(1)	美馬市	脇町	東山
II-3611	自然斜面	東山(2)	美馬市	脇町	東山
II-3612	自然斜面	東山(3)	美馬市	脇町	東山
II-3613	自然斜面	井口(1)	美馬市	脇町	井口
II-3614	自然斜面	井口(2)	美馬市	脇町	井口
II-3615	自然斜面	井口(3)	美馬市	脇町	井口
II-3616	自然斜面	井口(4)	美馬市	脇町	井口
II-3617	自然斜面	井口(5)	美馬市	脇町	井口
II-3618	自然斜面	井口(6)	美馬市	脇町	井口
II-3619	自然斜面	井口(8)	美馬市	脇町	井口
II-3620	自然斜面	井口(9)	美馬市	脇町	井口
II-3621	自然斜面	井口(10)	美馬市	脇町	井口
II-3622	自然斜面	井口東	美馬市	脇町	井口東
II-3623	自然斜面	小星(1)	美馬市	脇町	小星
II-3624	自然斜面	小星(2)	美馬市	脇町	小星
II-3625	自然斜面	小星(3)	美馬市	脇町	小星
II-3626	自然斜面	小星(4)	美馬市	脇町	小星
II-3627	自然斜面	小星(5)	美馬市	脇町	小星
II-3628	自然斜面	小星(6)	美馬市	脇町	小星
II-3629	自然斜面	小星(7)	美馬市	脇町	小星
II-3630	自然斜面	瀧下(2)	美馬市	脇町	瀧下
II-3631	自然斜面	瀧下(3)	美馬市	脇町	瀧下
II-3632	自然斜面	瀧下(4)	美馬市	脇町	瀧下
II-3633	自然斜面	瀧下(5)	美馬市	脇町	瀧下
II-3634	自然斜面	芋穴(2)	美馬市	脇町	芋穴
II-3635	自然斜面	芋穴(3)	美馬市	脇町	芋穴
II-3636	自然斜面	芋穴(4)	美馬市	脇町	芋穴
II-3637	自然斜面	芋穴(5)	美馬市	脇町	芋穴
II-3638	自然斜面	芋穴(6)	美馬市	脇町	芋穴
II-3639	自然斜面	芋穴(7)	美馬市	脇町	芋穴
II-3640	自然斜面	芋穴(8)	美馬市	脇町	芋穴

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字 小字
II-3527	自然斜面	西大谷(11)	美馬市	脇町	西大谷
II-3528	自然斜面	西大谷(12)	美馬市	脇町	西大谷
II-3529	自然斜面	西大谷(13)	美馬市	脇町	西大谷
II-3530	自然斜面	西大谷(14)	美馬市	脇町	西大谷
II-3531	自然斜面	西大谷(15)	美馬市	脇町	西大谷
II-3532	自然斜面	西大谷(16)	美馬市	脇町	西大谷
II-3533	自然斜面	西大谷(17)	美馬市	脇町	西大谷
II-3534	自然斜面	西大谷(18)	美馬市	脇町	西大谷
II-3535	自然斜面	西大谷(19)	美馬市	脇町	西大谷
II-3536	自然斜面	西大谷(20)	美馬市	脇町	西大谷
II-3537	自然斜面	西大谷(21)	美馬市	脇町	西大谷
II-3538	自然斜面	西大谷(22)	美馬市	脇町	西大谷
II-3539	自然斜面	西大谷(23)	美馬市	脇町	西大谷
II-3540	自然斜面	西大谷(24)	美馬市	脇町	西大谷
II-3541	自然斜面	西大谷(25)	美馬市	脇町	西大谷
II-3542	自然斜面	西大谷(26)	美馬市	脇町	西大谷
II-3543	自然斜面	西大谷(27)	美馬市	脇町	西大谷
II-3544	自然斜面	西大谷(28)	美馬市	脇町	西大谷
II-3545	自然斜面	西大谷(29)	美馬市	脇町	西大谷
II-3546	自然斜面	西大谷(30)	美馬市	脇町	西大谷
II-3547	自然斜面	西大谷(31)	美馬市	脇町	西大谷
II-3548	自然斜面	西大谷(32)	美馬市	脇町	西大谷
II-3549	自然斜面	芋尻(1)	美馬市	脇町	芋尻
II-3550	自然斜面	芋尻(2)	美馬市	脇町	芋尻
II-3551	自然斜面	芋尻(3)	美馬市	脇町	芋尻
II-3552	自然斜面	羽出床(1)	美馬市	脇町	羽出床
II-3553	自然斜面	羽出床(2)	美馬市	脇町	羽出床
II-3554	自然斜面	梁床	美馬市	脇町	梁床
II-3555	自然斜面	段(1)	美馬市	脇町	段
II-3556	自然斜面	段(2)	美馬市	脇町	段
II-3557	自然斜面	東大谷(2)	美馬市	脇町	東大谷
II-3558	自然斜面	東大谷(3)	美馬市	脇町	東大谷
II-3559	自然斜面	東大谷(4)	美馬市	脇町	東大谷
II-3560	自然斜面	東大谷(5)	美馬市	脇町	東大谷
II-3561	自然斜面	東大谷(6)	美馬市	脇町	東大谷
II-3562	自然斜面	東大谷(7)	美馬市	脇町	東大谷
II-3563	自然斜面	東大谷(8)	美馬市	脇町	東大谷
II-3564	自然斜面	東大谷(9)	美馬市	脇町	東大谷
II-3565	自然斜面	東大谷(10)	美馬市	脇町	東大谷
II-3566	自然斜面	東大谷(11)	美馬市	脇町	東大谷
II-3567	自然斜面	東大谷(12)	美馬市	脇町	東大谷
II-3568	自然斜面	東大谷(13)	美馬市	脇町	東大谷
II-3569	自然斜面	東大谷(14)	美馬市	脇町	東大谷
II-3570	自然斜面	東大谷(15)	美馬市	脇町	東大谷
II-3571	自然斜面	東大谷(16)	美馬市	脇町	東大谷
II-3572	自然斜面	東大谷(17)	美馬市	脇町	東大谷
II-3573	自然斜面	東大谷(18)	美馬市	脇町	東大谷
II-3574	自然斜面	東大谷(19)	美馬市	脇町	東大谷
II-3575	自然斜面	東大谷(20)	美馬市	脇町	東大谷
II-3576	自然斜面	白木(1)	美馬市	脇町	白木
II-3577	自然斜面	白木(2)	美馬市	脇町	白木
II-3578	自然斜面	小丸(1)	美馬市	脇町	小丸
II-3579	自然斜面	小丸(2)	美馬市	脇町	小丸
II-3580	自然斜面	上庄	美馬市	脇町	上庄
II-3581	自然斜面	墨敷	美馬市	脇町	墨敷
II-3582	自然斜面	中段(1)	美馬市	脇町	中段
II-3583	自然斜面	中段(2)	美馬市	脇町	中段

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	位置		
		市町村	旧市町村	町・字・小字
II-3127	自然斜面	美馬市	美馬町	清田
II-3128	自然斜面	美馬市	美馬町	清田
II-3129	自然斜面	美馬市	美馬町	清田
II-3130	自然斜面	美馬市	美馬町	入倉
II-3131	自然斜面	美馬市	美馬町	入倉
II-3132	自然斜面	美馬市	美馬町	入倉
II-3133	自然斜面	美馬市	美馬町	入倉
II-3134	自然斜面	美馬市	美馬町	入倉
II-3135	自然斜面	美馬市	美馬町	入倉
II-3136	自然斜面	美馬市	美馬町	入倉
II-3137	自然斜面	美馬市	美馬町	入倉
II-3138	自然斜面	美馬市	美馬町	入倉
II-3139	自然斜面	美馬市	美馬町	入倉
II-3140	自然斜面	美馬市	美馬町	入倉
II-3141	自然斜面	美馬市	美馬町	入倉
II-3142	自然斜面	美馬市	美馬町	入倉
II-3143	自然斜面	美馬市	美馬町	入倉
II-3144	自然斜面	美馬市	美馬町	入倉
II-3145	自然斜面	美馬市	美馬町	入倉
II-3146	自然斜面	美馬市	美馬町	入倉
II-3147	自然斜面	美馬市	美馬町	入倉
II-3148	自然斜面	美馬市	美馬町	入倉
II-3149	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3150	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3151	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3152	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3153	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3154	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3155	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3156	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3157	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3158	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3159	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3160	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3161	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3162	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3163	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3164	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3165	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3166	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3167	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3168	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3169	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3170	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3171	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3172	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3173	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3174	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3175	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3176	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3177	自然斜面	美馬市	美馬町	切久保
II-3178	自然斜面	美馬市	美馬町	正部
II-3179	自然斜面	美馬市	美馬町	正部
II-3180	自然斜面	美馬市	美馬町	正部
II-3181	自然斜面	美馬市	美馬町	正部
II-3182	自然斜面	美馬市	美馬町	惣後
II-3183	自然斜面	美馬市	美馬町	惣後

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	位置		
		市町村	旧市町村	町・字・小字
II-3184	自然斜面	美馬市	美馬町	惣後
II-3185	自然斜面	美馬市	美馬町	惣後
II-3186	自然斜面	美馬市	美馬町	惣後
II-3187	自然斜面	美馬市	美馬町	惣後
II-3188	自然斜面	美馬市	美馬町	惣後
II-3189	自然斜面	美馬市	美馬町	立見山
II-3190	自然斜面	美馬市	美馬町	立見山
II-3191	自然斜面	美馬市	美馬町	立見山
II-3192	自然斜面	美馬市	美馬町	茅原
II-3193	自然斜面	美馬市	美馬町	茅原
II-3194	自然斜面	美馬市	美馬町	茅原
II-3195	自然斜面	美馬市	美馬町	宮ノ岡
II-3196	自然斜面	美馬市	美馬町	宮ノ岡
II-3197	自然斜面	美馬市	美馬町	宮佐古
II-3198	自然斜面	美馬市	美馬町	川ノ上
II-3199	自然斜面	美馬市	美馬町	川ノ上
II-3200	自然斜面	美馬市	美馬町	川ノ上
II-3201	自然斜面	美馬市	美馬町	川ノ上
II-3202	自然斜面	美馬市	美馬町	川ノ上
II-3203	自然斜面	美馬市	美馬町	川ノ上
II-3204	自然斜面	美馬市	美馬町	大前
II-3205	自然斜面	美馬市	美馬町	大前
II-3206	自然斜面	美馬市	美馬町	大前
II-3207	自然斜面	美馬市	美馬町	大池
II-3208	自然斜面	美馬市	美馬町	大池
II-3209	自然斜面	美馬市	美馬町	大池
II-3210	自然斜面	美馬市	美馬町	大池
II-3211	自然斜面	美馬市	美馬町	大北
II-3212	自然斜面	美馬市	美馬町	田ノ岡
II-3213	自然斜面	美馬市	美馬町	田ノ岡
II-3214	自然斜面	美馬市	美馬町	藤字
II-3215	自然斜面	美馬市	美馬町	押上
II-3216	自然斜面	美馬市	美馬町	押上
II-3217	自然斜面	美馬市	美馬町	岡ノ内
II-3218	自然斜面	美馬市	美馬町	岡ノ内
II-3219	自然斜面	美馬市	美馬町	岡ノ内
II-3220	自然斜面	美馬市	美馬町	下白地
II-3221	自然斜面	美馬市	美馬町	惣田
II-3222	自然斜面	美馬市	美馬町	西浦
II-3223	自然斜面	美馬市	美馬町	西浦
II-3224	自然斜面	美馬市	美馬町	西六久保
II-3225	自然斜面	美馬市	美馬町	西六久保
II-3226	自然斜面	美馬市	美馬町	炭釜
II-3227	自然斜面	美馬市	美馬町	中岡
II-3228	自然斜面	美馬市	美馬町	中岡
II-3229	自然斜面	美馬市	美馬町	中岡
II-3230	自然斜面	美馬市	美馬町	中野
II-3231	自然斜面	美馬市	美馬町	中野
II-3232	自然斜面	美馬市	美馬町	中野
II-3233	自然斜面	美馬市	美馬町	中野
II-3234	自然斜面	美馬市	美馬町	長地
II-3235	自然斜面	美馬市	美馬町	長地
II-3236	自然斜面	美馬市	美馬町	東筋
II-3237	自然斜面	美馬市	美馬町	東筋
II-3238	自然斜面	美馬市	美馬町	南昌
II-3239	自然斜面	美馬市	美馬町	南昌
II-3240	自然斜面	美馬市	美馬町	白地

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-3298	自然斜面	榊尾(2)	美馬市	美馬町	榊尾
II-3299	自然斜面	坊ヶ谷(1)	美馬市	美馬町	坊ヶ谷
II-3300	自然斜面	坊ヶ谷(2)	美馬市	美馬町	坊ヶ谷
II-3301	自然斜面	坊ヶ谷(3)	美馬市	美馬町	坊ヶ谷
II-3302	自然斜面	北東原	美馬市	美馬町	北東原
II-3303	自然斜面	里西原敷(1)	美馬市	美馬町	里西原敷
II-3304	自然斜面	里西原敷(2)	美馬市	美馬町	里西原敷
II-3305	自然斜面	里西原敷(3)	美馬市	美馬町	里西原敷
II-3306	自然斜面	露口(2)	美馬市	美馬町	露口
II-2756	自然斜面	小島(4)	美馬市	穴吹町	小島
II-2757	自然斜面	小島(5)	美馬市	穴吹町	小島
II-2758	自然斜面	小島(6)	美馬市	穴吹町	小島
II-2759	自然斜面	小島(7)	美馬市	穴吹町	小島
II-2760	自然斜面	小島(8)	美馬市	穴吹町	小島
II-2761	自然斜面	小島(9)	美馬市	穴吹町	小島
II-2762	自然斜面	小島(10)	美馬市	穴吹町	小島
II-2763	自然斜面	小島(11)	美馬市	穴吹町	小島
II-2764	自然斜面	小島(12)	美馬市	穴吹町	小島
II-2765	自然斜面	小島(13)	美馬市	穴吹町	小島
II-2766	自然斜面	小島(14)	美馬市	穴吹町	小島
II-2767	自然斜面	小島(15)	美馬市	穴吹町	小島
II-2768	自然斜面	小島(16)	美馬市	穴吹町	小島
II-2769	自然斜面	小島(17)	美馬市	穴吹町	小島
II-2770	自然斜面	小島(18)	美馬市	穴吹町	小島
II-2771	自然斜面	小島(19)	美馬市	穴吹町	小島
II-2772	自然斜面	小島(20)	美馬市	穴吹町	小島
II-2773	自然斜面	小島(21)	美馬市	穴吹町	小島
II-2774	自然斜面	横野(1)	美馬市	穴吹町	横野
II-2775	自然斜面	横野(2)	美馬市	穴吹町	横野
II-2776	自然斜面	横野(3)	美馬市	穴吹町	横野
II-2777	自然斜面	横野(4)	美馬市	穴吹町	横野
II-2778	自然斜面	横野(5)	美馬市	穴吹町	横野
II-2779	自然斜面	横野(6)	美馬市	穴吹町	横野
II-2780	自然斜面	三谷(12)	美馬市	穴吹町	三谷
II-2781	自然斜面	三谷(13)	美馬市	穴吹町	三谷
II-2782	自然斜面	三谷(14)	美馬市	穴吹町	三谷
II-2783	自然斜面	三谷(15)	美馬市	穴吹町	三谷
II-2784	自然斜面	三谷(16)	美馬市	穴吹町	三谷
II-2785	自然斜面	三谷(17)	美馬市	穴吹町	三谷
II-2786	自然斜面	三谷(18)	美馬市	穴吹町	三谷
II-2788	自然斜面	三谷(20)	美馬市	穴吹町	三谷
II-2789	自然斜面	三谷(21)	美馬市	穴吹町	三谷
II-2790	自然斜面	三谷(22)	美馬市	穴吹町	三谷
II-2791	自然斜面	三谷(23)	美馬市	穴吹町	三谷
II-2792	自然斜面	三谷(24)	美馬市	穴吹町	三谷
II-2793	自然斜面	三谷(25)	美馬市	穴吹町	三谷
II-2794	自然斜面	三谷(26)	美馬市	穴吹町	三谷
II-2795	自然斜面	三谷(27)	美馬市	穴吹町	三谷
II-2796	自然斜面	三谷(28)	美馬市	穴吹町	三谷
II-2797	自然斜面	三谷(29)	美馬市	穴吹町	三谷
II-2798	自然斜面	三谷(30)	美馬市	穴吹町	三谷
II-2799	自然斜面	三谷(31)	美馬市	穴吹町	三谷
II-2800	自然斜面	三谷(32)	美馬市	穴吹町	三谷
II-2801	自然斜面	三谷(33)	美馬市	穴吹町	三谷
II-2802	自然斜面	三谷(34)	美馬市	穴吹町	三谷
II-2803	自然斜面	三谷(35)	美馬市	穴吹町	三谷

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-3241	自然斜面	平野(2)	美馬市	美馬町	平野
II-3242	自然斜面	平野(3)	美馬市	美馬町	平野
II-3243	自然斜面	平野(4)	美馬市	美馬町	平野
II-3244	自然斜面	平野(5)	美馬市	美馬町	平野
II-3245	自然斜面	味牌ヶ久保	美馬市	美馬町	味牌ヶ久保
II-3246	自然斜面	味牌ヶ久保(1)	美馬市	美馬町	味牌ヶ久保
II-3248	自然斜面	味牌ヶ久保(3)	美馬市	美馬町	味牌ヶ久保
II-3249	自然斜面	味牌ヶ久保	美馬市	美馬町	味牌ヶ久保
II-3250	自然斜面	猿坂(1)	美馬市	美馬町	猿坂
II-3251	自然斜面	猿坂(3)	美馬市	美馬町	猿坂
II-3252	自然斜面	猿坂(4)	美馬市	美馬町	猿坂
II-3253	自然斜面	猿坂(5)	美馬市	美馬町	猿坂
II-3254	自然斜面	家前	美馬市	美馬町	家前
II-3255	自然斜面	外郷(1)	美馬市	美馬町	外郷
II-3256	自然斜面	外郷(2)	美馬市	美馬町	外郷
II-3257	自然斜面	横尾(1)	美馬市	美馬町	横尾
II-3258	自然斜面	横尾(2)	美馬市	美馬町	横尾
II-3259	自然斜面	横尾(3)	美馬市	美馬町	横尾
II-3260	自然斜面	横尾(4)	美馬市	美馬町	横尾
II-3261	自然斜面	横尾(5)	美馬市	美馬町	横尾
II-3262	自然斜面	横尾(6)	美馬市	美馬町	横尾
II-3263	自然斜面	平尾(1)	美馬市	美馬町	平尾
II-3264	自然斜面	平尾(2)	美馬市	美馬町	平尾
II-3265	自然斜面	平尾(3)	美馬市	美馬町	平尾
II-3266	自然斜面	平尾(4)	美馬市	美馬町	平尾
II-3267	自然斜面	平尾(5)	美馬市	美馬町	平尾
II-3268	自然斜面	チケジ	美馬市	美馬町	チケジ
II-3269	自然斜面	ノリコへ(1)	美馬市	美馬町	ノリコへ
II-3270	自然斜面	ノリコへ(2)	美馬市	美馬町	ノリコへ
II-3271	自然斜面	駒	美馬市	美馬町	駒
II-3272	自然斜面	丸山(1)	美馬市	美馬町	丸山
II-3273	自然斜面	丸山(2)	美馬市	美馬町	丸山
II-3274	自然斜面	丸山(3)	美馬市	美馬町	丸山
II-3275	自然斜面	宗重	美馬市	美馬町	宗重
II-3276	自然斜面	上突出	美馬市	美馬町	上突出
II-3277	自然斜面	滝宮(2)	美馬市	美馬町	滝宮
II-3278	自然斜面	池ノ浦	美馬市	美馬町	池ノ浦
II-3279	自然斜面	中瀬尾	美馬市	美馬町	中瀬尾
II-3280	自然斜面	真段	美馬市	美馬町	真段
II-3282	自然斜面	折樽(2)	美馬市	美馬町	折樽
II-3283	自然斜面	坊僧(3)	美馬市	美馬町	坊僧
II-3284	自然斜面	下後谷	美馬市	美馬町	下後谷
II-3285	自然斜面	夏跡	美馬市	美馬町	夏跡
II-3286	自然斜面	夏跡	美馬市	美馬町	夏跡
II-3288	自然斜面	吉水(1)	美馬市	美馬町	吉水
II-3289	自然斜面	吉水(2)	美馬市	美馬町	吉水
II-3289	自然斜面	吉水(3)	美馬市	美馬町	吉水
II-3290	自然斜面	吉水(4)	美馬市	美馬町	吉水
II-3291	自然斜面	山崎坂(1)	美馬市	美馬町	山崎坂
II-3292	自然斜面	山崎坂(2)	美馬市	美馬町	山崎坂
II-3293	自然斜面	倉尾	美馬市	美馬町	倉尾
II-3294	自然斜面	中山	美馬市	美馬町	中山
II-3295	自然斜面	中尾(1)	美馬市	美馬町	中尾
II-3296	自然斜面	中尾(2)	美馬市	美馬町	中尾
II-3297	自然斜面	榊尾(1)	美馬市	美馬町	榊尾

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-2861	自然斜面	馬内 (2)	美馬市	穴吹町	口山 馬内
II-2862	自然斜面	馬内 (3)	美馬市	穴吹町	口山 馬内
II-2863	自然斜面	平野 (4)	美馬市	穴吹町	口山 平野
II-2864	自然斜面	平野 (5)	美馬市	穴吹町	口山 平野
II-2865	自然斜面	平野 (6)	美馬市	穴吹町	口山 平野
II-2866	自然斜面	平野 (7)	美馬市	穴吹町	口山 平野
II-2867	自然斜面	平野 (8)	美馬市	穴吹町	口山 平野
II-2868	自然斜面	平野 (9)	美馬市	穴吹町	口山 平野
II-2869	自然斜面	仕出原 (2)	美馬市	穴吹町	口山 仕出原
II-2870	自然斜面	仕出原 (3)	美馬市	穴吹町	口山 仕出原
II-2871	自然斜面	仕出原 (4)	美馬市	穴吹町	口山 仕出原
II-2872	自然斜面	仕出原 (5)	美馬市	穴吹町	口山 仕出原
II-2873	自然斜面	仕出原 (6)	美馬市	穴吹町	口山 仕出原
II-2874	自然斜面	初草 (4)	美馬市	穴吹町	口山 初草
II-2875	自然斜面	初草 (5)	美馬市	穴吹町	口山 初草
II-2876	自然斜面	初草 (6)	美馬市	穴吹町	口山 初草
II-2877	自然斜面	初草 (7)	美馬市	穴吹町	口山 初草
II-2878	自然斜面	丸山 (2)	美馬市	穴吹町	口山 丸山
II-2879	自然斜面	丸山 (3)	美馬市	穴吹町	口山 丸山
II-2880	自然斜面	丸山 (4)	美馬市	穴吹町	口山 丸山
II-2881	自然斜面	丸山 (5)	美馬市	穴吹町	口山 丸山
II-2882	自然斜面	丸山 (6)	美馬市	穴吹町	口山 丸山
II-2883	自然斜面	中野 (2)	美馬市	穴吹町	口山 中野
II-2884	自然斜面	中野 (3)	美馬市	穴吹町	口山 中野
II-2885	自然斜面	中野 (4)	美馬市	穴吹町	口山 中野
II-2886	自然斜面	中野 (5)	美馬市	穴吹町	口山 中野
II-2887	自然斜面	中野 (6)	美馬市	穴吹町	口山 中野
II-2888	自然斜面	中野 (7)	美馬市	穴吹町	口山 中野
II-2889	自然斜面	中野 (8)	美馬市	穴吹町	口山 中野
II-2890	自然斜面	中野 (9)	美馬市	穴吹町	口山 中野
II-2891	自然斜面	中野 (10)	美馬市	穴吹町	口山 中野
II-2892	自然斜面	中野宮 (1)	美馬市	穴吹町	口山 中野宮
II-2893	自然斜面	中野宮 (2)	美馬市	穴吹町	口山 中野宮
II-2894	自然斜面	中野宮 (3)	美馬市	穴吹町	口山 中野宮
II-2895	自然斜面	中野宮 (4)	美馬市	穴吹町	口山 中野宮
II-2896	自然斜面	中野宮 (5)	美馬市	穴吹町	口山 中野宮
II-2897	自然斜面	中野宮 (6)	美馬市	穴吹町	口山 中野宮
II-2898	自然斜面	中野宮 (7)	美馬市	穴吹町	口山 中野宮
II-2899	自然斜面	中野宮 (8)	美馬市	穴吹町	口山 中野宮
II-2900	自然斜面	中野宮 (9)	美馬市	穴吹町	口山 中野宮
II-2901	自然斜面	中野宮 (10)	美馬市	穴吹町	口山 中野宮
II-2902	自然斜面	中野宮 (11)	美馬市	穴吹町	口山 中野宮
II-2903	自然斜面	中野宮 (12)	美馬市	穴吹町	口山 中野宮
II-2904	自然斜面	中野宮 (13)	美馬市	穴吹町	口山 中野宮
II-2905	自然斜面	中野宮 (14)	美馬市	穴吹町	口山 中野宮
II-2906	自然斜面	中野宮 (15)	美馬市	穴吹町	口山 中野宮
II-2907	自然斜面	中野宮 (16)	美馬市	穴吹町	口山 中野宮
II-2908	自然斜面	中野宮 (17)	美馬市	穴吹町	口山 中野宮
II-2909	自然斜面	中野宮 (18)	美馬市	穴吹町	口山 中野宮
II-2910	自然斜面	中野宮 (19)	美馬市	穴吹町	口山 中野宮
II-2911	自然斜面	中野宮 (20)	美馬市	穴吹町	口山 中野宮
II-2912	自然斜面	中野宮 (21)	美馬市	穴吹町	口山 中野宮
II-2913	自然斜面	中野宮 (22)	美馬市	穴吹町	口山 中野宮
II-2914	自然斜面	西山 (3)	美馬市	穴吹町	口山 西山
II-2915	自然斜面	西山 (4)	美馬市	穴吹町	口山 西山
II-2916	自然斜面	西山 (5)	美馬市	穴吹町	口山 西山
II-2917	自然斜面	西山 (6)	美馬市	穴吹町	口山 西山

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-2804	自然斜面	三谷 (36)	美馬市	穴吹町	三島 三谷
II-2805	自然斜面	大重 (1)	美馬市	穴吹町	三島 大重
II-2806	自然斜面	大重 (2)	美馬市	穴吹町	三島 大重
II-2807	自然斜面	大重 (3)	美馬市	穴吹町	三島 大重
II-2808	自然斜面	尾山 (6)	美馬市	穴吹町	口山 尾山
II-2809	自然斜面	尾山 (7)	美馬市	穴吹町	口山 尾山
II-2810	自然斜面	尾山 (8)	美馬市	穴吹町	口山 尾山
II-2811	自然斜面	尾山 (9)	美馬市	穴吹町	口山 尾山
II-2812	自然斜面	尾山 (10)	美馬市	穴吹町	口山 尾山
II-2813	自然斜面	尾山 (11)	美馬市	穴吹町	口山 尾山
II-2814	自然斜面	尾山 (12)	美馬市	穴吹町	口山 尾山
II-2815	自然斜面	尾山 (13)	美馬市	穴吹町	口山 尾山
II-2816	自然斜面	尾山 (14)	美馬市	穴吹町	口山 尾山
II-2817	自然斜面	尾山 (15)	美馬市	穴吹町	口山 尾山
II-2818	自然斜面	尾山 (16)	美馬市	穴吹町	口山 尾山
II-2819	自然斜面	岡 (2)	美馬市	穴吹町	穴吹 岡
II-2820	自然斜面	成 (3)	美馬市	穴吹町	穴吹 成
II-2821	自然斜面	西成戸 (3)	美馬市	穴吹町	穴吹 西成戸
II-2822	自然斜面	西成戸 (4)	美馬市	穴吹町	穴吹 西成戸
II-2823	自然斜面	東成戸 (1)	美馬市	穴吹町	穴吹 東成戸
II-2824	自然斜面	東成戸 (2)	美馬市	穴吹町	穴吹 東成戸
II-2825	自然斜面	東成戸 (3)	美馬市	穴吹町	穴吹 東成戸
II-2826	自然斜面	東成戸 (4)	美馬市	穴吹町	穴吹 東成戸
II-2827	自然斜面	新開 (1)	美馬市	穴吹町	穴吹 新開
II-2828	自然斜面	新開 (2)	美馬市	穴吹町	穴吹 新開
II-2829	自然斜面	新開 (3)	美馬市	穴吹町	穴吹 新開
II-2830	自然斜面	新開 (4)	美馬市	穴吹町	穴吹 新開
II-2831	自然斜面	新開 (5)	美馬市	穴吹町	穴吹 新開
II-2832	自然斜面	新開 (6)	美馬市	穴吹町	穴吹 新開
II-2833	自然斜面	新開 (7)	美馬市	穴吹町	穴吹 新開
II-2834	自然斜面	新開 (8)	美馬市	穴吹町	穴吹 新開
II-2835	自然斜面	新開 (9)	美馬市	穴吹町	穴吹 新開
II-2836	自然斜面	新開 (10)	美馬市	穴吹町	穴吹 新開
II-2837	自然斜面	新開 (11)	美馬市	穴吹町	穴吹 新開
II-2838	自然斜面	田ノ浦	美馬市	穴吹町	田ノ浦
II-2839	自然斜面	井口 (1)	美馬市	穴吹町	井口
II-2840	自然斜面	井口 (2)	美馬市	穴吹町	井口
II-2841	自然斜面	井口 (3)	美馬市	穴吹町	井口
II-2842	自然斜面	井の上 (2)	美馬市	穴吹町	井の上
II-2843	自然斜面	遠新 (3)	美馬市	穴吹町	遠新
II-2844	自然斜面	仙田	美馬市	穴吹町	仙田
II-2845	自然斜面	山原田	美馬市	穴吹町	山原田
II-2846	自然斜面	藤野本	美馬市	穴吹町	藤野本
II-2847	自然斜面	平開 (1)	美馬市	穴吹町	平開
II-2848	自然斜面	平開 (2)	美馬市	穴吹町	平開
II-2849	自然斜面	平開 (3)	美馬市	穴吹町	平開
II-2850	自然斜面	平開 (4)	美馬市	穴吹町	平開
II-2851	自然斜面	平開 (5)	美馬市	穴吹町	平開
II-2852	自然斜面	池の奥 (3)	美馬市	穴吹町	池の奥
II-2853	自然斜面	池の奥 (4)	美馬市	穴吹町	池の奥
II-2854	自然斜面	池の奥 (5)	美馬市	穴吹町	池の奥
II-2855	自然斜面	奈良坂 (3)	美馬市	穴吹町	奈良坂
II-2856	自然斜面	奈良坂 (4)	美馬市	穴吹町	奈良坂
II-2857	自然斜面	奈良坂 (5)	美馬市	穴吹町	奈良坂
II-2858	自然斜面	奈良坂 (6)	美馬市	穴吹町	奈良坂
II-2859	自然斜面	奈良坂 (7)	美馬市	穴吹町	奈良坂
II-2860	自然斜面	奈良坂 (8)	美馬市	穴吹町	奈良坂

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
II-1830	自然斜面	上喜来 (23)	半田町	半田町		上喜来
II-1831	自然斜面	上喜来 (24)	半田町	半田町		上喜来
II-1832	自然斜面	上喜来 (25)	半田町	半田町		上喜来
II-1833	自然斜面	上喜来 (26)	半田町	半田町		上喜来
II-1834	自然斜面	猿洞 (3)	半田町	半田町		猿洞
II-1835	自然斜面	猿洞 (4)	半田町	半田町		猿洞
II-1836	自然斜面	猿洞 (5)	半田町	半田町		猿洞
II-1837	自然斜面	佐古戸 (2)	半田町	半田町		佐古戸
II-1838	自然斜面	佐古戸 (3)	半田町	半田町		佐古戸
II-1839	自然斜面	佐古戸 (4)	半田町	半田町		佐古戸
II-1840	自然斜面	佐古戸 (5)	半田町	半田町		佐古戸
II-1841	自然斜面	佐古戸 (6)	半田町	半田町		佐古戸
II-1842	自然斜面	佐古戸 (7)	半田町	半田町		佐古戸
II-1843	自然斜面	佐古戸 (8)	半田町	半田町		佐古戸
II-1844	自然斜面	佐古戸 (9)	半田町	半田町		佐古戸
II-1845	自然斜面	佐古戸 (10)	半田町	半田町		佐古戸
II-1846	自然斜面	万才 (2)	半田町	半田町		万才
II-1847	自然斜面	万才 (3)	半田町	半田町		万才
II-1848	自然斜面	紙屋 (4)	半田町	半田町		紙屋
II-1849	自然斜面	紙屋 (5)	半田町	半田町		紙屋
II-1850	自然斜面	紙屋 (6)	半田町	半田町		紙屋
II-1851	自然斜面	紙屋 (7)	半田町	半田町		紙屋
II-1852	自然斜面	紙屋 (8)	半田町	半田町		紙屋
II-1853	自然斜面	紙屋 (9)	半田町	半田町		紙屋
II-1854	自然斜面	紙屋 (10)	半田町	半田町		紙屋
II-1855	自然斜面	紙屋 (11)	半田町	半田町		紙屋
II-1856	自然斜面	紙屋 (12)	半田町	半田町		紙屋
II-1857	自然斜面	紙屋 (13)	半田町	半田町		紙屋
II-1858	自然斜面	紙屋 (14)	半田町	半田町		紙屋
II-1859	自然斜面	紙屋 (15)	半田町	半田町		紙屋
II-1860	自然斜面	紙屋 (16)	半田町	半田町		紙屋
II-1861	自然斜面	紙屋 (17)	半田町	半田町		紙屋
II-1862	自然斜面	紙屋 (18)	半田町	半田町		紙屋
II-1863	自然斜面	紙屋 (19)	半田町	半田町		紙屋
II-1864	自然斜面	紙屋 (20)	半田町	半田町		紙屋
II-1865	自然斜面	紙屋 (21)	半田町	半田町		紙屋
II-1866	自然斜面	紙屋 (22)	半田町	半田町		紙屋
II-1867	自然斜面	紙屋 (23)	半田町	半田町		紙屋
II-1868	自然斜面	中腰 (5)	半田町	半田町		中腰
II-1869	自然斜面	中腰 (6)	半田町	半田町		中腰
II-1870	自然斜面	中腰 (7)	半田町	半田町		中腰
II-1871	自然斜面	中腰 (8)	半田町	半田町		中腰
II-1872	自然斜面	中腰 (9)	半田町	半田町		中腰
II-1873	自然斜面	中腰 (10)	半田町	半田町		中腰
II-1874	自然斜面	中腰 (11)	半田町	半田町		中腰
II-1875	自然斜面	樫尾 (1)	半田町	半田町		樫尾
II-1876	自然斜面	樫尾 (2)	半田町	半田町		樫尾
II-1877	自然斜面	樫尾 (3)	半田町	半田町		樫尾
II-1878	自然斜面	樫尾 (4)	半田町	半田町		樫尾
II-1879	自然斜面	葛城 (2)	半田町	半田町		葛城
II-1880	自然斜面	葛城 (3)	半田町	半田町		葛城
II-1881	自然斜面	葛城 (4)	半田町	半田町		葛城
II-1882	自然斜面	葛城 (5)	半田町	半田町		葛城
II-1883	自然斜面	葛城 (6)	半田町	半田町		葛城
II-1884	自然斜面	葛城 (7)	半田町	半田町		葛城
II-1885	自然斜面	葛城 (8)	半田町	半田町		葛城
II-1886	自然斜面	葛城 (9)	半田町	半田町		葛城

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
II-1887	自然斜面	葛城 (10)	半田町	半田町		葛城
II-1888	自然斜面	葛城 (11)	半田町	半田町		葛城
II-1889	自然斜面	葛城 (12)	半田町	半田町		葛城
II-1890	自然斜面	葛城 (13)	半田町	半田町		葛城
II-1891	自然斜面	長野 (2)	半田町	半田町		長野
II-1892	自然斜面	長野 (3)	半田町	半田町		長野
II-1893	自然斜面	長野 (4)	半田町	半田町		長野
II-1894	自然斜面	長野 (5)	半田町	半田町		長野
II-1895	自然斜面	長野 (6)	半田町	半田町		長野
II-1896	自然斜面	長野 (7)	半田町	半田町		長野
II-1897	自然斜面	長野 (8)	半田町	半田町		長野
II-1898	自然斜面	長野 (9)	半田町	半田町		長野
II-1899	自然斜面	長野 (10)	半田町	半田町		長野
II-1900	自然斜面	長野 (11)	半田町	半田町		長野
II-1901	自然斜面	小谷 (2)	半田町	半田町		小谷
II-1902	自然斜面	小谷 (3)	半田町	半田町		小谷
II-1903	自然斜面	小谷 (4)	半田町	半田町		小谷
II-1904	自然斜面	小谷 (5)	半田町	半田町		小谷
II-1905	自然斜面	小谷 (6)	半田町	半田町		小谷
II-1906	自然斜面	小谷 (7)	半田町	半田町		小谷
II-1907	自然斜面	小谷 (8)	半田町	半田町		小谷
II-1908	自然斜面	小谷 (9)	半田町	半田町		小谷
II-1909	自然斜面	小谷 (10)	半田町	半田町		小谷
II-1910	自然斜面	小谷 (11)	半田町	半田町		小谷
II-1911	自然斜面	小谷 (12)	半田町	半田町		小谷
II-1912	自然斜面	小谷 (13)	半田町	半田町		小谷
II-1913	自然斜面	小谷 (14)	半田町	半田町		小谷
II-1914	自然斜面	小谷 (15)	半田町	半田町		小谷
II-1915	自然斜面	小谷 (16)	半田町	半田町		小谷
II-1916	自然斜面	小谷 (17)	半田町	半田町		小谷
II-1917	自然斜面	小谷 (18)	半田町	半田町		小谷
II-1918	自然斜面	小谷 (19)	半田町	半田町		小谷
II-1919	自然斜面	小谷 (20)	半田町	半田町		小谷
II-1920	自然斜面	小谷 (21)	半田町	半田町		小谷
II-1921	自然斜面	小谷 (22)	半田町	半田町		小谷
II-1922	自然斜面	小谷 (23)	半田町	半田町		小谷
II-1923	自然斜面	小谷 (24)	半田町	半田町		小谷
II-2148	自然斜面	東 (1)	真光町	太田		東
II-2149	自然斜面	東 (2)	真光町	太田		東
II-2150	自然斜面	東 (3)	真光町	太田		東
II-2151	自然斜面	東 (4)	真光町	太田		東
II-2152	自然斜面	東 (5)	真光町	太田		東
II-2153	自然斜面	東 (6)	真光町	太田		東
II-2154	自然斜面	僧地 (1)	真光町	太田		僧地
II-2155	自然斜面	僧地 (2)	真光町	太田		僧地
II-2156	自然斜面	僧地 (3)	真光町	太田		僧地
II-2157	自然斜面	僧地 (4)	真光町	太田		僧地
II-2158	自然斜面	僧地 (5)	真光町	太田		僧地
II-2159	自然斜面	江ノ脇 (2)	真光町	太田		江ノ脇
II-2160	自然斜面	江ノ脇 (3)	真光町	太田		江ノ脇
II-2161	自然斜面	江ノ脇 (4)	真光町	太田		江ノ脇
II-2162	自然斜面	江ノ脇 (5)	真光町	太田		江ノ脇
II-2163	自然斜面	江ノ脇 (6)	真光町	太田		江ノ脇
II-2164	自然斜面	江ノ脇 (7)	真光町	太田		江ノ脇
II-2165	自然斜面	江ノ脇 (8)	真光町	太田		江ノ脇
II-2166	自然斜面	江ノ脇 (9)	真光町	太田		江ノ脇
II-2167	自然斜面	宮内 (3)	真光町	彌山		宮内

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字
II-2339	自然斜面	磯野(2)	つるぎ町	真光町	端山
II-2340	自然斜面	磯野(3)	つるぎ町	真光町	磯野
II-2341	自然斜面	吉良(2)	つるぎ町	真光町	端山
II-2342	自然斜面	吉良(3)	つるぎ町	真光町	端山
II-2343	自然斜面	吉良(4)	つるぎ町	真光町	吉良
II-2344	自然斜面	吉良(5)	つるぎ町	真光町	吉良
II-2345	自然斜面	吉良(6)	つるぎ町	真光町	端山
II-2346	自然斜面	吉良(7)	つるぎ町	真光町	端山
II-2347	自然斜面	吉良(8)	つるぎ町	真光町	端山
II-2348	自然斜面	吉良(9)	つるぎ町	真光町	端山
II-2349	自然斜面	吉良(10)	つるぎ町	真光町	端山
II-2350	自然斜面	吉良(11)	つるぎ町	真光町	端山
II-2351	自然斜面	吉良(12)	つるぎ町	真光町	端山
II-2352	自然斜面	吉良(13)	つるぎ町	真光町	端山
II-2353	自然斜面	吉良(14)	つるぎ町	真光町	端山
II-2354	自然斜面	吉良(15)	つるぎ町	真光町	端山
II-2355	自然斜面	吉良(16)	つるぎ町	真光町	端山
II-2356	自然斜面	吉良(17)	つるぎ町	真光町	端山
II-2357	自然斜面	吉良(18)	つるぎ町	真光町	端山
II-2358	自然斜面	吉良(19)	つるぎ町	真光町	端山
II-2359	自然斜面	吉良(20)	つるぎ町	真光町	端山
II-2360	自然斜面	吉良(21)	つるぎ町	真光町	端山
II-2361	自然斜面	吉良(22)	つるぎ町	真光町	端山
II-2362	自然斜面	森ノ本	つるぎ町	真光町	端山
II-2363	自然斜面	西丸井	つるぎ町	真光町	端山
II-2364	自然斜面	西谷(1)	つるぎ町	真光町	西谷
II-2365	自然斜面	西谷(2)	つるぎ町	真光町	西谷
II-2366	自然斜面	西谷(3)	つるぎ町	真光町	西谷
II-2367	自然斜面	西谷(4)	つるぎ町	真光町	西谷
II-2368	自然斜面	西谷(5)	つるぎ町	真光町	西谷
II-2369	自然斜面	西谷(6)	つるぎ町	真光町	西谷
II-2370	自然斜面	西谷(7)	つるぎ町	真光町	西谷
II-2371	自然斜面	西谷(8)	つるぎ町	真光町	西谷
II-2372	自然斜面	宅熊(1)	つるぎ町	真光町	宅熊
II-2373	自然斜面	宅熊(2)	つるぎ町	真光町	宅熊
II-2374	自然斜面	宅熊(3)	つるぎ町	真光町	宅熊
II-2375	自然斜面	谷向(2)	つるぎ町	真光町	谷向
II-2376	自然斜面	谷向(3)	つるぎ町	真光町	谷向
II-2377	自然斜面	谷向(4)	つるぎ町	真光町	谷向
II-2378	自然斜面	谷向(5)	つるぎ町	真光町	谷向
II-2379	自然斜面	谷向(6)	つるぎ町	真光町	谷向
II-2380	自然斜面	長瀬(3)	つるぎ町	真光町	長瀬
II-2381	自然斜面	長瀬(4)	つるぎ町	真光町	長瀬
II-2382	自然斜面	長瀬(5)	つるぎ町	真光町	長瀬
II-2383	自然斜面	長瀬(6)	つるぎ町	真光町	長瀬
II-2384	自然斜面	長瀬(7)	つるぎ町	真光町	長瀬
II-2385	自然斜面	長瀬(8)	つるぎ町	真光町	長瀬
II-2386	自然斜面	長瀬(9)	つるぎ町	真光町	長瀬
II-2387	自然斜面	長瀬(10)	つるぎ町	真光町	長瀬
II-2388	自然斜面	長瀬(11)	つるぎ町	真光町	長瀬
II-2389	自然斜面	長瀬(12)	つるぎ町	真光町	長瀬
II-2390	自然斜面	長瀬(13)	つるぎ町	真光町	長瀬
II-2391	自然斜面	長瀬(14)	つるぎ町	真光町	長瀬
II-2392	自然斜面	長瀬(15)	つるぎ町	真光町	長瀬
II-2393	自然斜面	長瀬(16)	つるぎ町	真光町	長瀬
II-2394	自然斜面	長瀬(17)	つるぎ町	真光町	長瀬
II-2395	自然斜面	長瀬(18)	つるぎ町	真光町	長瀬

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字
II-2282	自然斜面	岡(11)	つるぎ町	真光町	端山
II-2283	自然斜面	岡(12)	つるぎ町	真光町	岡
II-2284	自然斜面	岡(13)	つるぎ町	真光町	岡
II-2285	自然斜面	岡(14)	つるぎ町	真光町	岡
II-2286	自然斜面	岡(15)	つるぎ町	真光町	岡
II-2287	自然斜面	岡(16)	つるぎ町	真光町	岡
II-2288	自然斜面	別所(2)	つるぎ町	真光町	端山
II-2289	自然斜面	別所(3)	つるぎ町	真光町	別所
II-2290	自然斜面	別所(4)	つるぎ町	真光町	別所
II-2291	自然斜面	別所(5)	つるぎ町	真光町	別所
II-2292	自然斜面	乙部(1)	つるぎ町	真光町	乙部
II-2293	自然斜面	乙部(2)	つるぎ町	真光町	乙部
II-2294	自然斜面	乙部(3)	つるぎ町	真光町	乙部
II-2295	自然斜面	乙部(4)	つるぎ町	真光町	乙部
II-2296	自然斜面	菅瀬(2)	つるぎ町	真光町	菅瀬
II-2297	自然斜面	菅瀬(3)	つるぎ町	真光町	菅瀬
II-2298	自然斜面	菅瀬(4)	つるぎ町	真光町	菅瀬
II-2299	自然斜面	菅瀬(5)	つるぎ町	真光町	菅瀬
II-2300	自然斜面	菅瀬(6)	つるぎ町	真光町	菅瀬
II-2301	自然斜面	菅瀬山向(1)	つるぎ町	真光町	菅瀬山向
II-2302	自然斜面	菅瀬山向(2)	つるぎ町	真光町	菅瀬山向
II-2303	自然斜面	菅瀬山向(3)	つるぎ町	真光町	菅瀬山向
II-2304	自然斜面	菅瀬山向(4)	つるぎ町	真光町	菅瀬山向
II-2305	自然斜面	捨子	つるぎ町	真光町	菅瀬山向
II-2306	自然斜面	捨子谷溝(2)	つるぎ町	真光町	捨子谷溝
II-2307	自然斜面	捨子谷溝(3)	つるぎ町	真光町	捨子谷溝
II-2308	自然斜面	捨子谷溝(4)	つるぎ町	真光町	捨子谷溝
II-2309	自然斜面	捨子谷溝(5)	つるぎ町	真光町	捨子谷溝
II-2310	自然斜面	捨子谷溝(6)	つるぎ町	真光町	捨子谷溝
II-2311	自然斜面	捨子谷溝(7)	つるぎ町	真光町	捨子谷溝
II-2312	自然斜面	捨子谷溝(8)	つるぎ町	真光町	捨子谷溝
II-2313	自然斜面	捨子谷北	つるぎ町	真光町	捨子谷北
II-2314	自然斜面	捨子谷北(2)	つるぎ町	真光町	捨子谷北
II-2315	自然斜面	捨子谷北(3)	つるぎ町	真光町	捨子谷北
II-2316	自然斜面	捨子谷北(4)	つるぎ町	真光町	捨子谷北
II-2317	自然斜面	捨子谷北(5)	つるぎ町	真光町	捨子谷北
II-2318	自然斜面	捨子谷北(6)	つるぎ町	真光町	捨子谷北
II-2319	自然斜面	捨子谷北(7)	つるぎ町	真光町	捨子谷北
II-2320	自然斜面	捨子谷北(8)	つるぎ町	真光町	捨子谷北
II-2321	自然斜面	捨子谷北(9)	つるぎ町	真光町	捨子谷北
II-2322	自然斜面	捨子谷北(10)	つるぎ町	真光町	捨子谷北
II-2323	自然斜面	竹屋敷(1)	つるぎ町	真光町	竹屋敷
II-2324	自然斜面	竹屋敷(2)	つるぎ町	真光町	竹屋敷
II-2325	自然斜面	竹屋敷(3)	つるぎ町	真光町	竹屋敷
II-2326	自然斜面	竹屋敷(4)	つるぎ町	真光町	竹屋敷
II-2327	自然斜面	竹屋敷(5)	つるぎ町	真光町	竹屋敷
II-2328	自然斜面	竹屋敷(6)	つるぎ町	真光町	竹屋敷
II-2329	自然斜面	竹屋敷(7)	つるぎ町	真光町	竹屋敷
II-2330	自然斜面	中山(1)	つるぎ町	真光町	中山
II-2331	自然斜面	中山(2)	つるぎ町	真光町	中山
II-2332	自然斜面	中山(3)	つるぎ町	真光町	中山
II-2333	自然斜面	中山(4)	つるぎ町	真光町	中山
II-2334	自然斜面	中山(5)	つるぎ町	真光町	中山
II-2335	自然斜面	中山(6)	つるぎ町	真光町	中山
II-2336	自然斜面	中山(7)	つるぎ町	真光町	中山
II-2337	自然斜面	中山(8)	つるぎ町	真光町	中山
II-2338	自然斜面	磯野(1)	つるぎ町	真光町	磯野

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-2065	自然斜面	子安(2)	つるぎ町	一宇村	子安
II-2066	自然斜面	子安(3)	つるぎ町	一宇村	子安
II-2067	自然斜面	子安(4)	つるぎ町	一宇村	子安
II-2068	自然斜面	大野(2)	つるぎ町	一宇村	大野
II-2069	自然斜面	大野(3)	つるぎ町	一宇村	大野
II-2070	自然斜面	大野(4)	つるぎ町	一宇村	大野
II-2071	自然斜面	大野(5)	つるぎ町	一宇村	大野
II-2072	自然斜面	大野(6)	つるぎ町	一宇村	大野
II-2073	自然斜面	大野(7)	つるぎ町	一宇村	大野
II-2074	自然斜面	大野(8)	つるぎ町	一宇村	大野
II-2075	自然斜面	伊良原(3)	つるぎ町	一宇村	伊良原
II-2076	自然斜面	伊良原(4)	つるぎ町	一宇村	伊良原
II-2077	自然斜面	伊良原(5)	つるぎ町	一宇村	伊良原
II-2078	自然斜面	伊良原(6)	つるぎ町	一宇村	伊良原
II-2079	自然斜面	伊良原(7)	つるぎ町	一宇村	伊良原
II-2080	自然斜面	伊良原(8)	つるぎ町	一宇村	伊良原
II-2081	自然斜面	伊良原(9)	つるぎ町	一宇村	伊良原
II-2082	自然斜面	久敷(5)	つるぎ町	一宇村	久敷
II-2083	自然斜面	久敷(6)	つるぎ町	一宇村	久敷
II-2084	自然斜面	久敷(7)	つるぎ町	一宇村	久敷
II-2085	自然斜面	久敷(8)	つるぎ町	一宇村	久敷
II-2086	自然斜面	久敷(9)	つるぎ町	一宇村	久敷
II-2087	自然斜面	久敷(10)	つるぎ町	一宇村	久敷
II-2088	自然斜面	久敷(11)	つるぎ町	一宇村	久敷
II-2089	自然斜面	久敷(12)	つるぎ町	一宇村	久敷
II-2090	自然斜面	久敷(13)	つるぎ町	一宇村	久敷
II-2091	自然斜面	久敷(14)	つるぎ町	一宇村	久敷
II-2092	自然斜面	久敷(15)	つるぎ町	一宇村	久敷
II-2093	自然斜面	久藤中(1)	つるぎ町	一宇村	久藤中
II-2094	自然斜面	久藤中(2)	つるぎ町	一宇村	久藤中
II-2095	自然斜面	平(1)	つるぎ町	一宇村	平
II-2096	自然斜面	平(2)	つるぎ町	一宇村	平
II-2097	自然斜面	平(3)	つるぎ町	一宇村	平
II-2098	自然斜面	平(4)	つるぎ町	一宇村	平
II-2099	自然斜面	平(5)	つるぎ町	一宇村	平
II-2100	自然斜面	平(6)	つるぎ町	一宇村	平
II-2101	自然斜面	平(7)	つるぎ町	一宇村	平
II-2102	自然斜面	平(8)	つるぎ町	一宇村	平
II-2103	自然斜面	明谷(5)	つるぎ町	一宇村	明谷
II-2104	自然斜面	明谷(6)	つるぎ町	一宇村	明谷
II-2105	自然斜面	明谷(7)	つるぎ町	一宇村	明谷
II-2106	自然斜面	明谷(8)	つるぎ町	一宇村	明谷
II-2107	自然斜面	明谷(9)	つるぎ町	一宇村	明谷
II-2108	自然斜面	明谷(10)	つるぎ町	一宇村	明谷
II-2109	自然斜面	明谷(11)	つるぎ町	一宇村	明谷
II-2110	自然斜面	明谷(12)	つるぎ町	一宇村	明谷
II-2111	自然斜面	明谷(13)	つるぎ町	一宇村	明谷
II-2112	自然斜面	明谷(14)	つるぎ町	一宇村	明谷
II-2113	自然斜面	白木(1)	つるぎ町	一宇村	白木
II-2114	自然斜面	白木(2)	つるぎ町	一宇村	白木
II-2115	自然斜面	白木(3)	つるぎ町	一宇村	白木
II-2116	自然斜面	白木(4)	つるぎ町	一宇村	白木
II-2117	自然斜面	白木(5)	つるぎ町	一宇村	白木
II-2118	自然斜面	白木(6)	つるぎ町	一宇村	白木
II-2119	自然斜面	漆白浦(1)	つるぎ町	一宇村	漆白浦
II-2120	自然斜面	漆白浦(2)	つるぎ町	一宇村	漆白浦
II-2121	自然斜面	漆白浦(3)	つるぎ町	一宇村	漆白浦

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-2062	自然斜面	漆白浦(4)	つるぎ町	一宇村	漆白浦
II-2063	自然斜面	漆白浦(5)	つるぎ町	一宇村	漆白浦
II-2064	自然斜面	漆白浦(6)	つるぎ町	一宇村	漆白浦
II-2065	自然斜面	出羽(2)	つるぎ町	一宇村	出羽
II-2066	自然斜面	出羽(3)	つるぎ町	一宇村	出羽
II-2067	自然斜面	大屋内(2)	つるぎ町	一宇村	大屋内
II-2068	自然斜面	大屋内(3)	つるぎ町	一宇村	大屋内
II-2069	自然斜面	大佐古(1)	つるぎ町	一宇村	大佐古
II-2070	自然斜面	大佐古(2)	つるぎ町	一宇村	大佐古
II-2071	自然斜面	大佐古(3)	つるぎ町	一宇村	大佐古
II-2072	自然斜面	大佐古(4)	つるぎ町	一宇村	大佐古
II-2073	自然斜面	白井(2)	つるぎ町	一宇村	白井
II-2074	自然斜面	白井(3)	つるぎ町	一宇村	白井
II-2075	自然斜面	白井(4)	つるぎ町	一宇村	白井
II-2076	自然斜面	白井(5)	つるぎ町	一宇村	白井
II-2077	自然斜面	白井(6)	つるぎ町	一宇村	白井
II-2078	自然斜面	白井(7)	つるぎ町	一宇村	白井
II-2079	自然斜面	白井(8)	つるぎ町	一宇村	白井
II-2080	自然斜面	白井(9)	つるぎ町	一宇村	白井
II-2081	自然斜面	白井(10)	つるぎ町	一宇村	白井
II-2082	自然斜面	白井(11)	つるぎ町	一宇村	白井
II-2083	自然斜面	白井(12)	つるぎ町	一宇村	白井
II-2084	自然斜面	河内(5)	つるぎ町	一宇村	河内
II-2085	自然斜面	河内(1)	つるぎ町	一宇村	河内
II-2086	自然斜面	平井(2)	つるぎ町	一宇村	平井
II-2087	自然斜面	平井(3)	つるぎ町	一宇村	平井
II-2088	自然斜面	平井(4)	つるぎ町	一宇村	平井
II-2089	自然斜面	平井(4)	つるぎ町	一宇村	平井
II-2090	自然斜面	平井(4)	つるぎ町	一宇村	平井
II-2091	自然斜面	実平	つるぎ町	一宇村	実平
II-2092	自然斜面	川又(3)	つるぎ町	一宇村	川又
II-2093	自然斜面	川又(4)	つるぎ町	一宇村	川又
II-2094	自然斜面	川又(5)	つるぎ町	一宇村	川又
II-2095	自然斜面	川又(6)	つるぎ町	一宇村	川又
II-2096	自然斜面	川又(7)	つるぎ町	一宇村	川又
II-2097	自然斜面	川又(8)	つるぎ町	一宇村	川又
II-2098	自然斜面	川又(9)	つるぎ町	一宇村	川又
II-2099	自然斜面	川又(10)	つるぎ町	一宇村	川又
II-2100	自然斜面	川又(11)	つるぎ町	一宇村	川又
II-2101	自然斜面	川又(12)	つるぎ町	一宇村	川又
II-2102	自然斜面	川又(13)	つるぎ町	一宇村	川又
II-2103	自然斜面	川又(14)	つるぎ町	一宇村	川又
II-2104	自然斜面	川又(15)	つるぎ町	一宇村	川又
II-2105	自然斜面	川又(16)	つるぎ町	一宇村	川又
II-2106	自然斜面	川又(17)	つるぎ町	一宇村	川又
II-2107	自然斜面	奥大野(2)	つるぎ町	一宇村	奥大野
II-2108	自然斜面	奥大野(3)	つるぎ町	一宇村	奥大野
II-2109	自然斜面	奥大野(4)	つるぎ町	一宇村	奥大野
II-2110	自然斜面	奥大野(5)	つるぎ町	一宇村	奥大野
II-2111	自然斜面	奥大野(6)	つるぎ町	一宇村	奥大野
II-2112	自然斜面	奥大野(7)	つるぎ町	一宇村	奥大野
II-2113	自然斜面	奥大野(8)	つるぎ町	一宇村	奥大野
II-2114	自然斜面	奥大野(9)	つるぎ町	一宇村	奥大野
II-2115	自然斜面	奥大野(10)	つるぎ町	一宇村	奥大野
II-2116	自然斜面	奥大野(11)	つるぎ町	一宇村	奥大野
II-2117	自然斜面	奥大野(12)	つるぎ町	一宇村	奥大野
II-2118	自然斜面	奥大野(13)	つるぎ町	一宇村	奥大野
II-2119	自然斜面	奥大野(14)	つるぎ町	一宇村	奥大野

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-29	自然斜面	川又(4)	三好市	三野町	太刀野山 川又
II-30	自然斜面	川又(5)	三好市	三野町	太刀野山 川又
II-31	自然斜面	川又(6)	三好市	三野町	太刀野山 川又
II-32	自然斜面	川又(7)	三好市	三野町	太刀野山 川又
II-33	自然斜面	西明神	三好市	三野町	太刀野山 西明神
II-34	自然斜面	線(1)	三好市	三野町	太刀野山 線
II-35	自然斜面	線(2)	三好市	三野町	太刀野山 線
II-36	自然斜面	軍明神	三好市	三野町	太刀野山 軍明神
II-37	自然斜面	百合切(1)	三好市	三野町	太刀野山 百合切
II-38	自然斜面	百合切(2)	三好市	三野町	太刀野山 百合切
II-39	自然斜面	百合切(3)	三好市	三野町	太刀野山 百合切
II-40	自然斜面	上窪	三好市	三野町	太刀野山 上窪
II-41	自然斜面	鯛谷(1)	三好市	三野町	太刀野山 鯛谷
II-42	自然斜面	鯛谷(2)	三好市	三野町	太刀野山 鯛谷
II-43	自然斜面	東谷(2)	三好市	三野町	太刀野山 上窪
II-44	自然斜面	滝奥	三好市	三野町	太刀野山 滝奥
II-45	自然斜面	藤浦(1)	三好市	三野町	加茂野宮 藤浦
II-46	自然斜面	藤浦(2)	三好市	三野町	加茂野宮 藤浦
II-47	自然斜面	馬瓶(2)	三好市	三野町	太刀野山 馬瓶
II-48	自然斜面	馬瓶(3)	三好市	三野町	太刀野山 馬瓶
II-49	自然斜面	馬瓶(4)	三好市	三野町	太刀野山 馬瓶
II-50	自然斜面	東浦(1)	三好市	三野町	太刀野山 東浦
II-51	自然斜面	東浦(2)	三好市	三野町	太刀野山 東浦
II-52	自然斜面	東浦(3)	三好市	三野町	太刀野山 東浦
II-53	自然斜面	土釜	三好市	三野町	太刀野山 土釜
II-54	自然斜面	不動	三好市	三野町	太刀野山 不動
II-55	自然斜面	小太刀野	三好市	三野町	小太刀野 小太刀野
II-56	自然斜面	北西主地	三好市	三野町	加茂野宮 北西主地
II-57	自然斜面	寺前	三好市	三野町	芝生 寺前
II-58	自然斜面	馬場	三好市	三野町	芝生 馬場
II-59	自然斜面	山田	三好市	三野町	清水 山田
II-60	自然斜面	崎	三好市	三野町	清水 崎
II-61	自然斜面	出地	三好市	三野町	清水 出地
II-62	自然斜面	西久保(1)	三好市	三野町	勢力 西久保
II-63	自然斜面	西久保(2)	三好市	三野町	勢力 西久保
II-153	自然斜面	シシヤマ(1)	三好市	池田町	シシヤマ
II-154	自然斜面	シシヤマ(2)	三好市	池田町	シシヤマ
II-155	自然斜面	シシヤマ(3)	三好市	池田町	シシヤマ
II-156	自然斜面	シシヤマ(4)	三好市	池田町	シシヤマ
II-157	自然斜面	サラダ	三好市	池田町	サラダ
II-158	自然斜面	東町	三好市	池田町	シシヤマ
II-159	自然斜面	水本町(2)	三好市	池田町	シシヤマ
II-160	自然斜面	クヤウジ	三好市	池田町	クヤウジ
II-161	自然斜面	ウマバ(3)	三好市	池田町	ウマバ
II-162	自然斜面	ウマバ(4)	三好市	池田町	ウマバ
II-163	自然斜面	ウマバ(5)	三好市	池田町	ウマバ
II-164	自然斜面	ウマバ(6)	三好市	池田町	ウマバ
II-165	自然斜面	ウマバ(7)	三好市	池田町	ウマバ
II-166	自然斜面	ウマバ(8)	三好市	池田町	ウマバ
II-167	自然斜面	ウマバ(9)	三好市	池田町	ウマバ
II-168	自然斜面	敷ノ上	三好市	池田町	ウマバ
II-169	自然斜面	白地峰(1)	三好市	池田町	白地 井ノ久保
II-170	自然斜面	白地峰(2)	三好市	池田町	白地 井ノ久保
II-171	自然斜面	白地峰(3)	三好市	池田町	白地 井ノ久保
II-172	自然斜面	井ノ久保(6)	三好市	池田町	白地 井ノ久保
II-173	自然斜面	井ノ久保(7)	三好市	池田町	白地 井ノ久保
II-174	自然斜面	井ノ久保(8)	三好市	池田町	白地 井ノ久保

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字・小字
II-2119	自然斜面	奥大野(15)	つるぎ町	一宇村	奥大野
II-2120	自然斜面	奥大野(16)	つるぎ町	一宇村	奥大野
II-2121	自然斜面	奥大野(17)	つるぎ町	一宇村	奥大野
II-2122	自然斜面	奥大野(18)	つるぎ町	一宇村	奥大野
II-2123	自然斜面	奥大野(19)	つるぎ町	一宇村	奥大野
II-2124	自然斜面	奥大野(20)	つるぎ町	一宇村	奥大野
II-2125	自然斜面	奥大野(21)	つるぎ町	一宇村	奥大野
II-2126	自然斜面	桑平(2)	つるぎ町	一宇村	桑平
II-2127	自然斜面	桑平(3)	つるぎ町	一宇村	桑平
II-2128	自然斜面	桑平(4)	つるぎ町	一宇村	桑平
II-2129	自然斜面	桑平(5)	つるぎ町	一宇村	桑平
II-2130	自然斜面	桑平(6)	つるぎ町	一宇村	桑平
II-2131	自然斜面	桑平(7)	つるぎ町	一宇村	桑平
II-2132	自然斜面	桑平(8)	つるぎ町	一宇村	桑平
II-2133	自然斜面	桑平(9)	つるぎ町	一宇村	桑平
II-2134	自然斜面	桑平(10)	つるぎ町	一宇村	桑平
II-2135	自然斜面	桑平(11)	つるぎ町	一宇村	桑平
II-2136	自然斜面	桑平(12)	つるぎ町	一宇村	桑平
II-2137	自然斜面	桑平(13)	つるぎ町	一宇村	桑平
II-2138	自然斜面	桑平(14)	つるぎ町	一宇村	桑平
II-2139	自然斜面	広沢(1)	つるぎ町	一宇村	広沢
II-2140	自然斜面	広沢(2)	つるぎ町	一宇村	広沢
II-2141	自然斜面	広沢(3)	つるぎ町	一宇村	広沢
II-2142	自然斜面	広沢(4)	つるぎ町	一宇村	広沢
II-2143	自然斜面	漆野瀬(1)	つるぎ町	一宇村	漆野瀬
II-2144	自然斜面	漆野瀬(2)	つるぎ町	一宇村	漆野瀬
II-2145	自然斜面	葛籠(2)	つるぎ町	一宇村	葛籠
II-2146	自然斜面	葛籠(3)	つるぎ町	一宇村	葛籠
II-2147	自然斜面	葛籠(4)	つるぎ町	一宇村	葛籠
II-1	自然斜面	花園中	三好市	三野町	花園中 花園中
II-2	自然斜面	花園中	三好市	三野町	花園中 花園中
II-3	自然斜面	大平	三好市	三野町	大平 大平
II-4	自然斜面	井ノ久保(2)	三好市	三野町	井ノ久保 井ノ久保
II-5	自然斜面	栗林下	三好市	三野町	栗林下 栗林下
II-6	自然斜面	生賀(2)	三好市	三野町	生賀 生賀
II-7	自然斜面	生賀(3)	三好市	三野町	生賀 生賀
II-8	自然斜面	田野々(2)	三好市	三野町	田野々 田野々
II-9	自然斜面	田野々(3)	三好市	三野町	田野々 田野々
II-10	自然斜面	田野々(4)	三好市	三野町	田野々 田野々
II-11	自然斜面	峰(1)	三好市	三野町	峰 峰
II-12	自然斜面	峰(2)	三好市	三野町	峰 峰
II-13	自然斜面	峰(3)	三好市	三野町	峰 峰
II-14	自然斜面	引地(2)	三好市	三野町	引地 引地
II-15	自然斜面	引地(3)	三好市	三野町	引地 引地
II-16	自然斜面	引地(4)	三好市	三野町	引地 引地
II-17	自然斜面	引地(6)	三好市	三野町	引地 引地
II-18	自然斜面	中籠(1)	三好市	三野町	中籠 中籠
II-19	自然斜面	中籠(2)	三好市	三野町	中籠 中籠
II-20	自然斜面	中籠(3)	三好市	三野町	中籠 中籠
II-21	自然斜面	中籠(4)	三好市	三野町	中籠 中籠
II-22	自然斜面	中籠(5)	三好市	三野町	中籠 中籠
II-23	自然斜面	白浦(1)	三好市	三野町	白浦 白浦
II-24	自然斜面	白浦(2)	三好市	三野町	白浦 白浦
II-25	自然斜面	白浦(3)	三好市	三野町	白浦 白浦
II-26	自然斜面	大盛敷(1)	三好市	三野町	大盛敷 大盛敷
II-27	自然斜面	大盛敷(2)	三好市	三野町	大盛敷 大盛敷
II-28	自然斜面	松尾	三好市	三野町	太刀野山 松尾

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名		位置		
		市町村	旧市町村	町・字	小字	
II-232	自然斜面	フコラベ(14)	三好市	池田町	白地	フコラベ
II-233	自然斜面	フコラベ(1)	三好市	池田町	白地	フコラベ
II-234	自然斜面	大和川(1)	三好市	池田町	白地	大和川
II-235	自然斜面	大和川(2)	三好市	池田町	白地	大和川
II-236	自然斜面	大和川(3)	三好市	池田町	白地	大和川
II-237	自然斜面	大和川(4)	三好市	池田町	白地	大和川
II-238	自然斜面	大和川(5)	三好市	池田町	白地	大和川
II-239	自然斜面	大和川(6)	三好市	池田町	白地	大和川
II-240	自然斜面	大和川(7)	三好市	池田町	白地	大和川
II-241	自然斜面	大和川(8)	三好市	池田町	白地	大和川
II-242	自然斜面	大和川(9)	三好市	池田町	白地	大和川
II-243	自然斜面	西ノ端(1)	三好市	池田町	州津	西ノ端
II-244	自然斜面	西ノ端(2)	三好市	池田町	州津	西ノ端
II-245	自然斜面	西ノ端(3)	三好市	池田町	州津	西ノ端
II-246	自然斜面	井間(2)	三好市	池田町	州津	井間
II-247	自然斜面	片山(1)	三好市	池田町	州津	片山
II-248	自然斜面	片山(2)	三好市	池田町	州津	片山
II-249	自然斜面	宮ノ久保	三好市	池田町	州津	宮ノ久保
II-250	自然斜面	イタノ	三好市	池田町	イタノ	
II-251	自然斜面	久保上(1)	三好市	池田町	西山	久保上
II-252	自然斜面	久保上(2)	三好市	池田町	西山	久保上
II-253	自然斜面	引地ヶ尾(1)	三好市	池田町	西山	引地ヶ尾
II-254	自然斜面	引地ヶ尾(2)	三好市	池田町	西山	引地ヶ尾
II-255	自然斜面	床面(1)	三好市	池田町	西山	床面
II-256	自然斜面	床面(2)	三好市	池田町	西山	床面
II-257	自然斜面	床西(3)	三好市	池田町	西山	床西
II-258	自然斜面	床西(4)	三好市	池田町	西山	床西
II-259	自然斜面	神田	三好市	池田町	西山	神田
II-260	自然斜面	下野呂内西(1)	三好市	池田町	西山	乳ノ木遺北
II-261	自然斜面	下野呂内西(2)	三好市	池田町	西山	乳ノ木遺北
II-262	自然斜面	下野呂内西(3)	三好市	池田町	西山	乳ノ木遺北
II-263	自然斜面	下野呂内西(4)	三好市	池田町	西山	乳ノ木遺北
II-264	自然斜面	下野呂内(2)	三好市	池田町	西山	乳ノ木遺北
II-265	自然斜面	下野呂内(3)	三好市	池田町	西山	乳ノ木遺北
II-266	自然斜面	下野呂内(4)	三好市	池田町	西山	乳ノ木遺北
II-267	自然斜面	西谷(1)	三好市	池田町	西山	西谷
II-268	自然斜面	西谷(2)	三好市	池田町	西山	西谷
II-269	自然斜面	西谷(3)	三好市	池田町	西山	西谷
II-270	自然斜面	西谷(4)	三好市	池田町	西山	西谷
II-271	自然斜面	西谷(5)	三好市	池田町	西山	西谷
II-272	自然斜面	西谷(6)	三好市	池田町	西山	西谷
II-273	自然斜面	西谷(7)	三好市	池田町	西山	西谷
II-274	自然斜面	乳ノ木(1)	三好市	池田町	西山	乳ノ木
II-275	自然斜面	乳ノ木(2)	三好市	池田町	西山	乳ノ木
II-276	自然斜面	岸ノ上(1)	三好市	池田町	西山	岸ノ上
II-277	自然斜面	岸ノ上(2)	三好市	池田町	西山	岸ノ上
II-278	自然斜面	中塚	三好市	池田町	西山	中塚
II-279	自然斜面	下ノ瀬(1)	三好市	池田町	西山	下ノ瀬
II-280	自然斜面	下ノ瀬(2)	三好市	池田町	西山	下ノ瀬
II-281	自然斜面	登り尾	三好市	池田町	西山	登り尾
II-282	自然斜面	込野(1)	三好市	池田町	西山	込野
II-283	自然斜面	込野(2)	三好市	池田町	西山	込野
II-284	自然斜面	込野(3)	三好市	池田町	西山	込野
II-285	自然斜面	込野(4)	三好市	池田町	西山	込野
II-286	自然斜面	西ノ上	三好市	池田町	西山	西ノ上
II-287	自然斜面	笹塚	三好市	池田町	西山	笹塚
II-288	自然斜面	宮ノ前	三好市	池田町	西山	宮ノ前

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名		位置		
		市町村	旧市町村	町・字	小字	
II-175	自然斜面	井ノ久保(9)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
II-176	自然斜面	井ノ久保(10)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
II-177	自然斜面	井ノ久保(11)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
II-178	自然斜面	井ノ久保(12)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
II-179	自然斜面	井ノ久保(13)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
II-180	自然斜面	井ノ久保(14)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
II-181	自然斜面	井ノ久保(15)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
II-182	自然斜面	井ノ久保(16)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
II-183	自然斜面	井ノ久保(17)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
II-184	自然斜面	井ノ久保(18)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
II-185	自然斜面	井ノ久保(19)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
II-186	自然斜面	井ノ久保(20)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
II-187	自然斜面	井ノ久保(21)	三好市	池田町	白地	井ノ久保
II-188	自然斜面	上野呂内(3)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-189	自然斜面	上野呂内(4)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-190	自然斜面	上野呂内(5)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-191	自然斜面	上野呂内(6)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-192	自然斜面	上野呂内(7)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-193	自然斜面	上野呂内(8)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-194	自然斜面	上野呂内(9)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-195	自然斜面	上野呂内(10)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-196	自然斜面	上野呂内(11)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-197	自然斜面	上野呂内(12)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-198	自然斜面	上野呂内(13)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-199	自然斜面	上野呂内(14)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-200	自然斜面	上野呂内(15)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-201	自然斜面	上野呂内(16)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-202	自然斜面	上野呂内(17)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-203	自然斜面	上野呂内(18)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-204	自然斜面	上野呂内(19)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-205	自然斜面	上野呂内(20)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-206	自然斜面	上野呂内(21)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-207	自然斜面	上野呂内(22)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-208	自然斜面	上野呂内(23)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-209	自然斜面	上野呂内(24)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-210	自然斜面	上野呂内(25)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-211	自然斜面	上野呂内(26)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-212	自然斜面	上野呂内(27)	三好市	池田町	白地	ノロウチ
II-213	自然斜面	本名(4)	三好市	池田町	白地	本名
II-214	自然斜面	本名(5)	三好市	池田町	白地	本名
II-215	自然斜面	本名(6)	三好市	池田町	白地	本名
II-216	自然斜面	本名(7)	三好市	池田町	白地	本名
II-217	自然斜面	本名(8)	三好市	池田町	白地	本名
II-218	自然斜面	本名(9)	三好市	池田町	白地	本名
II-219	自然斜面	本名(10)	三好市	池田町	白地	本名
II-220	自然斜面	フコラベ(2)	三好市	池田町	白地	フコラベ
II-221	自然斜面	フコラベ(3)	三好市	池田町	白地	フコラベ
II-222	自然斜面	フコラベ(4)	三好市	池田町	白地	フコラベ
II-223	自然斜面	フコラベ(5)	三好市	池田町	白地	フコラベ
II-224	自然斜面	フコラベ(6)	三好市	池田町	白地	フコラベ
II-225	自然斜面	フコラベ(7)	三好市	池田町	白地	フコラベ
II-226	自然斜面	フコラベ(8)	三好市	池田町	白地	フコラベ
II-227	自然斜面	フコラベ(9)	三好市	池田町	白地	フコラベ
II-228	自然斜面	フコラベ(10)	三好市	池田町	白地	フコラベ
II-229	自然斜面	フコラベ(11)	三好市	池田町	白地	フコラベ
II-230	自然斜面	フコラベ(12)	三好市	池田町	白地	フコラベ
II-231	自然斜面	フコラベ(13)	三好市	池田町	白地	フコラベ

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字
II-346	自然斜面	森脇(2)	三好市	池田町	漆川
II-347	自然斜面	トウ谷(1)	三好市	池田町	森脇
II-348	自然斜面	トウ谷(2)	三好市	池田町	トウ谷
II-349	自然斜面	ササ尾	三好市	池田町	漆川
II-350	自然斜面	西コヤシ	三好市	池田町	ササ尾
II-351	自然斜面	寺内	三好市	池田町	西コヤシ
II-352	自然斜面	寺内(1)	三好市	池田町	寺内
II-353	自然斜面	寺内(2)	三好市	池田町	寺内
II-354	自然斜面	土井(1)	三好市	池田町	寺内
II-355	自然斜面	土井(2)	三好市	池田町	土井
II-356	自然斜面	土井(3)	三好市	池田町	土井
II-357	自然斜面	カラヤシキ	三好市	池田町	土井
II-358	自然斜面	コマンゴエ(1)	三好市	池田町	カラヤシキ
II-359	自然斜面	コマンゴエ(2)	三好市	池田町	コマンゴエ
II-360	自然斜面	コマンゴエ(3)	三好市	池田町	コマンゴエ
II-361	自然斜面	コマンゴエ(4)	三好市	池田町	コマンゴエ
II-362	自然斜面	龜地	三好市	池田町	漆川
II-363	自然斜面	小林(1)	三好市	池田町	龜地
II-364	自然斜面	小林(2)	三好市	池田町	小林
II-365	自然斜面	小林(3)	三好市	池田町	小林
II-366	自然斜面	小林(4)	三好市	池田町	小林
II-367	自然斜面	小林(5)	三好市	池田町	小林
II-368	自然斜面	石神	三好市	池田町	小林
II-369	自然斜面	岡田	三好市	池田町	石神
II-370	自然斜面	モリウキ	三好市	池田町	岡田
II-371	自然斜面	ナカムラ	三好市	池田町	漆川
II-372	自然斜面	田尾	三好市	池田町	モリウキ
II-373	自然斜面	キシダ(1)	三好市	池田町	ナカムラ
II-374	自然斜面	キシダ(2)	三好市	池田町	田尾
II-375	自然斜面	シモヤシキ(1)	三好市	池田町	キシダ
II-376	自然斜面	シモヤシキ(2)	三好市	池田町	漆川
II-377	自然斜面	シモヤシキ(3)	三好市	池田町	シモヤシキ
II-378	自然斜面	柳野	三好市	池田町	シモヤシキ
II-379	自然斜面	天王	三好市	池田町	柳野
II-380	自然斜面	カガ(1)	三好市	池田町	天王
II-381	自然斜面	カガ(2)	三好市	池田町	カガ
II-382	自然斜面	カガ(3)	三好市	池田町	カガ
II-383	自然斜面	カガ(4)	三好市	池田町	カガ
II-384	自然斜面	ヤスノトラ	三好市	池田町	カガ
II-385	自然斜面	大川	三好市	池田町	ヤスノトラ
II-386	自然斜面	イシタテ(1)	三好市	池田町	大川
II-387	自然斜面	イシタテ(2)	三好市	池田町	大川北
II-388	自然斜面	駒内(1)	三好市	池田町	駒内
II-389	自然斜面	駒内(2)	三好市	池田町	駒内
II-390	自然斜面	駒内(3)	三好市	池田町	駒内
II-391	自然斜面	カガノ(1)	三好市	池田町	カガノ
II-392	自然斜面	カガノ(2)	三好市	池田町	カガノ
II-393	自然斜面	カガノ(3)	三好市	池田町	カガノ
II-394	自然斜面	カガノ(4)	三好市	池田町	カガノ
II-395	自然斜面	カガノ(5)	三好市	池田町	カガノ
II-396	自然斜面	柳倉	三好市	池田町	柳倉
II-397	自然斜面	ミズタニ(1)	三好市	池田町	柳倉
II-398	自然斜面	ミズタニ(2)	三好市	池田町	ミズタニ
II-399	自然斜面	北沼谷(1)	三好市	池田町	北沼谷
II-400	自然斜面	北沼谷(2)	三好市	池田町	北沼谷
II-401	自然斜面	北沼谷(3)	三好市	池田町	北沼谷
II-402	自然斜面	北沼谷(4)	三好市	池田町	北沼谷

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字
II-289	自然斜面	滝端(1)	三好市	池田町	西山
II-290	自然斜面	滝端(2)	三好市	池田町	滝端
II-291	自然斜面	滝端(3)	三好市	池田町	滝端
II-292	自然斜面	久良羅	三好市	池田町	久良羅
II-293	自然斜面	林	三好市	池田町	林
II-294	自然斜面	石休場	三好市	池田町	石休場
II-295	自然斜面	木盛床	三好市	池田町	木盛床
II-296	自然斜面	坪尻	三好市	池田町	坪尻
II-297	自然斜面	峰ノ久保(1)	三好市	池田町	坪尻
II-298	自然斜面	峰ノ久保(2)	三好市	池田町	峰ノ久保
II-299	自然斜面	峰ノ久保(3)	三好市	池田町	峰ノ久保
II-300	自然斜面	峰ノ久保(4)	三好市	池田町	峰ノ久保
II-301	自然斜面	峰ノ久保(5)	三好市	池田町	峰ノ久保
II-302	自然斜面	中岡(1)	三好市	池田町	中岡
II-303	自然斜面	中岡(2)	三好市	池田町	中岡
II-304	自然斜面	山神の上	三好市	池田町	山神の上
II-305	自然斜面	笠面(2)	三好市	池田町	馬路
II-306	自然斜面	笠面(3)	三好市	池田町	笠面
II-307	自然斜面	笠面(4)	三好市	池田町	笠面
II-308	自然斜面	笠面(5)	三好市	池田町	笠面
II-309	自然斜面	鳥帽子尾(1)	三好市	池田町	馬路
II-310	自然斜面	鳥帽子尾(2)	三好市	池田町	鳥帽子尾
II-311	自然斜面	藤ノ前	三好市	池田町	鳥帽子尾
II-312	自然斜面	横時(1)	三好市	池田町	馬路
II-313	自然斜面	横時(2)	三好市	池田町	横時
II-314	自然斜面	横時(3)	三好市	池田町	横時
II-315	自然斜面	横巻	三好市	池田町	馬路
II-316	自然斜面	鞍刈(1)	三好市	池田町	鞍刈
II-317	自然斜面	鞍刈(2)	三好市	池田町	鞍刈
II-318	自然斜面	竹ノ内	三好市	池田町	竹ノ内
II-319	自然斜面	双子布(1)	三好市	池田町	馬路
II-320	自然斜面	双子布(2)	三好市	池田町	双子布
II-321	自然斜面	西之坊	三好市	池田町	馬路
II-322	自然斜面	底之谷	三好市	池田町	馬路
II-323	自然斜面	五軒	三好市	池田町	底之谷
II-324	自然斜面	水之久保	三好市	池田町	五軒
II-325	自然斜面	大泉(1)	三好市	池田町	馬路
II-326	自然斜面	大泉(2)	三好市	池田町	水之久保
II-327	自然斜面	丸島	三好市	池田町	大泉
II-328	自然斜面	ナガタ	三好市	池田町	丸島
II-329	自然斜面	サキヤマダ	三好市	池田町	ナガタ
II-330	自然斜面	フロノタニ	三好市	池田町	サキヤマダ
II-331	自然斜面	フジコロ	三好市	池田町	フロノタニ
II-332	自然斜面	フナイン(1)	三好市	池田町	フジコロ
II-333	自然斜面	フナイン(2)	三好市	池田町	フナイン
II-334	自然斜面	イバ(2)	三好市	池田町	フナイン
II-335	自然斜面	ヤマスタ	三好市	池田町	イバ
II-336	自然斜面	サルガウ	三好市	池田町	ヤマスタ
II-337	自然斜面	アイノフチ	三好市	池田町	サルガウ
II-338	自然斜面	コヤシキ	三好市	池田町	アイノフチ
II-339	自然斜面	ウエマツ	三好市	池田町	コヤシキ
II-340	自然斜面	ハヤシ(2)	三好市	池田町	ウエマツ
II-341	自然斜面	ハヤシ(3)	三好市	池田町	ハヤシ
II-342	自然斜面	古宮(1)	三好市	池田町	ハヤシ
II-343	自然斜面	古宮(2)	三好市	池田町	漆川
II-344	自然斜面	下川原	三好市	池田町	漆川
II-345	自然斜面	森脇(1)	三好市	池田町	漆川

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ) 平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字・小字	
Ⅱ-460	自然斜面	青石(2)	三好市	池田町	大和	青石
Ⅱ-461	自然斜面	込(4)	三好市	池田町	大和	込
Ⅱ-462	自然斜面	込(5)	三好市	池田町	大和	込
Ⅱ-463	自然斜面	込(6)	三好市	池田町	大和	込
Ⅱ-464	自然斜面	込(7)	三好市	池田町	大和	込
Ⅱ-465	自然斜面	込(8)	三好市	池田町	大和	込
Ⅱ-466	自然斜面	白浦(1)	三好市	池田町	大和	白浦
Ⅱ-467	自然斜面	白浦(2)	三好市	池田町	大和	白浦
Ⅱ-468	自然斜面	白浦(3)	三好市	池田町	大和	白浦
Ⅱ-469	自然斜面	為成	三好市	池田町	大和	為成
Ⅱ-470	自然斜面	寿丸	三好市	池田町	大和	寿丸
Ⅱ-471	自然斜面	平(1)	三好市	池田町	大和	平
Ⅱ-472	自然斜面	平(2)	三好市	池田町	大和	平
Ⅱ-473	自然斜面	京田(1)	三好市	池田町	大和	京田
Ⅱ-474	自然斜面	京田(2)	三好市	池田町	大和	京田
Ⅱ-475	自然斜面	京田(3)	三好市	池田町	大和	京田
Ⅱ-476	自然斜面	佐古(1)	三好市	池田町	大和	佐古
Ⅱ-477	自然斜面	佐古(2)	三好市	池田町	大和	佐古
Ⅱ-478	自然斜面	上尾後(2)	三好市	池田町	大和	上尾後
Ⅱ-479	自然斜面	上尾後(3)	三好市	池田町	大和	上尾後
Ⅱ-480	自然斜面	峰岡	三好市	池田町	大和	峰岡
Ⅱ-481	自然斜面	下藤(1)	三好市	池田町	松尾	下藤
Ⅱ-482	自然斜面	下藤(2)	三好市	池田町	松尾	下藤
Ⅱ-483	自然斜面	下藤(3)	三好市	池田町	松尾	下藤
Ⅱ-484	自然斜面	下藤(4)	三好市	池田町	松尾	下藤
Ⅱ-485	自然斜面	大甲(2)	三好市	池田町	松尾	大甲
Ⅱ-486	自然斜面	松本(2)	三好市	池田町	松本	松本
Ⅱ-487	自然斜面	松本(3)	三好市	池田町	松本	松本
Ⅱ-488	自然斜面	松本(4)	三好市	池田町	松本	松本
Ⅱ-489	自然斜面	松本(5)	三好市	池田町	松本	松本
Ⅱ-490	自然斜面	松本(6)	三好市	池田町	松本	松本
Ⅱ-491	自然斜面	松本(7)	三好市	池田町	松本	松本
Ⅱ-492	自然斜面	宮石(2)	三好市	池田町	宮石	宮石
Ⅱ-493	自然斜面	宮石(3)	三好市	池田町	宮石	宮石
Ⅱ-494	自然斜面	宮石(4)	三好市	池田町	宮石	宮石
Ⅱ-495	自然斜面	黒川(2)	三好市	池田町	黒川	黒川
Ⅱ-496	自然斜面	黒川(3)	三好市	池田町	黒川	黒川
Ⅱ-497	自然斜面	ニシクボ(2)	三好市	池田町	中津川	ニシクボ
Ⅱ-498	自然斜面	ニシクボ(3)	三好市	池田町	中津川	ニシクボ
Ⅱ-499	自然斜面	ニシクボ(4)	三好市	池田町	中津川	ニシクボ
Ⅱ-500	自然斜面	ニシクボ(5)	三好市	池田町	中津川	ニシクボ
Ⅱ-501	自然斜面	ミチウエ	三好市	池田町	中津川	ミチウエ
Ⅱ-502	自然斜面	測之上	三好市	池田町	川崎	測之上
Ⅱ-503	自然斜面	重兼(1)	三好市	池田町	川崎	重兼
Ⅱ-504	自然斜面	重兼(2)	三好市	池田町	川崎	重兼
Ⅱ-505	自然斜面	上ノ山	三好市	池田町	川崎	上ノ山
Ⅱ-506	自然斜面	丸山	三好市	池田町	川崎	丸山
Ⅱ-507	自然斜面	杉ノ下	三好市	池田町	川崎	杉ノ下
Ⅱ-508	自然斜面	石ノ京	三好市	池田町	川崎	石ノ京
Ⅱ-509	自然斜面	山貝(1)	三好市	池田町	川崎	山貝
Ⅱ-510	自然斜面	山貝(2)	三好市	池田町	川崎	山貝
Ⅱ-511	自然斜面	山貝(3)	三好市	池田町	川崎	山貝
Ⅱ-512	自然斜面	平野(1)	三好市	池田町	川崎	平野
Ⅱ-513	自然斜面	平野(2)	三好市	池田町	川崎	平野
Ⅱ-514	自然斜面	千足(1)	三好市	池田町	川崎	千足
Ⅱ-515	自然斜面	千足(2)	三好市	池田町	川崎	千足
Ⅱ-516	自然斜面	千足(3)	三好市	池田町	川崎	千足

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ) 平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字・小字	
Ⅱ-403	自然斜面	北沼谷(6)	三好市	池田町	佐野	北沼谷
Ⅱ-404	自然斜面	北沼谷(6)	三好市	池田町	佐野	北沼谷
Ⅱ-405	自然斜面	高毛	三好市	池田町	佐野	高毛
Ⅱ-406	自然斜面	西ノ向(1)	三好市	池田町	佐野	西ノ向
Ⅱ-407	自然斜面	西ノ向(2)	三好市	池田町	佐野	西ノ向
Ⅱ-408	自然斜面	福田井	三好市	池田町	佐野	福田井
Ⅱ-409	自然斜面	美崎岩	三好市	池田町	佐野	美崎岩
Ⅱ-410	自然斜面	西三谷	三好市	池田町	佐野	西三谷
Ⅱ-411	自然斜面	花ノ木	三好市	池田町	佐野	花ノ木
Ⅱ-412	自然斜面	西沼谷(1)	三好市	池田町	佐野	西沼谷
Ⅱ-413	自然斜面	西沼谷(2)	三好市	池田町	佐野	西沼谷
Ⅱ-414	自然斜面	南大塚(1)	三好市	池田町	佐野	南大塚
Ⅱ-415	自然斜面	南大塚(2)	三好市	池田町	佐野	南大塚
Ⅱ-416	自然斜面	入笠窪(1)	三好市	池田町	佐野	入笠窪
Ⅱ-417	自然斜面	入笠窪(2)	三好市	池田町	佐野	入笠窪
Ⅱ-418	自然斜面	立石(1)	三好市	池田町	佐野	立石
Ⅱ-419	自然斜面	立石(2)	三好市	池田町	佐野	立石
Ⅱ-420	自然斜面	大坪	三好市	池田町	佐野	大坪
Ⅱ-421	自然斜面	下根引(1)	三好市	池田町	佐野	下根引
Ⅱ-422	自然斜面	下根引(2)	三好市	池田町	佐野	下根引
Ⅱ-423	自然斜面	上根引(1)	三好市	池田町	佐野	上根引
Ⅱ-424	自然斜面	上根引(2)	三好市	池田町	佐野	上根引
Ⅱ-425	自然斜面	大谷(1)	三好市	池田町	佐野	大谷
Ⅱ-426	自然斜面	大谷(2)	三好市	池田町	佐野	大谷
Ⅱ-427	自然斜面	大谷(3)	三好市	池田町	佐野	大谷
Ⅱ-428	自然斜面	大上(1)	三好市	池田町	佐野	大上
Ⅱ-429	自然斜面	大上(2)	三好市	池田町	佐野	大上
Ⅱ-430	自然斜面	大上(3)	三好市	池田町	佐野	大上
Ⅱ-431	自然斜面	大上(4)	三好市	池田町	佐野	大上
Ⅱ-432	自然斜面	大上(5)	三好市	池田町	佐野	大上
Ⅱ-433	自然斜面	有安谷	三好市	池田町	佐野	有安谷
Ⅱ-434	自然斜面	堂ノ本	三好市	池田町	佐野	堂ノ本
Ⅱ-435	自然斜面	中岡(2)	三好市	池田町	佐野	中岡
Ⅱ-436	自然斜面	中岡(3)	三好市	池田町	佐野	中岡
Ⅱ-437	自然斜面	宮平(2)	三好市	池田町	佐野	宮平
Ⅱ-438	自然斜面	宮平影(1)	三好市	池田町	佐野	宮平影
Ⅱ-439	自然斜面	宮平影(2)	三好市	池田町	佐野	宮平影
Ⅱ-440	自然斜面	下大田(2)	三好市	池田町	佐野	下大田
Ⅱ-441	自然斜面	下大田(3)	三好市	池田町	佐野	下大田
Ⅱ-442	自然斜面	下大田(4)	三好市	池田町	佐野	下大田
Ⅱ-443	自然斜面	下大田(5)	三好市	池田町	佐野	下大田
Ⅱ-444	自然斜面	出合(1)	三好市	池田町	佐野	出合
Ⅱ-445	自然斜面	出合(2)	三好市	池田町	佐野	出合
Ⅱ-446	自然斜面	油田(1)	三好市	池田町	佐野	油田
Ⅱ-447	自然斜面	油田(2)	三好市	池田町	佐野	油田
Ⅱ-448	自然斜面	油田(3)	三好市	池田町	佐野	油田
Ⅱ-449	自然斜面	成中(1)	三好市	池田町	佐野	成中
Ⅱ-450	自然斜面	成中(2)	三好市	池田町	佐野	成中
Ⅱ-451	自然斜面	成中(3)	三好市	池田町	佐野	成中
Ⅱ-452	自然斜面	久尾(2)	三好市	池田町	佐野	久尾
Ⅱ-453	自然斜面	久尾(3)	三好市	池田町	佐野	久尾
Ⅱ-454	自然斜面	崎谷(1)	三好市	池田町	佐野	崎谷
Ⅱ-455	自然斜面	崎谷(2)	三好市	池田町	佐野	崎谷
Ⅱ-456	自然斜面	国畑(2)	三好市	池田町	佐野	国畑
Ⅱ-457	自然斜面	国畑(3)	三好市	池田町	佐野	国畑
Ⅱ-458	自然斜面	国畑(4)	三好市	池田町	佐野	国畑
Ⅱ-459	自然斜面	青石(1)	三好市	池田町	佐野	青石

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	位置			
		箇所名		町・字	
		市町村	旧市町村	町・字	小字
II-745	自然斜面	光兼(9)	山崎町	光兼	
II-746	自然斜面	光兼(10)	山崎町	光兼	
II-747	自然斜面	光兼(11)	山崎町	光兼	
II-748	自然斜面	光兼(12)	山崎町	光兼	
II-749	自然斜面	光兼(13)	山崎町	光兼	
II-750	自然斜面	仏子(2)	山崎町	佛子	
II-751	自然斜面	仏子(3)	山崎町	佛子	
II-752	自然斜面	仏子(4)	山崎町	佛子	
II-753	自然斜面	仏子(6)	山崎町	佛子	
II-754	自然斜面	仏子(6)	山崎町	佛子	
II-755	自然斜面	仏子(7)	山崎町	佛子	
II-756	自然斜面	仏子(8)	山崎町	佛子	
II-757	自然斜面	仏子(9)	山崎町	佛子	
II-758	自然斜面	仏子(10)	山崎町	佛子	
II-759	自然斜面	尾又(2)	山崎町	尾又	尾又
II-760	自然斜面	尾又(3)	山崎町	尾又	尾又
II-761	自然斜面	尾又(4)	山崎町	尾又	尾又
II-762	自然斜面	尾又(5)	山崎町	尾又	尾又
II-763	自然斜面	尾又(6)	山崎町	尾又	尾又
II-764	自然斜面	尾又(7)	山崎町	尾又	尾又
II-765	自然斜面	尾又(8)	山崎町	尾又	尾又
II-766	自然斜面	尾又(9)	山崎町	尾又	尾又
II-767	自然斜面	尾又(10)	山崎町	尾又	尾又
II-768	自然斜面	尾又(11)	山崎町	尾又	尾又
II-769	自然斜面	平(3)	山崎町	平	平
II-770	自然斜面	平(4)	山崎町	平	平
II-771	自然斜面	平(5)	山崎町	平	平
II-772	自然斜面	平(6)	山崎町	平	平
II-773	自然斜面	平(7)	山崎町	平	平
II-774	自然斜面	平(8)	山崎町	平	平
II-775	自然斜面	平(9)	山崎町	平	平
II-776	自然斜面	平(10)	山崎町	平	平
II-777	自然斜面	平(11)	山崎町	平	平
II-778	自然斜面	平(12)	山崎町	平	平
II-779	自然斜面	平上(4)	山崎町	平上	平上
II-780	自然斜面	平上(5)	山崎町	平上	平上
II-781	自然斜面	平上(6)	山崎町	平上	平上
II-782	自然斜面	平上(7)	山崎町	平上	平上
II-783	自然斜面	平上(8)	山崎町	平上	平上
II-784	自然斜面	平上(9)	山崎町	平上	平上
II-785	自然斜面	平上(10)	山崎町	平上	平上
II-786	自然斜面	平上(11)	山崎町	平上	平上
II-787	自然斜面	平上(12)	山崎町	平上	平上
II-788	自然斜面	平上(13)	山崎町	平上	平上
II-789	自然斜面	平上(14)	山崎町	平上	平上
II-790	自然斜面	平上(15)	山崎町	平上	平上
II-791	自然斜面	平上(16)	山崎町	平上	平上
II-792	自然斜面	平上(17)	山崎町	平上	平上
II-793	自然斜面	平上(18)	山崎町	平上	平上
II-794	自然斜面	平上(19)	山崎町	平上	平上
II-795	自然斜面	平上(20)	山崎町	平上	平上
II-796	自然斜面	平上(21)	山崎町	平上	平上
II-797	自然斜面	平上(22)	山崎町	平上	平上
II-798	自然斜面	津屋(3)	山崎町	津屋	津屋
II-799	自然斜面	津屋(4)	山崎町	津屋	津屋
II-800	自然斜面	シマノオ(2)	山崎町	シマノオ	シマノオ
II-801	自然斜面	上名影(2)	山崎町	上名影	上名影

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	位置			
		箇所名		町・字	
		市町村	旧市町村	町・字	小字
II-802	自然斜面	上名影(3)	山崎町	上名	上名影
II-803	自然斜面	上名影(4)	山崎町	上名	上名影
II-804	自然斜面	上名影(5)	山崎町	上名	上名影
II-805	自然斜面	柳野尾(1)	山崎町	上名	柳野尾
II-806	自然斜面	柳野尾(2)	山崎町	上名	柳野尾
II-807	自然斜面	柳野尾(3)	山崎町	上名	柳野尾
II-808	自然斜面	柳野尾(4)	山崎町	上名	柳野尾
II-809	自然斜面	柳野尾(5)	山崎町	上名	柳野尾
II-810	自然斜面	柳野尾(6)	山崎町	上名	柳野尾
II-811	自然斜面	柳野尾(7)	山崎町	上名	柳野尾
II-812	自然斜面	上名(1)	山崎町	上名	上名
II-813	自然斜面	上名(2)	山崎町	上名	上名
II-814	自然斜面	上名(3)	山崎町	上名	上名
II-815	自然斜面	上名(4)	山崎町	上名	上名
II-816	自然斜面	上名(5)	山崎町	上名	上名
II-817	自然斜面	内野尾(2)	山崎町	上名	内野尾
II-818	自然斜面	内野尾(3)	山崎町	上名	内野尾
II-819	自然斜面	赤野谷(2)	山崎町	上名	赤野
II-820	自然斜面	粟山(1)	山崎町	粟山	粟山
II-821	自然斜面	粟山(2)	山崎町	粟山	粟山
II-822	自然斜面	粟山(3)	山崎町	粟山	粟山
II-823	自然斜面	粟山(4)	山崎町	粟山	粟山
II-824	自然斜面	粟山(5)	山崎町	粟山	粟山
II-825	自然斜面	粟山(6)	山崎町	粟山	粟山
II-826	自然斜面	粟山(7)	山崎町	粟山	粟山
II-827	自然斜面	粟山(8)	山崎町	粟山	粟山
II-828	自然斜面	粟山(9)	山崎町	粟山	粟山
II-829	自然斜面	粟山(10)	山崎町	粟山	粟山
II-830	自然斜面	粟山(11)	山崎町	粟山	粟山
II-831	自然斜面	粟山(12)	山崎町	粟山	粟山
II-832	自然斜面	大津(2)	山崎町	西字	大津
II-833	自然斜面	大津(3)	山崎町	西字	大津
II-834	自然斜面	大津(4)	山崎町	西字	大津
II-835	自然斜面	水無(2)	山崎町	西字	水無
II-836	自然斜面	水無(3)	山崎町	西字	水無
II-837	自然斜面	長瀬(2)	山崎町	西字	長瀬
II-838	自然斜面	長瀬(3)	山崎町	西字	長瀬
II-839	自然斜面	上西字(4)	山崎町	西字	上西字
II-840	自然斜面	上西字(5)	山崎町	西字	上西字
II-841	自然斜面	峰(2)	山崎町	西字	峰
II-842	自然斜面	羽瀬(1)	山崎町	下名	羽瀬
II-843	自然斜面	羽瀬(2)	山崎町	下名	羽瀬
II-844	自然斜面	羽瀬(3)	山崎町	下名	羽瀬
II-845	自然斜面	羽瀬(4)	山崎町	下名	羽瀬
II-846	自然斜面	羽瀬(5)	山崎町	下名	羽瀬
II-847	自然斜面	羽瀬(6)	山崎町	下名	羽瀬
II-848	自然斜面	羽瀬(7)	山崎町	下名	羽瀬
II-849	自然斜面	羽瀬(8)	山崎町	下名	羽瀬
II-850	自然斜面	羽瀬(9)	山崎町	下名	羽瀬
II-851	自然斜面	羽瀬(10)	山崎町	下名	羽瀬
II-852	自然斜面	羽瀬(11)	山崎町	下名	羽瀬
II-853	自然斜面	羽瀬(12)	山崎町	下名	羽瀬
II-854	自然斜面	境谷(1)	山崎町	下名	境谷
II-855	自然斜面	大黒(2)	山崎町	下名	大黒
II-856	自然斜面	大黒(3)	山崎町	下名	大黒
II-857	自然斜面	大黒(4)	山崎町	下名	大黒

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	位置			
		市町村	旧市町村	町・字	小字
II-1437	自然斜面	三好市	西祖谷山村	徳善(徳善東)	
II-1438	自然斜面	三好市	西祖谷山村	田の内	田の内
II-1439	自然斜面	三好市	西祖谷山村	田の内	田の内
II-1440	自然斜面	三好市	西祖谷山村	田の内	田の内
II-1441	自然斜面	三好市	西祖谷山村	田の内	田の内
II-1442	自然斜面	三好市	西祖谷山村	田の内	田の内
II-1443	自然斜面	三好市	西祖谷山村	田の内	田の内
II-1444	自然斜面	三好市	西祖谷山村	田の内	田の内
II-1445	自然斜面	三好市	西祖谷山村	田の内	田の内
II-1446	自然斜面	三好市	西祖谷山村	田の内	田の内
II-1447	自然斜面	三好市	西祖谷山村	東西	東西
II-1448	自然斜面	三好市	西祖谷山村	東西	東西
II-1449	自然斜面	三好市	西祖谷山村	東西	東西
II-1450	自然斜面	三好市	西祖谷山村	東西	東西
II-1451	自然斜面	三好市	西祖谷山村	東西	東西
II-1452	自然斜面	三好市	西祖谷山村	尾井ノ内	尾井ノ内
II-1453	自然斜面	三好市	西祖谷山村	尾井ノ内	尾井ノ内
II-1454	自然斜面	三好市	西祖谷山村	尾井ノ内	尾井ノ内
II-1455	自然斜面	三好市	西祖谷山村	戸ノ谷	戸ノ谷
II-1456	自然斜面	三好市	西祖谷山村	戸ノ谷	戸ノ谷
II-1457	自然斜面	三好市	西祖谷山村	一宇	一宇
II-1458	自然斜面	三好市	西祖谷山村	一宇	一宇
II-1459	自然斜面	三好市	西祖谷山村	一宇	一宇
II-1460	自然斜面	三好市	西祖谷山村	一宇	一宇
II-1461	自然斜面	三好市	西祖谷山村	一宇	一宇
II-1462	自然斜面	三好市	西祖谷山村	一宇	一宇
II-1463	自然斜面	三好市	西祖谷山村	一宇	一宇
II-1464	自然斜面	三好市	西祖谷山村	一宇	一宇
II-1465	自然斜面	三好市	西祖谷山村	後山	後山
II-1466	自然斜面	三好市	西祖谷山村	後山	後山
II-1467	自然斜面	三好市	西祖谷山村	後山	後山
II-1468	自然斜面	三好市	西祖谷山村	後山	後山
II-1469	自然斜面	三好市	西祖谷山村	後山	後山
II-1470	自然斜面	三好市	西祖谷山村	後山	後山
II-1471	自然斜面	三好市	西祖谷山村	後山	後山
II-1472	自然斜面	三好市	西祖谷山村	後山	後山
II-1473	自然斜面	三好市	西祖谷山村	後山	後山
II-1474	自然斜面	三好市	西祖谷山村	後山	後山
II-1475	自然斜面	三好市	西祖谷山村	後山	後山
II-1476	自然斜面	三好市	西祖谷山村	後山	後山
II-1477	自然斜面	三好市	西祖谷山村	荒地	荒地
II-1478	自然斜面	三好市	西祖谷山村	荒地	荒地
II-1479	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳	善徳
II-1480	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳	善徳
II-1481	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳	善徳
II-1482	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳	善徳
II-1483	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳	善徳
II-1484	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳	善徳
II-1485	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳	善徳
II-1486	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳	善徳
II-1487	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳	善徳
II-1488	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳	善徳
II-1489	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳	善徳
II-1490	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳	善徳
II-1491	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳	善徳
II-1492	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳	善徳
II-1493	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳	善徳

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	位置			
		市町村	旧市町村	町・字	小字
II-1494	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳(16)	善徳
II-1495	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳(17)	善徳
II-1496	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳(18)	善徳
II-1497	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳(19)	善徳
II-1498	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳(20)	善徳
II-1499	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳(21)	善徳
II-1500	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳(22)	善徳
II-1501	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳(23)	善徳
II-1502	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳(24)	善徳
II-1503	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳(25)	善徳
II-1504	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳(26)	善徳
II-1505	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳(27)	善徳
II-1506	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳(28)	善徳
II-1507	自然斜面	三好市	西祖谷山村	善徳東の西(2)	善徳(善徳東の西)
II-1508	自然斜面	三好市	西祖谷山村	覆(2)	覆
II-1509	自然斜面	三好市	西祖谷山村	覆(3)	覆
II-1510	自然斜面	三好市	西祖谷山村	上吾備(1)	上吾備
II-1511	自然斜面	三好市	西祖谷山村	上吾備(2)	上吾備
II-1512	自然斜面	三好市	西祖谷山村	上吾備(3)	上吾備
II-1513	自然斜面	三好市	西祖谷山村	上吾備(4)	上吾備
II-1514	自然斜面	三好市	西祖谷山村	上吾備(5)	上吾備
II-1515	自然斜面	三好市	西祖谷山村	下吾備(1)	下吾備
II-1516	自然斜面	三好市	西祖谷山村	下吾備(2)	下吾備
II-1517	自然斜面	三好市	西祖谷山村	重末(1)	重末
II-1518	自然斜面	三好市	西祖谷山村	重末(2)	重末
II-1519	自然斜面	三好市	西祖谷山村	土日浦(2)	土日浦
II-1520	自然斜面	三好市	西祖谷山村	土日浦(3)	土日浦
II-1521	自然斜面	三好市	西祖谷山村	土日浦(4)	土日浦
II-1522	自然斜面	三好市	西祖谷山村	東山	東山
II-1523	自然斜面	三好市	西祖谷山村	谷間(2)	谷間
II-1524	自然斜面	三好市	西祖谷山村	谷間(3)	谷間
II-1525	自然斜面	三好市	西祖谷山村	谷間(4)	谷間
II-1526	自然斜面	三好市	西祖谷山村	有瀬(2)	有瀬
II-1527	自然斜面	三好市	西祖谷山村	有瀬(3)	有瀬
II-1528	自然斜面	三好市	西祖谷山村	有瀬(4)	有瀬
II-1529	自然斜面	三好市	西祖谷山村	有瀬(5)	有瀬
II-1530	自然斜面	三好市	西祖谷山村	有瀬(6)	有瀬
II-1531	自然斜面	三好市	西祖谷山村	有瀬(7)	有瀬
II-1532	自然斜面	三好市	西祖谷山村	有瀬(8)	有瀬
II-1533	自然斜面	三好市	西祖谷山村	有瀬(9)	有瀬
II-1534	自然斜面	三好市	西祖谷山村	有瀬(10)	有瀬
II-1535	自然斜面	三好市	西祖谷山村	有瀬(11)	有瀬
II-1536	自然斜面	三好市	西祖谷山村	有瀬(12)	有瀬
II-1537	自然斜面	三好市	西祖谷山村	有瀬(13)	有瀬
II-1538	自然斜面	三好市	西祖谷山村	有瀬(14)	有瀬
II-1539	自然斜面	三好市	西祖谷山村	小祖谷(1)	小祖谷
II-1540	自然斜面	三好市	西祖谷山村	小祖谷(2)	小祖谷
II-1541	自然斜面	三好市	西祖谷山村	小祖谷(3)	小祖谷
II-1542	自然斜面	三好市	西祖谷山村	小祖谷(4)	小祖谷
II-1543	自然斜面	三好市	西祖谷山村	小祖谷(5)	小祖谷
II-1544	自然斜面	三好市	西祖谷山村	小祖谷(6)	小祖谷
II-1545	自然斜面	三好市	西祖谷山村	坂瀬	坂瀬
II-1546	人工斜面	三好市	西祖谷山村	隅川(8)	隅川
II-7749	人工斜面	三好市	山崎町	山崎町	山崎町
II-7750	人工斜面	三好市	西祖谷山村	小祖谷(7)	小祖谷
II-64	自然斜面	東みよし町	三好町	中津上	中津上
II-65	自然斜面	東みよし町	三好町	中津(2)	中津

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	位置			
		市町村	旧市町村	町・字	小字
II-66	自然斜面	山田	三好町	足代	山田
II-67	自然斜面	西ダイ	三好町	足代	西ダイ
II-68	自然斜面	ダイの西	三好町	足代	ダイの西
II-69	自然斜面	東	三好町	足代	東
II-70	自然斜面	井坪(1)	三好町	足代	井坪
II-71	自然斜面	井坪(2)	三好町	足代	井坪
II-72	自然斜面	聖神	三好町	足代	聖神
II-73	自然斜面	草谷	三好町	足代	草谷
II-74	自然斜面	笠懸(2)	三好町	足代	笠懸
II-75	自然斜面	中屋	三好町	足代	中屋
II-76	自然斜面	百々務	三好町	足代	百々務
II-77	自然斜面	滝久保(2)	三好町	東山	滝久保
II-78	自然斜面	滝久保(3)	三好町	東山	滝久保
II-79	自然斜面	滝久保(4)	三好町	東山	滝久保
II-80	自然斜面	滝久保(5)	三好町	東山	滝久保
II-81	自然斜面	男山(1)	三好町	東山	男山
II-82	自然斜面	男山(2)	三好町	東山	男山
II-83	自然斜面	男山(3)	三好町	東山	男山
II-84	自然斜面	葛籠(1)	三好町	東山	葛籠
II-85	自然斜面	葛籠(2)	三好町	東山	葛籠
II-86	自然斜面	葛籠(3)	三好町	東山	葛籠
II-87	自然斜面	葛籠(4)	三好町	東山	葛籠
II-88	自然斜面	葛籠(5)	三好町	東山	葛籠
II-89	自然斜面	葛籠(6)	三好町	東山	葛籠
II-90	自然斜面	葛籠(7)	三好町	東山	葛籠
II-91	自然斜面	葛籠(8)	三好町	東山	葛籠
II-92	自然斜面	榎木(1)	三好町	東山	榎木
II-93	自然斜面	榎木(2)	三好町	東山	榎木
II-94	自然斜面	榎木(3)	三好町	東山	榎木
II-95	自然斜面	榎木(4)	三好町	東山	榎木
II-96	自然斜面	榎木(5)	三好町	東山	榎木
II-97	自然斜面	榎木(6)	三好町	東山	榎木
II-98	自然斜面	榎木(7)	三好町	東山	榎木
II-99	自然斜面	榎木(8)	三好町	東山	榎木
II-100	自然斜面	石木(4)	三好町	東山	石木
II-101	自然斜面	石木(5)	三好町	東山	石木
II-102	自然斜面	石木(6)	三好町	東山	石木
II-103	自然斜面	石木(7)	三好町	東山	石木
II-104	自然斜面	石木(8)	三好町	東山	石木
II-105	自然斜面	石木(9)	三好町	東山	石木
II-106	自然斜面	石木(10)	三好町	東山	石木
II-107	自然斜面	石木(11)	三好町	東山	石木
II-108	自然斜面	石木(12)	三好町	東山	石木
II-109	自然斜面	石木(13)	三好町	東山	石木
II-110	自然斜面	石木(14)	三好町	東山	石木
II-111	自然斜面	石木(15)	三好町	東山	石木
II-112	自然斜面	東山(1)	三好町	東山	貞安
II-113	自然斜面	東山(2)	三好町	東山	貞安
II-114	自然斜面	東山(3)	三好町	東山	貞安
II-115	自然斜面	中村(1)	三好町	東山	中村
II-116	自然斜面	中村(2)	三好町	東山	中村
II-117	自然斜面	中村(3)	三好町	東山	中村
II-118	自然斜面	中村(4)	三好町	東山	中村
II-119	自然斜面	中村(5)	三好町	東山	中村
II-120	自然斜面	中村(6)	三好町	東山	中村
II-121	自然斜面	中村(7)	三好町	東山	中村
II-122	自然斜面	小見(4)	三好町	東山	小見

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	位置			
		市町村	旧市町村	町・字	小字
II-123	自然斜面	小見(5)	三好町	東山	小見
II-124	自然斜面	増川(3)	三好町	東山	増川
II-125	自然斜面	増川(4)	三好町	東山	増川
II-126	自然斜面	増川(5)	三好町	東山	増川
II-127	自然斜面	増川(6)	三好町	東山	増川
II-128	自然斜面	増川(7)	三好町	東山	増川
II-129	自然斜面	増川(8)	三好町	東山	増川
II-130	自然斜面	常葉(2)	三好町	東山	常葉
II-131	自然斜面	常葉(3)	三好町	東山	常葉
II-132	自然斜面	常葉(4)	三好町	東山	常葉
II-133	自然斜面	柳沢(2)	三好町	東山	柳沢
II-134	自然斜面	柳沢(3)	三好町	東山	柳沢
II-135	自然斜面	柳沢(4)	三好町	東山	柳沢
II-136	自然斜面	柳沢(5)	三好町	東山	柳沢
II-137	自然斜面	柳沢(6)	三好町	東山	柳沢
II-138	自然斜面	内野(1)	三好町	東山	内野
II-139	自然斜面	内野(2)	三好町	東山	内野
II-140	自然斜面	内野(3)	三好町	東山	内野
II-141	自然斜面	内野(4)	三好町	東山	内野
II-142	自然斜面	法市(1)	三好町	東山	法市
II-143	自然斜面	法市(2)	三好町	東山	法市
II-144	自然斜面	法市(3)	三好町	東山	法市
II-145	自然斜面	法市(4)	三好町	東山	法市
II-146	自然斜面	法市(5)	三好町	東山	法市
II-147	自然斜面	法市(6)	三好町	東山	法市
II-148	自然斜面	法市(7)	三好町	東山	法市
II-149	自然斜面	法市(8)	三好町	東山	法市
II-150	自然斜面	法市(9)	三好町	東山	法市
II-151	自然斜面	法市(10)	三好町	東山	法市
II-152	自然斜面	法市(11)	三好町	東山	法市
II-1095	自然斜面	吉森(2)	三好町	吉森	吉森
II-1096	自然斜面	東井出上	三好町	東井出上	東井出上
II-1097	自然斜面	炭焼(2)	三好町	炭焼	炭焼
II-1098	自然斜面	赤池	三好町	赤池	赤池
II-1099	自然斜面	貞広上	三好町	貞広上	貞広上
II-1100	自然斜面	よばい田	三好町	よばい田	よばい田
II-1101	自然斜面	おくなり(1)	三好町	おくなり	おくなり
II-1102	自然斜面	おくなり(2)	三好町	おくなり	おくなり
II-1103	自然斜面	山根	三好町	山根	山根
II-1104	自然斜面	谷ノ西(1)	三好町	谷ノ西	谷ノ西
II-1105	自然斜面	谷ノ西(2)	三好町	谷ノ西	谷ノ西
II-1106	自然斜面	谷ノ西(3)	三好町	谷ノ西	谷ノ西
II-1107	自然斜面	谷ノ西(4)	三好町	谷ノ西	谷ノ西
II-1108	自然斜面	谷ノ西(5)	三好町	谷ノ西	谷ノ西
II-1109	自然斜面	谷ノ西(6)	三好町	谷ノ西	谷ノ西
II-1110	自然斜面	谷ノ西(7)	三好町	谷ノ西	谷ノ西
II-1111	自然斜面	谷ノ西(8)	三好町	谷ノ西	谷ノ西
II-1112	自然斜面	谷ノ西(9)	三好町	谷ノ西	谷ノ西
II-1113	自然斜面	谷ノ西(10)	三好町	谷ノ西	谷ノ西
II-1114	自然斜面	谷ノ西(11)	三好町	谷ノ西	谷ノ西
II-1115	自然斜面	争の前(1)	三好町	争の前	争の前
II-1116	自然斜面	争の前(2)	三好町	争の前	争の前
II-1117	自然斜面	野田保	三好町	野田保	野田保
II-1118	自然斜面	木藤前(1)	三好町	木藤前	木藤前
II-1119	自然斜面	木藤前(2)	三好町	木藤前	木藤前
II-1120	自然斜面	木藤前(3)	三好町	木藤前	木藤前

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	位置			
		市町村	旧市町村	町・字	小字
II-1122	自然斜面	木瀬浦	三加茂町	毛田	木瀬浦
II-1123	自然斜面	木瀬	三加茂町	毛田	木瀬
II-1124	自然斜面	大藤(4)	三加茂町	毛田	大藤
II-1125	自然斜面	大藤(5)	三加茂町	毛田	大藤
II-1126	自然斜面	大藤(6)	三加茂町	毛田	大藤
II-1127	自然斜面	大藤(7)	三加茂町	毛田	大藤
II-1128	自然斜面	大藤(8)	三加茂町	毛田	大藤
II-1129	自然斜面	宗森(1)	三加茂町	毛田	宗森
II-1130	自然斜面	宗森(2)	三加茂町	毛田	宗森
II-1131	自然斜面	宗森(3)	三加茂町	毛田	宗森
II-1132	自然斜面	中谷(1)	三加茂町	毛田	中谷
II-1133	自然斜面	中谷(2)	三加茂町	毛田	中谷
II-1134	自然斜面	西村(1)	三加茂町	毛田	西村
II-1135	自然斜面	西村(2)	三加茂町	毛田	西村
II-1136	自然斜面	西村(3)	三加茂町	毛田	西村
II-1137	自然斜面	西村(4)	三加茂町	毛田	西村
II-1138	自然斜面	上名(1)	三加茂町	毛田	上名
II-1139	自然斜面	上名(2)	三加茂町	毛田	上名
II-1140	自然斜面	藤(1)	三加茂町	毛田	藤
II-1141	自然斜面	藤(2)	三加茂町	毛田	藤
II-1142	自然斜面	山田(1)	三加茂町	毛田	山田
II-1143	自然斜面	山田(2)	三加茂町	西庄	山田
II-1144	自然斜面	長田	三加茂町	西庄	長田
II-1145	自然斜面	中屋	三加茂町	西庄	中屋
II-1146	自然斜面	柳尻川	三加茂町	西庄	柳尻川
II-1147	自然斜面	谷奥	三加茂町	西庄	谷奥
II-1148	自然斜面	友竹	三加茂町	西庄	友竹
II-1149	自然斜面	馬場下	三加茂町	西庄	馬場下
II-1150	自然斜面	白浦(1)	三加茂町	西庄	白浦
II-1151	自然斜面	白浦(2)	三加茂町	西庄	白浦
II-1152	自然斜面	白浦(3)	三加茂町	西庄	白浦
II-1153	自然斜面	白浦(4)	三加茂町	西庄	白浦
II-1154	自然斜面	白浦(5)	三加茂町	西庄	白浦
II-1155	自然斜面	加茂山(1)	三加茂町	西庄	加茂山
II-1156	自然斜面	加茂山(2)	三加茂町	西庄	加茂山
II-1157	自然斜面	土久保(1)	三加茂町	西庄	土久保
II-1158	自然斜面	土久保(2)	三加茂町	西庄	土久保
II-1159	自然斜面	下藤敷(1)	三加茂町	西庄	下藤敷
II-1160	自然斜面	下藤敷(2)	三加茂町	西庄	下藤敷
II-1161	自然斜面	新田向	三加茂町	西庄	新田向
II-1162	自然斜面	横白谷(1)	三加茂町	西庄	横白谷
II-1163	自然斜面	横白谷(2)	三加茂町	西庄	横白谷
II-1164	自然斜面	横白谷(3)	三加茂町	西庄	横白谷
II-1165	自然斜面	泉野(1)	三加茂町	西庄	泉野
II-1166	自然斜面	泉野(2)	三加茂町	西庄	泉野
II-1167	自然斜面	泉野(4)	三加茂町	西庄	泉野
II-1168	自然斜面	中名(1)	三加茂町	西庄	中名
II-1169	自然斜面	中名(2)	三加茂町	西庄	中名
II-1170	自然斜面	新田上(1)	三加茂町	西庄	新田上
II-1171	自然斜面	新田上(2)	三加茂町	西庄	新田上
II-1172	自然斜面	小伝(1)	三加茂町	西庄	小伝
II-1173	自然斜面	小伝(2)	三加茂町	西庄	小伝
II-1174	自然斜面	三枝(2)	三加茂町	西庄	三枝
II-1175	自然斜面	宮浦	三加茂町	西庄	宮浦
II-1176	自然斜面	藤尾(1)	三加茂町	西庄	藤尾
II-1177	自然斜面	藤尾(2)	三加茂町	西庄	藤尾
II-1178	自然斜面	無双田	三加茂町	西庄	無双田
II-1179	自然斜面	宗本	三加茂町	西庄	宗本
II-1180	自然斜面	国政(2)	三加茂町	西庄	国政
II-1181	自然斜面	国政(3)	三加茂町	西庄	国政
II-1182	自然斜面	国政(4)	三加茂町	西庄	国政
II-1183	自然斜面	国政(5)	三加茂町	西庄	国政
II-1184	自然斜面	国政(6)	三加茂町	西庄	国政
II-1185	自然斜面	谷合(2)	三加茂町	西庄	谷合
II-1186	自然斜面	谷合(3)	三加茂町	西庄	谷合
II-1187	自然斜面	谷合(4)	三加茂町	西庄	谷合
II-1188	自然斜面	谷合(5)	三加茂町	西庄	谷合
II-1189	自然斜面	谷合(6)	三加茂町	西庄	谷合
II-1190	自然斜面	森清(2)	三加茂町	西庄	森清
II-1191	自然斜面	重高(1)	三加茂町	西庄	重高
II-1192	自然斜面	重高(2)	三加茂町	西庄	重高
II-1193	自然斜面	重高(3)	三加茂町	西庄	重高
II-1194	自然斜面	重高(4)	三加茂町	西庄	重高
II-1195	自然斜面	重高(5)	三加茂町	西庄	重高
II-1196	自然斜面	野根上(2)	三加茂町	西庄	野根上
II-1197	自然斜面	新発地(1)	三加茂町	西庄	新発地
II-1198	自然斜面	新発地(2)	三加茂町	西庄	新発地
II-1199	自然斜面	新発地(3)	三加茂町	西庄	新発地
II-1200	自然斜面	新発地(4)	三加茂町	西庄	新発地
II-1201	自然斜面	新発地(5)	三加茂町	西庄	新発地
II-1202	自然斜面	城谷	三加茂町	中庄	城谷
II-1203	自然斜面	古野(1)	三加茂町	中庄	古野
II-1204	自然斜面	古野(2)	三加茂町	中庄	古野
II-1205	自然斜面	古野(3)	三加茂町	中庄	古野
II-1206	自然斜面	古野(4)	三加茂町	中庄	古野
II-1207	自然斜面	古野(5)	三加茂町	中庄	古野
II-1208	自然斜面	中尾(1)	三加茂町	中庄	中尾
II-1209	自然斜面	中尾(2)	三加茂町	中庄	中尾
II-1210	自然斜面	明合(1)	三加茂町	中庄	明合
II-1211	自然斜面	明合(2)	三加茂町	中庄	明合
II-1212	自然斜面	明合(3)	三加茂町	中庄	明合
II-1213	自然斜面	明合(4)	三加茂町	中庄	明合
II-1214	自然斜面	奥村(2)	三加茂町	中庄	奥村東
II-1215	自然斜面	坊六(1)	三加茂町	中庄	坊六
II-1216	自然斜面	坊六(2)	三加茂町	中庄	坊六
合計		箇所			

※危険箇所名から区域名が変更となったもの

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

箇所番号	斜面区分	位置			
		市町村	旧市町村	町・字	小字
II-1179	自然斜面	宗本	三加茂町	西庄	宗本
II-1180	自然斜面	国政(2)	三加茂町	西庄	国政
II-1181	自然斜面	国政(3)	三加茂町	西庄	国政
II-1182	自然斜面	国政(4)	三加茂町	西庄	国政
II-1183	自然斜面	国政(5)	三加茂町	西庄	国政
II-1184	自然斜面	国政(6)	三加茂町	西庄	国政
II-1185	自然斜面	谷合(2)	三加茂町	西庄	谷合
II-1186	自然斜面	谷合(3)	三加茂町	西庄	谷合
II-1187	自然斜面	谷合(4)	三加茂町	西庄	谷合
II-1188	自然斜面	谷合(5)	三加茂町	西庄	谷合
II-1189	自然斜面	谷合(6)	三加茂町	西庄	谷合
II-1190	自然斜面	森清(2)	三加茂町	西庄	森清
II-1191	自然斜面	重高(1)	三加茂町	西庄	重高
II-1192	自然斜面	重高(2)	三加茂町	西庄	重高
II-1193	自然斜面	重高(3)	三加茂町	西庄	重高
II-1194	自然斜面	重高(4)	三加茂町	西庄	重高
II-1195	自然斜面	重高(5)	三加茂町	西庄	重高
II-1196	自然斜面	野根上(2)	三加茂町	西庄	野根上
II-1197	自然斜面	新発地(1)	三加茂町	西庄	新発地
II-1198	自然斜面	新発地(2)	三加茂町	西庄	新発地
II-1199	自然斜面	新発地(3)	三加茂町	西庄	新発地
II-1200	自然斜面	新発地(4)	三加茂町	西庄	新発地
II-1201	自然斜面	新発地(5)	三加茂町	西庄	新発地
II-1202	自然斜面	城谷	三加茂町	中庄	城谷
II-1203	自然斜面	古野(1)	三加茂町	中庄	古野
II-1204	自然斜面	古野(2)	三加茂町	中庄	古野
II-1205	自然斜面	古野(3)	三加茂町	中庄	古野
II-1206	自然斜面	古野(4)	三加茂町	中庄	古野
II-1207	自然斜面	古野(5)	三加茂町	中庄	古野
II-1208	自然斜面	中尾(1)	三加茂町	中庄	中尾
II-1209	自然斜面	中尾(2)	三加茂町	中庄	中尾
II-1210	自然斜面	明合(1)	三加茂町	中庄	明合
II-1211	自然斜面	明合(2)	三加茂町	中庄	明合
II-1212	自然斜面	明合(3)	三加茂町	中庄	明合
II-1213	自然斜面	明合(4)	三加茂町	中庄	明合
II-1214	自然斜面	奥村(2)	三加茂町	中庄	奥村東
II-1215	自然斜面	坊六(1)	三加茂町	中庄	坊六
II-1216	自然斜面	坊六(2)	三加茂町	中庄	坊六
合計		箇所			

※危険箇所名から区域名が変更となったもの

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字
Ⅲ-148	自然斜面	平松	鳴門市	里浦町里浦	平松
Ⅲ-149	自然斜面	坂田(3)	鳴門市	里浦町里浦	坂田
Ⅲ-100	自然斜面	梅ノ宮(1)	吉野川市	鴨島町	梅ノ宮
Ⅲ-101	自然斜面	井堰(4)	吉野川市	鴨島町	井堰
Ⅲ-102	自然斜面	壠ノ原(2)	吉野川市	鴨島町	壠ノ原
Ⅲ-103	自然斜面	壠ノ原(3)	吉野川市	鴨島町	壠ノ原
Ⅲ-104	自然斜面	壠ノ原(4)	吉野川市	鴨島町	壠ノ原
Ⅲ-105	自然斜面	大塚(3)	吉野川市	川島町	北原
Ⅲ-106	自然斜面	中須賀(1)	吉野川市	川島町	中須賀
Ⅲ-107	自然斜面	並倉(3)	吉野川市	川島町	並倉
Ⅲ-108	自然斜面	平倉(4)	吉野川市	川島町	鷹ノ巣
Ⅲ-109	自然斜面	平倉(5)	吉野川市	川島町	平倉
Ⅲ-110	自然斜面	鷹ノ巣(1)	吉野川市	川島町	鷹ノ巣
Ⅲ-111	自然斜面	鷹ノ巣(2)	吉野川市	川島町	湯吸
Ⅲ-112	自然斜面	芝生(1)	吉野川市	川島町	芝生
Ⅲ-113	自然斜面	山之神(3)	吉野川市	川島町	桑村(桑村)
Ⅲ-114	自然斜面	西ノ谷3	吉野川市	川島町	桑村(桑村)
Ⅲ-115	自然斜面	二ツ森(2)	吉野川市	川島町	二ツ森
Ⅲ-116	自然斜面	忌部山(2)	吉野川市	山川町	忌部
Ⅲ-117	自然斜面	忌部山(3)	吉野川市	山川町	東蔵
Ⅲ-118	自然斜面	裾圍(2)	吉野川市	山川町	裾圍
Ⅲ-119	自然斜面	古城(3)	吉野川市	山川町	坂田
Ⅲ-120	自然斜面	塚谷(1)	吉野川市	山川町	塚谷
Ⅲ-121	自然斜面	山神(1)	吉野川市	山川町	山神
Ⅲ-122	自然斜面	久輪(3)	吉野川市	山川町	川田八幡
Ⅲ-123	自然斜面	瀬津	吉野川市	山川町	瀬津
Ⅲ-124	自然斜面	引掛(7)	吉野川市	山川町	引掛
Ⅲ-125	自然斜面	引地(8)	吉野川市	山川町	引地
Ⅲ-81	自然斜面	王子塚(2)	吉野川市	鴨島町	王子塚
Ⅲ-82	自然斜面	国中(4)	吉野川市	鴨島町	国中
Ⅲ-83	自然斜面	並取(2)	吉野川市	鴨島町	並取
Ⅲ-84	自然斜面	玉取(3)	吉野川市	鴨島町	玉取
Ⅲ-85	自然斜面	向峠山(2)	吉野川市	鴨島町	向峠
Ⅲ-86	自然斜面	向峠山(3)	吉野川市	鴨島町	山ノ瀬
Ⅲ-87	自然斜面	宮ノ前(1)	吉野川市	鴨島町	宮ノ前
Ⅲ-88	自然斜面	櫻原(1)	吉野川市	鴨島町	櫻原
Ⅲ-89	自然斜面	東寺谷(1)	吉野川市	鴨島町	東寺谷
Ⅲ-90	自然斜面	宮前(4)	吉野川市	鴨島町	宮前
Ⅲ-91	自然斜面	高ノ原(4)	吉野川市	鴨島町	高ノ原
Ⅲ-92	自然斜面	三谷下(1)	吉野川市	鴨島町	三谷下
Ⅲ-93	自然斜面	高ノ原(5)	吉野川市	鴨島町	森藤
Ⅲ-94	自然斜面	天神(2)	吉野川市	鴨島町	森藤
Ⅲ-95	自然斜面	天神(3)	吉野川市	鴨島町	森藤
Ⅲ-96	自然斜面	藤井谷(2)	吉野川市	鴨島町	藤井谷
Ⅲ-97	自然斜面	藤井谷(3)	吉野川市	鴨島町	藤井谷
Ⅲ-98	自然斜面	日生(1)	吉野川市	鴨島町	日生
Ⅲ-99	自然斜面	日生(2)	吉野川市	鴨島町	日生
Ⅲ-30	自然斜面	法敷田(1)	阿波市	土成町	法敷田
Ⅲ-31	自然斜面	法敷田(2)	阿波市	土成町	法敷田
Ⅲ-32	自然斜面	西谷(1)	阿波市	土成町	西谷
Ⅲ-33	自然斜面	山王子(2)	阿波市	土成町	山王子
Ⅲ-34	自然斜面	佐吉(2)	阿波市	土成町	佐吉
Ⅲ-35	自然斜面	佐吉(3)	阿波市	土成町	佐吉
Ⅲ-36	自然斜面	西内(1)	阿波市	土成町	西内
Ⅲ-37	自然斜面	角山(1)	阿波市	土成町	角山
Ⅲ-38	自然斜面	下山田(3)	阿波市	土成町	下山田
Ⅲ-39	自然斜面	大畑(1)	阿波市	宮川内	大畑

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字
Ⅲ-150	自然斜面	西矢野(10)	徳島市	国府町	西矢野
Ⅲ-151	自然斜面	海荒(10)	徳島市	入田町	海荒
Ⅲ-152	自然斜面	東丁(8)	徳島市	一宮町	東丁
Ⅲ-153	自然斜面	西丁(4)	徳島市	一宮町	西丁
Ⅲ-154	自然斜面	名東町二丁目	徳島市	名東町	二丁目
Ⅲ-155	自然斜面	川西(6)	徳島市	上八万町	川西
Ⅲ-156	自然斜面	木丁(2)	徳島市	下町	木丁
Ⅲ-157	自然斜面	西地(3)	徳島市	上八万町	西地
Ⅲ-158	自然斜面	角山(2)	徳島市	方上町	角山
Ⅲ-159	自然斜面	久久保(6)	徳島市	八多町	久久保
Ⅲ-160	自然斜面	中内(2)	徳島市	中内	中内
Ⅲ-161	自然斜面	北柳(5)	徳島市	多良家町	北地
Ⅲ-162	自然斜面	北内(3)	徳島市	多良家町	北内
Ⅲ-163	自然斜面	枇杷久保(3)	徳島市	枇杷久保	枇杷久保
Ⅲ-164	自然斜面	柳上	徳島市	瓶谷町	柳上
Ⅲ-165	自然斜面	白金谷	徳島市	瓶谷町	白金谷
Ⅲ-166	自然斜面	又願(4)	徳島市	又願	又願
Ⅲ-167	自然斜面	又願(5)	徳島市	又願	又願
Ⅲ-168	自然斜面	町目	徳島市	新浜本町	町目
Ⅲ-169	自然斜面	外蔵(3)	徳島市	大原町	外蔵
Ⅲ-170	自然斜面	木柳子(3)	徳島市	大原町	木柳子
Ⅲ-171	自然斜面	山路	小松島市	新居見町	山路
Ⅲ-172	自然斜面	東山下	小松島市	新居見町	東山下
Ⅲ-173	自然斜面	蓮花寺	小松島市	新居見町	蓮花寺
Ⅲ-174	自然斜面	恩山寺谷(1)	小松島市	田野町	恩山寺谷
Ⅲ-175	自然斜面	恩山寺谷(2)	小松島市	田野町	恩山寺谷
Ⅲ-176	自然斜面	恩山寺谷(3)	小松島市	田野町	恩山寺谷
Ⅲ-177	自然斜面	連山	小松島市	田野町	連山
Ⅲ-178	自然斜面	高田(2)	小松島市	田野町	高田
Ⅲ-179	自然斜面	小田浦	小松島市	立江町	小田浦
Ⅲ-180	自然斜面	大田浦	小松島市	立江町	大田浦
Ⅲ-181	自然斜面	波島ヶ谷	小松島市	立江町	波島ヶ谷
Ⅲ-182	自然斜面	中山(1)	小松島市	中山	中山
Ⅲ-183	自然斜面	並原(1)	小松島市	備前町	並原
Ⅲ-184	自然斜面	並原(2)	小松島市	備前町	並原
Ⅲ-126	自然斜面	穂尾谷(3)	鳴門市	大麻町樽	穂尾谷
Ⅲ-127	自然斜面	広塚	鳴門市	大麻町板東	広塚
Ⅲ-128	自然斜面	中谷(2)	鳴門市	大麻町板東	中谷
Ⅲ-129	自然斜面	中谷(3)	鳴門市	大麻町板東	中谷
Ⅲ-130	自然斜面	柳原	鳴門市	大麻町大谷	柳原
Ⅲ-131	自然斜面	伊予明	鳴門市	大麻町大谷	伊予明
Ⅲ-132	自然斜面	上折木谷	鳴門市	大麻町大谷	上折木谷
Ⅲ-133	自然斜面	伊壁ヶ谷(2)	鳴門市	大麻町大谷	伊壁ヶ谷
Ⅲ-134	自然斜面	下田	鳴門市	大麻町大谷	下田
Ⅲ-135	自然斜面	東山谷(3)	鳴門市	大麻町大谷	東山谷
Ⅲ-136	自然斜面	東山田	鳴門市	大麻町大谷	東山田
Ⅲ-137	自然斜面	三庄谷	鳴門市	大麻町大谷	三庄谷
Ⅲ-138	自然斜面	延谷	鳴門市	大麻町大谷	延谷
Ⅲ-139	自然斜面	奥中山	鳴門市	大麻町大谷	奥中山
Ⅲ-140	自然斜面	栗木谷	鳴門市	大麻町大谷	栗木谷
Ⅲ-141	自然斜面	小谷(2)	鳴門市	大麻町大谷	小谷
Ⅲ-142	自然斜面	中山(3)	鳴門市	大麻町大谷	中山
Ⅲ-143	自然斜面	板屋島(4)	鳴門市	大麻町大谷	板屋島
Ⅲ-144	自然斜面	柳谷(2)	鳴門市	大麻町大谷	柳谷
Ⅲ-145	自然斜面	小海(2)	鳴門市	大麻町大谷	小海
Ⅲ-146	自然斜面	白出(3)	鳴門市	大麻町大谷	白出
Ⅲ-147	自然斜面	竹島(3)	鳴門市	大麻町大谷	竹島

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字
Ⅲ-9	自然斜面	石井(13)	石井町		石井
Ⅲ-20	自然斜面	大谷(2)	上坂町		大谷
Ⅲ-21	自然斜面	基浦谷(1)	上坂町		基浦谷
Ⅲ-22	自然斜面	寺屋敷(2)	上坂町		寺屋敷
Ⅲ-23	自然斜面	横山ノ下(1)	上坂町		横山ノ下
Ⅲ-24	自然斜面	横山ノ下(2)	上坂町		横山ノ下
Ⅲ-25	自然斜面	車谷(1)	上坂町		車谷
Ⅲ-26	自然斜面	野神(1)	上坂町		野神
Ⅲ-27	自然斜面	石橋(2)	上坂町		石橋
Ⅲ-28	自然斜面	宮ヶ谷(3)	上坂町		宮ヶ谷
Ⅲ-29	自然斜面	引野	上坂町		引野
Ⅲ-186	自然斜面	鴨籠(1)	上坂町		鴨籠
Ⅲ-187	自然斜面	新傍系(4)	阿南市	中大明町	新傍系、シル谷
Ⅲ-188	自然斜面	海入谷	阿南市	長生町	海入谷
Ⅲ-189	自然斜面	張	阿南市	長生町	張
Ⅲ-190	自然斜面	角ノ谷(4)	阿南市	長生町	角ノ谷
Ⅲ-191	自然斜面	北浦(2)	阿南市	長生町	北浦
Ⅲ-192	自然斜面	祖ヶ谷(2)	阿南市	長生町	祖ヶ谷
Ⅲ-193	自然斜面	深田(1)	阿南市	深田	深田、下水田
Ⅲ-194	自然斜面	深田(2)	阿南市	深田	深田、北勘高
Ⅲ-195	自然斜面	花谷(3)	阿南市	見能林町	花谷
Ⅲ-196	自然斜面	青木(6)	阿南市	見能林町	青木
Ⅲ-197	自然斜面	南林(6)	阿南市	見能林町	南林
Ⅲ-198	自然斜面	南林(7)	阿南市	見能林町	南林
Ⅲ-199	自然斜面	南林(8)	阿南市	見能林町	南林
Ⅲ-200	自然斜面	鶴(3)	阿南市	鶴町	鶴
Ⅲ-201	自然斜面	土井崎(1)	阿南市	鶴町	土井崎
Ⅲ-202	自然斜面	土井崎(2)	阿南市	鶴町	土井崎
Ⅲ-203	自然斜面	湯地(6)	阿南市	湯地	湯地、土井崎
Ⅲ-185	自然斜面	前山田(2)	阿南市	桑野町	前山田
Ⅲ-204	自然斜面	はたへ	阿南市	羽ノ浦町	宮倉
Ⅲ-205	自然斜面	大戸3	牟岐町	中村	大戸
Ⅲ-206	自然斜面	島屋敷2	牟岐町	中村	島屋敷
Ⅲ-207	自然斜面	島屋敷3	牟岐町	中村	島屋敷
Ⅲ-208	自然斜面	水落3	牟岐町	中村	水落
Ⅲ-209	自然斜面	東谷1	牟岐町	中村	東谷
Ⅲ-210	自然斜面	赤木1	牟岐町	河内	赤木
Ⅲ-211	自然斜面	山戸7	牟岐町	河内	山戸
Ⅲ-212	自然斜面	奥湯15	牟岐町	日和佐町	奥湯
Ⅲ-213	自然斜面	奥湯16	牟岐町	日和佐町	奥湯
Ⅲ-214	自然斜面	奥湯17	牟岐町	日和佐町	奥湯
Ⅲ-215	自然斜面	寺前6	牟岐町	日和佐町	寺前
Ⅲ-216	自然斜面	田井18	牟岐町	日和佐町	田井
Ⅲ-217	自然斜面	田井19	牟岐町	日和佐町	田井
Ⅲ-218	自然斜面	田井20	牟岐町	日和佐町	田井
Ⅲ-219	自然斜面	田井21	牟岐町	日和佐町	田井
Ⅲ-220	自然斜面	田井22	牟岐町	日和佐町	田井
Ⅲ-221	自然斜面	田井23	牟岐町	日和佐町	田井
Ⅲ-222	自然斜面	本村8	牟岐町	日和佐町	本村
Ⅲ-1	自然斜面	木地屋(9)	つるぎ町	一字村	木地屋
Ⅲ-2	自然斜面	千安(6)	つるぎ町	一字村	千安
合計		222	箇所		

平成26年1月1日現在

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			市町村	旧市町村	町・字
Ⅲ-10	自然斜面	長瀬(1)	阿波市	土成町	吉田
Ⅲ-41	自然斜面	ハリマダ(1)	阿波市	土成町	ハリマダ
Ⅲ-42	自然斜面	落合(1)	阿波市	土成町	落合
Ⅲ-43	自然斜面	栗ノ宮(3)	阿波市	土成町	山ノ本
Ⅲ-44	自然斜面	大郷(2)	阿波市	土成町	大郷
Ⅲ-45	自然斜面	大郷(3)	阿波市	土成町	大郷
Ⅲ-46	自然斜面	大郷(4)	阿波市	土成町	大郷
Ⅲ-47	自然斜面	西ノ宮(2)	阿波市	土成町	浦池
Ⅲ-48	自然斜面	自吉(1)	阿波市	土成町	水田
Ⅲ-49	自然斜面	明日(1)	阿波市	土成町	明日
Ⅲ-50	自然斜面	福音(2)	阿波市	市場町	福音
Ⅲ-51	自然斜面	吉田(1)	阿波市	市場町	切幡
Ⅲ-52	自然斜面	吉田(2)	阿波市	市場町	切幡
Ⅲ-53	自然斜面	自吉(6)	阿波市	市場町	自吉
Ⅲ-54	自然斜面	自吉(7)	阿波市	市場町	自吉
Ⅲ-55	自然斜面	自吉(8)	阿波市	市場町	自吉
Ⅲ-56	自然斜面	野田原(4)	阿波市	市場町	尾開
Ⅲ-57	自然斜面	野田原(5)	阿波市	市場町	尾開
Ⅲ-58	自然斜面	野田原(6)	阿波市	市場町	日開谷
Ⅲ-59	自然斜面	綿荷(1)	阿波市	市場町	日開谷
Ⅲ-60	自然斜面	綿荷(2)	阿波市	市場町	日開谷
Ⅲ-61	自然斜面	相栗(3)	阿波市	市場町	大影
Ⅲ-62	自然斜面	竹倉(7)	阿波市	市場町	大郷
Ⅲ-63	自然斜面	竹倉(8)	阿波市	市場町	竹倉
Ⅲ-64	自然斜面	谷日(2)	阿波市	阿波町	上嘉来
Ⅲ-65	自然斜面	谷日(3)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-66	自然斜面	谷日(4)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-67	自然斜面	山王(3)	阿波市	阿波町	(谷口)
Ⅲ-68	自然斜面	山王(4)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-69	自然斜面	山王(5)	阿波市	阿波町	(谷口)
Ⅲ-70	自然斜面	山王(6)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-71	自然斜面	山王(7)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-72	自然斜面	山王(8)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-73	自然斜面	山王(9)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-74	自然斜面	山王(10)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-75	自然斜面	山王(11)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-76	自然斜面	山王(12)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-77	自然斜面	山王(13)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-78	自然斜面	山王(14)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-79	自然斜面	山王(15)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-80	自然斜面	山王(16)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-81	自然斜面	山王(17)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-82	自然斜面	山王(18)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-83	自然斜面	山王(19)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-84	自然斜面	山王(20)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-85	自然斜面	山王(21)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-86	自然斜面	山王(22)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-87	自然斜面	山王(23)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-88	自然斜面	山王(24)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-89	自然斜面	山王(25)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-90	自然斜面	山王(26)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-91	自然斜面	山王(27)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-92	自然斜面	山王(28)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-93	自然斜面	山王(29)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-94	自然斜面	山王(30)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-95	自然斜面	山王(31)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-96	自然斜面	山王(32)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-97	自然斜面	山王(33)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-98	自然斜面	山王(34)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-99	自然斜面	山王(35)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-100	自然斜面	山王(36)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-101	自然斜面	山王(37)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-102	自然斜面	山王(38)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-103	自然斜面	山王(39)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-104	自然斜面	山王(40)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-105	自然斜面	山王(41)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-106	自然斜面	山王(42)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-107	自然斜面	山王(43)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-108	自然斜面	山王(44)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-109	自然斜面	山王(45)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-110	自然斜面	山王(46)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-111	自然斜面	山王(47)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-112	自然斜面	山王(48)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-113	自然斜面	山王(49)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-114	自然斜面	山王(50)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-115	自然斜面	山王(51)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-116	自然斜面	山王(52)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-117	自然斜面	山王(53)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-118	自然斜面	山王(54)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-119	自然斜面	山王(55)	阿波市	阿波町	久勝
Ⅲ-3	自然斜面	内谷(6)	石井町		内谷
Ⅲ-4	自然斜面	尾寺(6)	石井町		尾寺
Ⅲ-5	自然斜面	石井(9)	石井町		石井
Ⅲ-6	自然斜面	石井(10)	石井町		石井
Ⅲ-7	自然斜面	石井(11)	石井町		石井
Ⅲ-8	自然斜面	石井(12)	石井町		石井

4-5 急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等

市町村地域防災計画においては、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため応急措置の内容および実施すべき時期等について定めるものとし、必要に応じて県は市町村を支援する。

- ア 実施すべき時期は、降雨量によることとするほか（下表の警戒態勢をとる場合の基準雨量例を参考にして、地域の特性を加味してあらかじめ別に定めておくものとする。）危険区域内の状況等に異常が生じた場合において市町村長が必要と認めたときとする。
- イ 第1警戒態勢においては、危険区域内の警戒巡視、住民等に対する広報等を実施する。
- ウ 第2警戒態勢においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報する。ほか、必要に応じ、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の処置を実施するものとする。

警戒体制をとる場合の基準雨量例

	前日までの連続雨量が100mm以上であった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合
第1警戒態勢	当日の日雨量が50mmを越えたとき	当日の日雨量が80mmを越えたとき	当日の日雨量が100mmを越えたとき
第2警戒態勢	当日の日雨量が50mmを越え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき

ただし、降雪、融雪時ならびに地震、地すべり等発生時は別途考慮するものとする。

Table with 11 columns: 番号, 所在地, 水系名, 幹川名, 溪流名, 告示年月日, 告示番号, 指定地面積, 備考. Contains 20 rows of data for various locations and rivers.

R2. 6. 9現在

Table with 11 columns: 番号, 所在地, 水系名, 幹川名, 溪流名, 告示年月日, 告示番号, 指定地面積, 備考. Contains 20 rows of data for various locations and rivers.

番号	所在地	水系名	峠川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定面積(ha)	備考
34	板野町	吉野川	大坂谷川	中央谷	H7.2.22	263	0.2900	
35	板野町	吉野川	黒谷川	松谷川	H8.3.21	728	0.2300	
36	板野町	吉野川	大坂谷川	榎木屋西谷	H12.5.16	1324	0.5500	
37	板野町	吉野川	大坂谷川	榎木屋西谷	H8.11.17	1448	0.4984	
小計	東部東上郷扇形(徳島庁舎)			200箇所			1334.1706	
1	吉野川市 鴨島町	吉野川	飯尾川	飯尾川	S25.9.16	1074	1.1200	
2	吉野川市 鴨島町	吉野川	飯尾川	三合川	S27.8.8	1112	6.2600	
3	吉野川市 鴨島町	吉野川	飯尾川	三合川	S29.3.29	283	2.8100	
4	吉野川市 鴨島町	吉野川	飯尾川	三合川	S39.1.18	51	2.2000	
5	吉野川市 鴨島町	吉野川	飯尾川	立石谷	S41.7.26	2355	3.5400	
6	吉野川市 鴨島町	吉野川	飯尾川	黒岩谷	S42.12.28	4605	3.3000	
7	吉野川市 鴨島町	吉野川	飯尾川	立石谷	S42.12.28	4605	5.1600	
8	吉野川市 鴨島町	吉野川	飯尾川	榎原谷及び阿葉谷	S44.1.16	20	13.2000	
9	吉野川市 鴨島町	吉野川	飯尾川	藤井谷及び支川	S46.5.28	957	2.9100	
10	吉野川市 鴨島町	吉野川	飯尾川	玄華寺谷	S48.2.21	331	3.6000	
11	吉野川市 鴨島町	吉野川	飯尾川	西天神谷	S48.2.21	331	1.2000	
12	吉野川市 鴨島町	吉野川	飯尾川	飯尾川	S53.1.23	50	2.9000	
13	吉野川市 鴨島町	吉野川	飯尾川	龍高東谷	S56.4.30	959	1.8000	
14	吉野川市 鴨島町	吉野川	飯尾川	竜高西谷	S59.3.29	758	1.0400	
15	吉野川市 鴨島町	吉野川	飯尾川	三合川	S61.8.15	1418	0.9100	
16	吉野川市 鴨島町	吉野川	飯尾川	三合川	H3.3.1	371	112.0000	
17	吉野川市 鴨島町	吉野川	飯尾川	天神谷	H9.3.7	402	14.8500	
18	吉野川市 鴨島町	吉野川	飯尾川	藤井谷	H9.3.7	402	21.2000	
19	吉野川市 鴨島町	吉野川	飯尾川	天神谷	H12.1.27	158	1.0500	
20	吉野川市 川島町	吉野川	湯吹谷川	湯吹谷	S42.12.28	4605	3.6000	
21	吉野川市 川島町	吉野川	桑村川	久保田谷、湯原谷及び蓮池谷	S44.1.16	20	10.8900	
22	吉野川市 川島町	吉野川	学島川	西田目谷	S45.9.14	1390	5.8600	
23	吉野川市 川島町	吉野川	学島川	唐戸谷	S46.5.28	957	3.6000	
24	吉野川市 川島町	吉野川	桑村川	天神谷	S47.5.11	930	1.5000	
25	吉野川市 川島町	吉野川	桑村川	鹿ヶ真谷	S47.5.11	930	2.4000	
26	吉野川市 川島町	吉野川	学島川	薬師寺谷	S47.5.11	930	2.7000	
27	吉野川市 川島町	吉野川	桑村川	福留谷	S48.2.21	331	1.5500	
28	吉野川市 川島町	吉野川	桑村川	福留谷及び石割谷	S48.2.21	331	1.2800	
29	吉野川市 川島町	吉野川	桑村川	源光寺谷	S53.1.23	50	0.8700	
30	吉野川市 川島町	吉野川	学島川	八幡谷川	H4.3.25	831	1.1900	
31	吉野川市 山川町	吉野川	川田川	川田川	S24.9.13	760	13.7300	
32	吉野川市 山川町	吉野川	川田川	鳳凰の谷	S31.9.29	1536	18.8400	
33	吉野川市 山川町	吉野川	川田川	佑盛谷	S33.4.8	1029	2.5200	
34	吉野川市 山川町	吉野川	川田川	岩屋谷	S38.2.23	271	23.8500	
35	吉野川市 山川町	吉野川	ほたる川	津由谷及び山ノ神谷	S38.2.23	271	1.7000	
36	吉野川市 山川町	吉野川	学島川	どんど谷	S38.2.26	277	1.4900	
37	吉野川市 山川町	吉野川	茂草谷	上合川	S38.2.26	277	2.3000	
38	吉野川市 山川町	吉野川	大藤谷	大藤谷川及び支川	S38.2.26	277	12.3500	
39	吉野川市 山川町	吉野川	大藤谷	茂草谷	S39.1.18	51	6.9000	
40	吉野川市 山川町	吉野川	川田川	奥野井谷	S40.7.5	1694	3.1000	
41	吉野川市 山川町	吉野川	大藤谷	茂草谷	S41.5.26	1597	5.9100	
42	吉野川市 山川町	吉野川	学島川	権現谷	S41.7.26	2350	1.9400	
43	吉野川市 山川町	吉野川	ほたる川	ほたる川	S42.8.26	2630	2.3000	
44	吉野川市 山川町	吉野川	ほたる川	山ノ神谷	S42.8.26	2630	4.6600	
45	吉野川市 山川町	吉野川	学島川	西法寺谷	S42.8.26	2630	6.8700	
46	吉野川市 山川町	吉野川	学島川	黒部谷	S44.1.16	20	2.0400	
47	吉野川市 山川町	吉野川	川田川	奥野井谷	S45.9.14	1390	37.2600	
48	吉野川市 山川町	吉野川	川田川	山ノ谷及び支川	S45.9.14	1390	6.5800	
49	吉野川市 山川町	吉野川	ほたる川	栗原谷	S47.4.17	815	6.0400	
50	吉野川市 山川町	吉野川	ほたる川	占坂谷	S49.4.22	613	3.2000	
51	吉野川市 山川町	吉野川	川田川	奥野井谷	S55.5.26	1059	5.7000	
52	吉野川市 山川町	吉野川	川田川	菅王谷	S56.4.30	959	2.4000	
53	吉野川市 山川町	吉野川	川田川	菅瀬谷	S57.5.17	1168	0.9700	
54	吉野川市 山川町	吉野川	川田川	川田川	S60.9.7	1218	3.3000	
55	吉野川市 山川町	吉野川	学島川	権現谷	S62.10.26	1838	0.9200	

番号	所在地	水系名	峠川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定面積(ha)	備考
9	鳴門市	榎木川	榎木川	榎木谷川	S28.12.26	1534	1.2600	
10	鳴門市	折野川	折野川	折野川	S38.2.26	277	4.4300	
11	鳴門市	榎木川	榎木川	榎木谷	S38.2.26	277	0.9700	
12	鳴門市	栗田川	栗田川	栗田川	S41.7.26	2350	4.9800	
13	鳴門市	吉野川	榎木川	中内谷	S41.7.26	2350	5.4100	
14	鳴門市	吉野川	新池川	大代谷	S42.3.31	1181	3.6100	
15	鳴門市	榎木川	榎木川	榎木川	S42.3.31	1181	0.4500	
16	鳴門市	榎木川	榎木川	榎木川	S42.12.28	4605	5.9200	
17	鳴門市	榎木川	榎木川	支川	S44.6.6	3029	1.6000	
18	鳴門市	吉野川	大谷川	大谷川	S44.6.6	3029	3.3000	
19	鳴門市	粟田川	粟田川	粟田川	S45.9.14	1390	19.0400	
20	鳴門市	鳥ヶ丸	鳥ヶ丸谷	鳥ヶ丸谷	S46.5.28	957	2.8000	
21	鳴門市	折野川	おかし谷	おかし谷	S47.4.17	815	5.3500	
22	鳴門市	吉野川	新池川	大代谷	S47.8.2	1335	11.4000	
23	鳴門市	吉野川	飯東谷川	中の谷	S47.8.2	1335	15.0000	
24	鳴門市	折野川	轟浦谷	轟浦谷	S49.4.22	613	5.4000	
25	鳴門市	湊谷	湊谷	湊谷	S50.3.24	467	3.2000	
26	鳴門市	吉野川	大谷川	西谷	S52.6.18	929	0.9000	
27	鳴門市	吉野川	大谷川	東谷	S53.1.23	50	2.3800	
28	鳴門市	明神川	ハリ山谷	ハリ山谷	S54.1.27	95	4.8000	
29	鳴門市	吉野川	新池川	白谷	S54.1.27	95	2.8000	
30	鳴門市	明神川	明神川	白谷	S56.4.30	959	3.2000	
31	鳴門市	吉野川	大谷川	マナケ谷	S56.4.30	959	3.6000	
32	鳴門市	吉野川	大谷川	伊代断谷	S56.4.30	959	4.0000	
33	鳴門市	折野川	折野川	智恵ヶ谷	S56.4.30	959	4.0000	
34	鳴門市	吉野川	中山谷川	山ノ谷	S61.12.26	2004	0.6800	
35	鳴門市	吉野川	中山谷川	北谷及び同右支川	S62.10.26	1838	0.5300	
36	鳴門市	吉野川	中山谷川	日陣谷	H1.1.21	83	0.9200	
37	鳴門市	吉野川	榎井谷	榎井谷	H8.3.21	728	3.5400	
38	鳴門市	吉野川	榎井谷	榎井谷	H16.3.10	244	0.5342	
39	鳴門市	榎毛谷川	榎毛谷川	榎毛谷	H17.9.5	981	1.6807	
40	鳴門市	榎毛谷川	榎毛谷川	榎毛谷	H19.5.21	647	1.4997	
41	鳴門市	鳥ヶ丸	鳥ヶ丸谷	鳥ヶ丸谷	H24.4.9	424	0.7943	
1	板野町	吉野川	黒谷川	黒谷川	S24.9.13	760	6.5100	
2	板野町	吉野川	黒谷川	黒谷川	S24.10.25	871	0.5200	
3	板野町	吉野川	黒谷川	大休谷	S25.9.16	1074	1.8300	
4	板野町	吉野川	大坂谷川	大坂谷	S26.2.12	64	2.7500	
5	板野町	吉野川	大坂谷川	大坂谷	S26.12.15	1038	0.5100	
6	板野町	吉野川	富の谷川	富の谷	S26.12.22	1079	33.3600	
7	板野町	吉野川	黒谷川	大休谷	S27.8.8	1112	4.8000	
8	板野町	吉野川	黒谷川	松谷川	S27.8.8	1112	4.8000	
9	板野町	吉野川	大坂谷川	大坂谷	S29.10.5	1432	1.4000	
10	板野町	吉野川	黒谷川	黒谷川	S34.2.4	125	1.8400	
11	板野町	吉野川	大坂谷川	大坂谷	S34.2.4	125	2.9300	
12	板野町	吉野川	黒谷川	磯尾谷川	S37.12.26	3216	9.0000	
13	板野町	吉野川	富の谷川	富の谷	S38.2.26	277	9.5200	
14	板野町	吉野川	富の谷川	富の谷	S42.3.31	1181	4.5600	
15	板野町	吉野川	大坂谷川	大坂谷	S48.2.21	331	2.4000	
16	板野町	吉野川	富の谷川	博士谷	S48.2.21	331	5.2500	
17	板野町	吉野川	大坂谷川	中央谷	S49.4.22	613	4.8000	
18	板野町	吉野川	大坂谷川	西中央谷	S50.3.24	467	1.9500	
19	板野町	吉野川	大坂谷川	西谷	S51.2.18	155	2.7000	
20	板野町	吉野川	黒谷川	牛鼻谷	S53.1.23	50	0.2000	
21	板野町	吉野川	大坂谷川	榎木屋西谷	S53.1.23	50	1.5000	
22	板野町	吉野川	大坂谷川	川走谷	S54.1.27	95	7.4600	
23	板野町	吉野川	黒谷川	長谷	S55.5.26	1059	2.2800	
24	板野町	吉野川	大坂谷川	南川北谷	S55.5.26	1059	2.7600	
25	板野町	吉野川	大坂谷川	大東谷	S56.4.30	959	2.6800	
26	板野町	吉野川	川回谷	川回谷	S57.5.17	1168	0.9800	
27	板野町	吉野川	黒谷川	トイシ谷	S59.3.29	758	0.6900	
28	板野町	吉野川	黒谷川	黒谷川	S59.3.29	758	0.5100	
29	板野町	吉野川	大坂谷川	榎木屋西谷	S60.9.7	1218	1.1700	
30	板野町	吉野川	黒谷川	榎ノ木谷	S61.8.15	1418	0.3400	
31	板野町	吉野川	大坂谷	南谷谷及び同右支川	S63.11.8	2161	1.0400	
32	板野町	吉野川	松谷川	ヒザ谷	H1.1.21	83	1.1700	
33	板野町	吉野川	大坂谷	南谷	H5.1.22	101	0.8600	

番号	所在地 現市町村名 旧市町村名	水系名	峠川名	溪流名	告示 年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)	備考
56	吉野川市 山川町	吉野川	字島川	西法寺谷	H1.10.11	1731	0.1100	
57	吉野川市 山川町	吉野川	字島川	どんど谷 風呂の谷及び 同右支川大室 谷	H5.1.22	101	0.6400	
58	吉野川市 山川町	吉野川	川田川	どんど谷	H5.3.25	948	7.0000	
59	吉野川市 山川町	吉野川	字島川	どんど谷	H7.2.22	263	0.7200	
60	吉野川市 山川町	吉野川	川田川	龍王西谷	H7.3.21	263	1.9500	
61	吉野川市 山川町	吉野川	川田川	風呂の谷	H8.3.21	728	1.2400	
62	吉野川市 美郷村	吉野川	川田川	岩屋谷	H4.3.7	155	2.3000	
63	吉野川市 美郷村	吉野川	川田川	川田川	S39.1.18	51	7.8000	
64	吉野川市 美郷村	吉野川	川田川	中滝谷	S41.7.26	2355	2.0600	
65	吉野川市 美郷村	吉野川	川田川	倉瀬谷	S44.1.16	20	29.5000	
66	吉野川市 美郷村	吉野川	川田川	柳谷	S50.9.8	1230	1.8000	
67	吉野川市 美郷村	吉野川	川田川	川田川	S52.2.3	93	2.8800	
68	吉野川市 美郷村	吉野川	川田川	小竹谷	S55.5.26	1059	3.0000	
69	吉野川市 美郷村	吉野川	川田川	横山谷	S56.4.30	959	1.7100	
70	吉野川市 美郷村	吉野川	川田川	大神谷	S58.1.27	70	0.4800	
71	吉野川市 美郷村	吉野川	川田川	古井谷	S59.3.29	758	0.3500	
72	吉野川市 美郷村	吉野川	川田川	東山谷	S61.8.15	1418	1.0800	
73	吉野川市 美郷村	吉野川	東山谷川	東山棚谷	S62.10.26	1838	0.7300	
74	吉野川市 美郷村	吉野川	川田川	横山谷	S63.11.11	2198	0.5800	
75	吉野川市 美郷村	吉野川	川田川	カトラ谷	S63.11.11	83	1.4600	
76	吉野川市 美郷村	吉野川	東山谷川	丸丸谷	H1.1.21	371	92.8000	
77	吉野川市 美郷村	吉野川	東山谷川	柿谷	H3.3.1	371	1.5000	
78	吉野川市 美郷村	吉野川	東山谷川	東山棚谷	H3.3.1	371	1.5000	
79	吉野川市 美郷村	吉野川	川田川	川田川	H3.3.20	652	7.7000	
80	吉野川市 美郷村	吉野川	東山谷川	丸丸谷	H4.3.25	831	5.2800	
81	吉野川市 美郷村	吉野川	川田川	横山谷	H4.3.25	831	4.1300	
82	吉野川市 美郷村	吉野川	川田川	十井の奥谷	H5.1.22	101	1.2500	
83	吉野川市 美郷村	吉野川	東山谷川	谷蔵谷	H5.3.16	763	6.1800	
84	吉野川市 美郷村	吉野川	東山谷川	蔵河谷	H5.11.19	2192	1.2100	
85	吉野川市 美郷村	吉野川	川田川	愛後谷	H6.11.28	2264	0.5900	
86	吉野川市 美郷村	吉野川	川田川	湯敷谷	H8.3.21	728	1.4000	
87	吉野川市 美郷村	吉野川	川田川	フズ谷	H9.3.7	402	24.0000	
88	吉野川市 美郷村	吉野川	川田川	湯敷谷	H9.3.7	402	1.1200	
89	吉野川市 美郷村	吉野川	川田川	毛無谷	H1.3.19	740	4.5700	
90	吉野川市 美郷村	吉野川	川田川	上谷	H4.5.9	386	2.8500	
91	吉野川市 美郷村	吉野川	東山谷川	湯下谷	H16.6.9	630	0.4285	
92	吉野川市 美郷村	吉野川	東山谷川	湯下谷	H16.6.9	630	0.4071	
93	吉野川市 美郷村	吉野川	東山谷川	湯下東谷	H19.4.25	507	1.3549	
94	吉野川市 山川町	吉野川	字島川	どんど谷	H28.1.21	237	0.0486	
1	阿波市 土成町	吉野川	宮内内谷	宮内内谷	S22.11.28	360	1.8900	
2	阿波市 土成町	吉野川	宮内内谷	宮内内谷	T10.9.13	173	45.7500	
3	阿波市 土成町	吉野川	九頭字谷	九頭字谷	S6.7.11	167	103.9600	
4	阿波市 土成町	吉野川	宮内内谷	宮内内谷	S8.4.14	105	3.7800	
5	阿波市 土成町	吉野川	宮内内谷	宮内内谷	S16.9.4	516	2.5100	
6	阿波市 土成町	吉野川	九頭字谷	九頭字谷	S17.3.11	144	7.4500	
7	阿波市 土成町	吉野川	熊谷	熊谷	S26.2.12	64	1.5700	
8	阿波市 土成町	吉野川	宮内内谷	葛尾谷	S26.2.12	64	18.7400	
9	阿波市 土成町	吉野川	宮内内谷	湯尾谷	S26.12.15	1038	32.2200	
10	阿波市 土成町	吉野川	宮内内谷	熊谷	S38.2.23	271	2.0800	
11	阿波市 土成町	吉野川	飛田谷	飛田谷	S39.2.16	57	0.8200	
12	阿波市 土成町	吉野川	九頭字谷	熊谷	S39.1.18	51	7.3000	
13	阿波市 土成町	吉野川	熊谷	熊谷	S40.7.5	1694	44.4200	
14	阿波市 土成町	吉野川	宮内内谷	宮内内谷	S41.7.26	2350	44.1200	
15	阿波市 土成町	吉野川	宮内内谷	八丁谷	S42.8.26	2630	18.2700	
16	阿波市 土成町	吉野川	宮内内谷	宮内内谷	S42.12.28	4605	2.6000	
17	阿波市 土成町	吉野川	九頭字谷	金蔵谷	S43.2.10	154	10.7600	
18	阿波市 土成町	吉野川	宮内内谷	大畑谷	S43.2.10	154	3.2700	
19	阿波市 土成町	吉野川	宮内内谷	電砂谷	S44.6.6	3029	4.6600	
20	阿波市 土成町	吉野川	宮内内谷	宮内内谷	S50.3.24	467	11.4000	
21	阿波市 土成町	吉野川	宮内内谷	落合谷	S50.9.8	1230	1.8000	
22	阿波市 土成町	吉野川	指合	日王谷及び日 王谷支川	S53.4.27	915	1.6800	
23	阿波市 土成町	吉野川	指合	相備谷及び岳 城谷	S54.1.27	95	10.2000	
24	阿波市 土成町	吉野川	宮内内谷川	白水谷及び東 白木谷	S55.5.26	1059	8.7500	
25	阿波市 土成町	吉野川	日開谷	白水谷				

番号	所在地 現市町村名 旧市町村名	水系名	峠川名	溪流名	告示 年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)	備考
26	阿波市 土成町	吉野川	宮内内谷川	相備谷	S56.4.30	959	6.3200	
27	阿波市 土成町	吉野川	九頭字谷	指合及び同支 川	S59.3.29	758	1.3800	
28	阿波市 土成町	吉野川	九頭字谷	霧の谷	S60.9.7	1218	0.6100	
29	阿波市 土成町	吉野川	九頭字谷	飛田谷	H29.9.26	864	1.4528	
30	阿波市 市湯町	吉野川	九頭字谷	日開谷	T15.12.24	242	26.2900	
31	阿波市 市湯町	吉野川	九頭字谷	熊谷	S22.11.28	360	1.6800	
32	阿波市 市湯町	吉野川	柿ノ木谷	熊谷	S24.3.2	140	6.3800	
33	阿波市 市湯町	吉野川	九頭字谷	九頭字谷	S24.3.2	140	2.2700	
34	阿波市 市湯町	吉野川	日開谷	金清谷	S26.2.12	64	4.0300	
35	阿波市 市湯町	吉野川	日開谷	日開谷	S26.2.12	64	2.1000	
36	阿波市 市湯町	吉野川	柿ノ木谷	柿ノ木谷	S27.8.8	1112	2.4100	
37	阿波市 市湯町	吉野川	柿ノ木谷	柿ノ木谷	S28.12.14	1487	1.7700	
38	阿波市 市湯町	吉野川	日開谷	金清谷	S28.12.14	1487	2.7700	
39	阿波市 市湯町	吉野川	日開谷	高西谷	S29.3.29	283	10.7300	
40	阿波市 市湯町	吉野川	柿ノ木谷	柿ノ木谷	S29.7.9	1256	10.5500	
41	阿波市 市湯町	吉野川	九栗谷	既井谷	S30.10.3	1213	2.3800	
42	阿波市 市湯町	吉野川	九栗谷	別井谷	S30.10.3	1213	2.8500	
43	阿波市 市湯町	吉野川	別井谷	法寺谷	S30.10.3	1213	1.9800	
44	阿波市 市湯町	吉野川	仁賀木谷川	西仁賀木谷	S34.12.14	2459	3.0500	
45	阿波市 市湯町	吉野川	日開谷	日開谷	S34.12.14	2459	3.5700	
46	阿波市 市湯町	吉野川	松崎谷	松崎谷	S39.5.23	1359	1.1000	
47	阿波市 市湯町	吉野川	柿ノ木谷	宮の内谷	S41.7.26	2350	2.6900	
48	阿波市 市湯町	吉野川	日開谷	備都谷	S41.7.26	2350	39.1700	
49	阿波市 市湯町	吉野川	柿ノ木谷	宮の内谷	S45.9.14	1390	2.7100	
50	阿波市 市湯町	吉野川	既井谷	かくれ谷	S50.3.24	467	2.5800	
51	阿波市 市湯町	吉野川	日開谷川	福高谷	S51.2.18	155	2.3000	
52	阿波市 市湯町	吉野川	日開谷川	大池谷	S51.9.24	1299	2.0000	
53	阿波市 市湯町	吉野川	日開谷川	飯谷	S52.2.3	93	4.8000	
54	阿波市 市湯町	吉野川	日開谷川	ヤマガタ谷	S54.1.27	95	3.5000	
55	阿波市 市湯町	吉野川	日開谷川	砂見谷	S54.1.27	95	4.5000	
56	阿波市 市湯町	吉野川	日開谷川	相備谷	S56.4.30	959	1.5000	
57	阿波市 市湯町	吉野川	日開谷川	柳谷	S62.12.9	2073	0.9100	
58	阿波市 市湯町	吉野川	日開谷川	仁賀木谷川	H2.9.10	1549	6.1000	
59	阿波市 市湯町	吉野川	日開谷川	野田原谷	H22.4.23	445	5.0957	
60	阿波市 市湯町	吉野川	伊沢谷	伊沢谷	S4.10.4	315	23.7400	
61	阿波市 阿波町	吉野川	大久保谷	大久保谷	S11.7.24	426	13.5700	
62	阿波市 阿波町	吉野川	芝生谷	芝生谷	S12.9.15	552	22.5400	
63	阿波市 阿波町	吉野川	伊沢谷	伊沢谷	S18.4.30	246	7.6200	
64	阿波市 阿波町	吉野川	芝生谷	芝生谷	S18.4.30	247	19.6100	
65	阿波市 阿波町	吉野川	日吉谷	熊谷	S22.11.28	360	3.7100	
66	阿波市 阿波町	吉野川	大久保谷	大久保谷	S23.11.13	171	10.2800	
67	阿波市 阿波町	吉野川	大久保谷	大久保谷	S29.1.21	22	3.1200	
68	阿波市 阿波町	吉野川	姥ヶ谷	姥ヶ谷	S29.11.8	1508	7.5000	
69	阿波市 阿波町	吉野川	切戸谷	切戸谷	S29.11.8	1508	3.9800	
70	阿波市 阿波町	吉野川	切戸谷	切戸谷	H6.7.19	1663	-2.8100	S29.11.8部分解除
71	阿波市 阿波町	吉野川	伊沢谷	伊沢谷	S31.4.16	723	8.1700	
72	阿波市 阿波町	吉野川	芝生谷	五明谷	S37.6.19	1414	2.9000	
73	阿波市 阿波町	吉野川	伊沢谷	明地谷川	S37.6.19	1414	2.2000	
74	阿波市 阿波町	吉野川	伊沢谷	地株谷	S38.2.23	271	3.4000	
75	阿波市 阿波町	吉野川	北久保谷	北久保谷	S38.2.23	271	2.5000	
76	阿波市 阿波町	吉野川	伊沢谷	西谷及び支川	S41.7.26	2350	2.2700	
77	阿波市 阿波町	吉野川	五明谷	熊谷	S42.3.31	1181	14.3200	
78	阿波市 阿波町	吉野川	五明谷	王子谷	S47.4.17	815	2.4500	
79	阿波市 阿波町	吉野川	熊成寺谷	王子谷	S47.4.17	815	4.3500	
80	阿波市 阿波町	吉野川	王子谷	東王子谷及び 中王子谷	S47.5.11	930	5.1600	
81	阿波市 阿波町	吉野川	西谷	長光寺谷	S48.2.21	331	3.5600	
82	阿波市 阿波町	吉野川	芝生谷	たちばな谷、 及び松の園谷	S48.8.2	1676	2.0000	
83	阿波市 阿波町	吉野川	五明谷	王子谷及び東 王子谷	S48.8.2	1676	2.8000	
84	阿波市 阿波町	吉野川	芝生谷	松ノ園谷	S51.2.18	155	1.1000	
85	阿波市 阿波町	吉野川	松崎谷	柳谷	S51.2.18	155	2.4000	
86	阿波市 阿波町	吉野川	伊沢谷	芋湯谷	S59.10.13	1392	0.4100	
87	阿波市 阿波町	吉野川	伊沢谷川	芋湯谷	H17.9.5	981	0.5045	
88	阿波市 阿波町	吉野川	伊沢谷川	芋湯谷	H20.10.21	4937	0.3588	

Table with columns: 番号, 所在地, 水系名, 峠川名, 溪流名, 告示年月日, 告示番号, 指定地面積 (ha), 備考. Contains data for various locations like 阿波市, 阿波町, 吉野川, etc.

Table with columns: 番号, 所在地, 水系名, 峠川名, 溪流名, 告示年月日, 告示番号, 指定地面積 (ha), 備考. Contains data for various locations like 那賀市, 那賀町, 吉野川, etc.

Table with 11 columns: 番号, 現市町村名, 所在地, 水系名, 峠川名, 溪流名, 告示年月日, 告示番号, 指定地面積 (ha), 備考. Contains 63 rows of data.

Table with 11 columns: 番号, 現市町村名, 所在地, 水系名, 峠川名, 溪流名, 告示年月日, 告示番号, 指定地面積 (ha), 備考. Contains 27 rows of data.

番号	所在地	水系名	峠川名	流域名	告示年度	告示番号	指定地面積 (ha)	備考
156	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	井之内谷	S26. 12. 22	1079	3. 4000	直轄施行区域含む
157	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	井ノ内谷	S27. 8. 8	1112	2. 4000	直轄施行区域含む
158	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	井ノ内谷	S37. 6. 19	1414	1. 3000	直轄施行区域含む
159	三好市 井内町	吉野川	里川谷	里川谷	S38. 2. 23	271	4. 4000	直轄施行区域含む
160	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	天全谷	S41. 7. 26	2350	1. 5100	直轄施行区域含む
161	三好市 井内町	吉野川	大山谷	中村谷	S41. 7. 26	2350	0. 7500	直轄施行区域含む
162	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	葦倉谷	S42. 3. 31	1181	6. 2900	直轄施行区域含む
163	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	中村谷	S43. 2. 10	155	3. 7200	直轄施行区域含む
164	三好市 井内町	吉野川	里川谷	里川谷	S43. 2. 10	155	4. 4400	直轄施行区域含む
165	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	荒倉谷及び支川ノ内谷	S50. 3. 24	467	3. 0000	直轄施行区域含む
166	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	井ノ内谷	S53. 7. 19	1201	5. 4000	直轄施行区域含む
167	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	岩坂谷及び同支川	S59. 3. 29	758	1. 2000	直轄施行区域含む
168	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	支川	S59. 10. 13	1392	0. 5900	直轄施行区域含む
169	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	正太谷	H1. 1. 21	83	0. 0700	直轄施行区域含む
170	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	正太谷	H5. 1. 22	101	1. 8700	直轄施行区域含む
171	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	岩坂谷	H5. 1. 19	2192	1. 0700	直轄施行区域含む
172	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	北内谷	H6. 1. 28	139	1. 2000	直轄施行区域含む
173	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	龍谷	H14. 5. 9	386	0. 6500	直轄施行区域含む
174	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	新町谷	H18. 9. 27	1141	0. 5008	直轄施行区域含む
175	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	つゆ谷	H22. 4. 23	445	1. 581	直轄施行区域含む
176	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	画の崩谷	H24. 6. 12	704	0. 4835	直轄施行区域含む
177	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	画の崩谷	S34. 12. 14	2459	1. 9400	直轄施行区域含む
178	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	龍谷	S40. 7. 5	1694	0. 5900	直轄施行区域含む
179	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	宮西谷	S42. 3. 31	1181	1. 2000	直轄施行区域含む
180	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	竹幡谷	S42. 3. 31	1181	10. 0000	直轄施行区域含む
181	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	堂の谷	S42. 3. 31	1181	7. 5000	直轄施行区域含む
182	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	小島谷	S42. 3. 31	1181	1. 2100	直轄施行区域含む
183	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	祖谷川及び釣井谷	S43. 2. 10	155	117. 6000	直轄施行区域含む
184	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	祖谷川	S44. 1. 16	20	57. 4000	直轄施行区域含む
185	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	祖谷川	S47. 3. 4	328	6. 3000	直轄施行区域含む
186	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	祖谷川	S47. 5. 11	930	2. 9400	直轄施行区域含む
187	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	小島谷	S47. 10. 4	1672	2. 5000	直轄施行区域含む
188	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	藩合谷	S47. 10. 4	1672	6. 9000	直轄施行区域含む
189	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	西山谷	S48. 9. 6	1880	12. 0000	直轄施行区域含む
190	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	久保谷	S49. 10. 9	1261	3. 4800	直轄施行区域含む
191	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	祖谷川	S51. 4. 15	745	10. 8200	直轄施行区域含む
192	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	若宮谷	S53. 4. 8	812	1. 0200	直轄施行区域含む
193	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	谷道	S53. 4. 8	812	6. 6000	直轄施行区域含む
194	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	釜ヶ谷	S54. 6. 1	1077	1. 2400	直轄施行区域含む
195	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	寒谷川	S54. 6. 1	1077	4. 1500	直轄施行区域含む
196	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	鎮谷川及び奥の井谷川	S54. 6. 1	1077	10. 5000	直轄施行区域含む
197	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	藩合谷	S54. 6. 1	1077	10. 5300	直轄施行区域含む
198	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	藩合谷	S55. 6. 7	1123	4. 0200	直轄施行区域含む
199	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	和谷川	S55. 6. 7	1124	6. 3300	直轄施行区域含む
200	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	和谷川	S56. 9. 16	1529	29. 4000	直轄施行区域含む
201	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	和谷川及び支川	S56. 9. 16	1529	18. 4000	直轄施行区域含む
202	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	和谷川及びおそえ谷川	S56. 9. 16	1529	13. 7000	直轄施行区域含む
203	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	寒谷川	S57. 6. 4	1228	4. 1500	直轄施行区域含む
204	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	特定谷川並びにエノキョウ谷川及びホネノ谷	S57. 6. 4	1228	5. 6000	直轄施行区域含む
205	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	元井谷川	S58. 9. 27	1642	0. 7800	直轄施行区域含む
206	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	下瀬谷	S60. 7. 2	989	0. 2500	直轄施行区域含む
207	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	祖谷川	S60. 7. 2	989	3. 0000	直轄施行区域含む
208	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	小島谷	S61. 7. 10	1282	0. 8000	直轄施行区域含む
209	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	小島谷	S61. 7. 10	1282	0. 8000	直轄施行区域含む
210	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	菅生谷	S61. 7. 10	1282	7. 1500	直轄施行区域含む
211	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	祖谷川	S63. 7. 25	1622	10. 7000	直轄施行区域含む
212	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	祖谷川	H1. 6. 8	1164	10. 7000	直轄施行区域含む
213	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	祖谷川	H2. 8. 6	1434	48. 2600	直轄施行区域含む
214	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	祖谷川	H4. 3. 21	724	6. 8000	直轄施行区域含む
215	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	祖谷川				
216	三好市 井内町	吉野川	井ノ内谷	祖谷川				

番号	所在地	水系名	峠川名	流域名	告示年度	告示番号	指定地面積 (ha)	備考
217	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	菅生谷川	H4. 3. 21	724	11. 9000	直轄施行区域含む
218	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	切谷川	H4. 3. 21	724	0. 7200	直轄施行区域含む
219	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	祖谷川	H6. 2. 10	230	0. 2700	直轄施行区域含む
220	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	白井谷川	H9. 7. 2	1404	35. 7700	直轄施行区域含む
221	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	第三次保谷	H16. 2. 23	155	0. 8741	直轄施行区域含む
222	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	山口谷	H16. 8. 12	932	0. 7673	直轄施行区域含む
223	三好市 東祖谷山村	吉野川	吉野川	和田谷川右支	H22. 2. 18	106	0. 3267	直轄施行区域含む
224	三好市 東祖谷山村	吉野川	吉野川	田岡谷	H22. 2. 18	106	0. 2341	直轄施行区域含む
225	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	第三次保谷上	H23. 5. 25	537	7. 9017	直轄施行区域含む
226	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	龍谷川	H26. 3. 20	348	0. 1484	直轄施行区域含む
227	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	和田谷川	H26. 4. 11	507	0. 3387	直轄施行区域含む
228	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	虹谷川上谷	H28. 6. 20	831	0. 5900	直轄施行区域含む
229	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	虹の瀬上谷	H28. 6. 20	831	0. 4900	直轄施行区域含む
230	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	おもむね谷川	H29. 2. 10	95	0. 3000	直轄施行区域含む
231	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	祖谷川	S27. 8. 8	1112	56. 5400	直轄施行区域含む
232	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	祖谷川	S38. 2. 26	277	3. 9400	直轄施行区域含む
233	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	鹿谷	S42. 3. 31	1181	0. 8400	直轄施行区域含む
234	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	栗葉谷	S53. 4. 8	812	0. 5700	直轄施行区域含む
235	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	今久保谷及び今久保谷支川	S53. 4. 27	915	3. 1500	直轄施行区域含む
236	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	紫の谷	S54. 6. 1	1077	1. 5100	直轄施行区域含む
237	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	若宮谷川	S55. 6. 7	1123	21. 0000	直轄施行区域含む
238	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	重末谷川	S55. 6. 7	1123	6. 7200	直轄施行区域含む
239	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	祖谷川	S56. 9. 16	1528	9. 8000	直轄施行区域含む
240	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	第一坂瀬川	S57. 6. 4	1228	28. 8000	直轄施行区域含む
241	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	重末谷川	S60. 7. 2	989	0. 4300	直轄施行区域含む
242	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	堂の谷	S60. 7. 2	989	0. 4000	直轄施行区域含む
243	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	柳定谷	S61. 7. 10	1282	0. 5900	直轄施行区域含む
244	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	家見谷	S61. 8. 15	1418	0. 7400	直轄施行区域含む
245	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	祖谷川	S62. 7. 1	1325	0. 3000	直轄施行区域含む
246	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	中尾谷	S62. 7. 1	1325	0. 4200	直轄施行区域含む
247	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	下帯谷	S63. 7. 25	1622	0. 6800	直轄施行区域含む
248	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	戸ノ谷	S63. 7. 25	1622	0. 8300	直轄施行区域含む
249	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	今久保谷	S63. 7. 25	1622	1. 3300	直轄施行区域含む
250	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	人城谷	H1. 6. 8	1164	1. 9000	直轄施行区域含む
251	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	家見谷	H2. 1. 31	120	0. 9900	直轄施行区域含む
252	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	山風呂谷	H2. 8. 6	1433	8. 0000	直轄施行区域含む
253	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	下帯谷	H4. 3. 21	724	3. 8100	直轄施行区域含む
254	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	若宮谷川	H4. 3. 21	724	0. 7600	直轄施行区域含む
255	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	戸ノ谷川	H6. 1. 24	105	2. 3100	直轄施行区域含む
256	三好市 東祖谷山村	吉野川	祖谷川	トビのす谷	H12. 5. 12	1294	52. 8300	直轄施行区域含む
257	三好市 東祖谷山村	吉野川	戸ノ谷	ケイ谷	H20. 9. 18	1131	11. 8061	直轄施行区域含む
258	三好市 東祖谷山村	吉野川	吉野川	戸ノ谷川右支	H22. 2. 18	106	2. 7982	直轄施行区域含む
259	三好市 東祖谷山村	吉野川	吉野川	堂の谷 (追加)	H28. 1. 27	251	13. 1500	直轄施行区域含む
1	東みよし町 三好町	吉野川	黒河原谷	黒河原谷	M44. 4. 14	259	4. 8000	
2	東みよし町 三好町	吉野川	黒河原谷	黒河原谷	S3. 6. 5	142	1. 5000	
3	東みよし町 三好町	吉野川	敷地谷	敷地谷	S12. 9. 15	552	1. 0700	
4	東みよし町 三好町	吉野川	馬木谷	馬木谷	S28. 7. 25	1190	2. 3000	
5	東みよし町 三好町	吉野川	小川谷	小川谷	S37. 6. 19	1414	2. 7000	
6	東みよし町 三好町	吉野川	小川谷	小川谷	S38. 2. 23	271	4. 9000	
7	東みよし町 三好町	吉野川	湯谷	京福谷及び支川	S39. 1. 18	51	12. 0000	
8	東みよし町 三好町	吉野川	金江谷	金江谷	S39. 1. 18	51	11. 4000	
9	東みよし町 三好町	吉野川	小川谷	洪水谷	S40. 7. 5	1694	0. 6000	
10	東みよし町 三好町	吉野川	小川谷	小森谷	S41. 5. 26	1597	2. 6000	
11	東みよし町 三好町	吉野川	小川谷	滝久保谷	S41. 5. 26	1597	4. 2500	
12	東みよし町 三好町	吉野川	小川谷	増川谷	S41. 7. 26	2350	8. 0100	
13	東みよし町 三好町	吉野川	小川谷	小川谷	S42. 3. 31	1181	5. 2000	
14	東みよし町 三好町	吉野川	西小森谷	西小森谷	S42. 3. 31	1181	1. 9200	
15	東みよし町 三好町	吉野川	金江谷	上森谷	S42. 3. 31	1181	1. 6000	
16	東みよし町 三好町	吉野川	馬木谷	馬木谷	S42. 3. 31	1181	1. 4000	
17	東みよし町 三好町	吉野川	西小森谷	西小森谷	S42. 12. 28	4605	2. 4000	
18	東みよし町 三好町	吉野川	湯谷	湯谷	S42. 12. 28	4605	2. 2000	
19	東みよし町 三好町	吉野川	小川谷	小川谷	S43. 2. 10	155	25. 2000	
20	東みよし町 三好町	吉野川	小川谷	増川谷	S43. 2. 10	155	12. 1100	

番号	所在地	町名	水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積 (ha)	備考
21	東みよし町	三好町	吉野川	伊月谷	伊月谷	S44.1.16	20	12.6000	
22	東みよし町	三好町	吉野川	西小森谷	西小森谷	S45.9.14	1390	1.6800	
23	東みよし町	三好町	吉野川	榑川谷	榑川谷	S45.9.14	1390	8.5100	
24	東みよし町	三好町	吉野川	小川谷	滝久保谷	S47.4.17	815	11.4800	
25	東みよし町	三好町	吉野川	馬北谷	馬木谷	S47.5.11	930	16.0000	
26	東みよし町	三好町	吉野川	木来谷	木来谷	S47.5.11	930	4.5000	
27	東みよし町	三好町	吉野川	小川谷	葛籠谷	S49.4.22	613	2.1000	
28	東みよし町	三好町	吉野川	黒河原谷	山分谷	S49.7.4	951	2.9000	
29	東みよし町	三好町	吉野川	金江谷	金江谷及び支川等尾谷	S50.9.8	1230	1.9200	
30	東みよし町	三好町	吉野川	黒河原谷	黒河原谷	S52.2.3	93	1.6800	
31	東みよし町	三好町	吉野川	小川谷	石木谷	S53.1.23	49	4.3500	
32	東みよし町	三好町	吉野川	内野谷	内野谷	S56.4.30	959	2.6400	
33	東みよし町	三好町	吉野川	子守谷	トガ谷	S59.3.29	753	0.4500	
34	東みよし町	三好町	吉野川	湯谷	湯谷	S61.8.15	1418	0.6000	
35	東みよし町	三好町	吉野川	小川谷	増川谷及び同右支川	S63.11.11	2198	1.6400	
36	東みよし町	三好町	吉野川	小川谷	滝久保谷	S63.11.11	2198	0.3200	
37	東みよし町	三好町	吉野川	小川谷川	榑木谷	H4.3.25	831	8.9400	
38	東みよし町	三好町	吉野川	馬木谷川	馬木谷	H5.11.19	2192	19.8000	
39	東みよし町	三好町	吉野川	子守谷川	子守谷	H13.12.5	1704	1.6200	
40	東みよし町	三好町	吉野川	金江谷川	中蔵谷	H18.2.10	242	0.5097	
41	東みよし町	三好町	吉野川	加茂谷	加茂谷	S26.12.22	1079	2.6000	
42	東みよし町	三好町	吉野川	半田川	半田川	S27.8.8	1112	41.3800	
43	東みよし町	三好町	吉野川	山口谷	山口谷	S27.8.8	1112	2.5000	
44	東みよし町	三好町	吉野川	猪の谷	猪の谷	S27.8.8	1112	0.4200	
45	東みよし町	三好町	吉野川	山口谷	山口谷	S34.2.4	125	1.3000	
46	東みよし町	三好町	吉野川	半田川	大藤谷	S37.6.19	1414	3.6700	
47	東みよし町	三好町	吉野川	稲持谷	稲持谷	S38.2.23	271	1.6500	
48	東みよし町	三好町	吉野川	加茂谷	加茂谷	S38.2.26	277	0.6800	
49	東みよし町	三好町	吉野川	稲持谷	稲持谷	S40.7.5	1694	1.4200	
50	東みよし町	三好町	吉野川	加茂谷	鎌山谷	S40.7.5	1694	1.5000	
51	東みよし町	三好町	吉野川	山口谷	栗川谷	S42.3.31	1181	2.5100	
52	東みよし町	三好町	吉野川	山口谷	山口谷	S42.12.28	4605	7.4000	
53	東みよし町	三好町	吉野川	半田川	大藤谷	S42.12.28	4605	7.8000	
54	東みよし町	三好町	吉野川	加茂谷	加茂谷	S47.5.11	930	16.8000	
55	東みよし町	三好町	吉野川	山口谷	山口谷	S47.5.11	930	4.8000	
56	東みよし町	三好町	吉野川	加茂谷	加茂谷	S47.8.2	1335	14.2800	
57	東みよし町	三好町	吉野川	加茂谷	総塚谷	S49.7.4	951	5.4000	
58	東みよし町	三好町	吉野川	加茂谷	三枝草谷	S53.1.23	49	4.2000	
59	東みよし町	三好町	吉野川	加茂谷	加茂谷	S54.1.27	95	2.5200	
60	東みよし町	三好町	吉野川	山口谷川	猪の本谷	S54.1.27	95	3.9000	
61	東みよし町	三好町	吉野川	加茂谷川	栗野谷及び同支川	S60.9.7	1218	0.6000	
62	東みよし町	三好町	吉野川	稲持谷	稲持谷	S61.8.15	1418	0.4400	
63	東みよし町	三好町	吉野川	大藤谷川	宮谷	S61.8.15	1418	1.2100	
64	東みよし町	三好町	吉野川	加茂谷	加茂谷	H2.1.31	120	0.9000	
65	東みよし町	三好町	吉野川	加茂谷	丹田谷	H2.9.10	1549	1.5400	
66	東みよし町	三好町	吉野川	加茂谷川	総塚谷	H8.3.21	728	0.1000	
67	東みよし町	三好町	吉野川	猪之谷川	久保谷	H8.3.21	728	1.4000	
68	東みよし町	三好町	吉野川	山口谷川	山口谷	H12.5.16	1324	0.5300	
69	東みよし町	三好町	吉野川	稲持谷川	稲持谷	H13.12.5	1704	2.0900	
70	東みよし町	三好町	吉野川	山口谷川	西山崎谷	H13.12.5	1704	0.5900	
71	東みよし町	三好町	吉野川	山口谷川	山口谷	H15.1.10	29	0.2400	
72	東みよし町	三好町	吉野川	山口谷川	山崎谷	H15.1.13	1465	0.7633	
73	東みよし町	三好町	吉野川	吉野川	深谷	H16.6.9	630	0.8842	
74	東みよし町	三好町	吉野川	山藤谷川	祖谷の谷	H16.12.9	1525	0.3194	
75	東みよし町	三好町	吉野川	山口谷川	成谷	H18.1.16	1391	0.6423	
76	東みよし町	三好町	吉野川	吉野川	美濃田一号谷	H21.7.29	816	0.5588	
77	東みよし町	三好町	吉野川	加茂谷川	加茂谷川	H26.10.15	1024	0.6652	
78	東みよし町	三好町	吉野川	山口谷川	東山崎谷	R3.1.21	30	0.3288	
79	東みよし町	三好町	吉野川	加茂谷川	引瓶谷川	R3.1.21	30	1.1877	
小計 西部総合県民局三好庁舎									
338箇所 2290.8698									
1206箇所 8329.4970									
計									

4-7 土石流危険渓流一覧表

定義
土石流発生危険度I
土石流発生危険度II
土石流発生危険度III

平成26年4月1日現在

Table with columns: 渓流番号, 流域名, 所在地, 渓流概要. Lists various rivers and their characteristics.

4-7 土石流危険渓流一覧表

定義
土石流発生危険度I
土石流発生危険度II
土石流発生危険度III

平成26年4月1日現在

Table with columns: 渓流番号, 流域名, 所在地, 渓流概要. Lists various rivers and their characteristics.

(土石流危険渓流1)

平成26年4月1日現在

Table with columns: 渓流番号 (Stream No.), 流域名 (Basin Name), 所在 町・字 (Location), 流域概要 (Basin Summary). Rows include streams like 1213 藤原川, 1217 八多川, 1225 八多川, etc.

(土石流危険渓流1)

平成26年4月1日現在

Table with columns: 渓流番号 (Stream No.), 流域名 (Basin Name), 所在 町・字 (Location), 流域概要 (Basin Summary). Rows include streams like 13022 藤原川, 13034 藤原川, 13035 藤原川, etc.

(土石流危険渓流1)

平成26年4月1日現在

Table with columns: 渓流番号, 所在名, 所在町, 町・字, 流域概要. Rows list various river numbers and their details.

(土石流危険渓流1)

平成26年4月1日現在

Table with columns: 渓流番号, 所在名, 所在町, 町・字, 流域概要. Rows list various river numbers and their details.

平成26年4月1日現在

(土石流危険渓流1)

Table with columns: 渓流番号, 水系名, 河川名, 渓流名, 所在地 (郡市町村名, 町・字), 渓流概要 (渓流延長 km, 河川横断面積㎡). Rows include entries like 443-1-019 吉野川 古城谷川 吉野川市 山田町 青木 0.60 0.33.

平成26年4月1日現在

(土石流危険渓流1)

Table with columns: 渓流番号, 水系名, 河川名, 渓流名, 所在地 (郡市町村名, 町・字), 渓流概要 (渓流延長 km, 河川横断面積㎡). Rows include entries like 11005 那賀川 那賀川 大飯谷 阿南市 阿南市 18.40 0.08.

(土石流危險區域1) 平成26年4月1日現在

淡流水番号	淡流水名			所在地			淡流概要 面積(㎡)
	水系名	河川名	淡流名	町名	町・字	淡流長 km	
鯊敷-1-38	那賀川	阿井川	六柱石谷	鯊敷町	阿井	0.14	0.03
鯊敷-1-40	那賀川	仁字	仁字	鯊敷町	仁字	0.01	0.04
鯊敷-1-41	那賀川	仙ヶ谷川	仙ヶ谷	鯊敷町	仁字	0.98	0.36
相生-1-1	那賀川	相生町	(相生谷)	相生町	相生	0.01	0.04
相生-1-2	那賀川	相生町	(徳瀬東谷)	相生町	相生	0.41	0.02
相生-1-3	那賀川	相生町	大塚谷川	相生町	相生	0.24	0.41
相生-1-4	那賀川	相生町	毛じよ谷	相生町	相生	0.43	0.16
相生-1-5	那賀川	相生町	西の谷	相生町	相生	0.03	0.15
相生-1-6	那賀川	相生町	東谷	相生町	相生	0.10	0.02
相生-1-7	那賀川	相生町	西の谷	相生町	相生	0.25	0.10
相生-1-8	那賀川	相生町	下路谷	相生町	相生	0.14	0.04
相生-1-9	那賀川	相生町	西野野川	相生町	相生	0.18	0.02
相生-1-10	那賀川	相生町	かみさこ谷	相生町	相生	0.10	0.04
相生-1-11	那賀川	相生町	ツツラ谷	相生町	相生	1.32	0.60
相生-1-12	那賀川	相生町	竹ヶ谷	相生町	相生	1.02	2.81
相生-1-13	那賀川	相生町	高谷谷	相生町	相生	0.39	0.16
相生-1-14	那賀川	相生町	徳谷	相生町	相生	0.16	0.04
相生-1-15	那賀川	相生町	川路谷	相生町	相生	0.52	0.17
相生-1-16	那賀川	相生町	八丁谷	相生町	相生	0.22	0.13
相生-1-17	那賀川	相生町	川口	相生町	相生	0.26	0.06
相生-1-18	那賀川	相生町	立見谷	相生町	相生	0.29	0.03
相生-1-19	那賀川	相生町	ほろり谷	相生町	吉野下	0.21	0.05
相生-1-20	那賀川	相生町	延野ノ谷	相生町	相生	0.04	0.01
相生-1-21	那賀川	相生町	延野ノ谷	相生町	相生	0.16	0.01
相生-1-22	那賀川	相生町	延野ノ谷	相生町	相生	0.11	0.01
相生-1-23	那賀川	相生町	延野ノ谷	相生町	相生	0.09	0.02
相生-1-24	那賀川	相生町	延野ノ谷	相生町	相生	0.11	0.01
相生-1-25	那賀川	相生町	延野ノ谷	相生町	相生	0.29	0.11
相生-1-26	那賀川	相生町	徳谷川	相生町	相生	0.12	0.05
相生-1-27	那賀川	相生町	徳谷	相生町	相生	0.56	0.39
相生-1-28	那賀川	相生町	大谷	相生町	相生	0.30	0.24
相生-1-29	那賀川	相生町	徳谷川	相生町	相生	0.24	0.08
相生-1-30	那賀川	相生町	入野北谷	相生町	相生	0.21	0.07
相生-1-31	那賀川	相生町	さぬき川	相生町	相生	0.30	0.05
相生-1-32	那賀川	相生町	さぬき川	相生町	相生	0.22	0.07
相生-1-33	那賀川	相生町	大塚野谷	相生町	相生	0.21	0.04
相生-1-34	那賀川	相生町	谷内川	相生町	相生	0.43	0.08
相生-1-35	那賀川	相生町	谷内川	相生町	相生	0.26	0.03
相生-1-36	那賀川	相生町	谷内川	相生町	相生	0.06	0.02
相生-1-37	那賀川	相生町	谷内川	相生町	相生	0.07	0.02
相生-1-38	那賀川	相生町	谷内川	相生町	相生	0.18	0.06
相生-1-39	那賀川	相生町	谷内川	相生町	相生	0.26	0.03
相生-1-40	那賀川	相生町	谷内川	相生町	相生	0.26	0.03
上柳-1-1	那賀川	相生町	小計	相生町	相生	0.20	0.02
上柳-1-2	那賀川	相生町	東瀬谷	相生町	相生	1.33	0.06
上柳-1-3	那賀川	相生町	下柳所谷	相生町	相生	0.70	0.18
上柳-1-4	那賀川	相生町	平谷	相生町	相生	0.15	0.07
上柳-1-5	那賀川	相生町	横畑	相生町	相生	0.30	0.02
上柳-1-6	那賀川	相生町	御所谷	相生町	相生	0.13	0.28
上柳-1-7	那賀川	相生町	御所谷	相生町	相生	0.14	0.34
上柳-1-8	那賀川	相生町	登味谷	相生町	相生	0.24	0.04
上柳-1-9	那賀川	相生町	林谷川	相生町	相生	0.37	0.30
上柳-1-10	那賀川	相生町	井ノ谷	相生町	相生	0.16	0.07
上柳-1-11	那賀川	相生町	森谷	相生町	相生	0.54	0.12
上柳-1-12	那賀川	相生町	森谷	相生町	相生	0.32	0.05
上柳-1-13	那賀川	相生町	森谷	相生町	相生	0.13	0.05
上柳-1-14	那賀川	相生町	坂本谷	相生町	相生	0.21	0.09
上柳-1-15	那賀川	相生町	坂本谷	相生町	相生	0.90	0.03
上柳-1-16	那賀川	相生町	菅谷	相生町	相生	0.54	0.09
上柳-1-17	那賀川	相生町	菅谷	相生町	相生	0.21	0.03
上柳-1-18	那賀川	相生町	西の谷	相生町	相生	0.44	0.07
上柳-1-19	那賀川	相生町	西の谷	相生町	相生	0.07	0.12
上柳-1-20	那賀川	相生町	西の谷	相生町	相生	0.18	0.19
上柳-1-21	那賀川	相生町	西の谷	相生町	相生	0.20	0.09
上柳-1-22	那賀川	相生町	西の谷	相生町	相生	0.60	0.18
上柳-1-23	那賀川	相生町	西の谷	相生町	相生	1.47	1.00
上柳-1-24	那賀川	相生町	西の谷	相生町	相生	0.96	0.10
上柳-1-25	那賀川	相生町	西の谷	相生町	相生	0.32	0.34
上柳-1-26	那賀川	相生町	西の谷	相生町	相生	0.10	0.03
上柳-1-27	那賀川	相生町	西の谷	相生町	相生	0.22	0.02
上柳-1-28	那賀川	相生町	西の谷	相生町	相生	0.54	0.15
上柳-1-29	那賀川	相生町	西の谷	相生町	相生	0.13	0.06

(土石流危険区域1) 平成26年4月1日現在

淡流水番号	淡流水名			所在地			淡流概要 面積(㎡)
	水系名	河川名	淡流名	町名	町・字	淡流長 km	
11075	光田寺谷	阿南市	阿南	阿南	阿南	0.18	0.01
11076	荒田上-一号谷	阿南市	阿南	阿南	阿南	0.27	0.03
11077	砂谷山四号谷	阿南市	阿南	阿南	阿南	0.20	0.02
11078	砂谷山三号谷	阿南市	阿南	阿南	阿南	0.15	0.03
11079	砂谷山二号谷	阿南市	阿南	阿南	阿南	0.15	0.02
11080	砂谷山五号谷	阿南市	阿南	阿南	阿南	0.18	0.02
11081	砂谷山六号谷	阿南市	阿南	阿南	阿南	0.01	0.01
11082	砂谷山内谷	阿南市	阿南	阿南	阿南	0.11	0.05
11083	湯井川	阿南市	湯井	湯井	湯井	0.09	0.01
11084	湯井川	阿南市	湯井	湯井	湯井	0.18	0.09
11085	湯井川	阿南市	湯井	湯井	湯井	0.08	0.01
11086	湯井川	阿南市	湯井	湯井	湯井	0.25	0.03
11087	湯井川	阿南市	湯井	湯井	湯井	0.35	0.09
11088	湯井川	阿南市	湯井	湯井	湯井	0.33	0.07
11089	湯井川	阿南市	湯井	湯井	湯井	0.30	0.09
11090	湯井川	阿南市	湯井	湯井	湯井	0.75	0.40
11091	湯井川	阿南市	湯井	湯井	湯井	0.27	0.03
11092	大塚原一号谷	阿南市	阿南	阿南	阿南	0.20	0.06
11093	小塚原五号谷	阿南市	阿南	阿南	阿南	0.11	0.05
11094	大谷	阿南市	阿南	阿南	阿南	0.09	0.05
11095	小塚原二号谷	阿南市	阿南	阿南	阿南	0.12	0.02
11096	小塚原一号谷	阿南市	阿南	阿南	阿南	0.20	0.03
11097	小塚原一号谷	阿南市	阿南	阿南	阿南	0.07	0.02
11098	湯井川	阿南市	湯井	湯井	湯井	0.18	0.02
11099	湯井川	阿南市	湯井	湯井	湯井	0.19	0.03
11100	湯井川	阿南市	湯井	湯井	湯井	0.24	0.02
11101	湯井川	阿南市	湯井	湯井	湯井	0.23	0.02
11102	湯井川	阿南市	湯井	湯井	湯井	0.13	0.01
11103	湯井川	阿南市	湯井	湯井	湯井	0.21	0.04
11104	湯井川	阿南市	湯井	湯井	湯井	0.24	0.02
11105	湯井川	阿南市	湯井	湯井	湯井	0.21	0.03
11106	大塚原	阿南市	阿南	阿南	阿南	0.18	0.02
11107	大塚原	阿南市	阿南	阿南	阿南	0.50	0.12
11108	大塚原	阿南市	阿南	阿南	阿南	0.15	0.03
鯊敷-1-1	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.25	0.04
鯊敷-1-2	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.14	0.10
鯊敷-1-3	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.18	0.25
鯊敷-1-4	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.16	0.03
鯊敷-1-5	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.34	0.08
鯊敷-1-6	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.20	0.03
鯊敷-1-7	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.48	0.20
鯊敷-1-8	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.30	0.14
鯊敷-1-9	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.48	0.09
鯊敷-1-10	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.25	0.05
鯊敷-1-11	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.58	0.14
鯊敷-1-12	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.16	0.04
鯊敷-1-13	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.58	0.14
鯊敷-1-14	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.16	0.04
鯊敷-1-15	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.11	0.11
鯊敷-1-16	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.11	0.02
鯊敷-1-17	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.51	0.10
鯊敷-1-18	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.58	0.25
鯊敷-1-19	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.32	0.06
鯊敷-1-20	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.12	0.02
鯊敷-1-21	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.14	0.03
鯊敷-1-22	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.30	0.14
鯊敷-1-23	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.11	0.11
鯊敷-1-24	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.16	0.03
鯊敷-1-25	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.28	0.02
鯊敷-1-26	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.09	0.01
鯊敷-1-27	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.17	0.04
鯊敷-1-28	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.15	0.06
鯊敷-1-29	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.07	0.01
鯊敷-1-30	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.15	0.06
鯊敷-1-31	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.20	0.02
鯊敷-1-32	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.20	0.02
鯊敷-1-33	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.27	0.04
鯊敷-1-34	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.22	0.08
鯊敷-1-35	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.10	0.03
鯊敷-1-36	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.22	0.02
鯊敷-1-37	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.54	0.15
鯊敷-1-38	那賀川	相生町	相生	相生	相生	0.13	0.06

4-7 土石流危険渓流一覽表

平成26年4月1日現在

Table of landslide-prone streams (土石流危険渓流). Columns include: 漢流番号 (Stream No.), 漢流名 (Stream Name), 所在地 (Location) with sub-columns for 町・字 (Municipality/Village) and 漢流長 km (Stream Length), and 漢流概要 (Stream Summary).

4-7 土石流危険渓流一覽表

平成26年4月1日現在

Table of landslide-prone streams (土石流危険渓流). Columns include: 漢流番号 (Stream No.), 漢流名 (Stream Name), 所在地 (Location) with sub-columns for 町・字 (Municipality/Village) and 漢流長 km (Stream Length), and 漢流概要 (Stream Summary).

平成26年4月1日現在

(土石流危険渓流1)

渓流番号	流域名			所在地			流域概要 <small>危険距離(km)</small>
	水系名	河川名	溪流名	地名	町・字	流域長さ(km)	
484-1-21	吉野川	瀧田川	大目谷	三好市	山崎町	大目	0.75
484-1-22	吉野川	瀧田川	丸山谷	三好市	山崎町	柴	2.60
484-1-23	吉野川	瀧田川	祝友谷	三好市	山崎町	祝友	2.50
484-1-24	吉野川	吉野川	大山峠谷	三好市	山崎町	大山峠	3.50
484-1-25	吉野川	吉野川	大山峠谷	三好市	山崎町	大山峠	3.20
484-1-26	吉野川	吉野川	下山谷	三好市	山崎町	下山	0.75
484-1-27	吉野川	吉野川	下山谷	三好市	山崎町	下山	0.75
485-1-01	吉野川	吉野川	つゆ谷	三好市	山崎町	つゆ	0.30
485-1-02	吉野川	吉野川	つゆ谷	三好市	山崎町	つゆ	0.30
485-1-03	吉野川	井ノ内谷川	流家谷	三好市	山崎町	流家	1.80
485-1-04	吉野川	井ノ内谷川	西谷川	三好市	山崎町	西谷	0.85
485-1-05	吉野川	井ノ内谷川	平谷	三好市	山崎町	井内	0.25
485-1-06	吉野川	井ノ内谷川	細谷	三好市	山崎町	細	1.45
485-1-07	吉野川	井ノ内谷川	細谷	三好市	山崎町	細	2.65
485-1-08	吉野川	井ノ内谷川	吉木谷川	三好市	山崎町	吉木	2.18
485-1-09	吉野川	井ノ内谷川	國ノ重谷	三好市	山崎町	西新町重	0.30
485-1-10	吉野川	吉野川	兼谷	三好市	山崎町	西新町重	0.65
485-1-11	吉野川	吉野川	兼谷	三好市	山崎町	西新町重	0.25
485-1-12	吉野川	吉野川	兼谷	三好市	山崎町	西新町重	0.35
485-1-13	吉野川	中好谷川	中好谷	三好市	山崎町	中好西	3.58
485-1-14	吉野川	中好谷川	中好谷	三好市	山崎町	中好西	0.90
485-1-15	吉野川	吉野川	北谷	三好市	山崎町	吉本	0.65
485-1-16	吉野川	吉野川	北谷	三好市	山崎町	北門	0.70
485-1-17	吉野川	吉野川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.50
485-1-18	吉野川	吉野川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.20
3-1	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.35
3-2	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.75
3-3	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.75
3-4	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.75
3-5	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.75
3-6	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.75
3-7	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.75
3-8	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.75
3-9	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	3.51
3-10	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.32
3-11	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.74
3-12	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.37
3-13	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	2.25
3-14	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.25
3-15	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.15
3-16	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.08
3-17	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.44
3-18	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	5.05
3-19	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.34
3-20	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.27
3-21	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.29
3-22	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	1.05
3-23	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.35
3-24	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.44
3-25	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.80
3-26	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.34
3-27	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.29
3-28	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	1.05
3-29	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	2.35
3-30	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.85
3-31	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.21
3-32	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.37
3-33	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.17
3-34	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.68
3-35	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	1.97
3-36	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	2.03
3-37	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.46
3-38	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.20
3-39	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.58
3-40	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.32
3-41	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.60
3-42	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.46
3-43	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.55
3-44	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.22
3-45	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	1.40
3-46	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.38
3-47	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.58
3-48	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.25
3-49	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.70
3-50	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.85
3-51	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.45
3-52	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.80
3-53	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	0.70
3-54	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	1.55
3-55	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	山崎町	碓氷	1.40

平成26年4月1日現在

(土石流危険渓流1)

渓流番号	流域名			所在地			流域概要 <small>危険距離(km)</small>
	水系名	河川名	溪流名	地名	町・字	流域長さ(km)	
481-1-04	吉野川	河内谷川	北谷	三好市	三好町	花園	1.30
481-1-05	吉野川	河内谷川	ワルン谷	三好市	三好町	上野	1.30
481-1-06	吉野川	吉野川	大谷	三好市	三好町	勢力	1.75
481-1-07	吉野川	吉野川	碓氷谷	三好市	三好町	玉地	2.30
481-1-08	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	上野	0.75
481-1-09	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	2.10
481-1-10	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.55
481-1-11	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	2.50
481-1-12	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	1.30
481-1-13	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	1.30
481-1-14	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	1.90
481-1-15	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.40
481-1-16	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	1.65
481-1-17	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.15
481-1-18	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.88
481-1-19	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.15
481-1-20	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.25
481-1-21	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.12
481-1-22	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.80
481-1-23	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	1.80
481-1-24	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.90
481-1-25	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.10
481-1-26	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.65
481-1-27	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	1.25
481-1-28	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.95
481-1-29	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.45
481-1-30	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	1.05
481-1-31	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.40
481-1-32	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.65
481-1-33	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	3.38
481-1-34	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	4.11
481-1-35	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	1.58
481-1-36	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.25
481-1-37	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	2.33
481-1-38	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.70
481-1-39	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.75
481-1-40	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	1.30
481-1-41	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.33
481-1-42	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.25
481-1-43	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.11
481-1-44	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.85
1-1	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.50
1-2	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.06
1-3	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.07
1-4	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.48
1-5	吉野川	碓氷谷川	碓氷谷	三好市	三好町	トワケ	0.08
484-1-01	吉野川	細谷川	細谷川	三好市	山崎町	川成	3.25
484-1-02	吉野川	細谷川	細谷川	三好市	山崎町	下名	0.45
484-1-03	吉野川	細谷川	細谷川	三好市	山崎町	高野	1.45
484-1-04	吉野川	細谷川	細谷川	三好市	山崎町	上名	1.90
484-1-05	吉野川	細谷川	細谷川	三好市	山崎町	上名	1.15
484-1-06	吉野川	細谷川	細谷川	三好市	山崎町	上名	0.10
484-1-07	吉野川	細谷川	細谷川	三好市	山崎町	上名	1.14
484-1-08	吉野川	細谷川	細谷川	三好市	山崎町	上名	1.50
484-1-09	吉野川	細谷川	細谷川	三好市	山崎町	上名	0.25
484-1-10	吉野川	細谷川	細谷川	三好市	山崎町	上名	1.10
484-1-11	吉野川	細谷川	細谷川	三好市	山崎町	上名	2.45
484-1-12	吉野川	細谷川	細谷川	三好市	山崎町	上名	0.95
484-1-13	吉野川	細谷川	細谷川	三好市	山崎町	上名	1.40
484-1-14	吉野川	細谷川	細谷川	三好市	山崎町	上名	0.31
484-1-15	吉野川	細谷川	細谷川	三好市	山崎町	上名	0.25
484-1-16	吉野川	細谷川	細谷川	三好市	山崎町	上名	0.80
484-1-17	吉野川	細谷川	細谷川	三好市	山崎町	上名	0.45
484-1-18	吉野川	細谷川	細谷川	三好市	山崎町	上名	0.60
484-1-19	吉野川	細谷川	細谷川	三好市	山崎町	上名	0.40
484-1-20	吉野川	細谷川	細谷川	三好市	山崎町	上名	0.20

4-7 土石流危険渓流一覧表

平成26年1月1日現在

(土石流危険渓流Ⅰ)

渓流番号	渓流名		所在地			渓流概要		
	水系名	河川名	渓流名	地所町村名	田市町村名	町・字	渓流長 km	平均傾斜‰
486-1-14	吉野川	加茂谷川	上丹田谷	東みよし町	三加茂町	丹田	0.40	0.14
486-1-15	吉野川	加茂谷川	山の上谷	東みよし町	三加茂町	山根	1.80	0.81
486-1-16	吉野川	加茂谷川	横田谷	東みよし町	三加茂町	山根	0.85	0.39
486-1-17	吉野川	加茂谷川	三加茂谷	東みよし町	三加茂町	玉抽	0.25	0.04
486-1-18	吉野川	加茂谷川	福原谷	東みよし町	三加茂町	奥谷	3.15	3.28
486-1-19	吉野川	加茂谷川	加茂田一寄谷	東みよし町	三加茂町	新居田	0.60	0.13
486-1-20	吉野川	加茂谷川	加茂田二寄谷	東みよし町	三加茂町	新居田	0.55	0.18
486-1-21	吉野川	加茂谷川	加茂谷川	東みよし町	三加茂町	加茂	1.20	0.79
合計							1.129	0.679

※危険箇所名から区域名が変更となったもの

4-7 土石流危險區溪流一覽表

平成26年1月1日現在

(土石流危険區溪流)

Table with columns: 溪流番号 (Stream Number), 水系名 (Water System Name), 河川名 (River Name), 溪流名 (Stream Name), 所在 町・字 (Municipality/Town/Village), 溪流概要 (Stream Summary), 流域長 (km) (Stream Length), 流域面積 (km²) (Stream Area). Contains 48 rows of data.

4-7 土石流危險區溪流一覽表

平成26年1月1日現在

(土石流危険區溪流)

Table with columns: 溪流番号 (Stream Number), 水系名 (Water System Name), 河川名 (River Name), 溪流名 (Stream Name), 所在 町・字 (Municipality/Town/Village), 溪流概要 (Stream Summary), 流域長 (km) (Stream Length), 流域面積 (km²) (Stream Area). Contains 48 rows of data.

4-7 土石流危険渓流一覧表

平成26年1月1日現在

(土石流危険渓流)

渓流番号	流域名			所在地		流域概要 流域長 km 浸襲面積㎡
	水系名	河川名	流域名	旧市町村名	町・字	
26017	吉野川	船橋川	船橋川	神山村	船橋	0.24 0.15
26018	吉野川	中津谷川	中津谷川	神山村	甲藤	0.71 0.29
26020	吉野川	藤原谷川	藤原谷川	神山村	上藤	0.37 0.19
26021	吉野川	船橋川	船橋川	神山村	左石山	0.14 0.10
26025	吉野川	栗生野川	栗生野川	神山村	栗生野	0.32 0.19
26026	吉野川	船橋川	船橋川	神山村	栗生野	0.30 0.16
26027	吉野川	船橋川	船橋川	神山村	栗生野	0.22 0.07
26028	吉野川	船橋川	船橋川	神山村	船橋	0.20 0.14
26029	吉野川	船橋川	船橋川	神山村	船橋	0.58 0.13
26033	吉野川	船橋川	船橋川	神山村	石巻	0.08 0.13
26035	吉野川	阿保谷川	阿保谷川	神山村	阿保谷	0.24 0.13
26038	吉野川	広石谷川	広石谷川	神山村	広石	0.33 0.19
26040	吉野川	船橋川	船橋川	神山村	船橋	1.37 1.33
26042	吉野川	船橋川	船橋川	神山村	西分	0.45 0.15
26043	吉野川	船橋川	船橋川	神山村	川東	0.08 0.05
26044	吉野川	船橋川	船橋川	神山村	黒野	0.35 0.13
26047	吉野川	一ノ坂北谷川	一ノ坂北谷川	神山村	一ノ坂	0.16 0.13
26049	吉野川	船橋川	船橋川	神山村	阿野	0.71 0.32
26063	吉野川	舟目谷川	舟目谷川	神山村	阿野	0.20 0.43
26064	吉野川	船橋川	船橋川	神山村	下地	0.29 0.14
26065	吉野川	船橋川	船橋川	神山村	下地	0.29 0.18
2-3	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.12 0.01
2-4	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.44 0.14
2-47	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.28 0.04
2-49	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.41 0.06
2-50	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.50 0.06
2-52	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.14 0.02
2-54	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.38 0.13
2-55	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.91 0.28
2-56	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.11 0.04
2-57	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.08 0.01
2-61	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.18 0.05
2-62	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.46 0.14
2-63	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.19 0.01
2-64	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.28 0.05
2-65	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.48 0.14
2-68	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.11 0.02
2-69	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.08 0.01
2-70	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.18 0.03
2-71	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.06 0.01
2-72	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.23 0.04
2-73	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.14 0.04
2-74	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.19 0.04
2-75	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.21 0.06
26-2	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.78 0.31
26-3	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.12 0.02
26-4	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.23 0.04
26-5	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.14 0.04
26-7	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.25 0.08
26-8	吉野川	船橋川	船橋川	船橋川	船橋	0.35 0.05
442-II-001	吉野川	船橋川	船橋川	吉野川市	船橋	0.25 0.06
442-II-002	吉野川	船橋川	船橋川	吉野川市	船橋	1.05 0.40
442-II-003	吉野川	船橋川	船橋川	吉野川市	船橋	1.65 0.24
442-II-004	吉野川	船橋川	船橋川	吉野川市	船橋	2.70 1.08
442-II-005	吉野川	船橋川	船橋川	吉野川市	船橋	2.05 1.84
442-II-006	吉野川	船橋川	船橋川	吉野川市	船橋	0.36 0.08
442-II-007	吉野川	船橋川	船橋川	吉野川市	船橋	0.65 0.22
442-II-008	吉野川	船橋川	船橋川	吉野川市	船橋	0.66 0.05
442-II-009	吉野川	船橋川	船橋川	吉野川市	船橋	0.80 0.33
442-II-010	吉野川	船橋川	船橋川	吉野川市	船橋	0.80 0.28
442-II-011	吉野川	船橋川	船橋川	吉野川市	船橋	1.10 0.66
442-II-012	吉野川	船橋川	船橋川	吉野川市	船橋	0.90 0.35
442-II-013	吉野川	船橋川	船橋川	吉野川市	船橋	1.05 0.21
442-II-014	吉野川	船橋川	船橋川	吉野川市	船橋	0.40 0.10
442-II-015	吉野川	船橋川	船橋川	吉野川市	船橋	0.40 0.05
442-II-016	吉野川	船橋川	船橋川	吉野川市	船橋	0.38 0.09
442-II-017	吉野川	船橋川	船橋川	吉野川市	船橋	0.40 0.07
442-II-018	吉野川	船橋川	船橋川	吉野川市	船橋	0.90 0.29
442-II-019	吉野川	船橋川	船橋川	吉野川市	船橋	1.10 0.70
442-II-020	吉野川	船橋川	船橋川	吉野川市	船橋	0.90 0.50
442-II-021	吉野川	船橋川	船橋川	吉野川市	船橋	1.10 0.70
442-II-022	吉野川	船橋川	船橋川	吉野川市	船橋	0.60 0.24

4-7 土石流危険渓流一覧表

平成26年1月1日現在

(土石流危険渓流)

渓流番号	流域名			所在地		流域概要 流域長 km 浸襲面積㎡
	水系名	河川名	流域名	旧市町村名	町・字	
442-II-014	吉野川	東山谷川	東山谷川	吉野川市	東山	0.70 0.17
442-II-015	吉野川	東山谷川	東山谷川	吉野川市	東山	0.90 0.30
442-II-016	吉野川	東山谷川	東山谷川	吉野川市	東山	0.50 0.17
442-II-017	吉野川	東山谷川	東山谷川	吉野川市	東山	0.15 0.03
442-II-018	吉野川	東山谷川	東山谷川	吉野川市	東山	1.70 1.75
442-II-019	吉野川	東山谷川	東山谷川	吉野川市	東山	1.30 0.32
402-II-001	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.35 0.13
402-II-002	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.40 0.07
402-II-003	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.58 0.28
402-II-004	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.50 0.18
402-II-005	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.43 0.26
402-II-006	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.17 0.03
402-II-007	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.57 0.13
402-II-008	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.85 0.31
402-II-009	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.68 0.17
402-II-010	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.90 0.37
422-II-001	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.78 0.22
422-II-002	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.70 0.08
422-II-003	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.70 0.19
422-II-004	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	1.35 0.68
422-II-005	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.25 0.03
422-II-006	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.80 0.22
422-II-007	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.38 0.10
422-II-008	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.68 0.22
422-II-009	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.43 0.11
422-II-010	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.23 0.03
422-II-011	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.85 0.38
422-II-012	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.43 0.07
422-II-013	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.18 0.02
422-II-014	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.18 0.05
422-II-015	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.28 0.05
422-II-016	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.43 0.40
422-II-017	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.49 0.11
422-II-018	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.60 0.28
422-II-019	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.23 0.06
422-II-020	吉野川	東山谷川	東山谷川	阿波市	東山	0.30 0.07
342-II-001	吉野川	東山谷川	東山谷川	右井町	東山	0.70 0.15
342-II-002	吉野川	東山谷川	東山谷川	右井町	東山	0.58 0.09
342-II-003	吉野川	東山谷川	東山谷川	右井町	東山	0.27 0.05
342-II-004	吉野川	東山谷川	東山谷川	右井町	東山	0.32 0.05
402-II-001	吉野川	東山谷川	東山谷川	西地	東山	0.20 0.04
402-II-002	吉野川	東山谷川	東山谷川	西地	東山	0.30 0.05
402-II-003	吉野川	東山谷川	東山谷川	西地	東山	0.90 0.28
21001	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.17 0.02
21002	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	1.14 1.74
21003	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.20 0.03
21004	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.70 0.29
21005	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.62 0.18
21006	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.22 0.05
21007	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.69 0.52
21008	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.88 0.51
21009	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.12 0.03
21010	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.20 0.03
21011	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.43 0.06
21012	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.65 0.13
21013	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.86 0.41
21014	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.50 0.40
21015	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.07 0.01
21016	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.15 0.04
21017	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.69 0.01
21018	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.67 0.14
21019	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.12 0.02
21020	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	1.10 0.52
21021	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.67 0.28
21022	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.74 0.15
21023	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.40 0.10
21024	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.33 0.10
21025	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.51 0.07
21026	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	0.35 0.16
21027	那賀川	那賀川	那賀川	阿波市	那賀	1.19 0.76

4-7 土石流危險區一覽表

(土石流危險區一覽表)

平成26年1月1日現在

溪流番号	流域名			所在地		流域概要
	水系名	河川名	溪流名	旧市町村名	町・字	
21028	那賀川	野尻川	日ノ瀬二号谷	阿南市	野尻	0.33
21029	那賀川	野尻川	野尻一号谷	阿南市	野尻	0.19
21030	那賀川	野尻川	日ノ瀬一号谷	阿南市	野尻	0.16
21031	那賀川	野尻川	吉井町 榑子右	阿南市	吉井町 榑子右	0.12
21032	那賀川	野尻川	榑子石一号谷	阿南市	榑子石	0.08
21033	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	榑子右	0.12
21034	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	榑子右	0.45
21035	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	榑子右	0.34
21036	那賀川	野尻川	谷右一号谷	阿南市	榑子右	0.15
21037	那賀川	野尻川	谷右二号谷	阿南市	榑子右	0.23
21038	那賀川	野尻川	谷右四号谷	阿南市	榑子右	0.25
21039	那賀川	野尻川	原田川	阿南市	原田	0.30
21040	那賀川	野尻川	大谷一号谷	阿南市	大谷	0.79
21041	那賀川	野尻川	(シムル谷)	阿南市	シムル谷	0.35
21042	那賀川	野尻川	(シムル谷2号谷)	阿南市	シムル谷	0.41
21043	那賀川	野尻川	(三原1号谷)	阿南市	榑子右	0.40
21044	那賀川	野尻川	(三原2号谷)	阿南市	榑子右	0.71
21045	那賀川	野尻川	榑子一号谷	阿南市	榑子右	0.44
21046	那賀川	野尻川	榑子二号谷	阿南市	榑子右	0.43
21047	那賀川	野尻川	榑子三号谷	阿南市	榑子右	0.43
21048	那賀川	野尻川	榑子四号谷	阿南市	榑子右	0.32
21049	那賀川	野尻川	榑子五号谷	阿南市	榑子右	0.06
21050	那賀川	野尻川	榑子六号谷	阿南市	榑子右	0.20
21051	那賀川	野尻川	榑子七号谷	阿南市	榑子右	0.15
21052	那賀川	野尻川	榑子八号谷	阿南市	榑子右	0.10
21053	那賀川	野尻川	榑子九号谷	阿南市	榑子右	0.23
21054	那賀川	野尻川	榑子十号谷	阿南市	榑子右	0.34
21055	那賀川	野尻川	榑子十一号谷	阿南市	榑子右	0.12
21056	那賀川	野尻川	榑子十二号谷	阿南市	榑子右	0.18
21057	那賀川	野尻川	榑子十三号谷	阿南市	榑子右	0.33
21058	那賀川	野尻川	榑子十四号谷	阿南市	榑子右	0.18
21059	那賀川	野尻川	榑子十五号谷	阿南市	榑子右	0.20
21060	那賀川	野尻川	榑子十六号谷	阿南市	榑子右	0.23
21061	那賀川	野尻川	榑子十七号谷	阿南市	榑子右	0.38
21062	那賀川	野尻川	榑子十八号谷	阿南市	榑子右	0.31
21063	那賀川	野尻川	榑子十九号谷	阿南市	榑子右	0.44
21064	那賀川	野尻川	榑子二十号谷	阿南市	榑子右	0.23
21065	那賀川	野尻川	榑子二十一号谷	阿南市	榑子右	0.13
21066	那賀川	野尻川	榑子二十二号谷	阿南市	榑子右	0.26
21067	那賀川	野尻川	榑子二十三号谷	阿南市	榑子右	0.38
21068	那賀川	野尻川	榑子二十四号谷	阿南市	榑子右	0.16
21069	那賀川	野尻川	榑子二十五号谷	阿南市	榑子右	0.69
21070	那賀川	野尻川	榑子二十六号谷	阿南市	榑子右	0.09
21071	那賀川	野尻川	榑子二十七号谷	阿南市	榑子右	0.59
21072	那賀川	野尻川	榑子二十八号谷	阿南市	榑子右	0.12
21073	那賀川	野尻川	榑子二十九号谷	阿南市	榑子右	0.14
21074	那賀川	野尻川	榑子三十号谷	阿南市	榑子右	0.67
21075	那賀川	野尻川	榑子三十一号谷	阿南市	榑子右	0.50
21076	那賀川	野尻川	榑子三十二号谷	阿南市	榑子右	0.69
21077	那賀川	野尻川	榑子三十三号谷	阿南市	榑子右	0.69
21078	那賀川	野尻川	榑子三十四号谷	阿南市	榑子右	0.09
21079	那賀川	野尻川	榑子三十五号谷	阿南市	榑子右	0.09
21080	那賀川	野尻川	榑子三十六号谷	阿南市	榑子右	0.30
21081	那賀川	野尻川	榑子三十七号谷	阿南市	榑子右	0.13
21082	那賀川	野尻川	榑子三十八号谷	阿南市	榑子右	0.33
21083	那賀川	野尻川	榑子三十九号谷	阿南市	榑子右	0.23
21084	那賀川	野尻川	榑子四十号谷	阿南市	榑子右	0.31
21085	那賀川	野尻川	榑子四十一号谷	阿南市	榑子右	0.34
21086	那賀川	野尻川	榑子四十二号谷	阿南市	榑子右	0.26
21087	那賀川	野尻川	榑子四十三号谷	阿南市	榑子右	0.21
21088	那賀川	野尻川	榑子四十四号谷	阿南市	榑子右	0.37
21089	那賀川	野尻川	榑子四十五号谷	阿南市	榑子右	0.17
21090	那賀川	野尻川	榑子四十六号谷	阿南市	榑子右	0.24
21091	那賀川	野尻川	榑子四十七号谷	阿南市	榑子右	0.30
21092	那賀川	野尻川	榑子四十八号谷	阿南市	榑子右	0.25
21093	那賀川	野尻川	榑子四十九号谷	阿南市	榑子右	0.25
21094	那賀川	野尻川	榑子五十号谷	阿南市	榑子右	0.24
21095	那賀川	野尻川	榑子五十一号谷	阿南市	榑子右	0.31
21096	那賀川	野尻川	榑子五十二号谷	阿南市	榑子右	0.06
21097	那賀川	野尻川	榑子五十三号谷	阿南市	榑子右	0.15
21098	那賀川	野尻川	榑子五十四号谷	阿南市	榑子右	0.23

4-7 土石流危險區一覽表

(土石流危險區一覽表)

平成26年1月1日現在

溪流番号	流域名			所在地		流域概要
	水系名	河川名	溪流名	旧市町村名	町・字	
21099	那賀川	野尻川	野尻一号谷	阿南市	野尻	0.23
21100	那賀川	野尻川	(安行川谷)	阿南市	安行	0.23
21101	那賀川	野尻川	野尻一号谷	阿南市	安行	0.32
21102	那賀川	野尻川	安行谷	阿南市	安行	0.13
21103	那賀川	野尻川	野尻一号谷	阿南市	野尻	0.37
21104	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.17
21105	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.15
21106	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.55
21107	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.39
21108	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.16
21109	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.27
21110	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.24
21111	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.17
21112	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.11
21113	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.18
21114	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.11
21115	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.15
21116	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.11
21117	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.19
21118	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.20
21119	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.20
21120	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.10
21121	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.14
21122	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.10
21123	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.15
21124	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.17
21125	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.18
21126	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.03
21127	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.06
21128	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.15
21129	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.13
21130	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.17
21131	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.12
21132	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.15
21133	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.10
21134	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.04
21135	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.06
21136	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.12
21137	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.10
21138	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.35
21139	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.21
21140	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.16
21141	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.10
21142	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.08
21143	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.10
21144	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.06
21145	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.15
21146	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.21
21147	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.11
21148	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.13
21149	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.10
21150	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.28
21151	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.23
21152	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.45
21153	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.25
21154	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.35
21155	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.13
21156	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.40
21157	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.19
21158	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.20
21159	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.11
21160	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.19
21161	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.09
21162	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.27
21163	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.27
21164	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.28
21165	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.24
21166	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.07
21167	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.15
21168	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.38
21169	那賀川	野尻川	野尻二号谷	阿南市	野尻	0.40

平成26年4月1日現在

(土石流危険渓流)

渓流番号	渓流名			所在地		渓流概要	
	水系名	河川名	渓流名	旧市町村名	町・字	渓流長 km	流域面積 ² km
上原川-1	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.04	0.05
上原川-2	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.14	0.34
上原川-3	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.34	0.23
上原川-4	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.18	0.42
上原川-5	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.09	0.16
上原川-6	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.19	1.28
上原川-7	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.07	0.19
上原川-8	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.46	0.43
上原川-9	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.44	0.86
上原川-10	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.06	0.29
上原川-11	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.38	0.24
上原川-12	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.17	0.16
上原川-13	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.29	0.32
上原川-14	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.20	0.08
上原川-15	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.10	0.05
上原川-16	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.17	0.11
上原川-17	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.09	0.07
上原川-18	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.25	0.38
上原川-19	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.32	0.05
上原川-20	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.26	0.07
上原川-21	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.26	0.10
上原川-22	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.13	0.03
上原川-23	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.17	0.11
上原川-24	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.09	0.07
上原川-25	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.11	0.25
上原川-26	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.30	0.32
上原川-27	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.51	0.05
上原川-28	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.48	0.09
上原川-29	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.29	0.52
上原川-30	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.24	0.29
上原川-31	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	1.85	0.04
上原川-32	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.58	0.05
上原川-33	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.17	0.03
上原川-34	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.33	0.56
上原川-35	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.09	0.02
上原川-36	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.06	0.02
上原川-37	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.70	0.28
上原川-38	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.12	0.03
上原川-39	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.63	0.56
上原川-40	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.03	0.14
上原川-41	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.63	0.31
上原川-42	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.17	0.09
上原川-43	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.34	0.14
上原川-44	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.07	0.11
上原川-45	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.05	0.05
上原川-46	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.19	0.12
上原川-47	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.10	0.03
上原川-48	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.15	0.06
上原川-49	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.11	0.03
上原川-50	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.21	0.05
上原川-51	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.16	0.04
上原川-52	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.06	0.02
上原川-53	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.54	0.08
上原川-54	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.38	0.06
上原川-55	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.20	0.04
上原川-56	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.18	0.05
上原川-57	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.11	0.03
上原川-58	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.21	0.08
上原川-59	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.10	0.03
上原川-60	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.63	0.64
上原川-61	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.15	0.05
上原川-62	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.38	0.24
上原川-63	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.76	0.90
上原川-64	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.23	0.02
上原川-65	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.60	0.13
上原川-66	上原川	上原川	上原川	上原町	上原	0.90	0.30

平成26年4月1日現在

(土石流危険渓流)

渓流番号	渓流名			所在地		渓流概要	
	水系名	河川名	渓流名	旧市町村名	町・字	渓流長 km	流域面積 ² km
19-16	内妻川	内妻川	大瀬川	東坂町	河内	0.50	0.10
19-17	内妻川	内妻川	大瀬川	東坂町	河内	0.20	0.04
19-18	吉江川	吉江川	家谷川	東坂町	河内	0.23	0.03
19-20	幸成川	幸成川	幸成川	東坂町	河内	0.20	0.05
19-21	幸成川	幸成川	幸成川	東坂町	河内	0.72	0.28
19-22	幸成川	幸成川	幸成川	東坂町	河内	0.40	0.13
17-13	田中川	田中川	田中川	東坂町	河内	0.43	0.19
17-14	田中川	田中川	田中川	東坂町	河内	0.15	0.04
17-15	木坂川	木坂川	木坂川	東坂町	河内	0.15	0.04
17-16	木坂川	木坂川	木坂川	東坂町	河内	0.70	0.18
17-17	木坂川	木坂川	木坂川	東坂町	河内	0.53	0.17
18-2	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.15	0.04
18-7	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.17	0.09
18-8	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.25	0.05
18-10	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.50	0.21
18-18	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.25	0.21
18-19	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.21	0.03
18-22	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.50	0.33
18-23	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.35	0.19
18-24	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.05	0.04
18-25	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.30	0.05
18-28	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	1.12	0.49
18-29	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.25	0.03
18-30	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.20	0.05
18-31	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.30	0.10
18-32	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.65	0.43
18-34	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.40	0.04
18-35	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.70	0.23
18-36	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.80	0.61
18-37	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.50	0.45
18-38	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.90	0.37
18-39	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.30	0.06
18-40	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.80	0.25
18-41	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.20	0.02
18-42	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.02	0.01
18-43	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.30	0.04
18-46	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.40	0.22
18-47	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.15	0.04
18-48	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.20	0.17
18-49	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.65	0.39
18-50	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.25	0.04
18-51	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.45	0.03
20-14	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.68	0.02
20-18	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.15	0.04
20-19	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.65	0.02
20-21	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.80	0.29
20-22	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.58	0.23
20-23	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.65	0.41
20-25	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.55	0.11
20-27	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.25	0.05
21-9	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.50	0.06
21-13	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.35	0.07
21-14	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.40	0.07
21-15	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.25	0.05
21-16	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.21	0.05
21-18	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.15	0.05
22-11	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.29	0.04
22-12	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.65	0.16
22-13	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.15	0.05
22-14	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.70	0.15
22-15	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	1.40	0.90
22-18	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	1.28	0.92
22-19	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	1.08	0.73
22-21	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	1.71	2.19
22-22	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.86	1.23
22-23	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.53	0.07
22-24	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.24	0.03
22-25	那賀川	那賀川	那賀川	東坂町	河内	0.28	0.07

4-7 土石流危険渓流一覧表

渓流番号	流域名		所在地			流域概要	
	水系名	河川名	溪流名	旧市町村名	町・字	渓流長 km	流域面積km ²
485-1-01	吉野川	吉野川	成野谷支川	三好市	旭町	0.45	0.00
485-1-02	吉野川	井ノ内谷川	ひらみ谷	三好市	井岡	0.50	0.00
485-1-03	吉野川	井ノ内谷川	上美谷	三好市	井岡	2.35	2.08
485-1-04	吉野川	井ノ内谷川	神谷	三好市	馬路	2.55	1.66
485-1-05	吉野川	井ノ内谷川	荒倉谷	三好市	馬場	2.20	2.15
485-1-06	吉野川	井ノ内谷川	御倉谷	三好市	向	1.65	0.96
485-1-07	吉野川	井ノ内谷川	吉野谷川	三好市	向	2.35	1.90
485-1-08	吉野川	井ノ内谷川	里川谷	三好市	坂金	3.35	4.91
485-1-09	吉野川	井ノ内谷川	大山谷	三好市	米	2.20	1.38
3-2	吉野川	嵐谷川	深瀬谷川	三好市	深瀬	0.22	0.06
3-3	吉野川	嵐谷川	深瀬谷支流	三好市	深瀬	0.12	0.05
3-15	吉野川	嵐谷川	奥の井谷川	三好市	奥の井	2.19	2.72
3-16	吉野川	嵐谷川	新口谷川	三好市	友味西	0.12	0.15
3-17	吉野川	嵐谷川	落生奥谷	三好市	落生	0.88	0.30
3-18	吉野川	嵐谷川	落生奥谷	三好市	落生	0.48	0.00
3-19	吉野川	嵐谷川	嵐谷西谷	三好市	名頃	0.43	0.08
3-20	吉野川	嵐谷川	名頃谷第3谷	三好市	名頃	0.29	0.10
3-25	吉野川	嵐谷川	名頃東谷	三好市	名頃	0.33	0.16
488-1-01	吉野川	嵐谷川	中谷	三好市	西園	0.30	0.14
2-2	吉野川	嵐谷川	笠ヶ谷	三好市	小箱谷東	1.31	0.62
2-5	吉野川	嵐谷川	尾井ノ内谷	三好市	尾井ノ内	0.39	0.06
2-6	吉野川	嵐谷川	尾井ノ内谷	三好市	尾井ノ内	0.23	0.04
2-7	吉野川	嵐谷川	尾井ノ内谷	三好市	尾井ノ内	1.18	0.71
2-9	吉野川	嵐谷川	中尾谷川	三好市	中尾	1.87	1.05
2-10	吉野川	嵐谷川	岡定谷川	三好市	岡定	1.30	0.55
2-11	吉野川	嵐谷川	岡定東谷	三好市	岡定	0.50	0.36
2-12	吉野川	嵐谷川	下荒谷	三好市	瀬部名越	0.53	0.70
482-1-01	吉野川	嵐谷川	瀬川谷川	三好市	瀬川	0.95	0.47
482-1-02	吉野川	嵐谷川	馬木谷	三好市	行堂	3.50	2.60
482-1-03	吉野川	嵐谷川	上ヶ谷	東みよし町	長手	0.28	0.12
482-1-04	吉野川	嵐谷川	西小森谷	東みよし町	三好町	0.55	0.18
486-1-01	吉野川	大藤谷川	奥村谷	東みよし町	奥村	0.50	0.86
486-1-02	吉野川	大藤谷川	大藤西谷	東みよし町	大藤西	1.50	0.99
486-1-03	吉野川	瀬之谷川	瀬之谷	東みよし町	友味	1.35	0.84
486-1-04	吉野川	瀬之谷川	大藤谷	東みよし町	木藤	0.50	0.37
486-1-05	吉野川	嵐谷川	嵐山谷川	東みよし町	嵐山	1.00	0.24
486-1-06	吉野川	嵐谷川	嵐山谷外谷	東みよし町	毛田	0.43	0.15
486-1-07	吉野川	嵐谷川	嵐山谷	東みよし町	熊家谷	0.70	0.37
486-1-08	吉野川	加茂谷川	五名上谷川	東みよし町	五名下	2.25	1.26
486-1-09	吉野川	加茂谷川	加茂谷	東みよし町	下森清	2.60	5.32
486-1-10	吉野川	加茂谷川	三枝草谷	東みよし町	五名下	3.20	2.49
486-1-11	吉野川	加茂谷川	おくら谷川	東みよし町	山ノ上	0.15	0.03
486-1-12	吉野川	加茂谷川	加茂小谷	東みよし町	風ヶ谷	0.70	0.15
486-1-13	吉野川	加茂谷川	深谷	東みよし町	新尾田	1.85	0.80
合計						1,038	600

※流域番号から区画名が変更となったもの

(土石流危険渓流に準ずる渓流)

平成26年1月1日現在

渓流番号	渓流名		所在地			渓流概要	
	水系名	河川名	現田町村名	旧田町村名	町・字	渓流長 km	危険箇所数m
31010	吉野川	船渡川	徳島市		高谷		0.29
31015	吉野川	カシ谷	徳島市	入田町	内瀬田		0.16
31024	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.06
31026	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.09
31027	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.11
31028	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.27
31029	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.09
31033	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.64
31039	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.28
31040	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.24
31063	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.06
31065	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.03
31067	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.03
31068	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.03
31075	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.35
31085	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.09
31087	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.23
31177	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.08
31182	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		1.10
31188	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.09
31189	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.16
31191	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.45
31192	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.07
31193	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.21
31204	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.13
31205	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		1.45
31208	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.05
31214	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.02
31220	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.03
31222	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.03
31241	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.07
32017	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.18
32023	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.66
32044	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.03
32049	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.10
32050	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.04
2-76	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.12
341-III-001	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.04
31001	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.09
31002	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.06
31003	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.05
31004	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.07
31005	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.11
31006	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.09
31007	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.15
31008	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.04
31009	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.09
31010	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.09
31012	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.10
31013	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.03
31014	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.06
31015	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.03
31016	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.03
31017	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.01
31018	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.02
31019	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.02
31020	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.07
31021	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.05
31023	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.09
31024	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.09
31025	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.03
船町-Ⅰ-1	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.09
船町-Ⅰ-2	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.03
船町-Ⅰ-3	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	西丁		0.07

(土石流危険渓流に準ずる渓流)

平成26年1月1日現在

渓流番号	渓流名		所在地			渓流概要	
	水系名	河川名	現田町村名	旧田町村名	町・字	渓流長 km	危険箇所数m
船町-Ⅰ-4	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	高谷		0.05
船町-Ⅰ-5	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	高谷		0.21
船町-Ⅰ-6	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	高谷		0.21
船町-Ⅰ-7	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	高谷		0.10
船町-Ⅰ-8	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	高谷		0.08
船町-Ⅰ-9	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	高谷		0.15
船町-Ⅰ-10	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	高谷		0.02
船町-Ⅰ-11	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	高谷		0.69
船町-Ⅰ-12	吉野川	船渡川	徳島市	入田町	高谷		0.08

4 - 8 土石流対策雨量基準

	警戒雨量	危険雨量
連続雨量	200 mm以上	300 mm以上
日量	150 mm以上	200 mm以上
6時間量	120 mm以上	180 mm以上
4時間量	100 mm以上	150 mm以上
2時間量	70 mm以上	100 mm以上
1時間量	50 mm以上	60 mm以上

4-9 土砂災害警戒区域等の指定状況

市町村名	土石流		急傾斜		地すべり		計
	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	
徳島市	244	205	609	596	16	869	801
鳴門市	72	48	250	248	5	327	296
小松島市	56	46	150	149	2	210	195
阿南市	318	278	966	950	5	1228	1228
吉野川市	94	73	403	395	47	544	468
阿波市	67	50	246	244		313	294
美馬市	229	195	1211	1184	14	1454	1379
三好市	252	202	1664	1647	142	2058	1949
勝浦町	73	71	211	208	13	297	279
上勝町	52	50	247	244	10	309	294
佐那河内村	36	35	200	198	8	244	233
石井町	18	16	45	44	1	64	60
神山町	60	55	621	619	40	721	674
那賀町	318	304	625	621	16	959	925
牟岐町	22	20	166	165	2	190	185
美波町	66	56	409	407	2	477	465
海陽町	56	50	390	390	2	448	440
松茂町	-	-	-	-	-	-	-
北島町	-	-	-	-	-	-	-
藍住町	-	-	-	-	-	-	-
板野町	9	1	33	33	6	48	34
上桝町	16	13	28	25		44	38
つるぎ町	158	140	1076	1061	17	1251	1201
東みよし町	46	34	271	270	22	341	304
合計	2266	1944	9821	9698	370	12457	11642
徳島県計 ※	2262	1940	9817	9694	367	12446	11634

※ 重複区域を除いた総指定箇所数

指定経緯表

指定日	土石流		急傾斜		地すべり	
	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
平成18年度	13		9			
平成19年度	25		10			
平成20年度	20		19			
	4	2	10	10		
	22	20	48	47		
	39	31	138	138		
	37	45	98	98		
	40	33	88	87		
	18	18	60	62		
	19	14	28	28		
	76	62	203	203		
	63	59	111	119		
	25	22	93	92		
	144	120	315	312		
	31	26	53	52		
	32	23	103	104		
	13	11	71	69		
	11	10	41	41		
	25	22	63	60		
	13	12	79	77		
	91	79	310	306		
	7	7	73	72		
	35	21	56	55		
	69	58	266	264		
	20	19	45	44		
	97	80	360	356		
	71	61	273	273		
	84	84	239	237		
	106	87	516	511		
	43	39	194	194		
	78	74	465	463		
	176	162	902	891		
	146	129	852	848		
	166	151	1123	1107		
	62	58	562	553		
	183	168	1208	1205		
	59	57	308	301		
	93	76	422	412		
			1	1		
			1	1		
			1	1		
			1	1		
合計	2262	1940	9817	9694	367	367

徳島市指定箇所一覧表

Table with columns: 危険箇所番号, 所在地, 区域名称, 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類, 警戒区域告示番号, 年月日, 年月日, 番号, 年月日, 番号. Rows list specific locations and their hazard status.

Table with columns: 危険箇所番号, 所在地, 区域名称, 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類, 警戒区域告示番号, 年月日, 年月日, 番号, 年月日, 番号. Rows list specific locations and their hazard status.

I-2048	徳島市	八万町	中津山	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4435	徳島市	八万町	中津山、福万山	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4436	徳島市	八万町	中津山	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4437	徳島市	八万町	福万山	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1090	徳島市	八万町	上福万(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1081	徳島市	八万町	上福万(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4439	徳島市	八万町	上福万(6)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4440	徳島市	八万町	上福万(7)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4441	徳島市	八万町	上福万(8)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4442	徳島市	八万町	上福万(9)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4444	徳島市	八万町	上福万(10)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4445	徳島市	八万町	上福万(12)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-7787	徳島市	八万町	上福万(13)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1096	徳島市	八万町	神谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1087	徳島市	八万町	神谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1098	徳島市	八万町	神谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1089	徳島市	八万町	神谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4446	徳島市	八万町	上福万	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4447	徳島市	八万町	神谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4448	徳島市	八万町	神谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4449	徳島市	八万町	神谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4450	徳島市	八万町	宮/谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1100	徳島市	八万町	宮/谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1109	徳島市	八万町	法花谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1110	徳島市	八万町	法花谷(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	131	H28.3.31	132
I-1110	徳島市	八万町	法花谷(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	131	H28.3.31	132
II-4456	徳島市	八万町	法花谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	131	H28.3.31	132
II-4457	徳島市	八万町	法花谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	131	H28.3.31	132
II-4458	徳島市	八万町	法花谷、法花谷山	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	131	H28.3.31	132
I-1111	徳島市	八万町	大野	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	131	H28.3.31	132
I-1112	徳島市	八万町	大野	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	131	H28.3.31	132
II-4454	徳島市	八万町	大野	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	131	H28.3.31	132
I-1113	徳島市	八万町	大野	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	131	H28.3.31	132
I-1114	徳島市	八万町	大野	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	131	H28.3.31	132
II-4455	徳島市	八万町	大野	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	131	H28.3.31	132
I-1115	徳島市	八万町	大野	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	131	H28.3.31	132
I-1115	徳島市	八万町	大野	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	131	H28.3.31	132
危険箇所番号 なし	徳島市	八万町	文化の森	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	131	H28.3.31	132
I-1121	徳島市	上八万町	下中筋(1)	急傾斜地の崩壊	H28.6.17	361	H28.6.17	363
I-1122	徳島市	上八万町	下中筋(2)	急傾斜地の崩壊	H28.6.17	361	H28.6.17	363
II-4468	徳島市	上八万町	下中筋(3)	急傾斜地の崩壊	H28.6.17	361	—	—
I-1134	徳島市	上八万町	広田	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	564	H22.10.6	565
I-1119	徳島市	上八万町	川西	急傾斜地の崩壊	H28.8.25	562	H28.8.25	564
I-1120	徳島市	上八万町	川西	急傾斜地の崩壊	H28.8.25	562	H28.8.25	564
II-4463	徳島市	上八万町	川西	急傾斜地の崩壊	H28.8.25	562	H28.8.25	564
II-4464	徳島市	上八万町	川西	急傾斜地の崩壊	H28.8.25	562	H28.8.25	564
I-1125	徳島市	上八万町	上中筋	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1126	徳島市	上八万町	上中筋(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1129	徳島市	上八万町	樋口	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240

I-1130	徳島市	上八万町	樋口	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1131	徳島市	上八万町	星河内(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4469	徳島市	上八万町	樋口	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4470	徳島市	上八万町	樋口	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4471	徳島市	上八万町	樋口	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4472	徳島市	上八万町	上中筋	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4473	徳島市	上八万町	上中筋	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4474	徳島市	上八万町	上中筋	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4475	徳島市	上八万町	花房	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4476	徳島市	上八万町	上中筋	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4478	徳島市	上八万町	花房	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4485	徳島市	上八万町	花房	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4486	徳島市	上八万町	中山	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4487	徳島市	上八万町	中山	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4492	徳島市	上八万町	星河内	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-7794	徳島市	上八万町	上中筋	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-7795	徳島市	上八万町	上中筋	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-7797	徳島市	上八万町	中山	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1117	徳島市	上八万町	川北	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1118	徳島市	上八万町	川北	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4465	徳島市	上八万町	川北	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4466	徳島市	上八万町	川北	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1133	徳島市	上八万町	広田、東山	急傾斜地の崩壊	H28.3.17	131	H28.3.17	132
I-1135	徳島市	上八万町	東山、広田、東山、向香山	急傾斜地の崩壊	H28.3.17	131	H28.3.17	132
II-4486	徳島市	上八万町	広田、東山	急傾斜地の崩壊	H28.3.17	131	H28.3.17	132
II-4497	徳島市	上八万町	広田、東山	急傾斜地の崩壊	H28.3.17	131	H28.3.17	132
II-4498	徳島市	上八万町	東山、星河内	急傾斜地の崩壊	H28.3.17	131	H28.3.17	132
II-4499	徳島市	上八万町	広田、東山	急傾斜地の崩壊	H28.3.17	131	H28.3.17	132
危険箇所番号 なし	徳島市	上八万町	東山、広田	急傾斜地の崩壊	H28.3.17	131	H28.3.17	132
I-2056	徳島市	上八万町	東山	急傾斜地の崩壊	H28.3.17	131	H28.3.17	132
II-7798	徳島市	上八万町	東山、星河内	急傾斜地の崩壊	H28.3.17	131	H28.3.17	132
I-1132	徳島市	上八万町	星河内	急傾斜地の崩壊	H28.3.17	131	H28.3.17	132
II-4488	徳島市	上八万町	東山、星河内	急傾斜地の崩壊	H28.3.17	131	H28.3.17	132
II-4489	徳島市	上八万町	東山、星河内	急傾斜地の崩壊	H28.3.17	131	H28.3.17	132
II-4490	徳島市	上八万町	東山、星河内	急傾斜地の崩壊	H28.3.17	131	H28.3.17	132
II-4491	徳島市	上八万町	東山、星河内	急傾斜地の崩壊	H28.3.17	131	H28.3.17	132
II-4493	徳島市	上八万町	星河内	急傾斜地の崩壊	H28.3.17	131	H28.3.17	132
II-4494	徳島市	上八万町	星河内	急傾斜地の崩壊	H28.3.17	131	H28.3.17	132
II-4495	徳島市	上八万町	東山、星河内	急傾斜地の崩壊	H28.3.17	131	H28.3.17	132
I-1174	徳島市	多喜良町	小野地	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-4634	徳島市	多喜良町	小野地	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-1172	徳島市	多喜良町	池谷	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-4635	徳島市	多喜良町	池谷	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-4636	徳島市	多喜良町	池谷	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-4637	徳島市	多喜良町	池谷	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-1173	徳島市	多喜良町	名鷹	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4623	徳島市	多喜良町	中津	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240

II-4624	徳島市	多喜良町	中津	中津	中津(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4625	徳島市	多喜良町	中津	中津	中津(3)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4626	徳島市	多喜良町	中津	中津	中津(4)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4627	徳島市	多喜良町	中津	中津	中津(5)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4628	徳島市	多喜良町	中津	中津	中津(6)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4632	徳島市	多喜良町	金谷	金谷	金谷(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4633	徳島市	多喜良町	金谷	金谷	金谷(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1165	徳島市	飯谷町	杉尾	杉尾	飯谷小	急傾斜地の崩壊	H26.6.17	361	H26.6.17	363
II-4684	徳島市	飯谷町	西分	西分	西分	急傾斜地の崩壊	H26.6.17	361	H26.6.17	363
I-1190	徳島市	飯谷町	西分	西分	長柱(1)	急傾斜地の崩壊	H26.6.17	361	H26.6.17	363
I-1191	徳島市	飯谷町	真分	真分	長柱(2)	急傾斜地の崩壊	H26.6.17	361	H26.6.17	363
II-4688	徳島市	飯谷町	真分	真分	東分(1)	急傾斜地の崩壊	H26.6.17	361	H26.6.17	363
II-4689	徳島市	飯谷町	真分	真分	東分(2)	急傾斜地の崩壊	H26.6.17	361	H26.6.17	363
II-4670	徳島市	飯谷町	真分	真分	東分(3)	急傾斜地の崩壊	H26.6.17	361	H26.6.17	363
I-1186	徳島市	飯谷町	高島	高島	谷口	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1220	徳島市	飯谷町	高島	高島	前山	急傾斜地の崩壊	H26.3.17	131	H26.3.17	132
I-1175	徳島市	八多町	小倉	小倉	地の丸	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-1176	徳島市	八多町	小倉	小倉	小倉(1)	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
II-4598	徳島市	八多町	小倉	小倉	小倉(2)	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
II-4599	徳島市	八多町	小倉	小倉	小倉(3)	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1177	徳島市	八多町	水口	水口	菅宮	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
II-4594	徳島市	八多町	仕出、水口	仕出、水口	仕出(1)	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
II-4595	徳島市	八多町	仕出、水口	仕出、水口	仕出(2)	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
II-4596	徳島市	八多町	仕出、水口	仕出、水口	仕出(3)	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
II-4597	徳島市	八多町	仕出、水口	仕出、水口	仕出(4)	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
II-4598	徳島市	八多町	仕出、水口	仕出、水口	仕出(5)	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1116	徳島市	大谷町	梅ノ井、虹瀬山	虹瀬山	虹瀬山	急傾斜地の崩壊	H26.3.17	131	H26.3.17	132
I-1144	徳島市	大谷町	梅ノ井、虹瀬山	梅ノ井(1)	梅ノ井(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.17	131	H26.3.17	132
II-4519	徳島市	大谷町	梅ノ井、虹瀬山	梅ノ井(2)	梅ノ井(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.17	131	H26.3.17	132
I-1141	徳島市	大谷町	大綱手	大綱手	大綱手	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1142	徳島市	大谷町	谷端	谷端	谷端	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1143	徳島市	北山町	南谷	南谷	南谷(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1145	徳島市	北山町	鏡電坂	鏡電坂	鏡電坂	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1146	徳島市	北山町	上田	上田	上田	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4520	徳島市	大谷町	柳ノ瀬	柳ノ瀬	柳ノ瀬	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4521	徳島市	大谷町	柳ノ瀬	柳ノ瀬	柳ノ瀬	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4522	徳島市	北山町	柳ノ瀬	柳ノ瀬	柳ノ瀬	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240

II-4523	徳島市	大谷町	百穂草 馬鹿敷	上地(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4524	徳島市	北山町	藪越(2)	藪越(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1160	徳島市	勝占町	片志(1)	片志(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
I-1161	徳島市	勝占町	片志(2)	片志(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
II-4518	徳島市	勝占町	半谷	半谷	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
I-1162	徳島市	丈六町	小谷	小谷(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
II-4561	徳島市	丈六町	小谷	小谷(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
I-1163	徳島市	丈六町	栗田	栗田(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
II-4558	徳島市	丈六町	栗田	栗田(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
II-4559	徳島市	丈六町	栗田	栗田(3)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
II-4560	徳島市	丈六町	栗田	栗田(4)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
II-4562	徳島市	丈六町	西高木(1)	西高木(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
II-7806	徳島市	丈六町	西高木(2)	西高木(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
I-1149	徳島市	北山町	真清、山田、花 折	馬越(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
II-4526	徳島市	北山町	池ノ内、萩田	馬越(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
II-4527	徳島市	方上町	馬越	馬越(3)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
II-4528	徳島市	方上町	馬越	馬越(3)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
I-1190	徳島市	方上町	馬越	徳東	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
I-1151	徳島市	方上町	馬越	田中	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
I-1152	徳島市	方上町	菅谷、馬越	菅谷	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
I-1153	徳島市	方上町	北谷、藤谷、門 口	身前	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
I-1154	徳島市	方上町	藤田、藤谷	山口	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
I-1158	徳島市	方上町	尾羽丁	尾羽丁	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
I-1159	徳島市	方上町	高坂	高坂	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
II-4529	徳島市	方上町	浦尻	向山(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
II-158	徳島市	方上町	大妻、向山、馬 場ノ上、浦尻	向山(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
I-1155	徳島市	方上町	大妻	大妻(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
II-4530	徳島市	方上町	大妻	大妻(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
I-1156	徳島市	方上町	中内	中内西	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
I-1157	徳島市	方上町	所谷	所谷	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
II-4531	徳島市	方上町	碓谷、下中山	下中山	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	201
II-4556	徳島市	浜野町	津田	津田	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	200	H26.3.31	200
危険箇所番号 乙之 七	徳島市	浜野町	津田	津田(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.17	131	H26.3.17	132
危険箇所番号 乙之 七	徳島市	浜野町	津田	津田(3)	急傾斜地の崩壊	H26.3.17	131	H26.3.17	132
I-1164	徳島市	浜野町	片山、伊予王子	片山	急傾斜地の崩壊	H26.3.17	131	H26.3.17	132
I-1165	徳島市	浜野町	三少岩	赤坂	急傾斜地の崩壊	H26.3.17	131	H26.3.17	132
I-1166	徳島市	浜野町	宇頭	中道	急傾斜地の崩壊	H26.3.17	131	H26.3.17	132
I-1167	徳島市	浜野町	入野	入野(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.17	131	H26.3.17	132
II-7804	徳島市	浜野町	入野	入野(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.17	131	H26.3.17	132
II-4532	徳島市	浜野町	高曾根	高曾根(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.17	131	H26.3.17	132
II-4533	徳島市	浜野町	高曾根、正果	高曾根(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.17	131	H26.3.17	132
II-4534	徳島市	浜野町	正果	正果(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.17	131	H26.3.17	132
II-4535	徳島市	浜野町	正果、橋本野旗	正果(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.17	131	H26.3.17	132
II-4536	徳島市	浜野町	辻西、高曾根	辻西(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.17	131	H26.3.17	132
II-4537	徳島市	浜野町	高曾根、辻西、 正果	辻西(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.17	131	H26.3.17	132
II-4538	徳島市	浜野町	辻西	辻西(3)	急傾斜地の崩壊	H26.3.17	131	H26.3.17	132
II-4539	徳島市	浜野町	辻西、入道	辻西(4)	急傾斜地の崩壊	H26.3.17	131	H26.3.17	132

II-4540	徳島市	浜野町	江西、入道	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-7802	徳島市	浜野町	江西	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-7803	徳島市	浜野町	江西、入道	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4541	徳島市	浜野町	舟越、学頭	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4542	徳島市	浜野町	舟越、入道、舟越	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4543	徳島市	浜野町	樺木野旗	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4544	徳島市	浜野町	樺木野旗	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4545	徳島市	浜野町	宮前	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4552	徳島市	浜野町	三ツ岩	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4553	徳島市	浜野町	三ツ岩	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4555	徳島市	浜野町	日開谷、渡田	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-7805	徳島市	浜野町	舟越	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-1027	徳島市	一宮町	西丁	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	361	H22.6.17	363
I-1028	徳島市	一宮町	西丁	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	361	H22.6.17	363
I-1029	徳島市	一宮町	西丁	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	361	H22.6.17	363
I-1030	徳島市	一宮町	西丁	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	361	H22.6.17	363
I-1031	徳島市	一宮町	西丁	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	361	H22.6.17	363
I-1032	徳島市	一宮町	西丁	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	361	H22.6.17	363
II-4348	徳島市	一宮町	西丁	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	361	H22.6.17	363
II-4349	徳島市	一宮町	西丁	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	361	H22.6.17	363
II-7791	徳島市	一宮町	西丁	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	361	H22.6.17	363
II-7792	徳島市	一宮町	西丁	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	361	H22.6.17	363
II-4353	徳島市	一宮町	西丁	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	361	H22.6.17	363
II-4354	徳島市	一宮町	東丁	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	564	H23.8.25	564
I-1043	徳島市	一宮町	徳津山	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
II-4380	徳島市	一宮町	徳津山	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1138	徳島市	下町	舟山	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1139	徳島市	下町	舟山	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1140	徳島市	下町	舟山	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
II-4374	徳島市	下町	舟山	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1020	徳島市	国府町	西矢野	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1021	徳島市	国府町	西矢野	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1022	徳島市	国府町	西矢野	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1023	徳島市	国府町	西矢野	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1024	徳島市	国府町	西矢野	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1025	徳島市	国府町	西矢野	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1026	徳島市	国府町	西矢野	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4339	徳島市	国府町	西矢野	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4340	徳島市	国府町	西矢野	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4341	徳島市	国府町	西矢野	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4342	徳島市	国府町	西矢野	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4343	徳島市	国府町	西矢野	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4344	徳島市	国府町	西矢野	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4345	徳島市	国府町	西矢野	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4346	徳島市	国府町	西矢野	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4347	徳島市	国府町	西矢野	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240

II-150	徳島市	国府町	西矢野	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
危険箇所番号なし	徳島市	国府町	西矢野	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
危険箇所番号なし	徳島市	国府町	西矢野	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1057	徳島市	入田町	内ノ御田	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1197	徳島市	津田浜之町	津田	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-1198	徳島市	津田浜之町	津田浜	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-1199	徳島市	津田浜之町	津田浜	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-1202	徳島市	津田浜之町	津田浜	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-4507	徳島市	津田町	一丁目	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-1200	徳島市	津田町	二丁目	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-1201	徳島市	津田町	二丁目	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-1209	徳島市	大原町	大原	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1205	徳島市	大原町	大神子	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
I-1203	徳島市	大原町	外籠	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4514	徳島市	大原町	外籠	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-169	徳島市	大原町	外籠	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1204	徳島市	大原町	中須	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-2057	徳島市	大原町	外籠、広葉	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4512	徳島市	大原町	内籠、掛ノ、中須、長尾	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4513	徳島市	大原町	掛ノ、長尾	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-7800	徳島市	大原町	掛ノ、籠、広葉	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1206	徳島市	大原町	水ヶ谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-170	徳島市	大原町	大神子	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4511	徳島市	大原町	大神子、横坪	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4510	徳島市	大原町	千代ヶ丸、東千代ヶ丸	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-2058	徳島市	大原町	池内山、東千代ヶ丸	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4516	徳島市	大原町	池ノ内、池内山、池ノ内、池内山、池ノ内、池内山、池ノ内、池内山、池ノ内、池内山、池ノ内、池内山	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4517	徳島市	大原町	池ノ内、池内山、池ノ内、池内山、池ノ内、池内山、池ノ内、池内山、池ノ内、池内山、池ノ内、池内山	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4515	徳島市	大原町	池ノ内、池内山	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4509	徳島市	大原町	池ノ内、池内山	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-168	徳島市	大原町	一丁目、四丁目	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1207	徳島市	大原町	小神子、小神子山	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-1208	徳島市	大原町	小神子、小神子山	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-4508	徳島市	大原町	小神子山	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
危険箇所番号 小松島市	徳島市	中田町	元根芥菜(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
危険箇所番号なし	徳島市	徳島市	高良	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1053	徳島市	入田町	笠木	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1054	徳島市	入田町	安南真	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1055	徳島市	入田町	安南真	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4350	徳島市	一宮町	一宮町、入田町	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4386	徳島市	入田町	笠木	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4398	徳島市	入田町	元ノ原、春日	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4399	徳島市	入田町	元ノ原、春日	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4408	徳島市	入田町	安南真	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4409	徳島市	入田町	安南真	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222

II-4410	徳島市	入田町	安南真	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4411	徳島市	入田町	安南真	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4412	徳島市	入田町	安南真	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4413	徳島市	入田町	安南真	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-7789	徳島市	入田町	安木	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1044	徳島市	入田町	海先	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1045	徳島市	入田町	海先	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1046	徳島市	入田町	月ノ宮	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1056	徳島市	入田町	内ノ御田	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4375	徳島市	入田町	内ノ御田	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4376	徳島市	入田町	東ノノ宮	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4377	徳島市	入田町	東ノノ宮	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4379	徳島市	入田町	内ノ御田	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4381	徳島市	入田町	内ノ御田	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4382	徳島市	入田町	内ノ御田	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4383	徳島市	入田町	内ノ御田	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4384	徳島市	入田町	内ノ御田	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4385	徳島市	入田町	海先	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4386	徳島市	入田町	海先	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4387	徳島市	入田町	海先	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4388	徳島市	入田町	海先	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4389	徳島市	入田町	海先	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4390	徳島市	入田町	海先	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4391	徳島市	入田町	海先	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-7788	徳島市	入田町	海先	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-151	徳島市	入田町	海先	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
徳島市 警察本部 徳島市 消防本部	徳島市	入田町	内ノ御田	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-1187	徳島市	飯谷町	飯ノ浦・堀内・平岡	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1188	徳島市	飯谷町	小竹(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1189	徳島市	飯谷町	小竹(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4671	徳島市	飯谷町	山神(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4672	徳島市	飯谷町	山神(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4673	徳島市	飯谷町	蓮ノ下(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4674	徳島市	飯谷町	蓮ノ下(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4675	徳島市	飯谷町	地田(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4676	徳島市	飯谷町	地田(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4677	徳島市	飯谷町	萬重	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4678	徳島市	飯谷町	萬重・地田	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4679	徳島市	飯谷町	萬重・地田・中ノ口	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4680	徳島市	飯谷町	小竹	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4681	徳島市	飯谷町	小竹	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4682	徳島市	飯谷町	小竹	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4683	徳島市	飯谷町	小竹	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4684	徳島市	飯谷町	小竹	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1047	徳島市	入田町	月ノ宮	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222

I-1049	徳島市	入田町	月ノ宮	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1050	徳島市	入田町	花瀬	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1052	徳島市	入田町	大久(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4378	徳島市	入田町	西ノノ宮	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4382	徳島市	入田町	大久(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4383	徳島市	入田町	大久(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4384	徳島市	入田町	金治(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4385	徳島市	入田町	金治(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4397	徳島市	入田町	天ノ原(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4400	徳島市	入田町	南谷	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4401	徳島市	入田町	南谷(10)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4402	徳島市	入田町	南谷(11)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4403	徳島市	入田町	南谷(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4404	徳島市	入田町	南谷(5)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4405	徳島市	入田町	南谷(6)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4406	徳島市	入田町	南谷(7)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4407	徳島市	入田町	南谷(8)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-7790	徳島市	入田町	天ノ原	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1168	徳島市	浜野町	岩鼻	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1169	徳島市	多喜良町	北内	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1170	徳島市	多喜良町	北地	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4548	徳島市	浜野町	佐野	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4549	徳島市	浜野町	佐野(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4551	徳島市	浜野町	佐野(5)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4557	徳島市	浜野町	横田	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4563	徳島市	又六町	文領(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4564	徳島市	又六町	文領(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4566	徳島市	又六町	北内	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4600	徳島市	八多町	小倉	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4612	徳島市	八多町	倉堂	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4620	徳島市	多喜良町	巨谷	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4621	徳島市	多喜良町	北地	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4622	徳島市	多喜良町	北地	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-7807	徳島市	又六町	文領	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-1161	徳島市	多喜良町	北地	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-1167	徳島市	又六町	文領(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-1167	徳島市	又六町	文領(5)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1192	徳島市	飯谷町	東ノノ宮	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1193	徳島市	飯谷町	平岡・真沖野	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1184	徳島市	飯谷町	下ノノ宮・中ノ口	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1195	徳島市	飯谷町	下ノノ宮・西沖野	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1196	徳島市	飯谷町	南ノノ宮	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4646	徳島市	飯谷町	萬重	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4656	徳島市	飯谷町	白島・西ノノ宮	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4657	徳島市	飯谷町	東ノノ宮	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4660	徳島市	飯谷町	南ノノ宮	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4661	徳島市	飯谷町	長田(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222

Table with columns for disaster type (e.g., 急傾斜地の崩壊), location (e.g., 徳島市), and identification number (e.g., H31.3.19). It lists various hazard zones across different municipalities in Tokushima.

Table with columns for disaster type (e.g., 急傾斜地の崩壊), location (e.g., 徳島市), and identification number (e.g., R1.9.24). It lists hazard zones across different municipalities in Tokushima.

<土石流>

Table with columns for disaster type (e.g., 急傾斜地の崩壊), location (e.g., 徳島市), and identification number (e.g., H27.3.31). It lists hazard zones across different municipalities in Tokushima.

Table with columns: 危険箇所番号, 徳島市, 大字町, 西/谷谷, 土石流, 230, H28.3.31, 231. Rows include locations like 上長谷, 下長谷, 宮ノ谷, etc.

Table with columns: 危険箇所番号, 徳島市, 大字町, 西/谷谷, 土石流, 230, H28.3.31, 231. Rows include locations like 上長谷, 下長谷, 宮ノ谷, etc.

Table with columns: 市町村, 町名, 区域名, 土質, 危険箇所番号, 所在地, 区域名称, 土質, 警戒区域番号, 年月日. Contains data for various locations like 飯谷町, 八多町, 野, etc.

Table with columns: 市町村, 町名, 区域名, 土質, 危険箇所番号, 所在地, 区域名称, 土質, 警戒区域番号, 年月日. Contains data for various locations like 飯谷町, 八多町, 野, etc.

<地すべり>

Table with columns: 市町村, 町名, 区域名, 土質, 危険箇所番号, 所在地, 区域名称, 土質, 警戒区域番号, 年月日. Contains data for various locations like 飯谷町, 八多町, 野, etc.

442	徳島市	藍谷町	田ノ谷・本谷、 野原、中西、北 内、五正、中 山、坂重、夫婦 石、田中	日浦②	地すべり	H30.2.28	H30.2.28	221	-
437	徳島市	八多町		大綱	地すべり	H31.3.19	H31.3.19	157	-
438	徳島市	八多町	八多町、田中、北 内、坂重、中ノ 丸、鹿ノ原	大綱南	地すべり	H31.3.19	H31.3.19	157	-
440	徳島市	八多町 多喜良町	八多山、高崎、 西太平、中津、 中津、中津崎	中津峯	地すべり	H31.3.25	H31.3.25	171	-

鳴門市指定箇所一覧表

<急傾斜地の崩壊>

箇所番号	郡・市	所在地 町・村	区域名称	警戒区域告示		特別警戒区域告示		
				年月日	番号	年月日	番号	
I-964	鳴門市	瀬戸町	小島田字通り、 馬越、松尾	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-965	鳴門市	瀬戸町	小島田字松原、 堂浦字阿波井	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-967	鳴門市	瀬戸町	小島田字上戸	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-4287	鳴門市	瀬戸町	小島田字上戸	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-968	鳴門市	瀬戸町	堂浦字阿波井	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-4282	鳴門市	瀬戸町	堂浦字阿波井	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-4283	鳴門市	瀬戸町	堂浦字阿波井、 小島田字馬越	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-966	鳴門市	瀬戸町	堂浦字阿波井	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-973	鳴門市	瀬戸町	堂浦字地廻り巻	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-4278	鳴門市	瀬戸町	堂浦字地廻り巻	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-4276	鳴門市	瀬戸町	堂浦字地廻り巻	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-4277	鳴門市	瀬戸町	堂浦字地廻り巻	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-4274	鳴門市	瀬戸町	堂浦字地廻り 巻、明神字馬 越、上本城	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-4275	鳴門市	瀬戸町	堂浦字地廻り 巻、明神字馬 越	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-974	鳴門市	瀬戸町	堂浦字地廻り 巻、木浦下、明 神字馬越	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-971	鳴門市	瀬戸町	堂浦字地廻り 巻、地廻り式	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-972	鳴門市	瀬戸町	堂浦字地廻り 巻、地廻り式	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-4281	鳴門市	瀬戸町	堂浦字地廻り式	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-970	鳴門市	瀬戸町	堂浦字地廻り 巻、地廻り参	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-969	鳴門市	瀬戸町	堂浦字地廻り参	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-4279	鳴門市	瀬戸町	堂浦字地廻り参	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-4280	鳴門市	瀬戸町	堂浦字地廻り参	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-982	鳴門市	瀬戸町	明神字板屋島	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-983	鳴門市	瀬戸町	明神字板屋島	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-4301	鳴門市	瀬戸町	明神字板屋島、 水汲谷	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-2042	鳴門市	瀬戸町	明神字馬越	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-975	鳴門市	瀬戸町	明神字馬越、堂 浦字木浦下	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-4302	鳴門市	瀬戸町	明神字越浦	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-980	鳴門市	瀬戸町	明神字丸山、越 浦	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-4303	鳴門市	瀬戸町	明神字丸山	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-988	鳴門市	瀬戸町	明神字菅谷、堂 浦字木浦中	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-989	鳴門市	瀬戸町	明神字菅谷	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-4305	鳴門市	瀬戸町	明神字丸山	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-4306	鳴門市	瀬戸町	明神字菅谷	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-981 II-143	鳴門市	瀬戸町	明神字鳴谷	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-4307	鳴門市	瀬戸町	明神字中山	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	H25.11.8	680
II-4308	鳴門市	瀬戸町	明神字中山	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	H25.11.8	680
I-991	鳴門市	瀬戸町	北北字北泊	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19

I-992	鳴門市	瀬戸町	北指字北指	北指(2)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-993	鳴門市	瀬戸町	北指字北指	一本松	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-990	鳴門市	瀬戸町	北指字北指	島向	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
I-994	鳴門市	瀬戸町	北指字小海、堂浦字浦代	小瀬(1)	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
I-977 I-978 I-979 II-4204	鳴門市	瀬戸町	明神字丸山	丸山(1)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-144	鳴門市	瀬戸町	明神字橋谷	橋谷	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-985	鳴門市	瀬戸町	明神字武軒家	明神	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	—	—
I-986	鳴門市	瀬戸町	明神字武軒家 黒崎字磯崎	明神(2)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-961	鳴門市	瀬戸町	壺字木村、在所谷	壺(1)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-4300	鳴門市	瀬戸町	壺字ヶ谷	田ノ浦	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
I-963	鳴門市	瀬戸町	中島田字北田、西山	中島田	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-4282	鳴門市	瀬戸町	中島田字西山、飛越	北田(2)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-4288	鳴門市	瀬戸町	中島田字露谷、西山	露谷	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
II-4289	鳴門市	瀬戸町	中島田字西田、西山	西田(1)	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
II-4290	鳴門市	瀬戸町	中島田字西田、西山	西田(2)	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
II-4293	鳴門市	瀬戸町	中島田字大畑、中山	大畑	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
I-995	鳴門市	瀬戸町	柳佐字木村、前山	木村	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
II-4298	鳴門市	瀬戸町	柳佐字木村、口谷	口/谷(1)	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
I-4299	鳴門市	瀬戸町	柳佐字口/谷、木村	口/谷(2)	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
I-962	鳴門市	瀬戸町	大島田字下畑、延平、中ノ丸、浅谷	大島田	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
II-4294	鳴門市	瀬戸町	大島田字下畑、浅谷	下畑	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
II-4295	鳴門市	瀬戸町	大島田字前山	田尻	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
II-4296	鳴門市	瀬戸町	大島田字前山、中傍示	中傍示	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
II-4297	鳴門市	瀬戸町	大島田字小池	小池	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
II-4270	鳴門市	瀬戸町	常清字大日出、日出	大日出(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4272	鳴門市	瀬戸町	常清字大日出	大日出(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4271	鳴門市	瀬戸町	常清字日出	日出(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4273	鳴門市	瀬戸町	常清字日出	日出(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-146	鳴門市	瀬戸町	常清字日出	日出(3)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-976	鳴門市	瀬戸町	漆谷、常清字日出	漆谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4284	鳴門市	瀬戸町	常清字浦代、大日出	浦代(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4285	鳴門市	瀬戸町	常清字浦代	浦代(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4286	鳴門市	瀬戸町	常清字浦代	浦代(3)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-145	鳴門市	瀬戸町	常清字浦代、北指字小海	浦代	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4309	鳴門市	瀬戸町	常清字木浦上、明神字強	浦代(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-7782	鳴門市	瀬戸町	常清字木浦中、明神字菅谷	本浦中(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-142	鳴門市	瀬戸町	明神字中山	中山(3)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-906	鳴門市	大湊町	大代	大代(1)	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
I-907	鳴門市	大湊町	大代	大代(2)	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
I-908	鳴門市	大湊町	大代	大代(3)	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
I-948	鳴門市	鳴門町	土佐泊浦字高砂、土佐泊	高砂(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170

I-937	鳴門市	鳴門町	土佐泊浦字土佐	土佐泊(3)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-938	鳴門市	鳴門町	土佐泊浦字高砂、土佐泊	土佐泊(2)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-939	鳴門市	鳴門町	土佐泊浦字土佐	土佐泊(1)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-940	鳴門市	鳴門町	土佐泊浦字土佐	土佐泊	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-947	鳴門市	鳴門町	土佐泊浦字高砂、土佐泊、瀧口	瀧口(1)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-4261	鳴門市	鳴門町	土佐泊浦字瀧口	瀧口(2)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-943	鳴門市	鳴門町	土佐泊浦字大毛	大毛(1)	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
I-944	鳴門市	鳴門町	土佐泊浦字大毛	大毛(2)	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
I-945	鳴門市	鳴門町	土佐泊浦字福地	福地(1)	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
II-4259	鳴門市	鳴門町	土佐泊浦字福地、大毛	福地(2)	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
I-913	鳴門市	撫養町	木津字屋原敷、前山、町ノ瀬、新浜字壺子前西	木津	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	563	H23.8.25	565
I-909	鳴門市	撫養町	木津	城山(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-910	鳴門市	撫養町	木津	孫右門山	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-912	鳴門市	撫養町	木津字屋原敷、前山	木津(2)	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	563	H23.8.25	565
I-914	鳴門市	撫養町	西浜字壺子前、西、壺子前東、壺子字岩崎	椿杭山	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-915	鳴門市	撫養町	壺子字岩崎、大池	壺田	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-916 II-4252 II-141	鳴門市	撫養町	壺田字見白、黒崎字小谷	見白	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-917	鳴門市	撫養町	小桑島字前組、桑島南	桑島南	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-918	鳴門市	撫養町	小桑島字前組	前組	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-919 I-922	鳴門市	撫養町	大桑島字中之組、大谷	中之組	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-920 I-921 II-4246	鳴門市	撫養町	大桑島字澤田、与三佐谷	すべり岩	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-923	鳴門市	撫養町	大桑島字大谷、澤田	大谷(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-4247	鳴門市	撫養町	大桑島字大谷	大谷(3)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-4248	鳴門市	撫養町	大桑島字大谷	大谷(4)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-931	鳴門市	撫養町	黒崎字清水、菅澤	黒崎前(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-932	鳴門市	撫養町	黒崎字清水、菅澤	清水(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-4250	鳴門市	撫養町	黒崎字清水、菅澤	清水(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-4251	鳴門市	撫養町	黒崎字八幡	八幡	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-924 I-927 II-4255	鳴門市	撫養町	弁形字本丁、二ノ井丁、林崎字北鹿野向、黒崎字北等道野東	妙見山	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-925	鳴門市	撫養町	立岩字内田	立岩	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-926	鳴門市	撫養町	立岩字内田、原田	内田	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-928	鳴門市	撫養町	黒崎字磯崎、島	磯崎(2)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-929	鳴門市	撫養町	黒崎字磯崎、松島	磯崎(3)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-930	鳴門市	瀬戸町	明神字武軒家	磯崎(4)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-4249	鳴門市	撫養町	黒崎字磯崎	磯崎(3)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-933	鳴門市	里浦町	里浦字花面	里浦東	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-934	鳴門市	里浦町	里浦字花面	花面(1)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-935	鳴門市	里浦町	里浦字坂田	坂田(4)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251

I-936	鳴門市	里浦町	里浦字坂田	坂田(1)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-4256	鳴門市	里浦町	里浦字坂田、平松	坂田(2)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-949	鳴門市	鳴門町	三ツ字南大手、美若山下	南大手	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-950	鳴門市	鳴門町	三ツ字南大手	南大手(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-951	鳴門市	鳴門町	三ツ字江原山	江原山	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-952	鳴門市	鳴門町	三ツ字美若山	三ツ石	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-953	鳴門市	鳴門町	三ツ字美若山	美若山下(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-954	鳴門市	鳴門町	三ツ字美若山	美若山下(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-955	鳴門市	鳴門町	三ツ字南大手	南大手(3)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4263	鳴門市	鳴門町	三ツ字南大手	南大手(4)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4264	鳴門市	鳴門町	三ツ字南大手	三ツ石	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-941	鳴門市	鳴門町	土佐泊浦字黒山(1)	黒山(1)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
I-942	鳴門市	鳴門町	土佐泊浦字黒山(2)	黒山(2)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
I-946	鳴門市	鳴門町	土佐泊浦字大谷、高砂	大谷(1)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
I-955	鳴門市	鳴門町	高島字中島	中島(2)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
I-956	鳴門市	鳴門町	高島字中島	中島	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
I-957	鳴門市	鳴門町	高島字中島	中島(3)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
I-958	鳴門市	鳴門町	高島字中島	中島(4)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-4268	鳴門市	鳴門町	高島字中島	中島(5)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
I-959	鳴門市	鳴門町	高島字山路、北山路	山路	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
I-4265	鳴門市	鳴門町	高島字山路	山路(2)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-4266	鳴門市	鳴門町	高島字山路	山路(3)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-4267	鳴門市	鳴門町	高島字山路	山路(4)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
I-960	鳴門市	鳴門町	高島字竹島、浜中	竹島(1)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-4269	鳴門市	鳴門町	高島字竹島	竹島(2)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
I-911	鳴門市	撫養町	不津字餘庄須	芦谷・北谷	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-4243	鳴門市	撫養町	不津字原山、伊賀山	原山	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-4244	鳴門市	撫養町	不津字原山	原山	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-7783	鳴門市	撫養町	不津字小鷹ヶ谷	原尻谷	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
I-2041	鳴門市	撫養町	不津字小鷹ヶ谷	餘庄須	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-4242	鳴門市	撫養町	不津	春日山	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4245	鳴門市	撫養町	不津	焼山(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4253	鳴門市	撫養町	立岩字原山、林崎字北殿町	原山(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-7784	鳴門市	撫養町	不津	見山(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4254	鳴門市	撫養町、里浦町	立岩字原山、林崎字北殿町、里浦字花面	原山(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4258	鳴門市	撫養町、里浦町	立岩字原山、里浦字花面	花面(3)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4257	鳴門市	里浦町	里浦字花面	花面(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-139	鳴門市	撫養町	不津	奥中山	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-137	鳴門市	撫養町	明神字中山	三庄谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-138	鳴門市	撫養町	不津	延谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-140	鳴門市	撫養町	不津	栗木谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4260	鳴門市	鳴門町	土佐泊浦字黒山(3)	黒山(3)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4262	鳴門市	鳴門町	土佐泊浦字大谷	土佐泊浦字大谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231

II-147	鳴門市	鳴門町	高島字竹島	竹島(3)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-148	鳴門市	里浦町	里浦字平松、坂田	平松	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-149	鳴門市	里浦町	里浦字坂田	坂田(3)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-999	鳴門市	瀬戸町、北瀬町	北瀬字小海、帯木字東山	小瀬(2)	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	769	H26.11.26	790
I-1000	鳴門市	北瀬町	粟田字大岸	大岸	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-1001	鳴門市	北瀬町	粟田字山田、湊	大岸西	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-1002	鳴門市	北瀬町	粟田字真傍示	粟田	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-1003	鳴門市	北瀬町	粟田字真傍示	真傍示	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-1004	鳴門市	北瀬町	粟田字西傍示	西傍示(1)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-1005	鳴門市	北瀬町	粟田字西傍示	西傍示(2)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-4329	鳴門市	北瀬町	粟田字西傍示	西傍示(3)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-4327	鳴門市	北瀬町	粟田字ハンカ谷	ハンカ谷(1)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-4328	鳴門市	北瀬町	粟田字ハンカ谷	ハンカ谷(2)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-4330	鳴門市	北瀬町	粟田字池谷	池谷	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-4331	鳴門市	北瀬町	粟田字山田	山田	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-4332	鳴門市	北瀬町	粟田字湊	湊	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-4326	鳴門市	北瀬町	大浦字東浦	東浦	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-1006	鳴門市	北瀬町	大浦字東浦	東浦西	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-1007	鳴門市	北瀬町	大浦字東浦	東浦東	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-4325	鳴門市	北瀬町	大浦字栗谷口	栗谷口	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-1008	鳴門市	北瀬町	大浦字重浦、徳毛谷字相ヶ谷	クロハエ東	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-1009	鳴門市	北瀬町	徳毛谷字クロハエ	クロハエ	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-1010	鳴門市	北瀬町	徳毛谷字徳毛谷	徳毛谷西	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-1011	鳴門市	北瀬町	徳毛谷字徳毛谷	徳毛谷	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-1012	鳴門市	北瀬町	鳥ヶ丸字南谷	鳥ヶ丸	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-4323	鳴門市	北瀬町	鳥ヶ丸字トノムラ	トノムラ(1)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-4324	鳴門市	北瀬町	鳥ヶ丸字トノムラ	トノムラ(2)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-4333	鳴門市	北瀬町	徳本字西山、粟田字六岸	西山	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1015	鳴門市	北瀬町	折野字蓮歌、桜井	蓮歌	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-4312	鳴門市	北瀬町	折野字蓮歌	折野西	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-4314	鳴門市	北瀬町	折野字大川筋、川筋	大川筋(2)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-4317	鳴門市	北瀬町	折野字大川筋、川筋	大川筋(5)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
I-1018	鳴門市	北瀬町	折野字三津、上三津	三津(1)	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	H25.11.8	680
I-1019	鳴門市	北瀬町	折野字三津、上三津	三津(2)	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	H25.11.8	680
II-4310	鳴門市	北瀬町	折野字三津、上三津、桜井	三津(3)	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	H25.11.8	680
危険箇所番号なし	鳴門市	北瀬町	折野字三津、上三津	三津(4)	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	H25.11.8	680
危険箇所番号なし	鳴門市	北瀬町	折野字三津、上三津	三津(5)	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	H25.11.8	680
I-1013	鳴門市	北瀬町	折野字東地	東地	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	769	H26.11.26	790
I-1014	鳴門市	北瀬町	折野字東地、上東地	東地(2)	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	769	H26.11.26	790
I-1016	鳴門市	北瀬町	折野字桜井	桜井(1)	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	769	H26.11.26	790
I-1017	鳴門市	北瀬町	折野字桜井	桜井(2)	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	769	H26.11.26	790
II-4311	鳴門市	北瀬町	折野字桜井	桜井(3)	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	769	H26.11.26	790

Table with columns: 町・市, 区域名称, 土砂災害の発生原因となる自然災害の種類, 警戒区域告示の年月日, 番号, 年月日, 番号, 特別警戒区域告示の年月日, 番号. Rows include locations like 北瀬町, 鳴門市, 大浜町, etc., with specific hazard area details.

Table with columns: 町・市, 区域名称, 土砂災害の発生原因となる自然災害の種類, 警戒区域告示の年月日, 番号, 年月日, 番号, 特別警戒区域告示の年月日, 番号. Rows include locations like 大浜町, 鳴門市, 大浜町, etc., with specific hazard area details.

<土石流>

Table with columns: 町・市, 区域名称, 土砂災害の発生原因となる自然災害の種類, 警戒区域告示の年月日, 番号, 年月日, 番号, 特別警戒区域告示の年月日, 番号. Rows include locations like 鳴門市, 北瀬町, 大浜町, etc., with specific hazard area details.

危険箇所番号	所在地	土砂災害の発生 因となる自然現象の種類	警戒区域告示 年月日	番号	特別警戒区域告示 年月日	番号
2-40	鳴門市 北瀬町	土石流	H23.3.2	131	H23.3.2	134
2-29	鳴門市 北瀬町	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170
2-27	鳴門市 北瀬町	土石流	H18.11.10	1210	—	—
2-61	鳴門市 北瀬町	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170
2-54	鳴門市 北瀬町	土石流	H23.3.29	164	H23.3.29	163
2-58	鳴門市 北瀬町	土石流	H23.3.29	164	H23.3.29	163
2-56	鳴門市 北瀬町	土石流	H23.3.29	164	H23.3.29	163
2-57	鳴門市 北瀬町	土石流	H23.3.29	164	H23.3.29	163
2-14	鳴門市 北瀬町	土石流	H25.11.8	679	H25.11.8	680
2-55	鳴門市 北瀬町	土石流	H25.11.8	679	H25.11.8	680
2-15	鳴門市 北瀬町	土石流	H26.11.26	789	—	—
2-16	鳴門市 北瀬町	土石流	H26.11.26	789	H26.11.26	790
2-17	鳴門市 北瀬町	土石流	H26.11.26	789	H26.11.26	790
2-30	鳴門市 北瀬町	土石流	H28.3.31	230	H28.3.31	231
2-31	鳴門市 北瀬町	土石流	H28.3.31	230	—	—
2-32	鳴門市 北瀬町	土石流	H28.3.31	230	H28.3.31	231
2-33	鳴門市 北瀬町	土石流	H28.3.31	230	H28.3.31	231
2-62	鳴門市 北瀬町	土石流	H25.11.8	679	H25.11.8	680
2-1	鳴門市 北瀬町	土石流	H25.11.8	679	H25.11.8	680
2-49	鳴門市 北瀬町	土石流	H25.11.8	679	H25.11.8	680
2-2	鳴門市 北瀬町	土石流	H26.11.26	789	—	—
2-3	鳴門市 北瀬町	土石流	H26.11.26	789	—	—
2-5	鳴門市 北瀬町	土石流	H26.11.26	789	—	—
2-7	鳴門市 北瀬町	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170
2-4	鳴門市 北瀬町	土石流	H25.11.8	679	H25.11.8	680
2-6	鳴門市 北瀬町	土石流	H25.11.8	679	H25.11.8	680
2-50	鳴門市 北瀬町	土石流	H25.11.8	679	H25.11.8	680

<続きへ>

危険箇所番号	所在地			警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村	字	年月日	番号	年月日	番号
406	鳴門市	瀬戸町	北泊	H25.3.29	164	—	—
411	鳴門市	撫養町	赤田	H25.3.29	164	—	—
407	鳴門市	北瀬町	粟田	H25.3.29	164	—	—
408	鳴門市	北瀬町	粟田	H25.3.29	164	—	—
410	鳴門市	北瀬町	折野	H25.3.29	164	—	—

小松島市指定箇所一覧表

<急傾斜地の崩壊>

箇所番号	所在地			土砂災害の発生 因となる自然現象の種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村	字		年月日	番号	年月日	番号
I-4890	小松島市	中田町	山ノ神	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1210	小松島市	中田町	東山、山ノ神	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1211	小松島市	中田町	東山、笠子ノ本、寺前、千代ヶ原	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1214	小松島市	中田町	東山、藤谷	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1216	小松島市	中田町	楢井、東山	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1217	小松島市	中田町	楢井、東山	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1218	小松島市	中田町	楢井、東山	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1219	小松島市	中田町	藤谷、東山	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-4891	小松島市	中田町	東山	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-4888	小松島市	中田町	東山	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1212	小松島市	中田町	西山、池ノ内	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-4885	小松島市	中田町	西山	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-2059	小松島市	中田町	西山	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-4887	小松島市	中田町	西山、寺前	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	562	H23.8.25	564
I-1213	小松島市	中田町	東山	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-4886	小松島市	中田町	中筋、池ノ内、島林、狭間、西山	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-4886	小松島市	新居見	東山下、狭間、蓮花寺	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1237	小松島市	立江町	江ノ上	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-1238	小松島市	立江町	清水学天神山	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-1239	小松島市	立江町	清水	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-4716	小松島市	立江町	清水	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-1240	小松島市	立江町	清水、鍋寺	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	—	—
I-4717	小松島市	立江町	鍋寺	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-1231	小松島市	立江町	赤石	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-1232	小松島市	立江町	赤石、小田ノ浦	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-1233	小松島市	立江町	高田、成屋ヶ谷	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-1234	小松島市	立江町	高田、中山	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-1236	小松島市	立江町	中山、江ノ上	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-4715	小松島市	立江町	中山	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-182	小松島市	立江町	中山	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-1229	小松島市	田野町	勢合、赤石郷、栗田、東山、金山	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-1230	小松島市	田野町	金山、勢合	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-1221	小松島市	田浦町	西原、前山	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-4692	小松島市	田浦町	西原	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-4693	小松島市	田浦町	神子ノ内、東内、前山、西原	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-4694	小松島市	田浦町	神子ノ内、前山	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-4694	小松島市	田浦町	前山、神子ノ内、山原、嶽額、西山、柳内	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673

II-171	小松島市	新居町	山腰、東山下、 猿嶺	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4695	小松島市	新居町	東山下、大谷	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4697	小松島市	新居町	東山下、蓮花寺	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-172	小松島市	新居町	東山下	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4718	小松島市	立江町	鎮守寺	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4768	小松島市	立江町	南山	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4769	小松島市	立江町	南山	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-1264	小松島市	立江町	青木、沢田、 栗山	H29.3.17	131	H29.3.17	132
危険箇所番号 なし	小松島市	立江町	青木、柏田、 柏田	H29.3.17	131	H29.3.17	132
危険箇所番号 なし	小松島市	立江町	野神、南山	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-1220	小松島市	田清町 飯谷町	西原、前山 湯島	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-1295	小松島市	田野町	岡山、中塚、 山寺谷	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-1224	小松島市	田野町	岡山、平田、 山寺谷	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4702	小松島市	田野町	中須、岡山	H29.3.17	131	H29.3.17	132
危険箇所番号 なし	小松島市	田野町	谷奥、岡山	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-1226	小松島市	田野町	谷奥、谷奥	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4703	小松島市	田野町	飯家	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-1227	小松島市	田野町	飯家	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-1223	小松島市	田野町	鳥居本、 鳥居本	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4699	小松島市	田野町	思山寺谷	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4700	小松島市	田野町	思山寺谷	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4701	小松島市	田野町	思山寺谷	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-174	小松島市	田野町	思山寺谷	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-175	小松島市	田野町	思山寺谷	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-176	小松島市	田野町	思山寺谷	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-1222	小松島市	田野町 芝生町	思山寺谷 西浦	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-4698	小松島市	田野町 芝生町	思山寺谷 宮ノ前	H29.3.17	131	H29.3.17	132
危険箇所番号 なし	小松島市	芝生町	宮ノ前、 宮ノ後	H29.3.17	131	H29.3.17	132
危険箇所番号 なし	小松島市	芝生町	花谷、 西浦	H29.3.17	131	H29.3.17	132
危険箇所番号 なし	小松島市	芝生町	花谷、 西浦	H29.3.17	131	H29.3.17	132
危険箇所番号 なし	小松島市	新居町	蓮花寺	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-173	小松島市	新居町	小松、久々谷、 油	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1243	小松島市	立江町	中ノ坪	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4720	小松島市	立江町	小松	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4721	小松島市	立江町	小松	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4722	小松島市	立江町	小松	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4723	小松島市	立江町	小松	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4719	小松島市	立江町	小松	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4727	小松島市	立江町	小松	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4728	小松島市	立江町	久々谷	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4729	小松島市	立江町	海免	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4730	小松島市	立江町	海免	H28.11.1	672	H28.11.1	673

I-1241	小松島市	柳瀬町	真谷、油免	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4724	小松島市	柳瀬町	真谷、大谷奥	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4725	小松島市	柳瀬町	真谷	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4726	小松島市	柳瀬町	小松、真谷	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4732	小松島市	柳瀬町	間町、大谷奥	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4733	小松島市	柳瀬町	間町、大谷奥、 東谷	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4734	小松島市	柳瀬町	間町、東谷、 油	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4731	小松島市	柳瀬町	間町、大谷、 大谷奥	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1242	小松島市	柳瀬町	大谷、敷延、 湯	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1245	小松島市	柳瀬町	大谷、敷延、 湯、瑞雲	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4735	小松島市	柳瀬町	大谷、敷延、 間	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4736	小松島市	柳瀬町	大谷、敷延	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4737	小松島市	柳瀬町	敷延	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4738	小松島市	柳瀬町	敷延、藤ヶ崎	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1246	小松島市	柳瀬町	湯谷、味谷、 湯	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4739	小松島市	柳瀬町	湯谷、小瀬智、 瑞雲	H28.11.1	672	H28.11.1	673
危険箇所番号 なし	小松島市	柳瀬町	湯谷	H28.11.1	672	H28.11.1	673
危険箇所番号 なし	小松島市	柳瀬町	湯谷	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1244	小松島市	柳瀬町	藤ヶ崎、敷延、 久	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4740	小松島市	柳瀬町	藤ヶ崎、敷延、 久	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4741	小松島市	柳瀬町	藤ヶ崎、漢	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4742	小松島市	柳瀬町	漢、北田	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4743	小松島市	柳瀬町	漢、北田	H28.11.1	672	H28.11.1	673
危険箇所番号 なし	小松島市	柳瀬町	藤ヶ崎、味谷、 湯	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4744	小松島市	柳瀬町	宮ノ内	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4745	小松島市	柳瀬町	宮ノ内	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4746	小松島市	柳瀬町	宮ノ内	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4747	小松島市	柳瀬町	宮ノ内	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4748	小松島市	柳瀬町	宮ノ内	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4749	小松島市	柳瀬町	宮ノ内	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4750	小松島市	柳瀬町	宮ノ内	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4751	小松島市	柳瀬町	宮ノ内	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4752	小松島市	柳瀬町	宮ノ内	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1250	小松島市	柳瀬町	宮ノ内	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1251	小松島市	柳瀬町	宮ノ内	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4753	小松島市	柳瀬町	宮ノ内	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1247	小松島市	柳瀬町	宮ノ内	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1248	小松島市	柳瀬町	宮ノ内	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1249	小松島市	柳瀬町	宮ノ内	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1252	小松島市	柳瀬町	宮ノ内	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4760	小松島市	柳瀬町	宮ノ内	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-4761	小松島市	柳瀬町	宮ノ内	H28.11.1	672	H28.11.1	673

Table with columns: 危険箇所番号, 所在地, 区域名称, 土砂災害の発生原因となる自然現象, 警戒区域等, 年 月 日, 番号. Lists various disaster zones and their details.

<土石流>

Summary table for landslide zones, including 危険箇所番号, 所在地, 区域名称, 土砂災害の発生原因となる自然現象, 警戒区域等, 年 月 日, 番号.

Main table for landslide zones, including 危険箇所番号, 所在地, 区域名称, 土砂災害の発生原因となる自然現象, 警戒区域等, 年 月 日, 番号.

<地すべり>

Summary table for landslide zones, including 危険箇所番号, 所在地, 区域名称, 土砂災害の発生原因となる自然現象, 警戒区域等, 年 月 日, 番号.

IF-5831	阿南市	榑町	幸田	幸田(1)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
IF-5845	阿南市	榑町	幸田	幸田(2)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-1534	阿南市	榑町	西浦	西浦	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	-	-
I-1672	阿南市	榑町	西浦山、久保	西浦(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	-	-
I-1673	阿南市	榑町	西浦、西浦山	西浦山	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	-	-
I-1552	阿南市	内原町	山下	山下	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-1553	阿南市	内原町	榑ヶ谷	榑ヶ谷(1)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
IF-6215	阿南市	内原町	榑ヶ谷	榑ヶ谷(2)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-1554	阿南市	内原町	中分	中分	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-1556	阿南市	内原町	柳橋	柳橋	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-1558	阿南市	内原町	竹ノ内口	竹ノ内口	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-1644	阿南市	内原町	榑木	榑木(1)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
IF-5911	阿南市	内原町	榑木	榑木(2)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	-	-
IF-5912	阿南市	内原町	榑木	榑木(3)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
IF-5910	阿南市	内原町	めい谷	めい谷	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
IF-5913	阿南市	内原町	いや谷	いや谷(1)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
IF-5914	阿南市	内原町	かま志よう	かま志よう(1)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
IF-5915	阿南市	内原町	かま志よう	かま志よう(2)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
IF-5916	阿南市	内原町	こせ谷	こせ谷	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
IF-5917	阿南市	内原町	三ツ栗	三ツ栗	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
IF-5918	阿南市	内原町	天神	天神	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
IF-5919	阿南市	内原町	大谷	大谷	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
IF-5920	阿南市	内原町	山腰	山腰	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
IF-5921	阿南市	内原町	長谷	長谷	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-1484	阿南市	榑井町	高田	高田	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	H25.11.8	680
I-2070	阿南市	榑井町	大西	大西(1)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
IF-6238	阿南市	榑井町	大西	大西(4)	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	H25.11.8	680
IF-6235	阿南市	榑井町	古津、大西	大西(3)	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	H25.11.8	680
I-2071	阿南市	榑井町	古津、高田	大西(2)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	-	-
IF-6237	阿南市	榑井町	古津	大西(5)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
IF-6238	阿南市	榑井町	古津	古津(2)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
IF-6240	阿南市	榑井町	古津	古津(4)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	-	-
I-1475	阿南市	榑町	高岸、榑木	高岸	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
I-1476	阿南市	榑町	榑木、高岸	榑木	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
I-1477	阿南市	榑町	雪ヶ谷	雪ヶ谷(1)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
IF-6451	阿南市	榑町	庄田、雪ヶ谷	雪ヶ谷(2)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
IF-6448	阿南市	榑町	満井	満井(1)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
IF-6447	阿南市	榑町	満井	満井(2)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
IF-6448	阿南市	榑町	満井	満井(3)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
IF-6462	阿南市	榑町	満井	雪ヶ谷(3)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
IF-5993	阿南市	桑野町	中野、鳥屋前、岡元	岡元(3)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
IF-5978	阿南市	新野町	花免、是国	花免(3)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165

IF-5975	阿南市	山口町	森國	久延(2)	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	H25.11.8	680
IF-5983	阿南市	山口町	森國	蓮石谷	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	H25.11.8	680
IF-5976	阿南市	山口町	久延	久延(3)	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	H25.11.8	680
I-1478	阿南市	榑井町	小吹川原	小吹川原	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
I-1479	阿南市	榑井町	小吹川原	東構泊	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
I-1628	阿南市	細野町	中上、長谷、谷口、高田、谷上、中村	中上(1)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
IF-6507	阿南市	細野町	中上	中上(2)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
IF-6097	阿南市	大井町	倉野	倉野(1)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
IF-6098	阿南市	大井町	倉野	倉野(2)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
IF-6099	阿南市	大井町	倉野	倉野(3)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
IF-6100	阿南市	大井町	田舎谷、倉野	田舎谷	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
IF-6101	阿南市	大井町	竹鼻、岡田	竹鼻	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
IF-6102	阿南市	大井町	南平	南平	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
IF-6103	阿南市	大井町	喜来	喜来	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
IF-6104	阿南市	大井町	み谷	み谷(1)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
IF-6105	阿南市	大井町	み谷	み谷(2)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
IF-6106	阿南市	大井町	み谷	み谷(3)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
IF-6107	阿南市	大井町	東平	東平	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
I-1615	阿南市	大田井町	宮平	宮平(1)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
IF-6108	阿南市	大田井町	松ノ岡	松ノ岡(1)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
IF-6109	阿南市	大田井町	宮平	松ノ岡(2)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
IF-6110	阿南市	大田井町	松ノ岡、宮平	松ノ岡(3)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
IF-6111	阿南市	大田井町	松ノ岡	松ノ岡(4)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
IF-6114	阿南市	大田井町	宮平	宮平(2)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
IF-6092	阿南市	水井町	東	東(2)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
IF-6093	阿南市	水井町	新田	若杉	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
IF-6094	阿南市	水井町	中野、西、新居	中野(1)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
IF-6095	阿南市	水井町	西	西(1)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
IF-6096	阿南市	水井町	中野	中野(3)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
I-1613	阿南市	水井町	東、中野	中野	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
I-1614	阿南市	水井町	西	西	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
I-1616	阿南市	十八女町	静、大屋	十八女	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1617	阿南市	十八女町	静、新開、宮ノ前	大屋(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
IF-6162	阿南市	十八女町	大屋	大屋(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
IF-6163	阿南市	十八女町	宮ノ前	宮ノ前	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
IF-6506	阿南市	十八女町	静、新開	新開	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1618	阿南市	深瀬町	岡崎	岡崎	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1619	阿南市	深瀬町	岡崎	深瀬	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1620	阿南市	深瀬町	中州、大輪町、北久保	北久保	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
IF-6504	阿南市	深瀬町	北久保	北久保(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
IF-6505	阿南市	深瀬町	北久保	北久保(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1621	阿南市	榑井町	七浦	七浦(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231

I-1022	阿南市	楯根町	津越	津越(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1023	阿南市	楯根町	津越、助峰	奥山(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1024	阿南市	楯根町	助峰、盛大、屋敷	助峰	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1025	阿南市	楯根町	盛大、栗原谷、生瀬	盛大	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1026	阿南市	楯根町	美濃谷、北内	奥峰	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1027	阿南市	楯根町	葛浦、宮谷	葛浦	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-6115	阿南市	楯根町	奥山	奥山(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-6116	阿南市	楯根町	宮谷	宮谷(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-6117	阿南市	楯根町	宮谷	宮谷(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-6120	阿南市	楯根町	金石、井台	金石(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-6121	阿南市	楯根町	七浦	七浦(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-6122	阿南市	楯根町	七浦	七浦(3)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-6123	阿南市	楯根町	七浦	七浦(4)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1001	阿南市	熊谷町	津越	津越(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-6158	阿南市	熊谷町	熊谷	熊谷(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
危険箇所番号なし	阿南市	熊谷町	熊谷	熊谷(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1060	阿南市	熊谷町	定方	定方	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6156	阿南市	熊谷町	シル谷、金ヤ、原田	シル谷	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6157	阿南市	熊谷町	原田、シル谷	原田(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6158	阿南市	熊谷町	原田、シル谷	原田(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6159	阿南市	熊谷町	丸山ノ下、大谷、三ノ工	丸山ノ下	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6160	阿南市	熊谷町	三ノ工	三ノ工	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6159	阿南市	熊谷町	正境	正境(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6161	阿南市	熊谷町	三ノ工、正境	正境(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
危険箇所番号なし	阿南市	熊谷町	正境、日瓜	正境(3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
危険箇所番号なし	阿南市	熊谷町	日瓜、熊谷	日瓜	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1002	阿南市	吉井町	野尻	野尻	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1003	阿南市	吉井町	日ノ浦、野尻、備子石	日ノ浦(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6503	阿南市	吉井町	日ノ浦	日ノ浦(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6495	阿南市	吉井町	皇神、片山	宮ノ前(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6496	阿南市	吉井町	宮ノ前	宮ノ前(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6497	阿南市	吉井町	天ヶ谷、備子石、野尻	天ヶ谷(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6498	阿南市	吉井町	天ヶ谷	天ヶ谷(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6499	阿南市	吉井町	天ヶ谷	天ヶ谷(3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6500	阿南市	吉井町	海山谷、宮ノ前	天ヶ谷(4)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6501	阿南市	吉井町	日塚	日塚(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6502	阿南市	吉井町	日塚	日塚(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1004	阿南市	吉井町	片山、真裏、皇神	片山	急傾斜地の崩壊	H25.9.29	164	H25.9.29	165
II-6133	阿南市	上大野町	大山田	大山田(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
危険箇所番号なし	阿南市	上大野町	大山田、南傍示	大山田(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6134	阿南市	上大野町	小山田、別所	小山田	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1597	阿南市	上大野町	小山田、大山田ノ下、別所	別所	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673

I-1047	阿南市	上大野町	荳原	荳原(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1599	阿南市	上大野町	峠之内、油之内	久野米田(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6135	阿南市	上大野町	久野米田	久野米田(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6136	阿南市	上大野町	久野米田、西谷	久野米田(3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1598	阿南市	上大野町	清松	清松(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6137	阿南市	上大野町	久野米田、清松、油之内	清松(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6138	阿南市	上大野町	西谷、清松	清松(3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6139	阿南市	上大野町	西谷	清松(4)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1000	阿南市	阿瀬比町	中村	西谷	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-5848	阿南市	阿瀬比町	中村	中村(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-5849	阿南市	阿瀬比町	日開谷	中村(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-5850	阿南市	阿瀬比町	前田	中村(3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-5847	阿南市	阿瀬比町	日開谷	日開谷(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6208	阿南市	阿瀬比町	前田	日開谷(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-5851	阿南市	阿瀬比町	前田	前田(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-5852	阿南市	阿瀬比町	前田、西内、中村	前田(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-5853	阿南市	阿瀬比町	前田	前田(3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-5854	阿南市	阿瀬比町	前田	前田(4)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-5855	阿南市	阿瀬比町	阿利田	阿利田	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-5856	阿南市	阿瀬比町	西内	西内(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-5857	阿南市	阿瀬比町	西内	西内(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-5858	阿南市	阿瀬比町	西内	西内(3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6165	阿南市	中大野町	南傍示	南傍示(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-6166	阿南市	中大野町	南傍示	南傍示(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-6167	阿南市	中大野町	南傍示	南傍示(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-1048	阿南市	中大野町	南傍示	南傍示	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-6124	阿南市	下大野町	畑田	畑田(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-6125	阿南市	下大野町	畑田	畑田(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-6126	阿南市	下大野町	畑田	畑田(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-6127	阿南市	下大野町	畑田	畑田(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-6128	阿南市	下大野町	畑田	平山(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-6129	阿南市	下大野町	畑田	平山(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-6130	阿南市	下大野町	羽坂	羽坂	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-6131	阿南市	下大野町	藝呂	藝呂	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-6164	阿南市	下大野町	橋川	橋川	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-1461	阿南市	羽ノ浦町	岩崎宮ノ下、猪ノ谷	宮ノ下(1)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-1463	阿南市	羽ノ浦町	岩崎宮ノ下、猪ノ谷、松ノ木	宮ノ下(2)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-1465	阿南市	羽ノ浦町	宮倉沢田	恵田(1)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-1466	阿南市	羽ノ浦町	宮倉大木、沢田	恵田(2)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-1467	阿南市	羽ノ浦町	宮倉沢田	沢田(1)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-1468	阿南市	羽ノ浦町	宮倉沢田、大木	沢田(2)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-2062	阿南市	羽ノ浦町	宮倉沢田	羽ノ浦中学校	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251

I-2064	阿南市	羽ノ浦町	宮倉浦浦	春日野(1)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-2063	阿南市	羽ノ浦町	宮倉浦浦 宮倉浦浦 宮倉浦浦 宮倉浦浦	南浦	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
I-2065	阿南市	羽ノ浦町	宮倉浦浦	橋ノ本	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
I-2066	阿南市	羽ノ浦町	宮倉浦浦	車田(3)	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
I-2067	阿南市	羽ノ浦町	宮倉浦浦	車田(4)	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
I-2068	阿南市	羽ノ浦町	地蔵奥ノ谷	奥ノ谷(1)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-2069	阿南市	羽ノ浦町	岩屋奥ノ谷、ヌクミ	奥ノ谷(2)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-5825	阿南市	羽ノ浦町	中庄千田地	宮ノ前(1)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-5826	阿南市	羽ノ浦町	中庄千田地	宮ノ前(2)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-5828	阿南市	羽ノ浦町	春日野	春日野(2)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-5829	阿南市	羽ノ浦町	岩屋宮ノ下、猪ノ谷	宮ノ下(3)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-5830	阿南市	羽ノ浦町	岩屋阿千田、猪ノ谷	阿千田(2)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-5831	阿南市	羽ノ浦町	岩屋阿千田、猪ノ谷	阿千田(3)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-5832	阿南市	羽ノ浦町	岩屋奥ノ谷、ヌクミ、舊化地	奥ノ谷(3)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-5833	阿南市	羽ノ浦町	宮倉沢田	沢田(3)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-5834	阿南市	羽ノ浦町	宮倉沢田	沢田(4)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-5835	阿南市	羽ノ浦町	宮倉沢田	沢田(5)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-5837	阿南市	羽ノ浦町	古毛細谷	細谷(2)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-5838	阿南市	羽ノ浦町	古毛細谷、岩屋猪ノ谷	細谷(1)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-7813	阿南市	羽ノ浦町	中庄千田地、宮ノ前	宮ノ前(3)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	—	—
II-185	阿南市	羽ノ浦町	宮倉高田	はたへ	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-1462	阿南市	羽ノ浦町	古毛小谷口、車田	小谷口	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1469	阿南市	羽ノ浦町	古毛小谷口、上須	小谷口(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-5836	阿南市	羽ノ浦町	古毛細谷、三百歩	細谷(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-5839	阿南市	羽ノ浦町	古毛三百歩	三百歩(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-5840	阿南市	羽ノ浦町	古毛三百歩	三百歩(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-5841	阿南市	羽ノ浦町	古毛三百歩、車田	三百歩(3)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-5842	阿南市	羽ノ浦町	古毛三百歩	三百歩(4)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-5843	阿南市	羽ノ浦町	古毛礫石、上大野町直原	礫石(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-5844	阿南市	羽ノ浦町	古毛礫石	礫石(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1544	阿南市	中林町	大浜、藤子浜、平山	大浜	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-1545	阿南市	中林町	福崎、高田、大明神	福崎	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-1546	阿南市	中林町	東	東	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-1596	阿南市	中林町	亀崎	亀崎	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-1634	阿南市	才見町	旭越山・山地・米島	旭越山(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-6168	阿南市	才見町	旭越山・中之坪・光の大地、落着基	旭越山(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-6169	阿南市	才見町	鴨田・山地・徳竹、落着基	鴨田	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-6211	阿南市	中林町	林崎	林崎(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-6212	阿南市	中林町	林崎	林崎(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-6213	阿南市	中林町	西路見町	亀崎、姥	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-6214	阿南市	中林町	亀崎	亀崎(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44

I-1605	阿南市	加茂町	不け、南不ヶ	加茂(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1606	阿南市	加茂町	南不ヶ	加茂(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1607	阿南市	加茂町	大谷	南不ヶ	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6150	阿南市	加茂町	大谷	大谷(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1632	阿南市	福井町	漢	漢(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1633	阿南市	福井町	漢	漢(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6243	阿南市	福井町	漢	漢(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6244	阿南市	福井町	漢	漢(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1629	阿南市	福井町	陸地、新新田、土井崎	陸地(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1630	阿南市	福井町	橋	橋(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1668	阿南市	福井町	青木	青木(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1669	阿南市	福井町	岡島、塩田	岡島(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1670	阿南市	福井町	日開谷、岡島、大坪	日開谷	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1671	阿南市	福井町	大丘地、大坪	大丘地(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-5926	阿南市	福井町	一升ヶ森	一升ヶ森	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-5927	阿南市	福井町	榑傍示	榑傍示(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-5928	阿南市	福井町	榑傍示	榑傍示(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-5929	阿南市	福井町	榑傍示	榑傍示(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-5930	阿南市	福井町	榑傍示	榑傍示(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-5932	阿南市	福井町	陸地	陸地(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-5933	阿南市	福井町	土井崎	陸地(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-5934	阿南市	福井町	橋、大坪	大坪(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-5935	阿南市	福井町	橋、大坪	大坪(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-5936	阿南市	福井町	青木	青木(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-5937	阿南市	福井町	中尾	青木(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-5938	阿南市	福井町	中尾	青木(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-5939	阿南市	福井町	中尾	中尾	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-5940	阿南市	福井町	中尾	橋(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-5941	阿南市	福井町	六反地	六反地(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-5942	阿南市	福井町	家の前、六反地	六反地(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-5943	阿南市	福井町	土井崎、福井町	土井崎、土井ヶ	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7816	阿南市	福井町	一升ヶ森	漢	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
III-199	阿南市	福井町	橋	橋(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
III-200	阿南市	福井町	土井崎、陸地	土井崎(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
III-201	阿南市	福井町	土井崎	土井崎(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
箇所番号なし	阿南市	福井町	土井崎	土井崎(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
III-202	阿南市	福井町	土井崎	陸地(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1608	阿南市	加茂町	大谷、吉元	大谷(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1609	阿南市	加茂町	吉元、大谷、栗田	吉元	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1610	阿南市	加茂町	栗田、吉元、惣連	栗田	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1611	阿南市	加茂町	宿磨谷	宿磨谷	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1612	阿南市	加茂町	宿磨谷、高田、大西	宿磨谷	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733

I-1663	阿南市	加茂町	黒河	黒河(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1664	阿南市	加茂町	黒河、黒ノ河	黒河(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6140	阿南市	加茂町	黒ノ河	黒ノ河(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6141	阿南市	加茂町	黒ノ河	黒ノ河(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6142	阿南市	加茂町	黒ノ河	黒ノ河(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6143	阿南市	加茂町	黒ノ河	黒ノ河(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6144	阿南市	加茂町	黒ノ河	黒ノ河(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6145	阿南市	加茂町	黒ノ河	黒ノ河(6)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6146	阿南市	加茂町	西ながせ	西ながせ	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6147	阿南市	加茂町	東ながせ	東ながせ	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6148	阿南市	加茂町	徳運	徳運(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6149	阿南市	加茂町	徳運	徳運(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6151	阿南市	加茂町	東たいご	東たいご(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6152	阿南市	加茂町	東たいご	東たいご(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6153	阿南市	加茂町	東たいご	東たいご(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6154	阿南市	加茂町	東たいご	東たいご(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6155	阿南市	加茂町	東たいご、西だ いご	東たいご(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1500	阿南市	新野町	東谷	東谷(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1502	阿南市	新野町	助道	助道(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1503	阿南市	新野町	行友	行友(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1631	阿南市	新野町	広重	広重	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6988	阿南市	新野町	行友	行友(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6989	阿南市	新野町	行友	行友(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6990	阿南市	新野町	行友	行友(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6992	阿南市	新野町	助道	助道(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6993	阿南市	新野町	助道	助道(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6073	阿南市	新野町	東谷、広重	東谷(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6074	阿南市	新野町	東谷	東谷(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6075	阿南市	新野町	東谷	東谷(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6076	阿南市	新野町	東谷、広重	東谷(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6084	阿南市	新野町	片山、助道	片山	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-621	阿南市	新野町	東谷	東谷(6)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1498	阿南市	新野町	平川内	平川内	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1499	阿南市	新野町	月夜	月夜	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1501	阿南市	新野町	林	林	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6004	阿南市	新野町	常政	常政	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6005	阿南市	新野町	常政、貞持	貞持(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6006	阿南市	新野町	貞持	貞持(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6007	阿南市	新野町	貞持	貞持(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6008	阿南市	新野町	貞持	貞持(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6009	阿南市	新野町	貞持、新高、小 砂取	貞持(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6025	阿南市	新野町	生谷	生谷(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733

II-6026	阿南市	新野町	生谷	生谷(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6027	阿南市	新野町	生谷	生谷(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6028	阿南市	新野町	生谷	生谷(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6037	阿南市	新野町	平川内、常政	平川内(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6038	阿南市	新野町	平川内	平川内(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6039	阿南市	新野町	平川内	平川内(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6040	阿南市	新野町	平川内	平川内(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6042	阿南市	新野町	平川内	平川内(6)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6043	阿南市	新野町	大谷、常政	大谷(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6044	阿南市	新野町	大谷、常政	大谷(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6045	阿南市	新野町	常政	大谷(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6064	阿南市	新野町	林	林(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6065	阿南市	新野町	林	林(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6066	阿南市	新野町	林	林(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6068	阿南市	新野町	常政	常政(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6069	阿南市	新野町	常政	常政(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6070	阿南市	新野町	常政	常政(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6085	阿南市	新野町	藤石、広重	藤石	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6086	阿南市	新野町	小砂取	小砂取	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6089	阿南市	新野町	新富、月夜	新富(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6090	阿南市	新野町	新富	新富(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1523	阿南市	新野町	川亦、川又	川亦(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1524	阿南市	新野町	前田	前田	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1525	阿南市	新野町	前田	前田(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1526	阿南市	新野町	喜来	喜来	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1527	阿南市	新野町	本田	本田(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1528	阿南市	新野町	元備	元備	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6029	阿南市	新野町	本田	本田(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6030	阿南市	新野町	本田	本田(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6031	阿南市	新野町	本田	本田(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6032	阿南市	新野町	本田	本田(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6033	阿南市	新野町	元備	元備(6)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6034	阿南市	新野町	本田	本田(7)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6054	阿南市	新野町	川亦	喜来(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6055	阿南市	新野町	喜来	喜来(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6056	阿南市	新野町	喜来	喜来(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6057	阿南市	新野町	喜来	喜来(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6058	阿南市	新野町	喜来	喜来(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6059	阿南市	新野町	喜来	喜来(6)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6060	阿南市	新野町	喜来	喜来(7)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6061	阿南市	新野町	喜来	喜来(8)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6062	阿南市	新野町	喜来	喜来(9)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733

II-0063	阿南市	新野町	妻来	妻来(10)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0071	阿南市	新野町	山亦、川又、喜来	川又(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0072	阿南市	新野町	川亦、川又	川又(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0082	阿南市	新野町	川亦	北樫谷	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0083	阿南市	新野町	真債	真債	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0091	阿南市	新野町	森内	森内	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7819	阿南市	新野町	元債	元債(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-7820	阿南市	新野町	元債	元債(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1517	阿南市	新野町	清貞、久田	久田(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1518	阿南市	新野町	清貞	清貞(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1654	阿南市	新野町	清貞	清貞(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1655	阿南市	新野町	清貞	清貞(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-5974	阿南市	新野町	助道	西馬場	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732		
II-6052	阿南市	新野町	清貞	清貞(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6053	阿南市	新野町	清貞	清貞(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
危険箇所番号なし	阿南市	新野町	麻里、新登久保	新野中学校(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
危険箇所番号なし	阿南市	新野町	馬見	新野中学校(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
危険箇所番号なし	阿南市	加茂町	野上	野上	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1519	阿南市	新野町	海老川	海老川(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1520	阿南市	新野町	海老川	海老川(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1521	阿南市	新野町	友常	友常(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1522	阿南市	新野町	谷口	谷口(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1656	阿南市	新野町	谷口	谷口(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1657	阿南市	新野町	谷口	谷口(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0010	阿南市	新野町	海老川	海老川(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0011	阿南市	新野町	海老川	海老川(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0012	阿南市	新野町	海老川	海老川(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0013	阿南市	新野町	海老川	海老川(6)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0014	阿南市	新野町	海老川	海老川(7)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0015	阿南市	新野町	海老川	海老川(8)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0016	阿南市	新野町	海老川	海老川(9)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0017	阿南市	新野町	海老川	海老川(10)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0018	阿南市	新野町	海老川	海老川(11)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0019	阿南市	新野町	海老川	海老川(12)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0020	阿南市	新野町	海老川	海老川(13)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0021	阿南市	新野町	海老川	海老川(14)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0022	阿南市	新野町	海老川	海老川(15)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0023	阿南市	新野町	海老川	海老川(16)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0024	阿南市	新野町	海老川	海老川(17)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0035	阿南市	新野町	谷口	谷口(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0036	阿南市	新野町	谷口	谷口(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-0046	阿南市	新野町	友常	友常(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733

II-6047	阿南市	新野町	友常	友常(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6048	阿南市	新野町	友常	友常(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6049	阿南市	新野町	友常	友常(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6050	阿南市	新野町	友常	友常(6)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6051	阿南市	新野町	友常	友常(7)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1483	阿南市	福井町	大原	大原(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1533	阿南市	梅町	江ノ浦	江の浦(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732		
I-1535	阿南市	梅町	中浦、江ノ浦、大浦	中浦	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1677	阿南市	梅町	江ノ浦、大浦	江ノ浦(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6245	阿南市	福井町	袴	袴(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6246	阿南市	福井町	袴	袴(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6247	阿南市	福井町	袴	袴(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6248	阿南市	福井町	小袴	小袴	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6249	阿南市	福井町	袴、小袴	袴(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6363	阿南市	福井町	大原	大原(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6364	阿南市	福井町	大原	大原(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-6365	阿南市	福井町	大原	大原(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
危険箇所番号なし	阿南市	梅町	幸野	幸野(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
危険箇所番号なし	阿南市	梅町	大浦	大浦(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
危険箇所番号なし	阿南市	新野町	友常、谷口	友常(8)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
危険箇所番号なし	阿南市	福井町	袴、土井ヶ崎	袴(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-1505	阿南市	新野町	是国、宮前	是国	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1643	阿南市	福井町	古津	古津(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1485	阿南市	福井町	山下	山下(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1486	阿南市	福井町	内歩、山下、古毛	内歩	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1487	阿南市	福井町	内歩、山下	内歩(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1488	阿南市	福井町	古毛	古毛(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1489	阿南市	福井町	妻用、吉谷	妻用	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1490	阿南市	福井町	羽広	羽広(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1665	阿南市	福井町	山下	山下(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1666	阿南市	福井町	吉谷	吉谷(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1667	阿南市	福井町	吉谷	吉谷(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-2075	阿南市	福井町	吉谷	吉谷(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6239	阿南市	福井町	古津	古津(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6241	阿南市	福井町	吉谷	吉谷(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6242	阿南市	福井町	高田、森	吉谷(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6250	阿南市	福井町	長野	土佐谷(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6253	阿南市	福井町	吉谷	妻用(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6254	阿南市	福井町	森	森(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6255	阿南市	福井町	森、吉谷	森(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6257	阿南市	福井町	古毛	古毛(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6267	阿南市	福井町	土佐谷、長野、中理	土佐谷(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158

II-6268	阿南市	福井町	土佐谷	土佐谷(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6269	阿南市	福井町	土佐谷	土佐谷(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6318	阿南市	福井町	羽広	羽広(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6319	阿南市	福井町	羽広	羽広(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6320	阿南市	福井町	羽広	羽広(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6377	阿南市	福井町	山下、宮宅	山下(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1492	阿南市	新野町	新田	新田(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1504	阿南市	新野町	西地	西地	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1506	阿南市	新野町	重友	重友(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1507	阿南市	新野町	重友	重友(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1508	阿南市	新野町	宇井谷	宇井谷(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1642	阿南市	新野町	宮前	宮前(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5957	阿南市	新野町	宇井谷	宇井谷(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5959	阿南市	新野町	重友	重友(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5960	阿南市	新野町	重友	重友(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5961	阿南市	新野町	重友	重友(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5962	阿南市	新野町	重友	重友(6)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5963	阿南市	新野町	染池谷	染池谷(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5964	阿南市	新野町	染池谷	染池谷(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5965	阿南市	新野町	甘井、葉海谷、藤谷	甘井(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5966	阿南市	新野町	藤谷	甘井(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5967	阿南市	新野町	花坂	花坂	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5975	阿南市	新野町	東山	東山	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5976	阿南市	新野町	花苑、東山	花苑(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5977	阿南市	新野町	東山	花苑(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5979	阿南市	新野町	西地	西地(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5980	阿南市	新野町	西地	西地(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5981	阿南市	新野町	西地	借重(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5982	阿南市	新野町	借重	借重(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5984	阿南市	新野町	宮前	宮前(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5985	阿南市	新野町	宮前	宮前(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5986	阿南市	新野町	鈴ヶ谷	宮ノ久保(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6077	阿南市	新野町	新田	動々原(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6078	阿南市	新野町	新田	動々原(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6079	阿南市	新野町	城田	城田(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6080	阿南市	新野町	城田、宮前	城田(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6081	阿南市	新野町	新田	新田(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6088	阿南市	新野町	妙見前	妙見前	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1818	阿南市	新野町	借重、西地	借重(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1509	阿南市	新野町	大蔵	大蔵(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1510	阿南市	新野町	入田	入田(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1511	阿南市	新野町	秋山	秋山	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158

I-1641	阿南市	新野町	入田、鈴ヶ谷	入田(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5954	阿南市	新野町	秋山、大蔵	秋山(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5955	阿南市	新野町	秋山	秋山(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5956	阿南市	新野町	秋山	秋山(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5968	阿南市	新野町	大蔵	大蔵(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5969	阿南市	新野町	大蔵	大蔵(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5970	阿南市	新野町	大蔵	大蔵(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5971	阿南市	新野町	大蔵	大蔵(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5972	阿南市	新野町	大蔵	大蔵(6)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5973	阿南市	新野町	大蔵	大蔵(7)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5981	阿南市	新野町	関ノ端、宮ノ久保、入田	関ノ端	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1512	阿南市	新野町	西光寺	西光寺(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1513	阿南市	新野町	西光寺	西光寺(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1514	阿南市	新野町	関花、西光寺	関花(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1515	阿南市	新野町	安行	安行(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1516	阿南市	新野町	安行	安行(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1638	阿南市	新野町	久田、安行	久田(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1639	阿南市	新野町	安行	安行(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1640	阿南市	新野町	関花	安行(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5995	阿南市	新野町	西光寺	西光寺(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5996	阿南市	新野町	西光寺	西光寺(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5997	阿南市	新野町	関花	関花(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5998	阿南市	新野町	安行	安行(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-5999	阿南市	新野町	安行	安行(6)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6000	阿南市	新野町	宮ノ久保、北西馬場、中山、西馬場	宮ノ久保	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号なし	阿南市	新野町	木戸、豊田木戸	木戸(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6001	阿南市	新野町	木戸	木戸(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6002	阿南市	新野町	木戸、豊田木戸	木戸(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1491	阿南市	福井町	西の前	西の前	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1493	阿南市	福井町	茶畦	茶畦(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1494	阿南市	福井町	元米	元米(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1497	阿南市	福井町	鉦打	鉦打(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6251	阿南市	福井町	西の前	西の前(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6256	阿南市	福井町	西の前	茶畦(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6258	阿南市	福井町	鉦打	鉦打(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6259	阿南市	福井町	鉦打	鉦打(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6260	阿南市	福井町	元米	元米(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6261	阿南市	福井町	元米	元米(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6270	阿南市	福井町	茶畦、西の前	西の前(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6271	阿南市	福井町	動々原	西の前(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6272	阿南市	福井町	西の前	西の前(6)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158

II-6351	阿南市	福井町	赤崎	赤崎	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	赤崎(2)	赤崎	396	R1.9.24	398
II-6352	阿南市	福井町	赤崎	赤崎	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	赤崎(3)	赤崎	396	R1.9.24	398
II-6353	阿南市	福井町	赤崎	赤崎	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	赤崎(4)	赤崎	396	R1.9.24	398
II-6354	阿南市	福井町	赤崎	赤崎	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	赤崎(5)	赤崎	396	R1.9.24	398
II-6355	阿南市	福井町	赤崎	赤崎	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	赤崎(6)	赤崎	396	R1.9.24	398
II-6356	阿南市	福井町	浜田	浜田	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	浜田(1)	浜田	396	R1.9.24	398
II-6357	阿南市	福井町	浜田	浜田	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	浜田(2)	浜田	396	R1.9.24	398
II-6358	阿南市	福井町	浜田	浜田	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	浜田(3)	浜田	396	R1.9.24	398
II-6359	阿南市	福井町	浜田	浜田	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	浜田(4)	浜田	396	R1.9.24	398
II-6360	阿南市	福井町	浜田	浜田	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	浜田(5)	浜田	396	R1.9.24	398
II-6361	阿南市	福井町	浜田	浜田	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	浜田(6)	浜田	396	R1.9.24	398
II-6362	阿南市	福井町	浜田	浜田	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	浜田(7)	浜田	396	R1.9.24	398
II-6366	阿南市	福井町	出見	出見	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	出見(1)	出見	396	R1.9.24	398
II-6367	阿南市	福井町	出見	出見	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	出見(2)	出見	396	R1.9.24	398
II-6368	阿南市	福井町	出見	出見	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	出見(3)	出見	396	R1.9.24	398
II-6369	阿南市	福井町	出見	出見	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	出見(4)	出見	396	R1.9.24	398
II-7822	阿南市	福井町	浜田	浜田	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	浜田(8)	浜田	396	R1.9.24	398
II-7825	阿南市	福井町	浜田	浜田	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	浜田(9)	浜田	396	R1.9.24	398
I-637	阿南市	福井町	金石	金石	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	金石	金石	396	R1.9.24	398
II-6119	阿南市	福井町	金石	金石	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	金石(2)	金石	396	R1.9.24	398
II-6842	阿南市	福井町	大室、中内	大室(1)	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	大室(1)	大室	396	R1.9.24	398
II-6843	阿南市	福井町	大室	大室(2)	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	大室(2)	大室	396	R1.9.24	398
II-6844	阿南市	福井町	中内	中内(4)	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	中内(4)	中内	396	R1.9.24	398
II-6845	阿南市	福井町	中内	中内(5)	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	中内(5)	中内	396	R1.9.24	398
II-6846	阿南市	福井町	大室	大室(5)	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	大室(5)	大室	396	R1.9.24	398
II-6847	阿南市	福井町	大室	大室(6)	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	大室(6)	大室	396	R1.9.24	398
II-6848	阿南市	福井町	大室	大室(7)	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	大室(7)	大室	396	R1.9.24	398
II-6849	阿南市	福井町	大室、平田	大室(8)	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	大室(8)	大室	396	R1.9.24	398
危険箇所番号 なし	阿南市	新野町	東山	東山(1)	H31.3.19	157	H31.3.19	158	急傾斜地の崩壊	東山(1)	東山	396	R1.9.24	398
I-1680	阿南市	長生町	北浦	北浦	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	北浦	北浦	396	R1.9.24	398
I-1670	阿南市	山口町	久延	久延	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	久延	久延	396	R1.9.24	398
I-1584	阿南市	長生町	諏訪ノ端	諏訪ノ端	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	諏訪ノ端	諏訪ノ端	396	R1.9.24	398
I-1585	阿南市	長生町	善平岡、北平岡、間谷、五反田、六反田、悉田、古地	善平岡	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	善平岡	善平岡	396	R1.9.24	398
I-1587	阿南市	長生町	張	張	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	張	張	396	R1.9.24	398
I-1588	阿南市	長生町	雪内	雪内	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	雪内	雪内	396	R1.9.24	398
I-1589	阿南市	長生町	西方	西方	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	西方	西方	396	R1.9.24	398
II-6172	阿南市	長生町	おわた、寺ノ前	おわた	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	おわた	おわた	396	R1.9.24	398
II-6173	阿南市	長生町	久保田	久保田	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	久保田	久保田	396	R1.9.24	398
II-6174	阿南市	長生町	西方	西方	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	西方	西方	396	R1.9.24	398
II-6175	阿南市	長生町	松原、善入谷	松原	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	松原	松原	396	R1.9.24	398

II-6183	阿南市	長生町	古地、坪井、楠木谷、豊田	古地(1)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	古地(1)	古地	396	R1.9.24	398
II-6184	阿南市	長生町	古地、坪井、北内	古地(2)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	古地(2)	古地	396	R1.9.24	398
II-6202	阿南市	長生町	寺ノ前	寺ノ前(1)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	寺ノ前(1)	寺ノ前	396	R1.9.24	398
II-6203	阿南市	長生町	寺ノ前	寺ノ前(2)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	寺ノ前(2)	寺ノ前	396	R1.9.24	398
II-6204	阿南市	長生町	寺ノ前	寺ノ前(3)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	寺ノ前(3)	寺ノ前	396	R1.9.24	398
II-6209	阿南市	長生町	谷々、三箇中ノ谷	谷々	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	谷々	谷々	396	R1.9.24	398
III-187	阿南市	長生町	善入、善入谷	善入谷	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	善入谷	善入谷	396	R1.9.24	398
III-188	阿南市	長生町	張、三蔵、宮内	張	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	張	張	396	R1.9.24	398
I-1578	阿南市	長生町	南川、堂谷、明谷中沢	南川	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	南川	南川	396	R1.9.24	398
I-1579	阿南市	長生町	明谷中沢	明谷中沢(1)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	明谷中沢(1)	明谷中沢	396	R1.9.24	398
I-1581	阿南市	長生町	西山	西山(1)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	西山(1)	西山	396	R1.9.24	398
I-1582	阿南市	長生町	租ヶ谷	租ヶ谷	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	租ヶ谷	租ヶ谷	396	R1.9.24	398
II-6176	阿南市	長生町	岩ノ瀬	山塚(3)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	山塚(3)	山塚	396	R1.9.24	398
II-6177	阿南市	長生町	山地、嵐ノ谷	山塚(4)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	山塚(4)	山塚	396	R1.9.24	398
II-6178	阿南市	長生町	山地、常井谷	山塚(5)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	山塚(5)	山塚	396	R1.9.24	398
II-6179	阿南市	長生町	西山	西山(2)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	西山(2)	西山	396	R1.9.24	398
II-6180	阿南市	長生町	西山	西山(3)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	西山(3)	西山	396	R1.9.24	398
II-6181	阿南市	長生町	西山	西山(4)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	西山(4)	西山	396	R1.9.24	398
II-6182	阿南市	長生町	西山	西山(5)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	西山(5)	西山	396	R1.9.24	398
II-6185	阿南市	長生町	西の谷	西の谷	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	西の谷	西の谷	396	R1.9.24	398
II-6186	阿南市	長生町	大原中ノ谷	大原中ノ谷	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	大原中ノ谷	大原中ノ谷	396	R1.9.24	398
II-6187	阿南市	長生町	東谷、大原中ノ谷	東谷	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	東谷	東谷	396	R1.9.24	398
II-6188	阿南市	長生町	口ノ岩戸、ちよぶ、なごき	口ノ岩戸	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	口ノ岩戸	口ノ岩戸	396	R1.9.24	398
II-6189	阿南市	長生町	竹瀬、水ヶ谷	竹瀬	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	竹瀬	竹瀬	396	R1.9.24	398
II-6190	阿南市	長生町	水ヶ谷、口ノ岩戸	水ヶ谷(1)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	水ヶ谷(1)	水ヶ谷	396	R1.9.24	398
II-6191	阿南市	長生町	赤坂、長丁、石谷ノ下	赤坂(1)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	赤坂(1)	赤坂	396	R1.9.24	398
II-6192	阿南市	長生町	赤坂、車地、長丁、石谷ノ下、大久保	赤坂(2)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	赤坂(2)	赤坂	396	R1.9.24	398
II-6193	阿南市	長生町	赤坂、車地	赤坂(3)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	赤坂(3)	赤坂	396	R1.9.24	398
II-6194	阿南市	長生町	長谷	長谷	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	長谷	長谷	396	R1.9.24	398
II-6195	阿南市	長生町	長丁、感谷、黒岩、石谷ノ下	長丁	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	長丁	長丁	396	R1.9.24	398
II-6196	阿南市	長生町	明谷中沢、南川、堂谷	明谷中沢(2)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	明谷中沢(2)	明谷中沢	396	R1.9.24	398
II-6197	阿南市	長生町	南山	南山	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	南山	南山	396	R1.9.24	398
II-6198	阿南市	長生町	角ノ谷	角ノ谷(1)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	角ノ谷(1)	角ノ谷	396	R1.9.24	398
II-6199	阿南市	長生町	角ノ谷	角ノ谷(2)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	角ノ谷(2)	角ノ谷	396	R1.9.24	398
II-6200	阿南市	長生町	角ノ谷	角ノ谷(3)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	角ノ谷(3)	角ノ谷	396	R1.9.24	398
II-6201	阿南市	長生町	堂谷	堂谷	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	堂谷	堂谷	396	R1.9.24	398
II-6205	阿南市	長生町	岩ノ下	岩ノ下(2)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	岩ノ下(2)	岩ノ下	396	R1.9.24	398

II-6206	阿南市	長生町	黒岩、長谷	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6207	阿南市	長生町	水ヶ谷	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6210	阿南市	長生町	下小原	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
III-189	阿南市	長生町	角ノ谷、藪合、南川	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
III-190	阿南市	長生町	明谷中沢、北瀬	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
III-191	阿南市	長生町	相ヶ谷	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-1566	阿南市	山口町	北谷	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-1567	阿南市	山口町	平野	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-1568	阿南市	山口町	平野、久延	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-1569	阿南市	山口町	大久保	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-1571	阿南市	山口町	北山	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-1572	阿南市	山口町	杉谷、蓮花寺、蓮花寺谷	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-1568	阿南市	山口町	舟子田	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-1569	阿南市	山口町	大久保、北山	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-2073	阿南市	山口町	岡ノ鼻	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5970	阿南市	山口町	北谷	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5971	阿南市	山口町	舟子田	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5972	阿南市	山口町	森園	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5973	阿南市	山口町	森園	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5974	阿南市	山口町	森園	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5975	阿南市	山口町	杉谷	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5976	阿南市	山口町	杉谷	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5977	阿南市	山口町	蓮花寺	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5978	阿南市	山口町	北山	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5979	阿南市	山口町	北山	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5980	阿南市	山口町	大久保	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-1470	阿南市	榑町	蒲生田	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-1471	阿南市	榑町	須藤東側(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6418	阿南市	榑町	蒲生田	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6419	阿南市	榑町	蒲生田	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6420	阿南市	榑町	蒲生田	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6422	阿南市	榑町	尻杓	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6423	阿南市	榑町	尻杓	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6424	阿南市	榑町	尻杓	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6425	阿南市	榑町	榑ヶ浦	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6426	阿南市	榑町	平松東側	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6427	阿南市	榑町	平松東側	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6428	阿南市	榑町	平松東側、平松西側	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6429	阿南市	榑町	平松東側	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6430	阿南市	榑町	平松西側	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6431	阿南市	榑町	平松西側	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6432	阿南市	榑町	平松西側	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398

II-6433	阿南市	榑町	平松西側、平松東側	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6434	阿南市	榑町	高瀬	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6435	阿南市	榑町	高瀬	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6436	阿南市	榑町	高瀬	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6437	阿南市	榑町	須藤東側	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6438	阿南市	榑町	須藤東側	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6439	阿南市	榑町	須藤東側	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6440	阿南市	榑町	須藤東側	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6441	阿南市	榑町	須藤東側、須藤西側	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6442	阿南市	榑町	須藤西側	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6443	阿南市	榑町	須藤西側、須藤東側	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6444	阿南市	榑町	須藤西側	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6494	阿南市	榑町	小島	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-7926	阿南市	榑町	平松西側	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-7827	阿南市	榑町	須藤東側、須藤西側	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6409	阿南市	榑町	相生野	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6410	阿南市	榑町	相生野	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6445	阿南市	榑町	大瀬井	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6450	阿南市	榑町	榑尾	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6456	阿南市	榑町	加茂前、相生野	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6457	阿南市	榑町	加茂前	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6458	阿南市	榑町	加茂前	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6459	阿南市	榑町	加茂前	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6460	阿南市	榑町	加茂前	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6461	阿南市	榑町	加茂前、高瀬	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6462	阿南市	榑町	谷ノ浦	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6463	阿南市	榑町	那波江	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6464	阿南市	榑町	榑ヶ浦	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6465	阿南市	榑町	大江	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6466	阿南市	榑町	大江	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6467	阿南市	榑町	田ノ浦	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6468	阿南市	榑町	田ノ浦	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6469	阿南市	榑町	小曲り	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6470	阿南市	榑町	小曲り	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6471	阿南市	榑町	小曲り	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6472	阿南市	榑町	大曲り	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6473	阿南市	榑町	大曲り	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6474	阿南市	榑町	小杭	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6475	阿南市	榑町	小杭	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6476	阿南市	榑町	小杭	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398

II-6477	阿南市	榑町	小杭	小杭(4)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6478	阿南市	榑町	小杭	小杭(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6479	阿南市	榑町	小杭	小杭(6)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6480	阿南市	榑町	香	香(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6481	阿南市	榑町	香	香(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6482	阿南市	榑町	香	香(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6483	阿南市	榑町	香	香(4)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6484	阿南市	榑町	香	香(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6485	阿南市	榑町	香	香(6)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6486	阿南市	榑町	香	香(7)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6487	阿南市	榑町	香	香(8)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6488	阿南市	榑町	香	香(9)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6489	阿南市	榑町	庄田、宮ヶ谷	庄田、宮ヶ谷	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6490	阿南市	榑町	横尾、地蔵ヶ谷	横尾、地蔵ヶ谷	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-7829	阿南市	榑町	大曲り	大曲り(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-1472	阿南市	榑町	旭野	旭野(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-1473	阿南市	榑町	華野	華野(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-1474	阿南市	榑町	豊野	豊野	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6379	阿南市	榑町	華野、相生野	華野(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6380	阿南市	榑町	華野	華野(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6381	阿南市	榑町	華野	華野(4)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6382	阿南市	榑町	華野、相生野	華野(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6383	阿南市	榑町	華野、相生野	華野(6)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6384	阿南市	榑町	初野、赤野	初野(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6385	阿南市	榑町	初野、赤野	初野(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6386	阿南市	榑町	東野	東野(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6387	阿南市	榑町	東野	東野(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6390	阿南市	榑町	青	青	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6400	阿南市	榑町	旭野	旭野(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6401	阿南市	榑町	旭野	旭野(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6402	阿南市	榑町	八原毛東、八原毛西	八原毛東	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6405	阿南市	榑町	栄野	栄野(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6407	阿南市	榑町	栄野、旭野	栄野(4)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6411	阿南市	榑町	香前、丸山	香前(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6412	阿南市	榑町	香前	香前(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6413	阿南市	榑町	香前	香前(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6414	阿南市	榑町	上地、寺前	上地(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6415	阿南市	榑町	上地、寺前	上地(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6416	阿南市	榑町	黒田、寺前	黒田(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6417	阿南市	榑町	黒田、寺前	黒田	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6449	阿南市	榑町	浜	浜	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6453	阿南市	榑町	谷	五郎丸(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398

II-6455	阿南市	榑町	地蔵ヶ谷、横尾	地蔵ヶ谷	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6490	阿南市	榑町	谷	谷(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6491	阿南市	榑町	谷	谷(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6388	阿南市	榑町	盛野、常陸野	盛野(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6389	阿南市	榑町	盛野、常陸野	盛野(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6391	阿南市	榑町	弥生野、盛野、常陸野	弥生野(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6392	阿南市	榑町	弥生野	弥生野(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6393	阿南市	榑町	弥生野	弥生野(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6394	阿南市	榑町	弥生野	弥生野(4)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6395	阿南市	榑町	美吉野、平野、千代野	美吉野	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6396	阿南市	榑町	平野、千代野	平野	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6397	阿南市	榑町	常陸野	常陸野(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6398	阿南市	榑町	弥生野	常陸野(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6399	阿南市	榑町	常陸野	常陸野(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-1676	阿南市	榑町	大浦	大浦(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	397
II-5827	阿南市	榑町	羽ノ浦町	青戸田	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5824	阿南市	榑町	大浦	大浦(7)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	397
II-6132	阿南市	榑町	上大野町	豊原(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-7812	阿南市	榑町	羽ノ浦町	青戸田	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-1563	阿南市	山口町	中コノ	中コノ	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-1564	阿南市	山口町	末広	末広	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-1565	阿南市	山口町	南谷	南谷(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5859	阿南市	山口町	南谷	南谷(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5860	阿南市	山口町	南谷	南谷(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5861	阿南市	山口町	南谷	南谷(4)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5862	阿南市	山口町	南谷	南谷(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5863	阿南市	山口町	南谷	南谷(6)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5864	阿南市	山口町	南谷	南谷(7)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5865	阿南市	山口町	南谷	南谷(8)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5866	阿南市	山口町	串坂	串坂(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5867	阿南市	山口町	串坂、巻乃、舟子田	串坂(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5868	阿南市	山口町	串坂	串坂(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5869	阿南市	山口町	香万	香万	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5877	阿南市	山口町	南谷、平野	南谷(9)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5880	阿南市	山口町	前山田	前山田	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
III-2103	阿南市	山口町	前山田	前山田(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6403	阿南市	榑町	八原毛西、旭野	八原毛西	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-6454	阿南市	榑町	五郎丸、谷	五郎丸(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-7828	阿南市	榑町	五郎丸、谷	五郎丸(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	阿南市	大井町	東平、中防	東平(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	阿南市	大井町	東平、中防	東平(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398

危険箇所番号 番号なし	阿南市	長生町	阿谷	阿谷	阿谷	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-1583	阿南市	長生町	山地、岩ノ懸、川	山地(1)	山地(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	阿南市	富田町	あま谷	あま谷(1)	あま谷(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	阿南市	泉能林町、芋原	南勘高、北勘高、深田	南勘高(1)	南勘高(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	阿南市	泉能林町	花谷、南勘高	花谷(4)	花谷(4)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	阿南市	泉能林町	花谷、南勘高	花谷(5)	花谷(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	阿南市	瑞町	龜崎	龜崎(3)	龜崎(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	阿南市	瑞町	龜崎	龜崎(4)	龜崎(4)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	阿南市	瑞町	龜崎	龜崎(5)	龜崎(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	阿南市	瑞町	龜崎	龜崎(6)	龜崎(6)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	阿南市	瑞町、西路見町	龜崎、内作	龜崎(7)	龜崎(7)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	阿南市	瑞町	龜崎、三田	龜崎(8)	龜崎(8)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	阿南市	津乃峰町	中分、東分	中分(8)	中分(8)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	阿南市	津乃峰町	中分	中分(9)	中分(9)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	阿南市	内原町	竹ノ内口、天神	竹ノ内口(1)	竹ノ内口(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	阿南市	羽ノ浦町	青戸田	青戸田(3)	青戸田(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	阿南市	瑞町	土井崎	土井崎(3)	土井崎(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	397
危険箇所番号なし	阿南市	瑞町	中尾	中尾(1)	中尾(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	阿南市	中野町	南傍示	南傍示(5)	南傍示(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	阿南市	瑞町	谷尻	谷尻(1)	谷尻(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	阿南市	瑞町	谷尻	谷尻(2)	谷尻(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-1560	阿南市	泉野町	西谷	西谷	西谷	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-1562	阿南市	泉野町	御元	御元	御元	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-1557	阿南市	泉野町	蛭地	蛭地	蛭地	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-5909	阿南市	泉野町	蛭地	蛭地(2)	蛭地(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-1559	阿南市	泉野町	中富	中富(1)	中富(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-1573	阿南市	泉野町	大谷、山路	大谷	大谷	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-1574	阿南市	泉野町	光澤寺、山路	光澤寺(1)	光澤寺(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-1577	阿南市	泉野町	大地	桑野大地(2)	桑野大地(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-1635	阿南市	泉野町	大地	切石	切石	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-1560	阿南市	泉野町	中富	中富(2)	中富(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-1551	阿南市	泉野町	池ノ内	池ノ内(1)	池ノ内(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-1552	阿南市	泉野町	池ノ内	池ノ内(2)	池ノ内(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-1553	阿南市	泉野町	山田	尾花(1)	尾花(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-5885	阿南市	泉野町	阿ノ鼻	阿ノ鼻(1)	阿ノ鼻(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-5886	阿南市	泉野町	大谷	阿ノ鼻(2)	阿ノ鼻(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-5887	阿南市	泉野町	光澤寺	光澤寺(2)	光澤寺(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-5888	阿南市	泉野町	光澤寺	光澤寺(3)	光澤寺(3)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-5892	阿南市	泉野町	中野	御元(2)	御元(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-5895	阿南市	泉野町	花井	花井(2)	花井(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-5896	阿南市	泉野町	宮ノ森	中ヶ谷(1)	中ヶ谷(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492

危険箇所番号 番号なし	阿南市	泉野町	池ノ内	中ヶ谷(3)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490
II-5898	阿南市	泉野町	池ノ内	池ノ内(3)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490
II-5899	阿南市	泉野町	池ノ内	池ノ内(4)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490
II-5901	阿南市	泉野町	長崎	長崎	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490
II-5902	阿南市	泉野町	香町ヶ坪(1)	香町ヶ坪(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490
II-5903	阿南市	泉野町	香町ヶ坪(2)	香町ヶ坪(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490
II-5904	阿南市	泉野町	中富	中富	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490
II-5907	阿南市	泉野町	山田	山田	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490
II-5908	阿南市	泉野町	尾花	尾花(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490
II-5908	阿南市	泉野町	井ノ原	井ノ原	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490
I-1561	阿南市	泉野町	原田、花坂、西谷	浦の内	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490
I-1649	阿南市	泉野町	宮ノ森	宮ノ森(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490
II-5889	阿南市	泉野町	桑野谷	桑野谷(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490
II-5890	阿南市	泉野町	桑野谷	桑野谷(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490
II-5891	阿南市	泉野町	宮ノ森、桑野谷	宮ノ森(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490
II-5905	阿南市	泉野町	西谷	西谷(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490
II-5906	阿南市	泉野町	西谷	西谷(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490
I-1575	阿南市	泉野町	車ノ口、光源寺	車ノ口	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490
I-1576	阿南市	泉野町	大地、谷、車ノ口	桑野大地	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490

<土石流>

危険箇所番号 番号なし	阿南市	泉野町	池ノ内	中ヶ谷(3)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490
21114	阿南市	津乃峰町	津乃峰町	西分	西分	土石流	H20.9.16
11054	阿南市	津乃峰町	津乃峰町	西分	西分	土石流	H23.3.24
11053	阿南市	津乃峰町	津乃峰町	西分	西分	土石流	H23.3.24
31006	阿南市	津乃峰町	津乃峰町	西分	西分	土石流	H23.3.24
11055	阿南市	津乃峰町	津乃峰町	西分	西分	土石流	H23.3.24
11056	阿南市	津乃峰町	津乃峰町	西分	西分	土石流	H23.3.24
11057	阿南市	津乃峰町	津乃峰町	西分	西分	土石流	H23.3.24
11058	阿南市	津乃峰町	津乃峰町	西分	西分	土石流	H23.3.24
21083	阿南市	津乃峰町	津乃峰町	西分	西分	土石流	H23.3.24
11059	阿南市	泉能林町	泉能林町	三谷	三谷	土石流	H23.3.24
21054	阿南市	泉能林町	泉能林町	三谷	三谷	土石流	H23.3.24
21055	阿南市	泉能林町	泉能林町	三谷	三谷	土石流	H23.3.24
21056	阿南市	泉能林町	泉能林町	三谷	三谷	土石流	H23.3.24
31008	阿南市	泉能林町	泉能林町	三谷	三谷	土石流	H23.3.24
11035	阿南市	泉能林町	泉能林町	三谷	三谷	土石流	H23.3.24
11033	阿南市	泉能林町	泉能林町	三谷	三谷	土石流	H23.3.24
31009	阿南市	泉能林町	泉能林町	三谷	三谷	土石流	H23.3.24
31010	阿南市	泉能林町	泉能林町	三谷	三谷	土石流	H23.3.24
31011	阿南市	泉能林町	泉能林町	三谷	三谷	土石流	H23.3.24
31012	阿南市	泉能林町	泉能林町	三谷	三谷	土石流	H23.3.24
31007	阿南市	泉能林町	泉能林町	三谷	三谷	土石流	H23.3.24
11032	阿南市	泉能林町	泉能林町	三谷	三谷	土石流	H23.3.24
11107	阿南市	泉能林町	泉能林町	三谷	三谷	土石流	H23.3.24
11106	阿南市	泉能林町	泉能林町	三谷	三谷	土石流	H23.3.24
11071	阿南市	泉能林町	泉能林町	三谷	三谷	土石流	H23.3.24
11070	阿南市	泉能林町	泉能林町	三谷	三谷	土石流	H23.3.24
11075	阿南市	泉能林町	泉能林町	三谷	三谷	土石流	H23.3.24
11076	阿南市	泉能林町	泉能林町	三谷	三谷	土石流	H23.3.24
11077	阿南市	泉能林町	泉能林町	三谷	三谷	土石流	H23.3.24
11079	阿南市	泉能林町	泉能林町	三谷	三谷	土石流	H23.3.24

Table with columns for location (e.g., 11080, 11081), town name (e.g., 阿南市), disaster type (e.g., 土石流), and numerical values (e.g., 139, 140).

Table with columns for location (e.g., 11021, 21040), town name (e.g., 阿南市), disaster type (e.g., 土石流), and numerical values (e.g., 672, 673).

Table with columns for location (e.g., 加茂町, 阿南市), address details, and disaster status. Includes entries for various districts like 吉元谷, 大谷一号谷, and 菅元谷.

Table with columns for location (e.g., 阿南市, 梶原町), address details, and disaster status. Includes entries for various districts like 菅谷川, 大久保一号谷, and 大久保二号谷.

Table with columns: 危険箇所番号, 所在市, 町・村, 区域名称, 土砂災害の発生原因となる自然災害の種類, 警戒区域番号, 年月日, 特別警戒区域告示年月日, 番号. Contains data for various locations in Aomori Prefecture.

吉野川市指定箇所一覧表

<急傾斜地の崩壊>

Table with columns: 危険箇所番号, 所在市, 町・村, 字, 区域名称, 土砂災害の発生原因となる自然災害の種類, 警戒区域番号, 年月日, 特別警戒区域告示年月日, 番号. Contains data for various locations in Yoshino City.

<橋すべ>

Table with columns: 危険箇所番号, 所在市, 町・村, 字, 区域名称, 土砂災害の発生原因となる自然災害の種類, 警戒区域番号, 年月日, 特別警戒区域告示年月日, 番号. Contains data for bridge-related locations in Aomori Prefecture.

I-860	吉野川市	山川町	川田八幡、天王原	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-3975	吉野川市	山川町	丸山(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-3983	吉野川市	山川町	石堂、川東	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-3984	吉野川市	山川町	石堂	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4003	吉野川市	山川町	久奈	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4004	吉野川市	山川町	奥川田、久奈	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4005	吉野川市	山川町	久奈(3)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4006	吉野川市	山川町	井上	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4007	吉野川市	山川町	井上(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4008	吉野川市	山川町	井上(3)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4009	吉野川市	山川町	井上(4)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4010	吉野川市	山川町	井上(5)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4011	吉野川市	山川町	奥原	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4012	吉野川市	山川町	奥原(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4013	吉野川市	山川町	奥原(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-7777	吉野川市	山川町	奥原(3)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-121	吉野川市	山川町	大窪	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-122	吉野川市	山川町	津由谷	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-838	吉野川市	山川町	川田八幡	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-3963	吉野川市	山川町	忌部山、東麓	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-117	吉野川市	山川町	東麓	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-3965	吉野川市	山川町	東麓(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
I-839	吉野川市	山川町	東麓(3)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-3967	吉野川市	山川町	西麓、山路	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-3964	吉野川市	山川町	西麓、山路	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-119	吉野川市	山川町	西麓	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-120	吉野川市	山川町	西麓(3)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
I-848	吉野川市	山川町	坂田	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-3976	吉野川市	山川町	青木、境谷、古城	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-776	吉野川市	山川町	境谷	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-3977	吉野川市	山川町	迎坂	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-3978	吉野川市	山川町	迎坂	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-3979	吉野川市	山川町	迎坂	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-3980	吉野川市	山川町	迎坂	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-3981	吉野川市	山川町	迎坂	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-3982	吉野川市	山川町	迎坂	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-3983	吉野川市	山川町	迎坂	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-3984	吉野川市	山川町	迎坂	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-3985	吉野川市	山川町	迎坂	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-3986	吉野川市	山川町	迎坂	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-3987	吉野川市	山川町	迎坂	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-3988	吉野川市	山川町	迎坂	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-3989	吉野川市	山川町	迎坂	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-3990	吉野川市	山川町	迎坂	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-3991	吉野川市	山川町	迎坂	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
I-851	吉野川市	山川町	迎坂	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231
II-3997	吉野川市	山川町	境谷	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	231

I-852	吉野川市	山川町	境谷	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	672
I-861	吉野川市	山川町	片岸	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	672
II-4019	吉野川市	山川町	片岸	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	672
I-862	吉野川市	山川町	片岸(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	672
I-863	吉野川市	山川町	片岸、天正原、土橋、浦津、坂口、川田、王橋、瀬津	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	672
II-123	吉野川市	山川町	川田、坂口、瀬津	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	672
II-4030	吉野川市	山川町	平山、川田、瀬津	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	672
II-4031	吉野川市	山川町	瀬津、平山、坂口、川田	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	672
II-4022	吉野川市	山川町	平山	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	672
II-3980	吉野川市	山川町	加見	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	672
II-3981	吉野川市	山川町	加見	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	672
II-3982	吉野川市	山川町	横走	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	672
II-3982	吉野川市	山川町	馬見尾	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	672
II-4020	吉野川市	山川町	天神佐古	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	672
II-4021	吉野川市	山川町	天神佐古(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	672
II-4024	吉野川市	山川町	横走谷、塚穴	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	672
危険箇所番号なし	吉野川市	山川町	大窪	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	672
I-883	吉野川市	美郷	丸山、栗原	急傾斜地の崩壊	H18.11.10	1210	H23.3.24	170
I-886	吉野川市	美郷	張	急傾斜地の崩壊	H18.11.10	1210	H23.3.24	170
I-872	吉野川市	美郷	湯下	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-4107	吉野川市	美郷	湯下	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-4108	吉野川市	美郷	湯下	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-4109	吉野川市	美郷	湯下	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-4110	吉野川市	美郷	湯下	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-4106	吉野川市	美郷	湯下	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-879	吉野川市	美郷	別荘山字平	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-873	吉野川市	美郷	毛無字毛無	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-874	吉野川市	美郷	川俣字川俣	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-2037	吉野川市	美郷	川俣字川俣	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-2038	吉野川市	美郷	川俣字川俣	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-4133	吉野川市	美郷	川俣字川俣	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-868	吉野川市	美郷	栗ノ木字栗ノ木	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-869	吉野川市	美郷	栗ノ木字栗ノ木	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-881	吉野川市	美郷	張	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-882	吉野川市	美郷	張	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4146	吉野川市	美郷	栗田(12)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4161	吉野川市	美郷	張	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4162	吉野川市	美郷	張	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4163	吉野川市	美郷	張	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-4164	吉野川市	美郷	張	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-886	吉野川市	美郷	照尾、宮倉	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-887	吉野川市	美郷	照尾、古井	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733

II-4158	美郷	吉野川市	照尾	照尾(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4159	美郷	吉野川市	照尾	照尾(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4165	美郷	吉野川市	宮倉	宮倉(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4166	美郷	吉野川市	宮倉	宮倉(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-875	美郷	吉野川市	峠	峠(6)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-894	美郷	吉野川市	高野尾	高野尾西	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4072	美郷	吉野川市	峠	峠(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4073	美郷	吉野川市	峠	峠(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4115	美郷	吉野川市	土井ノ奥・峠	土井ノ奥(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4117	美郷	吉野川市	峠	峠(7)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4119	美郷	吉野川市	土井ノ奥・峠	土井ノ奥(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4120	美郷	吉野川市	土井ノ奥	土井ノ奥(6)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4122	美郷	吉野川市	土井ノ奥	土井ノ奥(8)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4123	美郷	吉野川市	土井ノ奥	土井ノ奥(9)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4124	美郷	吉野川市	土井ノ奥	土井ノ奥(10)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4125	美郷	吉野川市	扇石・峠	扇石(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4126	美郷	吉野川市	扇石	扇石(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4127	美郷	吉野川市	峠	峠(8)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4128	美郷	吉野川市	扇石・峠	扇石(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4129	美郷	吉野川市	扇石・峠	扇石(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4130	美郷	吉野川市	扇石	扇石(6)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4131	美郷	吉野川市	扇石	扇石(7)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4132	美郷	吉野川市	扇石・峠	扇石(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4194	美郷	吉野川市	高野尾	高野尾東	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-779	美郷	吉野川市	峠	峠(9)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-778	美郷	吉野川市	峠	峠(10)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-880	美郷	吉野川市	大神・下浦・平	下大神	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-884	美郷	吉野川市	古井	中古井	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-885	美郷	吉野川市	古井・宮倉	古井(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-888	美郷	吉野川市	古井・宮倉	井頭	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-889	美郷	吉野川市	田平	田平(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-890	美郷	吉野川市	下浦	美郷下浦(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-892	美郷	吉野川市	倉羅	倉羅(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4153	美郷	吉野川市	古井	勘藏(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4154	美郷	吉野川市	古井	勘藏(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4155	美郷	吉野川市	古井	古井(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4156	美郷	吉野川市	古井	古井(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4157	美郷	吉野川市	古井	古井(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4167	美郷	吉野川市	下浦	美郷下浦(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4168	美郷	吉野川市	下浦・大神・宮倉	美郷下浦(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4169	美郷	吉野川市	下浦	美郷下浦(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4170	美郷	吉野川市	大神	大神(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733

II-4171	美郷	吉野川市	下浦	美郷下浦(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4172	美郷	吉野川市	宮倉	宮倉(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4173	美郷	吉野川市	田平・宮倉	田平(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4174	美郷	吉野川市	宮倉	宮倉(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4175	美郷	吉野川市	宮倉	宮倉(6)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4176	美郷	吉野川市	田平	田平(6)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4177	美郷	吉野川市	田平	阪(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4178	美郷	吉野川市	田平・一野山	阪(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4179	美郷	吉野川市	倉羅	倉羅(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-824	美郷	吉野川市	西麻植字東禅寺	新田	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-3932	美郷	吉野川市	森羅	西浦谷(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-3933	美郷	吉野川市	森羅	六郎(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-3934	美郷	吉野川市	森羅	六郎(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-3935	美郷	吉野川市	森羅	六郎(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-3939	美郷	吉野川市	鯉尾	天禰(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-3945	美郷	吉野川市	西麻植字東禅寺	東禅寺(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-3946	美郷	吉野川市	山田字中須賀、西麻植字東禅寺	東禅寺(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-3947	美郷	吉野川市	福山地	福山地(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-3948	美郷	吉野川市	福山地	福山地(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
III-91	美郷	吉野川市	森羅	西ノ鼻・巻ノ坪	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
III-94	美郷	吉野川市	鯉尾	天禰(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
III-95	美郷	吉野川市	鯉尾	天禰(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
III-98	美郷	吉野川市	敷地	戸生(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
III-99	美郷	吉野川市	敷地	戸生(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
III-102	美郷	吉野川市	西麻植字堀ノ原	堀ノ原(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
III-103	美郷	吉野川市	西麻植字堀ノ原	堀ノ原(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
III-104	美郷	吉野川市	西麻植字堀ノ原	堀ノ原(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
III-105	美郷	吉野川市	敷地	大塚(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
危険箇所番号なし	美郷	吉野川市	敷地	山王(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
危険箇所番号なし	美郷	吉野川市	鯉尾	天禰(4)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
危険箇所番号なし	美郷	吉野川市	敷地、山田字平屋	敷地、山田字平屋(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4135	美郷	吉野川市	登後	登後(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4137	美郷	吉野川市	登後	登後(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4139	美郷	吉野川市	登後	登後(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-891	美郷	吉野川市	下郷戸	下郷戸(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-893	美郷	吉野川市	穴地	穴地(1)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4180	美郷	吉野川市	下浦	下浦(5)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4181	美郷	吉野川市	下郷戸	下郷戸(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4182	美郷	吉野川市	下郷戸	下郷戸(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4183	美郷	吉野川市	上戸峯	上戸峯	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-876	美郷	吉野川市	栗田、中防	栗田	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-877	美郷	吉野川市	栗田	栗田(2)	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733

I-878	美郷	吉野川市	宗田	宗田	宗田(3)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-895	美郷	吉野川市	品野	品野	品野(1)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4111	美郷	吉野川市	土用地	土用地	土用地(1)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4112	美郷	吉野川市	土用地	土用地	土用地(2)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4113	美郷	吉野川市	土用地	土用地	土用地(3)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4114	美郷	吉野川市	土用地	土用地	土用地(4)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4136	美郷	吉野川市	覚後	覚後	覚後(2)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4138	美郷	吉野川市	覚後	覚後	覚後(4)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4140	美郷	吉野川市	覚後	覚後	覚後(6)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4141	美郷	吉野川市	宗田、重野尾	宗田	宗田(13)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4142	美郷	吉野川市	重野尾	重野尾	重野尾(2)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4143	美郷	吉野川市	重野尾	重野尾	重野尾(3)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4144	美郷	吉野川市	宗田	宗田	宗田(5)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4145	美郷	吉野川市	宗田	宗田	宗田(11)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4147	美郷	吉野川市	宗田	宗田	宗田(4)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4146	美郷	吉野川市	宗田	宗田	宗田(6)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4148	美郷	吉野川市	宗田	宗田	宗田(7)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4150	美郷	吉野川市	宗田	宗田	宗田(8)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4151	美郷	吉野川市	宗田	宗田	宗田(9)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4152	美郷	吉野川市	宗田	宗田	宗田(10)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4160	美郷	吉野川市	平	平	平(2)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4184	美郷	吉野川市	湯殿、中筋	湯殿	湯殿(2)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4185	美郷	吉野川市	中筋	中筋	中筋(5)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4186	美郷	吉野川市	中筋	中筋	中筋(2)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4187	美郷	吉野川市	中筋	中筋	中筋(3)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4195	美郷	吉野川市	湯殿	湯殿	湯殿(1)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4196	美郷	吉野川市	品野	品野	品野(2)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4197	美郷	吉野川市	品野	品野	品野(3)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
危険箇所番号 なし	美郷	吉野川市	毛無	毛無	毛無(1)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
危険箇所番号 なし	美郷	吉野川市	土用地	土用地	土用地(5)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4076	美郷	吉野川市	古土、栗木、 河	古土、栗木、 河	鵜河(1)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4097	美郷	吉野川市	山王	山王	古土(3)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4104	美郷	吉野川市	山王	山王	山王(3)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4105	美郷	吉野川市	山王	山王	山王(4)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
危険箇所番号 なし	美郷	吉野川市	川俣	川俣	川俣西(2)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4042	美郷	吉野川市	大鹿	大鹿	大鹿(1)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4044	美郷	吉野川市	丸山	丸山	丸山(4)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4045	美郷	吉野川市	丸山	丸山	丸山(5)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4046	美郷	吉野川市	丸山	丸山	丸山(1)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4047	美郷	吉野川市	丸山、椿谷	丸山	丸山(2)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4046	美郷	吉野川市	丸山、大鹿	丸山	丸山(3)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4049	美郷	吉野川市	椿谷	椿谷	椿谷(1)	H30.11.19	732	H30.11.19	733

II-4050	美郷	吉野川市	椿谷	椿谷	椿谷(2)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4051	美郷	吉野川市	大野、丸山	大野	大野(1)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4052	美郷	吉野川市	大野、丸山	大野	大野(2)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4053	美郷	吉野川市	大野	大野	大野(3)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4054	美郷	吉野川市	大野	大野	大野(4)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4056	美郷	吉野川市	月野	月野	月野(3)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4057	美郷	吉野川市	月野	月野	月野(4)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4058	美郷	吉野川市	月野	月野	月野(5)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4059	美郷	吉野川市	月野	月野	月野(1)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4060	美郷	吉野川市	月野	月野	月野(2)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4061	美郷	吉野川市	中谷	中谷	中谷西(1)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4062	美郷	吉野川市	中谷	中谷	中谷西(2)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4063	美郷	吉野川市	中谷	中谷	中谷西(3)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4064	美郷	吉野川市	中谷	中谷	中谷西(4)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4065	美郷	吉野川市	中谷	中谷	中谷西(5)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4066	美郷	吉野川市	東山峠、鵜河	東山峠	中谷(1)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4067	美郷	吉野川市	中谷	中谷	中谷(2)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4068	美郷	吉野川市	中谷	中谷	中谷(3)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4069	美郷	吉野川市	中谷	中谷	中谷(4)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4070	美郷	吉野川市	中谷	中谷	中谷(5)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4074	美郷	吉野川市	東山峠	東山峠	峠(4)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4075	美郷	吉野川市	東山峠	東山峠	峠(5)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4077	美郷	吉野川市	鵜河	鵜河	鵜河(2)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4079	美郷	吉野川市	鵜河	鵜河	鵜河(4)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4081	美郷	吉野川市	鵜河	鵜河	鵜河(6)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4134	美郷	吉野川市	椿谷	椿谷	椿谷(1)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-867	美郷	吉野川市	栗丸	栗丸	栗丸(1)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-870	美郷	吉野川市	古土地	古土地	古土地(1)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
I-871	美郷	吉野川市	重美子	重美子	重美子(1)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4083	美郷	吉野川市	上谷	上谷	上谷(5)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4084	美郷	吉野川市	上谷	上谷	上谷(6)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4085	美郷	吉野川市	上谷	上谷	上谷(7)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4086	美郷	吉野川市	上谷	上谷	上谷(1)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4087	美郷	吉野川市	上谷	上谷	上谷(2)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4088	美郷	吉野川市	上谷	上谷	上谷(3)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4090	美郷	吉野川市	栗木	栗木	栗木(4)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4091	美郷	吉野川市	上谷、栗木	上谷	栗木(5)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4092	美郷	吉野川市	栗木	栗木	栗木(2)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4094	美郷	吉野川市	栗丸	栗丸	栗丸(2)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4095	美郷	吉野川市	栗丸	栗丸	栗丸(3)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4096	美郷	吉野川市	重美子	重美子	重美子(4)	H30.11.19	732	H30.11.19	733
II-4099	美郷	吉野川市	湯下、重美子	湯下	重美子(2)	H30.11.19	732	H30.11.19	733

阿波市指定箇所一覧表

<急傾斜地の崩壊>

危険箇所番号 箇所番号	所在地		区域名称	土砂災害の発生 因となる自然現象の種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	市	町・村・字			年月日	番号	年月日	番号
I-763	阿波市	土成町	宮川内字平間	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-768	阿波市	土成町	宮川内字平間	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-794	阿波市	土成町	宮川内字見坂	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-769	阿波市	土成町	宮川内字相坂	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-770	阿波市	土成町	宮川内字相坂	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-771	阿波市	土成町	宮川内字相坂	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-772	阿波市	土成町	宮川内字相坂	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-774	阿波市	土成町	成当	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-775	阿波市	土成町	大場(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-775	阿波市	土成町	奥の宮(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-775	阿波市	土成町	金地(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-775	阿波市	土成町	金地(3)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-775	阿波市	土成町	金地(4)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-775	阿波市	土成町	金地(5)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-775	阿波市	土成町	水田字指谷	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-775	阿波市	土成町	水田字指谷	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-803	阿波市	市場町	上喜志字蛸子	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-821	阿波市	市場町	上喜志字蛸子	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-822	阿波市	市場町	上喜志字蛸子	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-804	阿波市	市場町	大喜字大北	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-805	阿波市	市場町	大喜字大北	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-761	阿波市	市場町	大喜字大北	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-823	阿波市	市場町	大喜字大北	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-756	阿波市	市場町	大喜字大北	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-758	阿波市	市場町	大喜字大北	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-806	阿波市	市場町	大喜字白水	急傾斜地の崩壊	H27.3.18	697	H27.3.18	—
I-762	阿波市	市場町	大喜字白水	急傾斜地の崩壊	H27.3.18	697	H27.3.18	698
I-824	阿波市	市場町	大喜字白水	急傾斜地の崩壊	H27.3.18	697	H27.3.18	698
I-825	阿波市	市場町	大喜字大北	急傾斜地の崩壊	H27.3.18	697	H27.3.18	698
I-826	阿波市	市場町	大喜字大北	急傾斜地の崩壊	H27.3.18	697	H27.3.18	698
I-827	阿波市	市場町	大喜字大北	急傾斜地の崩壊	H27.3.18	697	H27.3.18	698
I-760	阿波市	市場町	大喜字大北	急傾斜地の崩壊	H27.3.18	697	H27.3.18	698
I-807	阿波市	市場町	大喜字大北	急傾斜地の崩壊	H27.3.18	697	H27.3.18	698
I-831	阿波市	市場町	大喜字小月 日開字岩野	急傾斜地の崩壊	H27.3.18	697	H27.3.18	698
I-830	阿波市	市場町	大喜字小月	急傾斜地の崩壊	H27.3.18	697	H27.3.18	698
I-837	阿波市	市場町	大喜字大北	急傾斜地の崩壊	H27.3.18	697	H27.3.18	698
I-802	阿波市	市場町	日開字岩野	急傾斜地の崩壊	H27.3.18	697	H27.3.18	698
I-815	阿波市	市場町	日開字岩野	急傾斜地の崩壊	H27.3.18	697	H27.3.18	698
I-811	阿波市	市場町	日開字川北	急傾斜地の崩壊	H27.3.18	697	H27.3.18	698
I-817	阿波市	市場町	日開字平間	急傾斜地の崩壊	H27.3.18	697	H27.3.18	698

III-57	阿波市	市場町	日開字野田原	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
III-58	阿波市	市場町	日開字野田原	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
III-60	阿波市	市場町	日開字野田原	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
III-63	阿波市	市場町	上喜志字蛸子、 字北谷	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	698
I-798	阿波市	市場町	日開字為後	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-799	阿波市	市場町	日開字川又	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-800	阿波市	市場町	日開字川北	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-3812	阿波市	市場町	日開字川北	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-3813	阿波市	市場町	日開字川北	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-7759	阿波市	市場町	日開字川北	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-801	阿波市	市場町	日開字野田原	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-2031	阿波市	市場町	日開字野田原	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	—
II-3798	阿波市	市場町	日開字野田原	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-3795	阿波市	市場町	日開字野田原	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-3797	阿波市	市場町	日開字野田原	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-3816	阿波市	市場町	日開字野田原	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-3843	阿波市	市場町	日開字野田原	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
III-52	阿波市	市場町	切瀬字古田	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	H25.11.8	680
I-808	阿波市	市場町	大影字境目	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-809	阿波市	市場町	大影字平間	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-810	阿波市	市場町	大影字相栗	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-3838	阿波市	市場町	大影字相栗	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-3844	阿波市	市場町	大影字平間	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-3845	阿波市	市場町	大影字平間	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
II-7765	阿波市	市場町	大影字平間	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-796	阿波市	市場町	尾開字日吉	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-2030	阿波市	市場町	尾開字日吉	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-3791	阿波市	市場町	切瀬字觀音	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-3792	阿波市	市場町	尾開字日吉	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-3793	阿波市	市場町	尾開字日吉	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-3794	阿波市	市場町	尾開字日吉	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-814	阿波市	阿波町	萩/岡	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-815	阿波市	阿波町	善地	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-816	阿波市	阿波町	萩/岡	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-817	阿波市	阿波町	萩/岡	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-818	阿波市	阿波町	赤坂	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-3801	阿波市	阿波町	萩/岡	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-3802	阿波市	阿波町	萩/岡	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-3803	阿波市	阿波町	萩/岡	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-3804	阿波市	阿波町	赤坂	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-3805	阿波市	阿波町	日吉谷	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-3810	阿波市	阿波町	東長峰	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-7769	阿波市	阿波町	萩/岡	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203

II-3842	阿波市	市場町	日開字川原芝	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3841	阿波市	市場町	日開字川原芝	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3848	阿波市	市場町	大影字圓行	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3849	阿波市	市場町	大影字圓行	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3850	阿波市	市場町	大影字圓行	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3851	阿波市	市場町	大影字圓行	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3852	阿波市	市場町	大影字圓行	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3818	阿波市	市場町	日開字川原芝	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-51	阿波市	市場町	切幡字吉田、宇北山	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3907	阿波市	阿波町	西谷、中長峰	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3908	阿波市	阿波町	西谷、中長峰	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3911	阿波市	阿波町	中長峰	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3912	阿波市	阿波町	中長峰	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3913	阿波市	阿波町	中長峰	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3914	阿波市	阿波町	中長峰	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3915	阿波市	阿波町	西長峰、榎	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3916	阿波市	阿波町	西長峰、榎	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7770	阿波市	阿波町	東長峰	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
III-79	阿波市	阿波町	西長峰	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
III-80	阿波市	阿波町	中長峰	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3819	阿波市	市場町	日開字川原芝	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3820	阿波市	市場町	日開字川原芝	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
III-50	阿波市	市場町	切幡字観音	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
III-53	阿波市	市場町	尾開字日吉	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
III-54	阿波市	市場町	尾開字日吉	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
III-55	阿波市	市場町	尾開字日吉、宇宮	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
III-56	阿波市	市場町	切幡字吉田、宇北山	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3906	阿波市	阿波町	北西谷、中長峰、東長峰、南西谷、馬場、日吉	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3909	阿波市	阿波町	中長峰	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
III-75	阿波市	阿波町	萩/西、平崎寺、北正丘	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
III-77	阿波市	阿波町	萩/西	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
III-76	阿波市	阿波町	萩/西、赤坂	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
III-78	阿波市	阿波町	赤坂	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
危険箇所番号なし	阿波市	阿波町	萩/西、王土川、五明、赤坂	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
危険箇所番号なし	阿波市	阿波町	赤坂、萩/西	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
危険箇所番号なし	阿波市	阿波町	北山	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
危険箇所番号なし	阿波市	阿波町	棚ノ窟	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
危険箇所番号なし	阿波市	阿波町	棚ノ窟	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-795	阿波市	土成町	吉田字田の段の一段/川一の坂	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-2029	阿波市	土成町	土成字新田錦川	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3764	阿波市	土成町	吉田字田の段の二面/山	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597

II-3773	阿波市	土成町	土成字錦川北原	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3776	阿波市	土成町	浦池	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3777	阿波市	土成町	浦池	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3778	阿波市	土成町	浦池	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3779	阿波市	土成町	浦池	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3780	阿波市	土成町	浦池	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3781	阿波市	土成町	浦池	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3785	阿波市	土成町	浦池	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3786	阿波市	土成町	浦池	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3787	阿波市	土成町	浦池	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3788	阿波市	土成町	浦池	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-7753	阿波市	土成町	土成字錦川/山ノ本	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-41	阿波市	土成町	吉田字田の段のハノマタ(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-42	阿波市	土成町	土成字錦川/山ノ本	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-43	阿波市	土成町	土成字山ノ本/榎川殿池	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-44	阿波市	土成町	浦池	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-45	阿波市	土成町	成当	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-46	阿波市	土成町	浦池	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-47	阿波市	土成町	浦池	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-48	阿波市	土成町	水田字日吉成当	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-49	阿波市	土成町	秋月字明月	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-791	阿波市	土成町	高尾字山王子	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-792	阿波市	土成町	高尾字佐古	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3762	阿波市	土成町	宮川内字下山日/宮ノ下	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3763	阿波市	土成町	宮川内字下山日/高尾字山王子	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3765	阿波市	土成町	宮川内字宮ノ下	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3766	阿波市	土成町	宮川内字宮ノ下/西谷・上山田	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-30	阿波市	土成町	高尾字法教田	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-31	阿波市	土成町	高尾字法教田	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-32	阿波市	土成町	高尾字法教田、西谷	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-33	阿波市	土成町	高尾字山王子	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-35	阿波市	土成町	高尾字佐古	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-36	阿波市	土成町	高尾字向山、西谷、宮川内字上山田	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-37	阿波市	土成町	高尾字向山・休場・けやき原、宮川内字下山田	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-38	阿波市	土成町	宮川内字下山田	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-39	阿波市	土成町	宮川内字大畑、西谷・落久保	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-40	阿波市	土成町	宮川内字見坂	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3464	阿波市	阿波町	西赤谷、西長峰、榎	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597

＜土石流＞

危険箇所番号 所在地 区域名称 土砂災害の防止に関する法律

美馬市指定箇所一覧表

Table with columns: 危険箇所番号, 所在地, 区域名称, 土砂災害の発生源と自然現象発生箇所, 警戒区域番号, 年月日, 番号, 特別警戒区域告示, 年月日, 番号. Rows list specific locations like 曹江名, 曹江名(1), etc., with their respective hazard codes and dates.

Table with columns: 危険箇所番号, 所在地, 区域名称, 土砂災害の発生源と自然現象発生箇所, 警戒区域番号, 年月日, 番号, 特別警戒区域告示, 年月日, 番号. Rows list specific locations like 曹江名, 曹江名(1), etc., with their respective hazard codes and dates.

Table with columns for Item No., City/Town/Village, Designation, Date, and Remarks. It lists various disaster prevention zones across different municipalities in Japan.

Table with columns for Item No., City/Town/Village, Designation, Date, and Remarks. This is a continuation of the disaster prevention zone listings from the previous page.

Table with columns for disaster type (e.g., 急傾斜地の崩壊), location (e.g., 美馬市), and specific details like coordinates and dates. The table lists various disaster zones across different municipalities in the region.

Table with columns for disaster type (e.g., 急傾斜地の崩壊), location (e.g., 美馬市), and specific details like coordinates and dates. This table continues the list of disaster zones from the previous page.

Table with columns: 危険箇所番号, 美馬市, 美馬町, 町内, 深谷, 土石流, H20.12.11, 730, H20.12.11, 731. Lists various disaster points and their details.

Table with columns: 危険箇所番号, 所在市町村, 区域名称, 土砂災害の発生因となる自然現象の種類, 警報区域番号, 年月日, 特別警戒区域告示年月日, 告示番号. Lists disaster points with detailed classification and reporting information.

<土石流>

4-9 土砂災害警戒区域等の指定状況

I-20	三好市	三野町	木刀野	原	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-55	三好市	三野町	木刀野	小木刀野	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-54	三好市	三野町	木刀野	不動	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-21	三好市	三野町	芝生	芝生	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-5	三好市	三野町	芝生	芝生	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-59	三好市	三野町	清水	山田	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-60	三好市	三野町	清水	崎	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-61	三好市	三野町	清水	出地	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-9	三好市	三野町	木刀野/山川	川又西	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-24	三好市	三野町	木刀野/山川	川又(2)	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-25	三好市	三野町	木刀野/山川	川又(3)	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-29	三好市	三野町	木刀野/山川	川又(4)	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-30	三好市	三野町	木刀野/山川	川又(5)	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-31	三好市	三野町	木刀野/山川	川又(6)	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-32	三好市	三野町	木刀野/山川	川又(7)	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-28	三好市	三野町	木刀野/山松尾	松尾	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-7	三好市	三野町	木刀野/山	花園(2)	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-2	三好市	三野町	木刀野/山	花園	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-13	三好市	三野町	木刀野/山	生賀(1)	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-7	三好市	三野町	木刀野/山	生賀(3)	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-5	三好市	三野町	木刀野/山	粟林下	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-79	三好市	池田町	白地/ロウチ	上野呂内(1)	H19.7.6	602	H21.3.2	134
I-143	三好市	池田町	白地/ロウチ	上野呂内(2)	H19.7.6	602	H21.3.2	134
I-183	三好市	池田町	白地/ロウチ	上野呂内(8)	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-184	三好市	池田町	白地/ロウチ	上野呂内(9)	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-185	三好市	池田町	白地/ロウチ	上野呂内(10)	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-186	三好市	池田町	白地/ロウチ	上野呂内(11)	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-187	三好市	池田町	白地/ロウチ	上野呂内(12)	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-188	三好市	池田町	白地/ロウチ	上野呂内(13)	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-189	三好市	池田町	白地/ロウチ	上野呂内(14)	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-200	三好市	池田町	白地/ロウチ	上野呂内(15)	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-201	三好市	池田町	白地/ロウチ	上野呂内(16)	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-89	三好市	池田町	白地(本名)	白地(1の1)	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-91	三好市	池田町	白地(本名)	白地(1の2)	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-90	三好市	池田町	白地(本名)	白地(1)	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-92	三好市	池田町	白地(本名)	白地(2)	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-145	三好市	池田町	白地(本名)	本名(1)	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-146	三好市	池田町	白地(本名)	本名(2)	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-147	三好市	池田町	白地(本名)	本名(3)	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-213	三好市	池田町	白地(本名)	本名(4)	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-214	三好市	池田町	白地(本名)	本名(5)	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-215	三好市	池田町	白地(本名)	本名(6)	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-102	三好市	池田町	湊川越替	越替	H18.7.4	780	H22.3.19	140

4-9 土砂災害警戒区域等の指定状況

I-130	三好市	池田町	西山岸ノ上ノ雪ノ西	下野呂内(1)	H19.7.6	602	H21.3.2	134
I-99	三好市	池田町	中西ナシノキ	三圃	H21.8.21	520	H21.8.21	524
I-159	三好市	池田町	中西イバ	イバ(1)	H18.7.4	780	H22.3.19	140
I-334	三好市	池田町	中西コノ	コノ	H21.8.21	520	H21.8.21	524
I-96	三好市	池田町	中西ナガタ、フナ	中西(1)	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-97	三好市	池田町	中西ノ上、ヤコ	中西(2)	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-98	三好市	池田町	中西フロウズ	中西(3)	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-327	三好市	池田町	中西丸島	丸島	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-77	三好市	池田町	佐野金氏、西三平屋	佐野金氏(1)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-78	三好市	池田町	佐野金氏、西ノ西	佐野金氏(2)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-406	三好市	池田町	佐野大赤谷、橋ノ西	西ノ向(1)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-407	三好市	池田町	佐野ノ向	西ノ向(2)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-408	三好市	池田町	佐野夫婦岩	稲田	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-409	三好市	池田町	佐野影	夫婦岩	H20.3.4	117	H20.3.4	117
I-425	三好市	池田町	佐野葛樋口	大赤谷(1)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-426	三好市	池田町	佐野大赤谷	大赤谷(2)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-80	三好市	池田町	シマ	シマ(1)	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-83	三好市	池田町	マチ	マチ	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-84	三好市	池田町	マチ	マチ(2)	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-129	三好市	池田町	白地	馬場車	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-131	三好市	池田町	シマ	阿波池田	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-246	三好市	池田町	州津	井願(2)	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-62	三好市	池田町	州津	州津井願	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-136	三好市	池田町	ヤマダ、ハヤシ	ヤマダ(1)	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-138	三好市	池田町	ヤマダ	トウリン	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-157	三好市	池田町	マチ、サラダ	サラダ	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-81	三好市	池田町	ハヤシ、サラダ、シマ、シマ	シマ	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-82	三好市	池田町	マチ、シマ	シマ(2)	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-158	三好市	池田町	マチ、シマ、ウエ	東町	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-137	三好市	池田町	ヤマダ	ヤマダ(2)	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-160	三好市	池田町	ヤマダ、トウガ	クヤウジ	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-74	三好市	池田町	馬路	馬路(1)	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-73	三好市	池田町	馬路	馬路(2)	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-155	三好市	池田町	馬路(堀尾)	堀尾	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-122	三好市	池田町	松尾下尾後	下尾後	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-108	三好市	池田町	大利堀岡	大利(1)	H20.3.4	117	H20.3.4	117
I-107	三好市	池田町	大利為成、込、堀	大利(2)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-106	三好市	池田町	大利青石、込	大利(3)	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-109	三好市	池田町	大利堀岡	大利(5)	H20.3.4	117	H20.3.4	117
I-119	三好市	池田町	大利大東	出合(3)	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-120	三好市	池田町	大利大東	石内上	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-121	三好市	池田町	大利大東	石内下	H24.1.12	18	H24.1.12	19

I-123	三好市	池田町	大上上尾後	上尾後(1)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-478	三好市	池田町	大上上尾後	上尾後(2)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-479	三好市	池田町	大上上尾後	上尾後(3)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-480	三好市	池田町	大上上尾後	上尾後(4)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-75	三好市	池田町	馬路堂五	峰岡	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-315	三好市	池田町	馬路龍登	龍登	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-316	三好市	池田町	馬路椋淵	椋淵(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-317	三好市	池田町	馬路椋淵	椋淵(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-318	三好市	池田町	馬路竹ノ内	竹ノ内	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-156	三好市	池田町	馬路堂ノ久保	堂ノ久保	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-321	三好市	池田町	馬路西之坊	西之坊	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-128	三好市	池田町	馬路安長	馬路(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-88	三好市	池田町	馬路堂面	堂面(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-305	三好市	池田町	馬路堂面	堂面(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-306	三好市	池田町	馬路堂面	堂面(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-307	三好市	池田町	馬路堂面	堂面(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-308	三好市	池田町	馬路堂面	堂面(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-324	三好市	池田町	馬路水之久保	水之久保	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-72	三好市	池田町	馬路芭蕉	芭蕉	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-309	三好市	池田町	馬路烏帽子尾	烏帽子尾(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-310	三好市	池田町	馬路烏帽子尾	烏帽子尾(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-311	三好市	池田町	馬路鶴ノ前	鶴ノ前	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-312	三好市	池田町	馬路織持	織持(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-313	三好市	池田町	馬路織持	織持(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-314	三好市	池田町	馬路織持	織持(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-110	三好市	池田町	川崎中内、西佐古、かさまつ平、大津、浦安谷、大津、浦安	込(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-111	三好市	池田町	川崎重兼	込(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-115	三好市	池田町	川崎補ノ佐古、五谷歩、釜戸瀬	込(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-112	三好市	池田町	川崎西佐古、新井、丸内名、上、重兼、土橋、角見	重兼(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-113	三好市	池田町	川崎杉ノ下、勢、石ノ京、木ノ岡、田、大木	重兼(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-503	三好市	池田町	川崎舟守	重兼(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-504	三好市	池田町	川崎舟守	重兼(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-502	三好市	池田町	川崎瀬ノ上	瀬ノ上	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-506	三好市	池田町	川崎西佐古、瀬戸田、かさまつ丸山	丸山	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-114	三好市	池田町	川崎西打、土橋、かみさしの尾、西ノヤン、梅ノ佐古、預り	川崎空	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-189	三好市	池田町	川崎石ノ京、木ノ大、唐谷	唐谷	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-507	三好市	池田町	川崎杉ノ下、上尾	杉ノ下	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-508	三好市	池田町	川崎石ノ京、高みだふ	石ノ京	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-521	三好市	池田町	川崎平谷、大久保、七ノ内、丸山	平谷	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132

I-133	三好市	池田町	川崎あみさしの尾、寺ノ上、波ノ山、宮ノ前、波合	寺ノ上	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-505	三好市	池田町	川崎上ノ山、浪	上ノ山	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-509	三好市	池田町	川崎山員	山員(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-510	三好市	池田町	川崎山員	山員(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-511	三好市	池田町	川崎山員	山員(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-516	三好市	池田町	川崎千足	千足(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-517	三好市	池田町	川崎千足	千足(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-518	三好市	池田町	川崎千足	千足(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-473	三好市	池田町	大利京田、松尾大平	京田(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-474	三好市	池田町	大利京田	京田(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-116	三好市	池田町	松尾大申	大申(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-124	三好市	池田町	松尾松本	本名下(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-125	三好市	池田町	松尾黒川	本名下(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-166	三好市	池田町	松尾松本	松本(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-466	三好市	池田町	松尾松本	松本(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-467	三好市	池田町	松尾松本	松本(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-488	三好市	池田町	松尾松本	松本(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-469	三好市	池田町	松尾松本	松本(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-461	三好市	池田町	松尾松本	松本(7)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-172	三好市	山崎町	下川	下川中・下川下	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	H20.9.16	542
I-228	三好市	山崎町	西宇	大津(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-832	三好市	山崎町	西宇	大津(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-834	三好市	山崎町	西宇	大津(3)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-227	三好市	山崎町	西宇	上西宇(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-231	三好市	山崎町	西宇	長瀬(1)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-837	三好市	山崎町	西宇	長瀬(2)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-229	三好市	山崎町	西宇(藤川)	水無下(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-230	三好市	山崎町	西宇(水無)	水無(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-232	三好市	山崎町	上名	津屋(1)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-233	三好市	山崎町	上名	津屋(2)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-235	三好市	山崎町	上名	平(1)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-2017	三好市	山崎町	上名	平(2)	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	H21.8.21	524
I-237	三好市	山崎町	上名	平上(2)	急傾斜地の崩壊	H18.7.4	780	H24.1.12	19
I-238	三好市	山崎町	上名	平上(3)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-782	三好市	山崎町	上名	平上(7)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-783	三好市	山崎町	上名	平上(8)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-784	三好市	山崎町	上名	平上(9)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-781	三好市	山崎町	上名	平上(16)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731

I-259	三好市	山崎町	上名	シマノオ(1)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-800	三好市	山崎町	上名	シマノオ(2)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-239	三好市	山崎町	上名(赤野)	赤野谷	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-260	三好市	山崎町	上名(赤野)	赤野(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-806	三好市	山崎町	上名(赤野)	赤野(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-234	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-801	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-802	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(3)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-803	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(4)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-804	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(5)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-765	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(6)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-767	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(7)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-768	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(8)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-242	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-243	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-807	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(3)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-808	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(4)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-809	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(5)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-810	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(6)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-811	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(7)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-788	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(8)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-789	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(9)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-771	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(10)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-772	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(11)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-774	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(12)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-247	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(13)	急傾斜地の崩壊	H23.3.19	139	H23.3.19	140
I-247	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(14)	急傾斜地の崩壊	H23.3.19	139	H23.3.19	140
I-246	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(15)	急傾斜地の崩壊	H23.3.19	139	H23.3.19	140
I-245	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(16)	急傾斜地の崩壊	H23.3.19	139	H23.3.19	140
I-882	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(17)	急傾斜地の崩壊	H23.3.19	139	H23.3.19	140
I-883	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(18)	急傾斜地の崩壊	H23.3.19	139	H23.3.19	140
I-884	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(19)	急傾斜地の崩壊	H23.3.19	139	H23.3.19	140
I-249	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(20)	急傾斜地の崩壊	H23.3.19	139	H23.3.19	140
I-855	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(21)	急傾斜地の崩壊	H23.3.19	139	H23.3.19	140
I-857	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(22)	急傾斜地の崩壊	H23.3.19	139	H23.3.19	140
I-858	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(23)	急傾斜地の崩壊	H23.3.19	139	H23.3.19	140
I-859	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(24)	急傾斜地の崩壊	H23.3.19	139	H23.3.19	140
I-248	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(25)	急傾斜地の崩壊	H23.3.19	139	H23.3.19	140
I-251	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(26)	急傾斜地の崩壊	H23.3.19	139	H23.3.19	140
I-889	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(27)	急傾斜地の崩壊	H23.3.19	139	H23.3.19	140
I-206	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(28)	急傾斜地の崩壊	H23.3.19	139	H23.3.19	140
I-207	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(29)	急傾斜地の崩壊	H23.3.19	139	H23.3.19	140
I-254	三好市	山崎町	上名(上名影)	上名影(30)	急傾斜地の崩壊	H23.3.19	139	H23.3.19	140

I-255	三好市	山崎町	大川特	大川特(3)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-720	三好市	山崎町	大川特	大川特(5)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-721	三好市	山崎町	大川特	大川特(6)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-722	三好市	山崎町	大川特	大川特(7)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-723	三好市	山崎町	大川特	大川特(8)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-177	三好市	山崎町	政友	政友下(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-188	三好市	山崎町	大野	大野(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-189	三好市	山崎町	大野	大野(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-660	三好市	山崎町	大野	大野(7)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-716	三好市	山崎町	来真	来真(1)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-205	三好市	山崎町	来真	来真(2)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-718	三好市	山崎町	来真	来真(3)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-209	三好市	山崎町	来真	来真(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-203	三好市	山崎町	都谷	都谷(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-208	三好市	山崎町	引地	引地(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-204	三好市	山崎町	引地	引地(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-256	三好市	山崎町	引地	引地(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-715	三好市	山崎町	引地	引地(4)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-717	三好市	山崎町	引地	引地(5)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-272	三好市	井川町	片山・辻	新町(1)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-944	三好市	井川町	片山・辻	新町(2)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-945	三好市	井川町	片山・辻	新町(3)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-949	三好市	井川町	片山	片山(2)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-275	三好市	井川町	向原/井内(流)	流堂	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-278	三好市	井川町	井内(流堂)	流堂上	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-282	三好市	井川町	井内(中津・音木)	中津	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-288	三好市	井川町	井内(中津・音木)	音木(1)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-1049	三好市	井川町	井内(音木)	音木(3)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-1050	三好市	井川町	井内(音木)	音木(4)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-1051	三好市	井川町	井内(音木)	音木(4)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-943	三好市	井川町	野津後	野津後西	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-946	三好市	井川町	大佐古	大佐古(1)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-947	三好市	井川町	大佐古・岩風呂	大佐古(2)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-273	三好市	井川町	大佐古・片山・才長谷	片山(1)	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	H20.9.16	542
I-270	三好市	井川町	野津後・西野前	西野前	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-269	三好市	井川町	女法寺	女法寺	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-271	三好市	井川町	井内	井内	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-274	三好市	井川町	坂町	坂町	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-307	三好市	井川町	井内(麓山)	麓山	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-948	三好市	井川町	田中	田中	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-265	三好市	井川町	西井川相知台	相知台	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-267	三好市	井川町	西井川尾屋	尾屋(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-268	三好市	井川町	西井川尾屋	尾屋(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203

4-9 土砂災害警戒区域等の指定状況

I-310	三好市	井川町	井内東馬場	馬場(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-311	三好市	井川町	井内西坊	坊(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-312	三好市	井川町	井内東馬場	馬場(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-319	三好市	井川町	井内西坊	坊(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-954	三好市	井川町	西井川底尾	泉尾(3)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-956	三好市	井川町	西井川底尾	泉尾(5)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-985	三好市	井川町	井内東向	向(5)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-986	三好市	井川町	井内東馬場	馬場(3)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-987	三好市	井川町	井内東馬場	馬場(4)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-1052	三好市	井川町	井内西井内中津	井内中津(3)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-314	三好市	井川町	井内西	三麗尾西(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-317	三好市	井川町	井内西	杉ノ木(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-318	三好市	井川町	井内西	杉ノ木(3)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-1023	三好市	井川町	井内西	三麗尾(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-367	三好市	東祖谷	落合	落合南奥	急傾斜地の崩壊	H20.3.4	117	H20.3.4	117
I-2019	三好市	東祖谷	落合	久保西(2)	急傾斜地の崩壊	H20.3.4	117	H20.3.4	117
II-1309	三好市	東祖谷	東祖谷	久保西(3)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-380	三好市	東祖谷	京上	京上	急傾斜地の崩壊	H20.3.4	117	H20.3.4	117
I-389	三好市	東祖谷	和田	和田上	急傾斜地の崩壊	H18.11.10	1210	H21.5.20	311
I-391	三好市	東祖谷	和田	和田下	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-390	三好市	東祖谷	和田	和田中	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-1276	三好市	東祖谷	和田	和田(1)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-1277	三好市	東祖谷	和田	和田(2)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-1278	三好市	東祖谷	和田	和田(3)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-1279	三好市	東祖谷	和田	和田(4)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-1280	三好市	東祖谷	和田	和田(5)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-1281	三好市	東祖谷	和田	和田(6)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-1282	三好市	東祖谷	和田	和田(7)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-1283	三好市	東祖谷	和田	和田(8)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-2018	三好市	東祖谷	菅生(各町)	二重かず5橋	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-352	三好市	東祖谷	菅生(各町)	名頃	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-411	三好市	東祖谷	菅生(各町)	名頃(2)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-412	三好市	東祖谷	菅生(各町)	名頃(3)	急傾斜地の崩壊	H18.11.10	1210	H20.12.11	731
II-1428	三好市	東祖谷	菅生(各町)	名頃(4)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-1429	三好市	東祖谷	菅生(各町)	名頃(5)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-1430	三好市	東祖谷	菅生(各町)	名頃(6)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-353	三好市	東祖谷	菅生	菅生奥	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-1406	三好市	東祖谷	菅生	菅生奥(2)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-1407	三好市	東祖谷	菅生	菅生奥(3)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-1408	三好市	東祖谷	菅生	菅生奥(4)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-1409	三好市	東祖谷	菅生	菅生奥(5)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-1410	三好市	東祖谷	菅生	菅生奥(6)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-1411	三好市	東祖谷	菅生	菅生奥(7)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731

4-9 土砂災害警戒区域等の指定状況

I-354	三好市	東祖谷	菅生(白浦)	菅生日浦	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1415	三好市	東祖谷	菅生(白浦)	菅生日浦(2)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-356	三好市	東祖谷	菅生(白浦)	菅生日浦(3)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1416	三好市	東祖谷	菅生(白浦)	菅生日浦(4)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1417	三好市	東祖谷	菅生(白浦)	菅生日浦(5)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1419	三好市	東祖谷	菅生(白浦)	菅生日浦(6)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-355	三好市	東祖谷	菅生(白浦)	菅生日浦(8)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-410	三好市	東祖谷	菅生(白浦)	菅生日浦下(1)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-1412	三好市	東祖谷	菅生(白浦)	菅生日浦下(2)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-1413	三好市	東祖谷	菅生(白浦)	菅生日浦下(3)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-1414	三好市	東祖谷	菅生(白浦)	菅生日浦下(4)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-1418	三好市	東祖谷	菅生(白浦)	菅生日浦下(5)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-357	三好市	東祖谷	菅生(菅生奥)	菅生奥	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1424	三好市	東祖谷	菅生(菅生奥)	菅生奥(2)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-1425	三好市	東祖谷	菅生(菅生奥)	菅生奥(3)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-1426	三好市	東祖谷	菅生(菅生奥)	菅生奥(4)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-1427	三好市	東祖谷	菅生(菅生奥)	菅生奥(5)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-1420	三好市	東祖谷	菅生(菅生奥)	菅生奥(6)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-1421	三好市	東祖谷	菅生(菅生奥)	露谷	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1422	三好市	東祖谷	菅生(菅生奥)	菅生奥(8)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-371	三好市	東祖谷	下瀬	下瀬(2)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-384	三好市	東祖谷	新居屋	新居屋(1)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1346	三好市	東祖谷	新居屋	新居屋(2)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-1347	三好市	東祖谷	新居屋	新居屋(3)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-1348	三好市	東祖谷	新居屋	新居屋(4)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-1349	三好市	東祖谷	新居屋	新居屋(5)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1350	三好市	東祖谷	新居屋	新居屋(6)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1405	三好市	東祖谷	古味	古味(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-1301	三好市	東祖谷	九鬼	九鬼(1)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-1302	三好市	東祖谷	九鬼	九鬼(2)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
I-379	三好市	東祖谷	京上	京上(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	230
I-377	三好市	東祖谷	京上	京上(3)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	230
I-378	三好市	東祖谷	京上	京上(4)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	230
II-1283	三好市	東祖谷	京上	京上(6)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	230
II-1284	三好市	東祖谷	京上	京上(7)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	230
I-381	三好市	東祖谷	大枝	大枝(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	230
I-400	三好市	東祖谷	大枝	大枝(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	230
II-1284	三好市	東祖谷	大枝	大枝下(3)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	230
II-1285	三好市	東祖谷	大枝	大枝(4)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	230
II-1286	三好市	東祖谷	大枝	大枝(5)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	230
II-1287	三好市	東祖谷	大枝	大枝(6)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	230
II-1288	三好市	東祖谷	大枝	大枝(7)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	230
II-1289	三好市	東祖谷	大枝	大枝(8)	急傾斜地の崩壊	H26.3.31	230	H26.3.31	230

II-297	三好市	池田町	西山崎/久保	峰/久保(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-301	三好市	池田町	西山浜西	峰/久保(5)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-303	三好市	池田町	西山中園・流畑	中園(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-103	三好市	池田町	漆川シモヤンキ	藪谷	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-364	三好市	池田町	漆川小川	小林(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-365	三好市	池田町	漆川小川	小林(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-366	三好市	池田町	漆川小川	小林(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-367	三好市	池田町	漆川小川	小林(5)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-378	三好市	池田町	漆川カケウス	柳野	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-379	三好市	池田町	漆川カケウス	天王	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-380	三好市	池田町	漆川カケ	カゲ(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-381	三好市	池田町	漆川カケ	カゲ(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-382	三好市	池田町	漆川カケ	カゲ(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-383	三好市	池田町	漆川カケ	カゲ(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-384	三好市	池田町	漆川ヤストラ	ヤストラ	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-386	三好市	池田町	漆川インタテ	インタテ(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-389	三好市	池田町	漆川勘内	勘内(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-390	三好市	池田町	漆川ヤナクワ	ヤナクワ	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-391	三好市	池田町	漆川カゲノ	カゲノ(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-392	三好市	池田町	漆川カゲノ	カゲノ(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-394	三好市	池田町	漆川カゲノ	カゲノ(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-395	三好市	池田町	漆川カゲノ	カゲノ(5)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-396	三好市	池田町	漆川勘内	勘内(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-397	三好市	池田町	漆川水谷	ミスタニ(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-350	三好市	池田町	漆川西コヤシ	西コヤシ	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-351	三好市	池田町	漆川寺内	寺内	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-352	三好市	池田町	漆川炭内	炭内(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-354	三好市	池田町	漆川土井	土井(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-355	三好市	池田町	漆川土井	土井(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-356	三好市	池田町	漆川土井	土井(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-357	三好市	池田町	漆川カラヤンキ	カラヤンキ	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-358	三好市	池田町	漆川コマシゴエ	コマシゴエ(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-359	三好市	池田町	漆川コマシゴエ	コマシゴエ(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-360	三好市	池田町	漆川コマシゴエ	コマシゴエ(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-361	三好市	池田町	漆川コマシゴエ	コマシゴエ(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-362	三好市	池田町	漆川亀地	亀地	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-371	三好市	池田町	漆川コゴ	コゴ	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-373	三好市	池田町	漆川キンダ	キンダ(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-374	三好市	池田町	漆川ランダ	ランダ	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-446	三好市	池田町	大利油田	油田(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-447	三好市	池田町	大利油田	油田(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-450	三好市	池田町	大利成中	成中(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-459	三好市	池田町	大利青石	青石(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222

II-1290	三好市	東祖谷	大鉄	大鉄	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	230
II-1291	三好市	東祖谷	大鉄	大鉄	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	230
I-382	三好市	東祖谷	若林	若林	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-383	三好市	東祖谷	若林	若林	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-401	三好市	東祖谷	若林	若林	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-1361	三好市	東祖谷	若林	若林	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-1362	三好市	東祖谷	若林	若林	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-1363	三好市	東祖谷	若林	若林	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-1364	三好市	東祖谷	若林	若林	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-1365	三好市	東祖谷	若林	若林	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-424	三好市	西祖谷山村	関定	関定	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-425	三好市	西祖谷山村	関定	関定	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-1546	三好市	西祖谷山村	関定	関定	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-1506	三好市	西祖谷山村	関定・中尾	滝見	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-426	三好市	西祖谷山村	今久保	今久保	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-427	三好市	西祖谷山村	中尾	中尾	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-445	三好市	西祖谷山村	徳善	徳善	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	H20.9.16	542
II-1436	三好市	西祖谷山村	西岡・徳善	西岡	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-441	三好市	西祖谷山村	西岡	西岡	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-432	三好市	西祖谷山村	一字	相合・一字	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-433	三好市	西祖谷山村	一字	相合・一字(2)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-435	三好市	西祖谷山村	一字	一字北(1)	急傾斜地の崩壊	H19.7.6	602	H20.12.11	731
I-434	三好市	西祖谷山村	一字	一字北(2)	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	H20.9.16	542
I-459	三好市	西祖谷山村	一字	一字北(3)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-1464	三好市	西祖谷山村	一字	一字北(4)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-437	三好市	西祖谷山村	尾井/内	尾井/内(1)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-439	三好市	西祖谷山村	尾井/内	尾井/内(2)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-1456	三好市	西祖谷山村	尾井/内	尾井/内(3)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1453	三好市	西祖谷山村	尾井/内	尾井/内(4)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-1454	三好市	西祖谷山村	尾井/内	尾井/内(5)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-438	三好市	西祖谷山村	戸/谷	戸/谷(1)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1455	三好市	西祖谷山村	戸/谷	戸/谷(2)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1452	三好市	西祖谷山村	戸/谷	戸/谷(3)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-416	三好市	西祖谷山村	善徳	網嶋	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-417	三好市	西祖谷山村	善徳	善徳	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-1449	三好市	西祖谷山村	善徳	善徳	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-1521	三好市	西祖谷山村	土日浦	土日浦	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-33	三好市	三野町	太刀野山	西明神	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-56	三好市	三野町	加茂野宮	北西土地	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-150	三好市	池田町	西山流畑	流畑	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-353	三好市	池田町	西山引地ノ尾	引地ノ尾(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-354	三好市	池田町	西山引地ノ尾	引地ノ尾(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222

I-180	三好市	山陽町	柴川	柴川(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-596	三好市	山陽町	柴川	柴川(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-597	三好市	山陽町	柴川	柴川(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-598	三好市	山陽町	柴川	柴川(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-599	三好市	山陽町	柴川	柴川(5)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-600	三好市	山陽町	柴川	柴川(6)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-601	三好市	山陽町	柴川	柴川(7)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-602	三好市	山陽町	柴川	柴川(8)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-603	三好市	山陽町	柴川	柴川(9)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-604	三好市	山陽町	柴川	柴川(10)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-605	三好市	山陽町	柴川	柴川(11)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-606	三好市	山陽町	柴川	柴川(12)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-607	三好市	山陽町	柴川	柴川(13)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-608	三好市	山陽町	柴川	柴川(14)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-609	三好市	山陽町	柴川	柴川(15)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-437	三好市	池田町	大利富平	宮平(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号なし	三好市	山陽町	瀬貝	柴川(16)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-160	三好市	池田町	ハヤシ	ハヤシ(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-339	三好市	池田町	ウエマツ	ウエマツ	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-340	三好市	池田町	ウエマツ	ウエマツ(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-341	三好市	池田町	ハヤシ	ハヤシ(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-36	三好市	三野町	太刀野山	東明神	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-47	三好市	三野町	芝生	寺前	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-48	三好市	三野町	芝生	馬場	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-11	三好市	三野町	太刀野山	中屋	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-12	三好市	三野町	太刀野山	中屋上	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-22	三好市	三野町	太刀野山	岡	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-23	三好市	三野町	太刀野山	引地(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-13	三好市	三野町	太刀野山	峠(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-14	三好市	三野町	太刀野山	引地(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-15	三好市	三野町	太刀野山	引地(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-16	三好市	三野町	太刀野山	引地(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-17	三好市	三野町	太刀野山	引地(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1217	三好市	東祖谷	蓬合	蓬瀬(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1218	三好市	東祖谷	蓬合	蓬瀬(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1219	三好市	東祖谷	蓬合	蓬瀬(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1220	三好市	東祖谷	蓬合	蓬瀬(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1221	三好市	東祖谷	蓬合	蓬瀬(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-358	三好市	東祖谷	久保	久保東下	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-359	三好市	東祖谷	久保	久保西上(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-360	三好市	東祖谷	久保	久保西上(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-361	三好市	東祖谷	久保	久保中	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-362	三好市	東祖谷	久保	久保西(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158

II-460	三好市	池田町	大利富石	青石(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-461	三好市	池田町	大利富石・樺中込	込(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-462	三好市	池田町	大利込	込(5)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-464	三好市	池田町	大利込	込(7)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-465	三好市	池田町	大利込	込(8)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-466	三好市	池田町	大利日浦	日浦(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-467	三好市	池田町	大利日浦	日浦(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-468	三好市	池田町	大利日浦	日浦(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-469	三好市	池田町	大利為成	為成	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-470	三好市	池田町	大利藤丸	藤丸	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-471	三好市	池田町	大利平	平(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-472	三好市	池田町	大利平	平(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-476	三好市	池田町	大利佐古	佐古(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-126	三好市	池田町	松尾富石	富石(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-167	三好市	池田町	松尾黒川	黒川(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-483	三好市	池田町	松尾富石	富石(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-485	三好市	池田町	松尾黒川	黒川(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-486	三好市	池田町	松尾黒川	黒川(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-100	三好市	池田町	中西ナシキイ八、漆川橋/向、大利下大田	三綱(2) 下大田(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-101	三好市	池田町	大利下大田・出合	アイハシ	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-161	三好市	池田町	漆川古宮	久尾(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-163	三好市	池田町	大利古田	久尾(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-164	三好市	池田町	大利富平・漆川下川原	国畑(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-165	三好市	池田町	大利富平	宮平	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-942	三好市	池田町	漆川古宮	古宮(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-943	三好市	池田町	大利富平・漆川赤土/尾影	古宮(2) 宮平影(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-439	三好市	池田町	大利大田	下大田(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-440	三好市	池田町	大利大田	下大田(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-441	三好市	池田町	大利大田	下大田(5)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-443	三好市	池田町	大利大田	出合(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-445	三好市	池田町	大利久尾	久尾(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-442	三好市	池田町	大利久尾	久尾(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-453	三好市	池田町	大利久尾	久尾(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-454	三好市	池田町	大利久尾	峠谷(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-455	三好市	池田町	大利峠谷	峠谷(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-457	三好市	池田町	大利国畑	国畑(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-458	三好市	池田町	大利国畑	国畑(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-481	三好市	池田町	松尾下藤	下藤(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-482	三好市	池田町	松尾下藤	下藤(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-483	三好市	池田町	松尾下藤	下藤(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-484	三好市	池田町	大利国畑	下藤(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-179	三好市	山陽町	柴川	柴川(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222

4-9 土砂災害警戒区域等の指定状況

I-363	三好市	東祖谷	西山	西山	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-364	三好市	東祖谷	西山	西山	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-365	三好市	東祖谷	西山	西山	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-366	三好市	東祖谷	西山	西山	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-402	三好市	東祖谷	下瀬	下瀬上(1)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-409	三好市	東祖谷	久保	久保東(1)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1253	三好市	東祖谷	下瀬	下瀬上(5)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1282	三好市	東祖谷	下瀬	下瀬上(5)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1285	三好市	東祖谷	京上	京上(5)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1286	三好市	東祖谷	林	林(1)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1287	三好市	東祖谷	林	林(2)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1288	三好市	東祖谷	林	林(3)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1303	三好市	東祖谷	京上	京上(4)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1304	三好市	東祖谷	西山	西山(3)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1305	三好市	東祖谷	西山	西山(4)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1306	三好市	東祖谷	西山	西山(5)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1308	三好市	東祖谷	西山	西山(6)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1310	三好市	東祖谷	西山	西山(8)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1311	三好市	東祖谷	久保	久保西(4)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1313	三好市	東祖谷	久保	久保西(5)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1314	三好市	東祖谷	久保	久保西(7)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1315	三好市	東祖谷	久保	久保西(8)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1316	三好市	東祖谷	久保	久保西(9)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1317	三好市	東祖谷	久保	久保西(10)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1318	三好市	東祖谷	久保	久保東(2)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1320	三好市	東祖谷	久保	久保東(3)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1321	三好市	東祖谷	久保	久保東(5)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1325	三好市	東祖谷	久保	久保東(6)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1326	三好市	東祖谷	久保	久保東(10)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1327	三好市	東祖谷	久保	久保東(11)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1328	三好市	東祖谷	久保	久保西(1)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1331	三好市	東祖谷	久保	久保西(5)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1332	三好市	東祖谷	久保	久保西(6)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1333	三好市	東祖谷	久保	久保西(7)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1384	三好市	東祖谷	久保	久保西(8)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1258	三好市	東祖谷	下瀬	下瀬上(1)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1259	三好市	東祖谷	高野	高野(1)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1260	三好市	東祖谷	高野	高野(2)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1268	三好市	東祖谷	高野	高野(3)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1269	三好市	東祖谷	小島	佐野(1)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1270	三好市	東祖谷	小島	佐野(2)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1335	三好市	東祖谷	小島	佐野(3)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1335	三好市	東祖谷	下瀬	下瀬上(3)	H31.3.19	157	H31.3.19	158

4-9 土砂災害警戒区域等の指定状況

II-1366	三好市	東祖谷	大西	大西(2)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1367	三好市	東祖谷	大西	大西(1)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1368	三好市	東祖谷	大西	大西(7)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1370	三好市	東祖谷	大西	大西(8)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1371	三好市	東祖谷	大西	大西(3)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1372	三好市	東祖谷	大西	大西(9)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1373	三好市	東祖谷	大西	大西(4)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1374	三好市	東祖谷	大西	大西(5)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号なし	三好市	東祖谷	新井	下瀬上(6)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号なし	三好市	東祖谷	新井	下瀬上(7)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号なし	三好市	東祖谷	新井	下瀬上(8)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号なし	三好市	東祖谷	高野	高野(4)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号なし	三好市	東祖谷	佐野	佐野(4)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号なし	三好市	東祖谷	佐野	佐野(5)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号なし	三好市	東祖谷	新井	下瀬上(10)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-988	三好市	東祖谷	落合落合南	相合落合	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-970	三好市	東祖谷	中上	中上(1)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-972	三好市	東祖谷	下瀬下瀬上	下瀬	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-974	三好市	東祖谷	風ノ井	風ノ井	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-975	三好市	東祖谷	栗枝渡	栗枝渡(2)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-976	三好市	東祖谷	栗枝渡	栗枝渡(3)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-406	三好市	東祖谷	中上	中上(2)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1227	三好市	東祖谷	落合落合南	落合落合南(4)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1228	三好市	東祖谷	落合	落合落合南(5)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1229	三好市	東祖谷	落合落合東	落合落合東(1)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1230	三好市	東祖谷	落合落合東	落合落合東(2)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1231	三好市	東祖谷	落合落合東	落合落合東(3)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1232	三好市	東祖谷	落合落合東	落合落合東(4)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1233	三好市	東祖谷	落合落合東	落合落合東(5)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1234	三好市	東祖谷	落合落合東	落合落合東(6)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1235	三好市	東祖谷	落合落合東	落合落合東(7)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1237	三好市	東祖谷	落合落合東	久保西(11)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1238	三好市	東祖谷	落合落合東	久保西(12)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1239	三好市	東祖谷	栗枝渡	栗枝渡(4)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1241	三好市	東祖谷	栗枝渡	栗枝渡(6)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1242	三好市	東祖谷	栗枝渡	栗枝渡(7)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1243	三好市	東祖谷	栗枝渡	栗枝渡(8)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1244	三好市	東祖谷	栗枝渡	栗枝渡(9)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1245	三好市	東祖谷	栗枝渡	栗枝渡(10)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1246	三好市	東祖谷	栗枝渡	栗枝渡(11)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1247	三好市	東祖谷	栗枝渡	中上(7)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1248	三好市	東祖谷	栗枝渡	中上(8)	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1249	三好市	東祖谷	栗枝渡	中上(6)	H31.3.19	157	H31.3.19	158

II-239	三好市	池田町	白地大和川	大和川(20)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-240	三好市	池田町	白地大和川	大和川(21)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号 なし	三好市	池田町	白地フコアベ	フコアベ(15)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号 なし	三好市	池田町	白地フコアベ	フコアベ(16)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号 なし	三好市	池田町	白地大和川	大和川(22)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-395	三好市	東祖谷	小島	下新井(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-397	三好市	東祖谷	新井下	溝野下	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1508	三好市	西祖谷山村	榎	榎(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1513	三好市	西祖谷山村	上吾橋	上吾橋(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-428	三好市	西祖谷山村	重米	重米(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-429	三好市	西祖谷山村	重米	重米(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-430	三好市	西祖谷山村	重米	重米(1)浦	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-454	三好市	西祖谷山村	有瀬	下有瀬(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-455	三好市	西祖谷山村	有瀬	下有瀬(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-456	三好市	西祖谷山村	有瀬	下有瀬(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-457	三好市	西祖谷山村	有瀬	有瀬(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-458	三好市	西祖谷山村	有瀬	有瀬上	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1477	三好市	西祖谷山村	真地	真地(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1478	三好市	西祖谷山村	真地	真地(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1517	三好市	西祖谷山村	重米	重米(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1518	三好市	西祖谷山村	重米	重米(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1530	三好市	西祖谷山村	有瀬	有瀬(6)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1531	三好市	西祖谷山村	有瀬	有瀬(7)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1532	三好市	西祖谷山村	有瀬	有瀬(8)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1533	三好市	西祖谷山村	有瀬	有瀬(9)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1534	三好市	西祖谷山村	有瀬	有瀬(10)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1535	三好市	西祖谷山村	有瀬	有瀬(11)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1536	三好市	西祖谷山村	有瀬	有瀬(12)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1537	三好市	西祖谷山村	有瀬	有瀬(13)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1538	三好市	西祖谷山村	有瀬	有瀬(14)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号 なし	三好市	池田町漆川	ハジロ	ハジロ	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-104	三好市	池田町	大和川(8)	大和川(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-105	三好市	池田町	大和川(9)	大和川(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-168	三好市	池田町	中津川	ニシクサ(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-344	三好市	池田町	漆川	下川原	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-345	三好市	池田町	漆川	森脇(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-347	三好市	池田町	漆川	トヲ谷(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-348	三好市	池田町	漆川	トヲ谷(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-487	三好市	池田町	中津川	ニシクサ(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-488	三好市	池田町	中津川	ニシクサ(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-501	三好市	池田町	中津川	ミチウエ	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-414	三好市	西祖谷山村	善徳	粟寄	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-415	三好市	西祖谷山村	善徳	下寄	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158

II-1251	三好市	東祖谷	下瀬下瀬上	下瀬上(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1252	三好市	東祖谷	下瀬下瀬上	下瀬上(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1254	三好市	東祖谷	下瀬下瀬下	下瀬下(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1255	三好市	東祖谷	下瀬下瀬下	中上(10)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1256	三好市	東祖谷	下瀬	中上(11)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-1257	三好市	東祖谷	中上	中上(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号 なし	三好市	東祖谷	粟林渡	粟林渡(19)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号 なし	三好市	東祖谷	粟林渡	粟林渡(16)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号 なし	三好市	東祖谷	粟林渡	粟林渡(17)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号 なし	三好市	東祖谷	粟林渡	粟林渡(18)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号 なし	三好市	東祖谷	粟林渡	粟林渡(15)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号 なし	三好市	東祖谷	落合	落合(8)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号 なし	三好市	東祖谷	落合	落合(9)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号 なし	三好市	東祖谷	粟林渡	中上(9)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号 なし	三好市	東祖谷	落合	中上(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号 なし	三好市	東祖谷	下瀬	下瀬下(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号 なし	三好市	東祖谷	中上	中上(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号 なし	三好市	東祖谷	落合	落合(10)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号 なし	三好市	東祖谷	落合	落合(9)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-881	三好市	池田町	西山登り尾	登り尾	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-884	三好市	池田町	西山込野	込野(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-885	三好市	池田町	西山込野	込野(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-94	三好市	池田町	白地	白地(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-95	三好市	池田町	白地	白地(3)-1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-217	三好市	池田町	白地名	本名(8)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-218	三好市	池田町	白地名	本名(9)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-219	三好市	池田町	白地名	本名(10)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-220	三好市	池田町	白地フコアベ	フコアベ(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-221	三好市	池田町	白地フコアベ	フコアベ(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-222	三好市	池田町	白地フコアベ	フコアベ(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-223	三好市	池田町	白地フコアベ	フコアベ(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-224	三好市	池田町	白地フコアベ	フコアベ(6)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-225	三好市	池田町	白地フコアベ	フコアベ(7)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-226	三好市	池田町	白地フコアベ	フコアベ(8)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-228	三好市	池田町	白地フコアベ	フコアベ(10)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-229	三好市	池田町	白地フコアベ	フコアベ(11)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-230	三好市	池田町	白地フコアベ	フコアベ(12)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-231	三好市	池田町	白地フコアベ	フコアベ(13)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-234	三好市	池田町	白地大和川	大和川(16)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-236	三好市	池田町	白地大和川	大和川(17)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-237	三好市	池田町	白地大和川	大和川(18)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-238	三好市	池田町	白地大和川	大和川(19)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158

II-233	三好市	地田町	白地フコアベ	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-63	三好市	地田町	州津坂口	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-64	三好市	地田町	西山谷尻	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-65	三好市	地田町	西山北肥本谷	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-66	三好市	地田町	西山西川原	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-149	三好市	地田町	西山東佐古	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-243	三好市	地田町	州津中津	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-244	三好市	地田町	州津中津	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-245	三好市	地田町	州津西畑	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-251	三好市	地田町	西山久保	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-255	三好市	地田町	西山床西	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-256	三好市	地田町	西山床西	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-257	三好市	地田町	西山床西	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-258	三好市	地田町	西山床西	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-283	三好市	地田町	西山樫ノ下	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-284	三好市	地田町	西山石休場	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-76	三好市	地田町	佐野 林	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-127	三好市	地田町	佐野 初作・森 亮・和由	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-162	三好市	地田町	佐野 東内	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-400	三好市	地田町	佐野 佐太	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-401	三好市	地田町	佐野 佐太	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-402	三好市	地田町	佐野 北沼谷	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-403	三好市	地田町	佐野 佐太	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-404	三好市	地田町	佐野 佐太	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-405	三好市	地田町	佐野 高毛	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-410	三好市	地田町	佐野 東三谷	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-411	三好市	地田町	佐野 深谷	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-428	三好市	地田町	佐野 丸太	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-429	三好市	地田町	佐野 尾平	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-430	三好市	地田町	佐野 大上	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-431	三好市	地田町	佐野 大上	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-432	三好市	地田町	佐野 大上	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-433	三好市	地田町	佐野 東辯谷	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-434	三好市	地田町	佐野 壺ノ本	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-435	三好市	地田町	佐野 西辯谷	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号 なし	三好市	地田町	松尾字松本	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-469	三好市	地田町	漆川岡田	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-470	三好市	地田町	漆川モリワキ	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-485	三好市	地田町	漆川大川北	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-67	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-68	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-69	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398

I-71	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-141	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-142	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-161	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-162	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-163	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-166	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-168	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-169	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-171	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-172	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-173	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-176	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-177	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-178	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-180	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-181	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-182	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-184	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-187	三好市	地田町	白地	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-286	三好市	地田町	西山	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-287	三好市	地田町	西山	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-289	三好市	地田町	西山	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-290	三好市	地田町	西山	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-291	三好市	地田町	西山	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-412	三好市	地田町	佐野	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-414	三好市	地田町	佐野	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-418	三好市	地田町	佐野	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-419	三好市	地田町	佐野	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-420	三好市	地田町	佐野	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-421	三好市	地田町	佐野	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-422	三好市	地田町	佐野	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-424	三好市	地田町	佐野	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-427	三好市	地田町	佐野	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-436	三好市	地田町	佐野	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-438	三好市	地田町	佐野	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-176	三好市	山城町	相川	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-482	三好市	山城町	相川	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-483	三好市	山城町	相川	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-484	三好市	山城町	相川	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-485	三好市	山城町	相川	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-486	三好市	山城町	相川	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-487	三好市	山城町	相川	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398

II-707	三好市	山城	黒川	黒川(8)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-708	三好市	山城	岩戸	岩戸(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-710	三好市	山城	岩戸	岩戸(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-712	三好市	山城	岩戸	岩戸(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-713	三好市	山城	岩戸	岩戸(6)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-749	三好市	山城	黒川	黒川(9)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-178	三好市	山城町	政友	政友上(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-181	三好市	山城町	瀬貝	下瀬貝(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-891	三好市	山城町	政友	政友(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-892	三好市	山城町	政友	政友(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-893	三好市	山城町	政友	政友(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-894	三好市	山城町	政友	政友(4)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-895	三好市	山城町	政友	政友(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-910	三好市	山城町	瀬貝	瀬貝(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-912	三好市	山城町	瀬貝	瀬貝(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-913	三好市	山城町	瀬貝	瀬貝(4)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-914	三好市	山城町	瀬貝	瀬貝(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-915	三好市	山城町	瀬貝	瀬貝(6)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-916	三好市	山城町	瀬貝	瀬貝(7)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-917	三好市	山城町	瀬貝	瀬貝(8)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-918	三好市	山城町	瀬貝	瀬貝(9)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-919	三好市	山城町	瀬貝	瀬貝(10)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-926	三好市	山城町	瀬	瀬(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-927	三好市	山城町	瀬	瀬(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-929	三好市	山城町	瀬	瀬(4)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-930	三好市	山城町	瀬	瀬(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-932	三好市	山城町	瀬	瀬(7)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-184	三好市	山城町	芝地	芝地(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-187	三好市	山城町	大野	金藤(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-191	三好市	山城町	備正	川茂(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-252	三好市	山城町	芝地	芝地(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-629	三好市	山城町	芝地	芝地(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-630	三好市	山城町	芝地	芝地(4)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-631	三好市	山城町	芝地	芝地(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-632	三好市	山城町	芝地	芝地(6)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-634	三好市	山城町	芝地	芝地(8)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-635	三好市	山城町	芝地	小川谷(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-661	三好市	山城町	大野	大野(8)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-662	三好市	山城町	大野	大野(9)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-663	三好市	山城町	大野	大野(10)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-665	三好市	山城町	大野	大野(12)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-666	三好市	山城町	大野	大野(13)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-667	三好市	山城町	大野	大野(14)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398

II-668	三好市	山城町	大野	大野(15)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-669	三好市	山城町	大野	大野(16)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-670	三好市	山城町	備正	備正(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-671	三好市	山城町	備正	備正(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-672	三好市	山城町	備正	備正(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-673	三好市	山城町	備正	備正(4)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-674	三好市	山城町	備正	備正(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-675	三好市	山城町	備正	備正(6)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-676	三好市	山城町	備正	備正(7)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-677	三好市	山城町	備正	備正(8)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-678	三好市	山城町	備正	備正(9)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-679	三好市	山城町	備正	備正(10)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-680	三好市	山城町	備正	備正(11)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-779	三好市	山城町	上名	平上(4)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-780	三好市	山城町	上名	平上(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-781	三好市	山城町	上名	平上(6)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-786	三好市	山城町	上名	平上(11)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-787	三好市	山城町	上名	平上(12)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-788	三好市	山城町	上名	平上(13)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-789	三好市	山城町	上名	平上(14)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-790	三好市	山城町	上名	平上(15)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-792	三好市	山城町	上名	平上(17)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-796	三好市	山城町	上名	平上(21)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-797	三好市	山城町	上名	平上(22)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	三好市	山城町	大月	大月(11)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	三好市	山城町	大月	大月(12)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	三好市	山城町	大月	大月上(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	三好市	山城町	大月	大月上(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号なし	三好市	山城町	大月	大月上(4)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-319	三好市	池田町馬路	双子布	双子布(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-320	三好市	池田町馬路	双子布	双子布(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-325	三好市	池田町馬路	大泉	大泉(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-326	三好市	池田町馬路	大泉	大泉(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-375	三好市	池田町漆川	日浦	シモヤシキ(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-376	三好市	池田町漆川	日浦	シモヤシキ(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-377	三好市	池田町漆川	日浦	シモヤシキ(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-152	三好市	池田町	西山落	落(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-153	三好市	池田町	西山落、西ノ岡	落(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-286	三好市	池田町	西山西ノ原、横佐古	横原	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-289	三好市	池田町	西山小重床	峰ノ久保(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-304	三好市	池田町	西山西ノ原、山神ノ上	山神の上	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-222	三好市	山城町	仏子	仏子(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-750	三好市	山城町	仏子	仏子(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398

4-9 土砂災害警戒区域等の指定状況

II-7750	三好市	西相谷山村	小相谷	小相谷(7)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
危険箇所番号	三好市	西相谷山村	小相谷	小相谷(8)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
危険箇所番号	三好市	西相谷山村	小相谷	小相谷(9)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
危険箇所番号	三好市	西相谷山村	小相谷	小相谷(10)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
危険箇所番号	三好市	西相谷山村	小相谷	小相谷(11)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-448	三好市	池田町	大和油田	油田(3)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-451	三好市	池田町	大和成中	成中(3)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-196	三好市	山崎町	緒広	隙(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-225	三好市	山崎町	西宇	峠(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-226	三好市	山崎町	西宇	上西宇(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-258	三好市	山崎町	西宇	上西宇(3)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-839	三好市	山崎町	西宇	上西宇(4)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-841	三好市	山崎町	西宇	峠(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-443	三好市	西相谷山村	徳善北	徳善北	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-444	三好市	西相谷山村	徳善西	込地区	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-446	三好市	西相谷山村	徳善	徳善東(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-1432	三好市	西相谷山村	徳善西	徳善西(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-1433	三好市	西相谷山村	徳善西	徳善西(3)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-1437	三好市	西相谷山村	徳善	徳善東(6)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-1434	三好市	西相谷山村	徳善	徳善東(3)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-1435	三好市	西相谷山村	徳善	徳善東(4)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-1447	三好市	西相谷山村	西岡	徳善西(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-1448	三好市	西相谷山村	西岡	徳善西(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-1449	三好市	西相谷山村	西岡	徳善西(3)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-1450	三好市	西相谷山村	西岡	徳善西(4)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-1451	三好市	西相谷山村	後山向	徳善西(5)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-1465	三好市	西相谷山村	後山	徳善(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-1466	三好市	西相谷山村	後山	徳善(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-1467	三好市	西相谷山村	後山	徳善(3)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-1468	三好市	西相谷山村	後山	徳善(4)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-1469	三好市	西相谷山村	後山	徳善(5)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-1471	三好市	西相谷山村	後山	徳善(7)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-1472	三好市	西相谷山村	後山	徳善(8)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-1473	三好市	西相谷山村	後山	徳善(9)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-1474	三好市	西相谷山村	後山	徳善(10)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-1475	三好市	西相谷山村	後山	徳善(11)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-1476	三好市	西相谷山村	後山	徳善(12)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-200	三好市	山城	地戸桑才	桑才(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-714	三好市	山崎町	地戸	引地(3)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-132	三好市	池田町	州津東洲津	東州津	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-442	三好市	西相谷山村	徳善	徳善東(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-638	三好市	池田町	大和宮平形	宮平形	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-190	三好市	山崎町	徳正	徳正	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492

4-9 土砂災害警戒区域等の指定状況

I-224	三好市	山崎町	粟山	山口(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-236	三好市	山崎町	上名	平上(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-769	三好市	池田町	上名	平(3)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-770	三好市	池田町	上名	平(4)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-773	三好市	池田町	上名	平(7)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-775	三好市	山崎町	上名	平(9)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-777	三好市	山崎町	上名	平(11)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-778	三好市	山崎町	上名	平(12)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-794	三好市	山崎町	上名	平上(19)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-795	三好市	山崎町	上名	平上(20)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-820	三好市	山崎町	粟山	粟山(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-822	三好市	山崎町	粟山	粟山(3)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-823	三好市	山崎町	粟山	粟山(4)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-824	三好市	山崎町	粟山	粟山(5)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-825	三好市	山崎町	粟山	粟山(6)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-826	三好市	山崎町	粟山	粟山(7)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-827	三好市	山崎町	粟山	粟山(8)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-828	三好市	山崎町	粟山	粟山(9)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-829	三好市	山崎町	粟山	粟山(10)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-830	三好市	山崎町	粟山	粟山(11)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-831	三好市	山崎町	粟山	粟山(12)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-250	三好市	山城	下名南日浦	南日浦(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-812	三好市	山城	上名	上名(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-842	三好市	山城	下名羽瀬	羽瀬(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-843	三好市	山城	下名羽瀬	羽瀬(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-844	三好市	山城	下名羽瀬	羽瀬(3)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-845	三好市	山城	下名羽瀬	羽瀬(4)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-847	三好市	山城	下名羽瀬	羽瀬(6)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-848	三好市	山城	下名羽瀬	羽瀬(7)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-850	三好市	山城	下名羽瀬	羽瀬(9)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-851	三好市	山城	下名羽瀬	羽瀬(10)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-853	三好市	山城	下名羽瀬	羽瀬(12)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-854	三好市	山城	下名境谷	境谷(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-855	三好市	山城	下名境谷	境谷(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-860	三好市	山城	下名大黒	大黒(6)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-861	三好市	山城	下名大黒	大黒(7)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-862	三好市	山城	下名大黒	大黒(8)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-864	三好市	山城	下名大黒	大黒(10)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-865	三好市	山城	下名下名形	下名下名形(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-866	三好市	山城	下名下名形	下名下名形(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-867	三好市	山城	下名下名形	下名下名形(3)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-868	三好市	山城	下名下名形	下名下名形(4)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-870	三好市	山城	下名下名形	下名下名形(6)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492

II-1026	三好市	井川町	井内西上落倉	上落倉(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1027	三好市	井川町	井内西安田	安田(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-920	三好市	井川町	井内西草倉	草倉(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1075	三好市	井川町	井内西駒倉	駒倉(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1077	三好市	井川町	井内西駒倉	駒倉(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1078	三好市	井川町	井内西駒倉	駒倉(4)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1079	三好市	井川町	井内西駒倉	駒倉(5)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1080	三好市	井川町	井内西駒倉	駒倉(6)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1081	三好市	井川町	井内西駒倉	駒倉(7)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1082	三好市	井川町	井内西駒倉	駒倉(8)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1090	三好市	井川町	井内西草倉	草倉(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1091	三好市	井川町	井内西草倉	草倉(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1092	三好市	井川町	井内西草倉	草倉(4)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1059	三好市	東祖谷	養生土若林	養生土	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-982	三好市	東祖谷	小島	小島	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-983	三好市	東祖谷	小島	小島(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-989	三好市	東祖谷	小島	小島(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1261	三好市	東祖谷	小島	ツツロ(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1262	三好市	東祖谷	小島	ツツロ(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1263	三好市	東祖谷	小島	ツツロ(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1264	三好市	東祖谷	小島	小島(4)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1265	三好市	東祖谷	小島	小島(5)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1266	三好市	東祖谷	小島	小島(6)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1267	三好市	東祖谷	小島	小島(7)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1272	三好市	東祖谷	今井	今井(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1273	三好市	東祖谷	今井	今井(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1274	三好市	東祖谷	今井	今井(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1275	三好市	東祖谷	今井	今井(4)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1336	三好市	東祖谷	釣井	下釣井(4)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1337	三好市	東祖谷	釣井	下釣井(5)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1338	三好市	東祖谷	釣井	上釣井(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1339	三好市	東祖谷	釣井	上釣井(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1340	三好市	東祖谷	元井	元井(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1341	三好市	東祖谷	元井	元井(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1342	三好市	東祖谷	元井	元井(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1343	三好市	東祖谷	元井	元井(4)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1344	三好市	東祖谷	元井	下釣井(9)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1345	三好市	東祖谷	今井	今井(5)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1346	三好市	東祖谷	釣井	上釣井(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1347	三好市	東祖谷	釣井	上釣井(5)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1348	三好市	東祖谷	釣井	上釣井(4)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1351	三好市	東祖谷	若林	和田(9)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-989	三好市	東祖谷	落合落合南	落合西	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1353	三好市	東祖谷	落合	落合南(7)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597

I-986	三好市	東祖谷	小島	釣井	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-407	三好市	東祖谷	落合	落合南(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-408	三好市	東祖谷	落合	落合南(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1222	三好市	東祖谷	落合	落合西(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1223	三好市	東祖谷	落合	落合西(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1226	三好市	東祖谷	落合	落合南(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1343	三好市	東祖谷	元井	元井(4)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
危険箇所番号 なし	三好市	山城町	政友	政友上(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
危険箇所番号 なし	三好市	山城町	八千坊	八千坊(9)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
危険箇所番号 なし	三好市	山城町	鷹	鷹(8)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
危険箇所番号 なし	三好市	山城町	八千坊	八千坊(10)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
危険箇所番号 なし	三好市	山城町	大和川	大和川(15)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
危険箇所番号 なし	三好市	山城町	佐運	佐運(10)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
危険箇所番号 なし	三好市	山城町	白川	白川(9)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
危険箇所番号 なし	三好市	山城町	白川	白川(10)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
危険箇所番号 なし	三好市	山城町	光兼	光兼(14)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
危険箇所番号 なし	三好市	山城町	光兼	光兼(15)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
危険箇所番号 なし	東祖谷	東祖谷	高野	高野下(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
危険箇所番号 なし	東祖谷	東祖谷	釣井	下釣井(11)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-917	三好市	山城町	白川	白川(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-918	三好市	山城町	光兼、白川	白川	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-704	三好市	山城町	白川	白川(6)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-705	三好市	山城町	白川	白川(7)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-708	三好市	山城町	光兼	光兼(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-709	三好市	山城町	白川	光兼(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-740	三好市	山城町	光兼	光兼(4)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-741	三好市	山城町	光兼	光兼(5)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-742	三好市	山城町	光兼	光兼(6)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-743	三好市	山城町	光兼	光兼(7)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-744	三好市	山城町	光兼	光兼(8)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-748	三好市	山城町	光兼	光兼(12)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-749	三好市	山城町	光兼	光兼(13)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-388	三好市	東祖谷	鷹尾	鷹尾(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-388	三好市	東祖谷	小川	小川	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-403	三好市	東祖谷	鷹尾	鷹尾(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-404	三好市	東祖谷	鷹尾	鷹尾(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-413	三好市	東祖谷	鷹尾	鷹尾(4)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-1344	三好市	東祖谷	元井	桐の峰(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-1345	三好市	東祖谷	元井	桐の峰(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
I-385	三好市	東祖谷	養生土	養生土(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-1351	三好市	東祖谷	養生土	養生土(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-1352	三好市	東祖谷	養生土	養生土(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-1353	三好市	東祖谷	養生土	養生土(4)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398

II-154	三好市	東祖谷	養生土	養生土(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-155	三好市	東祖谷	養生土	養生土(6)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-157	三好市	東祖谷	養生土	養生土(8)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-158	三好市	東祖谷	養生土	養生土(9)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-160	三好市	東祖谷	養生土	養生土(11)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
I-387	三好市	東祖谷	小川上	小川上	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-175	三好市	東祖谷	小川	小川(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-176	三好市	東祖谷	小川	小川(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-177	三好市	東祖谷	小川	小川(4)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-178	三好市	東祖谷	小川	小川(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-179	三好市	東祖谷	小川	小川(6)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-180	三好市	東祖谷	小川	小川(7)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-181	三好市	東祖谷	小川	小川(8)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-183	三好市	東祖谷	小川	小川(10)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-184	三好市	東祖谷	樫尾	樫尾(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-185	三好市	東祖谷	樫尾	樫尾(6)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-186	三好市	東祖谷	樫尾	樫尾(7)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-187	三好市	東祖谷	樫尾	樫尾(8)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-188	三好市	東祖谷	樫尾	樫尾(9)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-189	三好市	東祖谷	樫尾	樫尾(10)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-190	三好市	東祖谷	樫尾	樫尾(11)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-191	三好市	東祖谷	樫尾	樫尾(12)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-192	三好市	東祖谷	樫尾	樫尾(13)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-193	三好市	東祖谷	樫尾	樫尾(14)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-194	三好市	東祖谷	樫尾	樫尾(15)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-195	三好市	東祖谷	樫尾	樫尾(16)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-196	三好市	東祖谷	樫尾	樫尾(17)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-197	三好市	東祖谷	樫尾	樫尾(18)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-198	三好市	東祖谷	樫尾	樫尾(19)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-199	三好市	東祖谷	樫尾	樫尾(20)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-1400	三好市	東祖谷	樫尾	樫尾(21)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
I-386	三好市	東祖谷	阿佐	阿佐(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-1401	三好市	東祖谷	阿佐	阿佐(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-1402	三好市	東祖谷	阿佐	阿佐(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-1403	三好市	東祖谷	阿佐	阿佐(4)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-1404	三好市	東祖谷	阿佐	阿佐(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
I-170	三好市	山城町	下川	猫坊(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
I-261	三好市	山城町、池田町	大和川、白地	大和川(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-946	三好市	山城町	下川	下川(26)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-955	三好市	山城町	寺野	寺野(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-980	三好市	山城町	大和川	大和川(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-981	三好市	山城町	大和川	大和川(3)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-982	三好市	山城町、池田町	大和川、白地	大和川(4)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396

II-883	三好市	山城町	大和川	大和川(5)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-884	三好市	山城町	大和川	大和川(6)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-885	三好市	山城町	大和川	大和川(7)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-886	三好市	山城町	大和川	大和川(8)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-887	三好市	山城町	大和川	大和川(9)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-888	三好市	山城町	大和川	大和川(10)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-889	三好市	山城町	大和川	大和川(11)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-900	三好市	山城町	大和川	大和川(12)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
II-901	三好市	山城町	大和川	大和川(13)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
I-158	三好市	池田町	中西ノヲト	総戸(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	396
I-171	三好市	山城町	若山	若山(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-174	三好市	山城町	寺野	北瀬(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-175	三好市	山城町	寺野	瀬(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-947	三好市	山城町	若山	若山(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-948	三好市	山城町	若山	若山(3)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-949	三好市	山城町	若山	若山(4)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-950	三好市	山城町	若山	若山(5)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-951	三好市	山城町	寺野	寺野(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-953	三好市	山城町	寺野	寺野(3)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-954	三好市	山城町	寺野	寺野(4)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-957	三好市	山城町	寺野	寺野(7)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-958	三好市	山城町	寺野	寺野(8)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-959	三好市	山城町	寺野	寺野(9)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-961	三好市	山城町	寺野	寺野(11)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-240	三好市	山城町	上名	内野尻(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-241	三好市	山城町	上名	六呂木(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-905	三好市	山城町	上名	神野尻(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-917	三好市	山城町	上名	内野尻(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-918	三好市	山城町	上名	内野尻(3)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-919	三好市	山城町	上名	赤野谷(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-935	三好市	山城町	西宇	水無(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-936	三好市	山城町	西宇	水無(3)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
II-938	三好市	山城町	西宇	長瀬(3)	急傾斜地の崩壊	R1.1.11	490	R1.1.11	492
I-214	三好市	山城町	中野	新角(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.20	595	R1.1.20	597
I-215	三好市	山城町	中野	中野(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.20	595	R1.1.20	597
I-216	三好市	山城町	白川	有宮(1)	急傾斜地の崩壊	R1.1.20	595	R1.1.20	597
II-737	三好市	山城町	白川	有宮(2)	急傾斜地の崩壊	R1.1.20	595	R1.1.20	597
I-405	三好市	池田町	白地井ノ久保	井ノ久保(22)	急傾斜地の崩壊	R4.2.10	75	R4.2.10	77
II-92	三好市	東祖谷	古味	古味(1)	急傾斜地の崩壊	R4.2.10	75	R4.2.10	77
II-93	三好市	三野町	勢力	西久保(1)	急傾斜地の崩壊	R4.3.29	206	R4.3.29	206
I-440	三好市	西祖谷山村	西岡、東西岡	西久保(2)	急傾斜地の崩壊	R4.3.29	206	R4.3.29	206
	三好市	三好市	池田町	マノタ(2)	急傾斜地の崩壊	R4.3.29	206	R4.3.29	206

Table with columns: 危険箇所番号, 町・市, 所在市, 字, 区域名称, 土砂災害警戒区域等指定年月日, 警報発令年月日, 警報発令番号, 特種警戒区域番号, 危険箇所番号. Rows list various locations and their corresponding disaster warning status.

Table with columns: 危険箇所番号, 町・市, 所在市, 字, 区域名称, 土砂災害警戒区域等指定年月日, 警報発令年月日, 警報発令番号, 特種警戒区域番号, 危険箇所番号. Rows list various locations and their corresponding disaster warning status.

Table with columns: 地区番号, 市町村, 区域名称, 土砂災害警戒区域等, 指定年月日, 備考. Lists various disaster zones across different municipalities.

Table with columns: 地区番号, 市町村, 区域名称, 土砂災害警戒区域等, 指定年月日, 備考. Continuation of disaster zone listings.

「区域の名称が変更された箇所」 (Locations where the area name has been changed)

勝浦町指定箇所一覧表

<急傾斜地の崩壊>

危険箇所番号	市・町・村	所在地	区域名称	土砂災害の発生源となる自然現象の種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
					年月日	番号	年月日	番号
II-4785	勝浦郡	勝浦町	大字沼江字大馬場	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	—	—
II-4786	勝浦郡	勝浦町	大字沼江字天川(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4787	勝浦郡	勝浦町	大字沼江字天川(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4788	勝浦郡	勝浦町	大字沼江字大原	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4789	勝浦郡	勝浦町	大字沼江字橋谷一差	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4797	勝浦郡	勝浦町	大字沼江字寺ノ原	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1258	勝浦郡	勝浦町	沼江字高開山	急傾斜地の崩壊	H19.7.6	602	H22.6.17	364
I-1259	勝浦郡	勝浦町	沼江字山路	急傾斜地の崩壊	H19.7.6	602	H22.6.17	364
I-1257	勝浦郡	勝浦町	沼江字山路	急傾斜地の崩壊	H19.7.6	602	H22.6.17	364
I-1256	勝浦郡	勝浦町	沼江字山路	急傾斜地の崩壊	H19.7.6	602	H22.6.17	364
II-4781	勝浦郡	勝浦町	沼江字山路	急傾斜地の崩壊	H19.7.6	602	H22.6.17	364
I-1255	勝浦郡	勝浦町	沼江字折手	急傾斜地の崩壊	H19.7.6	602	H22.6.17	364
II-4782	勝浦郡	勝浦町	沼江字折手	急傾斜地の崩壊	H19.7.6	602	H22.6.17	364
II-4783	勝浦郡	勝浦町	沼江字折手	急傾斜地の崩壊	H19.7.6	602	H22.6.17	364
II-4784	勝浦郡	勝浦町	沼江字折手	急傾斜地の崩壊	H19.7.6	602	H22.6.17	364
I-1260	勝浦郡	勝浦町	沼江字西谷	急傾斜地の崩壊	H19.7.6	602	H22.6.17	364
I-1261	勝浦郡	勝浦町	沼江字西谷	急傾斜地の崩壊	H19.7.6	602	H22.6.17	364
II-4779	勝浦郡	勝浦町	沼江字西谷	急傾斜地の崩壊	H19.7.6	602	H22.6.17	364
II-4780	勝浦郡	勝浦町	沼江字西谷	急傾斜地の崩壊	H19.7.6	602	H22.6.17	364
I-1262	勝浦郡	勝浦町	沼江字西谷	急傾斜地の崩壊	H19.7.6	602	H22.6.17	364
I-1266	勝浦郡	勝浦町	沼江字黒岩	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-1265	勝浦郡	勝浦町	沼江字黒岩	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-4795	勝浦郡	勝浦町	沼江字並松	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-4794	勝浦郡	勝浦町	沼江字黒岩	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-1263	勝浦郡	勝浦町	沼江字黒岩	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-1264	勝浦郡	勝浦町	沼江字黒岩	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-1267	勝浦郡	勝浦町	沼江字平間	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	—	—
II-4793	勝浦郡	勝浦町	沼江字平間	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-4796	勝浦郡	勝浦町	沼江字しやしやぶ谷	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-1268	勝浦郡	勝浦町	沼江字神谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1269	勝浦郡	勝浦町	沼江字神谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4772	勝浦郡	勝浦町	沼江字神谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4773	勝浦郡	勝浦町	沼江字神谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4774	勝浦郡	勝浦町	沼江字北谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4775	勝浦郡	勝浦町	沼江字北谷	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4778	勝浦郡	勝浦町	沼江字花紫雲	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4776	勝浦郡	勝浦町	沼江字花紫雲	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4777	勝浦郡	勝浦町	沼江字花紫雲	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
危険箇所番号なし	勝浦郡	勝浦町	沼江字花紫雲	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4791	勝浦郡	勝浦町	沼江字中山	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231

II-4792	勝浦郡	勝浦町	沼江字中山、元山、大原	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4790	勝浦郡	勝浦町	沼江字中山、元山	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1270	勝浦郡	勝浦町	中角字西山、研谷	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-4917	勝浦郡	勝浦町	中角字西山(2)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-1271	勝浦郡	勝浦町	中角字豊田、東山、西岡、中筋、中角	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-4916	勝浦郡	勝浦町	中角字つく田	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-1292	勝浦郡	勝浦町	棚野字松の本	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-4934	勝浦郡	勝浦町	棚野字平野	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-4918	勝浦郡	勝浦町	大字棚野字石倉	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4919	勝浦郡	勝浦町	大字久國字馬場、大字棚野字広松、松園	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4928	勝浦郡	勝浦町	大字棚野字稲井保、前田	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4929	勝浦郡	勝浦町	大字棚野字坂家、高階、都井谷	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4930	勝浦郡	勝浦町	大字棚野字大谷、中瀬	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
危険箇所番号なし	勝浦郡	勝浦町	大字久國字馬場、園光	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4942	勝浦郡	勝浦町	生名字山下	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-1293	勝浦郡	勝浦町	生名字北	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	—	—
II-4935	勝浦郡	勝浦町	生名字坊ヶ谷	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-4936	勝浦郡	勝浦町	生名字石垣	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-4937	勝浦郡	勝浦町	生名字石垣	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-4938	勝浦郡	勝浦町	生名字石垣	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-4939	勝浦郡	勝浦町	生名字山の神	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-4940	勝浦郡	勝浦町	生名字東	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-4941	勝浦郡	勝浦町	生名字東	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-1278	勝浦郡	勝浦町	三渡字整淵	急傾斜地の崩壊	H19.7.6	602	H26.3.28	203
II-4900	勝浦郡	勝浦町	三渡字西岡	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4882	勝浦郡	勝浦町	三渡字西岡	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4883	勝浦郡	勝浦町	三渡字西岡	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4884	勝浦郡	勝浦町	三渡字西岡	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-4885	勝浦郡	勝浦町	三渡字西岡	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1279	勝浦郡	勝浦町	三渡字定岡	急傾斜地の崩壊	H19.7.6	602	H27.3.31	240
I-1283	勝浦郡	勝浦町	三渡字平山、下川原	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4889	勝浦郡	勝浦町	三渡字小川	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4890	勝浦郡	勝浦町	三渡字小川	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4891	勝浦郡	勝浦町	三渡字小川	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4894	勝浦郡	勝浦町	三渡字小川	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4895	勝浦郡	勝浦町	三渡字小川、中村	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4901	勝浦郡	勝浦町	三渡字中村	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4902	勝浦郡	勝浦町	三渡字中村	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-4883	勝浦郡	勝浦町	三渡字東浦	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-4886	勝浦郡	勝浦町	三渡字平上、東浦	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1276	勝浦郡	勝浦町	三渡字上羽瀬、溝内、重浦、平	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231

Table with columns: 危険箇所番号, 市町村, 所在, 土砂災害の発生要因となる自然現象, 警戒区域番号, 年月日, 番号, 特別警戒区域告示. Rows include locations like 本字上寺, 本字, 柴田, etc.

Table with columns: 危険箇所番号, 市町村, 所在, 土砂災害の発生要因となる自然現象, 警戒区域番号, 年月日, 番号, 特別警戒区域告示. Rows include locations like 大坂本字, 大坂, 大坂本字東, etc.

<土石流>

Table with columns: 危険箇所番号, 市町村, 所在, 土砂災害の発生要因となる自然現象, 警戒区域番号, 年月日, 番号, 特別警戒区域告示. Rows include locations like 大野, 大野, 大野, etc.

上勝町指定箇所一覧表

＜急傾斜地の崩壊＞

危険箇所番号	所在地		区域名称	土砂災害の発生源となる自然要素の種類	警戒区域の告示		特別警戒区域の告示	
	郡・市	町・村			年月日	番号	年月日	番号
I-1312	勝浦郡	上勝町	生葉字戸越	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-1316	勝浦郡	上勝町	生葉字中瀬津・井ノ四	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-1317	勝浦郡	上勝町	生葉字府殿	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-5058	勝浦郡	上勝町	生葉字西戸越	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-5059	勝浦郡	上勝町	生葉字西戸越	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-5060	勝浦郡	上勝町	生葉字西戸越	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-5061	勝浦郡	上勝町	生葉字西戸越	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-5063	勝浦郡	上勝町	生葉字東戸越	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-5055	勝浦郡	上勝町	生葉字樫ノ木尾	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-5056	勝浦郡	上勝町	生葉字中瀬津	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-5057	勝浦郡	上勝町	生葉字中瀬津	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-5075	勝浦郡	上勝町	生葉字湯根	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-1314	勝浦郡	上勝町	生葉字高畑	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1315	勝浦郡	上勝町	生葉字高畑	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1318	勝浦郡	上勝町	生葉字下野	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1319	勝浦郡	上勝町	生葉字下野	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5083	勝浦郡	上勝町	生葉字下野	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5082	勝浦郡	上勝町	生葉字湯根	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5083	勝浦郡	上勝町	生葉字古屋	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5084	勝浦郡	上勝町	生葉字木屋	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5076	勝浦郡	上勝町	生葉字日ノ浦	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5077	勝浦郡	上勝町	生葉字上野	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5078	勝浦郡	上勝町	生葉字上野	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5079	勝浦郡	上勝町	生葉字上野	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5080	勝浦郡	上勝町	生葉字上野	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5081	勝浦郡	上勝町	生葉字奥谷	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5082	勝浦郡	上勝町	生葉字片山	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5084	勝浦郡	上勝町	生葉字南浦	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1308	勝浦郡	上勝町	俣示宮ノ久保	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1323	勝浦郡	上勝町	福原字川北	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-1324	勝浦郡	上勝町	福原字下横峯	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1307	勝浦郡	上勝町	福原字下横峯	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-4883	勝浦郡	上勝町	俣示字下地	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
I-1326	勝浦郡	上勝町	福原字平間	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-4890	勝浦郡	上勝町	俣示字下地	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-4891	勝浦郡	上勝町	俣示字下地	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-4892	勝浦郡	上勝町	俣示字下地	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-5106	勝浦郡	上勝町	福原字古川	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-5107	勝浦郡	上勝町	福原字古川	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-5108	勝浦郡	上勝町	福原字古川	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165

II-5109	勝浦郡	上勝町	福原字川北	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-5110	勝浦郡	上勝町	福原字平間	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
I-1309	勝浦郡	上勝町	生葉字影	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1310	勝浦郡	上勝町	旭字岩屋坂、神田	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1320	勝浦郡	上勝町	生葉字樫原、亀田	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-5064	勝浦郡	上勝町	生葉字徳山	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-5065	勝浦郡	上勝町	生葉字松尾、壺山	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1327	勝浦郡	上勝町	旭字大平	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1328	勝浦郡	上勝町	旭字堂平	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-5124	勝浦郡	上勝町	旭字堂平	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-5125	勝浦郡	上勝町	旭字大平	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-5123	勝浦郡	上勝町	旭字大平	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1329	勝浦郡	上勝町	旭字中村	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-5122	勝浦郡	上勝町	旭字中村	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1330	勝浦郡	上勝町	旭字中村	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1331	勝浦郡	上勝町	旭字下管蔵	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-5141	勝浦郡	上勝町	旭字上管蔵	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-5142	勝浦郡	上勝町	旭字上管蔵	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-5143	勝浦郡	上勝町	旭字上管蔵	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-5144	勝浦郡	上勝町	旭字上管蔵	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-5067	勝浦郡	上勝町	生葉字松尾、竹ノ前	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-5068	勝浦郡	上勝町	生葉字松尾、竹ノ前	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-5069	勝浦郡	上勝町	生葉字福山	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-5071	勝浦郡	上勝町	生葉白鶴	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-5072	勝浦郡	上勝町	生葉字久保	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-5073	勝浦郡	上勝町	生葉字久保	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-5074	勝浦郡	上勝町	生葉字久保	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-5128	勝浦郡	上勝町	旭字丸山	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-1322	勝浦郡	上勝町	福原字川北	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-5020	勝浦郡	上勝町	正木字平間	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-5021	勝浦郡	上勝町	正木字平間	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
I-1295	勝浦郡	上勝町	正木字寺内、中津	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1296	勝浦郡	上勝町	正木字寺内、西内	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1297	勝浦郡	上勝町	正木字西内、西内	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1298	勝浦郡	上勝町	正木字中尾	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1299	勝浦郡	上勝町	正木字西浦、清田	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1300	勝浦郡	上勝町	正木字平間、寺内	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1301	勝浦郡	上勝町	正木字平間	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-4894	勝浦郡	上勝町	正木字西内、中尾	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-4895	勝浦郡	上勝町	正木字西内、中尾	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-5001	勝浦郡	上勝町	正木字中尾	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-4897	勝浦郡	上勝町	正木字中尾、西浦	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78

II-4988	勝浦郡	上勝町	正木字西浦	中蔵(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	福原字上横峯	上横峯(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-4989	勝浦郡	上勝町	正木字中尾	中蔵(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	福原字古川	上横峯(5)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5000	勝浦郡	上勝町	正木字中尾	中蔵(4)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	福原字下横峯	下横峯(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-4986	勝浦郡	上勝町	正木字中尾	中蔵(5)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	福原字粉ヶ谷、 鷹ノ谷	喉田(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5002	勝浦郡	上勝町	正木字東横地	柳峯(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	福原字粉ヶ谷、 鷹ノ谷	喉田(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5003	勝浦郡	上勝町	正木字東横地、 西横地	柳峯(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	福原字粉ヶ谷、 鷹ノ谷	喉田(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5004	勝浦郡	上勝町	正木字東横地	柳峯(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	福原字中山	喉田(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5005	勝浦郡	上勝町	正木字西横地	西内	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	福原字中山	中山(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5006	勝浦郡	上勝町	正木字西横地	西横地(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	福原字中山	中山(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5007	勝浦郡	上勝町	正木字西横地、 東横地	西横地(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	福原字中山	中山(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5008	勝浦郡	上勝町	正木字安後、 柳田、西内	安後(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	福原字中山	中山(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5009	勝浦郡	上勝町	正木字安後	安後(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	福原字中山	中山(5)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5010	勝浦郡	上勝町	正木字安後	安後(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	福原字杉地	杉地(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5011	勝浦郡	上勝町	正木字安後	安後(4)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	福原字杉地	杉地(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5013	勝浦郡	上勝町	正木字南内	南内(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	福原字杉地	杉地(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5015	勝浦郡	上勝町	正木字清田、 西浦	清田(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	福原字杉地	杉地(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5016	勝浦郡	上勝町	正木字西浦、 清田	西浦(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	福原字杉地	杉地(5)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5017	勝浦郡	上勝町	正木字西浦	西浦(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	福原字鷹ノ谷	鷹ノ谷	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5018	勝浦郡	上勝町	正木字西浦	西浦(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	旭字岡	岡	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5019	勝浦郡	上勝町	正木字西浦	西浦(4)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	旭字篠	篠	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5022	勝浦郡	上勝町	正木字中津、 寺内	寺内	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	旭字中須、 大栗ノ下	中須	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5023	勝浦郡	上勝町	正木字六十 十一	六十部	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	旭字中須、 大栗ノ下	大栗ノ下	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5024	勝浦郡	上勝町	正木字中津、 寺内	柳田	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	旭字大栗ノ下	大栗ノ下(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5026	勝浦郡	上勝町	正木字中津、 寺内	中津(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	福原字平間	福原平間(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5037	勝浦郡	上勝町	正木字地藏堂	地藏堂(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	大字福原字下日 浦、上日浦	下日浦	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5038	勝浦郡	上勝町	正木字地藏堂	地藏堂(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	大字福原字上日 浦、下日浦	上日浦(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5039	勝浦郡	上勝町	正木字短切、 大倉敷	奥田	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	大字福原字上日 浦、下日浦	上日浦(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5040	勝浦郡	上勝町	正木字杉はで、 大倉敷	大倉敷	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	大字福原字上日 浦	上日浦(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5041	勝浦郡	上勝町	正木字杉はで、 奥田	古藁	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	大字福原字上日 浦	上日浦(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5042	勝浦郡	上勝町	正木字杉はで、 奥田	柳本	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	大字福原字上日 浦	上日浦(5)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5043	勝浦郡	上勝町	正木字藤ノ内、 杉山、鷹ノ谷	藤ノ内	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	大字福原字下日 浦、下日浦	月ヶ谷	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5044	勝浦郡	上勝町	正木字藤ノ内、 杉山、鷹ノ谷	古藁	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	大字福原字上日 浦	大字福原字上日 浦	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
危険箇所 番号なし	勝浦郡	上勝町	正木字俣示谷	俣示谷	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	大字福原字上日 浦、下日浦	市宇	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
危険箇所 番号なし	勝浦郡	上勝町	正木字古藁	古藁(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	旭字八重地	八重地	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
危険箇所 番号なし	勝浦郡	上勝町	正木字短切	短切	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	旭字暮又	暮又	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
危険箇所 番号なし	勝浦郡	上勝町	正木字藤ノ内	藤ノ内	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	旭字下峯	下峯(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
危険箇所 番号なし	勝浦郡	上勝町	正木字西内	西内(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	旭字下峯	下峯(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
危険箇所 番号なし	勝浦郡	上勝町	正木字西浦、 清田	西浦(5)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	勝浦郡	上勝町	旭字下峯	下峯(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-1225	勝浦郡	上勝町	福原字上横峯	上横峯(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	勝浦郡	上勝町	旭字下峯	下峯(5)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5085	勝浦郡	上勝町	福原字粉ヶ谷	粉ヶ谷	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	勝浦郡	上勝町	旭字八重地	八重地	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5092	勝浦郡	上勝町	福原字上横峯	上横峯(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	勝浦郡	上勝町	旭字八重地	上久保	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5093	勝浦郡	上勝町	福原字上横峯	上横峯(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	勝浦郡	上勝町	旭字川口	川口	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44

II-5132	勝浦郡	上勝町	旭宇川口	崖ノ下	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	44
II-5134	勝浦郡	上勝町	旭宇和佐尻	和佐尻	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	44
II-5135	勝浦郡	上勝町	旭宇井ノ谷	福本	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	44
II-5136	勝浦郡	上勝町	旭宇福本・菅崎	福本(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	44
II-5137	勝浦郡	上勝町	旭宇東浦	福本(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	44
II-5138	勝浦郡	上勝町	旭宇長川原	福本(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	44
II-5139	勝浦郡	上勝町	旭宇井ノ谷	井ノ谷	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	44
II-5145	勝浦郡	上勝町	旭宇轟又	轟又(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	44
II-5146	勝浦郡	上勝町	旭宇轟又	轟又(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	44
II-5147	勝浦郡	上勝町	旭宇長川原	長川原	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	44
II-5148	勝浦郡	上勝町	旭宇長川原	長川原(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	44
II-4955	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂 床、小松	堂床(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4962	勝浦郡	上勝町	大字俣示字手 水、堂床	手水(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4963	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂 床	手水(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4964	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂 床	手水(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4965	勝浦郡	上勝町	大字俣示字手 水、宮ノ内	手水(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4966	勝浦郡	上勝町	大字俣示字手 水	手水(5)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4967	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂 尾	手水(6)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4968	勝浦郡	上勝町	大字俣示字手 小松、堂久保	手水(7)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4975	勝浦郡	上勝町	大字俣示字小 松、堂久保	小松(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4976	勝浦郡	上勝町	大字俣示字小 松、手水、堂久 保	小松(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4977	勝浦郡	上勝町	大字俣示字小 松、堂久保	小松(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4978	勝浦郡	上勝町	大字俣示字小松 小松(4)	小松(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4979	勝浦郡	上勝町	大字俣示字小 松、下地	小松(5)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4980	勝浦郡	上勝町	大字俣示字小 松、下地	小松(6)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4981	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂久 保、西峯	堂久保(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4982	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂久 保	堂久保(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4983	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂久 保、西峯	堂久保(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4984	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂久 保	堂久保(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4985	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂久 保、西峯	堂久保	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4986	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂久 保、西峯、下地、堂久保(6)	堂久保(6)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4987	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂 小松	西峯(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4988	勝浦郡	上勝町	大字俣示字西 峯、堂久保	西峯(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4989	勝浦郡	上勝町	大字俣示字西 峯、下地	西谷	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
危険箇所 番号なし	勝浦郡	上勝町	大字俣示字下 地	下地(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
I-1302	勝浦郡	上勝町	大字俣示字 堂、堂床、仁備	堂下	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4943	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂 仁備(1)	堂下	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4944	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂 仁備(2)	堂下	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4945	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂 仁備(3)	堂下	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4946	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂 仁備(4)	堂下	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222

II-4947	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂 仁備(5)	堂下	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4948	勝浦郡	上勝町	大字俣示字仁 備	堂下	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4949	勝浦郡	上勝町	大字正木字南 回	堂下	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4950	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂 仁備	堂上(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4951	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂 仁備	堂上(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4952	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂 仁備	堂上(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4953	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂 仁備	堂上(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4954	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂 仁備	堂上(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4955	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂 仁備	堂上(5)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4960	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂 仁備	堂上(6)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4961	勝浦郡	上勝町	大字俣示字堂 仁備	堂上(7)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4969	勝浦郡	上勝町	大字俣示字仁 備、堂床	仁備(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4970	勝浦郡	上勝町	大字俣示字仁 備	仁備(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-5014	勝浦郡	上勝町	大字俣示字下 地、仁備	清田(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-5036	勝浦郡	上勝町	大字正木字杉山 杉山(2)	杉山(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
I-1294	勝浦郡	上勝町	大字正木字作ノ 造、新田	作ノ造	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
I-1311	勝浦郡	上勝町	大字正木字前 田、高野	福川	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-5025	勝浦郡	上勝町	大字正木字イカ ケ	イカケ	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-5029	勝浦郡	上勝町	大字正木字作ノ 造、イカケ	作ノ造(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-5030	勝浦郡	上勝町	大字正木字作ノ 造、イカケ	作ノ造(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-5031	勝浦郡	上勝町	大字正木字高野 高野※	高野※	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-5032	勝浦郡	上勝町	大字正木字田龍 津	田龍津	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-5033	勝浦郡	上勝町	大字正木字殿ノ 内、山本、橋平	殿ノ内	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
危険箇所 番号なし	勝浦郡	上勝町	大字正木字山 本、橋平	山本	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
I-1303	勝浦郡	上勝町	大字俣示字下 平、海木、宮太尾	下平	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
I-1304	勝浦郡	上勝町	大字俣示字橋 木、下平、川西	橋木(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
I-1305	勝浦郡	上勝町	大字俣示字日 浦、川西	日浦(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
I-1306	勝浦郡	上勝町	大字生実字西谷 出、松田	大北	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
I-1313	勝浦郡	上勝町	大字生実字谷 口、位堂	谷口(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4951	勝浦郡	上勝町	大字俣示字川西 川西	大字俣示字川西	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4952	勝浦郡	上勝町	大字俣示字日浦 日浦(4)	日浦(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4954	勝浦郡	上勝町	大字俣示字日浦 日浦(3)	日浦(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4971	勝浦郡	上勝町	大字俣示字宮本 尾、手水	宮本尾	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4972	勝浦郡	上勝町	大字俣示字宮本 尾	宮本尾(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-4974	勝浦郡	上勝町	大字俣示字下 平、海木	橋木	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-5027	勝浦郡	上勝町	大字正木字中 津、傍平谷	中津(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-5028	勝浦郡	上勝町	大字正木字中津 中津(3)	中津(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-5034	勝浦郡	上勝町	大字正木字俣示 谷、平間	俣示谷	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222
II-5045	勝浦郡	上勝町	大字生実字宮本 尾	宮本尾	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	222

Table with columns: 危険箇所番号, 郡・市, 所在地, 区域名称, 警戒区域告示年月日, 土砂災害警戒区域等の指定状況. Includes entries for 14004, 14036, 24035, etc.

（中略）

Table with columns: 危険箇所番号, 郡・市, 所在地, 区域名称, 警戒区域告示年月日, 土砂災害警戒区域等の指定状況. Includes entries for 517, 519, 516, etc.

Table with columns: 危険箇所番号, 郡・市, 所在地, 区域名称, 警戒区域告示年月日, 土砂災害警戒区域等の指定状況. Includes entries for II-5046, II-5047, II-5048, etc.

（中略）

Table with columns: 危険箇所番号, 郡・市, 所在地, 区域名称, 警戒区域告示年月日, 土砂災害警戒区域等の指定状況. Includes entries for 14015, 14016, 14017, etc.

佐那河内村指定箇所一覧表

＜急傾斜地の崩壊＞

危険箇所番号	郡・市	町・村	所在地	区域名称	土砂災害の発生源となる自然災害の種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
						年月日	番号	年月日	番号
II-1337	名東郡	佐那河内村	上字井開	井開(1)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-5174	名東郡	佐那河内村	上字井開	井開(2)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-5175	名東郡	佐那河内村	上字井開	井開(3)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-5176	名東郡	佐那河内村	上字井開	井開(4)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-1338	名東郡	佐那河内村	上字井開	井開上	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-1335	名東郡	佐那河内村	上字上中辺	上中辺(1)	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	H21.8.21	524
II-5180	名東郡	佐那河内村	上字上中辺	上中辺(2)	急傾斜地の崩壊	H18.7.4	780	H21.8.21	524
II-5179	名東郡	佐那河内村	上字上中辺	上中辺(3)	急傾斜地の崩壊	H18.7.4	780	H21.8.21	524
II-5214	名東郡	佐那河内村	下字下野、高樋	下野(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5215	名東郡	佐那河内村	下字下野	下野(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5216	名東郡	佐那河内村	下字下野	下野(3)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5217	名東郡	佐那河内村	下字下野	下野(4)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7009	名東郡	佐那河内村	下字下野	下野(6)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1342	名東郡	佐那河内村	下字高樋	高樋	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	H21.8.21	524
II-5213	名東郡	佐那河内村	下字高樋	高樋(2)	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	H21.8.21	524
II-5234	名東郡	佐那河内村	下字田野々	田野々	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	H21.8.21	524
I-1346	名東郡	佐那河内村	下字西ノハナ	西ノハナ(1)	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	H21.8.21	524
II-5201	名東郡	佐那河内村	下字西ノハナ	西ノハナ(2)	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	H21.8.21	524
II-5202	名東郡	佐那河内村	下字西ノハナ	西ノハナ(3)	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	H21.8.21	524
II-5203	名東郡	佐那河内村	下字芝生	芝生	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	H21.8.21	524
I-1347	名東郡	佐那河内村	下字中辺	中辺	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	H21.8.21	524
I-1361	名東郡	佐那河内村	下字尾境	尾境(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5226	名東郡	佐那河内村	下字尾境	尾境(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5204	名東郡	佐那河内村	下字尾端	尾端	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5205	名東郡	佐那河内村	下字カゲ	カゲ	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1336	名東郡	佐那河内村	上字宮前	宮前(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-1339	名東郡	佐那河内村	上字井開	北山下	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-1340	名東郡	佐那河内村	上字北山	北山(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-1341	名東郡	佐那河内村	上字仁井田	仁井田(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5154	名東郡	佐那河内村	上字府能	府能(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5155	名東郡	佐那河内村	上字府能山	府能(5)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5156	名東郡	佐那河内村	上字府能	府能(6)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5157	名東郡	佐那河内村	上字府能	府能(7)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5158	名東郡	佐那河内村	上字府能	府能(8)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5159	名東郡	佐那河内村	上字府能	府能(9)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5160	名東郡	佐那河内村	上字府能	府能(10)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5161	名東郡	佐那河内村	上字仁井田	仁井田(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5162	名東郡	佐那河内村	上字仁井田	仁井田(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44

II-5163	名東郡	佐那河内村	上字仁井田	仁井田(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5164	名東郡	佐那河内村	上字仁井田	仁井田(5)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5165	名東郡	佐那河内村	上字谷	仁井田(6)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5166	名東郡	佐那河内村	上字谷	西谷(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5167	名東郡	佐那河内村	上字谷	西谷(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5168	名東郡	佐那河内村	上字谷	谷(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5169	名東郡	佐那河内村	上字谷	谷(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5170	名東郡	佐那河内村	上字谷	谷(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5171	名東郡	佐那河内村	上字北山	北山(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5172	名東郡	佐那河内村	上字北山	北山(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5173	名東郡	佐那河内村	上字北山	北山(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5177	名東郡	佐那河内村	上字宮前	宮前(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5178	名東郡	佐那河内村	上字宮前	宮前(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
危険箇所番号なし	名東郡	佐那河内村	上字三ツ谷	三ツ谷	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-1346	名東郡	佐那河内村	下字馬越	馬越	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5181	名東郡	佐那河内村	上字大田原、藤井	大田原	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5182	名東郡	佐那河内村	上字大田原	大田原	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5183	名東郡	佐那河内村	上字奥野	奥野々	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5182	名東郡	佐那河内村	上字奥野	奥野々下	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5192	名東郡	佐那河内村	上字平間	平間(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5193	名東郡	佐那河内村	上字平間	平間(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5194	名東郡	佐那河内村	上字白尾	白尾	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5195	名東郡	佐那河内村	上字平地	牧積	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5196	名東郡	佐那河内村	上字我楽、平地	我楽	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5197	名東郡	佐那河内村	上字南野、大黒	南野(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5198	名東郡	佐那河内村	上字南野、南浦	南野(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5199	名東郡	佐那河内村	上字南野	南野(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5200	名東郡	佐那河内村	上字南野	南野(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5232	名東郡	佐那河内村	下字通上	通上	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-5233	名東郡	佐那河内村	下字馬越	塚手	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
危険箇所番号なし	名東郡	佐那河内村	下字松川原、道	松川原	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
危険箇所番号なし	名東郡	佐那河内村	上字久保井	久保井	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
危険箇所番号なし	名東郡	佐那河内村	上字青水	青水(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-1349	名東郡	佐那河内村	下字普沢	普沢(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1350	名東郡	佐那河内村	下字御間津	御間津	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-5231	名東郡	佐那河内村	下字仕出	仕出(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-5236	名東郡	佐那河内村	下字普沢	普沢(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-5237	名東郡	佐那河内村	下字日ノ浦	日ノ浦(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-5238	名東郡	佐那河内村	下字日ノ浦	日ノ浦(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-5239	名東郡	佐那河内村	下字日ノ浦	日ノ浦(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-5240	名東郡	佐那河内村	下字日ノ浦	日ノ浦(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-5277	名東郡	佐那河内村	下字尾尻	尾尻(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-5278	名東郡	佐那河内村	下字尾尻	尾尻(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222

危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字モノミ石	モノミ石(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字モノミ石	モノミ石(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字モノミ石	モノミ石(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字モノミ石	モノミ石(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字モノミ石	モノミ石(5)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字丸田山	丸田山	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字山神	山神	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字仕出	仕出(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字仕出	仕出(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字普沢	普沢(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字普沢	普沢(5)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字普沢	普沢(6)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字普沢	普沢(7)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字普沢	普沢(8)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字滝ノ宮	滝ノ宮(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字滝ノ宮	滝ノ宮(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字滝ノ宮	滝ノ宮(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字平間	日ノ浦(5)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字龍淵	龍淵(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字龍淵	龍淵(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字中津	中津	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字中津	中津	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字日浦	日浦	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字大西浦	大西浦	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字曙畑	曙畑(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字曙畑	曙畑(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字曙畑	日浦(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字日浦	日浦(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字日浦	日浦(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字中津	中津東	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字寺谷	寺谷(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字寺谷	寺谷(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字八反地	八反地(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字八反地	八反地(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字寺谷	寺谷(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字仕出	仕出(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字仕出	仕出(5)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字仕出	仕出(6)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字東内ノ宮本	東内ノ宮本	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字大西	大西(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字東内ノ宮大西	大西(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
危険箇所番号 なし	佐那河内村	下字横間ノ宮内	東内ノ宮内(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172

II-5251	名東郡	佐那河内村	下字明真谷	明真谷(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5252	名東郡	佐那河内村	下字明真谷	明真谷(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5253	名東郡	佐那河内村	下字黒石・楢園	宮本(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5254	名東郡	佐那河内村	下字宮本	宮本(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5255	名東郡	佐那河内村	下字宮本	西地	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5256	名東郡	佐那河内村	下字大平	喜ノ久保(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5257	名東郡	佐那河内村	下字大平	喜ノ久保(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5259	名東郡	佐那河内村	下字大平	喜ノ久保(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
I-1851	名東郡	佐那河内村	下字丸田	丸田	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
I-1852	名東郡	佐那河内村	下字荒瀬	丸田下	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
I-1853	名東郡	佐那河内村	下字中峯	中峯(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5241	名東郡	佐那河内村	下字中峯	中峯(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5242	名東郡	佐那河内村	下字中峯	中峯(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5244	名東郡	佐那河内村	下字中峯	中峯(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5245	名東郡	佐那河内村	下字中峯	中峯(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5246	名東郡	佐那河内村	下字小屋ノ久保	小屋ノ久保(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5270	名東郡	佐那河内村	下字小屋ノ久保	小屋ノ久保(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5271	名東郡	佐那河内村	下字東山	東山(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5273	名東郡	佐那河内村	下字東山	東山(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5274	名東郡	佐那河内村	下字東山	東山(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5275	名東郡	佐那河内村	下字ウチウ	ウチウ	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
I-1856	名東郡	佐那河内村	下字父ノ久保	父ノ久保	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
I-1857	名東郡	佐那河内村	下字中津	上磯	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
I-1858	名東郡	佐那河内村	下字水上	水上(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5260	名東郡	佐那河内村	下字栗見坂	栗見坂	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5261	名東郡	佐那河内村	下字馬木谷	馬木谷	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5262	名東郡	佐那河内村	下字阿ら田	阿ら田(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5263	名東郡	佐那河内村	下字阿ら田	阿ら田(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5264	名東郡	佐那河内村	下字阿ら田	阿ら田(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5265	名東郡	佐那河内村	下字滝ノ宮	滝ノ宮(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5266	名東郡	佐那河内村	下字滝ノ宮	滝ノ宮(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5267	名東郡	佐那河内村	下字滝ノ宮	滝ノ宮(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5268	名東郡	佐那河内村	下字水上	水上(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-5269	名東郡	佐那河内村	下字小屋ノ久保	水上(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
危険箇所番号 なし	名東郡	佐那河内村	下字西ノ八ナ	西ノ八ナ(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
危険箇所番号 なし	名東郡	佐那河内村	上字青水	青水(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
危険箇所番号 なし	名東郡	佐那河内村	上字我妻	我妻(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5184	名東郡	佐那河内村	上字中尾	中尾(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5185	名東郡	佐那河内村	上字中尾	中尾(2)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398
II-5186	名東郡	佐那河内村	上字野神原	野神原	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398

Table with columns: 危険箇所番号, 所在地, 区域名称, 土砂災害の発生原因となる自然現象, 警戒区域告示年月日, 番号, 特別警戒区域告示年月日, 番号. Rows include 土砂災害警戒区域 (e.g., 急傾斜地の崩壊) and 土砂災害警戒区域外 (e.g., 急傾斜地の崩壊).

<上石流>

Table with columns: 危険箇所番号, 所在地, 区域名称, 土砂災害の発生原因となる自然現象, 警戒区域告示年月日, 番号, 特別警戒区域告示年月日, 番号. Rows include 土砂災害警戒区域 (e.g., 急傾斜地の崩壊) and 土砂災害警戒区域外 (e.g., 急傾斜地の崩壊).

Table with columns: 危険箇所番号, 所在地, 区域名称, 土砂災害の発生原因となる自然現象, 警戒区域告示年月日, 番号, 特別警戒区域告示年月日, 番号. Rows include 土砂災害警戒区域 (e.g., 急傾斜地の崩壊) and 土砂災害警戒区域外 (e.g., 急傾斜地の崩壊).

<地すべり>

Table with columns: 危険箇所番号, 所在地, 区域名称, 土砂災害の発生原因となる自然現象, 警戒区域告示年月日, 番号, 特別警戒区域告示年月日, 番号. Rows include 土砂災害警戒区域 (e.g., 急傾斜地の崩壊) and 土砂災害警戒区域外 (e.g., 急傾斜地の崩壊).

石井町指定箇所一覧表

＜急傾斜地の崩壊＞

Table with columns: 危険箇所番号, 所在地 (郡・市, 町・村, 字), 区域名称, 土砂災害の発生原因となる自然現象, 警戒区域告示 (年月日, 番号), 特別警戒区域告示 (年月日, 番号). Rows include locations like 石井町 石井字石井 and 石井町 石井字下浦.

Table with columns: 箇所番号, 所在地 (郡・市, 町・村, 字), 区域名称, 土砂災害の発生原因となる自然現象, 警戒区域告示 (年月日, 番号), 特別警戒区域告示 (年月日, 番号). Rows include locations like 石井町 石井字城ノ内 and 石井町 石井字下浦.

＜土石流＞

Table with columns: 危険箇所番号, 所在地 (郡・市, 町・村, 字), 区域名称, 土砂災害の発生原因となる自然現象, 警戒区域告示 (年月日, 番号), 特別警戒区域告示 (年月日, 番号). Rows include locations like 石井町 石井字石井 and 石井町 石井字鳥坂.

＜橋すべり＞

Table with columns: 箇所番号, 所在地 (郡・市, 町・村, 字), 区域名称, 土砂災害の発生原因となる自然現象, 警戒区域告示 (年月日, 番号), 特別警戒区域告示 (年月日, 番号). Row includes 石井町 石井字上浦.

神山町指定箇所一覧表

＜急傾斜地の崩壊＞

箇所番号	所在地		区域名称	土砂災害の発生源となる自然要素の種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村			年月日	番号	年月日	番号
I-1373	名西部	神山町	阿野字船底	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-1381	名西部	神山町	阿野字神木	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-5323	名西部	神山町	阿野字神木	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-5324	名西部	神山町	阿野字神木	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-5325	名西部	神山町	阿野字神木	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-5355	名西部	神山町	阿野字地野々	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5356	名西部	神山町	阿野字地野々	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5322	名西部	神山町	阿野字地ノ平	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-1382	名西部	神山町	阿野字北倉目	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-5287	名西部	神山町	阿野字北倉目	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-5288	名西部	神山町	阿野字北倉目	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-5289	名西部	神山町	阿野字北倉目	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-5290	名西部	神山町	阿野字北倉目	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
II-5291	名西部	神山町	阿野字北倉目	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-1401	名西部	神山町	阿野字南馬場草	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1386	名西部	神山町	阿野字河口	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1391	名西部	神山町	阿野字馬地	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1392	名西部	神山町	阿野字馬地	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5360	名西部	神山町	阿野字馬地	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-5361	名西部	神山町	阿野字馬地	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-5362	名西部	神山町	阿野字馬地	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-5363	名西部	神山町	阿野字馬地	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1400	名西部	神山町	阿野字広野	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5343	名西部	神山町	阿野字広野	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1395	名西部	神山町	阿野字橋谷	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-5358	名西部	神山町	阿野字橋谷	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1363	名西部	神山町	阿野字長谷	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1422	名西部	神山町	下分字西寺	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-5631	名西部	神山町	下分字西寺	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-1428	名西部	神山町	下分字左右山	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-1429	名西部	神山町	下分字左右山	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-5368	名西部	神山町	下分字左右山	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-5365	名西部	神山町	下分字左右山	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-1431	名西部	神山町	下分字東福原	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-5624	名西部	神山町	下分字北中福原	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-5633	名西部	神山町	下分字西福原	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-5634	名西部	神山町	下分字西福原	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-5637	名西部	神山町	下分字矢ノ内	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-1416	名西部	神山町	下分字鍋岩	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1417	名西部	神山町	下分字鍋岩	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170

460	名西部	阿野字川平・屋敷瀬、宮分、府神領字本小野、西小野	神山町	地すべり	H30.1.26	43	-
463	名西部	神領字本小野、西小野	神山町	地すべり	H30.1.26	43	-
466	名西部	神領字西小野、本小野	神山町	地すべり	H30.1.26	43	-
480	名西部	上分子殿宮、坂丸	神山町	地すべり	H30.1.26	43	-
485	名西部	上分子府殿、府殿	神山町	地すべり	H30.1.26	43	-
489	名西部	上分子本原川、本相川	神山町	地すべり	H30.1.26	43	-
450	名西部	阿野字五反地、田ノ窪、長瀬、五反地	神山町	地すべり	H30.1.26	43	-
483	名西部	上分	神山町	地すべり	H30.1.26	43	-
484	名西部	江田	神山町	地すべり	H30.1.26	43	-
459	名西部	阿野字二宮	神山町	地すべり	H30.1.26	43	-
467	名西部	神領字西青井夫、青井夫	神山町	地すべり	H31.3.25	171	-
474	名西部	鬼籠野字元山、元山	神山町	地すべり	H31.3.25	171	-
461	名西部	鬼籠野字西分、神領字青井夫	神山町	地すべり	H31.3.25	171	-
464	名西部	鬼籠野字阿保坂、阿保坂	神山町	地すべり	H31.3.25	171	-
468	名西部	鬼籠野字阿保坂、東分	神山町	地すべり	H31.3.25	171	-
476	名西部	上分子入手、江島	神山町	地すべり	H31.3.25	171	-
487	名西部	上分子中津、大中尾	神山町	地すべり	H31.3.25	171	-
482	名西部	上分子金泉、金泉	神山町	地すべり	H31.3.25	171	-
488	名西部	上分子金泉、中津	神山町	地すべり	H31.3.25	171	-
451	名西部	阿野字名田河、名田河	神山町	地すべり	R1.9.24	386	-
452	名西部	阿野字名田河、大地	神山町	地すべり	R1.9.24	386	-
455	名西部	阿野字須賀、須賀	神山町	地すべり	R1.9.24	386	-
470	名西部	下分子中喜来、中喜来	神山町	地すべり	R1.9.24	386	-
481	名西部	下分子	神山町	地すべり	R1.9.24	386	-
457	名西部	阿野字北森瀬、南森瀬、橋合	神山町	地すべり	R1.9.24	386	-
453	名西部	阿野字白浦	神山町	地すべり	R1.9.24	386	-
458	名西部	本名、地ノ平、稲鹿木、東元次	神山町	地すべり	R1.9.24	386	-
447	名西部	地ノ平、東元次、神木	神山町	地すべり	R1.9.24	386	-
495	名西部	阿野字曲ノ辻、高瀬	神山町	地すべり	R1.9.24	386	-
495	名西部	鬼籠野、本相川、内村上	神山町	地すべり	R1.9.24	386	-
495	名西部	阿野字上河内	神山町	地すべり	R4.3.29	206	-
495	名西部	神領字川北、北本野間、大基地	神山町	地すべり	R4.3.29	206	-
495	名西部	鬼籠野字橋ノ頭	神山町	地すべり	R4.3.29	206	-
495	名西部	阿野字白嶽、下地、方子、柳ノ辻、南行石野	神山町	地すべり	R4.3.29	206	-
495	名西部	神領字本野間、西野間、中津	神山町	地すべり	R4.3.29	206	-
495	名西部	下分子今井、上中内、安古、下中内、字井	神山町	地すべり	R4.3.29	206	-

那賀町指定箇所一覧表

急傾斜地の崩壊

箇所番号	郡・市	町・村	区域名称	土砂災害の発生原因となる自然要素の種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
					年月日	番号	年月日	番号
I-1684	那賀郡	那賀町	和食郷字北地	急傾斜地の崩壊	H18.11.10	1210	H21.3.2	134
II-6833	那賀郡	那賀町	和食郷字北地	急傾斜地の崩壊	H18.11.10	1210	H21.3.2	134
II-6832	那賀郡	那賀町	和食郷字北地	急傾斜地の崩壊	H18.11.10	1210	H21.3.2	134
II-6831	那賀郡	那賀町	和食郷字北地	急傾斜地の崩壊	H18.11.10	1210	H21.3.2	134
II-6830	那賀郡	那賀町	和食郷字北地	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-1683	那賀郡	那賀町	和食郷字北地	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-6836	那賀郡	那賀町	和食郷字北地	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-2079	那賀郡	那賀町	和食郷字北地	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-6835	那賀郡	那賀町	和食郷字北地	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-6837	那賀郡	那賀町	和食郷字北地	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1701	那賀郡	那賀町	百合字松ノ木	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	H21.10.30	654
II-6855	那賀郡	那賀町	百合字松ノ木	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	H21.10.30	654
I-1702	那賀郡	那賀町	百合字松ノ木	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	H21.10.30	654
I-1700	那賀郡	那賀町	百合字石橋	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	H21.10.30	654
II-6854	那賀郡	那賀町	百合字石橋	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	H21.10.30	654
I-1689	那賀郡	那賀町	仁字学原	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	138	H22.3.19	140
I-1686	那賀郡	那賀町	土佐字南町	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	138	H22.3.19	140
II-6850	那賀郡	那賀町	阿井字ユヤ	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	588	H26.8.25	590
II-6851	那賀郡	那賀町	阿井字ユヤ	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	588	H26.8.25	590
II-6852	那賀郡	那賀町	阿井字ユヤ	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	588	H26.8.25	590
II-6853	那賀郡	那賀町	阿井字ユヤ	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	588	H26.8.25	590
II-6808	那賀郡	那賀町	中山字関ノ原	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1680	那賀郡	那賀町	中山字関ノ原	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6809	那賀郡	那賀町	中山字東内	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1681	那賀郡	那賀町	中山字奥の谷	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6810	那賀郡	那賀町	中山字奥の谷	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6811	那賀郡	那賀町	中山字奥の谷	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1682	那賀郡	那賀町	中山字井の本	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1683	那賀郡	那賀町	中山字孫の	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6812	那賀郡	那賀町	中山字石	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1684	那賀郡	那賀町	中山字柳沢	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6815	那賀郡	那賀町	中山字生杉谷	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6814	那賀郡	那賀町	中山字生杉谷	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6813	那賀郡	那賀町	中山字生杉谷	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1685	那賀郡	那賀町	中山字干橋	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1687	那賀郡	那賀町	中山字助友	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1688	那賀郡	那賀町	中山字おく	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1689	那賀郡	那賀町	中山字下同名	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78

I-1680	那賀郡	那賀町	中山学園近谷口	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1681	那賀郡	那賀町	中山字柿木の1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1682	那賀郡	那賀町	中山字長戸原	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6516	那賀郡	那賀町	中山字山盛り口	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6517	那賀郡	那賀町	中山字喜安	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6518	那賀郡	那賀町	中山字とふめん	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1686	那賀郡	那賀町	中山字とふめん	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-6519	那賀郡	那賀町	中山字ひへはた	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6520	那賀郡	那賀町	中山字ひへはた	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6521	那賀郡	那賀町	中山字かへら	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6522	那賀郡	那賀町	中山字とぎさね	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6523	那賀郡	那賀町	中山字とぎさね	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6524	那賀郡	那賀町	中山字達道	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6525	那賀郡	那賀町	中山学園近谷口	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6526	那賀郡	那賀町	中山学園近谷口	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6527	那賀郡	那賀町	中山字平山前	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6528	那賀郡	那賀町	中山字こじや	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6529	那賀郡	那賀町	中山字延清	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1705	那賀郡	那賀町	船川字大園	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-1704	那賀郡	那賀町	船川字大園	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6529	那賀郡	那賀町	船川字西宮	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6528	那賀郡	那賀町	船川字西宮	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6527	那賀郡	那賀町	船川字西宮	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6526	那賀郡	那賀町	船川字西宮	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6525	那賀郡	那賀町	船川字西宮	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-1721	那賀郡	那賀町	入野	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6532	那賀郡	那賀町	入野	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6533	那賀郡	那賀町	入野	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6530	那賀郡	那賀町	牛輪	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6536	那賀郡	那賀町	延野	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6537	那賀郡	那賀町	延野	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6538	那賀郡	那賀町	延野	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6539	那賀郡	那賀町	延野	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6540	那賀郡	那賀町	殿合	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6541	那賀郡	那賀町	寺前	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-7834	那賀郡	那賀町	寺前	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7833	那賀郡	那賀町	寺前	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1722	那賀郡	那賀町	延野	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-6534	那賀郡	那賀町	延野	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-6535	那賀郡	那賀町	延野	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-6542	那賀郡	那賀町	大原	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-6564	那賀郡	那賀町	朝生	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1729	那賀郡	那賀町	日野谷	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170

I-1726	那賀郡	那賀町	大久保字タスリ	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1728	那賀郡	那賀町	大久保字西輪野	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-2083	那賀郡	那賀町	大久保字川久保	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-6666	那賀郡	那賀町	大久保字中山	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-6667	那賀郡	那賀町	大久保字栗ノ久保	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-6668	那賀郡	那賀町	大久保字北ノ名	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-6669	那賀郡	那賀町	大久保字西ノ内	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-6671	那賀郡	那賀町	大久保字膳坪	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1727	那賀郡	那賀町	大久保字膳坪	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-6683	那賀郡	那賀町	大久保字膳坪	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-6684	那賀郡	那賀町	大久保字膳坪	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-6686	那賀郡	那賀町	大久保字膳坪	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-6687	那賀郡	那賀町	大久保字膳坪	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-6688	那賀郡	那賀町	大久保字膳坪	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1712	那賀郡	那賀町	平野字妙見前	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	202	H29.2.21	203
II-6619	那賀郡	那賀町	竹ヶ谷字出羽	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6620	那賀郡	那賀町	竹ヶ谷字越後	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6621	那賀郡	那賀町	竹ヶ谷字越後	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6622	那賀郡	那賀町	竹ヶ谷字越後	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6623	那賀郡	那賀町	竹ヶ谷字加賀	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6624	那賀郡	那賀町	竹ヶ谷字加賀	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6625	那賀郡	那賀町	竹ヶ谷字近江	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6626	那賀郡	那賀町	竹ヶ谷字長門	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6567	那賀郡	那賀町	谷内	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-6569	那賀郡	那賀町	谷内	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1706	那賀郡	那賀町	谷内	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6571	那賀郡	那賀町	谷内	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
I-1708	那賀郡	那賀町	谷内	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
I-1707	那賀郡	那賀町	谷内	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6578	那賀郡	那賀町	谷内	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6570	那賀郡	那賀町	谷内	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6568	那賀郡	那賀町	谷内	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-7831	那賀郡	那賀町	谷内	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6566	那賀郡	那賀町	谷内	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6565	那賀郡	那賀町	谷内	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6577	那賀郡	那賀町	谷内	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6572	那賀郡	那賀町	谷内	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6575	那賀郡	那賀町	谷内	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6576	那賀郡	那賀町	谷内	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6574	那賀郡	那賀町	谷内	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6573	那賀郡	那賀町	谷内	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295

II-6391	那賀郡	那賀町	谷内字立割	立割2	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6395	那賀郡	那賀町	谷内字立割	立割4	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6394	那賀郡	那賀町	谷内字立割	立割5	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6393	那賀郡	那賀町	谷内字立割	立割6	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6392	那賀郡	那賀町	谷内字立割	立割7	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6001	那賀郡	那賀町	谷内字立割	吉内谷1	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
I-1719	那賀郡	那賀町	西納字つづら口	つづら口	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
I-1716	那賀郡	那賀町	西納字大張、字下市ノ瀬、地名字西曾根	大張	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
I-1718	那賀郡	那賀町	西納字上平間	上平間	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
I-1717	那賀郡	那賀町	西納字戸丸	戸丸	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6006	那賀郡	那賀町	西納字杉谷	杉谷1	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6007	那賀郡	那賀町	西納字かくれこや、字西地	かくれこや1	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6008	那賀郡	那賀町	西納字かくれこや	かくれこや2	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6009	那賀郡	那賀町	西納字白女	白女1	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6010	那賀郡	那賀町	西納字南さこ	南さこ	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6016	那賀郡	那賀町	西納字持ヶ瀬	持ヶ瀬	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6083	那賀郡	那賀町	西納字香かの津	香かの津	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6084	那賀郡	那賀町	西納字相ふ、字ふどの	ふどの1	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6085	那賀郡	那賀町	西納字宮ノ谷	宮ノ谷1	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-7832	那賀郡	那賀町	西納字下市ノ瀬	下市ノ瀬	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
I-1725	那賀郡	那賀町	吉野字イヤ谷	川口	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6064	那賀郡	那賀町	吉野字イヤ谷	イヤ谷	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6062	那賀郡	那賀町	吉野字荒八かへ、字折子	折八かへ	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6063	那賀郡	那賀町	吉野字夏野、字箱置	夏野1	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6072	那賀郡	那賀町	請ノ谷字釜ノ平	釜ノ平1	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6074	那賀郡	那賀町	請ノ谷字定置	定置1	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6075	那賀郡	那賀町	請ノ谷字片	請ノ片1	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6077	那賀郡	那賀町	請ノ谷字川島	川島1	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6078	那賀郡	那賀町	請ノ谷字加賀利	加賀利屋1	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6079	那賀郡	那賀町	請ノ谷字松平間	松平間1	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6080	那賀郡	那賀町	請ノ谷字石上原	石上原1	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6081	那賀郡	那賀町	請ノ谷字豊ノ岡	豊ノ岡	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6082	那賀郡	那賀町	請ノ谷字豊平間	豊平間1	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
I-1730	那賀郡	那賀町	碓石字中傍示、字上傍示、字下傍示	中傍示	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6087	那賀郡	那賀町	碓石字下傍示	下傍示	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6090	那賀郡	那賀町	碓石字東浦、字上地野	東浦1	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6089	那賀郡	那賀町	碓石字東浦、字上地野、字東浦2	東浦2	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6088	那賀郡	那賀町	碓石字東浦、字下ノ地、字石原、字泉原、字大張	東浦3	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
I-1733	那賀郡	那賀町	日清字森畑、字真田	森畑	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295

II-6089	那賀郡	那賀町	日清字日浦山	日浦山1	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6700	那賀郡	那賀町	日清字中島、字山、字小笠平	中島	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295
II-6024	那賀郡	那賀町	御所谷字御所谷	御所谷-1	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-6023	那賀郡	那賀町	御所谷字御所谷	御所谷-2	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-1755	那賀郡	那賀町	御所谷字横畑	横畑	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-1756	那賀郡	那賀町	御所谷字南屋敷、字名	半名	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-1757	那賀郡	那賀町	御所谷字藤治屋、字車瀬	藤治屋	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-6021	那賀郡	那賀町	御所谷字白花	白花1	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-6025	那賀郡	那賀町	御所谷字溝畑	半名1	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-6020	那賀郡	那賀町	又ヶ谷字木下	鬼川内-1	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-6019	那賀郡	那賀町	又ヶ谷字鬼川内	鬼川内-2	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-6797	那賀郡	那賀町	深森	南川原1	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6798	那賀郡	那賀町	深森	下毛向1	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6799	那賀郡	那賀町	深森	カゲ	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6740	那賀郡	那賀町	深森	真畑	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6741	那賀郡	那賀町	深森	日浦1	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-1753	那賀郡	那賀町	平谷	平谷	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1754	那賀郡	那賀町	平谷字小松原	小松原1	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6018	那賀郡	那賀町	平谷字西浦	西1	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6028	那賀郡	那賀町	平谷字下ノ字谷	北側1	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6027	那賀郡	那賀町	平谷字井ノ口	北側2	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6026	那賀郡	那賀町	平谷字井ノ口	井ノ口1	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6790	那賀郡	那賀町	平谷字マトハ	舟屋溝1	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-6791	那賀郡	那賀町	平谷字マトハ	マトハ3	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6029	那賀郡	那賀町	平谷字下毛田浦	井ノ口2	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6830	那賀郡	那賀町	平谷字下毛田浦	下毛田浦1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6742	那賀郡	那賀町	川俣	ソノ	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6743	那賀郡	那賀町	川俣	出合1	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6744	那賀郡	那賀町	川俣	ゴニウドウ	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6745	那賀郡	那賀町	川俣	クボノ	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6746	那賀郡	那賀町	川俣	大貫合1	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6747	那賀郡	那賀町	川俣	ドウノマエ	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6748	那賀郡	那賀町	川俣	次郎屋敷1	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6749	那賀郡	那賀町	川俣	カゾヤ	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6750	那賀郡	那賀町	川俣	クルス	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-6751	那賀郡	那賀町	川俣字奥ビノ	奥ビノ1	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
II-6752	那賀郡	那賀町	川俣字ガトケ谷	ガトケ谷1	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
II-6753	那賀郡	那賀町	川俣字谷山	谷山2	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
II-6754	那賀郡	那賀町	川俣字谷山	谷山	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
II-6755	那賀郡	那賀町	川俣字大小屋	大小屋	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
II-6756	那賀郡	那賀町	川俣字大小屋	大小屋1	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
II-6757	那賀郡	那賀町	川俣字大小屋	大小屋2	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590

II-6733	那賀郡	那賀町	古重字北秀示	北秀示2	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
II-6734	那賀郡	那賀町	古重字釜沢	釜沢	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
II-6735	那賀郡	那賀町	古重字野々尻	野々尻1	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
II-7836	那賀郡	那賀町	古重字北秀示	北秀示1	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
II-7837	那賀郡	那賀町	古重字磯洲	ソノコヘ1	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	H26.8.25	590
II-6736	那賀郡	那賀町	古重	野々尻2	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-1759	那賀郡	那賀町	成瀬	成瀬	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-6838	那賀郡	那賀町	成瀬	成瀬1	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1760	那賀郡	那賀町	成瀬	白濁平	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-6833	那賀郡	那賀町	成瀬	田中1	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-6834	那賀郡	那賀町	成瀬	田中2	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-6835	那賀郡	那賀町	成瀬	忠ヶ谷奥1	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-6836	那賀郡	那賀町	成瀬	北ヶ谷1	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-6837	那賀郡	那賀町	成瀬	ミト向	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-6839	那賀郡	那賀町	成瀬	中尾1	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-6731	那賀郡	那賀町	小浜	久保2	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1739	那賀郡	那賀町	小浜	久保3	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1740	那賀郡	那賀町	小浜	小浜	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7835	那賀郡	那賀町	小浜	小浜1	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1741	那賀郡	那賀町	小浜	小浜上	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-2085	那賀郡	那賀町	小浜	白ヶ谷口1	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1750	那賀郡	那賀町	白石字中内	中内	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6797	那賀郡	那賀町	白石字中内	中内1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1751	那賀郡	那賀町	白石字轟平	井ノ浦	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1752	那賀郡	那賀町	白石字下用知	下用知	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6798	那賀郡	那賀町	白石字轟平	轟平1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6801	那賀郡	那賀町	白石字鳥砂	鳥砂1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6799	那賀郡	那賀町	白石字鳥砂	鳥砂2	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6800	那賀郡	那賀町	白石字鳥砂	鳥砂3	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6802	那賀郡	那賀町	白石字井ノ浦	井ノ浦1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6806	那賀郡	那賀町	白石字西	西山1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6803	那賀郡	那賀町	白石字西	西1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6804	那賀郡	那賀町	白石字中村	西2	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6805	那賀郡	那賀町	白石字引地	中村	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6807	那賀郡	那賀町	白石字野平	野平1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6808	那賀郡	那賀町	白石字東平	東平2	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6809	那賀郡	那賀町	白石字西平	西平1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6810	那賀郡	那賀町	白石字柿ノ佐古	柿ノ佐古1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6812	那賀郡	那賀町	白石字椎ノ尾	椎ノ尾1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6811	那賀郡	那賀町	白石字椎ノ尾	椎ノ尾2	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6815	那賀郡	那賀町	白石字竹屋敷	竹屋敷1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6813	那賀郡	那賀町	白石字河原	竹屋敷3	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78

II-6814	那賀郡	那賀町	白石字中屋	中屋1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6816	那賀郡	那賀町	白石字上用知	上用知1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6777	那賀郡	那賀町	拝堂字西分	西分1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6778	那賀郡	那賀町	拝堂字西分	西分2	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6776	那賀郡	那賀町	拝堂字西分	西分3	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6779	那賀郡	那賀町	拝堂字杉サコ	杉サコ1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6781	那賀郡	那賀町	拝堂字井ノ元	井ノ元1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6780	那賀郡	那賀町	拝堂字井ノ元	井ノ元2	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1747	那賀郡	那賀町	拝堂字井ノ元	井ノ元3	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6782	那賀郡	那賀町	拝堂字打石ノ平	打石ノ平1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6785	那賀郡	那賀町	拝堂字中川原	中川原1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6783	那賀郡	那賀町	拝堂字中川原	中川原2	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6784	那賀郡	那賀町	拝堂字西ノ谷	西ノ谷1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1748	那賀郡	那賀町	拝堂字轟	轟	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6786	那賀郡	那賀町	拝堂字轟	轟1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
II-6787	那賀郡	那賀町	拝堂字轟	轟坂1	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1767	那賀郡	那賀町	木頭字前田	前田	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1772	那賀郡	那賀町	木頭字広瀬	坂州1	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-6831	那賀郡	那賀町	平谷字日浦	日浦2	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1784	那賀郡	那賀町	木頭動字大久保	大久保1	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-6848	那賀郡	那賀町	木頭動字野田ノ尾	野田ノ尾	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-6847	那賀郡	那賀町	木頭動字野田ノ尾	野田ノ尾2	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-1781	那賀郡	那賀町	木頭動字林	林	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-6846	那賀郡	那賀町	木頭動字林	林1	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-1783	那賀郡	那賀町	木頭動字冬口谷上ノミ	助	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-1782	那賀郡	那賀町	木頭動字鷹	助鷹	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-1803	那賀郡	那賀町	木頭北川字小敷	小敷	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	563	H23.8.25	565
II-6884	那賀郡	那賀町	木頭北川字大塚	阿せち1	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	563	H23.8.25	565
II-6885	那賀郡	那賀町	木頭北川字大塚	大塚1	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	563	H23.8.25	565
II-6886	那賀郡	那賀町	木頭北川字大塚	大塚2	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	563	H23.8.25	565
II-6879	那賀郡	那賀町	木頭折字字六地蔵	六地蔵1	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	563	H23.8.25	565
II-6880	那賀郡	那賀町	木頭折字	六地蔵2	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	563	H23.8.25	565
I-1780	那賀郡	那賀町	木頭動字中谷	小舅野々	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-6839	那賀郡	那賀町	木頭動字中谷	中谷1	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-6843	那賀郡	那賀町	木頭動字海川口	海川口下々2	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-6844	那賀郡	那賀町	木頭動字海川口	海川口1	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-6845	那賀郡	那賀町	木頭動字海川口	海川口上工1	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-7840	那賀郡	那賀町	木頭動字海川口	海川口2	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-7841	那賀郡	那賀町	木頭動字海川口	海川口下々1	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-6860	那賀郡	那賀町	木頭動字轟谷上久保	轟谷	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-6874	那賀郡	那賀町	木頭折字字石屋敷	榎谷口1	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-6875	那賀郡	那賀町	木頭折字字石屋敷	石屋敷1	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203

II-6861	那賀郡	那賀町	木頭字下田	下田1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6862	那賀郡	那賀町	木頭字下田	下田2	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6863	那賀郡	那賀町	木頭字下田	下田3	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6864	那賀郡	那賀町	木頭字前田・露口	露口1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6865	那賀郡	那賀町	木頭字露口	露口2	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1775	那賀郡	那賀町	掛釜字古石ノ浦・上履回り・下名古ノ瀬	掛釜字古石ノ浦・上履回り・下名古ノ瀬	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1777	那賀郡	那賀町	掛釜字五倍木回り	五倍木回り1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6869	那賀郡	那賀町	掛釜字上加州	上加州1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6870	那賀郡	那賀町	掛釜字与沢・岸	与沢1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6871	那賀郡	那賀町	掛釜字榎屋・大花古	榎屋1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6878	那賀郡	那賀町	小泉字小泉	小泉1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6877	那賀郡	那賀町	掛釜字岸	岸	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6889	那賀郡	那賀町	出羽字原	原1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6890	那賀郡	那賀町	出羽字森谷	森谷1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6891	那賀郡	那賀町	出羽字朝平	朝平1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6892	那賀郡	那賀町	出羽字下久保	下久保	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6893	那賀郡	那賀町	出羽字久保	西久保	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6894	那賀郡	那賀町	出羽字宮崎	宮崎1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6895	那賀郡	那賀町	出羽字上屋敷	上屋敷1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6896	那賀郡	那賀町	出羽字栗ノ采	栗ノ采1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6897	那賀郡	那賀町	出羽字栗ノ采	栗ノ采2	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1773	那賀郡	那賀町	出羽	滝ノ下1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6879	那賀郡	那賀町	当山下屋敷	下屋敷1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6880	那賀郡	那賀町	当山下屋敷	下屋敷2	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6881	那賀郡	那賀町	当山字松原	松原1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6882	那賀郡	那賀町	当山字桃佐古・森谷	桃佐古1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6884	那賀郡	那賀町	当山字ツロイ	ツロイ1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6885	那賀郡	那賀町	当山字神ノ前	神ノ前1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6886	那賀郡	那賀町	当山字榎尾	榎尾	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6887	那賀郡	那賀町	当山字竹原佐古	竹原佐古	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6888	那賀郡	那賀町	当山字神ノ前	神ノ前2	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1779	那賀郡	那賀町	川成字真畑	真畑	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6932	那賀郡	那賀町	川成字フノ内・シンシヨノ向	フノ内1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6933	那賀郡	那賀町	岩倉字山本・インカ谷・地蔵本	山本1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1778	那賀郡	那賀町	楕谷字くれ石	くれ石1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6929	那賀郡	那賀町	楕谷字めづ	めづ	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6917	那賀郡	那賀町	沢谷字岡	下沢谷1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6924	那賀郡	那賀町	小島字新なせ・下屋敷1	新なせ1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6925	那賀郡	那賀町	小島字平畑・下屋敷3	平畑3	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6926	那賀郡	那賀町	小島字平畑	平畑2	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6927	那賀郡	那賀町	小島字幸ノ庄	幸ノ庄1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222

II-6928	那賀郡	那賀町	小島字豊沢・横谷字夏切	豊沢1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6930	那賀郡	那賀町	小島字森西	森西2	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6931	那賀郡	那賀町	小島字楢谷	楢谷1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6912	那賀郡	那賀町	沢谷字つゑ谷	つゑ谷1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1776	那賀郡	那賀町	沢谷字井元	石本3	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6913	那賀郡	那賀町	沢谷字井元	石本2	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6914	那賀郡	那賀町	沢谷字石本	石本1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6915	那賀郡	那賀町	沢谷字榎岡	榎岡1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6916	那賀郡	那賀町	沢谷字野中	野中1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6918	那賀郡	那賀町	沢谷字岡	下沢谷2	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6919	那賀郡	那賀町	沢谷字岡田・岡	岡田1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6920	那賀郡	那賀町	沢谷字亀井谷	亀井谷1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6921	那賀郡	那賀町	沢谷字亀井谷・中西	亀井谷2	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6922	那賀郡	那賀町	沢谷字亀井谷・中西	亀井谷3	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6934	那賀郡	那賀町	沢谷字沢谷	中沢谷1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6935	那賀郡	那賀町	沢谷字下屋敷	滝根1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6936	那賀郡	那賀町	沢谷字北谷	北谷1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6900	那賀郡	那賀町	阿津江字中屋・桑之玉	中屋1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6883	那賀郡	那賀町	木頭名字折坂・中屋敷・八平地・寺野	折坂	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6886	那賀郡	那賀町	木頭名字柳ノ木	加美ノ木1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6899	那賀郡	那賀町	木頭名字加美ノ前・黒田	黒田	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6725	那賀郡	那賀町	白ヶ谷字上屋敷	裏1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6726	那賀郡	那賀町	白ヶ谷字中津	大家1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6727	那賀郡	那賀町	白ヶ谷字大家	大家2	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6728	那賀郡	那賀町	白ヶ谷字楢詰	楢詰1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6729	那賀郡	那賀町	白ヶ谷字真畑	真畑1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6730	那賀郡	那賀町	白ヶ谷字中津	中津1	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6760	那賀郡	那賀町	長安字坂本	坂本	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-6761	那賀郡	那賀町	長安字鹿ノ本	鹿ノ本	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-7838	那賀郡	那賀町	長安字風穴	風穴2	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-1801	那賀郡	那賀町	木頭北川字大地平・字谷口	大地平1	急傾斜地の崩壊	H30.1.19	732	H30.1.19	733
I-1802	那賀郡	那賀町	木頭北川字下毛・字不ふてん	白浦	急傾斜地の崩壊	H30.1.19	732	H30.1.19	733
I-1804	那賀郡	那賀町	木頭北川字かじや・字下毛・字つとこ・字柳ざら・字中屋・字中屋・字前浦・字わたら	北川藤	急傾斜地の崩壊	H30.1.19	732	H30.1.19	733
II-6881	那賀郡	那賀町	木頭折字大地・木頭北川字いも志屋敷	大地平	急傾斜地の崩壊	H30.1.19	732	H30.1.19	733
II-6982	那賀郡	那賀町	木頭北川字榎ノ久	榎ノ久上1	急傾斜地の崩壊	H30.1.19	732	H30.1.19	733
II-6983	那賀郡	那賀町	木頭北川字土居	土居1	急傾斜地の崩壊	H30.1.19	732	H30.1.19	733
II-6987	那賀郡	那賀町	木頭北川字大明地・字大明地谷	大明地1	急傾斜地の崩壊	H30.1.19	732	H30.1.19	733

II-6888	那賀郡	那賀町	本郷北川字大字・木物・奈岳・宇東・津	月ノ瀬1	急傾斜地の崩壊	H80.11.19	732	H80.11.19	733
II-6889	那賀郡	那賀町	本郷北川字大字・津	宇井ノ瀬1	急傾斜地の崩壊	H80.11.19	732	H80.11.19	733
II-6890	那賀郡	那賀町	木運動字四郎	四郎1	急傾斜地の崩壊	H80.11.19	732	H80.11.19	733
II-6891	那賀郡	那賀町	木運動字中谷中筋	中谷中筋2	急傾斜地の崩壊	H80.11.19	732	H80.11.19	733
II-6892	那賀郡	那賀町	木運動字中谷中筋	中谷中筋1	急傾斜地の崩壊	H80.11.19	732	H80.11.19	733
I-1720	那賀郡	那賀町	鮎川字蛭子	鮎川	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1731	那賀郡	那賀町	杵野字下原・字大下	大下	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1732	那賀郡	那賀町	杵野字堂ノ東	堂ノ東	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6873	那賀郡	那賀町	餅ノ谷字定通	定通	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6892	那賀郡	那賀町	杵野字溝落	溝落	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1723	那賀郡	那賀町	雄字龍王本	龍王本	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1724	那賀郡	那賀町	雄字南尻	南尻	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6846	那賀郡	那賀町	雄字西原	西原-2	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6847	那賀郡	那賀町	雄字西原	西原-1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6848	那賀郡	那賀町	雄字西原・字ひわだ・字とんめん	西原-1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6849	那賀郡	那賀町	雄字西原・字地蔵	西原-2	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6850	那賀郡	那賀町	雄字かんばら・字五味	かんばら	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6851	那賀郡	那賀町	雄字南尻	南尻1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6852	那賀郡	那賀町	雄字小谷口	小谷口1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6853	那賀郡	那賀町	雄字小谷口	小谷口2	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6854	那賀郡	那賀町	雄字小谷口・字中津	小谷口3	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6855	那賀郡	那賀町	雄字小谷・字谷口	小谷1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6856	那賀郡	那賀町	雄字小谷	小谷2	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6857	那賀郡	那賀町	雄字藤巻野・字かげばた	藤巻野1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6858	那賀郡	那賀町	雄字花折	花折1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6859	那賀郡	那賀町	雄字花折	花折2	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6860	那賀郡	那賀町	雄字向原	向原-2	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6861	那賀郡	那賀町	雄字向原・字カシ	向原-1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6865	那賀郡	那賀町	雄字川原畑・字久保	川原畑1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6891	那賀郡	那賀町	杵野字下原・横石字向原・川浦	下原	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6700	那賀郡	那賀町	熊谷字石田・大かべの・川久保	石田1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1709	那賀郡	那賀町	馬路字原直	相生馬路	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1710	那賀郡	那賀町	馬路字桑内	相生馬路1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1715	那賀郡	那賀町	字大平・字西晋根	西晋根	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6879	那賀郡	那賀町	馬路字西田	西田2	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6892	那賀郡	那賀町	相名字杉ノ木・名内字立割	立割3	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6893	那賀郡	那賀町	相名字杉ノ木・名内字杉ノ木	立割1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6894	那賀郡	那賀町	相名字杉ノ木・字大平	杉ノ木1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6895	那賀郡	那賀町	相名字のそと石	石1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6811	那賀郡	那賀町	内山字西浦	西浦1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6812	那賀郡	那賀町	内山字井ノ口	井ノ口1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158

II-6613	那賀郡	那賀町	内山字日浦	日浦2	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6614	那賀郡	那賀町	内山字坂本	坂本1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6615	那賀郡	那賀町	内山字堂ノ間	堂ノ間1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6617	那賀郡	那賀町	内山字そと・字比した	森ノ間2	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6618	那賀郡	那賀町	内山字そと	森ノ間5	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1695	那賀郡	那賀町	田野	田野2	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1697	那賀郡	那賀町	小仁字大坪4	小仁字大坪4	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6534	那賀郡	那賀町	田野	田野1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6535	那賀郡	那賀町	南川	南川1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6536	那賀郡	那賀町	南川	南川2	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6540	那賀郡	那賀町	南川	南川3	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6541	那賀郡	那賀町	南川	南川4	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6542	那賀郡	那賀町	南川	南川5	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6543	那賀郡	那賀町	南川	南川11	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6545	那賀郡	那賀町	小仁字大坪3	小仁字大坪3	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6546	那賀郡	那賀町	小仁字大坪1	小仁字大坪1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-7830	那賀郡	那賀町	小仁字大坪2	小仁字大坪2	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1688	那賀郡	那賀町	王子前	王子前3	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-1703	那賀郡	那賀町	大坪	百谷大坪5	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-2082	那賀郡	那賀町	松ノ木	松ノ木1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6547	那賀郡	那賀町	王子前	王子前1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6548	那賀郡	那賀町	王子前	王子前2	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6549	那賀郡	那賀町	王子前	王子前4	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6557	那賀郡	那賀町	大坪	百谷大坪3	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6558	那賀郡	那賀町	大坪	百谷大坪6	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6559	那賀郡	那賀町	大坪	百谷大坪4	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6560	那賀郡	那賀町	大坪	百谷大坪2	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6561	那賀郡	那賀町	大坪	百谷大坪1-1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6562	那賀郡	那賀町	大坪	百谷大坪1-2	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6581	那賀郡	那賀町	陣野	陣野1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6582	那賀郡	那賀町	陣野	陣野2	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6583	那賀郡	那賀町	陣野	陣野1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6584	那賀郡	那賀町	旭立野	旭立野	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6596	那賀郡	那賀町	下地・下日浦・瀬	下地1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6597	那賀郡	那賀町	下日浦	下日浦1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6598	那賀郡	那賀町	下日浦	下日浦2	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6599	那賀郡	那賀町	陣・藪瀬	陣1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6600	那賀郡	那賀町	陣	陣3	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6643	那賀郡	那賀町	原田・石ノ本	石ノ本3	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6644	那賀郡	那賀町	スハリ	石ノ本2	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6645	那賀郡	那賀町	石ノ本	石ノ本1	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-6701	那賀郡	那賀町	花瀬	花瀬3	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158

Table with columns: 危険箇所番号, 所在地, 区域名称, 土砂災害の発生原因, 警戒区域告示, 特別警戒区域告示, 備考. Rows include 花瀬, 花瀬2, 神通, 神通2, 神通1, 南川1, 南川2, 木ノ木4, 下ノ内, 中西1, 川西1, etc.

<土石流>

Main table with columns: 面番番号, 郡・市, 町・村, 字, 区域名称, 土砂災害の発生原因, 警戒区域告示, 特別警戒区域告示, 備考. Rows include 花瀬, 花瀬2, 神通, 神通2, 神通1, 南川1, 南川2, 木ノ木4, 下ノ内, 中西1, 川西1, etc.

Main table with columns: 面番番号, 郡・市, 町・村, 字, 区域名称, 土砂災害の発生原因, 警戒区域告示, 特別警戒区域告示, 備考. Rows include 花瀬, 花瀬2, 神通, 神通2, 神通1, 南川1, 南川2, 木ノ木4, 下ノ内, 中西1, 川西1, etc.

Table with columns for area name, prefecture, municipality, river name, and other details. It lists various areas such as 上柳町, 上柳町, 上柳町, etc., across different prefectures like 新潟県, 富山県, 石川県, etc.

Table with columns for area name, prefecture, municipality, river name, and other details. It lists various areas such as 木頭-15, 木頭-16, 木頭-17, etc., across different prefectures like 新潟県, 富山県, 石川県, etc.

車岐町指定箇所一覧表

＜急傾斜地の崩壊＞

箇所番号	所在地		区域名称	警戒区域告示		特別警戒区域告示		
	郡・市	町・村		年月日	番号	年月日	番号	
I-1806	海部郡	車岐町	橋字かんば	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
II-7025	海部郡	車岐町	橋字かんば	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
II-7026	海部郡	車岐町	橋字かんば	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19
II-7019	海部郡	車岐町	橋字むかえ	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
II-7020	海部郡	車岐町	橋字しらかし	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
II-7021	海部郡	車岐町	橋字ふとの	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
II-7022	海部郡	車岐町	橋字ふとの	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
II-7023	海部郡	車岐町	橋字もとうち	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
II-7024	海部郡	車岐町	橋字しもたに	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
I-1835	海部郡	車岐町	中村字清水	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-6998	海部郡	車岐町	中村字清水	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1841	海部郡	車岐町	川長字山戸	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7074	海部郡	車岐町	川長字山戸	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7075	海部郡	車岐町	川長字山戸	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	563	H23.8.25	565
II-7076	海部郡	車岐町	川長字山戸	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	563	H23.8.25	565
I-1837	海部郡	車岐町	川長字山戸	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	563	H23.8.25	565
I-1834	海部郡	車岐町	川長字山戸	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-7016	海部郡	車岐町	中村字山田	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-7004	海部郡	車岐町	中村字大谷	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-7005	海部郡	車岐町	中村字大谷	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-7006	海部郡	車岐町	中村字大谷	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-7007	海部郡	車岐町	中村字大谷	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
II-7041	海部郡	車岐町	車岐浦字馬地	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-7042	海部郡	車岐町	車岐浦字馬地	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1821	海部郡	車岐町	車岐浦字出羽島	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1812	海部郡	車岐町	車岐浦字馬地、 瀬字宮田	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1815	海部郡	車岐町	瀬字下深田	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1820	海部郡	車岐町	瀬字宮田	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7039	海部郡	車岐町	瀬字宮田	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1817	海部郡	車岐町	川長字天神前	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1818	海部郡	車岐町	川長字天神前	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1819	海部郡	車岐町	川長字天神前	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7040	海部郡	車岐町	川長字天神前(3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1827	海部郡	車岐町	中村字大谷、山 田	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1822	海部郡	車岐町	中村字清水	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1836	海部郡	車岐町	中村字清水	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6999	海部郡	車岐町	中村字清水	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7000	海部郡	車岐町	中村字清水、川 長字園	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673

II-7001	海部郡	車岐町	中村字清水、本 村	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7017	海部郡	車岐町	山田(3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7018	海部郡	車岐町	山田(4)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1823	海部郡	車岐町	杉谷(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1825	海部郡	車岐町	杉谷(4)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-6993	海部郡	車岐町	杉谷(6)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7011	海部郡	車岐町	大谷(11)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7077	海部郡	車岐町	川長字園	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7078	海部郡	車岐町	川長字園	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7079	海部郡	車岐町	川長字園	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7081	海部郡	車岐町	川長字園	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7059	海部郡	車岐町	内妻字古江	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1844	海部郡	車岐町	内妻字丸山	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1845	海部郡	車岐町	内妻字丸山	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7065	海部郡	車岐町	内妻字丸山	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7066	海部郡	車岐町	内妻字丸山	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7067	海部郡	車岐町	内妻字丸山	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7068	海部郡	車岐町	内妻字丸山	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7069	海部郡	車岐町	内妻字丸山	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7070	海部郡	車岐町	内妻字丸山	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1808	海部郡	車岐町	河内字平野	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-1809	海部郡	車岐町	河内字笹見	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-7102	海部郡	車岐町	河内字笹見	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-7103	海部郡	車岐町	河内字笹見	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-7104	海部郡	車岐町	河内字笹見	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-7105	海部郡	車岐町	河内字笹見	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-7095	海部郡	車岐町	河内字中山	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-7096	海部郡	車岐町	河内字たなから	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-7097	海部郡	車岐町	河内字たなから	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-1810	海部郡	車岐町	河内字河内	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	563	H23.8.25	565
II-7100	海部郡	車岐町	河内字河内	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-7101	海部郡	車岐町	河内字河内	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-7106	海部郡	車岐町	河内字あいこや	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-7107	海部郡	車岐町	河内字あいこや	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-7108	海部郡	車岐町	河内字あいこや	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-1811	海部郡	車岐町	河内字川又	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	563	H23.8.25	565
II-7109	海部郡	車岐町	河内字西又	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-7110	海部郡	車岐町	河内字西又	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-7111	海部郡	車岐町	河内字宮ノ内	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-7112	海部郡	車岐町	河内字宮ノ内	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-7113	海部郡	車岐町	河内字宮ノ内	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-7114	海部郡	車岐町	河内字山口	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140

II-7115	海部郡	車峠町	河内字山口	山口(2)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140	
II-7116	海部郡	車峠町	河内字山口	山口(3)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140	
II-7117	海部郡	車峠町	河内字こん谷口	こん谷口(1)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140	
II-7118	海部郡	車峠町	河内字こん谷口	こん谷口(2)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140	
II-7119	海部郡	車峠町	河内字かけ	かけ(1)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140	
II-7120	海部郡	車峠町	河内字ひさち	ひさち(1)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140	
II-7098	海部郡	車峠町	河内字しもついで	しもついで(1)	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	563	H23.8.25	565	
II-7099	海部郡	車峠町	河内字しもついで	しもついで(2)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	-	-	
II-7121	海部郡	車峠町	河内字おくよし	おくよし(1)	急傾斜地の崩壊	H23.8.25	563	H23.8.25	565	
II-7088	海部郡	車峠町	河内字あかみず	あかみず(1)	急傾斜地の崩壊	H24.1.12	18	H24.1.12	19	
I-1829	海部郡	車峠町	河内字あかみず	あかみず(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
I-1830	海部郡	車峠町	河内字大谷	大谷(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
I-1826	海部郡	車峠町	大字中村字大谷	大谷	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
I-1828	海部郡	車峠町	大字中村字大谷	車峠大谷(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
I-1831	海部郡	車峠町	大字中村字大谷	大谷(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7008	海部郡	車峠町	大字中村字大谷	大谷(9)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7009	海部郡	車峠町	大字中村字大谷	大谷(10)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
I-1813	海部郡	車峠町	大字瀬字砂原	砂原/浜	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
I-1814	海部郡	車峠町	大字瀬字東谷	下浜辺(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
I-1838	海部郡	車峠町	大字川長字市宇谷	市宇谷(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7043	海部郡	車峠町	大字瀬字西ノ山	西ノ山(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7044	海部郡	車峠町	大字瀬字大平間	大平間(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7045	海部郡	車峠町	大字瀬字上浜辺	上浜辺(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7046	海部郡	車峠町	大字瀬字上浜辺	上浜辺(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7047	海部郡	車峠町	大字瀬字上浜辺	上浜辺(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7048	海部郡	車峠町	大字瀬字水渚	水渚(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7049	海部郡	車峠町	大字瀬字水渚	水渚(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7050	海部郡	車峠町	大字瀬字下浜辺	下浜辺(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7051	海部郡	車峠町	大字瀬字下浜辺	下浜辺(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7052	海部郡	車峠町	大字瀬字中山	中山(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7053	海部郡	車峠町	大字瀬字中山	中山(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7054	海部郡	車峠町	大字瀬字下浜辺	中山(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7055	海部郡	車峠町	大字瀬字陸栗道	陸栗道(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7071	海部郡	車峠町	大字川長字大坪	大坪(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7072	海部郡	車峠町	大字川長字大坪	大坪(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7082	海部郡	車峠町	大字川長字市宇谷	市宇谷(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
I-1842	海部郡	車峠町	内妻字白木	白木(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
I-1843	海部郡	車峠町	内妻字白木	白木(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7056	海部郡	車峠町	内妻字古江	古江(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7057	海部郡	車峠町	内妻字古江	古江(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7058	海部郡	車峠町	内妻字古江	古江(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	

II-7060	海部郡	車峠町	内妻字古江	古江(5)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7061	海部郡	車峠町	内妻字白木	白木(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7062	海部郡	車峠町	内妻字大畑	大畑(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7063	海部郡	車峠町	内妻字大畑	大畑(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7064	海部郡	車峠町	内妻字島屋敷	島屋敷(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7027	海部郡	車峠町	橋	うえむら至(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7028	海部郡	車峠町	橋	うえむら至(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7030	海部郡	車峠町	橋	喜菜(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7031	海部郡	車峠町	橋	喜菜(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7032	海部郡	車峠町	橋	喜菜(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7033	海部郡	車峠町	橋	喜菜(5)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7034	海部郡	車峠町	橋	喜菜(6)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7035	海部郡	車峠町	橋	喜菜(7)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7036	海部郡	車峠町	橋	喜菜(8)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7037	海部郡	車峠町	橋	ふじのそ(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
I-1807	海部郡	車峠町	大字辺川、大字辺川字やました	辺川	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
I-1816	海部郡	車峠町	大字中村字奥前	奥前(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
I-1824	海部郡	車峠町	大字中村字杉谷	杉谷(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
I-1832	海部郡	車峠町	大字中村字大戸	大戸(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
I-1833	海部郡	車峠町	大字内妻字白木、大字中村字大谷	大戸(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
I-1839	海部郡	車峠町	大字川長字山戸	山戸	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
I-1840	海部郡	車峠町	大字川長字山戸	山戸(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
I-2089	海部郡	車峠町	大字中村字奥前	奥前(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7002	海部郡	車峠町	大字中村字奥前	奥前(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7003	海部郡	車峠町	大字中村字奥前	奥前(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7012	海部郡	車峠町	大字中村字大戸	大戸(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7013	海部郡	車峠町	大字中村字大戸	大戸(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7014	海部郡	車峠町	大字中村字大戸	大戸(5)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7015	海部郡	車峠町	大字中村字大戸	大戸(6)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7073	海部郡	車峠町	大字川長字山戸	山戸(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7083	海部郡	車峠町	大字辺川	墓石(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7084	海部郡	車峠町	大字辺川	墓石(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7085	海部郡	車峠町	大字辺川	墓石(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7086	海部郡	車峠町	大字辺川	墓石(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7087	海部郡	車峠町	大字辺川	ひうら(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7088	海部郡	車峠町	大字辺川	ひうら(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7089	海部郡	車峠町	大字辺川	ほりた(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7090	海部郡	車峠町	大字辺川	ほりた(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7091	海部郡	車峠町	大字辺川	よこざ(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7092	海部郡	車峠町	大字辺川	よこざ(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7093	海部郡	車峠町	大字辺川	新田(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-7094	海部郡	車峠町	大字辺川	ふるむらん(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	

海陽町指定箇所一覧表

＜急傾斜地の崩壊＞

箇所番号	郡・市	町・村	所在地	区域名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
						年月日	番号	年月日	番号
II-7623	海部郡	海陽町	平井字下谷	下谷(1)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-7624	海部郡	海陽町	平井字下谷	下谷(2)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-7625	海部郡	海陽町	平井字壺谷	壺谷(1)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-7626	海部郡	海陽町	平井字俵野	俵野(1)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-7627	海部郡	海陽町	平井字杉形	杉形(1)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-7628	海部郡	海陽町	平井字クグルミ	クグルミ(1)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-7629	海部郡	海陽町	平井字川又	川又(1)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-7630	海部郡	海陽町	平井字大木屋	大木屋(1)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-7631	海部郡	海陽町	平井字藁ヶ瀬	藁ヶ瀬(1)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-7632	海部郡	海陽町	平井字藁ヶ瀬	藁ヶ瀬(2)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-7633	海部郡	海陽町	平井字王余峯谷	王余峯谷(1)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-7634	海部郡	海陽町	平井字王余峯谷	王余峯谷(2)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-7635	海部郡	海陽町	平井字王余峯谷	王余峯谷(3)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-7636	海部郡	海陽町	平井字平井	平井(1)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-7637	海部郡	海陽町	平井字平井	平井(2)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-7638	海部郡	海陽町	平井字平井	平井(3)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-7639	海部郡	海陽町	平井字平井	平井(4)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
II-7618	海部郡	海陽町	四方原字広谷	広谷(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1920	海部郡	海陽町	小川字菅ノ瀬	菅ノ瀬	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1921	海部郡	海陽町	小川字小川	小川	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7561	海部郡	海陽町	小川字上樫木屋	上樫木屋(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7562	海部郡	海陽町	小川字上樫木屋	上樫木屋(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7568	海部郡	海陽町	小川字平風	平風(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1930	海部郡	海陽町	相川字堂津	堂津	急傾斜地の崩壊	H23.3.25	563	H23.3.25	565
II-7566	海部郡	海陽町	相川字上大内	中大内(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-7565	海部郡	海陽町	相川字ラボラ	上大内(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-7591	海部郡	海陽町	相川字中菅津	上菅津(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-7593	海部郡	海陽町	相川字大又	大又(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-7592	海部郡	海陽町	相川字大又	大又(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1976	海部郡	海陽町	泉浦字塚の外	塚の外	急傾斜地の崩壊	H23.3.25	563	H23.3.25	565
I-1980	海部郡	海陽町	郷浦字岩立、北野	郷浦	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7666	海部郡	海陽町	大重字北山下	北山下(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7718	海部郡	海陽町	庄原字坂瀬川、先田字安井	坂瀬川(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1986	海部郡	海陽町	広田字天神後	角塚(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1987	海部郡	海陽町	角塚字天神後	角塚(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7720	海部郡	海陽町	角塚字南ノ内	角塚(3)	急傾斜地の崩壊	H23.3.25	563	H23.3.25	565
II-7719	海部郡	海陽町	角塚字南ノ内	南ノ内(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1988	海部郡	海陽町	芥附字芥附	芥附	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170

I-1989	海部郡	海陽町	芥附字安井	安井	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7716	海部郡	海陽町	芥附字匠田	匠田(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7717	海部郡	海陽町	芥附字匠田	匠田(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1990	海部郡	海陽町	尾崎字尾崎	尾崎	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1991	海部郡	海陽町	尾崎字八山	八山(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1992	海部郡	海陽町	尾崎字八山	八山(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-2003	海部郡	海陽町	久保字坂取	坂取(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-2000	海部郡	海陽町	久保字北田	北田(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1989	海部郡	海陽町	久保字松本	北田(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.25	589	H26.3.25	590
I-2001	海部郡	海陽町	久保字久保	久保	急傾斜地の崩壊	H26.3.25	589	H26.3.25	590
I-2007	海部郡	海陽町	矢崎浦字古目	古目(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-2014	海部郡	海陽町	矢崎浦字矢崎	矢崎(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-7700	海部郡	海陽町	矢崎浦字正権	正権(7)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-2006	海部郡	海陽町	矢崎浦字正権	正権(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7699	海部郡	海陽町	矢崎浦字正権、古目	正権(6)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7700	海部郡	海陽町	小谷字猪ノ鼻	猪ノ鼻(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7731	海部郡	海陽町	小谷字猪ノ鼻	猪ノ鼻(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7732	海部郡	海陽町	小谷字猪ノ鼻	猪ノ鼻(3)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7733	海部郡	海陽町	小谷字小野	小野(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7721	海部郡	海陽町	小谷字日比字	日比字(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.25	563	H23.3.25	565
II-7722	海部郡	海陽町	小谷字日比字	日比字(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.25	563	H23.3.25	565
II-7728	海部郡	海陽町	小谷字落合	落合(3)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1960	海部郡	海陽町	富田字澤	五反田(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1961	海部郡	海陽町	吉田字西沢・字前田	前田	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1969	海部郡	海陽町	相川字片山・字外谷口	片山	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1978	海部郡	海陽町	泉浦字橋ノ本、鹿ノ谷	橋ノ本	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-7734	海部郡	海陽町	塩釜字松木原	松木原(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-7735	海部郡	海陽町	塩釜字神子屋敷	神子屋敷(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-1922	海部郡	海陽町	平井字大比	大比	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165
I-1926	海部郡	海陽町	神野字奥ノ谷	高尾	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1931	海部郡	海陽町	相川字柱野	柱野	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1932	海部郡	海陽町	相川字岡本	相川	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1934	海部郡	海陽町	相川字中野	中野(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1935	海部郡	海陽町	相川字中野	中野(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7589	海部郡	海陽町	相川字岡本	岡本(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7590	海部郡	海陽町	相川字堂津	堂津(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1981	海部郡	海陽町	郷浦字南町	南町	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-7665	海部郡	海陽町	郷浦字石堤	東町(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1996	海部郡	海陽町	日比原字日比原	日比原(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1993	海部郡	海陽町	日比原字大野	大野	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1994	海部郡	海陽町	日比原字馳馬	馳馬西1	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-1995	海部郡	海陽町	日比原字馳馬	馳馬	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673

I-1956	海部郡	海陽町	富田	富田字奥ノ谷	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673	295
I-1959	海部郡	海陽町	富田(2)	富田字西澤	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673	295
II-7672	海部郡	海陽町	北の谷(1)	富田字北の谷	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673	295
II-7673	海部郡	海陽町	南沢(1)	富田字南沢	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673	295
II-7674	海部郡	海陽町	出口(1)	富田字出口	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673	295
II-7675	海部郡	海陽町	出口(2)	富田字出口	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673	295
II-7676	海部郡	海陽町	ホキロ(1)	富田字ホキロ	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673	295
I-1945	海部郡	海陽町	川ヨリ西	浅川字川ヨリ西	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
I-1942	海部郡	海陽町	西	浅川字西	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
I-1944	海部郡	海陽町	中川	浅川字中川	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
F-1947	海部郡	海陽町	ノドロ(1)	浅川字入ノドロ	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
F-1948	海部郡	海陽町	ノドロ(2)	浅川字入ノドロ	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
F-1950	海部郡	海陽町	羽坂(1)	浅川字羽坂	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7466	海部郡	海陽町	西(2)	浅川字高島 西(2)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7467	海部郡	海陽町	西(3)	浅川字高島 西(3)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7468	海部郡	海陽町	高島(1)	浅川字高島 高島(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7469	海部郡	海陽町	高島(2)	浅川字高島 高島(2)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7488	海部郡	海陽町	天神前(1)	浅川字天神前 天神前(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7489	海部郡	海陽町	天神前(2)	浅川字天神前 天神前(2)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7490	海部郡	海陽町	天神前(3)	浅川字栗浦口 天神前(3)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7497	海部郡	海陽町	イナ(1)	浅川字イナ イナ(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7498	海部郡	海陽町	イナ(2)	浅川字イナ イナ(2)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7499	海部郡	海陽町	イナ(3)	浅川字イナ イナ(3)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7506	海部郡	海陽町	広島(1)	浅川字広畑 広島(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7507	海部郡	海陽町	一宇谷(1)	浅川字一宇谷 一宇谷(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7508	海部郡	海陽町	市谷(1)	浅川字市谷 市谷(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7509	海部郡	海陽町	ノドロ(3)	浅川字ノドロ ノドロ(3)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7511	海部郡	海陽町	駒治屋(1)	浅川字駒治 駒治屋(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7512	海部郡	海陽町	駒治屋(2)	浅川字駒治 駒治屋(2)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7514	海部郡	海陽町	浅川(1)	浅川字吉尾 浅川(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7515	海部郡	海陽町	加島(2)	浅川字加島 加島(2)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7516	海部郡	海陽町	大砂(2)	浅川字大砂 大砂(2)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7517	海部郡	海陽町	山戸(1)	浅川字山戸 山戸(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
I-1937	海部郡	海陽町	まぜのおか	浅川字西福良 まぜのおか	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
I-1938	海部郡	海陽町	中相	浅川字新瀬口 中相	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
I-1939	海部郡	海陽町	駒瀬口	浅川字駒瀬口 駒瀬口	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
I-1940	海部郡	海陽町	小瀬瀬口(1)	浅川字駒瀬口 小瀬瀬口(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
I-1941	海部郡	海陽町	大砂(1)	浅川字大砂 大砂(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
I-1943	海部郡	海陽町	加島(1)	浅川字駒治屋 加島(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
I-1946	海部郡	海陽町	三浦	浅川字駒治屋 三浦	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
I-1962	海部郡	海陽町	栗浦口(1)	浅川字駒治屋 栗浦口(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7460	海部郡	海陽町	田ノ谷(1)	浅川字田ノ谷 田ノ谷(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295

II-7461	海部郡	海陽町	浅川字柳内(1)	浅川字柳内	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7462	海部郡	海陽町	柳内(2)	浅川字柳内	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7463	海部郡	海陽町	柳内(3)	浅川字柳内	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7464	海部郡	海陽町	柳内(4)	浅川字柳内	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7465	海部郡	海陽町	柳内(5)	浅川字栗浦口 柳内(5)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7483	海部郡	海陽町	栗浦奥(1)	浅川字栗浦奥 栗浦奥(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7484	海部郡	海陽町	栗浦奥(2)	浅川字栗浦奥 栗浦奥(2)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7485	海部郡	海陽町	栗浦奥(3)	浅川字栗浦奥 栗浦奥(3)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7486	海部郡	海陽町	別当(1)	浅川字別当 別当(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7487	海部郡	海陽町	別当(2)	浅川字別当 別当(2)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7491	海部郡	海陽町	片山(1)	浅川字片山 片山(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7492	海部郡	海陽町	片山(2)	浅川字大田 片山(2)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7493	海部郡	海陽町	片山(3)	浅川字片山 片山(3)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7494	海部郡	海陽町	大畑(1)	浅川字大畑 大畑(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7495	海部郡	海陽町	大畑(2)	浅川字大畑 大畑(2)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7496	海部郡	海陽町	大畑(3)	浅川字大畑 大畑(3)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7513	海部郡	海陽町	栗浦口(2)	浅川字別当 栗浦口(2)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
I-1936	海部郡	海陽町	横岡	浅川字横岡 横岡	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7470	海部郡	海陽町	松田屋敷(1)	浅川字松田屋敷 松田屋敷(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7471	海部郡	海陽町	松田屋敷(2)	浅川字上戸矢 松田屋敷(2)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7472	海部郡	海陽町	橋谷(1)	浅川字タジマ 橋谷(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7473	海部郡	海陽町	橋谷(2)	浅川字松田屋敷 橋谷(2)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7474	海部郡	海陽町	橋谷(3)	浅川字上戸矢 橋谷(3)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7475	海部郡	海陽町	俣尾(1)	浅川字俣尾 俣尾(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7476	海部郡	海陽町	俣尾(2)	浅川字西川 俣尾(2)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7477	海部郡	海陽町	竹ノ内(1)	浅川字竹ノ内 竹ノ内(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7478	海部郡	海陽町	竹ノ内(2)	浅川字竹ノ内 竹ノ内(2)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7479	海部郡	海陽町	竹ノ内(3)	浅川字竹ノ内 竹ノ内(3)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7480	海部郡	海陽町	新川(1)	浅川字荒瀬 新川(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7481	海部郡	海陽町	新川(2)	浅川字新川 新川(2)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7482	海部郡	海陽町	新川(3)	浅川字新川 新川(3)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7500	海部郡	海陽町	大山(1)	浅川字大山 大山(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7501	海部郡	海陽町	弄瀬(1)	浅川字弄瀬 弄瀬(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7502	海部郡	海陽町	中谷(1)	浅川字中谷 中谷(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7503	海部郡	海陽町	忠瀬(1)	浅川字忠瀬 忠瀬(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
II-7504	海部郡	海陽町	北ノンナイ谷(1)	浅川字北ノンナイ谷 北ノンナイ谷(1)	急傾斜地の崩壊	H29.5.23	294	H29.5.23	295	295
I-1974	海部郡	海陽町	新町	浅川字船ヶ谷 新町	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733	733
I-1975	海部郡	海陽町	町内	奥清字町内 町内	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733	733
I-1979	海部郡	海陽町	山下	奥清字山下 山下	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733	733
I-1982	海部郡	海陽町	新浦東	奥清字新浦東 新浦東	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733	733
I-1983	海部郡	海陽町	丸山	中山字丸山 丸山	急傾斜地の崩壊	H30.11.19	732	H30.11.19	733	733

405-I-01	栲野郡 栲野町	上板町	引野字天神前 東屋 引野字安楽寺	前坂口谷川支流	土石流	H22.6.17	362	-	-
407-I-013	栲野郡	上板町	引野字安楽寺	安楽寺谷川※	土石流	R1.12.20	595	R1.12.20	597

つるぎ町指定箇所一覧表

〈急傾斜地の崩壊〉

危険箇所番号	所在地			区域名称	土砂災害の発生 因となる自然現 象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
I-524	美馬郡	つるぎ町	半田字紙屋	紙屋(1)	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	H21.10.30	654
I-525	美馬郡	つるぎ町	半田字紙屋	紙屋(2)	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	H20.9.16	542
I-526	美馬郡	つるぎ町	半田字紙屋	紙屋(3)	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	H20.9.16	542
II-1848	美馬郡	つるぎ町	半田字紙屋	紙屋(4)	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	H20.9.16	542
II-1851	美馬郡	つるぎ町	半田字紙屋	紙屋(7)	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	H21.10.30	654
II-1852	美馬郡	つるぎ町	半田字紙屋	紙屋(8)	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	H20.9.16	542
II-1853	美馬郡	つるぎ町	半田字紙屋	紙屋(9)	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	H21.10.30	654
II-1855	美馬郡	つるぎ町	半田字紙屋	紙屋(11)	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	H20.9.16	542
II-1856	美馬郡	つるぎ町	半田字紙屋	紙屋(12)	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	H20.9.16	542
II-1857	美馬郡	つるぎ町	半田字紙屋	紙屋(13)	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	H21.10.30	654
II-1858	美馬郡	つるぎ町	半田字紙屋	紙屋(14)	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	H21.10.30	654
II-1859	美馬郡	つるぎ町	半田字紙屋	紙屋(15)	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	H21.10.30	654
II-1860	美馬郡	つるぎ町	半田字紙屋	紙屋(16)	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	H21.10.30	654
II-1861	美馬郡	つるぎ町	半田字紙屋	紙屋(17)	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	H20.9.16	542
I-464	美馬郡	つるぎ町	半田字中敷	中敷(1)	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	H20.9.16	542
I-466	美馬郡	つるぎ町	半田字中敷	中敷(3)	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	H20.9.16	542
I-471	美馬郡	つるぎ町	半田字天皇	天皇	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-477	美馬郡	つるぎ町	半田字東久保	東久保(1)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-478	美馬郡	つるぎ町	半田字東久保	東久保(2)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1869	美馬郡	つるぎ町	半田字東久保	東久保(9)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1875	美馬郡	つるぎ町	半田字東久保	東久保(15)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1876	美馬郡	つるぎ町	半田字東久保	東久保(16)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-480	美馬郡	つるぎ町	半田字木ノ内	木ノ内	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-479	美馬郡	つるぎ町	半田字木ノ内	木ノ内(2)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1879	美馬郡	つるぎ町	半田字木ノ内	木ノ内(3)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
II-1849	美馬郡	つるぎ町	半田字葛城	葛城(14)	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	H21.10.30	654
II-1854	美馬郡	つるぎ町	半田字葛城	葛城(15)	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	H21.10.30	654
II-1863	美馬郡	つるぎ町	半田字葛城	葛城(16)	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	H21.10.30	654
II-1864	美馬郡	つるぎ町	半田字葛城	葛城(18)	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	H21.10.30	654
II-1865	美馬郡	つるぎ町	半田字葛城	葛城(19)	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	H21.10.30	654
II-1866	美馬郡	つるぎ町	半田字葛城	葛城(19)	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	H21.10.30	654
II-1850	美馬郡	つるぎ町	半田字中熊	中熊(12)	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	H21.10.30	654
I-511	美馬郡	つるぎ町	半田字上蓮	上蓮(1)	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
I-512	美馬郡	つるぎ町	半田字上蓮	上蓮(2)	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
II-1794	美馬郡	つるぎ町	半田字上蓮	上蓮(3)	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
II-1795	美馬郡	つるぎ町	半田字上蓮	上蓮(4)	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
II-1796	美馬郡	つるぎ町	半田字上蓮	上蓮(5)	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
II-1797	美馬郡	つるぎ町	半田字上蓮	上蓮(6)	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585
II-1798	美馬郡	つるぎ町	半田字上蓮	上蓮(7)	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	H22.10.6	585

I-536	美原郡	つるぎ町一宇	赤松	赤松	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	赤松(2)
I-537	美原郡	つるぎ町一宇	赤松	赤松	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	赤松(3)
I-546	美原郡	つるぎ町一宇	一手切越	一手切越	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	一手切越
I-547	美原郡	つるぎ町一宇	切越	切越(2)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	切越(2)
I-548	美原郡	つるぎ町一宇	切越	切越(3)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	切越(3)
II-1924	美原郡	つるぎ町一宇	木地屋	木地屋(1)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	木地屋(1)
II-1925	美原郡	つるぎ町一宇	木地屋	木地屋(2)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	木地屋(2)
II-1926	美原郡	つるぎ町一宇	木地屋	木地屋(3)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	木地屋(3)
II-1927	美原郡	つるぎ町一宇	木地屋	木地屋(4)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	木地屋(4)
II-1928	美原郡	つるぎ町一宇	木地屋	木地屋(5)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	木地屋(5)
II-1929	美原郡	つるぎ町一宇	木地屋	木地屋(6)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	木地屋(6)
II-1930	美原郡	つるぎ町一宇	木地屋	木地屋(7)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	木地屋(7)
II-1931	美原郡	つるぎ町一宇	木地屋	木地屋(8)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	木地屋(8)
II-1932	美原郡	つるぎ町一宇	大横	大横(1)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	大横(1)
II-1933	美原郡	つるぎ町一宇	大横	大横(2)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	大横(2)
II-1934	美原郡	つるぎ町一宇	大横	大横(3)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	大横(3)
II-1935	美原郡	つるぎ町一宇	大横	大横(4)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	大横(4)
II-1936	美原郡	つるぎ町一宇	大横	大横(5)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	大横(5)
II-1937	美原郡	つるぎ町一宇	大横	大横(6)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	大横(6)
II-1938	美原郡	つるぎ町一宇	大横	大横(7)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	大横(7)
II-1939	美原郡	つるぎ町一宇	大横	大横(8)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	大横(8)
II-1943	美原郡	つるぎ町一宇	赤松	赤松(10)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	赤松(10)
II-1944	美原郡	つるぎ町一宇	赤松	赤松(11)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	赤松(11)
II-1945	美原郡	つるぎ町一宇	赤松	赤松(12)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	赤松(12)
II-1946	美原郡	つるぎ町一宇	赤松	赤松(13)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	赤松(13)
II-1947	美原郡	つるぎ町一宇	赤松	赤松(14)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	赤松(14)
II-1955	美原郡	つるぎ町一宇	中横	中横(1)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	中横(1)
I-585	美原郡	つるぎ町	前田・大坊	前田(3)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	前田(3)
I-589	美原郡	つるぎ町	大坊	大坊(9)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	大坊(9)
II-2198	美原郡	つるぎ町	大坊	大坊(4)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	大坊(4)
II-2200	美原郡	つるぎ町	大坊	大坊(2)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	大坊(2)
II-2201	美原郡	つるぎ町	大坊	大坊(3)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	大坊(3)
II-2202	美原郡	つるぎ町	大坊	大坊(4)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	大坊(4)
II-2205	美原郡	つるぎ町	大坊	大坊(7)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	大坊(7)
II-2206	美原郡	つるぎ町	平石	平石(8)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	平石(8)
II-2238	美原郡	つるぎ町	平石	平石(2)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	平石(2)
II-2239	美原郡	つるぎ町	平石	平石(3)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	平石(3)
II-2240	美原郡	つるぎ町	平石	平石(4)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	平石(4)
II-2243	美原郡	つるぎ町	平石	平石(7)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	平石(7)
I-581	美原郡	つるぎ町	岡	岡(1)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	岡(1)
II-2231	美原郡	つるぎ町	岡	大久保(2)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	大久保(2)
II-2154	美原郡	つるぎ町	真光寺太田東山 僧地(1)	真光寺太田東山 僧地(1)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	真光寺太田東山 僧地(1)

II-2155	美原郡	つるぎ町	真光寺僧地	真光寺僧地(2)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	真光寺僧地(2)
II-2156	美原郡	つるぎ町	真光寺僧地	真光寺僧地(3)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	真光寺僧地(3)
II-2157	美原郡	つるぎ町	真光寺僧地	真光寺僧地(4)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	真光寺僧地(4)
II-2158	美原郡	つるぎ町	真光寺僧地	真光寺僧地(5)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	真光寺僧地(5)
I-596	美原郡	つるぎ町	真光寺椅子谷南 椅子谷南(1)	真光寺椅子谷南 椅子谷南(1)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	真光寺椅子谷南 椅子谷南(1)
II-2305	美原郡	つるぎ町	真光寺椅子谷北 椅子	真光寺椅子谷北 椅子	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	真光寺椅子谷北 椅子
II-2311	美原郡	つるぎ町	真光寺椅子谷南 椅子谷南(7)	真光寺椅子谷南 椅子谷南(7)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	真光寺椅子谷南 椅子谷南(7)
II-2325	美原郡	つるぎ町	真光寺竹屋敷	竹屋敷(3)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	竹屋敷(3)
II-2328	美原郡	つるぎ町	真光寺毛熊	竹屋敷(6)	H31.3.25	171	H31.3.25	172	急傾斜地の崩壊	竹屋敷(6)
I-597	美原郡	つるぎ町	真光寺栗丸井	丸井	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	丸井
II-2362	美原郡	つるぎ町	真光寺森ノ本	森ノ本	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	森ノ本
II-2363	美原郡	つるぎ町	真光寺西丸井	西丸井	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	西丸井
II-2402	美原郡	つるぎ町	真光寺栗丸井	栗丸井	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	栗丸井
II-2403	美原郡	つるぎ町	真光寺木屋	木屋(1)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	木屋(1)
II-2404	美原郡	つるぎ町	真光寺木屋	木屋(2)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	木屋(2)
II-2405	美原郡	つるぎ町	真光寺木屋	木屋(3)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	木屋(3)
II-2406	美原郡	つるぎ町	真光寺木屋	木屋(4)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	木屋(4)
II-2407	美原郡	つるぎ町	真光寺木屋	木屋(6)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	木屋(6)
II-2408	美原郡	つるぎ町	真光寺木屋	木屋(7)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	木屋(7)
II-2409	美原郡	つるぎ町	真光寺木屋	木屋(8)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	木屋(8)
II-2410	美原郡	つるぎ町	真光寺木屋	木屋(9)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	木屋(9)
II-2411	美原郡	つるぎ町	真光寺木屋	木屋(10)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	木屋(10)
I-582	美原郡	つるぎ町	岡	岡(2)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	岡(2)
I-577	美原郡	つるぎ町	真光寺江ノ麓	江ノ麓(1)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	江ノ麓(1)
II-2159	美原郡	つるぎ町	真光寺江ノ麓 内	江ノ麓(2)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	江ノ麓(2)
II-2160	美原郡	つるぎ町	真光寺江ノ麓	江ノ麓(3)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	江ノ麓(3)
II-2161	美原郡	つるぎ町	真光寺江ノ麓	江ノ麓(4)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	江ノ麓(4)
II-2166	美原郡	つるぎ町	真光寺江ノ麓	江ノ麓(9)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	江ノ麓(9)
II-1714	美原郡	つるぎ町	半田字下竹	下竹(5)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	下竹(5)
II-1715	美原郡	つるぎ町	半田字下竹	下竹(6)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	下竹(6)
II-1716	美原郡	つるぎ町	半田字下竹	下竹(7)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	下竹(7)
II-2203	美原郡	つるぎ町	清山	大坊(5)	R1.9.24	396	R1.9.24	398	急傾斜地の崩壊	大坊(5)
II-1729	美原郡	つるぎ町	半田字白石	下竹(20)	R1.1.11	490	R1.1.11	492	急傾斜地の崩壊	下竹(20)
I-465	美原郡	つるぎ町	半田字中蔵	中蔵(2)	R1.12.20	595	R1.12.20	597	急傾斜地の崩壊	中蔵(2)
I-467	美原郡	つるぎ町	半田字蓬坂	蓬坂(1)	R1.12.20	595	R1.12.20	597	急傾斜地の崩壊	蓬坂(1)
II-1549	美原郡	つるぎ町	半田字松生	松生(4)	R1.12.20	595	R1.12.20	597	急傾斜地の崩壊	松生(4)
II-1553	美原郡	つるぎ町	半田字小野	小野(5)	R1.12.20	595	R1.12.20	597	急傾斜地の崩壊	小野(5)
II-1554	美原郡	つるぎ町	半田字小野	小野(6)	R1.12.20	595	R1.12.20	597	急傾斜地の崩壊	小野(6)
I-472	美原郡	つるぎ町	半田字田井	田井(1)	R1.12.20	595	R1.12.20	597	急傾斜地の崩壊	田井(1)
I-473	美原郡	つるぎ町	半田字田井	田井(2)	R1.12.20	595	R1.12.20	597	急傾斜地の崩壊	田井(2)
I-475	美原郡	つるぎ町	半田字田井	田井(4)	R1.12.20	595	R1.12.20	597	急傾斜地の崩壊	田井(4)
I-489	美原郡	つるぎ町	半田字西久保	西地住宅	R1.12.20	595	R1.12.20	597	急傾斜地の崩壊	西地住宅

Table with columns: 危険箇所番号, 郡・市, 所在地, 区域名称, 土砂災害の発生に於ける自然災害, 警戒区域等指定年月日, 番号, 特別警戒区域等指定年月日, 危険箇所番号. Rows include locations like 長木(2), 長木(3), etc., with dates and numbers.

<土石流>

Table with columns: 危険箇所番号, 郡・市, 所在地, 区域名称, 土砂災害の発生に於ける自然災害, 警戒区域等指定年月日, 番号, 特別警戒区域等指定年月日, 危険箇所番号. Rows include locations like 長木(2), 長木(3), etc., with dates and numbers.

Table with columns: 危険箇所番号, 郡・市, 所在地, 区域名称, 土砂災害の発生に於ける自然災害, 警戒区域等指定年月日, 番号, 特別警戒区域等指定年月日, 危険箇所番号. Rows include locations like 長木(2), 長木(3), etc., with dates and numbers.

東みよし町指定箇所一覧表

＜急傾斜地の崩壊＞

箇所番号	所在地		区域名称	土砂災害の発生 因となる自然状 家種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村			年月日	番号	年月日	番号
I-27	三好郡	東みよし町	定代	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-30	三好郡	東みよし町	定代	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-26	三好郡	東みよし町	定代字伊月	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-73	三好郡	東みよし町	定代字宮谷	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-31	三好郡	東みよし町	星間(行常)	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	H21.8.21	524
I-34	三好郡	東みよし町	星間(原)	急傾斜地の崩壊	H18.11.10	1210	H22.3.19	140
I-33	三好郡	東みよし町	星間(中津)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-35	三好郡	東みよし町	星間(松岡)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-38	三好郡	東みよし町	星間(土取)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-55	三好郡	東みよし町	星間(中津)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-65	三好郡	東みよし町	星間(中津)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-56	三好郡	東みよし町	星間(ミツマサ)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-64	三好郡	東みよし町	星間(平山)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-37	三好郡	東みよし町	星間(寺前、城山の下)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-32	三好郡	東みよし町	星間(土取)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-322	三好郡	東みよし町	西庄字出口	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	H21.8.21	524
I-323	三好郡	東みよし町	西庄字池上	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	H21.8.21	524
I-333	三好郡	東みよし町	西庄字中名	急傾斜地の崩壊	H18.7.4	760	H24.1.12	19
I-1142	三好郡	東みよし町	西庄字山田	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-338	三好郡	東みよし町	西庄字森清	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1148	三好郡	東みよし町	西庄字支竹	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1149	三好郡	東みよし町	西庄字馬場下	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1154	三好郡	東みよし町	西庄字日浦	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1152	三好郡	東みよし町	西庄字日浦	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1153	三好郡	東みよし町	西庄字日浦	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-325	三好郡	東みよし町	西庄字桑内	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-334	三好郡	東みよし町	西庄字栗野	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1161	三好郡	東みよし町	西庄字新田向	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1182	三好郡	東みよし町	西庄字国政	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1183	三好郡	東みよし町	西庄字国政	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1184	三好郡	東みよし町	西庄字国政	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1192	三好郡	東みよし町	西庄字重高	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-324	三好郡	東みよし町	西庄字益山	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-327	三好郡	東みよし町	西庄字白内	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-335	三好郡	東みよし町	中庄(西山路)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-340	三好郡	東みよし町	加茂(西町)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-341	三好郡	東みよし町	加茂(西町)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-342	三好郡	東みよし町	加茂(西町)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134

I-1097	三好郡	東みよし町	加茂(西町)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-1098	三好郡	東みよし町	加茂(西町)	急傾斜地の崩壊	H21.3.2	131	H21.3.2	134
I-1099	三好郡	東みよし町	加茂(谷の向)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-1103	三好郡	東みよし町	加茂(中村上)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-1100	三好郡	東みよし町	加茂(山根)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-1102	三好郡	東みよし町	加茂(山の上)	急傾斜地の崩壊	H22.6.17	362	H22.6.17	364
I-330	三好郡	東みよし町	毛田	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-331	三好郡	東みよし町	毛田	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1125	三好郡	東みよし町	毛田	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-1127	三好郡	東みよし町	毛田	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-345	三好郡	東みよし町	毛田	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-346	三好郡	東みよし町	毛田	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1108	三好郡	東みよし町	毛田	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-1109	三好郡	東みよし町	毛田	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-332	三好郡	東みよし町	毛田	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-344	三好郡	東みよし町	毛田	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1124	三好郡	東みよし町	毛田	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1126	三好郡	東みよし町	毛田	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1128	三好郡	東みよし町	毛田	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1134	三好郡	東みよし町	毛田	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1135	三好郡	東みよし町	毛田	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1136	三好郡	東みよし町	毛田	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1137	三好郡	東みよし町	毛田	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1140	三好郡	東みよし町	毛田	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-1141	三好郡	東みよし町	毛田	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78
I-39	三好郡	東みよし町	東山字内野	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-40	三好郡	東みよし町	東山	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-59	三好郡	東みよし町	東山	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-42	三好郡	東みよし町	東山	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-49	三好郡	東みよし町	東山字増川	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-50	三好郡	東みよし町	東山字増川	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-96	三好郡	東みよし町	東山字増川	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-97	三好郡	東みよし町	東山字増川	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-128	三好郡	東みよし町	東山字増川	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-129	三好郡	東みよし町	東山字増川	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-57	三好郡	東みよし町	東山字石木	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-100	三好郡	東みよし町	東山字石木	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-101	三好郡	東みよし町	東山字石木	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-102	三好郡	東みよし町	東山字石木	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-103	三好郡	東みよし町	東山字石木	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-104	三好郡	東みよし町	東山字石木	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-141	三好郡	東みよし町	東山字内野	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203

I-43	三好郡	東みよし町	東山字勇山	西の岡(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-44	三好郡	東みよし町	東山字勇山	右所(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-81	三好郡	東みよし町	東山字勇山	勇山(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-82	三好郡	東みよし町	東山字勇山	勇山(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-83	三好郡	東みよし町	東山字勇山	勇山(3)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-120	三好郡	東みよし町	東山字勇山	勇山(4)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-121	三好郡	東みよし町	東山字勇山	勇山(5)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-45	三好郡	東みよし町	東山字葛籠	つづら上	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-84	三好郡	東みよし町	東山字葛籠	葛籠(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-85	三好郡	東みよし町	東山字葛籠	葛籠(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-86	三好郡	東みよし町	東山字葛籠	葛籠(3)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-87	三好郡	東みよし町	東山字葛籠	葛籠(4)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-88	三好郡	東みよし町	東山字葛籠	葛籠(5)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-89	三好郡	東みよし町	東山字葛籠	葛籠(6)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-90	三好郡	東みよし町	東山字葛籠	葛籠(7)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-91	三好郡	東みよし町	東山字葛籠	葛籠(8)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-116	三好郡	東みよし町	東山字中村	中村(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-117	三好郡	東みよし町	東山字中村	中村(3)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-118	三好郡	東みよし町	東山字中村	中村(4)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-119	三好郡	東みよし町	東山字中村	中村(5)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-142	三好郡	東みよし町	東山字法市	法市(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-143	三好郡	東みよし町	東山字法市	法市(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-144	三好郡	東みよし町	東山字法市	法市(3)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-145	三好郡	東みよし町	東山字法市	法市(4)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-146	三好郡	東みよし町	東山字法市	法市(5)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-147	三好郡	東みよし町	東山字法市	法市(6)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-148	三好郡	東みよし町	東山字法市	法市(7)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-149	三好郡	東みよし町	東山字法市	法市(8)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-150	三好郡	東みよし町	東山字法市	法市(9)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
危険箇所番号なし	三好郡	東みよし町	東山字法市	法市(12)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
危険箇所番号なし	三好郡	東みよし町	東山字法市	法市(13)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-151	三好郡	東みよし町	東山字ハタ	畑(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-152	三好郡	東みよし町	東山字ハタ	畑(3)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-54	三好郡	東みよし町	屋間	坪井谷	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-46	三好郡	東みよし町	足代	山田	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-72	三好郡	東みよし町	足代字聖神	聖神	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
危険箇所番号なし	三好郡	東みよし町	屋間	屋間(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-53	三好郡	東みよし町	屋間	城山の下(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-308	三好郡	東みよし町	中庄	江口	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-307	三好郡	東みよし町	毛田	毛田(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-1202	三好郡	東みよし町	中庄	椹谷	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-28	三好郡	東みよし町	足代	上ノ段	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597

I-29	三好郡	東みよし町	足代	山口	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-67	三好郡	東みよし町	足代	西ダイ	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-68	三好郡	東みよし町	足代	ダイの西	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-69	三好郡	東みよし町	足代	東台	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-75	三好郡	東みよし町	足代	足代中屋	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-70	三好郡	東みよし町	足代字井坪	井坪(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-71	三好郡	東みよし町	足代字井坪	井坪(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-74	三好郡	東みよし町	足代字笠棚	笠棚(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-76	三好郡	東みよし町	足代字百々路	百々路	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-98	三好郡	東みよし町	東山字石木	石木(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-99	三好郡	東みよし町	東山字石木	石木(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-105	三好郡	東みよし町	東山字石木	石木(9)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-106	三好郡	東みよし町	東山字石木	石木(10)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-107	三好郡	東みよし町	東山字石木	石木(11)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-109	三好郡	東みよし町	東山字石木	石木(13)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-110	三好郡	東みよし町	東山字石木	石木(14)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-111	三好郡	東みよし町	東山字石木	石木(15)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-122	三好郡	東みよし町	東山字石木	小見(4)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-123	三好郡	東みよし町	東山字小見	小見(5)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-138	三好郡	東みよし町	東山字内野	内野(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-139	三好郡	東みよし町	東山字内野	内野(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-140	三好郡	東みよし町	東山字内野	内野(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-326	三好郡	東みよし町	西庄字宮浦	宮の浦	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-328	三好郡	東みよし町	西庄字国政	国政(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-347	三好郡	東みよし町	西庄字馬路	馬路	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-348	三好郡	東みよし町	西庄字三枝	三枝(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-349	三好郡	東みよし町	西庄字五名上	五名上	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-350	三好郡	東みよし町	西庄字谷合	谷合(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-1144	三好郡	東みよし町	西庄字長田	長田	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-1145	三好郡	東みよし町	西庄字中屋	西庄中屋	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-1146	三好郡	東みよし町	西庄字樋尻川	樋尻川	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-1147	三好郡	東みよし町	西庄字谷典	谷典	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-1150	三好郡	東みよし町	西庄字日浦	日浦(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-1155	三好郡	東みよし町	西庄字加茂山	加茂山(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-1156	三好郡	東みよし町	西庄字加茂山	加茂山(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-1158	三好郡	東みよし町	西庄字土久保	土久保(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-1159	三好郡	東みよし町	西庄字下屋敷	下屋敷(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-1160	三好郡	東みよし町	西庄字下屋敷	下屋敷(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-1162	三好郡	東みよし町	西庄字横日谷	横日谷(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-1163	三好郡	東みよし町	西庄字横日谷	横日谷(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-1164	三好郡	東みよし町	西庄字横日谷	横日谷(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-1165	三好郡	東みよし町	西庄字泉野	泉野(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597

II-1166	三好郡	東みよし町	西庄字泉野	泉野(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1167	三好郡	東みよし町	西庄字泉野	泉野(4)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1168	三好郡	東みよし町	西庄字中名	中名(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1169	三好郡	東みよし町	西庄字中名	中名(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1170	三好郡	東みよし町	西庄字新田上	新田上(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1171	三好郡	東みよし町	西庄字新田上	新田上(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1172	三好郡	東みよし町	西庄字小丘	小丘(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	#VALUE!	597
II-1173	三好郡	東みよし町	西庄字小丘	小丘(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1174	三好郡	東みよし町	西庄字三枝	三枝(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1175	三好郡	東みよし町	西庄字宮浦	宮浦	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1176	三好郡	東みよし町	西庄字鷹尾	鷹尾(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1177	三好郡	東みよし町	西庄字鷹尾	鷹尾(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1178	三好郡	東みよし町	西庄字大久保	無双田	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1179	三好郡	東みよし町	西庄字赤本	赤本	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1180	三好郡	東みよし町	西庄字國政	國政(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1181	三好郡	東みよし町	西庄字國政	國政(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1185	三好郡	東みよし町	西庄字谷合	谷合(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1186	三好郡	東みよし町	西庄字谷合	谷合(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1187	三好郡	東みよし町	西庄字谷合	谷合(4)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1188	三好郡	東みよし町	西庄字谷合	谷合(5)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1189	三好郡	東みよし町	西庄字谷合	谷合(6)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1190	三好郡	東みよし町	西庄字森清	森清(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1191	三好郡	東みよし町	西庄字重高	重高(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1193	三好郡	東みよし町	西庄字重高	重高(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1194	三好郡	東みよし町	西庄字重高	重高(4)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1195	三好郡	東みよし町	西庄字重高	重高(5)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1196	三好郡	東みよし町	西庄字野根上	野根上(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1197	三好郡	東みよし町	西庄字新発地	新発地(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1198	三好郡	東みよし町	西庄字新発地	新発地(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1199	三好郡	東みよし町	西庄字新発地	新発地(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1200	三好郡	東みよし町	西庄字新発地	新発地(4)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1201	三好郡	東みよし町	西庄字新発地	新発地(5)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
危険箇所番号 なし	三好郡	東みよし町	西庄字宮浦	宮浦(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
危険箇所番号 なし	三好郡	東みよし町	西庄字野根上	野根上(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
危険箇所番号 なし	三好郡	東みよし町	西庄字新発地	新発地(6)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-51	三好郡	東みよし町	東山字滝久保	増川(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-339	三好郡	東みよし町	中庄	奥村(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1118	三好郡	東みよし町	毛田	野田儀	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1203	三好郡	東みよし町	中庄	古野(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1204	三好郡	東みよし町	中庄	古野(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1205	三好郡	東みよし町	中庄	古野(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1206	三好郡	東みよし町	中庄	古野(4)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597

II-1207	三好郡	東みよし町	中庄	古野(5)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1208	三好郡	東みよし町	中庄	中庭(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1209	三好郡	東みよし町	中庄	中庭(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1210	三好郡	東みよし町	中庄	明合(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1211	三好郡	東みよし町	中庄	明合(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1212	三好郡	東みよし町	中庄	明合(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1213	三好郡	東みよし町	中庄	明合(4)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1214	三好郡	東みよし町	中庄	奥村(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1215	三好郡	東みよし町	中庄	坊六(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1216	三好郡	東みよし町	中庄	坊六(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-343	三好郡	東みよし町	毛田	吉森(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1095	三好郡	東みよし町	毛田	吉森(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1096	三好郡	東みよし町	毛田	東井出上	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1115	三好郡	東みよし町	毛田	寺の前(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1119	三好郡	東みよし町	毛田	木藤前(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1120	三好郡	東みよし町	毛田	木藤前(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1121	三好郡	東みよし町	毛田	木藤前(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1122	三好郡	東みよし町	毛田	木藤浦	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1123	三好郡	東みよし町	毛田	木藤	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1129	三好郡	東みよし町	毛田	赤森(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1130	三好郡	東みよし町	毛田	赤森(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1131	三好郡	東みよし町	毛田	赤森(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1132	三好郡	東みよし町	毛田	中谷(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1133	三好郡	東みよし町	毛田	中谷(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-2	三好郡	東みよし町	東山ハタ	畑	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-41	三好郡	東みよし町	東山貞安	岸下	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-46	三好郡	東みよし町	東山光清・貞安	岸上	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-88	三好郡	東みよし町	東山光清	光清	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-112	三好郡	東みよし町	東山貞安	真山(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-113	三好郡	東みよし町	東山貞安	真山(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-114	三好郡	東みよし町	東山貞安	真山(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-1101	三好郡	東みよし町	加茂	山の上一	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-47	三好郡	東みよし町	東山字滝久保	滝久保(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-48	三好郡	東みよし町	東山字柳沢	柳沢(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-79	三好郡	東みよし町	東山字滝久保	滝久保(4)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-80	三好郡	東みよし町	東山字滝久保	滝久保(5)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-92	三好郡	東みよし町	東山字増川	榑木(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-93	三好郡	東みよし町	東山字増川	榑木(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-329	三好郡	東みよし町	東みよし町毛田	黒屋谷	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-94	三好郡	東みよし町	東山字増川	榑木(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-95	三好郡	東みよし町	東山字増川	榑木(4)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-124	三好郡	東みよし町	東山字増川	増川(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597

Table with columns: 危険箇所番号, 危険箇所, 区域名称, 警戒区域等指定年月日, 特別警戒区域等指定年月日. Lists various disaster zones and their designated dates.

Table with columns: 危険箇所番号, 危険箇所, 区域名称, 警戒区域等指定年月日, 特別警戒区域等指定年月日. Lists various disaster zones and their designated dates.

Table with columns: 危険箇所番号, 危険箇所, 区域名称, 警戒区域等指定年月日, 特別警戒区域等指定年月日. Lists various disaster zones and their designated dates.

Table with columns: 危険箇所番号, 危険箇所, 区域名称, 警戒区域等指定年月日, 特別警戒区域等指定年月日. Lists various disaster zones and their designated dates.

4-1-10 山地に起因する災害危険地一覽表
令和3年 4月 1日現在

番号	山陽前線危険地区 地区名	郡 市 在 地	町 村	字	面積(ha)
1	上山	徳島市	大田町	釜治 401	3.00
2	猪の頭	"	"	月の宮430	3.00
3	日和田	"	"	安部郡 4	3.00
4	海先1	"	"	海先	10.00
5	海先2	"	"	海先 6-23	3.00
6	海先3	"	"	海先	5.00
7	紅葉山	"	"	紅葉山	2.00
8	西矢野1	"	国府町	西矢野	21.00
9	西矢野2	"	"	延命	10.00
10	赤坂	"	一宿町	赤坂東山	3.00
11	赤坂西山	"	"	赤坂西山	8.00
12	舟戸	"	"	赤坂西山	4.00
13	一宮	"	"	宇和山西山	2.00
14	本丁	"	下町	北山	7.00
15	僧津山	"	"	僧津山	9.00
16	北山	"	上八万町	北山20	1.00
17	西山	"	"	西地	17.00
18	日比字	"	"	東山 5-1	4.00
19	中通	"	浜野町	常頭 57-1	2.00
20	中山	"	八多町	中山	47.00
21	榎	"	飯谷町	榎	4.00
22	飯谷	"	"	杉尾	3.00
小計	22 地区				171.00
1	三津	門前町	北離町	上三津	5.00
2	桜井西	"	"	桜井	8.00
3	桜井東	"	"	桜井	1.00
4	大川筋1	"	"	大川筋	7.00
5	折野1	"	"	山筋	10.00
6	大川筋2	"	"	大川筋	13.00
7	大川筋3	"	"	大川筋	19.00
8	折野2	"	"	川筋	11.00
9	東地1	"	"	東地	13.00
10	東地上	"	"	折野上東地	3.00
11	東地下	"	"	折野上東地	3.00
12	東地2	"	"	東地	10.00
13	上東地	"	"	上東地	40.00
14	常床	"	"	常床	24.00
15	箱毛谷西	"	"	箱毛谷	2.00
16	箱毛谷東	"	"	箱毛谷	1.00
17	クロハエ	"	"	クロハエ	4.00
18	相ヶ谷	"	"	相ヶ谷	3.00
19	本瀬口ク地	"	"	ロク地	4.00
20	西傍示1	"	"	西傍示	7.00
21	東傍示1	"	"	東傍示	3.00
22	西傍示2	"	"	西傍示	8.00
23	ハンカガ	"	"	ハンカガ	2.00
24	釜谷	"	"	木津	2.00
25	榎木上	"	"	中山	4.00
26	榎木下	"	"	西山	6.00
27	榎木下	"	"	中山	2.00
28	東山上	"	"	東山	8.00
29	東山下	"	"	東山	1.00
30	小海	"	"	小海	1.00
31	種敷	"	大麻町	種敷谷25-1	5.00
32	山ノ下	"	"	山ノ下	56.00
33	目ヶ谷	"	"	目ヶ谷	6.00
34	釜	"	"	釜谷山	1.00
35	勝明寺谷	"	"	勝明寺谷	5.00
36	東中谷	"	"	東中谷	4.00
37	山田	"	"	山田	2.00
38	相原	"	"	相原	4.00
39	下田	"	"	下田	12.00
40	東山谷1	"	"	東山谷	4.00
41	東山谷2	"	"	東山谷	11.00
42	タケヶ谷	"	"	タケヶ谷	14.00

4-1-10 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	山陽前線危険地区 地区名	郡 市 在 地	町 村	字	面積(ha)
43	寺内	鴨鳴市	大麻町	寺内	2.00
44	西口	"	"	西口	3.00
45	湊谷	"	瀬戸町	湊谷	3.00
46	明神西	"	"	張	2.00
47	張	"	"	張	7.00
48	明神北	"	"	馬越	6.00
49	明神南	"	"	丸山	4.00
50	丸山	"	"	丸山	7.00
51	越浦1	"	"	越浦	7.00
52	越浦2	"	"	越浦	12.00
53	地廻り	"	"	地廻り式	4.00
54	地廻り北	"	"	地廻り参	8.00
55	上戸	"	"	上戸	5.00
56	西山	"	"	西山	7.00
57	中山	"	"	中山	2.00
58	東山	"	"	東山	9.00
59	大島田	"	"	下畑	7.00
60	大毛	"	鳴門町	大毛249-1	2.00
61	大谷	"	"	大谷	7.00
62	三ツ石	"	"	箕霧山下	6.00
63	南大手	"	"	南大手	7.00
64	土佐泊	"	"	土佐泊	1.00
65	脇口	"	"	脇口	2.00
66	見白	"	撫養町	見白	2.00
67	八幡	"	"	八幡	5.00
68	北離町	"	"	北離町	2.00
小計	68 地区				480.00
1	井口	小松島市	田浦町	井口前山	3.00
2	徳山寺	"	"	徳山寺谷	2.00
3	送輪山34	"	"	送輪山34	1.00
4	仮家	"	"	仮家 107	1.00
5	鳥居本	"	"	鳥居本	2.00
6	金山	"	"	金山	4.00
7	赤石	"	立江町	赤石	2.00
小計	7 地区				15.00
1	鳥立川1	勝浦郡	勝浦町	字鳥立川	16.00
2	鳥立川2	"	"	字鳥立川	27.00
3	中立川1	"	"	字中立川	33.00
4	口立川1	"	"	字口立川	9.00
5	口立川2	"	"	字口立川	6.00
6	中立川2	"	"	字中立川	2.00
7	立川	"	"	字立川202-56	2.00
8	定間	"	"	字定間	3.00
9	盛羅尾	"	"	字盛羅尾	7.00
10	倉瀬	"	"	字倉瀬	2.00
小計	10 地区				107.00
1	柳谷	勝浦郡	上勝町	柳谷内	14.00
2	西中谷	"	"	字殿川内16-2	83.00
3	大堰	"	"	字大堰	24.00
4	雄中面	"	"	字雄中面	19.00
5	若木	"	"	字雄浦23	1.00
6	藤原	"	"	字藤原144	4.00
7	茶蔵本	"	"	字茶蔵本17	6.00
8	川口	"	"	字川口25	4.00
9	菅蔵	"	"	字上菅蔵	8.00
10	中須	"	"	字中須	2.00
11	木原谷	"	"	字中尾45-1	6.00
12	楓峯	"	"	字楓峯	42.00
13	豆間	"	"	字豆間111	9.00
14	底久保	"	"	字底久保	8.00
15	下地1	"	"	字下地	11.00
16	下地2	"	"	字下地186-1	6.00
17	下地3	"	"	字下地26-2	3.00
18	伊津	"	"	字伊津	4.00
19	北若木	"	"	北若木34-2	1.00

4-1-10 山地に起因する災害危険地一覽表
令和3年4月1日現在

番号	山陽前線危険地区 地区名	所在地 郡市町村	字	面積(ha)
20	宇市	勝浦郡	宇市字	6.00
21	樺ノ木	勝浦郡	樺ノ木	2.40
22	愛宕西	勝浦郡	愛宕西	3.00
23	山北	勝浦郡	山北	26.90
24	樋口	勝浦郡	字樋口38-1	8.00
25	南山	勝浦郡	南山	30.92
26	藪ノ内	勝浦郡	山本5-1	2.00
小計	26地区			394.22
1	木川原	名東郡	字木川原	12.00
2	能能	勝浦郡	字桑川股	4.00
3	奥川股	勝浦郡	字奥川股	3.00
4	宮前	勝浦郡	字宮前	5.00
5	中辺1	勝浦郡	字中辺1	5.00
6	中辺2	勝浦郡	字中辺2	4.00
7	中辺3	勝浦郡	字中辺3	4.00
8	西ノハナ	勝浦郡	字西ノハナ	3.00
9	根郷1	勝浦郡	字根郷	17.00
10	根郷2	勝浦郡	字根郷	10.00
11	高嶺	勝浦郡	字高嶺	13.00
12	明見谷	勝浦郡	字白尾	3.00
13	栗見坂	勝浦郡	字栗見坂10-3	6.00
14	一ノ瀬	勝浦郡	字一ノ瀬	10.00
15	奥川股	勝浦郡	奥川股	3.00
16	茨浦	勝浦郡	茨浦60-4ほか	21.00
17	下野	勝浦郡	下野97-26	14.60
18	奥川股	勝浦郡	奥川股	15.00
小計	18地区			162.60
1	五浦	名西郡	字五浦	4.00
2	築学寺	名西郡	字築学寺	6.00
3	城之内	名西郡	字城之内	3.00
4	山崎西	名西郡	字山崎西	2.00
5	山崎	名西郡	字山崎	4.00
6	赤坂	名西郡	字赤坂	7.00
7	利包	名西郡	字利包	5.00
8	茶臼山	名西郡	字茶臼山	4.00
9	尼寺	名西郡	字尼寺	3.00
10	内谷	名西郡	字内谷	12.00
11	高良池	名西郡	字高良池	11.00
小計	11地区			61.00
1	江田	神山市	江田	7.00
2	江田	神山市	江田	9.00
3	江田	神山市	江田	6.00
4	江田	神山市	江田	6.00
5	奥屋敷1	神山市	字奥屋敷1	3.00
6	奥屋敷2	神山市	字奥屋敷2	11.00
7	本根川	神山市	字本根川417	14.00
8	下殿宮	神山市	字下殿宮	6.00
9	殿宮南	神山市	字殿宮南	12.00
10	名ヶ平	神山市	字名ヶ平	4.00
11	一字夫	神山市	字一字夫	5.00
12	川又西	神山市	字川又西	6.00
13	木中尾1	神山市	字木中尾1	14.00
14	木中尾2	神山市	字木中尾2	7.00
15	中津下	神山市	字中津下	15.00
16	南尖治	神山市	字南尖治	24.00
17	殿谷	神山市	字殿谷319	4.00
18	殿谷東	神山市	字殿谷東	4.00
19	隆	神山市	字隆	11.00
20	左右山	神山市	字左右山	6.00
21	福原	神山市	字福原	6.00
22	北西福原	神山市	字北西福原	50.00
23	福原北	神山市	字福原北	19.00
24	南山	神山市	字南山	13.00
25	京地	神山市	字京地	3.00
26	釘貫西	神山市	字釘貫西	37.00
27	釘貫南	神山市	字釘貫南	5.00

4-1-10 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	山陽前線危険地区 地区名	所在地 郡市町村	字	面積(ha)
28	釘貫中	名西郡	字釘貫	7.00
29	釘貫東	名西郡	字釘貫482	8.00
30	上黒口	名西郡	字黒口	11.00
31	地野	名西郡	字地野	2.00
32	石堂	名西郡	字石堂	28.30
33	西野間	名西郡	字西野間	16.00
34	袋小屋	名西郡	字袋小屋	11.00
35	野間谷	名西郡	字野間谷	15.00
36	神領中津	名西郡	字中津	7.00
37	西上角	名西郡	字西上角	11.00
38	飯茨	名西郡	字飯茨	17.00
39	小野	名西郡	字小野	20.00
40	府中	名西郡	字府中	11.00
41	字度木	名西郡	字度木	23.00
42	上河内	名西郡	字上河内	10.00
43	代次1	名西郡	字代次1	15.00
44	二ノ原	名西郡	字二ノ原	10.00
45	代次2	名西郡	字代次2	15.00
46	二ノ宮	名西郡	字二ノ宮	4.00
47	川平1	名西郡	字川平1	3.00
48	川平2	名西郡	字川平2	7.00
49	東善井夫1	名西郡	字東善井夫	2.00
50	東善井夫2	名西郡	字東善井夫	5.00
51	善井夫口	名西郡	字善井夫	19.00
52	中内	名西郡	字中内	8.00
53	鬼籠野中内	名西郡	字中内	7.00
54	小原	名西郡	字小原	15.00
55	西分	名西郡	字西分248-1	3.00
56	川東	名西郡	字川東	12.00
57	地野々	名西郡	字地野々	1.00
58	五反地	名西郡	字五反地	14.00
59	一ノ坂1	名西郡	字一ノ坂1	12.00
60	一ノ坂2	名西郡	字一ノ坂2	3.00
61	河口	名西郡	字河口	32.00
62	白嶺	名西郡	字白嶺	4.00
63	下地	名西郡	字下地	26.00
64	高瀬	名西郡	字高瀬	5.00
65	阿保坂	名西郡	字阿保坂	3.00
66	中津下2	名西郡	字中津下2	12.00
67	字度木2	名西郡	字度木2	16.05
68	西善井夫	名西郡	字西善井夫	8.10
小計	68地区			765.45
1	平山	坂野郡	字平山	5.00
2	船坂谷	坂野郡	字船坂谷	5.00
3	瓢谷	坂野郡	字瓢谷	6.00
4	キビガ谷	坂野郡	字キビガ谷	4.00
5	大伏	坂野郡	字大伏	7.00
6	八ノ	坂野郡	字八ノ	5.00
7	西園	坂野郡	字西園	15.00
8	櫛木屋	坂野郡	字櫛木屋	4.00
9	山北	坂野郡	字山北	3.00
10	山東	坂野郡	字山東	7.00
11	基佐原	坂野郡	字基佐原	6.00
12	律立	坂野郡	字律立	7.00
13	南谷	坂野郡	字南谷	4.00
14	櫛木屋	坂野郡	字櫛木屋	4.00
15	岡山路	坂野郡	字岡山路	3.00
16	中谷山1	坂野郡	字中谷山1	1.00
17	藤の谷	坂野郡	字藤の谷	3.00
18	三軒屋	坂野郡	字三軒屋	6.00
19	中谷山2	坂野郡	字中谷山2	2.00
20	岩谷山北	坂野郡	字岩谷山北	6.00
21	岩谷山	坂野郡	字岩谷山	4.00
小計	21地区			104.00
1	上下段	坂野郡	字西縁口21	11.00

4-1-10 山地に起因する災害危険地一覽表
令和3年4月1日現在

番号	山陽前線危険地区 地区名	所 在 地 部 市 町 村	字	面積(ha)
2	西條口	坂野郡	宇西條口8	7.00
3	浦田	"	宇浦田	31.00
4	滝ヶ山	"	宇ウラヤマ33	6.00
5	台山	"	宇台山	2.00
6	雲田	"	宇ウラヤマ36	4.00
7	秋山	"	宇ウラヤマ32	6.00
8	教谷	"	教谷	9.00
1	小 計 8 地区	阿南市		76.00
1	大田井町 赤水	"	谷尻	12.00
2	大田井前	"	中上	11.00
3	白台前	"		35.00
4	大井	"		20.00
5	十八女	"	勝	36.00
6	加茂南	"	水津町	39.00
7	黒川東	"	阿利田	8.00
8	貝ノ河	"	貝ノ河	11.00
9	加茂谷	"	黒河	4.00
10	東龍湖	"	東谷がせ	3.00
11	アケ	"	アケ	3.00
12	徳川	"	徳川	8.00
13	天信トンネル	"	新野町	9.00
14	直信	"	前田	12.00
15	女堂東	"	女堂	6.00
16	海老一谷トンネル	"	林	11.00
17	秋山	"	秋山 243-1	6.00
18	中校	"	宮前	2.00
19	浦ノ内	"	西谷	4.00
20	浦ノ内	"	竹ノ内	10.00
21	雲下	"	寺ノ前	9.00
22	井頭西	"	井頭	5.00
23	井頭	"	井頭	2.00
24	宇原北	"	滝の下	5.00
25	宇原南	"	北動高	1.00
26	才見	"	王子山	1.00
27	米島	"	米島	1.00
28	池の上	"	池崎	1.00
29	亀崎	"	亀崎	7.00
30	中林	"	大浜	1.00
31	見能林	"	南動高	4.00
32	津峰	"	長浜	1.00
33	藤	"	東分	2.00
34	大湯	"	大湯	3.00
35	高崎山	"	高林	1.00
36	荒神ノ上	"	沙谷山	9.00
37	下原	"	下原	15.00
38	古津	"	古津	11.00
39	小谷上	"	藤口	15.00
40	大官南	"	畑田	7.00
41	大官北	"	大官	4.00
42	湊	"	蘭地	17.00
43	鶴川	"	栗ヶ森	4.00
44	袴笠	"	袴笠	5.00
45	赤崎西	"	赤崎	13.00
46	上大野坂山	"		3.00
47	小松西	"	香	8.00
48	大曲西	"		4.00
49	小曲り	"	小曲り	6.00
50	柳ノ浦	"	田ノ浦	1.00
51	大江	"	大江	4.00
52	柳ヶ向	"	豊野	14.00
53	西八毛原	"	八原毛原	18.00
54	柳尾	"	須屋西側	13.00
55	高瀬下	"	須屋東側	5.00
56	平松	"	平松西側	4.00
57	柳ヶ浦西	"	平松東側	9.00
58	辰原西	"	辰原	9.00

4-1-10 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	山陽前線危険地区 地区名	所 在 地 部 市 町 村	字	面積(ha)
59	辰原東	"	辰原	9.00
60	伊島	"	瀬戸	8.00
1	小 計 60 地区	那賀郡		509.00
1	小仁字上(嶺)	"	山西	20.00
2	小仁字下(北)	"	松ノ木	13.00
3	藤川	"	松ノ木	6.00
4	土佐 金比羅神社	"	南町	2.00
5	和食郷 後場裏山	"	南川	7.00
6	中山	"	喜安	1.00
7	小延	"	八輪原	8.00
8	北地上	"	北地	21.00
9	水柱観音	"	田野	36.00
10	双岳谷口西	"	那賀町相生	6.00
11	花瀬1	"	花瀬	4.00
12	日浦	"	花瀬	61.00
13	花瀬2	"	宇花瀬264-13	1.00
14	藤谷北1	"	宇藤谷北	6.00
15	藤谷北2	"	土佐田山	3.00
16	藤谷	"	宇ノカヤマ72	3.00
17	林野下	"	向原	13.00
18	竹ヶ谷	"	藤原5	2.00
19	竹ヶ谷 因幡谷口上	"	豊後	6.00
20	竹ヶ谷 概谷口上	"	加賀	2.00
21	内山 藤上	"	持力瀬	11.00
22	内山	"	宇井ノ元	4.00
23	西納上	"	宇杉谷	5.00
24	西納	"	宇西納	7.00
25	講ノ谷大平	"	大平	3.00
26	桑の木	"	宇桑の木	10.00
27	講ノ谷上平間	"	上平間	1.00
28	講ノ谷口北	"	大平	5.00
29	講ノ谷	"	宇余ノ平	3.00
30	木屋ノ谷北	"	木屋ノ谷	6.00
31	大久保西	"	木屋ノ谷	8.00
32	古屋敷	"	宇古屋敷	3.00
33	杉山	"	宇杉山	12.00
34	杉山下	"	宇杉山1-17	2.00
35	吉野東	"	松ノ下	9.00
36	雄	"	宇雄	13.00
37	蔵谷	"	宇蔵谷	12.00
38	延野1	"	宇延野	4.00
39	北ノ前	"	宇ノ仲E1.4	12.00
40	延野2	"	宇ノサマエ	2.00
41	井ノ谷	"	宇井ノ谷	11.00
42	立割	"	宇立割	1.00
43	大西谷口	"	宇立割	5.00
44	谷内1	"	下傍示	5.00
45	谷内2	"	下傍示	15.00
46	馬路 八幡神社	"	桑内	5.00
47	半輪	"	宇シヤコウ谷	5.00
48	小山谷	"	原田	9.00
49	朝生	"	宇朝生朝ノシ	18.00
50	内山上	"	宇日浦	4.00
51	蔵谷	"	蔵谷	0.80
52	入野	"	福ヶ谷	8.70
53	宮ノ谷	"	宮ノ谷	2.00
54	内山2	"	藤谷	0.36
55	東俣 他2	那賀郡	那賀町上那賀	1.00
56	東俣(2)	"	東俣 他2	1.00
57	東俣中	"	東俣 他2	1.00
58	西俣	"	西俣	26.00
59	ナラ谷口	"	西俣	4.00
60	海川西俣口上	"	西俣	6.00
61	上海川 西道上	"	カイカワ	8.00
62	上海川	"	宇ヒウラ	4.00
63	上月知	"	中須向イ	8.00

4-1-10 山地に起因する災害危険地一覽表
令和3年 4月 1日現在

番号	山陽前線危険地区 地区名	所在地 郡 市 町 村	字	面積(ha)
64	下用知1	那賀郡 那賀町上那賀	字下用地	4.00
65	下用知2	〃	〃	3.00
66	穂ノ尾	〃	字江ノ尾	5.00
67	徳平口	〃	徳平口	17.00
68	大殿	〃	ツンボ石	7.00
69	堂の尾	〃	字横倉山1-1	3.00
70	成瀬1	〃	字日浦平	7.00
71	中尾下	〃	中尾	5.00
72	成瀬2	〃	字本キヤシキ	15.00
73	ツケヶ谷	〃	字ツケヶ谷2	3.00
74	御所谷	〃	字御所谷	7.00
75	下司	〃	字ツギノサカヤ	14.00
76	日真初岸(下司東側)	〃	〃	10.00
77	轟谷	〃	轟谷	45.00
78	西ノ谷	〃	字轟75-6	9.00
79	拝宮上1	〃	井の元	5.00
80	拝宮上2	〃	字拝宮上	7.00
81	拝宮	〃	字徳治屋谷	9.00
82	日真	〃	日真	8.00
83	出谷橋南口	〃	〃	5.00
84	大戸	〃	字大戸	19.00
85	大戸下	〃	字スナソコ	4.00
86	長安口橋上	〃	風穴	32.00
87	轟浦	〃	字大谷向	6.00
88	曾曾根	〃	字藤ノ平	3.00
89	長安北	〃	坂本	11.00
90	長安	〃	龍ノ本	6.00
91	長安下	〃	字藤ノ本	2.00
92	長安口	〃	字向井20-2	5.00
93	谷山經越谷口上	〃	谷山	13.00
94	薬業谷	〃	字オオミノ	10.00
95	滝森野神	〃	野神	11.00
96	下モ何	〃	字下モ何	2.00
97	野々尻	〃	字野々尻1	11.00
98	古屋	〃	字北俣34-1	20.00
99	谷口上	〃	字榎ノ平ラ	10.00
100	谷口	〃	字長サコ3	14.00
101	谷口下	〃	字オオカゴ	5.00
102	小計夷瀬	〃	字夷瀬	25.00
103	小浜大橋北	〃	西ノ谷	7.00
104	白ヶ谷	〃	種語	3.00
105	白ヶ谷下	〃	字ミヤコ谷	7.00
106	白ヶ谷口	〃	石田12	2.00
107	小計	〃	小計	2.00
108	鬼ヶ敷向	〃	中村	8.00
109	小計下	〃	田原敷	25.00
110	水崎	〃	字水崎	8.00
111	水崎下	〃	藤ヶ丸2	7.00
112	水崎	〃	下水崎	16.00
113	田ノ久保下	〃	飛倉	30.00
114	海川	〃	字東保	24.00
115	小屋木	〃	小屋木	2.20
116	深森2	〃	東畑	2.30
117	深森	〃	東畑	2.30
118	トチガタニ	〃	ゴンギョウ	0.89
119	白石	〃	神馬平	4.43
120	海川	〃	西保	12.10
121	瀬戸	那賀郡 那賀町木沢	瀬戸	2.00
122	しもあれ	〃	しもあれ	1.00
123	釜ヶ谷	〃	釜ヶ谷	1.00
124	釜ヶ谷	〃	釜ヶ谷	1.00
125	釜ヶ谷	〃	釜ヶ谷	1.00
126	釜ヶ谷	〃	釜ヶ谷	2.00
127	釜ヶ谷	〃	釜ヶ谷	1.00
128	釜ヶ谷	〃	釜ヶ谷	2.00
129	釜ヶ谷	〃	釜ヶ谷	2.00

4-1-10 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	山陽前線危険地区 地区名	所在地 郡 市 町 村	字	面積(ha)
130	しもあれ	那賀郡 那賀町木沢	しもあれ	1.00
131	しもあれ	〃	釜ヶ谷	1.00
132	瀬戸9号向	〃	瀬戸	30.00
133	徳原谷上	〃	〃	62.00
134	徳原谷下	〃	〃	30.00
135	岩倉下	〃	下南山1-6	2.00
136	しもあれ	〃	しもあれ	5.00
137	五郎谷上	〃	峯	18.00
138	藤ヶ内	〃	字藤ヶ内	9.00
139	川成	〃	東畑	28.00
140	東畑	〃	字東畑	7.00
141	徳谷口上	〃	徳谷	23.00
142	東浦	〃	森西	36.00
143	徳谷	〃	字徳谷	30.00
144	新居田	〃	字東保	5.00
145	四季菜谷温泉	〃	夏切	12.00
146	新居田	〃	東保	23.00
147	瀬津1	〃	字瀬津廻り78	14.00
148	瀬津2	〃	字瀬津廻り56	12.00
149	小島	〃	字船ヶ瀬5-1	8.00
150	沢谷下	〃	字塚ヶ瀬	3.00
151	亀井	〃	字亀井	11.00
152	下沢谷	〃	字オカガ	9.00
153	瀬津3	〃	字瀬津廻り	17.00
154	五倍木1	〃	字五倍木廻り	7.00
155	五倍木2	〃	字五倍木	4.00
156	沢谷1	〃	〃	30.00
157	沢谷2	〃	〃	33.00
158	沢谷3	〃	下屋敷	53.00
159	掛壁	〃	字掛壁	10.00
160	名古ノ瀬	〃	字名古ノ瀬	11.00
161	寺内1	〃	字寺内	14.00
162	寺内2	〃	字地剛	12.00
163	高野	〃	字東畑39	3.00
164	屋基	〃	字沢廻り	34.00
165	戸沢	〃	字戸沢廻り	7.00
166	阿津江	〃	字阿津江	11.00
167	阿津江	〃	〃	5.00
168	大用知1	〃	〃	3.00
169	大用知2	〃	〃	15.00
170	追立上	〃	字追立	4.00
171	追立1	〃	〃	13.00
172	追立2	〃	字追立	6.00
173	追立下	〃	字追立	1.00
174	向工	〃	向工	4.00
175	前工	〃	うつゆ谷日浦	3.00
176	おのおお向イ	〃	徳久保	43.00
177	岩倉2	〃	下南山	13.08
178	うつゆ谷	〃	うつゆ谷58-1、58-3	0.40
179	みさご山	〃	みさご山	12.00
180	黒瀬山	〃	黒瀬山	7.10
181	みさご山2	〃	みさご山	6.44
182	高野瀬(下)	那賀郡 那賀町木沢	高野瀬	4.00
183	高野瀬(上)	〃	高野瀬	2.00
184	シロウギユウ瀬	〃	〃	63.00
185	高ノ瀬	〃	字高ノ瀬	14.00
186	治平谷口	〃	高野瀬5-1	8.00
187	高野瀬1	〃	高野瀬	8.00
188	高野瀬2	〃	高野瀬	4.00
189	高野瀬3	〃	高野瀬	20.00
190	日和田	〃	日和田	8.00
191	千本谷奥	〃	字千本	10.00
192	シモヒノキ	〃	〃	52.00
193	千本谷	〃	字千本谷	4.00
194	上北川	〃	藤	7.00
195	字井ノ瀬	〃	ウイノ七	5.00

4-1-10 山地に起因する災害危険地一覽表
令和3年4月 1日現在

番号	山陽前線危険地区 地区名	町 村	字	面積(ha)
196	北川陰	那賀郡 那賀町木頭	字陰	17.00
197	小畷	"	小畷	8.00
198	久井谷口1	"	"	20.00
199	久井谷口2	"	"	25.00
200	久井谷口3	"	"	31.00
201	久井谷口4	"	"	16.00
202	井ノ久	"	字井ノ久上	15.00
203	栗字谷口	"	"	33.00
204	基瀬野マシロクニ	"	基瀬野	11.00
205	基瀬野宮ヶ谷口	"	折ノ平	1.00
206	カシノ谷	"	折字谷	3.00
207	折字谷	"	折字谷50-1	4.00
208	石屋折字谷口	"	石屋	10.00
209	楢谷	"	字楢谷	7.00
210	ユサン谷下	"	楢谷口	2.00
211	楢谷口	"	字楢谷	9.00
212	南川林道口	"	"	18.00
213	上屋地	"	上屋地	17.00
214	下屋地	"	字下屋地	4.00
215	瀬川口上	"	"	9.00
216	野田小屋	"	"	58.00
217	ワルタニ上	"	"	14.00
218	グユミ谷上	"	"	10.00
219	御朱印谷南	"	字御朱印谷山	10.00
220	字井ノ内1	"	字井ノ内	13.00
221	南川大谷下	"	"	44.00
222	アブラ谷上	"	"	14.00
223	字井ノ内2	"	字字井ノ内	10.00
224	野久保	"	"	13.00
225	野久保谷口	"	"	2.00
226	日早	"	字日早	13.00
227	トゴエ谷	"	字カミヒラ	10.00
228	稲無田	"	ユシノ	10.00
229	南宇	"	ナカムラ	13.00
230	タカノコ	"	字タカノコ	6.00
231	後谷	"	字後谷	8.00
232	出原	"	字ミツイシ	16.00
233	出原ヨコマチ	"	ヨコマチ	6.00
234	車越	"	キウノリ	15.00
235	助	"	日浦	2.00
236	中谷	"	字中谷	7.00
237	御朱印谷山	"	御朱印谷山118-3,21	9.00
238	平野	"	平野	8.20
239	九文名	"	九文名	5.30
240	本村	"	本村	1.00
241	駒谷	"	東駒谷	16.00
242	栗野瀬4	"	栗野瀬	7.00
243	中谷2	"	字中谷	5.00
小計	243 地区			2,656.30
1	徳竹	海部郡 美波町由岐	本村	9.00
2	西の谷	"	西谷	6.00
3	基由岐	"	基地	5.00
4	八郎山	海部郡 美波町日和佐	大畷	3.00
5	大越	"	しらかし	9.00
6	山河内東	"	なか	15.00
7	山河内	"	なか	11.00
8	舟前	"	舟前	13.00
9	新庄	"	舟前天	10.00
10	栗瀬川南	"	栗瀬	11.00
11	丸島	"	外ノ牟井	9.00
12	森松	"	日浦	9.00
13	日浦1	"	日浦	3.00
14	日浦2	"	日浦	22.00
15	栗作1	"	栗作	5.00
16	栗作2	"	栗作	8.00
17	新妻	"	遠野	5.00
18	影野	"	影野	51.00

4-1-10 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	山陽前線危険地区 地区名	町 村	字	面積(ha)
19	寺野1	海部郡 美波町日和佐	寺野	15.00
20	寺野2	"	寺野	14.00
21	阿地屋1	"	阿地屋	5.00
22	阿地屋2	"	新盛谷	40.00
23	久置	"	久置	2.00
24	永田	海部郡 美波町	永田	2.00
25	西山2	"	西山	0.95
26	西山	"	西山	4.30
小計	26 地区			287.25
1	内山	海部郡 牟岐町	内山	6.00
2	芝ノ原	"	しもたぢばな	4.00
3	芝原	"	むかふ	3.00
4	笠松	"	喜茶	1.00
5	藤	"	藤	2.00
6	新田	"	やました	2.00
7	小松	"	ふるわん	3.00
8	赤木1	"	小松	4.00
9	赤木2	"	川又	4.00
10	関	"	関	4.00
11	山田	"	奥前	2.00
12	大谷	"	大谷	1.00
13	ほりた	"	ほりた	22.11
小計	13 地区			58.11
1	皆ノ瀬(1)	海部郡 海陽町海陽	皆ノ瀬	1.00
2	皆ノ瀬	"	皆ノ瀬山	2.00
3	皆ノ瀬	"	皆ノ瀬山	1.00
4	榎本屋谷	"	"	14.00
5	川又1	"	川又	11.00
6	川又2	"	字川又	2.00
7	海部川	"	"	4.00
8	川又3	"	字川又	1.00
9	大木屋	"	大木屋	5.00
10	大比	"	大比	7.00
11	杉宇	"	杉宇	6.00
12	立井	"	寒ヶ瀬	1.00
13	寒ヶ瀬	"	寒ヶ瀬	11.00
14	五倉魚谷	"	字五倉魚谷	10.00
15	榎谷	"	榎谷	5.00
16	榎木の下	"	皆ノ瀬	5.00
17	榎木屋1	"	榎木屋	15.00
18	榎木屋2	"	榎木屋	6.00
19	榎木屋3	"	下榎木屋	14.00
20	恵屋	"	恵屋28-1	1.00
21	北塚1	"	字北塚	2.00
22	上小谷1	"	字上小谷	2.00
23	上小谷2	"	上小谷	29.00
24	下小谷	"	字下小谷	2.00
25	北塚2	"	栗野々	12.00
26	平風	"	字平風	11.00
27	西桑原	"	西桑原	1.00
28	榎ノ瀬	"	桑原谷	3.00
29	玉笠1	"	字玉笠	4.00
30	玉笠2	"	玉笠	7.00
31	神野1	"	神野前	15.00
32	神野2	"	栢谷	9.00
33	神野3	"	三筒	6.00
34	三筒	"	三筒	2.00
35	上若松	"	原谷	17.00
36	若松1	"	字原谷	9.00
37	若松2	"	字原谷	6.00
38	若松3	"	イツリハ	10.00
39	下若松	"	東ノ前	13.00
40	上若松	"	上若松	4.00
41	上六内1	"	大又	13.00
42	上六内2	"	上六内	10.00
43	空瀬谷	"	上六瀬谷	20.00
45	住野1	"	住野	2.00

4-1-10 山地に起因する災害危険地一覽表
令和3年4月1日現在

番号	山陽前線危険地区 地区名	町 村	字	面積(ha)
44	穴瀬	海部郡	字穴瀬	3.00
45	住野1	"	住野	2.00
46	住野2	"	住野	1.00
47	呂谷	"	日浦	2.00
48	岡本1	"	岡本	8.00
49	岡本2	"	字岡本	3.00
50	岡木	"	笹草	2.00
51	笹草	"	笹草	11.00
52	藤田1	"	本坂	15.00
53	藤田2	"	許石	4.00
54	吉野	"	字片山	3.00
55	多良1	"	井口	1.00
56	多良2	"	片山	5.00
57	多良3	"	片山	2.00
58	日浦	"	神見	3.00
59	鷹谷	"	杉谷	2.00
60	松原	"	吉尾	3.00
61	五反田	"	五反田	1.00
62	渡川小瀬	"	川ヨリ西	1.00
63	南阿波公園	"	入口	1.00
64	新川	"	新川	4.00
65	伊勢田	"	西川	3.00
66	徳尾	"	タジマ	5.00
67	樋谷	"	樋谷	4.00
68	伊勢田下	"	西	10.00
69	加島	"	加島	1.00
70	渡川	"	大砂	3.00
71	大木壘2	"	大木壘	13.00
72	小川	"	小川	9.00
73	大井	海部郡	上川原	5.00
74	葦田2	"	五反田	7.00
75	葦田1	"	徳沢	7.00
76	吉田1	"	前田	3.00
77	中吉野	"	出口	7.00
78	橋川	"	面	2.00
79	中山2	"	字中谷	4.00
80	吉田2	"	山ノ神	1.00
81	中山3	"	中壘敷	3.00
82	中山4	"	北地	9.00
83	中山5	"	字榎谷	14.00
84	中山6	"	字榎谷	12.00
85	中山1	"	五敷田	7.00
86	伊川	"	中沢	10.00
87	野江	"	南前	4.00
88	飯ノ宮	"	中ケイ	5.00
89	飯浦	"	飯ノ外	2.00
90	船津1	"	大宮	2.00
91	船津2	"	大宮	2.00
92	船ヶ谷2	"	字船ヶ谷	1.00
93	船ヶ谷1	"	船ヶ谷	4.00
94	那佐	"	那佐	5.00
95	石西	海部郡	栗谷	1.00
96	東谷川	"	東谷	7.00
97	池ヶ谷1	"	池ヶ谷	5.00
98	池ヶ谷2	"	池ヶ谷	10.00
99	久尾1	"	字久尾	10.00
100	久尾2	"	久尾	9.00
101	久尾3	"	字北路	14.00
102	北路	"	字北路	3.00
103	船津1	"	船津	3.00
104	船津谷	"	字船津	6.00
105	船津2	"	字船津谷	2.00
106	牛ヶ石馬ヶ石	"	船津	5.00
107	小谷	"	小谷	8.00
108	中谷	"	中谷	11.00

4-1-10 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	山陽前線危険地区 地区名	町 村	字	面積(ha)
109	穴瀬川	海部郡	猪ノ鼻	18.00
110	猪鼻	"	猪鼻	17.00
111	岡坂1	"	田古	3.00
112	日比字	"	字日比字	23.00
113	北河内	"	字北河内	5.00
114	落合	"	落合	2.00
115	広圃1	"	車ノ口	20.00
116	広圃2	"	車ノ口	1.00
117	広圃3	"	広圃	2.00
118	角坂2	"	突陣後	6.00
119	茶附1	"	田中	2.00
120	茶附2	"	字茶付	2.00
121	安井	"	安井	3.00
122	日比原	"	徳馬	13.00
123	穴瀬川	"	正田	3.00
124	久保1	"	北田	2.00
125	久保2	"	松本	1.00
126	古目	"	古目	4.00
127	金目	"	金目	3.00
128	古目2	"	古目	2.40
	小 計	128 地区		796.40
1	金地	浦池金地834		10.00
2	目吉	秋月字明月96-1		2.00
3	西の宮1	浦池西ノ宮570		3.00
4	西の宮2	浦池西ノ宮567		2.00
5	万代	浦池万代1405-1		2.00
6	千代	浦池西山2301		2.00
7	浦ノ池1	浦池東山2516		20.00
8	浦ノ池2	浦池東山2531		2.00
9	成当	浦池金地92-2		3.00
10	藤原	土成字藤川38-1		4.00
11	本田尾	宮川内字本田尾		12.00
12	清延	宮川内字大町56		5.00
13	相坂	宮川内字藤ヶ内17		20.00
14	別庭	宮川内字別庭38		33.00
15	本波坂	宮川内字上畑89-3		4.00
16	上畑	宮川内字上畑96		10.00
17	平間	宮川内字平間55		14.00
18	宮の下1	宮川内字宮ノ尾7-1		2.00
19	宮の下2	宮川内字宮ノ尾		2.00
20	大月	大月261		8.00
21	小竹	小竹		7.00
22	岩野	岩野		10.00
23	甲ノ名	中ノ名		1.00
24	甲ノ名下	中ノ名142		2.00
25	甲ノ名上	中ノ名1		2.00
26	鶴根地	奥日副谷		2.00
27	仁賀木下	仁賀木		12.00
28	為後	為後		3.00
29	為後上	為後70-1		6.00
30	為後下	為後70-1		6.00
31	野田原1	野田原331		5.00
32	大北	野田原		6.00
33	藤主下	平地337-2		2.00
34	藤主中	藤主		2.00
35	藤主上	藤主58		4.00
36	平地	平地		6.00
37	野田原2	野田原		8.00
38	稲荷	稲荷		4.00
39	僧部谷口	僧部		6.00
40	僧部	僧部		2.00
41	高西谷下	高西1		21.00
42	八坂	八坂		3.00
43	日吉	日吉		1.00
44	坤山上	坤山		1.00

4-1-10 山地に起因する災害危険地一覽表
令和3年4月1日現在

番号	山陽前線危険地区 地区名	市	町	村	字	面積(ha)
45	神山	阿波市	市	神山22	神山22	2.00
46	宇地谷	"	"	"	小竹68	7.00
47	宇在	"	"	"	宇在141-1	3.00
48	伊波北方向1	阿波市	"	"	伊波谷東縁	5.00
49	伊波北方向2	"	"	"	伊波谷東縁	9.00
50	大来谷	"	"	"	真重	28.00
51	亀底谷	"	"	"	亀底	2.00
52	北久保谷	"	"	"	北久保184	3.00
53	北久保	"	"	"	北久保	2.00
54	柳谷	"	"	"	広野	4.00
55	藤ヶ谷下	"	"	"	糸下37-2	2.00
56	藤ヶ谷上	"	"	"	糸下87	1.00
57	芋糠	"	"	"	芋糠	2.00
58	芝生谷上	"	"	"	稻ヶ窪	3.00
59	芝生谷下	"	"	"	稻ヶ窪	11.00
60	松ノ岡東	"	"	"	松ノ岡	27.00
61	松ノ岡西	"	"	"	松ノ岡	9.00
62	松ノ岡南	"	"	"	松ノ岡	6.00
63	藤谷	"	"	"	松ノ岡	8.00
64	十善地	"	"	"	十善地	6.00
65	網司谷	"	"	"	中長峰	12.00
66	ウサギ谷	"	"	"	大久保	4.00
67	谷口	"	"	"	大久保	7.00
68	北内谷	"	"	"	大久保	11.00
69	相谷	"	"	"	相谷左右	13.00
70	松谷	"	"	"	藤谷	15.00
71	北正広	"	"	"	北正広	11.60
小計	71地区	"	"	"	"	491.60
1	駈地畔	吉野川市	鴨島町	"	字日生	3.00
2	駈地	"	"	"	字駈地	1.00
3	駈地東	"	"	"	字新林1623-1	13.00
4	駈地	"	"	"	字古林ノ瀬	4.00
5	駈地東	"	"	"	字天神1878-1	11.00
6	高ノ原	"	"	"	字下山	14.00
7	壇	"	"	"	字壇	10.00
8	山路	"	"	"	字黒岩2474-1	24.00
9	西田目	吉野川市	川島町	"	字西田目	7.00
10	鹿戸谷	"	"	"	字鹿戸	4.00
11	鹿池谷	"	"	"	字鹿池	8.00
12	瀬光寺	"	"	"	字山ノ原2983	5.00
13	桑村	"	"	"	字桑村	1.00
14	平倉	"	"	"	字平倉	3.00
15	船戸1	吉野川市	山川町	"	字藤生	2.00
16	船戸2	"	"	"	字藤生36	14.00
17	引地	"	"	"	字引地	3.00
18	貞田	"	"	"	字貞田	3.00
19	紹穴	"	"	"	字紹穴	6.00
20	岸	"	"	"	字天神佐古18	14.00
21	大嶽	"	"	"	字大嶽70-1	23.00
22	奥野井上	"	"	"	字奥野井上	9.00
23	奥野井下	"	"	"	字奥野井下	2.00
24	大内	"	"	"	字大内	4.00
25	次宗	"	"	"	字次宗425	24.00
26	奥川田	"	"	"	字次宗	2.00
27	迎坂	"	"	"	字迎坂	2.00
28	坂田1	"	"	"	字青木	3.00
29	坂田2	"	"	"	字浦山坂田	7.00
30	坂田3	"	"	"	字坂田	21.00
31	西蔵	"	"	"	字西蔵77-1	11.00
32	東蔵	"	"	"	字西蔵141	8.00
33	折山谷	吉野川市	美郷	"	字小竹	12.00
34	折山谷下	"	"	"	字小竹	6.00
35	隈山下	"	"	"	字隈山	12.00
36	大平谷上	"	"	"	字大平	5.00
37	大平谷下	"	"	"	字大平	14.00
38	田平	"	"	"	字田平	32.00

4-1-10 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	山陽前線危険地区 地区名	市	町	村	字	面積(ha)
39	倉庫敷道上	吉野川市	美郷	"	字滝ノ山	4.00
40	古井	"	"	"	字古井	3.00
41	照尾	"	"	"	字照尾256-1	4.00
42	宗田	"	"	"	字宗田	2.00
43	殿阿	"	"	"	字殿阿	31.00
44	甲の谷	"	"	"	字甲の谷	12.00
45	東山	"	"	"	字大野	2.00
46	上谷	"	"	"	字上谷	5.00
47	栗の木谷	"	"	"	字栗の木	12.00
48	古土地	"	"	"	字交神	11.00
49	古土地	"	"	"	字古土地	5.00
50	土月地谷東	"	"	"	字毛無	8.00
小計	50地区	"	"	"	"	446.00
1	岩尾	美郷市	鴨町	"	字岩尾	12.00
2	栗野	"	"	"	字栗野	12.00
3	西ノ谷	"	"	"	字ハナオレ	12.00
4	中野	"	"	"	字中ノ和13	12.00
5	下中野1	"	"	"	字カマカタケ	7.00
6	下中野2	"	"	"	字カカタケ	8.00
7	中八	"	"	"	字中八730-1	15.00
8	川原	"	"	"	字川原	4.00
9	岩穴	"	"	"	字岩穴	17.00
10	観倉上	"	"	"	字岩穴587	18.00
11	観倉中	"	"	"	字観倉579	13.00
12	観倉下	"	"	"	字観倉387	9.00
13	川原袋	"	"	"	字川原袋324	16.00
14	藤畑	"	"	"	字藤畑	2.00
15	井口東	"	"	"	字井口東137	11.00
16	大車尾	"	"	"	字井口東	7.00
17	池の奥	"	"	"	字ノノ729-3	14.00
18	下大谷	"	"	"	字下大谷	1.00
19	下大滝	"	"	"	字下大滝	45.00
20	神田山	"	"	"	字神田山	22.00
21	中屋敷	"	"	"	字中屋敷721	13.00
22	東大谷	"	"	"	字中屋敷48	15.00
23	番匠屋	"	"	"	字番匠屋	36.00
24	小森下	"	"	"	字小森	22.00
25	小森	"	"	"	字小森34	11.00
26	中尾	"	"	"	字中尾12	11.00
27	白木	"	"	"	字上白木	10.00
28	殿	"	"	"	殿	8.00
29	築床	"	"	"	字築床	14.00
30	殿名	"	"	"	殿名	1.00
31	城谷	"	"	"	字城山	10.00
32	国見丸	"	"	"	字新町	6.00
33	長工町	"	"	"	字長工町	14.00
34	佐毛原	"	"	"	字佐毛原	3.00
35	清水	"	"	"	字清水	14.00
36	相立	"	"	"	字相立	6.00
37	平間	"	"	"	字平間	6.00
38	夏子	"	"	"	字夏子	16.00
39	西俣名	"	"	"	字西俣名	7.00
40	広幡左岸	"	"	"	字西俣名	10.00
41	広幡右岸	"	"	"	字西俣名	5.00
42	広幡	"	"	"	字西俣名	5.00
43	出葉	"	"	"	字出葉	25.00
44	釜ノ池1	"	"	"	釜ノ池	12.00
45	釜ノ池2	"	"	"	釜ノ池	12.00
46	御所野	"	"	"	字東俣名	20.00
47	古屋敷1	"	"	"	東俣名	7.00
48	古屋敷2	"	"	"	東俣名	5.00
49	古屋敷3	"	"	"	字古屋敷	15.00
50	磯野東	"	"	"	字磯野東	10.00
51	磯野	"	"	"	字東俣名	27.00
52	桐野	"	"	"	字桐野	11.00

4-1-10 山地に起因する災害危険地一覧表
令和3年4月 1日現在

番号	山陽前線危険地区 地区名	部 市 町 村	字	面積(ha)
53	東阿南左岸	美馬市	字赤赤谷	11.00
54	東阿南右岸	"	字赤赤谷	13.00
55	阿南左岸	"	字赤赤谷	10.00
56	阿南右岸	"	字赤赤谷	7.00
57	赤赤谷	"	字赤赤谷	11.00
58	吉竹	"	字吉竹	11.00
59	八久保	"	字八久保	9.00
60	曾江	"	字曾江	8.00
61	尾原	"	字尾原	2.00
62	庄	"	字庄	1.00
63	西赤谷	"	字西赤谷	5.00
64	上の原	美馬市	字上の原	0.60
65	笠	"	字笠	3.00
66	八幡西	"	字八幡	4.00
67	藤口1	"	字藤口	8.00
68	夏弥喜	"	字夏弥喜	7.00
69	藤口2	"	字藤口	8.00
70	藤口3	"	字藤口	7.00
71	中村	"	字中村	33.00
72	立見山	"	字立見山	18.00
73	藤宇東1	"	字藤宇東	12.00
74	藤宇東2	"	字藤宇東	3.00
75	平野	"	字平野	34.00
76	野田ノ井	"	字野田ノ井	3.00
77	藤坂北	"	字藤坂北	6.00
78	藤坂	"	字藤坂	13.00
79	長江三木尾東	"	字長江	2.00
80	梅ヶ久保1	"	字梅ヶ久保	11.00
81	梅ヶ久保2	"	字梅ヶ久保	9.00
82	土ヶ久保	"	字土ヶ久保	7.00
83	西段	"	字西段	3.00
84	正涌1	"	字正涌	23.00
85	正涌2	"	字正涌	3.00
86	入倉	"	字入倉	3.00
87	切久保1	"	字切久保	8.00
88	切久保2	"	字切久保	4.00
89	清田上1	"	字清田	9.00
90	清田上2	"	字清田	6.00
91	大番	"	字大番	1.00
92	切久保3	"	字切久保	11.00
93	坊僧	"	字坊僧	9.00
94	岡	"	字岡	17.00
95	突出	"	字突出	2.00
96	岡2	"	字岡	1.96
97	敷生1	美馬市	字敷生	4.00
98	敷生向	"	字敷生	24.00
99	敷生2	"	字敷生	17.00
100	藤原美	"	字藤原	23.00
101	田野内	"	字田野内	16.00
102	北又奥上	"	字北又	5.00
103	北又奥	"	字北又	17.00
104	北又中	"	字北又	13.00
105	北又	"	字北又	23.00
106	敷生3	"	字敷生	9.00
107	大佐古	"	字大佐古	13.00
108	生子屋敷西	"	字生子屋敷	12.00
109	高橋東	"	字高橋	8.00
110	高橋	"	字高橋	16.00
111	古宮	"	字古宮	4.00
112	平谷	"	字平谷	14.00
113	伊加谷	"	字伊加谷	14.00
114	藤掛下	"	字藤掛	14.00
115	藤掛上	"	字藤掛	34.00
116	左手	"	字左手	6.00
117	藤四合地	"	字藤四合地	7.00
118	四合地	"	字四合地	9.00
119	大内	"	字大内	35.00

4-1-10 山地に起因する災害危険地一覧表

番号	山陽前線危険地区 地区名	部 市 町 村	字	面積(ha)
120	田尾	美馬市	字大内	3.00
121	田方	"	字田方	59.00
122	知野	"	字知野	2.00
123	關子野1	"	字關子野	6.00
124	東テロカワ谷	"	字關子野	12.00
125	關子野2	"	字關子野	14.00
126	宮内1	"	字宮内	6.00
127	カミサコ谷	"	字宮内	9.00
128	宮内2	"	字宮内	24.00
129	藤岡	"	字藤岡	4.00
130	藤谷	"	字藤谷	21.00
131	中野宮	"	字中野宮	3.00
132	仕出原	"	字仕出原	9.00
133	藤内	"	字藤内	1.00
134	初原	"	字初原	8.00
135	上谷1	"	字山神東	9.00
136	上谷2	"	字上谷	3.00
137	關	"	字關	10.00
138	川原田	"	字川原田	4.00
139	三島上	"	字三島	19.00
140	三島下	"	字三島	10.00
141	宮城1	"	字三谷	10.00
142	宮城2	"	字三谷	10.00
143	宮城3	"	字三谷	7.00
144	宮城4	"	字三谷	8.00
145	丸山	"	字丸山	6.00
146	平間	"	字平間	2.00
147	川上	美馬市	字川上	6.00
148	谷口カケ	"	字谷口カケ	12.00
149	谷口	"	字谷口	10.00
150	日々字	"	字日々字	19.00
151	麻衣	"	字麻衣	9.00
152	大北	"	字大北	14.00
153	藤原	"	字藤原	16.00
154	ビヤカイ子	"	字實	13.00
155	ビヤカイ西	"	字實	14.00
156	ビヤカイ東	"	字實	12.00
157	今丸	"	字今丸	4.00
158	三ツ木	"	字三ツ木	10.00
159	桑柄	"	字桑柄	14.00
160	内守夫	"	字内守夫	10.00
161	赤石	"	字赤石	12.00
162	下谷	"	字下谷	10.00
163	藤岡谷(上)	"	字藤岡	1.00
164	白枝谷(1)	"	字白枝	4.00
165	白枝谷(2)	"	字白枝	6.00
166	藤岡谷	"	字藤岡	1.00
167	藤岡谷	"	字藤岡	5.00
168	キビシリ谷	"	字上	11.00
169	白枝谷(下)	"	字上	4.00
170	川の瀬谷	"	字上	4.00
171	上川の瀬(右)	"	字上	4.00
172	上川の瀬(左)	"	字上	4.00
173	互吹部	"	字上	8.00
174	風の感谷	"	字上	5.00
175	もりもと	"	字上	4.00
176	藤谷	"	字上	14.00
177	島尾	"	字島尾	6.40
小 計 177 地区 1,902.96				
1	大観	美馬市	字小谷	10.00
2	倉尾	"	字倉尾	9.00
3	藤城	"	字藤城	2.00
4	下藤来1	"	字下藤来	2.00
5	下藤来2	"	字下藤来	12.00
6	藤来	"	字藤来	14.00
7	日間野下	"	字日間野下	6.00

4-1-10 山地に起因する災害危険地一覽表
令和3年4月 1日現在

番号	山陽前線危険地区 地区名	市 町 村	字	面積(ha)
8	阪根	美馬郡	阪根	11.00
9	下尾尻	〃	〃	16.00
10	高ノ瀬	〃	字高ノ瀬1685	15.00
11	盛清	〃	字盛清	29.00
12	川又	〃	字川又	8.00
13	下竹1	〃	字下竹1562	15.00
14	下竹2	〃	〃	7.00
15	西山	〃	西久保	4.00
16	井川	〃	字日浦	1.00
17	日浦	〃	字日浦	1.00
18	長瀬1	〃	字東久保	12.00
19	長瀬2	〃	字高清	6.00
20	大島	〃	字田井	16.00
21	長瀬3	〃	〃	16.00
22	大島	〃	字高清	10.00
23	黒石	〃	字中敷	9.50
24	晴滝谷西	〃	黒石	7.00
25	篠畑	美馬郡	字晴滝	3.00
26	中谷1	〃	字篠畑	3.00
27	中谷2	〃	字川見西227	15.00
28	川見	〃	字中谷	2.00
29	日浦	〃	字三木筋260	6.00
30	宮平1	〃	字日浦	5.00
31	宮平2	〃	字宮平	2.00
32	柳野	〃	字宮平	6.00
33	木屋1	〃	字柳野	8.00
34	丸中	〃	字木屋345	7.00
35	木屋2	〃	字丸中84-1	5.00
36	木屋3	〃	字木屋	16.00
37	宮賀道下	〃	字木屋	42.00
38	皆瀬	〃	字宮賀道下	26.00
39	橋子谷北	〃	字皆瀬222	6.00
40	橋枝	〃	字橋子谷北	15.00
41	江ノ瀬	〃	字橋枝	7.00
42	西山	〃	字江ノ瀬	2.00
43	太田	〃	西山	1.00
44	野内	〃	字西山	25.00
45	橋子谷北2	〃	字野内	29.00
46	宮平3	〃	橋子谷北	11.00
47	豊枝2	〃	宮平	7.00
48	木地屋	〃	字江ノ瀬	10.00
49	森松下	美馬郡	字森松	7.00
50	白井	〃	字森松	59.00
51	桑平1	〃	白井	1.00
52	桑平2	〃	字桑平6033	9.00
53	広沢	〃	字桑平6196-1	7.00
54	カキヤキ谷	〃	広沢	18.00
55	クニチ谷西	〃	字美平6570	6.00
56	クニチ谷下	〃	字美平6604	6.00
57	クニチ谷南	〃	字美平6669-1	3.00
58	クニチ谷北	〃	字美平6691-1	4.00
59	桑平	〃	字美平6673	7.00
60	英大野西	〃	字桑平	16.00
61	川又	〃	字英大野	16.00
62	河内	〃	川又	1.00
63	須目瀬	〃	字河内	9.00
64	丸瀬中谷上流	〃	字久敷	3.00
65	字安	〃	字伊良原7390	4.00
66	野字谷上流1	〃	字安	6.00
67	野字谷上流2	〃	字野字545	12.00
68	野字下	〃	字野字558	17.00
69	土釜	〃	字野字	59.00
70	土釜2	〃	字土釜	10.00
71	小計	〃	一字	784.50
1	黒谷1	三好市	木刀野	13.00
2	黒谷2	〃	木刀野	10.00
3	鹿瓶	〃	字鹿瓶	5.00
4	東浦	〃	字東浦	6.00

4-1-10 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	山陽前線危険地区 地区名	市 町 村	字	面積(ha)
5	土釜	三好市	字土釜	9.00
6	川又	〃	字ヒキテ	3.00
7	川又	〃	〃	7.00
8	暮谷	〃	字ツツオ	3.00
9	大平	〃	字ツツオ	5.00
10	栗林	〃	字シヨウガ	7.00
11	中屋2	〃	字ミホ4991	6.00
12	中屋西	〃	字中屋西	2.00
13	藤黒	〃	字ツツガ	4.00
14	明神1	〃	字梅1688-1	2.00
15	梅	〃	字ツツガ	1.00
16	明神2	〃	西明神	6.00
17	明神3	〃	花園北	12.00
18	明神4	〃	〃	4.00
19	明神5	〃	字明神	1.00
20	東谷1	〃	花園北	7.00
21	東谷2	〃	字百合切	6.00
22	百合切	〃	字上瀬	4.00
23	上瀬	〃	〃	10.00
24	勢力1	〃	風呂谷	1.00
25	勢力2	〃	字上野	1.00
26	滝ノ鼻1	〃	字滝ノ鼻	4.00
27	滝ノ鼻2	〃	北西土地	4.00
28	滝ノ鼻3	〃	東山	8.00
29	清水1	〃	字前山	5.00
30	清水2	〃	上野	18.00
31	川又2	〃	川又	8.00
32	明瀬下	〃	字コケトウチ	2.00
33	晴白浦	三好市	字松本524-2	1.00
34	松尾	〃	松本	4.00
35	光明寺下	〃	字ノマヤマ	3.00
36	下尾後	〃	字下尾後	17.00
37	石内	〃	大東	51.00
38	出合	〃	大西	7.00
39	大甲	〃	字大甲	3.00
40	川崎1	〃	ヒビノ内	1.00
41	川崎2	〃	字石ノ京	4.00
42	川崎3	〃	平谷	17.00
43	川崎4	〃	字滝安	4.00
44	川崎5	〃	字川崎	3.00
45	大利	〃	字全村	3.00
46	笥谷	〃	字竹谷	12.00
47	中西1	〃	イハス	5.00
48	中西2	〃	字中西	7.00
49	中西3	〃	字ナカヤコ	7.00
50	中西4	〃	フジノ口	12.00
51	中西5	〃	井リキリ	3.00
52	中西6	〃	両手	14.00
53	鷹谷	〃	字鷹谷	6.00
54	上松	〃	字ハヤシ	5.00
55	木本	〃	字木本	9.00
56	佐野	〃	野ノ向	5.00
57	中西上	〃	字中西上	9.00
58	峰友	〃	字峰友	6.00
59	上馬路1	〃	字上馬路	23.00
60	馬路	〃	源氏湖	12.00
61	上馬路2	〃	西之坊	10.00
62	深川	〃	字深川	5.00
63	馬路2	〃	字城尾	3.00
64	馬路3	〃	字城尾	5.00
65	佐馬路	〃	字苜蓿	9.00
66	白地1	〃	本名	1.00
67	白地2	〃	本名	12.00
68	白地3	〃	字白地	5.00
69	窪切寺	〃	字野呂内	3.00
70	野呂内カラン谷	〃	字カラン	4.00
71	笠笠	〃	字中谷	7.00
72	下野呂内	〃	字下野呂内	21.00
73	下野	〃	字下野	1.00

4-1-10 山地に起因する災害危険地一覽表
令和3年4月1日現在

番号	山形県被災危険地区 地区名	市 郡	在 町 村	地 字	面積(ha)
74	水庭床	三好市	池田町	字水庭床	13.00
75	入体下	"	"	字ナガレバタ	4.00
76	舟原1	"	"	字兼ヶ久保	6.00
77	舟原2	"	"	西山船原	4.00
78	舟原2	"	"	西山船原	23.00
79	敷地	"	"	大佐古	14.00
80	中津1	"	"	字中津	13.00
81	湯谷	"	"	字トコニシ	5.00
82	中津2	"	"	字中津	15.00
83	松本	"	"	松本	32.50
84	幡持	"	"	幡持	1.21
85	佐野2	"	"	瀬ノ元	4.00
86	上馬路3	"	"	瀬之瀬	20.60
87	大和	"	"	大田	36.00
88	下名影1	三好市	山城町	字下名影	3.00
89	下名影2	"	"	谷向640	7.00
90	川成	"	"	下名	26.00
91	桶野尾1	"	"	下名	14.00
92	桶野尾2	"	"	字イノモト	7.00
93	平上1	"	"	字ヒノキヤマ	9.00
94	上名	"	"	字ヒノキヤマ	3.00
95	平上2	"	"	字シメボ	5.00
96	平	"	"	字平	14.00
97	津屋	"	"	津屋	88.00
98	水無	"	"	字水無	8.00
99	栗山	"	"	字栗山	8.00
100	仏子1	"	"	字仏子	13.00
101	仏子2	"	"	字仏子	13.00
102	尾文	"	"	字ミヤノオク	7.00
103	光兼	"	"	字光兼	10.00
104	河内	"	"	光兼	8.00
105	白川1	"	"	字白川	11.00
106	白川2	"	"	字白川	10.00
107	白川3	"	"	字白川	12.00
108	西字1	"	"	字西字	17.00
109	西字2	"	"	字西字	11.00
110	西字3	"	"	西字	8.00
111	西字4	"	"	西字	46.00
112	重美	"	"	字カガチ	4.00
113	平野	"	"	平野	3.00
114	政友1	"	"	字クワイロ	10.00
115	八千坊1	"	"	字八千坊	10.00
116	八千坊2	"	"	八千坊	13.00
117	茂地	"	"	字茂地	14.00
118	小川谷	"	"	字小川谷	11.00
119	大野1	"	"	字大野	8.00
120	大野2	"	"	字大野	9.00
121	大月	"	"	字大月	11.00
122	信正1	"	"	字ヒガシダニ	2.00
123	信正2	"	"	信正	13.00
124	政友2	"	"	八千坊	10.00
125	瀬貝	"	"	字瀬貝	10.00
126	柴川	"	"	字ヒヤノタニ	3.00
127	黒川	"	"	字黒川	12.00
128	岩戸1	"	"	字岩戸	13.00
129	岩戸2	"	"	字岩戸	4.00
130	大川村1	"	"	大川村	10.00
131	大川村2	"	"	字大川村	5.00
132	大川村3	"	"	字大川村	4.00
133	大川村4	"	"	大川村	20.00
134	下川1	"	"	字下川	13.00
135	下川2	"	"	字下川	7.00
136	寺野1	"	"	字寺野	17.00
137	寺野2	"	"	相川	5.00
138	寺野3	"	"	相川	7.00
139	相川	"	"	字相川	8.00

4-1-10 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	山形県被災危険地区 地区名	市 郡	在 町 村	地 字	面積(ha)
140	天和川	三好市	山城町	字天和川	11.00
141	平上3	"	"	字平上	3.00
142	白川4	"	"	込向	12.00
143	白川5	"	"	むくの木	8.00
144	湯坊	"	"	山田	3.00
145	下名影3	三好市	井川町	字下名影	23.30
146	未	"	"	字西井川	4.00
147	里川	"	"	字里川	5.00
148	相知	"	"	西井川	12.00
149	長尾	"	"	長尾	7.00
150	吉本	"	"	吉本	21.00
151	中村西	"	"	八幡	31.00
152	三尾尾東	"	"	井内西	20.00
153	西新町1	"	"	野津後	22.00
154	西新町2	"	"	岡野間	9.00
155	馬場	"	"	字馬場	4.00
156	西ノ浦	"	"	西ノ浦	39.00
157	浪内	"	"	井内西	2.00
158	吹	"	"	字コマツタニ	2.00
159	流臺	"	"	字ムカオサカ	4.00
160	下西ノ浦	"	"	下西ノ浦	44.00
161	底西	"	"	字底西	3.00
162	延東	"	"	大佐古	11.00
163	祖谷	東祖谷	東祖谷		2.00
164	祖谷	"	"		2.00
165	藤草谷	"	"		1.00
166	藤草谷	"	"		3.00
167	見の越	"	"		1.00
168	落合山	"	"		3.00
169	落合山	"	"		3.00
170	落合(3)	"	"		5.00
171	落合山	"	"		2.00
172	深岡	"	"		2.00
173	深岡	"	"		2.00
174	深岡	"	"		3.00
175	笹谷	"	"		1.00
176	笹谷	"	"		1.00
177	祖谷山	"	"		2.00
178	阿佐(上)	"	"	阿佐	6.00
179	秋山	"	"	小川	7.00
180	大荒谷	"	"	小川	7.00
181	オオヤトニ	"	"	小川	4.00
182	鷹尾(1)	"	"	鷹尾	1.00
183	鷹尾(2)	"	"	鷹尾	1.00
184	古味	"	"	古味	2.00
185	名頃1	"	"	字落合	2.00
186	名頃2	"	"	字落合	10.00
187	菅生	"	"	字菅生	7.00
188	滝下	"	"	菅生40-1,2	2.00
189	久保嶽	"	"	久保	18.00
190	久保1	"	"	久保	6.00
191	久保2	"	"	字久保	13.00
192	西山	"	"	九尾	1.00
193	落合	"	"	字落合	4.00
194	中上	"	"	字中上	5.00
195	草上	"	"	草上	3.00
196	古味	"	"	古味	8.00
197	阿佐	"	"	字阿佐167-1	7.00
198	新居屋	"	"	新居屋	6.00
199	若林	"	"	字若林	4.00
200	大西	"	"	字大西	8.00
201	元井	"	"		28.00
202	和田1	"	"	和田	10.00
203	和田2	"	"	和田	19.00
204	和田3	"	"	和田	4.00
205	和田4	"	"	和田	7.00

4-1-10 山地に起因する災害危険地一覧表
令和3年 4月 1日現在

番号	山形県危険地区 地区名	所在地 郡市町村	字	面積(ha)
206	釣井1	三好市 東祖谷	字釣井	6.00
207	釣井2	"	字釣井	4.00
208	釣井3	"	字釣井	3.00
209	合井	"	合井	9.00
210	高野1	"	字高野	1.00
211	高野2	"	高野	35.00
212	尻柱	"	鶴尾	1.00
213	カンカケ谷	"	菅生	1.00
214	長荒谷	"	菅生	1.00
215	栗谷	"	菅生	1.00
216	名頃	"	菅生	1.00
217	ジョウセウ谷	"	菅生	4.00
218	花の窪谷	"	菅生	3.00
219	姥ヶ谷	"	菅生	3.00
220	萩の木谷	"	菅生	3.00
221	ナベラ谷	"	菅生	1.00
222	ホウソウバエ谷	"	菅生	2.00
223	鼻の滝谷	"	菅生	2.00
224	京柱(下2)	"	古味	3.00
225	尻柱(下3)	"	鶴尾	2.00
226	尻柱(下4)	"	鶴尾	2.00
227	赤滝	"	菅生	3.00
228	久保3	"	久保	9.00
229	重末	西祖谷		36.00
230	栗地1	"		26.00
231	栗地2	"	字栗地	3.00
232	戸ノ谷	"	字戸ノ谷	2.00
233	一字1	"	字一字	1.00
234	一字2	"	字一字	2.00
235	田ノ内1	"	一字	16.00
236	田ノ内2	"	一字	14.00
237	田ノ内3	"	一字	13.00
238	谷間	"	字有瀬	15.00
239	ヒトボシ	"	字有瀬	2.00
240	吾橋	"	字下吾橋316	1.00
241	榎	"	字榎	2.00
242	後山	"	字後山	14.00
243	徳善1	"	字西園	5.00
244	徳善2	"	字西園	4.00
245	徳善3	"	徳善北	17.00
小計	245 地区			2,134.61
1	野地	東みよし町三好	サルバミ北	11.00
2	光明寺	"	城山ノ下	7.00
3	柳川	"	柳川	9.00
4	滝久保1	"	字滝久保	2.00
5	滝久保2	"	字滝久保	6.00
6	長安	"	字長安	4.00
7	男山	"	中村	15.00
8	岸下	"	小乳	15.00
9	藪籠	"	字藪籠	4.00
10	法市	"	字法市	3.00
11	笠巻	"	字笠巻	5.00
12	平井	"	字山分	5.00
13	聖神	"	字聖神	4.00
14	上ノ段	"	山根	9.00
15	窪谷	"	字窪谷	5.00
16	伊月	"	カイシ	11.00
17	上ノ段2	"	上ノ段	1.70
18	法市4	"	法市	4.00
19	藪籠2	"		32.00
20	駱木	"	駱木	52.00
21	栗ノ谷	東みよし町三好	字栗ノ谷	5.00
22	金川1	"	字加茂	4.00
23	金川2	"	金川	8.00
24	山根	"	字山根	6.00
25	尻柱1	"	字加茂山	7.00
26	加茂山1	"	字加茂山	10.00

4-1-10 山地に起因する災害危険地一覧表

番号	山形県危険地区 地区名	所在地 郡市町村	字	面積(ha)
27	加茂山2	東みよし町三好	字日浦46	9.00
28	富ノ浦	"	字富ノ浦	5.00
29	桑内1	"	桑内	17.00
30	桑内2	"	字富ノ内	3.00
31	桑内2	"	下南	11.00
32	祭本	"	祭本	11.00
33	白内	"	字白内	2.00
34	森清	"	字森清	11.00
35	立石	"	立石2-1	4.00
36	朝陽	"	稜田	7.00
37	西庄2	"	字加茂山	5.00
38	西庄3	"	字加茂山	6.00
39	西庄4	"	山田	4.00
40	山田	"	西伊勢久保	7.00
41	中庄	"	字中庄	7.00
42	山路	"	字山路	12.00
43	黒長谷	"	字黒長谷	3.00
44	谷西	"	字谷西	5.00
45	城谷	"	字城谷	7.00
46	山口	"	山口	3.00
47	大藤	"	大藤	10.00
48	奥村	"	字奥村	4.00
49	明合	"	"	22.00
50	大藤西1	"	大藤	5.00
51	大藤西2	"	大藤西	3.00
52	船佐古	"	字船佐古	4.00
53	滝川	"	滝川	4.00
54	大藤東1	"	大藤東	6.00
小計	54 地区			441.70
合計	1,396 地区			12,834.70

※「山地災害危険地区」とは、林野庁の調査要領に基づいて徳島県が調査し、山地災害のおそれのある危険な地区として把握しているものです。位置図については、インターネット上で「徳島県総合地図提供システム」内から閲覧可能です。
https://maps.pref.tokushima.lg.jp/sanchisaigai/ (すべて半角小文字)

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表
令和4年4月1日現在

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所 在 地	町 村	字	面積(ha)
1	金治	徳島市	入田町	入田南谷	0.45
2	月の宮	"	"	月の宮	1.50
3	内ノ御田1	"	"	内ノ御田	0.45
4	内ノ御田2	"	"	内ノ御田	1.50
5	紅葉山	"	一宮町	紅葉山	1.50
6	深谷	"	"	西丁	0.45
7	藤山	"	上八万町	藤山58,43-2	0.60
8	川西	"	"	北山	0.30
9	川西東	"	"	北山	0.14
10	川西東2	"	"	北山	0.18
11	法花谷	"	八万町	法花谷山23,26-3,27	0.60
12	下中山1	"	"	下中山	1.50
13	下中山2	"	"	下中山	1.50
14	中の丸	"	八多町	中の丸南	2.40
15	中山	"	"	中山	2.10
16	中谷	"	飯谷町	中谷	2.50
17	手飯	"	"	手飯	0.27
小計	17地区				17.94
1	真谷	鳴門市	北瀬町	真谷	0.45
2	東添	"	"	東添	1.25
3	上三津1	"	"	上三津	1.05
4	上三津2	"	"	上三津	0.45
5	大川筋1	"	"	大川筋133	0.60
6	ベタ谷1	"	"	大川筋	0.60
7	ベタ谷2	"	"	大川筋	0.36
8	ベタ谷3	"	"	大川筋	0.90
9	ベタ谷4	"	"	大川筋	1.08
10	野野谷	"	"	大川筋	0.72
11	高瀬谷	"	"	大川筋	0.90
12	大川筋2	"	"	大川筋	1.20
13	大川筋3	"	"	大川筋	2.88
14	大川筋4	"	"	大川筋52	0.27
15	大川筋5	"	"	大川筋33	0.18
16	大川筋6	"	"	大川筋	4.50
17	柴折	"	"	柴折1	3.90
18	東地	"	"	東地	1.05
19	上東地	"	"	上東地	0.30
20	鳥ヶ丸	"	"	ソエ芳谷	1.35
21	坂東谷	"	"	下坂ヶ谷73	0.63
22	福毛谷	"	"	福毛谷	1.50
23	クロハエ	"	"	クロハエ	1.35
24	大膳	"	"	ロク地	1.50
25	元内	"	"	元内10-22	0.27
26	年の鼻	"	"	ハシガ谷51	0.45
27	池谷	"	"	池ヶ谷17-1	0.18
28	山神	"	"	山神	0.90
29	助ヶ谷1	"	"	助ヶ谷	0.45
30	助ヶ谷南	"	"	助ヶ谷	0.45
31	助ヶ谷2	"	"	助ヶ谷	0.60
32	山田谷	"	"	山田10	0.45
33	漆	"	"	漆44-1	1.20
34	大津西	"	"	大津8	0.60
35	大津	"	"	大津	1.05
36	西山	"	"	西山	1.80
37	西山	"	"	西山	1.20
38	ハリ山東	"	"	ハリ山	0.45
39	ハリ山西	"	"	ハリ山	0.60
40	藤ヶ谷1	"	大麻町	藤ヶ谷	4.20
41	藤ヶ谷2	"	"	藤ヶ谷	5.70
42	中谷	"	"	中谷	0.75
43	笠籠谷	"	"	笠籠谷	1.50
44	松1	"	"	西山田	3.00
45	松2	"	"	西山田	3.00
46	中谷西	"	"	中谷	2.52
47	中谷奥	"	"	中谷	0.60
48	種蔵谷	"	"	種蔵谷	1.20

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所 在 地	町 村	字	面積(ha)
49	上折木谷	鳴門市	大麻町	上折木谷	1.62
50	ふか谷	"	"	ふか谷	0.30
51	ムナケエ谷1	"	"	ムナケエ谷	0.45
52	ムナケエ谷2	"	"	ムナケエ谷	1.50
53	クキ谷1	"	"	クキ谷	0.90
54	クキ谷2	"	"	クキ谷	0.45
55	西山谷北	"	"	西山谷	0.45
56	西山谷南	"	"	西山谷	0.45
57	日開谷	"	"	日開谷	1.50
58	滝ヶ谷1	"	"	滝ヶ谷	1.20
59	滝ヶ谷2	"	"	滝ヶ谷	2.10
60	三ツカ谷西	"	"	三ツカ谷	0.60
61	三ツカ谷東	"	"	三ツカ谷	0.90
62	大代谷	"	東興	大代谷	1.05
63	張	大津町	東興	張	0.54
64	壺浦	瀬戸町	壺浦1	壺浦	0.30
65	浅谷	"	"	浅谷	0.30
小計	65地区				77.00
1	奥立川1	勝浦郡	勝浦町	字奥立川	5.10
2	狸谷	"	"	字奥立川60-1	0.60
3	奥立川2	"	"	字奥立川	3.00
4	上谷	"	"	字奥立川95-1	1.62
5	口立川1	"	"	字口立川	3.00
6	口立川2	"	"	字口立川	4.20
7	五位の真谷	"	"	字口立川25-6	1.95
8	中小島西	"	"	字中島9-2-1	0.90
9	中小島東	"	"	字中島13-2	0.60
10	六郎山谷	"	"	字中島137-9	1.68
11	黄瀬	"	"	字カミクボ	0.18
12	坂本西	"	"	字ヤスマイシ	0.45
13	坂本	"	"	字日浦134-9	0.36
14	寺川内	"	"	字上小川	0.60
15	沼谷	"	"	字権ノ宮	3.00
16	神谷	"	"	字神谷193-1	1.20
17	婆羅尾谷	"	"	字東婆羅尾	7.20
18	木尻谷	"	"	字クワセ21	0.48
19	星谷	"	"	猪富谷	22.80
20	皆屋谷	"	"	字皆屋146-52	7.02
21	生名谷	"	"	打艇12-1	3.00
22	岩船谷	"	"	口立川23-1-2	3.60
小計	22地区				72.54
1	殿川内	勝浦郡	上勝町	字殿川内	14.40
2	ふいご谷	"	"	字殿川内21	2.25
3	殿川内東	"	"	字殿川内	1.68
4	柳谷	"	"	字殿川内	4.50
5	西山谷	"	"	字殿川内21-5	4.80
6	西山谷中	"	"	字殿川内21-5	0.54
7	西山谷下	"	"	字殿川内	0.36
8	中谷	"	"	字中谷1-3	1.95
9	赤石谷	"	"	字投部1-2	2.25
10	赤石東谷	"	"	字投部1-2	1.95
11	野々西谷	"	"	字雄中面110	6.00
12	雄中面	"	"	字雄中面	3.60
13	北若木	"	"	字北若木	2.80
14	流川	"	"	字流川74-1	9.18
15	隈地東	"	"	字流川500-7	1.68
16	梅の木	"	"	字梅ノ木	0.90
17	山口	"	"	字山口111	1.80
18	高畑	"	"	字下根地27	0.60
19	古島敷	"	"	字古島敷	4.20
20	奥木谷	"	"	字日浦峰	3.00
21	旭川	"	"	字日浦峰68	2.31
22	茶地の本	"	"	字茶地の本	1.50
23	小西谷川	"	"	上平	2.70
24	中谷	"	"	雁ノ谷	0.45
25	岩井谷	"	"	字岩井谷1	3.00

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表
令和4年4月1日現在

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所 在 地 市 郡 町 村	字	面積 (ha)
26	蔵谷	勝浦郡	上勝町	9.00
27	蔵又	"	"	1.68
28	蔵又東	"	"	0.80
29	蔵原1	"	"	1.20
30	蔵原2	"	"	0.30
31	蔵谷川	"	"	1.68
32	井ノ谷	"	"	0.75
33	杉地	"	"	6.72
34	宮ヶ平谷	"	"	7.80
35	北ヶ谷	"	"	6.75
36	中山	"	"	2.40
37	下日浦	"	"	0.36
38	下地1	"	"	10.50
39	西峰1	"	"	0.12
40	西峰2	"	"	0.45
41	西峰3	"	"	0.36
42	西峰4	"	"	0.36
43	勝宗谷川	"	"	5.10
44	蔵床	"	"	0.45
45	下地2	"	"	6.30
46	清田	"	"	0.45
47	六ヶ平	"	"	1.50
48	蔵地	"	"	1.65
49	奥蔵地	"	"	4.08
50	蔵ヶ谷川	"	"	0.90
51	柳谷	"	"	7.80
52	蔵ヶ谷	"	"	0.90
53	蔵谷2	"	"	1.68
54	月ヶ谷	"	"	8.10
55	蔵田	"	"	3.42
56	上日浦	"	"	0.75
57	宮太尾	"	"	0.90
58	平間	"	"	0.72
59	神田	"	"	0.07
60	蔵行	"	"	0.30
小計	60地区			174.80
1	大川原谷	名東郡	佐那河内村	5.76
2	奥川谷	"	"	0.48
3	府能北	"	"	0.30
4	大川原	"	"	4.32
5	谷内	"	"	1.26
6	蔵郷	"	"	12.60
7	蔵郷中	"	"	0.72
8	蔵郷東	"	"	1.89
9	蔵郷	"	"	0.45
10	中山とヨノ谷	"	"	3.78
11	次郎ヶ蔵谷	"	"	3.36
12	蔵ヶ蔵谷	"	"	1.20
13	中山谷東	"	"	0.84
14	蔵見坂谷	"	"	4.05
15	寺谷	"	"	0.48
16	尾郷	"	"	0.45
小計	16地区			41.94
1	上浦西1	名西郡	石井町	0.30
2	上浦中西	"	"	0.45
3	上浦中	"	"	0.45
4	上浦東	"	"	0.45
5	上浦西2	"	"	0.15
6	下浦南	"	"	0.60
小計	6地区			2.40
1	神通谷	名西郡	神山町	2.10
2	神通谷(2)	"	"	1.89
3	奥蔵敷(田奥蔵敷1)	"	"	0.84
4	奥蔵敷(田奥蔵敷2)	"	"	3.36
5	奥蔵敷(田奥蔵敷3)	"	"	4.08
6	勘場谷	"	"	2.64

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所 在 地 市 郡 町 村	字	面積 (ha)
7	伴蔵谷	名西郡	神山町	0.90
8	蔵宮南	"	"	2.10
9	野保呂	"	"	0.18
10	大中尾	"	"	3.60
11	大中尾1	"	"	0.45
12	大中尾2	"	"	0.30
13	大中尾3	"	"	5.10
14	大中尾4	"	"	2.70
15	中津	"	"	0.54
16	大治北	"	"	0.60
17	矢治	"	"	4.50
18	人万谷	"	"	1.56
19	金泉1	"	"	0.27
20	金泉2	"	"	0.24
21	有懸	"	"	0.60
22	江田1	"	"	1.50
23	蔵江田	"	"	0.60
24	江田東	"	"	1.80
25	江田2	"	"	0.18
26	蔵谷	"	"	0.23
27	絆倉1	"	"	0.23
28	絆倉2	"	"	0.30
29	名ヶ平西1	"	"	0.45
30	名ヶ平西2	"	"	0.90
31	名ヶ平東	"	"	1.20
32	長野	"	"	1.05
33	焼山	"	"	3.12
34	中喜来	"	"	0.90
35	下喜来	"	"	0.30
36	水舟	"	"	1.50
37	三ツ木(田東三ツ木)	"	"	2.70
38	左右山東	"	"	1.80
39	南山1	"	"	0.96
40	南山2	"	"	1.68
41	松ノ本	"	"	1.20
42	高根	"	"	1.92
43	谷	"	"	2.10
44	新貫北1	"	"	4.50
45	新貫	"	"	1.44
46	新貫北2	"	"	1.08
47	新貫北3	"	"	4.80
48	左右内	"	"	2.10
49	地中	"	"	1.44
50	蔵倉	"	"	3.90
51	下黒口	"	"	0.84
52	黒口中	"	"	0.45
53	南野間1	"	"	2.40
54	南野間2(田野間谷1)	"	"	0.96
55	南野間2(田野間谷2)	"	"	0.36
56	南野間2(田野間谷3)	"	"	1.89
57	南野間3	"	"	2.88
58	築風	"	"	0.72
59	西大久保1	"	"	2.10
60	次郎銅山	"	"	3.30
61	西大久保2	"	"	0.45
62	西大久保3	"	"	0.72
63	南大久保	"	"	2.16
64	東大久保1	"	"	1.05
65	東大久保2	"	"	0.60
66	東大久保3	"	"	0.12
67	上角	"	"	1.44
68	北上角	"	"	0.60
69	本上角1	"	"	0.12
70	本上角2	"	"	0.18
71	本小野	"	"	0.54
72	府中	"	"	2.64

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表
令和4年4月1日現在

番号	別讓土砂流出危険地区			地区名	在 地		面積(ha)
	郡	市	町 村		字		
73	代次	名西郡	神山町	字	1.80		
74	巖部瀬(田川平2)	"	"	字巖部瀬	0.60		
75	山平	"	"	字山平	0.36		
76	東野井夫	"	"	字野井夫	0.13		
77	阿保坂(田青井夫)	"	"	字阿保坂	0.63		
78	福原	"	"	字福原	0.45		
79	字渡本西	"	"	字字渡本西	2.52		
80	日浦	"	"	字日浦283-2	2.16		
81	松尾1	"	"	字松尾	0.54		
82	松尾2	"	"	字松尾	2.10		
83	松尾3	"	"	字松尾783	1.68		
84	北石壁1	"	"	字北石壁	2.40		
85	北石壁2	"	"	字北石壁262-1	2.70		
86	灰石	"	"	字灰石379-1	0.90		
87	東石壁	"	"	字東石壁	1.26		
88	白台	"	"	字白台	3.60		
89	松尾4	"	"	字松尾ノ平	0.36		
90	神木	"	"	字神木	0.50		
91	袴部	"	"	字袴部	5.40		
92	元山奥	"	"	字元山	2.85		
93	オロノ中内1	"	"	字元山	1.95		
94	オロノ中内2	"	"	字元山	1.08		
95	中津川	"	"	字中津川	0.90		
96	西分	"	"	字西分	1.08		
97	黒河	"	"	字黒河	2.55		
98	田ノ窪	"	"	字田ノ窪	3.00		
99	オノ坂	"	"	字オノ坂	0.60		
100	東龍王	"	"	字オノ坂	1.20		
101	笠置	"	"	字笠置	1.20		
102	名田河	"	"	字名田河	0.72		
103	北倉目1	"	"	字北倉目	1.05		
104	北倉目2	"	"	字北倉目	1.35		
105	神木2	"	"	黒木8~26	0.15		
106	神通谷	"	"	字江田1418-28,1498	1.20		
107	上大中尾2	"	"	大中尾7.9.1ほか	1.08		
108	加仁輪	"	"	江田	0.48		
109	馬地	"	"	馬地	1.50		
110	黒口北	"	"	字黒口	0.24		
111	阿保坂南	"	"	阿保坂	0.63		
112	大地	"	"	大地	0.60		
113	本根川	"	"	"	0.36		
1	小 計	113 地区	"	"	166.57		
2	磯尾山	板野郡	板野町	字磯尾山	1.05		
3	琴之谷下	"	"	字金花谷3-21	0.63		
4	大時谷	"	"	字琴ヶ谷	0.60		
5	アイトイ谷上1	"	"	字刀仔谷28	0.60		
6	アイトイ谷下2	"	"	字刀仔谷1	0.75		
7	琴之谷	"	"	字アイトイ	0.75		
8	ヒガシガウ谷	"	"	字サカエ谷9	0.84		
9	松谷上	"	"	字松谷	0.27		
10	松谷下	"	"	字ヒガシガウ62	0.60		
11	長谷	"	"	字ヒガシガウ27	0.90		
12	シントキ西	"	"	字ヒガシガウ10-8	0.75		
13	木俣	"	"	字シントキ西	0.60		
14	南畑谷	"	"	字西山14-16	0.90		
15	北畑谷	"	"	字北畑谷	0.45		
16	川北	"	"	字北畑谷	1.50		
17	ハリ	"	"	字ハリ	2.70		
18	三滝谷川	"	"	字コウバシ55	0.63		
19	川走	"	"	字コウバシ35	0.90		
20	岡東北	"	"	字岡東北	0.30		
21	岡東下	"	"	字岡東北96	0.90		
22	坪谷	"	"	字ツボ谷70	1.05		
23	龜山下	"	"	字龜山下	0.90		
24	富の谷	"	"	字富土谷8-2	1.95		
25	三軒屋東	"	"	字三軒屋東	0.75		

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	別讓土砂流出危険地区			地区名	在 地		面積(ha)
	郡	市	町 村		字		
1	小 計	25 地区	板野郡	板野町	21.72		
2	安楽寺谷1	"	"	字安楽寺谷	0.30		
3	安楽寺谷2	"	"	字安楽寺谷	0.54		
4	安楽寺谷3	"	"	字安楽寺谷	0.27		
5	宮ヶ谷	"	"	字宮ヶ谷	0.60		
6	西べり奥	"	"	字野上	3.15		
7	東縁	"	"	東縁	2.34		
8	木物谷	"	"	マカシヤマ	0.75		
9	浦田	"	"	字浦田	0.75		
10	車谷	"	"	字車谷	0.60		
11	神宅	"	"	大山	1.62		
12	猪野谷	"	"	坂口	4.08		
13	島浦谷	"	"	字坂口	0.60		
14	山田	"	"	字島浦谷	1.50		
15	大谷	"	"	字山田	2.40		
16	祝山谷	"	"	字大谷	2.52		
1	小 計	16 地区	阿南市	祝山谷	22.17		
2	太龍寺1	"	細野町	谷尻	1.50		
3	太龍寺2	"	"	"	5.70		
4	太龍寺3	"	"	谷尻	2.10		
5	細野	"	"	中上77	0.60		
6	松ノ岡	"	大田井町	松ノ岡	0.15		
7	田舎谷東	"	"	南庄	3.00		
8	若杉口	"	水井町	新屋田	2.10		
9	鶴崎下	"	大井町	東平	1.20		
10	黒河上	"	加茂町	黒河	3.00		
11	阿瀬比1	"	阿瀬比町	阿利田	1.20		
12	阿瀬比2	"	"	西内	4.20		
13	阿瀬比3	"	"	中村	0.90		
14	深瀬谷西	"	"	浦田	0.90		
15	深瀬谷東	"	"	深瀬町	3.00		
16	橋川下1	"	"	岡崎	3.00		
17	橋川下2	"	下大野町	橋川	3.30		
18	カトビツあなん	"	熊谷町	岩方	1.50		
19	熊谷大橋詰	"	"	熊谷	1.20		
20	喜來北	"	新野町	喜來	1.20		
21	南原谷	"	"	川亦	3.00		
22	西元信魚畑谷西	"	"	元信	4.50		
23	西元信魚畑谷東	"	"	元信	3.30		
24	木戸	"	"	木戸	2.10		
25	宮ノ久保	"	"	鹿見	3.30		
26	常政	"	"	常政	1.20		
27	秋山	"	"	秋山	3.00		
28	西重友	"	"	西重友	3.00		
29	東山	"	"	東山	0.60		
30	廿歩	"	"	養池谷	2.10		
31	東重友	"	"	重友	0.60		
32	串坂	"	山口町	串坂	3.00		
33	南谷	"	"	南谷	1.20		
34	串坂	"	"	串坂	0.12		
35	鳳谷	"	"	北山	2.70		
36	角の谷	"	"	北山	1.80		
37	段1	"	長生町	南山	0.60		
38	段2	"	"	南山	1.50		
39	段3	"	"	南山	1.20		
40	大丸谷川	"	福井町	大丸	7.50		
41	後世山久保野谷	"	"	久保野	4.20		
42	日ノ地谷北	"	"	日ノ地	1.50		
43	小野	"	"	日ノ地	1.80		
44	福井辺川谷	"	"	辺川	3.90		
45	内掛東	"	"	内掛	1.80		
46	橋井古津	"	"	古津	2.10		
47	橋井北	"	"	橋井	0.90		
48	橋	"	橋町	大井	1.20		

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表
令和4年4月1日現在

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所在地 市 町 村 字	面積 (ha)
49	厩八毛原川	八原毛西	3.60
50	東八毛原川1	八原毛東	2.10
51	東八毛原川2	八原毛東	2.70
52	神町	五郎丸	1.80
53	須藤谷川	須藤東側	3.00
54	高瀬谷	高瀬	2.10
55	楠ヶ浦	楠ヶ浦	0.60
小計	55地区		122.67
1	百合谷	那賀町鷺敷	0.23
2	クリノ木谷	宇石橋	0.27
3	幸の谷	宇幸の谷	0.45
4	仁字上	宇岩原	0.81
5	仙ヶ谷	宇玉字前	3.78
6	スズノ木谷	宇玉字前	0.48
7	飯谷	宇玉字前	3.30
8	小仁字	宇津津ノ上	1.05
9	瀬川女ヶ谷	宇津津	0.35
10	瀬川	瀬川	0.30
11	五四谷	宇南川	0.30
12	東内	宇風の谷	0.15
13	東の谷	宇風の谷	1.05
14	藤石谷	宇藤石	0.90
15	生杉	宇生杉	0.90
16	眞政谷	宇ムネ	1.26
17	唐形	宇農	0.72
18	こかじや谷	宇こかじや	0.72
19	井原	宇八幡平	0.60
20	大明地	宇北地	0.90
21	東谷	宇北地	0.20
22	追立谷	追立谷	6.00
23	日浦山	日浦山340	1.08
24	日野1	宇川浦40	0.35
25	日野2	宇川浦27	0.30
26	日野3	宇ヒシガミ谷	2.70
27	日野4	宇ヒシガミ谷	1.40
28	日野5	宇本腰ノ谷	0.60
29	日野6	宇中野28	0.96
30	日野7	宇中野27-1	0.38
31	盛谷	大かやの	2.10
32	日野谷西	宇岩瀬野	0.24
33	日野谷	宇岩瀬野	0.20
34	竹ヶ谷	宇岩後	3.12
35	竹ヶ谷 イクノ谷	田羽	3.90
36	内山 ハシダ谷	はしだ	1.80
37	久望上	宇田崎老ふ	1.50
38	久望下	宇日浦	0.36
39	栗三谷	宇カサニ	1.13
40	桑の木谷	宇桑ノ木谷	1.89
41	請ノ谷	川島	1.26
42	栗ノ木谷	栗ノ木	0.90
43	杉山1	宇杉山-1	0.36
44	杉山2	宇杉山-1	0.23
45	杉山3	宇杉山-1	0.04
46	杉山4	宇杉山-1	0.36
47	杉山5	宇杉山-1	1.80
48	杉山6	宇杉山-1	0.54
49	杉山7	宇杉山-1	0.27
50	杉山8	宇杉山-1	0.60
51	杉山9	宇杉山-1	0.60
52	杉山10	宇杉山-1	0.60
53	杉山11	宇杉山-1	0.48
54	杉山12	宇杉山-1	1.80
55	藤ヶ谷&瀬川田谷	宇藤ヶ谷&瀬川田谷	9.30
56	下雄	宇西原	0.27
57	井ノ谷上	宇藤	0.40
58	大西谷	宇タチワリ	7.98

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所在地 市 町 村 字	面積 (ha)
59	入野	那賀町	1.05
60	牛輪	宇入野ダン	0.30
61	生輪上	宇入こくり	0.30
62	牛輪中	宇ミゴクリ	0.18
63	牛輪下	宇坂の谷	0.27
64	船川1	宇坂の谷	0.36
65	船川2	大國	0.11
66	南尻	宇南尻	0.09
67	窪窪	宇窪窪、豊後	0.23
68	字野谷	宇窪窪	0.81
69	講ノ谷大平2	大平	0.36
70	講ノ谷	神田	1.26
71	中分	川島	0.57
72	中分	中分	0.06
73	瀬川西原	那賀町上那賀	6.75
74	ナベラ谷 南	宇西原	1.80
75	納谷	宇西原	5.40
76	クワノ木谷	宇西原	8.10
77	ナベラ谷	宇西原	4.50
78	瀬川東原1	東原	0.45
79	茂ヶ谷	東原	3.00
80	瀬川東原2	東原	1.37
81	ハカシ谷	東原	3.60
82	黒越ノ木東口(ワラ)	ヒウラ	3.90
83	上瀬川 ヒウラ	ヒウラ	0.90
84	瀬川東谷	瀬川	2.16
85	瀬川東	宇ヒガシマタ	2.70
86	瀬川 ラカザキ	宇ヒガシマタ	3.60
87	瀬川上ノ内	ウエノウチ	0.33
88	旭	宇旭	0.95
89	瀬川	北山	1.62
90	向云山	北山	1.80
91	上用知	宇ナカス向	1.50
92	林谷	宇向コヤシ	3.24
93	白石西谷	宇西ノ谷	1.50
94	ケガレ谷	宇ナガレヤマ	0.63
95	姥ヶ谷	宇西谷日浦	2.10
96	姥ヶ谷 小道上	姥ヶ谷	4.50
97	大蔵1	宇中尾の北	0.95
98	ノラヤ谷	宇ノラヤ北	0.51
99	カドヤ	宇カドヤ	0.40
100	内山谷	内山	6.30
101	瀬川 ナカフタ谷	東口	1.28
102	中尾	クララ	0.34
103	成瀬北ヶ谷	北ヶ谷	0.54
104	忠ヶ谷	宇忠ヶ谷口	0.67
105	助谷	助谷	4.50
106	岩原	宇岩原	0.90
107	白瀬	宇白瀬向	3.00
108	井ノ口	中柳	0.36
109	大蔵2	宇カサタノ	0.72
110	平谷下	宇シモヤマ	3.15
111	下御所谷 西側	宇カサタノ	1.50
112	下御所谷	宇カサタノ	2.88
113	拝堂	宇キリサコ	5.04
114	輪曾根	宇ソノキ谷	1.80
115	笠山	宇笠山0-1	1.10
116	風穴	宇風穴	0.15
117	谷山 小巻川東1	宇坂本	4.80
118	谷山1	宇坂本	3.60
119	谷山カドケ谷	宇カドケ谷	1.68
120	谷山2	谷山	0.36
121	霧越エ	宇霧越エ	0.30
122	養葉谷1	宇養葉	2.10
123	養葉谷2	宇養葉	6.90
124	深緑	古田	0.90

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表
令和4年4月1日現在

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所在地 市 町 村	字	面積 (ha)
125	深森 北	那賀郡	古田	2.40
126	小庄	"	種ヶ谷	0.08
127	小浜上	"	字明ヶ谷	0.45
128	小浜下	"	字ツウト谷	0.75
129	白ヶ谷	"	字木小原谷	1.50
130	白ヶ谷兼谷	"	字兼谷	2.10
131	石輪谷奥	"	字石輪	0.27
132	カラ谷	"	西俣	3.60
133	日浦	"	日浦	0.12
134	ソウド谷	"	西俣	1.89
135	滝川西俣上	"	西俣	1.35
136	兼ヶ谷(1)	那賀郡	兼ヶ谷	5.04
137	兼ヶ谷(2)	"	兼ヶ谷	1.20
138	兼ヶ谷(3)	"	兼ヶ谷	0.72
139	櫛戸川	"	字櫛戸	32.25
140	櫛戸ヶ字	"	"	0.90
141	庶原谷	"	字しもあれ	7.41
142	勘場谷	"	字イシガ谷	4.95
143	しもあれ(ボウガ谷)	"	字しもあれ	1.26
144	なかいん谷	"	"	4.50
145	岩倉	"	字イシカタニ	1.56
146	前谷川	"	イシガ谷	1.50
147	藤ヶ内	"	字藤ヶ内	16.20
148	川成上	"	字黒淵	1.13
149	川成下	"	字黒淵	0.78
150	ピリ谷	"	字折谷	5.40
151	小島	"	字畑	1.50
152	亀井谷	"	字亀井谷	0.72
153	沢谷上	"	字下霧影	3.00
154	沢谷1	"	"	1.50
155	下霧影川	"	"	1.50
156	中沢谷	"	字中沢谷	12.96
157	ツエ谷	"	字ツエ谷	33.60
158	三田	"	三田	3.30
159	小泉谷川	"	小泉	0.90
160	底谷川藤山	"	藤山	2.10
161	大月知	"	字ホザレ	22.80
162	加州	"	下加州	1.44
163	奥山谷川	"	ト字栗谷	5.40
164	田羽	"	字山羽	0.75
165	向山谷	"	字母林地	0.38
166	大妻谷	"	字卯拓地2-2	1.44
167	兼谷1	"	字兼谷	1.50
168	兼谷2	"	字兼谷	0.54
169	ウツ砂谷	"	字マツハラ	0.45
170	高山平	"	高山平	0.72
171	イシガ谷1	"	イシガ谷	1.20
172	イシガ谷2	"	"	0.72
173	三田岡り	"	三田岡り	0.60
174	井原	"	井原	0.27
175	錦壁2	"	三田	0.18
176	向工	"	字向工	0.45
177	高野	"	種本	0.45
178	高ノ瀬1	那賀郡	字高ノ瀬	0.54
179	高ノ瀬2	"	字高ノ瀬	4.50
180	キタ白谷	"	高野瀬	2.70
181	トウハ谷1	"	字高ノ瀬	5.85
182	トウハ谷2	"	高野瀬	4.50
183	治平谷	"	字高ノ瀬	7.41
184	マタダイ谷	"	高野瀬	7.80
185	高野瀬 ヒノキヲ谷	"	高野瀬	3.30
186	高野瀬 ワルタニ	"	高野瀬	2.10
187	平	"	字平	1.80
188	日和田 西谷	"	日和田	3.60
189	千本谷	"	字千本	21.00
190	千本ヶ字ボトガ谷	"	字千本	1.05

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所在地 市 町 村	字	面積 (ha)
191	カミヒノキ谷	那賀郡	那賀町木頭	1.50
192	千本オクウマエ谷	"	字千本	1.38
193	ホミエモン谷	"	"	2.40
194	ウチウマエ谷	"	"	5.40
195	ダヒガ谷	"	字千本谷	0.30
196	千本オクウマエ谷	"	字千本	0.27
197	千本ナカゴヤ谷	"	字千本	0.96
198	千本 アカタニ	"	千本	0.80
199	陸 ニシノタニ	"	陸	1.80
200	大明地	"	ウイノ七	2.40
201	トモギスウ谷	"	船谷	1.50
202	船谷1	"	船谷	0.72
203	船谷下1	"	船谷	0.72
204	船谷下2	"	船谷	0.90
205	船谷2	"	字コヤブ	0.60
206	大城	"	字大城	1.95
207	久井谷	"	字久井谷	16.50
208	大地平	"	字大地平	2.61
209	六地蔵	"	字六地蔵	0.31
210	慶無谷	"	慶無谷	0.38
211	久留名	"	字シモダイラ	0.19
212	下番	"	字下番	0.86
213	クワウ谷	"	西シ	0.60
214	折字西谷	"	字折字谷	4.95
215	折字東谷	"	字折字谷	3.30
216	カジユウ谷 西	"	字折字谷	2.10
217	折字カジユウ谷	"	字折字谷	2.88
218	石臺	"	石臺	0.34
219	稲谷東原	"	"	0.24
220	稲谷西谷	"	字中内	11.61
221	稲谷ツロ谷	"	字稲谷向	0.30
222	稲谷ハツソウ谷	"	字中内	2.52
223	稲谷キヤトコ谷	"	字稲谷	3.38
224	稲谷 ミヤン谷	"	下モ盛地	0.19
225	西字トネル西口	"	ミヤン谷	1.20
226	高ノ河谷	"	"	5.40
227	瀬川	"	字池野河山	3.60
228	篠山谷	"	字池野河山	8.40
229	御朱印谷	"	字御朱印谷山	6.63
230	藤十谷	"	"	2.40
231	焼山谷	"	"	3.60
232	湯桶谷	"	湯桶山12	0.96
233	湯桶	"	字湯桶山12	12.81
234	石原谷	"	湯桶山	1.20
235	アブガ谷	"	湯桶山	1.80
236	新平谷	"	字湯桶山	1.89
237	アンの森	"	字桐谷山	3.12
238	桐谷	"	字桐谷山	13.50
239	石船谷	"	"	1.50
240	ウツ岩谷	"	"	4.30
241	湯桶下	"	字湯桶山-4	0.60
242	字井ノ内上	"	字字井ノ内	4.80
243	南川大谷	"	字大谷山	13.95
244	南川いぐちの谷	"	字日早	3.30
245	アブラノ谷	"	"	2.70
246	野久保谷	"	字野久保山	21.60
247	ヒテコト子谷	"	"	4.20
248	拝ノ久	"	字ノ久	2.70
249	拝ノ久	"	字ノ久	0.39
250	西字	"	中西	0.12
251	トチナミノ	"	字チカニシ	0.15
252	白久ホキ谷	"	字キタノ	2.64
253	白久ホキ谷	"	字キタノ	4.32
254	白久谷	"	字白久	0.12
255	和無田	"	月谷	0.11
256	ナカゴ谷	"	字ナカゴ	0.36

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表
令和4年4月1日現在

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所 在 地 郡 市 町 村	字	面積 (ha)
257	南宇摩谷	那賀郡 那賀町木頭	字久多利	0.96
258	出原谷	"	字出原谷	1.65
259	後谷	"	後谷	1.08
260	チョウシツ谷	"	字ウツリ	1.05
261	久則谷	"	字久則谷	0.75
262	丸文名	"	字丸文名	1.80
263	東福谷	"	字東福谷	1.68
264	マキヤ谷	"	"	2.10
265	藤	"	字本村	0.84
266	林谷	"	野田ノ尾	2.10
267	鹿川口	"	字ヒウワ	1.32
268	鹿谷	"	下毛鹿地、北野	1.58
269	ツツラ谷	"	面谷	2.70
270	ワル谷	"	面谷	1.01
271	白石谷	"	面谷	1.27
272	高野瀬3	"	高野瀬	0.60
273	ワカサノタニ	"	御名印谷山	180.00
274	面谷	"	面谷	0.54
275	ネコロ谷	"	干本	0.59
276	南川大谷上	"	大谷山	4.92
277	ウヤキ谷	"	"	3.60
278	高野瀬4	"	高野瀬	0.90
279	東福谷2	"	東福谷	1.08
	小 計	279 地区		900.16
1	南白浜	海部郡 美波町由岐	字南白浜	0.63
2	木岐	"	徳竹	2.10
3	徳竹1	"	字徳竹	0.36
4	徳竹2	"	字徳竹	0.27
5	中田	"	字中田	0.36
6	鹿谷	"	字鹿谷	0.15
7	魚香	"	字魚香	0.06
8	田井ヶ浦	"	字田井ヶ浦	0.80
9	阿部	"	カサガワ字	3.30
10	小伊庭利	"	字小伊庭利	1.08
11	大越1	海部郡 美波町日和佐	字大越	4.62
12	大越2	"	字大越	1.92
13	大越3	"	字大越	0.06
14	大越4	"	字大越	0.06
15	西山1	"	字西山	1.44
16	ツバ谷1	"	字ツバ谷	0.80
17	ツバ谷2	"	字西山	0.36
18	ツバ谷3	"	西山	6.30
19	西山2	"	字西山	0.09
20	西山3	"	字西山	0.36
21	一善谷	"	字トノムイ	0.45
22	西山4	"	西山	2.70
23	白沢	"	字白沢	0.54
24	西河内	"	本村	1.80
25	平戸	"	字平戸	0.06
26	柳瀬	"	字柳瀬	0.42
27	馬木	"	字馬木	0.54
28	ほりま	"	字ほりま	1.06
29	とじろ谷	"	大戸	4.80
30	へご谷	"	大戸	4.80
31	大戸	"	字大戸	0.03
32	久望	"	字久望	0.12
33	深瀬	"	字深瀬	5.50
34	北分	"	字北分	1.50
35	本村1	"	字本村	0.24
36	本村2	"	字本村	0.03
37	日和佐浦	"	字日和佐浦	0.60
38	島山	"	田井	2.40
39	日浦	"	字日浦	0.18
40	栗作1	"	字栗作	0.36
41	栗作2	"	字栗作	1.08
42	新家	"	字影野	0.36
43	総屋敷	"	字総屋敷	0.18

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所 在 地 郡 市 町 村	字	面積 (ha)
44	久望2	海部郡 美波町日和佐	字久望	0.70
	小 計	44 地区		55.56
1	西又	海部郡 牟岐町	西又	6.60
2	種子屋敷	"	字種子屋敷	1.80
3	こん谷	"	字こん谷	2.85
4	カゲ1	"	カゲ	3.60
5	カゲ2	"	カゲ	0.60
6	笹見	"	笹見	2.40
7	とどろ谷	"	字とどろ	0.63
8	羽山谷	"	羽山谷	1.20
9	笠松	"	字サコヤシキ	6.00
10	ふどの	"	字ふどの	0.72
11	向	"	字向	0.12
12	横瀬	"	字横瀬	0.96
13	河内	"	字河内	3.00
14	山戸	"	字山戸	1.08
15	清水	"	字清水	0.96
16	東谷	"	字東谷	0.36
17	大畑1	"	字大畑	0.12
18	大畑2	"	字大畑	1.80
19	大畑3	"	字大畑	1.05
20	奥前	"	奥前	1.80
21	丸山	"	字丸山	0.06
22	中浜辺1	"	字水落	0.12
23	中浜辺2	"	字水落	0.03
24	水落	"	字水落	0.18
	小 計	24 地区		38.04
1	榎木屋谷1	海部郡 海陽町福南	川又	1.04
2	榎木屋谷2	"	字榎木屋谷	0.06
3	榎木屋谷3	"	字榎木屋谷	2.40
4	榎木屋谷4	"	字川又	0.60
5	後谷	"	後谷	17.10
6	川又1	"	字川又A	1.08
7	川又2	"	字川又	1.20
8	川又3	"	字川又	1.80
9	大木屋1	"	大木屋	11.10
10	大木屋2	"	字大木屋	3.00
11	大木屋3	"	字大木屋	2.64
12	大木屋4	"	字大木屋	0.12
13	杉字	"	字杉字	1.08
14	王余魚谷1	"	王余魚谷	3.00
15	王余魚谷2	"	王余魚谷	1.80
16	王余魚谷3	"	字王余魚谷	0.06
17	請1	"	字請	1.20
18	請2	"	字請	1.47
19	皆ノ瀬東又	"	字皆ノ瀬	3.06
20	皆ノ瀬	"	字皆ノ瀬	0.24
21	荒瀬	"	字荒瀬	0.18
22	榎木屋1	"	字榎木屋	0.78
23	榎木屋2	"	字榎木屋	4.20
24	榎木屋向	"	字榎木屋向	0.06
25	榎木屋3	"	字榎木屋	2.10
26	上小谷1	"	字上小谷	0.45
27	上小谷2	"	字上小谷	0.72
28	北著	"	字北著	0.54
29	小川	"	字オオムカエ	0.30
30	玉笠	"	字玉笠	0.15
31	山鳥	"	字山鳥	2.25
32	神野	"	字大谷	0.27
33	三箇	"	字三箇	0.03
34	フボラ	"	フボラ	3.80
35	皆津1	"	字オボラ	0.03
36	皆津2	"	字大又	1.08
37	上大内1	"	字上大内	0.03
38	上大内2	"	字上大内	0.03
39	上大内3	"	大又	0.50

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表
令和4年4月1日現在

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所 在 地 市 町 村	字	面積 (ha)
40	中大内	海部郡	字中大内	0.03
41	ワボラ1	"	字ワボラ	0.06
42	ワボラ2	"	字ワボラ	0.27
43	穴瀬谷	"	字穴瀬谷	1.20
44	尾谷	"	岡本	0.90
45	笹草	"	字笹草	0.78
46	笹草谷1	"	字笹草谷	3.90
47	笹草谷2	"	字笹草谷	0.80
48	笹草谷3	"	字笹草谷	0.03
49	笹草谷4	"	字笹草谷	0.30
50	熱田	"	坂田	0.40
51	大山	"	字野瀬	3.00
52	竹ノ内1	"	字竹ノ内	1.08
53	竹ノ内2	"	字竹ノ内	0.45
54	広谷	"	広谷	0.09
55	保勢	"	字保勢	2.00
56	木本屋5	"	木本屋	4.20
57	東桑原	"	東桑原	0.10
58	玉笠2	"	玉笠	0.72
59	下菅津	"	大又	2.76
60	木戸ヶ谷	"	菅津	1.35
61	恵屋	"	小川	1.80
62	田尻	海部郡	字田尻	0.12
63	大谷	"	字大谷	2.10
64	富田	"	南沢	0.27
65	馬場1	"	字馬場	0.99
66	馬場2	"	字桑川	1.20
67	片山	"	字片山	0.05
68	西敷	"	西敷	8.70
69	東谷	"	字東谷	0.09
70	須山川	"	字須山	0.36
71	甲山	"	字カネガクチ	0.06
72	居敷	"	字居敷	0.18
73	轟	"	字轟	1.08
74	中沢	"	字轟	0.24
75	中ヶイ	"	字中ヶイ	0.24
76	一ヶ谷	"	字一ヶ谷	1.20
77	鹿ヶ谷	"	字鹿ヶ谷	0.15
78	小那佐	"	那佐	0.90
79	西谷1	海部郡	字石	2.25
80	西谷2	"	字石	3.00
81	カケ橋谷	"	石	6.00
82	東谷	"	字東谷	6.48
83	阿瀬川	"	字瀬田	5.58
84	波竹	"	字波竹	0.54
85	池ヶ谷	"	字池ヶ谷	3.60
86	美濃ヶ谷	"	字坂本	4.68
87	藤	"	字藤	0.12
88	大久保	"	字藤	0.03
89	藤谷	"	字北路	3.24
90	寺谷	"	久尾	3.00
91	久尾1	"	字久尾	0.27
92	久尾2	"	字久尾	1.44
93	船津谷1	"	船津谷	3.90
94	船津谷2	"	船津谷	0.90
95	船津	"	船津谷	0.72
96	樽部谷1	"	字樽部谷	0.57
97	樽部谷2	"	字樽部谷	0.36
98	樽部谷3	"	字樽部谷	0.03
99	北路	"	字北路	0.12
100	船津1	"	船津	1.35
101	船津2	"	船津	0.15
102	ナカゴシ	"	字船津	0.18
103	中谷1	"	字中谷	1.32
104	中谷2	"	字中谷	0.72
105	中谷3	"	字中谷	0.36

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所 在 地 市 町 村	字	面積 (ha)
106	猪の鼻	海部郡	字猪の鼻	1.32
107	神子屋敷	"	字オオバナ	1.08
108	茅尾	"	字茅尾	3.96
109	地の内	"	字地の内	1.92
110	九ノウ谷	"	字九ノウ	0.90
111	天神後	"	字九ノウ	0.42
112	北河内1	"	字北河内	1.95
113	北河内2	"	字北河内	1.50
114	北河内3	"	字北河内	3.00
115	北河内4	"	字北河内	1.17
116	北河内5	"	字北河内	0.84
117	日比字	"	字日比字	0.30
118	落合1	"	字落合	1.20
119	落合2	"	字落合	0.12
120	安井	"	字田光地	1.92
121	安養寺	"	字安養寺	0.81
122	板取1	"	字板取	0.36
123	板取2	"	字板取	0.41
124	正観	"	正観	0.24
125	古目	"	古目62-124	0.18
126	猪の鼻2	"	猪の鼻	0.41
127	新島前	"	落付	0.27
128	那佐	"	那佐	0.14
	小 計	128 地区		191.03
1	浦ノ池西	阿波市	浦池木谷	1.20
2	指谷上	"	水田字指谷151	0.75
3	半太夫	"	浦池半太夫	0.75
4	九頭字谷	"	浦池九頭字	1.47
5	法守谷	"	土成字法守	1.47
6	塀原	"	土成字法守	3.60
7	山の本	"	土成字法守	0.75
8	鈴川下	"	土成字法守	0.54
9	鈴川奥	"	土成字法守	1.50
10	前田	"	土成字前田	0.90
11	熊谷	"	土成字熊谷	0.42
12	八丁谷	"	宮川内字射場ヶ丸5	1.80
13	八丁谷下	"	宮川内字日僧37	1.62
14	日僧谷	"	宮川内字日僧18	1.50
15	角倉谷	"	宮川内字角倉	3.90
16	藤ヶ内	"	宮川内字相坂186-2	3.30
17	藤ヶ内谷	"	宮川内字藤ヶ内	4.20
18	宮川内上流	"	宮川内字御所57	6.00
19	御所	"	宮川内字上流81-11	2.70
20	次郎助谷	"	宮川内字次郎助3	3.15
21	竜倉谷	"	宮川内字相崎89-1	3.00
22	相崎谷	"	宮川内字相崎68-9	1.80
23	相崎谷中	"	宮川内字落倉13-2	0.60
24	相崎谷下	"	宮川内字落倉13-1	0.15
25	落倉谷	"	宮川内字落倉	1.98
26	落倉	"	宮川内字落倉5-1	2.40
27	砂すわ谷	"	宮川内字落倉99-1	0.75
28	大畑	"	高尾字佐古65	0.54
29	山王子西	"	高尾字深谷138	3.24
30	山王子東	"	高尾字深谷138	3.24
31	佐古	"	高尾字佐古127-2	1.50
32	高尾	"	高尾字山王子31-1	0.09
33	番所上	阿波市	国行	2.40
34	番所下	"	国行	2.88
35	大影上	"	国行	2.64
36	大影中	"	国行	1.62
37	大影下	"	ニイヤ	3.24
38	相栗谷	"	相栗	1.35
39	竹倉谷	"	竹倉	3.36
40	川原峠上	"	川原木	1.68
41	鏡目1	"	川原木	1.27
42	鏡目2	"	川原木	0.18

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表
令和4年4月1日現在

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所在地 市 町 村	字	面積 (ha)
43	川原芝下1	阿波市	市場町	1.92
44	川原芝下2	"	川原芝443-7	1.20
45	荒神谷	"	川原芝	0.45
46	蓮越	"	蓮越	0.84
47	岩野上	"	岩野上	0.90
48	吉屋敷	"	竹倉	1.05
49	大月谷上	"	大月	1.80
50	大月谷下	"	大月	3.96
51	小竹	"	小竹	1.44
52	岩野北	"	岩野	2.10
53	岩野	"	岩野	0.72
54	白水	"	白水182	1.80
55	大北上	"	大北	0.90
56	大北下(ヤカイ谷)	"	大北	2.64
57	川北	"	川北598	2.40
58	盛主谷	"	盛主	2.16
59	峰子	"	北谷	1.26
60	西仁親木	"	仁親木	1.32
61	甲ノ名上1	"	仁親木	0.36
62	甲ノ名上2	"	仁親木13	0.90
63	甲ノ名中	"	仁親木	0.60
64	鹿谷	"	仁親木	0.30
65	仁親木	"	奥日開谷	1.44
66	奥日開谷	"	奥日開谷	0.63
67	奥日開谷上	"	奥日開谷	1.08
68	花子下	"	花子	0.81
69	花子	"	東花子	0.63
70	桶根地	"	東花子	2.40
72	底谷	"	東谷奥	1.80
73	西仁親木下	"	奥日開谷	0.24
74	妙見谷	"	奥日開谷	2.04
75	根来	"	根来	2.70
76	仁親木橋下	"	仁親木	0.72
77	為後	"	為後	5.94
78	磨本谷上	"	磨本	1.26
79	磨本	"	磨本・磨本	3.96
80	高西谷	"	高西102	6.00
81	金清下	"	金清	2.52
82	金清上	"	金清	0.60
83	肺木谷	"	肺山	2.10
84	肺山	"	肺山	0.29
85	肺ノ木谷下	"	肺山	0.36
86	観音谷	"	乾山	1.50
87	乾山	"	乾山	0.33
88	肺の谷	"	小竹	1.26
89	北手地谷	"	小竹	0.72
90	芋地谷	"	小竹	0.84
91	法寺谷	"	原洲	0.72
92	引地谷上流	阿波市	伊波谷東線	0.72
93	引地谷	"	字引地	0.75
94	真縁	"	伊波谷東線	0.48
95	引地谷下流	"	字引地	0.36
96	真縁下1	"	伊波谷東線	0.45
97	引地1	"	字引地	0.72
98	真縁下2	"	伊波谷東線163-7	1.80
99	引地2	"	字引地	1.86
100	真縁下3	"	伊波谷東線163-2	1.80
101	引地3	"	引地	1.20
102	真重谷	"	真重	0.36
103	真重	"	真重92-2	0.48
104	勝ヶ谷	"	真重219	1.05
105	亀底谷	"	亀底	0.72
106	立刺谷	"	立刺	1.17
107	北久保谷	"	北久保	1.65
108	磨谷	"	広野	1.05

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所在地 市 町 村	字	面積 (ha)
109	藤ヶ谷上	阿波市	広野	0.18
110	藤ヶ谷下	"	広野	0.84
111	明地谷	"	明地谷	2.34
112	芝生谷	"	柳ヶ窪	1.80
113	北谷	"	北正広	0.31
114	芋場谷	"	芋場	0.24
115	樋ノ原	"	樋ヶ橋10	0.08
116	土柱谷	"	萩ノ岡	1.80
117	五名谷	"	北山	0.63
118	五名谷下	"	北山	0.75
119	西谷	"	中長峰	0.58
120	北岡谷	"	中長峰	1.96
121	飛谷	"	飛谷	1.15
122	大久保谷本流	"	大久保	0.90
123	赤谷	"	大久保	0.36
124	八万谷	"	大久保	0.48
125	しづつかし谷	"	大久保	0.60
126	たちぼな谷	"	大久保	0.90
127	ツサキ谷	"	大久保	0.60
128	北内谷	"	大久保	0.27
129	イズリハ谷	"	天西山	0.39
130	木佐古谷	"	天西山242	0.27
131	柳谷	"	天西山46	1.62
132	ミコシ谷	"	北内谷層	0.36
133	相谷	"	相谷左石	0.84
134	柳谷	"	天西山	0.48
135	松谷	"	天西山	0.27
小計	135 地区			193.38
1 種ノ原	吉野川市	鴨島町	字種ノ原	1.05
2 樋山地	"	"	字樋山地435	0.90
3 長戸谷1	"	"	字樋山地	0.48
4 長戸谷2	"	"	字滝倉	0.84
5 長戸谷3	"	"	字滝倉・長戸	0.90
6 敷地谷	"	"	字シンバヤシ	0.45
7 藤井谷川	"	"	字西端山	1.68
8 天神谷1	"	"	字天神	2.10
9 天神谷2	"	"	字天神	0.96
10 天神谷3	"	"	字天神	0.12
11 東端山谷	"	"	字東端山	2.16
12 三谷川	"	"	深堀2117	1.50
13 西浦谷	"	"	字トカツイワ	1.80
14 一丁谷	"	"	字ヨコウ	1.36
15 西寺谷	"	"	字下山	0.75
16 阿葉谷	"	"	字阿葉谷	1.80
17 玄葉寺谷	"	"	字広谷	1.05
18 長谷	"	"	字廣谷2179-3	1.50
19 上浦上	"	"	字廣谷2105	2.40
20 上浦谷	"	"	字王取1909-2	0.30
21 竜高東谷	"	"	字浦山2032-1	1.05
22 立石谷	"	"	字ウラヤマ	2.64
23 八幡谷	吉野川市	川島町	字八幡213	1.35
24 繪師寺谷	"	"	字王子	1.50
25 王子谷	"	"	字王子	0.72
26 唐戸谷	"	"	字王子386	2.10
27 吉本	"	"	字吉本	1.68
28 薬師寺谷	"	"	字唐戸	1.68
29 大戸井谷上	"	"	字樋口	0.27
30 大戸井谷下	"	"	字樋口113-4	1.68
31 近久谷	"	"	字藤ヶ原	1.20
32 藤ヶ原谷川	"	"	字藤ヶ原	1.05
33 風谷谷川	"	"	字ツツノ3019	0.78
34 神宮谷	"	"	字ツツノ3010-1	0.90
35 天神	"	"	字山ノ原2981-1	1.80
36 久保田1	"	"	字ヤマノハラ	2.10
37 久保田2	"	"	字山ノ原2970	1.80
38 藤光寺谷	"	"	字藤光寺	2.52

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表
令和4年4月1日現在

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所 在 地 郡 市 町 村 字	面積 (ha)
39	古地谷1	吉野川市 川島町 字 湯成143-1	0.90
40	古地谷2	吉野川市 川島町 字 湯成 0.84	0.84
41	湯成谷	吉野川市 湯成町 字 湯成121-1	2.31
42	貞田	吉野川市 山川町 字 貞田 1.68	1.68
43	大藤谷1	吉野川市 山川町 字 大藤 0.30	0.30
44	大藤谷上	吉野川市 山川町 字 大藤谷 0.42	0.42
45	大藤谷上	吉野川市 山川町 字 大藤谷 0.34	0.34
46	大藤谷下	吉野川市 山川町 字 大藤谷 0.45	0.45
47	大藤谷下	吉野川市 山川町 字 大藤谷 1.44	1.44
48	大藤谷2	吉野川市 山川町 字 大藤谷 0.38	0.38
49	人藤谷	吉野川市 山川町 字 人藤谷 3.60	3.60
50	空落	吉野川市 山川町 字 空落 1.95	1.95
51	西山谷	吉野川市 山川町 字 西山谷 4.50	4.50
52	奥野井谷上	吉野川市 山川町 字 奥野井 3.60	3.60
53	奥野井谷中	吉野川市 山川町 字 奥野井 1.68	1.68
54	奥野井谷下1	吉野川市 山川町 字 奥野井 0.75	0.75
55	奥野井谷下2	吉野川市 山川町 字 奥野井 2.70	2.70
56	腹谷上	吉野川市 山川町 字 腹谷 1.47	1.47
57	腹谷1	吉野川市 山川町 字 腹谷 0.63	0.63
58	桶泉地	吉野川市 山川町 字 桶泉地 3.60	3.60
59	腹谷下	吉野川市 山川町 字 腹谷 1.35	1.35
60	大内上	吉野川市 山川町 字 大内上 0.32	0.32
61	大内谷	吉野川市 山川町 字 大内谷 3.30	3.30
62	腹谷2	吉野川市 山川町 字 腹谷 2.52	2.52
63	紙渡	吉野川市 山川町 字 紙渡 1.80	1.80
64	奥川田	吉野川市 山川町 字 奥川田 2.70	2.70
65	井上	吉野川市 山川町 字 井上 3.60	3.60
66	奥原谷	吉野川市 山川町 字 奥原谷 2.64	2.64
67	人藤谷下	吉野川市 山川町 字 人藤谷 0.74	0.74
68	天王原	吉野川市 山川町 字 天王原 1.50	1.50
69	西野峰1	吉野川市 山川町 字 西野峰 1.05	1.05
70	西野峰2	吉野川市 山川町 字 西野峰 1.41	1.41
71	柳走	吉野川市 山川町 字 柳走 1.80	1.80
72	坂田1	吉野川市 山川町 字 坂田 0.45	0.45
73	坂田2	吉野川市 山川町 字 坂田 0.84	0.84
74	浦山	吉野川市 山川町 字 浦山 0.18	0.18
75	柳見谷	吉野川市 山川町 字 柳見谷 0.15	0.15
76	どんど谷1	吉野川市 山川町 字 どんど谷 0.54	0.54
77	どんど谷2	吉野川市 山川町 字 どんど谷 0.13	0.13
78	忌部谷西	吉野川市 山川町 字 忌部谷 1.47	1.47
79	忌部谷	吉野川市 山川町 字 忌部谷 0.38	0.38
80	忌部谷東	吉野川市 山川町 字 忌部谷 1.80	1.80
81	日鷹谷	吉野川市 山川町 字 日鷹谷 0.30	0.30
82	奥衣露露谷	吉野川市 山川町 字 奥衣露露谷 2.10	2.10
83	小竹谷	吉野川市 山川町 字 小竹谷 5.10	5.10
84	西条西	吉野川市 山川町 字 西条 3.24	3.24
85	大岸谷	吉野川市 山川町 字 大岸谷 0.90	0.90
86	竹屋敷	吉野川市 山川町 字 竹屋敷 0.30	0.30
87	上車条谷	吉野川市 山川町 字 上車条谷 0.43	0.43
88	中筋	吉野川市 山川町 字 中筋 1.08	1.08
89	糞谷	吉野川市 山川町 字 糞谷 2.84	2.84
90	大平谷	吉野川市 山川町 字 大平谷 6.48	6.48
91	下浦谷	吉野川市 山川町 字 下浦谷 0.72	0.72
92	廣古井谷	吉野川市 山川町 字 廣古井谷 1.10	1.10
93	倉藤谷	吉野川市 山川町 字 倉藤谷 1.68	1.68
94	吉井上	吉野川市 山川町 字 吉井上 0.60	0.60
95	熊尾谷	吉野川市 山川町 字 熊尾谷 0.84	0.84
96	別枝山	吉野川市 山川町 字 別枝山 0.48	0.48
97	宗田谷	吉野川市 山川町 字 宗田谷 1.20	1.20
98	宗田東谷	吉野川市 山川町 字 宗田東谷 6.00	6.00
99	鹿野尾	吉野川市 山川町 字 鹿野尾 3.00	3.00
100	節谷	吉野川市 山川町 字 節谷 5.10	5.10
101	山王谷	吉野川市 山川町 字 山王 2.88	2.88
102	古士地	吉野川市 山川町 字 古士地 0.38	0.38
103	来見坂谷	吉野川市 山川町 字 来見坂谷 1.20	1.20
104	木盛册	吉野川市 山川町 字 木盛册 2.52	2.52

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所 在 地 郡 市 町 村 字	面積 (ha)
105	中の谷	吉野川市 山川町 字 東山峠 2.40	2.40
106	月の谷	吉野川市 山川町 字 月野245 2.10	2.10
107	飯河	吉野川市 山川町 字 飯河139-1 0.27	0.27
108	栗木	吉野川市 山川町 字 栗木 0.15	0.15
109	棚谷1	吉野川市 山川町 字 棚谷 1.80	1.80
110	棚谷2	吉野川市 山川町 字 棚谷 0.90	0.90
111	棚谷3	吉野川市 山川町 字 棚谷 0.75	0.75
112	棚谷4	吉野川市 山川町 字 棚谷438 1.50	1.50
113	大蔵谷	吉野川市 山川町 字 大蔵220-1 2.10	2.10
114	菅草	吉野川市 山川町 字 菅草58-4 6.00	6.00
115	蔵谷	吉野川市 山川町 字 上谷 2.31	2.31
116	花地1	吉野川市 山川町 字 花地68 1.80	1.80
117	花地2	吉野川市 山川町 字 花地65 1.50	1.50
118	フス谷	吉野川市 山川町 字 上谷 1.08	1.08
119	奥丸谷	吉野川市 山川町 字 奥丸 3.36	3.36
120	東正古谷	吉野川市 山川町 字 奥丸 1.05	1.05
121	中庄古谷	吉野川市 山川町 字 奥丸64 2.40	2.40
122	西庄古谷	吉野川市 山川町 字 奥丸 1.44	1.44
123	つみきり谷	吉野川市 山川町 字 古士地82 0.90	0.90
124	鎌谷川	吉野川市 山川町 字 奥丸 1.47	1.47
125	湯下東谷	吉野川市 山川町 字 湯下285 1.62	1.62
126	湯下谷	吉野川市 山川町 字 土井地 1.50	1.50
127	土井地谷	吉野川市 山川町 字 土井地 1.68	1.68
128	毛無谷	吉野川市 山川町 字 毛無 2.16	2.16
129	川原	吉野川市 山川町 字 川原30-1 0.18	0.18
130	副石谷	吉野川市 山川町 字 土井の奥 0.30	0.30
131	土井奥谷	吉野川市 山川町 字 土井の奥 0.30	0.30
132	種野谷1	吉野川市 山川町 字 土井の奥 0.30	0.30
133	種野谷2	吉野川市 山川町 字 土井の奥 0.09	0.09
134	種野谷3	吉野川市 山川町 字 峠三山 0.18	0.18
135	種野谷4	吉野川市 山川町 字 峠三山 0.30	0.30
136	種野谷5	吉野川市 山川町 字 峠三山 0.30	0.30
137	種野谷6	吉野川市 山川町 字 峠三山 0.32	0.32
138	種野谷7	吉野川市 山川町 字 峠三山 0.36	0.36
139	種野谷8	吉野川市 山川町 字 峠三山 0.32	0.32
140	副石谷1	吉野川市 山川町 字 副石 0.63	0.63
141	副石谷2	吉野川市 山川町 字 副石 0.32	0.32
142	高野谷	吉野川市 山川町 字 高野 0.54	0.54
143	中滝谷	吉野川市 山川町 字 下林 0.67	0.67
144	横山	吉野川市 山川町 字 横山 0.60	0.60
145	土井奥谷2	吉野川市 山川町 字 土井の奥 0.25	0.25
1	大平上	美馬市 藤町 字 大平 213.92	213.92
2	大平	美馬市 藤町 字 大平 0.27	0.27
3	平帽子	美馬市 藤町 字 平帽子 0.96	0.96
4	平帽子下	美馬市 藤町 字 平帽子 8.40	8.40
5	上中野	美馬市 藤町 字 上中野 4.32	4.32
6	下中野	美馬市 藤町 字 クソガサコ 0.68	0.68
7	中八下	美馬市 藤町 字 ツツガサコ 1.17	1.17
8	小畠西	美馬市 藤町 字 北畠 0.29	0.29
9	津山	美馬市 藤町 字 北畠65 3.00	3.00
10	小星	美馬市 藤町 字 井口810 0.72	0.72
11	倉井	美馬市 藤町 字 井口 1.19	1.19
12	井口西	美馬市 藤町 字 井口西 0.38	0.38
13	辛穴	美馬市 藤町 字 辛穴796 1.89	1.89
14	横倉東	美馬市 藤町 字 横倉385 5.70	5.70
15	川原東	美馬市 藤町 字 川原東 0.50	0.50
16	善畑北	美馬市 藤町 字 善畑 0.18	0.18
17	善畑下	美馬市 藤町 字 善畑 1.89	1.89
18	善畑	美馬市 藤町 字 善畑 3.00	3.00
19	善畑上	美馬市 藤町 字 善畑 0.93	0.93
20	梨子の木1	美馬市 藤町 字 梨子の木 1.28	1.28
21	梨子の木2	美馬市 藤町 字 梨子の木西 0.17	0.17
22	井口東	美馬市 藤町 字 井口東 2.10	2.10
23	井口	美馬市 藤町 字 井口東 0.90	0.90
24	上の原 (井口東)	美馬市 藤町 字 井口東 0.65	0.65

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表
令和4年4月1日現在

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所在地 市 町 村	字	面積 (ha)
25	福堂谷	美馬市	字馬木	1.08
26	池の奥上1	"	字池の奥	0.66
27	池の奥上2	"	新山	0.90
28	熊北谷	"	字新町	4.80
29	佐尾原	"	字国丸88	1.80
30	小森下	"	字中尾	1.41
31	後尾谷	"	字下太滝	2.70
32	狭尾	"	字中屋敷	1.44
33	丹坪	"	字丹坪	1.25
34	番匠屋	"	字番匠屋	2.85
35	大谷東	"	字大谷東	1.44
36	本谷溝	"	字本谷溝	0.53
37	架床土	"	字北庄	0.51
38	段	"	段	0.23
39	広瀬上	"	字西原名	3.00
40	広瀬下	"	字西原名2923	2.73
41	出森1	"	字西原谷	0.66
42	出森2	"	字西原谷	1.05
43	出森3	"	字西原谷	1.28
44	夏子	"	字夏子	3.60
45	相立	"	字西原名	3.90
46	相立上	"	字西原名	3.45
47	清水1	"	字西原名	2.25
48	清水2	"	字清水	3.30
49	今杖	"	字西原名	2.55
50	花瀬	"	東原名花瀬	1.08
51	花瀬谷	"	字東原名1761	2.91
52	金川	"	字東原名1613	2.00
53	古屋敷	"	東原名	0.27
54	はれの谷	"	東原名	0.36
55	松尾畑	"	東原名	2.16
56	御所野1	"	東原名御所野	0.63
57	御所野2	"	字東原名	0.27
58	御所野3	"	字東原名	0.18
59	御所野4	"	字054	2.63
60	雨夜	"	東原名雨夜	4.40
61	磯野	"	字磯野	1.04
62	磯野上	"	字磯野上	1.23
63	冬畑	"	字東原谷	4.20
64	東阿串	"	字東阿串	0.88
65	東赤谷	"	東赤谷名1	1.11
66	大湯池1	"	大湯池1	0.71
67	大湯池2	"	大湯池2	0.68
68	大湯池3	"	大湯池3	1.20
69	東赤谷名	"	東赤谷名2	1.50
70	奥村	"	字西原谷	1.13
71	五火谷	"	東赤谷名3	3.42
72	番所	"	字西原谷210	1.10
73	真安	"	字西原谷3184	1.28
74	本原	"	字鶴江名	1.93
75	船久保(かりも谷)	"	字船久保	1.11
76	土井	"	字土井	0.42
77	土野	"	字西上野	0.07
78	字の池	"	字西上野	0.26
79	田上	"	田上	7.25
80	下太滝	"	字下太滝	1.20
81	船屋西	美馬市	字船屋西	0.99
82	船屋東	"	字船屋東	0.99
83	成西	"	字成	0.14
84	築落	"	字築落	0.54
85	成東	"	字成	0.45
86	成	"	字里西原敷	0.36
87	蔵の谷	"	字里西原敷	0.45
88	徳枝佐古南	"	字徳枝佐古	1.05
89	徳枝佐古北	"	字徳枝佐古	1.68
90	西大久保南	"	字西大久保	0.84

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所在地 市 町 村	字	面積 (ha)
91	西大久保東	美馬市	字西大久保	1.28
92	夏弥喜谷	"	字夏弥喜	2.10
93	夏弥喜谷東	"	字夏弥喜	2.31
94	倉尾	"	字高倉	1.28
95	吉水上	"	字藤浦39	0.45
96	吉水下	美馬市	字吉水	0.15
97	後谷下	"	字後谷	0.18
98	後谷	"	字後谷	1.26
99	東原西	"	字藤坂	1.68
100	東原西	"	字東原	0.27
101	東原	"	字東原	0.26
102	東原中	"	字東原	0.05
103	東原東	"	字磯尾	0.60
104	藤ヶ谷	"	字磯尾59	0.18
105	井出谷	"	字大佐古6	0.42
106	白地	"	字白地	0.90
107	藤字1	"	字道ノ上1	0.45
108	味噌ヶ久保1	"	字味噌ヶ久保	0.36
109	味噌ヶ久保2	"	字味噌ヶ久保	0.75
110	葛尾木	"	字藤字10-5	0.63
111	藤字2	"	字藤字	0.48
112	立見山	"	字立見山	1.05
113	梅ヶ久保	"	字梅ヶ久保	0.60
114	藤谷	"	字滝ノ宮	0.27
115	姥母ヶ谷	"	池ノ浦	1.68
116	祖殿谷西	"	字北土ヶ久保	0.36
117	祖殿谷中	"	字池の浦55	0.24
118	祖殿谷東	"	字西段160	0.36
119	宗重	"	字東段	2.10
120	坊僧	"	字東段	2.40
121	入倉上	"	字入倉	1.70
122	神場谷	"	字入倉	1.62
123	入倉中	"	字入倉中	1.89
124	丈帝上	"	字丈帝上	1.05
125	切久保	"	字正部	1.02
126	大久保1	"	字大久保	1.68
127	大久保2	"	字大久保	0.42
128	大久保2	"	字丸口	0.27
129	西の谷	"	字芝坂	0.48
130	内田1	美馬市	字内田奥	1.35
131	内田2	"	字内田奥	4.05
132	内田3	"	字内田531	1.90
133	内田4	"	字内田奥	2.25
134	蔵生	"	字蔵生	0.30
135	平谷下	"	字平谷	2.40
136	平谷上	"	字平谷	1.50
137	平谷1	"	字平谷	3.15
138	平谷2	"	字平谷	1.35
139	藤原上	"	字平谷50,51	3.00
140	東北又上	"	字北又	1.80
141	北又谷川	"	北又	1.50
142	北又	"	字北又	0.48
143	川瀬	"	字川瀬119	0.27
144	大佐古	"	字生子屋敷	0.36
145	上堂下谷	"	字生子屋敷	0.45
146	中瀬谷	"	字生子屋敷	1.50
147	四合地	"	字四合地	0.72
148	大内谷川	"	大内	12.30
149	風クローイワ谷	"	字楓山	60.00
150	赤字谷	"	字楓山	0.18
151	コウリ谷	"	字楓山	7.00
152	オオベラ谷	"	字楓山	0.18
153	ドウノオク谷	"	字楓山	2.00
154	アセウチ谷	"	字楓山	0.90
155	カミナチ谷	"	字楓山	25.00
156	第2黒川谷	"	字調子野	8.00

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表
令和4年4月1日現在

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所在地 市 町 村	字	面積 (ha)
157	宮内	美馬市	字宮内570-1	0.36
158	丸山谷	"	字藤洞	0.36
159	源名	"	字源名	0.81
160	西山1	"	字西山	0.45
161	西山2	"	字西山351	0.27
162	初草	"	字初草	1.17
163	仕出原	"	字仕出原	2.52
164	鏡西谷	"	字仕出原	0.90
165	空野	"	字空野	1.89
166	空野	"	字空野	1.32
167	群村	"	字上谷	0.36
168	川原田1	"	"	2.10
169	川原田2	"	字新開	1.80
170	天神谷	"	字小島	0.90
171	寺尾谷	"	字小島	0.30
172	不定谷	"	字小島	0.72
173	一の谷	"	字小島	1.26
174	中村谷	"	字小島	0.36
175	石神谷	"	字小島	1.08
176	アミダ堂谷	"	字小島	0.72
177	庫分谷	"	字小島1892-1	0.72
178	堀の谷	"	字小島	0.12
179	藤田谷	"	字小島	0.27
180	神田谷	"	字小島3018-3	0.90
181	神田谷	"	字三谷	0.30
182	三谷1	"	三谷	4.80
183	三谷2	"	三谷	0.42
184	尾山	"	字尾山191	0.27
185	中野宮	"	中野宮	0.27
186	生子屋敷	"	生子屋敷	0.18
187	若手	"	若手	1.80
188	中尾山	美馬市	川上	3.00
189	太合	"	字太合	0.90
190	太合谷	"	字太合	3.60
191	太合不動谷	"	太合	0.63
192	谷口扇谷	"	字谷口下	3.60
193	内字夫	"	字内字夫	2.88
194	八幡	"	八幡	2.10
195	川原谷	"	字八幡	27.75
196	竹尾	"	字竹尾	4.80
197	内山田	"	内山田	1.56
198	萩衣	"	字萩衣	2.10
199	久保	"	字川井	3.60
200	川井	"	字川井	3.38
201	大北谷	"	字大北	3.15
202	大北	"	字大北	0.36
203	磨張谷	"	磨張	6.30
204	今丸	"	字今丸	0.90
205	樽二戸	"	字樽二戸	0.35
206	野々脇	"	野々脇	3.90
207	栴初	"	字栴初	1.98
208	杖谷	"	字杖谷	0.56
209	藤原谷	"	字藤原谷	4.37
210	向懸原	"	向懸原	3.00
211	太合不動谷2	"	太合	1.80
212	下佐吉谷	"	川上	1.00
213	上佐吉谷	"	川上	1.00
214	上屋敷谷	"	川上	1.00
215	西平谷	"	川上	2.00
216	若研谷	"	川上	2.00
217	若研谷	"	川上	1.00
218	藤根文谷	"	川上	3.24
219	藤の谷	"	川上	4.00
220	天神石谷	"	川上	1.00
小計	220 地区	"	"	469.15
1	大懸	美馬郡	字小谷	6.60
2	小谷川	"	字長野261-2	1.92
3	倉尾	美馬郡	字小谷498	1.44

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所在地 市 町 村	字	面積 (ha)
4	堰尾1	"	堰尾	4.20
5	堰尾2	"	堰尾	1.50
6	小谷	"	字コダニ366	0.84
7	長野	"	字長野	0.75
8	紙屋1	"	字紙屋389	1.50
9	紙屋2	"	紙屋	0.90
10	葛成上	"	字葛成	0.63
11	葛成	"	字葛成	0.45
12	佐古戸1	"	字佐古戸	0.11
13	佐古戸2	"	字佐古戸	0.75
14	日開野1	"	字白石	0.27
15	日開野2	"	字白石	0.36
16	日開野3	"	字白石	0.45
17	下喜来	"	字日開野642	1.80
18	日開野4	"	字白石	2.40
19	折坂1	"	折坂	0.27
20	折坂2	"	折坂	0.16
21	上連	"	字上連	0.24
22	坂根	"	字日開野43-1	2.73
23	青野	"	字青野	0.78
24	高津	"	字高津	0.45
25	下竹	"	字下竹	0.48
26	白石	"	字白石	2.85
27	一ノ瀬	"	字平良石1106	0.68
28	平良石	"	平良石	3.30
29	間の浦	"	字下竹	3.15
30	化物谷	"	字東久保	2.70
31	王子谷	"	字東久保	0.84
32	火の口谷	"	字東久保	1.20
33	馬越	"	字西久保	1.50
34	盛名	"	字盛名	0.41
35	盛元	"	字盛名460	0.36
36	日浦	"	日浦	5.70
37	東毛田1	"	字東毛田	0.90
38	東毛田2	"	東毛田	1.80
39	東毛田3	"	字東毛田	0.90
40	東毛田4	"	東毛田	1.50
41	法曹谷	"	字松生	0.80
42	田井1	"	字田井	1.35
43	田井2	"	字田井	0.72
44	大藤谷1	"	字中蔵	0.59
45	大藤谷2	"	字中蔵	0.45
46	大藤谷2	"	字中蔵	0.45
47	長野2	"	字長野	0.45
48	葛成2	"	字葛成	0.57
49	成谷	美馬郡	字成谷	2.64
50	鳴滝谷	"	字張阿	3.60
51	陰谷	"	字日浦	1.98
52	日浦	"	字日浦	0.37
53	中谷本流	"	字中谷	6.30
54	中谷	"	字中谷295	1.44
55	友内谷	"	字川見西	5.70
56	中の谷	"	字長瀬635-1	2.25
57	長瀬谷	"	字長瀬	0.38
58	木屋	"	字木屋	0.27
59	見惠頭上流	"	字家賀道下	2.52
60	見惠頭上流西	"	字広谷東982	1.68
61	広谷	"	字広谷	0.74
62	乙部	"	乙部	4.20
63	引地	"	引地	1.50
64	別所谷上流	"	字浦山843	0.75
65	別所谷下	"	字引地浦山	0.33
66	バカ谷	"	字大久保	3.12
67	圃南谷	"	字圃	0.36
68	圃山宮内	"	宮内	1.50
69	太田西谷1	"	字西山	0.84
70	太田西谷2	"	字西	1.20
71	太田西谷3	"	字太田	0.36

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表
令和4年4月1日現在

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所在地 市 町 村	字	面積 (ha)
72	道方西	美馬郡	字道方	0.36
73	道方東	"	字道方	0.60
74	本地屋	美馬郡	本地屋 他4	1.68
75	石小屋	"	字本地屋	1.80
76	石小屋西	"	字本地屋	1.26
77	豆沢谷西	"	字本地屋	7.50
78	豆沢谷	"	字本地屋	2.31
79	カズロウ谷	"	字本地屋376	6.48
80	名引谷	"	字本地屋595	1.44
81	名引谷	"	字大糠398-1	3.60
82	本地屋	"	字大糠760	0.84
83	内山谷	"	字中糠	7.20
84	オスサ平谷	"	字大横	0.36
85	赤松上	"	字赤松	1.35
86	竹の瀬谷	"	字山羽4894	2.70
87	竹の瀬谷北	"	字白井4883	0.96
88	藤瀬谷	"	白井	8.10
89	わらひ谷西	"	字山羽	2.64
90	白井1	"	字白井	3.60
91	白井2	"	字白井	1.36
92	くすね谷	"	字白井4770-3	2.16
93	具谷谷	"	字明谷5449	1.68
94	久敷谷上流	"	字久敷860	1.47
95	桑平谷上流	"	字桑平	0.45
96	桑平1	"	字桑平	0.36
97	桑平2	"	字桑平	0.18
98	桑平3	"	字桑平	0.18
99	名沢谷	"	字名沢	4.80
100	葛籠	"	葛籠	0.30
101	広沢	"	広沢	5.40
102	基平奥	"	字基平	1.50
103	くまのち谷	"	字実平	1.26
104	藤瀬谷	"	字実平	0.90
105	実平	"	実平	6.60
106	開谷川	"	字実平	2.40
107	畑野上	"	字実平	4.60
108	畑野下	"	字実平	0.90
109	奥大野	"	奥大野	3.90
110	法正谷川	"	法正	6.60
111	明谷	"	明谷	0.90
112	伊良原	"	伊良原	2.10
113	丸藤平谷1	"	字丸藤中	2.31
114	明字谷1	"	字明字551	1.89
115	明字谷2	"	字明字555-2	1.26
116	明字谷3	"	字藤365-1	1.05
117	丸藤中谷2	"	字丸藤中	1.80
118	明字谷4	"	字明字548-4	1.05
119	明字	"	字明字	1.28
120	明字谷5	"	字明字548-2	1.47
121	明字谷6	"	明字	2.40
122	赤子谷	"	字赤子谷	0.72
123	明字	"	字明字	0.60
小 計 123 地区				229.09
三好市				3.00
1	黒谷1	"	字黒谷	2.70
2	黒谷2	"	字黒谷	7.20
3	黒谷3	"	字黒谷	4.80
4	黒石1	"	字黒石	4.20
5	黒石2	"	字黒石	0.45
6	西福寺	"	字黒石	0.30
7	黒谷1	"	字黒石	0.30
8	黒谷2	"	字黒石	0.90
9	黒谷3	"	字黒石	0.60
10	花園上1	"	字花園上	0.18
11	花園上2	"	字花園上	0.90
12	松尾1	"	字井ノ久保	0.96
13	松尾2	"	字井ノ久保	0.96

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所在地 市 町 村	字	面積 (ha)
14	松尾3	三好市	字井ノ久保	0.54
15	松尾4	"	字井ノ久保	0.50
16	松尾5	"	字井ノ久保	1.08
17	松尾6	"	字谷5615-9	14.40
18	松尾7	"	字谷5620-6	14.40
19	松尾8	"	字谷5596	1.08
20	土釜1	"	字土釜	0.90
21	土釜2	"	字土釜	0.95
22	土釜3	"	字土釜	0.15
23	田野々	"	字田野々	0.78
24	松尾9	"	字川又	2.10
25	川又	"	字川又	0.28
26	大平1	"	字大平	3.57
27	大平2	"	字大平45466	0.90
28	大平3	"	字大平	2.62
29	白井1	"	字白井5258-2	0.36
30	白井2	"	字白井	3.24
31	白井3	"	字白井5223-3	1.50
32	白井4	"	字白井5212-3	0.36
33	藤黒1	"	字藤黒	1.20
34	藤黒2	"	"	1.50
35	大屋敷1	"	字日浦	1.05
36	大屋敷2	"	字大屋敷	0.68
37	大屋敷3	"	字大屋敷	0.45
38	大屋敷4	"	字大屋敷	0.54
39	大屋敷5	"	字大屋敷	0.30
40	東明神	"	字東明神	0.18
41	川又東	"	字川又	0.36
42	花園	"	字花園北	0.45
43	畑谷	"	字畑谷	0.60
44	馬場1	"	字馬場	0.45
45	馬場2	"	字馬場	0.75
46	勢力1	"	字勢力	2.75
47	勢力2	"	字勢力	0.12
48	勢力3	"	字勢力	0.12
49	勢力4	"	字勢力	0.09
50	勢力5	"	字勢力	0.70
51	勢力6	"	字勢力	1.90
52	勢力7	"	字勢力	0.40
53	流ノ奥1	"	字流ノ奥	0.30
54	流ノ奥2	"	字流ノ奥	2.60
55	塚塚	"	字塚塚	1.28
56	清水1	"	字山田	0.90
57	清水2	"	字前山	1.95
58	清水3	"	字前山	6.00
59	清水出地	"	出地	0.04
60	百合切	"	百合切	0.31
61	大平	三好市	字大平	1.20
62	黒川	"	字黒川	1.20
63	五軒	"	字黒川	6.50
64	千足	"	字千足	2.40
65	平野	"	平野	5.62
66	立石	"	字立石	0.37
67	大和上	"	字大和	0.80
68	大和1	"	字大和	1.40
69	大和2	"	古田	4.20
70	久尾	"	字料谷112-2	3.00
71	国畑1	"	国畑	4.50
72	国畑2	"	国畑	4.50
73	小林1	"	字小林	1.20
74	小林2	"	字小林	0.60
75	小林3	"	字小林	0.30
76	小林4	"	字小林	0.30
77	小林5	"	字小林	0.30
78	小林6	"	字小林	0.75
79	小林7	"	字小林	0.75

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表
令和4年4月1日現在

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所在 市 町 村	字	面積 (ha)
80	小林8	三好市	池田町	0.75
81	中西1	"	"	1.30
82	中西2	"	"	1.60
83	中西3	"	"	0.63
84	中西4	"	"	0.18
85	中西5	"	"	0.27
86	中西6	"	"	0.18
87	中西7	"	"	0.18
88	中西8	"	"	1.05
89	中西9	"	"	1.50
90	中西10	"	"	0.90
91	新山1	"	"	2.16
92	新山2	"	"	0.36
93	池階	"	字新山	2.40
94	蓮花寺	"	字大藤	0.96
95	ウエマツ	"	字ウエマツ	1.80
96	トウガ2	"	字トウガ	5.40
97	トウガ2	"	字トウガ	2.70
98	トウガ3	"	字トウガ	9.00
99	島山	"	島山	8.00
100	樽目1	"	字入浦久保	0.75
101	樽目2	"	字入浦久保	0.60
102	大谷谷1	"	字藤岡	2.70
103	大谷谷2	"	字藤岡	1.80
104	大谷谷3	"	字藤岡	0.45
105	佐野1	"	佐野	4.50
106	佐野2	"	佐野	1.35
107	佐野3	"	佐野	1.26
108	佐野4	"	字池谷	1.80
109	佐野5	"	字池谷	0.18
110	佐野6	"	字佐野	1.50
111	佐野7	"	字佐野	1.50
112	佐野8	"	字佐野	0.90
113	馬路1	"	字馬路	1.50
114	馬路2	"	馬路	3.59
115	上馬路	"	字上馬路	1.05
116	大和川	"	大和川	0.24
117	馬路3	"	字マコウバ	2.16
118	深川	"	字深川	1.26
119	在馬地1	"	字井ノ久保	2.25
120	在馬地2	"	字井ノ久保	0.84
121	井ノ久保	"	字井ノ久保	1.68
122	井ノ久保東1	"	字井ノ久保	1.35
123	井ノ久保東2	"	字井ノ久保	2.25
124	上野呂内1	"	野呂内	3.90
125	上野呂内2	"	野呂内	4.20
126	野呂内水谷	"	野呂内	18.00
127	上野呂内3	"	野呂内	2.10
128	上野呂内4	"	野呂内	0.74
129	上野呂内5	"	野呂内	0.32
130	上野呂内6	"	野呂内	0.21
131	上野呂内7	"	野呂内	0.42
132	野呂内上	"	野呂内	1.05
133	上野呂内8	"	野呂内	1.05
134	上野呂内9	"	野呂内	1.35
135	上野呂内10	"	野呂内	0.45
136	野呂内3	"	野呂内	0.42
137	上野呂内11	"	野呂内	1.20
138	上野呂内12	"	野呂内	1.26
139	上野呂内13	"	野呂内	2.10
140	上野呂内14	"	野呂内	2.70
141	野呂内字ヨ谷	"	野呂内	0.08
142	上野呂内15	"	野呂内	2.40
143	野呂内ウラノ谷1	"	野呂内	0.12
144	上野呂内16	"	野呂内	3.00
145	野呂内ウラノ谷2	"	野呂内	0.10
146	野呂内山田谷	"	野呂内	1.05

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所在 市 町 村	字	面積 (ha)
147	上野呂内17	三好市	池田町	1.20
148	野呂内中	"	野呂内	1.50
149	野呂内1	"	字野呂内中	1.68
150	野呂内2	"	字野呂内中	1.20
151	下野呂内1	"	野呂内	3.60
152	尾平1	"	野呂内	2.40
153	尾平2	"	野呂内	2.70
154	下野呂内2	"	字野呂内	2.10
155	下野呂内3	"	字野呂内	0.75
156	西谷	"	乳ノ木通北	3.00
157	空堂	"	中谷	5.10
158	下野呂内4	"	字野呂内	0.90
159	登尾	"	登尾	3.60
160	木屋床	"	木屋床	1.44
161	込野	"	字登尾	0.23
162	坪尻	"	坪尻	2.10
163	中尾1	"	字山の上	3.90
164	中尾2	"	字山の上	0.60
165	中尾3	"	字山の上	0.60
166	蔵谷	"	字蔵谷	1.26
167	東蔵谷	"	字蔵谷	1.05
168	州津1	"	字水佐古	0.15
169	州津2	"	字大佐古	0.75
170	馬場1	"	字馬場	1.80
171	馬場2	"	字馬場	0.24
172	敷の上1	"	字トコロ佐古	1.44
173	敷の上2	"	字敷の上	0.60
174	洞草1	"	字洞草	2.10
175	洞草2	"	字洞草	0.60
176	洞草3	"	字洞草	2.90
177	西山	"	字東谷	2.70
178	西山浜	"	字穴濱	1.35
179	中津1	"	字トコロニシ	0.96
180	中津2	"	字トコロニシ	0.48
181	松尾黒川	"	黒川	0.29
182	明瀬谷	"	明瀬	0.75
183	アオトウ	"	字アオトウ	1.68
184	下名影1	三好市	山城町	1.20
185	下名影2	"	字柴折	0.75
186	下名影3	"	字柴折	2.10
187	下名影4	"	字柴折	1.20
188	下名影5	"	字柴折	1.50
189	下名影6	"	字柴折	0.90
190	内六	"	字内六	1.26
191	下名	"	字下名	0.22
192	下名影7	"	字下名影	1.20
193	南日浦1	"	字中日浦	1.20
194	南日浦2	"	字中日浦	0.30
195	南日浦3	"	字下名	0.96
196	日浦上1	"	字下名	2.52
197	日浦上2	"	字下名	0.21
198	日浦上3	"	字下名	0.21
199	日浦上4	"	字圃ノ本	0.24
200	赤野谷	"	字トコノ八反野	2.88
201	安瀬地谷	"	字野ノ谷	2.40
202	柿野尾	"	字柿野尾	0.30
203	上名	"	字上名	0.42
204	平向1	"	字平	2.70
205	平向2	"	字ヒノキ山	2.70
206	平向3	"	字ヒノキ山	1.80
207	平向4	"	字平	0.90
208	沢谷	"	字日浦93	2.30
209	羽瀬1	"	字上羽瀬	7.80
210	羽瀬2	"	字上羽瀬	0.90
211	羽瀬3	"	字下栗カカイ	0.90
212	平上1	"	字平	1.68
213	藤川谷	"	字平上	1.50

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表
令和4年4月1日現在

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所在地 市 町 村	字	面積 (ha)
214	平上2	三好市	字平	0.72
215	平上3	"	字平	1.92
216	津屋	"	字スヨトイシ	0.80
217	栗山1	"	字栗山	3.00
218	栗山2	"	字栗山	0.50
219	栗山3	"	字栗山	0.10
220	栗山4	"	字栗山	0.60
221	栗山5	"	字栗山	6.75
222	栗山6	"	字栗山	0.54
223	栗山7	"	字心ひの谷	4.80
224	栗山8	"	字栗山	0.80
225	栗山9	"	字栗山	0.54
226	栗山10	"	字栗山	0.90
227	栗山11	"	字栗山	0.45
228	栗山12	"	字栗山	8.40
229	栗山13	"	字栗山	1.00
230	栗山14	"	字栗山	2.60
231	栗山15	"	字栗山	0.72
232	栗山16	"	字栗山	2.40
233	栗山17	"	字オリゴエ	1.88
234	栗山18	"	字オリゴエ	0.75
235	栗山19	"	字オリゴエ	0.75
236	栗山20	"	字オリゴエ	2.63
237	栗山21	"	字ケンノエ	2.63
238	真小形危1	"	真小形危	1.20
239	真小形危2	"	"	1.20
240	真小形危3	"	字西向	1.70
241	栗山22	"	字ケンノエ	0.45
242	栗山23	"	字ケンノエ	2.70
243	栗山24	"	字ケンノエ	0.45
244	栗山25	"	字ケンノエ	1.80
245	栗山26	"	字ケンノエ	1.04
246	栗山27	"	字ケンノエ	1.80
247	栗山28	"	字ケンノエ	2.70
248	栗山29	"	字ケンノエ	2.70
249	栗山30	"	字セト谷奥	5.40
250	栗山31	"	字セト谷奥	0.68
251	栗山32	"	字セト谷奥	0.90
252	栗山33	"	字蘭田	1.04
253	栗山34	"	字栗山	3.60
254	栗山35	"	字セト谷奥	0.68
255	栗山36	"	字セト谷奥	0.90
256	栗山37	"	字栗山	0.68
257	栗山38	"	字志も屋敷	1.80
258	栗山39	"	字栗山	3.90
259	栗山40	"	字栗山	0.60
260	栗山41	"	字栗山	1.20
261	仏子上1	"	字仏子	1.50
262	仏子上2	"	字大谷	2.10
263	波床	"	字本形危下	0.90
264	波床下	"	字本形危下	4.50
265	西字1	"	字ヤシキ	233.80
266	西字2	"	野久保	89.20
267	西字3	"	字心ひの谷	1.62
268	白川1	"	字白川	2.40
269	白川2	"	字白川	0.60
270	蔵1	"	字岩屋ノ本	1.58
271	蔵2	"	字岩屋ノ本	0.45
272	蔵下	"	字ナカタキ	0.54
273	冬谷	"	字冬谷	2.40
274	平野	"	平野	0.16
275	赤谷1	"	字トサノ久保	1.35
276	赤谷2	"	字トサノ久保	3.60
277	赤谷3	"	字下ケ内	0.45
278	赤谷4	"	字下ケ内	1.35
279	黒川1	"	字黒川	1.20

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所在地 市 町 村	字	面積 (ha)
280	黒川2	三好市	字黒川	0.60
281	黒川3	"	字黒川	0.60
282	黒川4	"	字黒川	0.90
283	小川1	"	字エニウ	0.30
284	小川2	"	字東モチイ	0.60
285	小川3	"	字東モチイ	0.30
286	小川4	"	字波床	1.20
287	小川5	"	字枝谷	0.30
288	小川谷	"	字小川谷	0.95
289	佐連	"	字佐連	1.05
290	大谷上1	"	字オス谷	3.00
291	大谷上2	"	字奥大谷	0.54
292	大谷上3	"	字奥大谷	0.36
293	大谷上4	"	字奥大谷	0.36
294	大谷上5	"	字奥大谷	0.18
295	大野	"	字大月324	0.45
296	政友1	"	字林214-1	0.15
297	政友2	"	柴川口	0.14
298	政友3	"	字大ヒト	0.45
299	政友4	"	字大ヒト	0.51
300	大川特1	"	字大川特	0.12
301	大川特2	"	字大川特	0.45
302	後山1	"	後山	3.00
303	相川	"	字トウノオ	0.90
304	後山2	"	字小畑	1.35
305	後山3	"	後山	0.90
306	若山	"	山之神	48.00
307	栗山42	"	行んのえ	1.08
308	カゲ山	"	カゲ山	1.49
309	岩戸	"	字岩戸	0.18
310	光兼	"	字光兼	0.56
311	末1	三好市	字西井川	1.50
312	末2	"	字西井川	0.90
313	末3	"	字ボウ	0.60
314	坊	"	坊	0.63
315	相知1	"	字相知	0.90
316	相知2	"	字西井川	0.48
317	相知3	"	字西井川	0.90
318	相知4	"	字相知	0.60
319	里川	"	里川	1.08
320	長尾	"	字西井川	0.48
321	北内	"	字西井川	1.50
322	三軒尾	"	字三軒尾	5.90
323	西新町	"	字岡ノ前	0.45
324	荒倉1	"	字井内西	3.15
325	荒倉2	"	字井内西	4.20
326	荒倉3	"	字井内西	0.90
327	上知行1	"	字上知行	4.20
328	上知行2	"	字上知行	4.80
329	岡山	"	字吹峯	2.10
330	吹峯1	"	字吹峯	4.50
331	伝破	"	字伝破	1.50
332	吹峯2	"	字吹峯	2.40
333	岩坂1	"	字岩坂	4.60
334	岩坂2	"	字岩坂	1.80
335	岩坂3	"	字岩坂	1.00
336	駒倉	"	字駒倉	0.90
337	野住	"	字野住	0.60
338	西ノ浦	"	字西ノ浦	0.36
339	下影	"	字下影	1.25
340	大久保上	"	字大久保	3.00
341	上段地	"	字上段地	1.50
342	落倉	"	字落倉	1.35
343	流堂	"	字流堂	2.10
344	辻1	"	字ムカイザカ	0.90
345	辻2	"	字片川	0.60
346	旭町	"	字旭町	1.20

4-10 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所在 郡市町村	地 字	面積(ha)
414	田の内川	三好市	東祖谷	1.50
415	山の神谷	"	"	2.00
416	笠是谷	"	"	1.00
417	春ノ木谷	"	"	2.00
418	相次谷	"	"	1.00
419	乙女谷	"	"	1.00
420	乙女谷	"	"	1.00
421	三剣下谷	"	"	1.00
422	三剣谷	"	"	1.00
423	フルコ谷	"	"	1.92
424	奥鳴谷	"	"	0.96
425	菅生	"	"	0.24
426	春ノ木尾	三好市	西祖谷	0.48
427	小祖谷上	"	"	2.16
428	小祖谷	"	"	3.30
429	坂瀬1	"	"	0.36
430	坂瀬2	"	"	0.36
431	眼谷	"	"	5.40
432	善徳上1	"	"	0.30
433	善徳上2	"	"	0.30
434	善徳上3	"	"	0.54
435	善徳上4	"	"	0.75
436	善徳下	"	"	2.10
437	大谷1	"	"	0.90
438	大谷2	"	"	1.80
439	一字1	"	"	0.60
440	一字2	"	"	0.60
441	閑定1	"	"	27.40
442	閑定2	"	"	42.40
443	閑定3	"	"	67.30
444	閑定4	"	"	2.40
445	閑定5	"	"	6.30
446	今久保1	"	"	4.80
447	今久保2	"	"	72.40
448	重末1	"	"	19.30
449	重末2	"	"	3.00
450	重末3	"	"	2.55
451	重末4	"	"	1.20
452	重末5	"	"	1.88
453	重末6	"	"	7.50
454	重末7	"	"	4.13
455	実地	"	"	17.60
456	戸ノ谷1	"	"	1.50
457	戸ノ谷2	"	"	0.60
458	戸ノ谷3	"	"	1.05
459	戸ノ谷4	"	"	0.75
460	戸ノ谷5	"	"	0.81
461	谷間1	"	"	0.48
462	谷間2	"	"	0.21
463	谷間3	"	"	0.60
464	谷間4	"	"	0.90
465	谷間5	"	"	0.15
466	谷間6	"	"	0.48
467	谷間7	"	"	0.30
468	谷間8	"	"	0.24
469	谷間9	"	"	1.28
470	谷間10	"	"	1.50
471	谷間11	"	"	0.75
472	吾橋1	"	"	4.20
473	吾橋2	"	"	1.05
474	吾橋3	"	"	1.44
475	吾橋4	"	"	1.02
476	覆1	"	"	2.25
477	覆2	"	"	1.95
478	土日浦	"	"	0.75
479	後山1	"	"	0.63
480	後山2	"	"	0.45

4-10 山地に起因する災害危険地一覽表
令和4年4月1日現在

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所在 郡市町村	地 字	面積(ha)
347	片山	"	"	0.60
348	砂2	"	"	0.27
349	辰尾上	"	"	1.08
350	落合谷	三好市	東祖谷	2.00
351	深洞1	"	"	4.77
352	深洞2	"	"	0.54
353	深洞3	"	"	0.12
354	菅生上	"	"	0.90
355	菅生	"	"	0.08
356	立石谷	"	"	0.60
357	滝下上	"	"	1.35
358	滝下1	"	"	2.43
359	滝下2	"	"	1.80
360	滝下3	"	"	1.20
361	久保徳1	"	"	6.30
362	久保徳2	"	"	0.21
363	久保徳3	"	"	1.65
364	久保	"	"	1.05
365	西山1	"	"	3.84
366	西山2	"	"	12.60
367	西山3	"	"	3.50
368	西山4	"	"	2.20
369	落合1	"	"	2.80
370	落合2	"	"	3.60
371	丸見谷	"	"	3.00
372	落合3	"	"	1.50
373	落合4	"	"	2.52
374	落合5	"	"	0.63
375	夢原1	"	"	3.69
376	夢原2	"	"	1.80
377	釜ヶ谷1	"	"	2.25
378	釜ヶ谷2	"	"	2.10
379	林	"	"	2.73
380	阿佐1	"	"	1.56
381	阿佐2	"	"	2.70
382	奥ノ井1	"	"	1.58
383	奥ノ井2	"	"	10.35
384	奥ノ井3	"	"	0.42
385	下瀬1	"	"	1.50
386	下瀬2	"	"	0.30
387	原上1	"	"	0.84
388	原上2	"	"	0.32
389	原上	"	"	0.30
390	大西	"	"	1.20
391	和田1	"	"	8.40
392	和田2	"	"	0.80
393	和田3	"	"	1.26
394	和田下	"	"	0.54
395	元井1	"	"	1.00
396	元井2	"	"	1.20
397	釣井上1	"	"	1.08
398	釣井上2	"	"	3.00
399	釣井上3	"	"	3.00
400	釣井	"	"	1.10
401	佐野1	"	"	0.15
402	佐野2	"	"	0.15
403	佐野3	"	"	0.15
404	小島	"	"	0.45
405	合井	"	"	1.26
406	野野	"	"	0.60
407	野野下	"	"	0.60
408	釣井上4	"	"	2.16
409	釣井上5	"	"	1.44
410	大ソエ谷	"	"	3.57
411	甘味	"	"	9.00
412	原林	"	"	4.80
413	赤滝	"	"	0.96

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所 在 地 郡 市 町 村 字	面積(ha)
62	滝下1	三好郡 東みよし町三加茂 字加茂	1.26
63	滝下2	三好郡 東みよし町三加茂 字加茂	1.26
64	滝下3	三好郡 東みよし町三加茂 字加茂	2.10
65	滝下4	三好郡 東みよし町三加茂 字加茂	0.63
66	滝下5	三好郡 東みよし町三加茂 字加茂	0.64
67	滝下6	三好郡 東みよし町三加茂 字加茂	0.42
68	滝下7	三好郡 東みよし町三加茂 字加茂	1.26
69	貞広1	三好郡 東みよし町三加茂 字加茂	4.50
70	貞広2	三好郡 東みよし町三加茂 字加茂	2.25
71	貞広3	三好郡 東みよし町三加茂 字加茂	2.70
72	貞広4	三好郡 東みよし町三加茂 字加茂	0.94
73	金川	三好郡 東みよし町三加茂 字加茂6579	0.20
74	貞広5	三好郡 東みよし町三加茂 字加茂	0.73
75	貞広6	三好郡 東みよし町三加茂 字加茂	0.63
76	貞広7	三好郡 東みよし町三加茂 字加茂	0.73
77	貞広8	三好郡 東みよし町三加茂 字加茂	0.62
78	貞広9	三好郡 東みよし町三加茂 字加茂	0.63
79	貞広10	三好郡 東みよし町三加茂 字加茂	1.47
80	山根	三好郡 東みよし町三加茂 字山根	4.20
81	西庄1	三好郡 東みよし町三加茂 字西庄	0.27
82	西庄2	三好郡 東みよし町三加茂 字西庄	0.45
83	桑内	三好郡 東みよし町三加茂 字桑内	3.00
84	宮本1	三好郡 東みよし町三加茂 宮本	6.90
85	宮本2	三好郡 東みよし町三加茂 字宮本	0.50
86	五名上	三好郡 東みよし町三加茂 字五名	0.24
87	浪内	三好郡 東みよし町三加茂 字浪内	0.72
88	泉野	三好郡 東みよし町三加茂 字泉野	1.35
89	鍛冶屋敷	三好郡 東みよし町三加茂 字鍛冶屋敷	0.89
90	山田	三好郡 東みよし町三加茂 字山田	0.18
91	山路1	三好郡 東みよし町三加茂 山路	0.30
92	山路2	三好郡 東みよし町三加茂 山路	0.27
93	山路3	三好郡 東みよし町三加茂 字山路	0.54
94	山路4	三好郡 東みよし町三加茂 字山路	0.70
95	山路5	三好郡 東みよし町三加茂 字山路	0.82
96	山路6	三好郡 東みよし町三加茂 字山路	0.84
97	山路7	三好郡 東みよし町三加茂 字山路	0.84
98	城谷1	三好郡 東みよし町三加茂 字城谷	0.24
99	山路8	三好郡 東みよし町三加茂 字山路	2.83
100	城谷2	三好郡 東みよし町三加茂 字城谷	0.75
101	黒長谷	三好郡 東みよし町三加茂 字黒長谷	0.09
102	滝倉	三好郡 東みよし町三加茂 滝倉	3.00
103	奥村	三好郡 東みよし町三加茂 中庄	0.98
104	古野	三好郡 東みよし町三加茂 古野	3.57
105	大藤	三好郡 東みよし町三加茂 中庄	4.50
106	奥村東	三好郡 東みよし町三加茂 字奥村	0.83
107	大藤西	三好郡 東みよし町三加茂 字大藤	0.48
108	大藤東	三好郡 東みよし町三加茂 字大藤	0.96
109	毛田西山1	三好郡 東みよし町三加茂 字毛田154-3 毛田西山	0.54
110	毛田西山2	三好郡 東みよし町三加茂 毛田西山	0.60
111	毛田西山3	三好郡 東みよし町三加茂 毛田西山	1.77
112	毛田西山4	三好郡 東みよし町三加茂 毛田西山	0.30
113	毛田西山5	三好郡 東みよし町三加茂 毛田西山	0.36
114	毛田西山6	三好郡 東みよし町三加茂 毛田西山	0.45
115	毛田東山1	三好郡 東みよし町三加茂 字毛田	0.29
116	毛田東山2	三好郡 東みよし町三加茂 字毛田	0.32
117	毛田東山3	三好郡 東みよし町三加茂 字毛田	0.52
118	五名	三好郡 東みよし町三加茂 倉石	0.45
119	立石	三好郡 東みよし町三加茂 立石	0.45
120	大藤東1	三好郡 東みよし町三加茂 立石	0.96
小 計	120 地区		154.01
合 計	2,097 地区		4,608.11

※「山地災害危険地区」とは、林野庁の調査要領に基づいて徳島県が調査し、山地災害のおそれのある危険な地区として把握しているものです。位置図については、インターネット上で「徳島県総合地図提供システム」内から閲覧可能です。
<https://maps.pref.tokushima.lg.jp/sanchisaigai/> (すべて半角小文字)

4-1-0 山地に起因する災害危険地一覽表

令和4年4月1日現在

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所 在 地 郡 市 町 村 字	面積(ha)
481	西岡1	三好郡 西岡 字西岡	7.80
482	西岡2	三好郡 西岡 字西岡	1.20
483	西岡3	三好郡 西岡 字西岡	0.90
484	徳善東	三好郡 西岡 字徳善	1.20
小 計	484 地区		1,454.02
1	西谷	三好郡 東みよし町三好 字柳沢	5.85
2	樽川1	三好郡 東みよし町三好 字樽川560-4	0.63
3	樽川2	三好郡 東みよし町三好 字樽川	1.80
4	樽川3	三好郡 東みよし町三好 字樽川664-2	0.96
5	中野1	三好郡 東みよし町三好 字樽川	2.25
6	中野2	三好郡 東みよし町三好 字樽川	0.30
7	常楽	三好郡 東みよし町三好 字樽川	1.36
8	柳沢	三好郡 東みよし町三好 字柳沢	0.30
9	滝久保1	三好郡 東みよし町三好 字滝久保	3.60
10	滝久保2	三好郡 東みよし町三好 字滝久保	1.98
11	貞安	三好郡 東みよし町三好 字貞安	0.90
12	滝久保3	三好郡 東みよし町三好 字貞安465	0.90
13	勇山1	三好郡 東みよし町三好 字勇山	0.58
14	勇山2	三好郡 東みよし町三好 字勇山4	1.13
15	勇山3	三好郡 東みよし町三好 字勇山3	0.68
16	勇山4	三好郡 東みよし町三好 字勇山2	0.83
17	勇山5	三好郡 東みよし町三好 字勇山1	1.13
18	勇山6	三好郡 東みよし町三好 字勇山	1.05
19	葛籠1	三好郡 東みよし町三好 字葛籠	2.10
20	葛籠2	三好郡 東みよし町三好 字葛籠	0.70
21	葛籠3	三好郡 東みよし町三好 字葛籠	0.60
22	ろるし	三好郡 東みよし町三好 字ろるし	0.75
23	小見	三好郡 東みよし町三好 字小見	0.96
24	内野1	三好郡 東みよし町三好 字内野	0.96
25	内野2	三好郡 東みよし町三好 字内野	4.68
26	内野3	三好郡 東みよし町三好 字内野	0.48
27	畑	三好郡 東みよし町三好 字畑	2.64
28	法市1	三好郡 東みよし町三好 字法市	0.45
29	法市2	三好郡 東みよし町三好 字法市	0.18
30	屋間1	三好郡 東みよし町三好 字屋間	0.60
31	屋間2	三好郡 東みよし町三好 字屋間	0.06
32	屋間3	三好郡 東みよし町三好 字屋間	0.45
33	屋間4	三好郡 東みよし町三好 字屋間	0.40
34	屋間5	三好郡 東みよし町三好 字屋間	0.63
35	中屋1	三好郡 東みよし町三好 字中屋	0.60
36	中屋2	三好郡 東みよし町三好 字中屋	0.60
37	中屋3	三好郡 東みよし町三好 字中屋	0.60
38	中屋4	三好郡 東みよし町三好 字中屋	0.60
39	行常	三好郡 東みよし町三好 字山分	1.50
40	長手	三好郡 東みよし町三好 字山分	2.16
41	黒川谷原1	三好郡 東みよし町三好 字山分	1.70
42	黒川谷原2	三好郡 東みよし町三好 字山分	1.80
43	黒川谷原3	三好郡 東みよし町三好 字山分	3.60
44	黒川谷原4	三好郡 東みよし町三好 字山分	5.40
45	福光寺	三好郡 東みよし町三好 字影谷	3.30
46	中峰	三好郡 東みよし町三好 字山分	0.40
47	宮谷1	三好郡 東みよし町三好 字山分4589	0.40
48	中基	三好郡 東みよし町三好 字山分	0.96
49	井原	三好郡 東みよし町三好 字山分	0.90
50	宮谷2	三好郡 東みよし町三好 字宮谷1	0.56
51	宮谷3	三好郡 東みよし町三好 字宮谷	0.06
52	台	三好郡 東みよし町三好 字台	0.45
53	伊月1	三好郡 東みよし町三好 字山分	1.20
54	伊月2	三好郡 東みよし町三好 字山分	0.18
55	伊月3	三好郡 東みよし町三好 字山分	0.72
56	伊月4	三好郡 東みよし町三好 字山分	1.44
57	法市3	三好郡 東みよし町三好 字法市	0.23
58	柳木	三好郡 東みよし町三好 字柳川	0.45
59	法市5	三好郡 東みよし町三好 字法市	0.15
60	石木	三好郡 東みよし町三好 字石木	0.46
61	西町	三好郡 東みよし町三加茂 字西町	0.24

4-11 水防危険箇所

1 河川別重要水防区域総括表

(令和4年4月1日現在)

主なる河川、 海岸、港湾別	事務所名	箇所数	重要水防区域 の延長 (m)	水防上最も重要な 区間の延長 (m) A
吉野川	東部県土整備局 (徳島)	8	14,003	4,618
	東部県土整備局 (吉野川)	16	31,482	8,819
	西部総合県民局 (美馬)	15	15,458	5,040
	西部総合県民局 (三好)	9	10,951	10,951
	小 計	48	71,894	29,428
那賀川	南部総合県民局 (阿南)	14	26,003	5,897
	南部総合県民局 (那賀)	5	1,436	350
	小 計	19	27,439	6,247
桑野川 (派川那賀川含む)	南部総合県民局 (阿南)	15	14,751	1,996
旧吉野川	東部県土整備局 (徳島)	29	32,476	27,089
	東部県土整備局 (吉野川)	1	200	0
	小 計	30	32,676	27,089
今切川	東部県土整備局 (徳島)	17	12,032	4,325
園瀬川	東部県土整備局 (徳島)	8	4,770	1,500
鮎喰川	東部県土整備局 (徳島)	9	4,600	800
宮川内谷川	東部県土整備局 (徳島)	1	2,400	0
	東部県土整備局 (吉野川)	2	1,100	500
	小 計	3	3,500	500
新池川	東部県土整備局 (徳島)	1	100	0
穴吹川	西部総合県民局 (美馬)	7	3,700	1,800
貞光川	西部総合県民局 (美馬)	7	2,600	1,600
勝浦川	東部県土整備局 (徳島)	8	3,018	2,130
天王谷川	東部県土整備局 (徳島)	2	200	200
立江川	東部県土整備局 (徳島)	5	520	120
田野川	東部県土整備局 (徳島)	2	868	868
撫養川	東部県土整備局 (徳島)	1	130	0
井口谷川	西部総合県民局 (美馬)	1	150	0
高瀬谷川	西部総合県民局 (美馬)	1	1,400	0
三谷川	東部県土整備局 (吉野川)	1	250	250
	西部総合県民局 (美馬)	2	600	0
	小 計	3	850	250
半田川	西部総合県民局 (美馬)	1	200	200
その他河川	各総合県民局 東部県土整備局	176	177,811	73,193
海岸・港湾	東部県土整備局 (徳島)	4	3,170	0
合計		368	366,379	152,246

2 局別重要水防区域総括表

国は国土交通省管理
 県は徳島県管理
 市町村は市町村管理

事務所名	重要水防区域							関係区間		危険な場合の措置	
	箇所数	延長 (m)	水防上最も 重要な区間 A (m)	水防上 重要な区間 B (m)	要注意 区間 (m)	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防 団員数	収用能力 (人)		
南 部 総 合 県 民 局	阿南庁舎	国	22	39,014	7,573	31,205	236	13,285	30,065	928	14,967
		県	17	6,352	2,270	3,926	156				
	那賀庁舎	国	1	200	0	0	200	477	1,405	173	2,270
		県	11	4,896	850	4,046	0				
		市町村	1	150	0	150	0				
美波庁舎	県	40	17,080	9,100	7,980	0	1,697	3,434	501	4,812	
西 部 総 合 県 民 局	美馬庁舎	国	15	15,458	5,040	10,192	226	4,096	9,087	778	4,743
		県	29	12,393	4,643	7,750	0				
		市町村	10	5,240	2,840	2,400	0				
	三好庁舎	国	9	10,951	10,951	0	0	3,092	6,476	569	7,682
		県	15	7,700	2,000	5,700	0				
東 部 県 土 整 備 局	徳島庁舎	国	54	58,511	36,032	22,479	0	36,606	82,923	1,751	48,997
		県	70	34,529	9,588	22,943	1,998				
		市町村	1	1,000	1,000	0	0				
	吉野川庁舎	国	17	31,682	8,819	21,414	1,449	19,655	60,156	1,223	19,675
		県	47	117,203	50,100	67,103	0				
市町村	9	4,020	1,440	2,580	0	0					
合 計	国	118	155,816	68,415	85,290	2,111	78,908	193,546	5,923	103,146	
	県	229	200,153	78,551	119,448	2,154					
	市町村	21	10,410	5,280	5,130	0					
	計	368	366,379	152,246	209,868	4,265					

(令和4年4月1日現在)

3 重要水防区域一覧表

付表-5 参照

重要水防箇所評定基準（案）
（徳島河川国道事務所）

平成6年10月28日 建設省河治発第79号 建設省河川局治水課長通達
最終改正：平成31年2月27日 国水環保第19号

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 (溢 水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 体 漏 水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に係る変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 間			陸間が設置されている箇所。

平成21年12月4日付四国地方整備局河川管理課長事務連絡

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
流下能力不足			堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。
開 口 部			道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所や計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。

重要水防箇所評定基準（案）

（那賀川河川事務所）

平成6年10月28日 建設省河治発第79号 建設省河川局治水課長通達
最終改正：平成31年2月27日 国水環保第19号

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 (溢 水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 体 漏 水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に係る変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
			出水期間中に堤防を開削する

工事施工			工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

平成21年12月4日付四国地方整備局河川管理課長事務連絡

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
流下能力不足			堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。
開 口 部			道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所では計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。

4-1-1 徳島県管理河川重要水防区域評価基準（水位周知河川）（案）

（宮川内谷川，園瀬川，鮎喰川，川田川，貞光川，桑野川，勝浦川，日和佐川，海部川，福井川，宍喰川）

令和3年4月1日 河第41号 河川整備課長通知

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 (溢 水)	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所については、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所については、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
堤 体 漏 水	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
洪水痕跡	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあつては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあつては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。		
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）を上まわらないうが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により河川管理施設等に損傷を及ぼし又は背後地の人家等に床上浸水が発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により背後地の人家等に床上浸水が発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
新堤防・破堤跡・旧川跡	破堤跡で、河川改修工事が未施工の箇所。		新堤防で、築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

重要水防区域評価基準（案）
（その他）

平成18年11月2日 河第398号 河川課長通知
最終改正：令和3年4月1日 河第41号

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。</p> <hr/> <p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴がある箇所。</p>	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越えないが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p> <hr/> <p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位等が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。</p>	
堤 防 断 面	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所にあつて、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所にあつて、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
洪 水 痕 跡	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあつては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあつては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床下浸水が発生した履歴がある箇所。	
法崩れ ・すべり	法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの履歴はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。		
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所において、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所において、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）を上まわると、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所において、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所において、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間内、その設置に起因する堰上げ等により河川管理施設等に損傷を及ぼし又は背後地の人家等に床上浸水が発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間内、その設置に起因する堰上げ等により背後地の人家等に床上浸水が発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
新堤防・破堤跡・旧川跡	破堤跡で、河川改修工事が未施工の箇所。		新堤防で、築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

付表-5 局別重要水防区域等一覧表

①東部県土整備局(徳島)管内 2/11

付番 図河 海流 番号	川名 川岸 名称	左右 岸別	区 分	市町村別 場所	重要水防区			種別	対策 方法
					延長 (m)	A (m)	B (m)		
11	今切川	右	国	徳島市 川内 榎	200	200		越水	積土のう工
12	"	"	"	徳島市 心 神	2,625 1箇所 5箇所 1箇所	2,260 365 水 水	陸間	越水 溢水 越水 溢水	現状監視 ハラベット部 - 積土のう工 " "
13	吉野川	左	"	藍住町 小	3,968	1,419 1,400 (200)		堤体漏水 基盤漏水 水衝・洗掘	月の輪工 シート張り工 五徳織い工 土のう掘り工 捨てブロック工
14	"	"	"	東中 富	146	146	(90)	洗掘 旧川跡	木流し工 シート張り工 現状監視
15	旧吉野川	"	"	乙	950 1箇所	950 水		洗掘 溢水 "	積土のう工 シート張り工 - - 積土のう工
16	"	"	"	東中 富	1,030 3箇所	1,030 藍園橋 旧吉野川橋 (橋長計測距離)	中富大橋	溢水 工作物(橋梁) "	- - -
17	"	右	"	富 乙	3,360 1箇所	3,360 溢水		溢水 "	- 積土のう工
18	"	"	"	東中 富	575 1箇所	575 水		溢水 "	- 積土のう工
19	"	左	"	北島町 新喜 高	40 2箇所 1箇所	40 送水管橋 新高橋 溢水		溢水 工作物(橋梁) " 溢水	- - 積土のう工
20	"	"	"	"	40 1箇所	40 水		溢水 "	- 積土のう工
21	"	"	"	"	109 1箇所	109 水		溢水 "	- 積土のう工

()は重複距離

関 地 区 名	係 戸 数 (戸)	区 数 (人)	住 民 数 (人)	担 当 水 防 団 及 び 人 数 (人)	危 険 な 場 合 の 措 置		備 考
					避 難 場 所	収 容 能 力 (人)	
榎	1,188	2,223	川内・心神 (83)	川内町民会館 IA徳島市川内支所 川内中学校	(398) 70 (360)		
中 吉 原 成	104 846	223 1,788	" (83)	四国大学 心神中学校 心神小学校 生光学園 心神コミュニティーセンター 市立心神公民会館	(1,000) (368) (360) 500 100 285		
小 徳 前	1,623	3,542	第15,16,17 分団 42	藍住中学校 藍住町町民体育館 藍住南小学校	1,516 2,133 1,010		
東 中 富	110	264	第15分団 (14)	藍住南小学校 藍住西小学校	(1,010) 825		
乙	0	0	第12,13 分団 27	藍住北小学校	1,169		
東 中 富	3	9	第15分団 (14)	藍住南小学校 藍住西小学校	(1,010) (825)		
富 乙	1,237	2,946	第11,13,14 分団 40 (13)	藍住西小学校 藍住北小学校 藍住中学校	(825) (1,169) (1,516)		
東 中 富	321	653	第15分団 (14)	藍住南小学校	(1,010)		
新 喜 南 ハ リ 村 八 丁 野 房 高 字 八 丁 野 東	161	406	第7分団 17	北島中学校 北島町役場	1,373 128		
中 字 八 丁 野 房 高 字 八 丁 野 東 字 八 丁 野 西	(123)	(278)	" (17)	"	(1,373) (128)		
高 字 八 丁 野 房 中 字 八 丁 野	(67)	(167)	" (17)	"	(1,373) (128)		

()は重複人数

付表-5 高別重要水防区域等一覧表
 (1)東部県土整備局(徳島)管内 3/11

付図番号	河川名	左岸	右岸	区分	区市町村別	重要水防区			種別	対策
						延長(m)	A(m)	B(m)		
22	旧吉野川	右	北	北島町	村	200 1箇所	200 溢水	200 (400)	水 溢	工 種土のう工
23	"	"	"	"	新喜来 高	560 1箇所	560 房	560 (400)	掘 越水	工 種土のう工
24	"	"	"	"	"	830 1箇所	830 越水		水 越	工 種土のう工
25	今切川	左	"	"	中江 村	1,231 2箇所	610	621	水 堤体漏水 工作物(橋脚)	工 種土のう工
26	"	"	"	"	江尻	130		130	水 越	現 現況監視
27	"	"	"	"	中川 村	30 1箇所	30 溢水		水 溢	工 種土のう工
28	"	"	"	"	北島町 徳島市	1,250	1,250		水 溢	工 種土のう工
29	"	"	"	"	北島町 高	262		262	水 掘	工 種土のう工
30	"	"	"	"	中	1箇所	三合橋		水 工作物(橋梁)	工 種土のう工
31	"	右	"	"	高	585	585		水 溢	工 種土のう工
32	勝浦川	左	左	県	徳島市 六町筋	800	800		水 堤体漏水	工 月の輪工
33	"	右	"	"	沖野	450	450		水 越堤体漏水	工 種土のう工
34	圃瀬川	左	左	"	八万町 大坪	200	200		水 堤体漏水	工 月の輪工

()は重複距離

地区名	戸数(戸)	住民数(人)	係区		避難場所	収容能力(人)	備考
			担当水防団及び人数(人)	係区			
新喜来 北島町 西久保	133	360	第7分団 (17)	北島北小学校	927		
新喜来 南古田 高東堤下	108	275	" (17)	北島中学校 北島町役場	(1,373) (128)		
高勝瑞 居川ノ上	407	896	第10分団 18	"	(1,373) (128)		
中本前 須生 須原 字井利ノ口	300	751	第8分団 18	北島小学校	1,099		
江尻 松ノ本 川中 字東堤ノ内	200	452	" (18)	"	(1,099)		
徳島市 外野 中島	108 *北島町の分のみ	174 *北島町の分のみ	第8分団 (18) 徳島市消防 団川内応神 (83)	北島南老人憩いの家 北島南小学校	81 985		
大西 須	918	1,988	第6分団 20	北島南小学校 北島中学校 北島町武道館	(985) (1,373) 272		
高百北	18	44	第10分団 (18)	北島南小学校	(985)		
中江 村口	169	393	" (18)	北島中学校	(1,373)		
高川ノ上	(5)	(16)	第10分団 (18)	"	(1,373)		
薄筋	56	129	多家良 44	高野小学校	261		
沖野	30	53	多家良、勝占 83 (44)	天理教勝浦分教会	100		
大坪	910	1,931	八万 39	八万中央コミュニティセンター 八万南小学校	189 278		

()は重複人数

付表-5 高別重要水防区域等一覧表
 (1) 東部県土整備局(徳島)管内 4/1-1

図番	河川名	左岸	右岸	区分	区市町村別	重要水防区域			種別	対策
						延長(m)	A(m)	B(m)		
35	圓瀬川	右	徳島市	上下	八万町筋中	570	570	570	堤体漏水	月の輪工
36	"	"	"	"	上八万町西川	600	600	600	越水	積土のう工
37	"	"	"	"	上八万町西地橋の上	700	700	700	"	—
38	榎瀬江湖川	"	"	"	川内町釜江樋門の上	200	100	100	堤防高	積土のう工
39	"	"	"	"	川内町島沖	90	90	90	"	"
40	田宮川	"	"	"	北佐古町	40	40	40	"	"
41	小松海岸	—	"	"	川内町	540	540	540	"	"
42	鮎喰川	左	"	"	不動本町一丁目～不動西二丁目	900	900	900	堤体漏水	月の輪工
43	"	"	"	"	南環状線の	600	600	600	越水	積土のう工
44	"	右	"	"	北矢三町三丁目	700	700	700	堤体漏水	月の輪工
45	"	左右	"	"	JR高徳本線の	1箇所	鉄橋	鉄橋	工作物(橋梁)	積土のう工
46	"	"	"	"	不動橋	1箇所	不動橋	不動橋	"	"

()は重複距離

地区名	戸数(戸)	住民数(人)	担当水防団及び人数(人)	存続な場合の措置		備考
				避難場所	収容能力(人)	
上下	194 227	453 471	上八万 45	上八万小学校 JA徳島市眉山支所 明善会館	272 (65) (65)	
川西	34	75	" (45)	"	(272) (65) (65)	
西地	42	106	" (45)	しらさぎドーム	95	
上別宮金	255 337	524 601	川内、志神 (83)	川内中学校 徳島市立球ヶ丘 川内町民会館	(360) (466) (398)	
沖島	625	1,453	" (83)	"	(360) (466) (398)	
北佐古二北	398	721	加茂、佐古 (53)	JA会館	167	
旭野	145	323	川内、志神 (83)	川内南小学校	(470)	
不動本町一～不動西二	242	496	不動 (23)	不動中学校	250	
延命	135	298	国府、加茂名 (80)	西矢野会館	40	
北矢三町三丁目	706	1,488	加茂名 40	加茂コミュニティセンター	128	
春日町	5 941	15 2,243	加茂、佐古 (53)	不動文化会館 城北高校 千松小学校 城西中学校 徳島科学技術高校 加茂コミュニティセンター	(33) 662 465 744 (764) (170)	J R 高徳本線鉄橋
不動本町北島田中	409 2,225	836 4,079	不動、加茂名 (63) 加茂名、佐古 (65)	不動小学校 不動中学校 不動文化会館 加茂名中学校 加茂名小学校 島田会館 徳島県立総合看護学校	(220) (250) (33) 938 280 15 200	不動橋

()は重複人数

付表-5 高別重要水防区域等一覧表
 (1) 東部県土整備局(徳島)管内 5/1-1

図番	河川名	左岸	右岸	区別	市町村別	重要水防区			種別	対策		
						場所	延長(m)	A(m)			B(m)	要(m)
47	鮎喰川	左右	左右	県	徳島市	JR徳島本線	1箇所	200		JR徳島本線鉄橋	橋土のう工	
48	八多川	右	右	"	"	八多町堂	200	200		堤防高	"	
49	神田瀬川	左右	左右	"	小松島市	田浦町	600		600		"	"
50	"	"	"	"	"	田浦町里金近~岩	830		930		"	"
51	"	"	"	"	"	小松島町田	1箇所			橋梁	工作物(橋梁)	-
52	"	"	"	"	"	日開野町久勝	1箇所			樋門	工作物(樋門)	-
53	"	"	"	"	"	日開野町加々三	1箇所			橋梁	工作物(橋梁)	-
54	"	"	"	"	"	田浦町里	1箇所			"	"	-
55	"	"	"	"	"	"	1箇所			"	"	-
56	"	"	"	"	"	田浦町金	1箇所			"	"	-
57	"	"	"	"	"	"	1箇所			橋梁	工作物(橋梁)	-
58	芝生川	"	"	"	"	芝馬洗から流	1,700		1,700		堤防高	橋土のう工
59	"	"	"	"	"	横須町赤	2,000		2,000		"	"
60	"	右	右	"	"	金磯町	450		450		"	"
61	"	左右	左右	"	"	芝生町	1箇所			橋梁	工作物(橋梁)	-

()は重複距離

地区名	戸数(戸)	住民数(人)	担当水防団及び人数(人)	危険な場合の措置		備考
				避難場所	収容能力(人)	
鮎喰町 南島田町 南岩延	1,904 561	3,687 1,207	加茂名、佐古(65) 国府、加茂名(80)	加茂名中学校 加茂名小学校 城西高校 加茂名コミュニティセンター 加茂名中央会館 国府中学校 国府小学校 国府コミュニティセンター	(938) (280) 478 142 35 500 330 74	J R 徳島本線鉄橋
金堂	51	116	多家長、勝占(83)	八多分枝 八多保育所 多家長中央コミュニティセンター	94 35 61	
田浦町 日開野町 小松島町	291	622	第5,9,11分団 57	児安小学校 小松島高等学校 小松島中学校	(1,062) (1,460) (3,078)	
田浦町	182	436	第5分団(20)	児安小学校	(1,062)	
小松島町	49	96	第1,7分団 32	小松島中学校 児安小学校	(3,078) (1,062)	
日開野町	12	31	第5,9分団(40)	児安小学校	(1,062)	
"	79	134	"(40)	"	(1,062)	
田浦町	151	361	第5分団(20)	"	(1,062)	
"	(151)	(361)	"(20)	"	(1,062)	
"	31	75	第5,11分団(37)	"	(1,062)	
"	(31)	(75)	"(37)	"	(1,062)	
芝生町 日開野町 田浦町 新居見町	172	407	第3,5,9,11分団(77)	芝田多目的研修センター 小松島高等学校 小松島中学校	123 (1,460) (3,078)	
横須町 芝生	366	983	第3,13分団 38 (20)	小松島市総合福祉センター 芝田多目的研修センター	452 (123)	
金磯町	433	983	第4分団 17	小松島市総合福祉センター コミュニティセンター(金磯会館)	(452) 84	
日開野町 芝生	112	275	第3,9分団(40)	小松島高等学校 芝田多目的研修センター	(1,460) (123)	

()は重複人数

付表-5 高別重要水防区域等一覽表
 (1) 東部県土整備局(徳島)管内 6/11

河川番号	河川名	左岸	右岸	区別	市町村別	重要水防区域			種別	対策
						延長(m)	A(m)	B(m)		
62	勝浦川	左	右	県	小松島市	江中	700	700	堤体漏水	月の輪工
63	"	"	"	"	"	前原町	180	180	"	"
64	"	"	"	"	"	田浦町	38	38	"	"
65	天王谷川	左右	左右	"	"	田野町 奥	200	200	堤防高	積土のう工
66	"	左	左	"	"	"	3箇所	陸間	工作物(橋脚)	-
67	田野川	"	"	"	"	田野町	800	800	堤防高	積土のう工
68	"	"	"	"	"	金磯町	68	68	"	"
69	立江川	"	"	"	"	立江町 小田ノ浦	200	200	"	"
70	"	左右	左右	"	"	立江町 水	1箇所	橋梁	工作物(橋梁)	-
71	"	"	"	"	"	立江町 上	1箇所	"	"	-
72	"	右	右	"	"	赤石町	200	200	堤防高	積土のう工
73	"	"	"	"	"	立江町 石	120	120	"	"
74	石見川	左右	左右	"	"	赤石町 大林町	480	480	"	"
75	中津川	"	"	"	"	大林町 赤宮	460	460	"	"
76	北馬川	"	"	"	"	大林町 石(岡)	500	500	"	"
77	豊ノ本川	"	"	"	"	中郷町 豊ノ本川	650	650	"	"
78	太田川	右	右	"	"	和田島町 元	1,300	1,300	"	"

()は重複距離

地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	係属区域		担当水防団 及び人数 (人)	危険な場合の措置		備考
			避難場所	収容能力 (人)				
江田町	31	89	第8分団 17	千代小学校 小松島西高等学校	360 1,442			
前原町	161	436	第2分団 19	児安小学校 小松島中学校	(1,062) (3,078)			
田浦町	793	2,001	第5分団 (20)	児安小学校	(1,062)			
田野町	31	82	第6分団 18	芝田小学校	697			
"	(31)	(82)	" (18)	"	(697)			
田野町 金磯	277	634	第4,6分団 (35)	芝田小学校 コミュニティ金磯会館	(697) (84)			
金磯町	78	155	第4分団 (17)	小松島市総合福祉セカ コミュニティ金磯会館	(452) (84)			
立江町	14	33	第14分団 18	立江小学校	172			
"	111	290	" (18)	"	(172)			
"	34	78	" (18)	"	(172)			
赤石町	67	128	第16分団 19	小松島南中学校	3,897			
立江町	0	0	第14分団 (18)	"	(3,897)			
立江町 赤石町 大林町	256	557	第14,16, 18分団 53 (37)	"	(3,897)			
大林町	120	301	第18分団 (16)	新開小学校 コミュニティセンター新開会館	1,019 110			
"	148	402	" (16)	"	(1,019) (110)			
中郷町	217	397	第7分団 (12)	泰地総合センター	241			
和田島町	7	15	第20分団 20	和田島小学校 和田島公民館	1,090 124			

()は重複人数

付表-5 高別重要水防区域等一覧表
 (1) 東部県土整備局(徳島)管内

図 番 号	河 川 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別 場	重 要 水 防 区 域			種 別	対 策
					延 長 (m)	A (m)	B (m)		
79	太田川	左右	県	小松島市 坂野町 高森町 和田島町	1,200	1,200	堤防高	種土のう工	
80	政所谷川	"	"	田野町 本村	1箇所	橋梁	工作物(橋梁)	-	
81	徳島小松島港 海岸	-	"	港口地区	1,100	1,100	法崩れ	種土のう工 ネット張り工	
82	"	-	"	赤石・ 坂野地区	1,400	1,400	"	"	
83	勝浦川	右	"	勝浦町 中角	400	400	越水	種土のう工	
84	"	"	"	沼江	250	250	"	"	
85	"	"	"	中角	200	200	堤体漏水	月の輪工	
86	鮎喰川	左	"	神山町 上分	1,200	1,200	越水	種土のう工	
87	"	"	"	阿野	800	800	"	"	
88	"	右	"	"	400	400	"	"	
89	園瀬川	左	"	佐那河内村 高種	400	400	"	"	
90	"	"	"	井関	300	300	"	"	
91	"	"	"	根郷	700	700	"	"	
92	"	"	"	戎浦	1,300	1,300	"	"	

()は重複距離

地 区 名	係 区 数 (戸)	住 民 数 (人)	担 当 水 防 団 及 び 人 数 (人)	存 続 な 場 合 の 措 置		備 考
				避 難 場 所	収 容 能 力 (人)	
坂野町	1	1	第23分団 15	坂野小学校	1,147	
田野町	104	265	第6分団 (18)	芝田小学校	(697)	
南小松島町	243	517	第1分団 20 第13分団 (18)	南小松島小学校 小松島高等学校 小松島市総合福祉センター	240 (1,460) (452)	
赤石町	521	1,151	第6分団 第16分団 37	坂野小学校 新聞小学校	(1,147) (1,019)	
中角	182	432	第6分団 30	農村婦人の家 生比奈小学校 生比奈小学校体育館 中角集会所 玉の木・五十田公会堂	804	
掛沼石	244	653	第9分団 22	掛谷集会所・善入寺 胎蔵寺 沼江集会所 石原集会所	100	
中角	(182)	(432)	第6分団 (30)	農村婦人の家 生比奈小学校 生比奈小学校体育館 中角集会所 玉の木・五十田公会堂	(804)	
川又	61	112	上分分団 28	上分小学校 上分公民館	170	
五反地	62	175	広野分団 60	広野支所	90	
広野	37	104	" (60)	旧広野小学校体育館 広野小学校体育館	300	
高種	11	28	第3分団 15	保健センター	100	
井関	10	25	第7分団 25	公民館	100	
根郷	11	28	第4分団 23	保健センター	(100)	
戎浦	5	14	第3分団 (15)	"	(100)	

()は重複人数

付表一5 局別重要水防区域等一覧表

①東部県土整備局(徳島)管内 8/11

付図番号	河川名	川名	左岸名	右岸名	区分	市町村別	場所	重要延長		水防区		種別	対策
								延長(m)	箇所	A(m)	B(m)		
93	旧吉野川	左	里浦	市	鳴門市	里浦町	恵美寿	1,040	10箇所	1,040	陸間	水	溢 工 積土のう工
94	"	"	"	"	"	大徳	町長	700	1箇所 1箇所 1箇所	700	大津橋 水 越	水	現状監視 ハザード部 積土のう工 "
95	"	"	"	"	"	大牛	町馬 島等	965	2箇所 1箇所	965	牛屋島橋 水 越	水	溢 工 越 積土のう工
96	"	"	"	"	"	大馬	町馬 中	20	1箇所 1箇所	20	共栄橋 水 溢	水	溢 工 積土のう工
97	"	"	"	"	"	"	"	1,820	4箇所 4箇所	1,820	東市場橋 川崎橋 水 溢	水	溢 工 積土のう工
98	"	"	"	"	"	大津	町慈	579	1箇所	579	北岸用水 取水樋門	掘 堤 水	積土のう工 シート張り工 五箇縫い工 土のうり工 積土のう工 掘土のう工
99	"	"	"	"	"	"	"	1,690	1箇所	1,690	新徳橋	水	溢 工 "
100	"	"	"	"	"	大津	町橋 南	200	200	200		水	越 積土のう工
101	"	"	"	"	"	"	"	600	1箇所	600	越	水	" "

()は重複距離

地区名	係数	戸数	住民数	団地及び人口	危険な場所	避難場所	措置	取容能力	備考
里栗	浦津	(1,123)	(3,273)	里浦北16 里浦中19 里浦南20	里浦公民館 アミノパビリオンホール 里浦南防災センター 里浦北集会所			56 945 87 15	
木津	野倉	(1,932)	(5,632)	木津野13 矢倉16 大津第一27 大津第二30	第一中学校 アミノパビリオンホール 鳴門調潮高校無業カブド (クラブハウス) 鳴門市学校給食センター			422 (945) 77 427	
姫牛	田段	(837)	(2,445)	姫田21 大幸15 段間13 堀江南14	大津中央公民館 堀江北小学校 大津西小学校 堀江公民館 堀江南小学校			13 140 203 76 117	
高三	堀馬	588	1,712	堀江南(14) 堀江中13 市場21	堀江南小学校 人権福祉センター 板東南ふれあいセンター			(117) 84 110	
萩原	板東	(1,526)	(4,448)	板東34 板東南31 市場(21)	板東南ふれあいセンター 板東連絡所 板東小学校 板東公民館 人権福祉センター			(110) 19 163 72 (84)	
板津	東慈	(843)	(2,457)	板東(34) 板東南(31) 松38	板東南ふれあいセンター 板東小学校 板東公民館 板東連絡所			(110) (163) (72) (19)	
津板	慈東	1,566	4,566	板東(34) 板東南(31) 松38	"			(110) (163) (72) (19)	
徳	長	(183)	(533)	大津第一(27)	第一中学校 アミノパビリオンホール 鳴門市学校給食センター			(422) (945) (427)	
矢徳	倉長	734	2,139	矢倉(16) 大津第一(27)	"			(422) (945) (569) (427)	

()は重複人数

付表-5 局別重要水防区域等一覧表
① 東部県土整備局(徳島)管内 11/11

付図番号	河川名 河川名別 名別	左右岸	区分	市町村別	場所	重要水防区域			種別	対策
						延長 (m)	A (m)	B (m)		
124	長原漁港	一	県	松茂町	長原	130		130	洗堀	水防対策 土工 積土のう工
125	中内谷川	左右	準	鳴門市	大高松	1,000	1,000		"	"
小計						58,511	36,032	22,479		
			徳島県			34,529	9,588	22,943		
			市町村		10	1,000	1,000	0		
										()は重複距離

地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	危険な場合の措置		備考
				避難場所	収容能力 (人)	
長原	(348)	(745)	第4分団 (19)	長原小学校 松茂町津波防災センター	(240) 315	
高池	(244)	(712)	池高 21	堀江北小学校 堀江公民館	(140) (76)	
	36,606	82,923	1,751		48,997	()は重複人数

付表-5 局別重要水防区域等一覧表
②南部総合県民局(阿南)管内 1/4

付番	河川名	左右岸	区分	市町村別	場所	重要水防区			種別	対策
						延長(m)	A(m)	B(m)		
1	那賀川	左	"	阿南市	那賀川町島中	1,890	440 330	520 (440) 600	越水 " 基礎漏水 洗堀	積土のう工 せき板工 月の輪工 シート張工
2	"	"	"	"	那賀川町池赤	510	270	70 170 (70)	越水 " 基礎漏水 洗堀	— シート張工
3	"	"	"	"	那賀川町原西	1,165		96 174 (96) 895	堤体漏水 " 基礎漏水 洗堀	— 月の輪工 シート張工
4	"	"	"	"	羽ノ浦町庄脇	4,020	100	1,140 (270) (330) 780	堤体漏水 " 基礎漏水 " 水堀 越洗橋梁 洗堀 陸間	月の輪工 " 積土のう工 せき板工 シート張工
5	"	"	"	"	羽ノ浦町毛上	2,050	107	1,470 (140) 73	越水 " 基礎漏水 洗堀	積土のう工 せき板工 月の輪工 シート張工
6	"	"	"	"	楠根町	1,794	240	544 (31) (508) 1,010 (458)	越水 " 堤体漏水 基礎漏水 洗堀	積土のう工 " 月の輪工 " 洗堀
7	"	"	"	"	深瀬町	589	中央橋	589	越橋	積土のう工
8	"	右	"	"	辰巳町	1,060		1,060	洗堀	シート張工
9	"	"	"	"	住吉町	2,762		1,142 280 1,340	越水 " 堤体漏水 洗堀	積土のう工 せき板工 シート張工
10	"	"	"	"	柳島町中町下大野町中大野町	7,145	210 1,600	3,605 1,730 (1,430) (1,785)	堤体漏水 " 基礎漏水 洗堀 川跡	— 月の輪工 " 基礎漏水 シート張工 —
11	"	"	"	"	上大野町	485	100	385	基礎漏水	月の輪工

()は重複距離

地区名	戸数(戸)	住民数(人)	危険場合の措置		備考
			住民数(人)	避難場所	
那賀川町島中	806	1,831	那賀川1班 17	平島小学校 那賀川公民館平島分館 科学センター	260 143 182
那賀川町池赤	464	1,081	" (17)	平島小学校 那賀川公民館平島分館	(260) (143)
大西	294 102	586 239	那賀川3班 23	那賀川中学校 那賀川図書館 平島こどもセンター	229 139 162
古岩	641 771	1,566 2,113	羽ノ浦3-4班 40	阿南市情報文化センター 羽ノ浦公民館 あすみが丘集会所 岩脇小学校 岩脇こどもセンター	195 207 32 192 160
毛原	138 12	313 28	羽ノ浦5班 14 大野2班 15	阿南市情報文化センター 岩脇小学校 あすみが丘集会所 大野小学校	(195) (192) (32) 310
楠根町	163	382	加茂谷1班 24	吉井小学校	252
深瀬町	51	107	加茂谷 1, 2班 35 (24)	加茂谷総合センター	258
中島	—	—	富岡4-6班 63	—	—
住吉町	194	409	" (63)	富岡小学校	550
柳島町中町下大野町中大野町	374 806 542 240	744 1,960 1,296 527	中野島1,3班 49 大野1,3班 51	中野島総合センター 中野島小学校 大野小学校 大野体育所	238 310 (310) 41
上大野町	162 (12)	448 (28)	大野2班 (15)	阿南支援学校	263

()は重複人数

付表一5 局別重要水防区域等一覧表

②南部総合県民局(阿南)管内 2/4

付図番号	河川名	左岸	右岸	区	市町村別	場所	重要水防区域			種別	対策
							延長(m)	A(m)	B(m)		
12	那賀川	右		阿南市	吉井町	1,563 1箇所 1箇所	100 吉井樋門	1,463 (100) (650) 加茂谷橋	越水 堤体漏水 基礎漏水 樋門 樋梁	稲土のう工 " 月 の輪工 シート取工 樋土のう工	
13	"	"	"	"	加茂町	950		950	越水 新堤防	稲土のう工 せき板工	
14	桑野川	左		"	横宝見町	2,181 1箇所		1,561 120 (80) 500 (1,730) 岡川橋梁	越水 堤体漏水 基礎漏水 樋梁	稲土のう工 " 月 の輪工 せき板工	
15	"	"	"	"	宝長町	2,919 5箇所		2,919 新町橋 高田新橋 宝橋 会下橋	越水 旧川梁	稲土のう工 せき板工	
16	"	"	"	"	長生町	785 2箇所		675 110 津乃峰橋 長生橋	越水 堀梁	稲土のう工 シート取工	
17	"	"	"	"	長生田町	455		455	越水	稲土のう工 せき板工	
18	派川那賀川	右		"	原ヶ崎町 黒津地町 向原	538 1箇所 7箇所	302 原ヶ崎第1樋門	236 新陸 豊基堤防(第1) 豊基堤防(第2) 豊基堤防(第3) 豊基堤防(第4) 豊基堤防(第5) 豊基堤防(第6) 豊基堤防(第7)	越水 門防 新堤防 樋梁	稲土のう工 せき板工 樋土のう工	
19	桑野川	"	"	"	原ヶ崎町	372		372	越水	稲土のう工 せき板工	
20	"	"	"	"	住吉町 寶見町	3,730		2,570 1,110 (1,578) (1,398) 50	越水 堤体漏水 基礎漏水 洗堀	稲土のう工 せき板工 " 月 の輪工 シート取工	
21	"	"	"	"	長生町	1,374	1,374		越水	稲土のう工 せき板工	

()は重複距離

地区名	戸数(戸)	住民数(人)	危険な場合の措置 相当人口及び人数(人)	避難場所	収容能力(人)	備考
加茂町	165	388	加茂谷6,7班 59 (32)	加茂谷中学校 加茂谷総合センター	458 (258)	
横宝見町	898 1,284 (194)	1,892 2,956 (409)	中野島1,2班 47 (26) 宝田1班 26	横見老人ホーム 横見小学校 横見保育所	14 252 34	
宝長町	(1,284) 1,297	(2,956) 2,803	宝田1,2班 54 (26) 長生 1~5班 85	宝田小学校 長生小学校 阿南第一中学校 宝田公民館 長生公民館 阿南工業高等学校 本庄老人ホーム	310 310 387 212 160 1,070 44	
長生町						
長生田町						
原ヶ崎町 黒津地町 向原	62 107 221	126 228 465	富岡4,5班 (47)	富岡小学校 スポーツ総合センター 老人ホーム福寿荘	(550) 1,519 101	
住吉町 寶見町 領家	(194) 1,590 (1,284) 481	(409) 3,074 (2,956) 1,167	宝田1,2班 (54) 長生 1~5班 (85)	ひまわり会館 富岡公民館 阿南市文化会館 富岡小学校 富岡幼稚園 富岡東中高等学校 富岡西高等学校 富岡保育所 阿南工業総合センター 阿南社会福祉会館	525 236 458 (550) 104 823 722 75 161 110	
長生町	(1,297)	(2,803)	長生 1~4班 (70)	長生公民館 長生小学校	(160) (310)	()は重複距離

()は重複距離

付表-5 高別重要水防区域等一覧表
②南部総合県民局(阿南)管内 3/4

河川名 左岸 右岸	区名	市町村別	重要水防区域			種別	対策
			延長 (m)	A (m)	B (m)		
22 桑野川	国	阿南市	677	677	677	越水	水防対策 工 種土の工 せき板工
23 那賀川	県	大井町	20		20	洗掘	種土の工
24 福井川	市	福井町	600	600		越水	"
25 "	市	"	600		600	堤体漏水	月の輪工
26 "	市	"	100		100 (100)	堤体漏水 基盤漏水	種土の工
27 "	市	"	700		700	洪水痕跡	"
28 "	市	"			4箇所	陸圃	"
29 "	市	"	900	550	300	越水 (50)新堤防	"
30 "	市	"	700		700	洪水痕跡	"
31 椿地川	市	"	212		106 (106)新堤防	堤防高 新堤防	"
32 桑野川	市	桑野町	3箇所			3箇所 陸圃	"
33 "	市	新野町	300	300 (300)		越水 堤体漏水	"
34 "	市	"	4箇所			4箇所 陸圃	"
35 "	市	桑野町	1箇所			1箇所 "	"
36 "	市	"	20 1箇所	20		1箇所 洗掘	-
37 "	市	"	1,400		1,400	基盤漏水	月の輪工

()は重複距離

地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	危険な場合の措置		備考
			避難場所	収容能力 (人)	
長生町	(1,297)	(2,803)	長生 1~5班 (85)	長生公民館 長生小学校	(160) (310)
水井	35	95	加茂谷 8班 13	桑野小学校	252
元西吉	18 25 31	47 43 65	福井分団 1~4班 55	福井町総合センター 福井小学校	163 310
湊 土井ヶ崎	53 10	108 28	福井分団 1~4班 (55) 橋分団2班 16	"	(163) (310)
羽中 長古平	10 23 2 36 0	23 48 2 72 0	福井分団 1~4班 (55)	"	(163) (310)
大宮 宮平	18 17 10 0	37 50 18 0	" (55)	福井中学校	488
大地	37	67	桑野分団 1~5班 95	桑野小学校	252
重友	29	79	新野分団 1~7班 114	新野公民館 新野小学校	108 310
馬場	61	127	" (114)	"	(108) (310)
落台	10	32	桑野分団 1~5班 (95)	桑野小学校	(252)
"	(10)	(32)	" (95)	"	(252)
桑野	773	1,814	" (95)	大井小学校	265

()は重複距離

付表-5 高別重要水防区域等一覧表
 ②南部総合県民局(阿南)管内 4/4

河川 番号	川名 左岸 右岸	区 分	市町村別 場所	重要水防区域			種 別	対 策
				延長 (m)	A (m)	B (m)		
38	樺 川	左右	阿南市樺 町	800	800		洪水痕跡	水防対策 工
39	"	右	"	1箇所		1箇所	陸 間	"
小 計	国士交通省			39,014	7,573	31,205		
	徳島県			6,352	2,270	3,926		
	市 町 村	0	1					

()は重複距離

地区名	係 区 戸 数 (戸)	城 数 (人)	住 民 数 (人)	危 険 な 場 合 に 相 当 す る 人 数 (人)	避 難 場 所 の 措 置		備 考
					避 難 場 所	収容能力 (人)	
黒 加 高	9 27 13	25 54 29	25 54 29	樺分団 1~4班 90	樺小学校	242	
地 蔵 ヶ 谷	5	8	8	" (90)	樺会館	206	
	13,285	30,065	30,065	928		14,967	()は重複人数

付表一5 局別重要水防区域等一覧表
③南部総合県民局(那賀)管内 1/1

河川名 河川番号	左岸 右岸	区 分	市町村別 場所	重要水防区域			種別	対策
				延長 (m)	A (m)	B (m)		
1 那賀川	左右	"	那賀町 仁字	130	130	130	洪水痕跡	擁土のう工
2 那賀川	右	"	和岐字町南 和食郷字南 川、字八幡 原、字北地	2,556	0	2,556	堤防高	"
3 白ヶ谷川	左右	準	小浜	150		150	水衝	擁土のう工 木流し工 ネット張り工
4 坂州木頭川	右	県	名古ノ瀬	400		400	堤防高	擁土のう工
5 藤ヶ内谷川	左右	"	川成	100		100	洪水痕跡	"
6 那賀川	左	"	木頭出原 和無田	500		500	堤防断面	"
7 "	"	"	木頭助字 冬口	100		100	洪水痕跡	"
8 宮ヶ谷川	左右	"	平谷	300		300	堤防高	"
9 海川谷川	"	"	海川	80		80	洪水痕跡	"
10 丈ヶ谷川	"	"	御所谷	180		180	"	"
11 成瀬川	左	"	府殿	200		200	"	"
12 坂州木頭川	"	国	木頭下	200		200	"	"
13 那賀川	右	県	木頭出原 クボラ	350		350	"	"
小計	国土交通省	1		200	0	0	200	
	徳島県	11		4,896	850	4,046	0	
	市町村	1		150	0	150	0	

()は重複距離

地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	危険な場合の措置		備考
				避難場所	収容能力 (人)	
仁字 小仁字 阿井	110	320	驚敷第3,4 分団 34	阿井公民館 小仁字集会所 阿井体育館	100 20 450	
八幡 北南町	260	880	驚敷第2分団 23	中央公民館 デイサービスセンター 地域交流センター	500	那賀川分延長356m
小浜下	7	7	上那賀 第2分団 14	山村開発センター	100	
名古ノ瀬	18	52	木沢第3 分団1班 6	名古ノ瀬公民館	50	
川成	6	11	横谷、岩倉、 川成地区 木沢第3分団 3	最寄民家	30	
出無 和冬	6	6	木頭第2,3分団 24	出原集会所 木頭文化会館	(50) 300	
冬口	3	5	木頭第1分団 8	旧 助小学校講堂	100	
下ノ内 下ノ内向	15	31	上那賀 第5分団 16	那賀町福祉センター	100	
ナツキリ	2	6	上那賀 第8分団 12	上海川消防詰所	10	
半御 所谷	7	18	上那賀 第7分団 17	御所谷集会所	40	
大バ リ	1	2	" (17)	府殿集会所	20	
木頭 下	6	20	木沢 第1分団 16	木沢防災センター	300	
クボ ラ	36	47	木頭 第2分団 (16)	川切集会所 出原集会所	150	
	477	1,405	173			()は重複人数

付表一5 局別重要水防区域等一覧表

④南部総合県民局(美波)管内 1/3

付番	河川名	左岸	右岸	区分	区市町村別	重要水防区			種別	対策	
						延長(m)	A(m)	B(m)			
1	伊座利川	左		県	美波町	伊座利山	1箇所			工作物(総欄)	水防対策工
2	志和岐川	左右		"	"	志和岐字田井ヶ浦字中ノ谷	左岸2箇所 右岸1箇所			"	"
3	日和佐川	右		"	"	奥河内前	300			堤体漏水	シート張り工
4	"	"		"	"	"	3箇所			工作物(総欄)	積土のう工
5	"	左		"	"	奥河内上	1箇所			"	"
6	"	右		"	"	西河内瀬	500	500		越水	"
7	"	左		"	"	西河内木	300	300		"	"
8	"	"		"	"	西河内野	400	400		"	"
9	"	"		"	"	西河内田	1,700	1,700		堤体漏水	"
10	北河内谷川	"		"	"	北河内分	800	800		堤防高	"
11	"	"		"	"	"	1,100	1,100		"	"
12	西谷川	右		"	"	"	400	400		洪水痕跡	"
13	奥湯川	左右		"	"	奥河内字弁財天～谷字柳ヶ	800	800		堤防高	"
14	牟岐川	"		"	牟岐町	中村字清水(川長字山戸～川長字柳)	2,000	2,000	2,000	"	"
15	"	左		"	"	河内	250	250		"	堆積物除去作業
16	橋川	右		"	"	"	550	550		"	"

()は重複距離

地区名	戸数	住民数	担当水防団及び人数	危険な場合の措置		備考
				避難場所	収容能力(人)	
伊座利	34	83	由岐第8分団19	にぎわいの館伊座利校	30 150	
志和岐	90	162	由岐第1分団14	志和岐公民館	200	
桜町	251	540	日和佐第4分団19	日和佐公民館 美波町役場	540 900	
"	(251)	(540)	"(19)	"	(540) (900)	
西天神	117	220	日和佐第1分団20	日和佐隣保館 美波町役場	60 (900)	
西河内中字	2	4	日和佐第7分団17	ヒワサ荘 2階以上	90	
西河内字馬	6	12	"(17)	"	(90)	
西河内字原ヶ野	9	23	"(17)	"	(90)	
西河内字永田	3	10	"(17)	"	(90)	
北河内字北	0	0	第6分団15	深瀬集会所	20	
"	4	11	"(15)	"	(20)	
"	8	17	"(15)	"	(20)	
奥河内字奥湯	14	28	日和佐第4分団(19)	日和佐公民館	(540)	
清川	158	317	第5,6分団24 23	皆の谷団地駐車場 三崎神社 山戸地区高台1	751	
平野	48	95	第3分団32	平野コミュニケーションセンター	30	
"	(48)	(95)	第3分団(32)	第3分団	(30)	

()は重複人数

付表一5 局別重要水防区域等一覽表

④南部総合県民局(美波)管内 2 / 3

付番	河川名	左岸	右岸	区分	区市町村別	場所	重要水防区			種別	対策
							延長(m)	A(m)	B(m)		
17	瀬戸川	左			県	牟岐町大字	浦岐浜	1箇所		樋門	堆積物除去作業
18	善蔵川				"	海陽町大字	浜崎	1箇所		"	積土のう工
19	海部川	右			"	相中	川野	250		洪水痕跡	"
20	"				"	小川ケ	尻	550	550	越水	"
21	"				"	小瀬	瀬	350	350	"	"
22	相川				"	相瀬	瀬	150	150	洪水痕跡	"
23	"				"	相日	浦	800	750 50	堤防高 法崩れ	"
24	"	左			"	相柱	野	1,100	1,100	堤防高	"
25	"				"	相室	津	550	550	"	"
26	"				"	相大	又	200	200	"	"
27	善蔵川	左右			"	大里字 尾ノ鼻 字竹ノ鼻	尾ノ鼻	300	300	洪水痕跡	"
28	海部川	右			"	瀬浦字山下 奥浦宮 字藤ノ宮	浦宮	750	750	堤体漏水	シート張り工
29	"				"	吉田川	原	1箇所		樋門	積土のう工
30	"	左			"	大手ノ元	井	250	250	堤体漏水	シート張り工
31	"				"	大井師前	口	350	350	"	"
32	宋喰川				"	宋喰浦	喰	1箇所		樋門	積土のう工

()は重複距離

地区名	戸数(戸)	住民数(人)	担当水防団及び人数(人)	危険な場所	措置		備考
					収容能力(人)	避難場所	
西の西	62	113	第2分団 25	大谷避難広場		633	
浜崎	5	8	川東第1分団 19	浜崎地区集会所兼避難所		23	
中野	22	42	川上第3分団 26	相川健康管理センター		65	
三ヶ尻	1	3	川上第1分団 14	旧川上小学校		160	
檜ノ瀬	9	21	川上第4分団 21	"		(160)	
惣ヶ瀬	0	0	川上第3分団 (26)	相川健康管理センター		(65)	
日浦	4	7	" (26)	"		(65)	
柱野	9	21	" (26)	"		(65)	
室津	10	20	" (26)	"		(65)	
大又	4	5	" (26)	"		(65)	
尾ノ鼻 竹ノ鼻	87	170	川東第2分団 25	海陽町役場海南庁舎 2階		300	大里字松ノ本、尾ノ鼻 片山、 多良字片山、高橋
瀬浦 奥浦	502	969	海部第1,2分団 43	海部小学校2階以上 海陽町役場海部庁舎 (海部公民館2階以上)		170 170	
吉田	25	42	海部第3分団 11	"		(170) (170)	
大井	41	72	" (11)	"		(170) (170)	
姫能山	8	14	" (11)	"		(170) (170)	
宋喰 字	62	179	宋喰第1,4分団 56	宋喰中学校3階以上 海陽町役場宋喰庁舎3階		220 280	()は重複人数

付表一5 局別重要水防区域等一覽表

④南部総合県民局(美波)管内 3/3

付 番 号	河 川 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別 場	重 要 水 防 区 域			種 別 工 作 物 (総計)	対 策 水 防 工 程
					延 長 (m)	A (m)	B (m)		
33	宋 喰 川	左	"	海陽町 日比原	7箇所		緋門	工作物(総計)	土工のう工
34	"	"	"	"	200			洪水痕跡	"
35	"	"	"	宋喰 字正 字久 字中	800			堤体漏水	"
36	"	右	"	宋喰 字正	80			基礎漏水	"
37	広 岡 川	左	"	尾崎 字 尾崎 芥附 安井	500	500		堤防高	"
38	"	左右	"	芥附 字 芥附 (字安井)	450	450		"	"
39	"	右	"	広岡 字 岡 字 岡	300	300		"	"
40	野 根 川	左	"	船津 字 船津 前 (船津橋)	50	50		工作物	流下物 除去作業
小	国土交通省		0		0	0	0		
	徳島県		40		17,080	9,100	7,980		
計	市町村		0	3	0	0	0		

関 係 地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担 当 水 防 団 員 数 (人)	危 険 な 場 所	措 置		備 考
					避 難 場 所	収 容 能 力 (人)	
大 野	22	49	宋喰第3分団 27	宋喰中学校3階以上 海陽町役場宋喰庁舎3階	(220) (280)		
尾 崎	9	17	" (27)	"	(220) (280)		
字 正 中 角	15	36	宋喰第2分団 27	"	(220) (280)		
字 正 梶	22	56	宋喰第4分団 (24)	"	(220) (280)		
尾 崎	(9)	(17)	宋喰第3分団 (27)	"	(220) (280)		
芥 附	8	15	宋喰第5分団 24	"	(220) (280)		
広 岡 芥 附	22	47	" (24)	広岡集会所	20		
船 津	4	6	" (24)	宋喰中学校3階以上 海陽町役場宋喰庁舎3階	(220) (280)		
	1,697	3,434	501			4,812	

付表-5 局別重要水防区域等一覧表

⑤東部県土整備局(吉野川)管内 1/7

河川番号	河川名	左岸	右岸	区	市町村別	場	所	延長 (m)	重要水防区		種別	対策
									A (m)	B (m)		
1	吉野川	右	右	吉野川市	吉野川市	知恵島		1,542	542 (542)	1,000	水衝・洗掘 堤体漏水 基礎漏水	格でブロック工 月の輪工 五徳織い工 土のう羽口工 シート張り工
2	"	"	"	"	"	川島橋	川島橋	1,682 1箇所	419	1,263	基礎漏水 旧川跡 工作物(橋梁)	月の輪工 現状監視
3	"	"	"	"	"	鍛冶屋敷 軒屋須		620	174	446	基礎漏水	月の輪工
4	"	"	"	"	"	三ツ島		3,590 1箇所	294 (633) (1,000)	(294)	基礎漏水 堤体漏水 水衝・洗掘 工作物(橋梁)	- - 格でブロック工 -
5	"	"	"	"	"	瀬詰		2,740		2,740	基礎漏水	月の輪工
6	"	"	"	"	"	川田		3,352		3,352 (3,352) (1,200)	基礎漏水 堤体漏水 水衝・洗掘	月の輪工 五徳織い工 土のう羽口工 格でブロック工
7	"	左	左	阿波市	阿波市	大野島		4,895 1箇所		3,895 (1,199)	堤体漏水 基礎漏水 工作物(橋梁) 水衝・洗掘	月の輪工 五徳織い工 土のう羽口工 格でブロック工 -
8	"	"	"	"	"	郷社吉人幡渡		2,156 1箇所 1箇所		2,156 千田橋 香美橋	堤体漏水 工作物(橋梁) -	-
9	"	"	"	"	"	伊勝西前		2,878		270 (270)	水衝 洗掘 新堤防 工作物	シート張り工 木流し工 -
10	"	"	"	"	"	川久保		1,245		378 (1,033) (1,411)	堤体漏水 基礎漏水 水衝・洗掘	月の輪工 五徳織い工 土のう羽口工 格でブロック工

()は重複距離

地区名	係戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	危険な場合の措置		備考
				避難場所	収容能力 (人)	
北須賀	305	1,056	鴨島方面 第12,13分団 27	知恵島小学校 知恵島小学校体育館	110 60	
城	78	235	川島方面 第2分団 16	川島公民館	121	
鍛冶屋敷	129	382	川島方面 第4,5分団 30	川島体育館	224	
伊加々志 長塚 見島 むつみ 北久保	424	1,221	川島方面 第5,8,10分団 44 (16)	交流センター	141	
湯立北 外7自治会	568	2,042	山川方面 第1,2,3分団 70	山川中学校 山川中学校体育館 山瀬小学校 山瀬小学校体育館 瀬詰教育集会所 山川体育館	413 232 298 95 19 168	
北村	114	435	山川方面 第7分団 26	山川中学校 山川中学校体育館 旧川田西小学校 旧川田西小学校体育館 高越小学校	(413) (232) 205 106 200	
伊郷江ノ	153	612	市場方面 第1,2,3分団 57	市場小学校(体育館) 八幡小学校(体育館) 八幡公民館	300 250 100	
郷住善八西	21 53 91 92 21 123	38 124 192 195 55 243	市場方面 第3分団 (19)	市場小学校(体育館) 市場コミュニティセンター 市場武道館 市場中学校(体育館)	(300) 100 350 500	
伊勝西元	37 30 173	112 90 613	阿波方面 第1,2分団 33 阿波方面 第5分団 15	久勝小学校(体育館) 阿波久勝公民館 阿波体育館 阿波藤井醫院改善センター	250 200 500 250	
南川久保	107	356	阿波方面 第6分団 21	阿波体育館 阿波藤井醫院改善センター	(500) (250)	

()は重複人数

付表-5 局別重要水防区域等一覧表

⑤東部県土整備局(吉野川)管内 2/7

河川番号	河川名	左岸	右岸	区	市町村別	場	延長(m)	重要水防区			種別	対策
								A(m)	B(m)	要(m)		
11	吉野川	左		国	阿波市	西林	944	944	944	堤体漏水 基盤漏水	月の輪工 五徳織い工 土のう張り工	
12	"	"		"	"	西乙岩津	620	620	620	堤体漏水 洗掘	月の輪工 五徳織い工 土のう張り工 シート張り工	
13	"	右		"	石井町	筥藍	1,960	557	167 (557)	堤体漏水 基盤漏水 洗掘 水衝・洗掘 工作物(堰)	月の輪工 シート張り工 格でブロック工	
14	"	左		"	上板町	第十新田 藤塚 佐六	2,658	273 857 (831)	558	堤体漏水 基盤漏水 洗掘 旧川跡 水衝・洗掘 工作物(堰)	月の輪工 シート張り工 木流し工 現状監視 格でブロック工	
15	"	"		"	"	高瀬	1箇所	高瀬橋		工作物(橋梁)	-	
16	"	"		"	"	瀬部	600	600	600	水衝・洗掘	格でブロック工	
17	旧吉野川	右		"	"	第十新田	200	200	200	越水	積土のう工	
18	飯尾川	左右		県	吉野川市	石井町界 鳥取 鳥取	12,520	8,360 (2,840)	4,160 (300)	洪水痕跡 堤防高	積土のう工 むしろ張工 木流し工	
19	三谷川	"		"	"	藤尾川 合流点まで	250	250		堤防高	積土のう工	
20	寺谷川	"		"	"	山路	960	480	480	"	"	
21	立石谷川	左		"	"	上浦	300	300	300	"	"	

()は重複距離

地区名	係区戸数	住民数	担当水防団 及び人数	危険な場所	措置	備考
枯外	337	1,267	阿波方面 第7分団 15	阿波藤井環境改善センター	(250)	
岩津	141 (337)	423 (1,267)	" (15)	"	(250)	
第十新田 藤塚 佐六	733	2,437	藍畑分団 68	藍畑小学校 高川原小学校 藍畑分館	320 390 70	
第十新田 藤塚 佐六	434	1,002	第6分団 16	神宅小学校 上板中学校 松島小学校	190 340 210	
高瀬	547	1,342	第3,6分団 36 (16)	"	(190) (340) (210)	
瀬部	365	917	第3分団 20	"	(190) (340) (210)	
第十新田	50	113	第6分団 (16)	高志小学校	180	
上浦・牛島 山路・中島 飯尾・敷地	430	1,210	鴨島方面 第1,3,4 5,6,7,8 9,10分団 153	上浦公民館 上浦小学校 上浦小学校 牛島小学校 牛島小学校 森山小学校 森山小学校 飯尾敷地小学校 飯尾敷地小学校	55 108 60 184 125 157 126 222 145	
森	50	200	鴨島方面 第7分団 (13)	森山小学校 森山小学校 森山公民館	(157) (126) 52	
山路	40	150	鴨島方面 第5分団 (12)	森山小学校 森山小学校 岡野コミュニティセンター	(157) (126) 19	
辻丸	50	200	鴨島方面 第4分団 (15)	上浦小学校 上浦小学校 上浦公民館	(108) (60) (65)	

()は重複人数

付表-5 局別重要水防区域等一覧表

⑤東部県土整備局(吉野川)管内 3/7

河川番号	河川名	左右岸	区分	区市町村別	場所	重要水防区			種別	対策
						延長(m)	A(m)	B(m)		
22	江川	右	"	吉野川市	鴨島新橋から吉野高校裏まで	1,000	1,000		堤防高	種士のう工
23	"	"	"	"	石井町界江川北橋	400(400)	400(400)		堤防高 洪水痕跡	"
24	寺谷川	左	"	"	飯尾川合流点合流点	480			堤防高	"
25	藤井川	左右	"	"	飯尾川合流点合流点	1,000	1,000		"	"
26	桑村川	"	"	"	吉野川合流点合流点	5,300	5,300(1,650)	5,300	堤防高 洪水痕跡	"
27	"	"	"	"	近久戸～井	1,796		1,796	堤防高	"
28	学島川	"	"	"	吉野川合流点合流点	7,300	7,300(2,000)	6,000 1,300	堤防高 洪水痕跡	"
29	ほたる川	"	"	"	"	5,600	3,400	2,200	洪水痕跡	"
30	源光寺谷川	"	"	"	桑湯浅フサ子西宅	100		100	堤防高	"
31	岩谷川	"	"	"	吉野川合流点上	5,000	5,000		洪水痕跡	"
32	"	"	"	"	JR橋から川田川合流点	(1,265)		(1,265)	法すべり	種士のう工 木流し工
33	大藤谷川	"	"	"	岩屋谷川合流点合流点	3,200	3,200		洪水痕跡	"
34	船戸谷川	"	"	"	大藤谷川合流点上	1,400		1,400	"	"

()は重複距離

地区名	係区数	戸数	住民数	担当水防団及び人数	危険な場合の措置		備考
					避難場所	収容能力(人)	
新開地	400	1,200	鴨島方面第1分団(30)	鴨島小学校 鴨島第一中学校 鴨島第一中学校体育館 鴨島公民館 鴨島老人福祉センター 市民プラザ	363 143 355 143 121 52 750		
牛島	3	10	鴨島方面第3分団(34)	牛島小学校 牛島小学校体育館	(184) (125)		
山路	40	120	鴨島方面第5分団(12)	森山小学校 森山小学校体育館	(157) (126)		
飯尾	70	200	鴨島方面第8分団(14)	飯尾敷地小学校 飯尾敷地小学校体育館	(222) (145)		
宮桑	84	252	川島方面第4.5分団(30)	川島公民館 川島体育館	(121) (224)		
近久戸	76	189	川島方面第6分団(13)	こだま会館	66		
三島	55	165	川島方面第8.10分団(28)	軍原島老人憩いの家 川島老人福祉センター	32 55		
諏訪宮	141	436	山川方面第1.2.8分団(73) 山瀬小学校(50)	西久保地区コミュニティセンター 山瀬小学校 山瀬小学校体育館	15 298 95		
南寺江	71	176	川島方面第3分団(18)	川島公民館	(121)		
北村	164	682	山川方面第6.7分団(51) 高越小学校(26)	中部農業構造改善センター 高越小学校	28 (200)		
北外	306	1,104	"(51)	"	(28) (200)		
瀬貞	68	210	山川方面第7分団(26)	舟戸農業改善センター 旧川田西小学校 旧川田西小学校体育館	15 (205) (106)		
舟戸	14	45	"(26)	"	(15) (205) (106)		

()は重複人数

付表-5 局別重要水防区域等一覧表
⑤東部県土整備局(吉野川)管内 4/7

図 番 号	河 川 名 別	左 岸	右 岸	区 分	市町村別 場	重 要 水 防 区 域			種 別	対 策
						延 長 (m)	A (m)	B (m)		
35	中 川	左	右		吉野川市 岩屋谷川合流点 上	2,200	2,200		洪水痕跡	水防対策 工
36	風呂の谷川	"	"	"	"	2,000		2,000	"	"
37	川 田 川	右	右	"	"	237		237	堤体漏水	種土のう工 せき板工 ネット張り工
38	"	左	左	"	"	320	320		基盤漏水	漏水対策工
39	ほたる川	左	右	"	"	1,910	1,910		洗 掘	種土のう工 木流し工
40	学 島 川	"	"	"	"	2,100	2,100		堤防高	種土のう工 木流し工 ネット張り工
41	願成寺谷川	"	"	"	阿波市東 前	150		150	洗 掘	むしろ張り工
42	市場谷川	"	"	"	香 美	1,000		1,000	堤防高	種土のう工
43	"	"	"	"	吉野川合 流点 鳴灘	200		200 (1,000)	洪水痕跡	"
44	柿ノ木谷川	"	"	"	大 野 島	1,000		1,000	堤防高	"
45	"	"	"	"	吉野川合 流点 鷺谷川 合流点	1,120		1,120	洪水痕跡	"
46	宮ノ内谷川	"	"	"	水 田	300		300	堤防高	"

()は重複距離

地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	存 続 な 場 合 の 措 置		備 考
				避 難 場 所	収容能力 (人)	
町	12	38	山川方面 第6分団 (25)	高越小学校 中部農業構造改善センター	(200) (28)	
"	(4)	(15)	" (25)	"	(200) (28)	
東 下 外 6 自治会	409	1,445	山川方面 第3,4,6分団 64 (41)	山川地域総合センター 吉野川市77分団センター	264 49	
瀬 津 外 15 自治会	703	1,648	山川方面 第5,6,7分団 71 (50)	旧川田小学校 旧川田小学校体育館	(205) (264) (49) (190) (90)	
季 邦 外 4 自治会	100	300	山川方面 第1,2,3分団 (70)	山川地域総合センター 吉野川市77分団センター 山川体育館	(264) (49) (168)	
西 久 保 外 11 自治会	539	2,015	山川方面 第1分団 (20)	山瀬小学校 山瀬小学校体育館 西久保地区コミュニティセンター	(298) (95) (15)	
東 原	25	93	阿波方面 第4分団 15 第5分団 (15)	伊沢小学校(体育館) 阿波伊沢公民館	(250) (200)	
香 美	115	400	市場方面 第3分団 (19)	市場小学校	(300)	
"	84	275	" (19)	"	(300)	
大野島一松 大野島二	30	100	市場方面 第1分団 (23)	八幡公民館 八幡小学校(体育館)	(100) (250)	
大 野 島	224	680	" (23)	"	(250) (100)	
八 幡 月	60	200	" (23)	"	(250) (100)	

()は重複人数

付表一5 局別重要水防区域等一覧表

⑤東部県土整備局(吉野川)管内 5/7

図番	河川名称	左岸	右岸	区別	市町村別	場所	重要水防区域			種別	対策
							延長(m)	A(m)	B(m)		
47	鶯谷川	左右	左右	阿波市	山野上	730	730	730	洗掘	水防対策工	
48	"	"	"	"	"	柿ノ木谷川合流点～天野島・江ノ島	3,200	3,200	洪水痕跡	積土のう工	
49	九頭字谷川	"	"	"	"	伊月	300	300	法すべり	シート張り工	
50	熊谷川	"	"	"	"	鳴門池田線下	730	730	堤防高	積土のう工	
51	"	"	"	"	"	土成	2,000	2,000	"	積土のう工 シート張り工 木流し工	
52	"	右	右	"	"	吉野川合流点～柿原シノ原	600	600	洪水痕跡	積土のう工	
53	蛇池川	左右	左右	"	"	吉野川上流点～上上	2,000	2,000	堤防高	"	
54	九頭字谷川	"	"	"	"	土成当	3,000	3,000	"	積土のう工 シート張り工 木流し工	
55	指谷川	"	"	"	"	水秋月	100	100	"	"	
56	"	右	右	"	"	吉野川合流点～間谷川合流点	750	750	洪水痕跡	積土のう工	
57	五明谷川	"	"	"	"	吉野川合流点～第二中坪橋～中原橋～五明谷橋	450	330 120			
58	飯尾川	左右	左右	"	石井町	徳島市界川野	18,800	10,800 (1,350)	堤防高 洪水痕跡	積土のう工	

()は重複距離

地区名	戸数(戸)	住民数(人)	程当水防団及び人数(人)	危険な場合の措置		備考
				避難場所	収容能力(人)	
山野上二 山野上三	15	40	市場方面 第2分団 (15)	市場小学校(体育館)	(300)	
大野島	120	380	市場方面 第1分団 (23)	八幡小学校(体育館) 八幡公民館	(250) (100)	
伊月四 伊月五	30	200	" (23)	"	(250) (100)	
西二条昭和 南北二条	277	895	吉野方面 第6,7分団 30	阿波高等学校(体育館) 柿原小学校(体育館)	550 200	
土成	(60)	(350)	土成方面 第5,6分団 30	土成中学校(体育館)	500	
シノ原南 二条 一丁目	97	256	吉野方面 第6,7分団 (30)	柿原小学校(体育館)	(200)	
亀折	12	37	吉野方面 第3分団 15	吉野中学校(体育館)	550	
土成当	150	800	土成方面 第5,6,7分団 48 (30)	土成小学校(体育館)	350	
水秋月	50	250	土成方面 第8分団 15	"	(350)	
秀六池	31	91	市場方面 第1分団 (23) 土成方面 第5分団 (16)	八幡小学校(体育館)	(250)	
五王子	91	333	阿波方面 第6分団 (21)	阿波農村環境改善センター	(250)	
石井・赤ノ内 重松・下浦 上浦・諏訪 国美・大万 天神・南島 高天	5,794 (3,906)	17,020 (11,273)	石井分団 88 高川原分団 68 浦庄分団 68	石井小学校 石井中学校 浦庄小学校 高浦中学校 石井町中央公民館 石井分館 石井町神尾防災交流センター 浦庄分館 名西高校 フシクラ、石井	490 960 290 740 290 70 50 60 400 1,000	

()は重複人数

付表-5 局別重要水防区域等一覧表

⑤東部県土整備局(吉野川)管内 6/7

件 図 番 号	河 川 名 別	左 右 岸	区 分	市 町 村 別	場 所	重 要 水 防 区 域			種 別	対 策
						延 長 (m)	A (m)	B (m)		
59	内川	左右	"	石井町	飯尾川合流点 上流端	10,800	1,700	9,100	堤防高	積土のう工
60	神宮入江川	"	"	"	吉野川合流点 上流端	10,800		10,800	"	"
61	立石谷川	右	"	"	浦	1,000	350	650	"	"
62	"	左右	"	"	飯尾川合流点 浦庄字下浦	1,700		1,700	洪水痕跡	"
63	宮内谷川	"	"	上板町	上板橋上流 100mから 上流七条橋ま で	800	200	600	堤体漏水 水衝	月の輪工 積土のう工 シート張り工 木流し工
64	"	左	"	"	上板町界 から松島橋 まで	300	300		堤体漏水	釜段工
65	湯吸谷川	左右	準	吉野川市	川島町界か ら麻名用水 合流点まで	500		500	堤防高	積土のう工
66	鶯ヶ巣谷川	"	"	"	桑野村内 池沼宅西	30		30	"	"
67	吉本東谷川	"	"	"	本野 義光宅西	100		100	"	"
68	湯吸谷川	"	"	"	山田阿部 宅下	400		400	"	"
69	祇園谷川	"	"	"	祇園	500	150	350	洗掘	積土のう工 木流し工
70	旗見谷川	"	"	"	旗見から川 田川合流点 まで	1,150	450	700	法すべり	積土のう工 木流し工 シート張り工
71	八幡谷川	"	"	"	宮谷から風 呂ノ谷川の 合流点まで	1,000	800	200	"	"

()は重複距離

地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	程 当 水 防 団 及 び 人 数 (人)	存 続 な 場 合 の 措 置		備 考
				避 難 場 所	取 容 能 力 (人)	
城ノ白	1,743 (1,109)	5,142 (3,244)	石井分団 (88) 高川原分団 (68) 浦庄分団 (68)	石井小学校 徳島県立農林水産 総合技術支援センター 浦庄小学校 浦庄分館 高川原小学校 高川原分館 社会福祉法人有誠福祉会	(490) 370 (290) (60) (390) 70 100	
中平高	761	2,472	高原分団 48 藍畑分団 (68)	高原小学校 藍畑小学校 藍畑分館	(360) (320) (70)	
上	(50)	(200)	浦庄分団 (68)	浦庄小学校	(290)	
"	(250)	(681)	浦庄分団 (68)	浦庄小学校 浦庄分館	(290) (60)	
七西	370	924	第1,3,5 分団 59 (19)	松島小学校 上板中学校 神宅小学校	210 340 190	
門	18	31	第4分団 20	松島小学校	(210)	
新	50	150	鴨島方面 第11分団 30	西麻植小学校 西麻植小学校体育館	159 137	
鶯ヶ巣	17	39	川島方面 第6分団 (13)	こだま会館	(66)	
吉本	81	247	川島方面 第7分団 (13)	学島小学校 学島小学校体育館	170 104	
山田北部	25	80	川島方面 第1分団 (14)	川島公民館山田西分館	14	
祇園	27	106	山川方面 第2分団 (29)	八坂会館	42	
旗見川	67	233	山川方面 第4分団 (23)	旧川田小学校 旧川田小学校体育館	190 90	
西南	146	520	山川方面 第6分団 (25)	高越小学校	(200)	

()は重複人数

付表-5 局別重要水防区域等一覧表

⑤東部県土整備局（吉野川）管内 7/7

河川名称 河川名称 河川名称	左岸 右岸	区別	市町村別 場	延長 (m)	重要水防区域			種別	対策
					A (m)	B (m)	要 (m)		
72 翁喜台谷川	左右	準	吉野川市川 季	300		300		法すべり	水防対策 工
73 王子谷川	"	普	王 子	40	40			"	種土のう工 木流し工 ネット張り工
小計	国士交通省 徳島県	17 47	4	31,682	8,819	21,414	1,449		
				117,203	50,100	67,103	0		
				4,020	1,440	2,580	0		

()は重複距離

地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	危険な場合の措置		備考
				避難場所	取容能力 (人)	
翁喜台 外2自治会	156	539	山川方面 第4,8分団 (44)	吉野川市立アミゴセンター 山川地域総合センター	(49) (264)	
王子	38	126	川島方面 第9分団 (15)	学島小学校 学島小学校体育館	(170) (104)	
	19,655	60,156	1,223		19,675	()は重複人数

付表-5 局別重要水防区域等一覧表
 ⑥西部総合県民局(美馬)管内 2/4

河川名 番 号	左 岸	右 岸	区 分	市町村別 場	所	重 要 水 防 区 域			種 別	対 策
						延 長 (m)	A (m)	B (m)		
14	吉野川	右	国	つるぎ町	半田	1,083	1,083		溢水	水防工事 積土のう工
15	"	"	"	"	貞光	1箇所		美馬中央橋	工作物(橋梁)	-
16	井口谷川	"	県	美馬市	別所	150	150		洗掘	木流し工
17	大谷川	"	"	"	西大谷	100	100		"	木流し工 積土のう工
18	東俣川	"	"	"	古屋敷	100	100		水衝	木流し工
19	曾江谷川	左	"	"	宮井	100	100		洗掘	木流し工 積土のう工
20	吉田谷川	左右	"	"	小長谷	500		500 (500)	堤防高 洗掘	積土のう工 木流し工
21	嫁坂谷川	"	"	"	沼田	543		543 (543)	"	"
22	高瀬谷川	"	"	"	西村	1,400		1,400 (1,400)	堤防高	積土のう工
23	一の谷川	左	"	"	小島	150		150	堤防断面	月の輪工
24	"	右	"	"	"	150		150	"	"
25	三谷川	左	"	"	三谷	300		300	洪水痕跡 工作物	積土のう工
26	"	右	"	"	"	300		300	"	"
27	穴吹川	左	"	"	土場	500		500	堤防高	"
28	"	"	"	"	初草	300		300	水衝 洗掘	"
29	"	"	"	"	宮内	500		500	"	築き直し工

()は重複距離

地区名	係 戸 数 (戸)	区 数 (区)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	存 在 場 合 の 措 置		備 考
					避難場所	取容能力 (人)	
松生	71		140	第7分団 (15)	うらら荘	91	
小山北	0		0	第17分団 (15)	太田中央集会所	14	工業団地
別所浜西	82		179	脇町方面隊 第9分団 27	岩倉小学校 岩倉中学校	117 (134)	
西大谷口 西大谷奥	40		71	脇町方面隊 第7分団 30	大谷せせらぎの里	72	
古屋敷	27		77	脇町方面隊 第4分団 27	東俣ふれあいの里	67	
宮井	33		73	脇町方面隊 第3分団 49	江原北小学校	81	
東宗重南 東宗重中島	79		129	第1分団 20	郡里地域活動センター 寺町防災交流センター	140 48	
西荒川 沼田	182		470	第4分団 (15)	重清東地域活動センター	(222)	
西宮村北	155		336	第5分団 (23)	第2老人ルーム 重清西地域活動センター	20 (225)	
東分	(48)		(120)	穴吹方面隊 第1分団 (35)	三島小学校 三島中学校	(126) (85)	
"	(48)		(120)	"	"	(126) (85)	
谷西 谷東	58		133	"	"	(126) (85)	
"	(58)		(133)	"	"	(126) (85)	
土手井	60		151	穴吹方面隊 第2分団 (47)	穴吹小学校 穴吹中学校	(91) (139)	
初草	40		77	穴吹方面隊 第3分団 34	初草ふれあい館	106	
調子野	31		86	穴吹方面隊 第4分団 49	宮内交流の里	106	

()は重複人数

付表一5 局別重要水防区域等一覧表
 ⑥西部総合県民局(美馬)管内 3/4

河川番号	河川名	左岸	右岸	区分	市町村別	重要水防区			種別	対策
						延長(m)	A(m)	B(m)		
30	穴吹川	右		県	美馬市	野	200	200	洪水痕跡	積土のう工
31	内田谷川	左		"	"	古宮	1,000	900	水洗	木流し工
32	"	右		"	"	"	1,000	900	"	"
33	穴吹川	左右		"	"	川上	1,000	1,000	"	"
34	"	"		"	"	谷口	800(800)		堤防高掘洗	積土のう工 積土のう工
35	"	"		"	"	檜原谷	400	400	洗掘	積土のう工
36	半田川	"		"	"	つるぎ町東久保	200	200	堤防高	積土のう工
37	井川谷川	"		"	"	薩名	100	100	洗掘	木流し工
38	貞光川	左		"	"	長橋付近	350	350	洪水痕跡	積土のう工 木流し工
39	"	"		"	"	木綿麻橋下	200	200	洗掘	木流し工
40	"	右		"	"	"	1,000	1,000	洪水痕跡	積土のう工
41	"	"		"	"	宅熊橋下	250	250	洗掘	木流し工
42	"	"		"	"	吉良橋付近	300	300	洪水痕跡	積土のう工
43	"	"		"	"	宮平橋付近	300	300	"	"
44	"	"		"	"	切越	200	200	洗掘	木流し工

()は重複距離

地区名	係戸数(戸)	地区数	住民数(人)	担当水防団及びびん数(人)	危険な場合の措置		備考
					避難場所	取容能力(人)	
知野	35	88	六吹方面隊 第4分団 (49)		宮内交流の里	(106)	
内小	10	12	穴吹方面隊 第5分団 33		古宮生活改善センター	32	
"	(10)	(12)	" (33)		"	(32)	
谷口カケ	6	10	木屋平方面隊 第1分団 33 木屋平方面隊 特設分団 19		谷口公民館	71	
谷口東	16	23	" (33) " (19)		"	(71)	
檜原谷	5	7	木屋平方面隊 第2分団 21 木屋平方面隊 特設分団 (19)		三ツ木集会所	41	
東久保	17	28	第8分団 23		東久保老人憩いの家	30	
薩名	3	10	第9分団 10		日浦小学校	117	
東浦	5	20	第15分団 24		農業構造改善センター	119	
別所	3	9	" (24)		木綿麻会館	11	
岡、岡北内宮内北	50	190	第16分団 15		山東集会所 農業構造改善センター	133	
井折	4	14	第18分団 15		皆瀬小学校体育館	102	
広瀬	8	18	第20分団 19		端山住民センター 広瀬集会所	63	
長瀬	9	23	第20分団 (19)		長瀬集会所 剣山木綿麻温泉	29	
切越	45	71	第21分団 23		一宇中学校体育館 つるぎの宿岩戸	188	

()は重複人数

付表一5 局別重要水防区域等一覧表
 ⑥西部総合県民局(美馬)管内 4/4

付図番 河海 川名 左岸 右岸 名別	区 分	市町村別 場	重要水防区			種 別	対 策
			延長 (m)	A (m)	B (m)		
45	日野谷川 左右	美馬市	100	40	60	洗掘	水防対策 工事 木流し工
46	梶山谷川 左	"	1,000	200	800	漏水	"
47	" 右	"	1,000	200	800	"	"
48	太合谷川 左	"	1,000	1,000		"	"
49	内川地谷川 左右	"	200	200		洗掘	土のう工
50	川井谷川 "	"	1,000	1,000		"	"
51	瀬開谷川 右	つるぎ町	700		700	"	"
52	山彦谷川 左右	普美馬市	40		40	堤防断面	"
53	塩水谷川 "	"	100	100		"	"
54	広棚谷川 左	"	100	100		洗掘	木流し工 土のう工
小計	国土交通省	15	15,458	5,040	10,192	226	
	徳島県	29	12,393	4,643	7,750	0	
計	市町村	10	5,240	2,840	2,400	0	

()は重複距離

地区名	係 戸 数 (戸)	区 数 (人)	城 住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	存 在 な 場 合 の 措 置		備 考
					避難場所	取容能力 (人)	
山 路	(131)	(288)	脇町方面隊 第5分団 (24)	脇町小学校 脇町中学校	(176) (228)		
梶 山	17	37	穴吹方面隊 第4分団 (49)	管内交流の里	(106)		
"	(17)	(37)	" (49)	"	(106)		
寺 瀧 谷 内 宮 中	22	31	木屋平方面隊 第1分団 (33) 木屋平方面隊 特設分団 (19)	谷口公民館	(71)		
内 川 地 久 保	9	22	" (33) " (19)	木屋平複合施設等	102		
川 井 奥	16	27	木屋平方面隊 第2分団 (21) 木屋平方面隊 特設分団 (19)	"	(102)		
川 又	11	16	第24分団 9	錦谷小学校	108		
貞 安	56	128	脇町方面隊 第2分団 42	江原南小学校 江原中学校	(306) (155)		
藤 川	10	30	脇町方面隊 第3分団 (49)	江原北小学校	(81)		
谷 口	(10)	(30)	"	"	(81)		
	4,096	9,087	778		4,743		()は重複人数

付表-5 局別重要水防区域等一覧表
①西部総合県民局(三好)管内 1/2

付 図 番 号	河 川 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別 場	重 要 水 防 区 域			種 別	対 策
					延 長 (m)	A (m)	B (m)		
1	吉野川	左	"	三好市中	1箇所 1,817	1,817	四国中央橋	工作物(橋梁) 溢水	水防対策 工
2	"	右	"	辻	1,386	1,386		溢水	-
3	"	"	"	西井川	192	192		"	-
4	"	"	"	ヤマダ	191	191		"	-
5	"	左	"	東みよし町足代	1,147	1,147		"	-
6	"	"	"	昼間	1,745	1,745		"	-
7	"	右	"	毛田	706	706		"	-
8	"	"	"	稲持	3,767 2箇所 3,287 高島橋	480 三三大橋		越水 溢水 工作物(橋梁)	積土のう工 工
9	"	"	"	中庄	1箇所		角の浦大橋	工作物(橋梁)	-
10	鮎苦谷川	左	県	三好市下ノ段	200	200		洗掘	積土のう工 積土のう工
11	弥十柳川	"	"	島堤南南親柳	1,500	700	800	堤防高	積土のう工
12	"	右	"	西川南南東東2南	1,400	600	800	"	"
13	井ノ内谷川	"	"	井内東	100	100	100	洗掘	"

()は重複距離

関 連 地 区 名	係 区 数 (戸)	城 住 民 数 (人)	危 険 な 場 合 の 措 置		備 考
			担 当 水 防 団 及 び 人 数 (人)	取 除 能 力 (人)	
中津	79	169	池田第3分団 33	210	審藏小学校 体育館
旭浜新中本西中女	391	841	井川第1,2,3分団 76	500	池田高校辻校体育館 井川中学校体育館
森	60	154	井川第4分団 34	50	西井川体育所
島東島供養地	253	514	池田第1分団 43	720	三好市役所 公民館供養地分館 三好市池田総合体育館
伊月・東原宮	157	363	第12,13分団 60	613	足代小学校 足代公民館
中屋・荒天神・京伝宮内・重田光下・光西	212	530	第14,15分団 70	1,531	東みよし町役場 (三好庁舎) 中央公民館
毛田	31	54	第2分団 12	818	毛田小学校 毛田公民館
稲持	21	44	第10,11分団 24	127	稲持集会所 貞広集会所 滝下生活改善センター
角	87	196	第3分団 33	226	三加茂公民館
下ノ段	131	182	池田第3分団 (33)	(210)	審藏小学校 体育館
島堤南南親柳	302	646	池田第1・2分団 75 (43)	400	池田小学校 体育館 池田中学校 体育館
柳高池池池	446	935	" (75)	(400)	"
吹吹	41	68	井川第5分団 28	30	母子センター

()は重複人数

付表一5 局別重要水防区域等一覧表
 ⑦西部総合県民局(三好)管内 2/2

付図河川番号	川名	左岸	右岸	管理の場	担当水防団	重要水防区			種別	対策
						延長(m)	A(m)	B(m)		
14	白川谷川	左	右	中野・有宮川兼	野川兼	1,300	300	1,000	堤防高	積土のう工
15	"	右	"	光兼	光兼	300		300	"	"
16	"	左	"	栗山	栗山	100	100		"	"
17	"	右	"	"	"	100	100		"	"
18	銅山川	左	"	大下	橋流	200		200	"	"
19	"	右	"	信正	信正	200		200	"	"
20	小川谷川	"	"	東みよし町昼間	間	250		250	"	積土のう工 積土のう工
21	"	左	"	"	"	150		150	洗掘	"
22	稲持谷川	右	"	稲持	稲持	500		500	堤防高	積土のう工
23	稲持谷川	左	"	"	"	500		500	"	"
24	加茂谷川	"	"	古東	川新町	900		900	"	"
小計	国土交通省					10,951	10,951	0	0	
	徳島県					7,700	2,000	5,700	0	
計	市町村			2		0	0	0	0	

()は重複距離

地区名	戸数(戸)	住民数(人)	危険な場合の措置		備考
			担当水防団及び人数(人)	避難場所	
中野・有宮川兼	99	166	山城第5分団 10	河内分館(田河内小学校)	30
光兼	(44)	(75)	" (10)	"	(30)
栗山	13	21	" (10)	栗山地区集会所	15
"	(13)	(20)	" (10)	"	(15)
大野	122	249	山城第4分団 30	大野地域多目的施設体育館 (旧大野小学校 体育館) 大野分館・大野体育館 (旧大野中学校 体育館)	310
信正	69	124	山城第4分団 (30)	"	(310)
光北住宅南敷小川谷地	109	223	第15分団 34	東みよし町役場 (三好庁舎) 中央公民館	(1,531)
光北下西	72	186	第15分団 (34)	"	(1,531)
稲持	161	341	第10,11分団 (24)	稲持集会所 貞広集会所 滝下生活改善センター	(127)
"	(161)	(341)	" (24)	"	(127)
古東	236	480	第7,9分団 50	東みよし町役場	2,102
小計	3,092	6,476	569		7,682

()は重複人数

4-12 地籍簿に家屋点検を行「農業用ダム、農業用ため池」の一覧

通し No	名称	ふりがな	所在地		所有者	管理費	積立		農業用ため池 面積(㎡)	農業用ため池 積立金(円)	農業用ため池 積立金 積立率(%)	農業用ため池 積立金 積立率(%)
			町、郡、市、町、村、大字、支庁	番地			積立高(㎡)	積立金(円)				
210	神池池	しんのかいけ	阿波市土成町木田字出口184地先	阿波市	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	5.4	124	1,000	有	RI.123	有
211	淵之池	うらひのいけ	阿波市土成町池田字万代130番1、土成町 池田字万代番3	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	2.2	700	290,000	有	RI.123	有
212	日野池	ひのいけ	阿波市土成町木田字日野10-2 他14番	土成西部土地改良区、自 然人、低野部土地改良 区、阿波市	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	11.7	59	28,000	有	RI.123	有
213	開成池	ひらひらいけ	阿波市土成町木田字日野289番2 他16番	土成西部土地改良区、自 然人、阿波市	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	13.5	63	24,300	有	RI.123	有
214	大樽池	おほびしめいけ	阿波市土成町木田字大樽1439番	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	11.4	53	21,500	有	RI.123	有
215	北池	きたいけ	阿波市土成町土成字土成寺88番	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	3.6	170	28,000	有	RI.123	有
216	耕築池	こうじひがひいけ	阿波市土成町土成字前田151-1 他69番	土成西部土地改良区、自 然人、阿波市	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	11.9	70	25,000	有	RI.123	有
217	黒池	うまごえいけ	阿波市土成町黒池内内宇宮ノ尾1	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	5.4	42	14,000	有	RI.126	有
218	安楽寺池	あんらくじのいけ	阿波市土成町高尾字安楽寺田25-12地先	阿波市、土成町	阿波市	阿波市	13	32	14,000	不要	—	有
219	安楽寺池	あんらくじのいけ	阿波市土成町高尾字安楽寺田 他1番	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	7.2	15	14,000	有	RI.124	有
220	黒谷池	くろやにいけ	阿波市土成町土成字前田198番	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	6.6	31	3,000	有	RI.123	有
221	日野池	ひのいけ	阿波市土成町木田字日野25番1 他33番	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	10	45	5,000	有	RI.123	有
222	日野池	ひのいけ	阿波市土成町高尾字大樽1489-2 他69番	土成西部土地改良区、自 然人	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	9.5	35	7,000	有	RI.123	有
223	新1金清池	たにがはらよけ	阿波市土成町高尾字新1日野693	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	14.3	85	115,000	有	RI.126	有
224	新1金清池	たにがはらよけ	阿波市土成町高尾字新1日野661 他2番	土成西部土地改良区、阿波市	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	13.3	95	85,100	有	RI.126	有
225	尾池	おぼいけ	阿波市土成町高尾字尾池134-1 他11番	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	9.5	49	5,300	有	RI.126	有
226	尾池	おぼいけ	阿波市土成町高尾字尾池157	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	9.4	43	5,200	有	RI.126	有
227	黒池	きれいけ	阿波市土成町高尾字黒池7	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	3.6	10	3,500	有	RI.126	有
228	源谷池	げんがひいけ	阿波市土成町高尾字源谷120 他2番	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	4.8	213	6,600	有	RI.126	有
229	新野下池	しんがうたひいけ	阿波市土成町高尾字山野上字末広10-1 他4番	阿波市、阿波市、阿波市	阿波市、阿波市、阿波市	阿波市、阿波市、阿波市	4.6	43	12,000	有	RI.126	有
230	上野池	かみたのいけ	阿波市土成町山野上字大野口、道	阿波市	阿波市	阿波市	6.7	54	8,000	不要	—	有
231	池谷池	いけのいけ	阿波市土成町高尾字池谷1 他33番	大蔵村、農林水産省	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	4.6	87	13,000	有	RI.126	有
232	蓮池	なすいけ	阿波市土成町高尾字蓮池71 他1番	阿波市	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	3.6	98	4,100	有	RI.126	有
233	神池	なかにいけ	阿波市土成町高尾字神池2136 他10番	阿波市、土成町	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	4.5	36	1,700	有	RI.126	有
234	上池	かみいけ	阿波市土成町高尾字上池1429-4 他11番	阿波市、土成町	土成西部土地改良区、阿 波市、不明	土成西部土地改良区	6.7	592	120,000	有	RI.1216	有
235	上三ッ池	かみみついけ	阿波市土成町高尾字上三ッ池1427 他11番	阿波市、土成町	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	5.6	40	1,400	有	RI.126	有
236	中三ッ池	なかにみついけ	阿波市土成町高尾字中三ッ池1427 他11番	阿波市、土成町	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	4.1	26	4,000	有	RI.126	有
237	下三ッ池	しもみついけ	阿波市土成町高尾字下三ッ池1427 他11番	阿波市、土成町	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	6.1	58	3,000	有	RI.126	有
238	泉の池	いづみのいけ	阿波市土成町高尾字泉の池114-1 他11番	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	9.7	38	2,900	有	RI.126	有
239	中の池	なかのいけ	阿波市土成町高尾字中の池118-1、118-2、 118-3、118-4	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	7.9	77	3,500	有	RI.126	有
240	下の池	したのいけ	阿波市土成町高尾字下の池173-3 他11番	阿波市	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	5	38	2,000	有	RI.126	有
241	淵の谷池	うらひのいけ	阿波市土成町高尾字淵の谷144-2	大蔵村	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	10.2	33	6,000	有	RI.126	有
242	井上池	べんてんかみいけ	阿波市土成町高尾字井上池314 他11番	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	4	110	1,900	有	RI.126	有
243	井中池	べんてんなかいけ	阿波市土成町高尾字井中池326 他11番	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	4.1	110	1,000	有	RI.126	有
244	釜谷池	かまじのいけ	阿波市土成町高尾字釜谷田233	切幡村	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	10.4	42	9,900	有	RI.126	有
245	中の池	なかのいけ	阿波市土成町高尾字中の池107番 他11番	阿波市、土成町	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	4	30	1,300	有	RI.125	有
246	釜谷池	かまじのいけ	阿波市土成町高尾字釜谷田156番 他11番	阿波市、土成町	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	1.8	70	2,000	有	RI.125	有
247	神池	かみいけ	阿波市土成町高尾字神池208番	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	2.5	60	1,800	有	RI.126	有
248	淵池	うらひいけ	阿波市土成町高尾字淵池出口80番	阿波市、土成町	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	12.5	60	22,000	有	RI.1216	有
249	伊池	いさひいけ	阿波市土成町高尾字伊池18	阿波市、土成町	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	9.8	314	42,000	有	RI.1216	有
250	淵谷下池	うらひのいけ	阿波市土成町高尾字淵谷125地先 他11番	土成西部土地改良区、阿波 市、不明	土成西部土地改良区、阿波 市、不明	土成西部土地改良区	14.5	65	43,500	有	RI.1216	有

4-12 地籍簿に家屋点検を行「農業用ダム、農業用ため池」の一覧

通し No	名称	ふりがな	所在地		所有者	管理費	積立		農業用ため池 面積(㎡)	農業用ため池 積立金(円)	農業用ため池 積立金 積立率(%)	農業用ため池 積立金 積立率(%)
			町、郡、市、町、村、大字、支庁	番地			積立高(㎡)	積立金(円)				
168	馬場野澤	うまがしらのだめ	阿波市新野町馬場野	徳島県	新野土地改良区	新野土地改良区	3.5	104	7,000	有	RI.123	有
169	船ヶ谷	なまがたに	阿波市新野町船ヶ谷269番	新野土地改良区	新野土地改良区	新野土地改良区	7	52	12,000	有	RI.123	有
170	大谷	おおたに	阿波市新野町井谷308番	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	3.6	44	10,000	有	RI.1220	有
171	根名澤池	あひだのいけ	阿波市新野町木戸13番1	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	6.7	46	6,100	有	RI.123	有
172	橋下澤	つばしめのため	阿波市新野町橋下澤33番、34番1	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	4	50	13,000	有	RI.101	有
173	橋上ため池	つばしめのため	阿波市新野町橋上103番	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	5.3	43	3,000	有	RI.101	有
174	お池	おいけ	阿波市新野町池44	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	2	30	30,000	有	RI.817	有
175	長谷のため池	ちろたにのためいけ	阿波市新野町長谷35番	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	4.4	36	2,000	有	RI.117	有
176	栗谷	くりやに	阿波市新野町栗谷184番	阿波市	阿波市	阿波市	4.5	31	2,000	有	RI.1220	有
177	角ヶ谷	かどがたに	阿波市新野町角ヶ谷40番、41番、42番、43番2	新野土地改良区	新野土地改良区	新野土地改良区	6.2	38	7,800	有	RI.123	有
178	淵谷	はひけたに	阿波市新野町淵谷12番	新野土地改良区	新野土地改良区	新野土地改良区	2	94	2,000	有	RI.123	有
179	名が下	なごうたに	阿波市新野町名が下	新野土地改良区	新野土地改良区	新野土地改良区	2.6	44	1,000	有	RI.123	有
180	柳田2号	りゅうでんにごう	阿波市新野町柳田146番	新野土地改良区	新野土地改良区	新野土地改良区	6.5	36	7,500	有	RI.123	有
181	柳田3号	しんてんごうごう	阿波市新野町柳田43番	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	2	23	650	有	RI.123	有
182	黒村	しげむら	阿波市新野町黒村116番	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	3.8	30	450	有	RI.1010	有
183	北田	きただ	阿波市新野町北田	不明	不明	不明	4.3	25	2,000	無	—	有
184	泉ヶ谷ため池	いづみのたにのためいけ	阿波市新野町泉ヶ谷8番、10番2	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	3.1	40	9,500	有	RI.84	有
185	生ヶ谷のため	いよぶたにのためいけ	阿波市新野町生ヶ谷池	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	4.5	36.3	3,000	有	RI.813	有
186	長尾	ながたに	阿波市新野町長尾26	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	4	22.2	2,500	有	RI.1220	有
187	黒村上	しげむらかみ	阿波市新野町黒村121番	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	3.4	16.5	2,500	有	RI.1010	有
188	上野大目1号池	かみうらひのいけ	新野市新野町上野字大目170	不明	不明	不明	4.6	50	6,000	有	RI.1227	有
189	上野大目2号池	かみうらひのいけ	新野市新野町上野字大目175	新野土地改良区	新野土地改良区	新野土地改良区	5.3	20	1,000	有	RI.1227	有
190	開成池	あひだのいけ	新野市新野町開成池4142-2、4143、 4147-2、418-2、黒島町高尾字黒島1284-2、 水	不明	不明	不明	8	70	19,000	有	RI.1227	有
191	開成池	あひだのいけ	新野市新野町開成池4142-2、4143、 4147-2、418-2、黒島町高尾字黒島1284-2、 水	吉野川市	吉野川市	吉野川市	5.3	158	7,000	不要	—	有
192	開成池	あひだのいけ	新野市新野町開成池4142-2、4143、 4147-2、418-2、黒島町高尾字黒島1284-2、 水	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	3	11	6,000	有	RI.1227	有
193	一ノ坪池	いちのつぼいけ	吉野川市高尾町高尾字一ノ坪1531-7 他15 番	土成西部土地改良区、自然 人、吉野川市	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	10.2	50	12,000	有	RI.126	有
194	開成池	あひだのいけ	吉野川市高尾町高尾字開成池569番2 他9番	土成西部土地改良区、自然 人、池田町、高尾町	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	11	45	6,000	不要	—	有
195	敷地池	しきいけ	吉野川市高尾町敷地字平山674-7 他20番	敷地土地改良区、自然 人、池田町、高尾町	敷地土地改良区	敷地土地改良区	9.9	67	27,000	有	RI.1212	有
196	大正池	たいしやういけ	吉野川市高尾町高尾字大正池605、605-2 番	川島軍土地改良区、川島 市、吉野川市、徳島県	川島軍土地改良区	川島軍土地改良区	14.1	200	175,000	有	RI.1129	有
197	古池	ふるいけ	吉野川市高尾町古池605、605-2 他9番	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	9.3	71	12,000	有	RI.1129	有
198	平池	ひらたに	吉野川市高尾町高尾字平池605、605-2 他9番	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	11.5	67	31,000	有	RI.1129	有
199	塚池	つかいけ	吉野川市高尾町高尾字塚池605、605-2 他9番	土成西部土地改良区、吉野 川市	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	5.7	51	5,000	有	RI.1129	有
200	源谷池	げんがひのいけ	吉野川市高尾町高尾字源谷172番 3、道	土成西部土地改良区、川島 市、吉野川市、徳島県	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	5.8	44	4,800	有	RI.1126	有
201	古田池	ふるたに	吉野川市高尾町高尾字古田168番	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	9.5	97	12,700	有	RI.1126	有
202	黒池	くろいけ	吉野川市高尾町高尾字黒池150	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	7	47	7,000	有	RI.1227	有
203	坂田新池	さかたにのいけ	吉野川市高尾町坂田新池66-6、66-8、67-2、67- 3、道	坂田新池土地改良区	坂田新池土地改良区	坂田新池土地改良区	10.4	39	6,000	不要	—	有
204	山田池											

4-12 地籍簿に家屋敷を併記し農業用ダム、農業用ため池の一覧

通し No	名称	ふりがな	所在地			所有者	管理権	積立			農業用ため池 面積(㎡)	農業用ため池 積立(㎡)	農業用ため池 積立(㎡)	農業用ため池 積立(㎡)
			市、町、村	区、町、村	番地			通高(㎡)	積立高(㎡)	積立高(㎡)				
289	備池	くすのきいけ	三好市	田中町	トウガ1, 42, 43	三好市	三好市	4.7	42	1000	不要	—	—	有
294	吾太池	よしとといけ	自然	三好市	山田町吾井川138番1、139番1、139番2	自然	三好市	9.8	38	9,100	有	RI.126	有	
295	佐藤池	さとういけ	自然	三好市	三野町芝生字新橋64番1	自然	三好市	2.5	12	600	有	RI.726	有	
296	藤寺池	ふじのいけ	自然	三好市	三野町木刀野山字花園中288番	自然	三好市	3	10	200	有	RI.821	有	
297	花野原ため池	はなしろのたけいけ	不明	三好市	藤井町藤井町大字沼江字花野原21	不明	三好市	10	40	3,000	有	RI.1225	有	
298	水神池	すいじんいけ	不明	三好市	藤井町藤井町大字生名字平野6	不明	三好市	5.4	31	3,000	無	—	有	
299	八雲田圃	やわたのたけいけ	自然	三好市	名東郡藤原町内村下字堀ノ屋44	自然	三好市	3.3	21	1,000	有	RI.123	有	
300	粟野忠池	しほのたけいけ	自然	三好市	名東郡藤原町内村下字西ノハナ6-2	自然	三好市	2.4	15	200	有	RI.1226	有	
301	森王勝池	もりきさかといけ	自然	三好市	名東郡藤原町内村上字平地7番地	自然	三好市	1	20	200	有	RI.96	有	
302	曾根氏池	そがういけ	国	三好市	名東郡石井町石井字堀ノ内819番地	国	三好市	8.2	66	9,000	有	RI.1224	有	
303	粟野寺池	とうがくいけ	国	三好市	名東郡石井町石井字堀ノ内606, 607番地	国	三好市	7.7	93	21,700	有	RI.1224	有	
304	高島池	こうしまいけ	自然	三好市	名東郡石井町石井字石井223番地	自然	三好市	6.7	78	3,000	有	RI.1224	有	
305	東王子池	ひがしおういけ	自然	三好市	名東郡石井町石井字石井209-1, 209-2番地	自然	三好市	6.7	96	14,000	有	RI.1224	有	
306	仁守のたけいけ	にうのたけいけ	自然	三好市	三好市藤原町仁守字等原98番地	自然	三好市	11	60	30,000	不要	—	有	
307	おんたのたけいけ	おんたのたけいけ	自然	三好市	三好市藤原町小仁守字大井1番地	自然	三好市	6.2	91	45,000	不要	—	有	
308	阿瀬	あいなせ	自然	三好市	三好市藤原町阿瀬字谷谷谷池地、13番地、14番地、14番地2	自然	三好市	10	64	30,000	有	RI.2026	有	
309	おんたのたけいけ	おんたのたけいけ	自然	三好市	三好市藤原町小仁守字小原の池地	自然	三好市	2	70	45,000	不要	—	有	
310	藤池	とのたけいけ	自然	三好市	三好市藤原町藤野字藤池	自然	三好市	7.5	34	2,500	有	RI.1212	有	
311	榎王池	かしおういけ	自然	三好市	三好市藤原町藤野字榎王	自然	三好市	3.8	60	2,000	有	RI.214	有	
312	古池	ふるもといけ	自然	三好市	三好市藤原町藤野字古池	自然	三好市	3.8	66	1,800	有	RI.1212	有	
313	中野大池	なかのおおいけ	自然	三好市	三好市藤原町入野字田16番地1	自然	三好市	2.8	60	1,000	有	RI.1212	有	
314	等のたけいけ	でらのたけいけ	自然	三好市	三好市藤原町藤野字上秀原5番地	自然	三好市	3.9	45	1,000	有	RI.1212	有	
315	清石1号池	しみずいごいけ	自然	三好市	三好市藤原町藤野字清石1号池2	自然	三好市	2.7	20	1,000	有	RI.1212	有	
316	清石2号池	しみずにごいけ	自然	三好市	三好市藤原町藤野字清石2号池2	自然	三好市	2.1	25	1,000	有	RI.1212	有	
317	西山宅の池	にしやまのたけいけ	自然	三好市	三好市藤原町西川字ウエウチ73	自然	三好市	2	25	400	有	RI.1219	有	
318	阪内宅の池	さかぐちのたけいけ	自然	三好市	三好市藤原町西川字ウエウチ42	自然	三好市	0.8	23	200	有	RI.1219	有	
319	大野池	おおのたけいけ	自然	三好市	三好市藤原町西川字ウエウチ11	自然	三好市	0.8	25	900	有	RI.1219	有	
320	ツカガのたけいけ	おかのたけいけ	自然	三好市	三好市藤原町本通南字ツカガ2	自然	三好市	2.1	70	700	有	RI.127	有	
321	竹内宅のたけいけ	たけうちのおおいけ	自然	三好市	三好市藤原町小仁守字大野205番地	自然	三好市	2.2	36	700	有	RI.121	有	
322	玉田のたけいけ	たまのたけいけ	自然	三好市	三好市藤原町藤野字藤池175番地	自然	三好市	2.4	40	500	有	RI.1212	有	
323	藤のたけいけ	もりのたけいけ	自然	三好市	三好市藤原町藤野字藤池ノ下48番地	自然	三好市	2	55	800	有	RI.1212	有	
324	藤のたけいけ	かかげのたけいけ	自然	三好市	三好市藤原町本通池字藤24	自然	三好市	2.8	50	500	不要	—	有	
325	雨澤池	うらふたけいけ	自然	三好市	三好市藤原町大字中村字雨沢127	自然	三好市	3.4	33	1,200	有	RI.1113	有	
326	あかぎの澤池	あかぎのたけいけ	自然	三好市	三好市藤原町大字河内字東平野1792-2	自然	三好市	5.2	25	4,000	有	RI.1113	有	
327	藤のたけいけ	せきのたけいけ	自然	三好市	三好市藤原町大字川島字藤166	自然	三好市	4.5	30	2,000	有	RI.1113	有	
328	藤原の池	いけのたけいけ	自然	三好市	三好市藤原町大坂字藤原 周辺	自然	三好市	6	53	7,700	不要	—	有	
329	馬越3号池	うまごえごいけ	自然	三好市	三好市藤原町川島字東山田6-1	自然	三好市	7.5	43	3,800	不要	—	有	
330	馬越5号池	うまごえごいけ	自然	三好市	三好市藤原町川島字東山田4, 44	自然	三好市	9	40	7,200	不要	—	有	
331	川原池	かわばたけいけ	自然	三好市	三好市藤原町川島字中谷96-1	自然	三好市	5.9	48	12,300	不要	—	有	
332	中谷1号池	なかにいごいけ	自然	三好市	三好市藤原町川島字中谷32-1	自然	三好市	4.3	55	1,800	不要	—	有	
333	中谷2号池	なかにいごいけ	自然	三好市	三好市藤原町川島字中谷37-1	自然	三好市	8.4	30	5,000	不要	—	有	
334	新中谷3号池	しんちやごいけ	自然	三好市	三好市藤原町川島字中谷	自然	三好市	6.5	36	2,500	不要	—	有	

4-12 地籍簿に家屋敷を併記し農業用ダム、農業用ため池の一覧

通し No	名称	ふりがな	所在地			所有者	管理権	積立			農業用ため池 面積(㎡)	農業用ため池 積立(㎡)	農業用ため池 積立(㎡)	農業用ため池 積立(㎡)
			市、町、村	区、町、村	番地			通高(㎡)	積立高(㎡)	積立高(㎡)				
251	瀬谷上池	せのたけいけ	阿波市	阿波市	中谷105-2, 105-3	阿波市	阿波市	14	67	70,000	有	RI.1216	有	
252	藤谷池	かまたいけ	自然	阿波市	阿波市藤原町東長峰289番2	自然	阿波市	10.4	80	100,000	有	RI.1212	有	
253	藤谷池	くちのたけいけ	不明	阿波市	阿波市藤原町藤原町2地先	不明	阿波市	13	127	60,000	有	RI.1212	有	
254	名だたのたけいけ	なだたのたけいけ	自然	阿波市	阿波市藤原町東長峰5, 4-38	自然	阿波市	6.8	40	9,000	有	RI.1212	有	
255	三方堤	さんぼうてい	阿波市	阿波市	阿波市藤原町東長峰12番1地先	阿波市	阿波市	7	282	11,000	有	RI.1212	有	
256	北方池	きたのたけいけ	不明	阿波市	阿波市藤原町東長峰289番2地先	不明	阿波市	7	26	4,800	有	RI.1212	有	
257	西原上池	にしはらのたけいけ	阿波市	阿波市	阿波市藤原町山田212番 他1番	阿波市	阿波市	4	31	2,600	有	RI.1216	有	
258	西原下池	にしはらのたけいけ	阿波市	阿波市	阿波市藤原町山田19番 他1番	阿波市	阿波市	2.2	37	1,000	有	RI.1216	有	
259	榎田池	えのたけいけ	自然	阿波市	阿波市藤原町山田19-1	自然	阿波市	5.3	50	14,700	有	RI.1216	有	
260	中池	なかいけ	自然	阿波市	阿波市藤原町山田170-3, 他1番	自然	阿波市	5.5	31	900	有	RI.1214	有	
261	大池	おおいけ	自然	阿波市	阿波市藤原町山田109-1, 109-2, 170-3	自然	阿波市	2.8	36	1,000	有	RI.2028	有	
262	法興寺	ほうけいじ	自然	阿波市	阿波市藤原町東長峰289番3	自然	阿波市	4.5	44	2,100	有	RI.2024	有	
263	おんたのたけいけ	おんたのたけいけ	自然	阿波市	阿波市藤原町東長峰289番3	自然	阿波市	5	36	3,100	有	RI.125	有	
264	三郎池	さんらういけ	阿波市	阿波市	阿波市藤原町東長峰289番地先	阿波市	阿波市	5.2	40	2,600	有	RI.1212	有	
265	浄谷上池	じやうたけいけ	自然	阿波市	阿波市藤原町阿波市石田156	自然	阿波市	4.7	30	4,000	有	RI.1227	有	
266	浄谷下池	じやうたけいけ	自然	阿波市	阿波市藤原町阿波市石田156	自然	阿波市	1.6	21	400	有	RI.1227	有	
267	北の池	きたのたけいけ	不明	阿波市	阿波市藤原町北星	不明	阿波市	10.8	111	60,000	有	RI.1227	有	
268	すし林池	すしばらいけ	不明	阿波市	阿波市藤原町北星80番1	不明	阿波市	6	34	1,000	有	RI.1227	有	
269	新池	しんいけ	自然	阿波市	阿波市藤原町小里242番	自然	阿波市	3	76	2,400	有	RI.1227	有	
270	奥池	おくいけ	自然	阿波市	阿波市藤原町小里246番、247番	自然	阿波市	11.8	68	9,100	有	RI.1227	有	
271	オノノ池	おののいけ	自然	阿波市	阿波市藤原町北星	自然	阿波市	7	20	8,300	有	RI.1227	有	
272	下の池	したのたけいけ	不明	阿波市	阿波市藤原町小里221-1地先	不明	阿波市	8.1	10	16,000	有	RI.1227	有	
273	野田池	ののたけいけ	自然	阿波市	阿波市藤原町小里643番1	自然	阿波市	11.4	90	60,000	有	RI.1227	有	
274	古池	ふるいけ	自然	阿波市	阿波市藤原町小里468番1	自然	阿波市	4.5	42	1,700	有	RI.1227	有	
275	天神池	てんしんいけ	自然	阿波市	阿波市藤原町大字北庄字本村40番	自然	阿波市	5.5	272	22,000	有	RI.1227	有	
276	大御池	たいいけ	不明	阿波市	阿波市藤原町大字藤原町字足原1488番	不明	阿波市	13.2	80	30,000	有	RI.1227	有	
277	佐島の新池	さおのしんいけ	自然	阿波市	阿波市藤原町大字藤原町字足原1488番	自然	阿波市	4	100	2,000	有	RI.1227	有	
278	佐島の太池	さおのおおいけ	自然	阿波市	阿波市藤原町大字藤原町字足原1503番	自然	阿波市	7	45	9,500	有	RI.1227	有	
279	井口のたけいけ(1)	いけのたけいけ	自然	阿波市	阿波市藤原町井口481番	自然	阿波市	4.8	18	400	有	RI.101	有	
280	井口のたけいけ(2)	いけのたけいけ	自然	阿波市	阿波市藤原町井口672番3	自然	阿波市	3.7	25	300	有	RI.101	有	
281	村池	ほうそといけ	阿波市	阿波市	阿波市藤原町山田132番地	阿波市	阿波市	8.5	620	102,000	有	RI.1224	有	
282	津ノ宮池	つのみやいけ	阿波市	阿波市	阿波市藤原町津ノ宮4番地1	阿波市	阿波市	4	200	12,000	有	RI.1224	有	
283	谷池	たにばらいけ	不明	阿波市	阿波市穴内町三郎字小島	不明	阿波市	6	31	3,000	無	—	有	
284	地神池	ぢしんいけ	三好市	三好市	三好市三野町芝生字林27番	三好市	三好市	5	215	3,000	有	RI.1220	有	
285	備池	おけおといけ	三好市	三好市	三好市三野町芝生字北川165番5, 655番11, 670番、675番	三好市	三好市	10	108	22,000	有	RI.1220	有	
286	専池	せんいけ	三好市	三好市	三好市三野町芝生字谷谷38番	三好市	三好市	9.4	46	12,000	有	RI.1220	有	
287	黒島谷池	ふるのたけいけ	三好市	三好市	三好市三野町芝生字黒島谷谷50番1, 1300番、2, 1305番2, 1305番2	三好市	三好市	6.7	28	3,000	有	RI.1220	有	
288	スノバヤ池	すのばやいけ	三好市	三好市	三好市三野町芝生字大寺番98番1	三好市	三好市	7.2	46	3,500	有	RI.1220	有	
289	花田池	はなのたけいけ	自然	三好市	三好市三野町木刀野山字花園1番	自然	三好市	4.4	109	3,000	有	RI.12		

4-12 地籍簿に記載されている農業用ダム、農業用ため池の一覧

通し No	名称	ふりがな	所在地		所有者	管理費	積立		農業用ため池 届出の有無(届出年月日)	防風林の有無 (設置年月日)	備考
			市、郡、町、村	区、町、大字、小字			延高(m)	積立高(m)			
335	中谷4号池	なかにやにごういけ	長野県	長野市	長野市	5.7	39	1,200	不要	—	有
336	中谷5号池	なかにやごごういけ	長野県	長野市	長野市	5.5	40	1,900	不要	—	有
337	穂原1号池	ほはらいちごういけ	長野県	穂原町	穂原町	3.4	43	1,000	不要	—	有
338	黒屋の池	くろやのいけ	長野県	黒屋町	黒屋町	6.6	68	6,700	不要	—	有
339	黒ヶ谷池	くろがやのいけ	長野県	黒ヶ谷町	黒ヶ谷町	13.3	75	17,600	不要	—	有
340	松原の池	まつたらのいけ	長野県	松原町	松原町	9.7	66	16,700	不要	—	有
341	北七ヶ谷の池	きたしちがやのいけ	長野県	北七ヶ谷町	北七ヶ谷町	10.3	80	16,900	不要	—	有
342	戸谷山1号池	とがやまごういけ	長野県	戸谷山町	戸谷山町	4.2	18	500	不要	—	有
343	戸田の池	とだのいけ	長野県	戸田町	戸田町	3.6	75	1,800	不要	—	有
344	長谷1号池	ながはらいちごういけ	長野県	長谷町	長谷町	13.8	30	12,000	不要	—	有
345	長谷2号池	ながはらいちごういけ	長野県	長谷町	長谷町	5	24	1,000	有	R11016	有
346	戸谷山1号池	とがやまごういけ	長野県	戸谷山町	戸谷山町	3.3	30	400	不要	—	有
347	戸谷山2号池	とがやまごういけ	長野県	戸谷山町	戸谷山町	6.2	14	800	不要	—	有
348	間尾池	まごいけ	長野県	間尾町	間尾町	8.5	50	8,200	有	R1118	有
349	新池	しんいけ	長野県	新池町	新池町	6.5	50	4,400	無	—	有
350	豊平池	ほうへい池	長野県	豊平町	豊平町	8	22	1,500	有	R1327	有
351	吾ヶ谷池	むがやのいけ	長野県	吾ヶ谷町	吾ヶ谷町	13	33	8,800	有	R11217	有
352	明神池	みょうじん池	長野県	明神町	明神町	9.2	35	2,000	無	—	有
353	弥生池	やよい池	長野県	弥生町	弥生町	5.7	110	8,900	不要	—	有
354	新池	しんいけ	長野県	新池町	新池町	7.6	77	4,700	不要	—	有
355	間谷池	まごいけ	長野県	間谷町	間谷町	8.6	50	3,600	有	R1188	有
356	大池	おほいけ	長野県	大池町	大池町	6	70	2,000	無	—	有
357	地蔵池	じぞう池	長野県	地蔵町	地蔵町	10	12	1,000	有	R1327	有
358	間の池	まのいけ	長野県	間の町	間の町	5.4	270	35,000	有	R21211	有
359	土井の池	といのいけ	長野県	土井町	土井町	5.1	40	3,500	有	R11218	有
360	西庄池	にしじょういけ	長野県	西庄町	西庄町	4.5	240	27,000	有	R11218	有
361	金川池	かねがわいけ	長野県	金川町	金川町	6.5	220	12,000	有	R11218	有
362	貞池	さだのいけ	長野県	貞池町	貞池町	7	186	15,000	有	R11218	有
363	黒尾池	くろおし池	長野県	黒尾町	黒尾町	9.2	34	4,000	有	R11218	有
364	大野池	おほのいけ	長野県	大野町	大野町	5.2	20	1,000	有	R11225	有
合計											防風 384

4-13 保安林配備一覧表

(1) 民有保安林配備現況表

令和2年 4月 1日 現在

区分	市町村	水源かん養保安林		土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林		その他防災保安林		計	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
東部 (徳島)	徳島市	2	18	11	83	1	1	14	102
	鳴門市	4	154	99	1,044	12	20	115	1,218
	小松島市					3	2	3	2
	勝浦町	9	1,614	23	57			32	1,671
	上勝町	71	5,275	100	155			171	5,430
	佐那河内村	6	347	35	47			41	394
	石井町	2	20	0	0			2	20
	神山町	37	1,779	364	960			401	2,739
	松茂町					1	0	1	0
	板野町	1	6	36	214			37	220
	上板町	14	204	38	418			52	622
小計	146	9,417	706	2,978	17	23	869	12,418	
東部 (吉野川)	吉野川市	43	556	212	421	2	1	257	978
	阿波市	48	3,752	244	1,765			292	5,517
	小計	91	4,308	456	2,186	2	1	549	6,495
西部 (美馬)	美馬市	95	5,737	813	2,517	16	31	924	8,285
	つるぎ町	39	1,723	335	571	5	6	379	2,300
	小計	134	7,460	1,148	3,088	21	37	1,303	10,585
西部 (三好)	三好市	221	16,517	891	2,256	6	76	1,118	18,849
	東みよし町	32	1,514	266	890	1	14	299	2,418
	小計	253	18,031	1,157	3,146	7	90	1,417	21,267
南部 (美波)	美波町	24	2,132	21	274	9	7	54	2,413
	牟岐町	17	1,207	12	50			29	1,257
	海陽町	102	11,894	115	937	6	30	223	12,861
	小計	143	15,233	148	1,261	15	37	306	16,531
南部 (那賀)	阿南市	9	516	14	47	18	74	41	637
	那賀町	231	26,372	311	2,126	6	131	548	28,629
	小計	240	26,888	325	2,173	24	205	589	29,266
合 計	1007	81,337	3,940	14,832	86	393	5,033	96,562	

※その他防災保安林（飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備）

(2) 国有保安林配備現況

令和2年 4月 1日 現在

区分	市町村	水源かん養保安林		土砂流出防備保安林		国有(ha)	官有(ha)	計
		国有(ha)	官有(ha)	国有(ha)	官有(ha)			
東部 (徳島)	徳島市					0	0	0
	鳴門市					0	0	0
	小松島市					0	0	0
	勝浦町		2			0	2	2
	上勝町					0	0	0
	佐那河内村		7			0	7	7
	石井町					0	0	0
	神山町	415				415	0	415
	松茂町					0	0	0
	板野町					0	0	0
	上板町					0	0	0
小計	415	9	0	0	415	9	424	
東部 (吉野川)	吉野川市					0	0	0
	阿波市		249			0	249	249
	小計	0	249	0	0	0	249	249
西部 (美馬)	美馬市	558	73	74		632	73	705
	つるぎ町	1,738				1,738	0	1,738
	小計	2,296	73	74	0	2,370	73	2,443
西部 (三好)	三好市	8,796	463	197		8,993	463	9,457
	東みよし町		128			0	128	128
	小計	8,796	591	197	0	8,993	591	9,584
南部 (美波)	美波町		20			0	20	20
	牟岐町					0	0	0
	海陽町	557	605	0	0	557	605	1,162
	小計	557	625	0	0	557	625	1,182
南部 (那賀)	阿南市				28	0	28	28
	那賀町	3,774	592	78		3,852	592	4,444
	小計	3,774	592	78	28	3,852	620	4,472
合 計		15,838	2,139	349	28	16,187	2,167	18,354

※官有（官行造林地保安林）：国が公有地又は私有地に造林をした分取林であり、林野庁が管理を行っているもの。

4 - 1 4 海岸保全区域一覽表

(国土交通省水管理・国土保全局所管分)

平成24.3.31現在

沿岸名	海岸名	所在地	地区名	地先名	保全区域指定済延長		告示番号	
					(m)	指定年月日		
讃岐阿波	鳴門	鳴門市	北灘	大須	270	S49.05.21	341	
			"	鳥ヶ丸	560	S33.02.28	84	
			"	大浦	175	"	"	
			"	粟田	1,088	"	"	
			"	櫛木	635	"	"	
			瀬戸	堂の浦	557	S42.12.01	858	
			"	小池	115	S42.12.05	868	
			鳴門	高島	1,760	H11.09.17	635	
				三ツ石	674	H01.03.07	191	
紀伊水道西	鳴門	鳴門市	鳴門	福池	250	S41.12.27	811	
			"		3,080	S33.02.28	84	
	鳴門	松茂町	松茂		2,699	H22.06.07	328	
	徳島	徳島市	川内	小松	758	S36.11.15	540	
	小松島	小松島市	坂野		3,320	S33.02.28	83	
	那賀川	阿南市	今津		3,115	H20.03.28	164	
	富岡		見能林		600	H12.04.07	305	
	橘		椿	西大江	160	S34.11.19	548	
			"	大江	376	S33.02.28	84	
			"	那波江	426	"	"	
			"	小島	390	"	"	
			"	尻杭	410	"	"	
	"	船瀬	310	"	"			
"	蒲生田	810	"	"				
海部灘	由岐	美波町	阿部	大井	135	S34.11.19	548	
			木岐	山座	150	"	"	
	日和佐		山河内	外牟井	150	S43.11.08	789	
				"	明丸	190	S36.11.15	540
	牟岐	牟岐町	灘	浜辺	540	S34.11.19	548	
			牟岐浦	馬地	460	"	"	
			"	出羽島	492	"	"	
	内妻			1,395	R06.11.15	540		
	海南	海陽町	海老ヶ池		3,008	S41.12.27	812	
			大里	松原	2,470	"	84	
	宍喰				(那佐)	1,975	"	"
				(宍喰浦)	1,810	"	"	
		宍喰浦	金目	360	S36.11.15	540		
		"	竹ヶ島	45	S34.11.19	548		
計				36	35,718			

海岸保全区域一覽表(国土交通省港湾局所管分)

平成25.2.1現在

沿岸名	海岸名	地区名	所在地	保全区域指定済延長		告示番号
				(m)	指定年月日	
讃岐阿波	折野港	大須	鳴門市	1,021.0	H11.05.21	366
		北灘西	"	1,624.0	H23.03.25	174
		折野	"	188.0	S41.03.31	190
		折野中	"	741.0	S57.06.25	466
		折野東	"	1,396.0	H03.08.23	545
紀伊水道西	撫養港	鳴門	"	1,850.0	S59.12.21	811
		高島	"	4,620.0	S33.08.19	380
		岡崎里浦	"	5,446.0	H22.04.21	213
		桑島瀬戸	"	5,592.0	H25.05.01	248
	栗津港	里浦	"	1,800.0	S51.03.31	241
		豊久	松茂町	583.0	H19.12.21	969
	今切港	松茂	"	788.0	S59.08.28	554
		川内	徳島市	1,306.0	S54.11.02	962
	徳島小松島港	徳島(沖洲)	"	2,370.5	S41.03.31	190
		徳島(津田)	"	1,222.2	"	"
		大神子	"	585.0	"	"
		小神子	"	370.0	"	"
		小松島(港口)	小松島市	4,365.0	"	"
		横須金磯(横須)	"	1,285.5	S63.08.09	561
		金磯(弁天前)	"	891.5	S41.03.31	190
		金磯(赤石)	"	4,367.1	S48.05.22	347
		坂野(坂野)	"	1,577.0	S41.03.31	190
	和田島(和田島)	"	3,636.6	H16.09.24	895	
	中島港	平島	阿南市	1,362.0	H01.02.03	71
	富岡港	辰己	"	720.0	S60.06.07	513
		豊益畷	"	1,516.0	S45.02.17	90
	橘港	橘東	"	7,860.0	H11.05.18	356
		橘西	"	1,140.5	H18.10.24	1159
		鶺鴒	"	1,920.0	S33.08.19	380
		袴傍示西	"	1,920.0	"	"
		袴傍示東	"	1,131.0	"	"
		小勝島	"	2,080.0	"	"
椿地		"	2,050.0	"	"	
高島		"	470.0	S41.03.31	190	
海部灘	日和佐港	戎	美波町	570.0	H20.09.30	569
		弁財天	"	1,359.0	S54.11.02	962
		恵比須浜	"	388.0	S59.10.23	670
		大浜	"	698.2	S33.08.19	380
	浅川港	鯖瀬	海陽町	273.0	"	"
		海老ヶ池	"	402.0	H12.03.24	222
		五反田	"	98.0	S33.08.19	380
		浅川浦南	"	1,578.8	R03.02.19	108
		栗の浦	"	492.0	H12.03.24	222
		大砂	"	1,032.0	S51.03.31	241
		天神前	"	223.6	R03.02.19	108
	那佐港	那佐	"	3,317.0	S33.08.19	380
	計		46	80,226.5		

海岸保全区域一覧表(水産庁所管分)

平成23.3.1現在

沿岸名	漁港海岸名	所在地	保全区域指定済延長		告示番号
			(m)	指定年月日	
讃岐阿波	暮の浦	鳴門市	520	S34.07.30	360
	三津	"	810	"	"
	大浦	"	1,750	"	"
	粟田	"	790	"	"
	櫛木	"	825	"	"
	日出	"	2,510	"	"
	瀬戸	"	5,672	"	"
	室	"	770	"	"
	撫佐	"	1,790	"	"
	亀浦	"	914	"	"
紀伊水道西	土佐泊	"	800	"	"
	今津	阿南市	165	S33.02.28	83
	大湍	"	2,818	S34.07.30	360
	後戸	"	900	"	"
	小杭	"	776	"	"
	曲	"	110	"	"
	椿泊	"	6,394	"	"
	中林	"	1,550	"	"
伊島	"	300	"	"	
海部灘	伊座利	美波町	270	"	"
	由岐	"	4,838	"	"
	恵比須浜	"	2,190	"	"
	牟岐	牟岐町	959	"	"
	出羽島	"	320	"	"
	鞆奥	海陽町	943	S61.02.07	"
穴喰	"	334	H06.01.21	44	
計		26	40,018		

海岸保全区域一覧表(農林水産省農村振興局所管分)

平成20.8.1現在

沿岸名	海岸名	所在地	地区名	地先名	保全区域指定済延長		告示番号	
					(m)	指定年月日		
讃岐阿波	鳴門	鳴門市	横山	-	1,370	S42.04.18	281	
紀伊水道西	那賀川	阿南市	平島	-	2,000	S33.02.28	84	
			"	椿	小島(楠ヶ浦)			
	橋	"	"	"	小島(小島)	390	S33.02.28	84
				"	尻杭	410	S33.02.28	84
				"	船瀬	310	S33.02.28	84
				"	蒲生田	810	S33.02.28	84
伊島	"	"	野尾辺	-	497	S36.11.15	541	
海部灘	穴喰	海陽町	竹ヶ島	-	212	S42.04.18	281	
計				9	5,999			

4 - 1 5 海岸保全事業の経緯

(単位：百万円)

年度	昭和 34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47		
建設省		3.0	18.0	42.0	52.0	66.2	64.0	78.0	100.2	90.7	100.7	114.7	169.6	245.1		
運輸省	34.4	11.5	430.0	58.4	46.7	10.0	8.3	15.3	48.1	81.7	206.6	212.8	294.5	346.5		
水産庁		9.0	52.3	27.6	26.3	39.2	60.8	28.0	33.6	46.0	43.6	54.2	62.8	56.7		
計	34.4	23.5	500.3	128.0	125.0	115.4	133.1	121.3	181.9	218.4	350.9	381.7	526.9	648.3		
年度	48	49	第1次合計		51	52	53	54	55	第2次合計		57	58	59		
建設省	186.1	199.4	914.9	207.2	244.0	285.0	358.0	387.0	380.0	1,654.0	380.0	386.0	388.0	388.0		
運輸省	370.0	358.2	1,582.0	550.0	555.0	768.0	1,167.0	1,175.2	1,209.7	4,874.9	1,150.1	1,149.1	1,118.6	1,097.3		
水産庁	60.2	68.3	302.2	29.0	42.0	58.0	82.0	115.0	123.4	420.4	171.5	172.0	175.5	165.7		
計	616.3	625.9	2,799.1	786.2	841.0	1,111.0	1,607.0	1,677.2	1,713.1	6,949.3	1,701.6	1,707.1	1,682.1	1,651.0		
年度	60	第3次合計		62	63	平成 元		第4次合計		4	5	6	7	第5次合計		
建設省	388.0	1,930.0	401.0	482.8	463.0	483.0	483.0	2,312.8	502.0	648.0	759.0	593.0	767.0	3,269.0	3,269.0	
運輸省	1,077.6	5,592.7	1,122.0	1,158.5	1,135.9	1,112.6	1,108.0	5,637.0	1,119.7	1,327.0	1,634.0	1,391.0	1,890.2	7,361.9	7,361.9	
水産庁	94.5	779.2	145.0	211.0	182.0	202.0	208.0	948.0	212.0	242.0	278.0	228.0	338.5	1,298.5	1,298.5	
計	1,560.1	8,301.9	1,668.0	1,852.3	1,780.9	1,797.6	1,799.0	8,897.8	1,833.7	2,217.0	2,671.0	2,212.0	2,995.7	11,929.4	11,929.4	
年度	8	9	10	11	年度		12	13	14	15	16	17	18	19	20	
建設省	644.5	583.0	729.0	723.0	河川局		739.4	825.0	474.0	440.0	440.0	436.0	403.0	363.0	322.0	
運輸省	1,451.2	1,446.0	1,777.0	1,392.0	港湾局		1,568.0	991.0	661.0	759.0	880.4	852.0	694.9	352.6	300.0	
水産庁	252.5	212.0	336.0	364.4	水産庁		509.6	381.0	333.7	300.0	446.3	449.3	450.0	310.0	200.0	
計	2,348.2	2,241.0	2,842.0	2,479.4	計		2,817.0	2,197.0	1,468.7	1,499.0	1,766.7	1,737.3	1,547.9	1,025.6	822.0	
年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元		2	3		
河川局	670.0	260.0	250.0	490.0												
港湾局	300.0	172.0	181.3	695.0	596.8	356.0	462.0	327.2	375.5	714.6	799.9	1,325.2	351.7			
水産庁	278.0	212.0	144.0													
計	1,248.0	644.0	575.3													

4-16 建築基準法による災害危険区域一覧表

平成25年3月31日現在

番 号	所 在 地	区 域 名	指 定 年 月 日	告 示 番 号
1	神 山 町	府 殿	S50. 2. 7	93
2	美馬市(旧穴吹町)	下 森	S54. 2. 13	105
3	〃	左 手・四 合 地	〃	〃
4	〃	鍵 掛	〃	〃
計		4		

※ 上記以外に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57条）第3条第1項の規定により規定された急傾斜地崩壊危険区域についても、災害危険区域として指定されています。

観測所名	水系名	流域河川	所在地	所管等	備考
トヤマツツヤ 徳島庁舎	東部 県土 整備局(徳島)		徳島市南末広町6-36	東部 県土 整備局(徳島)	
ツヨクツツヤ 正法寺	吉野川	正法寺川	板野郡藍住町奥野東中須125地先	"	
ヒロノ 広野	"	鮎喰川	名西郡神山町阿野字広野154-1	"	
サカイ 春井	"	"	名西郡神山町神領字川北2-1	"	
ミヤエ 宮前	"	園瀬川	名東郡佐那河内村下字中辺71-1	"	
ホツケ 法花	"	"	徳島市八万町式丈5-1	"	
タカエ 立江	立江川	立江川	小松島市立江町字清水189-1	"	
村ノイ 落合	勝浦川	勝浦川	勝浦郡上勝町落合	"	(ダム)
マサキ 正木	"	"	勝浦郡上勝町正木字藤の内18-2	"	(ダム)
オハスラ 雄中	"	"	勝浦郡上勝町大字生実字百合尾	"	(ダム)
トノノ 殿川内	"	"	勝浦郡上勝町殿川内	"	(ダム)
ヨコエ 横瀬	"	"	勝浦郡勝浦町大字久国沼地	"	
ヤシノ 八重地	"	旭川	勝浦郡上勝町大字旭字西中29-2	"	(ダム)
サカヨツヤ 鴨門庁舎	東部 県土 整備局(鳴門)		鳴門市撫養町立岩字七枚128	"	
オガコリ 大谷川	吉野川	大谷川	板野郡松茂町中喜来字中瀬堤外15-9	"	
ワカヨツヤ 阿南庁舎	南部総合 (阿南)		阿南市富岡町あ玉谷46	南部総合 (阿南)	
ワカノ 新野	那賀川	桑野川	阿南市新野町秋山350-5	"	
ワカヤマ 福井ダム	福井川	福井川	阿南市福井町鉦打	"	(ダム)
ワカニ 加茂谷	那賀川	那賀川	那賀郡那賀町吉野字弥ハカヘ64-1	"	(ダム) IoT雨量計にて 仮運用中
ワカヨツヤ 那賀庁舎	南部総合 (那賀)		那賀郡那賀町岩倉字シモンアレ28-9	南部総合 (那賀)	
ワカト 穂戸	那賀川	坂州木頭川	那賀郡那賀町岩倉字シモンアレ28-9	国交省	(ダム)
ワカノ 名古ノ瀬	"	"	那賀郡那賀町掛籠字保木山7	"	(ダム)
ワカノ 長安口	"	那賀川	那賀郡那賀町長安字向イ22-1	"	(ダム)
ワカノ 川口	"	"	那賀郡那賀町吉野字イヤ谷72-1	企業局	(ダム)
ワカノ 小谷	穴喰川	広岡川	海部郡海陽町小谷字落合106	南部総合 (美波)	(ダム)

観測所名	水系名	流域河川	所在地	所管等	備考
ミヤノツツヤ 美波庁舎	南部総合 (美波)		海部郡海陽町奥河内字弁野天17-1	南部総合 (美波)	
サノノ 月輪	日和佐川	日和佐川	海部郡海陽町西河内字大久保	"	
サノノ 牟岐	牟岐川	牟岐川	海部郡海陽町中村字本村47-2	"	
サノノ 寒ヶ瀬	海部川	海部川	海部郡海陽町平井字寒ヶ瀬115	"	
サノノ 神野	"	"	海部郡海陽町神野字七川1-1	"	
サノノ 奥浦	"	"	海部郡海陽町奥浦字鹿ヶ谷3-1	"	
サノノ 穴喰	穴喰川	穴喰川	海部郡海陽町大字穴喰浦中角1-1	"	
ヨシノ 吉野川庁舎	東部 県土 整備局(吉野川)		吉野川市川島町大字宮高字南中須	東部 県土 整備局(吉野川)	
サノノ 平	吉野川	川田川	吉野川市美郷字張410-7	"	
サノノ 野田原	"	日開谷川	阿波市市場町日開谷字野田原	"	
サノノ 七条	"	宮川内谷川	板野郡上板町西分字溝尻8-3地先	"	
サノノ 宮川内	"	"	阿波市土成町宮川内字平間	"	(ダム)
サノノ 上畑	"	"	阿波市土成町宮川内字上畑75-16	"	(ダム)
ミヤノツツヤ 美馬庁舎	西部総合 (美馬)		美馬市脇町大字猪尻建神社下南	西部総合 (美馬)	
ミヤノツツヤ 三好庁舎	西部総合 (三好)		三好市池田町字マチ2415	西部総合 (三好)	
サノノ 加茂	吉野川	加茂谷川	三好郡東みよし町加茂1621-3地先	"	

参考 IoT雨量計一覽表

観測所名	水系名	流域河川	所在地	所管等	備考
サノノ 加茂谷	那賀川	那賀川	徳島県阿南市加茂町南不け1	南部総合 (阿南)	

4-1-18 県水位観測所(テレメーター)一覽表
付表-2 (1) 徳島県水防情報伝達システム接続 水位観測所(テレメーター)一覽表

観測所	河川名	所 属	所 在 地	量水標 管理 者	水 位			
					水防情報 伝達	注意	避難判断	堤防高
カガリ 春日	飯尾川	徳島県	徳島市春日町宝野2 7-1	東 部 県 土 整備局(徳島)	2.4	3.1	3.4	4.1
イガリ	"	"	徳島市不動北町	"				
イガリ 飯尾川	"	"	徳島市春日町宝野地先	"				
イガリ 飯尾川(第二橋門)	"	"	徳島市国府町東黒田字 縄場	"				
スガ 角ノ瀬	"	"	名西郡神山町阿野字広 野154-1	"	2.6	3.9		7.0
ヒロ 広野	"	"	名西郡神山町神領字川 北2-1	"	3.7	4.7		7.2
トイ 番井	"	"	徳島市入田町春日13 7-1	"				
ニウガ 入田	"	"	徳島市入田町春日13 7-1	"				
カガリ 上船渡	"	"	徳島市錦崎町2丁目1 18-2	"	4.1	5.8	6.5	9.4
カガリ 北矢三	"	"	徳島市北矢三町3丁目 123番2地先	"				
カガリ 寺谷	嵯峨川	"	佐那河内村下寺谷	"				
カガリ 正法寺	正法寺川	"	板野郡藍住町奥野東中 須125	"	1.2	1.8		2.9
カガリ 沖ノ島	櫻瀬江湖川	"	徳島市川内町鈴江西 金岡排水機場	"				
カガリ 宮前	園瀬川	"	名東郡佐那河内村下字 中辺71-1	"				
カガリ 山上	"	"	徳島市上八万町上中筋 953-1	"	1.3	2.0	2.0	3.3
カガリ 法花	"	"	徳島市八万町沖須賀5- 1	"	2.5	3.2	4.4	4.8
カガリ 冷田川	冷田川	"	徳島市八万町沖須賀6 3	"				
カガリ 丈六田橋	多々羅川	"	徳島市丈六町小谷20 番地の1	"				
カガリ 多々羅川	"	"	徳島市新浜本町2丁目 3-57-2地先	"				
カガリ 新町	新町川	"	徳島市新町橋1丁目4 番地先	"	2.2	2.5		4.2
カガリ 神田瀬	神田瀬川	"	小松島市小松島町字馬 場本12-1	"				
カガリ 芝生川	"	"	小松島市金蔵町8	"				
カガリ 新堀川	"	"	小松島市小松島町字馬 場ノ本12-3地先	"				
カガリ 豊ノ本川	"	"	小松島市中郷町字大瀬 町1-19地先	"				
カガリ 立江	立江川	"	小松島市立江町字清水 184-1	"				
カガリ 立江川	"	"	小松島市赤石町浜ノ町 40	"				

付表-2 (1) 徳島県水防情報伝達システム接続 水位観測所(テレメーター)一覽表

観測所	河川名	所 属	所 在 地	量水標 管理 者	水 位			
					水防情報 伝達	注意	避難判断	堤防高
カガリ 瀬上	田野川	徳島県	小松島市田野町字赤石 北53-4	東 部 県 土 整備局(徳島)				
カガリ 田野川	"	"	小松島市金蔵町14	"				
カガリ 太田川	太田川	"	小松島市和島町松田 新田37-14	"				
カガリ 前川	前川	"	板野郡藍住町徳命字前 須東10-4	"				
カガリ 横瀬	勝浦川	"	勝浦郡勝浦町棚野字北 川原	"	2.0	3.0	3.6	4.2
カガリ 沖野	"	"	徳島市飯谷町2-1	"				
カガリ 江田	"	"	小松島市江田町中須賀 地先	"	2.4	3.4	4.1	4.7
カガリ 落合	"	"	勝浦郡上勝町落合	"				
カガリ 多家長	"	"	徳島市多家長町小路地 10番地	"				
カガリ 打樋川	"	"	徳島市論田町新開66 -122地先	"				
カガリ 吉永	新池川	"	鳴門市大津町吉永4番 地越地先	"	1.0	1.3	1.3	1.5
カガリ 新池川	"	"	鳴門市撫養町南浜字東 浜番外28番地先	"				
カガリ 大代	大代谷川	"	鳴門市大津町大代字大 道572-6	"				
カガリ 大坂谷	大坂谷川	"	板野郡板野町大寺字王 子57-5	"				
カガリ 黒谷	黒谷川	"	板野郡板野町大寺字郊 辺裏190-2	"				
カガリ 大谷川	大谷川	"	板野郡松茂町中喜来字 中瀬堤外15-9	"				
カガリ 大谷	"	"	鳴門市大津町大谷字東 山谷41-9	"				
カガリ 瀬戸	明神川	"	鳴門市瀬戸町明神字上 本城252	"				
カガリ 下ノ庄	宮川内谷川	"	板野郡板野町下庄字栄 寿44-1地先	"				
カガリ 内田橋	桑野川	"	阿南市山口町前山田5 8-1地先	南 部 総 合 (阿南)	2.8	3.7	4.0	4.7
カガリ 新野	"	"	阿南市新野町秋山35 0-5	"				6.5
カガリ 和食(県)	那賀川	"	那賀郡那賀町大字和食 字町144-2	南 部 総 合 (那賀)	T.P.	T.P.	T.P.	T.P.
カガリ 大西	福井川	"	阿南市福井町大西42 -2	南 部 総 合 (阿南)	46.3	47.8	47.8	49.3
カガリ 出島川	"	"	阿南市那賀川町中島1 558-1地先	"	2.1	2.7	2.7	3.3

付表-2 (1) 徳島県水防情報伝達システム接続 水位観測所 (テレメーター) 一覧表 3 / 4

観測所	河川名	所 属	所 在 地	量水標 管理者	水 位			
					水田用機	注意	避難判断	
カベ 打樋	打樋川	徳島県	阿南市津ノ峰町長浜地 先	南部総合 (阿南)				堤防高
カベ 打樋	椿川	"	阿南市椿町黒田4番 地7	"				
カベ 打樋	初屋川	"	阿南市那賀川町芳崎4 94番地	"				
カベ 打樋	日和佐川	"	海部郡美波町西河内字 大久保	南部総合 (美波)	2.6	3.3	3.3	3.7
カベ 打樋	北河内谷川	"	海部郡美波町北河内字 登り226-3	"				
カベ 打樋	奥瀧川	"	海部郡美波町奥河内字 弁才天186-8	"				
カベ 打樋	"	"	海部郡美波町奥河内字 柳ヶ谷	"	ポンプ操作条件による			
カベ 打樋	牟岐川	"	海部郡牟岐町中村字本 村47-2	"				
カベ 打樋	穴喰川	"	海部郡海陽町大字穴喰 浦中角1-1	"				
カベ 打樋	牟岐川	"	海部郡牟岐町大字河内 字東川又1748-1	"				
カベ 打樋	海部川	"	海部郡海陽町神野字七 川1-1	"	2.7	4.1		7.6
カベ 打樋	"	"	海部郡海陽町多良	"	2.7	3.3	5.1	5.5
カベ 打樋	赤松川	"	海部郡美波町赤松字 野田72番2	"				7.0
カベ 打樋	善蔵川	"	海部郡海陽町大里字下 中洲26-7	"				
カベ 打樋	穴喰川	"	海部郡海陽町日比原	"	2.1	2.3	2.6	3.1
カベ 打樋	日開谷川	"	阿波市市場町 市場字岸ノ下	東 部 県 土 徳島(吉野川)	2.0	2.8		3.8
カベ 打樋	熊谷川	"	阿波市吉野町柿原字シ ノ原382-5	"				
カベ 打樋	川田川	"	吉野川市山川町字村雲 171-1	"	1.8	2.6	3.1	3.7
カベ 打樋	桑村川	"	吉野川市川島町桑村字 風呂谷	"				
カベ 打樋	江川	"	吉野川市鴨島町大字牛 島字中開東	"	1.3	1.7	2.1	2.8
カベ 打樋	飯尾川	"	名西郡石井町高川原字 関147-5	"	1.5	2.0	2.3	2.6
カベ 打樋	"	"	名西郡石井町高川原字 加茂野	"	1.5	2.0	2.1	2.3
カベ 打樋	"	"	徳島市国府町東黒田字 鱈場	"				
カベ 打樋	宮川内谷川	"	阿波市土成町 宮川内字相坂	"				
カベ 打樋	"	"	阿波市土成町 宮川内字上畑	"				

付表-2 (1) 徳島県水防情報伝達システム接続 水位観測所 (テレメーター) 一覧表 4 / 4

観測所	河川名	所 属	所 在 地	量水標 管理者	水 位			
					水田用機	注意	避難判断	
カベ 打樋	宮川内谷川	徳島県	板野郡上板町七条字挽 木	東 部 県 土 徳島(吉野川)	1.5	2.5	2.5	3.5
カベ 打樋	江川	"	吉野川市鴨島町鴨島字 知恵島873-4	"				
カベ 打樋	学島川	"	吉野川市川島町学字辻	"				
カベ 打樋	ほたる川	"	吉野川市山川町堤外	"	1.3	1.7	1.7	2.2
カベ 打樋	貞光川	"	美馬市つるぎ町字前田 53-14	西 部 総 合 (美馬)	2.2	3.0	3.0	3.8
カベ 打樋	穴喰川	"	美馬市穴吹町字市の下 8番	"	1.9	2.9		4.0
カベ 打樋	"	"	美馬市穴吹町口山字丸 山450番地先	"				
カベ 打樋	曾江谷川	"	美馬市勝町字赤谷22 5-18	"	1.0	1.3		3.8
カベ 打樋	半田川	"	美馬市つるぎ町半田 井	"				
カベ 打樋	加茂谷川	"	三好郡東みよし町加茂 1621-2地先	西 部 総 合 (三好)	1.7	2.4		4.3
カベ 打樋	馬路川	"	三好市池田町馬路陰ノ 前8番3	"				
カベ 打樋	井ノ内谷川	"	三好市井川町垢射61 50-4	"				

4-1-18 県水位観測所(テレメーター)一覽表
付表一(2) 徳島県水防情報伝達システム接続 (危機管理型水位計) 一覽表

観測所	河川名	所属	所在地	量水観 管理者	水位		
					水初期特種	記述注部	避難判断
イナゴツ 飯谷橋	勝浦川	徳島県	徳島市飯谷町【飯谷 橋】	東 部 県 土 整備局(徳島)			
カサキカサ 川北東橋	國瀨川	"	徳島市上八万町【川北 東橋】	"			
初サキカサ 川南北橋	冷田川	"	徳島市上八万町【川南 北橋】	"			
カサカサ 多々羅川橋	多々羅川	"	徳島市大松町下野神 【多々羅川橋】	"			
ニホリハシ 西堀橋	西大堀川	"	徳島市国府町日開【西 堀橋】	"			
シヨアハシ 菖蒲橋	芝生川	"	小松島市芝生町字横須 【菖蒲橋】	"			
シホリハシ 新堀橋	新堀川	"	小松島市中郷町字西野 【新堀橋】	"			
イナゴツ 生名谷橋	生名谷川	"	勝浦町大字沼江【生名 谷橋】	"			
アハシ 阿野橋	鮎喰川	"	徳島市神山町阿野【阿 野橋】	"			
カサカサ 諏訪橋	前川	"	板野郡藍住町奥野字前 川【諏訪橋】	"			
カサカサ 大谷川橋	大谷川	"	鳴門市大原町牛屋島 【大谷川橋】	"			
カサカサ 長尾	打樋川	"	徳島市大原町長尾29 -3 付近	"			
ヨサハシ 吉田橋	八多川	"	徳島市多喜良町吉田 【吉田橋】	"			
ヘ化ハシ 平成橋	立江川	"	小松島市立江町字塩瀬 【平成橋】	"			
カサカサ 新藤川橋	藤川	"	上勝町大字正木字中津 【新藤川橋】	"			
カサカサ 古町大橋	宮川内谷川	"	板野町大寺【古町大 橋】	"			
カサカサ 細敷谷川	細敷谷川	"	鳴門市大原町萩原【萩 原団地号橋歩道橋】	"			
カサカサ 鴨島中央橋	飯尾川	"	吉野川市鴨島町上下島 【鴨島中央橋】	東 部 県 土 整備局(吉野川)			
カサカサ 庄司橋	川田川	"	吉野川市山川町旗見 【庄司橋】	"			
アサカサ 阿波神橋大橋	吉野川	"	吉野川市島町三ツ島 字新田【阿波神橋大 橋】	"			
ニホリハシ 御幸ノ北橋	指谷川	"	阿波市土成水田【御幸 ノ北橋】	"			
カサカサ 北二条第一号橋	熊谷川	"	阿波市吉野町柳原【北 二条第一号橋】	"			
カサカサ 為老橋	渡内川	"	石井町石井字石井【為 老橋】	"			
カサカサ 御所地橋	飯尾川	"	石井町浦庄字国実【御 所地橋】	"			
カサカサ 漂東2号橋	鶯谷川	"	市勝町伊月字漂200-1地 先【漂東2号橋】	"			

付表一(2) 徳島県水防情報伝達システム接続 (危機管理型水位計) 一覽表

観測所	河川名	所属	所在地	量水観 管理者	水位		
					水初期特種	記述注部	避難判断
カサカサ 中河原橋	五明谷川	徳島県	阿波町中川原151-5地先 尾【中河原橋】	東 部 県 土 整備局(吉野川)			
ヒワカサ 引舟橋	打樋川	"	阿南市見能林町【引舟 橋】	南部総合 (阿南)			
モカサ 古毛橋	福井川	"	阿南市福井町古毛【古 毛橋】	"			
カサカサ 新西方橋	岡川	"	阿南市長生町西方【新 西方橋】	"			
カサカサ 十八女大橋	那賀川	"	阿南市那賀川町十八女 町宮ノ前【十八女大 橋】	"			
カサカサ 大津田橋	大津田川	"	阿南市長生町大津田 【大津田橋】	"			
カサカサ 大橋	畑田川	"	阿南市下大野町大橋	"			
アサカサ 熊谷大橋	熊谷川	"	阿南市熊谷町秋葉下 【熊谷大橋】	"			
アサ 青木	三谷川	"	阿南市見能林町青木	"			
イナゴツ 出原橋	那賀川	"	那賀町木頭出原【出原 橋】	南部総合 (那賀)			
イナゴツ 和食橋	中山川	"	那賀町和食郷字人幡原 【和食橋】	"			
ハカサ 原ヶ野橋	日和佐川	"	美波町西川内字原ヶ野 【原ヶ野橋】	南部総合 (美波)			
カサカサ 上平画橋	広岡川	"	海陽町西川内字附141地 先【上平画橋】	"			
カサカサ 相川大橋	海部川	"	海陽町相川字中野【相 川大橋】	"			
カサカサ 不動橋	母川	"	海陽町野江字中澤【不 動橋】	"			
カサカサ 安井橋	坂瀬川	"	海陽町尾崎八山147地先 【安井橋】	"			
カサカサ 前田新橋	善藏川	"	海陽町大里字尾野鼻 【前田新橋】	"			
カサカサ 手摺水門	浦上川	"	海陽町浅川【手摺水 門】	"			
カサカサ 日浦橋	相川	"	海陽町相川字柱野【日 浦橋】	"			
カサカサ 土井谷橋	土井谷川	"	美馬市勝町字拝原【土 井谷橋】	西部総合 (美馬)			
カサカサ 城の谷橋	城の谷川	"	美馬市勝町大字勝町 【城の谷橋】	"			
カサカサ 舞中島	明達川	"	美馬市六吹町三島字舞 中島【市道橋】	"			
カサカサ 蛸橋	貞光川	"	つるぎ町一字赤松 【蛸橋】	"			
カサカサ 和田橋	半田川	"	つるぎ町半田字西久保 【和田橋】	"			
カサカサ 天神橋	六吹川	"	美馬市六吹町口山字初 草【天神橋】	"			

付表一2 (2) 徳島県水防情報伝達システム接続 (危機管理型水位計) 一覧表 3 / 3

観測所	河川名	所属	所在地	量水標 管理者	水位			
					水防団特種	記測注部	避難用照	冠懸危険
ミナネン 光兼橋	白川谷川	徳島県	三好市山城町光兼【光 兼橋】	西部総合 (三好)				
山陰谷川 山陰谷川橋門	山口谷川	"	東三好町中庄【山陰谷 川橋門】	"				
山陰谷川 箸蔵橋	鮎舌谷川	"	三好市州津【箸蔵橋】	"				

第5 危険物等に関する資料

5 - 1 危険物大量貯蔵取扱事業所一覧表

(第4類危険物1,000kg以上)

令和3年4月1日現在

事業所名	所在地	備考
新日本理化(株)徳島工場	徳島市川内町榎瀬1番地の1	
大塚化学(株)徳島工場	徳島市川内町加賀須野463-1	
徳島石油(株)末広油槽所	徳島市末広一丁目314番地	
丸善商事(株)	鳴門市瀬戸町明神字水汲谷2番地の7	
徳島化製事業協業組合	鳴門市里浦町里浦字恵美寿673番地	
E N E O S 株式会社 小松島油槽所	小松島市小松島町字新港1-2	
海上自衛隊第24航空隊	小松島市和田島町字洲端4番3	
四国電力(株)阿南発電所	阿南市橘町幸野106番地	
日本電工(株)徳島工場	阿南市橘町幸野62番1	
電源開発(株)橘湾火力発電所	阿南市橘町小勝3番地	
四国電力(株)橘湾発電所	阿南市橘町小勝1番地	
王子製紙(株)富岡工場	阿南市豊益町吉田1番地	
海上自衛隊徳島教育航空群	板野郡松茂町笹木野字八山開拓27番地	
藤田商事(株)	板野郡松茂町笹木野字八山開拓158番地1	
徳島県漁業協同組合連合会 長原油槽所	板野郡松茂町豊岡字芦田鶴地先	
大塚化学(株)松茂工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139の40	
四国化成工業(株)徳島工場北島事業所	板野郡北島町江尻字内中須1番地	

5-2 高圧ガス大量保有事業所一覧表

1 第一種製造者

(1) 一般

令和4年7月1日現在

事業所名	所在地	電話番号	主な高圧ガス
新日本理化(株) 徳島工場	徳島市川内町榎瀬1-1	088-665-0321	水素, アンモニア, メタノール【社中】, DMCD
大塚化学(株) 徳島工場	徳島市川内町加賀須野463	088-665-1516	窒素, 炭酸ガス
大塚製薬(株) 徳島工場	徳島市川内町加賀須野463-10	088-665-2126	窒素, フルオロカーボン22
富田製薬(株) 徳島工場	徳島市川内町加賀須野463-14	088-665-2761	炭酸ガス
大塚食品(株) 徳島工場	徳島市川内町加賀須野463-55	088-665-8480	窒素, 炭酸ガス
東亜合成(株) 徳島工場	徳島市川内町中島575-1	088-665-2111	塩素, 窒素, 塩化水素, 天然ガス, フルオロカーボン404A
東亜合成水素ステーション徳島	徳島市川内町中島620-1	088-679-8733	水素, フルオロカーボン
大塚製薬(株) 徳島第二工場	徳島市川内町平石夷野224-18	088-665-2126	窒素, 炭酸ガス
シオノギファーマ(株)	徳島市川内町平石夷野224-20	088-665-2312	酸素, 窒素
日亜化学工業(株) 徳島工場	徳島市川内町平石夷野224-20	088-665-2311	窒素
富田運送株式会社	徳島市川内町平石若松173	088-665-2033	天然ガス【移動式製造設備】
四国大陽日酸(株) 徳島営業所	徳島市北田宮1-8-74	088-632-6132	酸素, 窒素, 空気, アルゴン, 炭酸ガス
S T N物流(株) 徳島営業所	徳島市北田宮1-8-74	088-633-1551	酸素, 窒素【ともに移動式製造設備】
ノヴィルフロンティア(株)	徳島市沖浜3-16	088-623-0001	ナイトロックス
日亜化学工業(株) 鳴門工場	鳴門市大麻町市場字川向一38-2	088-641-5252	窒素
(株)中岸商店 鳴門工場	鳴門市大津町矢倉字四ノ越15-1	088-686-1666	炭酸ガス
神例造船(株) 本社工場	鳴門市里浦町里浦字恵美寿676	088-685-0177	酸素, 炭酸ガス
O A Tアグリオ(株) 鳴門工場	鳴門市里浦町里浦字花面615	088-684-0210	塩素, 窒素
(株)大塚製薬工場 鳴門工場	鳴門市撫養町立岩字芥原115	088-685-1151	炭酸ガス, 窒素
(株)阿波酸素 金磯製造所	小松島市金磯町8-113	0885-32-0090	炭酸ガス, 酸素, 窒素
(株)新来島徳島どっく	小松島市中田町字東山94-1	0885-32-2565	炭酸ガス, 酸素
海上自衛隊 第24航空隊	小松島市和田島町字洲端4-3	0885-37-2111	炭酸ガス, 窒素, 空気, ヘリウム
日亜化学工業(株) 新野工場	阿南市新野町入田3	0884-36-3121	炭酸ガス

事業所名	所在地	電話番号	主な高圧ガス
日亜化学工業(株) 本社工場	阿南市上中町岡491-100	0884-22-2311	窒素, アンモニア, 天然ガス, 水素, 酸素
日本電工(株) 徳島工場	阿南市橋町幸野62-1	0884-27-2111	酸素, 窒素
(株)山本鉄工所 阿南工場	阿南市辰巳町1-8	0884-21-0033	炭酸ガス
四国ガスエネクス(株)	阿南市辰巳町1-15	090-5270-8407	天然ガス
日亜化学工業(株) 辰巳工場	阿南市辰巳町1-19	0884-22-4477	炭酸ガス, 窒素, アルゴン, 酸素
王子ネピア(株) ハウスワールド生産本部徳島工場	阿南市辰巳町1-2	0884-23-7511	天然ガス
王子製紙(株) 富岡工場	阿南市豊益町吉田1	0884-22-2211	酸素, 炭酸ガス, 天然ガス
(株)大真空 徳島事業所	吉野川市鴨島町牛島1939-11	0883-24-5161	窒素
日清紡テキスタイル(株) 吉野川事業所	吉野川市鴨島町牛島明治開2492-1	0883-24-5161	天然ガス, アンモニア, 窒素
(株)シャースプ	阿波市市場町香美字郷社前29	0883-36-7190	酸素
北島酸素(株) 土成工場	阿波市土成町土成字殿開49-1	088-695-3301	酸素, 窒素, 炭酸ガス
中央広域環境施設組合 中央広域環境センター	阿波市吉野町西条字藤原70-1	088-637-7127	酸素, 窒素, 天然ガス, 空気
四電エンジニアリング(株) 徳島支店池田事業所	三好市井川町才長谷115-1	0883-78-2937	六フッ化硫黄
キンキサイン(株) 徳島工場	勝浦郡勝浦町大字生名字屋敷5	0885-42-1231	炭酸ガス
四国アセチレン工業(株) 徳島工場	名西郡石井町藍畑字西覚円1100	088-674-1711	炭酸ガス, 酸素【休止】, アルゴン【休止】, 窒素【休止】
(株)イシイフーズ 食品工場	名西郡石井町高川原字加茂野65	088-675-1136	炭酸ガス
海上自衛隊 第202整備補給隊	板野郡松茂町住吉字住吉開拓38	088-699-5111	炭酸ガス, 空気, 窒素, ヘリウム
(株)大塚製薬工場 松茂工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-1	088-699-5677	窒素, 炭酸ガス
三洋電機(株) 徳島工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-32	088-699-3434	窒素, 天然ガス
大塚化学(株) 松茂工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-40	088-699-7980	酸素, 窒素
四国化成工業(株) 徳島工場北島事業所	板野郡北島町江尻字内中須1	088-698-4111	酸化エチレン, 塩素【休止】, 窒素, アンモニア, フッ化カーボン22
(株)ジェイテクト 徳島工場	板野郡藍住町奥野字山畑1	088-692-3111	窒素
誠徳運輸(株) 徳島営業所	板野郡藍住町徳名字中ノ丁177	088-692-7700	炭酸ガス【移動式製造設備】
大塚製薬(株) 徳島板野工場	板野郡板野町松谷字シントキ南13番地	088-672-6070	液化窒素

事業所名	所在地	電話番号	主な高圧ガス
大光運輸(有) 本社	板野郡板野町西中富字宮ノ本74-1	088-672-7022	天然ガス【移動式製造設備】
誠徳運輸(株) 本社	板野郡上板町瀬部725	088-694-5161	天然ガス【移動式製造設備】
貞光食糧工業(株)	美馬郡つるぎ町貞光字小山北168-2	0883-63-5511	炭酸ガス

(2) 液石

令和4年7月1日現在

事業所名	所在地	電話番号	主要貯蔵設備	備考
大塚化学(株) 徳島工場	徳島市川内町加賀須野463	088-665-1516	貯槽(20t, 10t)	
富田運送(株) 徳島工場	徳島市川内町平石若松192-1	088-665-2033		移動式製造設備
千松自動車(株)	徳島市北佐古二番町182-1	088-631-1688	容器(500kg×4)	スタンド
ジェイエイ徳島市燃料サービス株式会社(株) ガスセンター	徳島市国府町西矢野590	088-642-1679	貯槽(20t)	充填所
(株)エスト	徳島市国府町早瀬839	088-664-6262		移動式製造設備
徳島石油(株) 国府LPG充填所	徳島市国府町早瀬839	088-642-8311	貯槽(20t×2)	充填所
徳島ハイタク協同組合	徳島市津田海岸町1-98	088-663-0254	貯槽(10t×2)	スタンド
宮崎商事(株)	徳島市八万町大坪20-5	088-668-0811	貯槽(20t×2)	充填所, 移動式製造設備
丸善商事(株) 万代充填所	徳島市万代町7-23	088-653-8166	貯槽(20t×2, 0.5t)	充填所
(株)中岸商店 鳴門工場	鳴門市大津町矢倉字四ノ越15-1	088-686-1666	貯槽(20t×2)	充填所, スタンド, 移動式製造設備
四国物流(株)	鳴門市撫養町木津字萱谷1336-1	088-657-4650		移動式製造設備
大商硝子(株) 鳴門工場	鳴門市撫養町南浜字大工野21-1	088-685-8017	貯槽(10t×2)	
徳南ガス(株)	小松島市大林町字宮ノ本103-2	0885-38-1138	貯槽(10t)	充填所
(株)阿波酸素 金磯製造所	小松島市金磯町8-113	0885-32-0090	貯槽(10t×2)	充填所, スタンド
日亜化学工業(株) 本社工場	阿南市上中町岡491-100	0884-22-2311	貯槽(30t×2)	工業用
(株)スタン 阿南支店	阿南市橋町幸野107-13	0884-27-0644	貯槽(30t, 20t, 0.5t)	充填所
徳島県エルピーガス容器再検査協同組合	吉野川市鴨島町牛島字西條前2214-1	0884-24-5686	貯槽(0.75t, 0.5t)	
丸善商事(株) 鴨島充填所	吉野川市鴨島町牛島字先須賀ノ一149-1	0883-24-4311	貯槽(20t)	充填所
宮崎商事(株) 阿波工場	阿波市市場町上喜来字岸ノ下832-15	0883-36-5588	貯槽(20t×2, 0.5t)	充填所

事業所名	所在地	電話番号	主要貯蔵設備	備考
ジェイエイ徳島燃料サービス株式会社 土成LPガスセンター	阿波市土成町土成字殿開65番地1	088-695-5380	貯槽(20t, 30t, 1t)	充填所, スタンド
藤田商事(株) 脇町充填所	美馬市脇町大字馬木字銚子場1069	0883-53-9117	貯槽(15t, 10t)	充填所, スタンド
徳島液化ガス(株) 美馬工場	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南156-1	0883-52-2811	貯槽(15t×2)	充填所, スタンド
日本プロパンガス(株) 池田工場	三好市池田町白地井ノ久保1611	0883-74-1811	貯槽(30t)	充填所, スタンド
四国アセチレン工業(株) 徳島工場	名西郡石井町藍畑字西覚円1100	088-674-1711	貯槽(30t, 15t)	充填所, スタンド
大塚製菓(株) 徳島ワジキ工場	那賀郡那賀町小仁字大坪306-2	0884-62-3181	貯槽(20t)	
宮崎商事(株) 牟岐工場	海部郡牟岐町大字内妻字古江95-1	0884-72-2347	貯槽(20t)	充填所
丸善商事(株) 南部充填所	海部郡海陽町穴喰浦那佐2-1	0884-76-3232	貯槽(30t)	充填所
(株)ジェイテクト 徳島工場	板野郡藍住町奥野字山畑1	088-692-3111	貯槽(20t×2)	
四国ガス燃料(株) 徳島営業所	板野郡松茂町笹木野字八山開拓23	088-699-3811	貯槽(50t, 30t)	充填所, 移動式製造設備
藤田商事(株) 徳島充填所	板野郡松茂町笹木野字八山開拓158-1	088-699-6122	貯槽(20t, 15t)	充填所, 移動式製造設備
日鉄鋼管ファインチューブ(株)	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-17	088-699-5211	貯槽(15t)	
三洋電機(株) 徳島工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-32	088-699-3434	貯槽(20t)	
(株)ホームエネルギー四国 徳島センター	板野郡松茂町満穂字満穂開拓472	088-699-5237	貯槽(30t)	充填所, 移動式製造設備
日プロ徳島(株)	板野郡藍住町東中富字大塚傍示21-5	088-692-2729	貯槽(30t, 15t)	充填所, 移動式製造設備
(株)スタン 徳島北事業所	板野郡上板町引野字野神西18-1	088-694-8070	貯槽(40t)	充填所, 移動式製造設備
川原プロパン(有)	三好郡東みよし町西庄井関125	0883-82-2128	貯槽(15t×2)	充填所, スタンド

(3) 冷凍

令和4年7月1日現在

事業所名	所在地	電話番号	冷凍能力(トン/日)
大塚製菓(株) 徳島工場	徳島市川内町加賀須野463番地10	088-665-2126	59.2
大鵬薬品工業(株) 徳島工場	徳島市川内町平石夷野224番地2	088-665-1121	779.04
徳島市民病院	徳島市北常三島町2-34	088-622-5121	118.80 アンモニア
徳島大学病院	徳島市蔵本町二丁目50番1号	088-631-3111	292.60

事業所名	所在地	電話番号	冷凍能力(トン/日)
OATアグリオ(株) 鳴門工場	鳴門市里浦町里浦字花面615	088-684-0201	135.06
小松島漁業協同組合	小松島市横須町4-3	0885-32-3255	51.40 アンモニア
倉敷紡績(株) 徳島工場	阿南市辰巳町1-15	0884-22-8865	131.80
王子製紙(株) 富岡工場	阿南市富岡町吉田1番地	0884-22-2211	708.10
石井養鶏農業協同組合	石井町石井字白鳥310番地	088-675-1111	51.10
オンダン農業協同組合 食鶏処理施設	海部郡海陽町大井字大谷11	0884-73-3534	59.30
四国化成工業(株) 徳島工場北島事業所	北島町江尻字中須1番地	088-698-4111	599.26

2 第一種貯蔵所

令和4年7月1日現在

事業所名	所在地	電話番号	主な高压ガス
大鵬薬品工業(株) 北島工場	徳島市応神町吉成字只津18-2	088-657-4650	液化石油ガス
富田運送(株)	徳島市川内町平石若松173	088-665-2033	液化天然ガス, 液化石油ガス
四国大陽日酸(株) 徳島営業所	徳島市北田宮1-8-74	088-632-6132	水素, 水素+アルゴン, シラン, シラン+窒素, アセチレン, 液化石油ガス, プロピレン, 酸化エチレン+炭酸ガス, 空気, 酸素, 亜酸化窒素, アンモニア 他
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151	酸素, 亜酸化窒素, 炭酸ガス
和光運輸(株)	徳島市国府町観音寺212-2	088-642-2824	液化石油ガス
四国物流(株)	徳島市東大工町3-8	088-657-4650	液化石油ガス
(株)ミツウロコヴェッセル 四国	徳島市応神町応神産業団地4-32	088-691-9911	液化石油ガス
大光運輸(有)	鳴門市大麻町桧字尾山谷42	088-692-3340	天然ガス
ナイトライド・セミコンダクター(株)	鳴門市瀬戸町明神字板屋島115-7	088-683-7750	水素, 窒素, アンモニア, モノメチルシラン+水素, 液化石油ガス, 窒素+水素
(株)中岸商店	鳴門市撫養町斎田字大堤40-1	088-685-7833	酸素, 水素, アセチレン, プロピレン
(株)大塚製薬工場 鳴門工場	鳴門市撫養町立岩字芥原115	088-685-1151	天然ガス, 窒素
リンテック(株) 小松島工場	小松島市豊浦町2	0885-38-2222	天然ガス, 窒素
日亜化学工業(株) 本社工場	阿南市上中町岡491-100	0884-22-2311	硫化窒素, アンモニア, アルゴン, 水素, 液化石油ガス, アセチレン, 亜酸化窒素, 酸素, 窒素, 塩化水素, モニタン+水素, モニタン+窒素, 四フッ化メタン+酸素, モニタン, ヘリウム, 塩素, 三塩化ホウ素, フッ化ホウ素2, 3, フッ化ホウ素14, 酸素+窒素, 水素+ヘリウム

事業所名	所在地	電話番号	主な高压ガス
四国大陽日酸(株) 阿南出張所	阿南市宝田町大久保235-1	0884-22-5667	酸素, 水素, アセチレン, アンモニア, 亜酸化窒素, 空気, 一酸化炭素, 塩化水素 他
四国電力(株) 阿南発電所	阿南市橘町幸野106	0884-27-0300	アンモニア, 窒素, 炭酸ガス, 塩素
四国電力(株) 橘湾火力発電所	阿南市橘町小勝3	0884-34-3411	水素, 窒素, 炭酸ガス, 酸素
電源開発(株) 橘湾火力発電所	阿南市橘町小勝3	0884-34-3221	水素, 窒素, 炭酸ガス
倉敷紡績(株) 徳島工場	阿南市辰巳町1-15	0884-22-8865	アンモニア
日亜化学工業(株) 辰巳工場	阿南市辰巳町1-19	0884-22-4477	水素, 空気
ジェイエイ徳島燃料サービス(株) 南部中継所	阿南市長生町西方305-1	0884-22-0908	液化石油ガス
阿波製紙(株) 阿南事業所	阿南市津乃峰町新浜72番地3	0884-27-3132	液化石油ガス
徳島県厚生農業協同組合連合会 阿南医療センター	阿南市宝田町川原2番地	0884-28-7777	酸素, 炭酸ガス
メグミフーズ(株)	阿南市新野町北宮の久保30	0884-36-3235	液化石油ガス
徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131	液化酸素, 圧縮酸素, 圧縮窒素, 亜酸化窒素, 操作用窒素
四国アセチレン工業(株) 徳島工場	名西郡石井町藍畑字西覚円1100	088-674-1711	酸素, 亜酸化窒素, ヘリウム, フッ素 他
(株)大阪特殊鋼管製造所 徳島工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-13	088-699-5511	液化酸素
三洋電機(株) 徳島工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-32	088-699-3434	液化アンモニア
(株)ホームエネルギー四国 徳島センター	板野郡松茂町満穂字満穂開拓472	088-699-5237	液化石油ガス
誠徳運輸(株) 藍住営業所	板野郡藍住町徳命中ノ丁177	088-692-7700	液化石油ガス
(有)大光運輸 藍住営業所	板野郡藍住町矢上字北分77	088-692-3340	液化天然ガス
大塚製薬(株) 徳島板野工場	板野郡板野町松谷字シトキ南13	088-672-6070	液化石油ガス
(有)大光運輸 本社	板野郡板野町西中富字宮ノ本74-1	088-672-7022	液化天然ガス
(有)共和酸素商会	板野郡上板町高磯字喜来230-1	088-694-8008	酸素
誠徳運輸(株) 徳島営業所	板野郡上板町瀬部725	088-694-5161	液化天然ガス

3 一般ガス事業者

令和4年7月1日現在

事業所名	所在地	電話番号	ガス工作物	備考
四国ガス(株) 徳島工場	徳島市東沖洲2-67-1	088-664-5560	5000k1×1基(液化天然ガス) 1500k1×1基(液化天然ガス) 20t×2基(7°ロハン)	都市ガス製造用

事業所名	所在地	電話番号	主な高圧ガスの種類
神例造船(株) 徳島工場	徳島市川内町加賀須野77	088-665-1313	液化酸素
大塚化学(株) 徳島工場	徳島市川内町加賀須野463	088-665-1516	液化塩素, 液化アンモニア, 液化石油ガス
東亜合成(株) 徳島工場	徳島市川内町中島575-1	088-665-2111	液化塩素, 液化酸素
日亜化学工業(株) 徳島工場	徳島市川内町平石夷野224-20	088-665-2311	液化塩素
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151	液化酸素
国立大学法人徳島大学 徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-1	088-631-3111	液化酸素
宮崎商事(株)	徳島市八万町大坪20-5	088-668-0811	液化石油ガス
国立大学法人徳島大学 理工学部	徳島市南常三島町2-24	088-623-2311	モノシラン, アルシン, ホスフィン
医療法人すこやか 林病院	徳島市大原町千代ヶ丸山30-20	088-663-1188	液化酸素
王子コンテナ(株) 徳島工場	鳴門市大津町吉永字四番越461	088-685-0181	液化石油ガス
神例造船(株) 本社工場	鳴門市里浦町里浦字恵美寿676	088-685-0177	液化酸素
OATアグリオ(株) 鳴門工場	鳴門市里浦町里浦花面615	088-684-0210	液化塩素
ナイトライド・セミコンダクター(株)	鳴門市瀬戸町明神字板屋島115-7	088-683-7750	圧縮水素
独立行政法人徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番地	088-683-0011	液化酸素
大商硝子(株) 鳴門工場	鳴門市撫養町南浜字大工野21-1	088-685-8017	液化石油ガス
日本赤十字社 徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井ノ口103	0885-32-2555	液化酸素
(株) 新来島徳島どつく	小松島市中田町字東山94-1	0885-32-2565	液化酸素
日亜化学工業(株) 本社工場	阿南市上中町岡491-100	0884-22-2311	液化アンモニア, モノシラン, 液化石油ガス, 液化酸素
日本電工(株) 徳島工場	阿南市橘町幸野62-1	0884-27-2111	液化酸素
四国電力(株) 阿南発電所	阿南市橘町幸野106	0884-27-0300	液化アンモニア
四国電力(株) 橘湾火力発電所	阿南市橘町小勝1	0884-34-3411	圧縮水素
電源開発(株) 橘湾火力発電所	阿南市橘町小勝3	0884-34-3221	圧縮水素
倉敷紡績(株) 徳島工場	阿南市辰巳町1-15	0884-22-8865	液化アンモニア
日亜化学工業(株) 辰巳工場	阿南市辰巳町1-19	0884-22-4477	液化酸素

事業所名	所在地	電話番号	主な高圧ガスの種類
王子製紙(株) 富岡工場	阿南市豊益町吉田1	0884-22-2211	液化酸素
日亜化学工業(株) 新野工場	阿南市新野町入田3	0884-36-3121	液化石油ガス
阿波製紙(株) 阿南事業所	阿南市津乃峰町新浜72番地3	0884-27-3132	液化石油ガス
徳島県厚生農業協同組合連合会 阿南医療センター	阿南市宝田町川原2番地	0884-28-7777	液化酸素
メグミフーズ(株)	阿南市新野町北宮の久保30	0884-36-3235	液化石油ガス
日清紡テキスタイル(株) 吉野川事業所	吉野川市鴨島町牛島明治開2492-1	0883-24-5161	アンモニア
(株) シャースプ	阿波市市場町香美字郷社前29	0883-36-7190	液化酸素
(株) 十川ゴム 徳島工場	阿波市市場町上喜来字大門834-1	0883-35-2110	液化石油ガス
中央広域環境施設組合 中央広域環境センター	阿波市吉野町西条字藤原70-1	088-637-7127	酸素, 窒素, 天然ガス, 空気
(株) ナカテツ 徳島第2工場	勝浦郡勝浦町沼江字大原5-11	0885-42-2460	液化石油ガス
大塚製薬(株) 徳島ワジキ工場	那賀郡那賀町小仁字大坪306-2	0884-62-3181	液化石油ガス
(株) 大阪特殊鋼管製造所 徳島工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-13	088-699-5511	液化酸素
日鉄鋼管ファインチューブ(株)	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-17	088-699-5211	液化石油ガス
三洋電機(株) エナジー社 徳島工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-32	088-699-3434	液化天然ガス
大塚化学(株) 松茂工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-40	088-699-7980	液化酸素
(株) 大阪特殊鋼管製造所 徳島第二工場	板野郡松茂町豊久字豊久開拓500-11	088-699-7405	液化酸素
NTT-ATクリエイティブ(株)	板野郡松茂町中喜来字福有開拓308-6	088-699-7511	圧縮水素, モノシラン
四国化成工業(株) 徳島工場北島事業所	板野郡北島町江尻字内中須1	088-698-4111	液化塩素
大鵬薬品工業(株) 北島工場	板野郡北島町高房字居内1	088-657-4650	液化石油ガス
(株) ジェイテクト 徳島工場	板野郡藍住町奥野字山畑1	088-692-3111	液化石油ガス
貞光食糧工業(株)	美馬郡つるぎ町貞光字小山北168-2	0883-63-5511	液化石油ガス

※ 記載事項について

注1 「第一種製造者」, 「第一種貯蔵所」, 「特定高圧ガス消費者」の用語の定義は, 高圧ガス保安法による。

注2 「一般」, 「液石」及び「冷凍」は, それぞれ一般高圧ガス保安規則, 液化石油ガス保安規則及び冷凍保安規則の区分を表す。

注3 「一般ガス事業者」の用語の定義は, ガス事業法による。

注4 この一覧表は, 県内の高圧ガス関係事業所のうち, 処理能力又は貯蔵能力の大きいものを記載した。

5-3 火薬類製造業者等一覧表

(1) 煙火製造業者一覧表

令和2年7月1日

製造業者名	事務所所在地
(有)市山煙火商会	小松島市立江町字高田6番地2
佐賀火工(株)	小松島市田野町字月ノ輪2番地2
(有)岸火工品製造所	阿南市新野町林148番地1
特定非営利活動法人 那賀町吹筒煙火保存会	那賀郡那賀町平野字田和ノ前25
特定非営利活動法人 赤松煙火保存会	海部郡美波町赤松字総屋敷146番地1

(2) 火薬類販売業者一覧表

令和4年7月1日

販売業者名	事務所所在地
(有)徳島銃砲火薬店	徳島市一宮町西丁869番地5
(有)太田銃砲火薬店	小松島市江田町字腰前177番地3
(有)市山煙火商会	小松島市立江町字高田6番地2
佐賀火工(株)	小松島市田野町字月ノ輪2番地2
興国火工(有)	小松島市田野町字宮ノ下139番地2
後藤田銃砲火薬店	吉野川市川島町川島71番地
(株)横山商店	三好市池田町マチ2508番地の3
(株)マナベ商事	三好市池田町シマ876番地1
桑村産業(有)	小松島市南小松島町東出口14番地1
湯浅工業(株)	徳島市末広1丁目3番14号
(有)山内スポーツ	徳島市元町2丁目4
(有)イツキスポーツ	徳島市住吉6丁目1番地7
藤島スポーツ	板野郡北島町江尻字柳池28番地5
シンクス(株) アレックススポーツ	徳島市沖浜東2丁目1番地
ヤスナガススポーツ社	徳島市八万町夷山18番地6
ササクラスポーツ本店	徳島市南田宮2丁目3番地108
ササクラスポーツ空港店	板野郡松茂町中喜来字群恵157番地3

5 - 3 火薬類製造業者等一覧表

(株) アズマスポーツ	鳴門市撫養町立岩139番地2
エーススポーツ	徳島市北島田町1丁目52-3

5-4市町村別毒物・劇物取扱施設数

令和4年6月30日現在

市町村	業種	一般販売業	農業用品目販売業	特定品目販売業	計
徳島市		148	19	8	175
鳴門市		16	13	0	29
小松島市		16	4	0	20
阿南市		20	9	0	29
吉野川市		9	5	1	15
阿波市		5	15	0	20
美馬市		10	6	0	16
三好市		7	2	2	11
勝浦町		0	4	0	4
上勝町		0	1	0	1
佐那河内村		0	1	0	1
石井町		8	7	0	15
神山町		0	1	0	1
那賀町		2	3	0	5
牟岐町		3	0	0	3
美波町		2	1	0	3
海陽町		3	1	0	4
松茂町		4	1	0	5
北島町		9	3	0	12
藍住町		9	9	0	18
板野町		6	3	0	9
上板町		3	4	0	7
つるぎ町		5	0	0	5
東みよし町		2	3	1	6
計		287	115	12	414

5-5 毒物・劇物製造所一覧表

令和4年6月30日現在

事業所名称	所在地	保有主要品目名
東亜合成(株)徳島工場	徳島市川内町中島575の1	塩素, 塩化水素, 硫酸, 水酸化ナトリウム, N-(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン
鳴門塩業(株)化学工場	鳴門市撫養町大桑島字北の浜5	臭素
大塚化学(株)鳴門工場	鳴門市里浦町里浦字花面615	水酸化カリウム, ジエチル-S-(2-オキシ-6-クロルベンゾオキサゾメチル)-ジチオホスフェイト, 有機シアン化合物{2,2'-アゾビスイソプロピロニトリル, 2,2'-アゾビス-(2,4-ジメチルバレロニトリル)等}, 1,1'-ジメチル-4,4'-ジ ピリジニウムジクロライドと2,2'-ジピリジニウム-1,1'-エチレンジブロミドの混合, 2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート 他
バイオ科学(株)第2工場	阿南市那賀川町工地562-1	サリノマイシンナトリウム, ラサロシドナトリウム
四国化成工業(株)徳島工場	板野郡北島町江尻字内中須1	メチルイミダゾール化合物, ベンゼントリカルボラキシラート化合物
大塚化学(株)徳島工場	徳島市川内町加賀須野463	ヒドラジン1水和物
日亜化学工業(株)辰巳工場	阿南市辰巳町1-19	硝酸バリウム, 沃化バリウム, ユロピウム付活フッ化臭化バリウム, フッ化臭化バリウム, ユロピウム付活フッ化塩化バリウム, ユロピウム付活フッ化臭化沃化バリウム, ユロピウム付活フッ化沃化バリウム, フッ化沃化バリウム, 臭化バリウム, 窒化バリウム
キンダ化学(株)徳島工場	阿波市土成町土成字殿開82-4	四フッ化ホウ酸トリエチルメチルアンモニウム, 他126品目 (試薬メーカー:注文生産)

OATアグリオ(株)鳴門工場	鳴門市里浦町里浦字花面615	水酸化カリウム, ジエチル-S-(2-オキソ-6-クロルベンゾオキサゾロメチル)-ジチオホスフェイト, 有機シアン化合物{2・2'-アゾビスイソブチロニトリル, 2・2'-アゾビス-(2・4-ジメチルバレロニトリル)等}, 1・1'-ジメチル-4・4'-ジピリジニウムジクロライドと2・2'-ジピリジリウム-1・1'-エチレンジブロミドの混合, 2・2-ジメチル-2・3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート, 4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド, エチル=(2)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート
応用酵素医学研究所(株)東沖洲製造所	徳島市東沖洲2丁目1-7	1-7クロロホルム, TE飽和フェノール
NTT-ATクリエイティブ(株)	板野郡松茂町中喜来福有開拓308-6	2-ブテニルテトラメチレン, スルフォニウムヘキサフルオロアンチモネート, フェノール, クレゾール, アクリルニトリル3-(アミノメチル)ベンジルアミン, 3・6・9-トリアザウンデカン-1・11-ジアミン, エタン-1, 2-ジアミン, N-N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1・2-ジアミン
ラークペイント(株)	板野郡上板町高磯161-1	メタノール, トルエン, キシレン, メチルエチルケトン, 酢酸エチル
(株)タキウエケイソー	板野郡藍住町勝瑞字西勝地137番地1	硫酸, 水酸化ナトリウム, ビス[(+)-タルトラト]二アンチモン(III)酸二カリウム三水和物

5-6 放射性同位元素保有事業者一覧表

令和4年3月31日現在

事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
徳島大学病院	770-8503	徳島県徳島市蔵本町二丁目50番地の1	○	○	○	医	使第916号	65
徳島県立中央病院	770-8539	徳島県徳島市蔵本町1丁目10番地の3	○		○	医	使第476号	74
徳島市民病院	770-0812	徳島県徳島市北常三島町二丁目34番地			○	医	使第503号	61
徳島大学放射線総合センター	770-8503	徳島県徳島市蔵本町三丁目18番地の15	○	○		教	使第1107号	67
大塚製薬株式会社 徳島工場 第5研究所	771-0192	徳島県徳島市川内町加賀須野463の10		○		研	使第3907号	87
阿波製紙株式会社 阿南工場	774-0021	徳島県阿南市津乃峰町新浜72番地3	○			民	使第4149号	89
株式会社 大塚製薬工場 開発研究所	772-8601	徳島県鳴門市撫養町立岩字芥原115		○		研	使第3481号	82
阿波製紙株式会社 徳島工場	770-0005	徳島県徳島市南矢三町3丁目10番18号	○			民	使第4101号	88
エヌ・アンド・イー株式会社	773-0020	徳島県小松島市和田津開町字北395番地6	○			民	使第4675号	96
王子製紙株式会社 富岡工場	774-0002	徳島県阿南市豊益町吉田1番地	○			民	使第4503号	93
四国トーセロ株式会社本社工場	771-1153	徳島県徳島市応神町吉成只津37	○			民	使第5015号	01
徳島赤十字病院	773-8502	徳島県小松島市小松島町井利ノ口103番地			○	医	使第5442号	05
三洋電機株式会社 徳島工場	771-0213	徳島県板野郡松茂町豊久139番32号	○			民	使第5524号	07
ダイオーペーパープロダクト株式会社徳島事業所	771-0187	徳島県徳島市川内町中島635番地	○			民	使第5641号	09
日清紡テキスタイル株式会社 徳島事業所	771-0187	徳島県徳島市川内町中島635番地	○			民	使第5642号	09
徳島県鳴門病院	772-8503	徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番	○		○	医	使第5834号	13
徳島県立三好病院	778-8503	徳島県三好市池田町シマ815番地2			○	医	使第5870号	14
○&Cアイボリーボード株式会社 徳島工場	774-0002	徳島県阿南市豊益町吉田1番地	○			民	使第5988号	16
共和ライフテクノ株式会社	772-0021	徳島県鳴門市里浦町花面85	○			民	使第6093号	01
株式会社 環境防災	770-0046	徳島県徳島市鮎喰町1丁目57番地	○			民	届第8-323号	05
社団法人 徳島県薬剤師会 検査センター	770-8532	徳島県徳島市中洲町1丁目58番地	○			他	届第8-1025号	05
四電ビジネス株式会社 阿南総合事業所	779-1631	徳島県橘町小勝1番地	○			民	届第8-841号	05
東邦化工建設株式会社 徳島事業所	771-1153	徳島県徳島市応神町吉成字只津37番地19	○			民	届第8-668号	05
帝國漢方製薬株式会社 徳島工場	771-1506	徳島県阿波市土成字北原80番11	○			民	届第8-532号	05
ニタコンサルタント株式会社	771-0122	徳島県徳島市川内町鈴江西38番地2	○			民	届第8-738号	05
徳島県立保健製薬環境センター	770-0855	徳島県徳島市新蔵町3丁目80番地	○			他	届第8-955号	05
徳島県食肉衛生検査所	770-0063	徳島県徳島市不動本町二丁目140番3	○			他	届第8-1160号	05
株式会社イーアンドイー・リサーチ 試験所	771-0204	徳島県板野郡北島町鯛浜字原86-1	○			民	届第8-785号	05
株式会社スペック	771-0142	徳島県徳島市川内町沖島85-1	○			民	届第8-1566号	06

事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
社団法人 徳島県立環境技術センター	770-0855	徳島県徳島市新蔵町3丁目80番地	○			他	届第8-1321号	05
徳島飛行場北側拡幅造等工事	771-0200	徳島県板野郡松茂町笹木野八山開拓110	○			民	届第8-2217号	08
株式会社 徳島岩本商会	770-0815	徳島県徳島市助任橋2丁目30番地2	○			民	届第8-2275号	08
ニッショー工業有限会社	771-1622	徳島県阿波市市場町興崎字北分213	○			民	届第8-1689号	07
株式会社 第一環境ソリューション	771-2107	徳島県美馬市美馬町字竹ノ内208番地	○			民	届第6-3460号	12
海上自衛隊 小松島航空基地	773-8601	徳島県小松島市和田島町字洲端4-3	○			他	届第7-1837号	10
徳島県立農林水産総合技術支援センター	779-3233	徳島県名西郡石井町石井字石井1660番地の1	○			他	届第8-3163号	09
徳島大学放射線総合センター	770-8503	徳島県徳島市蔵本町三丁目18番地の15	○			教	届第8-4072号	10
徳島市消防局 東消防署	770-0855	徳島県徳島市新蔵町1丁目88番地	○			他	届第8-4112号	10
(株)吉岡組	779-0102	徳島県板野郡板野町川端字中谷 板野作業所	○			民	届第8-4438号	10
新日本電工株式会社 徳島工場	774-0023	徳島県阿南市橋町幸野62番1	○			民	届第8-4920号	10
大塚製薬株式会社	779-0195	徳島県板野郡板野町松谷生産本部 生産技術部	○			民	届第8-4941号	10
陸上自衛隊第14旅団第14飛行隊	771-0292	徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓38	○			他	届第8-5686号	11
株式会社大塚製薬工場 鳴門工場	772-8601	徳島県鳴門市撫養町立岩字芥原115	○			民	届第8-5815号	11
徳島防災株式会社	770-0943	徳島県徳島市中昭和町2丁目15番地	○			民	届第8-7203号	12
四国化成工業株式会社 徳島工場	771-0288	徳島県板野郡北島町江尻字内中須1番地	○			民	届第8-7483号	12
一般財団法人 四国電気保安協会 徳島支部	770-0004	徳島県徳島市南田宮1丁目3番51号	○			他	届第8-8276号	13
株式会社大一建設 那賀川右岸高潮堤防工事作業所	774-0041	徳島県阿南市住吉町問屋前	○			民	届第8-9160号	13
東洋防災工業株式会社	771-0103	徳島県徳島市川内町小松東75番地13	○			民	届第8-9652号	14
大塚化学株式会社 徳島工場	771-0193	徳島県徳島市川内町加賀須野463	○			民	届第8-9746号	14
株式会社ティビィケイ	779-3106	徳島県徳島市国府町花園59-3	○			民	届第8-10287号	14
三洋電機株式会社 徳島工場	771-0213	徳島県板野郡松茂町豊久139番32号	○			民	届第8-10486号	14
佐々木建設株式会社 平成26年度谷島堤防工事事務所	771-1704	徳島県阿波市阿波町元町94-1	○			民	届第8-10748号	14
徳島大学病院	770-8503	徳島県徳島市蔵本町二丁目50番地の1	○			医	届第8-10934号	15
陸上自衛隊 第14旅団第14施設隊	779-1116	徳島県阿南市那賀川町小延413-1	○			他	届第8-11105号	15
アース・ペット株式会社 研究開発部	770-0130	徳島県徳島市川内町加賀須野923	○			民	届第8-11532号	15
戸田建設株式会社 四国支店 徳島附帯工事作業所	771-0117	徳島県徳島市川内町鶴島2-1	○			民	届第8-11617号	15
株式会社 大塚製薬工場 松茂工場	771-0296	徳島県板野郡松茂町豊久字豊久開拓139番地1	○			民	届第8-12589号	16
奥村組土木興業株式会社 四国横断自動車道徳島ジャンクション工事作業所	771-0135	徳島県徳島市川内町平石若松75-1	○			民	届第8-12794号	16
株式会社北岡組 平成28-19年度 込野残土処理場外工	778-0020	徳島県三好市池田町州津藤ノ井375-1	○			民	届第8-13446号	17

事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
徳島赤十字病院	773-8502	徳島県小松島市小松島町字井利ノ口103番	○			医	届第 8-13689	17
株式会社 竹中土木 四国横断自動車道 旭野工事事務所	771-0137	徳島県徳島市川内町平石若宮32-1	○			民	届第 8-13832	18
徳島市消防局 西消防署	770-0855	徳島県徳島市庄町1丁目76番地の3	○			他	届第 8-14065	18
中幸建設(有) 南島漏水対策工事作業所	774-0047	徳島県阿南市下大野町渡り上り446-1	○			民	届第 8-14276	18
(株)藤本建設 加茂地区築堤護岸外工事現場事務所	771-5173	徳島県阿南市加茂町野上	○			民	届第 8-14602	18
株式会社 東和	771-5208	徳島県那賀郡那賀町仁宇字王子前141-3	○			民	届第 8-14470	18
株式会社 湯浅土建 加茂地区低水護岸外工事作業所	771-5172	徳島県阿南市吉井町皇神39-1	○			民	届第 8-14498	18
港産業株式会社	771-0186	徳島県徳島市川内町平石住吉209番地1	○			民	販第 396号	00
株式会社 黒崎器械	770-0868	徳島県徳島市福島1丁目10-30	○			民	販第 651号	12
株式会社 大一器械	771-0185	徳島県徳島市川内町平石町若宮340番地	○			民	販第 745号	19
株式会社 千誠	770-0025	徳島県徳島市佐古五番町5番21号	○			民	賃第 89号	08
有限会社 ケイツー測機	770-0865	徳島県徳島市南末広町2番41号	○			民	賃第 150号	12
新明和工業株式会社 航空機事業部 徳島分工場	771-0215	徳島県板野郡松茂町豊岡字豊岡開拓226	○			民	届第 6-3560号	19
株式会社 日進機械	770-0873	徳島県徳島市東沖洲1丁目5番地10	○			民	販第 753号	20
佐藤機械株式会社 徳島営業所	770-0856	徳島県徳島市中洲町1丁目42番地1 富士火災徳島ビルF	○			民	販第 779号	22

第 6 防災資機材等に関する資料

6-1 水防倉庫設置及び備蓄資材の状況 (県)

付表-7 (1) 県備蓄資器材

県民局 又は 県土整備局	設置場所 水防倉庫	河川名 海岸名 港名 (単位)	照明器具 個	器具資材										蛇籠 個	土砂 m ³	袋入土砂 袋									
				鎌 丁	斧 丁	鋸 丁	スコップ 丁	ツルハシ 丁	鍬 丁	ジハ ヨグ レチ ン 丁	シケ ヤ ハ 類 丁	土 の う 袋 類 枚	ニ し ろ シ ト 枚				縄 ・ ロー プ (束巻) 本	竹 本	丸 太 本	く い 本	板 類 枚	鉄 線 kg	く ぎ kg	か す が い 本	
南	県土整備部阿南庁舎 水防倉庫	管内河川 海岸、港湾	7				28	14	7	20	5	1,600	2	150		3	120	40	50	65					
水	県土整備部那賀庁舎 水防倉庫	管内河川	5	2	4	17	10	5	15	3	1,000	4	6				60	21	30	12					
県土	県土整備部美波庁舎 水防倉庫	管内河川 海岸、港湾		10	20	14	10	7	4	10	6,100	10	20						12						
海	部地区水防倉庫	"					30	10	10	10	5,025		20												
西	県土整備部美馬庁舎 水防倉庫	管内河川	6	1	20	3	20	3	10		2,500		6			40			2						
県土	県土整備部三好庁舎 水防倉庫	"					24	13	4	12	4	550	2	2		16			25						2
東	徳島市万代町東部県土 整備局(徳島)水防倉庫	管内河川 海岸、港湾	20	1	3	57	13	5	9	8	1,600		125			50	700		80	50					
東	東部県土整備局(徳島) 水防倉庫	"	10	4	7	67	55	10	26	2	9,000	16	4			14	129		30	40					
(晴間担当)	大塚水防倉庫	"					17			20	400					60	100		20						
東	東部県土整備局(吉野川) 水防倉庫	管内河川	4	3	4	31	1	4	10	5	4,000	93	92			200	60	24	5	100	200				
吉	野地区水防倉庫	"	5		1	9	3		3	2	3,700	3	69			40	40	5	4						
計			5	100	34	314	132	62	129	64	35,475	130	494	91	327	1,265	90	258	212	305					2

水防管理 団体名	設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 海岸名 港湾名 (単位)	器具資材										土のう袋 種類 枚	縄 ・ロープ 東(巻) 本	竹 本	丸太 本	くい 本	板類 枚	鉄線 kg	くぎ kg	かすがい 本	蛇籠 個	土砂 m ³	袋入土砂 袋	
			鎌 丁	斧 丁	鋸 丁	スコップ 丁	ソルハシ 丁	鍬 丁	ジハグ ヨグレ ン 丁	マーケ ヤ・ハン 丁	土のう袋 種類 枚	ニしろ ・シビ シート 枚													
那賀町	役場倉庫	那賀川	6	10	2	2	50	4	3			3	300	2										150	
	朴野 消防倉庫	中山川・南川	7	2	4	1	2	2				1	50	1											
	大久保 消防倉庫	〃	8	2	4	1	2	2				1	50	1											
	吉野 消防倉庫	〃	5	2	4	1	2	2				1	50	1											
	延野 消防倉庫	〃	5	2	4	1	1	2				1	50	1											
	鮎川 消防倉庫	〃	5	2	4	1	1	2				1	50	1											
	平野 消防倉庫	谷内川	5	2	4	1	1	2				2	50	1											
	西納 消防倉庫	紅葉川	5	2	4	1	2	2				2	50	1											
	延野 消防倉庫	那賀川	7	2	2	1	2	2				1	50	1											
	椋谷 消防倉庫	正木谷川	2		1	1	5	1	1				50												
	小浜 消防倉庫	白ヶ谷川	5		1	1	6	2	2				50												
	拝宮 消防倉庫	菅蒲谷川	3		1	1	2	1	1				50												
	深森 消防倉庫	拝宮谷川	2		1	1	3	1	1				50												
	平谷 消防倉庫	古屋谷川	4		1	1	4	2	2				50												
	市宇 消防倉庫	宮ヶ谷川	3		1	1	2	1	1				50												
	御所谷 消防倉庫	丈ヶ谷川	3		1	1	4	1	1				50												
	海川 消防倉庫	成瀬川	2		1	1	3	1	1				50												
	役場消防詰所	海川谷川	2		3		5	2	5				400												
	役場木頭支所倉庫	坂州木頭川	3	10					10				200												
	出原分団	那賀川	1	5					6				200												
	和無田分団	〃	6	5					6				100												

団体名	設置場所 (水防倉庫)	河川名 海岸名 港湾名 (単位)	器具資材										照明器具 個	蛇籠 個	土砂 m ³	袋入土砂 袋				
			鎌 丁	斧 丁	鋸 丁	スコップ 丁	ツルハシ 丁	鍬 丁	ジグ レチ ン 丁	マカ ヤ・ハ ン 丁	土のう 袋類 枚	ニ ル シ ト 枚					縄 東(巻) 本	竹 本	丸太 本	くい 本
つるぎ町	役場倉庫	町内各河川	41	11	13	30	3	2	5	9	3,150	40	6	20	10	5				300
	半田支所倉庫	"		7	13	4	1	2		12		6	10							120
	小野7分団格納庫	"	4	2	2	1	2			1	100		1							
	東久保8分団格納庫	"	4	2	2	1	2			1	100		1							
	日浦9分団格納庫	"	4	2	2	1	2			1	100		1							
	紙屋13分団格納庫	"	4	2	2	1	2			1	50		1							
	東浦第15分団格納庫	貞光川	8	1	2	2	2	3		1	100		1							
	白村第16分団格納庫	"	5	1	5	3	3	2	3	6	20		2							
	太田西第17分団格納庫	"	4	2	1	3	3		3	1	60		1							
	皆瀬第18分団格納庫	"	3	1	2	1	2			1	50		1							
	平野第19分団格納庫	"	5	5	1	2	2			1	30		1							
	長瀬第20分団格納庫	"	4	2	1	2	2			1	200		2							
	一字支所倉庫	"	4	9	9	20	3	7	7	4	60	3	4			20	7			100
小計			90	47	54	70	29	16	18	40	4,020	49	32	0	20	25	8	0	0	520
合計			273	126	100	270	66	37	77	79	15,737	361	79	0	20	118	8	2	0	2,042

6-4 林野火災用空中消火資機材等保有状況

(1) 県保有分

資機材等の名称	数 量	規 格 等
散布装置（水のう型）	20 基	中型ヘリ用 700ℓ型
混 合 機	4 基	
組 立 水 そ う	6 基	2,500ℓ型
可 搬 式 動 力 ポ ン プ	4 台	B-3級
ホ ー ス	24 本	口径65mm 長さ20m
吸 管	6 本	口径75mm 長さ 8m
消火薬剤（20kg入）	100 缶	エフアールS
展着剤（20kg入）	50 袋	CMC
着色剤（5kg入）	4 缶	
パ ケ ッ ト	4 基	・7570ℓ型 1基（大型ヘリ用） （保管場所：徳島県消防防災航空隊） ・600ℓ型 3基（うち1基は陸上自衛隊第14飛行隊に 貸与中）

保管場所：板野郡北島町鯛浜字大西165

徳島県立防災センター備蓄倉庫（連絡先：防災人材育成センター（088-683-2100）

連絡先：徳島県危機管理環境部消防保安課（088-621-2284）

(2) 消防本部、町村保有分

資機材			資機材		
団体名	ジェット シューター	チェー ンソー	団体名	ジェット シューター	チェー ンソー
徳島市消防局	78	14	阿南市	155	12
鳴門市消防本部	40	3	吉野川市	75	—
小松島市消防本部	20	3	阿波市	50	—
阿南市消防本部	48	9	美馬市	0	4
那賀町消防本部	10	2	三好市	80	—
名西消防組合	4	3	上勝町	26	—
海部消防組合	26	4	勝浦町	40	—
板野東部消防組合	1	3	神山町	32	—
板野西部消防組合	12	5	那賀町	68	—
徳島中央広域連合	36	6	牟岐町	29	—
美馬市消防本部	60	6	美波町	96	—
美馬西部消防組合	60	4	海陽町	120	3
みよし広域連合	32	8	板野町	10	5
			上板町	10	8
			つるぎ町	20	4
			東みよし町	27	—
			計	1,275	97

6-3 化学消火薬剤保有数

令和4年4月現在

地区	事業所名	連絡先 (電話)	担当課	製品名	数量 (ℓ)	輸送手 段の有 無	備考	
徳 島	東亜合成 (株) 徳島工場	088- 665-2111	環境 保安室	エアフォーム 3%	300	有	化学車 300ℓ	
	徳島石油 (株) 末広油槽所	088- 622-4409	業務部	エアフォーム 3%	600	無	固定用 600ℓ	
	新日本理化 (株) 徳島工場	088- 665-0321	技術課	アルコフォーム 3% アルコフォーム 6%	7,000 8,200	有	備蓄用 7,000ℓ 固定用 8,000ℓ	
	丸善商事 (株) 万代油槽所	088- 653-8166		エアフォーム 3%	600	無	固定用 600ℓ	
	日清紡テキスタイル (株) 徳島事業所	088- 665-9740	モビロン 生産課	エアフォーム 3%	7,500	無	固定用 7,500ℓ	
	徳島市消防局	088- 656-1190	警防課	スーパーフォーム 3% エアフォーム 3% メガフォーム 3% プロフォーム 3% ファイヤーファイティングフォーム	1,640 480 380 120 1,300	有	備蓄用 2,380ℓ 化学車 1,300ℓ	
	大塚化学 (株) 徳島工場	088- 665-1516	環境 安全課	たんぱく泡消火薬剤 6% たんぱく泡消火薬剤 3%	6,800 4,000	無	化学車 300ℓ 固定用 11,200ℓ	
	今切防災連絡会	088- 665-2126		エアフォーム 3% ニューアルゴジェットフォーム 6% ロイヤルエアフォーム 3%	100 680 1,820	無	泡放射砲 1	
	新町川防災連絡会	088- 622-0111	丸善商 事(株)	エアフォーム 3%	1,200	有	備蓄用 1,200ℓ	
	大塚製薬 (株) 徳島第2工場	088- 665-4431	総務部	たんぱく泡消火薬剤 6% たんぱく泡消火薬剤 3% たんぱく泡消火薬剤 3%	5,000 1,000 180	無	固定用 6,180ℓ	
	シオノギファーマ(株)	088- 665-2312		アルコフォーム 3% アルコフォーム 6%	1,800 2,500	無	固定用 4,300ℓ	
	徳島県	088- 621-2704	危機管 理部	メガフォーム 6%	3,600	無	徳島市防災倉庫で保管 徳島東消防署088- 656-1190	
	鳴 門	(株)大塚製薬工場	088-684- 2354 (内線452)	工務室 汽缶 水道課	ローヤルエアフォーム 3%	700	無	固定用 700ℓ
		鳴門市消防本部	088- 685-2009	消防署	フォレックスS スーパーフォーム プロフォーム ラピタックIII ミラクルフォーム	180 180 40 430 150	有	化学車 250ℓ
		共和ライフテクノ (株)	088- 686-2155	生 産 技術課	フロロフォーム 3%	60	有	
		大塚化学 (株) 鳴門工場	088- 684-2266	製作第 二課	タンパク泡 6%	2,200	無	固定用 タンク収納

地区	事業所名	連絡先 (電話)	担当課	製品名	数量 (リットル)	輸送手段の有無	備考	
小松島	徳島海上保安部	0885-33-2244	警備 救難課	エアフォーム 3%	700	有		
	海上自衛隊 第24航空隊	0885-37-2111 内線551	航空 警備班	水性膜泡消火薬剤 粉末消火薬剤	4,240 1,410kg	有	化学車(2台)2,200リットル 化学車(2台)500kg	
	JXTGエネルギー(株) 小松島油槽所	0885-32-2244	小松島 油槽所	エアフォーム 3%	1,600	無		
	小松島市消防本部	0885-32-0119、 0885-33-1200	消防本部 消防課 消防署 警防係	スーパーフォーム 3%	120	有		
				スノーラップH プロフォーム 3% フォレックスパンS	100 20 140			
阿南	日本電工(株) 徳島工場	0884-27-2111	業務課	アルコフォーム 3%	1,200	有	固定用	
	王子製紙(株) 富岡工場	0884-23-5335	汽力課	エアフォーム 3% 粉末	4,480 33kg	有	固定用	
	四国電力(株) 阿南発電所	0884-27-0300	業務課	エアフォーム 3% 粉末	12,000 1,200kg	有		
	阿南市消防本部	0884-22-1120	消防署	フッ素たんぱく消火薬剤 メガフォームMF-623T 3% スーパーフォーム ミラクルフォーム	6,280 820 120 100	有	大型化学車 2,000リットル 泡原液搬送車 4,200リットル 化学車 500リットル	
				徳島県	088-621-2704			危機管理部
	吉野川	徳島中央広域連合 消防本部	0883-26-1191	消防課	フォレックスパンS ミラクルフォーム ジェットフォーム メガフォーム エコスフォーム	410 47 60 400 10	有	備蓄用 967リットル
					阿波	徳島中央広域連合 消防本部		
三好	みよし広域連合 消防本部	0883-76-5119	警防課	フォレックスパンS ミラクルフォーム	180 140	有	東消防署 100リットル 池田消防署 140リットル 西分署 40リットル 祖谷分署 40リットル	
石井	名西消防組合 消防本部	088-674-6788	警防課	ファイヤーファイティングフォーム フォレックスS フォレックスパンS ジェットフォーム	285 130 118 80	有	石井消防署 513リットル 神山消防署 100リットル	
				松	コスモ石油(株) 徳島油槽所			088-699-2953
茂	徳島県漁業協同組合連合会	088-636-0515	購買係	エアフォーム 3%	700	無	固定用 700リットル	
	海上自衛隊 徳島教育航空群	088-699-5111	航空 警備隊	ライトウォーター 3% 粉末	3,080 1,630kg	有	化学車(5台) 2,230リットル 920リットル	
北	四国化成(株)	088-698-4111	業務課	アルコフォーム 6% エアフォーム 3%	600 1,600	有	固定用 600リットル 固定用 400リットル 化学車 1,200リットル	
	徳島第2工場	088-		スーパーフォーム			化学車 300リットル	

地区	事業所名	連絡先 (電話)	担当課	製品名	数量 (リットル)	輸送手段の有無	備考
島	板野東部消防組合	698-0119	警防課	フロロウォーターF 3%	1,060 200	有	備蓄 760リットル
板野	板野西部消防組合	088- 672-0198	警防課	フレックスパン・S スーパーフォーム3%	75 100	有	水槽付きポンプ車 35リットル 備蓄 40リットル

6-5 上水道防災関係物資等の備蓄状況

令和3年度末現在

項目	内容	保有数量	備考
車 両	給水車	6	1.5～3.0t
	トラック	47	0.35～3.0t
	ライトバン	89	
	ジープ	7	
給水容器	給水タンク	30	1.5～4.0t
	給水タンク	18	1.0～1.4t
	給水タンク	69	～0.9t
	折りたたみ式コンテナ	59	1t
	ウォーターバルーン	7	1.5～2.0t
	ウォーターバルーン	56	1.0～1.4t
	ウォーターバルーン	1	～0.9t
	携行容器	1,764	10～20L
	給水袋・非常用飲料袋・ホリ袋	87,728	4～20L
機 材	携行マイク	2	
	削岩機	37	
	ランマー	15	
	掘削機(小型バックホウ)	4	
	排水ポンプ(φ25～75)	70	
	投光器	66	
	パイプカッター	30	
	穿孔機(φ13～200)	46	
	携帯用無線機	107	
	発電機	58	
	漏水発見機	41	
	鉄管探知機	7	
	ボックスロケーター	27	
	音聴棒	99	
	印籠用工具	1	
	チェンブロック	6	

日本水道協会徳島県支部調べ

6-6 給水容器の備蓄状況

令和3年末時点

市町村名	給水タンク・ウォーターバルーン等			携行容器			給水袋・非常用飲料部袋・ポリ袋		
	～0.9t	1.0～1.4t	1.5～2.0t	10L	18L	20L	4～6L	10L	20L
徳島市		79	7	99			17,490	7,097	
鳴門市	1	25						4,100	
小松島市		4				1000	24,000		
阿南市	4	17	6		13		2,520	16	
吉野川市	4		4			43	1,240	300	100
阿波市	4	1	1			27	750		
美馬市	8	3	4		5		200		
三好市	1	2	3	240	120	16		1,100	
東みよし町	2					28			
つるぎ町	2	1	3				700	100	66
石井町	2						2,660		
上板町	9		2	30		103	5,000		
板野町	3	1	1				3,150	200	
藍住町	7		2				2,800	100	
北島町	2						8,800	2,700	
松茂町	3		1				800		
美波町	2								
牟岐町	1		1				445	60	
海陽町	16	1	3			40	1,300		
計	71	134	38	369	138	1,257	71,855	15,773	166

日本水道協会徳島県支部調べ

災害時における物資の保管等に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県倉庫協会（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の保管等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、県の物資拠点及び乙に加盟する組合員が所有する施設における救援物資の保管、入出庫管理等（以下「物資の保管等」という。）並びに物流専門家、作業指揮者、技能者等（以下「物流専門家等」という。）の派遣及び物資の保管等に必要となる資機材等の提供・手配（以下「資機材の提供」という。）に関して、その必要な手続等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資の保管等を行う必要があると認めるときは、乙に対し、物資の保管等、物流専門家等の派遣及び資機材の提供を要請することができる。

- (1) 徳島県内に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 徳島県外において、大規模災害により避難住民に対する物資の供給が必要であり、国又は他の都道府県から物資の保管等を要請されたとき。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、様式第1号により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することができない場合は、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第3条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、甲が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

2 乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務の終了後、様式第2号により速やかに業務実施状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告することができない場合は、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、物資の保管等、資機材の提供に要した費用（保管料、荷役料及び実費負担額等をいう。以下「保管料等」という。）を負担する。なお、保管料等については、災害等発生直前時における徳島県の事業者が定める料金を基準として、甲、乙が協議して決定するものとする。

2 物流専門家等の派遣に要した費用に関する甲の負担は、甲、乙が協議して決定するものとする。

3 乙は、前2項の規定により甲が負担することとなる費用を甲に請求するものとし、甲は、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

（事故発生等の際の取扱い）

第5条 乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

（補償）

第6条 本協定により業務に従事した物流専門家等が、当該業務に従事したことにより死亡又は負傷し、若しくは疾病等にかかった場合は、次に掲げる場合を除き、その損害の補償について甲乙協議の上、誠意をもって対応する。

- (1) 当該業務に従事する物流専門家等の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は当該業務に従事する物流専門家等が締結した損害保険契約書により、保険給付を受けることができる場合（保険会社により補填されない損害は除く。）

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合（第三者からの賠償で補填されない損害は除く。）

(情報提供)

第7条 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報及び物資の保管等に関する情報を互いに提供しよう努めるものとする。

(担当責任者の通知等)

第8条 甲及び乙は、この協定の履行に関する担当責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。なお、担当責任者を変更したときも同様とする。

(情報交換・防災訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく物資の保管等が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(市町村からの要請への対応)

第10条 徳島県内の市町村から、第2条に規定する要請が乙にあった場合の取扱いについては、本協定に準じて実施するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の締結については、協定締結の日から効力を発するものとし、甲乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月15日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門



乙 徳島県徳島市川内町加賀須野 463-18 大塚倉庫(株)内

徳島県倉庫協会

会 長 松崎 一



様式第1号（第2条関係）

協力要請書

平成 年 月 日

徳島県倉庫協会会長 殿

（要請者）

「災害時における物資の保管等に関する協定書」第2条に基づき、以下のとおり要請します。

記

- 1 協力要請の種別
 - (1) 物資の保管等
 - (2) 物流専門家等の派遣
 - (3) 資機材の提供
 - (4) その他
- 2 災害等及び協力要請を必要とする状況
- 3 協力を必要とする場所及び期間
 - (1) 物資の保管等
 - (2) 物流専門家等の派遣
 - (3) 資機材の提供
 - (4) その他
- 4 主な保管品目及び数量
- 5 その他参考となる事項

様式第2号（第3条関係）

業務実績報告書

平成 年 月 日

徳島県知事 殿

（報告者）

「災害時における物資の保管等に関する協定書」第3条に基づき、以下のとおり報告します。

記

- 1 協力実施業務
 - (1) 物資の保管等
 - (2) 物流専門家等の派遣
 - (3) 資機材の提供
 - (4) その他
- 2 実施者
 - (1) 物資の保管等
 - (2) 物流専門家等の派遣
 - (3) 資機材の提供
 - (4) その他
- 3 実施の場所及び期間
 - (1) 物資の保管等
 - (2) 物流専門家等の派遣
 - (3) 資機材の提供
 - (4) その他
- 4 保管品目及び数量
- 5 その他

6-8 応急食料及び副食調味料調達先一覧表

食品名	生産者団体業者	所在地	電話番号	備考
米 穀	全国農業協同組合連合会 徳島県本部	徳島県北佐古一番町 5番12号	(088)634- 2501	
米 穀	徳島県食糧卸協同組合	美馬郡つるぎ町貞光 字小山北115-3	(0883)63- 6015	
漬 物	徳島県漬物加工販売協同 組合	名西郡石井町高川原 天神337-6	(088)674-2503	たくあん、梅干し、 奈良漬、きざみ漬等
味 噌	徳島県味噌工業協同組合	徳島市中昭和町1丁目95 番地の1(葵ハイツ内2F)	(088)652-6472	
醬 油	徳島県醤油醸造協同組合	徳島市かちどき橋6-8	(088)602-1871	
食 塩	徳島塩元売株式会社	徳島市東沖洲2-49	(088)664-6380	
魚肉練り製品	徳島県蒲鉾水産加工業協同組合	徳島市北沖洲4丁目1-38	(088)628-2259	
水産加工品	徳島県漁業協同組合連合会	徳島市東沖洲2丁目13	(088)636-0500	
(即席めん)	(大手卸売販売業者名) 旭食品(株)徳島営業所 八 百 秀 (株)	板野郡松茂町住吉 徳島市金沢町1丁目	(088)699-3355 (088)664-0260	

6-9 災害救助物資備蓄数

令和2.4.1現在

物資名	規格	数量		保管場所
毛布(圧縮真空パック)	140cm×190cm	3,420	枚	・日本通運株式会社徳島支店沖洲事務所松茂倉庫 板野郡松茂町中喜来字稲本183
		1,800	枚	・徳島通運株式会社小松島支店立江倉庫 小松島市立江町大田ノ浦11-12
		3,890	枚	・県立防災センター 板野郡北島町鯛浜字大西165
		790	枚	・南部総合県民局阿南庁舎 阿南市富岡町あ王谷46 ・阿南保健所 阿南市領家町野神319 ・南部総合県民局美波庁舎 海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1 ・海陽町立海南病院 海部郡海陽町四方原字広谷16-1
		250	枚	・西部総合県民局美馬庁舎 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
		250	枚	・西部総合県民局三好庁舎 三好市池田町マチ241
計		10,400	枚	
日用品セット	タオル、箸、スプーン、石鹸、コップ、軍手、ポリ袋、包帯、歯ブラシ、ポケットティッシュ	2,160	セット	・日本通運松茂流通センター 板野郡松茂町中喜来字稲本183
		3,600	セット	・徳島通運株式会社小松島支店立江倉庫 小松島市立江町大田ノ浦11-12
		1,910	セット	・県立防災センター 板野郡北島町鯛浜字大西165
		40	セット	・県庁倉庫 徳島市万代町1-1
		1,480	セット	・南部総合県民局阿南庁舎 阿南市富岡町あ王谷46 ・南部総合県民局美波庁舎 海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1 ・海陽町立海南病院 海部郡海陽町四方原字広谷16-1
		240	セット	・西部総合県民局美馬庁舎 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
		240	セット	・西部総合県民局三好庁舎 三好市池田町マチ241
計		9,670	セット	

6-10 木材保有数

令和4.4.1 現在

貯木場名	面積 (㎡)	貯木能力(㎡)	現在量(㎡)	備考
徳島県木材センター 協同組合	土場 13,300 土場 4,752	製品 3,500 素材 400	1,000 0	
県営貯木場	水面 19,400	素材 15,500	0	
徳島県木材団地協同 組合連合会	土場 54,196	素材 154,000	4,000	
徳島中央森林組合 (神山共販所)	土場 6,630	素材 1,700	700	
徳島中央森林組合 (勝浦郡木材センター)	土場 3,734	素材 1,000	900	
木頭森林組合 (相生及び横石)	土場 27,000	素材 5,500	2,100	
三好木材センター 事業協同組合	土場 45,080	素材 15,000	6,000	
計	土場面積 154,692 水面面積 19,400	製品 3,500 素材 182,450	1,000 13,700	

6-1-1 災害時における応急給水及び水道施設の応急復旧 の支援に関する協定書

徳島県に災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と協同組合徳島県設備協会（以下「乙」という。）は、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、応急給水及び水道施設の応急復旧の支援に関する事項について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急給水及び水道施設の応急復旧を円滑に実施することを目的とする。

（県の要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため市町村から要請を受けたときは、乙に支援を要請できるものとする。

2 前項の支援要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任者の指定）

第3条 支援要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び連絡副責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定めるものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

（措置事項の報告）

第4条 乙は、甲から支援要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲を通じて要請をした市町村に乙の措置事項について連絡するものとする。

（契約）

第5条 応急給水又は応急復旧の実施契約は、要請をした市町村と乙との間で締結するものとする。

2 応急給水又は応急復旧に要する費用は、要請した市町村が負担するものとするが、一時的には乙が負担し、事後、要請した市町村が乙に費用弁償するものとする。

（車両の通行）

第6条 甲は、乙が応急給水又は応急復旧に必要な人員及び資機材等を運搬する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議事項)

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定の締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、協定期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年3月7日

甲 徳島県
徳島県知事

乙 徳島県徳島市南米田町1番13号
協同組合徳島県設備協会
理事長

大規模災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧工事に関する協定

徳島県公営企業管理者（以下「甲」という。）と社団法人徳島県建設業協会長（以下「乙」という。）とは、地震、津波等により発生した大規模災害等（以下「災害等」という。）における工業用水道施設の応急復旧工事の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が運営する工業用水道施設において、災害等による管路の漏水及び破損等（以下「管路の破損等」という。）が発生した場合に必要な応急復旧工事が早期に実施されるために必要な事項を定める。

（工事の実施等）

第2条 甲が、災害等による管路の破損等を確認し、応急復旧工事が必要であると判断した場合、乙が応急復旧工事を施行する者としてあらかじめ甲に推薦する者（以下「支援業者」という。）が、甲の要請により当該工事を実施するものとする。

2 前項による支援業者が被災等により当該工事を実施できない場合は、乙は、速やかに新たな支援業者を選定するものとする。選定された支援業者は、甲の要請により速やかに当該工事を実施するものとする。

3 前項の場合を除き、乙が支援業者の変更を行う場合は、乙は、甲に対し事前に通知するものとする。

（工事の範囲）

第3条 前条の応急復旧工事の範囲については次のとおりとする。

- 1 管路の破損等に対する応急復旧工事
- 2 その他前項の工事に付随するもの

（経費の負担）

第4条 第2条の規定により支援業者が実施した応急復旧工事に要した経費は、甲が負担するものとする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定は、甲又は乙から特段の申出がない限り継続するものとする。

（覚書）

第6条 この協定の実施に当たり、必要に応じて甲と乙の支部とで覚書を交わすことができるものとする。

（疑義等の決定）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年12月 5日

甲 徳島県公営企業管理者
徳島県企業局長 海野 修司

乙 社団法人徳島県建設業協会
会長 荒川 浩児

災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県電気工事業工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における県有施設の電気設備の応急復旧に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、徳島県内において地震、風水害及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に県有施設にお計る電気設備の応急復旧に関して甲が乙に対して協力を求めるに当たって必要な手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、徳島県内に災害が発生し、次に掲げる業務を遂行するため協力を要請する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

- （1）県有施設の電気設備の応急復旧活動に関すること
- （2）応急復旧活動中に二次災害等を発見した場合における関係機関への通報に関すること
- （3）その他甲が特に右翼と認める業務に関すること

2 甲は、前項の要請をするときは、応急復旧対策業務要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する協力）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な限り当該要請に協力するものとする。

（応急復旧作業後の引渡し）

第4条 乙は、甲の要請による電気設備が応急復旧した場合には、速やかに甲に応急復旧対策業務完了報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）により報告し、相互に作業内容を確認して甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（災害復旧実施マニュアルの提示）

第5条 乙は、甲の要請に対応するためにあらかじめ災害復旧を実施するためのマニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

(連絡責任者の指定)

第6条 この協定に定める協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書により報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書により報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧活動に要した経費については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(協定の有効期限)

第8条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の締結の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年12月12日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市かちどき橋1丁目41番地
徳島県電気工事業組合
理事長 後 藤 田 裕

様式第1号(第2条第2項関係)

平成 年 月 日

徳島県電気工事業工業組合理事長 殿

徳 島 県 知 事

応急復旧対策業務要請書

「災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書」第2条の規定に基づき、
次のとおり要請します。

復 旧 施 設 名		
施 設 所 在 地		
業 務 要 請 期 間		
業 務 要 請 内 容		
設 担 当 責 任 者	氏 名	
	連 絡 先	

様式第2号(第4条関係)

平成 年 月 日

徳島県知事 殿

徳島県電気工事業工業組合理事長

応急復旧対策業務完了報告書

「災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書」第4条の規定により、
 応急復旧業務が完了しましたので報告します。

要 請 年 月 日	
復 旧 施 設 名	
施 設 所 在 地	
施 設 担 当 責 任 者 名	
業 務 完 了 年 月 日	
作 業 内 容	
作業実施業者	会 社 名
	担 当 者 名
	連 絡 先

6-14 大規模災害発生時における支援活動に関する協定

徳島県内で発生した大規模な災害に対して、徳島県建設業協会会員等からの情報提供及び会員等が保有する資材、機材、技術者等の出動等により、初期の支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県建設業協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生し、混乱した初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（大規模な災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

（乙の行うべき平常時の準備）

第3条 乙は、甲の災害対応を支援するために、平常時から次の各号に掲げる項目について整備を行う。

- 一 協会内の支援体制を整備する。
- 二 会員等からの情報収集体制等を整備する。
- 三 出動が可能な資材、機材、技術者等について実態を把握しておく。

（乙の支援内容）

第4条 甲の災害対応を支援するため、乙は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 甲からの支援要請に基づき、協会内の支援体制を基本に支援活動を実施する。
- 二 会員等からの被災状況等の情報を収集整理し、甲の要請により情報の提供を行う。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年とする。ただし、有効期間満了日までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

（活動に伴う費用）

第6条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の出動を伴わない支援活動は無償を基本とする。

- 2 資材、機材、技術者等の出動に係る費用については有償とし、別途精算する。

(土木事務所長と支部長との支援協議)

第7条 徳島県災害対策本部運営規程第13条の規定に基づく土木事務所長と支部長とは、この協定の目的を達成するため、その地域の地形等の特性を考慮して、平常時からその地域に合った支援活動を協議し、具体化しておく。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して解決する。

(施行)

第9条 この協定は平成15年9月1日から施行する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 社団法人徳島県建設業協会
会 長 平 山 晃 千

大規模災害発生時における支援活動に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県技術士会会長 神田 睦（以下「乙」という。）は、徳島県で発生した大規模災害への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生し混乱した初期段階において、乙の会員（以下「会員」という。）の技術支援を得て、速やかな応急対策や安全対策を実施することを目的とする。

（大規模な災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

（支援の区域）

第3条 徳島県内を対象とする。

（支援の要請）

第4条 甲は、乙に対して原則として文書で支援要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

（乙の行うべき平常時の準備）

第5条 乙は、甲の災害対策を支援するために、本協定の趣旨を会員に周知するとともに支援活動に従事可能な会員を毎年度はじめに、甲の示す様式により報告するものとし、変更が生じた場合は、その都度、甲に文書で報告するものとする。

（乙の支援内容）

第6条 甲の災害対策を支援するため、乙は、甲からの支援要請に基づき、次の支援を実施する。

- (1) 甲の要請した区域及び施設等での被害状況調査
- (2) 甲に対する技術的助言

（支援活動の報告）

第7条 乙は、支援活動が完了したときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。

(支援に伴う費用)

第8条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の出動を伴わない支援活動は無償を基本とする。

2 会員の出動に係る費用については、甲乙協議して精算する。

(出動する会員の身分)

第9条 会員には、前もって乙の責任においてボランティア保険等の必要な保険を掛けた上で出動させるものとする。ただし、徳島県知事が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条第1項の規定に基づく従事命令を発した場合は、開法の規定に基づくものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年3月1日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県板野郡北島町鯛浜宇原87
徳島県技術士会
会 長 神 田 睦

大規模災害時における資機材等の供給に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に大規模な災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人 日本建設機械レンタル協会四国支部（以下「乙」という。）とが、県民生活の早期安定を図るため相互に協力して、甲が行う応急対策に必要な資機材等の供給確保の協力に関する事項について定めるものとする。

(連絡責任者等の指定)

第2条 協力要請の手續等を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、文書で相互に報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

(甲の協力要請等)

第3条 甲は、災害時において甲が行う応急対策に必要な資機材等の物品の調達が必要となった場合は、乙にその供給に関する協力要請をするものとする。

2 前項の協力要請は、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

(乙の協力の実施)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り速やかに資機材等の物品の供給を行うものとするとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

(物品の種類及び報告)

第5条 乙が供給する物品の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)簡易トイレ
- (2)簡易バス（風呂）
- (3)簡易シャワー室
- (4)仮設ハウス（可搬式含む）
- (5)発電機
- (6)照明器具
- (7)その他必要な物品等

2 この協定の実効を期するため、甲は、乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(物品の引渡し)

第6条 物品の引渡し場所は、甲乙協議の上、定めるものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(物品の価格及び代金の支払い)

第7条 物品の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物品を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれかからの意志表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年9月26日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 一般社団法人 日本建設機械レンタル協会四国支部
支部長 仲 田 優 晴

大規模災害時における資機材等の供給に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に大規模な災害が発生した場合、徳島県(以下「甲」という。)と徳島県テント・シート工業組合(以下「乙」という。)とが、県民生活の早期安定を図るため相互に協力して、甲が行う応急対策に必要な資機材等の供給確保の協力に関する事項について定めるものとする。

(連絡責任者等の指定)

第2条 協力要請の手続等を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者(以下「連絡責任者等」という。)を定め、文書で相互に報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

(甲の協力要請等)

第3条 甲は、災害時において甲が行う応急対策に必要な資機材等の物品の調達が必要となった場合は、乙にその供給に関する協力要請をするものとする。

2 前項の協力要請は、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

(乙の協力の実施)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り速やかに資機材等の物品の供給を行うものとするとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

(物品の種類及び報告)

第5条 乙が供給する物品の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)簡易トイレ
- (2)組立式パイプテント
- (3)机・座卓・パイプイス
- (4)ストレッチャーパック
- (5)防災シート・PEクロスシート
- (6)間仕切り
- (7)土嚢
- (8)水槽タンク
- (9)その他必要な物品等

2 この協定の実効を期するため、甲は、乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(物品の引渡し)

第6条 物品の引渡し場所は、甲乙協議の上、定めるものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(物品の価格及び代金の支払い)

第7条 物品の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物品を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれかからの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年9月26日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市応神町古川学宮ノ前56
徳島県テント・シート工業組合
理事長 野々宮 充 造

6-18 災害発生時における支援活動に関する協定

徳島県内で発生した災害に対して、応急対策活動を円滑かつ効率よく実施するために、徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県設備業協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙の加盟会員（以下「会員」という。）が保有する資機材の供給及び技術者等の出動による支援活動により、甲における災害対策を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（県の要請）

第2条 甲は、乙に対して原則として文書で支援要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話またはその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任者の指定）

第3条 支援要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定めるものとする。
2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

（乙の行うべき平常時の準備）

第4条 乙は、甲の災害対策を支援するために、平常時から次の各号に掲げる準備を行うものとする。
（1）乙の支援体制を整備する
（2）供給が可能な資機材及び出動が可能な技術者等について実態を把握しておく。

（乙の支援内容）

第5条 甲の災害対策を支援するため、乙は、甲からの支援要請に基づき、乙の支援体制を基本に支援活動を実施する。この場合、甲は支援活動を行った会員と遅滞なく工事請負契約を締結するものとする。

（支援業務等の報告）

第6条 乙は、支援業務が完了したときは、すみやかに書面により甲に報告す

るものとする。

(支援に伴う費用)

第7条 資機材の供給及び技術者等の出動に係る費用については、甲乙協議して精算するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定の締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、協定期間はさらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年3月7日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市万代町5丁目71の3
社団法人徳島県設備業協会
会 長 西 野 公 夫

大規模災害発生時における支援活動に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会四国支部（以下「乙」という。）は、徳島県で発生した大規模災害への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生し、混乱した初期段階において、徳島県が指定している緊急輸送路等の確保のため、乙の加盟会員（以下「会員」という。）が保有する資材、機材、技術者等により支援活動を実施し、人命の救助や生活物資、資機材等の緊急輸送を早期に可能とすることを目的とする。

（大規模な災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

（支援の区域）

第3条 徳島県内を対象とする。

（支援の要請）

第4条 甲は、乙に対して原則として文書で支援要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付するものとする。

（甲の行うべき平常時の準備）

第5条 甲は、緊急輸送路等の確保計画を策定し、この路線に架かる橋りょう資料を整備して、乙と事前協議を行うとともに資料を提供するものとする。なお、事前協議は、年1回以上実施するものとする。

（乙の行うべき平常時の準備）

第6条 乙は、甲の災害対応を支援するために、平常時から次の各号に掲げる項目について整備を行う。

- 一 本協定の趣旨を会員に周知させ、支援業務に従事する会員（以下「従事会員」という。）を組織するとともに、従事会員の支援担当区域を定め、甲との事前協議時に、従事会員名、支援担当区域、連絡体制を通知するものとする。
- 二 従事会員は、出動が可能な資材、機材、技術者等について実態を把握しておくとともに、乙を経由して甲との事前協議時に通知するものとする。

(従事会員及び支援担当区域の変更)

第7条 被害の規模が、各支援担当区域により差がある場合には、効果的な支援業務とするため、被災状況を勘案して従事会員及び支援担当区域を変更することができるものとし、変更した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(乙の支援内容)

第8条 甲の災害対応を支援するため、乙は、甲からの支援要請に基づき、協会内の支援体制を基本に次の支援を実施する。

- 一 甲の管理する橋りょうの被害状況調査
- 二 甲への技術的助言
- 三 被災橋りょうの交通機能の回復に係る資機材の調達及び応急対策

ただし、資機材の調達及び応急対策を実施する場合、甲は従事会員と延滞なく工事請負契約を締結するものとする。

(支援業務等の報告)

第9条 乙は、支援業務が完了したときは、速やかに書面により甲に報告するものとする。

(支援に伴う費用)

第10条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の出動を伴わない支援活動は無償を基本とする。

2 技術者等の出動に係る費用については、甲乙協議して精算する。

(派遣される技術者等の身分)

第11条 派遣される技術者等は、従事会員からの職務命令により支援業務に従事するものとする。ただし、徳島県知事が、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第71条第1項の規定に基づく従事命令を発した場合は、同法の規定に基づくものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年とする。ただし、有効期間満了日までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して解決する。

(施行)

第14条 この協定は平成16年12月27日から施行する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会四国支部
支部長 重 見 法 人

大規模災害発生時における支援活動に関する協定

徳島県(以下「甲」という。)と社団法人日本橋梁建設協会(以下「乙」という。)は、徳島県で発生した大規模災害への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模な災害が発生し、混乱した初期段階において、徳島県が指定している緊急輸送路等の確保のため、乙の加盟会員(以下「会員」という。)が保有する資材、機材、技術者等により支援活動を実施し、人命の救助や生活物資、資機材等の緊急輸送を早期に可能とすることを目的とする。

(大規模な災害の定義)

第2条 甲が認定した災害をいう。

(支援の区域)

第3条 徳島県内を対象とする。

(支援の要請)

第4条 甲は、乙に対して原則として文書で支援要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付するものとする。

(甲の行うべき平常時の準備)

第5条 甲は、緊急輸送路等の確保計画を策定し、この路線に架かる橋りょう資料を整備して、乙と事前協議を行うとともに資料を提供するものとする。なお、事前協議は、年1回以上実施するものとする。

(乙の行うべき平常時の準備)

第6条 乙は、甲の災害対応を支援するために、平常時から次の各号に掲げる項目について整備を行う。

- 一 本協定の趣旨を会員に周知させ、支援業務に従事する会員(以下「従事会員」という。)を組織するとともに、従事会員の支援担当区域を定め、甲との事前協議時に、従事会員名、支援担当区域、連絡体制を通知するものとする。
- 二 従事会員は、出勤が可能な資材、機材、技術者等について実態を把握しておくとともに、乙を経由して甲との事前協議時に通知するものとする。

(従事会員及び支援担当区域の変更)

第7条 被害の規模が、各支援担当区域により差がある場合には、効果的な支援業務とするため、被災状況を勘案して従事会員及び支援担当区域を変更することができるものとし、変更した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(乙の支援内容)

第8条 甲の災害対応を支援するため、乙は、甲からの支援要請に基づき、協会内の支援体制を基本に次の支援を実施する。

- 一 甲の管理する橋りょうの被害状況調査
- 二 甲への技術的助言
- 三 被災橋りょうの交通機能の回復に係る資機材の調達及び応急対策

ただし、資機材の調達及び応急対策を実施する場合、甲は従事会員と延滞なく工事請負契約を締結するものとする。

(支援業務等の報告)

第9条 乙は、支援業務が完了したときは、速やかに書面により甲に報告するものとする。

(支援に伴う費用)

第10条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の出勤を伴わない支援活動は無償を基本とする。

2 技術者等の出勤に係る費用については、甲乙協議して精算する。

(派遣される技術者等の身分)

第11条 派遣される技術者等は、従事会員からの職務命令により支援業務に従事するものとする。ただし、徳島県知事が、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第71条第1項の規定に基づく従事命令を発した場合は、同法の規定に基づくものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年とする。ただし、有効期間満了までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して解決する。

(施行)

第14条

この協定は平成16年12月27日から施行する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各その自1通を保有する。

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 社団法人日本橋梁建設協会
会 長 原 田 康 夫

災害発生時における支援活動に関する協定

徳島県内で発生した災害について、応急対策活動を円滑かつ効率よく実施するために、徳島県（以下「甲」という。）と徳島県森林組合連合会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙及び乙の会員（以下「会員等」という。）が保有する資機材の供給及び技術者の出動による支援活動により、甲における災害対策を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（県の要請）

第2条 甲は、乙の支援活動が必要と認めた場合に支援要請を行うことができるものとする。

（連絡責任者の指定）

第3条 支援要請の手続きを円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定めるものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

（乙の行うべき平常時の準備）

第4条 乙は、甲の災害対策を支援するために、平常時から次の各号に掲げる準備を行うものとする。

（1）乙の支援体制を整備する。

（2）供給可能な資機材及び出動可能な技術者等について実態を把握しておく。

（乙の支援内容）

第5条 甲の災害対策を支援するため、乙は、次の各号に掲げる業務を行う。

（1）甲からの支援要請に基づき、乙の支援体制を基本に支援活動を実施する。

（2）会員等からの被災状況等の情報を収集整理し、甲の要請により情報の提供を行う。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年とする。ただし、有効期間満了日までに双方又はいずれか一方の特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

(支援業務等の報告)

第7条 乙は、支援業務が完了したときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。

(支援に伴う費用)

第8条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の支援活動は無償を基本とする。

2 会員からの資機材の貸与及び技術者の出動等の提供に係る費用については、甲乙協議して清算する。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年7月11日

甲 徳島県
徳島県知事

乙 徳島県徳島市かちどき橋1丁目41番地
徳島県森林組合連合会
代表理事会長

大規模災害時における応急対策業務に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県測量設計業協会（以下「乙」という。）は、徳島県内で地震、津波や台風等により大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、甲が管理又は工事している公共土木施設等（以下「施設等」という。）の応急対策業務を速やかに、かつ円滑に実施し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（大規模災害の定義）

第2条 この協定で扱う大規模災害とは、甲が認定した広域的かつ甚大な災害をいう。

（応急対策業務の内容）

第3条 応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）大規模災害時における施設等の被害情報の提供
- （2）大規模災害時における施設等の被害状況の調査
- （3）大規模災害時における施設等の応急対策に関する測量、調査及び設計
- （4）その他前3号に掲げる業務のほか、甲が必要と認める応急業務

（協力会員等）

第4条 乙は、所属会員のうち応急対策業務に協力する会員（以下「協力会員」という。）の連絡窓口となる者（以下「連絡担当者」という。）を設置するものとする。

2 乙は、連絡担当者及び協力会員の名簿、連絡先等を取りまとめ、この協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。なお、変更等が生じた場合には、速やかに甲に提出するものとする。

（平常時の準備）

第5条 乙は、あらかじめ、応急対策業務を速やかに実施できるよう、平常時から次の各号に掲げる体制の準備をしておくものとする。

- （1）甲からの出動要請に対する連絡体制の整備
- （2）応急対策業務を速やかに実施するために必要な機材及び技術者等の確保及び動員方法の策定

（協力要請等）

第6条 甲は、応急対策業務に乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対して文書で協力要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により要請するものとし、その後、速やかに文書を乙に送付するものとする。

2 乙は、前項により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限り、協力するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した費用のうち、第2号から第4号に係るものについては甲が負担するものとし、第1号に係るものについては甲は負担しないものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い、甲、乙及び協力会員のいずれの責めにも帰さない理由により、第三者に損害を及ぼしたとき又は各種機材に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅延なくその状況を書面により甲に報告し、その措置について甲と協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年1月7日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市富田浜2丁目10番地
一般社団法人徳島県測量設計業協会
会 長 藤 田 定 吉

大規模災害時における応急対策業務に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と四国地質調査業協会徳島県支部（以下「乙」という。）は、徳島県内で地震、津波や台風等により大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、甲が管理又は工事している公共土木施設等（以下「施設等」という。）の応急対策業務を速やかに、かつ円滑に実施し、被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（大規模災害の定義）

第2条 この協定で扱う大規模災害とは、甲が認定した広域的かつ甚大な災害をいう。

（応急対策業務の内容）

第3条 応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）大規模災害時における施設等の被害情報の提供
- （2）大規模災害時における施設等の被害状況の調査
- （3）大規模災害時における施設等の応急対策に関する地質調査
- （4）その他前3号に掲げる業務のほか、甲が必要と認める応急業務

（協力会員等）

第4条 乙は、所属会員のうち応急対策業務に協力する会員（以下「協力会員」という。）の連絡窓口となる者（以下「連絡担当者」という。）を設置するものとする。

2 乙は、連絡担当者及び協力会員の名簿、連絡先等を取りまとめ、この協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。なお、変更等が生じた場合には、速やかに甲に提出するものとする。

（平常時の準備）

第5条 乙は、あらかじめ、応急対策業務を速やかに実施できるよう、平常時から次の各号に掲げる体制の準備をしておくものとする。

- （1）甲からの出動要請に対する連絡体制の整備
- （2）応急対策業務を速やかに実施するために必要な機材及び技術者等の確保及び動員方法の策定

（協力要請等）

第6条 甲は、応急対策業務に乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対して文書で協力要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により要請するものとし、その後、速やかに文書を乙に送付するものとする。

2 乙は、前項により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限り、協力するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した費用のうち、第2号から第4号に係るものについては甲が負担するものとし、第1号に係るものについては甲は負担しないものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い、甲又は乙及び乙の協力会員のいずれの責めにも帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は各種機材に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅延なくその状況を書面により甲に報告し、その措置について甲と協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年1月7日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市幸町3丁目79
四国地質調査業協会徳島県支部
支 部 長 岡 田 章 二

徳島県防災エキスパート制度に関する協定書

徳島県県土整備部長（以下「甲」という。）と公益財団法人徳島県建設技術センター理事長（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、防災エキスパート制度の円滑な運用を図ることを約する。

（協力体制）

第2条 甲と乙は、平時から相互に協力、連携し、制度の向上を図り、災害の発生に備えるものとする。

（協議）

第3条 この協定に定めるもののほか、制度の運用にあたり定めのない事項が発生したときは、甲乙協議の上、これを定める。

（協定の有効期間）

第4条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年11月20日

甲 徳島県県土整備部長

乙 徳島県徳島市かちどき橋1丁目41番地
公益財団法人徳島県建設技術センター理事長

徳島県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震災害時における徳島県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の招集に関し、徳島県（以下「甲」という。）が社団法人徳島県建築士会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「判定士」とは、徳島県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱（平成7年11月1日施行）第1条に定める徳島県地震被災建築物応急危険度判定士をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、判定士を招集するに際して、文書により乙の協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定による要請に際して、緊急を要するため文書によりがたいときは、口頭等により協力を要直し、後日文書によることができる。

(協力)

第4条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の会員のうち判定士に該当する者に対して、甲め要請する内容を速やかに伝えるものとする。

(協力のための準備)

第5条 甲は、判定士の登録、更新又は登録事項の変更があった場合で、当該判定士が乙の会員に該当する場合は、遅滞なくその氏名等を乙に通知するものとする。

2 乙は、平常時において、判定士に該当する会員に対して甲の要請内容を円滑に伝達させるための連絡系統（以下「連絡網」という。）の整備を行い、地震災害時に備えるものとする。

3 乙は、甲の求めに応じて、前項の規定による連絡網を提出するものとする。

(訓練への協力)

第6条 甲が、訓練のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、協定締結の日から発効する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年4月1日

甲 徳島県
徳島県知事 圓 藤 寿 穂

乙 徳島県徳島市富田浜2丁目10番地の1
社団法人徳島県建築士会
会 長 高 源 勇

6-26 大規模災害時における支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県建設労働組合（以下「乙」という。）は、徳島県で発生した大規模災害への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合において、乙に所属する組合員の労力、知識及び建設資材（以下「労働力」という。）を結集して、迅速な災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（大規模な災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

（支援の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、乙に所属する組合員が有している労働力の応援が必要と認める場合は、乙に対して、支援要請をするものとする。

2 前項の支援要請は、原則として文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

（支援活動の内容）

第4条 甲の災害対応を支援するため、乙は、甲からの支援要請に基づき、次の支援を実施する。

- （1）避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、県の災害対策本部から指示された応急・復旧作業
- （2）乙が覚知した被害情報の提供
- （3）その他甲が必要と認める応急・復旧作業

（支援活動の報告）

第5条 乙は、支援活動が完了した場合は、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（活動に伴う費用）

第6条 この協定に基づく支援内容のうち、人件費、交通費及び燃料費等の支援活動に伴う諸経費については無償を基本とする。

2 建設資材に要する費用については有償とし、別途精算する。

(出勤する組合員の身分)

第7条 派遣される組合員は、従事組合からの依頼により支援業務に従事するものとする。ただし、徳島県知事が、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)第71条第1項の規定に基づく従事命令を発した場合は、同法の規定に基づくものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(施行)

第10条 この協定は平成21年3月31日から施行する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年3月31日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市川内町沖島456
徳島県建設労働組合
委 員 長 笠 木 隆 男

6-27 大規模災害時における支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と全徳島建設労働組合（以下「乙」という。）は、徳島県で発生した大規模災害への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合において、乙に所属する組合員の労力、知識及び建設資材（以下「労働力」という。）を結集して、迅速な災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（大規模な災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

（支援の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、乙に所属する組合員が有している労働力の応援が必要と認める場合は、乙に対して、支援要請をするものとする。

2 前項の支援要請は、原則として文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

（支援活動の内容）

第4条 甲の災害対応を支援するため、乙は、甲からの支援要請に基づき、次の支援を実施する。

- （1）避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、県の災害対策本部から指示された応急・復旧作業
- （2）乙が覚知した被害情報の提供
- （3）その他甲が必要と認める応急・復旧作業

（支援活動の報告）

第5条 乙は、支援活動が完了した場合は、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（活動に伴う費用）

第6条 この協定に基づく支援内容のうち、人件費、交通費及び燃料費等の支援活動に伴う諸経費については無償を基本とする。

2 建設資材に要する費用については有償とし、別途精算する。

(出勤する組合員の身分)

第7条 派遣される組合員は、従事組合からの依頼により支援業務に従事するものとする。ただし、徳島県知事が、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)第71条第1項の規定に基づく従事命令を発した場合は、同法の規定に基づくものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(施行)

第10条 この協定は平成21年4月2日から施行する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年4月2日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市南田宮4丁目8-5
全徳島建設労働組合
執行委員長 小 泉 栄 昭

大規模災害時における浄化槽の復旧支援活動等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県環境技術センター（以下「乙」という。）において、徳島県で発生した大規模な災害（以下「大規模災害」という。）時における浄化槽の復旧支援活動等について必要な事項を定めるものとする。

(支援要請の手続)

第2条 甲は、大規模災害が発生し、浄化槽の復旧活動について必要があると認められるとき又は市町村から市町村が設置する避難所への仮設トイレの設置要請があったときは、乙に対し支援要請を行うことができる。

2 前項の要請は、原則として大規模災害時における浄化槽の復旧支援活動等に関する支援要請書（様式第1号）（以下、「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請できるとし、後日、速やかに要請書を乙に送付する。

3 乙は、支援活動が完了したときは、速やかに大規模災害時における浄化槽の復旧支援活動等に関する業務報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

(協力業務)

第3条 乙は、前条第2項の甲の要請があったときは、乙の職員及び会員に対して協力を要請し、次の支援を行うものとする。

- (1) 被災地域における浄化槽の被害状況、復旧状況に関する情報の収集及び分析
- (2) 市町村が設置する避難所の浄化槽の簡易な復旧工事
- (3) 被災地における浄化槽に関する住民相談の実施
- (4) 市町村が設置する避難所に対する会員企業保有の仮設トイレの提供(仮設トイレのし尿については当該仮設トイレの提供を受けた市町村が責任をもって適正に処理し、その費用は当該市町村の負担とする。)

(経費負担)

第4条 前条の支援に要する経費は、第1号及び第3号については乙が負担し、第2号及び第4号については当該避難所を設置した市町村が負担するものとする。

(準備)

第5条 乙は、乙の職員及び会員に対し、災害に備えた防災知識の普及や防災資材の調達等に努めるよう指導するほか、この協定について理解と協力が得られるよう努力するものとする。

(会員名簿等の提供)

第6条 乙は、会員名簿及びこの協定に係る業務担当者名簿（以下、「会員名簿等」という。）を毎年1回甲に提供するものとする。

2 前項の会員名簿等を変更する必要があるときは、修正の上、甲に提供するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する甲の連絡責任者は、徳島県県民環境部環境総局環境整備課ゴミゼロ推進室長とし、乙においては社団法人徳島県環境技術センター事務局長とする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年11月17日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市新蔵町三丁目80番地
社団法人徳島県環境技術センター
会 長 松 原 義 輔

様式第1号

第 号
平成 年 月 日

社団法人徳島県環境技術センター会長 殿

徳 島 県 知 事

大規模災害時における浄化槽の復旧支援活動等に関する支援要請書

このことについて、「大規模災害時における浄化槽の復旧支援活動等に関する協定書」第2条第2項の規定により、次の地域の支援を要請します。

番 号	市 町 村 名	支 援 の 内 容

様式第2号

第 号
平成 年 月 日

徳島県知事 殿

社団法人徳島県環境技術センター会長

大規模災害時における浄化槽の復旧支援活動等に関する業務報告書

このことについて、「大規模災害時における浄化槽の復旧支援活動等に関する協定書」第2条第3項の規定により、次のとおり報告します。

番号	市町村名	支援の内容

災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県環境保全協会（以下「乙」という。）及び徳島県環境整備事業協同組合（以下「丙」という。）とは、大規模災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、徳島県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、被災地域の市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下「被災市町村」という。）から次に掲げる事業の協力要請があった場合、乙及び丙に対して支援要請をするものとする。

- (1) 災害し尿等の撤去
- (2) 災害し尿等の収集・運搬
- (3) その他前各号に伴う必要な事業

2 甲は、乙及び丙に対して前項の支援を要請するときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により通知し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

3 甲は、災害し尿等を円滑に処理するために、被災市町村と他の市町村との連絡調整に当たるものとする。

（災害し尿等の収集運搬等の実施）

第3条 乙及び丙は、甲から前条第1項の要請があったときは、乙及び丙はそれぞれ会員の中から必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町村が実施する災害し尿等の収集運搬に可能な限り協力するものとする。

2 乙及び丙は、被災市町村及び受入市町村の指示に従い、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮して、災害し尿等の処理等を行うものとする。

3 乙及び丙は、協力の内容や方法等について、被災市町村と協議するものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害し尿等の収集運搬に円滑な協力が得られるように、乙及び丙に対して被災状況、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙及び丙は、災害が発生した場合に協力が可能な会員の情報を甲に提供するものとする。

（実施報告）

第5条 乙及び丙は、災害し尿等の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) 実施期間
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 乙及び丙が、第2条に規定する要請に基づき実施する災害し尿等の収集運搬については、原則無償で実施するものとする。ただし、当該事業に要する費用が相当額になるときは、その費用の負担について、被災市町村との協議の上決定するものとする。

(損失補償)

第7条 第2条に規定する要請に基づき実施した災害し尿等の収集運搬により発生した事故の補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他法令によるものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては徳島県県土整備部水・環境課、乙においては徳島県環境保全協会事務局、丙においては徳島県環境整備事業協同組合事務局に置くものとする。

(組合員の状況等の報告)

第9条 乙及び丙は、この協定に基づく災害し尿等の収集運搬が円滑に行われるよう、必要機材の確保可能台数等の状況を甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙及び丙に随時報告を求めることができる。

(協定書の有効期間)

第10条 この協定は、平成26年3月20日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙及び丙で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書3通を作成し、甲乙及び丙の3者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月20日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県美馬市脇町字拝原2759-1
徳島県環境保全協会
会 長 岩 本 武 司

丙 徳島県徳島市応神町東貞方字西川淵87-2
徳島県環境整備事業協同組合
理事長 中 川 幸 彦

大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき徳島県（以下「甲」という。）が、社団法人徳島県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）に対し、大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続)

第2条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。
2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、事後に文書を提出するものとする。

(協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請するとともに、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求めるものとする。
2 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を取るものとする。

(乙の責務)

第4条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力を得られるよう周知するものとする。

(資料の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、次の資料を交換するものとし、変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。
(1) 徳島県地域防災計画
(2) この協定に賛同する乙の会員業者の名簿

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する甲の連絡責任者は、建築開発指導課長とする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(施行)

第9条 この協定は平成17年5月25日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年5月25日

甲 徳 島 県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市万代町5丁目1番5
社団法人徳島県宅地建物取引業協会
会 長 川 浦 正 夫

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

災害時における高齢者・障害者等の災害時要援護者（付き添いを含み、以下「災害時要援護者」という。）への宿泊施設等の提供に関して、徳島県（以下「甲」という。）と徳島県旅館業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害時において、甲が災害時要援護者のための宿泊施設等を必要とする場合に、県内でホテル業又は旅館業を営む事業者の団体である乙が、会員事業所による地域貢献の一環として、当該災害時要援護者に対し宿泊施設等を提供することを目的とする。

（協力）

第2条 乙は、大規模災害が発生し、災害時要援護者に対し宿泊施設等を提供するよう甲から要請があった場合には、その業務の範囲内で可能な限り当該要請に協力するものとする。

（協力内容）

第3条 前条の規定により乙が協力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 会員事業所の宿泊施設等での宿泊、入浴及び食事の提供
- (2) 前号の提供を行うに当たっての空室等の状況把握及び調整

（受入対象期間）

第4条 宿泊施設等への受入対象期間は、災害救助法の適用日から、災害時要援護者が仮設住宅に入居完了する等、宿泊施設等を避難場所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。

（費用負担等）

第5条 会員事業所の宿泊施設等での宿泊、入浴及び食事の提供に要する経費については、甲が負担するものとし、その金額及び支払方法等は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

2 乙は、受入依頼後に当該受入の取消し依頼があった場合であっても、甲に対して取消料は請求しないものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成22年 2月15日

甲 徳 島 県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市寺島本町西1丁目4-2
徳島県旅館業生活衛生同業組合
理 事 長 森 浦 源 泰

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

災害時における高齢者・障害者等の災害時要援護者（付き添いを含み、以下「災害時要援護者」という。）への宿泊施設等の提供に関して、徳島県（以下「甲」という。）と社団法人日本観光旅館連盟徳島県支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害時において、甲が災害時要援護者のための宿泊施設等を必要とする場合に、県内でホテル業又は旅館業を営む事業者の団体である乙が、会員事業所による地域貢献の一環として、当該災害時要援護者に対し宿泊施設等を提供することを目的とする。

（協力）

第2条 乙は、大規模災害が発生し、災害時要援護者に対し宿泊施設等を提供するよう甲から要請があった場合には、その業務の範囲内で可能な限り当該要請に協力するものとする。

（協力内容）

第3条 前条の規定により乙が協力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 会員事業所の宿泊施設等での宿泊、入浴及び食事の提供
- (2) 前号の提供を行うに当たっての空室等の状況の把握及び調整

（受入対象期間）

第4条 宿泊施設等への受入対象期間は、災害救助法の適用日から、災害時要援護者が仮設住宅に入居完了する等、宿泊施設等を避難場所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。

（費用負担等）

第5条 会員事業所の宿泊施設等での宿泊、入浴及び食事の提供に要する経費については、甲が負担するものとし、その金額及び支払方法等は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

2 乙は、受入依頼後に当該受入の取消し依頼があった場合であっても、甲に対して取消料は請求しないものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成22年 2月15日

甲 徳 島 県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市寺島本町西1丁目4-2
社団法人日本観光旅館連盟徳島県支部
支 部 長 住 友 武 秀

6-33 災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設木造住宅の建設に関して、徳島県（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の規定により供与する収容施設（応急仮設住宅を含む。）をいう。

(要請の手続)

第3条 甲の乙に対する、住宅の建設の要請は、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっ旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅の建設)

第5条 乙のあっ旋を受けた丙は、甲（甲が住宅の建設を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の指示に従い住宅の建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙が住宅の建設を終了したときは、検査し、検査に合格したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては徳島県県土整備部住宅課とし、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅の建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、1年に1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の報告)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に報告するものとし、その後名簿の記載事項に異動があった場合には速やかに報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、住宅の建設に関し必要な事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、この協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年10月9日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 東京都中央区日本橋箱崎町12-4

一般社団法人全国木造建設事業協会

代表者 理事長 青木 宏之

災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県内に地震・風水害その他による災害(武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を含む。)が発生した場合(以下「災害時」という。)に、被災者等に対して行う応急生活物資の供給に関して、徳島県(以下「甲」という。)と社団法人徳島県エルピーガス協会(以下「乙」という。)との協力事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定で定める災害時の協力事項は、原則として甲が対策本部(「徳島県災害対策本部」、「徳島県国民保護対策本部」及び「徳島県緊急対処事態対策本部」をいう。)を設置し、乙に対して協力要請を行ったときに発動するものとする。

(応急生活物資供給協力要請)

第3条 甲は、災害時において、被災市町村の公共施設等の避難所及び避難場所に応急生活物資の供給が必要であると認めたときに、乙に対し協力要請をするものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、応急生活物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(対象となる応急生活物資及び現有数量の把握等)

第5条 この協定により対象となる応急生活物資は、原則として別記1のとおりとする。

2 乙は、この協定締結後速やかに調達可能な応急生活物資の数量を把握し、甲に報告するものとする。

なお、甲への報告は原則1年ごとに行うものとする。

(協力要請手続及び連絡責任者等)

第6条 この協定による協力要請手続は、原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により協力要請手続を行うことができるものとし、事後に文書を提出するものとする。

2 甲乙両者は、協力要請手続を円滑に進めるため、連絡責任者及び副連絡責任者(以下「連絡責任者等」という。)を定め、文書で報告するものとする。

なお、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

(費用等の負担)

第7条 第4条により乙が供給した応急生活物資の費用負担区分は、原則として別記2のとおりとする。

2 前項における甲が負担する費用は、災害時直前の適正なそれぞれの価格を基準にして甲乙協議の上価格を決定し、算定をするものとする。

(設置場所の指定及び確認等)

第8条 甲は、乙が応急生活物資の供給及び運搬をしたときは、速やかにその設置場所を乙に指定し、設置後その確認を行い、乙からその引渡しを受けるものとする。ただし、甲が設置場所を指定できないときは、甲が指定する者により設置場所の指定と設置後の確認及び乙からの引渡しを受けることができるものとし、事後甲も速やかにその確認をするものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの何らの意思表示がない場合は、更に1年間更新されたものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年12月6日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市万代町5丁目71番地の15
社団法人 徳島県エルピーガス
会 長 宮 崎 武

別記1

応急生活物資

- 1 LPガス容器
- 2 燃焼器具(3重巻鋳物コンロ)
- 3 その他供給に必要な設備一式

別記2

費用の負担区分

- 1 甲が負担する費用
 - (1) LPガスの費用
 - (2) 燃焼器具(3重巻鋳物コンロ)の費用
 - (3) 単段調整器の費用
- 2 乙が負担する費用
 - (1) 配送費用
 - (2) 取付け費用
 - (3) その他甲が負担する費用以外の費用

災害時における副食調味料の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県内において災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と徳島県蒲鉾水産加工業協同組合（以下「乙」という。）が相互に協力して、県民生活の早期安定を図るため、副食調味料（魚肉練り製品）の供給確保等に関する事項について定めるものとする。

(甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における副食調味料（魚肉練り製品）の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する副食調味料（魚肉練り製品）の調達を要請するものとする。

2 前項の副食調味料（魚肉練り製品）の調達要請は文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続きを円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、副食調味料（魚肉練り製品）の優先供給について、積極的に協力するものとする。

(副食調味料（魚肉練り製品）の価格及び代金の支払)

第5条 副食調味料（魚肉練り製品）の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第7条に基づき協議を行うものとする。

2 乙及び乙が指定した者が行った運搬に係る経費,その他副食調味料(魚肉練り製品)の供給に係る乙が要した経費は,乙の出荷報告書及び請求書等に基づき,甲が負担するものとする。

(物資の引渡し)

第6条 物資の引渡場所は,甲乙協議の上定めるものとする。この場合において,甲は,必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(協議事項)

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは,その都度,双方誠意ある協議を行うものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の効力は,協定締結後1年間とし,甲乙双方又はいずれか一方から何ら特段の意思表示がない場合は,協定期間は更に1年間更新されるものとし,その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため,この協定書2通を作成し,甲乙両者記名押印の上,各自その1通を保有するものとする。

平成18年6月15日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市北沖洲4丁目1-38
徳島県蒲鉾水産加工業協同組合
代表理事組合長 津 川 清

災害時における副食調味料の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県内において災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と徳島県漁業協同組合連合会（以下「乙」という。）が相互に協力して、県民生活の早期安定を図るため、副食調味料（水産加工品）の供給確保等に関する事項について定めるものとする。

(甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における副食調味料（水産加工品）の確保を図るため、必要があると認めたときは、乙の保有する副食調味料（水産加工品）の調達を要請するものとする。

2 前項の副食調味料（水産加工品）の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続きを円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

2 乙は甲から要請を受けたときは、副食調味料（水産加工品）の優先供給について、積極的に協力するものとする。

(副食調味料（水産加工品）の価格及び代金の支払)

第5条 副食調味料（水産加工品）の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第7条に基づき協議を行うものとする。

2 乙及び乙が指定した者が行った運搬に係る経費，その他副食調味料（水産加工品）の供給に係る乙が要した経費は，乙の出荷報告書及び請求書等に基づき，甲が負担するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（協議事項）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは，その都度，双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定期間）

第8条 この協定の効力は，協定締結後1年間とし，甲乙双方又はいずれか一方から何ら特段の意思表示がない場合は，協定期間は更に1年間更新されるものとし，その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため，この協定書2通を作成し，甲乙両者記名押印の上，各自その1通を保有するものとする。

平成18年6月15日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市東沖洲2丁目13
徳島県漁業協同組合連合会
代表理事会長 利 穂 博

災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と徳島県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、生活必需物資（以下「物資」という。）の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

(甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要であると認めたときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

2 前項の物資の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

(物資の範囲等)

第5条 物資の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有するもの及び調達確保できる範囲のものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

(物資の価格及び代金の支払)

第6条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(物資の引渡し)

第7条 物資の引渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの何らの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年6月8日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県板野郡北島町中村字東堤の内 30-3
徳島県生活協同組合連合会
会 長 阿 部 和 代

災害時における飲料水の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と大塚ペパレシ株式会社（以下「乙」という。）とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、飲料水の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

(甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における飲料水の確保を図るため、必要あると認めたときは、乙の保有する飲料水の調達を要請するものとする。

2 前項の飲料水の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに飲料水の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

(飲料水の範囲等)

第5条 飲料水の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有するもの及び調達確保できる範囲のものとする。

(1) 飲料水

(2) その他甲が指定する飲料水に代わる物資

(飲料水の価格及び代金の支払い)

第6条 飲料水の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(飲料水の引渡し)

第7条 飲料水の引渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が飲料水を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの何らの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年12月14日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 広島県広島市西区楠町1-14-3
大塚ベバレジ株式会社
広島支店長 玉 越 充 員

災害時における飲料水の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、飲料水の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

(甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における飲料水の確保を図るため、必要あると認めたときは、乙の保有する飲料水の調達を要請するものとする。

2 前項の飲料水の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに飲料水の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

(飲料水の範囲等)

第5条 飲料水の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有するもの及び調達確保できる範囲のものとする。

(1) 飲料水

(2) その他甲が指定する飲料水に代わる物資

(飲料水の価格及び代金の支払い)

第6条 飲料水の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(飲料水の引渡し)

第7条 飲料水の引渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が飲料水を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの何らの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年12月14日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 香川県高松市春日町1378番地
四国コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 橋本 建夫

災害時における飲料水の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県(以下「甲」という。)とサントリーフーズ株式会社(以下「乙」という。)とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、飲料水の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

(甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における飲料水の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する飲料水の調達を要請するものとする。なお、災害時とは地震、津波、台風等の発生により水道、電気等の通常のライフラインが絶たれたときとする。

2 前項の飲料水の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文言を提出するものとする。

(連絡先等の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡先等を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡先等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに飲料水の供給確保等について適切な檜原をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

(飲料水の範囲等)

第5条 飲料水の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有するもの及び調達確保できる範囲のものとする。

(1)飲料水

(2)その他甲が指定する飲料水に代わる物資

(飲料水の価格及び代金の支払)

第6条 飲料水の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(飲料水の引渡し)

第7条 飲料水の引渡し場所は、甲乙協議の上、定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が飲料水を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年12月9日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 香川県高松市中野町29番2号
サントリーフーズ株式会社
四国支店長 西 岡 正 員

徳島県とサントリーフーズ株式会社は、「災害時における飲料水の調達に関する協定書」第3条第1項に定める連絡先等について次のとおり定める。

区 分	達 絡 先	連 絡 方 法
徳 島 県	危機管理局 南海地震対策課	電話 088-621-2297 FAX 088-62-2849
 (夜間等) 監視室 電話 088-621-2057
サントリーフーズ株式会社	四国支店	電話 087-837-8551 FAX 087-837-8731
 (夜間等) 電話 087-837-8648

災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県(以下「甲」という。)と株式会社キョーエイ(以下「乙」という。)とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、生活必需物資(以下「物資」という。)の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

(甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要あると認めたときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

2 前項の物資の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手鏡を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者(以下「連絡責任者等」という。)を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

(物資の範囲等)

第5条 物資の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有し及び調達確保できる範囲のものとする。

- (1)食料品
- (2)飲料水
- (3)日用品
- (4)その他甲が指定する物資

(物資の価格及び代金の支払い)

第6条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(物資め引き渡し)

第7条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの何らの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成16年11月9日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市川内町加賀須野463番地15
株式会社キョーエイ
代表取締役社長 埴淵一夫

災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県(以下「甲」という。)と株式会社セブン(以下「乙」という。)とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、生活必需物資(以下「物資」という。)の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

(甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要あると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

2 前項の物資の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手鏡を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者(以下「連絡責任者等」という)を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

(物資の範囲等)

第5条 物資の種別は次めとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有し及び調達確保できる範囲のものとする。

- (1)食料品
- (2)飲料水
- (3)日用品
- (4)その他甲が指定する物資

(物資の価格及び代金の支払い)

第6条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(物資の引き渡し)

第7条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に崩じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの何らの意思表示がない場合は更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成16年11月9日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県小松島市田野町字赤石南362-1
株式会社セブン
代表取締役社長 中西幸雄

災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と株式会社フジ（以下「乙」という。）とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、生活必需物資（以下「物資」という。）の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

(甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要あると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

2 前項の物資の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

(物資の範囲等)

第5条 物資の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有し及び調達確保できる範囲のものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

(物資の価格及び代金の支払い)

第6条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(物資の引き渡し)

第7条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの何らの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成16年11月9日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
株式会社フジ
代表取締役社長 時任 紀邦

災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、生活必需物資（以下「物資」という。）の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

(甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要あると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

2 前項の物資の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手鏡を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

(物資の範囲等)

第5条 物資の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有し及び調達確保できる範囲のものとする。

- (1)食料品
- (2)飲料水
- (3)日用品
- (4)その他甲が指定する物資

(物資の価格及び代金の支払い)

第6条 物資め取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(物資の引き渡し)

第7条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの何らの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成16年11月9日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 大阪府吹田市豊津町9番1号
株式会社ロ-ツ
代表取締役社長 新浪 剛

災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県内で災害が発生した場合において、徳島県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、生活必需物資（以下「物資」という。）の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

(甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

2 前項の物資の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給確保等について適切な措置を講じるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

(物資の範囲等)

第5条 物資の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有し及び調達確保が可能な範囲のものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

(物資の価格及び代金の支払い)

第6条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な仕入れ価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。

ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(物資の引き渡し)

第7条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方が信義に基づき誠実に協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの何らかの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年8月11日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 上田準二

災害時における応急食糧の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県内において災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と全国農業協同組合徳島県本部（以下「乙」という。）が相互に協力して、県民生活の早期安定を図るため、応急食糧（米穀）の供給確保等に関する事項について定めるものとする。

(甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における応急食糧（米穀）の確保を図るため、必要あると認めるときは、乙の保有する応急食糧（米穀）の調達を要請するものとする。

2 前項の応急食糧（米穀）の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、応急食糧（米穀）の優先供給について、積極的に協力するものとする。

(応急食糧（米穀）の価格及び代金の支払い)

第5条 応急食糧（米穀）の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。

ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第7条に基づき協議を行うものとする。

2 乙及び乙が指定した者が行った運搬に係る経費，その他応急食糧（米穀）の供給に係る乙が要した経費は，乙の出荷報告書及び請求書等に基づき，甲が負担するものとする。

（物資の引き渡し）

第6条 物資の引き渡し場所は，甲乙協議の上定めるものとする。この場合において，甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（協議事項）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは，その都度，双方誠意ある協議を行うものとする。

（効力）

第8条 この協定の効力は，協定締結後1年間とし，甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は，更新されたものとする。

この協定の締結を証するため，本書2通を作成し，甲乙両者記名押印の上，各自その1通を保有するものとする。

平成21年4月1日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市北佐古一番町5番1
全国農業協同組合徳島県本部
県本部長 橋本 広

災害時における応急食糧の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県内において災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と徳島県食糧卸協同組合（以下「乙」という。）が相互に協力して、県民生活の早期安定を図るため、応急食糧（米穀）の供給確保等に関する事項について定めるものとする。

(甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における応急食糧（米穀）の確保を図るため、必要あると認めるときは、乙の保有する応急食糧（米穀）の調達を要請するものとする。

2 前項の応急食糧（米穀）の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときには電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、応急食糧（米穀）の優先供給について、積極的に協力するものとする。

(応急食糧（米穀）の価格及び代金の支払い)

第5条 応急食糧（米穀）の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。

ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第7条に基づき協議を行うものとする。

2 乙及び乙が指定した者が行った運搬に係る経費、その他応急食糧（米穀）の供給に係る乙が要した経費は、乙の出荷報告書及び請求劣等に某づき、甲が負担するものとする。

（物資の引き渡し）

第6条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（協議事項）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

（効力）

第8条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年3月14日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市中洲町1丁目5
徳島県食糧卸協同組合
理事長 遠藤 功

災害時における副食調味料の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県内において災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と徳島県漬物加工販売協同組合（以下「乙」という。）が相互に協力して、県民生活の早期安定を図るため、副食調味料（漬物）の供給確保等に関する事項について定めるものとする。

(甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における副食調味料（漬物）の確保を図るため、必要あると認めるときは、乙の保有する副食調味料（漬物）の調達を要請するものとする。

2 前項の副食調味料（漬物）の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、副食調味料（漬物）の優先供給について、積極的に協力するものとする。

(副食調味料（漬物）の価格及び代金の支払い)

第5条 副食調味料（漬物）の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。

ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第7条に基づき協議を行うものとする。

2 乙及び乙が指定した者が行った運搬に係る経費、その他副食調味料（漬物）の供給に係る乙が要した経費は、乙の出荷報告書及び請求書等に基づき、甲が負担するものとする。

（物資の引き渡し）

第6条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（協議事項）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

（効力）

第8条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から何ら特段の意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年3月14日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市佐古五番町2番3号
徳島県漬物加工販売協同組
理事長 井内運八

災害時における副食調味料の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県内において災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と徳島塩元売株式会社（以下「乙」という。）が相互に協力して、県民生活の早期安定を図るため、副食調味料（塩）の供給確保等に関する事項について定めるものとする。

(甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における副食調味料（塩）の確保を図るため、必要あると認めるときは、乙の保有する副食調味料（塩）の調達を要請するものとする。

2 前項の副食調味料（塩）の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その借景事項を文書で甲に報告するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、副食調味料（塩）の優先供給について、積極的に協力するものとする。

(副食調味料（塩）の価格及び代金の支払い)

第5条 副食調味料（塩）の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。

ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第7条に基づき協議を行うものとする。

2 乙及び乙が指定した者が行った運搬に係る経費、その他副食調味料（塩）の供給に係る乙が要した経費は、乙の出荷報告書及び請求書等に基づき、甲が負担するものとする。

（物資の引き渡し）

第6条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（協議事項）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

（効力）

第8条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成17年3月14日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市東沖洲2丁目49
徳島塩元売株式会社
代表取締役社長 秋園芳照

災害時における副食調味料の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県(以下「甲」という。)と徳島県醤油醸造協同組合(以下「乙」という。)が相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、副食調味料(醤油)の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

(県の要請)

第2条 甲は、災害時における副食調味料(醤油)の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する副食調味料(醤油)の調達を要請するものとする。

2 前項の副食調味料(醤油)の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡責任者等の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者(以下「連絡責任者等」という。)を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、副食調味料(醤油)の優先供給について、積極的に協力するものとする。

(副食調味料(醤油)の価格及び代金の支払い)

第5条 副食調味料(醤油)の取引価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適正な請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第7条に基づき協議を行うものとする。

2 乙及び乙が指定した者が行った運搬に係る経費、その他副食調味料（醤油）の供給に係る乙が要した経費は、乙の出荷報告書及び請求書等に基づき、甲が負担するものとする。

（物資の引き渡し）

第6条 物資の引渡場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（協議事項）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

（効力）

第8条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から特段の意志表示がない場合は更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年3月13日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市中昭和町1丁目95番地の1
徳島県醤油醸造協同組合
理 事 長 眞 鍋 和 三 郎

災害時における副食調味料の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県(以下「甲」という。)と徳島県味噌工業協同組合(以下「乙」という。)が相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、副食調味料(味噌)の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

(県の要請)

第2条 甲は、災害時における副食調味料(味噌)の確保を図るため、必要があると認めたときは、乙の保有する副食調味料(味噌)の調達を要請するものとする。

2 前項の副食調味料(味噌)の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡責任者等の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者(以下「連絡責任者等」という。)を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、副食調味料(味噌)の優先供給について、積極的に協力するものとする。

(副食調味料(味噌)の価格及び代金の支払い)

第5条 副食調味料(味噌)の取引価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第7条に基づき協議を行うものとする。

2 乙及び乙が指定した者が行った運搬に係る経費、その他副食調味料（味噌）の供給に係る乙が要した経費は、乙の出荷報告書及び請求書等に基づき、甲が負担するものとする。

（物資の引き渡し）

第6条 物資の引渡場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（協議事項）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

（効力）

第8条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から特段の意志表示がない場合は更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年3月13日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市中昭和町1丁目95番地の1
徳島県味噌工業協同組合
理 事 長 久 次 米 貴 史

大規模災害時等における調理飲食物等の支援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、徳島県に大規模災害等が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と株式会社ふくながが（以下「乙」という。）とが、相互に協力して県民の生命、身体を守るため、緊急に必要な調理された飲食物等（以下「調理飲食物等」という。）の支援について定めるものとする。

(支援の要請等)

第2条 甲は、大規模災害時等における調理飲食物等の確保を図るため、必要があると認めたときは、乙に調理飲食物等の供給について支援要請を行うものとする。

2 前項の支援要請は、原則として文書で行うものとし、緊急を要する場合には、電話又はその他の方法により要請し、事後に文書を提出するものとする。

(支援の実施)

第3条 乙は、甲から前条の支援要請を受けた場合は、速やかに保有する良材を活用し、調理・加工した調理飲食物等を甲の指定する避難所等に配達するものとする。

(車両の通行)

第4条 甲は、乙が調理飲食物等を運搬する際には、運搬に供する車両を緊急又は優先通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(措置事項の報告)

第5条 乙は、甲から第2条の支援要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(調理飲食物等の価格及び代金の支払い)

第6条 調理飲食物等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第11条に基づき協議を行うものとする。

(調理飲食物等の数量、支援期間及び方法)

第7条 調理飲食物等の数量、支援期間及び方法は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(衛生の確保)

第8条 大規模災害等により、電気、ガス、水道等のライフラインの停止等、不測の事態が生じるため、乙は、調理飲食物等の調理・加工にあたっては、衛生面の安全確保について十分に配慮するものとする。

(連絡責任者の指定)

第9条 支援要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び連絡副責任者(以下、「連絡責任者等」という。)を定めるものとする。

また、甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年3月14日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島市北沖洲3丁目7番地の28
株式会社ふくなが
代表取締役社長 福 永 信 子

6-53 災害時における物資の供給に関する協定書

徳島県(以下「甲」という。), アクサス株式会社(以下「乙」という。)及びACデコール株式会社(以下「丙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合において、甲、乙及び丙が県民生活の早期安定を図るため相互に協力して行う物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

(甲の要請)

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙及び丙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請するものとする。
2 前項の要請は、別紙1「物資調達要請文書」により行うものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡先等の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙丙は事前に連絡先等を定め文書で報告するものとする。
2 甲乙丙は、前項の連絡先等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(物資の優先供給)

第4条 乙及び丙は、甲から第2条の要請を受けたときは、物資の優先供給について努めるものとする。
2 乙及び丙は、物資の供給を実施したときは、その実施状況について別紙2「物資調達実施状況報告書」により甲に報告するものとする。

(調達物資の範囲等)

第5条 物資の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙及び丙が備蓄保有するもの又は調達確保できる範囲のものとする。
(1) 別表に掲げる物資
(2) その他甲が指定し、乙及び丙が保有する物資

(物資の引渡し等)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その引き渡し場所まで

の物資の運搬は、原則として乙及び丙が行うものとする。

2 甲は、前項の規定により乙及び丙が運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(代金及び支払)

第7条 乙及び丙が供給した物資の代金は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する代金は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、乙及び丙からの適正な請求書を受領した日から30日以内に甲が乙及び丙に支払うものとする。

3 前項において、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第8条に基づき協議を行うものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙丙いずれから何らの意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年10月22日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市山城西4丁目2番地
アクサス株式会社
代表取締役 久 岡 卓 司

丙 徳島県徳島市沖浜東3丁目62番地
ACデコール株式会社
代表取締役 久 岡 卓 司

6-54 災害時における物資の供給に関する協定書

徳島県(以下「甲」という。)とコーナン商事株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合において、甲と乙が県民生活の早期安定を図るため相互に協力して行う物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

(甲の要請)

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請するものとする。

2 前項の要請は、別紙1「物資調達要請文書」により行うものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡先等の指定)

第3条 この協定の実施に関する連絡責任者は、別表1に定める順位に従うものとする。

2 甲乙両者は、前項の連絡先等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(物資の優先供給)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、物資の優先供給について努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その実施状況について別紙2「物資調達実施状況報告書」により甲に報告するものとする。

(調達物資の範囲等)

第5条 物資の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有するもの又は調達確保できる範囲のものとする。

- (1) 別表2に掲げる物資
- (2) その他甲が指定し、乙が保有する物資

(物資の引渡し等)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その引渡し場所までの

物資の運搬の方法等は甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲は、前項の引渡し場所において、甲の職員又は甲の指定する者が立会いの上、物資の引渡しを受けるものとする。

(代金及び支払)

第7条 乙が供給した物資の代金は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する代金は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、乙からの適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が乙に支払うものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年10月22日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1
コーナン商事株式会社
代表取締役社長 足 田 耕 造

6-55 災害時における物資の供給に関する協定書

徳島県(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合において、甲と乙が県民生活の早期安定を図るため相互に協力して行う物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

(甲の要請)

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請するものとする。

2 前項の要請は、別紙1「物資調達要請文書」により行うものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡先等の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡先等を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、前項の連絡先等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(物資の優先供給)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、物資の優先供給について努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その実施状況について別紙2「物資調達実施状況報告書」により甲に報告するものとする。

(調達物資の範囲等)

第5条 物資の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有するもの又は調達確保できる範囲のものとする。

(1)別表に掲げる物資

(2)その他甲が指定し、乙が保有する物資

(物資の引渡し等)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、前項の規定により乙が運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(代金及び支払)

第7条 乙が供給した物資の代金は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する代金は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、乙からの適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が乙に支払うものとする。

3 前項において、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定書に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年10月22日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 新潟市南区清水4501番地1
特定非営利活動法人コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

6-56 災害時における物資の供給に関する協定書

徳島県(以下「甲」という。)とダイキ株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合において、甲と乙が県民生活の早期安定を図るため相互に協力して行う物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

(甲の要請)

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請するものとする。

2 前項の要請は、別紙1「物資調達要請文書」により行うものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡先等の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡先等を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、前項の連絡先等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(物資の優先供給)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、物資の優先供給について努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その実施状況について別紙2「物資調達実施状況報告書」により甲に報告するものとする。

(調達物資の範囲等)

第5条 物資の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有するもの又は調達確保できる範囲のものとする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定し、乙が保有する物資

(物資の引渡し等)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その引き渡し場所まで

の物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

- 2 甲は、前項の規定により乙が運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(代金及び支払)

第7条 乙が供給した物資の代金は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する代金は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、乙からの適正な請求書を受領した日から30日以内に甲が乙に支払うものとする。

- 3 前項において、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年10月22日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 愛媛県松山市美沢1-9-1
ダイキ株式会社
代表取締役社長 佐 藤 一 郎

6-57 災害時における物資の調達に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における物資の調達に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について、速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（連絡責任者の報告）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、連絡責任者名簿（別紙）により協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

（物資の引渡し）

第7条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

(費用の負担)

第 8 条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときには、乙に対し 30 日以内に代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第 9 条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(改正又は廃止)

第 10 条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって 1 ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第 11 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、 甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を 2 通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成24年6月20日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

乙 広島県広島市南区段原南1丁目3番52号
イオンリテール株式会社 中四国カンパニー

支 社 長

末 次 綱 三

別表

■ 災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
<p>食料品</p> <p>おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、粉ミルク、缶詰(イージーオープン)</p> <p>生活必需品</p> <p>毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、 ウェットティッシュ、ゴミ袋 蚊取り線香(夏季) 使い捨てカイロ(冬季)</p>	<p>食料品</p> <p>精米、即席麺、食パン、レトルト食品 漬物、梅干、野菜、調味料、肉類、 菓子類、果物、お茶</p> <p>生活必需品</p> <p>タオル、肌着、履物、作業服、軍手 鍋、炊飯用具、簡易コンロ、 カセットボンベ、石鹼、歯ブラシ ティッシュペーパー、常備薬 救急セット、防水シート</p>

災害時における葬祭用品の供給
及び遺体の搬送等に関する協定

徳島県

徳島県霊柩自動車協会

徳島県中央葬祭業協同組合

災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定

徳島県(以下「甲」という。)と徳島県霊柩自動車協会(以下「乙」という。)及び徳島県中央葬祭業協同組合(以下「丙」という。)は、葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける大規模災害時において、甲から乙及び丙に協力を要請し、葬祭用品の供給及び遺体の搬送等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、第1条の目的を達成するために、次の業務について必要が生じた場合は、乙及び丙に対して協力要請をするものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給
- (2) ドライアイスの供給
- (3) 遺体の安置施設の提供
- (4) 遺体の搬送の業務
- (5) その他、必要とする事項

2 前項の要請は、別記様式1の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

(業務の実施)

第3条 乙及び丙は、前条の要請を受けたときは、乙及び丙のできる範囲で要請業務を実施するものとする。

2 乙及び丙は、甲から指定された場所へ葬祭用品を供給し、指定された場所で業務を実施するものとする。

3 乙及び丙は、業務実施にあたり、業務内容、方法等について、業務実施先の市町村と打合せ、確認を行うものとする。

(業務の報告)

第4条 乙及び丙は、業務が完了したときは、別記様式2により甲に実績報告を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 甲は、乙及び丙が実施した第3条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害救助法に基づく基準額を基準とし、甲と乙及び丙が協議して決定するものとする。

(経費の請求)

第6条 乙及び丙は、業務が完了したときは、乙及び丙に所属する会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払い)

第7条 甲は、前条の規定により乙及び丙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県保健福祉部生活衛生課長、乙及び丙にあつては徳島県霊柩自動車協会長の職にあたる者とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙及び丙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年3月17日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県三好市三野町太刀野344番地
徳島県霊柩自動車協会
会長 喜多 義文

丙 徳島県鳴門市撫養町南浜字京浜484番地
徳島県中央葬祭業協同組合
理事長 内田 稔

別記様式 1

第 号
年 月 日

様

徳島県知事

協力要請書

災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	所属 職氏名 連絡先電話番号
口頭要請日時	年 月 日 () 時 分頃
要請理由	
要請内容 (供給用品名,数量) (搬送距離,遺体数) (安置施設,期間) (その他)	
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日～ 年 月 日
備考	

別記様式 2

年 月 日

徳島県知事 様

印

業務実績報告書

災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

要請担当者	所属 職氏名
口頭要請日時	年 月 日 () 時 分頃
文書要請日 文書番号	年 月 日付け 第 号
実施業務内容 (供給用品名,数量) (搬送距離,遺体数) (安置施設,期間) (その他)	
従事者氏名	会社名 従事者氏名 連絡先番号
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日～ 年 月
備考	

災害時における葬祭用品の供給
及び遺体の搬送等に関する協定

徳島県
(社)全日本冠婚葬祭互助協会

災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害時において、甲から乙に協力を要請し、葬祭用品の供給及び遺体の搬送等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、第1条の目的を達成するために、次の業務について必要が生じた場合は、乙に対して協力要請をするものとする。

- （1）棺及び葬祭用品の供給
- （2）ドライアイスの供給
- （3）遺体の安置施設の提供
- （4）遺体の搬送の業務
- （5）その他、必要とする事項

2 前項の要請は、別記様式1の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙のできる範囲で要請業務を実施するものとする。

2 乙は、甲から指定された場所へ葬祭用品を供給し、指定された場所で業務を実施するものとする。

3 乙は、業務実施にあたり、業務内容、方法等について、業務実施先の市町村と打合せ、確認を行うものとする。

（業務の報告）

第4条 乙は、業務が完了したときは、別記様式2により甲に実績報告を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙が実施した第3条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害救助法に基づく基準額を基準とし、甲と乙が協議して決定するものとする。

(経費の請求)

第6条 乙は、業務が完了したときは、乙に所属する会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払い)

第7条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に間する連絡責任者は、甲にあつては徳島県保健福祉部生活衛生課長、乙にあつては社団法人全日本冠婚葬祭互助協会四国ブロック徳島地区本部長の職にあたる者とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年3月17日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 東京都港区新橋1丁目18番16号
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会長 杉山雄吉郎

別記様式 1

第 号
年 月 日

様

徳島県知事

協力要請書

災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	所属 職氏名 連絡先電話番号
日頭要請日時	年 月 日 () 時 分頃
要請理由	
要請内容 (供給用品名,数量) (搬送距離,遺体数) (安置:施設期間) (その他)	
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日～ 年 月 日
備考	

別記様式 2

年 月 日

徳島県知事 様

印

業務実績報告書

災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

要請担当者	所属 職氏名
日頭要請日時	年 月 日 () 時 分頃
文書要請日 文書番号	年 月 日付け第 号
実施業務内容 (供給品名,数量) (搬送距離,遺体数) (安置施設,期間) (その他)	
従事者氏名	会社名 従事者氏名 連絡先電話番号
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日～ 年 月 日
備考	

船舶による災害時の輸送等に関する基本協定書

徳島県（以下「甲」という。）と南海フェリー株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模地震発生等の災害時における船舶による輸送等に関し、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、徳島県内で地震等の大規模災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲から乙に対して行う緊急救援輸送の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、地震等による大規模災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は、可能な限りこの要請に応ずるものとする。

2 前項の規定による要請は、別記第1号様式により業務の内容及び期同等を指定して行う。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（業務内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）被災者（滞留置を含む。）の輸送業務
- （2）災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務
- （3）災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- （4）その他船舶による支援業務

（報告）

第4条 乙は、前条の業務を実施したときは、速やかに、甲に対し、別記第2号様式の文書により報告するものとする。

（経費の負担及び支払い）

第5条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した費用（人件費、輸送費、燃料費等の実費負担額）は、甲が負担する。

2 費用の算出方法については、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して決定するものとする。

3 乙は、業務の終了後、当該業務に要した費用について甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づきその費用を乙に支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給した船舶が故障その他の理由により運航を中断したときは、乙は可能な限り当該船舶を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙は、その船舶の運航に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(補償)

第7条 乙の従業員が、この協定に基づく輸送等に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合においては、甲は、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）の定めるところにより、その損害を補償する。

(1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成17年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成16年11月30日

甲 徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 和歌山県和歌山市湊2835番1
南海フェリー株式会社

取締役社長 小 西 正 弘

船舶による災害時の輸送等に関する基本協定書

徳島県（以下「甲」という。）とオーシャン東九フェリー株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模地震発生等の災害時における船舶による輸送等に関し、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、徳島県内で地震等の大規模災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲から乙に対して行う緊急救援輸送の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、地震等による大規模災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は、可能な限りこの要請に応ずるものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により業務の内容及び期間等を指定して行う。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（業務内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）被災者（滞留者を含む。）の輸送業務
- （2）災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務
- （3）災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- （4）その他船舶による支援業務

（報告）

第4条 乙は、前条の業務を実施したときは、速やかに、甲に対し、文書により報告するものとする。

（経費の負担及び支払）

第5条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した費用（人件費、輸送費、燃料費等の実費負担額）は、甲が負担する。

2 費用の算出方法については、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して決定するものとする。

3 乙は、業務の終了後、当該業務に要した費用について甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づきその費用を乙に支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙の供給した船舶が故障その他の理由により運航を中断したときは、乙は可能な限り当該船舶を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙は、その船舶の運航に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(補償)

第7条 乙の従業員が、この協定に基づく輸送等に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）の定めるところにより、その損害を補償する。

(1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(細目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日かも更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(雑則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月21日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 東京都中央区築地2丁目11番9号
オーシャン東九フェリー株式会社
代表取締役社長 高松勝三郎

災害時における船舶による輸送等に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と日本内航海運組合総連合会（以下「乙」という。）とは、災害時における船舶による輸送等に関し、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の異常な自然現象により災害が発生し、徳島県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲から乙に対して行う船舶による輸送等の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、次条の業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は、可能な限りこの要請に応ずるものとする。

- (1) 県内において災害が発生したとき
- (2) 県外において災害が発生したとき
- (3) その他甲が必要と認めるとき

（業務内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な救援物資等の貨物輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（要請方法）

第4条 第2条の規定による要請は、次に掲げる事項を明示した文書によるものとする。ただし、文書により要請するいとまがない緊急の場合には電話等により要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 緊急輸送を必要とする事由
- (2) 日時、場所、用途、輸送物資等
- (3) その他参考となる事項

(業務の実施)

- 第5条 乙は、第2条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙の会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。
- 2 甲は、第3条に規定する業務を円滑に進めるため、現場責任者を置くものとし、乙及び乙の会員に通知するものとする。
- 3 現場における業務の指示は、前項の現場責任者が行うものとし、乙の会員はその指示に従うものとする。

(業務報告)

- 第6条 乙は、前条の業務を実施したときは、速やかに、甲に対し文書により報告するものとする。

(連絡体制)

- 第7条 甲と乙とは、災害時の適正かつ円滑な運営を期するため連絡体制を確立するものとする。
- 2 連絡責任者は、甲にあっては県土整備部運輸総局運輸政策課長とし、乙にあっては調査企画部長とする。

(経費の負担)

- 第8条 第5条第1項の規定により、乙の会員が実施した業務の遂行に要した費用（人件費、輸送費、燃料費等の負担額）は、甲が負担する。
- 2 前項の費用は、乙の会員が第3条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

(経費の請求及び支払)

- 第9条 乙の会員は、甲の認定を受けた当該業務の実施に要した前条の費用を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(情報提供)

- 第10条 乙の会員は、港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

(補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務の実施により当該業務に従事した者が、その者の責に帰することができない事由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」を準用し、甲がその損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、平成26年6月19日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有する。

平成26年6月19日

甲 徳 島 県

知 事

乙 東京都千代田区平河町2丁目6番4号
日本内航海運組合総連合会

会 長

船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）及び徳島県水難救済会（以下「乙」という。）とは大規模地震等の災害発生時における船舶による輸送等の災害応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模地震等が発生した場合において、乙及び乙の会員（以下「会員等」という。）の船舶出動による支援活動により、甲が行う災害対策を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、大規模地震等による災害が発生し、第4条に掲げる業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

（連絡責任者の指定）

第3条 支援要請の手続きを円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「責任者等」という。）を定めるものとする。
2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

（支援の内容）

第4条 甲の災害対策を支援するため、乙は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
（1）出動可能な会員等の船舶についての情報収集業務
（2）災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
（3）災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
（4）その他甲が必要とする船舶による応急支援対策業務

（支援業務等の報告）

第5条 乙は、支援業務が完了したときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（支援に伴う費用）

第6条 この協定による支援内容のうち、情報収集等の支援に要する費用は無償を基本とする。
2 会員等の船舶出動等に係る費用については、甲乙協議して精算する。

(従事者の災害補償)

第7条 甲は、この協定に基づいて業務に従事した乙の会員等が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は傷害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」(昭和39年7月10日徳島県条例第64号)の規定に準じて、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一事故については、これらの限度において補償の責を免れる。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年とする。ただし、有効期間満了日までに双方又はいずれか一方の特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年11月14日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県
徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県徳島市東沖洲2丁目13番地
徳島県水難救済会
会 長 松下 有宏

緊急救援輸送等に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県トラック協会（以下「乙」という。）とは、つぎのとおり緊急救援輸送等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内で地震等の大規模災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲から乙に対して行う緊急救援輸送等の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、緊急救援輸送を実施する上で乙の応援を必要と認めるときは、次に掲げる事項を明示して、乙の応援を別記第1号様式の文書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- （1）災害の状況及び応援を要する事由
- （2）応援を必要とする車両数、車両種類及び人員
- （3）物資積込場所及び積卸し場所
- （4）応援を必要とする期間及び活動内容
- （5）輸送品目（品名及び量）
- （6）その他参考となる事項

2 甲は、前項の措置のほか、物資の輸送管理等を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し、緊急救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の災害対策本部又は関係市町村等への派遣を別記第2号様式の文書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して緊急救援輸送又は物流専門家の派遣を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急救援輸送の応援に従事した場合は、速やかに、甲に対し、次に掲げる事項を別記第3号様式の文書により報告するものとする。

- （1）応援に従事した車両数、車両種類及び人員
- （2）走行距離及び地点
- （3）その他必要な事項

2 乙は、前条の規定により物流専門家を派遣した場合は、速やかに、甲に対し、次に掲げる事項を別記第4号様式の文書により報告するものとする。

- （1）派遣した者の所属及び氏名
- （2）派遣期間及び派遣場所
- （3）その他必要な事項

(経費の負担)

第5条 第3条の規定による緊急救援輸送の応援に要した費用（運賃・料金、有料道路通行料、駐車場使用料等の実費負担額）は、甲が負担する。

2 運賃・料金等の算出方法については、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 第3条の規定による物流専門家の派遣に要した費用に関する甲の負担については、甲乙協議して決定するものとする。

(事故等)

第6条 乙の供給した事業用自動車に故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(補償)

第7条 第3条の規定により緊急救援輸送の応援に従事した者及び同条の規定により派遣された物流業者が、応援に従事したところにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）の定めるところにより、その損害を補償する。

(1) 応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は応援に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該災害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けられることができる場合

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては交通政策課長、乙においては専務理事とする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し何らの意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(雑則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その一通を保有するものとする。

平成19年9月11日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市北田宮2丁目14番50号
社団法人 徳島県トラック協会

会長 栗飯原一平

別記 第1号様式（第2条関係）

第 号
平成 年 月 日

社団法人徳島県トラック協会
会 長 殿

徳 島 県 知 事

緊急救援輸送の要請について

「緊急救援輸送に関する協定」第2条第1項の規定に基づき、次のとおり緊急救援輸送を要請します。

1 災害の状況及び応援を要する事由

2 応援を必要とする車両及び輸送内容等

輸送月日 (期間)	輸送区間等 (積み込み場所、積卸し場所等)	台数/車種 (最大積載量)	乗務 員数	輸送物資の種類・数量

(その他特記事項)

別記 第2号様式（第2条関係）

第 号
平成 年 月 日社団法人徳島県トラック協会
会 長

殿

徳 島 県 知 事

物流専門家の派遣要請について

「緊急救援輸送に関する協定」第2条第2項の規定に基づき、次のとおり物流専門家の派遣を要請します。

1 災害の状況及び応援を要する事由

2 物流専門家の派遣要請内容

派遣月日 (期 間)	派 遣 場 所	派遣 人数	そ の 他

(その他特記事項)

別記 第3号様式（第4条関係）

第 号
平成 年 月 日

徳島県知事殿

社団法人徳島県トラック協会
会長

緊急救援輸送の完了について

平成 年 月 日 第 号で要請のあった緊急救援輸送については、次のとおり完了したので報告します。

輸送月日 (期間)	輸送区間等 (区間・距離)	輸送事業者名	台数/車種 (最大積載量)	乗務員数	輸送物資の内容・数量

(その他特記事項)

別記 第4号様式（第4条関係）

第 号
平成 年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

社団法人徳島県トラック協会

会 長

物流専門家派遣の完了について

平成 年 月 日 第 号で要請のあった物流専門家の派遣については、次のとおり完了したので報告します。

派遣月日 (期間)	派遣場所	派遣者名	その他

(その他特記事項)

6-65 災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、大規模な災害の発生等により、徳島県内にガソリン等燃料（以下「燃料」という。）が不足した場合（以下「災害時等」という。）において、県民の安全を確保するために必要な燃料の供給について、徳島県（以下「甲」という。）と徳島県石油商業組合（以下「乙」という。）との間で必要な事項を定める。

(供給への協力要請)

第2条 甲は、災害時等において、次の各号に掲げる県民の安全を確保するために特に重要な施設等のうち甲が指定するものに対する燃料の供給及び供給のあっせんについて、乙に協力を要請することができる。

- (1) 災害対策基本法第76条の規定に基づく緊急通行車両
- (2) 県又は市町村の庁舎、災害拠点病院等災害応急対策上特に重要な施設
- (3) 県内に設置された避難所

2 甲は、市町村（一部事務組合を含む。）から前項各号に掲げる市町村の施設等について要請があった場合には、本協定に基づき、乙に協力を要請することができる。

3 前二項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(供給の実施)

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、燃料の供給及び供給のあっせんに可能な限り協力するものとする。なお、燃料不足の状況により、要請どおりの燃料供給が実施できないときは、甲は必要な調整を行うものとする。

2 甲は、乙が要請内容を円滑に実施できるよう、必要な措置を講じる。

(費用の負担)

第4条 本協定に基づき供給された燃料の対価及び運搬等の費用については、当該燃料の供給を受けた者が負担する。

(情報交換)

第5条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時等に備えるものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第7条 この協定の効力は、この協定の締結日から1年間とし、終了の1ヶ月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、さらに1年間同一の条件をもって更新されたものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年10月22日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市西船場町3丁目9-1
徳島県石油商業組合
理 事 長 藤 川 禎 造

6-66 災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書

徳島県（以下、甲という）と石油連盟（以下、乙という）は、地震・風水害・雪害等の大規模災害時において、甲の地域に存在する重要施設に対する燃料供給について、乙の会員会社である石油元売会社（以下、会員会社という）から直接供給を行う必要が生じた場合、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給（以下、非定形的な燃料供給という）を円滑に実施する為に、対象となる重要施設に関する所要の情報を、甲・乙において平時から共有し、大規模災害時に有効に運用すべく、本覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震・風水害・雪害等の大規模災害が発生したことにより重要施設に対する燃料供給が困難な事態となり、石油の備蓄の確保等に関する法律（以下、石油備蓄法という）第33条第1項の規定に基づく経済産業大臣からの災害時石油供給連携計画の実施の勧告がなされる等、政府が乙若しくは会員会社に対する非定形的な燃料供給要請に関与する場合において、それらの枠組みにおける甲の要請に基づく重要施設への円滑な燃料供給に資することを目的とする。

（大規模災害）

第2条 本覚書の対象とする「大規模災害」とは、石油備蓄法第33条第1項の規定に基づき、経済産業大臣が災害時石油供給連携計画を実施する勧告を行う等により、政府が乙若しくは会員会社に対して非定形的な燃料供給を要請した災害をいう。

（重要施設）

第3条 本覚書の対象とする「重要施設」とは、災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、甲が別途指定して乙に提示した施設をいう。

（重要施設の設備等情報）

第4条 甲は、その指定した重要施設について、燃料供給に必要なものとして乙が定めた情報（以下、設備等情報という）を調査・収集して乙に提供する。甲は、乙に提供する設備等情報の正確性、最新性、網羅性の確保に努めるものとする。

（設備等情報の追加・変更）

第5条 甲は、設備等情報について追加、変更があった場合は、速やかに、前条に基づいてこれを乙に提供する。

（設備等情報の更新）

第6条 甲は、設備等情報の最新性を確保する為に、毎年度1回以上、乙に提供した設備等情報の内容を実態と突き合わせて更新を行い、更新後の設備等情報を乙に提供する。

(設備等情報の展開・共有)

第7条 乙は、甲から提供された本覚書第4条の設備等情報を、会員会社に対して提供してこれを共有し、乙及び会員会社が本覚書の趣旨に沿った大規模災害時の対応計画の策定及び大規模災害時の円滑な対応の為に利用するものとし、甲はこれに同意する。

2 乙が、経済産業省から、政府の大規模災害時対応計画の策定及び大規模災害時の円滑な対応の為に利用するものとして、本覚書第4条の設備等情報の提供を求められた場合に、甲はこれを経済産業省に提供することについて同意する。

(設備等情報の利用)

第8条 本覚書に基づいて提供された設備等情報は、大規模災害時に政府からの非定形的な燃料供給要請があった場合、及びそのような事態に備えるための行動計画等の立案とその実施準備及び訓練を行う場合に利用するものとし、乙及び会員会社は、第1条で定める本覚書の目的以外の用途のため、設備等情報を利用しないものとする。

(設備等情報の管理)

第9条 乙及び会員会社は、甲から提供された設備等情報の適正管理に努める。

(有効期間)

第10条 本覚書は、締結時から発効し、大規模災害時の非定形的な燃料供給について、石油備蓄法等に基づく政府関与の制度等が廃止されたときは、原則として終了する。但し、これらに代わる制度的枠組みが成立する場合には、同様の覚書を締結することを考慮する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

附則

平成25年10月22日付けで締結した覚書は、廃止とする。

令和元年12月20日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県
知事 飯泉 嘉門

乙 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
石油連盟
専務理事 奥田 真弥

6-67 災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）、関西広域連合並びに（事業者名）（以下「事業者」という。）は、災害等緊急時におけるヘリコプターの運航について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、豪雨、洪水、豪雪、高潮、地震その他異常気象により災害が発生した場合あるいは武力攻撃事態等の危機事象が発生した場合等緊急時（以下「災害等緊急時」という。）において、府県が事業者所有のヘリコプターを使用して応急対策に必要な物資又は人員の輸送等を行う場合に必要事項を定めるものとする。

（運航要請）

第2条 府県は、災害等緊急時において、事業者所有のヘリコプターを使用して応急対策に必要な物資又は人員の輸送等を行う必要があると認めた場合には、事業者に対してヘリコプターの運航を要請することができる。

2 前項の要請は文書によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 複数府県の同時被災等による運航要請の集中が予想される場合において、関西広域連合は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定を踏まえ、府県間の運航要請の調整を行うものとする。

（運航要請に対する措置）

第3条 事業者は、前条の規定により要請を受けた場合は、通常業務、気象状況等により運航に支障がある場合を除き、速やかにヘリコプター及び操縦士を出動させるとともに、その対応状況について要請を行った府県（以下「要請府県」という。）に連絡するものとする。

（運航時間及び運航時の指揮）

第4条 運航は、要請府県の要請に基づき出動するヘリコプターが、現に駐機している定置場を出発した時に始まり、当該定置場に帰着した時に終わるものとする。

2 運航中のヘリコプターの飛行コースについては、要請府県が指示するものとする。ただし、操縦士がヘリコプターの運航上重大な支障があると認めるときは、この限りでない。

（運航時のヘリコプターの定置場）

第5条 運航時のヘリコプターの定置場は、要請府県が指定する地点とする。

（経費の負担）

第6条 第2条第1項の規定により出動したヘリコプターの運航費用については、要請府県の負担とする。

2 第1項に定める費用については、航空法第105条の規定により、事業者が国土交通大臣に届け出た運賃・料金とする。支払方法については、要請府県と事業者が別途契約等により定めるものとする。

（損害賠償責任）

第7条 運航中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、事業者がその賠償の責任を負う。ただし、当該損害が要請府県の責めに帰すべき理由によるものときは、要請府県がその賠償の責任を負う。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、府県が既に締結している協定を妨げるものではない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、関西広域連合、府県及び事業者が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成25年3月5日から適用する。
- 2 (※継続事業者分に限り記載) この協定の適用をもって、平成21年2月23日に締結した「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書11通を作成し、関西広域連合、府県及び事業者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年3月5日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

(事業者)

大阪府八尾市空港2丁目12

朝日航洋株式会社

西日本航空支社長 庄 島 広 孝

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地

中日本航空株式会社

代表取締役社長 國 光 幹 雄

香川県高松市兵庫町8番地1

四国航空株式会社

代表取締役社長 麻 生 稔

東京都江東区新木場四丁目7番15号

アカギヘリコプター株式会社

代表取締役社長 坂 本 純 一

東京都江東区新木場四丁目7番51号

東邦航空株式会社

代表取締役社長 宇田川 雅 之

兵庫県神戸市中央区神戸空港8

学校法人ヒラタ学園

理事長 平 田 勇

災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）、社団法人徳島県産業廃棄物処理協会（以下「乙」という。）、徳島県市長会（以下「丙」という。）及び徳島県町村会（以下「丁」という。）は、災害発生時における廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去や処理等に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、被災した市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下「被災市町村」という。）から次に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について協力の要請があった場合に、乙に対して協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号の実施に伴う必要な事業

2 甲は、乙に対して前項の協力を要請するときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

3 甲は、災害廃棄物を円滑に処理するために被災市町村と他の市町村との連絡調整に当たるものとする。

4 丙及び丁は、前項の連絡調整が円滑に進むよう協力するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、乙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材等を確保し、被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

2 災害廃棄物の処理等は、被災市町村の指示に従い、乙の会員が実施するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等が円滑に実施されるよう会員の調整を行うものとする。

4 乙は、災害廃棄物の処理等を実施する会員に対して、次に掲げる事項に留意するよう周知するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の処理等に従事する作業員の安全確保を図ること。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙に対して被災状況、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害が発生した場合は、協力が可能な会員の情報を甲に提供するものとする。

3 丙及び丁は、災害廃棄物を処理等するために必要な情報について、甲に提供するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容
- (3) 実施期間
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、当該被災市町村が負担するものとする。

2 乙は、会員に対して災害発生前の適正な価格を基準に可能な限り低廉な価格となるよう要請するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては徳島県県民環境部環境総局環境整備課、乙においては社団法人徳島県産業廃棄物処理協会事務局、丙においては徳島県市長会事務局、丁においては徳島県町村会事務局とする。

(協定書の有効期間)

第8条 この協定は、平成22年3月25日から効力を有するものとし、甲、乙、丙又は丁が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

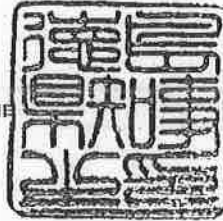
(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度それぞれが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年3月25日

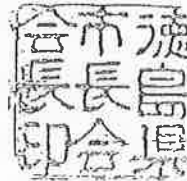
甲 徳島県 飯泉 嘉門
徳島県知事



乙 徳島県徳島市昭和町3丁目35番1
社団法人 徳島県産業廃棄物処理協会
会 長 板 東 暁



丙 徳島県徳島市幸町3丁目55番
徳島県市長会
会 長 原 秀 樹



丁 徳島県徳島市幸町3丁目55番
徳島県町村会
会 長 広 瀬 憲 発



災害時における応急対策業務に関する協定書

徳島県(以下「甲」という。)と協同組合徳島県解体工事業協会(以下「乙」という。)は、災害で被災した建築物の解体、それに伴う災害廃棄物の撤去等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生した場合、被災建築物の緊急解体、それに伴う災害廃棄物の撤去等を迅速かつ的確に実施し、もって、県民の安心・安全及び緊急交通の確保など災害応急対策の充実、強化を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等の廃棄物、災害時における生活ごみその他災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物(し尿を除く。)とする。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の市町村、一部事務組合等(以下「市町村等」という。)が実施する次の各号の事業(以下「解体撤去等」という。)について、市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。また、緊急輸送道路の確保等、甲が特に必要と認めた場合も同様に要請を行うものとする。

- (1)被災した建物等の解体
- (2)災害廃棄物の撤去
- (3)災害廃棄物の運搬
- (4)前各号に伴う必要な事項

(解体撤去等の実施)

第4条 乙は、前条による甲の協力要請があったときは、乙の組合員の中から必要な人員、車輛及び資機材等を確保し、甲または市町村等が実施する解体撤去等に協力するものとする。

2 乙は、解体撤去等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1)第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うこと。
- (2)周囲の生活環境を損なわないよう配慮すること。
- (3)災害廃棄物の再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。
- (4)解体撤去等に従事する作業員の安全確保を図ること。

(情報の提供)

第5条 甲は解体撤去等に円滑な協力が得られるように、乙に徳島県内の被災状況、復旧状況等、必要な情報を提供するものとする。

(協力要請の手続き)

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等により要請し、その後速やかに文書で通知するものとする。

- (1)市町村名
- (2)協力要請内容
- (3)その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、解体撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を速やかに文書で甲に報告するものとする。

- (1)市町村名
- (2)実施内容
- (3)実施期間
- (4)その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第3条に規定する協力要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用負担については、甲または当該市町村等と乙との協議により決定するものとし、その費用は災害発生直前における適正な価格を基準とする。

(損失補償)

第9条 乙は、業務従事者の労働災害補償のため、労働災害補償保険法の適用を受けられるよう必要な措置を講ずるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては徳島県県民環境部環境総局環境整備課、乙においては、協同組合徳島県解体工事業協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第11条 乙は、この協定に基づく解体撤去等が円滑に行われるよう、協力業者の名簿、必要機材の確保可能台数等の状況を必要に応じて甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(他被災都道府県への応援)

第12条 甲が、被災した他の都道府県に対して解体撤去等についての応援を行うため、乙に協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、締結の日から1年間効力を有するものとする。ただし、期間満了日の1ヶ月までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合は、引き続き1年間効力が延長されるものとし、以後も同様とするものとする。

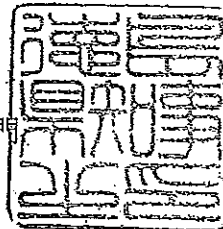
(協議)

第14条 この協定書に定めがない事項又は内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月2日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉 嘉門



乙 徳島県徳島市富田浜2丁目10番地
協同組合 徳島県解体工事業協会
理事長 楠本 正志



6-70 災害時における被災者への支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における被災者への支援活動に関する協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、災害時に次の事項について、協力を要請することが出来る。

- （1）乙の所有または管理する駐車場を、一時避難場所として被災者に提供すること。
- （2）乙の店舗において、被災者に対し、水道水(井戸水)、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （3）乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害関連情報を可能な範囲で提供すること。
- （4）乙の店舗において、被災者に対し、食糧・生活物資等を可能な範囲で提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、連絡責任者名簿（別紙）により協定締結後、速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項第4号及び第2条第2項に規定する防災協力の実施に要した費用の負担については、甲及び乙が協議して決定するものとする。物資の価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適法な支払請求書を受理してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行う

ものとする。

(協定書の有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、平成24年6月20日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヵ月前までに、甲及び乙が協議し更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年6月20日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

乙 広島県広島市南区段原南1丁目3番52号
イオンリテール株式会社 中四国カンパニー

支 社 長

末 次 綱 三

6-71 大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県士業ネットワーク推進協議会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害又は事故（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合において、住民等に対する相談業務の支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、徳島県内で大規模災害等が発生した場合において、甲が乙に対して要請する相談業務の支援等に関し必要な事項を定める。

（支援要請）

第2条 甲は、大規模災害等発生時において、甲が必要と認める場合には、乙に対して、相談業務の支援を要請するものとする。

2 乙は、甲から支援要請を受けた場合には、速やかに相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、必要な事項を報告するとともに、甲が指定する業務場所に該当従事者を派遣するものとする。

（実施期間）

第3条 甲の支援要請に基づき、乙が従事者を派遣する期間は、甲乙協議して定めるものとする。

（従事者の業務）

第4条 業務場所において従事者の行う相談業務は、乙の構成団体が取り扱う業務に関する相談とする。

（報告）

第5条 乙は、前条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

（連絡調整）

第6条 相談業務の実施に当たり、関係機関との連絡調整が必要となった場合、原則として甲がこれを行うものとする。

（経費負担）

第7条 第2条の規定に基づく従事者の派遣に要する費用は、乙の負担とする。

（損害補償）

第8条 この協定に基づく業務の実施において、乙及び乙の会員に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む）は、乙の責任において行うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了するまでに、甲又は乙のいずれかが相手方に対して文書による協定終了の申出を行わないときは、当該有効期間を更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（甲乙の連携）

第10条 この協定に関する内容に変更があった場合は、相手方に対し、速やかにその旨を報告するものとし、日常からの情報交換に努めるものとする。

（細目）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

（疑義等の解決）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、この協定書を10通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年8月27日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県士業ネットワーク推進協議会

徳島市かちどき橋1-4-1
徳島県林業センター4階
徳島県行政書士会
会長 小林 吉廣

徳島市新蔵町1-3-1 徳島弁護士会館
徳島弁護士会
会長 竹原 大輔

徳島市南末広町5番8-8号
徳島経済産業会館（KIZUNAプラザ）2階
徳島県社会保険労務士会
会長 佐野 美佐子

徳島市西新町 2-35 竹田ビル 2階
四国税理士会 徳島県支部連合会
会長 大塚 忠明

徳島市佐古五番町 2-5
日本公認会計士協会四国会 徳島県部会
部会長 竹内 洋一

徳島市中吉野町 3丁目 27-4
一般社団法人 徳島県中小企業診断士会
会長 吉田 康二

徳島市幸町 1丁目 21 Kークレスト I 3階
公益社団法人 徳島県不動産鑑定士協会
会長 阿部 宏士

徳島市南前川町 4-41
徳島県司法書士会
会長 岡 敬治

徳島市出来島本町 2丁目 42-5
徳島県土地家屋調査士会
会長 山本 達夫

メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社タカハタ（以下「乙」という。）とは、株式会社タカハタ吉野発電所（以下「吉野発電所」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第6号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙の所有する可動式蓄電池を非常用電源として提供すること。
 - (2) 吉野発電所における見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境総局環境首都課長、乙にあつては株式会社タカハタ代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月3日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県徳島市中吉野町四丁目10番地
株式会社タカハタ

代表取締役 高島 真

メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と美馬ソーラーバレイ株式会社（以下「乙」という。）とは、乙による太陽光発電施設である美馬ソーラーバレイ（以下「美馬ソーラーバレイ」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第6号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙の所有する可動式蓄電池を非常用電源として提供すること。
- (2) 美馬ソーラーバレイにおける見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境総局環境首都課長、乙にあつては美馬ソーラーバレイ株式会社代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年2月4日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県美馬市美馬町字天神北164番地
美馬ソーラーバレイ株式会社

代表取締役 逢坂 彰

メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と美環ソーラーバレイ株式会社（以下「乙」という。）とは、乙による太陽光発電施設である美環ソーラーバレイ（以下「美環ソーラーバレイ」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第6号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙の所有する可動式蓄電池を非常用電源として提供すること。
- (2) 美環ソーラーバレイにおける見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課長、乙にあつては美環ソーラーバレイ株式会社代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年7月22日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県美馬市脇町木ノ内3788番地2
美環ソーラーバレイ株式会社

代表取締役 喜多 輝光

協 定 書

大鵬薬品工業株式会社（以下「甲」という。）と徳島県（以下「乙」という。）、徳島市（以下「丙」という。）及び北島町（以下「丁」という。）とは、災害時における一時避難場所及び災害復旧活動の拠点に関して、次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙、丙及び丁は、災害時において甲に対し、次の各号について、協力を要請することができるものとする。

（1）丙及び丁からの要請により、甲の所有する大鵬薬品工業株式会社北島工場の公園用地（以下「公園用地」という。）を、一時避難場所として被災者に提供すること。

（2）乙、丙及び丁からの要請により、公園用地を、災害復旧活動の拠点として提供すること。

（3）乙、丙及び丁からの要請により、公園用地に設置されているトイレ設備等を、可能な範囲で提供すること。

2 甲、乙、丙及び丁は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

(要請の方法)

第3条 前条の規定による，乙，丙及び丁の要請（以下「要請」という。）は，文書をもって行うものとする。

但し，緊急を要するときは，口頭をもって要請し，事後，速やかに文書を提出するものとする。

(連絡責任者の報告)

第4条 甲，丙及び丁は，この協定に関する連絡責任者について，協定締結後速やかに乙に報告するものとし，乙は，報告された内容を取りまとめ，連絡責任者名簿（別紙）により，甲，丙及び丁に通知するものとする。

なお，既に報告した内容について変更があった場合においても同様の取扱いとする。

2 甲，乙，丙及び丁は，緊急時の連絡体制，連絡方法等について協議し，定めておくものとする。

(情報の交換)

第5条 甲，乙，丙及び丁は，この協定が円滑に運用されるよう，平素から必要に応じて，情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は，平成25年7月12日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず，期間満了の1ヶ月前までに，甲，乙，丙及び丁が協議し更新拒絶の意思表示がないときは，期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし，以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項，又はこの協定に関して疑義が生じたときは，甲，乙，丙及び丁が協議の上，これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を4通作成し，甲，乙，丙及び丁がそれぞれ記名押印の上，各自その1通を保有するものとする。

平成25年7月12日

甲 東京都千代田区神田錦町1-27
大鵬薬品工業株式会社
代表取締役社長 小林 将之

乙 徳島県
徳島県知事 飯泉 嘉門

丙 徳島市
徳島市長 原 秀樹

丁 北島町
北島町長 古川 保博

(別紙)

連 絡 責 任 者 名 簿

平成 年 月 日現在

- 1 協定内容 災害における一時避難場所及び災害復旧活動の拠点に関する協定書
- 2 協定締結日 平成25年7月12日
- 3 協定締結者 大鵬薬品工業株式会社, 徳島県, 徳島市, 北島町
- 4 連絡責任者

大鵬薬品工業株式会社			
連絡責任者	住 所		
	部 課 名		
	職・氏名		
	電話番号		
	携帯電話		
	ファクシミリ		
	E-mail		
担当連絡先	項目	第1連絡先	第2連絡先
	職・氏名		
	電話番号		
	携帯電話		
	E-mail		

徳 島 県			
連絡責任者	住 所		
	部 課 名		
	職・氏名		
	電話番号		
	携帯電話		
	ファクシミリ		
	E-mail		
担当連絡先	項目	第1連絡先	第2連絡先
	職・氏名		
	電話番号		
	携帯電話		
	E-mail		

徳 島 市			
連絡責任者	住 所		
	部 課 名		
	職・氏名		
	電話番号		
	携帯電話		
	ファクシミリ		
	E-mail		
担当連絡先	項目	第1連絡先	第2連絡先
	職・氏名		
	電話番号		
	携帯電話		
	E-mail		

北 島 町			
連絡責任者	住 所		
	部 課 名		
	職・氏名		
	電話番号		
	携帯電話		
	ファクシミリ		
	E-mail		
担当連絡先	項目	第1連絡先	第2連絡先
	職・氏名		
	電話番号		
	携帯電話		
	E-mail		

メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社タカハタ（以下「乙」という。）とは、川内発電所（以下「施設」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第6号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙の所有する電気自動車を非常用電源として提供すること。
 - (2) 施設における見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課長、乙にあつては株式会社タカハタ代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年7月10日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県徳島市中吉野町四丁目10番地
株式会社タカハタ

代表取締役 高島 真

メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社タカハタ（以下「乙」という。）とは、株式会社タカハタ宝田発電所（以下「宝田発電所」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第6号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙の所有する可動式蓄電池を非常用電源として提供すること。
 - (2) 吉野発電所における見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては株式会社タカハタ代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月6日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県徳島市中吉野町四丁目10番地
株式会社タカハタ

代表取締役 高島 真

メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社ハウズビルドシステム（以下「乙」という。）とは、鳴門市瀬戸町メガソーラー（以下「発電所」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第6号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、発電所に設置する災害用非常照明施設を非常用電源として提供すること。
- (2) 発電所における見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては株式会社ハウズビルドシステム代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要

に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年5月15日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県徳島市昭和町8丁目7番地
株式会社ハウスビルドシステム

代表取締役 大久保 重敏

メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と有限会社四郎（以下「乙」という。）とは、四郎第6発電所（以下「発電所」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第6号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙の所有する可動式蓄電池を非常用電源として提供すること。
- (2) 発電所における見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー室長、乙にあつては有限会社四郎代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年6月2日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県三好郡東みよし町昼間 1707-1

有限会社 四郎 代表取締役 重田 勝博

メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と田村電設株式会社（以下「乙」という。）とは、田村電設板野第2発電所（以下「発電所」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第6号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、発電所を非常用電源として提供すること。
- (2) 発電所における見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては田村電設株式会社代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（協定書の有効期限）

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年9月2日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県吉野川市山川町前川 77-45
田村電設株式会社
代表取締役 田村 雅夫

メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と有限会社アイネット（以下「乙」という。）とは、アイネット太陽光発電所（以下「発電所」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第6号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、発電所に設置する照明設備を非常用電源として提供すること。
 - (2) 発電所における見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては有限会社アイネット代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年12月9日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県鳴門市撫養町北浜字宮の東29番地26
有限会社アイネット

代表取締役 谷口 由紀江

メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社西瀨スレート工業所（以下「乙」という。）とは、乙による太陽光発電施設である西瀨スレート第四発電所（以下、「発電所」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第6号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供すること。
- (2) 発電所における見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては株式会社西瀨スレート工業所代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年1月26日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県阿波市阿波町平川原南18番地
株式会社 西瀨スレート工業所
代表取締役社長 西瀨 正和

メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社カルソニック（以下「乙」という。）とは、乙による太陽光発電施設である林坊発電所（以下、「発電所」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第6号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙の所有する避難所及び可搬式蓄電池を提供すること。
- (2) 発電所における見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては株式会社カルソニック代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月6日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県板野郡松茂町満穂字満穂開拓 479 番地の 1
株式会社 カルソニック
代表取締役 檜 正樹

メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と中西電気有限会社（以下「乙」という。）とは、乙による太陽光発電施設である中西電気太陽光発電所（以下、「発電所」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第7号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供すること。
 - (2) 発電所における見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては中西電気有限会社代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月31日
日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県阿南市新野町宇井谷601
中西電気有限会社
代表取締役 中西 健次郎

メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と日本製紙メガソーラー小松島合同会社（以下「乙」という。）とは、小松島太陽光発電所（以下「小松島発電所」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱（平成24年4月1日施行の旧要綱）第3条第6号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙が電気自動車および可搬式発電機を非常用電源として提供すること。
- (2) 小松島発電所における見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 前項第1号について、詳細は別途覚書にて定めるものとする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

4 甲は、乙に代わって、乙から委託された日本製紙株式会社（以下「丙」という。）もしくは丙から再委託された株式会社豊徳またはエヌ・アンド・イー株式会社が、本条で定められた事項を実施することを予め了承する。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、第4条に定める連絡責任者に宛てた文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、別途定める連絡担当者に口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては乙の職務執行者の職にある者とする。

(費用の負担)

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(反社会的勢力の排除)

第8条 甲および乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(6) 自らまたは第三者を利用して、相手方または相手方の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いる行為を行うこと。

2 甲または乙が、前項の確約に反して、暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、その相手方当事者は、何らの催告を要せず、本協定を解除することができる。

3 甲または乙が、本協定に関連して、第三者と下請または委託契約等（以下、「関連契約」という。）を締結することができる場合におい

て、当該第三者が暴力団員等あるいは第1項各号の一にでも該当することが判明したときは、その相手方当事者は、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができる。

4 甲または乙が、関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにも関わらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、その相手方当事者は本協定を解除することができる。

5 第2項から第4項に基づき本協定を解除する場合は、解除した側は解除に伴う相手側の損害につき一切の賠償責任を負わず、また解除した側に解除に伴う損害が生じた場合には、相手側は損害賠償の責を負うものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月30日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県小松島市豊浦町1番地
日本製紙メガソーラー小松島合同会社
代表社員 日本製紙株式会社
職務執行者 野村 治陽

災害時における和田島太陽光発電所の電力供給に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害により電力会社からの送電が停止した場合（以下「災害時」という。）に、徳島県（以下「甲」という。）が設置する和田島太陽光発電所（以下「発電所」という。）から小松島市（以下「乙」という。）が小松島市和田島町に設置する広域避難所（以下「広域避難所」という。）に電力を供給し、非常用電力として有効活用するために必要な事項を定めるものとする。

(電力の供給)

第2条 甲は、災害時に発電所から広域避難所への電力の供給を乙からの要請により行い、乙はその電力を非常用電力として有効活用するものとする。

2 甲は、前項により乙から要請があった場合は、甲が広域避難所に設置する災害対応分電盤（以下「分電盤」という。）に発電所から電力を供給し、乙は分電盤から電力を受けるものとする。

3 甲は前項に定める電力供給に必要な発電所及び分電盤の機器操作並びに電力供給中の保安確保を行うものとし、電力供給に支障が生じた場合はその供給を停止することができるものとする。

4 この協定に基づき甲が供給する電力は無償とする。

(損害の発生)

第3条 甲は、前条により供給した電力の品質等に起因して損害が発生した場合において、その責を負わないものとする。

(訓練等)

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく電力の供給が円滑に実施できるよう必要に応じて訓練等を行うものとする。

(有効期限)

第5条 この協定の有効期限は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期限終了の1か月前までに、甲乙双方から申し出がないときは1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その各1通を保有する。

平成25年10月29日

甲 徳島県

徳島県知事

飯泉嘉伸

乙 小松島市

小松島市長

濱田保徳

災害発生時における支援に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）及びアマゾン ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における支援に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、徳島県内において南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害の発生時（以下「災害発生時」という。）において、避難生活の長期化が予想される避難所において必要となる物資の情報を「ほしい物リスト」サービスを介して迅速に公開する活動を支援することにより、必要な物資の調達がより迅速かつ的確に行われることを可能とすることを目的とする（以下「本目的」という。）。

第2条（本協定における取組）

本協定における取組の内容は次のとおりとする。

- (1) 甲は、災害発生時に、避難所において「ほしい物リスト」が適正に利用されるよう、必要な措置を講ずる。
 - (2) 乙は、「ほしい物リスト」に関するマニュアルを甲に対して提供する。乙は、災害発生時においては、避難所ごとに作成された「ほしい物リスト」が被災地支援を希望する者に周知されるよう、避難所への物流が回復次第、Amazon.co.jp 上での特設ページの公開等の、本目的に合致する活動の支援を行うことに努める。
 - (3) 甲及び乙は、本目的を達成するために必要な情報共有に努めるものとする。
- 2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するように努めるものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、合意した取組を随時実施することができるものとする。

第3条（費用）

前条に基づく、甲及び乙の取組は、別段の合意が無い限り無償で行われるものとし、それぞれの取組に係る旅費・通信費、その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（本協定の公表）

甲及び乙は、本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合には、あらかじめ、その時期、方法及び内容等について、両者で別途協議の上、決定しなければならない。

第5条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他方の当事者に対し、本協定を更新しない旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。いずれの当事者も、事由の如何を問わず、本契約の期間中であっても、解約日の1ヶ月前までに他方の当事者に書面により予告することにより、本協定を解約することができるものとする。

第6条（協議）

本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図ることに努める。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年9月5日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県

徳島県知事

乙 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号

アマゾン ジャパン株式会社

代表取締役社長

災害発生時における物資輸送に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）、アマゾンジャパン・ロジスティクス株式会社（以下「乙」という。）及びヤマト運輸株式会社（以下「丙」という。）は、災害発生時における物資輸送に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、徳島県内において南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害の発生時（以下「災害発生時」という。）において、徳島県内の避難生活の長期化が予想される避難所（以下「避難所」という。）に対して次条に定める「ほしい物リスト」サービスを介して支援される物資を輸送することについて基本的な事項を定めることを目的（以下「本目的」という。）とする。

第2条（支援物資の定義）

本協定における「支援物資」とは、災害発生時において、乙の関連会社が Amazon.co.jp 内に徳島県内の避難所に係る「ほしい物リスト」に関する特設ページの開設を支援し、Amazon.co.jp の利用者がその特設ページから商品を購入した場合に、当該利用者を支援者として甲所定の避難所に配送される荷物をいう。

第3条（本協定における取組）

本協定における取組の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、災害発生時に、乙及び丙が支援物資の輸送に使用する車両に対して、緊急通行車両確認標章、緊急通行車両確認証明書及び災害派遣等従事車両証明書（以下「緊急通行車両証等」という。）を速やかに発行する。
 - (2) 甲は、支援物資の輸送を円滑に行うために、甲が保有する「災害時情報共有システム」内の必要な情報を乙及び丙に対して提供する。
 - (3) 乙は、乙の保有するフルフィルメントセンター及び関連施設（以下「フルフィルメントセンター等」という。）において、支援物資を特別に仕分け、丙が指定する車両に積載する。
 - (4) 乙又は丙は、支援物資の輸送にあたり、必要に応じて、支援物資の一時保管場所（以下「一時保管場所」という。）を確保するものとし、甲はこれに協力するものとする。
 - (5) 丙は、緊急通行車両証等を利用して、フルフィルメントセンター等又は一時保管場所から、支援物資を徳島県内の避難所（状況によっては一次・二次集積所）まで輸送する。
 - (6) 甲、乙及び丙は、本目的を達成するために必要な情報共有に努めるものとする。
- 2 甲、乙及び丙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を共有するものとし、これに変更があった場合、速やかに連絡するよう努めるものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲、乙及び丙は、三者で適宜協議を行い、合意した取組を随時実施することができるものとする。

第4条（費用）

前条に基づく乙及び丙の取組のうち、災害救助法（昭和22年法律第118号）に規定する災害救助費として計上できる経費については甲が支弁する。

- 2 前項に定める災害救助費とは別に、甲、乙及び丙のそれぞれの取組において、費用が生じた場合は、その取扱いについて協議するものとする。

第5条（本協定の公表）

甲、乙及び丙は、本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合には、あらかじめ、その時期、方法及び内容等について、別途甲乙丙協議の上、決定しなければならない。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し、本協定を更新しない旨の書面による通知がなされない限り、本協定は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。いずれの当事者も、事由のいかんを問わず、本契約の期間中であっても、解約日の1か月前までに他の当事者に書面により予告することにより、本協定を解約することができるものとする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、誠実に甲乙丙協議して解決を図ることに努める。

以上、本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年7月7日

甲 徳島県徳島市万代町一丁目1番地

徳島県

徳島県知事

乙 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号

アマゾンジャパン・ロジスティクス株式会社

代表取締役社長

丙 東京都中央区銀座二丁目16番10号

ヤマト運輸株式会社

代表取締役社長

災害時における被災建築物の修理に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）及び徳島県瓦工事・販売組合（以下「乙」という。）は、災害時における被災建築物の修理に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、徳島県内で大規模な災害が発生した場合に、速やかに被災者の保護と社会秩序の回復を図るため、乙の協力により実施する基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）応急処置 被災地域建築物に対するブルーシート張り等の処置（ただし、次項の修理は含まない。）
- （2）修理 避難所に対する修理の措置及び災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に規定する応急修理
- （3）修理事業者 乙が手配する応急処置及び修理を行おうとする業者

（協力内容）

第3条 本協定により乙が甲に行う協力の内容は、瓦屋根の破損に関する次の各号の業務（以下「救助」という。）とする。

- （1）被災建築物の簡易な調査及び応急処置
- （2）被災建築物の瓦屋根の破損に関する修理等の相談

（協力要請）

第4条 甲は、救助の実施に際し乙の協力を必要とする場合、書面により協力要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに書面を送付するものとする。

（情報提供）

第5条 乙は、甲より前条の協力要請があった場合、対応に必要な修理事業者の確保に努め、甲に情報提供を行い、甲が指定する市町村の窓口へ修理事業者を派遣するものとする。

2 甲は、乙より提供された修理事業者の情報を、救助のために利用する限りにおいて、乙及び修理事業者の承諾を得ることなく市町村に提供できるものとする。

(協力内容の報告)

第6条 乙は、協力の実施に当たり、随時その内容について甲に報告し、協力活動を完了したときは、速やかにその内容を書面により報告するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、要請等を正確かつ迅速に行うため、連絡責任者をあらかじめ定め、異動等があった場合には、速やかに情報を交換するものとする。

(本協定の期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了までに双方いずれかから本協定を更新しない旨の書面による通知がなされない限り、1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、誠実に甲乙協議して解決を図ることに努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名又は記名押印の上、各自その1通を所有する。

平成28年3月29日

甲 徳島県徳島市万代町一丁目1番地
徳島県

徳島県知事

乙 徳島県徳島市幸町三丁目45番地
徳島県瓦工事・販売組合

理事長

大規模災害時における支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島ビルメンテナンス協会（以下「乙」という。）及び徳島ビルメンテナンス協同組合（以下「丙」という。）とは、地震等の大規模災害発生時における避難所等の建築物の清掃及び消毒等の環境衛生に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、徳島県内において地震等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙及び丙に避難所等建築物の清掃及び消毒等の協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「避難所等建築物」とは、地方公共団体が管理又は指定する災害時の避難所や資機材の備蓄場所など、災害応急上重要な施設をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において必要と認めるとき、又は市町村（一部事務組合を含む。）から要請があったときは、次の各号の業務（以下「協力業務」という。）について、乙及び丙に協力を要請することができるものとする。

- （1） 避難所等建築物の環境衛生に対する被害調査及び対処方法の甲に対する報告
- （2） 避難所等建築物の応急的措置
 - ア 清掃及び消毒等環境衛生の応急的措置（人員の支援、機材の支援、薬剤の提供等）
 - イ その他甲が必要と認める業務

2 前項の甲の乙及び丙に対する要請は、避難所等建築物の対処方法等報告要請書（別記様式1）及び避難所等建築物の応急的措置要請書（別記様式2）をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は口頭又はその他の方法をもって行うこととする。

3 乙及び丙は、この協定に基づく協力業務が円滑に行われるよう、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

4 乙及び丙は、前項に基づく報告の内容に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

5 乙及び丙は、第1項の要請があったときは、協力業務に可能な限り協力するものとする。

6 乙及び丙は、協力業務を実施したときは、避難所等建築物の対処方法等報告書（別記様式3）及び避難所等建築物の応急的措置完了報告書（別記様式4）をもって甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条第1項第1号に規定する被害状況及び対処方法の報告に要する費用は、乙及び丙の負担とする。

2 前条第1項第2号に規定する応急的措置に要する費用のうち、人件費、旅費交通費、及び機材損耗費等業務に伴う諸経費については、無償を基本とする。ただし、乙及び丙の通常の業務を越えた旅費交通費が要する場合は、甲（甲が市町村からの要請に基づき乙及び丙に協力を要請したときは市町村）と乙及び丙で協議するものとする。

3 前条第1項第2号に規定する応急的措置に要する費用のうち、実費相当額（薬剤費、材料費）は、甲（甲が市町村からの要請に基づき乙及び丙に協力を要請したときは市町村）の負担とする。

4 前項の実費相当額は、災害発生直前における通常の単価より算出した額を基準として、甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

（第三者に対する損害）

第5条 第3条第1項の業務の処理に関し発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、当該業務を処理する乙及び丙の会員が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、この限りではない。

（派遣される社員等の身分）

第6条 派遣される社員等は、乙及び丙の会員からの依頼により、業務に従事するものとする。ただし、徳島県知事が災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第71条第1項の規定に基づく従事命令を発した場合は、同法の規定に基づくものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙及び丙から書面で何らかの申出がなされないときは、期間満了の日の翌日からさらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証とするため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年6月30日

甲 徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市昭和町2丁目56

一般社団法人徳島ビルメンテナンス協会
会 長 菊 池 健 次

丙 徳島県徳島市昭和町2丁目56

徳島ビルメンテナンス協同組合
代 表 理 事 中 村 太 一

様式1（第3条第2項関係）

避難所等建築物の対処方法等報告要請書

平成 年 月 日

一般社団法人
徳島ビルメンテナンス協会
会 長 殿

〔 徳島ビルメンテナンス協同組合 〕
代表理事 殿

徳島県知事

大規模災害時における支援活動に関する協定第3条第2項の規定に基づき、次の施設について被害状況及び対処方法の報告を要請します。

1 対象施設

施設名	所在地	連絡先

様式2（第3条第2項関係）

避難所等建築物の応急的措置要請書

平成 年 月 日

一般社団法人
徳島ビルメンテナンス協会
会 長 殿

〔 徳島ビルメンテナンス協同組合
代表理事 殿 〕

徳島県知事

大規模災害時における支援活動に関する協定第3条第2項の規定に基づき、次のとおり応急的措置を要請します。

1 要請内容

(1) 避難所等建築物の施設名及び所在地

(2) 避難所等建築物の規模

(3) 清掃・消毒等の要請日

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(4) 要請人員

名

(5) 機材等の要請

①自動床洗浄機	台	②ウエットバキューム	台
③ドライバキューム	台	④高圧洗浄機	台
⑤消毒用機材	台	⑥清掃用具	式

2 清掃等に関する連絡先

3 その他

様式3（第3条第6項関係）

避難所等建築物の対処方法等報告書

平成 年 月 日

徳島県知事

殿

一般社団法人
徳島ビルメンテナンス協会
会 長

〔徳島ビルメンテナンス協同組合〕
代表理事

大規模災害時における支援活動に関する協定第3条第6項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 施設名

2 被害状況及び対処方法等

場 所	被害状況及び対処方法 (現状、今後の被害拡大の見通し及び対処方法等)	備 考

3 その他（添付書類、状況写真等）

様式4（第3条第6項関係）

避難所等建築物の応急的措置完了報告書

平成 年 月 日

徳島県知事

殿

一般社団法人
徳島ビルメンテナンス協会
会 長

〔 徳島ビルメンテナンス協同組合 〕
代表理事

大規模災害時における支援活動に関する協定第3条第6項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 応急的措置の実施内容

（1）避難所等建築物の施設名及び所在地

（2）清掃・消毒等の実施日

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

（3）支援人員

名

（4）内 容

（5）その他（添付書類，業務状況写真等）

災害時等における徳島県と公益社団法人日本青年会議所 四国地区 徳島ブロック協議会の協力の関する協定

徳島県（以下「甲」という）と公益社団法人日本青年会議所 四国地区 徳島ブロック協議会 会長 宮本武考（以下「乙」という）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、徳島県内で大規模な災害や事故等が発生し、又は、発生のおそれがある場合（以下「災害時」という）に、甲と乙とが相互に協力して迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うとともに、平常時から協力し、防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るための必要な事項を定めるものとする。

なお、災害時の協力に関しては、乙が「JC 徳島ブロック災害支援ネットワーク」（乙において別途定めるもの）を発動していることを前提とする。

（協定内容）

第2条 乙は、徳島県内の全ての青年会議所（以下「各青年会議所」という）の会員及び各青年会議所の会員が経営する企業（以下「関係機関」という）の従業員等が、次の事項に円滑に参加できるよう、協力するものとする。

- (1) 徳島県又は県内市町村における災害ボランティアセンターの活動
- (2) 地域における防災訓練等の地域防災力向上に向けた活動
- (3) 地域における消防団、自主防災組織等の活動

（協体制度の整備）

第3条 乙は、前条の協力を円滑かつ実効的に行うため、平常時から次の事項に、努めるものとする。

- (1) 各青年会議所の会員又は関係機関の従業員等の消防団、自主防災組織への加入促進
- (2) 災害時等に備えた各青年会議所の会員間の緊急連絡体制の整備
- (3) 各青年会議所の会員及び関係機関に対する本協定の普及及び啓発
- (4) 「JC 徳島ブロック災害支援ネットワーク」の体制整備

（費用）

第4条 第2条及び第3条に基づく乙の対応は、別段の合意がない限り、無償で行われるものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、災害時等においてこの協定が円滑に運用されるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に関して疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（協定の期間及び継続）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する30日前までに、甲乙いずれからも継続をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は、自動的に1年間継続されたものとし、以降の期間満了時も同様とする。

この協定の成立を証明するため、本協定書2通を作成し、甲乙が署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年1月7日

甲 徳島県
徳島県知事

乙 徳島県徳島市南末広町5番8-8
公益社団法人日本青年会議所
四国地区徳島ブロック協議会
会長

災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した県民の住宅の早期復興を支援するために、徳島県地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（情報の交換）

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した県民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- （1） 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- （2） 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- （3） 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- （4） 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- （5） その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

（住宅相談窓口開設）

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（職員の派遣）

第3条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から県民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

（住宅ローン返済中の県民への支援）

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

（周知）

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の市町村の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

(施策実施上の課題等の調整)

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲が施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した県民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成27年10月26日から適用する。

なお、徳島県知事と住宅金融公庫四国支店長との間で締結した平成16年2月9日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年10月26日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 東京都文京区後楽一丁目4番10号
独立行政法人住宅金融支援機構
理事長 加 藤 利 男

災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は地震・風水害その他災害（以下総称して「災害」という。）が発生した場合、被災住民等を支援するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びに乙が直営方式又はフランチャイズ方式により展開するコンビニエンスストア「セブン・イレブン店」（以下総称して「セブン・イレブン店」という。）の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、甲及び近隣府県において災害が発生又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から要請を受けた時点で、商品の製造、物流ラインの断絶及びセブン・イレブン店への商品供給を優先する必要性等を勘案して乙が物資の供給、調達可否を決定することを甲は了承する。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（物資の数量）

第3条 甲は必要がある場合に、乙に対し、供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。ただし、乙が実際に甲に供給する物資の範囲・個数・日時等は、甲から乙に対して要請された時点で乙が対応可能なものに限ることを、甲は予め承諾する。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙が甲より第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を文書により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用負担）

第7条 甲からの要請に基づき乙が供給した物資の対価は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の対価は、引渡し場所への運搬終了後、乙の所定の納品書等に基づいた数量、災害発生直前の乙の店舗での販売価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、係る費用は甲の負担とする。

（費用の支払い）

第8条 甲又は甲の指定する地方自治体は、乙から引渡しを受けた物資の対価及び乙が行なった運搬等の費用を、乙から請求のあった後30日以内に乙指定口座へ振込みにて支払うものとする。ただし、災害発生による混乱等のため甲が期日までに支払うことが困難である場合は、甲又は甲の指定する地方自治体は災害発生による混乱が沈静化した後速やかに支払うものとする。

(営業の継続又は早期再開)

第9条 甲は、県民の生活安定を確保するため、乙に対して災害発生時におけるセブン・イレブン店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

2 乙は、甲の前項の要請に対し、乙の経営する直営店舗の営業継続又は早期再開に努めるとともに、フランチャイズ加盟店の店舗の営業継続又は早期再開を支援し、もって被災地域内における物資の安定供給に最大限努めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙のフランチャイズ方式による店舗展開を十分に理解していることから、乙がフランチャイズ加盟店に対し営業の継続又は早期再開を強制できるものではないことを了承する。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに文書により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第11条 甲は、乙に対し物資の供給を要請した際、物資の運搬・供給に使用する車両及び店舗の営業継続、又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(その他)

第12条 乙は、セブン・イレブン店の関係者(配送業者等)に最大限の努力をもってこの協定の履行に協力するよう求めるが、各々独立した事業者であることから、実施することが困難な事情がありうることを、甲は予め承諾する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期限は平成27年12月3日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除)

第14条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除する日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた場合については、その都度、甲乙誠意をもって、協議し、解決を図るものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成27年12月3日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県知事

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役

メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と有限会社角田商店（以下「乙」という。）とは、乙による太陽光発電施設である有限会社角田商店美波ソーラー第二発電所（以下「発電所」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第6号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙の所有する可動式蓄電池を非常用電源として提供すること。
- (2) 発電所における見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課長、乙にあつては有限会社角田商店代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は，協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず，期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し，更新拒絶の意思表示がないときは，期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし，以後，期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項，またはこの協定に関して疑義が生じたときは，甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため，本書2通を作成し，甲乙両者記名押印の上，各自その1通を保有するものとする。

平成26年1月20日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県海部郡美波町日和佐浦28番地
有限会社 角田商店

代表取締役 角田 茂樹

メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と有限会社同仁商事（以下「乙」という。）とは、乙による太陽光発電施設であるロイヤル太陽光発電所（以下、「発電所」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第7号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供すること。
- (2) 発電所における見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては有限会社同仁商事代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年6月1日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県徳島市津田本町5丁目2番47号
有限会社同仁商事
代表取締役社長 梶田 勝仁

メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社カルソニック（以下「乙」という。）とは、乙による太陽光発電施設である楠木発電所（以下、「発電所」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第7号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供すること。
- (2) 発電所における見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては株式会社カルソニック代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年7月15日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県板野郡松茂町満穂字満穂開拓 479 番地の 1
株式会社 カルソニック
代表取締役 檜 正樹

メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と板野ソーラー発電株式会社（以下「乙」という。）とは、乙による太陽光発電施設である板野ソーラー発電株式会社板野ソーラー発電所（以下、「発電所」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第7号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供すること。
- (2) 発電所における見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては板野ソーラー発電株式会社代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年11月30日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県徳島市東沖洲2-41-1
板野ソーラー発電株式会社
代表取締役 高橋 菜穂子

メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と入田ソーラー発電株式会社（以下「乙」という。）とは、乙による太陽光発電施設である入田ソーラー発電株式会社入田ソーラー発電所（以下、「発電所」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第7号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供すること。
- (2) 発電所における見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては入田ソーラー発電株式会社代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は，協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず，期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し，更新拒絶の意思表示がないときは，期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし，以後，期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項，またはこの協定に関して疑義が生じたときは，甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため，本書2通を作成し，甲乙両者記名押印の上，各自その1通を保有するものとする。

平成27年11月30日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県徳島市東沖洲2-41-1

入田ソーラー発電株式会社

代表取締役 加藤 かやの

メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島太陽光発電株式会社（以下「乙」という。）とは、乙による太陽光発電施設である徳島太陽光発電株式会社土成2号発電所（以下、「発電所」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第7号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供すること。
- (2) 発電所における見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては徳島太陽光発電株式会社代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は，協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず，期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し，更新拒絶の意思表示がないときは，期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし，以後，期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項，またはこの協定に関して疑義が生じたときは，甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため，本書2通を作成し，甲乙両者記名押印の上，各自その1通を保有するものとする。

平成27年11月30日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県徳島市東沖洲2-41-1

徳島太陽光発電株式会社

代表取締役 加藤 眞志

メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と広川商事株式会社（以下「乙」という。）とは、乙による太陽光発電施設である広川商事第1発電所（以下、「発電所」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第7号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供すること。
- (2) 発電所における見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては広川商事株式会社代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年11月30日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県美馬市脇町字拝原556番地の1
広川商事株式会社
代表取締役 廣川 増代

メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社しらさぎソーラー発電所（以下「乙」という。）とは、乙による太陽光発電施設であるしらさぎソーラー発電所（以下、「発電所」という。）を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金により整備する自然エネルギー発電施設について、自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱第3条第7号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供すること。
- (2) 発電所における見学会の開催など、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては株式会社しらさぎソーラー発電所代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに甲及び乙が協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年11月30日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県徳島市東沖洲2-41-1
株式会社しらさぎソーラー発電所
代表取締役 加藤 眞志

燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と四国大陽日酸株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の所有する燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、燃料電池自動車普及促進事業補助金により導入する燃料電池自動車について、燃料電池自動車普及促進事業補助金交付要綱第3条第3号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙の保有する燃料電池自動車を非常用電源として提供すること。
- (2) 水素エネルギーに関し、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては四国大陽日酸株式会社代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 ただし、期間満了の1か月前までに甲と乙とが協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月31日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県徳島市北田宮1丁目8番74号

四国大陽日酸株式会社

代表取締役 武田 和倫

燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と有限会社笠井仏壇製作所（以下「乙」という。）とは、乙の所有する燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、燃料電池自動車普及促進事業補助金により導入する燃料電池自動車について、燃料電池自動車普及促進事業補助金交付要綱第3条第3号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙の保有する燃料電池自動車を非常用電源として提供すること。
- (2) 水素エネルギーに関し、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては有限会社笠井仏壇製作所代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 ただし、期間満了の1か月前までに甲と乙とが協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月31日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県吉野川市鴨島町上浦315番地

有限会社笠井仏壇製作所

代表取締役 笠井 益子

水素供給設備を活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と四国大陽日酸株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の所有する水素供給設備を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、水素ステーション設備設置事業費補助金により導入する水素供給設備について、水素ステーション設備設置事業費補助金交付要綱第3条第3号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙の保有する水素供給設備を支援設備として提供すること。
- (2) 水素エネルギーに関し、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては四国大陽日酸株式会社代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。

2 ただし、期間満了の1か月前までに甲と乙とが協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月31日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県徳島市北田宮1丁目8番74号

四国大陽日酸株式会社

代表取締役 武田 和倫

大規模災害等発生時における工業用水道管路の応急復旧工事に関する協定

徳島県企業局（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県設備業協会（以下「乙」という。）は、地震、津波等により発生した大規模災害等（以下「災害等」という。）における工業用水道管路の応急復旧工事の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が運営する工業用水道管路において、災害等により漏水及び破損等（以下「管路の破損等」という。）が発生した場合に必要な応急復旧工事が早期に実施されるために必要な事項を定める。

（工事の実施等）

第2条 甲が、管路の破損等を確認し、応急復旧工事が必要であると判断した場合、甲は応急復旧工事を乙に要請し、乙はその要請に応じ、速やかに工業用水道管の施工実績を有する者の中から施工する者（以下「支援業者」という）を選定し、甲の承認を得た後、当該工事を実施する。

2 乙は、甲が別に定めた一般社団法人徳島県建設業協会との「大規模災害発生時における工業用水道施設の応急復旧工事に関する協定」に基づき選定された業者と協力し、当該工事を早期に完成させるものとする。

（工事の範囲）

第3条 前条の応急復旧工事の範囲については次のとおりとする。

- 1 破損した管材の撤去
- 2 管材または復旧資材の設置
- 3 洗管
- 4 その他工事に付随するもの

（費用の負担）

第4条 第2条の規定により支援業者が実施した応急復旧工事に要した経費は、甲が負担するものとする。

（契約の締結）

第5条 甲又は乙は施行中又は工事完了後、速やかに契約書を作成し、契約を締結するものとする。

2 支援業者は、当該工事について、契約を締結するまでの間、本協定に基づき応急復旧工事を実施するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期限は、協定を締結した日から1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から特段の意思表示のない場合は、協定期間はさらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(訓練)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく復旧活動が迅速かつ円滑に行えるよう、適宜合同で訓練を実施するものとする。

(疑義等の解決)

第8条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年8月21日

甲 徳島県企業局

企業局長 東 端 久 和



乙 一般社団法人 徳島県設備業協会

会 長 石 川 雅



土砂災害の防止に係る支援活動等に関する協定

徳島県内において台風や梅雨前線による集中豪雨、南海トラフ地震や中央構造線活断層帯等に伴う直下型地震により発生する土砂災害に対して、徳島県砂防ボランティア協会による土砂災害防止に係るボランティア活動を円滑に実施するために、徳島県（以下「甲」という。）と徳島県砂防ボランティア協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、土砂災害の発生時及び平時において、乙の土砂災害に関する豊富な経験と知識を活かしたボランティア活動が円滑に行われることにより、土砂災害から県民の生命や財産を守り、甲の土砂災害発生時の迅速かつ適格な災害対応を実現することを目的とする。

（乙の支援内容）

第2条 乙は以下の活動を行うことにより、甲が行う土砂災害防止、復旧並びに啓発普及活動等を補助的に支援する。

- ① 土砂災害発生時において、土砂災害の危険のある箇所や土砂災害防止施設における状況の把握と二次災害防止のための情報収集・情報提供及び助言
- ② 大規模土砂災害発生時において、本県に支援にきたTEC-FORCEや他県の支援チーム等に対する支援
- ③ 甲が実施する土砂災害防止月間における各種イベント、土砂災害危険箇所等や土砂災害防止施設の点検、土砂災害防止に関する普及啓発活動等への支援
- ④ 砂防関係事業に関する助言、提言等の支援
- ⑤ その他、乙の目的を達成するための必要な活動

（甲による支援措置）

第3条 甲は、乙の活動が円滑に行われるよう、以下の支援を実施するものとする。

- ① 乙の会員の砂防技術研鑽のための講習会等への協力
- ② 乙が行う土砂災害発生時及び平常時の支援活動にあたって、必要となる物資等の可能な範囲での提供・貸与
- ③ 乙が活動する際のネームプレートの作成

(経費の負担及び事故等発生時の責任)

第4条 この協定に基づく乙の活動は、無報酬とする。

2 乙は、その活動にあたり、予め「ボランティア活動保険」に加入するものとし、活動中に事故等が発生した場合、乙の責任において対応する。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年とする。ただし、有効期間満了日までに甲乙いずれからも終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議して解決する。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年6月29日

甲 徳島県県土整備部長

原 一郎

乙 徳島県砂防ボランティア協会会長

平尾 捷郎

災害時における段ボール製品の調達に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と西日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、徳島県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な段ボール製品の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾等）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、文書により乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、乙の組合員のうち、以下の条件を満たす者を選定する。

- (1) 被災地の最寄りの場所に事業所を有する者
- (2) 生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有している者
- (3) 甲の要請に優先的に対応することが可能な者

3 乙は、前項に基づき選定した組合員から承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

- (1) 組合員の名称、所在地
- (2) 連絡窓口、連絡方法
- (3) 物資の種類、数量、提供可能時期
- (4) その他必要な事項

4 乙から前項の連絡を受けた後、甲は、前項の承諾をした乙の組合員（以下「丙」という。）と物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製間仕切り、段ボール製シート
- (3) 段ボール製簡易トイレ
- (4) その他乙又は丙の取扱商品

（物資の引渡し）

第4条 丙は、甲の指定する場所に物資を運搬し、引き渡すものとする。ただし、丙による運搬が困難な場合は、物資の運搬方法及び引渡場所等を甲乙丙協議の上決定するものとする。

2 甲は、物資の引渡場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、受領するものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（経費の負担）

第5条 甲は、調達した物資の代金及び運搬に要した経費を負担する。なお、経費の算出については、災害発生直前の価格を基準として、甲丙協議の上決定するものとする。

2 甲は丙に対し、前項の経費を、丙からの適正な請求に基づき、速やかに支払うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第6条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知するものとする。なお、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(情報の共有等)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るために、平時から必要な連絡及び調整を行うものとする。

2 乙は、本協定の趣旨及び手続き等について、乙の組合員の理解を深めるよう努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第8条 この協定は、甲又は乙が別に締結する若しくは既に締結している協定、契約等を妨げるものではない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも協定の終了について申し出がないときは、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるときは、この協定を解除することができる。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙が署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。また、乙の組合員はこの協定の写しを所持する。

平成28年10月19日

甲 徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 大阪府大阪市中央区森之宮中央一丁目16番16号

西日本段ボール工業組合

理事長 大 坪 清

燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と学校法人徳島城南学園（以下「乙」という。）とは、乙の所有する燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、燃料電池自動車普及促進事業補助金により導入する燃料電池自動車について、燃料電池自動車普及促進事業補助金交付要綱第3条第3号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙の保有する燃料電池自動車を非常用電源として提供すること。
- (2) 水素エネルギーに関し、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては学校法人徳島城南学園理事長の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲と乙とが協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年10月28日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県板野郡板野町犬伏字蓮花谷100番地

学校法人徳島城南学園

理事長 近藤 孝造

燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と四国岩谷産業株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の所有する燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、燃料電池自動車普及促進事業補助金により導入する燃料電池自動車について、燃料電池自動車普及促進事業補助金交付要綱第3条第3号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙の保有する燃料電池自動車を非常用電源として提供すること。
- (2) 水素エネルギーに関し、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては四国岩谷産業株式会社代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲と乙とが協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年12月9日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 香川県高松市東ハゼ町6番地1

四国岩谷産業株式会社

代表取締役 眞部 晴夫

燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と名神急送株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の所有する燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、燃料電池自動車普及促進事業補助金により導入する燃料電池自動車について、燃料電池自動車普及促進事業補助金交付要綱第3条第3号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙の保有する燃料電池自動車を非常用電源として提供すること。
- (2) 水素エネルギーに関し、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては名神急送株式会社代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲と乙とが協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年12月2日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県名西郡石井町藍畑字東覚円636番地4

名神急送株式会社

代表取締役 高木 香恵

燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社カワカミ不動産（以下「乙」という。）とは、乙の所有する燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、燃料電池自動車普及促進事業補助金により導入する燃料電池自動車について、燃料電池自動車普及促進事業補助金交付要綱第3条第3号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙の保有する燃料電池自動車を非常用電源として提供すること。
- (2) 水素エネルギーに関し、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては株式会社カワカミ不動産代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲と乙とが協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年11月24日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地2

株式会社カワカミ不動産

代表取締役 川上 寛秀

燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社フジタ（以下「乙」という。）とは、乙の所有する燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、燃料電池自動車普及促進事業補助金により導入する燃料電池自動車について、燃料電池自動車普及促進事業補助金交付要綱第3条第3号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙の保有する燃料電池自動車を非常用電源として提供すること。
- (2) 水素エネルギーに関し、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては株式会社フジタ代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲と乙とが協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年11月22日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県勝浦郡勝浦町大字三溪字定岡14番地

株式会社フジタ

代表取締役 藤田 富治

6-114 災害時における飲料水の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と徳島ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、飲料水の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

(甲の要請)

第2条 甲は、災害時における飲料水の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙が保有する飲料水の調達を要請するものとする。

2 前項の飲料水の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに飲料水の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

(飲料水の範囲等)

第5条 飲料水の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有するもの及び調達確保できる範囲のものとする。

(1) 飲料水

(2) その他甲が指定する飲料水に代わる物資

(飲料水の価格及び代金の支払い)

第6条 飲料水の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(飲料水の引渡し)

第7条 飲料水の引渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が飲料水を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意のある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は更新されたものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年2月15日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県
知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市川内町旭野82番地7
徳島ペプシコーラ販売株式会社
代表取締役 友 成 勝

6-115 大規模災害発生時の道路啓開に関する協定

国土交通省四国地方整備局（以下「甲」という。）、徳島県（以下「乙」という。）、一般社団法人徳島県建設業協会（以下「丙」という。）は、南海トラフ地震の大規模災害発生時の徳島県内における道路啓開の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、南海トラフ地震の大規模災害発生時に、甲又は乙が要請、又は自動的に丙の会員である道路啓開担当業者（以下「道路啓開担当業者」という。）が実施する道路啓開（以下「業務」という。）の迅速かつ効率的な実施を目的とする。

（定義）

第2条 本協定において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

一 南海トラフ地震

南海トラフ沿いを震源として発生すると想定される地震

二 道路啓開

南海トラフ地震の大規模災害発生時に救助・救援、救出活動等を行う緊急通行車両等の通行が可能となるよう、迅速かつ効率的にガレキ処理や簡易な段差すり付け等を行い、別に定める「徳島県道路啓開作業実施手順書」（以下「実施手順書」という。）による必要最小限の通行幅員を確保すること。

（業務の対象道路）

第3条 業務の対象道路は、徳島県地域防災計画に定める1次、2次、3次緊急輸送道路及び緊急輸送道路を補完する道路とする。

（業務の内容）

第4条 業務の内容は、次のとおりとする。

一 対象道路に関する被災情報の収集及び提供

二 道路啓開作業の実施

（道路啓開作業の実施手順は、実施手順書による。）

三 その他甲又は乙が必要と認める作業

（業務の実施方法）

第5条 業務は、徳島県道路啓開計画、実施手順書及び別に定める道路啓開担当業者割付図（以下「割付図」という。）に基づき実施するものとする。

（平時の準備）

第6条 甲、乙及び丙は、徳島県道路啓開計画、実施手順書及び割付図に変更が生じた場合は、速やかに協議を行い、各々に反映するものとする。

2 甲は、道路啓開担当業者が災害対策基本法に基づく車両の移動を実施する場合に必要な身分証明書を、本協定に基づき道路啓開担当業者に対し、事前に発行するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条に基づき実施する業務は、有償とする。

（契約の締結）

第8条 甲、乙及び道路啓開担当業者は、第5条に基づく業務の進行中、又は完了後、速やかに契約書を作成し、契約を締結するものとする。

2 道路啓開担当業者は、当該業務について、契約を締結するまでの間、本協定に基づき実施するものとする。

(業務の完了)

第9条 道路啓開担当業者は、業務が完了した場合、直ちに甲又は乙に対し、口答及び書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲又は乙に報告するものとする。

(損害の負担)

第10条 業務の実施に伴い、甲、乙及び道路啓開担当業者のいずれの責にも帰することが出来ない原因により、第三者に対し損害を及ぼした場合又は建設資機材等に損害が生じた場合、道路啓開担当業者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は乙に報告し、その処置については甲乙及び道路啓開担当業者が協議して定めるものとする。

2 本業務の実施に伴い、明らかに甲、乙又は道路啓開担当業者の責に帰する原因により、第三者に損害を及ぼした場合又は建設資機材等に損害が生じた場合、各々がこれを負担するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかから文書による終了の意思表示がなされた場合を除き、その効力を継続する。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年 3月22日

甲 国土交通省四国地方整備局
局 長

乙 徳 島 県
知 事

丙 一般社団法人 徳島県建設業協会
会 長

大規模災害時における応急給水及び 水道施設の応急復旧の支援に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県管工事業組合連合会（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模災害発生時における応急給水及び水道施設の応急復旧の支援に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県内において地震等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙に応急給水及び水道施設の応急復旧に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の協力を要請するに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

（県の要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため市町村又は水道事業者（以下「市町村等」という。）から応急対策業務について協力要請を受けたときは、乙に支援を要請できるものとする。

2 前項の支援要請は、様式第1号に定める文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後において速やかに文書を交付するものとする。

（連絡責任者の指定）

第3条 支援要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び連絡副責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定めるものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

（措置事項の報告）

第4条 乙は、甲から支援要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を取るとともに、その措置事項を甲を通じて要請をした市町村等に乙の措置事項について連絡するものとする。

（契約及び経費の負担）

第5条 応急対策業務の実施契約は、要請をした市町村等と乙との間で締結するものとする。

2 応急対策業務に要する費用は、要請した市町村等が負担するものとするが、一時的には乙が負担し、事後、要請した市町村等が乙に費用弁償するものとする。

（車両の通行）

第6条 甲は、乙が応急対策業務に必要な人員及び資機材等を運搬する際

には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(第三者に対する損害)

第7条 第2条の応急対策業務に関し発生した事故に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が協力要請を行った市町村等の責めに帰すべき理由による場合においては、この限りではない。

(派遣される社員等の身分)

第8条 派遣される社員等は、乙の会員からの依頼により、業務に従事するものとする。ただし、徳島県知事が災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)第71条第1項の規定に基づく従事命令を発した場合は、同法の規定に基づくものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から書面で何らかの申出がなされないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証とするため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年5月16日

甲 徳島県

徳島県知事

乙 徳島県管工事業組合連合会

会 長

燃料電池フォークリフトを活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）とトヨタL&F徳島株式会社（以下「乙」という。）とは、乙が導入する燃料電池フォークリフトを活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県燃料電池産業車両導入費補助金により導入する燃料電池フォークリフトについて、徳島県燃料電池産業車両導入費補助金交付要綱第3条第1項第4号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙が導入する燃料電池フォークリフトを非常用電源として提供すること。
 - (2) 水素エネルギーに関し、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。
- 2 乙がリース契約に基づき、導入した燃料電池フォークリフトの貸付を行っている期間中であっては、使用者に対し前項各号の実施を要請するものとする。
- 3 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつてはトヨタL&F徳島株式会社の販売責任者の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲と乙とが協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年2月20日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県徳島市昭和町八丁目17番地1

トヨタL&F徳島株式会社

代表取締役 玉置 潔

燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と宮城商事有限会社（以下「乙」という。）とは、乙の使用する燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、燃料電池自動車普及促進事業補助金により導入する燃料電池自動車について、燃料電池自動車普及促進事業補助金交付要綱第3条第1項第3号の規定による協定の締結における、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙による地域等への協力については、次の各号のとおりとする。

- (1) 地震等による大規模災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙の使用する燃料電池自動車を非常用電源として提供すること。
- (2) 水素エネルギーに関し、乙による自主的な啓発活動を実施するとともに、甲による啓発活動に協力すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条第1項第1号の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては徳島県県民環境部環境首都課自然エネルギー推進室長、乙にあつては宮城商事有限会社代表取締役の職にある者とする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する費用について、甲は負担しない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から起算して5年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲と乙とが協議し、更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年9月27日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県小松島市神田瀬町12番13号

宮城商事有限会社

代表取締役 宮城 正始

災害時における飲料水の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と株式会社ジャパンビバレッジ中四国（以下「乙」という。）とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、飲料水の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

(甲の要請)

第2条 甲は、災害時における飲料水の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙が保有する飲料水の調達を要請するものとする。

2 前項の飲料水の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに飲料水の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

(飲料水の範囲等)

第5条 飲料水の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有するもの及び調達確保できる範囲のものとする。

(1) 飲料水

(2) その他甲が指定する飲料水に代わる物資

(飲料水の価格及び代金の支払い)

第6条 飲料水の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(飲料水の引渡し)

第7条 飲料水の引渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が飲料水を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意のある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は更新されたものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 **7** 月 **11** 日

甲 徳島県
徳島県知事

飯 泉 嘉 門



乙 広島県広島市安佐南区八木一丁目12番1号
株式会社ジャパンビバレッジ中四国
代表取締役社長 小 山 祐 司



災害時における物資供給に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（甲の要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 徳島県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 徳島県内以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を徳島県知事その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うこ

とができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は第13条により協議を行うものとする。

(担当者名簿の作成)

第11条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第12条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

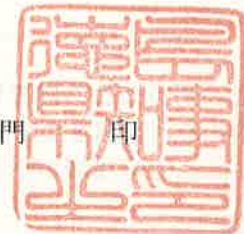
(有効期間)

第14条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年6月15日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉 嘉門 印



乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳 印



別紙

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど



災害時における物資の供給に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と王子ネピア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合において、甲と乙が県民生活の早期安定を図るため相互に協力して行う物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（甲の要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請するものとする。

2 前項の要請は、別紙1「物資調達要請文書」により行うものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡先等の指定）

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡先等を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、前項の連絡先等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

（物資の優先供給）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、物資の優先供給について努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その実施状況について別紙2「物資調達実施状況報告書」により甲に報告するものとする。

（調達物資の範囲等）

第5条 物資の種別は次のとおりとし、その数量は、要請があった時点で乙が備蓄保有し供給可能なもの及び調達確保できる範囲のものとする。

- (1) トイレットペーパー
- (2) ティッシュペーパー
- (3) 別表に掲げる物資
- (4) その他甲が指定し、乙が保有する物資

（物資の引渡し等）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、前項の規定により乙が運搬する車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(代金及び支払)

第7条 乙が供給した物資の代金及び第6条に従って乙に生じた運搬等に係る費用(以下、総称して「本件対価」という)は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する物資の代金は、災害発生時直前における適正な価格とし、運搬等に係る費用については実費とする。本件対価は、乙からの適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が乙に支払うものとする。

3 前項において、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第8条に基づき協議を行うものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、期間満了の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は、更に1年間更新するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年9月2日

甲 徳島県

徳島県知事

飯塚 晋



乙 東京都中央区銀座5丁目12番8号王子HD1号館
王子ネピア株式会社

代表取締役社長

清水 昭晴

別表

項目	主な品目
家庭紙	ポケットティッシュ、キッチンタオル、ウェットティッシュ、トイレ掃除シート
紙おむつ	赤ちゃん用おむつ、大人用おむつ

別紙1 物資調達要請文書

第 号
平成 年 月 日

(法人名)
(代表者名) 殿

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

物資の調達について（要請）

「災害時における物資の供給に関する協定書」第2条の規定に基づき、次のとおり要請します。

なお、この要請に対する実施状況について、協定書第4条に定める実施状況報告書により報告をお願いします。

要請期間	要請品目	数量	引渡し場所

問合せ先

部 課

担 当
電 話
ファクシミリ
電子メール

別紙2 物資調達実施状況報告書

平成 年 月 日

徳島県知事殿

(法人名)

(代表者名)

物資調達の実施状況について(報告)

「災害時における物資供給に関する協定書」第4条の規定に基づき、実施状況を次のとおり報告します。

実施年月日	出荷品目	出荷数量	引渡し場所

問合せ先

部 課

担当
電話
ファクシミリ
電子メール

災害時における飲料水の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と株式会社福村（以下「乙」という。）とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、飲料水の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

(甲の要請)

第2条 甲は、災害時における飲料水の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙が保有する飲料水の調達を要請するものとする。

2 前項の飲料水の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに飲料水の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

(飲料水の範囲等)

第5条 飲料水の種別は次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有するもの及び調達確保できる範囲のものとする。

(1) 飲料水

(2) その他甲が指定する飲料水に代わる物資

(飲料水の価格及び代金の支払い)

第6条 飲料水の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(飲料水の引渡し)

第7条 飲料水の引渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が飲料水を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意のある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は更新されたものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 **7** 月 **11** 日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門



乙 徳島県徳島市南昭和町5-6-6
株式会社福村
代表取締役 丸 関 雅 史



6-123 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、徳島県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

(所要の手續)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は、後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては徳島県土木部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報 告)

第 8 条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年 1 回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第 9 条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年 1 回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協 議)

第 1 0 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適 用)

第 1 1 条 この協定は、平成 8 年 3 月 2 1 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 8 年 3 月 2 1 日

甲 徳 島 県
徳島県知事 圓 藤 寿 穂

乙 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 6 号
社団法人プレハブ建築協会
会 長 石 橋 一

大規模災害時における仮設トイレの供給に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に大規模な災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と日野興業株式会社（以下「乙」という。）とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、仮設トイレの供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

(連絡責任者等の指定)

第2条 協力要請の手続等を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、文書で相互に報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

(甲の協力要請等)

第3条 甲は、災害時において仮設トイレの設置が必要となった場合は、乙に対して、甲が指定する場所に乙の保有する仮設トイレを設置するよう要請することができる。

2 前項の協力要請は、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(乙の協力の実施)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、優先的に保有する仮設トイレを設置するとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

2 設置する仮設トイレは、洋式（和式を洋式に改修したものを含む。）とする。ただし、甲が承諾した場合には、この限りでない。

(仮設トイレの数量)

第5条 甲が乙に供給を要請する仮設トイレの数量は、現に乙が保有し、又は供給できる範囲のものとする。

2 この協定の実効を期するため、甲は、乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(経費の負担等)

第6条 乙が供給した仮設トイレの賃借料及び運搬、設置、撤去等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害発生直前における適正な価格とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第1項に規定する経費は、乙からの適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第8条に基づき協議を行うものとする。

(車両の通行)

第7条 甲は、乙が仮設トイレを運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結後1年間とする。ただし、甲乙双方又はいずれかからの意思表示がない場合は、更新されるものとし、以降もこれと同様とする。なお、いずれの当事者も、事由のいかんを問わず、この協定の期間中であっても、解約日の1ヶ月前までに他方の当事者に書面で予告することにより、この協定を解約することができるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年 3月 11日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県名西郡石井町高原字平島64番1
日野興業株式会社徳島営業所
所 長 藪 木 健

大規模災害時における仮設トイレの供給に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県に大規模な災害が発生した場合、徳島県（以下「甲」という。）と日野興業株式会社（以下「乙」という。）とが、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、仮設トイレの供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

(連絡責任者等の指定)

第2条 協力要請の手続等を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、文書で相互に報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

(甲の協力要請等)

第3条 甲は、災害時において仮設トイレの設置が必要となった場合は、乙に対して、甲が指定する場所に乙の保有する仮設トイレを設置するよう要請することができる。

2 前項の協力要請は、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(乙の協力の実施)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、優先的に保有する仮設トイレを設置するとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

2 設置する仮設トイレは、洋式（和式を洋式に改修したものを含む。）とする。ただし、甲が承諾した場合には、この限りでない。

(仮設トイレの数量)

第5条 甲が乙に供給を要請する仮設トイレの数量は、現に乙が保有し、又は供給できる範囲のものとする。

2 この協定の実効を期するため、甲は、乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(経費の負担等)

第6条 乙が供給した仮設トイレの賃借料及び運搬、設置、撤去等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害発生直前における適正な価格とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第1項に規定する経費は、乙からの適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第8条に基づき協議を行うものとする。

(車両の通行)

第7条 甲は、乙が仮設トイレを運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結後1年間とする。ただし、甲乙双方又はいずれかからの意思表示がない場合は、更新されるものとし、以降もこれと同様とする。なお、いずれの当事者も、事由のいかんを問わず、この協定の期間中であっても、解約日の1ヶ月前までに他方の当事者に書面で予告することにより、この協定を解約することができるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年 3月 11日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 広島県広島市安佐南区相田3丁目60番2-7
株式会社プレコ
代表取締役 末 中 辰 郎

林野災害時等におけるドローンの利活用に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と四国森林管理局（以下「乙」という。）は、小型無人機・ドローン（以下「ドローン」という。）の利活用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙が連携し、それぞれの有する技術と知見を活かし、ドローンの利活用を推進することにより、山地防災力の強化を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号について、取り組むものとする。

- (1)ドローンによる林野被害調査に関すること。
- (2)ドローンの森林土木分野における新たな活用方法等の研究・検討に関すること。
- (3)ドローンに関する人材の育成に関すること。
- (4)その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

（機密保持）

第3条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、この協定に基づく活動において取得した情報については、この協定に基づく業務遂行のために利用するものとする。

2 甲及び乙は、業務遂行により取得した機密情報を、相手方の同意を得ることなく、この協定の期間中はもとより、協定終了後においても、第三者に開示、提供、漏えいしてはならない。

（連絡調整）

第4条 甲及び乙は、第2条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、必要に応じて協議を行う。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期は、協定締結の日から平成33年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲、乙、いずれから何らかの申し入れがない場合は、更に2年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意を持って協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月18日

甲 徳島県

徳島県農林水産部長

乙 林野庁

四国森林管理局長

災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書

(会員名簿の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回、甲に提供するものとし、担当者及び会員に移動があった場合は、甲に報告するものとする。

(趣旨)

第1条 この協定は徳島県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅の建設（以下「住宅建設」という。）の実施に関して、徳島県（以下「甲」という。）が一般社団法人日本木造住宅産業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この協定における対象は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅で木造のものとする。

(所定の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、工事場所、工事内容、戸数、規模、着工期日その他必要と認められる事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話などによることができる。この場合において、甲は前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「業者」という。）の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設等)

第5条 乙の斡旋を受けた業者は、甲（甲が住宅建設を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設等を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 業者が前条の住宅建設等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、業者の住宅建設等終了検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては徳島県土整備部住宅課、乙においては一般社団法人日本木造住宅産業協会とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設等について、協力できる生産能力及び建設能力などの状況を毎年1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定は令和元年5月16日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月16日

甲 徳島県
徳島県知事

乙 東京都港区六本木一丁目7番27号

一般社団法人 日本木造住宅産業協会
会長

災害時等における消防用水の確保に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県生コンクリート工業組合（以下「乙」という。）は、徳島県内で大規模火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、消火活動に必要となる消防用水の確保を図るため、乙の構成員が保有するコンクリートミキサー車等を活用した消防用水の供給等（以下「要請業務」という。）について必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において消防用水の供給を必要とする市町村、消防組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）の長からの要請に基づき、乙に対して消防用水の供給要請を行うものとする。

2 乙は、要請があったときは、可能な限り優先して甲の指定する場所に出動し、消防用水の供給を行うものとする。

（協力要請の手続）

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力要請をするときは、次に掲げる事項を記載した協力要請書（様式1）により要請するものとする。

- (1) 要請日時
- (2) 消防用水供給日時及び場所
- (3) 要請台数
- (4) 災害の状況

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は乙に対して電話等で口頭により要請できることとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

3 前二項の手続は、前条第1項の市町村等が甲に対し行う要請について準用するものとする。

（報告）

第4条 乙は、要請業務を開始したときは、電話等により甲に対して次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 活動開始日時及び場所
- (2) 協力車両台数及び人員

2 乙は、要請業務を完了したときは、協力活動報告書（様式2）により、速やかに甲に対して報告するものとする。

（費用負担）

第5条 要請業務に要した費用は、当該要請を行った市町村等が負担するものとする。

2 前項の負担額については、甲、乙及び市町村等が協議して決定するものとする。

(災害補償)

第6条 乙の要請業務従事者が、要請業務の実施に当たり、その責に帰することができない理由により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合は、次に掲げる場合を除き、当該要請を行った市町村等の損害補償に関する規定等に基づき、当該市町村等がその損害を補償するものとする。

- (1) 当該損害につき、乙又は要請業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (2) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(従事者及び第三者に対する責任)

第7条 乙は、要請業務の実施に当たり、乙の責に帰する理由により、要請業務従事者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日1か月前までに、甲又は乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後の期間満了のときも同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年1月17日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市川内町中島97番地1

徳島県生コンクリート工業組合

代表理事 坂 東 寛 司

様式1 (第3条関係)

協力要請書

平成 年 月 日

徳島県生コンクリート工業組合

代表理事 殿

(徳島県知事)

徳島県知事
(市町村長等)

災害時等における消防用水の確保に関する協定第3条第1項の規定に基づき、
次のとおり協力を要請します。

要請日時	平成 年 月 日 時 分
消防用水供給日時	即時
	平成 年 月 日 時 分
消防用水供給場所	
要請台数	
災害の状況	
その他必要事項	

担当部署	
担当者名	
電話	
ファクシミリ	

徳島県・日本下水道事業団災害支援協定

徳島県（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

（1）暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

（2）その他甲と乙との協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、徳島県旧吉野川流域下水道終末処理場（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

（1）災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

（2）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成

（3）協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事

（4）災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

（5）前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、対象施設及び支援内容を記載した文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メール又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合には、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する

災害支援を行うものとする。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材、薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(下水道台帳データの提供)

第8条 甲は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳の図面等を、PDF等の電子データとして乙に提供するものとする。

2 乙は、甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(廃止)

第9条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第10条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局 徳島県県土整備部水・環境課

(2) 乙の事務局 日本下水道事業団中国・四国総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、令和3年10月1日から令和6年9月30日までとする。

(現況届の提出)

第12条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。

3 甲は、前二項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過するごとに、その間の経過を速やかに乙に報告するものとする。

4 第一項及び第二項に定める現況届は、別記様式によるものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙とが協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々1通を保有する。

令和3年10月1日

甲 徳島県徳島市万代町一丁目1番地
徳島県
知 事 飯 泉 嘉 門

乙 東京都文京区湯島二丁目31番地27
日本下水道事業団
理事長 森 岡 泰 裕

別記様式

年 月 日

日本下水道事業団 理事長 殿

災害支援協定に係る現況届

〇〇〇・日本下水道事業団災害支援協定第 12 条に基づき現況届を提出します。

市町村名				
担当部署名				
担当者役職及び氏名①				
担当者役職及び氏名②				
災害時 緊急連絡 先	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
維持管理 委託先	業者名			
	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
対象施設名				
最新図面作成年月日		ルート図	一般平面図	水位関係図
		設備フロー図	施設平面図	断面図
最新図面作成年月日				
留意事項				

- ※ 1 ご担当者様は 2 名以上ご登録願います。
- ※ 2 災害時緊急連絡先が複数ある場合は「,」で区切ってご記入願います。
- ※ 3 維持管理委託先がない場合は、「維持管理委託先」欄をご記入いただく必要はありません。維持管理委託先が複数ある場合は、行を増やしてご記入願います。
- ※ 4 「対象施設名」欄は、対象施設ごとに対象施設名及び最新の図面の作成年月日を記載してください。また、施設が複数ある場合は別紙を作成するか、行を増やしてご記入願います。
- ※ 5 「留意事項」欄は、災害支援時に留意すべきことがあればご記入願います。

災害時における復旧支援協力に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる協定下水道施設は、徳島県旧吉野川流域下水道幹線管渠とする。

（復旧支援協力の要請）

第3条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は徳島県県土整備部水・環境課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部徳島県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員、機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第4条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務に掛かる費用は甲の負担とする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備え、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第6条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等を、PDF等の電子データとして乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第7条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し、甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務及び必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙との合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第8条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年3月18日

甲 徳島県徳島市万代町一丁目1番地

徳島県

知事 飯泉 嘉門

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会長 長谷川 健司

災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と四国電力株式会社（以下「乙」という。）及び四国電力送配電株式会社（以下「丙」という。）は、地震、津波、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）による広範囲の長時間停電が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模停電発生時等」という。）における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、平時から連絡体制の確立その他の大規模停電に備えた事前の取組を進めるとともに、大規模停電発生時等において、甲、乙及び丙が緊密な連携を保ち、それぞれがもつ資源を効果的に投入することにより、電力供給設備等の保安・復旧（以下「復旧作業」という。）及び復旧作業の支障となる樹木、土砂その他の障害物の除去等の作業（以下「除去作業」という。）を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定め、もって早期の停電復旧による県民生活の安定の確保に資することを目的とする。

（連絡体制及び情報共有）

第2条 甲、乙及び丙は、平時から、この協定に関する緊急連絡先及び災害対応に必要な情報を共有する。

2 甲、乙及び丙は、大規模停電発生時等の場合は、復旧作業の連携等のために、災害等の情報を互いに提供し、共有するものとする。

3 乙及び丙は、甲により災害対策本部又は災害対策警戒本部（以下「災害対策本部等」という。）が設置された場合は、甲の要請により災害対策本部等に連絡要員を派遣し、復旧作業の連携等の業務に当たらせる。

（事前伐採）

第3条 甲、乙及び丙は、必要に応じて、復旧作業の支障が予想される電力設備周辺の樹木等の事前伐採のための調整を行う。

（電力供給設備等の復旧）

第4条 乙及び丙は、大規模停電が発生した場合は、丙の供給区域内における被害状況の総合的な判断に基づき、医療救護活動を実施する災害拠点病院等の医療機関、災害復旧対応の中核となる官公庁及び多くの住民が集まる避難所等への復旧作業を可能な限り優先して実施する。

2 甲、乙及び丙は、前項の復旧作業において電源車等を優先して設置する施設について、事前に調整しておくものとする。

（管理施設の復旧）

第5条 甲は、甲が管理する施設が災害等により被災し、乙又は丙の復旧作業に支障を来すこととなった場合は、可能な範囲において当該施設の迅速な復旧に努めるものとする。

（支援及び協力）

第6条 乙及び丙は、迅速な復旧作業のために必要と認められる場合は、甲に対して、次の協力を要請できるものとする。

（1）復旧作業の支援

（2）除去作業

（3）復旧作業に必要な拠点、資材置場、駐車場及びヘリポート、復旧作業車及び電源車の燃料等の確保

（4）乙丙以外の電力会社等からの応援部隊の受入れ支援

2 甲は、甲が管理する施設の復旧のために必要と認められる場合は、乙又は丙に対して、次の協力を要請できるものとする。

（1）除去作業の支援

（2）甲が管理する施設の復旧の妨げとなる倒壊した電柱などの電力供給設備の除去等

3 甲、乙及び丙は、本条第1項及び第2項の協力要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、支援又は協力に努めるものとする。

(甲の施設等の使用)

第7条 甲は、乙又は丙が復旧作業のため、甲の管理する施設等の土地に、仮設電柱や配電線等を設置する必要がある場合は、支障のない範囲において協力するものとする。

(費用の負担)

第8条 本協定第6条に基づき、甲が実施した復旧作業の支援並びに乙及び丙が実施した除去作業の支援に要した費用の負担については、甲、乙及び丙協議の上、決定するものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た情報であっても、提供又は開示の際に相手方が秘密として指定した情報を第三者に開示し又は漏えいしてはならない。ただし、相手方から開示に係る同意が得られたものについてはこの限りではない。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙及び丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙及び丙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和2年4月10日

甲 徳島県 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県徳島市寺島本町東二丁目29番地
四国電力株式会社 徳島支店
支店長 野村 喜久

丙 徳島県徳島市寺島本町東二丁目29番地
四国電力送配電株式会社 徳島支社
支社長 丸尾 道和

徳島県三好市池田町シマ930番地3
四国電力送配電株式会社 池田支社
支社長 高橋 義人

6-132 大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本石材産業協会徳島県支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本石材産業協会（以下「丙」という。）は、大規模災害発生時において復旧活動等に支障を及ぼす石材構造物の移設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、徳島県内で大規模災害が発生した場合の被害拡大防止を図るため、甲の要請により乙が実施する応急対策業務（以下「業務」という。）に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

（大規模災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

（業務の要請）

第3条 甲は、必要に応じて、乙に対して業務を要請することができる。

2 乙は、甲から業務の要請があった場合、地域貢献の観点から、丙が作成した「災害対策マニュアル」に基づき、最優先で業務を実施するものとする。

3 乙は、業務の実施に必要な人員等が不足すると判断した場合は、甲乙協議の上、丙に応援を要請することができる。

4 丙は、前項のとおり乙から応援要請があった場合、特別な理由がない限り、これに協力するものとする。

（業務の内容）

第4条 業務の内容は、次のとおりとする。

（1）緊急輸送道路をはじめとする道路、河川、港湾、漁港、学校等の県管理施設等に残置される「墓石」や「公共的価値を有する石碑・モニュメント」等の石材構造物の撤去・移設

（2）業務の実施に必要な資材等の確保

（3）被害情報等の収集及び報告

（4）その他甲が必要と認めるもの

（業務の要請）

第5条 甲は、業務を必要とする場合、乙に対して、原則として書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

（業務の報告）

第6条 乙は、業務の実施にあたり、適宜その進捗状況について甲に報告するとともに、業務を完了した後、速やかに、その内容を書面により報告するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲、乙及び丙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ

め連絡責任者を定めるとともに、異動等があった場合は、他の連絡責任者に対して、速やかに、その情報を提供するものとする。

(費用負担)

第8条 乙が業務の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(第三者等に対する損害賠償)

第9条 乙が、業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議の上、その賠償を行うものとする。

(災害補償)

第10条 業務に従事した者に、死亡、負傷、疾病等の健康被害が生じた場合、その損害賠償は、乙の責任により行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間(以下「協定期間」は、令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙丙いずれからも書面による協定終了の意思表示が無い限り、1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年6月24日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県美馬市脇町大字脇町798
一般社団法人日本石材産業協会徳島県支部
支部長 磯村 稔

丙 東京都千代田区神田多町2番9号
一般社団法人日本石材産業協会
会長 森田 浩介

6-133

大規模災害発生時における支援活動に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県クレーン協同組合（以下「乙」という。）とは、徳島県内で発生した大規模な災害により、甲が管理する公共土木施設が被災した場合に行う復旧等の応急対策（以下「応急対策」という。）の支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生し、甲が管理する公共土木施設が被災した場合、乙に所属する組合員の保有する移動式クレーン及び運転士（以下「クレーン等」という。）を活用し、迅速な応急対策を行うことを目的とする。

（大規模な災害）

第2条 この協定の対象となる大規模な災害は、甲が認定した広域的かつ甚大な災害とする。

（支援内容）

第3条 甲が行う応急対策を支援するため、乙は、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）甲からの要請に基づくクレーン等の派遣
- （2）その他甲乙間で協議し、必要とされる業務

2 甲は、応急対策に乙の支援が必要であると認めるときは、乙に対して書面をもって支援の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（乙の行うべき平常時の準備）

第4条 乙は、甲が行う応急対策を支援するために、平常時から次の各号に掲げる項目について準備を行う。

- （1）甲からの要請に対する支援体制を整備
- （2）支援が可能なクレーン等について実態を把握

6-133

(費用)

第5条 この協定に基づく支援内容のうち、甲からの要請に基づくクレーン等の派遣に係る費用については有償とし、別途精算する。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙のいずれからも協定を延長しない旨の申出がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議し解決する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々1通を保有するものとする。

令和3年1月14日

甲 徳 島 県
徳島県知事

乙 徳島県板野郡北島町鯛浜字中須15号
徳島県クレーン協同組合
理 事 長

災害時における物資の調達及び供給に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社ファーストリテイリング（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の支援に必要な物資（以下「物資」という。）の調達及び供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙とが相互に協力して被災者の生活の早期安定を支援するため、物資の調達及び供給について必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達する必要があるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができるものとする。

（1）県内に災害が発生したとき。

（2）県外の災害について、国若しくは関係都道府県から物資の供給のあっせんを要請されたとき又は応援の必要があるとき。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭で行うことができる。

3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに文書を乙に提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に基づき、可能な範囲で協力しなければならない。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請できる物資の範囲は、次の各号に掲げる物資のうち、甲が要請した時点で乙が保有する物及び調達可能な物とする。

（1）衣料品

（2）その他乙が調達できる物資のうち甲が指定する物資

2 前項の規定による物資には、乙の子会社が保有する物及び調達可能な物を含むものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、甲から第2条第1項の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を講ずるとともに、その措置の内容を文書で甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡場所及び引渡日時は甲が指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙が指定する者が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（車両の通行）

第7条 甲は、乙が物資を運搬する際には、その運搬車両を緊急通行車両又は優先車両として通行ができるように可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担等）

第8条 物資の供給及び運搬に係る費用は、甲が負担する。このとき、物資の代金は、災害発生時の直前における適正な価格を基準として、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、第2条第1項の規定により乙に対し物資の供給を要請し、乙から物資の供給を受けたときは、乙からの適正な支払請求書を受理した日から30日以内に、前条で甲が負担すると定めた費用を支払うものとする。ただし、乙が供給した物資が乙の子会社から調達された物であるときは、甲は、乙の子会社から直接支払の請求を受け、物資の供給に係る費用を支払うものとする。

2 前項の規定による支払に係る手数料については、甲が負担するものとする。

(連絡責任者等の設置及び報告)

第10条 甲及び乙は、協定に基づく物資の調達及び供給を円滑に行うため、この協定を締結した日から30日以内に連絡責任者及び副連絡責任者(以下「連絡責任者等」という。)をそれぞれ設置した上、相互に文書で報告しなければならない。

2 前項の連絡責任者等に変更があったときは、速やかに変更の事実を相互に報告しなければならない。

(実効性の維持)

第11条 甲及び乙は、この協定の実効性を維持するため、平素から必要に応じて情報を交換するとともに、発災を想定した訓練を適宜行うものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間が満了する日までに、甲又は乙から文書による特段の意思表示がないときは、更に1年間有効期限が延長されたものとし、その後も同様とする。

(解除)

第13条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議)

第14条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書の電磁的記録を作成し、甲乙両者署名の上、各自その電磁的記録を保有するものとする。

令和3年3月29日

甲 徳島県
徳島県知事

乙 山口県山口市佐山10717-1
株式会社ファーストリテイリング
取締役

農業集落排水施設災害対策応援に関する協定

協定開始年月日：平成19年 2月23日
最終改正年月日：平成28年 4月27日

(趣旨)

第1条 本協定は、協定参加者である地方自治体の農業集落排水施設が自然災害により被害を受けた場合に、他の協定参加者が人員の派遣、必要な諸資機材の調達等を行い、災害対策の応援を行うことを取り決めたものである。

(協定参加者)

第2条 本協定の参加者は、一般社団法人地域環境資源センター（以下「センター」という。）の会員である、都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、全国土地改良事業団体連合会及びセンターのうち、この協定の趣旨に賛同した者とする。

(重要事項の変更)

第3条 運営会議が必要と認めた本協定に関する重要な事項の変更等については、協定参加者の2分の1以上の同意を要するものとする。

(運営会議)

第4条 本協定に基づく業務を行うため、運営会議を設け、毎年度一回以上開催する。

2 会議員は、センター理事長及び専務理事、並びにセンター理事のうち協定参加者等とする。

3 会議長は、センター理事長とする。

4 運営会議は、次の事項を議決する。

- (1) 業務の執行に関すること
- (2) 本協定に関する重要な事項以外の変更
- (3) その他運営会議で必要と認める事項

5 会議長は、次の職務を行う。

- (1) 運営会議の議長
- (2) 協定への新規参加の承認
- (3) その他業務の円滑な実施に必要な事項の処理
- (4) (2)、(3) についての運営会議への報告

(災害対策支援本部)

第5条 センター会員が管理する農業集落排水施設が自然災害により被災した場合に、センターとしてこれに対処するために設置される災害対策支援本部は、被災地との情報連絡及び運営会議との情報交換等を行い、災害対策応援に関する協定の円滑化及び初動体制の構築に努めるものとする。

(事務局)

第6条 運営会議の事務及び災害対策の応援に係る事務を処理するため、事務局をセンターに置く。

2 事務局は、災害協定窓口リスト等、必要に応じて資料を作成するとともに、運営会議で議決された本協定に関する重要な事項以外の変更や必要な事項については、協定参加者に遅滞

なく報告するものとする。

3 次条に掲げる災害対策の応援の要請があったときには、応援に係る所要の業務を行うほか、第8条に定める中央応援本部が設置された場合にあつては、その事務を行うものとする。

(応援の要請)

第7条 被災市町村又は被災市町村が所在する都道府県が、本協定による災害対策の応援を受けたいときには、事務局に要請するものとする。この場合に、被災市町村は原則として都道府県を経由して要請するものとする。

(中央応援本部の設置)

第8条 前条の要請を受けた事務局は、運営会議の会議長にその旨の報告を行い、会議長が広域的な応援体制が必要と認めた場合には、中央応援本部を設置し、災害対策支援本部をその指揮下に置くものとする。

2 中央応援本部の構成員はセンター理事長のほか、東京及びその近隣の運営会議の会議員とし、あらかじめ会議長が指名しておくものとする。

3 中央応援本部はセンター理事長を本部長として運営するものとするが、農林水産省農村振興局整備部地域整備課長及びその他必要と認める者の指導助言を求めることができる。

(中央応援本部の業務)

第9条 中央応援本部は、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県と密接な連絡調整を行い、以下に掲げる業務を行う。

(1) 情報収集、整理、広報等

(2) 先遣隊の派遣

(3) 応急対策、災害調査、本格復旧、設計、査定等の応援計画の策定

(4) 応援部隊の編成、資機材の調達

(5) その他の応援

(応援の求め)

第10条 中央応援本部が、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県、本協定の参加者等の意向を確認し調整した上、前条の業務を具体化し、職員の派遣又は所有若しくは管理する資機材の提供を求めることとなった場合においては、求められた本協定の参加者は、極力、これに協力するものとする。

(センター賛助員の協力)

第11条 中央応援本部が、第7条に掲げる要請に応じる場合において、必要があるときには、センター理事長は、センター賛助員の協力を得られるようにするものとする。

(費用負担)

第12条 応援者が要した費用は、応援者と被応援者との間で災害の応援に係る費用負担について別途に協定を交わしている場合には、それによるものとし、その他の場合にあつては両者で協議するものとする。

第7 報道・情報に関する資料

7-1 日本放送協会の災害報道体制

災害の種類と体制

- 災害には、地震、津波、台風、豪雨、対か、船舶・航空機・鉄道・バスなどの事故、爆発事故、工場災害などが考えられる
- 災害の規模により以下の体制をとる

体制	編成	動員
1種体制	警報・注意報その他緊急を要する告知放送を長時間にわたって臨時放送する。	体制別動員計画表に基づき動員
2種体制	平常番組の一部を災害番組に切り替えて放送する。	1種体制の動員数を越えて動員
3種体制	平常番組の大部分を災害番組に切り替えて放送する。	動員対象者全員を動員

気象警報等

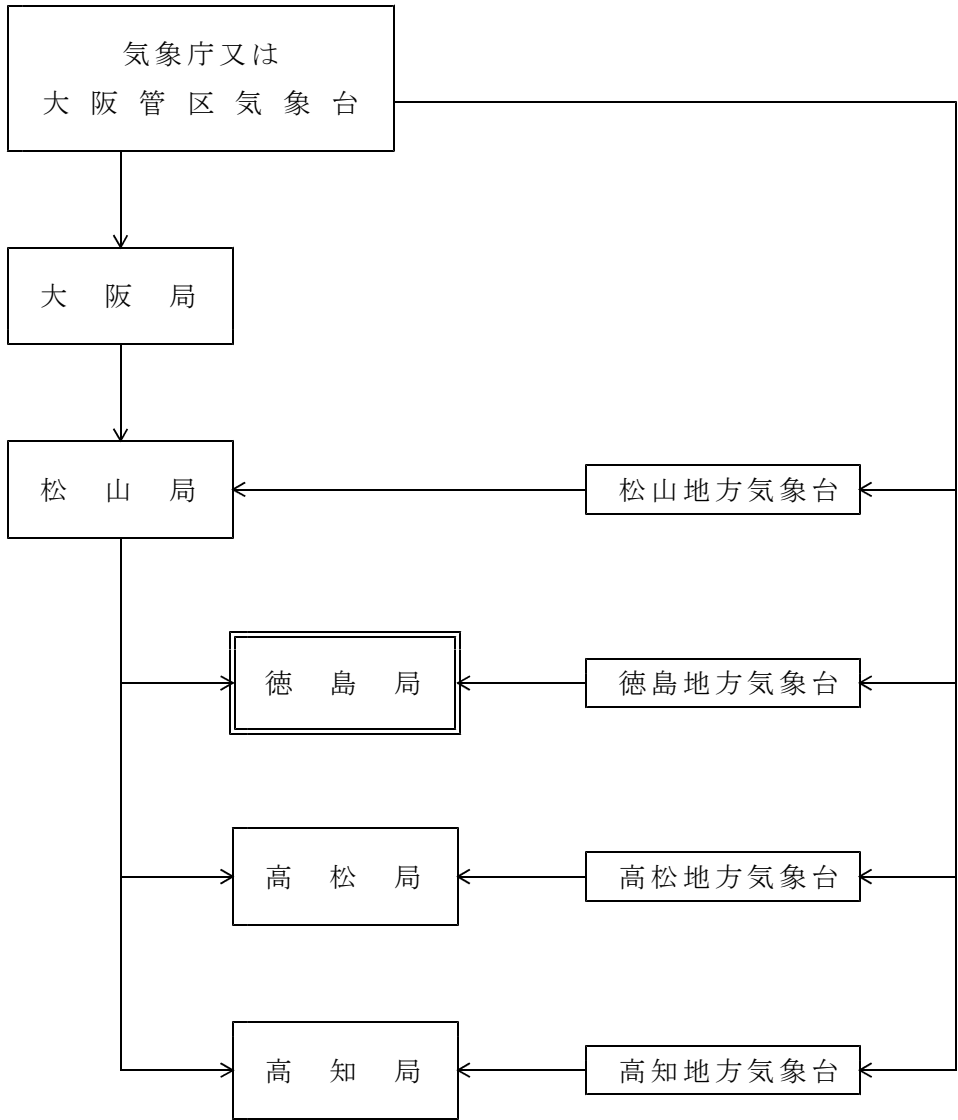
対応	対象となる警報
G-E(スーパー) R1(上のせ) FM(上のせ)	暴風、大雨、暴風雪、大雪、高潮、洪水、波浪 竜巻注意情報、記録的短時間大雨情報 土砂災害警戒情報、はんらん警戒情報、はんらん危険情報 避難指示、避難勧告、避難準備の情報、ダム放流情報

地震・津波情報

震度	管中(四国管内)	全中(全国)
1	テレビ:G(スーパー)	
2	ラジオ:R1(上乘せ)	
3	四国管内や徳島単で	テレビ:全波(スーパー)
4	特設ニュースの場合あり	ラジオ:R1(上乘せ)
5弱・5強	全国で特設ニュースの場合あり (徳島から参加も)	テレビ:全波(スーパー) ラジオ:R1-FM(上乘せ) 津波注意報は震度5の全国対応同等
6弱以上 大津波・津波警報	全波臨時ニュース	

※ 総合テレビ・R1・FMは、24時間放送

津波伝達ルート



大阪局－松山局のルートの本ルートとするが、气象台からも伝達がある。
「緊急コーナー」の用紙に必要事項を記入し、すみやかに送出。

7-2 四国放送非常事態対策要綱

四国放送は、非常事態の発生に対応し、次の通り対策要綱を定める。

1 非常事態

ここにいう非常事態とは重大な災害及び社会を震撼させる大規模事件などの発生にともない、通常の放送番組を変更して緊急に報道すべき場合をいう。

I 非常事態の区分

非常事態をその重大性により、次の通り区分し対策を定める。

1-1 ランクA 非常事態の最大級のもの

[想定事例]

- a. 地震（エリア内で震度5強以上）
- b. 津波（県沿岸に大津波警報または津波警報）
- c. その他、災害・事故など報道制作局長が必要と認めた時

1-2 ランクB 非常事態ランクAに次ぐもの

[想定事例]

- a. 地震（エリア内で震度4または震度5弱、近県（香川・愛媛・高知・和歌山・大阪・兵庫南部）で震度6弱以上、首都圏（東京・神奈川・千葉・埼玉）で震度6弱以上）
- b. 報道制作局長が必要と認めた時

II 非常事態発生時の番組編成措置

非常事態発生時の番組編成の骨子を次の通りとする。

	非常事態ランクA	
テレビ	① 第一報スーパー（CM・提供中も） ② 徳島県内で震度6弱以上の地震の場合は、CM・提供中でもNNNニュース24にカットイン 体制が整えば「臨時ニュース」送出、スタジオ、情報カメラ、CG等で続報	
ラジオ	① 番組・CM中断で第一報（アナウンサー不在の場合は地震・津波CDを送出） ② キー局で特番始まっていれば必要に応じてカットイン ③ 知事の要請のよって「EWS」送出 ④ アナウンサー確保後に臨時ニュース ※必要に応じてテレビサイマル放送 ⑤ 情報が入り次第続報 危険告知を挿入	

Ⅲ 非常災害総合対策本部の設置

ランクAに区分された非常事態の場合、非常災害総合対策本部を設置する。またその下部組織として放送対策部とBCP対策部も設置する。

3-1 総合対策本部

総合対策本部はランクAに区分された非常事態の場合に自動的に設置、また災害放送の維持継続と社員及び家族の安全確保を支援するため総合的な対策を立案遂行する必要がある場合、役員局長会で協議の上設置する。

3-2 総合対策本部の構成

非常災害総合対策本部は、社長、常勤役員、局長により構成される。

(2022年度職制による 以下の記述も同じ)

本部長は社長があたり、社長不在の時は、役員局長が代行する。

3-3 放送対策部

放送対策部は、非常災害総合対策本部設置と同時に設置される。

放送対策部は災害放送または非常事態に対応した緊急放送を円滑に行うための諸施策を立案し遂行する。

3-4 放送対策部の構成

放送対策部は、報道制作局、技術局、編成局、審議室の責任者により構成される。

放送対策部には部長をおき報道制作局長があたる、(放送対策部の組織図及び役割は別冊の非常災害マニュアル参照)

3-5 BCP対策部

BCP対策部は重要業務の継続、早期復旧をはかるため、社員と施設の安全確保、重要書類の確保、物流の調達や補給、救護所の設置などの業務にあたる。

3-6 BCP対策部の構成

BCP対策部は、総務、経理、ラ・テ営業、営業開発の部員により構成される。BCP対策部には部長を置き、総務局長があたる(組織図および役割は下記を参照)

Ⅳ 非常事態発生時の初動の動き

非常事態の発生が、夜間および早朝の場合、報道責任者(部長、不在のときにはデスク)は出社したあとアナウンサーの確保をはかる。また出社してきた人員に指示を出し、報道態勢を整える。

(緊急連絡体制は別冊の非常災害マニュアル参照)

Ⅴ 非常事態発生時の放送

災害報道については迅速正確な被災状況の報道による流語飛語の防止、公共機関の救済活動やライフラインに関する情報の大量化による安心の拡大、尋人のような個人レベルでの安全確認報道等、2011年3月11日に発生した東日本大震災の東北各局の報道活動を参考にする。プライバシー侵害にあたるような被害者取材や被害者住民の感情を逆なでするような放送は厳に慎まなければならない。

Ⅵ 非常事態下の対策本部組織図

次表参照

STAGE 2 災害・放送対策本部 組織図

RANK A 全員出社体制

非常災害総合対策本部 [5F 社長室]
 ■ 社長
 ■ 役員・局長

放送対策部
 ■ 報道制作局長 (取材センター)
 ■ 技術局長 (放送維持センター/番組センター)
 ■ 編成局長 (番組センター)
 ■ 審議室長 (視聴者センター)

BCP 対策部 I [5F 総務局]
 ■ 総務局長
 ● 社員安全確保
 ● 重要書類確保
 ● 社施設の安全確保、復旧
 ● 物資調達、補給
 ● 交通手段確保
 ● 漏水対策の確認
 ● 救護所設置
 総務、経理、ラ・テ営業、営業開発

放送維持センター II
 ● ラ・テ親局各子局放送機能確保
 ● ラ・テ本社送出機能確保
 ● 通信手段確保
 技術センター (アイテック)

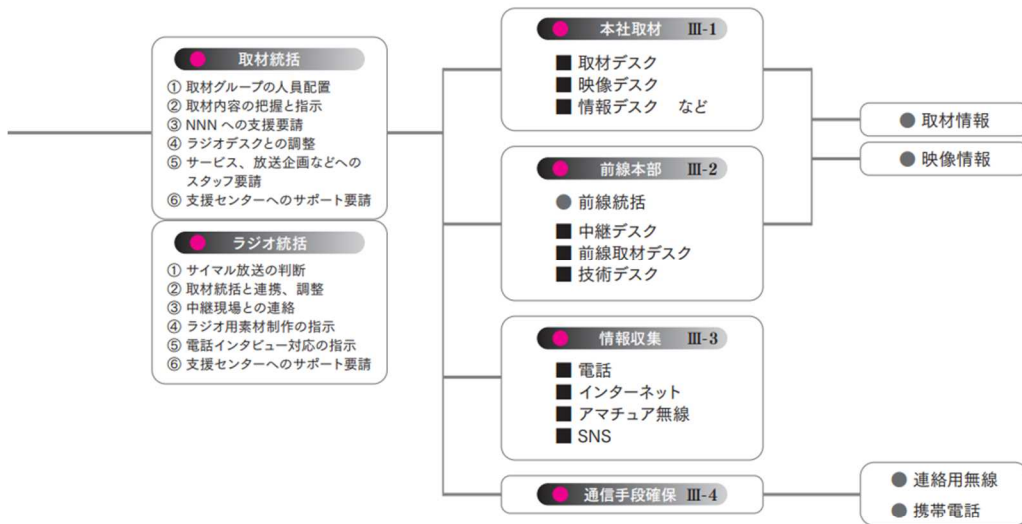
取材センター [4F] III
 ● 各種情報収集 ● 他局支援受入
 ● 通信手段確保 ● 中継 など
 報道制作局、アナ、編成制作、技術局、車両、サービス、放企、報道経験者

番組センター
 ● 特番編成 ● CM 処理
 ● 放送実施記録 ● 回線手配
 ● スポンサー手当て など
 編成・編成制作、ラ・テ営業、東映高支社
 ● 特番送出
 報道制作局、アナ、編成制作、技術局、テレビ編成

視聴者センター
 ● 問い合わせ対応
 ● 情報収集
 審議室

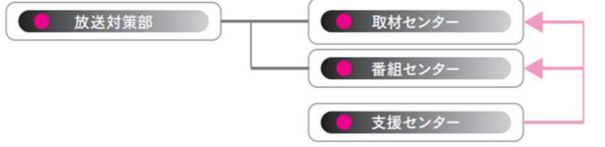
支援センター
 ロジスティクス担当者を派遣
 S1 (総務) 安否、交渉 など
 S2 (補給) 燃料、車両、事務用品 など
 S3 (給食) 食料、飲料、救護 など
 S4 (保安) 建家、水道、電力 など
 ■ S1~4 サポートデスク
 総務、経理、ラ・テ営業、営業開発

組織図 EMERGENCY



RANK B 限定出社体制

各センターの内容はランク A に準ずる



7-3 エフエム徳島非常事態対策要綱

[1] 非常災害の定義

震度5以上の大地震、津波、台風、火災などにより大災害が発生しサービスエリア内住民の生活に重大な影響が生じたり、エフエム徳島の放送機能が損なわれ、またはその恐れがある場合をいう。

この規模の大災害はA級非常災害とする。

震度4以下の地震、A級に次ぐ災害はB級非常災害とする。

[2] 非常災害時と初期報道

1. 発生直後

非常災害が確認された場合、まず総務及び放送部員は放送設備と機器を点検し、速やかに緊急災害放送を行う。

<通常の放送設備では放送できない場合>

S T L送信機損壊の場合は本社演奏所から、FM変調器、可搬型調整卓等を眉山送信所に搬送して、眉山送信所を臨時スタジオとし、緊急災害放送を行う。

2. 非常災害のランク

(1) A級・・・非常災害のうち最大級のもので、番組の全面変更を要する場合。

[想定例] 県内に発生した震度5以上の大地震、津波、台風、洪水、大火等。

(2) B級・・・非常災害A級に次ぐもの。

[想定例] 震度4以下の地震、津波、台風、その他地域社会に影響を及ぼす災害の発生。

3. 非常災害発生時の番組編成措置

(1) A級

a 臨時ニュースの挿入

発生と同時に番組中断。臨時ニュースを挿入する。

b 特別番組の編成

レギュラー枠をはずし、全面特別番組に切りかえる。

c CM処理

CMはその内容を検討し、挿入・不挿入を決定、スポンサー了解は可能な限り速やかに行うがやむを得ない場合は事後連絡とする。

(2) B級

a 臨時ニュースの挿入

A級に準ずる。番組の一時中断も可。

b 特別番組の編成

レギュラー枠は一応生かすも、適宜特番を編成する。

(ふさわしくない内容は中止又は変更する)

c CM処理

A級に同じ。

4. 各ランクの運用

発生した非常災害の各ランクの運用は、常勤取締役及び各部責任者の判断によるものとする（合議）。

事態の推移によるランクの変更、及び解除の指令も同様とする。

[3] 非常災害対策本部の設置

1. 非常災害対策本部

非常災害が発生し、ランクのA級及びB級を運用するときは、自動的に非常災害対策本部が設置される。

2. 非常災害対策本部の構成

非常災害対策本部に非常災害本部長をおく。

非常災害対策本部長は常勤取締役の中から1名があたるものとする。但し、常勤取締役が不在の場合は各部責任者の中から1名があたるものとする。

3. 非常災害発生時の連絡

(1) 非常災害の発生が通常の勤務時間内にあつては、災害の状況に応じて総務部を通じて直ちに非常災害対策本部を設置した旨、全社に通達する。

(2) 非常災害が夜間及び早朝にあつては、勤務者は速やかに所属長に連絡し指示をうけるものとする。

(3) 各部においては非常災害時の連絡系統を確立すると同時に交通網、通信手段等が途絶えた状態についても一応の想定をもち周知をはかる。

(4) 臨時ニュースの挿入など必要と判断した場合は勤務者の裁量によって措置することもあり得る。但し、後刻必ずその旨を所属長に連絡し、各部の責任者に通知しなければならない。

4. 非常災害下の放送内容規制

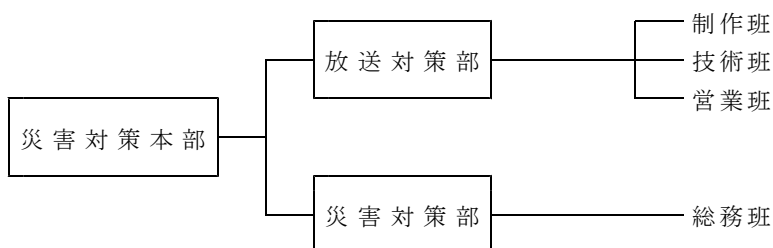
(1) 非常災害下の特別放送番組にあつては、公共機関からの連絡発表事項を優先して取り扱う。

(2) 災害放送にあつては、災害対策、災害状況、救護対策等の速報にあたり流言飛語の類は特に注意する。

(3) 非常災害下の人心に違和感を与えるおそれのあるコマーシャルについてはこれを削除又は災害見舞等の内容に変更することがある。

(4) 非常災害時におけるNHK徳島放送局のテレビジョン放送および音声による放送を受信しその内容を非常災害ニュース情報として利用する場合は、事前にNHK徳島放送局の許諾を得るとともに、出所、入手時刻をできるだけ詳しく示して放送する。その他の事項については非常災害時のニュース利用に関する覚書に従う。

5. 非常災害下の対策本部組織図



(連絡・厚生・補給・経理)

7-4 緊急警報放送

人命や社会生活に直接重大な影響を及ぼす大地震や津波など、非常災害の予備情報や警報の類は、国民迅速、正確かつできる限りもれなく伝えられることが望まれる。放送はその手段の一つとして重要な役割を果たし得るが、深夜など家庭の受信機のスイッチが入っていない場合には無力になる難点がある。

そこで放送電波に重畳する緊急警報信号によって、家庭に備える緊急警報受信機から警報音を発生したり、自動的に他の受信機のスイッチを入れたりするよう開発されたのが緊急警報放送である。

放送局では、重大な災害情報の放送に先立って、番組の音声信号を中断して緊急警報信号（開始信号）を放送する。緊急警報受信機の緊急警報放送受信部は常時電源が入っており、信号の検出を行っている。緊急警報信号が受信、検出されると、はじめての受信・増幅部が働くようになり、引き続いて放送される災害情報を聴取できるようになる。緊急警報受信機によっては、緊急警報信号を検出した時に、受信者の注意を喚起するブザー音を発生するものや、他の一般の受信機の電源を入れるものも考えられる。災害情報の放送をひとしきり行くと、放送局では、緊急警報受信機を再び待機状態に戻すため、緊急警報信号（終了信号）を放送する。

なお、緊急警報信号は、1kHz近傍の2つの周波数のトーン信号をそれぞれ、符号0と1に対応させたデジタル信号であり、聴感上はピロピロという音として聞こえる。

緊急警報信号の技術基準は、57年度に電波技術審議会で答申されており、その後、郵政省を中心に放送事業者と防災関係機関（国土庁、消防庁、気象庁、警察庁）の間で、緊急警報放送の運用方法などについて協議がすすめられた。その結果、緊急警報信号を送出できる場合の規定、地域符号の使用区分などが、緊急警報信号の信号方式などとともに、郵政省令として定められ、60年6月1日に公布、施行された。

本県では、NHK徳島放送局と四国放送が、緊急警報放送を実施している。

緊急警報信号が対象とする災害情報は、当面3つ、①大規模地震の警戒宣言、②津波警報、③都道府県知事等の、災害対策基本法に基づく要請により行う災害に関する放送、に限られている。

緊急警報信号（開始信号）には、すべての受信機を動作させる第1種信号と、受信するかしないかを受信機により選択できる第2種信号とがある。このほか、この信号には、信号の適応対象地域を占める「地域符号」（地域共通符号、広域符号および県域符号）、および信号の送出時刻を示す「時刻符号」が含まれている。

地域符号の識別機能を持つ受信機では、地域符号（または都道府県名あるいは広域名）を設定すれば、地域共通符号付きの緊急警報信号のほかはその地域向けの緊急警報信号だけを選択的に受信する。また、時計付きの受信機では、±10分の精度を保っていれば、妨害電波による誤作動を防ぐことができる。

緊急警報信号の種類

区分	開始信号	地域符号
大規模地震の警戒宣言	第1種	徳島
津波警報	第2種	徳島
災対法による放送要請	第1種	徳島

7-5 災害時における放送要請に関する協定

- 第1 徳島県知事が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、日本放送協会徳島放送局（以下「NHK徳島放送局」という。）に放送を行うことを求める場合は、本協定に定めるところによるものとする。
- 第2 徳島県知事が、法第55条の規定に基づく通知又は要請をしようとする場合において、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは、無線通信設備により通信できないとき、又は著しく困難な場合においてその通信のため特別の必要があるときは、NHK徳島放送局に対し放送を行うことを求めることができる。
- 第3 徳島県知事は、NHK徳島放送局に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
1. 放送要請の理由
 2. 放送事項
 3. 希望する放送日時及び送信系統
 4. その他必要な事項
- 第4 NHK徳島放送局は、徳島県知事から要請を受けた事項に関して、放送形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど決定し放送するものとする。
- 第5 第3に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、徳島県防災事務主管課長及びNHK徳島放送局放送部長を連絡責任者とする。
- 第6 この協定の実施に関し、必要な事項は徳島県知事及びNHK徳島放送局が協議し定めるものとする。

昭和41年12月21日、徳島県知事と日本放送協会徳島放送局長が締結した災害時における放送要請に関する協定は、この協定により効力を失うものとする。

附 則

この協定は、昭和50年10月11日から施行する。

昭和50年10月11日

徳島県知事 武 市 恭 信

日本放送協会 徳島放送局長 田 辺 昌 雄

7-6 緊急警報放送システムによる放送要請に関する覚書

徳島県（以下「甲」という。）と日本放送協会徳島放送局（以下「乙」という。）とは昭和50年10月11日に両者の間で締結した災害時における放送要請に関する協定（以下「協定」という。）第6の規定に基づき、緊急警報放送システムによる放送要請に関し、次のとおり覚書を交換する。

- 1 市町村長から知事に対し放送要請の依頼があった場合には、協定第2の規定を準用する。
- 2 緊急警報放送システムによる放送要請をする場合には、別紙様式により行う。
- 3 知事は、この覚書による放送要請をしようとするときは、あらかじめ日本放送協会徳島放送局長に連絡するものとする。
- 4 放送要請等に使用する伝達手段は、次のとおりとする。

NHK徳島放送局	電話ファックス	088-653-8722
	徳島県総合情報通信ネットワークシステム	372
徳島県とくしまゼロ作戦課	電話ファックス	088-621-2987
	徳島県総合情報通信ネットワークシステム	*2281

ただし、この伝達手段による連絡ができない場合には、他の方法により連絡するものとする。

この覚書の交換を証するため、この覚書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

昭和63年2月29日

甲 徳島県
徳島県知事 三木申三

乙 徳島県徳島市南前川町2丁目
日本放送協会 徳島放送局
局長 前田久夫

緊急警報放送システムによる放送要請

徳島県とくしまゼロ作戦課

要 請 日 時	平成 年 月 日 時 分	発信者氏名	
放 送 日 時	平成 年 月 日 時 分	受信者氏名	
要 請 の 理 由	① 緊急かつ他の方法による連絡が困難なため ② 避難の（勧告・指示）、警戒区域の設定の周知徹底のため ③ _____市町村長から要請があったため ④ 徳島県知事の要請		
放送希望日時	① 直ちに		
放 送 事 項	避 難	本 文	① _____市町村長から__日__時__分に_____地区住民に避難の（勧告・指示）がされました。
		原 因	② _____による大雨により、_____川の_____地区の（水位が警戒水位を越えたため、堤防が決壊するおそれがあるため） ③ _____による大雨により_____で（地すべり・山崩れ・土石流）のおそれがあるため ④ 地震により_____で（地すべり・山崩れ・津波）のおそれがあるため ⑤ _____
		対 応	⑥ 至急、次のとおり避難してください。 _____地区の方は_____へ、_____地区の方は_____へ _____ " _____ "、_____ " _____ " _____ " _____ "、_____ " _____ " ⑦ なお、_____は（危険・通行止め）なので_____へ迂回してください。 ⑧ 市町村職員、警察署長、消防職員の指示に従ってください。
	そ の 他	本 文	
		原 因	
		対 応	

確認電話 NHK徳島放送局 622-1866

徳島県庁とくしまゼロ作戦課 621-2281

徳島県総合情報通信ネットワークシステム 372

徳島県総合情報通信ネットワークシステム *2281

電話ファックス 653-8722

7-7 災害時における放送要請に関する協定

- 第1 徳島県知事が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、四国放送株式会社（以下「四国放送」という。）に放送を行うことを求めるときは、本協定に定めるところによるものとする。
- 第2 徳島県知事が、法第55条の規定に基づく通知又は要請をしようとする場合において、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは、無線通信設備により通信できないとき、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、四国放送に対し放送を行うことを求めることができる。
- 第3 徳島県知事は、四国放送に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
1. 放送要請の理由
 2. 放送すべき事項
 3. 希望する放送日時
 4. その他必要な事項
- 第4 四国放送は、徳島県知事から要請を受けた事項に関して、放送形式、内容、時刻等につき可能な限り有効適切な方法で放送するものとする。ただし、災害により放送が不可能な場合はこの限りではない。
- 第5 第3に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、徳島県防災事務主管課長及び四国放送報道部長を連絡責任者とする。
- 第6 この協定の実施に関し、必要な事項は徳島県知事及び四国放送が協議して定めるものとする。

昭和42年4月21日、徳島県知事と四国放送株式会社取締役社長が締結した災害時における放送要請に関する協定は、この協定により効力を失うものとする。

附 則

この協定は、昭和50年10月11日から施行する。

昭和50年10月11日

徳島県知事 武 市 恭 信

四国放送株式会社

取締役社長 松 村 益 二

7-8 緊急警報放送システムによる放送要請に関する覚書

徳島県（以下「甲」という。）と四国放送株式会社（以下「乙」という。）とは昭和 50 年 10 月 11 日に両者の間で締結した災害時における放送要請に関する協定（以下「協定」という。）第 6 の規定に基づき、緊急警報放送システムによる放送要請に関し、次のとおり覚書を交換する。

- 1 市町村長から知事に対し放送要請の依頼があった場合には、協定第 2 の規定を準用する。
- 2 緊急警報放送システムによる放送要請をする場合には、別紙様式により行う。
- 3 知事は、この覚書による放送要請をしようとするときは、あらかじめ四国放送株式会社に連絡するものとする。
- 4 放送要請等に使用する伝達手段は、次のとおりとする。

四国放送株式会社	電話ファックス	088-625-5441
	徳島県総合情報通信ネットワークシステム	373
徳島県とくしまゼロ作戦課	電話ファックス	088-6212987
	徳島県総合情報通信ネットワークシステム	*2281

ただし、この伝達手段による連絡ができない場合には、他の方法により連絡するものとする。

この覚書の交換を証するため、この覚書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

昭和 63 年 2 月 29 日

甲 徳島県
徳島県知事 三木申三

乙 徳島県徳島市中徳島町 2 丁目 5-2
四国放送株式会社
代表取締役社長 石川良彦

緊急警報放送システムによる放送要請

徳島県とくしまゼロ作戦課

要 請 日 時	令和 年 月 日 時 分	発信者氏名	
放 送 日 時	令和 年 月 日 時 分	受信者氏名	
要 請 の 理 由	① 緊急かつ他の方法による連絡が困難なため ② 避難の（勧告・指示）、警戒区域の設定の周知徹底のため ③ _____市町村長から要請があったため ④ 徳島県知事の要請		
放送希望日時	① 直ちに		
放 送 事 項	避 難	本 文	① _____市町村長から____日____時____分に_____地区住民に避難の（勧告・指示）がだされました。
		原 因	② _____による大雨により、_____川の_____地区の（水位が警戒水位を越えたため、堤防が決壊するおそれがあるため） ③ _____による大雨により_____で（地すべり・山崩れ・土石流）のおそれがあるため ④ 地震により_____で（地すべり・山崩れ・津波）のおそれがあるため ⑤ _____
		対 応	⑥ 至急、次のとおり避難してください。 _____地区の方は_____へ、_____地区の方は_____へ _____ " _____ "、_____ " _____ " _____ " _____ "、_____ " _____ " ⑦ なお、_____は（危険・通行止め）なので_____へ迂回してください。 ⑧ 市町村職員、警察署長、消防職員の指示に従ってください。
そ の 他	本 文		
	原 因		
	対 応		

確認電話 四国放送（株） 徳島県庁とくしまゼロ作戦課 621-2281
 報道部直通 655-7555 徳島県総合情報通信ネットワークシステム *2281
 徳島県総合情報通信ネットワークシステム 373
 電話ファックス 625-5441

7-9 災害時における放送要請に関する協定

- 第1 徳島県知事が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、株式会社エフエム徳島（以下「エフエム徳島」という。）に放送を行うことを求めるときは、本協定に定めるところによるものとする。
- 第2 徳島県知事が、法第55条の規定に基づく通知又は要請をしようとする場合において、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備又は無線通信設備により通信できないとき、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、エフエム徳島に対し放送を行うことを求めることができる。
- 第3 徳島県知事は、エフエム徳島に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
1. 放送要請の理由
 2. 放送すべき事項
 3. 希望する放送日時
 4. その他必要な事項
- 第4 エフエム徳島は、徳島県知事から要請を受けた事項に関して、放送形式、内容、時刻等につき可能な限り有効適切な方法で放送するものとする。ただし、災害により放送が不可能な場合はこの限りでない。
- 第5 第3に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の确实、円滑を図るため、徳島県防災事務主管課長及びエフエム徳島放送本部長を連絡責任者とする。
- 第6 この協定の実施に関し、必要な事項は徳島県知事及びエフエム徳島が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成4年4月1日から施行する。

平成4年3月19日

徳島県知事

三 木 申 三

徳島県徳島市幸町1丁目6番地

株式会社エフエム徳島

代表取締役社長

武 市 一 夫

7-10 災害時における放送要請に関する協定

- 第1 徳島県知事が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、株式会社エフエムびざん（以下「エフエムびざん」という。）に放送を行うことを求めるときは、本協定に定めるところによるものとする。
- 第2 徳島県知事が、法第55条の規定に基づく通知又は要請をしようとする場合において、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは、無線通信設備により通信できないとき、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、エフエムびざんに対し放送を行うことを求めることができる。
- 第3 徳島県知事は、エフエムびざんに対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
1. 放送要請の理由
 2. 放送すべき事項
 3. 希望する放送日時
 4. その他必要な事項
- 第4 エフエムびざんは、徳島県知事から要請を受けた事項に関して、放送形式、内容、時刻等につき可能な限り有効適切な方法で放送するものとする。ただし、災害により放送が不可能な場合はこの限りでない。
- 第5 第3に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、徳島県防災事務主管課長及びエフエムびざん企画営業部長を連絡責任者とする。
- 第6 この協定の実施に関し、必要な事項は徳島県知事及びエフエムびざんが協議して定めるものとする。

平成17年12月14日

徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

徳島県徳島市山城町東浜傍示1-1

株式会社エフエムびざん

代表取締役社長 小山 雅規

災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県知事（以下「甲」という。）が徳島県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における災害応急対策に資するため、甲と株式会社朝日新聞社徳島支局（以下「乙」という。）との間の報道要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における被害の防止、被害拡大の防止のため、次に掲げる事項を広報する場合において必要があるときは、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

(要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、徳島県警察本部交通部交通規制課長、徳島県環境生活部消防防災安全課長及び株式会社朝日新聞社徳島支局長をもってこれに充てる。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 9 年 3 月 18 日

甲 徳島県知事

圓 藤 寿 穰

乙 株式会社朝日新聞社

徳島支局長

野 中 寛 幸

災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県知事（以下「甲」という。）が徳島県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における災害応急対策に資するため、甲と毎日新聞社徳島支局（以下「乙」という。）との間の報道要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における被害の防止、被害拡大の防止のため、次に掲げる事項を広報する場合において必要があるときは、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

(要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、徳島県警察本部交通部交通規制課長、徳島県環境生活部消防防災安全課長及び毎日新聞社徳島支局長をもってこれに充てる。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 9 年 3 月 18 日

甲 徳島県知事 圓 藤 寿 稔

乙 毎日新聞社
徳島支局長 林 勝

災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県知事（以下「甲」という。）が徳島県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における災害応急対策に資するため、甲と読売新聞徳島支局（以下「乙」という。）との間の報道要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における被害の防止、被害拡大の防止のため、次に掲げる事項を広報する場合において必要があるときは、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

(要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることをないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、徳島県警察本部交通部交通規制課長、徳島県環境生活部消防防災安全課長及び読売新聞徳島支局長をもってこれに充てる。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 9 年 3 月 18 日

甲 徳島県知事 圓 藤 寿 穂

乙 読売新聞

徳島支局長 若 松 和 男

災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県知事（以下「甲」という。）が徳島県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における災害応急対策に資するため、甲と産経新聞社徳島支局（以下「乙」という。）との間の報道要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における被害の防止、被害拡大の防止のため、次に掲げる事項を広報する場合において必要があるときは、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

(要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、徳島県警察本部交通部交通規制課長、徳島県環境生活部消防防災安全課長及び産経新聞社徳島支局長をもってこれに充てる。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 9 年 3 月 18 日

甲 徳島県知事 圓 藤 寿 稔

乙 産経新聞社

徳島支局長 真 鍋 寿 啓

災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県知事（以下「甲」という。）が徳島県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における災害応急対策に資するため、甲と日本経済新聞社徳島支局（以下「乙」という。）との間の報道要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における被害の防止、被害拡大の防止のため、次に掲げる事項を広報する場合において必要があるときは、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

(要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、徳島県警察本部交通部交通規制課長、徳島県環境生活部消防防災安全課長及び日本経済新聞社徳島支局長をもってこれに充てる。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 9 年 3 月 18 日

甲 徳島県知事 圓 藤 寿 種

乙 日本経済新聞社
徳島支局長 紙 谷 樹

災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県知事（以下「甲」という。）が徳島県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における災害応急対策に資するため、甲と社団法人共同通信社徳島支局（以下「乙」という。）との間の報道要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における被害の防止、被害拡大の防止のため、次に掲げる事項を広報する場合において必要があるときは、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

(要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、徳島県警察本部交通部交通規制課長、徳島県環境生活部消防防災安全課長及び社団法人共同通信社徳島支局長をもってこれに充てる。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 9 年 3 月 18 日

甲 徳島県知事

圓 藤 寿 穂

乙 社団法人共同通信社

徳島支局長

中 川 健 一

災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県知事（以下「甲」という。）が徳島県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における災害応急対策に資するため、甲と株式会社時事通信社徳島支局（以下「乙」という。）との間の報道要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における被害の防止、被害拡大の防止のため、次に掲げる事項を広報する場合において必要があるときは、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

(要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、徳島県警察本部交通部交通規制課長、徳島県環境生活部消防防災安全課長及び株式会社時事通信社徳島支局長をもってこれに充てる。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 9 年 3 月 18 日

甲 徳島県知事

圓 藤 寿 穂

乙 株式会社時事通信社

徳島支局長

橋 本 幹 男

災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県知事（以下「甲」という。）が徳島県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における災害応急対策に資するため、甲と朝日放送株式会社徳島支局（以下「乙」という。）との間の報道要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における被害の防止、被害拡大の防止のため、次に掲げる事項を広報する場合において必要があるときは、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

(要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、徳島県警察本部交通部交通規制課長、徳島県環境生活部消防防災安全課長及び朝日放送株式会社徳島支局長をもってこれに充てる。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成9年11月20日

甲 徳島県知事

圓 藤 寿 穂

乙 朝日放送株式会社

徳島支局長

高 土 地 博 史

災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県知事（以下「甲」という。）が徳島県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における災害応急対策に資するため、甲と株式会社毎日放送徳島支局（以下「乙」という。）との間の報道要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における被害の防止、被害拡大の防止のため、次に掲げる事項を広報する場合において必要があるときは、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

(要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、徳島県警察本部交通部交通規制課長、徳島県環境生活部消防防災安全課長及び株式会社毎日放送徳島支局長をもってこれに充てる。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 9 年 11 月 20 日

甲 徳島県知事

圓 藤 寿 穂

乙 株式会社毎日放送

徳島支局長

内 藤 勝 美

災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県知事（以下「甲」という。）が徳島県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における災害応急対策に資するため、甲と関西テレビ放送株式会社徳島支局（以下「乙」という。）との間の報道要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における被害の防止、被害拡大の防止のため、次に掲げる事項を広報する場合において必要があるときは、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

(要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、徳島県警察本部交通部交通規制課長、徳島県環境生活部消防防災安全課長及び関西テレビ放送株式会社徳島支局長をもってこれに充てる。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 9 年 11 月 20 日

甲 徳島県知事

圓 藤 寿 穂

乙 関西テレビ放送株式会社

徳島支局長

木 内 宏

7-21 避難情報の放送に係る申し合わせについて

徳島県と日本放送協会徳島放送局とは、市町村長が発令する避難準備情報、避難勧告及び避難指示（以下「避難情報」という。）を住民へ確実に伝達するため、テレビ・ラジオによる放送について、次のとおり申し合わせる。

市町村長が避難情報を発令した場合において、市町村長から日本放送協会徳島放送局を含む放送事業者（以下「放送事業者」という。）への避難情報の放送要請については、次の要領により行うものとする。

1. 市町村長が放送事業者へ避難情報の放送要請を依頼する場合には、別紙1の様式により行うものとする。
2. 放送事業者は、市町村長から放送要請を受けた場合には、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、住民へ放送するものとする。
3. 徳島県、放送事業者及び市町村間の伝達系統は、別紙2のとおりとする。
4. 徳島県は、徳島県、放送事業者及び市町村間の連絡を円滑に行うため、市町村等への周知に努めるとともに、担当者リストを毎年度、作成するものとする。
5. その他
 - (1) この申し合わせを変更又は、取消す場合は、相互に協議するものとする。
 - (2) この申し合わせは、平成18年7月1日から実施する。

この申し合わせ2通を作成し、徳島県及び日本放送協会徳島放送局が押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年6月27日

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県危機管理局

局長 西成 忠雄

徳島県徳島市南前川町2丁目4番地

日本放送協会徳島放送局

局長 池松 信介

避難情報の放送に係る申し合わせについて

徳島県と株式会社エフエムびざんとは、市町村長が発令する避難準備情報、避難勧告及び避難指示（以下「避難情報」という。）を住民へ確実に伝達するため、ラジオによる放送について、次のとおり申し合わせる。

市町村長が避難情報を発令した場合において、市町村長から株式会社エフエムびざんを含む放送事業者（以下「放送事業者」という。）への避難情報の放送要請については、次の要領により行うものとする。

1. 市町村長が放送事業者へ避難情報の放送要請を依頼する場合には、別紙1の様式により行うものとする。
2. 放送事業者は、市町村長から放送要請を受けた場合には、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、住民へ放送するものとする。
3. 徳島県、放送事業者及び市町村間の伝達系統は、別紙2のとおりとする。
4. 徳島県は、徳島県、放送事業者及び市町村間の連絡を円滑に行うため、市町村等への周知に努めるとともに、担当者リストを毎年度、作成するものとする。
5. その他
(1) この申し合わせを変更又は、取消す場合は、相互に協議するものとする。
(2) この申し合わせは、平成18年7月1日から実施する。

この申し合わせ2通を作成し、徳島県及び株式会社エフエムびざんが押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年6月27日

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県危機管理局

局長 西成 忠雄

徳島県徳島市山城町東浜傍示1-1

株式会社エフエムびざん

代表取締役社長 小山 雅規

放送事業者（四国放送、FM徳島）申し合わせ通知

企第161号
平成18年6月27日

四国放送株式会社 報道制作局長 殿
株式会社エフエム徳島 編成制作部長 殿

徳島県危機管理局長

避難情報の放送に係る申し合わせについて（通知）

本県の危機管理・防災行政の推進につきまして、日頃より御理解・御協力をいただき、本当にありがとうございます。

さて、避難勧告等について放送を通じてより広く迅速に地域住民に提供するための伝達体制の整備については、御社を含む放送事業者4社（日本放送協会徳島放送局、四国放送株式会社、株式会社エフエム徳島、株式会社エフエムびざん）と県とで協議してきたところですが、平成18年5月30日に開催いたしました徳島県防災情報連絡会におきまして、別添「避難情報の放送に係る申し合わせ」について、各社より御賛同をいただきました。

つきましては、平成18年7月1日より、同申し合わせの運用を開始いたしますので、お知らせします。

今後とも、本県の危機管理・防災行政の推進につきまして、引き続き御理解・御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

市町村あて申し合わせ通知

企第162号
平成18年6月27日

各市町村防災主管課長 殿

徳島県危機管理局企画課長

避難情報の放送に係る申し合わせについて（通知）

本県の危機管理・防災行政の推進につきまして、日頃より御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、平成16年の台風・集中豪雨の経験等により、災害時における避難勧告等の避難情報について、放送を通じてより広く迅速に地域住民に提供するための伝達体制の整備を、都道府県・市町村・放送事業者が連携して行う必要があることについては、先に国から指摘されているところです。

これを受けて、県では昨年度より、放送事業者との協議を進めるとともに、各市町村への意見照会及び市町村防災担当者を集めた説明会などを行ってまいりました。

その結果、このほど、別添「避難情報の放送に係る申し合わせ」について、各放送事業者と合意にいたりましたのでご報告いたします。

あわせて、平成18年7月1日より、「避難情報の放送に係る申し合わせ」の運用を開始いたしますのでお知らせします。

今後は、各市町村とも同申し合わせにより、避難情報等の放送事業者への依頼及び県への報告を、適切・迅速に行っていただけますようお願い申し上げます。

(別紙 1)

日本放送協会徳島放送局
四国放送株式会社
株式会社エフエム徳島 様
株式会社エフエムびざん
徳島県危機管理環境部
(徳島県総合県民局)

(市・町・村) 長

住民への避難情報 (第 号) の周知について (依頼)

当市 (町・村) において避難情報を発令しました (することとしました) ので、貴社 (局) より、次のとおり避難情報を放送していただけますようお願い申し上げます。なお、本書にて徳島県へも併せて報告いたします。

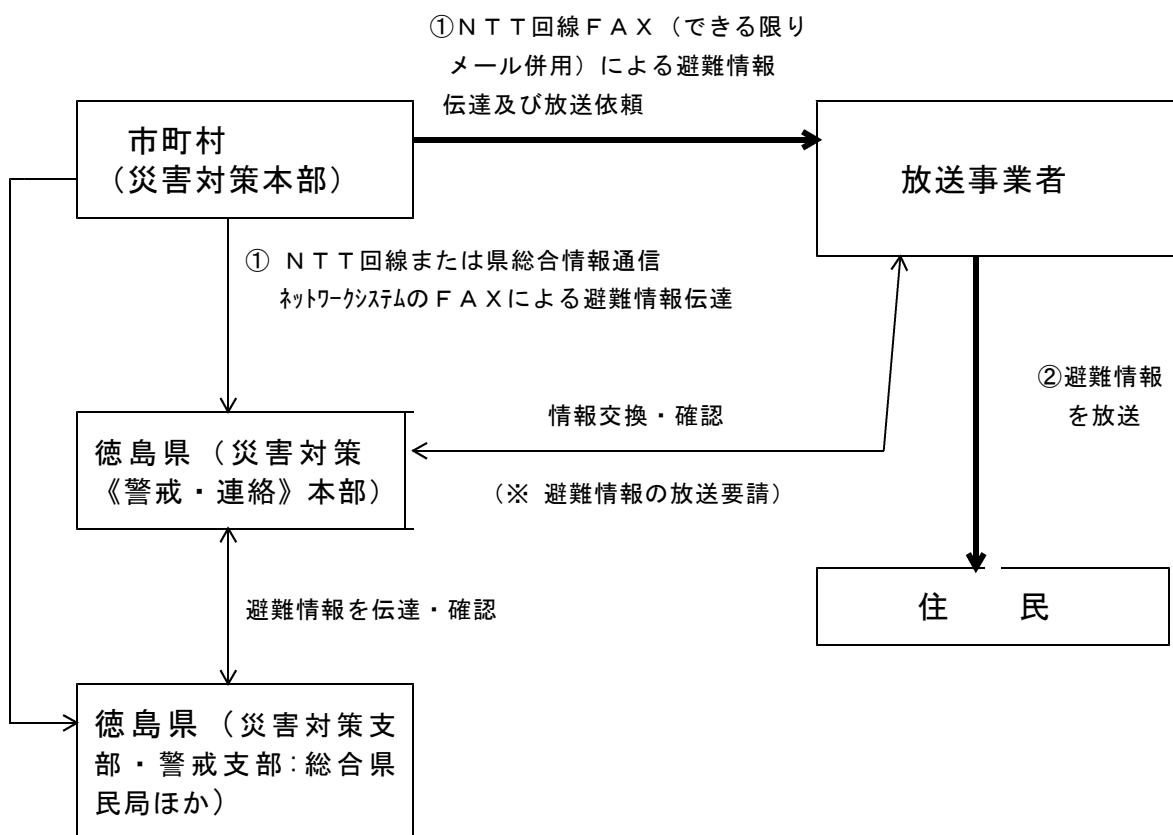
市 町 村 名		発令情報 の種類 ※注 1	<input type="checkbox"/> 高齢者等避難 (<input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)
所 属 名			<input type="checkbox"/> 避難指示 (<input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)
発信者職・氏名			<input type="checkbox"/> 緊急安全確保 (<input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)
電 話 番 号			
発令・解除日時	年 月 日 時 分		
想定される災害 (○印を記入)	水害・土砂災害・高波・高潮・津波・その他 ()		
対象地区名等 (避難場所) ※注 2	(地区 世帯 人) (地区 世帯 人) (地区 世帯 人)		
備 考 (発令理由など)			

※注 1 該当する項目の「□」に、はっきりとチェックを入れること。

※注 2 自治体名以外の地名・地区名及び避難場所には、全て「ふりがな」を付すこと。緊急を要する場合、世帯数・人数は概数を記すこと。

(別紙2)

放送事業者との伝達系統



- ① 市町村は、別紙様式に必要事項を記入し、放送事業者へNTT回線によるFAX（できる限りメール併用）による送信を行い、避難情報の伝達及び放送の依頼を行う。
また、同時に、徳島県災害対策＜警戒・連絡＞本部へ（総合県民局管内の市町村については総合県民局の防災担当へも）、FAXを送信する。
 - ・市町村は、事前に避難情報伝達用として、放送事業者4社及び徳島県災害対策＜警戒・連絡＞本部（及び総合県民局）のFAX番号を登録しておく。
 - ・市町村は、FAXが着信しているか、必ず放送事業者に電話で確認を行うものとする。
- ② 放送事業者は、市町村からのFAX着信後、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、可能な限り有効適切な方法で放送を行う。
その際、放送事業者は、必要に応じて徳島県に電話等による確認を行えるものとし、徳島県は誠意をもって対応するものとする。
※ 市町村が災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）の事務が行うことができないとき、県が当該市町村長に代わって実施する。
- ③ 担当者リストの作成
年度当初に県が作成する「災害時における連絡責任者リスト」によるものとする。

地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

国土地理院と徳島県は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び徳島県が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに県勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

(地理空間情報の提供及び物品の貸与)

第3条 国土地理院及び徳島県は、保有する地理空間情報及び物品について、相互に活用することとし、具体的な提供方法等については、別途定めることとする。

(災害対応等における協力)

第4条 国土地理院及び徳島県は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力することとし、具体的な協力方法等については、別途定めることとする。

(技術支援)

第5条 国土地理院及び徳島県は、地理空間情報等の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

(窓口の設置)

第6条 国土地理院及び徳島県は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力事項の推進を図るものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この有効期限に関わらず、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び徳島県のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年6月19日

茨城県つくば市北郷一番

国土交通省国土地理院長

岡 本 博 (自署)

徳島県徳島市万代町一丁目1番地

徳島県知事

飯 泉 嘉 門 (自署)

災害に係る情報発信等に関する協定

徳島県およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下〔本協定〕という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、徳島県内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、徳島県が徳島県民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ徳島県の行政機能の低下を軽減させるため、徳島県とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1.本協定における取組みの内容は次のとおりとし、徳島県およびヤフーの両者の協議に

より具体的な内容および方法について合意が得られたものから実施するものとする。

- (1) ヤフーが、徳島県の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、徳島県の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 徳島県が、徳島県内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 徳島県が、徳島県内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 徳島県が、災害発生時の徳島県内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 徳島県が、徳島県内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて徳島県が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
- (7) 徳島県が、徳島県内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2.徳島県およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3.第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、徳島県およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく徳島県およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、徳島県から提供を受ける情報について、徳島県が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、徳島県およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、徳島県およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、徳島県とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2013年2月18日

徳島県：徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県
徳島県知事 飯泉 嘉門

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮 坂 学

防災への取り組みに関する協定書

徳島県(以下「甲」といいます)と **Google Ireland Limited** (以下「乙」といいます)は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる大規模災害時への準備および対応についての甲と乙およびその関係会社(以下「**Google**」といいます)の協力に関連する両当事者の合意を証するため、本協定書を締結します。なお、本協定書は、甲および乙の双方が本書に署名または記名押印した日(以下「効力発生日」といいます)からその効力を発生するものとします。

第1条(災害対応サービス)

1、本協定書において、「災害対応サービス」とは、**Google** が提供する、自然災害率人道的危機(総称して、以下「災害等」といいます)に際して、重要な情報をよりアクセスしやすい形で提供することを目的とする製品およびサービスをいいます。本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、別紙1に記載するものがあります。なお、災害対応サービスの内容は、随時、追加、中止または変更されることがあります。

2、**Google** は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等が生じた場合、その裁量により、災害対応サービスを提供するか否か、および、その具体的な活動内容を決定します。

第2条(本件協力)

1、甲は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等に関連する **Google** による災害対応サービスの開発および実施に協力すること(以下「本件協力」といいます)ができます。本件協力の例として、以下に列挙する項目があります。

(1) 甲が保有または管理する、災害対応サービスに関連する情報(以下「本件情報」といいます)を提供すること。

(2) 災害対応サービスに関連する技術的な協力を行うこと。

(3) 災害対応サービスについての広報に協力すること。

(4) その他、災害対応サービスの提供、改善、周知など、**Google** による災害対応サービスの開発および実施に関連する事項を行うこと。

2. 甲が本件協力を行うか否か、また、本件協力の対象とする項目については、甲の裁量により決定します。甲は、本件協力を開始する場合でも、本件協力を特定の項目について実施および継続する義務を **Google** に対して負うことはなく、また、その裁量により本件協力を随時、変更、中止または終了することができます。ただし、本件協力の実施の方法については、**Google** と協議し同意を得るものとします。

(20130115 協定書)

3.本協定書に基づき甲が乙に本件情報を提供する場合、別途当事者が合意する場合を除き、別紙2の条件に従います。

第3条(秘密保持義務及び広報等)

本協定書に関連して相互に開示する非公開の情報の取り扱いについては、本協定書別紙3の条件に従うものとします。

第4条(費用等)

本協定書に関連して各当事者に生じる費用(甲については本件協力の実施のための費用を含み、乙については災害対応サービスの提供のための費用を含みます)については、別途両当事者が書面で同意する場合を除き、甲および乙がそれぞれ自ら負担するものとします。

第5条(期間等)

1.本協定書は、効力発生日よりその効力を生じ、1年間(以下、「当初期間」といいます)その効力を有します。ただし、当初期間の末日から30日前までに両当事者のいずれかが相手方に対して書面により終丁の通知をしない限り、同一の条件で1年間自動的に更新されるものとし、以後、同様とします。

2.両当事者は、いずれも、相手方に対する書面による30日前の通知により、理由の如何を問わず、本協定書を相手方に対する責任を負わずに終了することができます。

3.本協定書が終了した後も、第3条、第4条、本項および第6条ならびに別紙2第3条および第4条の規定は引き続きその効力を有するものとします。なお、本協定書が終了した後も、Googleは、その裁量により災害対応サービスの提供を行うことができるものとします。

第6条(準拠法および裁判管轄)

本協定書は日本法を準拠法とします。本協定書に関する紛争については、条京地方裁判所が専属的裁判管轄を有するものとします。

(20130115 協定書)

以上の合意を証するため、両当事者は本協定書を締結します。

徳島県

Google Ireland Limited

(Authorized Signature)

2013. 03.

(署名)

.01

(氏名)

飯泉嘉門

Mick McCarthy

For, Graham Law (Board Director) 12:53:1

(肩書)

徳島県知事

(Date)

7Z

(日付)

2013/2/28

(20130115 協定書)

<災害対応サービスの例>

本協定書の効力発生口における災害対応サービスの例には、以下に記載するものがあります。

- (1) **Google** パーソンファインダー(被災地における安否情報発信・検索)
- (2) 避難所情報・避難ルートおよびハザードマップの地図サービス
- (3) ガス・水道・道路など、各種ライフラインの状況についての地図サービス

＜本件情報提供の条件＞

甲が、本協定書の規定に従い、甲が本年情報を乙に提供する場合の条件は、以下によるものとします。

第1条 本件情報ならびに本件情報の提供および利用の目的

七甲が本協定書に基づいて乙に提供する本件情報は、甲が保有または管理する乙に提供できる情報のうち、以下のイ. またはロ. に該当する情報とします。なお、イ. に該当する情報かある場合でも、ロ. により他の情報を追加することができます。

イ. 本別紙2末尾に記載する情報(該当する場合のみ)

ロ. 甲が本協定書に基づき乙に提供することをその裁量により随時決定する災害対応サービスに関連する情報

2. 目的:Googleによる災害対応サービスの開発、実施および広報ならびにそれらに関連する事項

第2条 利用条件

Googleは、第1条に記載する目的で、以下の条件で本件情報を利用できるものとします。

イ. 地域的制限:全世界

ロ. 対価:無償

ハ. 利用範囲:

(1) Googleの製品またはサービスに関連して本件情報を利用すること(なお、本件情報を利用または加工して製品やサービスを開発することを含みます)。

(2) Googleのパートナーが、**Google** の製品またはサービスに関連して本件情報を利用すること。なお、**Google** のパートナーとは、**Google** との契約に基づいて、**Google** の製品やサービスを内部で利用したり、または、エンド・ユーザーに表示する第三者をいい、**Google** のAPIを使用するソフトウェアの開発者や、自らのウェブ・サイト上において **Google** の製品やサービスを提供するパートナー(例えば、ポータル・サイトやニュース・サイト、その他の一般的な情報サイトなど)を含みます。

(3) エンド・ユーザーが **Google** の製品またはサービスの利用に関連して本件情報を利用すること

(4) (1)から(3)に掲げる事項に付随または関連して本件情報を利用すること。

ニ. 確認事項:Googleは、本件情報を受領した場合でも、本件情報を利用した製品またはサービスを提供したり、特定の製品またはサービス上で本件情報を表示または提供する義務を負うものではありません。

第3条 終了時の取り扱い

(20130115 協定書)

1、本協定書が終了した場合、次項の場合を除き、**Google** は、本年時報の **Google** の製品またはサービス上での表示を 120 日以内に終了するために商業上合理的な努力を払うものとします。

2、本協定書の期間中に本件情報が **Google** の製品やサービスを表示する固定的な媒体に含まれた場合(例えば、**Google** の製品やサービスのスクリーンショットやデモを収録したビデオがテレビで放映されたり、印刷媒体に掲載されたり、**CD**、**DVD** などの固定的な媒体に記録されたとき)には、かかる利用は、本協定書の終了後も引き続き認められるものとします。

第4条 責任の制限

甲および乙は、本別紙2に定める条件に従って行う本件情報の提供および利用により相手方に損害が生じたとしても、相手方に対して何らの責任を負わないものとします。

以 上

〈末尾〉

本件情報のリスト(該当する場合のみ)

< 秘密保持義務の条件 >

第1条(秘密情報)

「秘密情報」とは、本協定書に基づき(又は関して)、一方当事者により(又は一方当事者を代理して)相手方当事者に対し開示された情報であって、秘密の表示がなされているか、当該状況においては開示当事者の秘密情報であると通常、考えられる情報を意味するが、いかなる場合においても、秘密情報には、受領者にとり既知である情報、受領者の落ち度によらず公知となった情報、受領者が独自に開発した情報、又は第三者により受領者に対し適法に提供された情報は含まれません。

第2条(守秘義務)

秘密情報の受領者はかかる秘密情報を開示してはなりません。但し、当該秘密情報を知る必要がある関連会社、従業員、代理人及び専門的アドバイザーであって、書面により、当該秘密情報の機密性を保持することに同意した者(専門的アドバイザーの場合は、その他の態様により、当該秘密情報機密性を保持する義務を負う者)についてはこの限りではありません。受領者は、前記の個人又は団体が、当該秘密情報を本協定書に基づく権利の行使または義務の履行目的に限定して、かつ、当該秘密情報の保護のために合理的な注意をしつつ、これを使用するよう確実を期すものとし、受領者は、法により要請される場合、開示者への合理的な通知(かかる通知が注により許容される場合)を行った後に、秘密情報を開示することができます。

以 上

徳島県、国立大学法人徳島大学及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の
連携協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）、国立大学法人徳島大学（以下「乙」という。）及び
国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「丙」という。）は、次の条項に従い協
定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が連携協力することにより、甲及び徳島県内の市町
村における自治体災害対応業務の高度化を推進することを目的として締結する。

（連携協力する事項）

第2条 甲、乙及び丙は、次の事項について連携協力する。

- （1）災害情報利活用システムの開発に関する研究
- （2）甲、乙及び丙が保有するデータの利活用に関する研究
- （3）災害対応業務の標準化に関する研究
- （4）その他、甲、乙、丙が必要と認める事項

（連絡・調整窓口の設置）

第3条 甲、乙及び丙は、連携協力して実施する具体的な事業内容、実施方法等につ
いて連絡・調整するための窓口をそれぞれ設置する。

（秘密情報の取扱い）

第4条 甲、乙及び丙は、本目的を達成するために知り得た相手方が秘密として指定
した情報を、3者の協議によって第三者への提供を許可した情報以外は、第三者に
漏らしてはいけない。

（研究成果の取扱い）

第5条 第2条で規定する事項について連携協力することにより発生する研究成果
の取扱いに関する事項については、3者協議の上取り決める。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期限は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。
ただし、本協定の有効期限が満了する1か月前までに、甲、乙又は丙が他の2者
に対して書面により延長しない旨の通知をしない限り、有効期限が満了する日
から1年間本協定は延長され、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義の生じた事項については、その都度甲、乙及び丙が協議の上定める。

本協定締結の証として本協定書3通を作成し、甲乙丙署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年7月26日

甲 徳島県徳島市万代町一丁目1番地

徳島県

徳島県知事

乙 徳島県徳島市新蔵町二丁目24番地

国立大学法人徳島大学

学長

丙 茨城県つくば市天王台三丁目1番地

国立研究開発法人防災科学技術研究所

理事長

徳島県及び国立大学法人東京大学生産技術研究所の連携協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）及び国立大学法人東京大学（生産技術研究所）（以下「乙」という。）は、次の条項に従い協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携協力することにより、甲及び徳島県内の市町村における自治体災害対応業務の高度化を推進することを目的として締結する。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- （1）災害対応業務の標準化に関する研究
- （2）防災人材の育成に関する研究及び講師派遣
- （3）甲及び乙が保有するデータの利活用に関する研究
- （4）災害時におけるA Iの活用に関すること。
- （5）その他、甲及び乙が必要と認める事項

（連絡・調整窓口の設置）

第3条 甲及び乙は、連携協力して実施する具体的な事業内容、実施方法等について連絡及び調整するための窓口をそれぞれ設置する。

（秘密情報の取扱い）

第4条 甲及び乙は、本目的を達成するために知り得た相手方が秘密として指定した情報を、甲及び乙が協議によって第三者への提供を許可した情報以外は、第三者に提供してはいけない。

（研究成果の取扱い）

第5条 第2条で規定する事項について連携協力することにより発生する研究成果の取扱いに関する事項については、甲及び乙が協議の上取り決める。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義の生じた事項については、その都度甲及び乙が協議の上定める。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により相手方に延長しない旨の通知をしない限り、1年間延長され、以後も同様とする。

2 前項ただし書による有効期間の延長は、令和6年3月31日までとする。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年11月1日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 東京都目黒区駒場4丁目6番1号

国立大学法人東京大学生産技術研究所

所 長 岸 利治

徳島県と国立大学法人徳島大学との防災、環境に係る人材育成及び研究開発の推進に関する連携協定書

徳島県（以下「甲」という。）と国立大学法人徳島大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の協力と連携の下、両者の持つ強みを活用して、防災、環境に係る人材の育成と研究開発を進め、安全、安心で環境と共生したまちづくりの実現を図ることを目的として締結する。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- （1）防災、環境に係る人材育成及び啓発に関すること。
- （2）防災、環境の研究に関すること。
- （3）甲及び乙が有する資源の相互活用に関すること。
- （4）その他、甲及び乙が必要と認める事項

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中、有効期間終了後を問わず、その一切について他に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（研究成果の取扱い）

第4条 第2条で規定する事項について連携協力することにより発生する研究成果の取扱いについては、甲及び乙が協議の上取り決める。

（検討会議）

第5条 第2条に掲げる事項の円滑な推進及びより一層の連携強化を図るため、検討会議を設置する。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の前年度末までに、甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合は、更に2年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月19日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県徳島市新蔵町2丁目24番地

国立大学法人徳島大学

学 長 野地 澄晴

第 8 災害救助に関する資料

8 - 1 災害救助法の適用基準

市町村別	人口数 (人)	適用世帯数 (世帯)		市町村別	人口数 (人)	適用世帯数 (世帯)	
	令和2.10.1 (国勢調査)	①被害 世帯数	②被害 世帯数		令和2.10.1 (国勢調査)	①被害 世帯数	②被害 世帯数
徳島市	252,391	100	50	神山町	4,647	30	15
鳴門市	54,622	80	40	那賀町	7,367	40	20
小松島市	36,149	60	30	牟岐町	3,743	30	15
阿南市	69,470	80	40	美波町	6,222	40	20
吉野川市	38,772	60	30	海陽町	8,358	40	20
阿波市	34,713	60	30	松茂町	14,583	40	20
美馬市	28,055	50	25	北島町	22,745	50	25
三好市	23,605	50	25	藍住町	35,246	60	30
勝浦町	4,837	30	15	板野町	13,042	40	20
上勝町	1,380	30	15	上板町	11,384	40	20
佐那河内村	2,058	30	15	つるぎ町	7,715	40	20
石井町	24,833	50	25	東みよし町	13,622	40	20
				徳島県	719,559		1,000

(備考) 被害世帯数は、住家の滅失した世帯（全壊、全焼、流失）を標準とし、半壊等は1/2、床上浸水等は1/3とみなして換算する。

①は、災害救助法施行令第1条第1項第1号による市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

②は、災害救助法施行令第1条第1項第2号による徳島県の区域内の被害世帯数が1,000世帯以上である場合の市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

令和3年度災害救助基準

令和3年6月18日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内 （災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6 ヶ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500 円 中学生生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から （教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 215,200 円以内 小人（12 歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第 4 条第 1 項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第 4 条第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

8-3 災害救助法による救助の実施機関

- 1 災害救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、県の法定受託事務とされている。
- 2 市町村長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- 3 知事から市町村長への委任については、災害救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を市町村長に通知する。
- 4 なお、市町村長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。

救 助 実 施 内 容	実 施 機 関	備 考
1 避難所の設置	市町村	
2 応急仮設住宅の供与	県、市町村	
3 炊き出しその他による食品の給与	市町村	
4 飲料水の供給	市町村	
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	市町村	
6 医療及び助産	県、市町村	
7 被災者の救出	市町村	
8 被災した住宅の応急修理	市町村	
9 学用品の給与	県、市町村	
10 埋葬	市町村	
11 遺体の搜索	市町村	
12 遺体の処理	市町村	
13 障害物の除去	市町村	

※「実施機関」欄の記載は、災害時の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性等に応じて県と市町村が連携して実施するものとする。

8-4 災害救助法により県の行う医療助産を日本赤十字社徳島県支部に委託するについての協定書

徳島県（以下「甲」という。）と日本赤十字社徳島県支部（以下「乙」という。）とは、非常災害に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第32条の規定に基づいて、県が行う医療及び助産の応急救助について、次のとおり協定を締結する。

第1条 法第32条のこの協定に基づく応急救助を委託する場合は、甲が、次の各号の一に該当すると認めるときに限るものとする。

- (1) 法を適用し、医療及び助産の応急援助を必要とするとき。
- (2) 乙に対し、法第25条の定めるところにより救助又は応急の措置を指示したとき。

第2条 医療は、災害により傷いを受け、又は疾病にかかり、若しくは災害のため継続して療養することができない者に対して、次の各号に定める範囲において行うものとする。ただし、医療期間は、災害発生の日から14日以内、死体の処理は、同じく10日以内とする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 死体の処理のうち
 - ア 死体の洗浄・縫合及び消毒等の処置
 - イ 検案

第3条 助産は、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分娩した者に対して、次の各号に定める範囲において行うものとする。

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前、分娩後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

第4条 甲は、医療及び助産の応急救助のため、乙が負担した費用に対し、法第34条の規定の範囲内において、これを補償するものとする。ただし、日本赤十字社徳島県支部の災害救助計画に基づき、乙において負担する費用はこの限りではない。

第5条 次の各号の一に該当する場合の費用は、乙が負担するものとする。

- (1) 第2条ただし書に規定する期間を超えて医療又は死体の処理を行ったとき。

(2) 第3条に規定する災害発生の日の以前又は以後7日を超えて分娩した者に助産を行ったとき。

第6条 乙は、医療及び助産の実施について、甲の指示に従うものとする。

第7条 この協定書に定めるもののほか、必要があるときは、その都度甲乙両者の協議により、これを定めるものとする。

第8条 この協定の有効期間は、平成10年7月1日から平成13年6月30日までに間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙双方いずれかから異議申し出のない場合は、期間満了の翌日から向こう3年間更新するものとし、以後満了のときも同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成10年7月1日

甲 徳島県
徳島県知事 圓 藤 寿 穂

乙 徳島県徳島市庄町3丁目12-1
日本赤十字社徳島県支部
支部長 圓 藤 寿 穂

代理人
徳島県徳島市庄町3丁目12-1
日本赤十字社徳島県支部
事務局長 宮 本 清

第9 医療・防疫に関する資料

9-1 病院及び病床数

医療機関名	所在地	開設区分	医療機関の管理者	電話番号	病 床				計
					一般	療養	精神	結核	
藍里病院	板野郡上板町佐藤塚字東288番地3	医療法人	元木洋介	088-694-5151			228		228
愛日病院	徳島市佐古五番町4-3	医療法人	久保 貴之	088-623-2622		36			36
秋田病院	三好市池田町津堂面215	医療法人	秋田 亮	0883-72-0743			120		120
阿南医療センター	阿南市宝田町川原6-1	厚生(医療)農業協同組合連合会	玉置 俊晃	0884-28-7777	348	50			398
阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190番地1	厚生(医療)農業協同組合連合会	堀江 秀茂	0883-36-5151	133				133
伊月病院	徳島市徳島町2丁目54番地	医療法人	西田 善彦	088-622-1117	89				89
稲次病院	板野郡藍住町笠木字西野50番地の1	医療法人	湊 省	088-692-5757	23	44			67
稲山病院	徳島市南田宮4-3-9	医療法人	稲山 治	088-631-1515	40	30			70
井上病院	板野郡板野町犬伏字鶴畑39-1	医療法人	中平 晴仁	088-672-1185		60			60
岩朝病院	鳴門市撫養町立岩字元地280	医療法人	岩朝 昭	088-685-8855		44			44
浦田病院	板野郡松茂町広島字南ハリ13	医療法人	浦田 隆弘	088-699-2921	23	77			100
江藤病院	小松島市大林町字北浦21-1	医療法人	由宇 教浩	0885-37-1559	31	61			92
大久保病院	徳島市大道2-30	医療法人	大久保 明彦	088-622-9156		105			105
大野病院	阿波市土成町土成字南原231番地	医療法人	大野 孔文	088-695-2112		35			35
岡内科病院	美馬市脇町字拝原1496-5	医療法人	岡 芳剛	0883-52-0988		30			30
小川病院	徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜99番地	医療法人	小川 哲也	088-686-2322	48	57			105
沖の洲病院	徳島市城東町1丁目8番8号	医療法人	仁木 由子	088-622-7111	52				52
折野病院	美馬市美馬町字ナロヲ25	医療法人	折野 悦子	0883-63-2569			192		192
海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	市町村	神澤 賢	0884-73-1355	45				45
笠井病院	阿波市阿波町元町14	医療法人	笠井 謙二	0883-35-2720		30			30
兼松病院	鳴門市撫養町斎田字大堤54番地	医療法人	兼松 晴彦	088-685-4537	40	46			86
亀井病院	徳島市八万町寺山231番地	医療法人	神山 有史	088-668-1177	42				42

医療機関名	所在地	開設区分	医療機関の管理者	電話番号	病床					
					一般	療養	精神	結核	感染症	計
鴨島病院	吉野川市鴨島町内原432番地	医療法人	浅野登	0883-24-6565		178				178
川島病院	徳島市北佐古一番町1-39	医療法人	西内健	088-631-0110	123					123
きたじま岡病院	板野郡北島町鯛浜字川久保30番地1	医療法人	里見淳一郎	088-698-1234	146	52				198
木下病院	徳島市南末広町4-70	医療法人	木下 成三	088-622-7700	44	50				94
協立病院	徳島市八万町橋本92-1	医療法人	吉嶋 淳生	088-668-1070	60	266				326
国民健康保険勝浦病院	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹園13-2	市町村	小西康備	0885-42-2555	60					60
小松島金礎病院	小松島市金礎町10-19	医療法人	加藤 好包	0885-33-1211	47					47
小松島病院	小松島市田浦町字近里83番11	医療法人	福本 常雄	0885-33-2288		92				92
近藤内科病院	徳島市西新浜町1丁目6番25号	医療法人	近藤 彰	088-663-0020	55					55
桜木病院	美馬市脇町木ノ内3763番地	医療法人	小林 良二	0883-52-2583	35		150			185
むつみホスピタル	徳島市南矢三町3-11-23	医療法人	小谷泰教	088-631-0181			283			283
城南病院	徳島市丈六町行正27-1	医療法人	田口 浩資郎	088-645-0157			167			167
鈴江病院	徳島市佐古八番町4-22	医療法人	三好 康敬	088-652-3121		42				42
住友内科病院	徳島市安宅2-3-5	医療法人	住友 辰次	088-622-1122		32				32
碩心館病院	小松島市江田町字大江田44の1	医療法人	矢野 勇人	0885-32-3555	60	22				82
第一病院	徳島市新浜本町1-7-10	医療法人	利光 秀文	088-663-1122			308			308
TAOKAこころの医療センター	徳島市城東町2丁目7-9	医療法人	橋本 台	088-622-5556			322			322
たおか内科病院	徳島市城東町2丁目7-61	医療法人	田岡 良章	088-625-2550		30				30
田岡病院	徳島市万代町4丁目2番地2	医療法人	吉岡 一夫	088-622-7788	165	45				210
たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56番地1	医療法人	滝下 佳寛	088-642-5050	60	40				100
玉眞病院	阿南市宝田町荒井20番地	医療法人	神田 光則	0884-23-0551		42				42
那賀町立上那賀病院	那賀郡那賀町小浜137番地の1	市町村	鬼頭 秀樹	0884-66-0211	40					40
つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	市町村	中園 雅彦	0883-64-3145	120					120

医療機関名	所在地	開設区分	医療機関の管理者	電話番号	病 床					
					一般	療養	精神	結核	感染症	計
手束病院	名西郡石井町石井字石井434	医療法人	手束 典子	088-674-0024	40	53				93
寺沢病院	徳島市津田西町1丁目2番30号	医療法人	寺沢 敏秀	088-662-5311	42	46				88
天満病院	徳島市蔵本町1丁目5番地1	医療法人	吉田 健三	088-632-1520	55					55
藤内整形外科病院	三好郡東みよし町中庄1011の3	医療法人	藤内 守	0883-82-3677		50				50
東洋病院	徳島市北島田町1-160-2	医療法人	清水 寛	088-632-7777		50				50
徳島健生病院	徳島市下助任町4-9	生活協同組合	佐々木 清美	088-622-7771	186					186
徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番	地方独立行政法人	邊見 達彦	088-683-0011	307					307
徳島県立海部病院	海部郡牟岐町大字中村字杉谷266	都道府県	浦岡 秀行	0884-72-1166	102		4	4		110
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	都道府県	葉久 貴司	088-631-7151	390		60	5	5	460
徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	都道府県	住友 正幸	0883-72-1131	206			8	6	220
徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34番地	市町村	三宅秀則	088-622-5121	335					335
徳島赤十字ひのみね総合療育センター	小松島市中田町字新開4-1	日本赤十字社	中津 忠則	0885-32-0903	144					144
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	日本赤十字社	後藤哲也	0885-32-2555	405					405
徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50番地の1	国立大学法人	香美 祥二	088-631-3111	643		41	8		692
徳島平成病院	徳島市伊賀町3丁目19-2	医療法人	清水英治	088-623-8611	51					51
徳島ロイヤル病院	小松島市中田町字新開48番地	個人	榎田 勝仁	0885-32-8833	46					46
独立行政法人国立病院機構徳島病院	吉野川市鴨島町敷地1354番地	独立行政法人国立病院機構	西野洋	0883-24-2161	300					300
独立行政法人国立病院機構東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	独立行政法人国立病院機構	木村 秀	088-672-1171	310			20		330
富田病院	海部郡美波町西河内字月輪129-4	医療法人	阿部司郎	0884-77-0368			144			144
永尾病院	美馬郡つるぎ町貞光字大須賀66-2	医療法人	永尾 仁	0883-62-2012		33				33
中洲八木病院	徳島市中洲町1-31	医療法人	日浅 匡彦	088-625-3535		105				105
中瀬病院	徳島市志神町古川字戎子野97-1	医療法人	小島 聖	088-665-0819		45				45
成田病院	美馬市脇町字拝原2576番地	医療法人	藤野 晴彦	0883-52-1258		58				58
鳴門シーガル病院	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井57番地	社会福祉法人	福永 明広	088-688-0011			236			236

医療機関名	所在地	開設区分	医療機関の管理者	電話番号	病 床					
					一般	療養	精神	結核	感染症	計
鳴門山上病院	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂205-29	医療法人	國友 一史	088-687-1234		90				90
南海病院	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂5	医療法人	川端 正義	088-687-0311			301			301
虹の橋病院	徳島市中島田町3丁目60番地1	医療法人	竹内 尚	088-633-0800	30	30				60
博愛記念病院	徳島市勝占町惣田9	医療法人	大串 文隆	088-669-2166	57	153				210
橋本病院	徳島市中常三島町3丁目22-1	医療法人	橋本 拓也	088-626-1567		57				57
八多病院	徳島市八多町小倉76	医療法人	杉本 順子	088-645-2233			221			221
羽ノ浦整形外科内科病院	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生40-11	医療法人	小川 恭弘	0884-44-6111		40				40
浜病院	板野郡藍住町矢上字北分95	医療法人	浜 昭造	088-692-2317		40				40
林病院	徳島市大原町千代ヶ丸山30-20	医療法人	林 健司	088-663-1188		80				80
原田病院	阿南市富岡町あ石14-1	医療法人	原田 晃	0884-22-0990		126				126
眉山病院	徳島市西二軒屋町2-39-2	医療法人	後藤田 康夫	088-625-7665		92				92
日比野病院	徳島市寺島本町東2丁目14	医療法人	日比野 敏行	088-654-5505		42				42
福田整形外科病院	徳島市南内町1丁目34番地	医療法人	福田 精一	088-622-4597		60				60
ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南13 0番地3	医療法人	十亀 徳	0883-52-1095	65					65
北條病院	三好市池田町マチ2526-7	個人	北條 文彦	0883-72-0007		60				60
ほのぼのホスピタル	板野郡松茂町中喜来字群恵216-1	医療法人	鈴木 和人	088-699-5151			216			216
松永病院	徳島市南庄町4丁目63番地1	医療法人	松永 茂樹	088-632-3328		27				27
松村病院	徳島市川内町鶴島162	医療法人	新居 大	088-665-3233		56				56
三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂1883-4	医療法人	田中 勉	0883-82-3700		109				109
水の都記念病院	徳島市北島田町1丁目46番地11	医療法人	佐々木 克哉	088-632-9299	80					80
そよかぜ病院	徳島市名東町2-650-35	医療法人	岡田 健	088-631-5135			252			252
美波町国民健康保険美波病院	海部郡美波町田井105番地1	市町村	本田 壮一	0884-78-1373	50					50
三野田中病院	三好市三野町芝生1242-6	医療法人	田中 健	0883-77-2300	99					99
美摩病院	吉野川市鴨島町上下島497	医療法人	長江 浩朗	0883-24-2957	37	60				97
美馬リハビリテーション病院	美馬市美馬町字沼田75番地	医療法人	谷口 博美	0883-63-2026	60					60

医療機関名	所在地	開設区分	医療機関の管理者	電話番号	病 床				
					一般	療養	精神	結核	感染症
宮本病院	阿南市羽ノ浦町古庄古野神4番地14	医療法人	宮本 英之	0884-44-4343		48			48
三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	市町村	宮田 淳也	0883-77-2323	60				60
森岡病院	徳島市八万町大野5-1	医療法人	森岡 将臣	088-636-3737		52			52
杜のホスピタル	阿南市見能林町築溜1の1	医療法人	高坂要一郎	0884-22-0218			114		114
保岡クリニック論田病院	徳島市論田町大江6番地の1	医療法人	保岡 宏彰	088-663-3111		47			47
ゆうあいホスピタル	三好郡東みよし町中庄728番地1	医療法人	多田 克	0883-82-1100			220		220
芳川病院	板野郡松茂町中喜采字群恵278番地の8	医療法人	芳川 博哉	088-699-5355		40			40
善成病院	徳島市佐古三番町7-3	医療法人	善成 務	088-622-1212		54			54
吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	厚生(医療)農業協同組合連合会	橋本 寛文	0883-26-2222	290				290
吉野川病院	板野郡北島町高房字八丁野西36-13	医療法人	永廣 信治	088-698-6111		115			115
リバーサイドのぞみ病院	徳島市中徳島町2丁目97-1	医療法人	佐々木 奉文	088-611-1701		40			40
リハビリテーション大神子病院	徳島市大原町大神子19	医療法人	吉田 成二	088-662-1014		152			152

9-2 救急病院等一覧表

1 災害拠点病院

(1) 基幹災害拠点病院

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151

(2) 地域災害拠点病院(10箇所)

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	088-683-0011
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	0884-28-7777
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266番地	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

※圏域: 救急医療圏

2 DMAT指定医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院 独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	鳴門市撫養町黒崎字小谷32 板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-683-0011 088-672-1171
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	0884-28-7777
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266番地	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3	0883-52-1095
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131
	三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323

※圏域: 救急医療圏

3 救急告示医療機関

(1) 二次救急医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
	水の都記念病院	徳島市北島田町1丁目46番11	088-632-9299
	手束病院	名西郡石井町石井字石井434	088-674-0024
	松永病院	徳島市南庄町4丁目63-1	088-632-3328
	協立病院	徳島市八万町寺山13-2	088-668-1070
	博愛記念病院	徳島市勝占町惣田9	088-669-2166
	中洲八木病院	徳島市中洲町1丁目31	088-625-3535
	川島病院	徳島市北佐古1番町6-1	088-631-0110
	徳島健生病院	徳島市下助任町4丁目9	088-622-7771
	天満病院	徳島市蔵本町1丁目5-1	088-632-1520
	沖の洲病院	徳島市城東町1丁目8番8号	088-622-7111
	たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56番地1	088-642-5050

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	088-683-0011
	兼松病院	鳴門市撫養町斎田字大堤54	088-685-4537
	小川病院	鳴門市撫養町斎田字北浜99	088-686-2322
	稲次病院	板野郡藍住町笠木字西野50-1	088-692-5757
	独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
	浦田病院	板野郡松茂町広島字南ハリ13	088-699-2921
	きたじま田岡病院	板野郡北島町鯛浜字川久保30-1	088-698-1234
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
	美摩病院	吉野川市鴨島町上下島497	0883-24-2957
	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	0883-36-5151
南部Ⅰ	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	0884-28-7777
	原田病院	阿南市富岡町あ石14-1	0884-22-0990
	国民健康保険勝浦病院	勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑13-2	0885-42-2555
	江藤病院	小松島市大林町字北浦21番地1	0885-37-1559
	羽ノ浦整形外科内科病院	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生40番地の11	0884-44-6111
南部Ⅱ	美波町国民健康保険美波病院	海部郡美波町田井105-1	0884-78-1373
	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266番地	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3	0883-52-1095
	成田病院	美馬市脇町字拝原2576	0883-52-1258
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323
	三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂1883-4	0883-82-3700

(2) 三次救急医療機関(救命救急センター等)

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
全県	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

※圏域: 救急医療圏

9-3 市町村別救急自動車・（患者輸送車）保有状況

(平成26.4.1現在)

市町村	種別	台数	定置場所	所有者	備考	
消 防 機 関	徳島市	救急自動車	徳島市東消防署	徳島市	088-656-1195	
	〃	2	〃 〃 勝占分署		088-669-3700	
	〃	2	〃 〃 川内分署		088-665-4072	
	〃	1	〃 〃 津田出張所		088-663-4233	
	〃	2	〃 西消防署		088-631-0119	
	〃	1	〃 〃 国府出張所		088-642-7077	
	鳴門市	〃	3	鳴門市消防署	鳴門市	088-684-1334
	〃	1	〃 〃 大麻分署	088-689-1098		
	小松島市	〃	2	小松島市消防署	小松島市	08853-3-1200
	阿南市	〃	2	阿南市消防署	阿南市	0884-22-3847
		〃	1	〃 〃 南出張所		0884-27-1574
		〃	1	〃 〃 西出張所		0884-23-1198
	吉野川市	〃	1	徳島中央広域連合東消防署	徳島中央広域連 合	0883-26-1190
		〃	2	〃 西消防署		0883-42-2029
	阿波市	〃	1	〃 中消防署		088-695-2149
	美馬市	〃	4	美馬市消防署	美馬市	0883-52-3025
		〃	1	〃 木屋平出張所		0883-68-2100
		〃	3	美馬西部消防組合消防署	美馬西部消防組 合	0883-63-2214
	つるぎ町	〃	〃 一字出張所	0883-67-2938		
	三好市	〃	1	みよし広域連合池田消防署	みよし広域連合	0883-72-0117
		〃	1	〃 西消防署		0883-86-1119
〃		1	〃 祖谷分署	0883-88-5551		
東みよし町	〃	2	〃 東消防署		0883-79-2195	
石井町	〃	2	名西消防組合石井消防署	名西消防組合	088-674-6788	
神山町	〃	1	〃 神山消防署		088-676-1199	
那賀町	〃	2	那賀町消防署	那賀町	0884-62-1119	
	〃	1	〃 上流出張所	〃	0884-67-0625	
美波町	〃	1	海南消防署 日和佐出張所	海部消防組合	0884-77-0999	
牟岐町	〃	2	〃 牟岐出張所		0884-72-0999	
海陽町	〃	1	海南消防署		0884-73-0999	
北島町	〃	1	板野東部消防組合第1消防署	板野東部消防組 合	088-698-9904	
藍住町	〃	2	〃 第2消防署		088-692-2424	
板野町	〃	2	板野西部消防組合消防署	板野西部消防組合	088-672-0198	
未 常 備	勝浦町	患者輸送車	勝浦町役場	勝浦町	0885-42-2511	
	上勝町	〃	上勝町役場	上勝町	0885-46-0111	
	佐那河内村	〃	(有)佐那河内村観光タクシー	佐那河内村	088-679-2111	
計	救急車	51				
	患者輸送車	3				

9-4 特定施設に係る医療機関一覧表

1 透析施設

施設名	住所	電話
住友内科病院	徳島市安宅2丁目3-5	088-622-1122
沖の洲病院	徳島市城東町1丁目8-8	088-622-7111
田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
赤沢医院	徳島市川内町沖島68-1	088-665-3091
徳島市民病院	徳島市北常三島2丁目34	088-622-5121
徳島健生病院	徳島市下助任町4丁目9-1	088-622-7771
川島病院	徳島市北佐古一番町1-39	088-631-0110
川島透析クリニック	徳島市北佐古一番町6-1	088-634-0200
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
小倉診療所	徳島市蔵本町2-27	088-632-1151
徳島大学病院	徳島市蔵本町3丁目18-15	088-633-7184
たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56-1	088-642-5050
亀井病院	徳島市八万町寺山231	088-668-1177
協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070
藍住 たまき青空クリニック	板野郡藍住町住吉字千鳥ヶ浜110-5	088-678-7727
鳴門川島クリニック	鳴門市大津町段関字西68-5	088-683-0810
徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	088-683-0011
岩朝病院	鳴門市撫養町立岩字元地280	088-685-8855
小川病院	鳴門市撫養町斎田字北浜99	088-686-2322
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
ライフクリニック	小松島市赤石町14-27	0885-37-1811
小松島金磯病院	小松島市金磯町10-19	0885-33-1211
阿南医療センター	阿南市宝田町川原6-1	0884-28-7777
阿南川島クリニック	阿南市羽ノ浦町岩脇神代地80-1	0884-44-6556
玉真病院	阿南市宝田町荒井20	0884-23-0551
お山のクリニック	那賀郡那賀町大久保字大西3-2	0884-62-1030
牟岐診療所	海部郡牟岐町大字中村字山田25-1	0884-72-2856
海へのクリニック	海部郡美波町奥河内字井ノ上13-2	0884-70-5885
独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
小松泌尿器科	板野郡藍住町東中富字拙傍示15-1	088-692-1277
矢野医院	板野郡藍住町矢上字西160-102	088-692-4411
藍住川島クリニック	板野郡藍住町徳名字前須西98-11	088-692-0110
浦田病院	板野郡松茂町広島字美波ハリ13	088-699-2921
中山医院	阿波市吉野町柿原ノ夕原42	088-696-4662
阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	0883-36-5151
吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
鴨島川島クリニック	吉野川市鴨島町飯尾字福井396-3	0883-24-8551
つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
脇町川島クリニック	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南39-2	0883-55-0110
三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂1883-4	0883-82-3700
三木医院	三好市三野町芝生1027	0883-77-3900
徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

2 ペースメーカー施設(体外ペースメーカーを実施する施設)

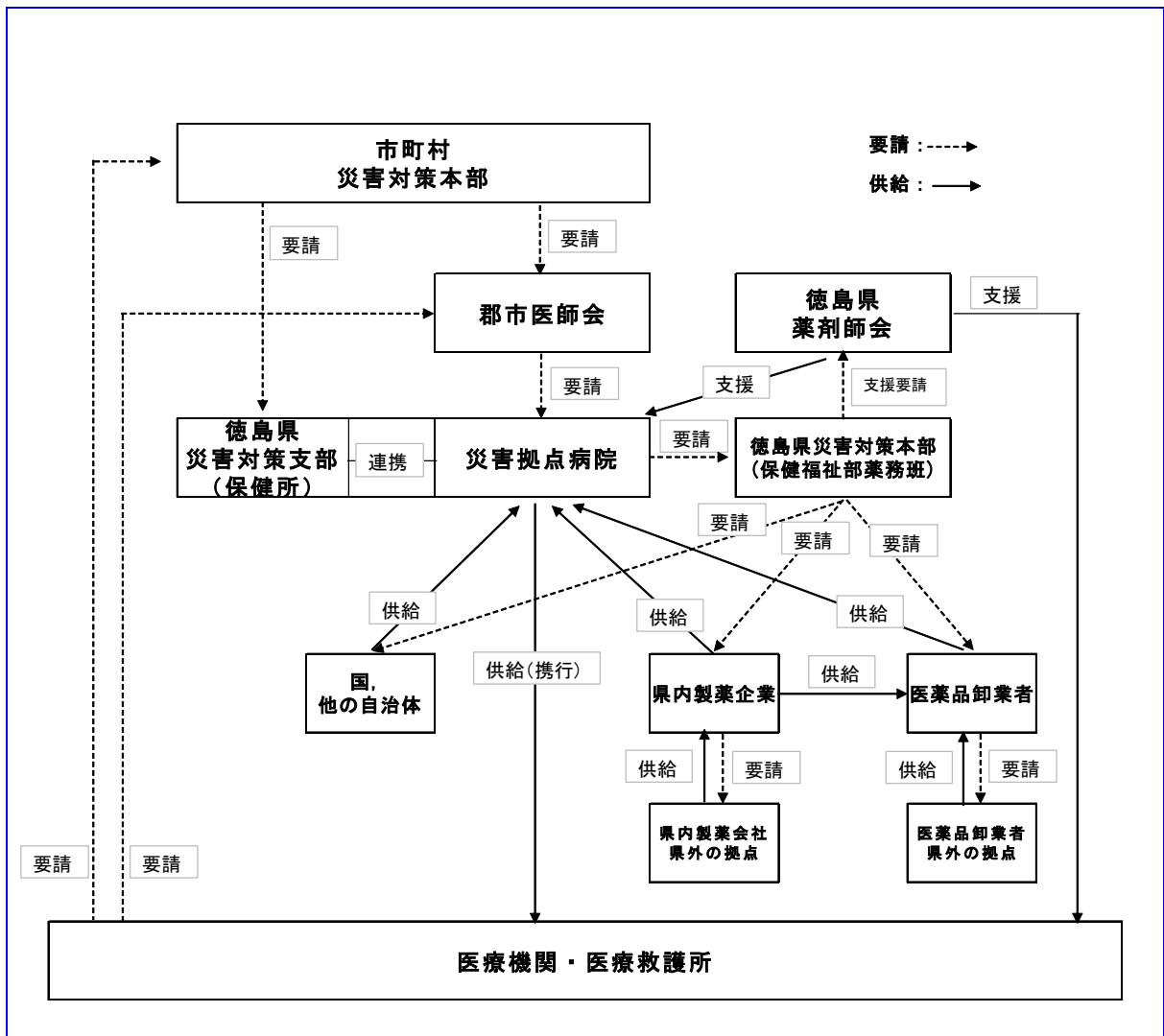
医療機関名	所在地	電話番号
徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555

9-5 県備蓄医薬品等供給体制図

県内の医薬品卸売販売業者の基本的な機能・ネットワークが維持されなくなった場合、原則として発災後72時間は、県の統制の下、各圏域の災害拠点病院等に供給を行う。

なお、この機能・ネットワークが回復した場合は、速やかに各医療機関から医薬品卸売販売業者への発注を再開する。

県内で調達が困難な場合は、厚生労働省及び他の都道府県に医薬品等の供給を要請する。



9-6 県備蓄医薬品等の備蓄場所一覧

1. 医薬品

	備蓄場所	所在地	電話番号
1	(株)アスティス 徳島営業部	徳島市川内町平石夷野 224-30	088-666-0600
2	四国アルフレッサ(株) 徳島営業部	徳島市川内町平石夷野 224-29	088-665-3111
3	(株)よんやく 徳島営業部	板野郡北島町鯛浜字中須 4-2	088-697-0222
4	(株)幸耀 徳島営業部	徳島市川内町加賀須野 463-23	088-665-3131
5	四国アルフレッサ(株) 徳島第一支店徳島西部出張所	美馬郡つるぎ町貞光字小山北 89-6	0883-63-6111
6	(株)よんやく 徳島西部支店	美馬市美馬町字養泉 14-1	0883-55-2166
7	県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266	0884-72-1166
8	海陽町立海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷 16-1	0884-73-1355
9	美波町国民健康保険美波病院	海部郡美波町田井105-1	0884-73-1373
10	県立中央病院	徳島市蔵本1丁目 10-3	088-631-7151
11	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	088-683-0011
12	県立三好病院	三好市池田町シマ 815-2	0883-72-1131
13	徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-1	088-631-3111
14	徳島市民病院	徳島市北常三島町2-34	088-622-5121
15	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田中藪 234-1	0883-64-3145
16	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知 恵島120	0883-26-2222
17	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	0884-28-7777

2. 防疫用薬剤、衛生材料

	備蓄場所	所在地	電話番号
1	東部保健福祉局(徳島保健所)	徳島市新蔵町3丁目 80	088-652-5151
2	鳴門総合サービスセンター	鳴門市撫養町立岩七枚128	088-685-3141
3	小松島県民サービスセンター	小松島市堀川町 1-27	0885-32-2135
4	南部総合県民局阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46	0884-24-4152
5	南部総合県民局(阿南保健所)	阿南市領家町野神 319	0884-22-0072
6	南部総合県民局(美波保健所)	海部郡美波町奥河内字弁財天 17-1	0884-74-7343
7	東部保健福祉局(吉野川保健所)	吉野川市鴨島町鴨島 106-2	0883-24-1114
8	西部総合県民局(美馬保健所)	美馬市穴吹町穴吹字明連23	0883-52-1017
9	西部総合県民局(三好保健所)	三好市池田町マチ 2542-4	0883-72-1122
10	薬学会館	徳島市中洲町1丁目58	088-655-1100

9-6 備蓄場所ごとの県備蓄医薬品等の品目及び数量

①〈保管場所〉 (株) よんやく 徳島営業部 板野郡北島町鯛浜字中須4番地2 TEL088-697-0222

令和2年3月31日現在

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量
注射薬	抗生物質製剤	ファーストシン静注用 1g	武田	10瓶	15
	抗生物質製剤	エクサシン注射液 200	旭化成	2ml×10管	4
	抗生物質製剤	スルペラゾン静注用 1g	ファイザー	10瓶	4
	抗生物質製剤	セファゾリンNa点滴静注用 1g バッグ	大塚	「オーツカ」1gキット×10	2
	鎮痛剤	レペタン注 0.2mg	大塚	1ml×10管	1
	止血剤	アドナ注(静脈用) 100mg	田辺三菱	20ml×50管	1
	強心剤	ネオフィリン注 250mg	エーザイ	10ml×10管	1
	ホルモン剤	サクシゾン静注用 500mg	武田	5瓶	3
	ホルモン剤	ソル・メドロール静注用 40mg	ファイザー	5瓶	2
	局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ 0.5%	アズノジャパン	10ml×10管	3
	昇圧剤	アドレナリン注0.1%シリンジ「テルモ」	テルモ	PF-01AD 1ml×10	2
	昇圧剤	ノルアドリナリン注 1mg	第一三共	1ml×10管	7
	輸液製剤	ヴィーンD輸液(FC)	扶桑薬品	500ml×20瓶	1
	輸液製剤	ソリターT3号輸液	陽進堂	200ml×20	2
	輸液製剤	ソリターT3号輸液	陽進堂	500ml×20	4
	輸液製剤	ラクテックG輸液 ソフトBAG	大塚	500ml×20	0
	輸液製剤	大塚糖液 5% ツイスト	大塚	20ml×50	1
	輸液製剤	大塚糖液 5% BAG	大塚	500ml×20	0
	輸液製剤	大塚糖液 20% ツイスト	大塚	20ml×50	1
	輸液製剤	大塚糖液 50% BAG	大塚	200ml×20	2
	輸液製剤	ポタコールR輸液 ソフトBAG	大塚	500ml×20	3
	輸液製剤	大塚生食注 ツイスト	大塚	20ml×50管	1
	輸液製剤	大塚生食注 BAG	大塚	500ml×20	1
	解熱鎮痛剤	メチロン注 25%	第一三共	2ml×50管	1
	抗ヒスタミン剤	ポララミン注 5mg	高田製薬	1ml×50管	1
	利尿剤	ラシックス注 20mg	日医工	2ml×50管	1
	解毒剤	メイロン静注 7%(局方)	大塚	20ml×50管	1
	抗てんかん剤	フェノバル注射液 100mg	第一三共	1ml×10管	1
	精神神経用剤	セルシン注射液 10mg	武田	2ml×10管	6
	冠動脈拡張剤	ニトロール注 5mg	エーザイ	10ml×10管	1
	不整脈剤	リドカイン静注用2%シリンジ「テルモ」	テルモ	PFN05LD2 5ml×10	1
内服薬	抗生物質製剤	トミロン錠 100	大正富山	H 100錠	30
	抗生物質製剤	ジョサマイシン錠 200mg	LTLファーマ	H 100錠	7
	抗菌剤	オゼックス錠 150	大正富山	H 100錠	10
	解熱鎮痛消炎剤	ボルタレン錠 25mg	ノバルティス	H 100錠	30
	精神安定剤	デバス錠 0.5mg	田辺三菱	H 500錠	1
	精神神経用剤	メンドンカプセル 7.5mg	アボットJ	H 100cp	1
	総合感冒剤	ピーエイ配合錠	田辺三菱	H 1000錠	1
	鎮咳薬	ライトゲン配合シロップ	帝人ファーマ	500ml	3
	消化器官用剤	プリンペラン錠 5	アステラス	H 100錠	7
	止しゃ剤・整腸剤	ロベミンカプセル 1mg	ヤンセンファーマ	H 100cp	6
	利尿剤	ラシックス錠 20mg	日医工	H 100錠	3
	下剤	プルゼニド錠 12mg	田辺三菱	H 1000錠	3
	血管拡張剤	フランドル錠 20mg	アステラス	H 100錠	6
	不整脈剤	インデラル錠 10mg	アストラゼネカ	H 100錠	8
	ビタミン剤	25mgアリナミンF糖衣錠	武田	H 1000錠	1
	鎮けい剤	ダイピン錠 1mg	第一三共	H 100錠	3
	降圧剤	アムロジンOD錠 5mg	大日本	H 700錠	9
	降圧剤	ディオバン錠 80mg	ノバルティス	H 140錠	9
	降圧剤	タナトリル錠 5mg	田辺三菱	H 100錠	4
	糖尿病用剤	ダオニール錠 2.5mg	サノフィ・アベンティス	H 100錠	5
	糖尿病用剤	ベイスンOD錠 0.2	武田	H 500錠	16
	糖尿病用剤	ジャヌビア錠 50mg (割線錠)	MSD	H 100錠	4
	糖尿病用剤	グルファスト錠 10mg	キッセイ	H 100錠	3
	抗血栓剤	バイアスピリン錠 100mg	バイエル	H 500錠	1
	抗血栓剤	パナルジン錠 100mg	サノフィ・アベンティス	H 100錠	4
	抗血栓剤	プラビックス錠 75mg	サノフィ・アベンティス	H 140錠	2
	抗凝固剤	プラザキサカプセル 75mg	ペーリカール	H 112cp	3
	喘息・気管支拡張剤	シングレア錠 10mg	MSD	H 100錠	1
	喘息・気管支拡張剤	テオドール錠 100mg	田辺三菱	H 100錠	2

	抗アレルギー剤	アレグラ錠 60mg	サノフィ・アベンティス	H 100錠	2
	消化性潰瘍治療剤	タケプロンOD錠 30mg	武田	H 100錠	16
	腸疾患治療剤	ビオフェルミンR錠	武田	H 500錠	7
	腸疾患治療薬	ミヤBM錠	ミナリヤ	H 1000錠	1
	心疾患用剤(血管拡張)	ニトロペン舌下錠 0.3mg	日本化薬	H 100錠	1
	去痰剤	ムコダイン錠 500mg	杏林製薬	H 630錠	1
	鎮痛薬	トラベルミン配合錠	エーザイ	H 100錠	1
	抗てんかん剤	デバケンR錠200mg	協和発酵キリン	H 100錠	6
	解熱鎮痛剤	カロナール錠 200mg	あゆみ製薬	H 100錠	1
外用剤他	殺菌・消毒剤	5%フェルマジン液	シオエ	500ml	15
	殺菌・消毒剤	オキシドール (シオエ)	シオエ	500ml	7
	殺菌・消毒剤	ポビドンヨード消毒用液10%「NP」	ニプロファーマ	250ml	7
	殺菌・消毒剤	消毒用エタノール (シオエ)	シオエ	500ml	60
	外用軟膏剤	ゲンタシン軟膏 0.1%	MSD	10g×10	7
	抗生物質軟膏	リンデロン-VG軟膏 0.12%	塩野義	5g×10	5
	シップ剤	MS冷シップ「タイホウ」	大鵬薬品工業	20g×5×100袋	1
	心疾患用剤(血管拡張)	フランドルテープ 40mg	アステラス	100枚	3
	喘息・気管支拡張	メブチンエア-10μg吸入100回	大塚製薬	5ml×10	7
	喘息・気管支拡張	アドエア100デイスカス28吸入用	ゲラクソミスクライン	28ブリスター×1	10
	気管支拡張貼付剤	ホクナリンテープ 2mg	マイレンEPD	70枚	12
	気管支拡張貼付剤	ホクナリンテープ 0.5mg	マイレンEPD	70枚	1
	含嗽剤	イソジンガーグル液 7%	塩野義	30ml×50	5
	目薬	人工涙液マイティア点眼液	武田	5ml×50	10
	抗インフルエンザ薬	リレンザ [®] 5mg	GSK	4ブリスター×5、吸入器×1	48
	表面局所麻酔剤	キシロカインポンプスプレー8%	アスペンジャパン	80g	3
	坐剤	ダイアアップ坐剤4	高田製薬	50個	1
	坐剤	ダイアアップ坐剤6	高田製薬	50個	1
	坐剤	ナウゼリン坐剤 10	協和発酵キリン	20個	2
	坐剤	ナウゼリン坐剤 30	協和発酵キリン	20個	2
	シリンジ	輸液セット TI-U200L07	テルモ	TI-U200L07 50本	7
	輸液セット	テルフェュージョン輸液セット	テルモ	TI-U250P 50入	4
	シリンジ	シリンジ 針なしSS20ESZ	テルモ	20×50P	4
	シリンジ	シリンジ 針なしSS10ESZ	テルモ	10×100P	1
	シリンジ	シリンジ 針なしSS-05SZ	テルモ	5ml×100P	1
	シリンジ	デイスボ針SB 22G×1.1/4	テルモ	NN-2232S 100P	2

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量	
注射薬	抗生物質製剤	ファーストシン静注用 1g	武田	10瓶	5	
	利尿剤	ラシックス注 20mg	日医工	2ml×50管	1	
	ホルモン剤	サクシゾン静注用 500mg	武田	5瓶	1	
	止血剤	アドナ注(静脈用) 100mg	田辺三菱	20ml×50管	1	
	抗生物質製剤	エクサシン注射液 200	旭化成	2ml×10管	2	
	解熱鎮痛剤	メチロン注 25%	第一三共	2ml×50管	1	
	昇圧剤	ノルアドリナリン注 1mg	第一三共	1ml×10管	3	
	抗ヒスタミン剤	ポララミン注 5mg	高田製薬	1ml×50管	1	
	強心剤	ネオフィリン注 250mg	エーザイ	10ml×10管	1	
	抗てんかん剤	フェノバル注射液 100mg	第一三共	1ml×10管	1	
	鎮痛剤	レベタン注 0.2mg	大塚	1ml×10管	1	
	解毒剤	メイロン静注 7%(局方)	大塚	20ml×50管	1	
	局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ 0.5%	アパシヤン	10ml×10管	1	
	輸液製剤	大塚生食注 ツイスト	大塚	20ml×50管	1	
	輸液製剤	大塚糖液 50% BAG	大塚	200ml×20	1	
	輸液製剤	大塚糖液 5% ツイスト	大塚	20ml×50	1	
	輸液製剤	大塚糖液 5% BAG	大塚	500ml×20	1	
	輸液製剤	ソリターT3号輸液	陽進堂	200ml×20	1	
	輸液製剤	ソリターT3号輸液	陽進堂	500ml×20	1	
	輸液製剤	大塚生食注 BAG	大塚	500ml×20	1	
	輸液製剤	ポタコールR輸液 ソフトBAG	大塚	500ml×20	1	
	輸液製剤	大塚糖液 20% ツイスト	大塚	20ml×50	1	
	輸液製剤	ラクテックG輸液 ソフトBAG	大塚	500ml×20	1	
	内服薬	ビタミン剤	25mgアリナミンF糖衣錠	武田	H 1000錠	1
		解熱鎮痛消炎剤	ボルタレン錠 25mg	ノバルティス	H 100錠	10
		下剤	プルゼニド錠 12mg	田辺三菱	H 1000錠	1
		抗生物質製剤	トミロン錠 100	大正富山	H 100錠	10
		抗菌剤	オゼックス錠 150	大正富山	H 100錠	5
		不整脈剤	インデラル錠 10mg	アストラゼネカ	H 100錠	4
		利尿剤	ラシックス錠 20mg	日医工	H 100錠	1
		止しゃ剤・整腸剤	ロペミンカプセル 1mg	ヤンセンファーマ	H 100cp	2
		精神神経用剤	メンドンカプセル 7.5mg	アボットJ	H 100cp	1
		血管拡張剤	フランドル錠 20mg	アステラス	H 100錠	2
抗生物質製剤		ジョンサマイシン錠 200mg	LTLファーマ	H 100錠	3	
消化器官用剤		プリンペラン錠 5	アステラス	H 100錠	3	
総合感冒剤		ピーエイ配合錠	田辺三菱	H 1000錠	1	
鎮けい剤		ダイピン錠 1mg	第一三共	H 100錠	1	
鎮咳・去たん剤		ライトゲン配合シロップ	帝人ファーマ	500ml	1	
外用剤他		目薬	人工涙液マイティア点眼液	武田	5ml×50	4
		殺菌・消毒剤	ポビドンヨード消毒用液10%「NP」	ニプロファーマ	250ml	3
	含嗽剤	イソジンガーグル液 7%	塩野義	30ml×50	2	
	外用軟膏剤	ゲンタシン軟膏 0.1%	MSD	10g×10	3	
	殺菌・消毒剤	消毒用エタノール(シオエ)	シオエ	500ml	20	
	殺菌・消毒剤	オキシドール(シオエ)	シオエ	500ml	3	
	殺菌・消毒剤	5%フェルマジン液	シオエ	500ml	5	
	シリンジ	シリンジ 針なしSS20ESZ	テルモ	20×50P	2	
	シリンジ	ディスポ針SB 22G×1.1/4	テルモ	NN-2232S 100P	1	
	輸液セット	テルフェュージョン輸液セット	TI-U250P	TI-U250P 50入	2	
	シップ剤	MS冷シップ「タイホウ」	大鵬薬品工業	20g×5×100袋	1	

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量
注射薬	抗生物質製剤	モダシン静注用 1G	GSK	1G×10V	36
	抗生物質製剤	パニマイシン注射液 100MG	Meiji	10A	8
	鎮痛剤	レパタン注 0.2MG	大塚製薬	1ML×10A	3
	止血剤	アドナ注(静脈用)	ニプロES	100MG 20×50A	2
	止血剤	トランサミン注 5%	第一三共	5ML×10A	12
	強心剤	ジプロピリン注300+エーザイ	エーザイ	15% 2MLX10A	5
	強心剤	ネオフィリン 250MG	エーザイ	10MLX10A	2
	ホルモン剤	ソル・コーテフ500MG	ファイザー	5V	7
	局所麻酔剤	キシロカイン ポリアンプ	アスパン	1% 10ML×10A	7
	昇圧剤	ボスミン注 1MG 0.1%	第一三共	1ML×20A	4
	昇圧剤	ノルアドリナリン注 1MG	アルルツ	0.1% 1MLX10A	10
	輸液製剤	KN3号輸液	大塚製薬	200ML×20	5
	輸液製剤	KN3号輸液	大塚製薬	500ML×20	3
	輸液製剤	ラクテックG輸液	大塚製薬	500ML×20	2
	輸液製剤	大塚糖液 5%	大塚製薬	20ML×50A	3
	輸液製剤	大塚糖液 20%	大塚製薬	20ML×50A	3
	輸液製剤	大塚糖液 50%	大塚製薬	200ML×20	5
	輸液製剤	ポタコールR 輸液	大塚製薬	500ML×20	8
	輸液製剤	大塚生食注	大塚製薬	20ML×50A	3
	解熱鎮痛剤	アセロ静注液1000+ハック	テルモ	AL-B10020A1 100MLX20	2
	抗ヒスタミン剤	ヒベルナ注 2.5MG	田辺三菱	2.5% 1ML×50A	1
	抗ヒスタミン剤	ホラシ注5+	高田製薬	5+ 1MLX10A	5
	利尿剤	ラシックス注 20MG	日医工	2ML×50A	2
	解毒剤	メイロン 静注 7%	大塚製薬	20ML×50A	2
	抗てんかん剤	フェノバル 100MG	第一三共	1ML×10A	2
内服薬	抗生物質製剤	トミロン錠 100MG	富士富山化学	P100T	1
	抗生物質製剤	トミロン錠 100MG	富士富山化学	P500T	14
	抗生物質製剤	クラリス錠 200	大正製薬	500T	1
	抗菌剤	レボフロキサシン500MGDSEP	第一三共	500MG P100T	10
	抗菌剤	クラビット錠 500MG	第一三共	100T	3
	解熱鎮痛消炎剤	ロキソニン錠 60MG	第一三共	1000T	3
	解熱鎮痛消炎剤	ペオン錠80	ゼリア新薬	80+ PTP 1000T	1
	精神神経用剤	エリスパン錠 0.25MG	大日本住友	100T	1
	精神神経用剤	セレナール錠	アルルツ	10MG 100T	2
	総合感冒剤	ピーエイ錠	ニプロES	1000T	2
	解熱・鎮痛	カロナール細粒 20%	あゆみ製薬	100G	10
	去痰剤	ムコダイン錠500MG	杏林製薬	630T	1
	消化器官用剤	メトクロプラミド錠 5MG 効効	高田製薬	5+ PTP 100T	10
	消化器官用剤	プリンペラン錠 5MG	日医工	5+ PTP 100T	5
	鎮けい剤	ブスコパン錠 10MG	サノイ	10MG 100T	3
	鎮けい剤	ブチルスコポラミン臭化物錠ツルハラ	日医工	10MG 100T	10
	止しゃ剤・整腸剤	キョウベリン錠 100	日本化薬	100T	7
	止しゃ剤・整腸剤	ペラミド塩酸塩カプセル1+	沢井製薬	「サノイ」 PTP 100CAP	4
	利尿剤	ラシックス錠 20MG	日医工	100T	5
	下剤	プルゼニド錠 12MG	田辺三菱	1000T	1
	下剤	センノシド錠12MG「ファイザー」	ファイザー	1000T	1
	血管拡張剤	ニトロールR カプセル 20MG	エーザイ	100P	11
	不整脈剤	インデラル錠 10MG	アストラ・ゼネコ	100T	13
	ビタミン剤	フルルファミン錠25+「トワ」	東和薬品	25+ PTP 100T	20
外用薬	殺菌・消毒剤	ヒビテン液 5%	大日本住友	500ML	16
	殺菌・消毒剤	5%グルコン酸クロルヘキシジン	日医工	500ML	20
	殺菌・消毒剤	オキシドール	山善製薬	500ML	8
	殺菌・消毒剤	オキシドール	ファイト	500ML	10
	殺菌・消毒剤	イソジン液 10%	塩野義	250ML	8
	殺菌・消毒剤	ポビドンヨード外用液10%「マイテ」	ファイザー	250ML	10
	殺菌・消毒剤	消毒用エタノール ポリ	山善製薬	500ML	70
	殺菌・消毒剤	消毒用エタノール	ファイト	500ML	60
	外用軟膏剤	ゲンタシン軟膏 0.1%	高田製薬	10G×10	15
	シッフ剤	MS冷シッフ「タイホウ」	三笠製薬	10KG	2
	含嗽剤	イソジンガーグル液 7%	塩野義	30ML×50	6
	目薬	クラビット 点眼液 0.5%	参天製薬	5ML×50	8
	口内炎	アフタゾロン口腔内軟膏0.1%	あゆみ製薬	5G×10	2
	輸液セット	輸液セット TI-U250P07	テルモ	50入り	11
	シリンジ	シリンジ G 20ML	JMS	22G 11/4 50入	11

	シリンジ	シリンジ 1ML 針なし SS01T	テルモ	100本入り	1
<慢性疾患>					
	降圧剤	アムロジンOD錠 5MG	大日本住友	700T	12
	降圧剤	ディオバン錠80MG	ハルビス	140T	8
	降圧剤	タナトリル錠5MG	田辺三菱	100T	7
	糖尿病用剤	ダオニール錠2.5MG	サノイ	100T	5
	糖尿病用剤	ジャヌビア錠50MG	MSD	100T	4
	糖尿病用剤	グルファスト錠10MG	キッセイ	100T	7
	心疾患用剤(血管拡張)	フランドルテープ 40	アステラス	100枚	1
	心疾患用剤(血管拡張)	ニトロペン舌下錠 0.3MG	日本化薬	100T	3
	抗血栓剤	バイアスピリン錠	バイエル	500T	1
	抗血栓剤	パナルジン錠	サノイ	100T	6
	抗血栓剤	プラビックス錠75MG	サノイ	140T	2
	抗凝固剤	プラザキサカプセル75MG	ベーリンガ	112CP	4
	喘息・気管支拡張	メプチンエアー10UG	大塚製薬	5ML×10	2
	喘息・気管支拡張	シングレア錠10MG	MSD	100T	1
	喘息・気管支拡張	テオドール錠100MG	田辺三菱	100T	3
	喘息・気管支拡張	アドエア100ディスカス	GSK	28B×1キット	10
	喘息・気管支拡張	ホクナリンテープ2MG	マイヅエPD	70枚	2
	抗てんかん剤	デパケンR錠200	協和キリン	100T	6
	抗アレルギー剤	アレグラ錠60MG	サノイ	100T	2

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量	
注射薬	抗生物質製剤	パニマイシン注射液100mg	Meiji Seika ファルコ	10管	3	
	解熱鎮痛消炎剤	ソセゴン注射液30mg	丸石製薬	1mL×10管	1	
	止血剤	トランサミン注5%	第一三共	5mL×50管	3	
	強心剤	ネオフィリン注250mg	エーザイ	10mL×10管	1	
	副腎ホルモン剤	ヒドロコルチゾンリン酸エステルNa静注液100mg「AFP」	アルフレッサファーマ	2mL×10管	7	
	局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ1%	アスペンジャパン	10mL×10管	2	
	昇圧剤	ノルアドリナリン注1mg	アルフレッサファーマ	1mL×10管	5	
	輸液製剤	ユエキンキープ輸液	光	200ml×20袋	2	
	輸液製剤	ソルデム3A輸液	テルモ	500ml×20袋	1	
	輸液製剤	光糖液5% (ブドウ糖)	光	100mL×10瓶	5	
	輸液製剤	ハルトマン輸液pH8「NP」	ニプロ	500ml×20袋	3	
	輸液製剤	生理食塩液「マイラン」	ファイザー	100mL1瓶×10瓶(プラスチックボトル)	6	
	輸液製剤	生理食塩液「ヒカリ」	光	500ml×20瓶	1	
	解熱剤	スルピリン注射液250mg「日医工」	日医工	1mL×50管	1	
	抗ヒスタミン剤	ポララミン注5mg	高田製薬	1mL×50管	1	
	利尿剤	ラシックス注20mg	日医工	2mL×50管	1	
	解毒剤	メイロン静注7% プラ	大塚製薬	20mL×50管	1	
	鎮静・抗けいれん剤	フェノバル注射液100mg	第一三共	1mL×10管	1	
	内服薬	抗生物質製剤	セフゾンカプセル100mg	LTLファーマ	100 P	20
		合成抗菌剤	クラビット錠500mg	第一三共	50 T	4
解熱鎮痛消炎剤		ロキソニン錠60mg	第一三共	100 T	20	
精神神経用剤		メイラックス錠1mg	Meiji Seika ファルコ	100 T	1	
鎮咳・鎮痛・解熱剤		カフコデN配合錠	ファイザー	1000 T	1	
鎮咳・鎮痛・解熱剤		カフコデN配合錠	ファイザー	100 T	2	
解熱鎮痛消炎剤		カロナール細粒20%	あゆみ	100g	6	
消化器用剤		プリンペラン錠5	日医工	500 T	1	
鎮けい剤		コリオパン錠10mg	エーザイ	100 T	2	
止しゃ剤		ロベミンカプセル1mg	ヤンセン	100 P	4	
利尿剤		ラシックス錠20mg	日医工	100 T	2	
下剤		プルゼニド錠12mg	田辺三菱	1000 T	1	
血管拡張剤		ニトロールRカプセル20mg	エーザイ	100 P	4	
血管拡張剤		アムロジンOD錠5mg	大日本住友	700 T	8	
血管拡張剤		ニトロペン舌下錠0.3mg	日本化薬	100 T	1	
不整脈用剤		リスモダンカプセル100mg	サノフィ	100 P	1	
ビタミン剤		ビタメジン配合カプセルB25	第一三共	1000 P	1	
血圧降下剤		ディオバン錠80mg	ノバルティス	140 T	11	
血圧降下剤		タナトリル錠5	田辺三菱	100 T	4	
糖尿病用剤		ダオニール錠2.5mg	サノフィ	100 T	7	
糖尿病用剤		ジャヌビア錠50mg	MSD	100 T	4	
糖尿病用剤		グルファスト錠10mg	キッセイ	100 T	3	
内服薬		抗血小板剤	バイアスピリン錠100mg	バイエル	500 T	1
		抗血小板剤	パナルジン錠100mg	サノフィ	100 T	5
		抗血小板剤	プラビックス錠75mg	サノフィ	140 T	2
		抗凝固薬	ブラザキサカプセル75mg	日本ベーリンガー	112 P	2
		アレルギー用薬	シングレア錠10mg	MSD	100 T	1
	アレルギー用薬	アレグラ錠60mg	サノフィ	100 T	5	
	気管支拡張剤	テオドール錠100mg	田辺三菱	100 T	2	
	抗てんかん剤	デパケンR錠200mg	協和発酵キリン	100 T	5	
	去たん剤	ムコダイン錠500mg	杏林	630 T	3	
	鎮量剤	トラベルミン配合錠	エーザイ	100 T	2	
	消化性潰瘍用剤	ムコスタ錠100mg	大塚	1050T	1	
	不整脈用剤	メインテート錠2.5mg	田辺三菱	100T	5	
	催眠鎮静剤	マイスリー錠5mg	アステラス	700T	1	
	外用薬等	殺菌消毒剤	ステリクロン液5	健栄	500ml	10
		殺菌消毒剤	オキシドール「ケンエー」	健栄	500ml	5
		殺菌消毒剤	イソジン液10%	塩野義	250ml	5
		殺菌消毒剤	消毒用エタノール「ケンエー」	健栄	500ml	40
		外用抗菌薬	フシジンレオ軟膏2%	第一三共	10g×10本	5
		パップ剤	MS冷シップ「タイホウ」	大鵬薬品工業	(20g×5枚)×100	1
含嗽剤		イソジンガーグル液7%	塩野義	30ml×50本	4	
眼科用剤		サンコバ点眼液0.02%	参天	5ml×10本	5	
眼科用剤		ラクリミン点眼液0.05%	参天	5ml×10本	1	
輸液セット		輸液セット	ニプロ	ISA-100A21Z 50入	3	
シリンジ		シリンジ DS	ニプロ	20mL 22GX1 1/4R50個	3	

血管拡張剤	フレンドルテープ40mg	アステラス	100枚	1
気管支拡張剤	メブチンエア-10 μ g吸入100回	大塚	5ml \times 10本	2
気管支拡張剤	ホクナリンテープ2mg	マイランEPD	70枚	3
呼吸器用薬	アドエア100ディスカス28吸入用	グラクソ・スミスクライン	28 \times リスター \times 1	10
呼吸器用薬	シムビコートタービューヘイラー60吸入	アストラゼネカ	60吸入1キット	50
口腔粘膜用剤	アフタゾロン口腔用軟膏0.1%	あゆみ	5g \times 10	1

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量	
注射薬	抗生物質製剤	セフメタゾン静注用1g	アルフレッサファー	1g×10瓶	10	
	抗生物質製剤	パニマイシン注射液100mg	Meiji Seika ファル	10管	3	
	解熱鎮痛消炎剤	ソセゴン注射液30mg	丸石製薬	1mL×10管	1	
	止血剤	トランサミン注5%	第一三共	5mL×50管	3	
	強心剤	ネオフィリン注250mg	エーザイ	10mL×10管	1	
	副腎ホルモン剤	ヒドロコルチゾンリン酸エステルNa静注液100mg「AFP」	アルフレッサファー	2mL×10管	7	
	局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンブ1%	アスペンジャパン	10mL×10管	2	
	昇圧剤	ノルアドリナリン注1mg	アルフレッサファー	1mL×10管	5	
	輸液製剤	ユエキンキープ輸液	光	200ml×20袋	2	
	輸液製剤	グリアセト35注	共和クリティケア	500ml×20瓶	3	
	輸液製剤	ヴィーンD輸液	扶桑	500ml×20瓶	1	
	輸液製剤	光糖液5%（ブドウ糖）	光	100mL×10瓶	5	
	輸液製剤	ハルトマン輸液pH8「NP」	ニプロ	500ml×20袋	3	
	輸液製剤	生理食塩液「マイラン」	ファイザー	100mL1瓶×10瓶（プラスチックボトル）	6	
	輸液製剤	生理食塩液「ヒカリ」	光	500ml×20瓶	1	
	解熱剤	スルピリン注射液250mg「日医工」	日医工	1mL×50管	1	
	抗ヒスタミン剤	ポララミン注5mg	高田製薬	1mL×50管	1	
	利尿剤	ラシックス注20mg	日医工	2mL×50管	1	
	解毒剤	メイロン静注7% プラ	大塚製薬	20mL×50管	1	
	鎮静・抗けいれん剤	フェノバル注射液100mg	第一三共	1mL×10管	1	
	内服薬	抗生物質製剤	セフゾンカプセル100mg	LTLファーマ	100 P	20
		合成抗菌剤	クラビット錠500mg	第一三共	50 T	4
		解熱鎮痛消炎剤	ロキソニン錠60mg	第一三共	100 T	20
精神神経用剤		メイラックス錠1mg	Meiji Seika ファル	100 T	1	
鎮咳・鎮痛・解熱剤		カフコデN配合錠	ファイザー	1000 T	1	
鎮咳・鎮痛・解熱剤		カフコデN配合錠	ファイザー	100 T	2	
解熱鎮痛消炎剤		カロナール細粒20%	あゆみ製薬	100g	6	
消化器官用剤		プリンペラン錠5	日医工	500 T	1	
鎮けい剤		コリオパン錠10mg	エーザイ	100 T	2	
止しゃ剤		ロペミンカプセル1mg	ヤンセン	100 P	4	
利尿剤		ラシックス錠20mg	日医工	100 T	2	
下剤		プルゼニド錠12mg	田辺三菱	1000 T	1	
血管拡張剤		ニトロールRカプセル20mg	エーザイ	100 P	4	
不整脈用剤		リスモダンカプセル100mg	サノフィ	100 P	1	
ビタミン剤		ビタメジン配合カプセルB25	第一三共	1000 P	1	
外用薬等		殺菌消毒剤	ステリクロン液5	健栄	500ml	10
		殺菌消毒剤	オキシドール「ケンエー」	健栄	500ml	5
	殺菌消毒剤	イソジン液10%	塩野義	250ml	5	
	殺菌消毒剤	消毒用エタノール「ケンエー」	健栄	500ml	40	
	外用抗菌薬	フシジンレオ軟膏2%	第一三共	10g×10本	5	
	パップ剤	MS冷シップ「タイホウ」	大鵬薬品工業	(20g×5枚)×100	1	
	含嗽剤	イソジンガーグル液7%	塩野義	30ml×50本	4	
	眼科用剤	サンコバ点眼液0.02%	参天	5ml×10本	5	
	輸液セット	輸液セット	ニプロ	ISA-100A21Z 50入	3	
	シリンジ	シリンジ DS	ニプロ	20mL 22GX1 1/4R50個	3	

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量	
内服薬	喘息・気管支拡張剤	シングレア錠10mg	MSD	PTP 100T	2	
	糖尿病用剤	ジャヌビア錠50mg	MSD	PTP 100T	7	
	消化器官用剤	プリンペラン錠	日医工	5mg 500T	1	
	血管拡張剤	ニトロールRカプセル20mg	エーザイ	20mg 100P	4	
	不整脈剤	ミケラン錠5mg	大塚	5mg 500T	1	
	糖尿病用剤	グルファスト錠10mg	キッセイ	PTP 100T	3	
	去痰薬	ムコダイン錠500mg	杏林	PTP 630T	1	
	抗てんかん剤	デパケンR錠200mg	協和発酵キリン	PTP 100T	5	
	抗アレルギー剤	アレグラ錠60mg	サノフィ	PTP 100T	2	
	糖尿病用剤	ダオニール錠2.5mg	サノフィ	PTP 100T	4	
	抗血栓剤	プラビックス錠75mg	サノフィ	PTP 140T	3	
	抗血栓剤	パナルジン錠100mg	サノフィ	PTP 100T	4	
	鎮けい剤	ブスコパン錠10mg	サノフィ	10mg 1000T	1	
	下剤	センノシド錠12mg「JD」	ジェイドルフ	12mg 1000T	1	
	抗生物質製剤	フロモックス錠100mg	塩野義	PTP 100T	50	
	総合感冒剤	PL配合顆粒	塩野義	1g×1000包	1	
	解熱鎮痛消炎剤	カロナールシロップ2%	あゆみ	500mL	16	
	抗生物質製剤	クラビット錠500mg	第一三共	500mg 100T	3	
	抗生物質製剤	クラリス錠200	大正	200mg 100T	4	
	降圧剤	アムロジンOD錠5mg	大日本住友	PTP 700T	2	
	ビタミン剤	ジセタミン錠25	高田	25mg 1000T	1	
	降圧剤	タナトリル錠5mg	田辺三菱	PTP 100T	4	
	喘息・気管支拡張剤	テオドール錠100mg	田辺三菱	PTP 100T	1	
	利尿剤	ラシックス錠20mg	日医工	20mg 100T	2	
	心疾患用剤	ニトロペン舌下錠0.3mg	日本化薬	PTP 100T	1	
	頻尿治療薬	ブラダロン錠200mg	日本新薬	PTP 500T	1	
	抗血栓剤	プラザキサカプセル75mg	日本ペーリカール	PTP 112P	1	
	降圧剤	ディオバン錠80mg	ノバルティス	PTP 140T	8	
	解熱鎮痛消炎剤	ボルタレン錠25mg	ノバルティス	25mg 1000T	4	
	精神神経用剤	メイラックス錠1mg	MeijiSeikaファルマ	100T	2	
	注射薬	βブロック剤	インデラル注2mg	アストラゼネカ	2mL×10A	1
		局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンブ1%	アスペンジャパン	1% 10mL×10A	5
		強心剤	ネオフィリン注PL250mg	エーザイ	10×10A	5
輸液製剤		大塚生食注	大塚	20×50A	2	
輸液製剤		大塚糖液5%	大塚	500mL×20	1	
輸液製剤		大塚糖液20%	大塚	20×50A	2	
輸液製剤		大塚糖液5%	大塚	20×50A	2	
輸液製剤		大塚糖液50%	大塚	200mL×20	4	
鎮痛剤		レバタン注0.2mg	大塚	0.2mg 10A	2	
輸液製剤		KN3号輸液	大塚	200mL×20	3	
輸液製剤		KN3号輸液	大塚	500mL×20	3	
輸液製剤		メイロン静注7%	大塚	7% 20×50A	1	
輸液製剤		ラクテックG輸液	大塚	500mL×20	2	
輸液製剤		ポタコールR輸液	大塚	500mL×20	4	
抗生物質製剤		トブラシン注60mg	ジェイドルフ	60mg 10A	6	
抗生物質製剤		フルマリンキット静注用1g	塩野義	1g×10キット	29	
抗生物質製剤		フルマリン静注用1g	塩野義	1g×10V	2	
抗てんかん剤		フェノバル注射液100mg	第一三共	1% 1×10A	1	
止血剤		トランサミン注5%	第一三共	5% 5×50A	2	
昇圧剤		ノルアドリナリン注1mg	アルフレッサファーマ	1mg 1×10A	10	
抗ヒスタミン剤		ポララミン注5mg	高田	5mg 1×50A	1	
止血剤		アドナ注(静脈用)100mg	ニプロES	100mg 20mL×50A	1	
止血剤		アドナ注(静脈用)50mg	ニプロES	50mg 10mL×50A	2	
副交感神経抑制剤		アトロピン注0.05%シリンジ	テルモ	1mL×10S	3	
自律神経・鎮痙剤		静注用マグネゾール20mL	鳥居	20mL×10A	1	
ホルモン剤		水溶性ハイドロコルチゾン注射液500mg	日医工	500mg 5V	4	
利尿剤		ラシックス注20mg	日医工	20mg 2×50A	1	
強心剤		アミノフィリン注250mg「NP」	ニプロファーマ	10mL×50A	1	
抗生物質製剤		スルピリン注250mg「NP」	ニプロファーマ	25% 1×50A	1	
鎮痙剤		ブスコパン注射液	サノフィ	20mg 1mL×50A	1	
ホルモン剤		ソル・メドロール静注用125mg	ファイザー	5V	4	
外用剤他		外用軟膏剤	ゲンタシン軟膏0.1%	高田	10g×10	10
		心疾患用剤	フランドルテープ40mg	アステラス	100枚	1
	喘息・気管支拡張剤	ホクナリンテープ2mg	マイランEPD	70枚	2	

喘息・気管支拡張剤	メブチンエアー 10 μ g	大塚	5mL×10本	4
気管支拡張薬	メブチン吸入液0.01%	大塚	30mL	10
喘息・気管支拡張剤	フルティフォーム50エアゾール56吸入	杏林	1個	10
気管支拡張薬	ベネトリン吸入液0.5%	クラクソミスクライン	30mL	10
点眼薬	サンコバ点眼液0.02%	参天	5mL×50	19
シップ剤	MS冷シップ「タイホウ」	大鵬	10kg	2
殺菌・消毒剤	5%マスキン液	丸石	500mL	20
殺菌・消毒剤	消毒用エタノール	丸石	500mL	80
殺菌・消毒剤	オキシドール消毒用液「マルイシ」	丸石	500mL	10
殺菌・消毒剤	イソジン液10%	塩野義	250mL	10
含嗽剤	イソジンガーグル液7%	塩野義	30mL×50	4
注射針	DS注射針22G1・1/4RB	トップ	100本	7
注射針	DS注射針18G1・1/2RB	トップ	100本	3
シリンジ(針なし)	プラシリンジ針なし2.5mL	トップ	2.5mL×100本	1
シリンジ(針なし)	プラシリンジ針なし10mL	トップ	10mL×100本	1
シリンジ(針なし)	プラシリンジ針なし20mL	トップ	20mL×50本	7
輸液セット	輸液セットTIS2-52	トップ	50入	6
注射針	翼状針 22G×3/4	ニプロ	50本	1
注射針	フローマックス18G×1・1/2RB	ニプロ	100本	1
注射針	フローマックス22G×1・1/2RB	ニプロ	100本	2

種別	医薬品名	規格	メーカー	数量
ヨード系殺菌・消毒剤	ポビドンヨード外用液10%「マイラン」	250ml×1本	ファイザー	40
点眼剤	ポロキサロン点眼液0.5%「ファイザー」	5ml×10本	ファイザー	6
局所麻酔剤	キシロカインポンスプレー 8%	80g×1本	アストラゼネカ	4
昇圧剤	ノルアドリナリン注 1%	1ml×10A	第一三共	2
抗血栓剤	カレドゲル75mg「SANIK」	100錠	日医工サノフィ	4
抗凝固剤	エリキュース錠2.5mg	100T	ファイザー	2
糖尿病用剤	シュアポスト錠0.5mg	100錠	大日本住友	2
点眼剤	ヒアルロン酸Na点眼液0.1%「ファイザー」	5ml×10本	ファイザー	2
不整脈剤	リドカイン静注用 2%シリンジ	5ml×10本	テルモ	2
副交感神経	アトロピン注 0.05%シリンジ	1ml×10本	テルモ	2
含嗽薬	ポビドンヨード含嗽用液7%「YD」	30ml×50本	陽進堂	3
鎮けい薬	ブスコパン注 20mg	1ml×10A	ベーリンガー	1
整腸剤	ミヤBM錠	500錠	ミヤリサン	1
消化管用剤	レバミピド錠100mg「オーツカ」	100錠	大塚製薬	2
降圧剤	メインテート錠 2.5mg	100錠	田辺三菱	2
血管拡張剤	ワソラン錠 40mg	100錠	エーザイ	2
冠動脈拡張剤	ニトロール点滴静注50mgパック	100ml×10筒	エーザイ	1
心疾患用剤	硝酸イソソルビドテープ40mg「EMEC」	140枚	エルメッドエーザイ	1
抗血栓剤	バイアスピリン錠 100mg	500錠	バイエル	2
糖尿病用剤	グリメピリドOD錠1mg「EMEC」	100錠	EMEC	2
喘息・気管支拡張剤	テオドール錠 100mg	100錠	田辺三菱	2
喘息・気管支拡張剤	ツロブテロールテープ2mg「HMT」	70枚	久光	2
消化性潰瘍治療剤	ランソプラゾールOD錠15mg「サワイ」	100錠	沢井	2
中枢性制吐・鎮暈薬	トラベルミン配合錠	100錠	エーザイ	2
不整脈剤	メキシレチン塩酸塩カプセル50mg「サワイ」	100Cp	沢井	2
輸液(小児用開始液)	YDソリタ-T1 200ml	20本	陽進堂	2
消毒用エタノール	エコ消エタ	500ml×1本	ヨシダ	40
降圧剤	イミダプリル塩酸塩錠5mg「オーハラ」	100錠	大原薬品	5
血管拡張剤	アイトロール錠20mg	100錠	トーアエイヨー	3
糖尿病用剤	ジャヌビア錠 50mg	100錠	MSD	2
喘息・気管支拡張剤	モンテカスト錠10mg「KM」	100錠	杏林製薬	2
坐剤	アンヒバ坐剤小児用 100mg	50個	マイランEPD	2
坐剤	アンヒバ坐剤小児用 200mg	50個	マイランEPD	2
糖尿病用剤	インスリン グラルギンBS注ミリオペン「リリー」	300単位×2キット	リリー	5
オキシドール	オキシドール	500ml×1本	丸石	11
喘息・気管支拡張剤	メプチンエアー10μg吸入100	5ml×10本	大塚	2
輸液	大塚生食注 500mL	20袋	大塚	4
輸液	大塚糖液5% 500mL	20袋	大塚	4
坐剤	ダイアアップ坐剤 6mg	50個	高田製薬	2
外用軟膏剤	プロペト	500g	丸石	4
輸液	メイロン 7% 250mL	10本	大塚	2
輸液	大塚糖液5% 100mL	10本	大塚	4
去痰薬	カルボシステイン錠500mg「トーワ」	100錠	東和	1
抗てんかん	バルプロ酸Na徐放錠200mg「トーワ」	100錠	東和	2
外用軟膏剤	ルリケールVG軟膏 5g	5g×10本	東和	6
抗アレルギー剤	エバスチンOD錠10mg「アメル」	100錠	共和薬品	1
殺菌・消毒剤	ヘキサック水R 0.05%	500ml×1本	ヨシダ	10
殺菌・消毒剤	テキサント消毒液6%	500g×1本	シオエ製薬	2
マクロライド系抗生剤	クラリスロマイシン錠200「MEEK」	100錠	小林化工	9
セフェム系抗生剤	フロモックス錠 100mg	100T	塩野義	10
セフェム系抗生剤	ケフレックスカプセル 250mg	100Cp	塩野義	14
セフェム系抗生剤	スルバシリン静注用1.5mg	10V	Meiji Seikaファルマ	3
セフェム系抗生剤	セファゾリンNa点滴静注用1gバッグオーツカ 生食100mL付	10袋	大塚	1
セフェム系抗生剤	セフトリアキソンNa静注用1g「GHM」	10V	ケミックス	4
解熱鎮痛	ロキソプロフェン錠60mg「EMEC」	100錠	エルメッドエーザイ	20
解熱鎮痛	カロナール細粒 20%	100g	あゆみ製薬	1
解熱鎮痛	カロナール錠200mg	100T	昭和薬化	1
解熱鎮痛	メチロン注 25%	1ml×50A	第一三共	2
精神神経剤	エチゾラム錠0.5mg「SW」	100錠	沢井	10
抗てんかん	フェノバルル注 100mg	1ml×10A	藤永	1
抗ヒスタミン	ポララミン注 5mg	1ml×10管	高田	12

止血	アドナ注50mg	10ml×50管	ニプロES7ファーマ	2
止血	トランサミン注 5%	5ml×10A	第一三共	5
強心剤	ネオフィリン注 250mg	10ml×10管	エーザイ	1
利尿剤	フロセミド錠20mg「テバ」	100錠	テバ	2
利尿剤	ラシックス注 20mg	2ml×50本	サノフィ	2
局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ 1%	10ml×10A	アストラゼネカ	5
昇圧剤	アドレナリン注 0.1% シリジ	1ml×10本	テルモ	4
不整脈剤	インデラル錠10mg	100T	アストラゼネカ	1
総合感冒剤	PL配合顆粒	1g×100包	塩野義	20
鎮けい薬	ブスコパン錠 10mg	100錠	ベーリンガー	3
消化管剤	プリンペラン錠 5mg	100錠	アステラス	10
消化管剤	ナウゼリンOD錠10mg	100T	協和発酵キリン	1
止瀉剤	ロペミンカプセル 1mg	100Cp	ヤンセンファーマ	2
止瀉剤	ロペラミド錠1mg「EMEC」	100Cp	ヤンセンファーマ	1
下剤	センノシド錠12mg「トーワ」	100錠	東和	20
点眼剤	クラビット点眼液0.5%	5ml×50本	参天製薬	2
輸液	大塚生食注 20mL	50管	大塚	2
輸液	大塚糖液50% 20mL	50管	大塚	4
輸液	ソルアセトF輸液	500mL×20本	テルモ	1
リンゲル液	ラクテックG輸液 500mL	20袋	大塚	3
維持液	ソルデム3A輸液 500mL	20袋	大塚	2
維持液	ソルデム3A輸液 200mL	30袋	大塚	2
外用軟膏剤	ゲンタシン軟膏0.1%	10g×10本		1
輸液	大塚生食 細口開栓	500mL×20本	大塚	4
輸液	大塚生食注 100mL	10本	大塚	6
ホルモン剤	ソル・メドロール点滴静注500mg	5V	ファイザー	4
ホルモン剤	注射用ソル・メルコート500mg	5V	富士製薬	0
糖尿病用剤	ノボラピッド注フレックスペン	3mL×2本	ノボ	2
糖尿病用剤	ヒューマリンR注100単位/ml	10ml×1V	リリー	2
抗生剤	パニマイシン注射液100mg	2mL×10A	Meiji Seikaファルマ	4
鎮痛剤	レペタン注0.2mg	10A	大塚製薬	2
輸液	メイロン 7% 20mL	20mL×50本	大塚	4
降圧剤	アムロジピンOD錠5mg	700T	Meiji Seikaファルマ	1
降圧剤	バルサルタン錠80mg「DSEP」	100T	第一三共エスファ	3
抗血栓剤	バイアスピリン錠 100mg	700錠	バイエル	0
抗血栓剤	シロスタゾールOD錠100mg「効効」	100T	高田製薬	1
糖尿病用剤	ボグリボースOD錠0.2mg「マイラン」	100錠	マイラン	1
喘息・気管支拡張剤	シムビュートクベヒューテラ 60吸入	1個	アストラゼネカ	2
鎮咳薬	フスタゾール錠 10mg	100錠	田辺三菱	10
ビタミン剤	ビタメジンカプセルB25	100T	Meiji Seikaファルマ	10
湿布剤	ケトプロフェンテープ20mg「日医工」	70枚	日医工	10
輸液	生食溶解液キットH 100mL	100ml×10本	ニプロ	8
輸液	グルアセト35注	500mL×20本		1
輸液	大塚糖液50% 200mL	20袋	大塚	1
リンゲル液	ヴィーンD輸液500mL	20袋	扶桑	6
輸液セット	テルフュージョン輸液セット T I - U 2 5 0 P O 7	50本	テルモ	3
シリンジ	JMSシリンジG20mL 22G ×1 1/4 JS -S 2 0 S 2 2 3 2 R	50本	JMS	3
かゆみ吸着剤	アーガメイトゼリー25g	25g×60個	アステラス	6
抗生剤	サワシリン錠250mg	100錠	LTLファーマ	10
ホルモン剤	プレドニン錠5mg	500錠	塩野義製薬	1
抗不安剤	セルシン注射液10mg	10A	武田テバ	1

種別	医薬品名	規格	メーカー	数量
ヨード系殺菌・消毒剤	ポピラール消毒液10%	250ml×1本	丸石製薬	28
キノロン系抗菌剤	レボフロキサシン錠250mg「DSEP」	100錠	第一三共エスファ	4
解熱鎮痛	カロナール錠200	100錠	あゆみ製薬	2
精神神経剤	デパス錠 0.5mg	100錠	田辺三菱	2
止血	トランサミン10% 10ml	10ml×10A	第一三共	2
昇圧剤	ボスミン注1mg	1ml×20A	第一三共	1
血管拡張剤	アイトロール錠20mg	100錠	アステラス	2
不整脈剤	リスモダンカプセル50mg	100Cp	サノフィ	2
副交感神経	アトロピン硫酸塩注0.5mg「タナベ」	1ml×10本	田辺三菱	2
抗てんかん	デバケンR錠 200mg	100錠	協和キリン	2
鎮けい薬	ブスコパン錠 10mg	100錠	日本ペーリソール	2
鎮けい薬	ブスコパン注 20mg	1ml×50A	サノフィ	1
消化管剤	ナウゼリンOD錠10mg	100錠	協和キリン	2
止瀉剤	ロペミンカプセル 1mg	100Cp	ヤシファーマ	2
下剤	セノバド錠12mg「セイコー」	500錠	扶桑薬品	1
点眼剤	タリビッド点眼液	5ml×10本	参天製薬	4
坐剤	カロナール坐剤 200mg	50個	あゆみ製薬	2
消化管剤	リンデロンVG軟膏 5g	5g×10本	塩野義製薬	5
消化管剤	レバミピドOD錠 100mg「明治」	100錠	Meiji Seikaファルマ	2
点眼剤	サンピロ点眼液1%	10本	参天製薬	2
輸液	テルモ生食 100mL	30本	テルモ	2
輸液	テルモ糖注5% 100mL	30本	テルモ	2
ホルモン剤	ソルメドロール 500mg	5V	ファイザー	2
糖尿病用剤	ランタス注ソロスター	300単位×2本	サノフィ	2
セフェム系抗菌剤	セフゾンカプセル 100mg	100Cp	アステラス	0
解熱鎮痛	ロキソニン錠 60mg	100錠	第一三共	16
解熱鎮痛	メチロン注 25%	1ml×50A	第一三共	2
抗てんかん	フェノバルブ注 100mg	1ml×10A	第一三共	1
止血	アドナ静注50mg	10ml×50管	ニッポスファーマ	2
利尿剤	ラシックス錠 20mg	100錠	日医工	7
利尿剤	ラシックス注 20mg	2ml×50本	日医工	1
局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ 1%	5ml×10A	アズノックジャパン	2
局所麻酔剤	キシロカインホップスプレー 8%	80g×1本	アズノックジャパン	4
昇圧剤	ノルアドレナリン注 1%	1ml×10A	第一三共	2
血管拡張剤	ワソラン錠 40mg	100錠	エーザイ	2
冠動脈拡張剤	ニトロール注 5mg	10ml×10A	エーザイ	2
不整脈剤	ワソラン静注5mg	2ml×10本	エーザイ	2
輸液(小児用開始液)	YDソリター-T1号輸液200ml「陽進堂」	20本	陽進堂	2
強心剤	ネオフィリン注 250mg	10ml×10管	エーザイ	2
心疾患用剤	フランドルテープ 40mg	350枚	トーアエイヨー	1
整腸剤	ビオフェルミン配合散	1g×600g	ビオフェルミン	1
坐剤	アンヒバ坐剤 100mg	50個	マイランEPD	2
糖尿病用剤	ヒューマリンR注100単位/ml	10ml×1V	日本イライリ	2
オキシドール	オキシドール消毒用液「マルイシ」	500ml×1本	丸石製薬	2
消毒用エタノール	消毒用エタノール	500ml×1本	丸石製薬	20
マクロライド系抗菌剤	クラリス錠 200mg	100錠	大正富山医薬品	6
セフェム系抗菌剤	セファゾリンNa点滴静注用1gバッグ「オツカ」	10袋	大塚製薬工場	2
総合感冒剤	PL配合顆粒	1g×100包	塩野義	2
含嗽薬	ホピドニョトガール7%「マイラン」	30ml×50本	ファイザー	2
輸液	大塚生食注 20mL	50管	大塚	2
輸液	大塚糖液50% 20mL	50管	大塚	2
坐剤	ダイアアップ坐剤 4mg	50個	高田	2
外用軟膏剤	白色ワセリン	500g	丸石製薬	4
輸液	メイロン 7% 250mL	10本	大塚	2
抗ヒスタミン	ポララミン注5mg	1ml×10管	高田製薬	1
オキシドール	オキシドール消毒用液「マルイシ」	500ml×1本	丸石製薬	8
消毒用エタノール	消毒用エタノール	500ml×1本	丸石製薬	30
殺菌・消毒剤	クレソール液5w/o%「Eピス」	500ml×1本	兼一薬品工業	60
セフェム系抗菌剤	スルペラゾン静注用 1g	10V	ファイザー	6
輸液	大塚生食注500mL	20袋	大塚	3
輸液	大塚糖液5% 500mL	20袋	大塚	5
維持液	ソリターT3号輸液 500mL	20袋	陽進堂	5

維持液	ソリタ T 3号輸液 200mL	20袋	陽進堂	5
抗生物質	硫酸アミカシン注射液100mg	10A	日医工	5
輸液	ヴィーンD	20本	扶桑	4
リンゲル液	ラクテック G輸液 500mL	20袋	大塚	3
輸液セット	輸液セット NIA-201E-00Z PVCフリー	50本	ニプロ	6
シリンジ	プラスチックシリンジ 5ml 針なし	100本	トップ	2
シリンジ	プラスチックシリンジ 20ml 針なし	50本	トップ	2
注射針	注射針 18G×1 1/2	100本	トップ	2
注射針	注射針 22G×1 1/4	100本	トップ	1
カリウム吸着剤	アーガメイトゼリー-25 g	25 g × 60個	アステラス	6

⑨<保管場所>

美波町国民健康保険美波病院

海部郡美波町田井 1 0 5 番地 1

TEL0884-78-1373

令和2年3月31日現在

薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量
殺菌・消毒剤	「エビス」クリゲン液5%	500ml×1本	マイラン	20
カウム吸着剤	アーガメイトゼリー25g	25g×60個	アステラス	6
抗生剤	アミカシン硫酸塩注射液 100mg「NikP」	10A	日医工ファーマ	5
輸液	ヴィーンD輸液	500mL×20本	扶桑	5
輸液	大塚生食注 500mL	20袋	大塚製薬	5
輸液	大塚糖液5% 500mL	20袋	大塚製薬	5
オキシドール	オキシドール「マルイシ」	500ml×1本	丸石	8
消毒用エタノール	消毒用エタノール「マルイシ」	1000ml×1本	マルイシ	30
セフェム系抗生剤	スルペラゾン静注用 1g	10V	ファイザー	11
維持液	ソリター-T3号輸液 200mL	20本	陽進堂	4
維持液	ソリター-T3号輸液 500mL	20袋	陽進堂	5
注射針	注射針 SB 18G×1 1/2 NN-1838S	100本	ニプロ	2
注射針	注射針 SB 22G×1 1/4 NN-2232S	100本	ニプロ	1
シリンジ	テルモシリンジ 20ml SS-20ESZ 針なし	20ml×50本	テルモ	2
シリンジ	テルモシリンジ 5ml SS-05SZ 針なし	5ml×100本	テルモ	2
輸液セット	エプソム輸液セット ISA-100A21Z (カゴ管 針付 21G)	50入	ニプロ	3
ヨード系殺菌・消毒剤	ポピラール液 10%	250ml×1本	丸石	8
ホルモン剤	プレドニン錠5mg	100錠	塩野義	1
抗不安剤	セルシン注射液5mg	10A	武田テバ	1

種別	医薬品名	規格	メーカー	数量
維持液	KN3号輸液ソフトバッグ	500mL×20本	大塚製薬	5
総合感冒剤	PL配合顆粒	1g×100包	塩野義	2
輸液(小児用開始液)	YDソリタT1 200mL	20本	陽進堂	2
血管拡張剤	アイトロール錠20mg	100錠	トーアエイヨー	2
解熱鎮痛	アセトアミノフェン細粒20%「トーワ」	500g	東和薬品	1
輸液	アドナ注50mg	50管	ニプロES7アーマ	3
副交感神経	アトロピン注 0.05%シリンジ	1ml×10本	テルモ	5
糖尿病用剤	アマリール 1mg錠	100錠	サノフィ	4
降圧剤	アムロジピンOD錠5mg「明治」	700錠	Meiji Seikaファルマ	1
坐剤	アンヒバ坐剤 100mg	50個	マイランEPD	2
坐剤	アンヒバ坐剤 200mg	50個	マイランEPD	2
糖尿病用剤	インスリングルグルンBS注ミリオペン「リリー」	300単位×2本	サノフィ	5
不整脈剤	インデラル注2mg	2mg 2mL×10A	大日本住友	1
精神神経剤	エチゾラム錠0.5mg「SW」	100錠	サワイ	5
降圧剤	エナラプリル錠5MEEK	100錠	小林化工	2
抗凝固剤	エリキユース錠2.5mg	100錠	ファイザー	1
輸液	大塚生食注 20mL	50管	大塚	1
輸液	大塚糖液5% 100mL	10本	大塚	4
輸液	大塚糖液50% 20mL	50管	大塚	1
オキシドール	オキシドール	500ml×1本	ヨシダ	10
湿布剤	カトレップパップ70mg	100袋	帝國製薬	1
去痰薬	カルボシステイン錠500mg「トーワ」	100錠	東和薬品	1
局所麻酔剤	キシロカインボツスプレー 8%	80g×1本	アスペンジャパン	5
局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ 1%	10ml×10A	アスペンジャパン	5
マクロライド系抗生剤	クラリスロマイシン錠200「MEEK」	100錠	明治製菓	6
輸液	グルアセト35注	500mL×20本		1
糖尿病用剤	グルファスト錠 10mg	100錠	キッセイ薬品	1
抗血栓剤	クロピドグレル錠 75mg「SANIK」	140錠	日医工サノフィ	2
喘息・気管支拡張剤	シムビコートタービュヘイラー30吸入	1個	アステラス	20
糖尿病用剤	ジャヌビア錠 50mg	100錠	MSD	2
消毒用エタノール	消毒用エタノールIP	500mL	健栄	50
シリンジ	シリンジ(針なし) SS20ESZ	20ml×50本	テルモ	1
セフェム系抗生剤	セファゾリンNa点滴静注用1gバッグ「オーツカ」	10袋	大塚製薬	9
セフェム系抗生剤	セファレキシシンカプセル250mg「トーワ」	100Cp	東和薬品	14
セフェム系抗生剤	セフカペンピボキシル塩酸塩錠100mg「トーワ」	100T	塩野義	5
セフェム系抗生剤	セフトアジジム静注用1g「マイラン」	10V	マイラン	5
下剤	センノシド錠12mg「サワイ」	100錠	沢井	6
維持液	ソルデム3A 500mL	20袋	テルモ	2
糖尿病用剤	ダオニール錠2.5mg	2.5mg×100T	サノフィ	1
喘息・気管支拡張剤	ツロブテロールテープ 2mg「HMT」	70枚	テルモ	2
点眼剤	ティアバランス点眼液0.1%	5ml×10本	千寿製薬	1
注射針	ディスプレイ注射針 フロマックス 18G×1 1/2RB	100本	ニプロ	1
注射針	ディスプレイ注射針 フロマックス 22G×1 1/2RB	100本	ニプロ	2
中枢性制吐・鎮暈薬	トラベルミン配合錠	100錠	エーザイ	1
止血	トランサミン注 5%	5ml×10A	第一三共	5
冠動脈拡張剤	ニトロール注5mg	5mg 10mL×10A	エーザイ	1
強心剤	ネオフィリン注 250mg	10ml×10管	エーザイ	2
昇圧剤	ノルアドレナリン注 1%	1ml×10A	第一三共	2
抗血栓剤	バイアスピリン錠 100mg	500錠	バイエル	2
降圧剤	バルサルタン錠80mg「DSEP」	140錠	第一三共エス7	4
抗てんかん	バルプロ酸Na徐放B錠200mg「トーワ」	100錠	東和薬品	2
整腸剤	ビオフェルミンR錠	100錠	ビオフェルミン製薬	2
降圧剤	ビソプロロール fumarate 錠2.5mg「トーワ」	100錠	東和薬品	1
糖尿病用剤	ヒューマリンR注100単位/ml	10ml×1V	日本イライリ	5
糖尿病用剤	ヒューマログ注ミリオペン	3mL×2本		5
抗アレルギー剤	フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「トーワ」	100錠	東和	1
抗てんかん	フェノバルール注 100mg	1ml×10A	第一三共	5
鎮けい薬	ブスコパン錠 10mg	100錠	日本ベーリンガー	2
鎮けい薬	ブスコパン注 20mg	1ml×10A	日本ベーリンガー	5
セフェム系抗生剤	フルマリニキッド静注用1g	1g×10キット	塩野義	1

利尿剤	フロセミド錠40mg「NP」	100錠	ニプロ	2
利尿剤	フロセミド注20mg「日医工」	2ml×50本	日医工	1
糖尿病用剤	ボグリボース0D錠0.2mg「トーワ」	100錠	東和	4
昇圧剤	ボスミン注1mg	1ml×20本	第一三共	1
ヨード系殺菌・消毒剤	ポビドンヨード外用液10%「マイラン」	250ml	ファイザー	20
含嗽薬	ポビドンヨード含嗽用液7%「YD」	30ml×50本	陽進堂	2
抗ヒスタミン	ポラミン注 5mg	1ml×10管	高田製薬	2
殺菌・消毒剤	マスキン水0.05%	500ml×1本	丸石製薬	40
輸液	メイロン 7% 20mL	7% 20mL×50本		1
輸液	メイロン 7% 250mL	10本	大塚	2
鎮咳薬	メジコン錠15mg	100錠	塩野義	1
解熱鎮痛	メチロン注 25%	1ml×50A	第一三共	2
消化管用剤	メトロプラミド錠5mg「テバ」	100錠	テバ	2
喘息・気管支拡張剤	メプテンエア-10μg吸入100	5ml×10本	大塚製薬	1
喘息・気管支拡張剤	モンテルカスト錠10mg「KM」	100錠	MSD	2
輸液セット	輸液セット (ISA-601E00Z)	50入	ニプロ	2
輸液セット	輸液セット (ISP-601E00P)	50入	ニプロ	5
喘息・気管支拡張剤	ユニフィルLA錠200mg	100錠	大塚製薬	2
リンゲル液	ラクテックD輸液 500mL	20袋	大塚工場	3
消化性潰瘍治療剤	ランソプラゾール0D錠30mg「テバ」	100錠	武田テバ	1
不整脈剤	リドカイン静注用 2%ソリゾ	5ml×10本	テルモ	2
外用軟膏剤	リンデロンVG軟膏 5g	5g×10本		5
消化管用剤	レバミピド錠 100mg 「オ-ツカ」	500錠	大塚製薬	1
鎮痛薬	レベタン注	0.2mg×10A	大塚製薬	2
キノロン系抗菌剤	レボフロキサシン錠 500mg「DSEP」	50錠	第一三共	8
点眼剤	レボフロキサシン点眼液0.3%「ファイザー」	5ml×10本	ファイザー	4
解熱鎮痛	ロキソプロフェン錠60mg「EMEC」	100錠	エルメッドエーザイ	16
止瀉剤	ロペミンカプセル 1mg	100Cp	ヤンセンファーマ	2
血管拡張剤	ワソラン錠 40mg	100錠	エーザイ	2
心疾患用剤	硝酸イソソルビドテープ40mg「EMEC」	100枚	エルメッドエーザイ	2
輸液	大塚生食注 20mL	50管	大塚	1
輸液	大塚生食注 500mL	500mL×20本	大塚	3
輸液	大塚糖液20% 20mL	50管	大塚	1
輸液	大塚糖液5.0% 200mL	20本	大塚	2
ホルモン剤	注射用ソル・メルコート500mg	5本	富士製薬工業	2
外用軟膏剤	白色ワセリン	500g		4

種別	医薬品名	規格	メーカー	数量
維持液	KN3号輸液 200mL ソフトバッグ	20袋	大塚	7
維持液	KN3号輸液ソフトバッグ	500mL×20本	大塚製薬	2
総合感冒剤	PL配合顆粒	1g×100包	塩野義製薬	2
輸液(小児用開始液)	YDソリタ-T1号輸液200mL	20本	陽進堂	2
昇圧剤	アドレナリン注 0.1% シリジ「テルモ」	1ml×10本	テルモ	2
副交感神経	アトロピン注 0.05%シリジ「テルモ」	1ml×10本	テルモ	2
抗生物質	アミカシン硫酸塩注100mg「NP」	10A	ニプロ	5
降圧剤	アムロジピンOD錠5mg「EMEC」	100錠	エルメッドエーザイ	1
坐剤	アンヒバ坐剤 100mg	100個	マイランEPD	1
坐剤	アンヒバ坐剤 200mg	100個	マイランEPD	1
糖尿病用剤	インスリンラギンBSミリオペン「リリ」	300単位×2本	サノフィ	2
糖尿病用剤	インスリンラギンBSミリオペン「リリ」	300単位×2本	リリー	2
維持液	ヴィーンD輸液500mL	20本	興和創薬	5
精神神経剤	エチゾラム錠0.5mg「SW」	100錠	沢井	2
降圧剤	エナラプリルマレイン酸塩錠5mg「ファイザー」	100錠	ファイザー	1
輸液	大塚生食注 100mL	10本	大塚	4
輸液	大塚生食注 20mL	50管	大塚	2
輸液	大塚生食注 500mL	20袋	大塚	5
輸液	大塚糖液5% 100mL	10本	大塚	4
輸液	大塚糖液5% 500mL	20袋	大塚	8
輸液	大塚糖液50% 20mL	50管	大塚	2
オキシドール	オキシドール「ヨシダ」	500ml×1本	ヨシダ	23
抗アレルギー剤	オロパタジン塩酸塩0.05錠「トーワ」	100錠	東和薬品	1
止血剤	カルババクロムスルホン酸ナトリウム静注液100mg「日医工」	20ml×50管	日医工	2
去痰薬	カルボシステイン錠250mg「トーワ」	100錠	東和薬品	1
解熱鎮痛	コロナール細粒 20%	100g	あゆみ製薬	2
降圧剤	カルデサルタン錠8mg「あすか」	100錠	あすか製薬	1
局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ1%10mL	10ml×10A	アベックジャパン	2
局所麻酔剤	キシロカインポリアンプ1% 8%	80g×1本	アベックジャパン	4
マクロライド系抗生剤	クラリスロマイシン錠200mg「MEEK」	100錠	Meiji Seikaファルマ	6
糖尿病用剤	グリメピリド錠1mg「EMEC」	100錠	エルメッドエーザイ	1
抗血栓剤	クロピドグレル錠75mg「SANIK」	140錠	日医工サノフィ	1
点眼剤	サンピロ点眼液1%	10本	参天製薬	2
喘息・気管支拡張剤	ムルチン吸入器 60吸入	1個	アステラス	1
糖尿病用剤	ジャヌビア錠 50mg	100錠	MSD	1
消毒用エタノール	消毒用エタノール	500ml×1本	ヨシダ	50
殺菌・消毒剤	スクラビインS4%	500ml×1本	サラヤ	36
セフェム系抗生剤	セファゾリンNa注射用1g「タイヨー」	1OV	アステラス	5
セフェム系抗生剤	セフォキシチルNa注射用1g	10V	日医工	4
セフェム系抗生剤	セフトリアキソン100mg「日医工」	100Cp	日医工	14
下剤	センノシド錠12mg「トーワ」	1000錠	東和	1
維持液	ソリタT3 500mL	20本	味の素ファルマ	5
ホルモン剤	ソル・メドロール静注用500mg	5V	ファイザー	2
ホルモン剤	ソル・メルコート500mg	5V	富士製薬工業	2
坐剤	ダイアップ坐剤 4mg	50個	高田製薬	2
喘息・気管支拡張剤	ツロブテロールテープ2mg「HMT」	70枚	久光製薬	1
喘息・気管支拡張剤	テオロング錠100mg	100錠	エーザイ	1
シリンジ	テルモシリンジロックタイプ10mL シリンジ(針なし)SS10LZ	100本	テルモ	1
シリンジ	テルモシリンジロックタイプ2.5mL シリンジ(針なし)SS02LZ	100本	テルモ	1
シリンジ	テルモシリンジロックタイプ20mL	50本	テルモ	2
注射針	テルモ注射針 18G×1 1/2	100本	テルモ	3
注射針	テルモ注射針 21G NN-2138S	100本	テルモ	1
中枢性制吐・鎮暈薬	トラベルミン配合錠	100錠	エーザイ	1
止血	トランサミン注10%10mL	10ml×50A	第一製薬	1
糖尿病用剤	ナテグリニド錠90mg「日医工」	100錠	日医工	1
冠動脈拡張剤	ニトロール注 5mg シリンジ	10ml×10筒	エーザイ	2
強心剤	ネオフィリン注 250mg	10ml×10管	エーザイ	10
昇圧剤	ノルアドレナリン注 1%	1ml×10A	第一三共	2
抗血栓剤	バイアスピリン錠 100mg	500錠	バイエル薬品	1

外用軟膏剤	白色ワセリン	500g	ファイザー	4
抗てんかん	バルプロ酸Na徐放B錠200mg「ト-7」	100錠	東和	2
整腸剤	ビオフェルミンR錠	100錠	ビオフェルミン製薬	2
糖尿病用剤	ヒューマリンR注100単位/ml	10ml×1V	日本イーライリリー	2
抗てんかん	フェノバル注 100mg	1ml×10A	第一三共	2
鎮けい薬	ブスコパン錠 10mg	100錠	日本ベーリンガ	2
鎮けい薬	ブスコパン注 20mg	1ml×50A	日本ベーリンガ	1
鎮咳薬	フスタゾール錠 10mg	100錠	田辺三菱	1
抗凝固剤	プラザキサカプセル 75mg	112Cp	日本ベーリンガー	1
心疾患用剤	フランドルテープ 40mg	100枚	トーアエイヨー	1
血管拡張剤	フランドル錠20mg	100錠	トーアエイヨー	2
利尿剤	フロセミド錠20mg「NP」	100錠	ニプロ	2
利尿剤	フロセミド注射液20mg「日医工」	2ml×50本	日医工	1
糖尿病用剤	ボグリボースOD錠0.3mg「日医工」	100錠	日医工	1
ヨード系殺菌・消毒剤	ポピドンヨード液10%「マイラン」	250ml×1本	マイラン	20
ヨード系殺菌・消毒剤	ポピドンヨード液10%「マイラン」	250ml×1本	マイラン	8
含嗽薬	ポピドンヨードガーグル液7%「明治」	30ml×50本	Meiji Seikaファルマ	2
抗ヒスタミン	ポララミン注 5mg	1ml×10管	MSD	2
輸液	メイロン 7% 250mL	10本	大塚	2
降圧剤	メインテート錠 2.5mg	100錠	田辺三菱	1
解熱鎮痛	メチロン注25%2mL	2ml×50A	第一三共	2
消化管用剤	メククロプラミド錠5mg「テバ」	100錠	武田テバ	2
喘息・気管支拡張剤	メプチンスイングヘラー10μ吸入100回	5ml×5本	大塚製薬	2
喘息・気管支拡張剤	モンテルカスト錠10mg	100錠	キョウリンリメディオ	1
輸液セット	輸液セット ISA-100A21Z	50本	ニプロ	6
消化性潰瘍治療剤	ランソプラゾールOD錠15mg「ト-7」	100錠	東和薬品	1
不整脈剤	リスモダンR錠150mg	100T	サノフィ	2
不整脈剤	リドカイン静注用 2%シリンジ「テルモ」	5ml×10本	テルモ	2
外用軟膏剤	リンデロンVG軟膏 5g	5g×10本	塩野義	6
消化管用剤	レバミピド錠100mg「オーツカ」	100錠	大塚	2
キノロン系抗菌剤	レボフロキサシン錠500mg「DSEP」	50錠	第一三共	8
点眼剤	レボフロキサシン点眼液1.5%「わかもと」	5ml×5本	わかもと	8
解熱鎮痛	ロキソプロフェンNa錠60mg「EMEC」	1000錠	エルメッドエーザイ	2
止瀉剤	ロペラミド塩酸塩カプセル1mg「フジ」	100Cp	扶桑	2
血管拡張剤	ワソラン錠 40mg	100錠	マイランEPD	2
点眼剤	人工涙液マイティア点眼液	5ml×10本	千寿	1
輸液	大塚糖液50% 200mL	20本	大塚	1
翼付針	翼付針(セ-タッチPSVセット) 22G 3/4"	50本	ニプロ	1
輸液セット	輸液セットISA-200CP 22STZ			6
抗不安剤	セルシン注 10mg	2ml×10本		1
ホルモン剤	プレドニゾン錠5mg	500錠		1
消化管用剤	ランソプラゾールOD錠15mg「武田テバ」	100錠		1

種別	医薬品名	規格	メーカー	数量
総合感冒剤	PL配合顆粒	1g×100包	塩野義	2
輸液(小児用開始液)	YDソリターT1号輸液200ml「陽進堂」	20本	陽進堂	2
止血	アドナ注 100mg	10ml×50管	ニプロES77-マ	2
昇圧剤	アドレナリン注 0.1% シリンジ	1ml×10本	テルモ	2
副交感神経	アトロピン注 0.05%シリンジ	1ml×10本	テルモ	2
降圧剤	アムロジピンOD錠5mg「明治」	700錠	Meiji Seikaファルマ	1
坐剤	アンヒバ坐剤小児用 100mg	50個	マイランEPD	2
坐剤	アンヒバ坐剤小児用 200mg	50個	マイランEPD	2
血管拡張剤	一硝酸イソソルビド錠20mg「サワイ」	100錠	沢井	2
リンゲル液	ヴィーンD輸液500mL	20袋	扶桑	2
精神神経剤	エチゾラム錠0.5mg「SW」	100錠	サワイ	2
降圧剤	エナラプリルマレイン酸塩錠5mg「ファイザー」	100錠	ファイザー	2
輸液	大塚生食注 100mL	10本	大塚	4
輸液	大塚生食注 20mL	50管	大塚	2
輸液	大塚生食注 500mL	20袋	大塚	4
輸液	大塚糖液5% 100mL	10本	大塚	4
輸液	大塚糖液5% 500mL	20袋	大塚	4
輸液	大塚糖液50% 20mL	50管	大塚	2
オキシドール	オキシドール「ヨシダ」	500ml×1本	吉田	10
解熱鎮痛	カロナール細粒 20%	100g	あゆみ製薬	2
外用軟膏剤	眼科用・一般軟膏基剤プロベト(白色ワセリン)100g(丸石製薬・チューブ)	100g	丸石製薬	20
局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンブ2%	10ML×10A	アスペンジャパン	2
局所麻酔剤	キシロカインポンツプレー 8%	80g×1本	アスペンジャパン	4
マクロライド系抗生剤	クラリスロマイシン錠200mg「MEEK」	100錠	Meiji Seikaファルマ	6
糖尿病用剤	グリメピリド錠0D1mg「日医工」	100錠	日医工	2
抗血栓剤	クロピドグレル錠75mg「SANIK」	100錠	日医工サノフィ	2
点眼剤	サンピロ点眼液 2%	10本	参天製薬	2
喘息・気管支拡張剤	シムコート吸入器 60吸入	1個	アストラゼネカ	2
糖尿病用剤	ジャヌビア錠 50mg	140錠	MSD	2
心疾患用剤	硝酸イソルビドテープ 40mg「EMEC」	140枚	トーアエイヨー	1
消毒用エタノール	消毒用エタノール「ヨシダ」	500ml×1本	吉田	50
糖尿病用剤	スターシス錠90mg	100錠	アステラス	2
セフェム系抗生剤	セファゾリンNa注射用1g「NP」	10袋	ニプロ	4
セフェム系抗生剤	セフジニルカプセル100mg「JG」	100Cp	日本ジェネリック	14
下剤	センノシド錠12mg「サワイ」	100錠	沢井	6
維持液	ソルデム3A 200mL	30袋	テルモ	4
維持液	ソルデム3A 500mL	20袋	テルモ	4
坐剤	ダイアアップ坐剤 4mg	50個	高田製薬	2
ホルモン剤	注射用ソル・ムコト500	5V	富士製薬工業	2
セフェム系抗生剤	注射用ワイスター1g/バックS	10V	ニプロ	4
喘息・気管支拡張剤	ツロブテロールテープ2mg「久光」	70枚	久光	2
喘息・気管支拡張剤	テオロング錠100mg	100錠	エーザイ	2
中枢性制吐・鎮暈薬	トラベルミン配合錠	100錠	エーザイ	2
止血	トランサミン注10% 2.5ml	2.5ml×50A	第一三共	1
糖尿病用剤	トレスリーバ注フレックスタッチ	300単位×2本	ノボ	2
冠動脈拡張剤	ニトロール注 5mg シリンジ	10ml×10筒	エーザイ	2
強心剤	ネオフィリン注 250mg	10ml×30管	エーザイ	1
昇圧剤	ノルアドレナリン注1mg	1ml×10A	第一三共	2
抗血栓剤	バイアスピリン錠 100mg	700錠	バイエル	1
降圧剤	バルサルタン80mg「DSEP」	140錠	第一三共エス77	2
抗てんかん	バルプロ酸Na徐放B錠200mg「トーワ」	100錠	東和薬品	2
点眼剤	ヒアルロン酸Na点眼液0.1%「ファイザー」	5ml×10本	ファイザー	2
整腸剤	ビオスリ配合錠630錠/箱(東亜薬品)	630錠	東亜薬品	2
糖尿病用剤	ヒューマリンR注(1000単位/10ml)	10ml×1V	リリー	2
抗アレルギー剤	フェキソフェナジン塩酸塩60mg「SANIK」	100錠	日医工	2
抗てんかん	フェノバルル注 100mg	1ml×10A	第一三共	2
鎮けい薬	ブスコパン錠 10mg	100錠	日本ベーリンガー	2
鎮けい薬	ブスコパン注 20mg	1ml×50A	日本ベーリンガー	1
鎮咳薬	フスタゾール錠 10mg	100錠	田辺三菱製薬	2
抗凝固剤	プラザキサカプセル 75mg	112Cp	日本ベーリンガーインゲルハイム	2
利尿剤	フロセミド錠40mg「NP」	100錠	ニプロ	2
利尿剤	フロセミド注射液20mg「日医工」	2ml×50本	日医工	1

含嗽薬	ポピドンヨード含漱用液 7%	30ml × 50本	陽進堂	2
コト下痢殺菌・消毒剤	ポピドン液10%	250ml × 1本	吉田	40
抗ヒスタミン	ポラミン注 5mg	1ml × 10管	高田製薬	2
殺菌・消毒剤	マスキン液 (5W/V%)	500ml × 1本	丸石：大阪	40
輸液	メイロン 7% 250mL	10本	大塚	2
不整脈剤	メキシレチン塩酸塩カプセル100mg「サワイ」	100Cp	沢井	2
解熱鎮痛	メチロン注 25%	1ml × 50A	第一三共	2
消化管用剤	メトクロプロミド錠5mg「テバ」	100錠	武田テバ	2
喘息・気管支拡張剤	メプチンスイグヘラー10μg	5ml × 5本	大塚	4
喘息・気管支拡張剤	モンテカスト錠10mg「KM」	100錠	杏林	2
リンゲル液	ラクテックG輸液 500mL	20袋	大塚	6
消化性潰瘍治療剤	ランソプラゾールOD錠30mg「テバ」	100錠	武田テバ	2
不整脈剤	リドカイン静注用 2%シリンジ	5ml × 10本	テルモ	2
外用軟膏剤	リンデロンVG軟膏 5g	5g × 10本	塩野義	6
消化管用剤	レバミピド錠100mg「オーツカ」	500錠	大塚	1
キノロン系抗菌剤	レボフロキサシ錠500mg「DSEP」	50錠	第一三共エスファ	8
点眼剤	レボフロキサシン点眼液0.5%「ファイザー」	5ml × 10本	ファイザー	4
解熱鎮痛	ロキソプロフェン錠「EMEC」 60mg	1000錠	エルドメットエーザイ	1
止瀉剤	ロペミンカプセル 1mg	100Cp	ヤンセンファーマ	2
血管拡張剤	ワソラン錠 40mg	100錠	エーザイ	2

種別	医薬品名	規格	メーカー	数量
殺菌・消毒剤	0.05W/V%マスキンス水	500ml×1本	丸石製薬	20
総合感冒剤	P L 配合顆粒	1g×1000包	塩野義	1
血管拡張剤	アイトロール錠 20mg	1000錠	トーアエイヨー	1
止血	アドナ注 100mg	20ml×50管	田辺製薬販売	1
昇圧剤	アドレナリン注 0.1% シリジ	1ml×10本	テルモ	1
副交感神経	アトロピン硫酸塩注 0.5mg 「タナベ」	1ml×10本	田辺三菱製薬	1
糖尿病用剤	アマリール 1mg錠	100錠	日医工	1
降圧剤	アムロジピンOD錠 5mg 「あすか」	100錠	あすか製薬	1
消毒用エタノール	エコ消エタ消毒液	500ml×1本	吉田製薬	25
降圧剤	イラフ [®] リルメリン酸塩錠5mg「ファイザー」	100錠	ファイザー	10
輸液	大塚生食注 100mL	20袋	大塚製薬工場	2
輸液	大塚生食注 20mL	50管	大塚製薬工場	1
輸液	大塚糖液5% 250mL	10本	大塚	2
輸液	大塚糖液5% 500mL	20袋	大塚製薬工場	2
輸液	大塚糖液50% 20mL	50管	大塚	1
オキシドール	オキシフル液 3%	500ml×1本	第一三共	5
去痰薬	カルボシステイン錠 250mg 「トーワ」	1000錠	東和薬品	1
解熱鎮痛	コロナール細粒 20%	500g	あゆみ製薬	1
局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ 1%	10ml×10A	7S [®] ツギヤパン	1
局所麻酔剤	キシロカインポンツスプレー 8%	80g×1本	7S [®] ツギヤパン	2
喘息・気管支拡張剤	キプレス錠 10	100錠	杏林製薬	1
点眼剤	クラビット点眼液 0.5%	5ml×10本	参天製薬	2
マクロライド系抗生剤	クラリシッド錠 200mg	100錠	マイランEPD	3
糖尿病用剤	グルファスト錠 10mg	100錠	キッセイ薬品	1
抗血栓剤	カレドゲル錠75mg「サイ」	500錠	沢井製薬	1
点眼剤	サンピロ点眼液 2%	10本	参天製薬	1
喘息・気管支拡張剤	シビ [®] エトタ [®] ヒューイ [®] 60吸入	1個	アステラス	1
糖尿病用剤	ジャヌビア錠 50mg	100錠	MSD	1
セフェム系抗生剤	セファゾリンNa注射用 1g 「NP」	10袋	ニプロ	2
セフェム系抗生剤	セフォセフ静注用1g	10V	沢井製薬	2
セフェム系抗生剤	セフジニルカプセル100mg「ファイザー」	100Cp	ファイザー	7
下剤	センノシド錠 12mg 「セイコー」	1000錠	扶桑薬品	1
輸液(小児用開始液)	ソルデム1輸液 200mL×30袋	30袋	テルモ	1
維持液	ソルデム3A輸液 200ml	30袋	テルモ	2
維持液	ソルデム3A輸液 500ml	20袋	テルモ	2
ホルモン剤	ソルメドロール 500mg	5V	ファイザー	1
喘息・気管支拡張剤	テオドール錠 100mg	100錠	田辺三菱	1
抗てんかん	デパケンR錠 200mg	1000錠	協和キリン	1
中枢性制吐・鎮暈薬	ドラマミン50mg	100錠	陽進堂	1
止血	トランサミン注 5%	5ml×50A	第一三共	1
冠動脈拡張剤	ニトロール注 5mg	10ml×10管	エーザイ	1
強心剤	ネオフィリン注 250mg	10ml×10管	エーザイ	1
昇圧剤	ノルアドレナリン注 1%	1ml×10A	第一三共	1
抗血栓剤	バイアスピリン錠 100mg	500錠	バイエル	1
外用軟膏剤	白色ワセリン	500g	丸石製薬	2
降圧剤	バルサルタン錠80mg「サンド」	140錠	サンド	1
整腸剤	ビオフェルミンR散	1000g	ビオフェルミン	1
降圧剤	ビソプロロールフマル酸塩錠2.5mg「トーワ」	100T	東和薬品	1
抗アレルギー剤	フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「SANIK」	100錠	日医工サノフィ	1
鎮けい薬	ブスコパン錠 10mg	100錠	日本ベーリンガー	1
鎮けい薬	ブスコパン注 20mg	1ml×10A	サノフィ	1
鎮咳薬	フスタゾール錠 10mg	1000錠	田辺三菱製薬	1
抗凝固剤	ブラザキサカプセル 75mg	112Cp	ベーリンガー	1
心疾患用剤	フランドルテープ 40mg	100枚	トーアエイヨー	1
利尿剤	フロセミド錠 20mg 「NP」	100錠	ニプロ	1
糖尿病用剤	ベイスン錠 0.2	500錠	武田テバ	1
喘息・気管支拡張剤	ホクナリンテープ 2mg	70枚	マイラン	1
含嗽薬	ポビドンヨードガーグル7%「マイラン」	30ml×50本	ファイザー(株)	1
ヨード系殺菌・消毒剤	ポビドンヨード外用液 10%「マイラン」	250ml×1本	ファイザー	20
抗ヒスタミン	ポララミン注 5mg	1ml×10管	高田製薬	1
輸液	メイロン 7% 250mL	10本	大塚	1
解熱鎮痛	メチロン注 25%	1ml×50A	第一三共	1
消化管用剤	メトクロプラミド錠5mg「タカタ」	1000錠	高田製薬	1

喘息・気管支拡張剤	メプチンエアー10 μ g吸入100	5ml \times 10本	大塚	1
リンゲル液	ラクテックG輸液 500mL	20袋	大塚製薬工場	2
利尿剤	ラシックス注 20mg	2ml \times 50本	日医工	1
消化性潰瘍治療剤	ランソプラゾールOD錠 15mg 「武田テバ」	500錠	武田テバ薬品	1
不整脈剤	リスモダンカプセル 100mg	100Cp	サノフィ	1
外用軟膏剤	リンデロンVG軟膏 5g	5g \times 10本	塩野義	3
消化管剤	レバミピド錠100mg 「タバ」	500錠	田辺製薬販売	1
キノロン系抗菌剤	レボフロキサシ錠500mg 「DSEP」	100錠	第一三共エスファ	2
解熱鎮痛	ロキソプロフェン錠 60mg 「EMEC」	1000錠	エルメッドエーザイ	1
止瀉剤	ロペミンカプセル 1mg	500Cp	ヤンセンファーマ	1
血管拡張剤	ワソラン錠 40mg	100錠	エーザイ	1
不整脈剤	静注用キシロカイン2%	5ml \times 10本	アスペンジャパン	1

種別	医薬品名	規格	メーカー	数量
維持液	KN3号輸液 500mL	500mL×20本	大塚製薬	2
総合感冒剤	PL配合顆粒	1g×100包	塩野義製薬	2
坐剤	アセトアミノフェン坐剤小児用100mg「JG」	100個	日本ゼネリック	1
坐剤	アセトアミノフェン坐剤小児用200mg「JG」	100個	日本ゼネリック	1
止血	アドナ注(静脈用)100mg 0.5%20mL	20ml×50管	ニッポESファーマ	2
副交感神経	アトロピン硫酸塩注0.5mg「フソー」1mL	1ml×50A	扶桑薬品	1
慢性期	アムロジピンOD錠5mg「武田テバ」	100錠	武田テバファーマ	1
血管拡張剤	イソコロナルRカプセル20mg	100Cp	日医工	2
糖尿病用剤	インスリングルルギンBS注ミリオペン「リリー」300単位キット	2キット	日本イライリ	2
慢性期	エクア錠50mg	100錠 H	ハルティスファーマ	1
精神神経剤	エチゾラム錠0.5mg「SW」	100錠 H	沢井	2
慢性期	エナラプリルマレイン酸塩錠5mg「CH」	100錠 H	日本ジェネリック	1
オキシドール	オキシドール シオエ 500mL	500ml×1本	シオエ	10
慢性期	オルメサルタンOD錠20mg「DSEP」	100錠 H	第一三共エスファ	1
慢性期	カルボシステイン錠250mg「テバ」	100錠 H	武田テバファーマ	1
解熱鎮痛	カロナール錠200mg	100錠	あゆみ製薬	2
局所麻酔剤	キシロカインポンプスプレー8% 80g	80g×1本	アスペンジャパン株式会社	4
局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ1% 10mL	10ml×10A	アスペンジャパン株式会社	2
マクロライド系抗生剤	クラリスロマイシン錠200mg「マイラン」	100錠 H	ファイザー	6
慢性期	グリメピリド錠1mg「NP」	100錠 H	ニプロ	1
慢性期	クロピドグレル錠75mg「サワイ」	100錠	沢井製薬	3
点眼剤	サンピロ点眼液1% 5mL	5ml×10	参天製薬	2
不整脈剤	シベンゾリンコハク酸塩錠100mg「タナベ」	100錠 H	三菱ウェルファーマ	2
慢性期	シムビコートタービュヘイラー60吸入	1キット	アステラス	1
慢性期	シングレア錠10mg	100錠 H	MSD	1
糖尿病用剤	スターシス錠90mg	100錠	アステラス製薬	1
セフェム系抗生剤	セファゾリンNa点滴静注用1gバッグ「オーツカ」	10キット	大塚製薬工場	4
セフェム系抗生剤	セフォセフ静注用1g	10瓶	沢井製薬(株)	4
セフェム系抗生剤	セフカペンピボキシル塩酸塩錠100mg「YD」	100錠 H	陽進堂	14
下剤	センノシド錠12mg「サワイ」	100錠 H	沢井製薬(株)	6
ホルモン剤	ソル・メドロール静注用125mg	5V	ファイザー	2
輸液(小児用開始液)	ソルデム1輸液 200mL	30袋	フィル	2
維持液	ソルデム3A輸液 200mL	30袋	フィル	4
維持液	ソルデム3A輸液 500mL	20袋	フィル	4
坐剤	ダイアアップ坐剤4mg	50個	高田製薬	2
慢性期	テオフィリン徐放錠100mg「サワイ」	100錠 H	沢井製薬(株)	1
輸液	テルモ生食 500mL	20袋	フィル	4
慢性期	トラベルミン配合錠	100錠 H	エーザイ	1
止血	トランサミン注5% 5mL	5ml×50A	第一三共	1
消化管剤	ドンペリドン錠10mg「タイヨー」	100錠 H	武田テバファーマ	2
冠動脈拡張剤	ニトロール注5mg/10mL	10ml×10筒	エーザイ	2
強心剤	ネオフィリン注250mg 2.5%10mL	10ml×10管	エーザイ	2
昇圧剤	ノルアドレナリン注1mg 1mL	10管	第一三共	2
抗血栓剤	バイアスピリン錠100mg	700錠	パル薬品	1
抗てんかん	バルプロ酸Na徐放錠200mg「トローワ」	100錠 H	東和薬品株式会社	2
降圧剤	ビスプロロールフマル酸塩錠5mg「テバ」	100錠 H	武田テバファーマ	1
慢性期	ヒューマリンR注 100単位/mL	10mL	日本イライリ	2
慢性期	フェキサフェナジン塩酸塩錠30mg「三和」	100錠 H	三和化学研究所	1
抗てんかん	フェノバル注射液100mg 1mL	1ml×10A	第一三共	2
鎮けい薬	ブスコパン注20mg 2%1mL	10管	サワイ	5
鎮咳薬	フスタゾール糖衣錠10mg	100錠	三菱ウェルファーマ	1

鎮けい薬	ブチルスコボラミン臭化物錠10mg「ツルハラ」	100錠 H	鶴原製薬	2
利尿剤	フロセミド錠20「武田テバ」	100錠 H	武田テバファーマ	2
利尿剤	フロセミド注20mg「トーワ」	2ml×50本	東和薬品	1
点眼剤	ベガモックス点眼液0.5% 5mL	5ml×10	日本アルコ	4
消化管剤	ベタメタゾン吉草酸エステル軟膏0.12%「トーワ」	5g×10本	東和薬品株式会社	6
慢性期	ホクナリンテープ2mg	70枚	マルト	1
慢性期	ボグリボース0D錠0.3mg「マイラン」	100錠 H	ファイザー	1
昇圧剤	ボスミン注1mg 1mL	1ml×20本	第一三共	1
維持液	ポタコールR	500mL×20本		2
含嗽薬	ポビドンヨードガーグル液7%「明治」30mL	30mL×50本	Meiji Seikaファルマ	2
ヨード系殺菌・消毒剤	ポビドンヨード外用液10%「明治」250mL	250mL	日東マック	40
抗ヒスタミン	ポラミン注5mg 0.5%1mL	1ml×10管	高田製薬	2
殺菌・消毒剤	マスキン水0.05%500mL	500mL	丸石製薬	40
輸液	メイロン静注7% 250mL	10袋	大塚製薬工場	2
慢性期	メプチンエア-10μg吸入100回	5ml×10	大塚製薬	1
リンゲル液	ラクテックG輸液 500mL	20袋	大塚製薬工場	6
整腸剤	ラックビー錠	100錠 H	興和創薬	2
慢性期	ランソプラゾール0D錠15mg「日医工」	500錠 H	日医工	1
不整脈剤	リドカイン静注用2%シリンジ「テルモ」(5mL)	5ml×10本	テルモ	2
消化管剤	レバミピド錠100mg「サワイ」	500錠 H	沢井製薬(株)	1
キノロン系抗菌剤	レボフロキサシン錠500mg「DSEP」	50錠 H	第一三共エスエフ株式会社	8
解熱鎮痛	ロキソプロフェンNa錠60mg「武田テバ」	100錠 H	武田テバファーマ	16
止瀉剤	ロペラミド塩酸塩カプセル1mg「タイヨー」	100Cp H	武田テバファーマ	2
血管拡張剤	ワソラン錠 40mg	100錠	エーザイ	2
消毒用エタノール	消毒用エタノール「マルイシ」	500mL	丸石製薬	40
心疾患用剤	硝酸イソソルビドテープ40mg「テイコク」	100枚	日医工	1
輸液	大塚生食注100mL	10瓶	大塚製薬	4
輸液	大塚生食注ツイスト 20mL	50管	大塚製薬工場	2
輸液	大塚糖液5% 500mL	20袋	大塚製薬	4
輸液	大塚糖液5%100mL	10瓶	大塚製薬	4
輸液	大塚糖液50% 200mL	20袋	大塚	1
輸液	大塚糖液50% 20mL	50管	大塚製薬工場	2
ホルモン剤	注射用ソル・メルコート125 125mg(溶解液付)	5瓶	富士製薬工業	2
外用軟膏剤	白色ワセリン	500g	シオエ	4
抗不安剤	セルシン注5mg	10管	武田テバ	1

種別	医薬品名	規格	メーカー	数量
総合感冒剤	PL配合顆粒	1g×1000包	塩野義	1
輸液(小児用開始液)	YDソリタT1号輸液 200mL	20本	陽進堂	2
降圧剤	アジルバ錠 20mg	500錠	武田	2
止血	アドナ注 100mg	20ml×50管	ニッポESファーマ	2
昇圧剤	アドレナリン注 0.1% シリンジ	1ml×10本	テルモ	2
副交感神経	アトロピン硫酸塩注0.5mg「アト」	1ml×10A	ニッポESファーマ	10
糖尿病用剤	アマリール 1mg錠	500錠	サノフィ	1
降圧剤	アムロジピンOD錠5mg「サワイ」	700錠	沢井製薬	1
抗アレルギー剤	アレグラ錠 60mg	500錠	サノフィ	1
坐剤	アンヒバ坐剤小児用100mg	100個	マイランEPD	1
坐剤	アンヒバ坐剤小児用200mg	100個	マイランEPD	1
含嗽薬	イソジンガーゲル液7%	30ml×50本	塩野義	2
抗凝固剤	エリキュース錠2.5mg	140錠	ファイザー	2
オキシドール	オキシドール消毒用液「マルシ」	500ml×1本	丸石	10
解熱鎮痛	カロナール細粒 20%	100g	あゆみ製薬	2
局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ1%	5ml×10A	アスペンジャパン	2
局所麻酔剤	キシロカインホップスプレー 8%	80g×1本	アスペンジャパン	4
喘息・気管支拡張剤	キプレスOD錠10mg	200錠	杏林	1
糖尿病用剤	グラクティブ錠 50mg	500錠	小野薬品	1
キノロン系抗菌剤	クラビット錠250mg	500錠	第一三共	1
点眼剤	クラビット点眼液 0.5%	5ml×10本	参天	4
マクロライド系抗生剤	クラリス錠200mg	500錠	大正製薬	2
糖尿病用剤	グルファスト錠 10mg	500錠	キッセイ	1
セフェム系抗生剤	ケフレックスカプセル250mg	100Cp	共和	14
点眼剤	サンピロ点眼液 2%	10本	参天	2
喘息・気管支拡張剤	シビルコート吸入器 60吸入	1個	アステラス	2
不整脈剤	静注用キシロカイン2%	5ml×10A	アスペンジャパン	2
消毒用エタノール	消毒用エタノール「NP」	500ml×1本	ニプロファーマ	50
セフェム系抗生剤	スルペラゾンキット静注用1g	10キット	ファイザー	4
輸液	生理食塩液PL「フー」 20ml	50管	扶桑	2
セフェム系抗生剤	セファゾリンNa点滴静注用1g×10「オウカ」	1gキット×10	大塚製薬	4
精神神経剤	セルシン注射液10mg	10A	武田テバ薬品	1
下剤	センノシド錠12mg「セイロ」	1000錠	扶桑	6
ホルモン剤	ソル・コーテフ注射用100mg	5V	ファイザー	2
坐剤	ダイアアップ坐剤 4mg	50個	高田製薬	2
喘息・気管支拡張剤	テオドール錠 100mg	500錠	田辺三菱	1
抗てんかん	デパケンR錠 200mg	1000錠	協和キリン	1
精神神経剤	デパス錠 0.5mg	1000錠	田辺三菱	1
中枢性制吐・鎮暈薬	ドラミン錠50mg	100錠	陽進堂	2
止血	トランサミン注 5%	5ml×10A	第一三共	2
冠動脈拡張剤	ニトロール注 5mg シリンジ	10ml×10筒	エーザイ	2
強心剤	ネオフィリン注 250mg	10ml×30管	エーザイ	2
消化性潰瘍治療剤	ネキシウムカプセル20mg	500Cp	第一三共	1
昇圧剤	ノルアドリナリン注 1mg	1ml×10A	アルフレッサファーマ	2
抗血栓剤	バイアスピリン錠 100mg	500錠	バイエル	2
点眼剤	ヒアルロン酸ナトリウムPF点眼液0.1%「日点」	5ml×10本	日本点眼	3
整腸剤	ビオフェルミンR錠	500錠	ビオフェルミン	1
糖尿病用剤	ヒューマリンR注100単位/ml	10ml×1V	日本イーライリリー	2
抗てんかん	フェノバル注射液 100mg	1ml×10A	第一三共	2
鎮けい薬	ブスコパン錠 10mg	100錠	サノフィ	2
鎮咳薬	フスタゾール錠 10mg	100錠	ニプロESファーマ	2
鎮けい薬	ブチルスコポラミン臭化物注20mgシリンジ「NP」	1ml×10筒	ニプロファーマ	2
輸液	ブドウ糖注5%「フソー」 200mL	20本	扶桑	4
輸液	ブドウ糖注50%PL「フー」 20ml	50管	扶桑	2
抗血栓剤	ブラビックス錠 75mg	700錠	サノフィ	1
血管拡張剤	フランドル錠20mg	100錠	アステラス	2
心疾患用剤	フランドルテープ 40mg	350枚	アステラス	1
消化管用剤	プリンペラン錠 5mg	500錠	アステラス	1
ホルモン剤	プレドニン錠5mg	500錠	塩野義製薬	1
外用軟膏剤	プロペト	500g	丸石	6
糖尿病用剤	ベイスンOD錠0.3mg	500錠	武田テバ	1

喘息・気管支拡張剤	ホクナリンテープ 2mg	350枚	マイランEPD	1
ヨード系殺菌・消毒剤	ポビドンヨード外用液10%「マイリン」	250ml×1本	ファイザー	40
抗ヒスタミン	ポラミン注 5mg	1ml×10管	高田製薬	2
殺菌・消毒剤	マスキン液 (5W/V%)5%	500ml×1本	丸石	40
消化管用剤	ムコスタ錠 100mg	500錠	大塚	2
去痰薬	ムコダイン錠250mg	2100錠	杏林	1
輸液	メイロン 7% 250mL	10本	大塚工場	2
降圧剤	メインテート錠5mg	500錠	田辺三菱	1
解熱鎮痛	メチロン注 25%	1ml×50A	第一三共	2
喘息・気管支拡張剤	メプチンスイングヘラー10 μ g吸入100回分	5ml×5本	大塚製薬	4
リンゲル液	ラクテックG輸液 500mL	20袋	大塚工場	4
利尿剤	ラシックス錠 20mg	1000錠	日医工	1
利尿剤	ラシックス注 20mg	2ml×50A	日医工	1
糖尿病用剤	ランタスXR注ソロスター	300単位×2本	サノフィ	2
不整脈剤	リスモダンカプセル 100mg	100Cp	サノフィ	2
外用軟膏剤	リンデロンVG軟膏 5g	5g×10本	塩野義	6
降圧剤	レニベース錠 5	700錠	MSD	1
解熱鎮痛	ロキソニン錠 60mg	3150錠	第一三共	1
止瀉剤	ロペミンカプセル 1mg	100Cp	ヤンセンファーマ	2
血管拡張剤	ワソラン錠 40mg	1000錠	エーザイ	1
輸液	大塚生食注 100mL	10本	大塚工場	4
輸液	大塚生食注 500mL	20袋	大塚工場	4
輸液	大塚糖液 5% 500mL	20袋	大塚工場	4
輸液	大塚糖液 5.0% 200mL	20袋	大塚	1

種別	医薬品名	規格	メーカー	数量
維持液	KN3号輸液 500mL	500mL×20袋	大塚製薬	2
総合感冒剤	PL配合顆粒	1g×1000包	塩野義	1
副交感神経	アロピン硫酸塩注0.5mg「クハ」	5ml×50本	ニプロ	1
降圧剤	アロピンOD錠5mg「クミファ」	500錠	クミファ	1
坐剤	アルピニー坐剤100	100個	久光製薬	1
坐剤	アルピニー坐剤200	100個	久光製薬	1
糖尿病用剤	インスリングルルギンBS注ミリオペン「リリー」	300単位×2本	リリー	2
精神神経剤	イソラミ錠0.5mg「JG」	1000錠	日本ジェネリック	1
輸液	大塚生食注 100mL	10本	大塚製薬	4
輸液	大塚生食注 20mL	50管	大塚製薬	2
輸液	大塚糖液5% 100mL	10本	大塚製薬	4
輸液	大塚糖液50% 20mL	50管	大塚製薬	2
オキシドール	オキシドール消毒用液「マルイ」	500ml×1本	丸石製薬	10
止血	カルババクロムスルホン酸ナトリウム静注液100mg「日医工」	20ml×50管	日医工	2
去痰薬	カボシチン錠500mg「JG」	500錠	日本ジェネリック	1
解熱鎮痛	カロナール細粒 20%	100g	あゆみ製薬	2
局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ 1%	5ml×10A	アベツギヤパン	2
局所麻酔剤	キシロカインポンプスプレー 8%	80g×1本	アベツギヤパン	4
糖尿病用剤	グラクティブ錠50mg	500錠	小野薬品	1
キノロン系抗菌剤	クラビット錠 500mg	100錠	第一三共	4
点眼剤	クラビット点眼液1.5%	5ml×10本	参天製薬	4
マクロライド系抗菌剤	クラリスッド錠200mg	500錠	マイランEPD	2
糖尿病用剤	グリベリト錠1mg「FFP」	500錠	共創未来ファーマ	1
輸液	グルアセト35注	500mL×20本	ニプロ	1
糖尿病用剤	グルファストOD錠 10mg	500錠	キッセイ薬品	1
抗血栓剤	クロピドグレル錠75mg「EE」	140錠	エルメドエーザイ	2
外用軟膏剤	ゲンタシン軟膏0.1%	10g×10本	高田製薬	4
ホルモン剤	サクシジン注射用100mg	5V	武田テバファーマ	4
点眼剤	サンピロ点眼液 2%	10本	参天	2
喘息・気管支拡張剤	シビコトクベユヘイラ 60吸入	1個	アステラス	2
心疾患用剤	硝酸イソルビドテープ 40mg「サウ」	100枚	沢井製薬	1
消毒用エタノール	消毒用エタノール	500ml×1本	丸石製薬	50
喘息・気管支拡張剤	シグレブOD錠10mg	60錠	MSD	4
点眼剤	人工涙液マイティア点眼液	5ml×10本	千寿	2
殺菌・消毒剤	ステリクロンW液0.5	500ml×1本	ケンエー	40
セフェム系抗菌剤	セフゾリンNa点滴静注用1gパツク「オツカ」	10袋	大塚	4
セフェム系抗菌剤	セフカペンピポキシル塩酸塩錠100mg「CH」	100T	長生堂	14
下剤	センバド錠12mg「セイコー」	1000錠	扶桑薬品	1
維持液	ソルテム3A輸液200mL	30袋	テルモ	4
維持液	ソルテム3A輸液500mL	20袋	テルモ	4
坐剤	ダイアアップ坐剤10mg	50個	高田製薬	2
喘息・気管支拡張剤	ツロブテロール2mg「日医工」	350枚	日医工	1
喘息・気管支拡張剤	テオドール錠 100mg	100錠	田辺三菱	2
抗てんかん	デパケンR錠 200mg	1000錠	協和キリン	1
中枢性制吐・鎮暈薬	トラベルミン配合錠	100錠	エーザイ	2
止血	トランサミン注 5%	5ml×50A	第一三共	1
血管拡張剤	ニトロールRカプセル 20mg	100Cp	エーザイ	10
冠動脈拡張剤	ニトロール注 5mg	10ml×10筒	エーザイ	2
強心剤	ネオフィリン注 250mg	10ml×10管	エーザイ	2
昇圧剤	ノルアドリナリン注 1%	1ml×10A	第一三共	2
抗血栓剤	バイアスピリン錠 100mg	500錠	バイエル	2
外用軟膏剤	白色ワセリン	500g	丸石製薬	4
降圧剤	バルサルタン錠80mg「日医工」	700錠	日医工	1
殺菌・消毒剤	ビブテングルネット液20%	500ml×1本	大日本住友	40
糖尿病用剤	ヒューマリンR注100単位/ml	10ml×1V	日本イライリ	2
抗アレルギー剤	フェキソフェジン塩酸塩錠60mg「クミファ」	500錠	クミファ	1
抗てんかん	フェノバル注 100mg	1ml×10A	第一三共	2
鎮けい薬	ブスコパン錠 10mg	1000錠	日本ベーリンガー	1
鎮咳薬	フスタゾール糖衣錠 10mg	1000錠	ニプロ	1
鎮けい薬	ブチルスコポラミン臭化物注20mg「日医工」	1ml×50A	日医工	1

抗凝固剤	プラザキサカプセル 75mg	112Cp	日本ベ-リソカ-	2
消化管用剤	プリンペラン錠 5mg	1000錠	アステラス	1
利尿剤	フロセミド錠20mg「武田テバ」	1000錠	武田テバファーマ	1
利尿剤	フロセミド注射液20mg「日医工」	2ml×50本	日医工	1
糖尿病用剤	ホ-ケリホ-スOD錠0.3mg「ケミファ」	500錠	ケミファ	1
昇圧剤	ボスミン注1mg	1ml×20本	第一三共	1
維持液	ポタコールR	500mL×20袋	大塚工場	2
ヨード系殺菌・消毒剤	ホ-ビド-ンヨ-ト-液10%「明治」	250ml×1本	Meiji Seikaファルマ	40
含嗽薬	ホ-ビド-ンヨ-ト-ガ-ゲル液7%「明治」	30ml×50本	Meiji Seikaファルマ	2
抗ヒスタミン	ポララミン注 5mg	1ml×10管	高田製薬	2
整腸剤	ミヤBM錠	500錠	ミヤザン製薬	1
輸液	メイロン 7% 250mL	10袋	大塚製薬工場	2
降圧剤	マインテ-錠5mg	280錠	田辺三菱	1
ホルモン剤	メチプロレト-ニ-ソ-ロコハク酸エステルNa500mg「サワイ」	5V	サワイ	2
解熱鎮痛	メチロン注 25%	1ml×50A	第一三共	2
喘息・気管支拡張剤	メ-フキット-エア-10μg吸入100	5ml×10本	大塚	2
喘息・気管支拡張剤	メ-フキット-エア-5μg吸入100	2.5ml×10本	大塚	2
リンゲル液	ラクテックG輸液 500mL	20袋	大塚製薬工場	6
消化性潰瘍治療剤	ランソプラゾ-ルOD錠15mg「ケミファ」	500錠	ケミファ	1
糖尿病用剤	ランタスXR注ソロスター	300単位×2本	サノフィ	2
不整脈剤	リスエド-ンR錠150mg	100錠	サノフィ	2
輸液(小児用開始液)	リ-ラス1号輸液200mL	20袋	扶桑薬品	2
降圧剤	レニベ-ス錠 5	100錠	MSD	2
消化管用剤	レハ-ミド-錠100mg「NP」	500錠	ニ-プロ	2
解熱鎮痛	ロキソ-ロフィンNa錠60mg「三和」	1000錠	三和化学	2
止瀉剤	ロペミンカプセル 1mg	500Cp	ヤンセンファ-マ	1
セフェム系抗生剤	ワイス-タル配合点滴静注用1gハ-ツク-	10キット	ニ-プロ	4
血管拡張剤	ワソラン錠 40mg	1000錠	エ-ザイ	1
血管拡張剤	ワソラン錠 40mg	100錠	エ-ザイ	2
不整脈剤	静注用キシロカイン2%	5ml×10A	ア-ス-ソ-ジ-ヤ-パン	2
輸液	大塚生食注 500mL	20袋	大塚製薬	4
輸液	大塚糖液5% 500mL	20袋	大塚製薬	4
輸液	大塚糖液50% 200mL	20袋	大塚	1

種別	医薬品名	規格	メーカー	数量
殺菌・消毒剤	5%マスキング液	500ml×1本	マルイシ	20
総合感冒剤	PL配合顆粒	1g×100包	塩野義	1
輸液(小児用開始液)	YDソリター-T1号輸液 200mL	20本	陽進堂	2
維持液	YDソリター-T3号輸液 500mL	20袋	陽進堂	4
維持液	YDソリター-T3号輸液 200mL	20本	陽進堂	4
鎮咳薬	アストミン錠10mg「オファンパシフィック」	100錠	オーシャンパシフィック	2
喘息・気管支拡張剤	アドエア250 ^テ ィスカス28B L	1個	GSK	2
止血	アドナ注 100mg	20ml×50管	ニッポクドエスファーマ	1
降圧剤	アムロジピンOD錠5mg「あすか」	100錠	あすか製薬	2
坐剤	アルピニー坐剤 100mg	100個	久光製薬	1
坐剤	アルピニー坐剤 200mg	100個	久光製薬	1
抗凝固剤	イグザレト錠10mg	100錠	バイエル	2
ヨード系殺菌・消毒剤	イソジジン液10%	250ml×1本	塩野義	20
精神神経剤	エチゾラム錠0.5mg「JG」	100錠	日本ジェネリック	1
降圧剤	Eラフ ^ル リルムリン酸塩錠5mg「サワイ」	100錠	沢井	2
輸液	大塚生食注 100mL	10本	大塚製薬工場	2
輸液	大塚生食注 20mL	50管	大塚製薬	1
輸液	大塚生食注 500mL	20袋	大塚製薬工場	4
輸液	大塚糖液5% 500mL	20袋	大塚製薬工場	4
輸液	大塚糖液50% 20mL	50管	大塚製薬工場	1
オキシドール	オキシフル3%	500ml×1本	第一三共	5
去痰薬	カルボシステイン錠250mg「テバ」	100錠	武田テバファーマ	2
解熱鎮痛	コロナール細粒 20%	360包	あゆみ製薬	1
局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ 1%	10ml×10A	アスピックジャパン	1
局所麻酔剤	キシロカインホップスプレー 8%	80g×1本	アスピックジャパン	2
糖尿病用剤	グラクティブ錠50mg「小野」	100錠	小野薬品	2
点眼剤	クラビット点眼液1.5% (5ml/瓶)	5ml×10本	参天製薬	2
マクロライド系抗生剤	クラリスロマイシン錠200mg「クハ」	100錠	田辺製薬販売	3
糖尿病用剤	グリメピリドOD錠1mg「トーワ」	100錠	トーワ	2
糖尿病用剤	グルファスト錠10mg	100錠	キッセイ薬品	2
抗血栓剤	クロピトグレル錠 25mg「SANIK」	100錠	日医工	2
消毒用エタノール	消毒用エタノール「マルイシ」	1000ml×1本	マルイシ	25
喘息・気管支拡張剤	シングレアOD錠 10mg	60錠	MSD	4
セフェム系抗生剤	セファゾリンNa点滴静注1gバッグ「オツカ」	10袋	大塚製薬工場	2
下剤	センノシド錠12mg「サワイ」	100錠	沢井	3
維持液	ソルデム3輸液	500mL×20本	テルモ	2
ホルモン剤	ソルメドロール 500mg	5V	ファイザー	1
坐剤	ダイアップ坐剤 4mg	50個	高田製薬	1
抗アレルギー剤	タリオンOD錠 10mg	100錠	田辺三菱	2
喘息・気管支拡張剤	ツロブテロールテープ 2mg	70枚	久光	2
喘息・気管支拡張剤	テオドール錠 100mg	100錠	田辺三菱	2
抗てんかん	デパケンR錠 200mg	100錠	協和キリン	1
中枢性制吐・鎮暈薬	トラベルミン配合錠「エーザイ」	100錠	エーザイ	2
止血	トランサミン注 10%	10ml×10A	第一三共	1
糖尿病用剤	トレシーパー注フレックスタッチ	300単位×2本	ノボ	1
血管拡張剤	ニトロールRカプセル 20mg	100Cp	エーザイ	1
冠動脈拡張剤	ニトロール注 5mg	10ml×10A	エーザイ	1
強心剤	ネオフィリン注 250mg	10ml×10管	エーザイ	1
昇圧剤	ノルアドレナリン注 1mg	1ml×10A	第一三共	1
抗血栓剤	バイアスピリン錠 100mg	500錠	バイエル	2
降圧剤	バルサルタン錠80mg「JG」	140錠	日本ジェネリック	2
整腸剤	ビオフェルミンR錠「タケダ」	100錠	武田	1
糖尿病用剤	ヒューマリンR注100単位/ml	10ml×1V	日本イライリ-	1
抗てんかん	フェノバル注 100mg	1ml×10A	第一三共	1
鎮けい薬	ブスコパン注 (20mg/1ml)	1ml×10A	サノフィ	5
鎮けい薬	ブチルスコポラミン臭化物錠10mg「ツルハラ」	100錠	鶴原製薬	1
消化管剤	プリンペラン錠5mg「アステラス」	100錠	アステラス	1
利尿剤	フロセミド錠 20mg「NP」	100錠	ニプロ	1
利尿剤	フロセミド注射液 20mg	2ml×50A	武田テバファーマ	1
外用軟膏剤	プロベト	500g	丸石製薬	2
血管拡張剤	ベラパミル塩酸塩 40mg「タイヨー」	100錠	武田テバファーマ	1
糖尿病用剤	ボグリボースOD錠 0.3mg「サワイ」	100錠	沢井	2

昇圧剤	ボスミン注1mg	1ml×20本	第一三共	1
リンゲル液	ポタコールR	500mL×20本	大塚製薬工場	6
含嗽薬	ポピロンガーグル	30ml×50本	シオエ	1
抗ヒスタミン	ポラミン注 5mg	1ml×10管	高田製薬	1
	マイジェクター注射針付シリンジ 1目盛2単位	27G (0.4mm) ×1/2 (13mm) 280入	テルモ	1
セフェム系抗生剤	メイアクトMS錠100mg「明治」	100T	Meiji Seikaファルマ	7
輸液	メイロン 7% 250mL	10本	大塚製薬工場	2
降圧剤	メインテート5mg「田辺」	100T	田辺三菱	2
不整脈剤	メキシレチン塩酸塩カプセル100mg「JG」	100Cp	日本ジェネリック	1
解熱鎮痛	メチロン注25% (250mg/1ml)「第一三共」	1ml×50A	第一三共	1
喘息・気管支拡張剤	メプチンエア-10μg吸入100	5ml×10本	大塚	2
消化性潰瘍治療剤	ランソプラゾールOD錠 15mg	100錠	ケミファ	2
副交感神経	硫酸アトロピン注射液 0.5mg	1ml×50本	田辺三菱	1
外用軟膏剤	リンデロンVG軟膏 5g	5g×10本	塩野義	3
消化管用剤	レバミピド錠「オーツカ」	100錠	大塚製薬工場	1
キノロン系抗菌剤	レボフロキサシン錠 250mg「DSEP」	100錠	第一三共エスファ	2
解熱鎮痛	ロキソプロフェン錠60mg「EMEC」	100錠	エルドメット	8
止瀉剤	ロペミンカプセル1mg	100Cp	ヤンセンファーマ	1
セフェム系抗生剤	ワイスターール配合点滴静注用1gバッグ	10キット	ニプロ	2
心疾患用剤	硝酸イソソルビドテープ40mg「テイコク」	100枚	日医工	1
不整脈剤	静注用キシロカイン2%	5ml×10本	アズノジャパン	1

防疫用薬剤及び衛生材料

令和2年4月現在

ア 防疫用薬剤

品名	規格	数量
塩化ベンザルコニウム (逆性石鹼液)	5% 500mL/本	5,500本

イ 衛生材料

品名	規格	数量
ガーゼ	10m	286個
	300枚	11個
脱脂綿	100g	1370個
	500g	15個
伸縮包帯	62mm×4m	685個
救急絆創膏	19mm×72mm×100枚	121個
三角巾	90mm×90mm×130cm	275個
骨折セット	約20人分/セット	7セット
弾性包帯	10巻/箱(3種)	48個
伸縮包帯	10巻/箱(3種)	48個
頸椎固定用装具	3種	48個
指固定装具	スタンダード	16個
	フィンガー	2個
固定用装具	6巻/包(腕用)	16個
	6巻/包(指用)	32個
テープ	12巻/箱(25mm)	16個
	6巻/箱(50mm)	16個
外科ハサミ		15本

災害時医薬品等備蓄供給実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時における人命救助に万全を期するため、災害時に必要な医薬品、防疫用薬剤及び衛生材料等（以下「災害時医薬品等」という。）を備蓄するとともに、その円滑な供給を図るため必要な事項を定めるものとする。

(災害時医薬品等の備蓄等)

第2条 県は、地域防災計画の被害想定等に合わせ、必要となる災害時医薬品等を徳島県医薬品卸業協会（以下「卸業協会」という。）及び災害拠点病院等医療機関等の協力を得て備蓄するものとする。

2 前項に基づき備蓄する災害時医薬品等の備蓄場所等は、次のとおりとする。

(1) 備蓄場所（別紙1）

ア 医薬品

卸業協会の各会員営業所（6か所）
災害拠点病院等医療機関（12か所）

イ 防疫用薬剤及び衛生材料

徳島県保健所（6か所）
鳴門総合サービスセンター
小松島県民サービスセンター
一般社団法人徳島県薬剤師会

(2) 種類及び備蓄量

別紙2に定めるとおりとする。

(指定備蓄者)

第3条 県は、備蓄場所ごとに災害時医薬品等を備蓄する者（以下「指定備蓄者」という。）を指定し、保管管理を依頼するものとする。

2 指定備蓄者は、その管理責任者を定め、災害時医薬品等を適切に保管管理するものとする。

(保管管理)

第4条 災害拠点病院等医療機関の指定備蓄者は、医薬品を良好な状態で、かつ、可能な限りランニング備蓄で保管管理するものとする。

2 卸業協会の各会員営業所の指定備蓄者は、医薬品を流通在庫を活用する流通備蓄により保管管理するものとする。

(供給要請等)

第5条 県は、災害等の発生に際し、医薬品の供給の必要があると認められるとき、又は市町村、関係医療機関等からの要請があったときは、災害時医薬品等供給要請書（様式一）により卸業協会に対し、供給の要請を行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合等においては、口頭により要請できるものとする。

2 卸業協会の各会員営業所の指定備蓄者は、速やかに県が指定する場所に医薬品を供給しなければならない。ただし、道路閉鎖等の理由により、県が指定する場所に供給

することが困難なときは，これを県に依頼することができる。

3 卸業協会の各会員営業所の指定備蓄者は，医薬品を供給したときは，災害時医薬品等供給報告書（様式二）を，速やかに卸業協会を経由して知事に提出するものとする。

（災害時医薬品等の代価の支払）

第6条 供給を受けた災害時医薬品等の代価の支払については，原則として，供給を要請した県，市町村又は関係医療機関が負担するものとする。

（流通備蓄状況報告）

第7条 卸業協会の各会員営業所の指定備蓄者は，毎年3月31日現在及び9月30日現在における流通備蓄医薬品の備蓄状況について災害時医薬品等備蓄状況報告書（様式三）を知事と卸業協会に提出するものとする。

（備蓄状況の調査）

第8条 県は，必要に応じて指定備蓄者の備蓄状況を調査できるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は，平成8年10月1日から適用する。

この要綱は，平成14年6月6日から適用する。

この要綱は，平成19年8月29日から適用する。

この要綱は，平成20年8月20日から適用する。

この要綱は，平成29年4月20日から適用する。

この要綱は，令和2年4月1日から適用する。

この要綱は，令和2年9月14日から適用する。

この要綱は，令和3年3月25日から適用する。

災害時医薬品等 備蓄場所一覧

1 医薬品

・卸売販売業(6か所)

①	株式会社アスティス 徳島営業部
②	四国アルフレッサ株式会社 徳島営業部
③	株式会社よんやく 徳島営業部
④	株式会社幸耀 徳島営業部
⑤	四国アルフレッサ株式会社 徳島西部出張所
⑥	株式会社よんやく 徳島西部支店

・医療機関(12か所)

①	徳島県立中央病院
②	地方独立行政法人徳島県鳴門病院
③	徳島大学病院
④	徳島市民病院
⑤	徳島県厚生農業協同組合連合会吉野川医療センター
⑥	徳島県厚生農業協同組合連合会阿南医療センター
⑦	徳島県立三好病院
⑧	つるぎ町立半田病院
⑨	美波町国民健康保険美波病院
⑩	徳島県立海部病院
⑪	海陽町立海南病院
⑫	日本赤十字社徳島赤十字病院

2 防疫用薬剤, 衛生材料

・保健所等(9か所)

①	徳島保健所
②	鳴門総合サービスセンター
③	小松島県民サービスセンター
④	阿南保健所
⑤	美波保健所
⑥	吉野川保健所
⑦	美馬保健所
⑧	三好保健所
⑨	一般社団法人徳島県薬剤師会

災害時医薬品等 種類及び備蓄量一覧

1 医薬品

備蓄量は初動期医薬品を計10,000人分、慢性期医薬品を計10,000人分とする。

※備蓄場所毎の品目及び数量は、

別途「災害時医薬品等備蓄供給実施要綱第2条第2項に基づく備蓄品目リスト」に定めるものとする。

ア 初動期(計10,000人分)

種 別	剤 形
輸液製剤	注射剤
抗生剤	注射剤
	錠剤・カプセル剤
抗インフルエンザ薬	吸入用剤
糖尿病用剤	注射剤
解熱鎮痛消炎剤	注射剤
	坐剤(小児用等)
	シロップ剤(小児用等)
	細粒剤(小児用等)
	錠剤・カプセル剤
鎮痛剤	注射剤
抗不整脈剤	錠剤・カプセル剤
	注射剤
利尿剤	注射剤
	錠剤・カプセル剤
血管拡張剤	注射剤
	錠剤・カプセル剤
	貼付剤
	舌下錠
強心剤	注射剤
止血剤	注射剤
ホルモン剤	注射剤
抗アレルギー剤	注射剤
鎮咳剤	シロップ剤
消化管用剤	注射剤
	錠剤・カプセル剤
	坐剤
止瀉剤・整腸剤	錠剤・カプセル剤
	散剤
下剤	錠剤・カプセル剤
抗てんかん剤	注射剤
	坐剤(小児用等)
	錠剤・カプセル剤
鎮静剤・精神神経剤	注射
	錠剤・カプセル剤
総合感冒剤	顆粒剤・細粒剤
	錠剤・カプセル剤
ビタミン剤	錠剤・カプセル剤
昇圧剤	注射剤
局所麻酔薬	スプレー剤
	液剤
副交感神経抑制剤	注射剤
外用剤	軟膏剤
	抗生物質軟膏剤
眼科用剤	点眼剤
含嗽剤	—
殺菌・消毒剤	—
医療用品	シリンジ
	注射針
	輸液セット

イ 慢性期(計10,000人分)

種 別	剤 形
糖尿病用剤	錠剤・カプセル剤
降圧剤	錠剤・カプセル剤
抗血栓剤・抗凝固剤	錠剤・カプセル剤
ホルモン剤	錠剤・カプセル剤
抗アレルギー剤	錠剤・カプセル剤
鎮咳剤・去痰剤	錠剤・カプセル剤
	シロップ剤
消化管用剤	錠剤・カプセル剤
喘息・気管支拡張剤	錠剤・カプセル剤
	貼付剤
	吸入用剤
解熱鎮痛消炎剤	湿布・パップ剤
頻尿治療薬	錠剤・カプセル剤
中枢性制吐・鎮暈剤	錠剤・カプセル剤
カリウム吸着剤	経口用ゼリー剤
外用剤	口腔内用軟膏剤
眼科用剤	点眼剤

2 防疫用薬剤

備蓄量は計11,000人分とする。

品 名	規 格
塩化ベンザルコニウム (逆性石鹼液)	10% 500mL/本

3 衛生材料

備蓄量は計5,500人分とする。

品 名	規 格
ガーゼ	10m
	300枚
脱脂綿	100g
	500g
伸縮包帯	62mm×4m
救急絆創膏	19mm×72mm×100枚
三角巾	90mm×90mm×130cm
骨折セット	約20人分/セット
弾性包帯	10巻/箱(3種)
伸縮包帯	10巻/箱(3種)
頸椎固定用装具	3種
指固定装具	スタンダード
	フィンガー
固定用装具	6巻/包(腕用)
	6巻/包(指用)
テープ	12巻/箱(25mm)
	6巻/箱(50mm)
外科ハサミ	—

9－8 災害時に必要な医薬品等の確保等に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県医薬品卸業協会会長 程野 克史（以下「乙」という。）とは、災害時医薬品等備蓄供給実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく流通在庫を活用した備蓄医薬品等（以下「流通備蓄医薬品等」という。）の確保及び災害時に必要な医薬品等（以下「災害時医薬品等」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（流通備蓄医薬品等の確保）

第1条 乙の会員は、要綱第2条に基づき甲が指定する流通備蓄医薬品等を確保する。また、乙は、流通備蓄医薬品等を乙の会員が常時備蓄するよう管理する。

- 2 前項に定める流通備蓄医薬品等の品目等を変更する場合は、甲乙協議して見直しを行う。
- 3 乙の会員は、流通備蓄医薬品等の在庫状況について、年2回、甲及び乙へ報告する。
- 4 甲及び乙は、前項の報告を取りまとめ、流通備蓄医薬品等が確保されていることを確認する。

（要 請）

第2条 甲は、災害時医薬品等の確保を図るため、乙に対し、乙の会員が保有する医薬品等の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 甲は、災害時医薬品等の供給の要請を、乙に対して文書により行うものとする。ただし、文書により要請する時間のないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認の上、第4条に規定する措置を講ずるものとする。

（医薬品等の供給）

第4条 乙は、甲から要請のあった災害時医薬品等について、その保有する範囲内において供給に応ずるとともに、要請に満たないときは、直ちに供給体制を整えるものとする。

- 2 乙は、前項の災害時医薬品等の供給の処理状況について、甲に連絡するものとする。

（引渡し）

第5条 災害時医薬品等の引渡し場所、時刻等については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定する者が確認の上、引き取るものとする。

（価 格）

第6条 災害時医薬品等の価格は、災害発生前の平常時に通常取引されている価格とする。また、甲は、引き取った災害時医薬品等の実費及び搬送に係る実費を負担するものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、引き取った災害時医薬品等の代金を速やかに乙又は乙の会員に支払うものとする。

(有効期限)

第8条 甲又は乙が文書によりこの協定の終了を通知しない限り、この協定の効力は、継続する。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、令和2年4月1日から適用する。

2 平成14年6月6日に甲乙両者の間で締結した災害時に必要な医薬品等の確保に関する協定書(以下「旧協定書」という。)は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。ただし、失効前に旧協定書第3の規定により要請した医薬品等の供給等については、この協定書の規定を適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両名記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年3月25日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県徳島市中洲町1丁目58

徳島県医薬品卸業協会
会 長 程野 克史

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害医療救護に必要な医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、徳島県で地震等による大規模災害が発生し、甲が必要な医薬品等を確保するに当たり、通常の方法では確保が困難な場合、乙から必要な医薬品等の提供を受けることについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において大規模災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による甲の地域防災計画に基づく医療救護活動が必要となるような大規模災害又は甲乙が特に必要と認めた災害の場合とする。

（要請）

第3条 甲は、大規模災害時において医薬品等が必要となった場合、乙の会員が保管する医薬品等の提供を要請できるものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面により要請する時間がないときは、口頭により要請し、事後速やかに書面を交付するものとする。

2 やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合は、甲は乙の会員に対して直接要請することができるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第3条の規定に基づいて甲から要請を受けたときは、乙の会員と連携して、速やかに可能な範囲内で供給に応じるとともに、要請に満たないときは代替医薬品供給等を検討し、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の受取）

第6条 医薬品等の引渡しは、原則として、乙又は乙の会員が指定する場所で、甲が指定した者等が品目及び数量を確認の上、受け取るものとする。

（医薬品等の価格）

第7条 医薬品等の価格は、災害発生前の価格とする。ただし、災害発生後において、運搬等の流通経費が大きく変動した場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(代金の支払)

第8条 提供を受けた医薬品等の代金は、当該医薬品を災害救助法に基づく救助に使用した場合は甲が、それ以外の場合にあっては、提供を受けた者が負担するものとする。

(取扱窓口)

第9条 この協定の取扱窓口は、甲にあっては保健福祉部薬務課、乙にあっては、乙の事務局とする。

2 甲及び乙は、毎年度当初にそれぞれの取扱窓口の連絡担当者及び連絡手段について、相互に確認するものとする。

(その他)

第10条 この協定を実施するための必要な事項は、別に定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は1年間とする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれからこの協定終了の意思表示がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項は、必要の都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月10日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市中洲町1丁目58番地
一般社団法人徳島県薬剤師会

会 長 水 口 和 生

災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県医療機器協会 理事長 大島浩輔（以下「乙」という。）とは、災害医療救護に必要な医療機器等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、医療機器等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、徳島県医療機器協会（以下「協会」という。）の会員が保有する医療機器等の供給を要請することができるものとする。

- （1）県内に災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
- （2）県外の災害救助のため、国又は他の都道府県から、医療機器等の調達のあつせんを要請されたとき。
- （3）その他知事が特に必要と認めるとき。

（医療機器等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する医療機器等の範囲は、協会の会員が保有する医療機器等で、災害医療救護活動に必要な医療機器等、甲が必要とし、乙が了解したものとする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面により要請する時間のないときは、口頭により要請し、事後速やかに書面を交付するものとする。

2 やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合は、甲は直接、協会の会員に対して要請することができるものとする。

（要請に基づく乙の措置等）

第4条 乙は第1条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、速やかに協会の会員が保有する範囲内において供給に応じるとともに、要請に満たないときは、代替品供給、一般社団法人日本医療機器販売業協会への支援要請等を検討し、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（医療機器等の引渡し）

第5条 医療機器等の引渡し場所については、甲が指定するものとし、当該指定場所において、甲の指定した者等が品目及び数量を確認の上、甲は乙からの引渡しを受けるものとする。

（搬送態勢の確保）

第6条 医療機器等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域以内の通行等について、甲は監督官庁との調整など必要な措置を講じるものとする。

（医療機器等の価格）

第7条 医療機器等の取引価格は、災害発生前の平時に通常取引されている価格（乙が引渡しのため輸送を行った場合は、その輸送費を含む）とする。ただし、災害発生後において、乙等の仕入価格又は運搬等の流通経費が大きく変動した場合は、甲乙が協議して定める。

(代金の支払)

第8条 第2条の規定に基づいて受け取った医療機器等の代金は、当該医療機器等を災害救助法に基づく救助に使用した場合は甲が、それ以外の場合にあっては、提供を受けた者が負担するものとする。

(訓練への参加)

第9条 乙は、甲が行う災害訓練等に関し、甲の要請に基づき参加協力するものとする。

(取扱窓口)

第10条 この協定の取扱窓口は、甲にあっては保健福祉部薬務課、乙にあっては、協会の事務局とする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に、それぞれの取扱窓口の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(その他)

第11条 この協定を実施するための必要な事項は、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれからこの協定終了の意思表示がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項は、必要の都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両名記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月10日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県徳島市応神町応神産業団地4-30
徳島県医療機器協会

理事長 大島 浩輔

9-11 災害・事故等時の医療救護に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県医師会（以下「乙」という。）とは、災害・事故等（以下「災害等」という。）時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定める。

（計画）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

3 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

（医療救護活動）

第3条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定によるほか、大規模災害時等において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第4条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（業務）

第5条 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- (2) 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 重症者の応急処置及び中等症者に対する処置
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産
- (6) 死亡の確認及び遺体の検案への協力

(7) その他医療救護に関すること

(指揮命令)

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医薬品の補給等)

第7条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

(医療費等)

第8条 医療救護所等、第4条に規定する活動場所における患者（被災者）の医療・助産費は無料とする。

2 後方支援施設における医療・助産費は、原則として患者（被災者）負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費

(3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

(調整)

第10条 乙は、市町村地域防災計画に基づき市町村が行う医療助産対策が円滑に実施されるよう、郡市医師会に対し必要な調整を行うものとする。

2 乙は、会員が自主的に各地域における防災訓練等に参加するよう、指導するものとする。

(求償権)

第11条 第8条及び第9条の規定は、災害等の発生に係る責任者（債務者）に対する求償権を放棄するものではない。

(細則)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第13条 前各条に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成16年11月1日から平成21年10月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、いずれも相手方に対し当協定の破棄の通知がなされ

ないときは、期間満了翌日から向こう5年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。この協定の締結を称するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

(旧協定書)

第15条 平成6年6月1日付けで締結した災害・事故等時の医療救護に関する協定書については、この協定の締結をもって廃止するものとする。

平成16年11月1日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 社団法人 徳島県医師会
会長 中 川 利 一

9-12 大規模災害時における災害支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という）と社団法人徳島県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における災害支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県において大規模災害が発生した場合、甲の要請により乙が甲に協力して実施する災害支援活動に関して必要な事項を定める。

（災害支援）

第2条 甲は、災害時において甲が行う災害支援活動に必要があると認めた場合は、乙に協力要請するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援班を編成、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。

（業務）

第3条 災害支援班の業務は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された柔道整復業務とする。

（指揮命令）

第4条 災害支援班に係る指揮命令及び災害支援活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（連絡責任者の指定）

第5条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め文書で報告するものとする。

（施術費）

第6条 第2条に規定する活動場所における被災者の施術費は、無料とする。

（費用弁償等）

第7条 甲の要請に基づき、乙が行う災害支援活動にかかる次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 災害支援班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 災害支援班が携行した衛生材料等を使用した場合は、その実費
- (3) 災害支援班員が災害支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令及び規則並びに「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関

する条例」(昭和39年7月10日徳島県条例第64号)の例による。

(細則)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示のないときは、期間満了の翌日から更に1年間更新するものとし、以後これと同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年9月26日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市新蔵町1丁目90-1
社団法人徳島県柔道整復師会
会長 青 山 郁 雄

大規模災害時における災害支援活動に関する覚書

徳島県保健福祉部長三木章男（以下「甲」という。）と社団法人徳島県柔道整復師会会長青山郁雄とは、平成17年9月26日徳島県と徳島県柔道整復師会とが締結した「大規模災害時における災害支援活動に関する協定」（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき協議した結果、次のとおり決定し、覚書を交換する。

第1条 協定書第2条の規定により甲が乙に対して行う協力要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

第2条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣する災害支援班の輸送、通信の確保等、災害支援活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

この覚書の交換を証するため、この覚書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年9月26日

甲 徳島県
保健福祉部長

乙 徳島県徳島市新蔵町1丁目90-1
社団法人徳島県柔道整復師会
会長

9-13 大規模災害時における災害支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という）と徳島県接骨師会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における災害支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県において大規模災害が発生した場合、甲の要請により乙が甲に協力して実施する災害支援活動に関して必要な事項を定める。

（災害支援）

第2条 甲は、災害時において甲が行う災害支援活動に必要があると認めた場合は、乙に協力要請するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援班を編成、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。

（業務）

第3条 災害支援班の業務は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された柔道整復業務とする。

（指揮命令）

第4条 災害支援班に係る指揮命令及び災害支援活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（連絡責任者の指定）

第5条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め文書で報告するものとする。

（施術費）

第6条 第2条に規定する活動場所における被災者の施術費は、無料とする。

（費用弁償等）

第7条 甲の要請に基づき、乙が行う災害支援活動にかかる次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 災害支援班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 災害支援班が携行した衛生材料等を使用した場合は、その実費
- (3) 災害支援班員が災害支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令及び規則並びに「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関

する条例」(昭和39年7月10日徳島県条例第64号)の例による。

(細則)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示のないときは、期間満了の翌日から更に1年間更新するものとし、以後これと同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年9月26日

甲 徳島県
徳島県知事

乙 徳島県徳島市昭和町2丁目5番地
徳島県接骨師会
会長

大規模災害時における災害支援活動に関する覚書

徳島県保健福祉部長三木章男（以下「甲」という。）と徳島県接骨師会会長篠原敏夫とは、平成17年9月26日徳島県と徳島県接骨師会とが締結した「大規模災害時における災害支援活動に関する協定」（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき協議した結果、次のとおり決定し、覚書を交換する。

第1条 協定書第2条の規定により甲が乙に対して行う協力要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

第2条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣する災害支援班の輸送、通信の確保等、災害支援活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

この覚書の交換を証するため、この覚書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年9月26日

甲 徳島県
保健福祉部長

乙 徳島県徳島市昭和町2丁目5番地
徳島県接骨師会会長

9-14 大規模災害時における災害支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県理学療法士会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における災害支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合、甲の要請により乙が甲に協力して実施する災害支援活動に関して必要な事項を定める。

（災害支援）

第2条 甲は、災害時において甲が行う災害支援活動に必要があると認めた場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、甲からの協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援班を編制、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。

（業務）

第3条 災害支援班の業務は、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）に規定された業務とする。

（指揮命令）

第4条 災害支援班に係る指揮命令及び災害支援活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（連絡責任者の指定）

第5条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め文書で報告するものとする。

（医療費等）

第6条 第2条に規定する活動場所における被災者の医療費等は、無料とする。

（費用弁償等）

第7条 この協定による災害支援班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した衛生材料等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき災害支援活動に従事する職員がこの協定に基づき行う災害支援活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原

因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

（細則）

第8条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

（期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年12月25日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島市上八万町西山910
一般社団法人徳島県理学療法士会
会 長 中村武司

9-15 大規模災害時における災害支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県作業療法士会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における災害支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合、甲の要請により乙が甲に協力して実施する災害支援活動に関して必要な事項を定める。

（災害支援）

第2条 甲は、災害時において甲が行う災害支援活動に必要があると認めた場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、甲からの協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援班を編制、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。

（業務）

第3条 災害支援班の業務は、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）に規定された業務とする。

（指揮命令）

第4条 災害支援班に係る指揮命令及び災害支援活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（連絡責任者の指定）

第5条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め文書で報告するものとする。

（医療費等）

第6条 第2条に規定する活動場所における被災者の医療費等は、無料とする。

（費用弁償等）

第7条 この協定による災害支援班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した衛生材料等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき災害支援活動に従事する職員がこの協定に基づき行う災害支援活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原

因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

（細則）

第8条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

（期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年12月25日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島市大原町大神子19
一般社団法人徳島県作業療法士会
会長 岩佐英志

9-16 災害時における薬剤師の医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害発生時における薬剤師の医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づく医療救護活動に係る乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（派遣要請）

第2条 甲は、医療救護活動に伴う服薬指導及び医薬品の管理等を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、直ちに薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し、災害現場等に設置する医療救護所及び医薬品の集積所等に派遣するものとする。

3 第1項の規定による要請は、原則として文書をもって行うこととする。ただし、災害の状況により緊急を要する場合は、口頭をもって行うことができる。

（薬剤師班の業務）

第3条 薬剤師班は、甲又は市町村が設置する医療救護所及び医薬品等の集積所等において医療救護活動を行うものとする。

2 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

（1）医療救護所における服薬指導及び調剤

（2）医療救護所及び医薬品の集積所等における医薬品等の仕分け及び管理

（指揮命令）

第4条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の備蓄・輸送）

第5条 薬剤師班は、原則として甲が提供する医薬品等を使用するものとする。

2 医薬品等の輸送は、原則として甲が指定する者が行うものとする。

（費用弁償等）

第6条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（1）薬剤師班の編成及び派遣に要する経費

（2）薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項の規定による費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(訓練)

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(細目協定)

第8条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成19年2月13日から平成24年2月12日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲又は乙から何らの申出がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年2月13日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市中洲町1丁目58番地
社団法人徳島県薬剤師会

会 長 南 博

災害・事故等時における歯科医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における歯科医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、歯科医療救護班の編成、派遣その他歯科医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正しかるときは、これを甲に提出するものとする。
- 3 第1項に規定する歯科医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。
 - (1) 歯科医師
 - (2) 歯科衛生士又は歯科技工士等
 - (3) 連絡要員

（歯科医療救護活動）

第3条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成、派遣し、歯科医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあっては、自らの判断により歯科医療救護班を派遣することができる。
- 4 乙は、前項の規定により歯科医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（歯科医療救護班の活動場所）

第4条 歯科医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
- (5) その他医療救護に関すること

（指揮命令）

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第7条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、歯科医療救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

（医療費等）

第8条 医療救護所等、第4条に規定する活動場所における患者（被災者）の医療費は無料とする。

- 2 後方支援施設における医療費は、原則として患者（被災者）負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費
- (3) 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の順については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

(調整)

第10条 乙は、郡市歯科医師会に対し、歯科医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(求償権)

第12条 第8条及び第9条の規定は、災害等の発生に係る責任者(債務者)に対する求償権を放棄するものではない。

(細目)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 前各条に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成20年2月7日から平成25年2月6日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに 甲又は乙から何らか申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、以後これと同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月7日

甲 徳 島 県

徳島県知事

乙 徳島県徳島市北田宮1丁目8番65号

社団法人 徳島県歯科医師会

会 長

災害・事故等時の医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県看護協会（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（計画）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、看護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

（医療救護活動）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し看護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに看護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあっては、自らの判断により看護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により看護班を派遣した場合には、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（看護班の活動場所）

第4条 看護班は、甲が災害現場等に設置する避難所等その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（看護班の業務）

第5条 看護班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者の避難所等における応急看護及び看護

（2）その他必要な事項

（指揮命令）

第6条 看護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（看護班の輸送等）

第7条 甲は、看護班の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

（医薬品等の供給）

第8条 現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該看護班が携行するもののほか、市町村長又は避難所等の管理者が必要な措置を講ずる。

（報告）

第9条 乙は、派遣した看護班の医療救護活動を記録し、甲に報告するものとする。

2 乙は、派遣した医療従事者に事故等が発生したときは、甲に報告するものとする。

（費用弁償等）

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した看護班が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（1）看護班の派遣に要する費用

（2）医療従事者が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(求償権)

第12条 第10条の規定は、災害等の発生に係る責任者（債務者）に対する求償権を放棄するものではない。

(細目)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成20年2月12日から平成25年2月11日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らか申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、以後これと同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月12日

甲 徳 島 県

徳島県知事

乙 徳島県徳島市北田宮1丁目329番地18

社 団 法 人 徳島県看護協会

会 長

災害時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県助産師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定める。

（助産師の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し助産師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、速やかに助産師を派遣し、甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（助産師の業務）

第3条 乙が派遣する助産師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 妊産婦に対するケア及び保健指導
- (2) 分娩の介助
- (3) じょく婦及び乳幼児に対するケア及び保健指導
- (4) その他必要な事項

（指揮命令）

第4条 この協定に基づき助産師が行う医療救護活動に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（助産師の移動手段）

第5条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、助産師の移動手段について、必要な措置を講ずる。

（医薬品等の供給）

第6条 災害救助法による救助の際、乙が派遣する助産師が使用する医薬品等は、当該助産師が携行するものとする。

（費用弁償等）

第7条 この協定による助産師の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した医薬品等実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（期間）

第10条 この協定書の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月11日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市沖浜東3丁目7-1
一般社団法人徳島県助産師会
会長 小島泰代

9-20 徳島県災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（災害時等）における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害時等においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害時等において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 乙が、前項の規定により医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118条）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年2月1日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県
徳島県病院事業管理者 塩谷泰一

災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と 日本赤十字社徳島県支部（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動「以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。
- 5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。
 - (1) 医師 1名
 - (2) 看護師 2名

(3) 連絡要員 1名

6 甲は、乙が実施する医療救護活動については、日本赤十字社の特性に鑑み、その自主性を尊重するものとする。

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した考に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」と

いう。)を締結している病院について、災害救助法(昭和22年法律第118条)第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年7月10日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市庄町3丁目122番地1

日本赤十字社徳島県支部

支部長 飯泉嘉門

代理人

徳島県徳島市庄町3丁目12番地1

日本赤十字社徳島県支部

事務局長 鎌田啓三

災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と 健康保険鳴門病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時、（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。
- 5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。
 - (1) 医師 1名
 - (2) 看護師 2名

(8)連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は道雄所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 との協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118条）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年7月10日

甲 徳島県

徳島県知事

飯泉嘉門

乙 徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番地1

健康保険鳴門病院

院長

増田和彦

災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）とJ A徳島厚生連吉野川医療センター（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害時等においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。
- 5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。
 - (1) 医師 1名
 - (2) 看護師 2名

(3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、死亡し、疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118条）第32条に基づき契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年5月4日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120
JA徳島厚生連 吉野川医療センター
院長 橋本寛文

災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と つるぎ町立半田病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。
- 5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。
 - (1) 医師 1名
 - (2) 看護師 2名

(3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体験の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118条）第82条に基づく契約に該当する活動をした場合は、間契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定め日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年7月10日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県美馬郡つるぎ町半田字中藪234番地1

つるぎ町立半田病院

病院事業管理者 三村 経夫

災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と 海陽町立海南病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名

(3)連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118条）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年7月10日

甲 徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県海部郡海陽町四方原字広谷16番地1

海陽町立海南病院

院 長 小 原 卓 爾

災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と阿南医療センター（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害時等においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動に当たるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動に当たり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入れ
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。
- 5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。
 - (1) 医師 1名
 - (2) 看護師 2名

(3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うに当たっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日頃から災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動に係る訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、死亡し、疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続を行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）の規定に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第16条に基づく契約に該当する活動をした場合は、当該契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙両者協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年5月1日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県阿南市宝田町川原6番地1
阿南医療センター
院長 玉置俊晃

9-28 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と 徳島大学病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害時等においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。
- 5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。
 - (1) 医師 1名
 - (2) 看護師 2名

(3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118条）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年4月5日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市蔵本町2丁目50番地1
徳島大学病院
病院長 安井夏生

9-29 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と 徳島市民病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害時等においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。
- 5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。
 - (1) 医師 1名
 - (2) 看護師 2名

(3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118条）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年4月5日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市北常三島町2丁目34番地
徳島市民病院
徳島市病院事業管理者 露口 勝

9-30 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と田岡病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年11月1日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市万代町4丁目2番地2
医療法人倚山会 田岡病院
院長 吉岡 一夫

9-31 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）とハウエツ病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年11月1日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130番地3
医療法人芳越会 ホウエツ病院
院長 林 秀 樹

9-32 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）とJA徳島厚生連阿波病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動に当たるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うに当たっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日頃から災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動に係る訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合において、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月17日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県阿波市市場町市場字岸ノ下190-1
JA徳島厚生連 阿波病院
院長 藤原晴夫

9-33 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と那賀町立上那賀病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動に当たるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うに当たっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日頃から災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動に係る訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合において、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月17日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県那賀郡那賀町小浜137-1
那賀町立上那賀病院
院長 鬼頭 秀樹

9-34 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と三好市国民健康保険市立三野病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動に当たるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うに当たっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日頃から災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動に係る訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合において、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月17日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県三好市三野町芝生1270番地30
三好市国民健康保険 市立三野病院
院長 中西嘉巳

9-35 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と独立行政法人国立病院機構東徳島医療センター（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動に当たるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うに当たっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日頃から災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動に係る訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合において、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月17日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県板野郡板野町大寺字大向北1-1
独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター
院長 長瀬 教夫

9-36 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と独立行政法人国立病院機構徳島病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動に当たるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うに当たっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日頃から災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動に係る訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合において、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月17日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県吉野川市鴨島町敷地1354番地
独立行政法人国立病院機構 徳島病院
院長 足立克仁

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、徳島県（以下「乙」という。）とは、徳島DMAT運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、徳島DMAT運用計画に基づき、徳島DMATが出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島DMATの出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島DMATの出動が可能と判断したときには、徳島DMATを出動させる。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島DMATを出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した徳島DMATの出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 乙が出動させた徳島DMATに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 徳島DMATが被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県のDMAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、徳島DMATの活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 徳島DMATは次の活動を行うものとする。

(1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）

(2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）

(3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）

2 徳島DMATは、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）

3 徳島DMATは、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島DMATの活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島DMATが、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。

(1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 被災した市町村又は他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島DMATの出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島DMA Tの隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島DMA Tの待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島DMA Tの隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島DMA Tの活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島DMA Tの出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年 7月31日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県
徳島県病院事業管理者 塩谷秦一

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、日本赤十字社徳島県支部長（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、徳島DMAT運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。

(1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）

(2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）

(3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）

2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）

3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。

(1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費

2 被災した市町村又は他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

（災害救助法適用時の実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和39年徳島県条例第64号)」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年7月31日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市庄町3丁目12番地1

日本赤十字社徳島県支部

支 部 長 飯 泉 嘉 門

代理人

徳島県徳島市庄町3丁目12番地1

日本赤十字社徳島県支部

事務局長 三 木 章 男

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、健康保険鳴門病院長（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

- 第2条 甲は、徳島DMAT運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。
- 4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

- 第3条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。
- 2 徳島DMATが被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県のDMAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

- 第4条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。
- (1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）
- (2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）
- (3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）
- 2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）
- 3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- 4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

- 第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。
- (1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費
- (2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費
- 2 被災した市町村又は他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一

義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年7月31日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

健康保険鳴門病院

院 長 増 田 和 彦

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、阿南医療センター（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

- 第2条 甲は、運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。
- 4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

- 第3条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。
- 2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

- 第4条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。
- (1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと。（現場活動）
- (2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと。（域内搬送）
- (3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと。（病院支援）
- 2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）
- 3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- 4 甲及び乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

- 第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。
- (1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費
- (2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費
- 2 被災した市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、同法第18条及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応が取れるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年5月1日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県阿南市宝田町川原6番地1

阿南医療センター

院 長 玉 置 俊 晃

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、徳島大学病院長（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、徳島DMAT運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。

(1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）

(2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）

(3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）

2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）

3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。

(1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費

2 被災した市町村又は他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島DMATの出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年7月31日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市蔵本町2丁目50番地1

徳島大学病院

病 院 長 香 川 征

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、JA 徳島厚生連吉野川医療センター（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。

(1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）

(2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）

(3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）

2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）

3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。

(1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費

2 被災した市町村または他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償す

るものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法（昭和22年法律第118条）第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、同法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年5月4日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120

JA 徳島厚生連 吉野川医療センター
院 長 橋 本 寛 文

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県知事（以下「甲」という。）と、医療法人倚山会田岡病院長（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第 5 条第 2 項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

第 2 条 甲は、徳島 DMAT 運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第 3 条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第 4 条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。

(1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）

(2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）

(3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）

2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）

3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

第 5 条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。

(1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費

2 被災した市町村または他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一

義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の特機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年9月9日

甲 徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市万代町4丁目2-2

医療法人倚山会 田岡病院

院 長 吉 岡 一 夫

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、つるぎ町立半田病院（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第 5 条第 2 項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 との協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

- 第 2 条 甲は、運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。
- 4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

- 第 3 条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。
- 2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

- 第 4 条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。
- (1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）
- (2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）
- (3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）
- 2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）
- 3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- 4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

- 第 5 条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。
- (1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費
- (2) 前号に定めるものりほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費
- 2 被災した市町村または他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一

義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(特機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和39年徳島県条例第64号)」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月19日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県美馬郡つるぎ町半田字中藪234番地1

つるぎ町立半田病院

病院事業管理者 沖津 修

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、徳島市民病院（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第 5 条第 2 項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

第 2 条 甲は、運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第 3 条 乙が出動させた徳島 DMAT に対し右指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第 4 条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。

- (1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）
- (2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）
- (3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）

2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）

3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

第 5 条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。

- (1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費
- (2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 被災した市町村または他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(特機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和39年徳島県条例第64号)」に定めるJとことによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月19日

甲 徳 島 県

徳 島 県 知 事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市北常三島町2丁目34番地

徳島市民病院

徳島市病院事業管理者 露 口 勝

災害時における医療ガス等の供給に関する協定書

徳島県（以下、「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門徳島県支部（以下「乙」という。）は、徳島県内及び四国4県において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における災害救助に必要な医療ガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、医療ガス等を調達する必要があると認めたときは、乙に加入する医療ガス販売業者（以下「会員会社」という。）の所有する医療ガス等の供給について、乙に対して協力を要請することができる。

- （1）徳島県内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）徳島県以外における災害救助等のため、国又は関係都道府県知事から供給を要請されたとき。

（医療ガス等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する医療ガス等は、次に掲げるもののうち、乙の会員会社が所有する医療ガス等とする。

- （1）医療用酸素、医療用亜酸化窒素、医療用窒素、医療用二酸化炭素、医療用液化酸素、医療用液化窒素、滅菌ガス
- （2）医療用ガス配管設備、在宅酸素療法等、甲が指定するガス供給機器等

（要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、別途定める様式により書面で行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができる。

- 2 甲から乙への要請経路は、別途定める。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙が第1条に定める要請を受けたときは、乙は、乙の会員会社が所有する医療ガス等を、甲に優先的に供給するよう積極的に努めるものとする。

- 2 乙から甲への報告経路は、別途定める。

（価格）

第5条 医療ガス等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

（引渡し）

第6条 医療ガス等の引渡場所は、甲が指定するものとし、当該医療ガス等の搬送は甲又はこの指定する者が行うものとする。

- 2 乙は、甲の要請により会員会社に車同等で搬送させる場合は、必要により甲に誘導車両の派遣及び車両通行許可証の交付等を依頼できるものとする。

- 3 前項の場合において、甲は、甲の指定する引渡場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、医療ガス等を確認した上で引渡しを受けるものとする。

ただし、県外への搬送を要請した場合は除く。

（連絡責任者及び連絡方法等）。

第7条 第1条に定める要請に関する連絡の責任者として、甲は徳島県保健福祉銘業務課長を、乙は一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門徳島県支部長をそれぞれ指定するものとする。

- 2 甲及び乙は、それぞれの連絡責任者との間で連絡がとれない場合に備えて、あらかじめ

め第3条第2項の要請経路に基づいて協議し、定めておくものとする。

3 乙は、前項の要請経路（連絡先及び医療ガス等の供給体制並びに会員会社連絡網）について、年1回見直した上で、毎年、甲に提出するものとする。

4 甲及び乙は、連絡用機器（災害時優先電話等）について協議し、迅速に連絡し合えるものを選定するものとする。

（代金の支払）

第8条 甲が引渡しを受けた医療ガス等の代金は、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡員の派遣）

第9条 大規模な災害のため、電話等による通信が困難な場合等は、甲の要請により、乙は、甲が設置する災害対策本部長等に連絡員を派遣するものとする。

（連絡協議会への参加）

第10条 甲が災害対策等の協議会を設置した場合は、甲の要請により乙は参加するものとする。

（防災訓練への参加）

第11条 乙は、甲が行う防災訓練等に関し、甲の要請に基づき参加協力するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲と乙とが協議しで定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

前項の期間満了日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも協定終了の意思表示がない場合には、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月22日

甲 徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市北田宮1-8-74
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
四国地域本部 医療ガス部門 徳島県支部

支 部 長 今 川 雅 博

9-48 防疫用機材保有数

令和4年4月1日現在

市町村名	動力噴霧機				電動 噴霧機	電動 煙霧機	車載 煙霧機	背負式 噴霧機	肩掛式 噴霧機	手動 噴霧機
	粉対応	液対応	粉・液対応	その他						
徳島市	0	2	0	0	0	4	0	0	0	7
鳴門市	0	1	0	0	1	0	0	1	4	17
小松島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉野川市	11	3	0	0	3	0	(3)	11	(3)	2
阿波市	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
美馬市	0	0	0	0	0	0	0	5	2	0
三好市	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0
市計	11	7	0	0	4	4	3	18	17	26
勝浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
上勝町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
佐那河内村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石井町	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
神山町	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
那賀町	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
牟岐町	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0
美波町	0	0	0	0	11	0	0	0	0	6
海陽町	0	0	0	0	1	0	0	0	2	10
松茂町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
北島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藍住町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
板野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上板町	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
つるぎ町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
東みよし町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計	0	3	0	0	15	0	0	6	5	19
合計	11	10	0	0	19	4	3	24	22	45

※()は再掲

9 - 4 9 難病医療ネットワーク事業における拠点病院・協力病院一覧

平成29年4月1日現在

圏域	医療機関	院長	所在地	電話番号	備考
東部1	徳島大学病院	永廣 信治	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111	協力病院
	徳島県鳴門病院	邊見 達彦	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番	088-683-0011	協力病院
	徳島市民病院	三宅 秀則	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121	協力病院
	徳島県立中央病院	葉久 貴司	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151	協力病院
	伊月病院	西田 善彦	徳島市徳島町2丁目54	088-622-1117	協力病院
	博愛記念病院	田中 通博	徳島市勝占町惣田9	088-669-2166	協力病院
東部2	国立病院機構徳島病院	田中 信一郎	吉野川市鴨島町敷地1354	0883-24-2161	拠点病院
	吉野川医療センター	橋本 寛文	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222	協力病院
南部1	徳島赤十字病院	日浅 芳一	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555	協力病院
	阿南共栄病院	東 博之	阿南市羽ノ浦町大字中庄蔵ノホケ36	0884-44-3131	協力病院
南部2	徳島県立海部病院	浦岡 秀行	海部郡牟岐町大字中村字杉谷226	0884-72-1166	協力病院
西部1	つるぎ町立半田病院	須藤 泰史	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145	協力病院
西部2	徳島県立三好病院	住友 正幸	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131	協力病院
	三好市国民健康保険市立三野病院	中西 嘉巳	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323	協力病院

9-50 火葬場一覧表

平成31年4月1日現在

名称	設置者	所在地	炉数	管轄保健所
徳島市立葬斎場 088-665-0429	徳島市（住民課） 088-621-5132	徳島市川内町鈴江西92	10	徳島
徳島行道株式会社 088-631-0430	徳島行道株式会社 088-652-2867	徳島市不動西町2丁目 1525	4	徳島
鳴門市火葬場 088-686-3065	鳴門市（市民課） 088-684-1135	鳴門市撫養町木津字江田 21	4	徳島
小松島市葬斎場 0885-35-1059	小松島市（環境衛生センター） 0885-32-8290	小松島市田野町字赤石北 64-1	3	徳島
阿南市葬斎場 0884-22-0623	阿南市（葬祭場） 0884-22-0623	阿南市富岡町西池田51-3	5	南部総合県民局保健福祉環境部（阿南）
吉野川市斎場 0883-24-2739	吉野川市（環境衛生課） 0883-22-2230	吉野川市鴨島町知恵島 2137-1	3	吉野川
阿北火葬場 0883-36-4132	阿北火葬場管理組合 0883-36-4132	阿波市市場町香美字西原 15-1	4	吉野川
美馬市葬斎場 0883-52-1393	美馬市（市民・人権課） 0883-52-8001	美馬市脇町字西赤谷 2678-2	3	西部総合県民局保健福祉環境部（美馬）
池田火葬場 0883-72-0969	三好市（市民課） 0883-72-7609	三好市池田町字ヤマダ 519-1	3	西部総合県民局保健福祉環境部（三好）
祖谷火葬場 0883-88-5079	三好市（東祖谷総合支所） 0883-88-2212	三好市東祖谷山釣井 490-3	2	西部総合県民局保健福祉環境部（三好）
美波町由岐斎場	美波町（由岐支所） 0884-78-2212	海部郡美波町木岐1000-1	1	南部総合県民局保健福祉環境部（美波）
美波町日和佐斎場 0884-77-0094	美波町（住民福祉課） 0884-77-3613	海部郡美波町日和佐浦 444-3	1	南部総合県民局保健福祉環境部（美波）
牟岐斎場 0884-72-0195	牟岐町（住民福祉課） 0884-72-3414	海部郡牟岐町大字中村字 大戸80-5	1	南部総合県民局保健福祉環境部（美波）
那佐葬場 0884-73-0004	海陽町（保健衛生課） 0884-73-4154	海部郡海陽町鞆浦字那佐 41-7	1	南部総合県民局保健福祉環境部（美波）
宍喰斎場 0884-76-3241	海陽町（保健衛生課） 0884-73-4154	海部郡海陽町久保字板取 243-144	1	南部総合県民局保健福祉環境部（美波）
美馬西部共立火葬場 0883-62-2349	美馬西部共立火葬場組合 0883-62-3111	美馬郡つるぎ町貞光字せ せらぎ1	3	西部総合県民局保健福祉環境部（美馬）
三好東部火葬場 0883-82-2452	三好東部火葬場管理組合 0883-79-5340	三好郡東みよし町西庄字 末石63-1	3	西部総合県民局保健福祉環境部（三好）

9-51 大災害発生時の食品衛生対策実施要領

1 目的

地震、洪水等の災害により大勢の被災者が発生し、自力による食料の確保や調理が困難な状況が生じた場合、地元市町村や周辺住民による救援措置のみならず、全県的或いは全国的な救援活動が行われることになる。この際、市町村、ボランティア等による炊出しやうどん等の現地調理或いは営業活動類似行為や救援食品の送付等が行われることが想定される。

災害時の混乱で、これらの活動に対する事前の指導等は不可能に近い状況が想定されるとともに通信手段、交通手段の途絶等により組織的指揮系統の混乱が予想され、被災地では食品衛生監視員の臨機応変の対応が必要となる場合も想定される。

このため、徳島県地域防災計画に定めるもののほか、大きな災害が発生したときの一時的混乱状態が終息するまでの間の食品衛生監視員の対応方法の基本を定め、食品衛生対策の推進を図ることを目的とする。

2 食品衛生法の適用等

食品の確保が最優先されることから、食品衛生法の適用については被災状況を考慮し、食品の表示、許可、届出等については必要に応じ柔軟に対処すること。

なお、以下の対策については、被害の状況、食品衛生監視員の動員状況を勘案し、衛生対策の優先順位を判断し実施すること。

3 食品衛生対策

食品の集積所、炊出し所等の所在地、弁当の発注状況等の情報の収集に努め、衛生対策を推進すること。

- (1) 救援食品については、ダンボール箱等の外箱に日付表示がされた保存性のあるもの又は食中毒発生の危険性の少ないものを要請するよう指導すること。また、保管、配布に当たっては、直射日光の当たらない涼しい所に保管するとともに日付管理を徹底して先入れ、先出しを行うよう指導すること。
- (2) 気温の高い時期にあつては、おにぎりは調製後速やかに食べるものを除いては、あらかじめ焼いたもの（ただし、衛生的な全自動式の機械で一貫して調製、包装されたものを除く。）を要請するよう指導すること。
- (3) 炊出し、現地調理等が行われる場合にあつては、気温等を勘案し食中毒発生の可能性の少ない食品に限るよう要請するとともに、当該施設の調理従事者に対する衛生対策を指導すること。
- (4) 多量の弁当の発注が行われる場合にあつては、必要に応じ営業者に対し衛生対策を指導すること。
- (5) 被災者に対し、早期喫食を促す必要がある場合には、市町村等の協力を要請し周知すること。

4 食中毒発生時の対応

避難所等で救援食品が原因と考えられる食中毒が発生した場合、通常の食中毒処理対応を行っていても被災者等に大きなパニックが生じるおそれがある。このためには、調査方法、情報公開等を迅速かつ適正に行う必要があり、次の点に留意し処理すること。

(1) 関係機関との連絡

ア 徳島県災害対策本部運営規程第10条第2項に規定された班長に対し、発生状況、調査状況等についてできる限り密接な連絡を取ること。

イ 市町村等の避難所の運営管理機関と密接な連絡を取り、情報の収集、周知等につとめること。

(2) 調査等

ア 集団食中毒の発生したとき又はその疑いが生じたときの調査は、避難所の運営管理機関の協力の下実施すること。

イ 必要に応じ調査等の一部を省略し、再発防止対策を優先すること。

ウ 前記以外の場合にあつては、疑わしい食品の検査、有症者の調査を実施するとともに、疑わしい施設の衛生指導を実施すること。

(3) 周知等

ア 集団食中毒の発生したとき又はその疑いが生じたときは、被災者等に対し避難所の運営管理機関の協力のもと、救援食品の保管、配布、喫食について衛生管理の徹底を指導すること。

イ 集団食中毒の発生等についての記者発表は、原則として徳島県災害対策本部において行うこととするが、動員体制、通信体制等を考慮してやむをえない場合は現地において報道関係者の取材に応じる等の対応をすること。

ウ 調査の結果、食中毒でないことが判明した場合には、申し立て者に十分その旨を説明するとともに必要に応じ避難所の運営管理機関と協力して、避難者の不安を解消する措置を講じること。

災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県獣医師会（以下「乙」という。）は、災害時における動物救護活動に係る支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県域において大規模災害が発生した場合において、甲から乙に支援を要請し、動物の福祉及び被災者支援のため、迅速な動物救護活動を行うことを目的とする。

（動物救護活動の定義）

第2条 この協定における動物救護活動は、徳島県動物愛護推進協議会設置要綱に基づき設置された徳島県動物愛護推進協議会（以下「推進協議会」という。）が主体となって行う被災動物の救護活動とする。

（支援の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するために必要が生じた場合は、乙に対して次の支援を要請するものとする。

- （1） 負傷した動物の保護収容及び治療
- （2） 飼い主の不明な動物の個体識別の補助
- （3） 被災した動物の健康相談、一時保管
- （4） その他の救護活動に必要な措置

2 前項の要請は、別記様式1の文書で行うものとし、緊急を要する場合には、電話またはその他の方法により要請し、事後に文書を送付するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙のできる範囲で支援を実施するものとする。

2 支援は、ボランティア活動を基本とする。

（支援の実施場所）

第5条 乙は、推進協議会が設置する仮設救援センター及び乙の会員が保有する施設において、支援を実施するものとする。

（支援の終了）

第6条 甲は、災害が終息し支援を継続する必要性がないと認められる場合は、乙と協議して支援の終了を決定する。

(支援実績の報告等)

第7条 乙は、支援を終了したときは、別記様式2により甲に実績報告を行うものとする。

2 また、支援活動記録を作成するとともに、記録写真及び関係書類等を添えて、推進協議会に引き継ぐ。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては保健福祉部生活衛生課長、乙にあつては会長の職にある者とする。

(経費負担)

第9条 支援の実施にあたり必要な経費及び物資等は、甲を通じ、別表1の団体で構成された「緊急災害時動物救援本部」に支援を要請する。

(協議)

第10条 この協定に関し、定めのない事項については、必芦の都度、甲及び乙が協議して決定する。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から申し出がない限り継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 社団法人徳島県獣医師会
会 長 塩 本 泰 久

別表 1

構成団体	所在地
財団法人日本動物愛護協会 (本部事務局)	東京都港区南青山 7-8-1 南青山ファーストビル 6階 TEL : 03-3409-1822 FAX : 03-3409-1868
公益社団法人日本動物福祉協会	東京都品川区西五反田 8-1-8 中村量ビル 4階 TEL : 03-5740-8856 FAX : 03-5496-0930
公益社団法人日本愛玩動物協会	東京都新宿区信濃町 8-1 TEL:03 - 3355-7855 FAX:03-3355-7880
社団法人日本獣医師会	東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 23階 TEL:03-3475-1601

別記様式 1

第 号
年 月 日

様

徳 島 県 知 事

支 援 要 請 書

災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	所属 職氏名 連絡先電話番号
口頭要請日時	年 月 日 () 時 分頃
要請理由	
要請内容	
履行の場所	
履行の期間	期間： 年 月 日～ 年 月 日
備 考	

別記様式 2

年 月 日

徳島県知事様

印

支 援 実 績 報 告 書

災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定第6条の規定に基づき、次のとおり報告します。

要請担当者	所属 職氏名
口頭要請日時	年 月 日 () 時 分頃
文書要請日	年 月 日付け 第 号
文書番号	
支援実施内容	
従事者氏名	従事者氏名 連絡先電話番号
履行の場所	
履行の期間	期間： 年 月 日～ 年 月 日
備 考	

災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社貴志商店（以下「乙」という。）は、災害時における動物救護活動に係る支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県域において大規模災害が発生した場合において、甲から乙に支援を要請し、迅速な動物救護活動を行うために必要な飼料及び資材の円滑な確保を行うことを目的とする。

（動物救護活動の定義）

第2条 この協定における動物救護活動は、徳島県動物愛護推進協議会設置要綱に基づき設置された徳島県動物愛護推進協議会（以下「推進協議会」という。）が主体となって行う被災動物の救護活動とする。

（支援の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するために必要が生じた場合は、乙に対して次の支援を要請するものとする。

- （1） 動物救護活動に伴う飼料及びゲージをはじめとする資材の提供
- （2） 甲が指定する場所への提供飼料及び資材の配達
- （3） その他必要とする支援

2 前項の要請は、別記様式1の文書で行うものとし、緊急を要する場合には、電話またはその他の方法により要請し、事後に文書を送付するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙のできる範囲で支援を実施するものとする。

（支援の終了）

第5条 甲は、災害が終息し支援を継続する必要性がないと認められる場合は、乙と協議して支援の終了を決定する。

（支援実績の報告）

第6条 乙は、支援を終了したときは、別記様式2により甲に実績報告を行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては保健福祉部生活衛生課長、乙にあつては代表取締役社長の職にある者とする。

(経費負担)

第8条 支援の実施にあたり必要な経費等は、甲を通じ、別表1の団体で構成された「緊急災害時動物救援本部」に支援を要請する。

(協議)

第9条 この協定に関し、定めのない事項については、必要の都度、甲及び乙が協議して決定する。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から申し出がない限り継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市大道三丁目42番地2
株式会社貴志商店
代表取締役社長 貴 志 泰 則

別表 1

構 成 団 体	所 在 地
財団法人日本動物愛護協会 (本部事務局)	東京都港区南青山 7-8-1 南青山ファーストビル 6階 TEL : 03-3409-1822 FAX : 03-3409-1868
公益社団法人日本動物福祉協会	東京都品川区西五反田 8-1-8 中村屋ビル 4階 TEL : 03 - 5740-8856 FAX : 03-5496-0930
公益社団法人日本愛玩動物協会	東京都新宿区信濃町 8-1 TEL:03-3355-7855 FAX:03-3355-7880
社団法人日本獣医師会	東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル新館 23階 TEL : 03-3475-1601

別記様式 1

第 号
年 月 日

様

徳島県知事

支 援 要 請 書

災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	所属 職氏名 連絡先電話番号
口頭要請日時	年 月 日 () 時 分頃
要請理由	
要請内容	
履行の場所	
履行の期間	期間： 年 月 日～ 年 月 日
備 考	

別記様式 2

年 月 日

徳島県知事様

印

支 援 実 績 報 告 書

災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定第6条の規定に基づき、次のとおり報告します。

要請担当者	所属 職氏名
口頭要請日時	年 月 日 () 時 分頃
文書要請日	年 月 日付け 第 号
文書番号	
支援実施内容	
従事者氏名	従事者氏名 連絡先電話番号
履行の場所	
履行の期間	期間: 年 月 日～ 年 月 日
備 考	

9-54 災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 徳島県(以下「甲」という。)と徳島県老人福祉施設協議会、徳島県老人保健施設協議会、日本認知症グループホーム協会徳島県支部、徳島県知的障害者福祉協会、徳島県身体障害者療護施設協議会、徳島県児童養護施設協議会(以下総称して「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、甲による調整の下に、乙に加入する社会福祉施設等(以下「社会福祉施設等」という。)で、相互応援活動を迅速かつ円滑に実施するとともに、福祉避難所を拠点とした災害時要援護者の応援活動を推進するため、次のとおり協定を締結する。

(応援内容)

第2条 社会福祉施設等が実施する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び応援職員の派遣
- (2) 被災施設の入所(児)者の受入、又は被災施設の入所(児)者を受け入れた施設への応援職員の派遣
- (3) 福祉避難所の事前指定への協力、又は福祉避難所への応援職員の派遣
- (4) その他、必要と認められる事項

(応援の要請)

第3条 応援を必要とする社会福祉施設等が、前条に掲げる応援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合等においては、口頭により行い、その後速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 被災等の状況
- (2) 必要とする応援の内容及び数量
- (3) 応援を必要とする期間
- (4) 応援を必要とする社会福祉施設等への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 甲は、応援の要請を受けたときは、乙及び市町村等と連携し、最適の支援体制を構築するよう努めるものとする。

2 甲は、社会福祉施設等に対して応援の要請をするときは、前条各号に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により通知し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(終了の報告)

第5条 応援を受けた社会福祉施設等は、この協定に基づく応援業務が終了したときは、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 応援を行った施設等の名称
- (2) 提供を受けた応援の内容及び数量
- (3) 応援活動の実施期間（人的応援の場合）

(指揮及び連絡調整)

第6条 社会福祉施設等がこの協定に基づき実施する応援活動に係る指揮及び連絡調整は、知事の指定する者が行う。

(費用負担)

第7条 この協定に基づく業務に要する費用については、職員を派遣した場合に派遣元に支弁される費用を除き、原則として、応援を要請した者が負担するものとする。

なお、費用負担に疑義が生じた場合は、応援を要請した者と応援を実施した者の協議により決定するものとする。

(情報交換等)

第8条 この協定に基づく応援活動を効果的に実施するため、社会福祉施設等は、毎年度当初に次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な被災者等の人数
- (2) 被災者の応援のために派遣可能な職員の職種及び人数
- (3) 提供可能な物資等の数量

2 甲は、前項の情報を乙に対して提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、相手の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定の取決めを円滑に実施するため、甲においては各施設所管課に、乙においては各施設種別協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(その他)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期限終了前1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するとともに、乙はその構成員に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成24年6月1日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島市中昭和町1-2 (福) 徳島県社会福祉協議会内
徳島県老人福祉施設協議会

会 長 中 村 博 彦

名西郡石井町高原字桑島561-1 老人保健施設喜久寿苑内
徳島県老人保健施設協議会

会 長 手 束 昭 胤

徳島市下町本丁59-26 グループホームやまもも荘内
日本認知症グループホーム協会徳島県支部

支部長 武 久 一 郎

三好郡東みよし町西庄字浪内49-1 障害者支援施設博愛ヴィレッジ内
徳島県知的障害者福祉協会

会 長 加 藤 和 輝

美馬市脇町字小星672-2 障害者支援施設小星園内
徳島県身体障害者療護施設協議会

会 長 松 野 一 郎

徳島市中昭和町1-2 (福) 徳島県社会福祉協議会内
徳島県児童養護施設協議会

会 長 山 口 憲 志

南海トラフ巨大地震等における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）、特定非営利活動法人アムダ（以下「乙」という。）及び株式会社阿波銀行（以下「丙」という。）は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時（以下「災害時」という。）における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（計画）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲及び丙に提出するものとする。

（医療救護活動）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合の他、災害時において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第4条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する避難所等その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の主たる業務）

第5条 乙は、医療救護活動に当たり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者の避難所等における応急処置及び医療
- (2) その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

（指揮命令）

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うに当たっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

（医療救護班の輸送等）

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第8条 現場において医療救護班が使用する薬品等については、当該医療救護班が携行するもののほか、市町村長又は避難所等の品質管理者が必要な措置を講ずる。

(報告)

第9条 乙は、派遣した医療救護班の医療救護活動を記録し、甲に報告するものとする。
2 乙は、派遣した医療救護班に事故等が発生したときは、甲に報告するものとする。

(医療救護活動に必要な経費)

第10条 丙は、乙から医療救護活動を実施するために必要となる経費について、融資の要請を受けた場合は、事前に合意している範囲で優先的に融資を行うよう努めるものとする。ただし、丙は乙の信用状況等を審査の上、融資の決定を行うことができる。

(費用補償等)

第11条 この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。
2 災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

(協議)

第12条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。また、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙、丙いずれも相手方に対し当協定の破棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。ただし、甲乙丙間の信頼を損なう事情が発生したときは、当協定を破棄することができる。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年2月3日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 岡山県岡山市北区伊福町三丁目31番1号
特定非営利活動法人アムダ
アムダグループ代表 菅波 茂

丙 徳島県徳島市西船場町二丁目24番地の1
株式会社阿波銀行
代表取締役頭取 岡田 好史

災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と美波町国民健康保険美波病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動に当たるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動に当たり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送に当たる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うに当たっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日頃から災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動に係る訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続を行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合において、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）の規定に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第16条に基づく契約に該当する活動をした場合は、当該契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙両者協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年6月28日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県海部郡美波町田井105番地1
美波町国民健康保険美波病院
院長 本田壮一

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県知事（以下「甲」という。）と、医療法人芳越会ホウエツ病院長（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、徳島DMAT運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。

(1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）

(2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）

(3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）

2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）

3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。

(1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費

2 被災した市町村または他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年 7月24日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南 130 番地 3

医療法人芳越会 ホウエツ病院

院 長 林 秀 樹

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、海陽町国民健康保険海南病院（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

- 第2条 甲は、運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。
- 4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

- 第3条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。
- 2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

- 第4条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。
- (1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと。（現場活動）
- (2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと。（域内搬送）
- (3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと。（病院支援）
- 2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）
- 3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- 4 甲及び乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

- 第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。
- (1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費
- (2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費
- 2 被災した市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償する

ものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、同法第18条及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応が取れるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年6月28日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県海部郡海陽町四方原字広谷16番地1
海陽町国民健康保険海南病院
院 長 小 原 卓 爾

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、三好市国民健康保険市立三野病院（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

- 第2条 甲は、運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。
- 4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

- 第3条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。
- 2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

- 第4条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。
- (1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと。（現場活動）
- (2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと。（域内搬送）
- (3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと。（病院支援）
- 2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）
- 3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- 4 甲及び乙は徳島県災害時情報共有システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

- 第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。
- (1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費
- (2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費
- 2 被災した市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償する

ものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、同法第18条及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応が取れるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年2月20日

甲 徳 島 県

徳島県知事

乙 徳島県三好市三野町芝生1270番地30

三好市国民健康保険市立三野病院

院 長

災害時における臨床検査薬等の調達業務に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本臨床検査薬卸連合会中国四国臨床検査薬卸連合会（以下「乙」という。）とは、災害医療救護に必要な臨床検査薬等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、臨床検査薬等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙の会員が保有する臨床検査薬等の供給を要請することができるものとする。

- （1）県内に災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
- （2）県外の災害救助のため、国又は他の都道府県から、臨床検査薬等の調達のあっせんを要請されたとき。
- （3）その他知事が特に必要と認めるとき。

（臨床検査薬等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する臨床検査薬等の範囲は、乙の会員が保有する臨床検査薬等で、甲が災害医療救護活動に必要であると認め、乙が了解したのものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、原則として、臨床検査薬等調達要請書（様式第1号）により調達要請を行うものとする。ただし、書面をもって行う時間がないときは、口頭で行い、その後速やかに書面により行うものとする。

（要請に基づく乙の措置等）

第4条 乙は、第1条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の会員が保有する範囲内において供給に応じるとともに、保有する臨床検査薬等が要請のあった数量に満たないときは、代替品の供給又は一般社団法人日本臨床検査薬卸連合会への支援要請等を検討し、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（臨床検査薬等の引渡し）

第5条 臨床検査薬等の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、当該指定場所において、甲の指定した者が品目及び数量を確認の上、甲は乙からの引渡しを受けるものとする。

- 2 乙は、臨床検査薬等を引き渡したときは、速やかに臨床検査薬等引渡報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（臨床検査薬等の輸送）

第6条 乙は、甲から輸送要請を受けたときは、通常の業務に支障のない範囲において当該要請に応じるものとする。

- 2 乙は、輸送要請に基づき緊急救援輸送を実施したときは、速やかに甲に報告するものとする。
- 3 乙は、緊急救援輸送の運行において、事故が発生したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。
- 4 乙の手配した自動車に事故、故障その他の理由により運行を中断したときは、

乙は通常の業務に支障のない範囲において速やかに当該自動車を交換してその緊急救援輸送を継続しなければならない。

- 5 輸送要請に基づき緊急救援輸送に従事した者が、従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲は、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）に定めるところにより、その損害を補償するものとする。
- (1) 応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合
 - (2) 当該損害につき、乙又は応援に従事した者が契約する損害保険契約により保険給付を受けることができる場合
 - (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償請求を受けることができる場合

(臨床検査薬等の価格)

第7条 臨床検査薬等の取引価格は、災害発生前の平常時に通常取引されている価格（乙が引渡しのため輸送を行った場合は、その輸送費を含む。）とする。ただし、災害発生後において、乙等の仕入価格又は運搬等の流通経費が大きく変動した場合は、甲乙が協議して定める。

(代金の支払)

第8条 第5条の規定に基づいて甲が受け取った臨床検査薬等の代金は、当該臨床検査薬等を災害救助法に基づく救助に使用した場合は甲が、それ以外の場合は、提供を受けた者が、それぞれ負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(その他)

第10条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月10日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 広島県安芸郡府中町緑ヶ丘6番40号
一般社団法人日本臨床検査薬卸連合会
中国四国臨床検査薬卸連合会
会長 木 村 稔

大規模災害時における災害支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と公益社団法人徳島県栄養士会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における災害支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合、甲の要請により乙が甲に協力して実施する災害支援活動に関して必要な事項を定める。

（災害支援）

第2条 甲は、災害時において甲が行う災害支援活動に必要ながあると認めた場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、甲からの協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援班を編成、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。

（業務）

第3条 災害支援班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 活動支援拠点及び活動拠点における情報収集、分析
- (2) 避難所、給食施設、仮設住宅等における栄養・食生活支援
- (3) 円滑な食事提供の運営や食料供給体制の質の確保等に必要な後方支援
- (4) その他必要な事項

（指揮命令）

第4条 災害支援班に係る指揮命令及び災害支援活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（移動手段）

第5条 甲は、災害支援活動が円滑に実施できるよう、災害支援班の移動手段について、必要な措置を講じる。

（費用弁償等）

第6条 この協定による災害支援班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した食品の購入に要した費用等実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき災害支援活動に従事する職員がこの協定に基づき行う災害支援活動又は訓練のために負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続を行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償等他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 2月 18日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市万代町5丁目7番地の3

公益社団法人 徳島県栄養士会
会 長 高 橋 保 子

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

(趣旨)

第1条 徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、徳島県内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が徳島県災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(福祉用具等物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また、甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

(福祉用具等物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(福祉用具等物資の内容)

第5条 甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は甲乙協議の上、あらかじめ別表に定めておくものとする。
2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

(福祉用具等物資供給の要請手続)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

(引渡し)

第7条 福祉用具等物資の引渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

(福祉用具等物資の適合確認)

第8条 福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要援護者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

(福祉用具等物資の運搬)

第9条 福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また、甲は、乙が燃料、車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

(配慮事項)

第11条 甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入り制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

(損害の負担)

第12条 本協定に基づく協力の実施に当たり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

(費用)

第13条 第3条及び第9条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、45日を上限として変更することができるものとする。

(情報連絡体制の確認)

第14条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年4月30日までに同月1日の担当者を文書で報告するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第15条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(有効期間)

第16条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第17条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成31年1月21日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県
徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 東京都港区浜松町2丁目7番15号
一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 小野木 孝二

別表（第5条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品，衛生用品，食事用品，トイレ・おむつ用品，特殊寝台及び附属品，車いす及び附属品，床ずれ防止用具，体位変換器，手すり，スロープ，歩行器，歩行補助杖，移動用リフト，医療関連用品 等
------------	--

別記様式（第6条関係）

要請NO -

福祉用具等物資供給要請書

年 月 日

一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 様

徳島県知事 印

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定第6条に基づき、以下のとおり物資の供給を要請します。

1 緊急に物資供給の必要が生じた理由

2 供給を必要とする物資の内容

必要とする物資の内容	数量	備考
ベッドセット（マットレス・サイドレール込み）		
自走型車いす（普通型）		

3 引渡場所

名称

担当者

電話番号

()

携帯番号

()

4 連絡先

名称

担当者

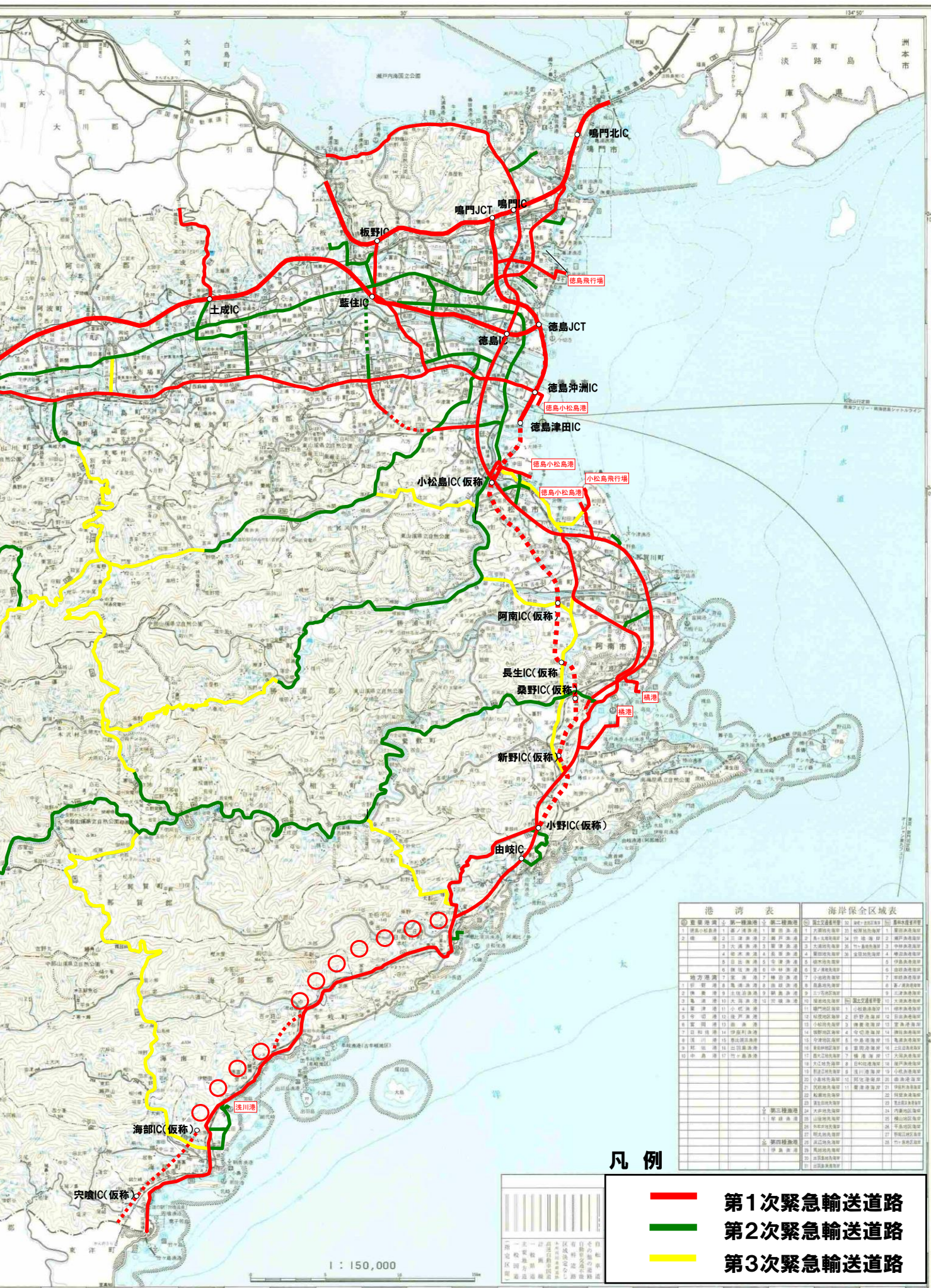
電話番号

()

携帯番号

()

第 1 0 交通に関する資料



港湾表			海岸保全区域表		
① 重要港湾	② 第一種港湾	③ 第二種港湾	第一種海岸保全区域	第二種海岸保全区域	第三種海岸保全区域
1 徳島港	1 徳島港	1 徳島港	1 徳島港	1 徳島港	1 徳島港
2 小松島港	2 小松島港	2 小松島港	2 小松島港	2 小松島港	2 小松島港
3 阿南港	3 阿南港	3 阿南港	3 阿南港	3 阿南港	3 阿南港
4 新野港	4 新野港	4 新野港	4 新野港	4 新野港	4 新野港
5 由岐港	5 由岐港	5 由岐港	5 由岐港	5 由岐港	5 由岐港
6 海部港	6 海部港	6 海部港	6 海部港	6 海部港	6 海部港
7 淡川港	7 淡川港	7 淡川港	7 淡川港	7 淡川港	7 淡川港
8 穴吹港	8 穴吹港	8 穴吹港	8 穴吹港	8 穴吹港	8 穴吹港
9 鳴門港	9 鳴門港	9 鳴門港	9 鳴門港	9 鳴門港	9 鳴門港
10 三津港	10 三津港	10 三津港	10 三津港	10 三津港	10 三津港
11 大島港	11 大島港	11 大島港	11 大島港	11 大島港	11 大島港
12 小島港	12 小島港	12 小島港	12 小島港	12 小島港	12 小島港
13 大島港	13 大島港	13 大島港	13 大島港	13 大島港	13 大島港
14 小島港	14 小島港	14 小島港	14 小島港	14 小島港	14 小島港
15 大島港	15 大島港	15 大島港	15 大島港	15 大島港	15 大島港
16 小島港	16 小島港	16 小島港	16 小島港	16 小島港	16 小島港
17 大島港	17 大島港	17 大島港	17 大島港	17 大島港	17 大島港
18 小島港	18 小島港	18 小島港	18 小島港	18 小島港	18 小島港
19 大島港	19 大島港	19 大島港	19 大島港	19 大島港	19 大島港
20 小島港	20 小島港	20 小島港	20 小島港	20 小島港	20 小島港
21 大島港	21 大島港	21 大島港	21 大島港	21 大島港	21 大島港
22 小島港	22 小島港	22 小島港	22 小島港	22 小島港	22 小島港
23 大島港	23 大島港	23 大島港	23 大島港	23 大島港	23 大島港
24 小島港	24 小島港	24 小島港	24 小島港	24 小島港	24 小島港
25 大島港	25 大島港	25 大島港	25 大島港	25 大島港	25 大島港
26 小島港	26 小島港	26 小島港	26 小島港	26 小島港	26 小島港
27 大島港	27 大島港	27 大島港	27 大島港	27 大島港	27 大島港
28 小島港	28 小島港	28 小島港	28 小島港	28 小島港	28 小島港
29 大島港	29 大島港	29 大島港	29 大島港	29 大島港	29 大島港
30 小島港	30 小島港	30 小島港	30 小島港	30 小島港	30 小島港
31 大島港	31 大島港	31 大島港	31 大島港	31 大島港	31 大島港
32 小島港	32 小島港	32 小島港	32 小島港	32 小島港	32 小島港
33 大島港	33 大島港	33 大島港	33 大島港	33 大島港	33 大島港
34 小島港	34 小島港	34 小島港	34 小島港	34 小島港	34 小島港
35 大島港	35 大島港	35 大島港	35 大島港	35 大島港	35 大島港
36 小島港	36 小島港	36 小島港	36 小島港	36 小島港	36 小島港
37 大島港	37 大島港	37 大島港	37 大島港	37 大島港	37 大島港
38 小島港	38 小島港	38 小島港	38 小島港	38 小島港	38 小島港
39 大島港	39 大島港	39 大島港	39 大島港	39 大島港	39 大島港
40 小島港	40 小島港	40 小島港	40 小島港	40 小島港	40 小島港
41 大島港	41 大島港	41 大島港	41 大島港	41 大島港	41 大島港
42 小島港	42 小島港	42 小島港	42 小島港	42 小島港	42 小島港
43 大島港	43 大島港	43 大島港	43 大島港	43 大島港	43 大島港
44 小島港	44 小島港	44 小島港	44 小島港	44 小島港	44 小島港
45 大島港	45 大島港	45 大島港	45 大島港	45 大島港	45 大島港
46 小島港	46 小島港	46 小島港	46 小島港	46 小島港	46 小島港
47 大島港	47 大島港	47 大島港	47 大島港	47 大島港	47 大島港
48 小島港	48 小島港	48 小島港	48 小島港	48 小島港	48 小島港
49 大島港	49 大島港	49 大島港	49 大島港	49 大島港	49 大島港
50 小島港	50 小島港	50 小島港	50 小島港	50 小島港	50 小島港

凡例

- 第1次緊急輸送道路
- 第2次緊急輸送道路
- 第3次緊急輸送道路

10 - 1 - 2 緊急交通路設定予定路線

大地震が発生した場合に、一般通行車両の走行を禁止する緊急交通路設定予定路線として、以下のとおり指定。

- ・ その1（優先的に実施する路線） 9路線
- ・ その2（その1の他、必要に応じて設定する路線） 15路線

1 緊急交通路設定予定路線その1

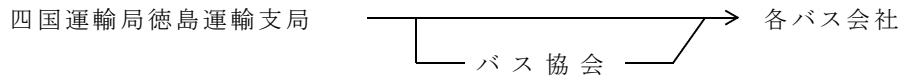
番号	路線名	区間
1	高松自動車道	香川県境から鳴門ICまでの間
2	神戸淡路鳴門自動車道	兵庫県境から鳴門ICまでの間
3	徳島自動車道	愛媛県境から鳴門JCTまでの間
4	国道11号	香川県境からかちどき橋交差点までの間
5	国道55号	かちどき橋交差点から大林交差点までの間 動々原交差点から高知県境までの間（日和佐道路も含む。）
6	国道192号	愛媛県境から本町交差点までの間
7	県道大林津乃峰線	大林交差点から南島交差点
8	県道羽ノ浦福井線	南島交差点から動々原交差点までの間
9	県道徳島引田線	八反田東交差点から徳大薬学部前交差点までの間

2 緊急交通路設定予定路線その2

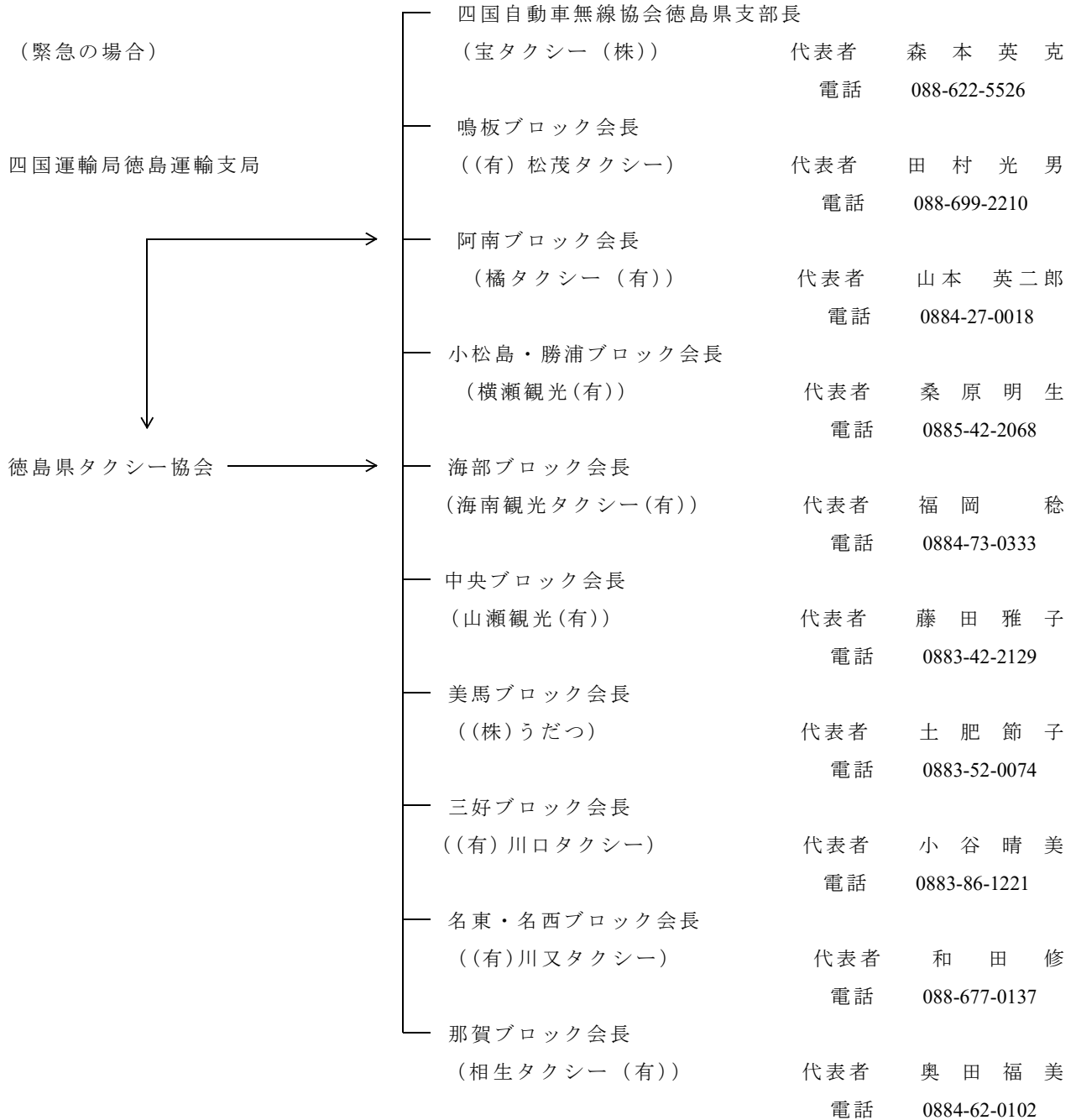
番号	路線名	区間
1	国道32号	香川県境から高知県境までの間
2	県道鳴門池田線	鳴門市役所北交差点から三好高校前交差点までの間
3	国道28号	小鳴門橋南交差点から加賀須野ランプまでの間
4	国道318号	香川県境から上下島交差点までの間
5	県道鳴門公園線	中山南交差点からウチノ海総合公園前までの間
6	県道松茂吉野線	新加賀須野ランプから市ノ本交差点までの間
7	県道徳島鳴門線	老門交差点から北常三島交差点までの間
8	県道徳島鴨嶋線	春日橋交差点から知恵島交差点までの間
9	県道徳島環状線	鯛浜交差点から津田本町4丁目交差点までの間
10	県道徳島小松島線	県庁前交差点から大林交差点までの間
11	県道徳島上那賀線	大原交差点から沼江交差点までの間
12	県道阿南勝浦線	岡交差点から沼江交差点までの間
13	国道55号	大林交差点から江ノ浦交差点までの間
14	国道195号	橘西交差点から川口橋北詰交差点までの間
15	県道阿南・鷲敷・日和佐線	川口橋北詰交差点から深瀬交差点までの間

10-2 輸送確保に関する責任者及び連絡方法

◎ バス 班



◎ 乗 用 車 班



10-3 主要道路交通途絶予想箇所一覧表

(平成27年1月1日現在)

土木事務所名	路線名	予想される事態	同左区域	延長km	迂回路	備考
東部県土整備局 (徳島)	国 193号	山腹崩壊	神山町大中尾 ～吉野川市・名西郡界	12.50		
	国 438号	山腹崩壊	神山町入手橋 ～名西郡・美馬市界	8.70		
	主 徳島環状線	強風・凍結	徳島市新浜本町～末広	2.90	国道55号・他	
	主 徳島上那賀線	冠水	徳島市飯谷町沖野	0.50		
	主 徳島上那賀線	冠水	勝浦町沼江①	0.20		
	主 徳島上那賀線	冠水	勝浦町沼江②	0.20		
	主 神山鮎喰線	冠水	徳島市鮎喰町2丁目 (上鮎喰橋アンダーパス)	0.10	堤上道路	
	主 徳島吉野線	冠水	徳島市上助任町 (吉野川橋南詰アンダーパス)	0.30	堤上道路	
	主 徳島吉野線	冠水	徳島市春日3丁目 (JRアンダーパス)	0.50	堤上道路	
	主 徳島吉野線	冠水	徳島市北島田町3丁目 (不動橋アンダーパス)	0.30	堤上道路	
	主 小松島佐那河内線	冠水	徳島市多家良町宮ノ下	0.50		
	主 石井神山線	落石	神山町阿野字駒坂	0.10		
	一 山川海南線	山腹崩壊	神山町大中尾 ～名西郡・那賀郡界	7.90		
	一 神山国府線	冠水	徳島市国府町観音寺	0.10		
	一 宮倉徳島線	冠水	小松島市田野町宮ノ下	0.50		
	一 土成徳島線	冠水	徳島市応神町古川 (吉野川橋北詰アンダーパス)	0.30	堤上道路	
	一 古川長原港線					
	一 鮎喰新浜線	冠水	徳島市八万町長谷	0.10		
	一 大谷西須賀線	冠水	徳島市方上町弁財天	0.30		
	一 田野勢合線	冠水	小松島市田野町高田～赤石南	0.80		
一 新浜勝浦線	落石	徳島市飯谷町杉尾	0.10			

土木事務所名	路線名	予想される事態	同左区域	延長km	迂回路	備考
東部県土整備局 (徳島)	主 徳島引田線	山腹崩壊	板野町大坂 ～鳴門市北灘町	6.80		
	主 徳島北灘線	山腹崩壊	鳴門市北灘町折野 ～大麻町板東	4.70		
	主 徳島北灘線	冠水	鳴門市大麻町目丸	0.20		
	主 鳴門池田線	冠水	鳴門市大麻町池谷	0.10		
	一 北島池谷停車場線	冠水	鳴門市大麻町高畑	0.10		
	一 栗津港線	冠水	鳴門市大津町徳長	0.20		
	一 大谷櫛木線	山腹崩壊	鳴門市大麻町大谷 ～北灘町櫛木	1.20		
	一 川内大代線	冠水	松茂町広島	0.10		
	一 瀬戸港線	落石	鳴門市北泊	0.10		
	一 亀浦港櫛木線	落石	鳴門市小島田	0.07		
東部県土整備局 (吉野川)	国 193号	山腹崩壊	吉野川市山川町向坂 ～吉野川市・名西郡界	11.60		
	主 津田川島線	冠水	阿波市市場町千田橋 ～吉野川市川島町川島橋	2.00	国道318号	
	主 徳島吉野線	冠水	石井町高瀬橋	1.00	石井引田線 六条大橋	
	主 鴨島神山線	山腹崩壊	吉野川市界～三谷	6.00	神山鮎喰線	
	主 神山川島線	山腹崩壊	吉野川市美郷月野	2.80	二宮山川線	
	主 志度山川線	山腹崩壊	阿波市阿波町引地～立割	3.00		
	主 石井引田線	山腹崩壊	上板町泉谷～アーチ堰堤	3.00		
	主 鳴門池田線	冠水	阿波市阿波町南整理	0.30	船戸切幡上板線	
	主 石井引田線	冠水	石井町南島橋北詰	0.50		
	主 神山川島線	落石	吉野川市川島町植桜	0.02		
	一 井上川田線	冠水	吉野川市山川町北町	0.30	国道193号	
	一 三ツ木宮倉線	山腹崩壊	吉野川市美郷古土地野々脇峠 ～宮倉	11.57		
	一 奥野井阿波山川 停車場線	山腹崩壊	吉野川市山川町楠根地 ～奥川田	6.00		
	一 仁賀木山瀬停車場線	山腹崩壊	阿波市市場町日開谷～平地橋	5.00		
	一 西麻植下浦線	冠水2箇所	吉野川市鴨島町敷地～山路	1.00		
	一 市場学停車場線 (旧道)	冠水2箇所	阿波市市場町 香美橋 ～吉野川市川島町 学島橋	2.00	市場学(停)線 阿波麻植大橋	
	一 切幡川島線	冠水1箇所	阿波市市場町 大野島橋	1.00	国道318号	
	一 鴨島停車場線	冠水	吉野川市鴨島町中郷	0.10		
	一 牛島停車場線	冠水	吉野川市鴨島町牛島	0.30		
	一 二宮山川線	落石	吉野川市美郷大野	0.06		

土木事務所名	路線名	予想される事態	同左区域	延長km	迂回路	備考
南部総合県民局 県土整備部 (阿南)	主 羽ノ浦福井線	冠水	阿南市桑野町岡元	0.20		
	主 阿南那賀川線	冠水	阿南市長生町本庄市	0.10		
	主 羽ノ浦福井線	冠水	阿南市長生町大津田	0.10		
	主 由岐大西線	冠水	阿南市福井町大宮	0.40		
	主 由岐大西線	落石	阿南市椿町八原毛束	0.20		
	一 和食勝浦線	山腹崩壊	阿南市大井町	0.10		
	一 大井南島線	山腹崩壊	阿南市熊谷町	0.60		
	一 勝浦羽ノ浦線	山腹崩壊	阿南市羽ノ浦町萱原～古毛	1.00		
	一 津乃峰筒崎線	冠水	阿南市内原町大谷	0.50		
	一 大井南島線	冠水	阿南市熊谷町熊谷	0.50		
	一 大井南島線	冠水	阿南市加茂町不け	0.50		
南部総合県民局 県土整備部 (那賀)	国 193号	山腹崩壊 道路欠壊	那賀町沢谷 ～那賀町海川霧越峠	44.40		
	国 193号	冠水	那賀町木頭	0.20		
	国 193号	冠水	那賀町拝宮	0.10		
	国 195号	山腹崩壊 道路欠壊	那賀町小浜 ～那賀町木頭北川四ツ足峠	45.80		
	国 195号	冠水	那賀町和食郷字八幡原	0.70		
	国 193号	冠水	那賀町鮎川字大國	0.20		
	国 193号	冠水	那賀町木頭出原	0.30		
	国 193号	冠水	那賀町木頭助	0.20		
	主 徳島上那賀線	山腹崩壊 道路欠壊	那賀郡・勝浦郡界 ～那賀町沢谷（開拓橋）	9.80		
	主 阿南鷺敷日和佐線	冠水	那賀町和食郷字田野	2.20		
	主 日和佐上那賀線	山腹崩壊 道路欠壊	那賀町谷山 ～那賀郡・海部郡界	4.40		
	主 日和佐上那賀線	落石	那賀町古屋	0.03		
	主 日和佐上那賀線	落石	那賀町深森	0.05		
	一 山川海南線	山腹崩壊 道路欠壊	那賀郡・名西郡界 ～那賀町沢谷	3.10		
	一 木沢上那賀線	山腹崩壊 道路欠壊	那賀町岩倉 ～那賀町沢谷（沢谷橋）	13.10		
	一 竹ガ谷鷺敷線	落石	那賀町西納	0.05		
	一 古屋日浦線	落石	那賀町花瀬	0.05	国道195号	
	一 西納大久保線	落石	那賀町請ノ谷	0.05		

土木事務所名	路線名	予想される事態	同左区域	延長km	迂回路	備考
南部総合県民局 県土整備部 (美波)	国 193号	山腹崩壊 道路欠壊	海陽町神野(神野橋) ～海陽町霧越	18.50		
	主 阿南鷲敷日和佐線	山腹崩壊	美波町北河内字本村	0.20		
	主 日和佐小野線	道路欠壊	美波町後山	4.00		
	主 由岐大西線	山腹崩壊 道路欠壊	美波町伊座利坂	13.00		
	主 日和佐上那賀線	山腹崩壊	美波町西河内～山河内	14.00		
	主 牟岐海南線	山腹崩壊 道路欠壊	海陽町小川	4.00		
	一 中部山溪轟公園線	山腹崩壊 道路欠壊	海陽町カレイ谷	8.00		
	一 芥附海部線	落石	海陽町広岡	0.20		
	一 中部山溪轟公園線	落石	海陽町平井	0.10		
	一 久尾穴喰浦線	山腹崩壊 道路欠壊	海陽町塩深～久尾	10.00		
	一 金目穴喰浦線	山腹崩壊	海陽町金目～穴喰浦	1.00	国道55号	
	一 上皆津奥浦線	山腹崩壊 道路欠壊	海陽町相川	8.00		
	一 芥附海部線	山腹崩壊 道路欠壊	海陽町落合	5.00		
西部総合県民局 県土整備部 (美馬)	国 438号	山腹崩壊 道路欠壊	美馬市木屋平川井 ～美馬市・三好市界	29.80		
	国 438号	山腹崩壊 道路欠壊	美馬郡・三好市界 ～つるぎ町一字桑平	14.10		
	国 193号	落石	美馬市脇町平間	0.10		
	国 193号	落石	美馬市脇町西俣名	0.10		
	国 438号	落石	つるぎ町貞光川見	0.04		
	国 492号	落石	美馬市穴吹町初草	0.04		
	主 鳴門池田線	落石	美馬市美馬町坊僧	0.10		
	一 脇三谷線	冠水	美馬市脇町 脇町橋	2.00	国道193号	
	一 上蓮小野線	落石	つるぎ町半田下竹	0.05		
	一 菅生伊良原線	落石	つるぎ町一字明谷	0.03		
	一 穴吹塩之江線	落石	美馬市脇町梨子ノ木	0.14		
	一 小谷西端山線	落石	つるぎ町半田川又	0.03		
	一 小谷西端山線	落石	つるぎ町半田万才	0.03		
	一 木地屋赤松線	落石	つるぎ町一字木地屋	0.06		
	一 木地屋赤松線	落石	つるぎ町一字中横	0.03		

土木事務所名	路線名	予想される事態	同左区域	延長km	迂回路	備考
西部総合県民局 県土整備部 (三好)	国 439号	山腹崩壊 道路欠壊	三好市東祖谷菅生見ノ越 ～徳島県・高知県境	42.6		
	国 438号	山腹崩壊 道路欠壊	美馬市・三好市界 ～三好市・美馬郡界	2.3		
	主 山城東祖谷山線	山腹崩壊 道路欠壊	三好市池田町出合橋東詰 ～三好市東祖谷柄の瀬	26.4		
	主 西祖谷山山城線	山腹崩壊 道路欠壊	三好市西祖谷山村一字 ～三好市山城町大歩危橋	8.2		
	主 込野観音寺線	山腹崩壊 道路欠壊	三好市池田町込野西小坪尻 ～徳島県・香川県境	10.8		
	一 白地州津線	山腹崩壊 道路欠壊	三好市池田町白地 ～三好市池田町州津	5.8		
	一 勝浦三野線	落石	三好市三野町太刀野山	2.0		
	一 栗山殿野線	山腹崩壊	三好市山城町中野	0.5		
	主 三加茂東祖谷山線	落石	三好市東祖谷落合	0.1		
	一 栗山殿野線	落石	三好市山城町栗山	2.0		
	一 上名西宇線	落石 道路欠壊	三好市山城町上名	2.0		
	一 腕山宮石線	山腹崩壊 道路欠壊	三好市西祖谷山村下名 ～三好市池田町松尾	5.0		
	一 三縄停車場黒沢線	山腹崩壊	三好市池田町中津川 ～三好市池田町漆川	1.0		

10-4 荷重制限橋梁の状況（橋長15m以上）

（令和4年4月1日現在）

橋梁名	路線名	箇所	橋長 m	有効幅員m	荷重制限 t
切谷橋	国 439号	三好市東祖谷菅生	18	3.5	16
おすのうち橋	国 439号	三好市東祖谷檜尾	15	3.5	9
千田橋	主 津田川島線	阿波市市場町千田	229	3.0	9
川島橋	主 津田川島線	吉野川市川島町城山	285	3.0	9
泉谷橋	主 鳴門池田線（旧道）	上板町神宅	49	4.8	12
中央橋	主 鳴門池田線	美馬市脇町脇	23	6.0	12
高瀬橋	主 徳島吉野線	石井町西覚円～上板町高瀬	522	4.0	9
大井橋	主 阿南鷺敷日和佐線	阿南市大井町	15	3.1	16
龍頭橋	国 492号	美馬市木屋平大北	33	4.0	12
白鷺橋	主 阿南小松島線	小松島市立江町江の上	48	4.5	16
西河原橋	主 小松島佐那河内線	徳島市八多町小倉地	26	7.5	18
川又橋	主 阿南相生線	阿南市新野町川又	27	4.0	18
谷山一号橋	主 日和佐上那賀線	那賀町川俣	15	4.0	9
大松川橋	一 宮倉徳島線	小松島市江田町敷地前	169	7.3	16
内浜橋	一 宮倉徳島線	徳島市南二軒屋町3	15	5.5	16
三ツ合橋	主 松茂吉野線	北島町江口	97	6.0	16
御所大橋	一 宮川内牛島停車場線	阿波市土成町高尾～宮川内	104	4.0	18
下喜来橋	一 船戸切幡上板線	阿波市阿波町下喜来	195	6.5	9
請橋	一 中部山溪轟公園線	海陽町請	36	3.5	15
皆の瀬橋	一 中部山溪轟公園線	海陽町皆ノ瀬	47	3.5	16
第5松尾川橋	一 腕山宮石線	三好市池田町松尾	16	3.5	14
第1松尾川橋	一 腕山宮石線	三好市池田町松尾	15	3.5	14
下名橋	一 腕山宮石線	三好市西祖谷山村下名	33	2.7	14
日比原橋	一 腕山宮石線	三好市西祖谷山村下名	22	3.2	14
新高橋	一 北島池谷停車場線	北島町高房	77	4.5	14
寺谷橋	主 勝浦佐那河内線	佐那河内村下	25	7.0	14
太田橋	一 和田島赤石線	小松島市和田島町	40	7.0	18
広島橋	一 川内大代線	松茂町広島	150	5.8	10
大正橋	一 川内大代線	松茂町中喜来	20	3.1	18
川崎橋	主 徳島北灘線	鳴門市大麻町川崎	147	4.7	10
西地橋	一 平島国府線	石井町高川原	33	6.6	18
鈴川谷橋	一 浦池南原線	阿波市土成町浦池	20	7.0	14
中島橋	一 西麻植下浦線	吉野川市鴨島町中島	22	4.5	18
寄井喜多橋	主 神山川島線	神山町神領字北	55	3.1	12
美濃田大橋	一 昼間辻線	東みよし町昼間～三好市井川町辻	184	3.1	9
水井橋	一 大井南島線	阿南市水井町	161	2.5	9
葛籠橋	一 竹ガ谷鷺敷線	那賀町西納	16	4.7	12
ヲレ合橋	一 木沢上那賀線	那賀町川成	15	4.0	16
海部川橋	一 四方原海部線	海陽町大里	296	4.2	8
上広岡橋	一 芥附海部線	海陽町広岡	21	3.1	16
日野谷橋	一 古屋日浦線	那賀町花瀬	97	3.5	9
高橋	一 半田貞光線	つるぎ町半田小野	258	5.5	12
学島橋	一 市場学停車場線（旧道）	吉野川市川島町児島	362	3.0	9
香美橋	一 市場学停車場線（旧道）	阿波市市場町香美	147	3.0	9
大野島橋	一 切幡川島線	阿波市市場町大野島	228	3.0	9

10-5 災害時における交通誘導及び地域の 安全の確保等の業務に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、徳島県と社団法人徳島県警備業協会（以下「協会」という。）との間の災害発生時における業務要請に関し、必要な手続等を定めるものとする。

(災害の定義)

第2条 この協定において「災害」とは、自然災害又は人為的災害で、警察等の公的機関のみでは十分な対処ができない大規模災害をいう。

(業務の要請及び提供)

第3条 徳島県知事（以下「甲」という。）は、徳島県内において災害が発生した場合において、被害の状況により必要があるときは、徳島県警察本部長（以下「警察本部長」という。）を経由して社団法人徳島県警備業協会会長（以下「乙」という。）に対し、交通誘導及び被災地並びに避難場所等の警戒活動等被災地域の安全を確保する警備業務（以下「業務」という。）を要請するものとする。

2 甲は、前項の業務を要請するときは、当該業務の内容、要請の期間、場所及び出動警備人員等を明示して行うものとする。

3 乙は、甲からこの協定に基づく業務の要請を受けたときは、災害の状況、可動能力等に応じて業務を提供するものとし、警察本部長が別途指定する基準を満たす警備業者に連絡し、警備員を出動させるものとする。

(費用の負担等)

第4条 この協定に基づき乙が提供した業務に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額については、労働省発表の最新の賃金構造統計調査結果等を基礎に警備員の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則）第1条に定める検定資格取得の有無を考慮して算出した人件費及びその他の必要経費を積算して決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第5条 乙は業務終了後、警察本部長を経由して甲に対し、出動した警備業者を代表して費用の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、その費用を出動した警備業者に支払うものとする。

(出動警備員の災害補償)

第6条 この協定による業務に従事した警備員が負傷し、又は死亡した場合の災害補償は当該警備員の使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

(損害の賠償)

第7条 業務に従事した警備員が、当該業務の実施に伴い、第三者に損害を与えた場合の損害の補償は、使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

(訓練等)

第8条 乙は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、平素から災害時を想定した訓練に努めるものとする。

(広域支援体制の整備等)

第9条 乙は、この協定に基づき、出動要請された警備員が確保できるよう、徳島県以外を事業区域とする警備業協会と連携を強化し、広域支援協定を締結するなど体制の整備に努めなければならない。

(協議等)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲が乙と協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成9年1月17日から効力を生じるものとする。

甲と乙とは、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年1月17日

甲 徳島県知事

圓 藤 寿 穂

乙 社団法人徳島県警備業協会会長

堺 昭 治

10-6 災害等における緊急通行車両の通行妨害車両等の排除業務に関する覚書

徳島県警察本部(以下「甲」という。)と社団法人日本自動車連盟四国本部徳島支部(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条の3に規定する警察官の措置命令等(以下「警察官の措置命令等」という。)の権限行使に関し、次のとおり覚書を締結する。

第1 協力要請

甲は、警察官の措置命令等の権限行使に関し、必要がある場合、次の事項を乙に通知して、緊急通行車両等の通行妨害になっている車両等の排除活動について、協力を要請するものとする。

- (1) 災害等発生の日時、場所及び災害の状況
- (2) 通行妨害車両等の種別及び台数等
- (3) 現場指揮官の官職及び氏名
- (4) 連絡方法、その他必要な事項

第2 排除活動

乙は、甲から協力要請があった場合は、現場指揮官の指示に従い、所有する車両、装備等の範囲内で通行妨害車両等の排除活動を行うものとする。

第3 費用負担

この覚書に基づく乙の活動に係る費用については、乙の負担とする。

第4 補償

この覚書に基づく活動により、当該活動に従事した乙の職員に損害が生じた場合は、乙の責任において補償を行うものとする。

第5 訓練への参加

乙は、この覚書に基づく活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

第6 疑義の協議

この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

第7 施行

この覚書は、平成17年5月31日から施行する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方の代表者が署名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成17年5月31日

甲 徳島県警察本部

徳島県警察本部長 平野和春 印

乙 社団法人日本自動車連盟四国本部徳島支部

支部長 田村英一郎 印

10-7 徳島県雪害防止対策要綱

第1 目的

徳島県の地域における雪害防止対策に関しては、徳島県地域防災計画に定めるもののほか、この要綱において豪雪時にとるべき具体的措置を定め、災害を未然に防止し、及び発生した災害の拡大を防御するものとする。

第2 気象情報の連絡

県・市町村並びに各関係行政機関は、相互に連絡を密にして、気象台から発表される長期及び短期の気象情報及び現地観測地点の観測結果等に注意し、常時気象変化のすう勢と現地の正確な状況を認識するように努めるものとする。

第3 道路除雪対策

1. 県が行う除雪

(1) 除雪する路線名及び区間

県が除雪する路線名及び区間は、次表のとおりとする。

(平成27年1月1日現在)

土木事務所名	路線名	除雪区間		備考
		区間	延長 km	
東部県土整備局 徳島庁舎	国 193号	神山町上分経ノ坂～上分大中尾	12.5	
	国 438号	徳島市元町1丁目～神山町上分(川井トンネル)	48.5	
	主 徳島引田線	徳島市蔵本町3丁目～藍住町東中富	7.6	
	主 徳島(T)線	徳島市元町1丁目～元町1丁目	0.1	
	主 徳島吉野線	徳島市東吉野町2丁目～国府町佐野塚	12.7	
	主 徳島上那賀線	徳島市大原町～上勝町(八重地トンネル)	51.6	
	主 小松島港線	小松島市小松島町新港～中田町土持	2.3	
	主 石井神山線	神山町阿野(童学寺トンネル)～神山町中野	15.9	
	主 神山鮎喰線	神山町鬼籠野～徳島市鮎喰町2丁目	20.7	
	主 阿南小松島線	小松島市櫛淵町～小松島市赤石	11.8	
	主 徳島環状線	徳島市国府町府中～徳島市八万町大野	36.9	
	主 徳島鴨島線	徳島市藍場町2丁目～国府町芝原	11.2	
	主 鴨島神山線	神山町梨ノ木峠～神山町本名	8.2	
	主 小松島佐那河内線	小松島市松嶋町～佐那河内村尾境	12.3	
	主 松茂吉野線	藍住町東中富～北島町老門	12.1	
	主 沖ノ洲徳島本町線	徳島市南沖洲4丁目～徳島本町2丁目	1.7	
	主 勝浦佐那河内線	佐那河内村寺谷～ひよの	8.4	
	主 勝浦佐那河内線	勝浦町坂本～勝浦町坂本	0.4	
	主 徳島北灘線	藍住町乙瀬～徳島市不動東町	6.7	
	主 神山川島線	神山町寄井～鍋岩	12.3	
	主 阿南勝浦線	勝浦町沼江～小松島市櫛淵町	3.5	
	一 藍住吉成(T)線	徳島市応神町吉成～応神町吉成	0.5	
	一 神山国府線	神山町阿野～徳島市国府町	8.2	
	主 徳島鳴門線	徳島市東吉野町～北島町中村	6.0	
	一 宮倉徳島線	小松島市立江町～徳島市応神町古川	14.7	
	一 土成徳島線	藍住町名田～徳島市応神町古川	10.0	
	一 大林那賀川阿南線	小松島市坂野町大林～小松島市坂野	4.3	
	一 佐古(T)線	徳島市佐古2番町～佐古2番町	0.3	
	一 蔵本(T)線	徳島市蔵本町2丁目～蔵本町2丁目	0.2	
	一 府中(T)線	徳島市国府町府中～国府町芝原	0.1	
	一 北島池谷(T)線	北島町高房～北島町高房	1.5	
一 地藏橋(T)線	徳島市勝占町西開～中開	0.2		
一 中田(T)線	小松島市中田町中郷～西野	0.4		
一 立江(T)線	小松島市立江町前田～若松	0.3		
一 川内埠頭線	徳島市川内町加賀須野～平石	0.8		

土木事務所名	路線名	除雪区間		備考
		区間	延長 km	
東部県土整備局 徳島庁舎	一 今切港線	北島町牛飼原～北島町江尻	0.7	
	一 沖洲埠頭線	徳島市住吉町6丁目～東吉野町2丁目	2.0	
	一 徳島港線	徳島市中洲町3丁目～1丁目	0.6	
	一 鮎喰新浜線	徳島市鮎喰町2丁目～八万町大野	11.5	
	一 西黒田中村線	徳島市国府町西黒田～中村	5.2	
	一 西黒田府中線	徳島市国府町西黒田～府中	1.1	
	一 鬼籠野国府線	神山町鬼籠野～徳島市国府町南岩延	15.1	
	一 一宮下中筋線	徳島市一宮町～上八万町下中筋	5.3	
	一 八多法花線	徳島市八多町～八万町法花	9.5	
	一 大谷西須賀線	徳島市大谷町～西須賀町	1.6	
	一 新浜勝浦線	徳島市新浜本町～飯谷町	11.6	
	一 新浜勝浦線	勝浦町大柳～勝浦町横瀬	6.3	
	一 二条通新港線	小松島市小松島町二条通～新港	0.4	
	一 花園日開野線	小松島市日開野町～日開野町	0.9	
	一 田野勢合線	小松島市田野町本村～勢合	2.0	
	一 和田島赤石線	小松島市和田島町～赤石町	4.0	
	一 古川長原港線	徳島市川内町平石若宮～米津	4.5	
	一 川内大代線	徳島市川内町上別宮～加賀須野	4.1	
	一 富吉久木線	徳島市川内町富吉～久木	2.5	
	一 桧藍住線	藍住町乙瀬～徳命	4.5	
	一 第十白鳥線	徳島市国府町竜王～橋本	0.0	
	一 平島国府線	徳島市国府町敷地～府中	1.8	
	一 二宮山川線	神山町阿野～松尾	5.2	
	一 大京原今津南和田津	小松島市坂野町～和田津開町	4.1	
	一 坂野羽ノ浦線	小松島市坂野町～坂野町	2.4	
	一 小松島港南小松島(T)線	小松島港～南小松島停車場	0.6	
	一 山川海南線	神山町大中尾～雲早トンネル	7.9	
	一 鶴林寺線	勝浦町生名	1.5	
	一 徳島小松島線	徳島市万代町～小松島市大林町	13.6	
	一 鯛浜中村線	北島町鯛浜～高房	3.1	
	一 鳴門徳島自転車道		5.0	
	一 阿南徳島自転車道		3.8	
	主 徳島引田線	板野町川端～鳴門市北灘町碁浦	16.3	
	主 鳴門公園線	鳴門公園～国道11号交差点	13.3	
	主 鳴門公園線	鳴門市鳴門町三ツ石～国道11号交差点	4.3	
	主 鳴門池田線	鳴門市大津町吉永～上板町界	15.5	
	主 石井引田線	板野町矢武～羅漢	3.1	
	主 松茂吉野線	北島町界～広島	0.7	
	主 松茂吉野線	藍住町界～上板町界	3.2	
	主 徳島空港線	徳島空港～国道11号交差点	3.4	
	主 徳島鳴門線	鳴門市大麻町姫田～北島町界	2.9	
	主 鳴門北灘線	鳴門市界～鳴門市北灘町折野	11.8	
	主 瀬戸撫養線	鳴門市瀬戸町明神～撫養町大桑島	5.3	
	一 板野川島線	板野町犬伏～上板町界	2.8	
	一 阿波大宮(T)線	板野町大坂～大坂	0.6	
	一 板野(T)線	板野町大寺～大寺	0.4	
	一 板東(T)線	鳴門市大麻町板東～板東	0.3	
一 北島池谷(T)線	鳴門市界～大麻町池谷	3.2		
一 瀬戸港線	鳴門市瀬戸町北泊～堂浦	4.2		
一 亀浦港櫛木線	鳴門市鳴門町～北灘町	11.0		
一 粟津港撫養線	鳴門市里浦町～大津町	5.3		
一 粟津港線	鳴門市里浦町～大津町	2.3		

土木事務所名	路線名	除雪区間		備考
		区間	延長 km	
東部県土整備局 徳島庁舎	一 長原港線	松茂町住吉～広島	1.4	
	一 古川長原港線	松茂町長原～豊久	3.6	
	一 川内大代線	松茂町広島～鳴門市大津町	5.2	
	一 桧藍住線	鳴門市大麻町桧～藍住町界	2.8	
	一 津慈広島線	鳴門市大麻町～松茂町広島	7.1	
	一 大谷櫛木線	鳴門市大麻町大谷～北灘町	7.2	
	一 板野インター線	板野町川端～川端	0.4	
	一 鳴門徳島自転車道		15.9	
東部県土整備局 吉野川庁舎	国 193号	吉野川市山川町湯立～吉野川市美郷字倉羅	14.6	
	国 318号	吉野川市鴨島町上下島～阿波市土成町奥御所	14.7	
	主 津田川島線	阿波市市場町大影～吉野川市川島町城山	19.3	
	主 志度山川線	阿波市阿波町引地～吉野川市山川町前川	19.4	
	主 鳴門池田線	上板町椎本～阿波市阿波町西林	33.2	
	主 徳島吉野線	石井町藍畑～阿波市吉野町柿原	15.5	
	主 石井神山線	石井町石井～神山町界	1.9	
	主 徳島鴨島線	石井町高川原～吉野川市鴨島町知恵島	14.6	
	主 鴨島神山線	吉野川市鴨島町中郷～神山町界	6.9	
	主 石井引田線	石井町石井～上板町泉谷	14.4	
	主 松茂吉野線	阿波市吉野町五条～上板町椎本	4.1	
	主 神山川島線	吉野川市美郷字東山～吉野川市川島町川島	16.1	
	一 引田滝ノ宮線	上板町神宅東山～北屋敷	1.8	
	一 板野川島線	上板町佐藤塚～吉野川市鴨島町崎須賀	11.6	
	一 市場学(T)線	阿波市市場町市場～吉野川市川島町学	6.8	
	一 土成徳島線	阿波市土成町成当～上板町高瀬	5.9	
	一 船戸切幡上板線	吉野川市山川町一理塚～上板町瀬部	27.0	
	一 石井(T)線	石井町石井～石井	0.2	
	一 牛島(T)線	吉野川市鴨島町牛島～上浦	1.0	
	一 鴨島(T)線	吉野川市鴨島町鴨島～鴨島	0.6	
	一 阿波川島(T)線	吉野川市川島町川島～川島	0.4	
	一 阿波土柱線	阿波市阿波町桜ノ岡～桜ノ岡	0.9	
	一 第十白鳥線	石井町藍畑～石井	3.4	
	一 高原石井線	石井町高原～石井	2.4	
	一 平島国府線	石井町高原～徳島市界	5.4	
	一 高瀬神宅線	上板町瀬部～神宅	3.8	
	一 宮川内牛島(T)線	阿波市土成町宮川内～吉野川市鴨島町牛島	9.5	
	一 浦池南原線	阿波市土成町浦ノ池～土成	4.3	
	一 切幡川島線	阿波市市場町切幡～吉野川市川島町桑村	5.2	
	一 川島西麻植(T)線	吉野川市川島町桑村～西麻植	3.3	
	一 牛島上下島線	吉野川市鴨島牛島～上下島	3.3	
	一 西麻植下浦線	吉野川市鴨島町西麻植～石井町浦庄	8.7	
	一 植桜鴨島線	吉野川市川島町桑村～鴨島町敷地	6.7	
	一 山川川島線	吉野川市山川町堤内～吉野川市川島町川島	6.7	
	一 二宮山川線	吉野川市美郷羽谷～吉野川市山川町堤外	16.4	
	一 仁賀木山瀬(T)線	阿波市市場町大俣～阿波市阿波町谷島	9.4	
	一 仁賀木山瀬(T)線	吉野川市山川町堤外～西久保	0.7	
	一 船戸山川線	吉野川市山川町川田～堤外	4.5	
	一 奥野井阿波山川(T)線	吉野川市山川町奥野井～湯立	12.7	
	一 井上川田線	吉野川市山川町井上～舟戸	2.8	
一 三ツ木宮倉線	吉野川市美郷下林～宮倉	11.6		
一 香美吉野線	阿波市市場町香美～阿波市吉野町柿原	6.8		
南部総合県民局 阿南庁舎	国 195号	阿南市阿瀬比町～阿南市橘	10.1	
	主 阿南鷺敷日和佐線	阿南市楠根町～阿南市界	12.4	

土木事務所名	路線名	除雪区間		備考
		区間	延長 km	
南部総合県民局 阿南庁舎	主 日和佐小野線	阿南市界～福井町小野	2.3	
	主 由岐大西線	阿南市界～福井町大西	8.0	
	主 阿南那賀川線	阿南市長生町～那賀川町色ヶ島	8.3	
	主 阿南小松島線	阿南市阿瀬比町～加茂町	12.8	
	主 阿南相生線	阿南市橋町～阿南市界	17.5	
	主 羽ノ浦福井線	阿南市上中町～福井	14.1	
	主 富岡港線	阿南市福村町～富岡町	4.4	
	主 阿南勝浦線	阿南市宝田町清水～上大野町持井	6.1	
	一 阿南羽ノ浦線	阿南市那賀川町大京原～阿南市羽ノ浦町宮倉	5.8	
	一 宮倉徳島線	阿南市羽ノ浦町宮倉～羽ノ浦町界	0.3	
	一 大林那賀川阿南線	阿南市那賀川町敷地～中島	8.7	
	一 羽ノ浦(T)線	阿南市羽ノ浦町宮倉～宮倉	0.6	
	一 阿南(T)線	阿南市富岡町今福寺町～今福寺	0.4	
	一 見能林(T)線	阿南市見能林町清水～大作半	0.1	
	一 阿波橋(T)線	阿南市津乃峰町東分～東分	0.1	
	一 新野(T)線	阿南市新野町信里～花坂	0.1	
	一 富岡港南島線	阿南市辰己町～上中町	5.5	
	一 中林港線	阿南市見能林町清水～大作半	1.4	
	一 蒲生田福井線	阿南市椿町平松～福井町日の地	14.6	
	一 大京原今津浦和田津線	阿南市那賀川町大京原～小松島市界	4.8	
	一 坂野羽ノ浦線	阿南市羽ノ浦町界～羽ノ浦町中庄	1.8	
	一 敷地羽ノ浦線	阿南市那賀川町黒地～阿南市羽ノ浦町中庄	1.2	
	一 勝浦羽ノ浦線	阿南市羽ノ浦町中島～阿南市羽ノ浦町宮倉	4.9	
	一 中島古庄線	阿南市那賀川町中島～阿南市羽ノ浦町古庄	3.6	
	一 蛭子原西の久保線	阿南市那賀川町中島蛭子原～西の久保	1.1	
	一 大井南島線	阿南市大井町大井～中大野町西条	10.5	
	一 山口釘打線	阿南市山口町久延～福井町釘打	8.1	
	一 戎山中林富岡港線	阿南市大湯町～向町	10.4	
	一 津乃峰筒先線	阿南市津乃峰町東分～内原町筒崎	3.1	
	一 福井椿泊加茂前線	阿南市福井町大宮～椿町庄田	13.8	
一 中島港線	阿南市那賀川町上福井～同中島	1.3		
一 小勝島公園線	阿南市橋町鍋浦～阿南市福井町大原	2.7		
一 和食勝浦線	那賀町和食～勝浦町界	8.4		
南部総合県民局 那賀庁舎	国 193号	那賀町沢谷～那賀町北川(霧越峠)	44.8	
	国 195号	那賀町木頭北川(四ツ足峠)～那賀町中山	69.7	
	主 徳島上那賀線	那賀郡・勝浦郡界～那賀町沢谷(開拓橋)	9.8	
	主 阿南鷲敷日和佐線	那賀郡・阿南市界～那賀町向原	6.7	
	主 阿南相生線	那賀町百合谷～那賀町雄	9.3	
	主 日和佐上那賀線	那賀町谷山～小浜	21.2	
	一 山川海南線	那賀郡・名西郡界～那賀町沢谷	3.1	
	一 竹ガ谷鷲敷線	那賀町竹ヶ谷～那賀町阿井	15.1	
	一 西納大久保線	那賀町西納～大久保	6.8	
	一 木沢上那賀線	那賀町岩倉～沢谷(沢谷橋)	13.1	
	一 助上那賀線	那賀町木頭助～那賀町大殿	3.4	
一 古屋日浦線	那賀町古屋～那賀町花瀬	14.3		
南部総合県民局 美波庁舎	国 193号	海陽町霧越～相川	29.9	
	主 阿南鷲敷日和佐線	美波町界～日和佐町北河内	10.0	
	主 日和佐小野線	美波町寺前～阿南市界	16.3	
	主 由岐大西線	美波町西の地～阿南市界	21.8	
	主 日和佐上那賀線	美波町西河内～阿南市界	22.7	
	主 牟岐海南線	牟岐町河内～小谷	6.0	
主 牟岐海南線	海陽町小川下小谷～終点	5.0		

土木事務所名	路線名	除雪区間		備考
		区間	延長 km	
南部総合県民局 美波庁舎	一 牟岐港牟岐(T)線	牟岐港～牟岐港停車場	1.1	
	一 由岐(T)線	由岐停車場～日和佐小野線交差点	0.2	
	一 由岐港(T)線	由岐港～日和佐小野交差点	2.0	
	一 日和佐港線	日和佐港～日和佐小野交差点	0.4	
	一 浅川港線	浅川港～国道55号交差点	1.1	
	一 日和佐牟岐線	美波町弁財天～牟岐町西ノ山	17.0	
	一 鞆奥港線	鞆奥港～国道55号交差点	1.5	
	一 北河内奥河内線	美波町北河内～美波町奥河内	1.8	
	一 四方原海部線	海陽町四方原～海陽町奥浦	1.9	
	一 金目穴喰浦線	海陽町金目～海陽町穴喰浦	3.9	
	一 船津野根線	海陽町船津字船津～中越	2.9	
	一 中部山溪轟公園線	海陽町平井～小川	9.6	
	一 赤松由岐線	美波町赤松～北河内	7.8	
	一 赤松由岐線	美波町北河内～美波町木岐	4.0	
	一 日浦野田線	美波町赤松日浦～野田	5.7	
	一 上皆津奥浦線	海陽町相川～奥浦	16.5	
	一 芥附海部線	海陽町芥附～小谷	4.9	
	一 芥附海部線	海陽町櫛川～高園	7.1	
	一 久尾穴喰浦線	海陽町久尾～久保	18.1	
	西部総合県民局 美馬庁舎	国 193号	美馬市脇町西俣名～美馬市穴吹町岩手	18.1
国 438号		美馬市木屋平大北～美馬市美馬町野田ノ井	82.4	
国 377号		美馬市脇町県境～美馬市脇町西俣名	0.0	
主 美馬塩之江線		美馬市美馬町小長谷～美馬市脇町平帽子	12.4	
主 鳴門池田線		美馬市脇町拝原～美馬市美馬町境目	20.9	
国 492号		美馬市穴吹町穴吹～美馬市木屋平川井	30.7	
一 多和脇線		美馬市脇町東俣名～西赤谷	10.9	
一 穴吹塩之江線		美馬市穴吹町小島～美馬市脇町西大谷	15.3	
一 半田貞光線		つるぎ町半田松生～つるぎ町貞光江ノ脇	4.9	
一 美馬半田線		美馬市美馬町長畑～つるぎ町半田松生	0.8	
一 美馬貞光線		美馬市美馬町～美馬郡つるぎ町貞光	1.4	
一 小島(T)線		美馬市穴吹町三島～三島	0.2	
一 貞光(T)線		つるぎ町貞光馬出～馬出	0.0	
一 阿波半田(T)線		つるぎ町半田中藪	0.4	
一 脇三谷線		美馬市脇町脇町～美馬市穴吹町三島	2.7	
一 三ツ木倉倉線		美馬市木屋平三ツ木～西野々脇	7.0	
一 脇町曾江線		美馬市脇町脇町～曾江名	3.2	
一 大谷脇町線		美馬市脇町岩倉～美馬市脇町西大谷	8.9	
一 田方穴吹線		美馬市穴吹町田方～口山	7.0	
一 端山調子野線		つるぎ町貞光端山～美馬市穴吹町口山調子野	11.9	
一 上蓮小野線		つるぎ町半田上蓮～小野	9.2	
一 蔭名小野線		つるぎ町半田蔭名～小野	3.3	
一 小谷西端山線		つるぎ町半田小谷～高瀬	10.2	
一 小谷西端山線		つるぎ町貞光端山～端山	1.8	
一 一字古宮線		つるぎ町一字～剪宇	3.5	
一 一字古宮線		美馬市穴吹町古宮～北又	4.2	
一 中野木屋平線		つるぎ町一字中野～奥大野	2.7	
一 中野木屋平線	美馬市木屋平太合～太合	4.5		
一 菅生伊良原線	つるぎ町一字大屋内～伊良原	3.1		
一 木地屋赤松線	つるぎ町一字木地屋～赤松	8.7		
西部総合県民局 三好庁舎	国 439号	三好市東祖谷見ノ越～檜尾	42.3	
	国 319号	三好市山城町茂地～川口	10.0	
	国 438号	三好市界～三好市東祖谷見ノ越	2.3	

土木事務所名	路線名	除雪区間		備考
		区間	延長 km	
西部総合県民局 三好庁舎	主 丸亀三好線	東みよし町東山～東みよし町昼間	17.0	
	主 観音寺池田線	三好市池田町ヤマダ～ウエノ	2.9	
	主 観音寺佐野線	三好市池田町佐野～佐野	3.1	
	主 鳴門池田線	三好市三野町清水～三好市池田町東州津	14.3	
	主 山城東祖谷山線	三好市山城町祖谷口～三好市東祖谷新居屋	33.0	
	主 三加茂東祖谷山線	東みよし町加茂～三好市東祖谷落合	37.0	
	主 込野観音寺線	三好市池田町込野～香川県県境	10.8	
	主 西祖谷山山城線	三好市西祖谷山村後山～徳善	8.4	
	一 勝浦三野線	三好市三野町中屋東～東川原	7.2	
	一 大利辻線	三好市池田町出合～宮石	2.7	
	一 大利辻線	三好市池田町漆川～三好市井川町辻	23.0	
	一 腕山宮石線	三好市池田町宮石～三好市西祖谷山村瀬戸内	17.2	
	一 箸蔵(T)線	三好市池田町州津～州津	0.1	
	一 大歩危(T)線	三好市西祖谷山村徳善西～三好市山城町柿野尾	0.2	
	一 菅生伊良原線	三好市東祖谷菅生～切谷	1.2	
	一 芝生中庄線	三好市三野町芝生～東みよし町江口	0.8	
	一 出口太刀野線	東みよし町西庄～三好市三野町太刀野	3.5	
	一 昼間辻線	三好市三好町昼間～三好市井川町辻	1.2	
	一 白地州津線	三好市池田町白地～州津	6.0	
	一 野呂内三縄(T)線	三好市池田町上野呂内～中西	13.7	
	一 三縄(T)黒沢線	三好市池田町中西～漆川	7.8	
	一 一字祖谷口(T)線	三好市山城町下川～下川	0.1	
	一 栗山殿野線	三好市山城町栗山～西宇	8.7	
	一 上名西宇線	三好市山城町上名～西宇	6.6	
	一 三加茂三好線	東みよし町加茂～三好市三好町足代宮の岡	1.2	
	一 阿波池田(T)線	三好市池田町サラダ～マチ	0.3	
一 腕山花ノ内線	三好市西祖谷山村小祖谷～三好市井川町花ノ内	11.0		
合計		270箇所	2229.0	

(2) 凍結防止剤の配置

各庁舎が確保しておく凍結防止剤の配置は、次のとおりとし、交通状況又は道路の凍結状況により計画的に散布し、交通の確保に努めるものとする。

(平成29年1月1日現在)

土木事務所名	配置箇所	配置先	凍結防止剤数量(袋)	備考
東部県土整備局 徳島庁舎	徳島市南末広町	末広作業所	350	
	名西郡神山町	神山町役場本庁他神山町7箇所	650	
	勝浦郡勝浦町	勝浦町役場	90	
	名東郡佐那河内村	佐那河内村役場	90	
	小松島市役所	小松島市役所	90	
	上勝町役場	上勝町役場	90	
	委託散布業者(建設業者)	徳島庁舎管内68社	980	
	管内警察署		60	
	鳴門市撫養町立岩他	鳴門庁舎他鳴門市3箇所	867	
	板野郡板野町大寺	板野町役場	20	
	鳴門庁舎管内	橋梁箇所他	581	
東部県土整備局 吉野川庁舎	阿波市土成町宮川内	宮川内ダム管理事務所	100	
	吉野川市川島町宮島	東部県土整備局吉野川庁舎	530	
	吉野川庁舎管内	橋梁箇所	347	
南部総合県民局 阿南庁舎	阿南市富岡町	阿南庁舎他阿南市3箇所	300	
	阿南庁舎管内	橋梁箇所	50	
南部総合県民局 那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野	那賀庁舎	541	
	那賀郡那賀町平谷	那賀庁舎平谷詰所	539	
	那賀郡那賀町木頭出原	那賀庁舎出原詰所	66	
	那賀庁舎管内	橋梁箇所他	206	
南部総合県民局 美波庁舎	海部郡美波町	美波庁舎	200	
	海部郡海陽町	美波庁舎海部詰所	100	
西部総合県民局 美馬庁舎	美馬市脇町	美馬警察署清水駐在所他脇町14箇所	275	
	美馬市美馬町	三頭トンネル他美馬市美馬町2箇所	180	
	美馬郡つるぎ町	つるぎ警察署八千代駐在所他つるぎ町13箇所	325	
	美馬市穴吹町	美馬警察署宮内駐在所他美馬市穴吹町5箇所	95	
	美馬市木屋平	西部総合県民局(美馬)木屋平詰所他美馬市木屋平1箇所	110	
	美馬庁舎管内	橋梁箇所	105	
西部総合県民局 三好庁舎	三好市池田町上野呂内	小学校他三好市池田町17箇所	79	
	三好郡東みよし町足代	東消防署他東みよし町2箇所	55	
	三好市三野町東川原	農協三野支所他三好市三野町3箇所	60	
	三好市山城町大野	駐在所前他三好市山城町8箇所	33	
	三好市井川町腕山	腕山スキー場倉庫他三好市井川町6箇所	1,408	
	三好郡東みよし町西庄	西谷バス停他東みよし町2箇所	10	
	三好市西祖谷山村一字	県後山倉庫他三好市西祖谷山村2箇所	700	
	三好市東祖谷下瀬	県東祖谷倉庫他三好市東祖谷3箇所	1,000	
	三好庁舎管内	橋梁箇所	12	
計			11,294	

(3) 除雪機械投入計画

ブルドーザ・グレーターその他除雪に使用する建設機械の投入計画は、次のとおりとする。

(平成29年1月1日現在)

土木事務所名	機械種別	台数	運転日数	備考
東部県土整備局 徳島庁舎	ショベル	32	11	借上
	グレーター	20	4	〃
	作業車	4	4	県直営
	小計	56		
東部県土整備局 吉野川庁舎	ショベル	7	7	借上
	グレーター	2	2	〃
	作業車	1	1	県直営
	小計	10	10	
南部総合県民局 阿南庁舎	グレーター	1	2	借上
	作業車	2	2	県直営
	小計	3		
南部総合県民局 那賀庁舎	ショベル	18	36	借上
	作業車	3	20	県直営
	小計	21		
南部総合県民局 美波庁舎	ショベル	9	2	借上
	作業車	3	2	県直営
	小計	12		
西部総合県民局 美馬庁舎	ショベル	36	60	借上
	除雪車	1	17	つるぎ町移管
	グレーター	7	7	借上
	作業車	2	30	県直営
	小計	46		
西部総合県民局 三好庁舎	ショベル	33	60	借上
	グレーター	5	10	借上
	作業車	2	20	県直営
	小計	40		
合 計		188		

10-8 県有車両数

(令和4.3.31現在)

普通車		小型車		特殊	軽四		乗合	特種	原付	合計
乗用	貨物	乗用	貨物		乗用	貨物				
115	25	128	335	32	114	73	17	46	1	886

10-9 船艇数

基地	船名	トン数	乗組員数	速力 ノット	連絡先
小松島	よしの	358	25		徳島海上保安部 (0885)33-2244
	びざん	209	16		
	うずかぜ	24	5		
美波	あしび	26	5		徳島海上保安部 美波分室 (0884)77-0555
徳島	つるぎ	60	6	41	県漁業調整課 (088)621-2478 船舶電話 090-3026-7943
日和佐	せんば	47	6	37.7	県漁業調整課 (088)621-2478 船舶電話 090-3025-8383
日和佐	とくしま	80	6	13.32	県農林水産総合技術支援センター水産研究課 (0884)77-1251
徳島	なると	10	2	40	県警察地域課 (088)622-3101

10-10 徳島飛行場、小松島飛行場周辺における 航空事故の連絡、調整体制に関する協定

徳島県知事、徳島県警察本部長、徳島市長、鳴門市長、小松島市長、阿南市長、那賀川町長、羽ノ浦町長、松茂町長、北島町長、藍住町長、阿南消防組合管理者、板野東部消防組合管理者、小松島海上保安部長、徳島空港事務所長、高松防衛施設事務所長、徳島教育航空群司令及び小松島航空隊司令は、徳島飛行場、小松島飛行場周辺において、航空事故並びに航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整体制について、次のとおり協定する。

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この協定は、徳島飛行場、小松島飛行場周辺において、航空事故並びに航空事故に伴う災害（以下「航空災害」という。）が発生した場合における関係機関相互の連絡、調整体制について必要な事項を定め、もって応急救助活動を適切かつ迅速に実施することを目的とする。

第 2 章 連絡、調整体制

(関係機関及び連絡先)

第 2 条 この協定における関係機関とは、徳島県、徳島県警察、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、那賀川町、羽ノ浦町、松茂町、北島町、藍住町、阿南消防組合、板野東部消防組合、小松島海上保安部、徳島空港事務所、高松防衛施設事務所、徳島教育航空群及び小松島航空隊をいうものとする。

- 2 関係機関相互の連絡、調整先は、別表第 1 のとおりとする。
- 3 関係機関相互の連絡、調整は、連絡責任者を通じて行うものとする。
- 4 関係機関は、連絡責任者に異動（変更）があった場合、速やかに徳島教育航空群連絡責任者へ通知するものとする。
- 5 徳島教育航空群連絡責任者は、前項の通知があった場合、各関係機関に通知するものとする。

(航空災害等発生通報)

第 3 条 航空災害が発生した場合は、徳島教育航空群及び小松島航空隊の連絡責任者は、直ちに災害発生地を管轄する警察、消防又は海上保安部等関係機関の連絡責任者に対して通報するものとする。

- 2 警察、消防又は海上保安部関係機関の連絡責任者は、航空災害に関する情報を入手した場合は直ちに、徳島教育航空群及び小松島航空隊の連絡責任者に対して通報するものとする。
- 3 航空災害発生通報の連絡系統は、別図、連絡、通報系統図のとおりとする。

(通報の内容)

第4条 前条の通報を行う場合には、次のうち判明した事項について通報するものとする。

- (1) 航空災害の種類(墜落、不時着、器物落下等)
- (2) 航空災害の発生時刻及び位置
- (3) 当該航空機の特徴(機種、機番号、塗装等)
- (4) 当該航空機のうち載物件の状況(燃料、弾薬等)
- (5) 乗員及び乗客の状況
- (6) その他判明している事項

(現場連絡所の設置)

第5条 関係機関は、協議のうえ必要に応じ、災害現場における応急救助活動等を調整するため、現場連絡所を設置するものとする。

2 当該関係機関は、現場連絡所の確保又は提供について、相互に協力するものとする。

(応急救助活動等の分担区分)

第6条 関係機関は、応急救助活動等の実施に際して、相互の保有機能を効果的に発揮するため、別表第2に掲げる分担区分を標準として、調整を図りつつ活動するものとする。

第 3 章 雑 則

(その他)

第7条 この協定に定める以外の事項及びこの協定により難い事項に関しては、その都度、関係機関の調整により処理するものとする。

2 前項にかかわる連絡、調整及び庶務は、徳島教育航空群が行うものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和 54 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この協定書は、協定当事者が各 1 通を保持する。

徳 島 県 知 事	武 市 恭 信
徳 島 県 警 察 本 部 長	手 島 堅 次
徳 島 市 長	山 本 潤 造
鳴 門 市 長	谷 光 次
小 松 島 市 長	麻 植 豊
阿 南 市 長	吉 原 薫
那 賀 川 町 長	島 田 好 一
羽 ノ 浦 町 長	松 崎 一 行
松 茂 町 長	中 川 博 司
北 島 町 長	新 見 基 茂
藍 住 町 長	山 本 勇
阿南消防組合管理者	吉 原 薫
板野東部消防組合管理者	中 川 博 司
小松島海上保安部長	安 池 清
徳島空港事務所長	薬 師 川 幸 之 助
高松防衛施設事務所長	橋 本 一 男
徳島教育航空群司令	朝 倉 豊
小松島航空隊司令	田 中 稔

連絡・調整先一覧(第2条関係)

機関名	勤務時間中			勤務時間外			総合情報通信ネットワーク
	連絡責任者	電話番号	内線	連絡責任者等	電話番号	内線	
徳島県	とくしまゼロ作戦課長	088-621-2716		衛視室	088-621-2057		7-088-621-9500 7-088-621-9366(FAX)
徳島県警察本部	警備課長	088-622-3101	5741	総合当直	088-622-3101	2070・2071	7-088-621-9561
徳島市	消防局警防課長	088-656-1192		通信指令室	088-656-1190		70-381
鳴門市	消防本部警防課長	088-684-1335		通信指令室	088-685-2009		70-351
	総務課長	088-684-1124		宿直室	088-684-1111		70-351**2
小松島市	消防本部消防署長	0885-32-0119		通信室	0885-32-0119		70-852
	総務課長	0885-32-2123		宿直室	0885-32-2111		70-393**1
阿南市	市民安全局長	0884-22-9191		宿直室	0884-22-1111		70-421
那賀川町	(阿南市に合併)						
羽ノ浦町	(阿南市に合併)						
松茂町	総務課長	088-699-8710			088-699-2111		70-352
北島町	総務課長	088-698-9801		宿直室	088-698-2410		70-384
藍住町	総務企画課長	088-692-2023		宿直警備員又は日直者	088-637-3111		70-385
阿南市消防本部	情報管制課長	0884-22-1120		情報管制課長	0884-22-1120		70-424
板野東部消防組合	警防課長	088-699-9977		通信指令室	088-699-4211		70-354
徳島海上保安部	警備救難課長	0885-33-2244			0885-33-2244		70-396**1
徳島空港事務所	前任航空管制情報官	088-699-2980					
高松防衛施設事務所	高松防衛施設事務所長	087-831-6336					
徳島教育航空群	運用幕僚	088-699-5111	3213	当直士官	088-699-5111	3222・3223	70-355
小松島航空隊	運用幕僚	0885-37-2111	213~217	当直士官	0885-37-2111	223・224・225	70-397**1

応急救急活動等分担区分（第6条関係）

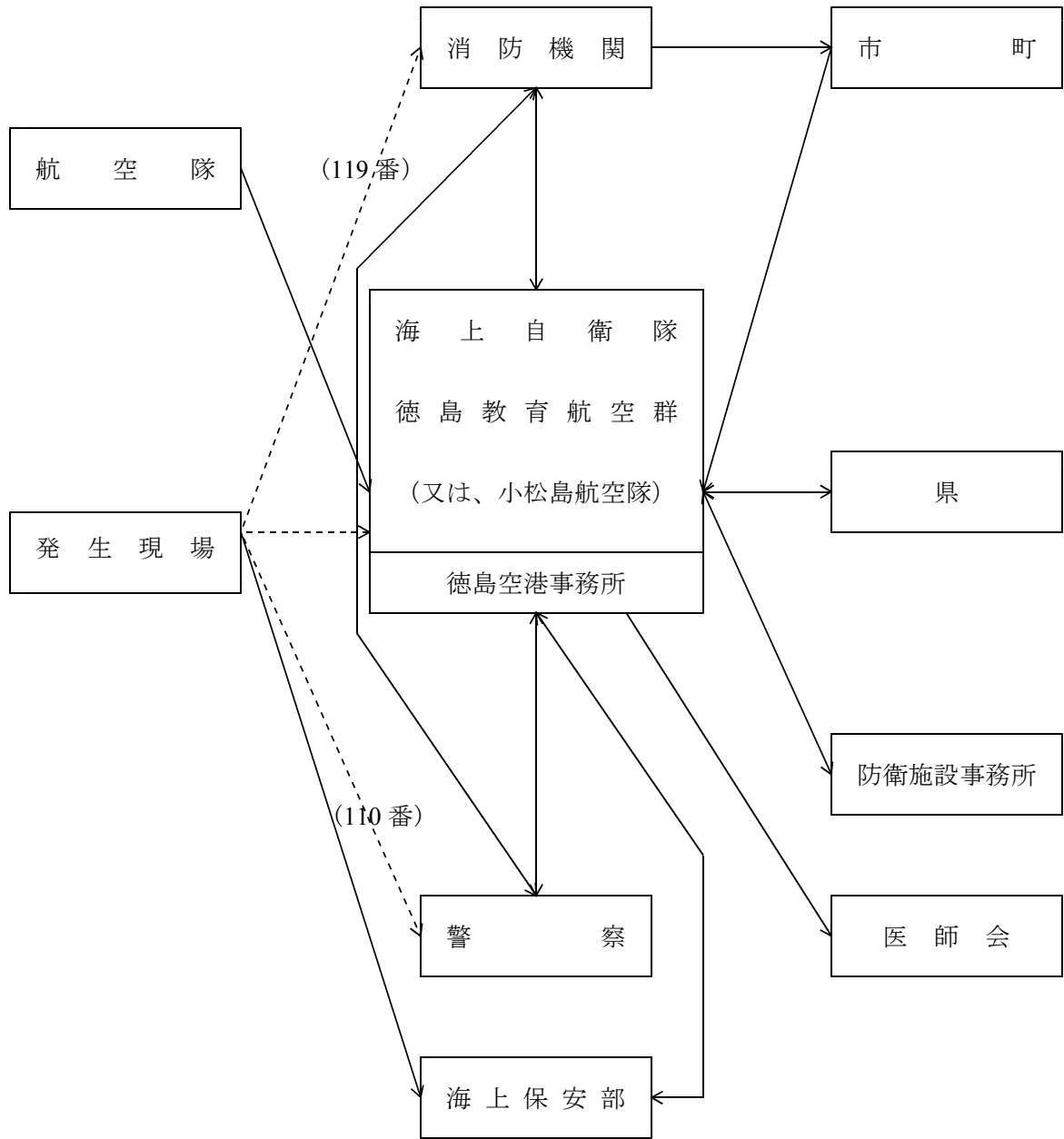
関係機関	人 命 救 助			消火活動	財 産 保 護	
	救助活動	応急手当	入 院 (輸送、庶務)		立入制限 交通規制	警 備
県	○	○	○			
市 ・ 町	○	○	○			
警 察	◎	◎	○	○	◎	◎
消 防	◎	◎	◎	◎	○	
海上保安部	◎	◎	◎	◎	◎	◎
空港事務所	○	○	○			
防衛施設 事 務 所	○	○	○			
海上自衛隊	○	○	○	○	○	○

注：1 ◎印は、主務機関を示す。

2 ○印は、協力機関を示す。

3 海上保安部は、海上における活動に限る。

連絡、通報系統図（第3条関係）



10-11 四国管区警察局管内における大規模災害発生時等
の広域交通管制に関する協定

四国管区警察局及び四国管区警察局管内の県警察本部長は、大規模災害発生時等における広域交通管制に関し、次のとおり協定する。

平成7年12月6日

四国管区警察局公安部長

警視正 三 栖 賢 治

徳島県警察本部長

警視長 中 村 薫

香川県警察本部長

警視長 今 井 康 容

愛媛県警察本部長

警視長 佐 藤 正 夫

高知県警察本部長

警視長 縄 田 修

(目的)

第1条 この協定は、四国管区警察局（以下「管区局」という。）管内で大規模災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下同じ。）において、管区局管内の県警察（以下「県警察」という。）の的確な広域交通管制及びこれを実施するための相互支援活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模災害

災害発生時に県警察が一体となって被災地域内への一般車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害応急対策に従事する者が使用中の車両又は災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送に使用中の車両（以下「緊急通行車両」という。）以外の車両をいう。以下同じ。）の流入規制、う回・誘導及び緊急運行車両の通行を確保する必要がある地震、津波、その他の自然災害又は人為的事故により発生した災害をいう。

(2) 広域交通管制

災害発生時に県警察が一体となって被災地域内への一般車両の流入規制、う回・誘導及び緊急通行車両の通行を確保するために実施する交通規制をいう。

(3) 広域交通管制区域

県警察が広域交通管制を実施するため、県内の活断層の分布状況、河川、低地等の地理的条件、道路整備状況等を勘案して、大規模災害の発生を想定して設定する区域をいう。

(4) 流入規制要点

県警察が、大規模災害が発生した場合において、発生後直ちに被災県内への一般車両の流入を禁止するために交通規制を実施する地点をいう。

(5) 緊急交通路

県警察広域交通管制区域において、被災地域内への緊急通行車両の通行を確保するために設定した道路及びその区間をいう。

(6) う回路

県警察が、大規模災害が発生した場合において、一般車両の通行を確保するために設定した道路及びその区間をいう。

(7) 道路確認要員

大規模災害の発生後、直ちに広域交通管制区域内の緊急交通路について、交通の傷害の有無等について確認を行うために指定された要員をいう。

(支援体制の確立)

第3条 県警察の本部長（以下「本部長」という。）は、隣接する県警察の管内で大規模災害が発生した場合、広域交通管制を行うため、速やかに必要な体制を確立するものとする。

(事前指定)

第4条 本部長は、管内の広域交通管制区域、流入規制要点、緊急交通路、う回路及び道路確認要員をあらかじめ指定しておくものとする。

2 本部長は、前項の広域交通管制区域等の指定に当たり、事前に四国管区警察局長（以下「管区局長」という。）に報告し、調整を受けるものとする。

(発生報告)

第5条 本部長は、管内で大規模災害が発生した場合は、直ちに管区局長に報告しなければならない。

(協議等)

第6条 管区局長は、被災地を管轄する本部長からの報告に基づき、広域交通管制の実施が必要であると認めるときは、被災地を管轄する県警察及び隣接する県警察と協議するものとする。

(緊急交通路等の設定)

第7条 被災地を管轄する本部長は、大規模災害の発生後、直ちに道路交通障害等の有無を確認し、緊急交通路及びう回路を設定して緊急運行車両及び一般車両の運行の確保に努めなければならない。

2 被災地に隣接する本部長は、前項の緊急交通路及びう回路の県境付近において緊急通行車両及び一般車両の円滑な運行を確保するため、必要な交通対策を実施するものとする。

(細目的事項)

第8条 この協定の実施について必要な細目的事項は、県警察の交通部長が申し合わせることができる。

附 則

この協定は、平成8年1月1日から実施する。

大規模災害発生時における相互協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害発生時における災害対策の実施に当たり、相互協力に必要な事項を定め、もって災害対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 大規模災害発生時の相互協力は、次の各号に掲げる内容とし、協力要請された甲または乙は、関係機関と協議のうえ、自らが行う業務に支障のない範囲において応じるものとする。

- （1） 道路情報提供施設の相互利用
- （2） 緊急開口部を活用した緊急車両の通行
- （3） 災害情報の共有
- （4） 災害時の防災基地
- （5） 災害対策等に係る資機材、物資の提供
- （6） その他必要と認められる事項

（協力要請）

第3条 協力を要請する甲または乙は、第2条に定める協力内容を明らかにし、口頭若しくは電話等で協力を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（費用負担）

第4条 第3条に基づく協力を要する費用は、原則として協力を要請した甲又は乙が負担するものとする。

（情報連絡体制）

第5条 甲及び乙は、大規模災害発生時の協力が円滑に実施されるために、担当部局の名称及び連絡先を相互に交換するものとする。

（防災訓練等への相互参加）

第6条 甲及び乙は、平常時よりこの協定に基づく大規模災害発生時の災害対策を円滑に

実施するため、相互に企画・立案する防災訓練等へ積極的に参画するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は調印の日から平成20年3月31日までとし、期間満了1月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとする。その後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年8月31日

甲 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 香川県高松市朝日町4丁目1番3号
西日本高速道路株式会社
四国支社長 高 橋 誠

大規模災害発生時における相互協力に関する変更協定書

徳島県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社（以下「乙」という。）とは、平成19年8月31日付けで締結した「大規模災害発生時における相互協力に関する協定書」（以下「原協定」という。）の一部を次の通り変更する。

1 原協定第2条で定める相互協力を。次の各号に掲げる内容に変更する。

（協力の内容）

第2条 大規模災害発生時の相互協力は、次の各号に掲げる内容とし、協力要請された甲または乙は、関係機関と協議のうえ、自らが行う業務に支障のない範囲において応じるものとする。

- （1）高速道路施設の拠点等としての活用
- （2）緊急開口部を活用した緊急車両の通行
- （3）災害対策等に係る式材、物資の提供
- （4）災害情報及び道路情報の共有、道路利用者への提供
- （5）調査・復旧に関する技術的支援
- （6）相互の道路機能の活用
- （7）地域の安全性向上に関する取組み
- （8）その他必要と認められた事項

本変更協定の締結を証として、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年3月22日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 香川県高松市朝日町4丁目1番3号
西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 畑 村 雄 二

災害時等における相互協力に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と本州四国連絡高速道路株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次に掲げる場合における応急対策及び復旧業務の実施にあたり相互協力に必要な事項を定め、これらの業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合
- （2）武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態が発生した場合
- （3）前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は、神戸淡路鳴門自動車道沿線等の甲の管理する道路（以下「甲管理道路」という。）及び神戸淡路鳴門自動車道（以下「乙管理道路」という。）において、前条に定める災害等が起こった場合に、次の各号に掲げる措置について相手方から要請されたときは、自らが行う業務に支障のない範囲でこれに応じるものとする。

- （1）公共土木施設の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模構造物の異常、変形及び損傷等の調査及び復旧に対する技術的支援
- （2）甲又は乙が通行止めの段階的、部分的な解除等被災地の早期復旧及び交通手段の確保等を第一義として実施する措置
- （3）甲又は乙が通行止め区間及び別表1に示す緊急開口部を活用した通行を相手方に要請した車両（以下「要請車両」という。）の通行
- （4）甲管理道路又は乙管理道路の通行規制情報等の提供及び派遣連絡員の受け入れ
- （5）応急対策及び復旧業務を実施するために必要となる敷地、施設及び資材の提供
- （6）通行止め時の流出IC等における利用者への周辺道路情報等の提供
- （7）その他必要と認められる措置

2 前項第3号に規定する「要請車両」は次の車両とし、要請車両の通行については原則として通行者の責により実施するものとする。

- （1）災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両で、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車以外の車両
- （2）甲管理道路若しくは乙管理道路の沿道又はその近傍において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する車両

- 3 第1項第2号及び第3号の措置に必要となる公安委員会等関係機関への意見聴取又は協議は、要請者が行うものとし、要請者は必要に応じ被要請者に協力するものとする。
- 4 第1項第5号に規定する「資材」の提供を円滑に行うため、甲及び乙は、双方が保有する資材の種類及び所在を相互に通知するものとする。
- 5 第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までの措置については、原則として被要請者の責により実施するものとする。

(協力の要請)

第3条 前条第1項に定める要請は、協力要請書(別記様式第1号)をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく措置)

第4条 甲及び乙は、要請に応じた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書一(別記様式第2号)により相手方に提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 要請を受けた措置の実施に要する費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として要請者が負担するものとする。ただし、第2条第1項第4号に定める協力のうち、甲管理道路又は乙管理道路の通行規制情報等の提供の実施に係る費用については被要請者が負担するものとし、第2条第1項第2号、第3号、第6号及び第7号の実施に係る費用については、実施措置の内容を踏まえ、甲及び乙の協議により負担割合を定めるものとする。

(連絡責任者の報告)

第6条 甲及び乙は、本協定にかかる連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年4月21日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 兵庫県神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号

本州四国連絡高速道路株式会社

代表取締役社長 伊 藤 周 雄

徳島県と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書

徳島県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は甲及び乙が相互に協力して、双方の資源を有効に活用し、徳島県民の安全・安心の向上及び徳島県内の観光・文化・産業振興等地域社会の活性化、環境保全並びに高速道路及びサービスエリア・パーキングエリア（以下「高速道路等」という。）における利用者の利便性向上及び利用促進並びに技術交流を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次の事項について連携して取り組むことが可能な案件の検討及び推進に努めるものとする。

- （1）防災・災害対策など地域の安全・安心の向上に関すること
- （2）観光・文化・産業の振興など地域社会の活性化に関すること
- （3）環境保全に関すること
- （4）交通安全に関すること
- （5）高速道路等の利便性向上・利用促進に関すること
- （6）技術交流に関すること
- （7）その他本協定の目的に沿うこと

（個別の協議）

第3条 甲と乙は、本協定に基づき、個別の案件を連携して実施することについて合意したときは、具体的な推進方法、役割等に関し協議の上、別途取り決めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は平成23年5月9日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に5年間有効とし、以後もまた同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年5月9日

甲 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 西 村 英 俊

四国横断自動車道〔徳島〕IC～鳴門JCT)の徳島市域に設置する
津波避難場所に関する基本協定書

徳島県（以下「甲」という。）、徳島市（以下「乙」という。）及び西日本高速道路株式会社四国支社（以下「丙」という。）とは、甲と丙が平成19年8月31日付けで締結した「大規模災害発生時における相互協力に関する協定書」の趣旨を尊重し、乙が施行する津波避難場所設置工事（以下「設置工事」という。）と丙が施行する四国横断自動車道（徳島IC～鳴門JCT）建設工事について、三者が協力して円滑な進捗を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、設置工事の測量、調査及び設計（以下「調査設計等」という。）、設置工事の施行並びに設置工事完了後の運用及び維持管理について、その施行区分及び費用負担並びに基本的事項を定めるとともに設置工事完了後の財産の帰属を定め、もって円滑な事業の遂行を図ることを目的とする。

（相互協力）

第2条 甲、乙及び丙は、設置工事について十分に協議を行い、相互に協力するものとする。

（位置及び適用範囲）

第3条 本協定の適用位置は別添位置図に示すとおりとし、協定の適用範囲については、別添平面図のとおりとする。

（適用期間）

第4条 本協定の適用期間は、協定締結の日から津波避難場所の運用を廃止する日までとする。

（調査設計等）

第5条 調査設計等は、乙が実施するものとする。

2 前項の調査設計等に要する費用は乙が負担するものとする。

（設置工事の施行）

第6条 設置工事の施行は、道路法第24条の規定に基づく道路工事施行承認書を順守し、乙が実施するものとする。

2 前項の施行に要する費用は乙が負担するものとする。

（設置工事の施行に係る受委託）

第7条 乙は、設置工事の調査設計等及び設置工事の施行について、別途、協議のうえ丙に委託することが出来る。

(財産の帰属)

第8条 設置工事により築造された工事完成物の財産権は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属するものとする。

(津波避難場所の運用等及び維持管理)

第9条 津波避難場所の運用等及び維持管理については、別途、乙丙協議のうえ協定を締結するものとする。

(第三者からの苦情及び損害賠償等)

第10条 津波避難場所について、第三者からの苦情があった場合は、丙の責に帰する場合を除き、乙が処理をするものとする。

2 津波避難場所に関して、第三者からの損害賠償請求があった場合は、丙の責に帰する場合を除き、乙が対応するものとする。

(関係官公庁等との協議)

第11条 津波避難場所の設置に必要な関係官公庁等との協議は、甲乙丙協力して行うものとする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙は別途協議するものとする。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙は署名のうえ各自1通を保有する。

平成23年8月11日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県
知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市幸町2丁目5番地
徳島市
上記代表者 徳島市長 原秀樹

丙 香川県高松市朝日町4丁目1番3号
西日本高速道路株式会社
四国支社長 畑村雄二

10-16 徳島空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定

徳島空港事務所長および鳴門市長は、徳島空港（以下「空港」という。）およびその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港およびその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、徳島空港事務所（以下「甲」という。）と鳴門市消防本部（以下「乙」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止または軽減を図ることを目的とする。

（区分）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第1次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第1次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対してすみやかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対してすみやかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の機種および搭乗人員
- (3) 緊急事態発生の場所および時刻
- (4) 消防隊および救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは、すみやかに通報した機関に連絡するものとする。

（費用の負担）

第4条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（調査に対する協力）

第5条 甲および乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通報）

第6条 甲または乙が単独で消火救難活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に通報するものとする。

（訓練）

第7条 甲および乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的に行うものとする。

（資料の交換）

第8条 甲および乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲および乙が協議して定める。

昭和45年12月1日

徳島航空事務所

空港長 武居直彦
鳴門市長 谷光次

10-17 徳島空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定

徳島空港事務所長および板野東部消防組合管理者は、徳島空港（以下「空港」という。）およびその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港およびその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、徳島空港事務所（以下「甲」という。）と板野東部消防組合（以下「乙」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止または軽減を図ることを目的とする。

（区分）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第1次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第1次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対してすみやかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対してすみやかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の機種および搭乗人員
- (3) 緊急事態発生の場所および時刻
- (4) 消防隊および救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは、すみやかに通報した機関に連絡するものとする。

（費用の負担）

第4条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（調査に対する協力）

第5条 甲および乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通報）

第6条 甲または乙が単独で消火救難活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に通報するものとする。

（訓練）

第7条 甲および乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

（資料の交換）

第8条 甲および乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲および乙が協議して定める。

昭和47年4月1日

徳島航空事務所

空港長 武 居 直 彦

板野東部消防組合

管理者 中 川 武 夫

10-18 徳島飛行場における消火救難業務に関する協定

徳島空港長（以下「甲」という。）及び徳島教育航空群司令（以下「乙」という。）は、徳島飛行場における民間機の航空事故及び火災等災害（以下「緊急事態」という。）発生時の消火救難業務について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島飛行場における緊急事態の発生に際し、甲と乙との緊密な協力のもとに迅速、且つ的確な消火救難業務を実施し、被害を軽減することを目的とする。

（災害派遣の要請）

第2条 乙が緊急事態を発見した場合は、その状況を甲に通報するとともに、甲の災害派遣要請があったものとして、適切な措置をとるものとする。

この場合、甲は乙に対して速やかに災害派遣要請の手続きをとるものとする。

2 緊急事態発生時における甲の乙に対する災害派遣要請は、次の事項を明確にして行うものとする。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 緊急事態発生場所
- (3) 当該機種
- (4) その他必要な事項

（消火救難業務）

第3条 消火救難業務の実施については、乙が別に定める「部署」によるものとする。

2 事故機の収用に関しては、甲の了解を得るものとする。ただし滑走路上の事故については、事故調査等に必要な現場処置を除き滑走路の開放を優先するものとする。

3 消火救難業務及び同訓練の実施によって生じる甲側及び第三者並びに機材等の損傷について、乙はその責めを負わないものとする。

（立入制限）

第4条 緊急事態発生時における現場への立入りは、次に掲げる者以外禁止するものとする。

- (1) 救難、消防関係者
- (2) 事故機収容作業関係者
- (3) 事故調査関係者
- (4) 現場管理関係者
- (5) 甲又は乙が必要と認めた者

2 乙は、飛行場立入りを許可された者に対して、飛行場管理上必要な指示を行うことができるものとする。

（訓練）

第5条 甲及び乙は、両者協議のもとに立案計画して、消火救難業務に関する総合訓練を適宜に実施するものとする。

（資料の交換）

第6条 甲及び乙は、消火救難業務を円滑に行うために必要な資料を、あらかじめ提示し、交換するものとする。

(連絡調整)

第7条 この協定を実施するための甲及び乙の連絡調整は、徳島空港事務所運用課長及び徳島教育航空群運用幕僚が、これを担当する。

(付 則)

第8条 この協定に定める以外の事項及びこの協定により難い事項に関しては、その都度甲及び乙が協議して処理するものとする。

2 この協定は、昭和54年10月1日から施行する。

3 この協定書は、協定当事者が各1通保有する。

徳 島 空 港 長

徳島教育航空群司令

薬師川 幸之助

朝 倉 豊

10-19 航空機の搜索救難のための情報交換に 関する申し合わせ

航空機の搜索救難及び事故対策業務を円滑に実施するために徳島空港事務所長（以下「A」という。）と小松島海上保安部長（以下「B」という。）は、その情報交換について、下記のとおり暫定的に申し合わせる。

A及びBは遭難航空機の情報を知った時、その他通報を必要と認めたときは、次の要領により、相互に連絡通報を行うものとする。

1 通報の時期

- (1) 航空事故が発生し、搜索救難を必要とするとき
- (2) 拡大通信搜索を開始したとき
- (3) その他通報を必要と認めたとき

2 AからBへの通報事項

- (1) 通報番号、通報日時、通報者氏名
- (2) 国籍、登録記号、所属、機種、機名、識別上の特徴
- (3) 機長名、乗員数及び乗客数
- (4) 搭乗者の氏名
- (5) 出発地および出発時刻
- (6) 飛行方式および飛行経路
- (7) 目的地および到着予定時刻
- (8) 最後に連絡のあった通過地点、およびその時刻、その時の航空機の状態
- (9) 事故の発生地又は発生地と推定される範囲
- (10) 持久時間で表された燃料搭載量
- (11) 現在までにとられた処置
- (12) 今後、特に緊急な援助を必要とする事項
- (13) その他の参考事項

3 BからAへの通報事項

- (1) 通報番号、通報日時、通報者氏名
- (2) 搜索の状況について
 - (a) 出動船艇および航空機の名称
 - (b) 搜索の範囲および方法
 - (c) 手掛りの状況
 - (d) その他、必要と認める事項
- (3) 救助の状況について
 - (a) 遭難発見の日時場所
 - (b) 遭難現場の状況
 - (c) 救助人命等の状況
 - (d) その他必要と認める事項

4 情報を取消す場合の通報事項

- (1) 取消の日時
- (2) 取消の理由
- (3) 通報者氏名

5 情報資料の交換

捜索救難の実施のため利用しうる組織、要員、装備その他の必要な事項に関する情報誌料を相互に交換するものとする。

6 連絡

連絡は、下記の電話による。

徳島空港事務所

一般加入電話 088-699-2980

小松島海上保安部

一般加入電話 08853-3-2244

08853-3-2245

7 その他

- (1) この申し合わせを変更又は取消す場合は、相互に協議するものとする。
- (2) この申し合わせは、昭和50年5月15日より実施する。

昭和50年5月15日

徳島空港事務所長 穴 倉 恒 成
小松島海上保安部長 阿 部 秀 明

10-20 航空機の捜索救難のための情報交換に 関する申し合わせ

航空機の捜索救難及び事故対策業務を円滑に実施するために、徳島空港事務所長（以下「A」という。）と板野東部消防組合消防本部消防長（以下「B」という。）は、その情報交換について、下記のとおり暫定的に申し合わせる。

A及びBは、遭難航空機の情報を知った時、その他通報を必要と認めたときは、次の要領により、相互に連絡通報を行うものとする。

1 通報の時期

- (1) 航空事故が発生し、捜索救難を必要とするとき
- (2) 拡大通信捜索を開始したとき
- (3) その他通報を必要と認めたとき

2 AからBへの通報事項

- (1) 通報番号、通報日時、通報者氏名
- (2) 国籍、登録記号、所属、機種、機名、識別上の特徴
- (3) 機長名、乗員数及び乗客数
- (4) 搭乗者の氏名
- (5) 出発地および出発時刻
- (6) 飛行方式および飛行経路
- (7) 目的地および到着予定時刻
- (8) 最後に連絡のあった通過地点、およびその時刻、その時の航空機の状態
- (9) 事故の発生地又は発生地と推定される範囲
- (10) 持久時間で表された燃料搭載量
- (11) 現在までにとられた処置
- (12) 今後、特に緊急な援助を必要とする事項
- (13) その他の参考事項

3 BからAへの通報事項

- (1) 通報番号、通報日時、通報者氏名
- (2) 捜索の状況について
 - (a) 出動航空機の名称
 - (b) 捜索の範囲および方法
 - (c) 手掛りの状況
 - (d) その他、必要と認める事項

(3) 救助の状況について

- (a) 遭難発見の日時場所
- (b) 遭難現場の状況
- (c) 救助人命等の状況
- (d) その他、必要と認める事項

4 情報を取消す場合の通報事項

- (1) 取消の日時
- (2) 取消の理由
- (3) 通報者氏名

5 連絡

連絡は、下記の電話による。

徳島空港事務所

一般加入電話 088-699-2980

板野東部消防組合消防本部

一般加入電話 088-699-4211

6 その他

- (1) この申し合わせを変更又は、取消す場合は、相互に協議するものとする。
- (2) この申し合わせは、昭和 50 年 5 月 20 日より実施する。

昭和 50 年 5 月 20 日

徳島空港事務所

所 長 宍 倉 恒 成

板野東部消防組合消防本部

消防長 武 内 博

10-21 航空機の搜索救難のための情報交換に 関する申し合わせ

航空機の搜索救難及び事故対策業務を円滑に実施するために、徳島空港事務所長（以下「A」という。）と徳島県警察本部長（以下「B」という。）は、その情報交換について、下記のとおり暫定的に申し合わせる。

A及びBは、遭難航空機の情報を知ったとき、その他通報を必要と認めたときは、次の要領により、相互に連絡通報を行うものとする。

1 通報の時期

- (1) 航空事故が発生し、搜索救難を必要とするとき
- (2) 拡大通信搜索を開始したとき
- (3) その他通報を必要と認めたとき

2 AからBへの通報事項

- (1) 通報番号、通報日時、通報者氏名
- (2) 国籍、登録記号、所属、機種、機名、識別上の特徴
- (3) 機長名、乗員数及び乗客数
- (4) 搭乗者の氏名
- (5) 出発地および出発時刻
- (6) 飛行方式および飛行経路
- (7) 目的地および到着予定時刻
- (8) 最後に連絡のあった通過地点、およびその時刻、その時の航空機の状態
- (9) 事故の発生地又は発生地と推定される範囲
- (10) 持久時間で表された燃料搭載量
- (11) 現在までにとられた処置
- (12) 今後、特に緊急な援助を必要とする事項
- (13) その他の参考事項

3 BからAへの通報事項

- (1) 通報番号、通報日時、通報者氏名
- (2) 搜索の状況について
 - (a) 出動航空機の名称
 - (b) 搜索の範囲および方法
 - (c) 手掛りの状況
 - (d) その他、必要と認める事項

(3) 救助の状況について

- (a) 遭難発見の日時場所
- (b) 遭難現場の状況
- (c) 救助人命等の状況
- (d) その他、必要と認める事項

4 情報を取消す場合の通報事項

- (1) 取消の日時
- (2) 取消の理由
- (3) 通報者氏名

5 連絡

連絡は、下記の電話による。

徳島空港事務所

一般加入電話 088-699-2980

徳島県警察本部

一般加入電話 088-622-3101

6 その他

- (1) この申し合わせを変更又は、取消す場合は相互に協議するものとする。
- (2) この申し合わせは、昭和 50 年 5 月 20 日より実施する。

昭和 50 年 5 月 20 日

徳島空港事務所所長 宍 倉 恒 成

徳島県警察本部長 大 波 多 三 宣

徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約

(名称)

第1条 本委員会を徳島小松島港台風・津波等対策委員会(以下「委員会」という)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、徳島小松島港における台風・津波及び発達した低気圧による船舶等の災害を防止し、もって港内の安全確保に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討し、必要な措置を決定する。

- (1) 台風・津波及び発達した低気圧による影響予測に関すること。
- (2) 台風・津波及び発達した低気圧の襲来が予測される場合の入出港船舶及び在泊船舶の動静に関すること。
- (3) 台風・津波及び発達した低気圧による災害防止に必要な措置に関すること。
- (4) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(決定事項の処理)

第4条 委員会は、決定した事項を徳島小松島港長(以下「港長」という。)に具申する。

- 2 委員会は、港長が前項の具申に基づいて発する勧告等を関係官公庁及び関係団体等に速やかに通報し、その実施を推進する。

(委員等)

第5条 委員会は、委員及びオブザーバーで構成する。

- 2 委員は、総会において関係団体の業種別グループのうちから、各1名程度を推薦により任命する。
- 3 オブザーバーは、関係官公庁の職員とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員が互選した者をもって充てる。

- 2 委員長は、議事その他会務を統括する。

3 副委員長は、委員長に事故があったとき、その職務を代行する。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、また、港長の要請があったとき召集する。

(総会)

第8条 本会の円滑な運営並びに関係者の台風・津波等による災害防止知識の高揚を図るため、年1回以上、関係団体及びオブザーバーを招集し、総会を開催する。

(常任委員会)

第9条 委員長は、緊急の必要があると認めるとき、委員会に代えて、常任委員会を招集し、第3条に掲げる事項について検討することができる。

2 常任委員会の組織は、委員会委員のうちから委員長が指名した委員、及び必要なオブザーバー等若干名により構成する。

3 常任委員会の決定事項は委員会の決定事項とみなし、速やかに各委員に通知する。

(委員等の任期)

第10条 委員の任期は3年とし、留任を妨げない。

(実施要領の制定等)

第11条 この規約を実施するため、徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領を定める。

(事務局)

第12条 委員会の庶務は、徳島海上保安部交通課において所掌する。

附 則

昭和44年 8月 5日 施行

昭和63年10月 1日 改正

平成16年 8月 2日 改正

平成19年 4月 1日 改正

平成22年 7月 2日 改正

平成24年 6月 20日 改正

徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領

(目的)

第1条 この要領は、徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約第11条の規定に基づき、台風・津波等災害防止措置の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(台風・津波等災害防止措置の体制区分)

第2条 台風・津波等災害防止措置の船舶対応内容は、別表1並びに別表2のとおりとする。

(台風・津波等災害防止措置の実施時期)

第3条 前条による措置を実施する時期は、台風及び発達した低気圧については、それぞれの措置内容を安全・効果的に実施するために必要とする時間を考慮して決定し、津波については、その特性から通報を伝達するいとまがないことも想定されるので、各注意報・警報発令時点をもって、措置内容の開始時期ととらえ、かつ、警報の発令時をもっては港長の避難勧告が発動されたものとする。

(災害防止措置の連絡方法)

第4条 事務局から各委員への連絡は、別表3のとおりとする。

(避泊位置の通報)

第5条 避泊した船舶は、その位置を速やかに港長に通報する。
通報要領は、別表4のとおりとする。

(避難中の通信手段の確保)

第6条 避泊した船舶は、無線の常時聴取あるいは船舶電話等、通信手段を確保する。

(港内仮置木材の措置報告)

第7条 港内仮置木材の管理者等は、各体制区分における木材の措置状況等を港長に通報する。

(津波来襲時の船舶措置判断基準)

第8条 船舶の沖出し、又は港内避泊については、末尾参考事項の各地域の津波到達時間・高さ、安全海域図、自船の発動にかかる時間・速力を考慮して判断する。

台風等災害防止の体制区分、措置内容

体制区分	台風等の状況	措置内容
注意喚起	台風又は発達した低気圧が四国地方に接近するおそれがあると判断される場合。	在港船舶及び港内仮置の材木を管理する者は、台風又は発達した低気圧の動向に留意し、必要な準備等を整える。
警戒体制	台風又は発達した低気圧が四国東部、紀伊水道に接近するおそれがあると判断される場合。	<ol style="list-style-type: none"> (1) 在港船舶は、台風又は発達した低気圧の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備等を整える。 (2) 港内仮置の材木を管理する者は、貯木場管理者との調整、その他木材の収納等流出防止措置を開始する。 (3) 入港予定船舶(避難勧告時に避難を要する船舶。但し、旅客定期航路事業に従事する船舶を除く。)は入港を見合わせ、また、木材の水面荷役を中止し、危険物荷役を調整する。
避難勧告	台風又は発達した低気圧が徳島県に接近する公算が極めて大きいと判断される場合、或いは徳島小松島港が重大な影響をこうむると判断される場合。	<ol style="list-style-type: none"> (1) 在港大型船舶は、港長の勧告に基づき速やかに避難し、万全の措置をとる。 (2) 貯木場等に収納した木材は、十分な流出等の防止措置を実施する。 (3) 在港小型船及び工事作業船等は、港長の勧告に基づき安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとる。
解除	徳島小松島港が台風又は発達した低気圧の影響圏外になったと判断される場合。	避難した船舶は再入港する等、適宜の措置をとる。

津波災害に対する体制区分、措置内容

区分	津波予報の種類	津波来襲までの時間的余裕	港内着岸船(□:船舶対応、○:乗組員等の人命対応を示す。)		航行船	
			大型船、中型船(漁船を含む)	一般船舶(荷役・作業船を含む)	小型船(プレジャーボート、小型漁船等)	大型船、中型船(漁船を含む)
津波避難勧告	大津波警報 (発令と同時に港長の避難勧告発動とする。)	無し	□ 荷役中止 ○ 陸上避難又は船内避難	□ 荷役中止 ○ 陸上避難	機関使用	港外避難
	津波警報 (発令と同時に港長の避難勧告発動とする。)	有り	□ 荷役中止・港外避難 —	□ 陸揚げ固縛(場合によっては港外避難) ○ 陸上避難	港外避難	港外避難又は着岸のうえ陸上避難
津波警戒体制	津波警報 (津波情報の収集、連絡体制の確保、係留強化等津波対策に留意する。)	無し	□ 荷役中止 ○ 陸上避難又は船内避難	□ 荷役中止 ○ 陸上避難	機関使用	港外避難
	津波注意報 (津波情報の収集、連絡体制の確保、係留強化等津波対策に留意する。)	有り	□ 荷役中止・港外避難 —	□ 陸揚げ固縛(場合によっては港外避難) ○ 陸上避難	港外避難	港外避難又は着岸のうえ陸上避難
備考	気象庁から発表された大津波警報又は津波警報から津波注意報に切替った場合、「避難勧告」を解除し、その後の港内の水路の安全が確認されるまでの間は、港長から、「入出港自粛勧告」、「航行制限」、「航泊禁止」が発動される場合がある。	無し 有り	□ 荷役中止・係留強化又は港外避難準備	□ 荷役中止・係留強化又は港外避難準備	港外避難準備(場合によっては港外避難、機関使用)	陸揚げ固縛又は港外避難又は係留強化
			事業者側で予め対応マニュアルを作成	事業者側で予め対応マニュアルを作成	平地として使用されている海域のうち津波発生時に流速が速くなる可能性の高い海域を予め調査しておくこと 小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外避難でも可	

【津波来襲までの時間的余裕】

無し
有り

津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外避難、陸揚げ固縛等に置くまで)が無い場合
津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外避難、陸揚げ固縛等に置くまで)が有る場合

【□:船舶対応】

港外避難
係留強化
陸揚げ固縛
機関使用

【○:乗組員等の人命対応】

陸上避難
船内避難
小型船

※ 上記の表は標準的なものであり、それぞれ地域の特性に応じた対応策を検討しておくことが望ましい。

港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する。
増しもやいを取り、固縛強化等の流出防止の措置を取る。
プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。

港外の安全な港外避難を行う余裕が無い場合、乗組員等は陸上の高い場所へ避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
船舶の港外避難、乗組員等の陸上避難を行う余裕がない場合、自船の船内に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。

※ 上記の表は標準的なものであり、それぞれ地域の特性に応じた対応策を検討しておくことが望ましい。

災害防止措置の連絡方法

体制区分	連絡手段	連絡方法
注意喚起	F ネット又は電話	別紙徳島小松島港台風・津波等情報連絡系統（以下「連絡系統」という）に基づいて通知する。
警戒体制	F ネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。
	旗りゆう信号 （津波、台風等）	国際信号「ND」（津波が来る見込みである。貴船は適当な予防策をとられたい。）又は「YD3」（風は、強くなる見込みである。）を巡視船艇に掲揚する。
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。
避難勧告	F ネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。
	旗りゆう信号 （津波、台風等）	国際信号「ND」（津波が来る見込みである。貴船は適当な予防策をとられたい。）又は「VL」（台風が近づいている。あなたは、適当な警戒手段をとられたい。）を巡視船艇に掲揚する。
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。
解除	F ネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。
	注意喚起を除く 旗りゆう信号 （津波、台風等）	国際信号「UN」（貴船は、直ちに入港してよい。）を巡視船艇に掲揚する。
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。

※ ・連絡手段が「F ネット又は電話」の場合、平日の昼間（0900～1700の間）は、F ネット、それ以外の日時又はF ネットに不具合が発生した際は電話により通報することを原則とする。

・津波に関する通報は、津波来襲に間に合わない場合がある。

徳島海上保安部ホームページアドレス

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/tokushima/>

避泊位置の通報依頼

通報手段	通報先	通報内容
無線 (VHF)	こうべほあん (CH16)	宛先；徳島小松島港長 1 船名 2 投錨時刻 3 投錨位置（緯度経度又は著名物標からの方位、距離） 4 常時聴取可能な無線電話周波数及び船舶電話番号 5 その他必要な事項
船舶電話	徳島海上保安部 (0885-32-0431)	
FAX	徳島海上保安部 (0885-32-0947)	

徳島県域の高速道路区域における津波避難計画等に関する相互協力協定書

徳島県（以下「甲」という。）、徳島市（以下「乙」という。）、鳴門市（以下「丙」という。）、松茂町（以下「丁」という。）、北島町（以下「戊」という。）及び西日本高速道路株式会社四国支社（以下「己」という。）は、徳島県域の高速道路区域における津波からの避難に関する計画、津波避難場所の整備及び運用（以下「津波避難計画等」という。）の検討について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と己が平成23年5月9日に締結した「徳島県と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書」の趣旨を尊重し、己の管理する高速道路区域を甲、乙、丙、丁及び戊が、津波避難計画等の検討にあたり、相互協力に必要な事項を定め、適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（担当する事項）

- 第2条 甲は、乙、丙、丁及び戊が検討する津波避難計画等が、合理的かつ経済的なものとなるよう、関係市町との調整を行うものとする。
- 2 乙、丙、丁及び戊は、津波避難計画等の検討を行うものとする。
- 3 己は、高速道路区域における津波避難場所の整備に関し、道路整備特別措置法第二条第3項に定める道路管理者（道路整備特別措置法第八条に定める道路管理者の権限の代行を含む）との調整を行うものとする。
- 4 第1項から第3項に定める事項を行う際、甲、乙、丙、丁、戊及び己は、相互に情報交換に努めるとともに、連携して取り組むこととする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、平成26年2月26日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに、甲、乙、丙、丁、戊及び己から申し出がない場合は、1年間有効期限を延長するものとする。その後もまた同様とする。

（その他）

第4条 この定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙、丙、丁、戊及び己は別途協議するものとする。

本協定締結の証として本書6通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び己は署名のうえ各自1通を保有する。

平成26年2月26日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県
知事

乙 徳島県徳島市幸町2丁目5番地
徳島市
上記代表者 徳島市長

丙 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地
鳴門市
市長

丁 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地
松茂町
町長

戊 徳島県板野郡北島町中村字上地23番地の1
北島町
町長

己 香川県高松市朝日町4丁目1番3号
西日本高速道路株式会社
四国支社長

10-25 防災機能を有する「道の駅」一覧

	地区	市町村	路線名	名称	所在地	備考
1	東部	鳴門市	徳島北灘線	第九の里	鳴門市 大麻町松字 東山田53	
2		鳴門市	国道11号	くるくる なると	鳴門市大津町 備前島字 蟹田の越338-1	地域:指定緊急避難場所
3		阿波市	国道318号	どなり	阿波市 土成町宮川内字 平間28-2	地域:指定避難所
4		神山町	国道438号	温泉の里神山	名西郡神山町 神領字西上角 151-1	
5		勝浦町	徳島上那賀線	ひなの里かつうら	勝浦郡勝浦町 生名字月ノ瀬 4-1	広域:救助活動拠点 地域:指定緊急避難場所
6		板野町	徳島引田線	いたの	板野郡板野町 川端字中手崎 39-5	広域:電気事業者活動拠点 地域:指定緊急避難場所 指定避難所
7	南部	阿南市	国道55号	公方の郷なかがわ	阿南市 那賀川町工地803	
8		那賀町	国道195号	わじき	那賀郡那賀町 中山字関ヶ原 34-56	
9		那賀町	国道195号	もみじ川温泉	那賀郡那賀町 大久保字西納野 4-7	広域:救助活動拠点 地域:指定避難所
10		那賀町	阿南鷲敷日和佐線	鷲の里	那賀郡那賀町 和食郷字田野 89	地域:指定緊急避難場所 指定避難所
11		美波町	国道55号	日和佐	海部郡美波町 奥河内字寺前 493-6	
12		海陽町	国道55号	宍喰温泉	海部郡海陽町 久保字板取 219-6	地域:指定緊急避難場所 ※ホテルリビエラしきい
13	西部	美馬市	鳴門池田線	藍ランドうだつ	美馬市脇町 大字脇町55	①地域:指定緊急避難場所 ②地域:車中泊避難場所
14		美馬市	鳴門池田線	みまの里	美馬市美馬町 字願勝寺72	①地域:美馬地区物資供給拠点 ②地域:指定緊急避難場所 ③地域:車中泊避難場所
15		三好市	鳴門池田線	三野	三好市三野町 太刀野1909-1	
16		三好市	西祖谷山山城線	にしいや	三好市 西祖谷山村 尾井ノ内348-2	
17		つるぎ町	国道192号	貞光ゆうゆう館	美馬郡つるぎ町 貞光字大須賀 11-1	広域:救助活動拠点 地域:指定緊急避難場所 指定避難所

※広域:広域活動拠点
※地域:市町村防災拠点

第 1 1 自衛隊に関する資料

1 1 - 1 徳島県知事と海上自衛隊徳島教育航空群 司令との災害派遣に関する協定書

(定 義)

第1条 災害に際し、知事が行う海上自衛隊徳島教育航空群（以下「徳島教育航空群」という。）の派遣要請及びこれに伴う必要な取扱いについては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条に定めるもののほか、この協定に基づき実施するものとする。

(目 的)

第2条 徳島教育航空群は、知事の要請に基づき、直接の災害救助並びに人員物資の輸送及び海上島しょ部、沿岸部の救難警戒に当たる。

(作業資材等の支援)

第3条 派遣された部隊が、作業を実施するために必要とする資材等の支援は、知事があつせんするものとする。

(経費の負担)

第4条 部隊が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は、自衛隊において負担するものとする。

- (1) 部隊の輸送費
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他部隊に直接必要な経費

(災害情報の連絡)

第5条 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、知事と徳島教育航空群司令とは、互いに災害情報の交換をするものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定成立の日から1年とする。ただし、有効期間満了までにいずれか一方からの別段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

(実施細目)

第7条 この協定に基づく災害派遣に関する細部協定は、別紙「徳島県知事と海上自衛隊徳島教育航空群司令との災害派遣に関する細部協定」のとおりとする。

なお、この協定に定めるもののほか、部隊派遣要請その他災害に関する必要な措置の実施細目は、その都度協議して定める。

昭和40年9月10日徳島県知事と海上自衛隊第3航空群司令との間に締結した徳島県知事と海上自衛隊第3航空群司令との災害派遣に関する協定は、この協定により効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

昭和50年6月7日

徳 島 県 知 事
武 市 恭 信

海上自衛隊徳島教育航空群司令
柴 田 英 夫

徳島県知事と海上自衛隊徳島教育航空群 司令との災害派遣に関する細部協定

1 方 針

過去の各種災害の経験にかんがみ、特に地方諸機関との緊密な調整を重視し、相互の深い理解と信頼の下に災害派遣の準備及び実施に遺憾のないことを期する。

2 徳島教育航空群の分担任務

徳島教育航空群の任務は、次のとおりとする。

- (1) 人命の救助
- (2) 被害調査（主として急を要する空中からの調査）
- (3) 緊急を要する人員・物資の輸送
- (4) 緊急を要する応急措置作業の協力
- (5) 非常通信の取扱い

3 情報の交換

- (1) 災害が予想される事態又は災害が発生した場合の各種情報については、密接な連絡の下に相互に得た資料を交換する。
- (2) 徳島教育航空群司令は、災害の状況により県消防防災課に連絡員を派遣する。

4 防災に関する研究及び訓練

地方諸機関の行う防災訓練、防災研究会等には極力参加して相互の能力の理解に努める。

5 災害派遣要請

- (1) 知事の災害派遣要請に関する書式は、別紙のとおりとする。
- (2) 徳島教育航空群司令は、必ずしも前項の文書を待つことなく、電話連絡によって自衛隊法第 83 条の規定により、速やかに部隊を派遣することができる。この場合、正式文書は、後刻受領する。

6 災害派遣

- (1) 徳島教育航空群司令は、災害に際し、発生前といえども、予防派遣の要請を受けた場合で必要と認めたときは、部隊を派遣することができる。
- (2) 部隊の派遣又は出動は、密接な連絡の下に機を失せず、速やかに実施する。特に人命の緊急救助に関しては留意する。
- (3) 徳島教育航空群司令が市町村長又は警察署長から直接通報を受けたときは、これを受領し、知事に連絡した後、状況に応じ部隊を派遣することを建前とする。

7 通信連絡

- (1) 災害時の通信連絡に関しては電話連絡を主要とする。
- (2) 災害状況により電話連絡が不可能なときは、無線通信によるものとし、その運用については徳島教育航空群が当たるものとする。

8 徳島教育航空群施設の使用

災害救助活動に際して徳島教育航空群施設の一部使用は原則として行わない。ただし、重大な災害が発生し、他に方法がないときは、両者協議の上、正規手続を経た後、施設の一部を使用することができる。

9 事務連絡先

徳島県	徳島市万代町1丁目
	徳島県生活環境部消防防災課
徳島教育航空群	板野郡松茂町
	徳島教育航空群司令部

平成 年 月 日

殿

県 知 事

海上自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条第1項の規定により下記のとおり派遣方を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

月 日 午 から

月 日 午 から

3 派遣を希望する区域及び活動状況

4 着陸適地その他参考となるべき事項

1 1 - 2 徳島県知事と海上自衛隊小松島航空隊 司令との災害派遣に関する協定書

(定 義)

第1条 災害に際し、知事が行う海上自衛隊小松島航空隊（以下「小松島航空隊」という。）の派遣要請及びこれに伴う必要な取扱いについては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条に定めるもののほか、この協定に基づき実施するものとする。

(目 的)

第2条 小松島航空隊は、知事の要請に基づき、直接の災害救助並びに人員物資の輸送及び海上島しょ部、沿岸部の救難警戒に当たる。

(作業資材等の支援)

第3条 派遣された部隊が、作業を実施するために必要とする資材等の支援は、知事があつせんするものとする。

(経費の負担)

第4条 部隊が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は、自衛隊において負担するものとする。

- (1) 部隊の輸送費
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他部隊に直接必要な経費

(災害情報の連絡)

第5条 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、知事と小松島航空隊司令とは、互いに災害情報の交換をするものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定成立の日から1年とする。ただし、有効期間満了までにいずれか一方からの別段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

(実施細目)

第7条 この協定に基づく災害派遣に関する細部協定は、別紙「徳島県知事と海上自衛隊小松島航空隊司令との災害派遣に関する細部協定」のとおりとする。

なお、この協定に定めるもののほか、部隊派遣要請その他災害に関する必要な措置の実施細目は、その都度協議して定める。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

昭和50年6月7日

徳 島 県 知 事
武 市 恭 信

海上自衛隊小松島航空隊司令
沖 周

徳島県知事と海上自衛隊小松島航空隊 司令との災害派遣に関する細部協定

1 方 針

過去の各種災害の経験にかんがみ、特に地方諸機関との緊密な調整を重視し、相互の深い理解と信頼の下に災害派遣の準備及び実施に遺憾のないことを期する。

2 小松島航空隊の分担任務

小松島航空隊の任務は、次のとおりとする。

- (1) 人命の救助
- (2) 被害調査（主として急を要する空中からの調査）
- (3) 緊急を要する人員・物資の輸送
- (4) 緊急を要する応急措置作業の協力
- (5) 非常通信の取扱い

3 情報の交換

- (1) 災害が予想される事態又は災害が発生した場合の各種情報については、密接な連絡の下に、相互に得た資料を交換する。
- (2) 小松島航空隊司令は、災害の状況により県消防防災課に連絡員を派遣する。

4 防災に関する研究及び訓練

地方諸機関の行う防災訓練、防災研究会等には極力参加して相互の能力の理解に努める。

5 災害派遣要請

- (1) 知事の災害派遣要請に関する書式は、別紙のとおりとする。
- (2) 小松島航空隊司令は、必ずしも前項の文書を待つことなく、電話連絡によって自衛隊法第 83 条の規定により、速やかに部隊を派遣することができる。この場合、正式文書は、後刻受領する。

6 災害派遣

- (1) 小松島航空隊司令は、災害に際し、発生前といえども、予防派遣の要請を受けた場合で必要と認めるときは、部隊を派遣することができる。
- (2) 部隊の派遣又は出動は、密接な連絡の下に機を失せず速やかに実施する。特に人命の緊急救助に関しては留意する。
- (3) 小松島航空隊司令が市町村長又は警察署長から直接通報を受けたときは、これを受理し、知事に連絡した後、状況に応じ部隊を派遣することを建前とする。

7 通信連絡

- (1) 災害時の通信連絡に関しては電話連絡を主要とする。
- (2) 災害状況により電話連絡が不可能なときは、無線通信によるものとし、その運用については小松島航空隊が当たるものとする。

8 小松島航空隊施設の使用

災害救助活動に際して小松島航空隊施設の一部使用は原則として行わない。ただし、重大な災害が発生し、他に方法がないときは、両者協議の上、正規手続を経た後、施設の一部を使用することができる。

9 事務連絡先

徳島県	徳島市万代町1丁目
	徳島県生活環境部消防防災課
小松島航空隊	小松島市和田島町
	小松島航空隊本部幕僚室

平成 年 月 日

殿

県 知 事

海上自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条第1項の規定により下記のとおり派遣方を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

月 日 午 から
月 日 午 から

3 派遣を希望する区域及び活動状況

4 着陸適地その他参考となるべき事項

1 1 - 3 災害派遣に関する徳島県と陸上自衛隊第14旅団との協定書

徳島県（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第14旅団（以下「乙」という。）は、災害派遣に関し、その要請の適正と円滑な運営を図るため、次のとおり協定を締結する。

（自衛隊の任務の周知徹底）

第1条 甲は、自衛隊の実施する災害派遣の目的及び精神を平時から関係公共機関に周知徹底し災害派遣要請の適正を期するものとする。

（平時における連携）

第2条 甲及び乙は、平素から災害派遣に係わる連絡及び調整を緊密に行うものとする。

2 甲は、災害に関し、資料を提供するとともに、自衛隊が行う情報収集活動に対して、積極的な援助を行うものとする。

（甲が行う訓練の支援）

第3条 乙は、甲が実施する災害救助演習及び水防演習には、業務に支障のない限り部隊等に参加させこれを支援する。この場合、甲は、あらかじめ当該演習の計画を通報するとともに、必要とする参加部隊の人員、装備等を乙に要請するものとする。

2 甲は、各市町村長が計画する防災演習等について、自衛隊の支援を必要とする場合は、あらかじめ当該市町村長と調整の上、前項に基づいて要請するものとする。

（災害発生が予想される場合の連絡）

第4条 甲は、自衛隊の災害派遣を要請する災害の発生が予想される場合は、速やかに乙にその状況及び事後の見通し等を通報するものとする。

2 乙は、前項の通報に基づき、所要に応じ連絡班を自主派遣する等の措置を講ずるものとする。

3 乙が連絡班を県庁に派遣した場合、甲は、連絡所開設場所に必要な施設及び電話機等提供する等、所要の支援を行うものとする。

（偵察者の派遣）

第5条 災害の発生が予想され、又は発生し、乙が現地に偵察者を派遣する場合は、甲は必要に応じ、関係職員を当該偵察班と同行又は追求させて、現地関係者との連絡調整に当たらせるものとする。

（現地責任者の指定等）

第6条 甲及び乙は、災害の救援に関し、現地における責任者を指定し、相互の連絡調整に当たらせるものとする。

（合同連絡所等の設置）

第7条 災害の規模、様相等によって必要がある場合、双方協議の上、現地に合同連絡所を設置し業務の円滑及び効果的な実施を図るものとする。

2 合同連絡所等に必要な施設等は、甲が準備するものとする。

（救援資材の集積、使用及び補償等の責任）

第8条 災害救援のための使用する資材は、甲が準備及び集積したものを使用するものとする。このため甲は、地区ごとの資材等の集積を計画しておくものとする。

2 災害派遣に当たり，甲が準備及び集積した救援資材の使用に伴う補償等は，甲が負担するものとする。

(経費の負担)

第9条 災害派遣部隊が救難に伴い，関係公共機関及び民間の施設等を使用する場合の経費負担区分は，次のとおりとする。

(1) 甲の負担するもの。

施設の借用料及び損料，電気料（施設費を含む。），水道料，入浴料，くみ取料等

(2) 上記以外の経費の負担については，その都度協議するものとする。

(救難物資の無償貸付け又は譲与)

第10条 防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等については，防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）によるものとする。

ただし，譲与は区市町村その他公共機関の救助が受けられず，当該物品の譲与を受けなければ，生命身体が危険であると認められる場合に限るものとする。

(災害派遣の要請様式及び通信)

第11条 災害派遣の要請様式及び通信は，別紙第1及び別紙第2によるものとする。

(協議事項)

第12条 この協定の実施について疑義が生じたときは，その都度，双方誠意ある協議を行うものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の期間は，協定締結後1年間とし，甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は，協定期間は更に1年間更新されるものとし，その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため，本書2通を作成し，甲乙両者記名押印の上，各自その1通を保有するものとする。

平成18年4月18日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉嘉門

乙 陸上自衛隊第14旅団長

陸将補 笠原直樹

様 式

第 号
平成 年 月 日

陸上自衛隊第 1 4 旅団長 殿

徳 島 県 知 事

災害派遣に関する要請

このことに関し、次により速やかに部隊の派遣を要請します。

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間
自 平成 年 月 日 時から
至 平成 年 月 日 災害が終了するまで
- 3 派遣を希望する人員等
- 4 派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣を希望する区域
(2) 活動内容
- 5 その他参考事項
(1) 宿舎
(2) 食糧
(3) 資材

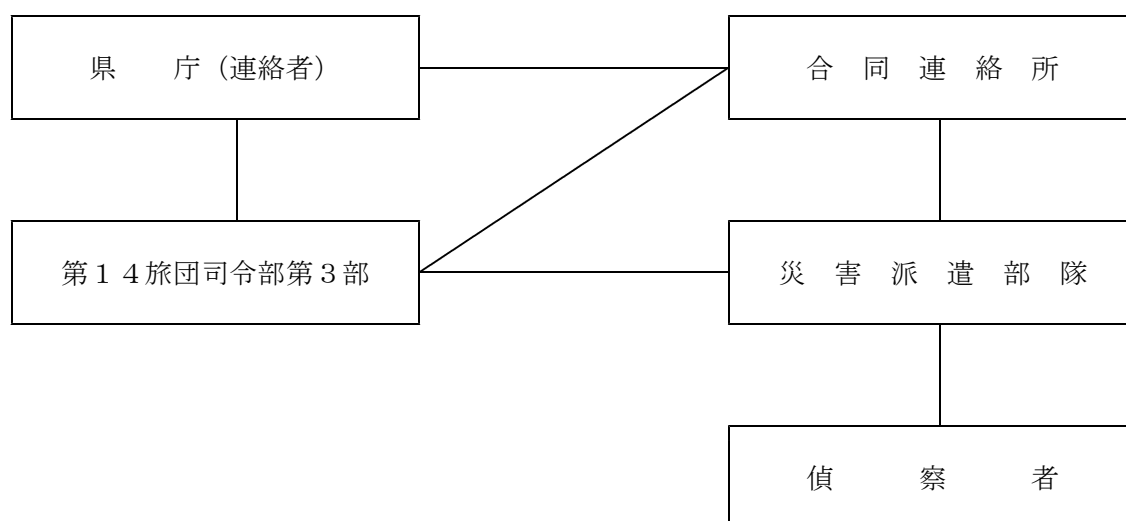
(注) 緊急の場合、電話をもって要請し、事後文書(2部)を提出すること。

災害派遣に伴う通信

1 連絡先

区 分		連 絡 先	電 話 番 号
県 庁	平 時	危機管理局	徳 島 088-621-2716
	夜 間 (休日)	県庁監視室	徳 島 088-621-2057
自 衛 隊	平 時	第14旅団司令部第3部	善通寺 0877-62-2311 内線 2236、2237
	夜 間 (休日)	当直幕僚室	善通寺 0877-62-2311 内線 2208
	平 時	第14旅団第15普通科 連隊第3科	善通寺 0877-62-2311 内線 2238
	夜 間 (休日)	部隊当直室	善通寺 0877-62-2311 内線 2408

2 災害派遣における自衛隊との通信組織



災害派遣に関する徳島県と陸上自衛隊第14旅団との協定書
の一部を改正する協定

平成18年4月18日に締結した「災害派遣に関する徳島県と陸上自衛隊第14旅団との協定書（以下「災害派遣に関する協定」という。）の一部を改正する協定を締結する。

平成19年1月9日

徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

陸上自衛隊第14旅団長
陸 将 補 笠 原 直 樹

災害派遣に関する協定の一部を次のように改正する。

第10条中「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等については、防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」を「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等については、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（平成19年1月4日内閣府令第2号）」に改正する。

附 則

この協定は、平成19年1月9日から実施する。

第 1 2 広域応援等に関する資料

12-1 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「四国4県」という。）は、南海地震等自然災害はもとより、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態その他県民や滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる危機事象の発生時における応援・協力体制を構築し、応急対策、応急復旧等を円滑に行うため、広域応援に関する協定（平成7年10月20日締結）を発展的に見直し、この協定を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、四国4県のいずれかにおいて、南海地震をはじめとして、次の各号に掲げる事態（以下「危機事象」という。）が発生し、危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）のみでは救援等の応急対策が十分に実施できない場合に、危機事象発生県からの要請に基づき、四国内での広域応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- （3） 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（応援幹事県の決定等）

第2条 危機事象発生県以外の県は、速やかに連絡を取り合い、危機事象発生県の広域応援計画の立案や広域応援活動を中心となって行う県（以下「応援幹事県」という。）を決定し、広域応援体制の調整を行うものとする。

2 各県は、あらかじめ広域応援に関する連絡担当部局を定めるなど、連絡体制を整備し、危機事象発生時には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（自主的応援出動）

第3条 震度6以上の地震が観測された場合又は県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県以外の県は、危機事象発生県からの広域応援の要請がなくとも、速やかに情報収集活動をはじめ、必要な応急措置をとるものとする。

(情報の共有)

第4条 四国4県は、広域応援を行う場合における提供可能な物資及び資機材の品目及び数量、救急医療施設の所在地等必要な情報の共有化を図るものとする。

(広域応援の種類等)

第5条 広域応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資及び資機材の提供
- (2) 施設、設備及び機器の使用又は貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) 試験検査等の実施その他の役務の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項各号に掲げる応援が速やかに行われるよう、各県は平素から関係機関等と十分な連絡体制をとり、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

3 具体的な広域応援内容等については、必要に応じて危機事象ごとに別に定めるものとする。

(広域応援の要請の手続等)

第6条 広域応援が円滑に実施できるよう、あらかじめ広域応援の要請手続、活動の内容等については、別に定めるものとする。

(広域応援の経費の負担等)

第7条 広域応援に要した経費は、原則として、広域応援を受けた県の負担とする。

2 広域応援を受けた県が、前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、広域応援を受けた県から要請があった場合には、広域応援をした県は、一時繰替え支弁するものとする。

3 第3条の自主的応援出動を行う県については、広域応援の要請があったものとみなし、自主的応援出動に要した経費の負担については前2項に準じて取り扱うものとする。ただし、危機事象の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費は、広域応援を行う県の負担とする。

(物資等の携行)

第8条 広域応援をする県は、危機事象発生県の要請又は第3条の自主的応援出動により職員の派遣をする場合には、派遣職員自らが消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換等)

第9条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、毎年4月1日現在の地域防災計画、国民保護計画、危機事象ごとの担当部局一覧その他広域応援活動に必要な資料を相互に交換するものとする。

(訓練)

第10条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策等に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項で、特に協議が必要なものが生じた場合には、その都度四国4県が協議して定めるものとする。

(施行)

第12条 この協定は、平成19年2月5日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書4通を作成し、各県の知事が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成19年2月5日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

香川県知事 真 鍋 武 紀

愛媛県知事 加 戸 守 行

高知県知事 橋 本 大二郎

危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広域応援の要請及び実施の手続等)

第2条 広域応援の要請及び実施の手続等については、「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定に基づく支援・受援マニュアル」（平成27年11月策定）に定めるところによる。

(広域応援の経費の負担等)

第3条 広域応援に要する経費の負担等については、協定第7条に定めるところによるほか、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急処理事態における広域応援に要する経費については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第165条に定めるところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定による職員の派遣の経費の負担等については、同法に定めるところによる。

(資料の内容等)

第4条 協定第9条に定める広域応援活動に必要な資料のうち、災害応急活動に必要な資料については、次のとおりとし、その内容に重要な変更があったときは、その都度その内容を通知するものとする。

- (1) ヘリポート等の所在地及び位置図
- (2) 食料及び生活必需品の備蓄状況
- (3) 備蓄倉庫の所在地
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(訓練)

第5条 協定第10条の規定による応急対策等に関する訓練を実施するに当たっては、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、この実施細目に定める広域応援要請等の演習を盛り込むよう努めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項については、四国4県が協議して別に定める。

附 則

- 1 この実施細目は、平成27年11月25日から施行する。
- 2 平成19年2月5日に締結した「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目」は、これを廃止する。

この実施細目を締結したことを証するため、本書4通を作成し、各県の危機管理を統括する職の者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年11月25日

徳島県危機管理部長 黒石 康夫

香川県危機管理総局長 泉川 雅俊

愛媛県防災安全統括部長 岡田 清隆

高知県危機管理部長 野々村 毅

別紙

応援経費の負担等基準

1 職員の派遣に要する経費の負担等

協定第5条第1項第3号の規定による職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 応援を受けた県が負担する経費の額は、応援を行う県が定める規定により算出した当該職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った県の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた県の負担とする。

ウ 職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務に従事中に生じたものについては応援を受けた県が、応援を受けた県への往復の途中において生じたものについては応援をした県が賠償責任を負う。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた県及び応援をした県が協議して定める。

2 経費の一時繰替え支弁等

(1) 応援をした県は、協定第7条第2項の規定により応援に要する経費を一時繰替え支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた県に請求する。

応援の区分	経費
協定第5条第1項第1号の物資の提供に係るもの	購入費及び輸送料
協定第5条第1項第1号の資機材の提供に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、破損費及び故障が生じた場合の修理費
協定第5条第1項第2号の施設の使用に係るもの	借上料
協定第5条第1項第2号の設備及び機器の使用又は貸与に係るもの	輸送費及び故障が生じた場合の修理費
協定第5条第1項第3号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費

協定第5条第1項第4号の試験検査等の実施に係るもの	実施に要した経費
協定第5条第1項第5号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1) の請求は、応援した県の知事名による請求書により、連絡担当部局を經由して応援を受けた県の知事に請求するものとする。
- (3) (1) 及び (2) により難しいときは、応援を受けた県及び応援をした県が協議して定める。

中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

- 第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。
- 2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

- 第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。
- 2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。
- 3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあつた事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあっては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあっては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(支援に要する経費の負担等)

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の相互交流)

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

- 1 この協定は平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

鳥取県代表者	鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県代表者	島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県代表者	岡山県知事	石	井	正	弘
広島県代表者	広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県代表者	山口県知事	二	井	関	成
徳島県代表者	徳島県知事	飯	泉	嘉	門
香川県代表者	香川県知事	浜	田	恵	造
愛媛県代表者	愛媛県知事	中	村	時	広
高知県代表者	高知県知事	尾	崎	正	直

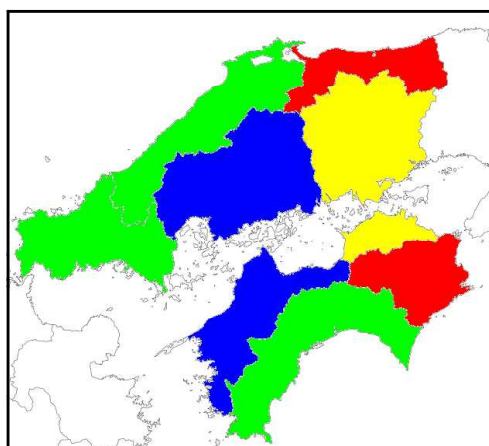
大規模広域的災害に備えた 中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県は、東海・東南海・南海地震などの大規模広域的災害に備え、被災県に対して、効果的な支援活動が行われるよう連携を密にするため、「カウンターパートによる相互支援」並びに「中国・四国各ブロックにおける広域支援本部の設置」について、次のとおり合意する。

第1 カウンターパートによる相互支援

- (1) 中国・四国に甚大な被害を及ぼす大規模広域的災害が発生した場合、被災県の支援ニーズを迅速かつ的確に把握し、速やかに対応するため、予め各県をグループ化し、グループ内の県が被災した際には、直ちに支援を行うカウンターパートによる相互支援体制を整備する。

【カウンターパートの各グループ】



	構成県
グループ1(赤色)	鳥取県、徳島県
グループ2(黄色)	岡山県、香川県
グループ3(青色)	広島県、愛媛県
グループ4(緑色)	島根県、山口県、高知県

- (2) グループ内の各県は、カウンターパートによる支援が円滑に行われるよう、平時から防災担当職員の相互交流に努め、効果的な支援活動の実現に努めるものとする。

第2 中国・四国各ブロックにおける「広域支援本部」の設置

- (1) 被災県の被災状況に応じた、よりの確な被災地支援を行うため、中国地方知事会の会長県及び四国知事会の常任世話人県に「広域支援本部」を設置する。

なお、会長県及び常任世話人県が被災した場合には、その設置県を調整する。

- (2) 「広域支援本部」は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災地支援に係る包括的な調整を実施する。

以上のとおり合意したことを証するため、この基本合意書9通を作成し、各自署名の上、1通を保有する。

平成23年11月21日

鳥取県

鳥取県知事

島根県

島根県知事

岡山県

岡山県知事

広島県

広島県知事

山口県

山口県知事

徳島県

徳島県知事

香川県

香川県知事

愛媛県

愛媛県知事

高知県

高知県知事

1 2 - 3 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び関西広域連合は、近畿圏危機発生時の相互応援について次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）の区域において、次の事態（以下「危機」という。）が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、関西広域連合及び府県が連携して府県間の応援活動を迅速に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急処理事態
- (3) 前2号に定めるもののほか、府県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(調整)

第2条 福井県、三重県、奈良県及び関西広域連合は、被応援府県に対する応援府県の応援活動が速やかに行われるよう協議する。

2 関西広域連合は、前項の協議を踏まえ、関西広域連合構成府県を含めた広域応援について調整を行う。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 資機材の提供
- (4) 避難者及び傷病者の受入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項に掲げる応援を実効あるものとするため、関西広域連合及び府県は、平素から関係機関等と十分な連携を図ることにより、危機発生時の迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努める。

3 具体的な応援内容等については、必要に応じて事象ごとに別途定める。

(被害状況等の連絡)

第4条 府県は、当該府県の区域において相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合は、速やかに関西広域連合に被害状況等を連絡するものとする。

2 関西広域連合は、前項の連絡を受けた場合は、全ての府県の被害状況等を確認し取りまとめ、全ての府県に連絡するものとする。

(応援要請等の手続)

第5条 応援を受けようとする府県は、必要とする応援の内容について、関西広域連合に対し、文書により要請するものとする。ただし、その暇がない場合は、電話又は電子メール等により要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

2 関西広域連合は、前項の要請を受けた場合は、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、被応援府県及び応援府県に対し、文書により通知するものと

する。ただし、その暇がない場合は、電話又は電子メール等により連絡し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- 3 第1項の要請をもって、被応援府県から応援府県に対して応援の要請があったものとみなす。

(応援の実施)

第6条 前条第2項の応援計画の通知を受けた応援府県は、当該応援計画に基づき、被応援府県を応援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として当該応援を受けた被応援府県が負担する。

- 2 被応援府県が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、被応援府県から要請があった場合には、応援府県は当該経費を一時繰替支弁する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、その応援に要した経費については武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第165条の定めるところによる。
- 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援府県が、被応援府県への往復の途中において生じたものについては応援府県が、その損害を賠償するものとする。

(緊急派遣)

第8条 府県の区域において震度6弱以上の地震が観測された場合、又は府県間の通信の途絶等の緊急事態が生じた場合において、甚大な被害が推測される時は、関西広域連合及び府県は、相互に調整の上、当該府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行うものとする。

- 2 前項の情報収集等の結果、特に緊急を要し第5条第1項の要請を待つ暇がないと認められるときは、府県は、同要請を待たずに緊急派遣を受けた府県を応援することができる。
- 3 前項の応援については、第5条第1項の要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第9条 関西広域連合及び応援府県は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換)

第10条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行えるよう、毎年6月末日までに、関西防災・減災プラン、関西広域応援・受援実施要綱、各府県地域防災計画、各府県国民保護計画その他応急活動に必要な参考資料を相互に交換するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、相互に連絡するものとする。

(連絡会議の実施)

第11条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年度、第1条に掲げる事態に関する連絡会議を実施するものとする。

(訓練の実施)

第12条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策に関する訓練を実施するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項は、必要の都度、関西広域連合及び府県が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成24年10月25日から適用する。
- 2 この協定の適用をもって、平成18年4月26日に締結した「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、各団体記名押印の上各1通を保有する。

平成24年10月25日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

12-4 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合及び九州地方知事会（以下「両者」という。）を構成するいずれかの府県（以下「構成府県」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災した連合組織の構成府県だけでは十分な災害対策等の応援ができないときに、相手の連合組織の構成府県の応援を受けることにより、被災府県における災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 「災害等」 次に掲げる事象をいう。

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害

ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態

ハ イ及びロに掲げるもののほか、府県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 「連合組織」 関西広域連合及び九州地方知事会のそれぞれをいう。

(3) 「被災した連合組織」 両者のうち、大規模な災害等により被災した府県の属する連合組織をいう。

(4) 「災害対策等」 災害応急や災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣

(2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供

(3) 資機材の提供

(4) 避難者及び傷病者の受入れ

(5) 船舶等の輸送手段の確保

(6) 医療支援

(7) その他被災府県が要請した措置

(応援の要請)

第4条 被災府県は、当該被災府県単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに自らが属する連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の規定による応援の要請を受けた連合組織は、自らの構成府県だけでは被災府県に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに相手の連合組織に対し応援を要請する。

- 3 前項の規定による応援の要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。
 - (1) 被害の状況
 - (2) 応援を要請する内容
 - (3) 応援を要請する地域及び当該地域までの経路
 - (4) その他応援に当たって留意すべき事項
- 4 被災した連合組織は、第2項の規定による応援の要請を口答で行った場合は、後日、速やかにその旨を相手の連合組織に文書にて提出するものとする。

(応援の実施)

- 第5条** 前条第2項の規定により応援の要請を受けた連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、相手の連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、速やかに自らの構成府県に応援を要請するものとする。
- 2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援の対象とする地域(以下「応援対象地域」という。)を割り当てて行うものとする。
 - 3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県(以下「応援府県」という。)は、当該地域を応援するものとする。
 - 4 応援府県は、応援対象地域のほか、他の応援対象地域を割り当てられた応援府県の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、応援対象地域以外の地域の応援に努めるものとする。
 - 5 前項の規定による応援対象地域以外の地域における応援については、前条第1項及び第2項の規定による応援の要請に基づく第2項の規定による応援対象地域の割り当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

- 第6条** 災害の規模が甚大である等の理由により被災した連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、相手の連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、被災した連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、第4条第1項及び第2項の規定による応援の要請があったものとみなして、自らの構成府県に応援を要請するものとする。
- 2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援対象地域を割り当てて行うものとする。
 - 3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県は、職員を当該地域に派遣して情報収集を行い、必要に応じて当該情報に基づき応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

- 第7条** この協定に基づき府県が行う応援に要した経費は、原則として応援を受けた府県の負担とする。ただし、前条第3項の規定による情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った府県の負担とする。
- 2 応援を受けた府県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を

受けた府県から要請があったときは、応援した府県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の協力)

第8条 両者は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

(事務局)

第9条 両者は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

- 2 事務局は、この協定の定めるところにより、両者間及びそれぞれの連合組織内の協定運用の調整にあたる。
- 3 関西広域連合における事務局は、関西広域連合広域防災局とする。
- 4 九州地方知事会における事務局は、九州・山口9県被災地支援対策本部事務局とする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、両者及びその構成府県が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両者で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年10月31日

関西広域連合
広域連合長

九州地方知事会

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
- 5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

（災害対策本部等の設置）

第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等（以下「対策本部」という。）を設置することができる。

- 2 対策本部の設置及び運営等は、別に定める。

（広域応援の実施）

第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合であっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

（業務の代行）

第6条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和3年11月22日

全国知事会 会長
鳥取県知事 平 井 伸 治

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長
静岡県知事 川 勝 平 太

北海道東北地方知事会 会長
青森県知事 三 村 申 吾

関東地方知事会 会長
山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

中部圏知事会 会長
愛知県知事 大 村 秀 章

近畿ブロック知事会 会長
大阪府知事 吉 村 洋 文

中国地方知事会 会長
山口県知事 村 岡 嗣 政

四国知事会 常任世話人
愛媛県知事 中 村 時 広

九州地方知事会 会長
大分県知事 広 瀬 勝 貞

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(所属ブロック知事会の決定等)

第2条 協定第3条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、次表を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック幹事県の間で協議のうえ、決定する。

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県 長野県 三重県	中部圏知事会
福井県 滋賀県	近畿ブロック知事会
鳥取県 山口県	中国地方知事会
徳島県	四国知事会

- 2 各ブロックの幹事県は、幹事県を定めたとき又は変更したときは、全国知事会に報告するものとする。
- 3 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第3条 協定第7条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第4条 協定第7条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事から、被災県の知事に請求する。

(その他)

第5条 その他、協定及び協定実施細目の実施に関して必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成30年11月9日から適用する。

2 平成24年5月18日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、令和2年12月1日から適用する。

2 平成30年11月9日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、令和3年11月22日から適用する。

2 令和2年12月1日から適用した実施細目は、これを廃止する。

鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、鳥取県及び徳島県（以下「両県」という。）のいずれかの県域において、自然災害はもとより、県民の生命、身体及び財産並びに健康に重大な被害をもたらす又はおそれのある危機事象が発生した場合（以下「危機事象発生時」という。）に、危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）並びに市町村、企業、医療施設、福祉施設及び住民など被災地域全体に対し、応援を実施する県（以下「応援県」という。）の総力を挙げたカウンターパート制による効果的な応援及び危機事象発生県における円滑な受援が行われるとともに全国に先駆けた活動となるよう、平常時からの協力を含め、必要な事項について定める。

(県を挙げた協力体制)

第2条 応援県は、前条の目的を達成するため、応援県の総力を挙げ、県民全体で多面的、集中的に支援するよう努めるものとする。

2 両県は、本協定を円滑に実施するため、両県の市町村における相互応援体制の強化を促進するとともに、企業、医療施設、福祉施設、住民等の協力を得ながら相互応援体制を構築するものとする。

3 両県は、この協定の趣旨を広く県民に周知するものとする。

(応援内容)

第3条 応援に関してはD Xを積極的に活用し、基本的内容については、以下のとおりとする。

- (1) 災害対策本部運営等危機事象への応急対策、復旧・復興、通常行政事務等にかかる人的支援
- (2) 危機事象発生県の行政手続、情報発信に係る代替・代行支援
- (3) 危機事象発生県に関する情報収集及び広域応援調整
- (4) 物資、資機材、緊急時電源等の提供及び物資集積拠点の設置、運営支援
- (5) 県、市町村、企業、医療施設、福祉施設等の業務継続に係る支援
- (6) 一般避難所、福祉避難所の提供及び避難者の受入れ及び受入のための感染症対策の徹底強化
- (7) 応援県内の市町村、企業、医療機関、福祉団体、住民への協力依頼
- (8) 風評被害対策
- (9) 災害ボランティアの活動に対する支援
- (10) その他必要とされる応援

(応援体制)

第4条 応援県は、危機事象発生県からの要請に基づき、県の組織を挙げて危機事象発生県を応援する体制を構築し、前条の応援を迅速に行うものとする。

2 震度6弱以上の地震が観測された場合又は危機事象発生により両県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県からの要請がなくとも、応援県の判断により、現地連絡調整員、医師や保健師、応急危険度判定士等の人的支援、物資や資機材等の提供などを行うものとする。

3 震度7の地震が観測された場合は、危機事象発生県からの要請がなくとも、前項の応援に加え、広域応援調整、避難所運営、物資集配等への人的支援を行うものとする。

(受援体制)

第5条 危機事象発生県は、応援県の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。

(平常時からの協力体制)

第6条 両県は、南海トラフ地震の切迫性を認識した上で危機事象発生時において協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時より次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 防災訓練、国民保護訓練等への相互参加、助言、評価等
- (2) 業務継続に係る支援体制の構築

- (3) 避難者の受入れ並びに被災企業等の業務継続及び風評被害に対する支援の枠組みの構築
- (4) 日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等の災害ボランティア活動が円滑に行われるための、災害ボランティアの育成、活動環境の整備促進及び相互交流の支援
- (5) 職員の相互交流、災害対応業務の標準化等に関する共同研究及び防災・危機管理に関する研修等人材育成の共同実施
- (6) 全国統一の「災害情報共有基盤」の導入に向けた共同研究
- (7) 災害ケースマネジメントなど先駆的な取組みの導入
- (8) 危機事象の予兆等に関する分析情報の共有

(相互応援活動要領)

第7条 両県は、本協定を円滑に実施するため、平常時及び危機事象発生後の時間の経過に応じ、応急対策等に係る人的支援、物資、資機材等の提供等に係る応援・受援計画を定めた「相互応援活動要領」を策定するものとする。

2 前項の「相互応援活動要領」は、新たな危機事象における教訓や訓練による検証等を踏まえ、両県で協議の上、随時見直すこととする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた危機事象発生県の負担とする。ただし、両県の間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

(他の協定との関係)

第9条 両県は、この協定のほか、それぞれの県で自治体、各種団体、民間事業者等と別に締結している危機事象発生時の支援に関する協定等を効果的に活用して、応急対策及び復旧・復興を促進するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、両県で協議して定めるものとする。

(適用等)

第11条 この協定は、令和3年11月15日から適用する。

2 平成28年9月12日に締結した「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」は、これを廃止する。

上記のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、各自署名の上、1通を保有する。

令和3年11月15日

鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

12-7 徳島県及び市町村の災害時相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町村のみでは十分な対策を講じることが出来ない場合に、徳島県（以下「県」という。）及び県内市町村が応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 応急対策等に必要の職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びその他資機材の提供
- (6) 被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- (7) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (8) 遺体の火葬のための施設の提供
- (9) その他被災市町村から特に要請があった事項

(応援要請の手続等)

第3条 応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は、原則として、次の事項を明らかにして、他の市町村に電話等による要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容（人員の派遣については職種・人数、物資・資機材等の搬入については物資等の品目・数量）
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 受援市町村において、前項の規定による個別の要請をするいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明確にして、県に対して応援を要請することができるものとする。この場合、県は速やかに他の市町村と調整を行うものとする。

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町村は、応援の内容を要請した受援市町村及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに連絡する。

2 応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）は、応援状況等について、適宜、県に対して情報を提供するものとする。

(自主応援の実施)

第5条 県及び市町村は、通信の断絶等により被災市町村と連絡が不可能であり、かつ災害の実態に照らし特に緊急を要し被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たず、必要な応援を行うことができるものとする。

この場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

2 前項の規定により市町村が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。

2 受援市町村において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び各市町村の防災担当課長等をあらかじめ連絡責任者として定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(連絡協議会の設置)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、徳島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(県の役割)

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村を応援し、又は必要な調整を行うものとする。

2 県は、災害の規模が激甚などの理由により、被災市町村が十分な災害応急対策活動を行うことができないと判断した場合、県職員を派遣し、市町村災害対策本部の運営等の支援を行うものとする。

3 県は、災害の規模、場所又は受援市町村からの応援要請内容に照らし、必要と認めた場合、速やかに法第74条の2第1項の規定に基づき国に応援を求めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、県又は市町村で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、県及び各市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書25通を作成し、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

美馬市

美馬市長 牧田 久

徳島市

徳島市長 原 秀樹

三好市

三好市長 俵 徹太郎

鳴門市

鳴門市長 泉 理彦

勝浦町

勝浦町長 中田 丑五郎

小松島市

小松島市長 濱田 保徳

上勝町

上勝町長 笠松 和市

阿南市

阿南市長 岩浅 嘉仁

佐那河内村

佐那河内村長 原 仁志

吉野川市

吉野川市長 川真田 哲哉

石井町

石井町長 河野 俊明

阿波市

阿波市長 野崎 國勝

神山町

神山町長 後藤 正和

那 賀 町
那賀町長 坂口 博文

板 野 町
板野町長 玉井 孝治

牟 岐 町
牟岐町長 福井 雅彦

上 板 町
上板町長 納田 伸春

美 波 町
美波町長 影治 信良

つるぎ町
つるぎ町長 兼西 茂

海 陽 町
海陽町長 五軒家 憲次

東みよし町
東みよし町長 川原 義朗

松 茂 町
松茂町長 広瀬 憲発

北 島 町
北島町長 古川 保博

藍 住 町
藍住町長 石川 智能

四国4県における工業用水道被災時の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の各工業用水道事業者（以下「協定事業者」という。）が管理する工業用水道が地震等の大規模な災害により被災し、当該被災をした協定事業者（以下「被災事業者」という。）独自では緊急の復旧措置が実施できない場合において、当該被災事業者からの要請により他の協定事業者が行う応援活動を迅速かつ円滑に実施するため必要な事項を定めるものとする。

(応援体制の整備)

第2条 協定事業者は、他の協定事業者の給水区域及びその周辺において地震等の大規模な災害が発生した場合は、応援の要請に備え、応援活動の実施のために必要な体制を執るものとする。

(応援の要請等)

第3条 被災事業者は、応援を受けようとするときは、別に定めるところにより他の協定事業者に応援に関する調整を依頼するものとする。

2 前項の規定による調整の依頼を受けた協定事業者は、他の協定事業者と調整し、応援を行う協定事業者（以下「応援事業者」という。）及び応援事業者のうちで主となるもの（以下「応援主管事業者」という。）を決定するものとする。この場合において、応援主管事業者は、当該調整の結果を応援事業者及び被災事業者に連絡するものとする。

3 被災事業者は、前項の規定による連絡を受けた場合は、応援主管事業者に対し、別に定めるところにより応援を要請するものとする。

4 前項の規定による応援の要請を受けた応援主管事業者は、速やかに他の応援事業者と協力して被災事業者に対する応援活動を実施するものとする。

(応援活動の内容)

第4条 応援活動の内容は、緊急の復旧措置に必要な次に掲げる事項とする。

- (1) 物資及び資機材の提供
- (2) 職員の派遣
- (3) その能特に被災事業者から要請のあった事項

(物資等の携行)

第5条 応援事業者は、被災事業者に職員を派遣する場合は、別に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。

(情報の交換)

第6条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を、別に定めるところによりあらかじめ相互に交換するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援活動に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。

- 2 応援事業者の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の途中において生じたものについては応援事業者が賠償の責に任ずるものとする。
- 3 被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該被災事業者から要請があった場合には、応援事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。
- 4 応援事業者の職員の派遣に要する経費については、応援事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内で定めるものとする。

(公務災害補償に関する請求手続)

第8条 応援事業者が派遣した職員が応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかがり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続は、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び市実関係を明らかにした報告書に基づいて、応援事業者が行うものとする。

- 2 応援事業者は、前項に規定する請求手続を行った場合は、その結果について、被災事業者に報告するものとする。

(関係機関等との連携)

第9条 この協定に基づく応援を実効あるものとするため、協定事業者は、平素から相互間並びに国、社団法人日本工業用水協会及びその他関係機関との間で十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ円滑な対応に万全を期するよう努めるものとする。

(訓練)

第10条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成22年2月24日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書4通を作成し、各事業者記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年2月24日

徳島県公営企業管理者
企 業 局 長

真 木 和 茂

香川県知事

真 鍋 武 紀

愛媛県公営企業管理者

三 好 大三郎

高知県公営企業管理者
公 営 企 業 局 長

長 瀬 順

12-9

鳥取県と徳島県との工業用水道被災時の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、鳥取県企業局及び徳島県企業局（以下「協定事業者」という。）が管理する工業用水道において、一方の施設が地震等の大規模な災害により被災した場合に、当該被災をした協定事業者（以下「被災事業者」という。）の復旧活動を効果的に実施するために行う応援活動について必要な事項を定めるものとする。

(応援体制の整備)

第2条 協定事業者は、一方の協定事業者の給水区域及びその周辺において地震等の大規模な災害が発生した場合は、応援の要請に備え、応援活動の実施のために必要な体制を執るものとする。

(応援の要請等)

第3条 被災事業者は、応援を受けようとするときは、別に定めるところにより一方の協定事業者に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援の要請を受けた協定事業者（以下「応援事業者」という。）は、速やかに被災事業者に対する応援活動を実施するものとする。

(応援活動の内容)

第4条 応援活動の内容は、緊急の復旧措置に必要な次に掲げる事項とする。

- (1) 物資及び資機材の提供
- (2) 職員の派遣
- (3) その他特に被災事業者から要請のあった事項

(物資等の携行)

第5条 応援事業者は、被災事業者に職員を派遣する場合は、別に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。

(情報の交換)

第6条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を、別に定めるところによりあらかじめ相互に交換するものとする。

(経費の負担等)

第7条 応援活動に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。

- 2 被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災事業者から要請があった場合には、応援事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。
- 3 応援事業者の職員の派遣に要する経費については、応援事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内で定めるものとする。

4 応援事業者の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の途中において生じたものについては応援事業者が賠償の責に任ずるものとする。

(公務災害補償に関する請求手続)

第8条 応援事業者が派遣した職員が応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は傷害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続は、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書に基づいて、応援事業者が行うものとする。

2 応援事業者は、前項に規定する請求手続を行った場合は、その結果を被災事業者に報告するものとする。

(関係機関等との連携)

第9条 この協定に基づく応援を実効あるものとするため、協定事業者は、平素から相互間並びに国、社団法人日本工業用水協会及びその他関係機関との間で十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ円滑な対応に万全を期するよう努めるものとする。

(訓練)

第10条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

(技術研修の相互協力)

第11条 協定事業者は、この協定に基づく技術的な応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、平素から職員の技術研修について相互協力を行うよう努めるものとする。

(技術資料の相互保管)

第12条 協定事業者は、被災時における技術資料の紛失、焼失、流失等に備え、技術資料の相互保管を行うものとする。

(他の協定との関係)

第13条 この協定は、協定事業者が既に締結している他の協定を妨げるものではない。

(その他)

第14条 この協定の実施に際し必要な細則事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第15条 この協定は、平成24年11月1日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年11月 1日

鳥 取 県 知 事

平 井 伸 治

徳島県公営企業管理者
企 業 局 長

海 野 修 司

徳島県広域消防相互応援協定書

徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよし広域連合連合長と那賀町長(以下それぞれ「管理者」という。)とは、消防組織法(昭和22年法律第226号以下「法」という。)第39条の規定に基づき、広域消防相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、徳島県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「消防機関」という。)相互の消防広域応援体制を確立し、もって大規模又は特殊な災害に対処することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、徳島県下の消防機関が管轄する地域(以下「協定区域」という。)とする。

(地域区分)

第3条 協定区域を次のブロックに区分する。

(1) 第1ブロック

小松島市消防本部、阿南市消防本部、海部消防組合消防本部、那賀町消防本部

(2) 第2ブロック

徳島市消防局、鳴門市消防本部、板野東部消防組合消防本部、板野西部消防組合消防本部、名西消防組合消防本部

(3) 第3ブロック

美馬西部消防組合消防本部、徳島中央広域連合消防本部、美馬市消防本部、みよし広域連合消防本部

(災 害 等)

第4条 この協定において「災害等」とは、次の各号に定めるもので消防の相互応援を必要とするものをいう。

(1) 大規模火災、爆発その他の特殊な災害であって、次に掲げるもの。

ア 林野、ビル、危険物施設及び高圧ガス施設等で発生した大規模又は特殊な火災

イ 航空機又は列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事案

ウ 地震、風水害その他大規模な自然災害

エ 毒性物質、核物質、生物剤及び化学剤に起因する災害

オ 上記のほか特に社会的影響が大きいと考えられる災害

(2) 協定区域内において消防機関相互の境界付近で発生した火災又は救急・救助事案等

(3) 管轄外の区域において、遭遇した火災又は救急・救助事案等
(応 援)

第5条 協定区域内において災害等が発生した場合、被災地を管轄する消防本部（以下「被災地消防本部」という。）の管理者又はその委任を受けた消防長（以下「管理者等」という。）は他の消防本部の管理者等に応援消防隊、救助隊又は救急隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

2 応援要請を受けた消防本部の管理者等は、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、要請に基づき必要な応援を迅速に行わなければならない。

3 応援を行う消防本部（以下「応援消防本部」という。）の管理者等が、災害等を覚知し、第1項に定める要請がない場合であっても、緊急のため応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。

(応援の種別)

第6条 応援の種別は、次の各号に掲げるものとする。

(1) ブロック内広域応援

被災地消防本部が属するブロック内の消防本部が行う応援

(2) 県内広域応援

県内全域の協定消防本部で行う応援

(3) その他の広域応援

第4条第2項及び第3項に定めるものに対する応援、又は特殊な消防力を必要とする応援

(応援要請の方法)

第7条 被災地消防本部の管理者等は、応援消防本部の管理者等に対し次の事項を明らかにして、応援を要請しなければならない。

(1) 災害等の種別、概要

(2) 災害等の発生日時、場所

(3) 応援消防力

(4) 応援隊の受入れ場所

(5) その他必要な事項

2 被災地消防本部の管理者等は、応援要請後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を応援消防本部の管理者等に提出しなければならない。

3 被災地消防本部の管理者等は、第7条第1項各号と応援内容を徳島県消防保安課に通報するものとする。

(応援派遣の方法)

第8条 応援消防本部の管理者等は、被災地消防本部の管理者等に対し次の事項を明らかにして、応援隊を派遣しなければならない。

- (1) 応援隊の出発時刻
- (2) 応援隊の到着（予定）時刻
- (3) 応援隊の隊長名
- (4) 応援隊の消防力
- (5) その他必要な事項

2 応援消防本部の管理者等は、応援隊派遣後、速やかに前項各号を明記した文書を被災地消防本部の管理者等に提出しなければならない。

(経費の負担)

第9条 この協定を実施するために要した経費は、次により負担するものとする。

- (1) 人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償費は、応援隊を派遣した管理者等の負担とする。
- (2) 前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、応援を要請した管理者等の負担とする。
- (3) その他多額の経費を要する場合は、その都度関係管理者等が協議の上、定める。

(改 廃 等)

第10条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。

(運 用)

第11条 この協定に定めるもののほか、応援の範囲及び応援消防力等必要な事項については、徳島県消防長会において協議の上、別途定める。

(施 行 日)

第12条 この協定は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日協定）

この協定は、昭和55年4月1日から施行する。

昭和51年3月31日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定及び当該協定に係る運用細目協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（昭和59年12月18日協定）

この協定は、昭和60年1月1日から施行する。

昭和55年3月31日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施

行と同時に廃止する。

附 則（平成6年2月21日協定）

この協定は、平成6年2月28日から施行する。

昭和59年12月18日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成9年3月31日協定）

この協定は、平成9年4月1日から施行する。

平成6年2月21日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成14年4月30日協定）

この協定は、平成14年5月1日から施行する。

平成9年3月31日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成19年3月31日協定）

この協定は、平成19年4月1日から施行する。

平成14年4月30日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成26年4月1日協定）

この協定は、平成26年4月1日から施行する。

平成19年3月31日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよ

し広域連合連合長とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成27年12月1日協定）

この協定は、平成27年12月1日から施行する。

平成26年4月1日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよし広域連合連合長と那賀町長とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

この協定の締結を証するため、本書13通を作成し、管理者が記名押印の上、各自1通を保有する。

徳 島 市 長

原 秀 樹

鳴 門 市 長

泉 理 彦

小 松 島 市 長

濱 田 保 徳

阿 南 市 長

岩 浅 嘉 仁

みよし広域連合連合長

川 原 義 朗

美馬西部消防組合管理者 兼 西 茂

徳島中央広域連合連合長 川 真 田 哲 哉

美 馬 市 長 牧 田 久

板野東部消防組合管理者 石 川 智 能

板野西部消防組合管理者 玉 井 孝 治

名西消防組合管理者 石井町長 小 林 智 仁

海部消防組合管理者 影 治 信 良

那 賀 町 長 坂 口 博 文

12-11 消防・防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県において、消防・防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(連絡及び調整)

第2条 各県は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールの調整に努める。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、各県が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務のため出動できない場合で、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる場合を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた県は、所掌事務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第5条 応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、各県の保有するヘリの出動にあつては、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等と応援を受けた市町村等による応援活動があつたものとみなす。

(応援要請の手続き)

第6条 応援要請に係る手続きは、電話又はファクシミリにより次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量等
- (7) その他必要な事項

2 応援要請の連絡先は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目に定める各県の「連絡・要請窓口の名称」とする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長は要請側に連絡のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものである。

ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があつたときは、そのときからこの協定による応援は終了するものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のため出動したヘリの指揮)

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と綿密な連絡を取るものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、ヘリの燃料費(応援先において給油する場合を除く。)及び消耗品等の経常経費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) ヘリの損傷に対する諸経費

(3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前各項に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(情報交換)

第11条 各県は、相互に臨時離着陸場等に関する情報交換等を行い、応援出動が円滑に行うことができるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12号 この協定に関して質疑又は定めのない事項が発生したときは、各県が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成12年3月27日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、各県の知事が記名押印して、それぞれ1通保有する。

附 則 (平成15年5月20日)

第10条第1項の「応援」の範囲について、各県の同意を得て統一した。

消防・防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定第10条第1項の「応援」とは、ヘリコプターが出発したときに始まり、定置場に帰着したとき若しくは他の活動に切り替えたときに終わると考えるべきであるので、要請県以外で給油した場合も要請側の負担とする。

平成12年3月27日

徳島県知事 圓 藤 寿 穂

香川県知事 真 鍋 武 紀

愛媛県知事 加 戸 守 行

高知県知事 橋 本 大二郎

和歌山県と徳島県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等 における相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、和歌山県（以下「甲」という。）と徳島県（以下「乙」という。）の相互間における、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(耐空検査等の調整)

第2条 甲と乙は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整するよう努めるものとする。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、甲又は乙がそれぞれ保有するヘリのいずれか一方が耐空検査、整備、その他の事象等により運航不能の場合、又は他の用務のため出動できない場合、若しくは保有するヘリのみでは出動事案に対応できない場合に、ヘリの出動を必要とした県（以下「要請側」という。）が行うものとする。ただし、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる場合を除く。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた県（以下「応援側」という。）は、所掌業務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援要請の手続き)

第5条 応援要請の手続きは、電話又はファクシミリにより、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の所属・職・氏名及び現場との連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリの離着陸場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

(応援の中断)

第6条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側は要請側と協議のうえ応援活動を中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第7条 この協定に基づく応援活動は、応援要請を受けてヘリが基地を出発したときから始まり、基地に帰着したときに終了するものとする。ただし、ヘリが基地以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援活動は始まるものとする。

2 前条の規定により応援活動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援活動は終了するものとする。

(出動したヘリの連携)

第8条 応援のため出動したヘリは、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めるときは、その旨を要請側の消防機関に通告するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に要する派遣隊員の給与、手当及び旅費並びにヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の経常経費は応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補償費
- (2) 出動したヘリの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 第1項から第3項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、域内の臨時離着陸場等について情報交換等を行い、応援活動が円滑に行うことができるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年9月1日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1 2 - 1 3 徳島県市町村消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、徳島県内において災害が発生した場合に、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定の区域)

第2条 この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、他の市町村等の応援を必要とするものとする。

(他の応援協定との関係)

第4条 この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の市町村等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- (2) 要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合

2 前項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 必要とする車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

3 要請市町村等の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を、応援要請をした市町村等の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、特別の理由がない限り、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、応援を行うものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請市

町村等の長に通報するものとする。

- 3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(応援の特例)

第7条 応援要請がない場合であっても、次のいずれかに該当するときは、市町村等の長は応援隊を派遣して応援することができる。

- (1) 市町村等が、当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部において発生した災害で、その状況から判断して緊急に応援の必要があると認めた場合
- (2) 通信網の途絶等によって、災害が発生した市町村等との連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めた場合

- 2 前項に規定する応援は、第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

また、応援市町村等の長は、できる限り速やかに災害が発生した市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の指導)

第8条 応援隊の指揮は、要請市町村等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の場合において連絡が復旧するまでの間は、応援隊の長は、災害が発生した市町村等の長の指示を待たず応援隊を指揮し、活動することができる。

(報告)

第9条 応援市町村等の長は、応援活動の結果を速やかに要請市町村等の長に報告するものとする。

- 2 要請市町村等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

(連絡会議)

第10条 この協定に係る事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、市町村等間における連絡会議を開催するものとする。

(経費負担)

第11条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

- (1) 人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償は、原則として応援市町村等の負担とする。
- (2) 前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、原則として要請市町村等の負担とする。
- (3) その他多額の経費を要する場合は、その都度関係市町村等の長が協議の上、定める。

(疑義の協議)

第12条 この協定について疑義を生じたときは、市町村等の長が協議の上、定めるものと

する。

(実施細目)

第13条 この協定の実施について必要な事項は、市町村等の長が協議の上、別に定めることができるものとする。

(改廃)

第14条 この協定の改廃は、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

(適用)

第15条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書53通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成10年4月1日

徳島市長	小池正勝
鳴門市市長	山本幸男
小松島市長	西川政善
阿南市長	野村靖
勝浦町長	川口幸一
上勝町長	山田良男
佐那河内村長	楠崇宏
石井町長	坂東忠之
神山町長	高橋宏輔
那賀川町長	小泉隆一
羽ノ浦町長	生野善章
鷺敷町長	助岡克則

相	生	町	長	久	龍	直	通
上	那	賀	町	和	田	淳	二
木	沢	村	長	中	東	利	延
木	頭	村	長	藤	田		恵
由	岐	町	長	松	村	靜	夫
日	和	佐	町	近	藤	和	義
牟	岐	町	長	皆	谷	又	男
海	南	町	長	五	軒	家	憲
海	部	町	長	三	浦		治
宍	喰	町	長	多	田	保	政
板	野	町	長	犬	伏	正	昭
上	板	町	長	吉	岡	義	人
吉	野	町	長	竹	重	敦	美
土	成	町	長	板	東		正
市	場	町	長	水	田	文	夫
阿	波	町	長	安	友		清
鴨	島	町	長	戸	田		稔
川	島	町	長	内	田		昇
山	川	町	長	山	内	正	晴
美	郷	村	長	伊	井		昇
脇		町	長	佐	藤		淨

一 宇 村 長	立 道 里 見
穴 吹 町 長	佐 藤 宏 史
木 屋 平 村 長	西 正 二
三 野 町 長	竹 重 義 博
三 好 町 長	真 鍋 晃
池 田 町 長	丸 岡 敬 幸
山 城 町 長	西 徹
井 川 町 長	中 瀧 清 文
三 加 茂 町 長	檜 一
東 祖 谷 山 村 長	出 口 操
西 祖 谷 山 村 長	尾 茂 光 男
阿 南 消防組合管理者	野 村 靖
名 西 消防組合管理者	坂 東 忠 之
海 部 消防組合管理者	近 藤 和 義
板野東部消防組合管理者	堀 江 長 男
板野西部消防組合管理者	犬 伏 正 昭
阿 北 消防組合管理者	戸 田 稔
美馬東部消防組合管理者	佐 藤 淨
美馬西部消防組合管理者	藤 田 利 胤
三好郡行政組合管理者	丸 岡 敬 幸

12-14 災害救助犬の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と日本レスキュー協会会長 打間 奈津子（以下「乙」という。）とは、災害時における「災害救助犬の出動」に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県内において災害が発生し、甲の要請により乙が甲に協力して実施する災害救助犬による被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）に関して必要な事項を定める。

（出動の要請）

第2条 甲は、捜索活動のため必要があると認める場合は、乙に対し、災害救助犬の出動を要請するものとする。

2 乙は、前項の出動要請を受けたときは、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。この場合において、災害救助犬の頭数は、災害の種別、規模等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（現場指揮）

第3条 乙は、甲の指名する現場指揮責任者の指揮の下に捜索活動を行うものとする。

（業務の終了）

第4条 この協定による業務の終了は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 甲が捜索活動の終息を告げたとき。
- (2) 乙の都合により捜索活動の続行が不可能となったとき。

（訓練）

第5条 甲及び乙は、定期又は随時に合同して訓練を行うものとする。

（費用負担）

第6条 第2条第2項に基づく出動に要する費用は、乙の負担とする。

（損害補償）

第7条 この協定の実施に伴って生じる損害補償の負担区分については、次に定めるところによるものとする。

(1) 甲が負担するもの

乙の会員が、捜索活動中に死亡若しくは負傷し、又は捜索活動に起因した疾病により死亡若しくは障害の状態となった場合の扶助金

なお、扶助金の内容については、災害救助法に基づく政令及び規則を準用する。

(2) 乙が負担するもの

ア 乙の会員が出動時の往復途上における交通事故により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害補償

イ 災害救助犬が出動時の往復途上又は捜索作業中に与えた第三者に対する損害補償

ウ 災害救助犬の負傷等の損害補償

(実施細目)

第8条 この協定の実施に必要な具体的な事項については、別に定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成9年8月25日

甲 徳島県

徳島県知事 圓藤寿穂

乙 大阪市淀川区西中島7-9-2

日本レスキュー協会会長 打間奈津子

中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画

平成25年12月27日

「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」は全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会（以下「全文協」という。）中国四国ブロック課長部会において、申し合わせたものである。

1 計画の目的

この計画は、中国・四国地方において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下、「災害等」という。）において、中国・四国地方の9県による「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」（平成24年3月1日締結・以下、「災害支援協定」という。）に沿って、主として文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定する文化財やその保管施設等を、迅速かつ的確に保護することを目的とする。

2 基本的な事項

(1) 計画の適用

この計画は、全文協の中国四国ブロックを構成する鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、岡山市、広島市（以下、「中四11県市」という。）において適用する。

(2) 計画の運用

この計画は、中四11県市が定める地域防災計画や災害対応マニュアルとの整合を図りながら運用しなければならない。

(3) 支援の体制

災害等発生後、より円滑かつ迅速な支援を実施するために、中国・四国地方の9県による災害支援協定で定めるカウンターパート制に従い、災害等を受けた県市（以下、「被災県市」という。）に対する支援を行う県市（以下、「支援県市」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおり4グループに分け、それぞれ同表の右欄に掲げる県市で構成する。

ただし、カウンターパート制で支援が不足する場合は、他のグループを構成する県市に支援を要請することができる。

グループ1	鳥取県	徳島県	
グループ2	岡山県	岡山市	香川県
グループ3	広島県	広島市	愛媛県
グループ4	島根県	山口県	高知県

3 保護とその対象物件

この計画における保護とは、被災した文化財やその保管施設（以下、「被災文化財等」という。）に対して、当面必要な救出や応急処置（以下、「レスキュー活動」という。）を講じることを原則とするが、被災県市が特に必要とする場合には、美術品・博物館資料・図書館資料・公文書等（以下、文化財を含めて「文化財等」という。）とその保管施設も含めることができる。

(1) 「文化財等」とは、次に掲げるものとする。

ア 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に定める文化財

イ 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成 23 年法律第 17 号）に定める美術品

ウ 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）に定める博物館資料

エ 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）に定める図書館資料

オ 公文書館法（昭和 62 年法律第 115 号）に定める公文書等

(2) この計画における「文化財等の保管施設」とは、次に掲げる施設とする。

ア 地方公共団体が所有する文化財等の保管施設

イ 地方公共団体以外の者が所有する文化財等の保管施設

4 相互支援の原則

(1) 支援の要請

支援の要請は、被災県市が防災部局と連携し、必要な事項を明らかにして支援県市に行う。

(2) 支援の内容

被災県市に対する支援の内容は、次のとおりとする。

ア 被災文化財等のレスキュー活動に要する資機材の供給

イ 被災文化財等のレスキュー活動を行う専門職員等の派遣

ウ 被災文化財等を一時的に保管するための施設の提供

エ 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(3) 経費の負担

支援に要する経費は、原則として支援を受けた被災県市の負担とする。

なお、支援に要する経費の公費負担については、被災県市があらかじめその適否を判断したうえで支援の要請を行う。

5 災害等発生後の活動

(1) 情報収集

被災県市と支援県市は、次に掲げる情報を収集する。

ア レスキュー活動に当たる職員の安全確保に係る災害等に関する情報

イ 適切かつ効率的なレスキュー活動に係る文化財等の被害状況に関する情報

(2) レスキュー活動

被災県市と支援県市は、次に掲げるレスキュー活動を実施する。

ア 被災文化財等のうち動産的な物件の被災したままの状態からの救出

イ 文化財等の種類や材質等又は災害の種類に応じた適切な応急処置

ウ 被災県市が被災した文化財等の一時的な保管場所を必要とするときは、支援県市の利用可能な施設を提供

(3) その他

被災県市が災害等の被害から文化財等の復旧・復興（以下、「復旧等」という。）をしようとするとき、その計画の立案から復旧等の取組に対して、支援県市は、被災県市の要請に応じて、必要な物的又は人的な支援をする。

6 平常時の活動

(1) 相互支援に役立つ情報の整備と共有

中四 11 県市は、この計画に基づく相互支援が円滑かつ迅速に行われるよう、次に掲げる情報を整備し、その共有を図る。

ア 中四 11 県市で共有する情報

(ア) 災害等発生時の連絡先

(イ) 国及び中四 11 県市が指定、選定及び登録（以下、「指定等」という。）している文化財

(ウ) 中四 11 県市が所有する文化財等の保管施設

イ カウンターパートとの間で共有する情報

(ア) 文化財等のレスキュー活動に必要な資機材

(イ) 中四 11 県市以外の地方公共団体が指定等している文化財

(ウ) 中四 11 県市以外の地方公共団体が所有する文化財等の保管施設

(2) 文化財等の保管状況の点検と予防対策の推進

中四 11 県市は、文化財等とその保管状況を定期的に点検するとともに、文化財等の所有者その他の関係者に対して、発生が予測される災害等に応じた予防対策を推進するよう指導及び助言をする。

(3) 想定される災害等に応じた訓練の実施

中四 11 県市は、文化財等の所有者その他の関係者に対して、発生が予測される災害等に応じた効果的な訓練を実践するよう指導及び助言するほか、必要に応じて、カウンターパートとの合同の訓練を実施する。

(4) 人的ネットワークの構築

中四 11 県市は、各県市が設置する文化財保護審議会のほか、文化財等に関わる専門家や団体等と連携して、官民が一体となって文化財等を保護できる人的ネットワークの構築に努める。

7 計画の改正等

(1) この計画を改めようとするときは、全文協中国四国ブロックの会議（課長部会）において改正する。

(2) この計画の実施に関し必要な事項は、全文協中国四国ブロックの会議（文化財部会）で定める。

8 その他

中四 11 県市は、必要がある場合、この計画の趣旨を尊重しつつ更に有効な計画を作成し、各県市の計画として運用することができる。

災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）並びに徳島県知事（徳島小松島港及び橘港及び浅川港港湾管理者）、香川県知事（高松港及び津田港及び三本松港及び丸亀港及び詫間港及び観音寺港及び土庄港及び内海港及び宮浦港港湾管理者）、坂出市長（坂出港港湾管理者）、愛媛県知事（松山港及び東予港及び三島川之江港及び宇和島港及び中島港及び三崎港港湾管理者）、今治市長（今治港港湾管理者）、新居浜港務局委員会委員長（新居浜港港湾管理者）、八幡浜市長（八幡浜港港湾管理者）、高知県知事（高知港及び須崎港及び宿毛湾港及び奈半利港及び甲浦港及び室津港及び久礼港港湾管理者）、（以下「乙」という。）と民間協力者（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合における応急対策業務に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（民間協力者）

第2条 本協定における民間協力者は一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部長、四国港湾空港建設協会連合会会長、一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部長、全国浚渫業協会関西支部長、一般社団法人日本潜水協会会長、一般社団法人海洋調査協会会長及び一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長を指す。

（定義）

第3条 本協定において、

- (1) 「災害」とは、地震・津波・台風その他の異常な自然現象による被害をいう。
- (2) 「大規模災害」とは、複数の港湾管理者が管理する港湾にわたる災害をいう。
- (3) 「応急対策業務」とは、施設の応急復旧や障害物の撤去その他の緊急的な応急対策に関する活動をいう。
- (4) 「港湾施設等」とは、港湾法第二条第五項の港湾施設、同法第二条第八項の開発保全航路及び同法第五十五条の三の四で規定する緊急確保航路をいう。
- (5) 「事務所長」とは、四国地方整備局の港湾空港関係事務所の長をいう。
- (6) 「地方機関の長」とは、乙の所掌する地方機関の長をいう。
- (7) 「資機材等情報」とは、使用可能な資機材等の数量・配置等の情報をいう。
- (8) 「テックフォース活動」とは、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関して、被災地方公共団体に対する国の技術的な支援活動をいう。
「テックフォース隊」とは、災害支援活動を行うために国の職員から構成された組織をいう。

(応急対策業務の範囲)

第4条 応急対策業務の範囲は、第3条に規定する港湾施設等における災害発生箇所及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とする。

(応急対策業務の内容等)

第5条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は被災状況に応じて、丙の会員を特定し、出動要請を行うものとする。

2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に丙に対して資機材等情報の報告を求めるものとし、丙は求めに応じて速やかに資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。

ただし、四国地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は自発的に、資機材等情報の収集を開始するものとする。

3 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は丙の会員へ出動要請を行った際、その状況を甲乙相互に情報共有するものとする。

4 丙の会員は、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長から出動要請があった場合、可能な限り速やかに港湾施設等の被災状況を調査するとともに、出動要請者の指示により、緊急的な応急対策を実施するものとする。

なお、四国地方整備局がテックフォース活動を開始し、甲より出動要請があった場合、丙の会員は同活動を迅速かつ円滑に実施するため、テックフォース隊とともに被災地へ向かい同活動の支援を行うものとする。

5 丙は、本協定に基づく応急対策業務が長期に亘り、甲の出動要請があった場合、四国地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。

6 甲及び乙と丙は、緊急時の連絡体制を整えるものとする。加えて、丙は会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。

7 丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員の有する人員及び資機材等の資機材数等情報について毎年4月末までに甲及び乙に連絡するものとする。

8 丙の会員は、応急対策業務を迅速に実施できるよう、人員及び資機材の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

9 乙が丙と前2項と同様の報告を求める協定を締結している場合は、同項における連絡先は、乙を除く。

(契約の締結)

第6条 甲又は事務所長及び乙又は地方機関の長は、丙の会員に出動要請したときは、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

2 甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長は、丙の複数の会員と請負契約等を締結したときは、請負契約等を締結した会員との合意に基づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する応急対策業務の取りまとめを行わせる者を指名することができるものとする。

3 前項に基づき指名された者は、会員間での連絡体制を定め、甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長に報告するものとする。

(大規模災害時等の場合)

第7条 大規模災害が発生した場合は、第5条にかかわらず、乙が行う丙の会員への出動要請に対して、甲は秩序ある応急対策業務のため必要な調整を行うことができるものとする。

(訓練の実施)

第8条 本協定の締結者は、相互協力体制の充実・強化を図るために、出動要請に関する情報伝達等の訓練を少なくとも年1回実施するものとする。

(本協定の適用範囲)

第9条 本協定は、甲又は乙と丙が締結する同じ目的の協定締結を妨げるものではないが、大規模災害が発生した場合においては、本協定を優先するものとし、甲が第7条に基づき必要な調整を行うことができるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の期間は、協定締結日より平成28年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第11条 応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員及び資機材等に損害が生じた場合、丙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲若しくは事務所長の要請に係るものについては甲若しくは事務所長に、乙若しくは地方機関の長の要請に係るものについては乙若しくは地方機関の長に報告し、その負担について甲若しくは事務所長に係るものについては甲若しくは事務所長と、乙若しくは地方機関の長に係るものについては乙若しくは地方機関の長と協議して決定するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書16通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成 27 年 11 月 5 日

甲 国土交通省四国地方整備局次長 菅沼 史典

乙 徳島小松島港・橘港・浅川港 港湾管理者
徳島県知事 飯泉 嘉門

高松港・津田港・三本松港・丸亀港・詫間港
・観音寺港・土庄港・内海港・宮浦港 港湾管理者
香川県知事 浜田 恵造

坂出港 港湾管理者
坂出市長 綾 宏

松山港・東予港・三島川之江港・宇和島港
・中島港・三崎港 港湾管理者
愛媛県知事 中村 時広

今治港 港湾管理者
今治市長 菅 良二

新居浜港 港湾管理者
新居浜港務局委員会委員長 近藤 清孝

八幡浜港 港湾管理者

八幡浜市長 大城 一郎

高知港・須崎港・宿毛湾港・奈半利港
・甲浦港・室津港・久礼港 港湾管理者

高知県知事 尾崎 正直

丙 1 一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部長 吉塚 宏

丙 2 四国港湾空港建設協会連合会会長 塚本 雅志

丙 3 一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部長 平野 正員

丙 4 全国浚渫業協会関西支部長 寄神 正文

丙 5 一般社団法人日本潜水協会会長 鉄 芳松

丙 6 一般社団法人海洋調査協会会長 川嶋 康宏

丙 7 一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長 大村 哲夫

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び中国地方知事会（以下「乙」という。）を構成するいずれかの府県市（以下「構成府県市」という。）において、大規模な災害等が発生し、甲又は乙が締結している連合組織内の協定等に基づく応援のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、被災した構成府県市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 災害等 次に掲げる事象をいう。

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害

ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等及び同法第25条第1項に規定する緊急処理事態

ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成府県市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 連合組織 甲又は乙のそれぞれをいう。

(3) 被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成府県市の属する連合組織をいう。

(4) 災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋、その他特に要請のあった事項とする。

(応援の要請)

第4条 被災連合組織の長は、自らの連合組織のみでは被災した構成府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織の長に対し、応援の要請を行うものとする。

2 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

(1) 被害の状況

(2) 要請する応援の内容

(3) 応援を要請する構成府県市及び当該構成府県市が指示する場所までの経路

(4) その他留意すべき事項

- 3 被災連合組織は、第1項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

(応援の実施)

- 第5条 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。
- 2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成府県市に対し、被災連合組織の構成府県市のうち応援の対象とする構成府県市（以下「対象府県市」という。）を割り当てて行うものとする。
 - 3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた構成府県市（以下「応援府県市」という。）は、当該対象府県市を応援するものとする。
 - 4 応援府県市は、対象府県市のほか、他の対象府県市を割り当てられた応援府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援府県市が応援する対象府県市についても応援するよう努めるものとする。
 - 5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による対象府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

- 第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、必要に応じて甲又は乙に職員を派遣して、情報収集を行い、その情報に基づいて、被災連合組織を応援するものとする。
- 2 前項の規定による応援は、第4条第2項の要請があったものとみなして行うものとする。
 - 3 第1項の規定による応援は、連合組織が派遣した職員の情報に基づいて、自らの構成府県市に対象府県市を割り当てて行うものとする。
 - 4 前項の規定により対象府県市を割り当てられた応援府県市は、必要に応じて職員を当該対象府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

(応援経費の負担)

- 第7条 この協定に基づく応援に要した経費は、原則として支援を受けた府県市が負担するものとする。ただし、被災県と応援を行った構成府県市との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。
- 2 前項に関わらず前条の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援府県市が負担するものとする。
 - 3 第1項の対象府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象府県市から要請があったときは、応援府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

(平常時の協力)

第8条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、甲及び乙並びにその構成府県市が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年6月5日

関 西 広 域 連 合
広域連合長 井 戸 敏 三

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 嗣 政

関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び四国知事会（以下「乙」という。）を構成するいずれかの府県市（以下「構成府県市」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災連合組織の構成府県市のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、他方の連合組織の構成府県市の応援を受けることにより、被災した構成府県市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 災害等 次に掲げる事象をいう。
 - イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
 - ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等及び同法第25条第1項に規定する緊急対処事態
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成府県市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態
- (2) 連合組織 甲又は乙のそれぞれをいう。
- (3) 被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成府県市の属する連合組織をいう。
- (4) 災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 資機材の提供
- (4) 避難者及び傷病者の受入れ
- (5) 車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- (6) 医療支援
- (7) その他被災した構成府県市が要請した措置

(応援の要請)

第4条 被災した構成府県市は、当該被災した構成府県市単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに被災連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の被災連合組織は、自らの構成府県市のみでは被災した構成府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
- (3) 応援を要請する構成府県市及び当該構成府県市が指示する場所までの経路
- (4) その他留意すべき事項

4 被災連合組織は、第2項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成府県市に対し、被災連合組織の構成府県市のうち応援の対象とする構成府県市（以下「対象府県市」という。）を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた構成府県市（以下「応援府県市」という。）は、当該対象府県市を応援するものとする。

- 4 応援府県市は、対象府県市のほか、他の対象府県市を割り当てられた応援府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援府県市が応援する対象府県市についても応援するよう努めるものとする。
- 5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による対象府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

- 第6条** 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、第4条第2項の要請があったものとみなして、被災連合組織を応援するものとする。
- 2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県市に対象府県市を割り当てて行うものとする。
 - 3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた応援府県市は、必要に応じて職員を当該対象府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

(応援経費の負担)

- 第7条** この協定に基づく応援に要した経費は、原則として支援を受けた府県市が負担するものとする。ただし、被災県と応援を行った構成府県市との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。
- 2 前項に関わらず前条の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援府県市が負担するものとする。
 - 3 第1項の対象府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象府県市から要請があったときは、応援府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

(平常時の協力)

- 第8条** 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。
- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
 - (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
 - (3) その他防災に関する業務

(事務局)

- 第9条** 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。
- 2 前項の事務局は、甲乙間及びそれぞれの連合組織における協定の運用に係る調整に当たる。
 - 3 甲の事務局は、関西広域連合広域防災局とする。
 - 4 乙の事務局は、四国知事会常任世話人県防災担当部局とする。

(他の協定との関係)

- 第10条** この協定は、甲及び乙並びにその構成府県市が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

- 第11条** この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年6月6日

甲 関西広域連合
広域連合長 井戸敏三

乙 四国知事会
常任世話人
香川県知事 浜田恵造

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランティアドッグ育成センター（以下「乙」という。）は、徳島県内外において大規模災害等が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、捜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して災害救助犬の出動を要請するものとする。

2 甲は、前項の要請をするときは、様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（出動）

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 乙は、出動体制が整ったときは、速やかに甲に様式第2号により出動部隊の構成、現場到着予定時刻等、必要な事項を甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により連絡し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（捜索活動の実施等）

第3条 乙に属する災害救助犬チームの構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害現場においては、甲の指定する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく業務の終了は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により捜索活動の続行が不可能になったときとする。

3 乙は、捜索活動が完了したときは、速やかに様式第3号を甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条第1項の規定に基づく出動に関する経費は、甲の負担とする。

（損害賠償等）

第5条 この協定に基づく出動又は捜索活動に伴って構成員及び災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、次のとおりとする。

（1）甲が負担するもの

甲は、乙の構成員が救助活動中に死亡若しくは負傷し、又は救助活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」の規定に準じてその損害を補償する。

(2) 乙が負担するもの

ア 乙は、乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

イ 乙は、災害救助犬が出動時の往復途上又は救助活動中に、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

(訓練の参加)

第6条 乙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第8条 この協定は、令和元年12月19日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年12月19日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県板野郡板野町川端字富の谷口34番地5
特定非営利活動法人
ボランティアドッグ育成センター
理事長 新田訓由

(様式第1号)

第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

徳島県知事

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係る出動要請書

災害時における災害救助犬の出動に関する協定第1条により、出動要請します。

災害の状況及び出動を要請する理由		
出動を要請する期間		
出動を希望する区域		
現場指揮者の所属、職、氏名及び連絡先	所属	
	職	
	氏名	
	連絡先	
その他必要な事項		

(様式第2号)

年 月 日

徳島県知事

様

住所
団体名
代表者

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係る出動体制連絡書

災害時における災害救助犬の出動に関する協定第2条により、出動体制を連絡します。

出動責任者の 氏名、連絡先	氏名	
	連絡先	
出 動 人 員		
災 害 救 助 犬 の 頭 数		
出 動 時 間		
現 場 到 着 予 定 時 間		
そ の 他 必 要 な 事 項		

(様式第3号)

年 月 日

徳島県知事

様

住所
団体名
代表者

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係る活動報告書

災害時における災害救助犬の出動に関する協定第3条により、災害救助犬の出動に係る活動内容を、次のとおり報告します。

活動年月日	出動部隊	活動時間	活動内容
年 月 日	救助犬 指導手 車 両 頭人 台	時 分 ～ 時 分 時間 分	
年 月 日	救助犬 指導手 車 両 頭人 台	時 分 ～ 時 分 時間 分	
年 月 日	救助犬 指導手 車 両 頭人 台	時 分 ～ 時 分 時間 分	
年 月 日	救助犬 指導手 車 両 頭人 台	時 分 ～ 時 分 時間 分	

※ 活動時間欄は、出動から帰宅までの時間（現地に宿泊する場合は活動終了時間）とする。

12-21 市町村別災害対策用ヘリコプター降着場適地一覧表

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能なヘリコプターの大きさ	避難場所との重複	UTM座標
眉山カントリークラブ	徳島市加茂名町東名東山99	徳島眉山ゴルフ(株)	088-631-3063	大		542683
サンピアゴルフクラブ	徳島市入田町安都真215-1	(株) サンピア	088-644-0777	大		497654
徳島カントリークラブ	徳島市入田町月ノ宮227	阿波総合開発(株)	088-644-3636	大		487679
鮎喰川河川敷緑地	徳島市国府町南岩延	徳島市公園緑地課	088-621-5295	大		538712
市民吉野川運動広場	徳島市上助任町天神	徳島市スポーツ振興課	088-621-5426	大		588724
市民吉野川北岸運動広場	徳島市応神町東真方	徳島市スポーツ振興課	088-621-5426	大		560741
市民勝浦川運動広場	徳島市論田町和田開外	徳島市スポーツ振興課	088-621-5426	大		603666
鮎喰川河川敷緑地	徳島市中島田町4丁目	徳島市公園緑地課	088-621-5295	大		543716
うずしおふれあい公園	鳴門市撫養町齊田字北浜157	鳴門市	088-686-8801	小	重複	634824
鳴門・大塚スポーツパーク	鳴門市撫養町立岩字4枚61	徳島県スポーツ振興財団	088-685-3131	小	重複	649808
鳴門教育大学陸上競技場	鳴門市鳴門町高島字中島748	鳴門教育大学	088-687-6000	小	重複	636850
小松島高校運動場	小松島市日開野町高須	小松島高校校長	0885-32-2166	大		617627
海上自衛隊第24航空隊	小松島市和田島町洲端	第24航空隊司令	0885-37-2111	大		656628
立江運動広場	小松島市立江町字鍋寺36番地	小松島市教育委員会	0885-32-2700	中		630581
小松島南中学校グラウンド	小松島市立江町字赤石78-2	小松島南中学校	0885-38-6612	中	重複	636598
芝田小学校グラウンド	小松島市田野町字中須45番地	芝田小学校	0885-32-9100	小	重複	615606
児安小学校グラウンド	小松島市田浦町字近里27番地	児安小学校	0885-32-0171	小	重複	599624
JA東とくしまみはらしの丘あいさい広場駐車場の一部	小松島市立江町字炭屋ヶ谷	東とくしま農業協同組合組合長	0885-37-0990	中		631595
阿南市消防署	阿南市辰巳町1-33	阿南市消防本部	0884-22-1120	中	重複	705549
阿南中学校	阿南市見能林町南勘高1	阿南中学校長	0884-22-0539	中	重複	690517
阿南第一中学校	阿南市長生町西方589-1	阿南第一中学校長	0884-22-1404	中	重複	655541
阿南第二中学校	阿南市内原町竹の内143-1	阿南第二中学校長	0884-26-0203	中	重複	657485
加茂谷中学校	阿南市加茂町南不け1	加茂谷中学校長	0884-25-0012	中	重複	584528
かもだ岬温泉	阿南市椿町船瀬60-2	阿南市	0884-21-3030	小	重複	748438
横見那賀川河川敷	阿南市横見町長岡後	阿南市	0884-22-3394	大		684552
大野那賀川河川敷	阿南市中大野町北傍示	阿南市	0884-22-3394	大		623554
阿南市民グラウンド	阿南市新野町馬見2	阿南市	0884-22-3394	中		612449
阿南カントリークラブ	阿南市橘町江ノ浦88	阿南カントリークラブ	0884-27-1814	小		665487
南部ふるさとふれあい運動公園	阿南市橘町土井崎39-1	阿南市	0884-22-3394	小	重複	652457
徳島駐屯地グラウンド	阿南市那賀川町小延413-1	徳島駐屯地	0884-42-0991	大		676592
伊島運動広場	阿南市伊島町前島	伊島漁協	0884-33-1271	中		819448
羽ノ浦町民グラウンド	阿南市羽ノ浦町宮倉沢田82	阿南市	0884-44-5525	中	重複	648571

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能な ヘリコプター の大きさ	避難場所 との重複	UTM座標
辰己工業団地	阿南市辰巳町1-2	王子製紙 富岡工場	0884-22-2211	大		720548
持井橋河川敷ヘリポート	阿南市上大野町北豊年地先那賀川河川敷(右岸)	国土交通省那賀川河川事務所	0884-22-4360	小		615556
Jパワー&よんでんWaンダーランド	阿南市福井町舟端1	Jパワー&よんでんWaンダーランド	0884-34-3251	小		666457
阿南光高等学校(宝田)	阿南市宝田町今市中新開10-6	徳島県教育委員会教育総務課	088-621-3115	大	重複	667539
阿南光高等学校(新野)	阿南市新野町室ノ久保12	徳島県教育委員会教育総務課	088-621-3115	大	重複	426457
桑野川河川防災ステーション	阿南市富岡町庄境地先	国土交通省那賀川河川事務所	0884-22-9795	小		675532
椿町寺前ゲートボール場	阿南市椿町寺前73番地1	折野 晴隆	0884-33-0645	小		684431
阿南市立津乃峰地区防災公園	阿南市津乃峰町西分213番地1	阿南市	0884-22-9293	中	重複	669496
阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	阿南医療センター	0884-28-7777	小		
伊島小・中学校	阿南市伊島町瀬戸3番地2	阿南市	0884-22-3390	小	重複	
新野西小学校	阿南市新野町友常1番地	阿南市	0884-22-3390	小	重複	
コート・パール徳島	阿南市那賀川町みどり台1番地1	株式会社コート・パール徳島	0884-42-3441	小		
鴨島町民運動場	吉野川市鴨島町知恵島字北須賀東691	国土交通省徳島河川国道事務所吉野川鴨島出張所	0883-24-4334	大		400717
中ノ郷ヘリポート	吉野川市山川町大内575	吉野川市	0883-22-2235	小		271656
鴨島第一中学校	吉野川市鴨島町鴨島633-2	吉野川市教育委員会	0883-42-4113		重複	400706
鴨島東中学校	吉野川市鴨島町麻植塚215-3	吉野川市教育委員会	0883-42-4113		重複	423701
川島中学校	吉野川市川島町桑村2558	吉野川市教育委員会	0883-42-4113		重複	355689
川島大正池	吉野川市川島町桑村字新池広	吉野川市商工観光課	0883-22-2226			378681
吉野川市総合スポーツ運動場	吉野川市山川町字恵下45-1	吉野川市教育委員会	0883-42-4113	中		288669
山川中学校	吉野川市山川町前川261番地	吉野川市教育委員会	0883-42-4113	中	重複	293693
美郷中学校	吉野川市美郷川俣51	吉野川市教育委員会	0883-42-4113	中		313658
吉野中学校	阿波市吉野町西条字大西4-1	阿波市学校教育課	0883-36-8741	中	重複	419732
吉野グラウンド	阿波市吉野町西条字大西6-1	阿波市社会教育課	0883-36-8742	小	重複	421733
土成中学校	阿波市土成町吉田字一本松の一42	阿波市学校教育課	0883-36-8741	小	重複	400750
吉野川高等学校土成農場	阿波市土成町成当515	吉野川高等学校	088-695-3031	小	重複	377733
宮川内ダム公園	阿波市土成町宮川内字平間18・19地先	阿波市商工観光課	0883-38-8722	小		404790
土成緑の丘スポーツ公園	阿波市土成町土成字北原1	阿波市社会教育課	0883-36-8742	中		389758
河川敷公園	阿波市市場町香美字善入寺333番地先	阿波市建設課	0883-36-8733	中		346709
市場グラウンド	阿波市市場町市場字岸ノ下298-1	阿波市社会教育課	0883-36-8742	小		331724
阿波中学校	阿波市阿波町東原230	阿波市学校教育課	0883-36-8741	中	重複	295719
十川ゴム	阿波市阿波町東川原4番地の3	十川ゴム(株) 徳島阿波工場	0883-35-2110	中		264703
阿波土柱	阿波市阿波町北正広162-2	大塚聖一	0883-35-6047	大		273731
阿波市役所	阿波市市場町切幡字古田201-1	阿波市契約管財課	0883-36-8704	中		350737
美馬市吉野川河畔ふれあい広場	美馬市美馬町字宮前地先(四国三郎の郷の南側)	美馬市教育委員会地域学習推進課	0883-52-8011	大		079670
中鳥地区河川防災ステーション	美馬市美馬町中鳥地先	国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所	088-654-2211	小		084673

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能な ヘリコプター の大きさ	避難場所 との重複	UTM座標
喜来浜グラウンド	美馬市美馬町字大宮西地先 (吉野川北岸・喜来樋門西側)	美馬市教育委員会 地域学習推進課	0883-52-8011	中		124677
(仮称) 道の駅「み まの里」ヘリポート	美馬市美馬町字願勝寺7番地	美馬市 建設課	0883-52-5608	中		129686
重清北交流館・山人 の里グラウンド	美馬市美馬町字狙ヶ内2番地3	美馬市	0883-52-5605 0883-52-5609	中	重複	116722
美馬竜王の郷	美馬市美馬町字入倉657番地	美馬市 長寿・障がい 福祉課	0883-52-5605	小	重複	139732
小星園グラウンド	美馬市脇町字小星748番地1	社団法人 徳島 県身体障害者連合会 小星園	0883-52-5280	中		165694
脇町吉野川河川敷グ ラウンド	美馬市脇町大字脇町字中須地先(コ メリ南側)	美馬市教育委員会 地域学習推進課	0883-52-8011	大		207699
ホウエツ病院ヘリ ポート	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下 南130番地3	医療法人芳越会 院 長 林 秀樹	0883-52-1095	中		221695
中ノ谷ふれあいの里	美馬市脇町字川原柴221番地	美馬市 長寿・障がい 福祉課	0883-52-5605	小	重複	184739
江原北小学校グラウ ンド	美馬市脇町西赤谷3744番地2	美馬市教育委員会 教育総務課	0883-52-8010	小	重複	236747
清水地域活動セン ターグラウンド	美馬市脇町字西俣名1069番地	美馬市 暮らし・人権課	0883-52-8009	中	重複	222798
東俣ふれあいの里	美馬市脇町字東俣名320番地	美馬市 長寿・障がい 福祉課	0883-52-5605	小	重複	256773
三島中学校グラウン ド	美馬市穴吹町三島字三谷356番 地	美馬市教育委員会 教育総務課	0883-52-8010	中	重複	194686
穴吹高等学校第2グ ラウンド	美馬市穴吹町三島字舞中島地先	穴吹高等学校	0883-52-2108	大		217692
(仮称) 美馬市役所 ヘリポート	美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地	美馬市 総務課	0883-52-1212	中		233684
穴吹中学校グラウン ド	美馬市穴吹町井口23番地	美馬市教育委員会 教育総務課	0883-52-8010	中	重複	231672
宮内交流の里	美馬市穴吹町口山字宮内52番地	美馬市 長寿・障がい 福祉課	0883-52-5605	小	重複	214634
貢公園	美馬市木屋平字貢397番地5	美馬市 観光交流課	0883-52-5610	小		264584
木屋平複合施設グ ラウンド	美馬市木屋平川井224番地	美馬市 木屋平市民 サービスセンター	0883-68-2111	中	重複	271551
中尾山高原多目的広 場	美馬市木屋平太合カケ445番地 68	美馬市 観光交流課	0883-52-5610	中		202515
川上ヘリポート	美馬市木屋平字川上997番地	西部総合県民局 県土 整備部	0883-53-2392	中		202497
王地小学校運動場	三好市三野町加茂野宮1393	三好市学校教育課	0883-72-3555	小	重複	068684
三野中学校運動場	三好市三野町芝生1230番地先	三野中学校長	0883-77-2024	小	重複	047672
三好市三野サッカー 場	三好市三野町芝生1293番11地先	三好市生涯学習・ス ポーツ振興課	0883-72-3900	小	重複	044681
太刀野山地域多目的 施設グラウンド	三好市三野町太刀野山3791番地	三好市地方創生推進 課	0883-72-7607	小	重複	021706
三野健康防災公園	三好市三野町清水原縁20番地1	三好市生涯学習・ス ポーツ振興課	0883-72-3900	大		074670
辻小学校運動場	三好市井川町辻53番地1	辻小学校長	0883-78-2041	小	重複	964658
井内小学校運動場	三好市井川町井内西4896-1	三好市学校教育課	0883-72-3555	小	重複	965625
井川中学校運動場	三好市井川町タクミ田100-2	井川中学校長	0883-78-2076	小	重複	956660
池田高校辻校グラウ ンド	三好市井川町御領田61-1	辻高校長	0883-78-2331	中	重複	962660
三好市井川グラウンド	三好市井川町野津後流67	三好市生涯学習・ス ポーツ振興課	0883-72-3917	中	重複	961662
井川スキー場第3駐 車場	三好市井川町井内東519-91	三好市まるごと三好 観光戦略課	0883-78-3003	小		973586
井川町井内ヘリポ ート	三好市井川町西井内1040-1	三好市危機管理課	0883-72-7625	小		964617
三好病院ヘリポート	三好市池田町シマ815-2	三好病院	0883-72-1131	小		909659
三縄小学校運動場	三好市池田町中西イバ508番地1	三好市学校教育課	0883-72-3555	小	重複	885624
馬路小学校運動場	三好市池田町馬路立石33番地1	三好市学校教育課	0883-72-3555	小	重複	834639

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能な ヘリコプター の大きさ	避難場所 との重複	UTM座標
佐野地域多目的施設	三好市池田町佐野金氏942番地	三好市学校教育課	0883-72-3555	小	重複	803631
旧漆川小学校運動場	三好市池田町漆川小林1900番地	三好市学校教育課	0883-72-3555	小	重複	913618
旧池田第一中学校運動場	三好市池田町白地本名869番地先	三好市管財課	0883-72-7635	小	重複	875643
池田高校グラウンド	三好市池田町ウエノ2834	池田高校長	0883-72-1280	中	重複	897663
丸山公園ヘリポート	三好市池田町ウエノ2752先	三好市工務課	0883-72-7623	小	重複	887659
三好市吉野川運動公園	三好市池田町イタノ3184	池田総合体育館	0883-72-5755	小	重複	880656
沼谷の里公園	三好市池田町佐野北沼谷722番地19	三好市管理課	0883-72-7681	小		792633
シンヤマ多目的広場	三好市池田町シンヤマ3797番地7	生涯学習・スポーツ振興課	0883-72-3917	中		884653
三好洞草運動場	三好市池田町西山岡田402	生涯学習・スポーツ振興課	0883-72-3917	小	重複	890674
下名小学校運動場	三好市山城町下名1001番地1	三好市学校教育課	0883-72-3555	小	重複	865485
大野地域多目的施設	三好市山城町大野519番地	三好市地方創生推進課	0883-72-7607	小	重複	812591
平野地域多目的施設	三好市山城町平野56番地1	三好市地方創生推進課	0883-72-7607	小	重複	794564
塩塚高原展望台駐車場	三好市山城町平野285番地3	三好市管財課	0883-72-7635	小		785547
三好市山城総合グラウンド	三好市山城町相川415	三好市生涯学習・スポーツ振興課	0883-72-3917	中	重複	851613
西祖谷中学校運動場	三好市西祖谷山村東西岡8番地	三好市生涯学習・スポーツ振興課	0883-72-3900	小	重複	872496
有瀬地域多目的施設	三好市西祖谷山村有瀬414番地	三好市地方創生推進課	0883-72-7607	小	重複	887450
重末残土処理場跡地	三好市西祖谷山村重末348番地2外	三好市西祖谷総合支所	0883-87-2211	小		903487
西祖谷一字運動公園	三好市西祖谷山村一字251番地	三好市学校教育課	0883-72-3555	小	重複	904513
善徳防災広場	三好市西祖谷山村善徳65番地1	三好市西祖谷支所	0883-87-2211	小		917490
かずら橋イベント広場駐車場	三好市西祖谷山村今久保345番地1	三好市まるごと三好観光戦略課	0883-87-2200	小	重複	920488
名頃地域多目的施設	三好市東祖谷菅生640番地8	三好市管財課	0883-72-7635	小	重複	094465
栃之瀬地域多目的施設	三好市東祖谷新居屋73番地	三好市管財課	0883-72-7635	小	重複	976467
東祖谷小・中学校(統合)運動場	三好市東祖谷下瀬12番地1	学校長	0883-88-2440	中	重複	004488
三好市東祖谷山村広場	三好市東祖谷菅生28番地	三好市東祖谷総合支所	0883-88-2211	小	重複	056482
東祖谷小川ヘリポート	三好市東祖谷小川49番地1地先	三好市東祖谷総合支所	0883-88-2211	小		976452
勝浦町星谷運動公園	勝浦郡勝浦町大字星谷字石田19-1	勝浦町	08854-2-2511	大	重複	559552
上勝町彩公園	勝浦郡上勝町正木西浦	上勝町	08854-6-0111	小		465538
中央運動公園	妙東軍佐那河内村上字南浦12-3	佐那河内村教育委員会	088-679-2817	中	重複	
大川原ヘリポート	妙東軍佐那河内村上字大川原5-7	佐那河内村総務課	088-679-2113	中	単独	
石井中学校	名西郡石井町高川原字高川原121-4	石井町教育委員会	088-674-7505	小	重複	483705
石井河川防災ステーション	名西郡石井町藍畑西覚円1282番地の1地先	国土交通省徳島河川国道事務所	088-654-2211	大	重複	460724
前山公園グラウンド	石井町石井字城ノ内923	石井町建設課	088-674-1117	小	重複	478687
石井町地域防災交流センター	石井町石井字石井365-1	石井町危機管理課	088-674-1171	小		489701
神山町民総合運動場	名西郡神山町神領大埜地396	神山町教育委員会	088-676-1111	小		408590
徳島県立神山森林公園	名西郡神山町阿野字大地459-1	徳島県林業振興課	088-621-2482	大		469652

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能な ヘリコプター の大きさ	避難場所 との重複	UTM座標
相生中学校グラウンド	那賀郡那賀町延野字大原138	那賀町教育委員会	0884-62-1106	小		521424
上那賀グラウンド	那賀郡那賀町小浜字経塚2-4	那賀町教育委員会	0884-62-1106			421412
那賀高校平谷分校グラウンド跡	那賀郡那賀町平谷字北側21-1	那賀町教育委員会	0884-62-1106			354391
日野谷グラウンド	那賀郡那賀町大久保字中西28-1	那賀町教育委員会	0884-62-1106			485394
相生森林体験交流施設	那賀郡那賀町平野字大平間10	那賀町	0884-62-1121			480439
木沢グラウンド	那賀郡那賀町坂州字高山平7-1	那賀町	0884-62-1121			352431
四電大美谷グラウンド	那賀郡那賀町出羽字中櫛木屋8	四国電力(株)小見野々ダム	0884-67-0322	小		378454
岩倉ヘリポート	那賀郡那賀町岩倉字山神本4-3	那賀町	0884-62-1121	小		232455
木頭中学校グラウンド	那賀郡那賀町木頭和無田字ヨシノ15	那賀町教育委員会	0884-62-1121	小	重複	258372
わじき工業団地	那賀郡那賀町小仁字小原22-1	大塚製菓(株)徳島フジキ工場	0884-62-3181	大		528456
木頭北川グラウンド	那賀郡那賀町木頭北川字船谷口3	那賀町教育委員会	0884-62-1106			170374
海川ヘリポート	那賀郡那賀町海川字サソウ1-1	那賀町	0884-62-1183	小		309380
鎌瀬ヘリポート	那賀郡那賀町横石大字鎌瀬154	那賀町	0884-62-1183	小		490399
牟岐中学校グラウンド	海部郡牟岐町川長市宇谷100	牟岐中学校長	0884-72-0066	中	重複	467259
徳島県立牟岐少年自然の家	海部郡牟岐町灘字東谷116-35	自然の家 所長	0884-72-2811	小		483256
内妻公園グラウンド	海部郡牟岐町内妻字白木44	牟岐町教育委員会	0884-72-0107	小		453243
出羽島地区ヘリポート	海部郡牟岐町大字牟岐浦字出羽島46-12	牟岐町総務課	0884-72-3411	小	重複	465219
大戸地区ヘリポート	海部郡牟岐町大字中村字大戸80-6,82-1	牟岐町総務課	0884-72-3411	中		454245
由岐小学校	海部郡美波町西の地谷裏76-1	美波町教育委員会	0884-77-3620	小		628374
美波町由岐B&G海洋センター	海部郡美波町田井字小野52	美波町教育委員会	0884-77-3620	小		617370
日和佐飛行場外着陸場	海部郡美波町奥河内字井ノ上13-2	美波町消防防災課	0884-77-3619	小		567328
旧水産高校グラウンド	海部郡美波町奥河内字弁財天23-1	徳島県教育委員会	088-621-3188	小		567319
玉厨子農村公園	海部郡美波町山河内字本村206-1	美波町総務企画課	0884-77-3611	小		528312
日和佐中学校	海部郡美波町西河内字大久保76-1	美波町教育委員会	0884-77-3620	小	重複	567334
阿部場外	海部郡美波町阿部字東谷649	徳島県観光協会	088-652-8777	小		666392
日和佐グラウンド	海部郡美波町日和佐浦314-2	美波町教育委員会	0884-77-3620	小		573327
川上農村広場	海部郡海陽町神野柿谷136	海陽町	0884-73-1211	大		366248
ピクニック公園	海部郡海陽町浅川ヒムロ谷59	海陽町	0884-73-1234	中		418200
蛇王運動公園	海部郡海陽町浅川字西福良23	海陽町	0884-74-3111	大		417202
奥浦町民グラウンド	海部郡海陽町奥浦堤ノ外32	海陽町教育委員会	0884-73-0507	中		404174
野江町民グラウンド	海部郡海陽町野江西ノ内22	海陽町教育委員会	0884-73-0507	中		379182
漁火の森公園	海部郡海陽町奥浦字鹿ヶ谷58-7	海陽町	0884-73-1234	中		399166
穴喰中学校グラウンド	海部郡海陽町久保北田5	穴喰中学校長	0884-76-2048	大		349149
穴喰県民グラウンド	海部郡海陽町久保北田98-1	海陽町	0884-76-1513	大		350148
海南文化村駐車場	海部郡海陽町四方原字杉谷73	海陽町教育委員会	0884-73-3100	小		403195

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能な ヘリコプター の大きさ	避難場所 との重複	UTM座標
県立海部高等学校第2グラウンド	海部郡海陽町四方原字馬谷1	県立海部高等学校長	0884-73-1371	中		407192
町民松原グラウンド	海部郡海陽町大里字松原3-4-5	海陽町教育委員会	0884-73-1234	小		410185
松茂町交流拠点	板野郡松茂町広島三番越10	松茂町	088-699-2111	小	重複	615773
北島中央公園グラウンド	板野郡北島町中村中内1	北島町	088-698-2211	小	重複	590765
藍住中学校グラウンド	板野郡藍住町奥野矢上前18-1	藍住中学校長	088-692-2505	大	重複	537760
道の駅「いたの」	板野郡板野町川端中手崎39-5	板野町総務課	088-672-5980	小	重複	515774
板野町田園パーク町民スポーツガーデン	板野郡板野町犬伏東スカ37	板野町教育委員会	088-672-3333	小	重複	499776
御所カントリークラブ	板野郡上板町引野字安楽寺谷90-10	クラブ支配人	088-694-3135	小		428772
上板中学校グラウンド	板野郡上板町神宅西金屋44	上板町教育委員会	088-694-3111	小	重複	457761
上板町ファミリースポーツ公園	板野郡上板町七條天王7	上板町教育委員会	088-694-3111	小	重複	458758
吉野川河川敷公園(ゆうゆうパーク)	美馬郡つるぎ町貞光字大須賀11番地先	つるぎ町交流促進課	0883-62-3111	中		130673
貞光中学校グラウンド	美馬郡つるぎ町貞光字中須賀52	つるぎ町教育委員会	0883-62-2331	中	重複	136667
半田中学校グラウンド	美馬郡つるぎ町半田田井2-8-2	つるぎ町教育委員会	0883-62-2331	小	重複	105660
剣山スキー場	美馬郡つるぎ町一字桑平	つるぎ町役場一字支所	0883-67-2111	中		128490
端山公民館(端山住民福祉センター)	美馬郡つるぎ町貞光字東丸井5	つるぎ町総務課	0883-62-3111	中	重複	147637
旧八千代中学校グラウンド	美馬郡つるぎ町半田字日開野1-2-2	つるぎ町教育委員会	0883-62-2331	中	重複	103623
旧紙屋小学校グラウンド	美馬郡つるぎ町半田字紙屋2-0-2	つるぎ町教育委員会	0883-62-2331	小	重複	085601
旧古見小学校グラウンド(旧一字中学校)	美馬郡つるぎ町半田字太刀之本5-4	つるぎ町教育委員会	0883-62-2331	中	重複	134572
三好中学校グラウンド	三好郡東みよし町昼間1893	三好中学校長	0883-79-2159	中	重複	963670
東みよし町小川谷運動公園	三好郡東みよし町昼間2597	東みよし町教育委員会	0883-79-3630	中	重複	946669
三好総合運動公園	三好郡東みよし町足代3936-1	東みよし町教育委員会	0883-79-3630	大	重複	979681
水辺の楽校ぶぶるパークみかも	三好郡東みよし町西庄横手1	東みよし町産業課	0883-79-5339	大	重複	022676
法市ヘリポート	三好郡東みよし町東山字法市292-1	東みよし町総務課	0883-82-6303	中	重複	967695
男山ヘリポート	三好郡東みよし町東山字男山861-34	東みよし町	0883-82-6303	小		961737
岸上ヘリポート	三好郡東みよし町東山字光清201	東みよし町	0883-82-6303	小		954707
三加茂中学校Bグラウンド	三好郡東みよし町西庄横手40	三加茂中学校長	0883-82-2226	中		019674
加茂山ヘリポート	三好郡東みよし町西庄字日浦68番地	東みよし町	0883-82-6303	小		014635
大藤ヘリポート	三好郡東みよし町毛田2436番地1	東みよし町	0883-82-6303	小(21m)	重複	062614

中四国サミットふるさと納税代行受付による災害時相互応援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中四国サミット構成県」という。）並びに一般社団法人中国経済連合会及び四国経済連合会は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害（以下「災害等」という。）が発生した場合、災害等が発生した中四国サミット構成県（以下「被災県」という。）を支援するため、災害等の発生後、速やかにふるさと納税による寄附支援を受け付けるとともに、業務の負担軽減を図ることを目的としてふるさと納税代行受付（以下「代行受付」という。）による災害時相互応援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（代行受付相互応援）

第1条 中四国サミット構成県内で災害等が発生した場合、被災県に対し、別に定める方法により代行受付を実施する。

2 中四国サミット構成県、一般社団法人中国経済連合会及び四国経済連合会は、代行受付に当たっての必要な協力をする。

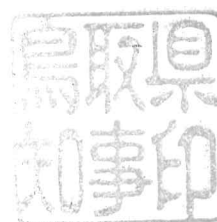
（その他）

第2条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、構成団体が協議して定める。

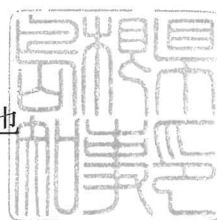
以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書11通を作成し、各構成団体が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和元年9月1日

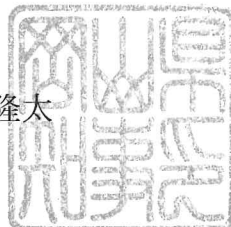
鳥取県知事 平井 伸治



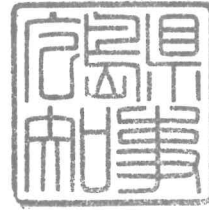
島根県知事 丸山 達也



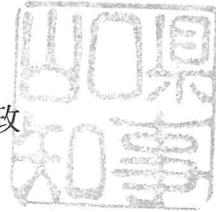
岡山県知事 伊原木 隆太



広島県知事 湯崎 英彦



山口県知事 村岡 嗣政



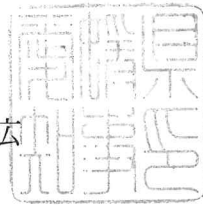
徳島県知事 飯泉 嘉門



香川県知事 浜田 恵造



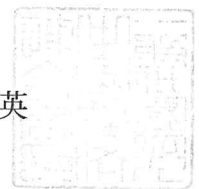
愛媛県知事 中村 時広



高知県知事 尾崎 正直



一般社団法人中国経済連合会会長 荻田 知英



四国経済連合会会長 佐伯 勇人



中四国サミットふるさと納税代行受付による災害時相互応援実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中四国サミットふるさと納税代行受付による災害時相互応援に関する協定に基づき、協定の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(代行受付相互応援)

第2条 中四国サミット構成県（以下「構成県」という。）内で災害等が発生し、第3項の規定に該当する場合、被災県に対し、第2項に定める応援県が代行受付を実施する。

2 応援県は、被災県ごとに別表1及び2のとおり定める。なお、別表2については、第1順位の応援県の代行受付が困難な場合は、速やかに次の順位の応援県に連絡を行い、第2順位の応援県がそれぞれの順位により代行受付を実施する。ただし、応援県以外の構成県が、被災県の代行受付を実施することを妨げない。

3 応援県は、次のいずれかに該当する場合、代行受付を実施する。

(1) 被災県から応援県に対し、代行受付実施の意向が示されたとき。

(2) 応援県が災害等の実態に照らして代行受付が必要と判断し、被災県が了承したとき。ただし、被災県に甚大な被害が推測されるときは、応援県の判断で代行受付を実施することができる。

4 応援県は、代行受付を開始又は終了したときは、全ての構成県、一般社団法人中国経済連合会及び四国経済連合会（以下「構成団体」という。）に代行受付を開始又は終了した旨の報告を行う。

5 次回中四国サミット開催県は、各応援県が受け付けた寄附件数及び寄附金額（以下「寄附件数等」という。）について、寄附件数等が確定するまでの間、適宜、集計を行い、全ての構成団体へ報告を行う。ただし、当該中四国サミット開催県が被災県の場合は、別表2に掲げる当該被災県に対する中国・四国ブロックの応援県が代わって行う。

6 応援県以外の構成団体は、代行受付に当たっての必要な協力（広報等）をする。

(応援県の代行受付)

第3条 応援県の代行受付の実施内容は次のとおりとする。

(1) 代行受付窓口（ホームページ等）の開設

(2) 寄附金受入

(3) 寄附証明書等発行

(4) 礼状発行

(5) ふるさと納税ワンストップ特例制度対応

(6) 代行受付に必要な予算措置

(実施期間)

第4条 代行受付の実施期間は、1ヶ月を目安とし、被災県と応援県で協議の上、実施期間を決定する。

(代行受付に要する経費の負担等)

第5条 応援県は、代行受付により受け入れた寄附金に相当する額を被災県へ支出する。ただし、代行受付に係る寄附金決済手数料（クレジット決済手数料、郵便局払込手数料等）及び第3条第3号から第5号までの実施に係る文書送付に要する経費を寄附金から差し引くものとする。

2 支出の方法及び時期は、被災県と応援県で協議して決定する。

3 代行受付により受け入れた寄附金に対する返礼品は贈呈しないものとする。

(その他)

第6条 この要領に定める事項について疑義が生じた場合又はこの要領に定めのない事項については、構成団体が協議して定める。

附則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

別表1 (第2条第2項関係)

【中国ブロック】

被災県	応援県
鳥取県	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 (被災県を除く。)
島根県	
岡山県	
広島県	
山口県	

【四国ブロック】

被災県	応援県
徳島県	徳島県、香川県、愛媛県、高知県 (被災県を除く。)
香川県	
愛媛県	
高知県	

別表2 (第2条第2項関係)

【中国・四国ブロック】

被災県	応援県	
	第1順位	第2順位
鳥取県	徳島県	山口県
島根県	高知県	愛媛県
岡山県	香川県	高知県
広島県	愛媛県	徳島県
山口県	高知県	香川県
徳島県	鳥取県	広島県
香川県	岡山県	鳥取県
愛媛県	広島県	島根県
高知県	島根県 山口県	岡山県

1 2 - 2 3 徳島県の広域物資輸送拠点一覧表

施設名	所在地	第二次拠点
県立防災センター備蓄倉庫／屋内集配施設	北島町	
鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド	鳴門市	
野外交流の郷まぜのおか・南部防災館	海陽町	●
阿波市交流防災拠点施設	阿波市	●
南部健康防災公園 屋内多目的練習場	阿南市	●
西部健康防災公園 西部防災館別館	美馬市	

12-24 関西広域連合が締結する協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
1	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	平成23年9月22日 平成24年1月22日	コンビニ事業者等27社	被災県の依頼→事業者が可能な範囲で支援ステーションを設置し、帰宅困難者への支援を行う。	役務等
2	大規模災害時における救援物資の提供及び調達に関する協定	平成25年2月25日	プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社	被災県の要請→乳幼児用紙おむつや生理用品等を提供する。	物資
3	災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定	平成25年3月5日	民間航空事業者6社(近畿2府7県及び関西広域連合との協定)	被災県の要請→ヘリコプターを使用し、物資や人員の輸送	輸送
4	船舶による災害時の輸送等に関する協定	平成25年3月27日	近畿旅客船協会、神戸旅客船協会	被災県の要請→船舶を使用した、被災者、物資、資機材等の輸送支援。	自治体間協定
5	復興まちづくりの支援に関する協定	平成25年3月29日	阪神・淡路まちづくり支援機構	まちづくりのための専門相談を実施する場合や、市町村及び地域の復興まちづくり推進組織等から専門家の派遣要請があった場合に、被災県が要請→適宜専門家を派遣。	自治体間協定
6	関西ゴルフ連盟、徳島県ゴルフ協会	平成25年8月29日	危機発生時の支援協力に関する協定	被災県の要請→施設を緊急避難地として提供。	役務
7	災害時におけるボランティア支援に関する協定	平成27年5月17日	ライオンズクラブ国際協会335複合地区	被災県の要請→災害ボランティアの実施。関西広域連合の構成団体は、災害ボランティア活動の支援を実施。	役務
8	原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定	平成27年8月17日	近畿2府8県放射線技師会など11団体	府県の要請→放射線被ばくの防止に関する役務の提供。	役務
9	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	平成27年8月17日	近畿2府8県他県業協会など22団体	府県の要請→提供可能な空き家情報等の提供等。	自治体間協定
10	大規模広域災害時のケルバスによる緊急輸送に関する協定	平成27年12月2日	近畿2府8県バス協会10団体	被災県の要請→バスを使用した、被災者、物資、資機材等の輸送支援。	輸送
11	災害時における被災地支援に関する協定	平成28年9月28日 →平成29年7月19日変更	日本青年会議所近畿地区協議会	府県の要請→物的支援、ボランティア活動の資機材支援等。	物資
12	安定ヨウ素剤の貸与に関する覚書	平成28年9月21日	関西電力株式会社	関西広域連合の要請→ヨウ素剤の貸与。	物資
13	大規模災害時のフォークリフトの提供に関する協定	令和2年3月19日	トヨタL&F各社(6社) 西日本電信電話株式会社 関西電力株式会社 大阪ガス株式会社	府県の要請→フォークリフトの提供、運搬。	資機材
14	大規模災害時における連携・協力に関する協定	令和2年3月26日		平時からの情報共有、復旧における連携・協力等	役務

第 1 3 流出油災害に関する資料

1 3 - 1 徳島県排出油等防除協議会会則

(目 的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として、主として徳島県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質による被害の局限化を図ることを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会の名称を「徳島県排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除計画の策定
 - イ 情報の共有化
 - ロ 人員、船艇及び防除資機材等の動員に関する調整
 - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
 - ニ その他必要事項
- (2) 排出油等の防除に必要な設備及び防除資機材等の整備の推進
- (3) 排出油等の防除活動の連携の推進
- (4) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (5) 排出油等の防除に関する研修及び訓練の実施
- (6) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議
- (7) その他排出油等の防除に必要な事項

(組 織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

- 2 会長は、徳島海上保安部長をもってあて、会務を総理する。
- 3 副会長は、徳島県危機管理局長をもってあて、会長を補佐する。
- 4 会員は、徳島県沿岸海域において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指定する職員とする。

(会 議)

第5条 協議会の会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

- 2 定例会議は年1回開催し、臨時会議は必要がある場合開催する。

(地区協議会)

第6条 協議会の円滑かつ実効ある活動を確保するため、鳴門、徳島、小松島、阿南及び海部の5地区に地区協議会を置く。

- 2 地区協議会は、原則として各地区において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指定する職員によって構成する。
- 3 地区協議会に、地区会長及び地区副会長を置く。
- 4 地区会長及び地区副会長は、地区内の市、町又は消防機関の中から会長が指名する。
- 5 地区協議会に必要な細則は、別に定める。

(資料の提出等)

第7条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年1回(4月1日現在)会長へ提出する。

ただし、防除能力に大幅な変更又は連絡系統に変更等があった場合には、その都度、会長へ報告する。

- ① 設備及び資機材の整備並びに保有状況
 - ② 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間時の連絡先)
 - ③ その他必要な事項
- 2 会長は、資料を取りまとめ、会員へ配付するとともに、協議会と地理的に隣接する協議会(以下「隣接協議会」という。)にも配付する。

(訓練)

第8条 排出油等の事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年1回以上訓練を実施する。

(情報提供)

第9条 会長は、大量の油又は有害液体物質の排出があったとき、若しくはそのおそれがあるときは、別に定める連絡系統により会員に対し、すみやかに事故に関する情報を提供するものとする。

(防除活動等)

第10条 会員は、それぞれの立場に応じて、事前に調整された排出油等の防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(隣接協議会等との協力)

第11条 協議会は、隣接協議会等との「排出油等防除の相互応援に関する協定書」に基づき、排出油等防除活動に関し相互に協力するものとする。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第12条 会長は、会員による排出油等防除活動が行われる場合、必要に応じて、総合調整本部を設け、情報の共有化を図るとともに、防除活動の調整を行うものとする。

2 会長は、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者（保険査定人を含む。）、独立行政法人海上災害防止センターの職員及びその他防除措置を講ずるために有効であると認められる者等協議会会員以外の関係者も総合調整本部に参加させることができる。

(活動状況の連絡)

第13条 会長は、会員及び隣接協議会の会員が出動している場合、その状況に応じて活動状況について各会員に連絡する。

(災害対策本部等との連携)

第14条 前条の総合調整本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項に基づく「災害対策本部」又は石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第29条第1項に基づく「石油コンビナート等現地防災本部」等が設置された場合には、当該本部と密接な連携のもとに活動を行う。

(経費の求償)

第15条 排出油等の防除活動に要した経費の求償は、それぞれの会員が行うものとし、協議会は必要に応じて事務が円滑に行われるよう調整を図るものとする。

(災害補償)

第16条 排出油等防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し若しくは疾病し、又は著しい障害を有することとなった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した者が所属する会員（機関）があたるものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第17条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、徳島県沿岸海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(経 費)

第18条 協議会の運営に必要な経費は、会員である徳島海上保安部、徳島県及び市町が負担する。

ただし、会議において定めるところにより、他の会員にも負担させることができる。

(会 計)

第19条 会長は、協議会における毎年度の経費の歳入歳出予算を、その年度の定例会議に提出し、承認を受けなければならない。

2 会長は、経費の歳入歳出の収支計算書、金銭出納簿等を備え、協議会の出納の一切をこれに登録し、収入支出証拠を保存しなければならない。

3 会長は、毎年度末における歳入歳出の収支決算書を調整して、定例会議に提出し、会員の承認を受けなければならない。

(庶 務)

第20条 協議会の庶務は、徳島海上保安部において行う。

(協 議)

第21条 この会則に疑義が生じた場合又はこの会則に定めのない事項について協議の必要がある場合は、その都度協議し決定する。

付 則

この会則は、平成9年7月14日から施行する。

改 正

平成10年9月1日

平成12年3月1日

平成13年4月1日

平成16年6月28日

平成17年5月30日

平成19年5月22日

平成20年6月13日

13-2 徳島県排出油等防除協議会 運営要領

1 防除活動の範囲について（第1条関連）

防除活動の範囲は、原則として徳島県沿岸海域とするが、その海域以外で発生した排出油等についても、徳島県沿岸海域に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合及びその排出油等が発生している隣接協議会等から資機材の動員要請があった場合、会長は、副会長及び地区会長と協議し対応する。

2 地区協議会について（第6条関連）

会則第6条第5項に基づく細則は、別添1のとおりとする。

3 資料の提出について（第7条関連）

- (1) 排出油等防除に必要な施設及び資機材の整備並びに保有状況等に関する資料は、別添2により整理するものとし、会員はこの様式により資料の提出を行う。
- (2) 会長は、その他排出油等の防除に関する資料が必要と認める場合には、その都度会員に対し、必要事項の調査及び資料の提出を要請する。
- (3) 会長は、協議会の業務に資するため、隣接協議会から配付された資料についても、これを会員に配付する。

4 訓練について（第8条関連）

- (1) 訓練は、会議の承認を得て実施する。
- (2) 訓練は、原則として2～3年間に各地区が参加できる訓練とする。
- (3) 訓練に要する経費については、原則として訓練に参加する機関が個々に負担する。

5 情報提供について（第9条関係）

- (1) 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、その量（予想量）、排出場所等を関係会員に対し通知する。
- (2) 情報の通知手段は、別途各地区排出油等防除計画に定めるものとする。

6 排出油等防除活動の実施について（第10条関連）

- (1) 会員がそれぞれの立場で行う排出油等防除活動等は、各会員の能力、権限に応じて、おおむね次のとおりとする。なお、各会員の実施可能な標準的活動等の内容は、次に参考掲載する。

① 情報の収集及び伝達

- イ 事故に関すること
- ロ 付近海域及び地域に関すること

- ハ 原因者の措置等に関すること
- ニ その他排出油等防除活動に必要なこと
- ② 警戒区域の安全対策
 - イ 警戒区域の設定
 - ロ 火気使用の制限
 - ハ 航行の制限，管制，立入禁止
 - ニ 移動命令，避難命令
- ③ 広報活動
 - イ 沿岸住民，漁業関係者及び船舶等への広報
 - ロ 報道機関への広報
- ④ 排出油等防除資材の提供及び輸送
 - オイルフェンス，油処理剤，油吸着材等の提供及び輸送
- ⑤ 排出油等防除作業
 - イ 排出源の油等瀨取り等排出防止作業
 - ロ オイルフェンス等の展張作業
 - ハ 油処理剤，油吸着材等による排出油等の除去作業
 - ニ 油回収船等による排出油等の回収作業
 - ホ 砂浜，構造物等の沿岸及び海岸施設の清掃作業
- ⑥ 廃棄物等の処理
 - イ 使用済み吸着材等の処理
 - ロ 回収油等の処理
- ⑦ 人命救助及び救護作業

(2) 防除活動等を行う会員は，使用する資機材の量，出動人員及び船艇名，出動予定時間，現場到着時間，現場責任者及び連絡手段（携帯電話等）等，排出油等防除活動勢力の把握に必要な事項を総合調整本部に連絡する。なお，出動勢力等に変更を生じた場合も同様とする。

(3) 防除活動等を行う会員の現場責任者は，総合調整本部と逐次連絡をとり，現場の状況及び作業の進捗状況を報告するとともに，必要な情報を入手して排出油等防除活動を実施する。

なお，会長は，通信手段を有しない船艇等に対しては，海上保安官等無線機を保有する者を同乗させること等により，連絡手段の確保を図る。

7 総合調整本部の設置等について（第12条関連）

- (1) 設置場所は，徳島海上保安部又は事故現場に近い適当な事務所等とする。
- (2) 構成は，原則として出動機関の職員及び原因者（防除費用負担義務者）の代表者によるが，必要に応じ，会員以外の者を参画させることができる。

- (3) 総合調整本部では、次の業務を行う。
- ① 事故実態の把握及び防除活動に必要な情報の収集・分析・整理
 - ② 排出油等防除活動計画に関する調整
 - ③ 排出油等防除活動の把握，調整，推進及び記録
 - ④ 会員以外の機関等との調整
 - ⑤ 広報に関する事項
 - ⑥ その他必要な事項
- (4) 会長は，総合調整本部を設置したとき，若しくは設置するときは，関係会員等に対し通知するものとする。
- 情報の通報手段は，別途「各地区排出油等防除計画」に定めるものとする。

8 経費の求償について（第15条関連）

- (1) 防除活動を行った会員は，それぞれ当該活動に要した経費を積算し，その算出基礎となる資料を添えて原因者（防除費用負担義務者）へ求償する。
 - (2) 会長は，防除活動等を行った会員が行う経費求償について問題が生じた場合，その事務が円滑に行われるよう調整を図る。
- この際，会長は，前項に定める積算資料等を当該会員に提出させることができる。

9 会計について（第19条関連）

- (1) 協議会の経費の会計庶務は，協議会会則第19条の規定に準じて，徳島海上保安部が行う。
- (2) 上記会計の監査については，小松島地区会長が行い，会長は，収支決算書に同監査の結果報告書を添えて，定例会議に提出する。

1 3 - 3 徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則

- 1 地区協議会の名称は、次のとおりとする。

徳島県排出油等防除協議会	鳴門地区協議会
〃	徳島地区協議会
〃	小松島地区協議会
〃	阿南地区協議会
〃	海部地区協議会

- 2 各地区の区域は、次のとおりとする。
 - (1) 徳島県排出油等防除協議会 鳴門地区協議会
鳴門市消防本部及び板野東部消防組合消防本部の活動区域とする。
 - (2) 徳島県排出油等防除協議会 徳島地区協議会
徳島市消防局の活動区域とする。
 - (3) 徳島県排出油等防除協議会 小松島地区協議会
小松島市消防本部の活動区域とする。
 - (4) 徳島県排出油等防除協議会 阿南地区協議会
阿南市消防本部の活動区域とする。
 - (5) 徳島県排出油等防除協議会 海部地区協議会
海部消防組合消防本部の活動区域とする。

- 3 地区協議会は、次の業務を行う。
 - (1) 地区の実態に即した排出油等防除計画の策定
 - (2) 排出油等防除に必要な設備及び資機材の整備・促進
 - (3) 排出油等防除に関する訓練の立案及び実施
 - (4) 排出油等防除の実施
 - (5) 総合調整本部が事故発生時に策定する排出油等防除活動計画に対する助言
 - (6) その他排出油等防除に必要な事項

- 4 地区会長は地区協議会の業務を統括し、地区副会長はこれを補佐する。

- 5 地区協議会の会議は、必要に応じ、地区会長が招集し開催する。

- 6 地区協議会の庶務は、主として徳島海上保安部警備救難課で行うが、地区会長となる市町又は消防機関はこれに協力する。

1 3 - 4 徳島県排出油等防除協議会 各地区排出油等防除計画

1 目的

この防除計画は、徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則第3条第1項に基づき策定するもので、各地区協議会活動海域において、大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動並びに他の地区協議会活動海域等で大量の油又は有害液体物質の排出した場合の応援活動を円滑かつ実効あるものとし、もって排出油等による被害の局限を図ることを目的とする。

2 組織及び指揮

(1) 組織の編成

イ 組織

各地区協議会に、図1(*「徳島県排出油等防除協議会地区協議会排出油等防除組織図」参照)のとおり、「総合調整本部」、「情報収集班」、「資機材調達班」、「海上防除班」、「沿岸防除班」及び「庶務班」を設置する。

ロ 総合調整本部

「総合調整本部」は、次の業務を行う。

- a. 排出油等防除活動計画の策定
- b. 排出油等防除活動の総合調整
- c. 隣接地区協議会への応援等の調整
- d. その他

ハ 「情報収集班」は、排出油等の状況に関する情報の収集・分析を行う。

ニ 「資機材調達班」は、防除資機材等の確保及び積み込み等を行う。

ホ 「海上防除班」は、海域における排出油等防除作業を行う。

ヘ 「沿岸防除班」は、沿岸漂着油の除去作業を行う。

ト 「庶務班」は、広報及び回収油等保管場所の確保等各班業務の支援を行う。

(2) 情報提供

イ 協議会会長は、地区協議会を通じて会員へ情報提供するものとする。

ロ 地区会長は、協議会会長から情報提供があった場合、その情報に基づき、速やかに総合調整本部を開催し、各班班長を通じて、会員はそれぞれの立場に応じて事前に調整された排出油等の防除活動を実施する。

3 連絡系統等

情報の伝達

排出油等に関する情報の伝達は、徳島海上保安部から関係する機関に対し、Fネット(iファックス)による一斉同時通報により行なうものとする。

なお、必要に応じ、この通報に併せて出動可能な人員及び抛出可能な油防除資機材等の調査【注】を行なう。

但し、Fネットによる一斉同時通報が不可能となった場合の情報伝達は、図2（*「徳島県排出油等防除協議会情報伝達図」参照）の情報伝達系統によるものとする。

【注】・・・出動可能な人員、抛出可能な油防除資機材等の回答様式は、別紙1のとおりとする。

4 排出油等防除活動要領

(1) 初動体制

イ 大量の油又は有害液体物質の排出を生じさせた船舶の船長又は油保管施設の管理者は、法律により速やかに、次の事項を徳島海上保安部へ通報しなければならないこととなっているが、同事故を認めた会員も、同じく確認できる範囲内で通報を行う。

- a. 排出油等の排出のあった日時及び場所
- b. 排出した油等の量及び拡散の状況
- c. 当該船舶の船名、船種、総トン数、船籍港並びに船長及び船舶所有者の氏名・住所又は当該施設の名称、所在地及び設置者の氏名等
- d. 当該船舶又は施設の破損状況等
- e. その他参考事項

ロ 通報を受けた徳島海上保安部は、必要に応じ協議会会員に対し、その旨を図2の連絡系統に従い連絡を行なうとともに、速やかに、巡視船艇及び航空機等により調査・確認を実施する。

ハ 排出油等の状況調査等の結果に基づき、協議会会長から地区会長へ事故に関する情報の提供があった場合、地区会長は、速やかに総合調整本部を開催し、防除体制を整える。

(2) 防除体制

イ 防除資機材の確保

① 総合調整本部の調整により出動することとなった会員は、出来る限り速やかに、表1（*「徳島県排出油等防除協議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」参照）に掲げる防除資機材の内、提供依頼のあった資機材等を提供搬送するとともに、搬送数量、搬送先及び搬送完了時刻等を「資機材調達班」へ報告する。

② 報告を受けた「資機材調達班」は、前記報告内容等を表2へ記録する。

ロ 防除資機材の運搬

防除資機材の運搬は、原則として表1（*「徳島県排出油等防除協

議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」参照)に掲げる手段により搬送するが、防除資機材の種類によって搬送手段を有しない会員については、速やかに「資機材調達班」へ連絡を行ない、「資機材調達班」の手配する輸送手段により搬送する。

なお、搬送先は、別紙 2 - 1 記載の各地区の搬送先又は資機材調達班班長が指定する場所とする。

ハ 防除活動

排出油等防除活動計画は、別添「排出油防除技法」等を参考に策定するが、概ね、次のとおりとする。

① 拡散防止

排出油等の拡散防止は、漁船又は作業船等によりオイルフェンスを展開し行う。

なお、オイルフェンスの展開方法については、地形及び気象・海象状況等により決定する。

② 排出油等の回収及び処理

排出油等の回収は、海域にあっては巡視船艇、漁船及び作業船等、沿岸部にあっては人海戦術等により、次の手法をもって行なう。

- a. 油回収船及び回収器等による回収
- b. 吸着マットによる回収
- c. 高粘度油回収装置による回収
- d. ひしゃく等による回収
- e. 油処理剤による処理
- f. 油ゲル化剤による処理
- g. 航走攪拌による処理
- h. その他

③ その他

- a. 排出油等の防除作業に従事する機関は、「海上防除班」又は「沿岸防除班」に対し、随時、活動状況等を報告する。
- b. 報告を受けた「海上防除班」及び「沿岸防除班」は、防除活動の状況を表 3 へ記録する。

5 その他

- (1) 排出油等防除作業に従事する機関は、現場で防除活動を実施する責任者の連絡先(携帯電話の番号等)を「海上防除班」又は「沿岸防除班」へ事前に連絡する。
- (2) 別紙 2 - 2 記載の各地区の通信手段保有機関は、排出油等防除作業に従事する機関のうち、通信手段を保有していない機関に対して、極力、通信手段

を有する職員を同行させる等の措置を講じる。

情報伝達図(全域所属)

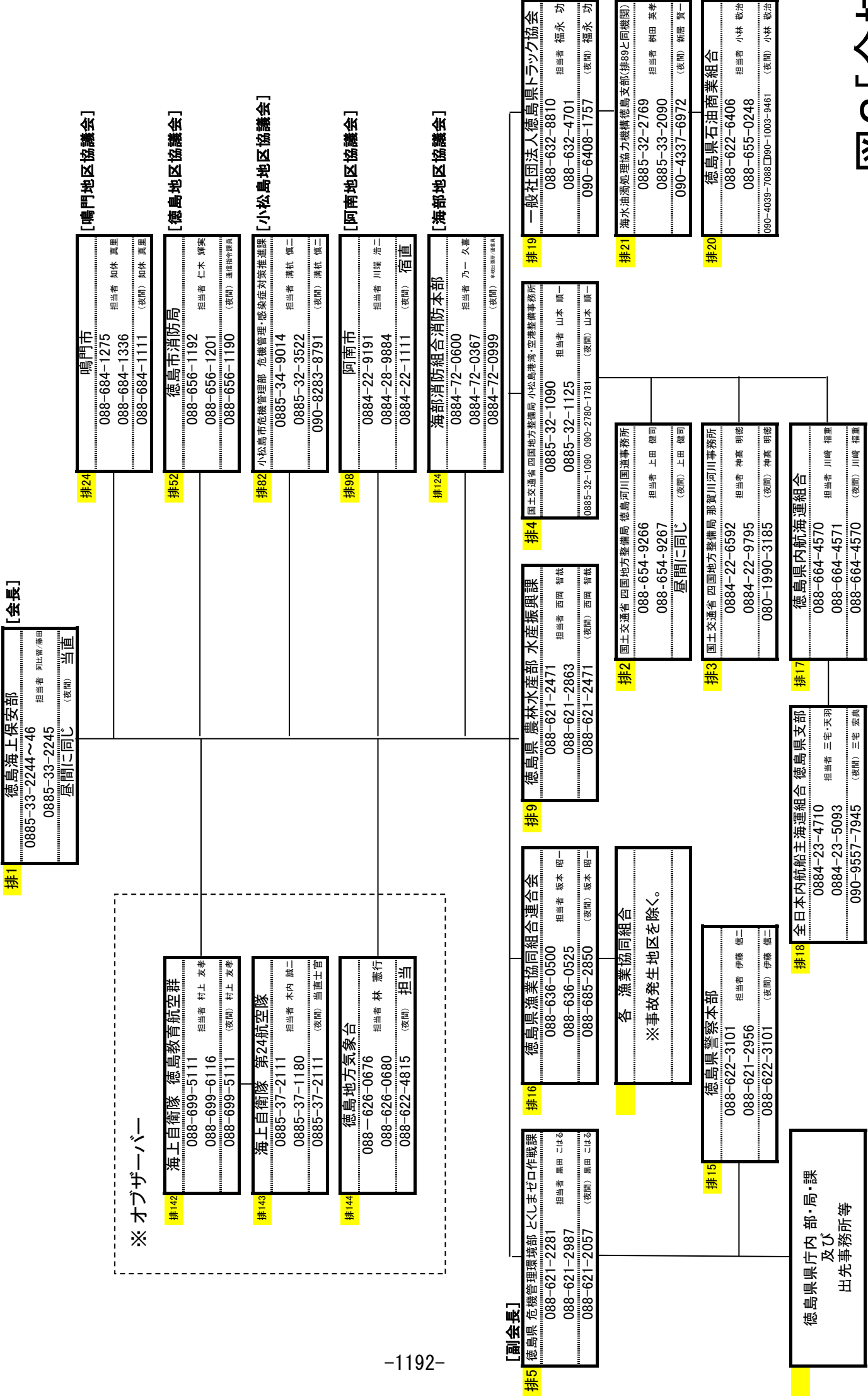


図2 [全域]

油防除資機材等保有量及び供給計画表（全域所属）

表 1
No.1

機 関 名	油 防 除 資 機 材 保 有 量 等										トラム缶	車両又は船舶	備 考
	オイルフェンス	油処理剤(乳化剤)	油ゲル化剤(凝固剤)	油吸着剤	油回収器	ひしゃく等	保有量	提供量	保管場所	輸送方法			
徳島海上保安部	型式: 型, 保有量: 0 m 保管場所:	品名: シーグリン805等 保有量: 119 缶, 2,142 L 保管場所:小松島町字外開 保安部倉庫等	品名: 缶 保有量: 提供量:	品名: 77ネオイルプロッター等 保有量: 300 枚, 51 kg 保管場所:油処理剤に同じ	品名: 高粘度油回収ネット 保有量: 3 式 保管場所:同左	保有量: 2m 本, 13 本, 0.5m 本, Δシロ 保管場所:同左	保有量: 本 提供量: 本	普通車: 3 台 巡視船: 3 隻	防除作業員数 52 名				
	型式: 短期 長期 輸送方法:	品名: 119 缶, 2,142 L 保管場所:小松島町字外開 保安部倉庫等	品名: 缶 提供量:	品名: 300 枚, 51 kg 輸送方法:船艇(可)	品名: 3 式 輸送方法:船艇(可)	保有量: 2m 本, 13 本, 0.5m 14 本 輸送方法:船艇(可)	保有量: 本 提供量: 本						
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所	型式: B型, 保有量: 620 m 保管場所:板野郡北島町	品名: 缶 保有量: 提供量:	品名: シーグリン(高濃度・4I) 保有量: 9 缶, 36 L 保管場所:事務所管内	品名: オイルキャッチャー 保有量: 21,000 枚, 1050 kg 保管場所:オイルフェンスに 同じ	品名: 保管場所: 提供量:	保有量: m 本, Δシロ 保管場所: 提供量: 本	防除作業員数 (防除作業員については事業の規模により決定)						
	型式: 短期 長期 輸送方法:トラック協会に依頼	品名: 缶 提供量:	品名: ACクリーナー(高濃度・4I) 保有量: 9 缶, 36 L 保管場所:事務所管内	品名: 21,000 枚, 1050 kg 輸送方法:トラック協会に依頼	品名: 保管場所: 輸送方法:	保有量: m 本, Δシロ 保管場所: 提供量: 本							
国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所	型式: A型, 保有量: 140 m B型, 保有量: 80 m 保管場所:事務所管内	品名: シーグリン(高濃度・4I) 保有量: 9 缶, 36 L 保管場所:事務所管内	品名: 缶 保有量: 提供量:	品名: 吸着マット K-50シートタイプ 保有量: 1,619 枚, 1050 kg 保管場所:事務所管内 タフオイルプロッター 300枚	品名: 保管場所: 輸送方法:	保有量: m 本, Δシロ 保管場所: 提供量: 本	防除作業員数 6 名 事故の規模による						
	型式: 短期 長期 輸送方法:	品名: シーグリン(高濃度・4I) 保有量: 9 缶, 36 L 保管場所:事務所管内	品名: 缶 提供量:	品名: 吸着マット K-50シートタイプ 保有量: 1,619 枚, 1050 kg 保管場所:事務所管内 タフオイルプロッター 300枚	品名: 保管場所: 輸送方法:	保有量: m 本, Δシロ 保管場所: 提供量: 本							
徳島県危機管理環境部とくしまゼ口作戦課	型式: 型, 保有量: 140 m 保管場所:金磯事務所	品名: シーグリン805 保有量: 32 缶, 1,728 L 保管場所:金磯事務所	品名: 缶 保有量: 提供量:	品名: 77ネオイルプロッター等 保有量: 5,300 枚, 568 kg 保管場所:金磯事務所及び船舶	品名: 小型油回収器 保有量: 0 台 保管場所:金磯事務所	保有量: 2.35m 3 本, 1.8m 2 本, 1.5m 1 本 1.5m 本, Δシロ 保管場所:金磯事務所 提供量: 2.35m 3 本, 1.8m 2 本, 1.5m 1 本 輸送方法:船艇(可)	1トン車 0 隻 港湾業務艇 1 隻	防除作業員数 6 名 事故の規模による					
	型式: 短期 長期 輸送方法:船舶(可)	品名: シーグリン805 保有量: 32 缶, 1,728 L 保管場所:金磯事務所	品名: 缶 提供量:	品名: 77ネオイルプロッター等 保有量: 5,300 枚, 568 kg 保管場所:金磯事務所及び船舶	品名: 0 台 保管場所:金磯事務所	保有量: 2.35m 3 本, 1.8m 2 本, 1.5m 1 本 1.5m 本, Δシロ 保管場所:金磯事務所 提供量: 2.35m 3 本, 1.8m 2 本, 1.5m 1 本 輸送方法:船艇(可)							
徳島県土整備部 運輸政策課	型式: A型, 保有量: 40 m B型, 保有量: 2,300 m 保管場所:各事務所倉庫等	品名: カクタスグリーン等 保有量: 97 缶, 1,728 L 保管場所:各事務所倉庫等	品名: 缶 保有量: 提供量:	品名: オイルプロッター 保有量: 3,000 枚, 413 kg 保管場所:各事務所倉庫等	品名: 保管場所: 提供量:	保有量: m 本, Δシロ 保管場所: 提供量: 本	船舶 2 隻 普通車 5 台 1トン車 1 台	防除作業員数 (防除作業員については事業の規模により決定)					
	型式: 短期 長期 輸送方法:船舶及びトラック	品名: カクタスグリーン等 保有量: 97 缶, 1,728 L 保管場所:各事務所倉庫等	品名: 缶 提供量:	品名: オイルプロッター 保有量: 3,000 枚, 413 kg 保管場所:各事務所倉庫等	品名: 保管場所: 輸送方法:	保有量: m 本, Δシロ 保管場所: 提供量: 本							
徳島県警察本部	型式: フルシート 保有量: 360 m 段ボール 保有量: 160m 保管場所:清洲洲上屋2-1(清洲), 赤広庁舎西側倉庫	品名: フルシート 保有量: 360 m 段ボール 保有量: 160m 保管場所:清洲洲上屋2-1(清洲), 赤広庁舎西側倉庫	品名: マット状、万国旗状 保有量: 200 枚, 100 kg 保管場所:清洲洲上屋2-1(清洲), 赤広庁舎西側倉庫	品名: マット状、万国旗状 保有量: 200 枚, 100 kg 保管場所:清洲洲上屋2-1(清洲), 赤広庁舎西側倉庫	品名: 保管場所: 提供量:	保有量: m 本, Δシロ 保管場所: 提供量: 本	防除作業員数 事業により人数を決定						
	型式: 型, 保有量: 360 m 段ボール 保有量: 160m 保管場所:清洲洲上屋2-1(清洲), 赤広庁舎西側倉庫	品名: フルシート 保有量: 360 m 段ボール 保有量: 160m 保管場所:清洲洲上屋2-1(清洲), 赤広庁舎西側倉庫	品名: マット状、万国旗状 保有量: 200 枚, 100 kg 保管場所:清洲洲上屋2-1(清洲), 赤広庁舎西側倉庫	品名: マット状、万国旗状 保有量: 200 枚, 100 kg 保管場所:清洲洲上屋2-1(清洲), 赤広庁舎西側倉庫	品名: 保管場所: 輸送方法:	保有量: m 本, Δシロ 保管場所: 提供量: 本							

第 1 4 条例・要綱等に関する資料

1 4 - 1 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例

平成二十四年十二月二十一日

徳島県条例第六十四号

改正 平成二五年一〇月二八日条例第三九号

平成二五年一二月一九日条例第五六号

平成二七年 三月一六日条例第一二号

平成二九年一二月二二日条例第四八号

令和 二年 三月一七日条例第 二号

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例をここに公布する。

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 予防対策

第一節 県民による予防対策（第十六条—第二十一条）

第二節 自主防災組織による予防対策（第二十二条—第二十四条）

第三節 学校等による予防対策（第二十五条—第二十七条）

第四節 事業者による予防対策（第二十八条—第三十一条）

第五節 県による予防対策及び市町村等との連携（第三十二条—第五十四条）

第六節 特定活断層調査区域における土地利用の適正化等（第五十五条—第六十一条）

第三章 応急対策

第一節 県民による応急対策（第六十二条—第六十四条）

第二節 自主防災組織による応急対策（第六十五条）

第三節 学校等による応急対策（第六十六条—第六十八条）

第四節 事業者による応急対策（第六十九条—第七十一条）

第五節 県による応急対策及び市町村等との連携（第七十二条—第七十七条）

第四章 復旧及び復興対策

第一節 県民による復旧及び復興対策（第七十八条）

第二節 自主防災組織による復旧及び復興対策（第七十九条）

第三節 学校等による復旧及び復興対策（第八十条）

第四節 事業者による復旧及び復興対策（第八十一条・第八十二条）

第五節 県による復旧及び復興対策並びに市町村等との連携（第八十三条）

附則

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災は、地震が頻発する日本に住む私たちに、平穏な生活を一瞬にして破壊する地震及び津波のすさまじさを改めて知らしめたところである。

この大震災を教訓として、これからの震災対策について、地震及び津波による被害の発生を防ぐだけではなく、助かる命を助けることをはじめとして被害を最小化するという減災の考え方を基本に、あらゆる方策を複合的に講じる必要性が認識されるようになった。

また、震災の規模が大きいほど、県民が自らの安全を自ら守る自助、自主防災組織、ボランティア等が地域の安全を確保する共助及び県、市町村等が県民を保護する公助のそれぞれの主体が責務と役割を認識し、より密接に連携することが欠かせない。

本県では、広い範囲で甚大な被害が想定されている南海トラフを震源とする巨大地震の切迫性が高まっており、更に、本県を東西に貫く中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の発生も危惧されている。

このため、震災による死者を一人も出さないことを目指し、県政の最重要課題として積極的に展開してきた震災対策を、より一層加速させていく必要がある。

ここに、私たちは、いかなる大震災にも正面から立ち向かい、県民の尊い生命を守るため、共に力を合わせ、県民一丸となって震災対策に取り組むことを決意するとともに、将来の世代に対する責務として、真に震災に強い社会づくりを推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、南海トラフを震源とする巨大地震、中央構造線活断層帯を震源とする

直下型地震等による震災から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織、学校等及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにし、関係者相互の緊密な連携及び協働を促進するとともに、より実効性のある具体的な施策を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって震災に強い社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 震災 地震及び津波により生ずる被害をいう。
- 二 震災対策 震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに震災からの迅速かつ円滑な復旧及び復興を図るための対策をいう。
- 三 事前復興 震災からの迅速かつ円滑な復旧及び復興を図るための被災前からの様々な準備及び実践をいう。
- 四 再度災害防止 被災後、同等の規模の地震、津波等により、再び同様の災害を発生させないことをいう。
- 五 自主防災組織 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「災対法」という。)第二条の二第二号に規定する自主防災組織をいう。
- 六 震災時要援護者 高齢者、障がい者、乳幼児等震災が発生した場合において特別な援護を要する者をいう。
- 七 学校等 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所をいう。

(平二五条例三九・平二五条例五六・平二七条例一二・令二条例二・一部改正)

(基本理念)

第三条 震災対策は、事前防災、減災(震災を最小化することをいう。)及び事前復興を基本として、県民の生命が失われないことを最も重視するとともに、県民生活、県民経済

及び地域社会を守り、並びに再度災害防止の観点により、被災後の迅速かつ円滑な復旧及び復興を図ることを目指して、実施されなければならない。

- 2 震災対策は、自助(県民が自らの安全を自ら守ることをいう。)、共助(地域の住民等が互いに助け合い、地域の安全を確保することをいう。)及び公助(県、市町村その他の行政機関が県民の生命、身体及び財産を保護することをいう。)を基本として実施されなければならない。
- 3 震災対策は、県民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、市町村その他の関係者が、震災対策に関する男女共同参画、地方創生等の様々な視点、震災時要援護者をはじめとするあらゆる者の人権並びに地域社会の維持、再生及び育成に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、相互に緊密に連携し、及び協働することにより着実に実施されなければならない。

(平二九条例四八・令二条例二・一部改正)

(県民の役割)

第四条 県民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、平常時から震災に対する危機意識を持って、自らの安全を自ら守るため、積極的に震災対策を実施するよう努めるものとする。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係者が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の役割)

第五条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域の安全を確保するため、積極的に震災対策を実施するよう努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係者が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第六条 学校等の設置者又は管理者(以下「学校等の設置者等」という。)は、基本理念にのっとり、幼児、児童、生徒等の安全を確保するため、積極的に震災対策を実施するよう努

めるものとする。

- 2 学校等の設置者等は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係者が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業員等の安全を確保するため、及び自らの事業を継続するため、積極的に震災対策を実施するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係者が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第八条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、市町村その他の関係者が実施する震災対策の支援及び総合調整を行うものとする。

- 2 県は、震災に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、必要に応じて、震災対策に反映させるものとする。

(市町村との連携)

第九条 県は、基本理念にのっとり、地域住民の生命、身体及び財産を保護する基礎的な地方公共団体である市町村と連携を図りながら協力して震災対策に取り組むものとする。

(震災対策に関する計画の作成等)

第十条 県は、震災対策を総合的かつ計画的に推進するため、県が実施する震災対策に関する施策を取りまとめた計画を作成するとともに、当該施策の進捗状況を管理するものとする。

- 2 県は、災対法第四十条第一項の規定に基づき作成された徳島県地域防災計画に掲げられた震災対策を効果的かつ迅速に実施できるよう、当該震災対策の実施の手順を定めた要領を作成するものとする。

- 3 県は、市町村が行う当該市町村が実施する震災対策に関する施策を取りまとめた計画の

作成について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(震災対策に関する憲章)

第十一条 県は、県民、自主防災組織、事業者等の震災対策に関する意識の高揚を図り、自発的な震災対策への取組の促進に資するため、震災対策に関する憲章を定めるものとする。

(徳島県震災を考える日等)

第十二条 県民一人一人が、震災についての認識を深め、震災対策の一層の充実を図るため、徳島県震災を考える日及び徳島県震災を考える週間を設ける。

2 徳島県震災を考える日は九月一日とし、徳島県震災を考える週間は八月三十日から九月五日までとする。

3 県は、徳島県震災を考える日及び徳島県震災を考える週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(顕彰)

第十三条 県は、震災対策の推進に関し、功績の顕著な者の顕彰に努めるものとする。

(震災対策への県民等の意見の反映)

第十四条 県は、市町村と連携して、県民、自主防災組織、事業者等から震災対策に関する意見を聴取し、必要に応じて、その意見を震災対策に反映させるものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、震災対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 予防対策

第一節 県民による予防対策

(震災対策等に関する知識の習得等)

第十六条 県民は、平常時から、震災及び震災対策に関する研修(以下「防災研修」とい

- う。)、震災の発生を想定した訓練(以下「防災訓練」という。)並びに事前復興の取組に積極的に参加し、震災及び震災対策に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。
- 2 県民は、県、市町村その他の関係者が提供する地域における震災及び震災対策に関する情報(以下「地域震災関連情報」という。)を活用して、震災が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「震災発生時等」という。)に備え、自らが生活する地域における危険な場所、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法の確認に努めるものとする。
- 3 震災発生時等において、通常用いる方法による帰宅が困難であると予想される者は、徒歩等により帰宅する場合の経路並びに家族及び隣人等との連絡方法の確認その他の円滑な帰宅のために必要な準備を行うよう努めるものとする。

(令二条例二・一部改正)

(避難の心構え)

- 第十七条 県民は、地震による崖崩れ、地滑り等の危険を察知した場合は、直ちに安全な場所に避難するよう心がけるものとする。
- 2 県民は、強い又は継続時間の長い地震の揺れを感知した場合は、津波に関する予報又は警報の発表及び避難の勧告又は指示を待たずに、直ちに近くの高台等の安全な場所に避難するよう心がけるものとする。

(建築物等の安全性の確保)

- 第十八条 県民は、その所有する建築物の地震による倒壊等から自らを含む利用者の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保するため、当該建築物の耐震診断(地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。)及び耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。)その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 県民は、震災の発生に備え、家具等の転倒、窓ガラスの飛散等による被害を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県民は、その設置するブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機(以下「工作物等」という。)を定期的に点検し、耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努め

るものとする。

(物資の備蓄等)

第十九条 県民は、食糧、飲料水、医薬品その他の震災発生時等に必要となる物資の備蓄及び点検並びにラジオ等の情報収集手段の確保に努めるとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるよう準備に努めるものとする。

2 県民は、震災を未然に防止し、及び震災が発生した場合における被害の拡大を防止するために必要な消火器等の資機材の整備に努めるものとする。

(自主防災組織及び消防団等への参加)

第二十条 県民は、地域における震災対策を円滑に行うため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参加に努めるものとする。

2 県民は、地域における震災対策を円滑に行うため、地域の消防団等の活動への積極的な参加に努めるものとする。

(震災時要援護者等からの情報提供)

第二十一条 震災時要援護者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、震災時要援護者を現に保護するものをいう。以下同じ。）は、震災時要援護者が震災発生時等に自主防災組織、市町村その他の関係者から避難等について支援を受ける際に必要となる当該震災時要援護者に関する情報を、当該関係者に提供しよう努めるものとする。

2 法令又は他の条例若しくは市町村の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるものを除くほか、前項の規定により震災時要援護者又はその保護者から情報の提供を受けた者は、当該情報について、漏えい及び提供を受けた目的以外の目的のための利用を防止し、適正に管理しなければならない。

第二節 自主防災組織による予防対策

(震災対策等に関する意識の啓発等)

第二十二条 自主防災組織は、地域住民等に対し、震災及び震災対策に関する意識の啓発及び高揚を図るため、自ら防災研修、防災訓練及び事前復興の取組を実施するよう努めるとともに、県、市町村その他の関係者が実施する防災研修、防災訓練及び事前復興の

取組への積極的な参加に努めるものとする。

2 自主防災組織は、地域震災関連情報を活用して、震災発生時等に備え、当該自主防災組織が活動する地域における危険な場所、避難場所、避難経路及び避難方法の情報を掲載した地図の作成及び当該地域の住民等への周知に努めるものとする。

(令二条例二・一部改正)

(円滑かつ効果的な避難のための体制の整備)

第二十三条 自主防災組織は、市町村その他の関係者と連携して、率先避難（地域住民等の避難を促進するため率先して行う避難をいう。以下同じ。）を行う役割を担う者の確保、震災時要援護者の特性に応じた避難の支援の体制の整備その他の地域住民等の避難が円滑かつ効果的に行われるための体制の整備に努めるものとする。

(資機材の備蓄等)

第二十四条 自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の震災発生時等の応急的な措置に必要な資機材の備蓄、整備及び点検に努めるものとする。

第三節 学校等による予防対策

(防災教育の実施等)

第二十五条 学校等の設置者等は、幼児、児童、生徒等が、震災発生時等において自らの安全を確保することができるとともに、将来において震災対策の担い手となるよう、震災及び震災対策に関する教育(以下「防災教育」という。)、防災訓練並びに事前復興の取組の実施に努めるものとする。

(令二条例二・一部改正)

(地域との連携)

第二十六条 学校等の設置者等は、その設置し、又は管理する学校等の施設について、市町村が行う地域の避難場所及び津波からの一時的な避難場所としての指定に協力するよう努めるものとする。

2 学校等の設置者等は、その設置し、又は管理する学校等の施設が前項の避難場所とし

て指定された場合には、当該避難場所としての目的を達成するために必要な機能の強化に努めるものとする。

- 3 学校等の設置者等は、市町村、自主防災組織その他の関係者と連携して防災訓練及び事前復興の取組を実施する等、地域と一体となって、幼児、児童、生徒等を震災から守るための環境の整備に努めるものとする。

(令二条例二・一部改正)

(学校等の施設等の安全性の確保)

第二十七条 学校等の設置者等は、その設置し、又は管理する学校等の施設並びに設備及び備品の地震による倒壊等から幼児、児童、生徒等の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保するため、当該施設の計画的な耐震診断及び耐震改修並びに当該設備及び備品の転倒を防止するための対策等に努めるものとする。

第四節 事業者による予防対策

(防災研修の実施等)

第二十八条 事業者は、震災発生時等における来所者、従業員等の安全を確保するため、防災研修、防災訓練及び事前復興の取組の実施に努めるものとする。

- 2 法令等に定めがあるものを除くほか、震災時要援護者が入所し、又は通所する施設(以下「要援護者関連施設」という。)の設置者又は管理者は、震災時要援護者に関する避難計画の作成、防災訓練及び事前復興の取組の実施に努めるものとする。

(令二条例二・一部改正)

(事業活動を継続するための計画の作成等)

第二十九条 事業者は、震災による事業活動への影響を最小限度にとどめるため、事業活動を継続するための計画の作成に努めるものとする。

- 2 事業者は、事業活動を継続するために必要な物資、燃料及び資機材の備蓄、整備及び点検に努めるものとする。

(地域との連携)

第三十条 事業者は、その所有し、又は管理する施設について、市町村が行う地域の避難場所及び津波からの一時的な避難場所としての指定に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、市町村、自主防災組織等が実施する防災研修、防災訓練及び事前復興の取組への従業員の参加の機会を確保するよう努めるものとする。

(令二条例二・一部改正)

(事業者の施設等の安全性の確保)

第三十一条 事業者は、その所有する施設並びに設備及び備品の地震による倒壊等から来所者、従業員等の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保するため、当該施設の耐震診断及び耐震改修並びに当該設備及び備品の転倒を防止するための対策等に努めるものとする。

2 上下水道、電気供給施設、ガス供給施設又は電気通信事業の用に供する施設及びこれらに附帯する設備（以下「ライフライン関連施設等」という。）の設置者又は管理者は、ライフライン関連施設等について、地震及び津波に対する安全性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、その設置する工作物等を定期的に点検し、耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五節 県による予防対策及び市町村等との連携

(震災対策等に関する知識の普及等)

第三十二条 県は、市町村その他の関係者と連携して、県民、自主防災組織等が平常時から震災に備え、適切な震災対策を講ずることができるよう、震災及び震災対策に関する知識の普及を図るものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携して、家庭及び地域における震災対策が自主的に行われるよう学校教育及び社会教育を通じて、全ての世代を対象とした防災教育の充実を図るものとする。

3 県は、市町村その他の関係者と連携して、県民、自主防災組織等の震災に適切に対応する能力を向上させるため、様々な震災を想定した防災訓練及び事前復興の取組を行うものとする。

4 県は、徳島県立防災センター等の機能を十分に活用し、震災及び震災対策に関する知

識の普及及び人材の育成を図るものとする。

(令二条例二・一部改正)

(情報伝達体制の整備)

第三十三条 県は、震災発生時等における気象状況、被害の発生状況、避難の状況その他の震災対策に必要な情報を市町村その他の関係者と相互に伝達するため、通信機能の強化及び複数の通信手段の確保に努めるものとする。

2 県は、市町村、報道機関その他の関係者と連携して、震災発生時等において必要となる情報を県民等に提供するための体制を整備するものとする。

3 県は、市町村と連携して、震災発生時等において帰宅が困難となった者及び移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者等」という。）に対して必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

(行政機能の低下への対応)

第三十四条 県は、地震又は津波により庁舎等が被害を受けた場合等における行政機能の低下を最小限度にとどめるため、震災発生時等において必要となる応急対策業務及び継続の必要性の高い通常の業務を継続するための計画（以下「業務継続計画」という。）を作成するものとする。

2 県は、全ての市町村において行政機能の低下を最小限度にとどめるための業務継続計画が作成されるよう、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(自主防災組織の結成の促進に対する支援等)

第三十五条 県は、市町村が行う自主防災組織の結成の促進並びに防災研修、防災訓練及び事前復興の取組を行う自主防災組織に対する支援について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

2 県は、地域の震災対策において重要な役割を担う消防団等の組織の充実及び機能の強化に努める市町村に対し、積極的に協力するものとする。

3 県は、市町村その他の関係者と連携して、自主防災組織が実施する震災対策において指導的な役割を担う者の育成及び確保を図るものとする。

- 4 県は、市町村と連携して、自主防災組織相互の広域的な連携の促進に努めるものとする。

(令二条例二・一部改正)

(避難計画の作成についての支援等)

第三十六条 県は、市町村が自主防災組織及び要援護者関連施設と連携して行う避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画の作成について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

- 2 県は、広域的な避難が円滑に行われるよう市町村を支援するものとする。

(避難所の運営体制の整備)

第三十七条 県は、市町村が避難所として使用される建築物の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して行う避難所の運営基準の作成について、当該運営基準がプライバシーの確保をはじめとする避難者の生活の質に配慮したものとなるよう、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

- 2 県は、市町村その他の関係者と連携して、避難所の効果的かつ効率的な運営を図るため、避難所の運営に関する連絡調整を行う者の育成及び確保を図るものとする。

(応急仮設住宅の確保)

第三十八条 県は、応急仮設住宅の確保について、市町村その他の関係者と連携して、地域の特性及び実情等を踏まえた対策について検討を行うとともに、応急仮設住宅の建設が円滑に行われるよう、その標準的な仕様を定めるものとする。

- 2 県は、市町村と連携して、応急仮設住宅として活用できる公営住宅、民間賃貸住宅等の把握に努めるものとする。

- 3 県は、応急仮設住宅の確保に係る関係団体との協定の締結に努めるものとする。

- 4 県は、市町村と連携して、応急仮設住宅の建設の候補地を選定するものとする。

(震災時要援護者の支援体制の整備等に対する支援)

第三十九条 県は、市町村が行う震災時要援護者に関する情報の把握及び自主防災組織等と連携した支援体制の整備について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努め

るものとする。

- 2 県は、市町村が行う福祉避難所（避難所であって、震災時要援護者のうち避難所での生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるために必要な設備等を有するものをいう。）の指定について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

（医療救護体制の整備等）

第四十条 県は、震災による重篤な救急患者の救命医療の拠点となる医療機関並びに当該医療機関を支援し、及び補完する役割を担う医療機関を指定するとともに、本県における医療機能の充実及び強化に努めるものとする。

- 2 県は、震災の発生後直ちに救命活動が開始できる機動性を持った医療チーム及び被災地の医療体制の支援を行う医療救護班を派遣する医療機関等の指定等の広域的な医療救護体制を整備するものとする。
- 3 県は、計画的な医薬品の備蓄及び関係事業者との協定の締結により、震災発生時等に必要となる医薬品の調達体制を整備するものとする。
- 4 県は、市町村が行う震災発生時等における医療救護体制の整備について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資等の調達体制の整備）

第四十一条 県は、市町村と連携して、物資、燃料及び資機材（以下「物資等」という。）の計画的な備蓄、整備及び点検並びに関係事業者との協定の締結により、震災発生時等に必要となる物資等の調達体制を整備するものとする。

（救援物資の輸送体制の整備等）

- 第四十二条 県は、市町村と連携して、震災発生時等において、救援物資を迅速かつ的確に避難所等に輸送できる体制を整備するものとする。
- 2 県は、市町村と連携して、救援物資の受入れ及び配分を円滑に行うことができるよう連絡調整を行う者の育成及び確保を図るものとする。

（他の都道府県等との協定の締結）

第四十三条 県は、震災発生時等において、被災者の救援及び救護をはじめとする応急対策

に必要な支援等が円滑に行われるよう、他の都道府県等との広域的な連携に関する協定の締結に努めるものとする。

(公衆衛生の確保のための体制の整備)

第四十四条 県は、市町村、医療機関その他の関係者と連携して、震災が発生した場合における感染症の発生の予防及びまん延の防止、県民の心身の健康管理その他の公衆衛生の確保のための体制を整備するものとする。

(防火及び防犯の体制の強化)

第四十五条 県は、市町村、自主防災組織その他の関係者と連携して、震災発生時等における火災及び犯罪の防止のため、防火及び防犯に関する意識の啓発を行うとともに、消火器の普及、防犯灯の設置その他の必要な施策を実施し、防火及び防犯の体制の強化に努めるものとする。

(緊急輸送体制の整備)

第四十六条 県は、市町村その他の関係者と連携して、負傷者の搬送並びに応急対策に必要な人員及び物資等の輸送（以下「緊急輸送」という。）の体制を整備するものとする。

2 県は、その管理する緊急輸送路（緊急輸送のために必要となる道路、港湾、漁港及び飛行場をいう。以下同じ。）の整備並びに緊急輸送のために必要となる物資等の集積を行う場所及びヘリポートの確保等に努めるものとする。

3 県は、緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、緊急輸送路を管理する者に対し、当該緊急輸送路の整備を求めるものとする。

4 県は、緊急輸送を確保するため、耐震性を強化した岸壁等の整備の促進に努めるものとする。

(孤立地区対策に対する支援)

第四十七条 県は、市町村が孤立地区（震災が発生した場合に、外部との交通が途絶し、人の移動及び物資の輸送が困難又は不可能となる地区をいう。以下同じ。）における通信の途絶に備えるため行う情報の収集及び伝達の手段の確保について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

2 県は、市町村が行う地域の特性に応じた孤立地区の発生に備えた対策について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(ボランティア活動の環境整備等)

第四十八条 県は、市町村その他の関係者と連携して、震災が発生した場合におけるボランティア活動が安全かつ円滑に実施されるよう、ボランティアの受入体制の整備、物資及び資機材の提供その他のボランティア活動の環境を整備するものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携して、ボランティア活動への県民の積極的な参加を促すため、ボランティア活動への理解を深める啓発の実施及びボランティア活動を行うために必要な知識の普及を図るものとする。

3 県は、市町村その他の関係者と連携して、ボランティア活動を円滑に実施するための連絡調整を行う者の育成及び確保を図るものとする。

(震災対策の拠点となる建築物の安全性の確保等)

第四十九条 県は、その管理する震災対策の拠点となる建築物並びに情報の収集及び伝達、医療救護等に関する震災対策上重要な設備について、地震及び津波に対する安全性を確保するため、計画的な耐震性の向上、浸水を防止するための対策等に努めるとともに、当該建築物が被害を受けた場合に備えるため、その機能を代替する建築物の選定に努めるものとする。

2 県は、その管理する建築物内において来庁者等の安全を確保するための対策に努めるものとする。

(建築物等への避難機能の付与等)

第五十条 県は、市町村と連携して、各地域において想定される被害の状況に基づき、県の管理する建築物等への避難上必要な機能の付与、避難路及び避難施設の整備その他の地域住民等の安全を確保するための対策に努めるものとする。

(公共土木施設の整備等による被害の軽減対策)

第五十一条 県は、その管理する河川、海岸、砂防設備、道路、港湾、漁港、公園等の公共土木施設について、震災対策の観点から、計画的な整備及び適正な維持管理に努めるもの

とする。

- 2 県は、地震による地盤沈下等による長期間にわたる浸水に対応するため、早期の排水を可能にするための体制の確保及び設備の整備に努めるものとする。
- 3 県は、市町村と連携して、津波による被害の発生が予想される地域において、放置された船舶等により当該被害を拡大させないため、当該船舶等の除却等の対策の実施に努めるものとする。

(津波防災地域づくりの推進)

第五十二条 県は、市町村が行う津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号。以下「津波防災法」という。）第一条に規定する津波防災地域づくりを支援するため、市町村と連携して、津波防災法第五十三条第一項に規定する津波災害警戒区域及び津波防災法第七十二条第一項に規定する津波災害特別警戒区域（以下「津波災害特別警戒区域」という。）を速やかに指定するとともに、その効果を検証し、必要に応じて指定の変更等を行うものとする。

- 2 県は、市町村による津波防災法第十条第一項に規定する推進計画（以下「推進計画」という。）の作成及び津波防災法第七十三条第二項第二号に規定する条例の制定が円滑に行われるよう、これらに係る指針を作成するとともに、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。
- 3 県は、市町村が推進計画に基づき建築物等の移転が可能な地域を定める場合には、当該地域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制の緩和等について配慮するものとする。
- 4 県は、津波災害特別警戒区域に建築物を所有する者が、当該建築物を津波災害特別警戒区域以外の区域に移転する場合には、当該区域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制の緩和等について配慮するものとする。

(建築物等の耐震診断等の促進)

第五十三条 県は、建築物の地震による倒壊等から県民の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保するためには建築物の耐震診断及び耐震改修その他の措置が講じられることが特に重要であることに鑑み、市町村と連携して、その促進に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、市町村その他の関係者と連携して、建築物の耐震診断及び耐震改修が円滑に行われるよう、耐震診断及び耐震改修の業務を行う者の育成及び確保を図るものとする。
- 3 県は、地震が発生した場合の家具等の転倒、窓ガラスの飛散等による被害から県民の安全を確保するため、市町村と連携して、家具等の転倒を防止するための対策の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(平二九条例四八・全改)

(事業活動を継続するための計画の作成の促進等)

第五十四条 県は、事業者による事業活動を継続するための計画の作成の促進に努めるものとする。

- 2 県は、津波による海水の浸入のために農用地（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第一項に規定する農用地をいう。）が受けた塩害を除去するための対策等を検討し、農業生産活動を早期に復旧させるための計画を作成するものとする。

第六節 特定活断層調査区域における土地利用の適正化等

(特定活断層調査区域の指定等)

第五十五条 知事は、特定活断層（地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）第十条第一項に規定する地震調査委員会において長期評価が行われている中央構造線断層帯のうち讃岐山脈南縁に係る部分をいう。以下同じ。）の変位による被害を防止するため、特定活断層の位置に関する調査が必要な土地の区域を、特定活断層調査区域として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定により特定活断層調査区域を指定するときは、あらかじめ、関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定により特定活断層調査区域を指定するときは、その旨及び指定の区域を徳島県報で公示しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係する市町村の長に、当該公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
- 5 特定活断層調査区域の指定は、第三項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 6 知事は、第一項の規定による特定活断層調査区域の指定の理由がなくなつたと認めるときは、当該特定活断層調査区域の全部又は一部について当該指定を解除するものとする。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の規定による特定活断層調査区域の指定の解除について準用する。

8 県は、最新の活断層の位置に関する情報の把握に努めるとともに、把握した当該情報を公表するものとする。

(特定活断層調査区域における土地利用の適正化等)

第五十六条 特定活断層調査区域において次に掲げる建築物又は施設（以下「特定施設」という。）の新築、改築又は移転（以下「新築等」という。）をしようとする者は、特定活断層の直上への当該特定施設の新築等を避けなければならない。

- 一 学校、病院その他の多数の者が利用する建築物であつて規則で定めるもの
- 二 火薬類、石油類その他の危険物であつて規則で定めるものを貯蔵する施設

2 特定活断層調査区域において特定施設の新築等をしようとする者は、当該新築等に係る工事（開発行為（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）を伴う場合にあつては、当該開発行為）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出て、知事と協議しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 二 特定施設の名称及び所在地
- 三 特定施設の用途
- 四 その他規則で定める事項

3 前項の規定による届出には、特定施設の位置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

4 第二項の規定による協議をした者は、当該協議に基づいて特定活断層に関する調査を実施し、その調査報告書並びに特定活断層の位置図、特定施設の配置計画図及び規則で定める書類（以下「調査報告書等」という。）を知事に提出しなければならない。

5 第二項の規定による届出若しくは協議又は前項の規定による調査報告書等の提出（以下「届出等」という。）をした者は、当該届出等に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出て、知事と協議しなければならない。

6 宅地建物取引業者は、その取り扱う宅地又は建物が特定活断層調査区域にある場合は、当該宅地又は建物を取得し、又は借りようとしている者に対して、その売買、交換又は貸

借の契約が成立するまでの間に、当該宅地又は建物が特定活断層調査区域にある旨及び前各項に規定する内容を説明するよう努めるものとする。

第五十七条 県は、特定活断層調査区域において建築物の新築等をしようとする場合は、特定活断層の直上への当該建築物の新築等を避けなければならない。

2 県は、特定活断層調査区域の不動産の譲渡、交換、貸付等（以下「譲渡等」という。）をしようとするときは、当該譲渡等に係る契約の締結までに当該不動産の譲渡等の相手方に対して、当該不動産が特定活断層調査区域にある旨及び前条第一項から第五項までに規定する内容を説明しなければならない。

3 県は、特定活断層調査区域に建築物を所有する者が、当該建築物を特定活断層調査区域以外の区域に移転する場合には、当該区域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制の緩和等について配慮するものとする。

（工事又は開発行為の着手又は完了の届出）

第五十八条 第五十六条第二項の規定による協議をした者は、当該協議に係る新築等の工事若しくは開発行為に着手し、又はこれらを完了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（報告の徴収及び立入調査）

第五十九条 知事は、第五十六条、前条、次条及び第六十一条の規定の施行に必要な限度において、特定施設の新築等をする者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定施設若しくは当該特定施設に係る新築等の工事若しくは開発行為が行われている場所に立ち入り、当該特定施設に係る新築等の工事若しくは開発行為の状況若しくは書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第六十条 知事は、第五十六条第一項の規定による特定活断層の直上への特定施設の新築等

の回避をしなかった者、同条第二項の規定による届出又は協議をしなかった者、同条第四項の規定による調査報告書等の提出をしなかった者及び同条第五項の規定による届出又は協議をしなかった者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(公表)

第六十一条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わない場合は、その旨、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ当該公表の対象となる者に対し、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

第三章 応急対策

第一節 県民による応急対策

(避難等)

第六十二条 県民は、地震の揺れを感知したときは、震災に関する情報に留意し、自主的な避難に努めるとともに、津波、崖崩れ等の発生が予測される場合には、自らの安全を確保するため、直ちに安全な場所に避難するものとする。

- 2 県民は、避難の勧告又は指示が行われた場合には、円滑に避難するとともに、当該勧告又は指示が解除されるまでの間は、避難を継続するものとする。
- 3 避難所を利用する者は、第三十七条第一項に規定する運営基準を遵守し、互いに協力して共同生活を営むよう努めるものとする。

(緊急通行車両等の通行の確保)

第六十三条 県民は、災対法又は道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行規制その他の交通規制を遵守するとともに、当該交通規制が行われていない道路においても、車両の使用を自粛することにより、災対法第七十六条第一項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）及び震災時要援護者等

の避難のための車両の通行の確保に協力するよう努めるものとする。

(危険建築物等からの避難等)

第六十四条 県民は、地震により倒壊等、火災又は附属物の落下のおそれが生じた建築物その他の工作物（以下「危険建築物等」という。）による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難するものとする。

2 危険建築物等の所有者又は管理者は、当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。

3 建築物の所有者又は管理者は、市町村が実施する被災建築物応急危険度判定（地震により被害を受けた建築物について、余震等による倒壊等の危険性及び建築物の一部等の落下又は転倒の危険性を判定することをいう。）に協力するものとする。

第二節 自主防災組織による応急対策

第六十五条 自主防災組織は、市町村その他の関係者と連携して、率先避難、地域住民の安否に関する情報の収集及び伝達、地域住民及び震災時要援護者の避難についての支援、初期消火、負傷者の救出及び救護、避難所の運営その他の地域における応急対策を実施するよう努めるものとする。

第三節 学校等による応急対策

(生徒等の安全の確保)

第六十六条 学校等の設置者等は、震災発生時等において、幼児、児童、生徒等の安全の確保に努めるものとする。

(避難所の運営についての支援)

第六十七条 学校等の設置者等は、その所有し、又は管理する学校等の施設が避難所として使用される場合には、市町村、自主防災組織その他の関係者と連携して、当該避難所の円滑な運営について必要な支援に努めるものとする。

(学校等における教育活動等の再開準備)

第六十八条 学校等の設置者等は、避難者及び地域住民の十分な理解及び協力の下、学校等における教育活動等の再開に向けた準備に努めるものとする。

第四節 事業者による応急対策

(来所者等の安全の確保)

第六十九条 事業者は、震災発生時等において、来所者及び従業員の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民の安全を確保するため、自主防災組織その他の関係者と連携して、避難及び震災に関する情報の収集及び提供、初期消火、率先避難、地域住民の避難誘導及び救助その他の応急対策を実施するよう努めるものとする。

(帰宅困難者等への支援)

第七十条 事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者等が発生しているときは、当該帰宅困難者等に対して、避難及び震災に関する情報、連絡手段及び一時的な避難場所の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(二次的な被害の防止)

第七十一条 危険物等（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物及び同条第二項に規定する劇物並びに原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質、同条第三号に規定する核原料物質及び同条第五号に規定する放射線をいう。以下同じ。）を取り扱う事業者は、震災発生時等において、爆発等の二次的な被害を防止するため、危険物等を取り扱う施設の点検及び応急措置を行い、その安全の確保に努めるとともに、爆発等のおそれがある場合には、速やかに関係者及び周辺住民への連絡、立入制限等の対策を講ずるものとする。

(平二五条例三九・一部改正)

第五節 県による応急対策及び市町村等との連携

(応急対策のための体制の確立等)

第七十二条 県は、迅速かつ的確に避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう、市町村その他の関係者と連携して、必要な体制を速やかに確立するものとする。

2 県は、地震又は津波により庁舎等が被害を受けた場合等において、行政機能の低下を最小限度にとどめるよう努めるものとする。

(情報伝達体制の確立等)

第七十三条 県は、震災及び震災対策に関する情報を市町村その他の関係者と相互に伝達するために必要な体制を速やかに確立するものとする。

2 県は、収集した震災及び震災対策に関する情報を総合的に分析した上で、県民等への周知を図るため、市町村、報道機関その他の関係者に必要な情報を速やかに提供するものとする。

(緊急輸送の確保等)

第七十四条 県は、市町村その他の関係者と連携して、応急対策に必要な緊急輸送を確保するものとする。

2 県は、応急対策が的確に実施されるよう緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、市町村その他の関係者と必要な調整を図るものとする。

(応急対策の実施に係る応援等)

第七十五条 県は、災対法第六十八条の規定に基づく市町村長等からの応援の要求等に対して、あらゆる手段を検討し、速やかにその求めに応ずるものとする。

(自主防災組織等への支援体制の確立)

第七十六条 県は、市町村その他の関係者と連携して、自主防災組織及びボランティアによる震災対策が円滑に実施されるよう支援するために必要な体制を確立するものとする。

(心のケアの体制の確立)

第七十七条 県は、市町村、医療機関その他の関係者と連携して、被災者並びに被災者の捜索及び救助の活動を行う者の心のケア（被災したこと又は被災者の捜索及び救助の活動に従事したことにより精神的健康が損なわれた状態からの回復及び当該状態の予防をいう。）を行うため、相談窓口を設置する等の必要な体制を確立するものとする。

第四章 復旧及び復興対策

第一節 県民による復旧及び復興対策

第七十八条 県民は、自らが震災からの復旧及び復興の主体であることを認識し、自主防災組織、ボランティア、学校等、事業者、県、市町村その他の関係者と連携して、自らの生活を再建するとともに、地域社会の維持、再生及び育成に努めるものとする。

(令二条例二・一部改正)

第二節 自主防災組織による復旧及び復興対策

第七十九条 自主防災組織は、震災からの復旧及び復興に際して、地域社会の維持、再生及び育成に貢献するよう努めるとともに、県、市町村その他の関係者が実施する当該復旧及び復興に関する対策に協力するよう努めるものとする。

(令二条例二・一部改正)

第三節 学校等による復旧及び復興対策

第八十条 学校等の設置者等は、県、市町村その他の関係者と連携して、学校等の機能の早期回復を図り、学校等における教育活動等の再開に努めるものとする。

第四節 事業者による復旧及び復興対策

(ライフライン関連施設等の復旧)

第八十一条 ライフライン関連施設等の設置者又は管理者は、県、市町村その他の関係者と連携して、速やかに当該ライフライン関連施設等の復旧対策を実施するよう努めるものとする。

(雇用の場の確保等)

第八十二条 事業者は、震災からの復旧及び復興に際して、事業活動の継続又は再開により雇用の場を確保するよう努めるとともに、県、市町村その他の関係者と連携して、地域経済の復旧及び復興に貢献するよう努めるものとする。

第五節 県による復旧及び復興対策並びに市町村等との連携

第八十三条 県は、震災からの復旧及び復興を計画的、迅速かつ円滑に推進するための体

制を構築するものとする。

- 2 県は、大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第二条第一号に規定する特定大規模災害が発生した場合において、政府が同条第二号に規定する復興基本方針を定めたときは、同法第九条第一項の規定により、同方針に即して、復興のための施策に関する方針を速やかに定めるものとする。
- 3 県は、市町村と連携して、県民及び事業者等の参画を図りながら、再度災害防止の観点により、震災からの復旧及び復興を計画的、迅速かつ円滑に推進するため、当該復旧及び復興に関する計画を早期に作成するものとする。
- 4 県は、市町村その他の関係者と連携して、前項の復旧及び復興に関する計画の円滑な実施に努めるものとする。

(令二条例二・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二章第六節の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年条例第三九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年条例第五六号)

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則 (平成二七年条例第一二号)

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

附 則 (平成二九年条例第四八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

14-2 徳島県災害対策本部条例

(昭和37年10月12日徳島県条例第30号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第8項の規定に基づき、徳島県災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平24条例51・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平8条例10・追加)

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平8条例10・旧第4条線下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県災害対策本部運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、徳島県災害対策本部条例(昭和37年徳島県条例第30号)第5条に基づき、徳島県災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本部は、その事務を処理するため、統括司令室、実行部、支部、地方連絡部及び現地災害対策本部により構成する。

(本部)

第3条 災害対策を円滑に実施するため徳島県防災・危機管理センター(以下「センター」という。)に本部を設置する。

- 2 センターに本部が設置できないときは、徳島県徳島中央警察署(徳島市)(以下「徳島中央警察署」という。)に本部を設置する。
- 3 前項に規定する場合において、徳島中央警察署に本部が設置できないとき、又は西部総合県民局において、発災後30分経過後も、センター若しくは徳島中央警察署に本部が設置されたことの確認ができないときは、本部を西部総合県民局美馬庁舎(美馬市)に設置する。
- 4 前項の規定により西部総合県民局美馬庁舎に本部を設置した後に、センター又は徳島中央警察署における本部の設置が確認されたときは、西部総合県民局美馬庁舎の本部は廃止する。
- 5 第3項に規定する場合において、西部総合県民局美馬庁舎に本部が設置できないときは、県立防災センター・消防学校(北島町)に本部を設置する。

(副本部長)

第4条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副知事、政策監及び警察本部長の職にある者をもって充てる。

- 2 副本部長は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)を補佐し、本部長に事故があるときは、副知事、政策監の順位により、その職務を代理する。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第3項の場合においては、本部長又は副本部長の安全が確認されるまでの間、西部総合県民局長が本部長の職務を代理する。

(本部員)

第5条 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、政策監補、徳島県行政組織規則(昭和42年徳島県規則第15号)第17条に基づく部長の職にある者、会計管理者、企業局長、病院局長及び教育長をもって充てる。

(本部会議)

第6条 本部長は、災害対策の基本方針及び重要な指示又は総合調整を行うため、必要に応じて本部会議を開催する。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び支部長(第15条第1項に規定する支部長をいう。)をもって構成する。
- 3 本部会議は、本部長が主宰する。
- 4 本部会議には、必要に応じて統括司令室又は実行部の班長が出席し、状況の説明に当たるものとする。
- 5 本部長は、必要がある場合は、本部会議に関係する防災関係機関等の職員の出席を求めることができる。
- 6 本部長は、必要があると認めるときは、職員を防災関係機関等に派遣し、情報の収集及び連絡調整に当たらせることができる。

(統括司令室)

第7条 本部長を補佐し、災害応急対策の方針立案に関する総合調整及び防災関係機関等との連絡調整等を行うため、統括司令室を置く。

2 統括司令は、政策監の職にある者をもって充てる。

3 副統括司令は、危機管理環境部長の職にある者をもって充てる。副統括司令は統括司令を補佐し、統括司令に事故があるときは、その職務を代理する。

4 第3条第3項又は同条第5項に規定する拠点に本部が設置されたときは、西部総合県民局長又は防災人材育成センター所長が第1項に規定する業務を実施するために必要な指示を行うことができる。

5 統括司令室に次の表の左欄に掲げる部を置き、当該部の部長は、当該右欄に掲げる本部員をもって充てる。

部	部長
統 合 作 戦 部	危 機 管 理 環 境 部 長
渉 外 ・ 市 町 村 支 援 部	政 策 創 造 部 長
広 報 ・ 調 達 部	経 営 戦 略 部 長

6 統括司令室の編成及び分掌事務については、別表第1のとおりとする。

(実行部)

第8条 本部に次の表の左欄に掲げる実行部を置き、当該部の部長は、当該右欄に掲げる本部員をもって充てる。

実 行 部	部長
危 機 管 理 環 境 部	危 機 管 理 環 境 部 長
政 策 創 造 部	政 策 創 造 部 長
経 営 戦 略 部	経 営 戦 略 部 長
未 来 創 生 文 化 部	未 来 創 生 文 化 部 長
保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 部 長
商 工 労 働 観 光 部	商 工 労 働 観 光 部 長
農 林 水 産 部	農 林 水 産 部 長
県 土 整 備 部	県 土 整 備 部 長
出 納 部	会 計 管 理 者
企 業 部	企 業 局 長
病 院 部	病 院 局 長

教 育 部	教 育 部 長
警 察 部	警 察 本 部 長

2 前項に規定する実行部に班を置く。実行部の編成及び分掌事務については、別表第2のとおりとする。

(防災対策責任者会議)

第9条 災害対策本部等が設置された場合において、災害対策本部等の運営や体制、本部会議で決定された事項等についての事務調整、本部会議協議事項の事前調整など、全庁的な事務調整や複数の部間の調整等を、迅速かつ円滑に行う必要がある場合には、統括司令は、防災対策責任者会議を設置することができる。

- 2 防災対策責任者会議は、副統括司令、統合作戦部長、渉外・市町村支援部長、広報・調達部長、危機管理政策課長、とくしまゼロ作戦課長及び防災対策責任者をもって構成する。
- 3 防災対策責任者会議は、統括司令が主宰し、必要がある場合には、関係する防災関係機関等の職員の出席を求めることができる。
- 4 防災対策責任者会議には、必要に応じて第8条に定める各班の班長や担当者が出席し、状況の説明に当たるものとする。

(防災対策責任者)

第10条 防災対策責任者は、次の表の職にある者をもって充てる。

所 属 名	防災対策責任者	所 属 名	防災対策責任者
政 策 創 造 部	総合政策課長	県 土 整 備 部	県土整備政策課長
経 営 戦 略 部	総務課長	出 納 局	会計課長
未来創生文化部	未来創生政策課長	企 業 局	経営企画戦略課長
保 健 福 祉 部	保健福祉政策課長	病 院 局	総務課長
商工労働観光部	商工政策課長	教 育 委 員 会	教育政策課長
農 林 水 産 部	農林水産政策課長	警 察 本 部	警備課長

(応急対策班)

第11条 第8条に定める実行部から次表に掲げる応急対策班を組織し、本部設置と同時にセンターに服務するものとする。ただし、本部長が必要と認めたときは第8条第2項に規定する他の班のうちから応急対策班を別に組織するものとする。

所 属 実 行 部	応 急 対 策 班 名
保 健 福 祉 部	保 健 医 療 福 祉 調 整 班

農 林 水 産 部	救 援 物 資 調 整 班
県 土 整 備 部	公 共 土 木 対 策 班
	道 路 班

- 2 応急対策班の班長は、原則として第8条第2項に定める班の班長をもって充てる。
- 3 応急対策班は、所属部その他関係方面との連絡に当たるとともに、情報を収集し、災害応急対策の任務に当たるものとする。
- 4 センター従事者は、センターと所属との連絡調整等の任務に当たるものとする。

(本部連絡責任者)

第12条 センターに次表に掲げる本部連絡責任者を置く。

実行部・支部	本部連絡責任者	実行部・支部	本部連絡責任者
危機管理環境部	政 策 調 査 幹	出 納 局	会 計 課 副 課 長
政 策 創 造 部	政 策 調 査 幹	企 業 局	政 策 調 査 幹
経 営 戦 略 部	総 務 課 副 課 長	病 院 局	政 策 調 査 幹
未 来 創 生 文 化 部	政 策 調 査 幹	教 育 委 員 会	政 策 調 査 幹
保 健 福 祉 部	政 策 調 査 幹	警 察 本 部	警 備 課 課 長 補 佐
商 工 労 働 観 光 部	政 策 調 査 幹	南 部 支 部	政 策 調 査 幹
農 林 水 産 部	政 策 調 査 幹	西 部 支 部	政 策 調 査 幹
県 土 整 備 部	政 策 調 査 幹	東 部 支 部	次 長 (東 部 県 土 整 備 局)

- 2 本部連絡責任者は、センターにおいて服務するものとする。
- 3 本部連絡責任者は、統括司令室と実行部・支部との連絡調整及び実行部・支部に関する情報収集並びに統括司令室への報告等の任務に当たるものとする。

(本部連絡責任者会議)

第13条 本部会議による決定事項等についての全庁的な調整や複数の部間の調整等を、迅速かつ円滑に行うため、統合作戦部長は、本部連絡責任者会議を設置する。

- 2 本部連絡責任者会議は、統合作戦部の部長及び各班長並びに本部連絡責任者をもって構成する。
- 3 本部連絡責任者会議は、統合作戦部長が主宰し、必要がある場合には、関係する防災関係機関等の職員の出席を求めることができる。
- 4 本部連絡責任者会議には、必要に応じ部の班長や担当者が出席し、状況の説明に当たるものとする。

(支部)

第14条 本部長は、地域の総合的応急対策の推進を図るため必要があると認めるときは、支部を判断により置くことができる。ただし、県内で震度6弱以上の地震が発生したとき、又は県沿岸に大

津波警報が発表されたときは、各支部は自動設置されるものとする。

2 支部の名称，設置場所及び所管区域は次のとおりとする。

名 称	設 置 場 所	所 管 区 域
東 部 支 部	東 部 県 土 整 備 局	徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 石井町 神山町 松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町
南 部 支 部	南 部 総 合 県 民 局	阿南市 那賀町 牟岐町 美波町 海陽町
西 部 支 部	西 部 総 合 県 民 局	美馬市 三好市 つるぎ町 東みよし町

(支部長，副支部長)

第15条 支部に支部長を置き，総合県民局長及び東部県土整備局長の職にある者をもって充てる。

2 南部及び西部支部の支部長は，支部における災害に関する情報の管理及び災害応急対策を実施する。東部支部においては，支部長又は副支部長が，それぞれ所管する局における災害に関する情報の管理及び災害応急対策を実施する。

3 副支部長を各支部に置き，南部及び西部支部にあつては支部長があらかじめ指名する者を，東部支部においては，東部県税局長，東部保健福祉局長及び東部農林水産局長をもって充てる。

4 副支部長は，支部長を補佐し，支部長に事故があるときはその職務を代理する。

(実施班)

第16条 各支部に属する機関として，実施班を置く。

2 実施班の名称，実施班長及び分掌事務は別表第3のとおりとする。ただし，支部長が認めたときは，その他の実施班を指名し，加えることができる。

(支部会議)

第17条 災害応急対策の検討，総合調整及び連絡調整を行うため，支部に支部会議を置く。

2 支部会議は，支部長，副支部長及び実施班長をもって構成する。

3 支部会議は，支部長が主宰する。

4 支部長は，必要がある場合は，支部会議に係る防災関係機関等の職員の出席を求めることができる。

5 支部長は，支部会議において決定した事項については，特に重要又は異例に属する事項については，本部長に報告し，又は指示を求めるものとする。

(支部事務局)

第18条 支部の事務を処理するために，支部に支部事務局を置く。

2 支部事務局は，災害に関する諸情報の一元化を図り，災害業務の総合調整を行う。

3 支部事務局に局長及び局員を置く。

4 局長は南部支部にあつては地域創生防災部主幹を，西部支部にあつては地域創生観光部企画幹を，東部支部にあつては東部県土整備局の次長のうちから支部長があらかじめ指名する職員を充てる。また局員は，南部支部にあつては地域創生防災部の職員を，西部支部にあつては地域創生観光部の職員を，東部支部にあつては東部支部に属する職員のうちから，支部長があらかじめ指名する者をもって充てる。ただし，局長が認めたときは，第16条に規定する各実施班の職員のうちから局員を指名し，増員する。

(本部初動要員)

第19条 本部の初動体制確立及び初動・応急対応業務のため，センター，県立防災センター・消防

学校（北島町）及び西部総合県民局美馬庁舎（美馬市）に本部初動要員を置く。

- 2 本部初動要員は，センター，県立防災センター・消防学校及び西部総合県民局美馬庁舎の近隣に居住する職員のうちから，知事が指名する。

（現地災害対策本部）

- 第20条 本部長は，大規模又は激甚な災害が発生した場合において，防災の推進を図るため必要があると認めるときは，現地災害対策本部（以下「現对本部」という。）を置くものとする。
- 2 現对本部及びその所管区域は，災害が発生した地域の実情に応じて，その都度本部長が決定する。

（現地災害対策本部の構成）

- 第21条 現对本部に現地災害対策本部長（以下「現对本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現对本部員」という。）を置く。
- 2 現对本部長及び現对本部員は，本部長がその都度指名する。
 - 3 現对本部長は，現地災害応急対策を実施するとともに，本部長の命を受けたときは，本部長の権限に属する事務の一部を代行する。

（現地災害対策本部会議）

- 第22条 災害応急対策の検討，総合調整及び連絡調整を行うため，現对本部に現地災害対策本部会議（以下「現对本部会議」という。）を置く。
- 2 現对本部会議は，現对本部長及び現对本部員をもって構成する。
 - 3 現对本部会議は，現对本部長が主宰する。
 - 4 第17条第4項及び第5項の規定は，現对本部について準用する。

（地方連絡部）

- 第23条 本部長は，災害に関し，国会，中央官庁その他関係方面との連絡事務等の円滑な処理を行うため必要があると認めるときは，地方連絡部を置く。
- 2 地方連絡部の名称，位置，地方連絡部長及び分掌事務は別表第4のとおりとする。

（配備体制等）

- 第24条 災害が発生し，又は発生するおそれがあるときは，別表第5の配備体制・動員体制によるものとする。
- 2 危機管理環境部長は，別表第5の第1非常体制及び第2非常体制の配備体制において，災害に関する情報の収集及び関係機関等との連絡調整その他災害応急対策を円滑に行うため，必要があると認めるときは，連絡本部又は警戒本部を設置するものとする。
 - 3 連絡本部及び警戒本部の設置については，次のとおりとする。
 - （1）連絡本部は，関係機関等と特に緊密な連絡調整を図る必要がある場合に置き，連絡本部長にはとくしまゼロ作戦課長を，本部員には危機管理環境部の職員をもって充てる。
 - （2）警戒本部は，特に警戒を要する場合に置き，警戒本部長には危機管理環境部長を，本部員には危機管理環境部の職員及び関係課の課員をもって充てる。
 - （3）前各号の連絡本部長及び警戒本部長は，とくしまゼロ作戦課長及び危機管理環境部長がそれぞれ代理者を指名することができる。
 - （4）連絡本部長及び警戒本部長は，必要があると認めるときは，本部員を防災関係機関等に派遣し，情報の収集及び連絡調整に当たらせることができる。
 - 4 総合県民局長，東部県土整備局長は，別表第5の第2非常体制の配備体制において，災害に関する情報の収集及び関係機関等との連絡調整その他災害応急対策を円滑に行うため，必要があると認めるときは，警戒支部を設置するものとする。
 - 5 警戒支部の設置については，次のとおりとする。
 - （1）警戒支部は，特に警戒を要する場合に置き，警戒支部長には総合県民局長，東部県土整備局長を，警戒支部員には第16条に規定する各実施班の職員をもって充てる。

- (2) 前号の警戒支部長は、状況に応じて代理者を指名することができる。
- (3) 警戒支部長は、必要があると認めるときは、支部員を市町村に派遣し、情報の収集及び連絡調整にあたらせることができる。

(配備編成計画等)

第 2 5 条 各部長及び支部長は、災害応急対策を円滑に行うため、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の体制ごとに、所属する職員の配備編成計画等をあらかじめ別表第 6 の様式により整備するものとする。

2 配備編成計画等は、勤務時間外、休日等に発生した災害においても所属する職員が迅速に対応できるように職員の居住地等を考慮して整備するものとする。

(補則)

第 2 6 条 この規程の定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は別に本部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和 5 3 年 8 月 5 日から施行する。
- 2 徳島県災害対策本部運営規程（昭和 5 0 年設置）は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 7 年 1 1 月 2 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則
1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成15年9月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成17年3月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成17年9月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成23年5月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成25年3月21日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成27年5月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和元年5月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和元年12月19日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和3年3月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和3年11月25日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

徳島県災害対策本部統括司令室の編成及び分掌事務

室	部	班	班長	分掌事務	
統括司令室	統合作戦部	作戦立案班			
		とくしまゼロ作戦課長		・災害対策本部の設置及び廃止の検討・運営に関すること	
				・現地災害対策本部の設置・運営に関すること	
				・自衛隊災害派遣要請に関すること	
				・災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること	
				・災害応急対策に係る統括司令室の運営に関すること	
				・緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊、自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請(他部の所管に属する事項を除く。)の要否の決定に関すること	
				・防災関係機関との合同会議の開催に関すること	
				・災害対策基本法第60条第5項の規定による避難指示に関すること	
				・災害警戒及び注意喚起の発信に関すること	
				・被災市町村への要員の派遣の要否の決定に関すること	
				・国現地対策本部との連絡調整に関すること	
				・国への要望に関すること	
		情報収集・分析班			
		とくしまゼロ作戦課長		・作戦立案班と連携した災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管理に関すること	
				・重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関すること	
				・災害対策本部各々が収集した情報の整理、分類及び評価に関すること	
				・関係機関等からの情報の収集、整理、及び記録に関すること	
				消防機関、警察等からの被害状況等	
				交通(道路鉄道等)の規制、運行等	
				ライフライン(電気ガス水道通信)の被害状況及び復旧状況等	
				・JAXAへの緊急観測要請に関すること	
				・気象状況等の収集及び市町村等関係機関への伝達に関すること	
				・県警との被害状況に関する情報の相互提供及び確認に関すること	
			・災害即報の消防庁への報告に関すること		
			・被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関すること		
		安否確認班			
とくしまゼロ作戦課長		・安否不明者等の確認に関すること			
		・安否不明者等の公表名簿の作成に関すること			
		・受付窓口の設置及び公表内容の更新に関すること			
		・部内の実施事項の応援に関すること			
通信班					
とくしまゼロ作戦課長		・県総合情報通信ネットワークシステムに関すること			
		・災害用通信・情報収集設備の機能確保に関すること			
		・災害対策本部室の映像機器等運用に関すること			
		・通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関すること			
災害救助班					
とくしまゼロ作戦課長		・災害救助法の適用に関すること			
		・災害救助法に関する国との調整及び救助費の精算に関すること			
		・災害救助法に基づく救助を市町村長が行うこととする通知及び告示に関すること			
		・災害救助法に係る市町村への指導に関すること			
		・緊急通行車両証明書の発行に関すること			
		・被災者生活再建支援法の適用に関すること			
		・激甚災害指定に関すること			

別表第1

徳島県災害対策本部統括司令室の編成及び分掌事務

室	部	班	班長	分掌事務	
統括司令室	統合作戦部	ロジスティック班			
		危機管理政策課長	・防災・危機管理センターの設置・運営に関する事		
			・職員参集に関する事		
			・国, 全国知事会, 関西広域連合, 中四国, 鳥取県への応援要請・受援調整に関する事		
			・災害対応の記録に関する事		
			・写真等による情報の収集及び記録対応に関する事		
			・被災の記録及び資料収集に関する事		
		部隊運用班			
		消防保安課長	・消防応援活動調整本部の活動・調整に関する事		
			・消防庁との調整に関する事		
			・消防防災ヘリ等の運用・調整に関する事		
			・各消防本部との調整に関する事		
			・自衛隊・警察・海保等防災関係機関との調整に関する事		
			・救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関する事		
		応援・受援調整班			
危機管理政策課長	・応援・受援に係る全体管理に関する事				
渉外・市町村支援部	渉外班				
	総合政策課長 万博推進課長	・国(皇族含)や他の都道府県との渉外対応に関する事			
		・災害見舞及び視察者に関する事			
		・被災地の視察, 慰問, 激励等の対応に関する事			
		・他都道府県の職員の視察に関する事			
		・大臣等主要来県者の接遇に関する事			
		・他都道府県の議員の視察に関する事			
		・他の都道府県からの災害見舞金に関する事			
	議会議務局 総務課長	・他都道府県の議員の視察に関する事			
	ダイバーシティ 推進課長	・海外からの見舞い及び支援物資等への対応に関する事			
		・外国からの視察に関する事			
	市町村支援班				
	市町村課長	・市町村からの県に対する要請(要望)窓口に関する事			
		・市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援及び受援の調整に関する事			
		・住基ネットに関する事			
・市町村行財政等への支援に関する事					
デジタルとくしま 推進課長	・市町村情報ネットワークの被害状況の把握及び復旧の応援に関する事				
	・徳島県自治体情報セキュリティクラウドに関する事				
	・Tokushima Free Wi-Fi(とくしま無料Wi-Fi)に関する事				
とくしまぐらし 応援課長	・班内の実施事項の応援に関する事				

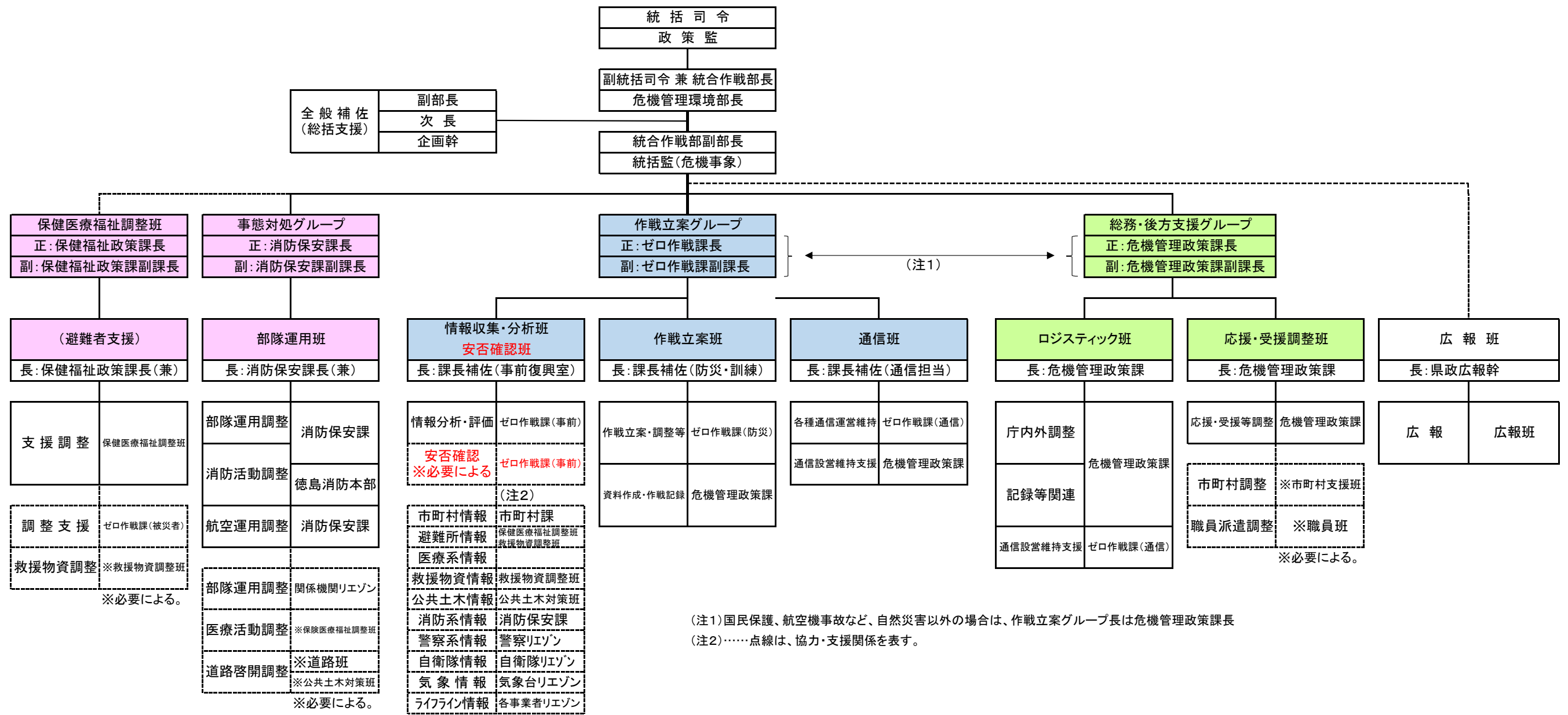
別表第1

徳島県災害対策本部統括司令室の編成及び分掌事務

室	部	班	班長	分掌事務
統括司令室	広報・調達部	広報班		
		県政広報幹	・災害時の広報に関する事	
			・知事の記者会見に関する事	
			・県ホームページによる広報に関する事	
			・報道機関への被害状況等情報提供に関する事	
			・報道機関からの取材対応に関する事	
		総務班		
		総務課長	・災害対応従事者の食料・トイレ・寝具等、後方支援に関する事	
		秘書課長	・本部長及び副本部長(副知事・政策監)の秘書に関する事	
		職員班		
		人事課長	・職員参集・応援に関する事	
			・職員の安否確認に関する事	
			・部局をまたがる職員応援に関する事	
			・職員の災害派遣に関する事	
			・職員の罹災状況に関する事	
		職員厚生課長	・職員の健康管理に関する事	
			・職員の災害補償等に関する事	
			・職員の惨事ストレス対策に関する事	
			・災害派遣職員等の応急宿舎に関する事	
		庁舎管理・財務班		
		管財課長	・県庁舎(万代庁舎)の安全・機能確保に関する事	
			・県庁舎(万代庁舎)のライフライン機能等の確保に関する事	
			・万代庁舎自衛消防組織及び災害避難応援隊の活動に関する事	
			・来庁者(避難者含む)の安全確保に関する事	
			・県庁舎(万代庁舎)及び合同庁舎の被害状況の把握及び応急機能確保に関する事	
			・災害救助物資等の購入に関する事	
			・本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に関する事	
			・応急仮設住宅の建設用地(県有未利用地)の確保に関する事	
		スマート県庁推進課長	・県庁総合サービスネットワークの被害状況の把握及び復旧に関する事	
			・県庁舎の情報システムの確保に関する事	
		財政課長	・災害時の県の財務管理に関する事	
			・災害対策の予算措置に関する事	

総括司令室連携基準
付紙「統合作戦部組織(基準)」参照

統合作戦部組織(基準)



別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務
危機管理環境部	消防保安班		
		消防保安課長	・危険物施設及び高圧ガス施設等の災害対策に関すること
	防災センター班		
		防災人材育成センター所長	・県立防災センター及び消防学校の被害状況の把握及び応急機能確保措置に関すること
	生活環境対策班		
		環境指導課長	・被災市町村の一般廃棄物(ごみ・し尿)処理施設の復旧に必要な支援等に関すること ・被災市町村の一般廃棄物(ごみ・し尿・災害廃棄物)処理の広域調整に関すること
		環境管理課長	・大気汚染及び水質汚濁に係る発生源監視に関すること
	衛生班		
		安全衛生課長	・給水に関すること ・上水道の応急復旧に関すること ・食品衛生の確保に関すること ・遺体収容に関すること ・遺体袋、棺、ドライアイス等の調達に関すること ・火葬及び仮埋葬に関すること ・ねずみ族・こん虫等の駆除に関すること ・環境衛生施設の災害対策及び衛生維持に関すること
		食肉衛生検査所長	・と畜場、食鳥処理施設の被害調査に関すること
		動物愛護管理センター所長	・被災動物の救援に関すること
	応援班		
		グリーン社会推進課長 消費者政策課長 保健製薬環境センター所長	・部内の実施事項の応援に関すること
	政策創造部	総合政策班	
		総合政策課長	・部内の被害状況収集に関すること ・部内の連絡調整に関すること
応援班			
	統計データ課長 県立総合大学校本部長	・部内の実施事項の応援に関すること	

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務	
経営戦略部	総務班			
	総務課長		・部内の被害状況収集に関すること	
			・部内の連絡調整に関すること	
			・私立学校の被害状況調査及び応急教育に関すること	
	税務課長		・災害による県税の減免に関すること	
			・市町村の罹災証明書発行業務の支援に関すること	
			・税務相談に関すること	
	監察局監察評価課長		・被災者等からの相談, 苦情, 要望等の総合案内窓口に関すること	
	議会事務局総務課長		・議員との連絡等に関すること	
			・議会の会議に関すること	
	応援班			
	総務事務管理課長 任用課長 監査第一課長 監察局法人検査課長 監察局法制文書課長 自治研修センター所長		・部内の実施事項の応援に関すること	
	未来創生文化部	未来創生班		
		未来創生政策課長		・部内の被害状況の収集に関すること
・部内の連絡調整に関すること				
文化の森振興センター所長			・文化の森各館の災害対策に関すること	
国際対策班				
ダイバーシティ推進課長			・罹災外国人の援護に関すること	
文化財班				
文化資源活用課長			・文化財の被害調査に関すること	
			・文化財の応急対策に関すること	
応援班				
男女参画・人権課長 文化・未来創造課長 スポーツ振興課長		・部内の実施事項の応援に関すること		

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務
保健福祉部	保健医療福祉調整班(総括)		
	保健福祉政策課長	保健福祉政策課長	・保健医療福祉活動の総合調整に関すること
	医療政策課長	医療政策課長	・災害時コーディネーターの総括に関すること
	健康づくり課長	健康づくり課長	・災害医療コーディネーターに関すること
	薬務課長	薬務課長	・災害時保健衛生コーディネーターに関すること
	長寿いきがい課長	長寿いきがい課長	・災害時薬務コーディネーターに関すること
	障がい福祉課長	障がい福祉課長	・災害時介護福祉コーディネーターに関すること
			・災害福祉支援ネットワークに関すること
			・災害時健康危機管理支援チームに関すること
	保健医療福祉調整班(避難者支援)		
	保健福祉政策課長	保健福祉政策課長	・部内の被害状況の収集に関すること
			・部内の連絡調整に関すること
			・保健師等の派遣に関すること
			・避難所の設置状況等の情報収集に関すること
			・避難所運営要員の確保に関すること
			・生活物資の確保・供給に関すること
			・避難所の衛生確保に関すること
			・避難所の電源等ライフライン確保に関すること
			・炊き出しに関すること
			・避難所外避難者への支援に関すること
国保・自立支援課長	国保・自立支援課長	・国保料(税)に関すること	
健康づくり課長	健康づくり課長	・ALS等人工呼吸器を装着する難病患者の医療の供給に関すること	
		・被災者の健康相談に関すること	
		・被災者の栄養指導に関すること	
		・「とくしま災害栄養チーム」に関すること	
		・被災者の精神保健相談に関すること	
		・疫学調査及び健康診断に関すること	
		・DPATの受入・活動調整に関すること	
感染症対策課長	感染症対策課長	・「とくしま災害感染症専門チーム」に関すること	
		・疫学調査及び感染症予防に関すること	
		・防疫に関すること	
精神保健福祉センター所長	精神保健福祉センター所長	・被災者の精神保健相談に関すること	
		・DPATの受入・活動調整に関すること	
安全衛生課長	安全衛生課長	・一時避難所としての旅館・ホテル等の借り上げに関すること	
観光政策課長	観光政策課長		
保健医療福祉調整班(薬務)			
薬務課長	薬務課長	・医薬品(輸血用血液を含む。)、衛生材料及び防疫薬品等の確保に関すること	
		・薬剤師の援護業務に関すること	
		・毒物劇物の災害対策に関すること	

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務
保健福祉部	保健医療福祉調整班(医療活動支援)		
	医療政策課長		・DMATの受入・活動調整に関すること
			・初動時の緊急医療体制の確立に関すること
			・人工透析患者等の医療の供給に関すること
			・医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関すること
			・ドクターヘリの運航に関すること
	病院局総務課長		・県立病院の連絡調整に関すること
	保健医療福祉調整班(災害時要援護者支援)		
	保健福祉政策課長		・災害時要援護者の支援に関すること
			・罹災低所得者援護に関すること
			・福祉避難所の設置状況等の情報収集に関すること
			・社会福祉施設の災害対策の総括に関すること
			・災害弔慰金の支給等に関する法律の適用及び実施に関すること
			・災害派遣福祉チームの受入・活動調整に関すること
	次世代育成・青少年課長		・罹災児童の援護に関すること
			・罹災母子世帯等の援護に関すること
			・社会福祉施設の災害対策に関すること
	障がい福祉課長		・罹災身体障がい者、罹災知的障がい者の援護に関すること
			・社会福祉施設の災害対策に関すること
	長寿いきがい課長		・罹災高齢者の援護に関すること
			・被災者に対する各種保険給付金の早期支払いに関すること
			・被災者に対する保険料納入延滞金の免除及び滞納処分の執行猶予に関すること
			・被災者で保険証を紛失した者に対する再交付に関すること
	災害ボランティア班		
	保健福祉政策課長		・県災害ボランティア本部に対する支援に関すること
			・市町村ボランティア本部との連携調整に関すること
			・総合的ボランティアニーズの把握及び分析に関すること
義援金受入・配分班			
保健福祉政策課長		・義援金品の受入・配分調整に関すること	
		・義援金の配分委員会の設置及び配分額等の決定に関すること	
応援班			
	ワクチン・入院調整課長 中央子ども女性相談センター所長 徳島学院長 障がい者相談支援センター所長 発達障がい者総合支援センター所長 総合看護学校長		・部内の実施事項の応援に関すること

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務
商 工 労 働 観 光 部	事業者支援班		
	商工政策課長		・部内の被害状況の収集に関すること
			・部内の連絡調整に関すること
			・企業の事業継続の支援に関すること
	企業支援課長		・生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に関すること
			・生活必需品等物資の供給に係る被災地外市町村への供給調整及び斡旋に関すること
			・国、他都道府県への生活必需品等物資の供給に係る応援要請に関すること
			・中小企業に対する災害金融に関すること
			・応急融資に関すること
	労働雇用戦略課長		・雇用機会・労働条件に関すること
			・雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との連携調整に関すること
	産業人材育成センター所長		・県立テクノスクール等の災害対策に関すること
	観光対策班		
	観光政策課長		・観光施設等の災害対策に関すること
・一時避難所としての旅館・ホテル等の借上げに関すること			
応援班			
新未来産業課長 にぎわいづくり課長 工業技術センター所長 労働委員会事務局 調整課長		・部内の実施事項の応援に関すること	
農 林 水 産 部	救援物資調整班		
	農林水産政策課長		・部内の被害状況の収集に関すること
			・部内の連絡調整に関すること
			・農業関係の激甚災害指定の取りまとめに関すること
			・農林漁業関係災害の金融に関すること
			・農林水産業共同利用施設の災害に関すること
			・物流体制の確保に関すること
	農林水産総合技術支援センター経営推進課長		・保管農薬・肥料の安全対策に関すること
	もうかるブランド推進課長		・物流体制の確保に関すること
企業支援課長		・物流体制の確保に関すること	
運輸政策課長		・物流体制の確保に関すること	
次世代交通課長		・物流体制の確保に関すること	

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務
農 林 水 産 部	農業再生班		
	生産基盤課長		・農地、農業用施設、漁港等の被害状況の取りまとめに関する事
			・農地、農業用施設、漁港等の災害対策に関する事
			・所管する海岸及び地すべり防止施設の災害対策に関する事
	農山漁村振興課長		・農地、農業用施設の災害対策に関する事
			・所管する海岸及び地すべり防止施設の災害対策に関する事
	鳥獣対策・ふるさと創造課長		・鳥獣被害防止施設等の被害状況の取りまとめに関する事
	農業班		
	農林水産総合技術支援センター所長 経営推進課長 経営研究課長 農産園芸研究課長 資源環境研究課長 高度技術支援課長 畜産研究課長 水産研究課長		・農林水産総合技術支援センターの被害状況の取りまとめに関する事
			・農業被害調査に関する事
			・農業事業継続に関する事
			・農作物被害等の技術対策の推進に関する事
	畜産班		
	畜産振興課長 家畜防疫衛生センター所長		・畜産物、畜産施設の被害状況に関する事
			・流通飼料及び飼料作物等の確保に関する事
			・家畜伝染病の予防及び防疫に関する事
	水産班		
	水産振興課長 漁業調整課長		・水産関係の激甚災害指定の取りまとめに関する事
			・水産物被害の把握及び水産物・水産加工品の確保に関する事
			・災害輸送用漁船の確保に関する事
	林業班		
	スマート林業課長		・林業関係の激甚災害指定の取りまとめに関する事
			・県有施設等の災害対策に関する事
			・特用林産施設の被害状況のとりまとめに関する事
			・造林地の被害状況の取りまとめに関する事
			・建設資材(木材等)の確保に関する事
	森林整備課長		・治山及び林道施設の災害対策に関する事
・保安林の被害状況の取りまとめに関する事			
応援班			
	徳島海区漁業調整委員会事務局長	・部内の実施事項の応援に関する事	

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務		
県土整備部	公共土木対策班				
	砂防・気候防災課長 (気候変動・県土防災担当)		・部内の災害対策に関すること ・部内の被害状況の収集に関すること		
		県土整備政策課長		・部内の連絡調整に関すること ・部内の他の班に属しないこと	
	建設管理課長			・建設業者の確保に関すること ・部内の連絡調整等の応援に関すること	
		収用委員会事務局次長		・部内の連絡調整等の応援に関すること	
	道路班				
	道路整備課長 高規格道路課長		・道路啓開に関すること ・災害時における道路及び橋梁の使用に関すること ・緊急輸送道路ネットワークの確保に関すること ・橋梁・トンネル等の安全点検に関すること		
		河川班			
		水管理政策課長 河川整備課長		・水防本部に関すること ・河川、海岸、ダム等の災害対策に関すること ・水位雨量等観測資料収集に関すること ・水防警報受報発報、ダム関連通報に関すること ・河川、ダム警戒に関すること ・水防無線に関すること	
			砂防班		
	砂防・気候防災課長 (警戒対策・管理担当)			・砂防、急傾斜、地すべり施設の災害対策に関すること ・土砂災害の被害状況の取りまとめに関すること ・土砂災害警戒情報に関すること	
			住宅班		
			住宅課長		・県営住宅の災害対策に関すること ・応急仮設住宅の確保に関すること ・住宅相談窓口の設置に関すること ・災害公営住宅の整備に関すること
	建築指導室長			・建築士、大工等の確保に関すること ・建築物の災害復旧の技術指導に関すること ・被災建築物応急危険度判定に関すること	
		営繕課長			・応急仮設住宅の確保の応援に関すること ・公共施設の応急措置に関すること ・仮設トイレの調達に関すること

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務
県土整備部	まちづくり班		
	都市計画課長		・都市計画施設等の災害対策に関すること
			・被災宅地危険度判定に関すること
			・復興対象地区の選定に関すること
	水・環境課長		・下水道の応急復旧に関すること
	用地対策課長		・都市計画施設等の災害対策の応援に関すること
	運輸班		
	運輸政策課長		・港湾、漁港及び海岸施設の災害対策に関すること
			・災害輸送用船舶の確保に関すること
			・物資の輸送に係る調整に関すること
			・災害輸送用車両の確保に関すること
	次世代交通課長		・公共交通機関の被害状況調査に関すること
			・災害輸送用車両の確保に関すること
			・物資の輸送に係る調整に関すること
・災害輸送用船舶の確保に関すること			
・災害輸送用航空機の確保に関すること			
出納部	出納班		
	会計課長		・資金の安定供給に関すること
			・応急対策経費の出納に関すること
			・災害時の出納の処理方法に関すること
応援班			
	公共入札検査課長		・部内の実施事項の応援に関すること
企業部	公営企業班		
	経営企画戦略課長		・部内の被害状況収集に関すること
			・部内の連絡調整に関すること
	施設基盤整備室長		・土木・建築設備の被害状況確認・復旧に関すること
	事業推進課長		・電機・機械設備の被害状況確認・復旧に関すること
総合管理推進センター所長		・発電及び工業用水道施設の被害状況確認・復旧に関すること	
病院部	病院班		
	総務課長		・部内の被害状況収集に関すること
			・部内の連絡調整に関すること
			・県立病院の連絡調整に関すること
経営改革課長		・県立病院の資機材調達に関すること	

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務
教育 部	教育総務班		
	教育政策課長		・部内の被害状況収集に関すること
			・部内の連絡調整に関すること
			・教育関係広報に関すること
	教職員課長		・教職員の被害状況等に関すること
	福利厚生課長		・教職員の健康管理に関すること
	施設整備課長		・教育施設の災害対策に関すること
	生涯学習課長		・社会教育施設の被害調査に関すること
	教育対策班		
	学校教育課長 特別支援教育課長		・児童及び生徒の被害状況の把握に関すること
			・応急教育に関すること
			・学校の再開に関すること
			・被災した児童生徒への就学援助に関すること
			・被災した児童生徒への学用品等の供与に関すること
	人権教育課長		・スクールカウンセラーの派遣に関すること
	体育健康安全課長		・児童・生徒の避難その他の対策に関すること
			・児童生徒の健康管理に関すること
			・学校の避難所運営支援に関すること
	総合教育センター所長		・教育情報ネットワークの被害状況の把握及び復旧に関すること
	総務課長		・私立学校の被害状況調査及び応急教育に関すること
応援班			
コンプライアンス推進室長		・部内の実施事項の応援に関すること	
教育創生課長			
警 察 部	警察本部班		
			・県警察災害警備本部の組織及び所掌業務による

別表第3 実施班の名称・実施班長及び分掌事務

区分	実施班の名称	実施班長	分掌事務	所管区域
南部支部	地域創生防災実施班 (支部事務局)	南部総合県民局地域創生防災部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局地域創生防災部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること ・支部会議, 支部事務局に関すること	徳島県総合県民局設置条例(平成16年条例第55号)に定める徳島県南部総合県民局の所管区域
	保健福祉環境実施班	南部総合県民局保健福祉環境部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局保健福祉環境部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	
	農林水産実施班	南部総合県民局農林水産部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局農林水産部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	
	県土整備実施班	南部総合県民局県土整備部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局県土整備部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	
	その他の実施班	南部総合県民局 その他の室長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局の当該室の分掌事務のうち災害応急対策に関すること ・他の班の応援に関すること	
西部支部	地域創生観光実施班 (支部事務局)	西部総合県民局地域創生観光部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局地域創生観光部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること ・支部会議, 支部事務局に関すること	徳島県総合県民局設置条例(平成16年条例第55号)に定める徳島県西部総合県民局の所管区域
	保健福祉環境実施班	西部総合県民局保健福祉環境部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局保健福祉環境部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	
	農林水産実施班	西部総合県民局農林水産部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局農林水産部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	
	県土整備実施班	西部総合県民局県土整備部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局県土整備部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	
	その他の実施班	西部総合県民局 その他の室長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局の当該室の分掌事務のうち災害応急対策に関すること ・他の班の応援に関すること	

別表第3 実施班の名称・実施班長及び分掌事務

区分	実施班の名称	実施班長	分掌事務	所管区域
東部支部	東部県税班	東部県税局の副局長のうち東部県税局長が指名する者	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部県税局の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部県税局のの所管区域
	東部保健福祉班	東部保健福祉局の副局長のうち東部保健福祉局長が指名する者	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部保健福祉局の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部保健福祉局の所管区域
	東部農林水産班	東部農林水産局の副局長のうち東部農林水産局長が指名する者	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部農林水産局の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部農林水産局の所管区域
	東部県土整備班 (支部事務局)	東部県土整備局の副局長のうち東部県土整備局長が指名する者	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部県土整備局の分掌事務のうち災害応急対策に関すること ・支部会議、支部事務局に関すること	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部県土整備局の所管区域
その他の実施班	その他の実施班	別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に定める各班を除く、その他の事務所長等	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める当該事務所等の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める事務所等の所管区域

別表第4 地方連絡部の名称,位置,部長及び分掌事務

部の名称	位置	部長	分掌事務
東京地方連絡部	東京本部内	東京本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係ことの国会、中央諸官庁、その他関係方面との連絡に関する事 ・災害関係の情報、資料の収集、調査及びこれらの速報に関する事 ・関東地方における災害対策用物資購入に当たっての斡旋等協力に関する事 ・関東地方における緊急通行車両証明書の発行に関する事 ・他の都道府県からの災害見舞金に関する事 ・その他災害関係の特に命じられた事
関西地方連絡部	関西本部内	関西本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係ことの関西、中部方面の官公庁、その他関係方面との連絡に関する事 ・関西、中部方面における災害対策用物資購入に当たっての斡旋等協力に関する事 ・関西、中部方面における緊急通行車両証明書の発行に関する事 ・その他災害関係の特に命じられた事

別表第 5

西 己 備 体 体 備 考

配備区分	配 備 内 容	配 備 時 期	備 考
第 1 非常体制	1. 庁内関係課（出先機関を含む。）においては情報連絡活動を円滑に行い得る必要最小限の職員を配備し、状況に応じてすみやかに第 2 非常体制に移行し得る態勢とする。 2. 配備につく職員は原則として通常の勤務場所において、主として情報連絡活動を行うものとする。	1. 県内に震度 4 の地震が発生したとき。 2. 徳島県に津波注意報が発表されたとき。 3. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 4. その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が予想されるとき。	左記の配備時期においては、関係機関等と特に緊密な連絡調整を図る必要があることから「連絡本部」を設置する。 本部長：とくしまゼロ作戦課長 本部長：危機管理環境部職員
第 2 非常体制	1. 庁内関係課（出先機関を含む。）においては、災害対策本部を設置した場合に必要な緊急対策活動を状況に応じて行い得る人員を配備し、すみやかに第 3 非常体制に移行し得る態勢とする。 2. 配備につく職員は、通常の勤務場所において情報連絡等にあたり、所要の措置を構するものとする。	1. 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき。 2. 台風が本県を通過する可能性が高いとき。 3. 河川が氾濫注意水位に近づいたとき。 4. 県内に震度 5 弱または 5 強の地震が発生したとき。 5. 徳島県に津波警報が発表されたとき。 6. 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき。 7. 大雨特別警報が発表されたとき。 8. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 9. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 10. その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が発生したとき、または特に大きな被害が予想されるとき。	左記の配備時期においては、大規模な災害に備える等、特に警戒を要する必要があることから「警戒本部」及び「警戒支部」を設置する。但し、津波警報のみの発表の場合は、「警戒本部」及び「南部支部」を設置する。 本部長：危機管理環境部長 本部長：危機管理環境部職員並びに関係課課長 支部長：総合県民局長及び東部県土整備局長 支部員：実施班員をあてる。
第 3 非常体制	1. 県地域防災計画及び県災害対策本部条例及び県災害対策本部運営規程等に基づく人員を配備する態勢とする。 2. 災害対策本部が自動設置されたときは、全員配備態勢とする。	災害対策本部が設置されたとき。 自動設置 1. 県内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき。 2. 徳島県に大津波警報が発表されたとき。 判断設置 1. 県内で震度 5 弱または 5 強の地震が発生したとき。 2. 県内沿岸に津波警報が発表されたとき。 3. 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき。 4. 大雨特別警報が発表されたとき。 5. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 6. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 7. 県内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 8. 台風等により、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 9. その他、多数の人的被害など、重大な社会的影響のある大規模な事故等の災害が発生し、又はそのおそれが高まったとき。	左記の配備時期においては、「災害対策本部」及び「災害対策支部」を設置する。 本部長：知事 支部長：総合県民局長及び東部県土整備局長

災害対策本部（支部）設置の動員体制

業務内容	災 害 対 策 本 部 ・ 支 部 設 置	
動 員 区 分	勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外 ・ 出 張 中
本 部 長 本 部 員 本 部 副 支 部 長	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。
統 括 司 令 室 員 本 部 連 絡 責 任 者	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。
応 急 対 策 班 各 班 要 員 各 実 施 班 要 員	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。
各 班 ・ 各 実 施 班 の 要 員 以 外 の 職 員	直ちに配備態勢につく。	災害の状況に応じて、連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。

災害対策本部が自動設置された場合は、全員勤務場所へ登庁する。
 注 1 登庁が困難な場合は、連絡し、指示を受ける又は最寄りの事務所で配備態勢につくこと。

別表第6 その1

部 (支部) 配備編成計画

部 名	部 長 (支部長) (職務代行順位)	所属名 (課・室)	所 属 長 (課・室長) (職務代行順位)	班 員 (実 施 班 員) 配 備 体 制					
				第 1 非 常 体 制		第 2 非 常 体 制		第 3 非 常 体 制	
				職務代行順位	職 氏 名	職務代行順位	職 氏 名	職務代行順位	職 氏 名
				震度4の地震。津波注意報が発表されたとき。南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき等		震度5弱又は5強の地震。暴風、大雨、洪水、津波警報等又は大雨特別警報が発表されたとき。台風が本県を通過する可能性が高いとき。南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき等		災害対策本部が設置されたとき	
(記載例) 別表第5の配備体制における配備内容によって所要人員を記載すること。 災害対策に万全を期すため、職務代務者も記載のこと。									

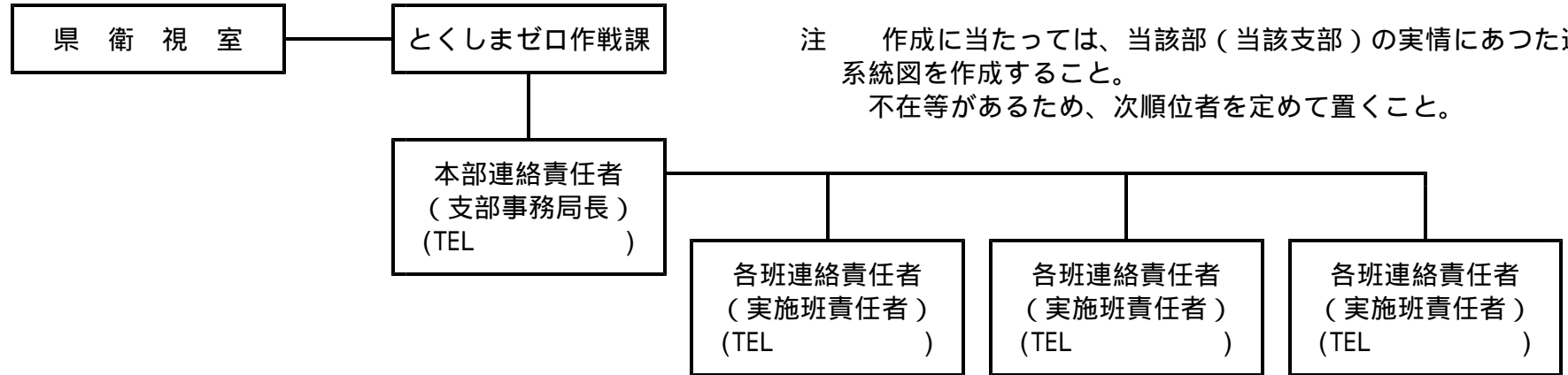
別表第6 その2

班 (実施班) 別分掌事務

班(実施班)名	課(室・所)名	職・氏名	災害対策本部における分掌事務
			<p>(記載例)</p> <p>災害対策本部運営規程第7条別表第1、第8条別表第2及び第16条別表第3に定める分掌事務を羅列するのではなく、災害時における当該班(実施班)の応急対策業務を具体的かつ詳細に記載すること。</p> <p>[突発的な大規模地震等により、緊急参集した職員だれもが、応急対策業務を遂行できる体制を確保することが必要なため]</p>

部（ 支部 ） 勤務時間外等緊急連絡系統図

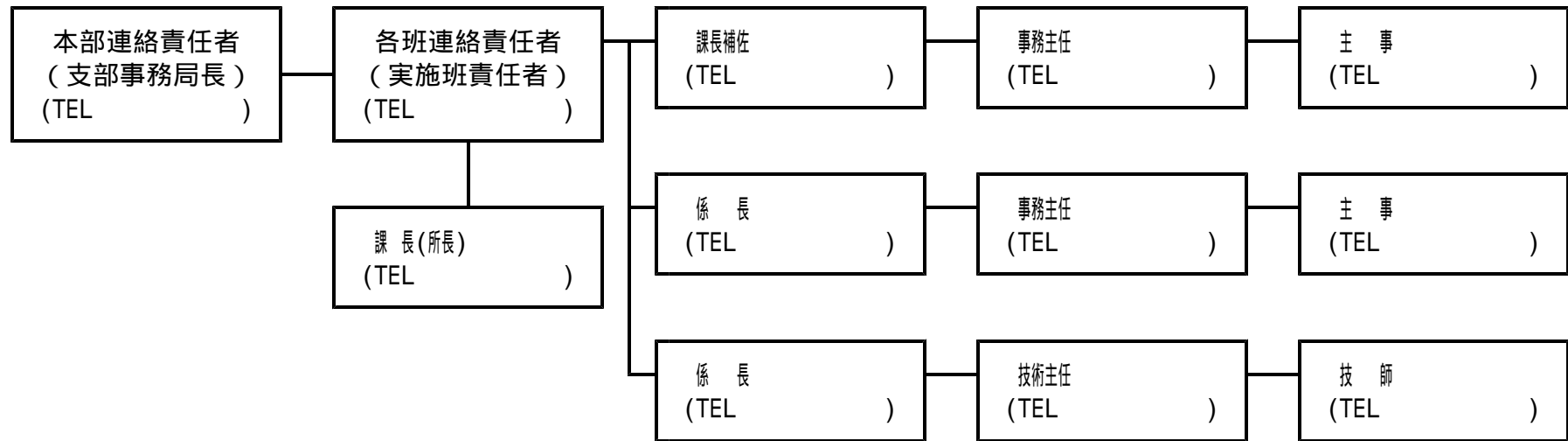
（記載例）



注 作成に当たっては、当該部（当該支部）の実情にあつた連絡系統図を作成すること。
不在等があるため、次順位者を定めて置くこと。

課 勤務時間外等緊急連絡系統図

（記載例）



別表第6 その4

(表の1)
個人行動表

災害対策本部(支部)動員計画

時 点 動 員 区 分	災 害 対 策 本 部 ・ 支 部 設 置	
	勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外 ・ 出 張 中
本 部 長 本 部 員 支 部 長 統 括 司 令 室 員 本 部 連 絡 責 任 者 各 班 要 員	副 本 部 長 副 支 部 長 支 部 事 務 局 員 応 急 対 策 班 各 実 施 班 要 員	直ちに配 備態勢につ く 連絡等により、直ち に登庁し、配備態勢に につく
各 班 ・ 各 実 施 班 の 要 員 以 外 の 職 員	直ちに配 備態勢につ く	災 害 の 状 況 に 応 じ て 連 絡 等 に よ り、直ちに 登庁し、配備態勢につ く

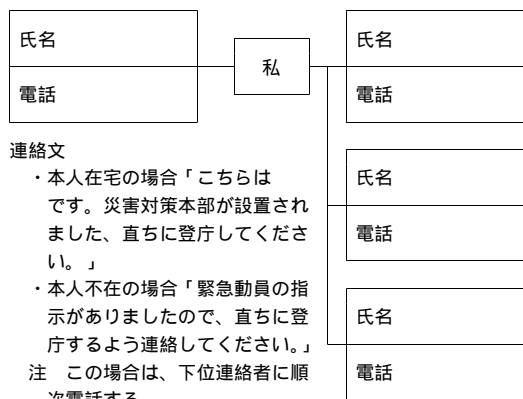
震度6弱以上の地震が発生した場合は、全員勤務場所へ登庁

注・登庁が困難な場合は、連絡し、指示を受ける又は次の
 参集可能な庁舎のうち最寄りの庁舎で配備態勢につく。
 <参集可能な庁舎>
 徳島合同庁舎・鳴門合同庁舎・吉野川合同庁舎・南部総
 合県民局(阿南庁舎・美波庁舎・那賀庁舎)・西部総合県
 民局(美馬庁舎・三好庁舎)

(表の2)

災害対策本部設置緊急連絡網(勤務時間外)

勤務時間外等緊急連絡系統図にしたがって、情報を受けてさ
 らにその情報を伝える。



(裏の1)

災害対策本部運営規程による業務

所属する部・支部名	
部長・支部長名	
班 の 名 称	
班 長 名	
班 分 掌 事 務	

(裏の2)

職員防災メモ

氏 名				男・女
所 属				
郵 便 番 号 現 住 所	〒			
自 宅 電 話 番 号	() -			
家 族 等 へ の 連 絡 先	昼 間	☎	氏名	
		☎	氏名	
	夜 間	☎	氏名	
家 族 の 集 合 ・ 避 難 場 所				

1 4 - 4 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する
損害補償に関する条例

昭和三十九年七月十日

徳島県条例第六十四号

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例をここに公布する。

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例

第一条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第十二条の規定による扶助金の支給の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償する。

（昭五七条例二四・平二五条例三八・一部改正）

第二条 前条の規定は、災害対策基本法第七十一条の規定による協力命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつた場合について準用する。

（昭五七条例二四・一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年条例第二四号）

この条例は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二五年条例第三八号）

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行の日＝平成二五年一〇月二八日）

14-5 徳島県防災会議条例

○徳島県防災会議条例

昭和三十七年十月十二日

徳島県条例第二十九号

徳島県防災会議条例をここに公布する。

徳島県防災会議条例

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十五条第八項の規定に基づき、徳島県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第二条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員は、六十人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(昭六三条例二七・平一五条例三五・平二四条例五〇・平二六条例四五・一部改正)

(幹事)

第三条 防災会議に、幹事五十人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(昭三八条例三一・昭六三条例二七・平一五条例三五・平二四条例五〇・一部改正)

(部会)

第四条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三八年一〇月一八日条例第三一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三三年条例第二七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年条例第三五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年条例第五〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年条例第四五号)

この条例は、公布の日から施行する。

14-6 徳島県防災会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、徳島県防災会議条例（昭和37年徳島県条例第29号）第5条の規定に基づき、徳島県防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(防災会議)

第2条 防災会議は会長が召集し、その議長となる。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第3条 防災会議は、毎年度の当初に開く。ただし、災害の発生その他の事由により、防災会議の必要が生じたときは、その都度開くものとする。

2 委員は、防災会議の必要があると認めるときは、会長に防災会議の召集を求めることができる。

第4条 会長は、第2条の規定にかかわらず、次の場合は適宜の方法により関係のある委員と協議して決することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。

(2) 決定を要する事項が、一部の特定の期間にのみ関係のある事項で、早急に措置を要するとき。

(3) 軽易な事項で、早急に措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定による決定をしたときは、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(部会)

第5条 部会は、部会長が召集し、その議長となる。

2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 水防部会において、次の各号に定める場合は、第2条の規定にかかわらず、水防部会における決定をもって、防災会議の決定とすることができる。

(1) 水防計画の内容に変更が生じ、早急に修正を要するとき。

(2) その他水防に関する事項で、早急に措置を要するとき。

4 水防部会が前項の規定による決定をしたときは、水防部会長は次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(幹事会)

第6条 防災会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が召集し、その議長となる。

3 幹事会においては、次に掲げる事項を処理する。

(1) 防災会議に提出する議案の作成

(2) その他会長から命ぜられた事項

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長がその都度防災会議にはかつて定める。

附則

この規程は、平成18年6月5日から施行する。

徳島県防災会議構成員名簿

会長 徳島県知事 飯泉嘉門

令和4年12月9日現在

災対法 第15条 第5項	機関名	委員		幹事		備考
		職名	氏名	職名	氏名	
第1号	中国四国管区警察局四国警察支局	支局長	山本 真吾	災害対策官	藤本 芳明	
第1号	四国総合通信局	局長	西岡 邦彦	陸上課長	半田 幸二	
第1号	四国財務局徳島財務事務所	所長	河野 茂樹	総務課長	後藤 雅史	
第1号	四国厚生支局	支局長	榎本 芳人			
第1号	徳島労働局	局長	伊藤 浩之			
第1号	中国四国農政局	局長	山本 徹弥	地方参事官(徳島)	清水 邦敏	
第1号	四国森林管理局	局長	遠藤 順也	徳島森林管理署長	島田 喜代司	
第1号	四国経済産業局	局長	原 伸幸	総務企画部参事官(復興推進・事業継続力強化担当)	新居 勉	
第1号	中国四国産業保安監督部四国支部	支部長	山下 宜範			
第1号	四国地方整備局	局長	荒瀬 美和	徳島河川国道事務所長	関 健太郎	
第1号	〃			小松島港湾・空港整備事務所長	新見 泰之	
第1号	四国運輸局徳島運輸支局	支局長	寺岡 昌人	首席運輸企画専門官	賀出 晴美	
第1号	大阪航空局徳島空港事務所	所長	幸松 和明			
第1号	徳島地方气象台	台長	大久保 忠之	防災管理官	高垣 正治	
第1号	徳島海上保安部	部長	潮平 篤	警備救難課長	新庄 哲也	
第1号	中国四国防衛局	局長	今給黎 学	地方調整課長	高木 誠治	
第1号	四国地方測量部	部長	小室 勝也			
第1号	中国四国地方環境事務所	四国事務所長	常富 豊			
第2号	陸上自衛隊第14旅団第15即応機動連隊	連隊長	福井 謙	第3科長	佐藤 才己	
第3号	徳島県教育委員会	教育長	榊 浩一	教育政策課長	小原 広行	
第4号	徳島県警察本部	本部長	松林 高樹	警備課長	田村 聡	
第5号	徳島県	政策監	瀬尾 守	とくしまゼロ作戦課長	溝杭 功祐	訓令
第5号	〃	南部総合県民局保健福祉環境部<阿南>副部長	郡 尋香	総合政策課長	川人 章博	
第5号	〃	障がい者相談支援センター次長	藤中 智美	総務課長	田上 賢児	訓令
第5号	〃	精神保健福祉センター次長	今川 美代	未来創生政策課長		訓令
第5号	〃	防災人材育成センター次長	高杉 康代	保健福祉政策課長	福良 憲市	訓令
第5号	〃	健康づくり課長	大久保 久美子	商工政策課長	出口 修	訓令
第5号	〃	西部総合県民局保健福祉環境部<美馬>副部長	佐々木 絹代	農林水産政策課長	七條 和義	訓令
第5号	〃	次世代育成・青少年課 こども未来応援室長	山名 由起子	砂防防災課長	坂本 耕一	訓令
第5号	〃	東部保健福祉局<徳島保健所>副局長	佐藤 純子	南部総合県民局地域創生防災部長	川口 陽一郎	訓令
第5号	〃	感染症対策課長	梅田 弥生	西部総合県民局地域創生観光部<美馬>次長	三橋 武司	訓令
第5号	徳島県企業局			経営企画戦略課長	大久保 彰	
第5号	徳島県病院局	三好病院副院長	石川 和恵	病院局総務課長	住田 優二	
第5号	〃	中央病院主席	町田 美香			
第6号	徳島県市長会	三好市長	高井 美穂			
第6号	徳島県町村会	海陽町長	三浦 茂貴			
第6号	徳島県消防長会	会長	平井 勝			
第6号	公益財団法人徳島県消防協会	会長	井住 正三			

第7号	日本郵便株式会社四国支社	経営管理本部総務・人事部長	岡 実喜義	徳島中央郵便局総務部長	盛田 政弘	
第7号	日本銀行徳島事務所	事務所長	福西 康浩			
第7号	日本赤十字社徳島県支部	徳島赤十字病院看護副部長	町田 美佳	事業推進課長	橋本 聡	
第7号	日本放送協会徳島放送局	局長	長野 和佳子	コンテンツセンター長	加藤 篤	
第7号	西日本高速道路株式会社四国支社徳島高速道路事務所	所長	林 英樹	統括課長	岡本 武久	
第7号	本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター	所長	竹口 昌弘	計画課長	佐伯 成巳	
第7号	四国旅客鉄道株式会社	安全推進室長	三浦 正行	安全推進室副室長	坂中 真文	
第7号	西日本電信電話株式会社徳島支店	支店長	加藤 拓	設備部長	中矢 英一	
第7号	四国電力株式会社徳島支店	執行役員徳島支店長	越智 浩	総務課長	下大寺 公仁	
第7号	株式会社NTTドコモ四国支社	徳島支店長	井上 篤弘	災害対策室長	宮川 誠一	
第7号	四国ガス株式会社徳島支店	支店長	桑村 政宏			
第7号	四国放送株式会社	報道制作局長	武知 浩史	総務部長	井上 彰夫	
第7号	一般社団法人徳島新聞社	理事総務局長	池上 治徳	総務部長	手束 泰二	
第7号	一般社団法人徳島県医師会	常任理事	齋藤 恵	事務局次長	中村 真由美	
第7号	一般社団法人徳島県エルピーガス協会	会長	中川 正道	専務理事	高瀬 義正	
第7号	阿佐海岸鉄道株式会社	取締役	大谷 尚義	運輸部長	金本 章	
第7号	社会福祉法人徳島県社会福祉協議会	評議員	長倉 和枝	副会長兼常務理事	安井 俊之	
第7号	一般社団法人徳島県バス協会	会長	金原 克也	専務理事	長谷部 一喜	
第7号	一般社団法人徳島県トラック協会	理事特別顧問	栗飯原 一平	専務理事	高林 徹	
第7号	公益社団法人徳島県看護協会	専務理事	横山 敦子			
第7号	一般社団法人徳島県助産師会	会長	舩戸 豊子			
第7号	一般社団法人徳島県歯科医師会	理事	吉岡 直人	課長代理	清水 美和	
第7号	株式会社エフエム徳島		近藤 公美			
第8号	津田新浜地区自主防災会連絡協議会	事務局長・女性部会長	浅樋 文子			
第8号	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部	助教	金井 純子			
第8号	NPO法人子育て支援ネットワークとくしま	理事長	松崎 美穂子			
第8号	NPO法人徳島県介護支援専門員協会	副理事長	位頭 薫			
第8号	徳島県障がい者交流プラザ 視聴覚障がい者支援センター	所長	平田 清美			
第8号	一般社団法人徳島県介護福祉士会	副会長	河野 和代			
第8号	徳島県ホームヘルパー協議会	会長	富樫 一美			
第8号	NPO法人日本防災士会徳島県支部（防災士）	会員	藤原 里美			
第8号	徳島県女性海外派遣交流会	顧問	善成 敏子			
第8号	NPO法人ボランティアドッグ育成センター （補助犬インストラクター）		奥谷 明子			
第8号	津川総合法律事務所（弁護士）	弁護士	遠藤 理恵子			
第8号	公益社団法人徳島県環境技術センター	計量部長	幸泉 有里			
第8号	NPO法人 阿波グローバルネット	副代表理事	細束 真由美			
第8号	山本ちさと事務所（土地家屋調査士）		山本 ちさと			
第8号	公益社団法人徳島県栄養士会	専務理事	古田 結花			
第8号	徳島大学病院薬学部（薬剤師）		宮脇 美穂			
第8号	国立大学法人鳴門教育大学	特命教授	井上 とも子			
第8号	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部	教授	内海 千種			
第8号	いけだスポーツクラブ（地域スポーツクラブ）	クラブマネージャー	大西 真知子			
第8号	小星いきいきサロン（ボランティア）	会長	青木 美智子			
第8号	NPO法人 徳島県消費者協会	会長	佐野 勝代			
合計			80名		44名	

5, 6, 7, 8号委員（60名以内）	60名
女性委員	40名
女性比率（会長除く）	50.0%
女性比率（会長含む）	49.4%

14-8 指定各機関

(1) **指定行政機関**（災害対策基本法第2条第3号）（平成12年12月15日総理府告示第62号）

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

(2) **指定地方行政機関**（災害対策基本法第2条第4号）（平成27年4月1日内閣府告示第52号）

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

(3) **指定公共機関**（災害対策基本法第2条第5号）（令和2年4月1日付内閣府告示第28号）

国立研究開発法人防災科学技術研究所，国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構，独立行政法人国立病院機構，独立行政法人地域医療機能推進機構，国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構，国立研究開発法人森林研究・整備機構，国立研究開発法人水産研究・教育機構，国立研究開発法人土木研究所，国立研究開発法人建築研究所，国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所，独立行政法人水資源機構，独立行政法人都市再生機構，独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構，日本銀行，日本赤十字社，日本放送協会，電力広域の運営推進機関，東日本高速道路株式会社，首都高速道路株式会社，中日本高速道路株式会社，西日本高速道路株式会社，阪神高速道路株式会社，本州四国連絡高速道路株式会社，成田国際空港株式会社，新関西国際空港株式会社，中部国際空港株式会社，北海道旅客鉄道株式会社，東日本旅客鉄道株式会社，東海旅客鉄道株式会社，西日本旅客鉄道株式会社，四国旅客鉄道株式会社，九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社，日本電信電話株式会社，東日本電信電話株式会社，西日本電信電話株式会社，日本郵便株式会社，東京瓦斯株式会社，東京ガスネットワーク株式会社，大阪瓦斯株式会社，大阪ガスネットワーク株式会社，東邦瓦斯株式会社，東邦ガスネットワーク株式会社，西部瓦斯株式会社，岩谷産業株式会社，アストモスエネルギー株式会社，株式会社ジャパンガスエナジー，ENEOSグローブ株式会社，ジクシス株式会社，出光興産株式会社，太陽石油株式会社，コスモ石油株式会社，富士石油株式会社，ENEOS株式会社，日本通運株式会社，福山通運株式会社，佐川急便株式会社，ヤマト運輸株式会社，西濃運輸株式会社，北海道電力株式会社，北海道電力ネットワーク株式会社，東北電力株式会社，東北電力ネットワーク株式会社，東京電力ホールディングス株式会社，東京電力リニューアブルパワー株式会社，東京電力パワーグリッド株式会社，東京電力エナジーパートナー株式会社，北陸電力株式会社，北陸電力送配電株式会社，中部電力株式会社，中部電力パワーグリッド株式会社，中部電力ミライズ株式会社，関西電力株式会社，関西電力送配電株式会社，中国電力株式会社，中国電力ネットワーク株式会社，四国電力株式会社，四国電力送配電株式会社，九州電力株式会社，九州電力送配電株式会社，沖縄電力株式会社，株式会社JERA，電源開発株式会社，電源開発送変電ネットワーク株式会社，日本原子力発電株式会社，KDDI株式会社，株式会社NTTドコモ，エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社，ソフトバンク株式会社，楽天モバイル株式会社，輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社，株式会社イトーヨーカ堂，イオン株式会社，ユニー株式会社，株式会社セブン・イレブン・ジャパン，株式会社ローソン，株式会社ファミリーマート，株式会社セブン&アイ・ホールディングス，公益社団法人全日本トラック協会，一般社団法人全国建設業協会，公益社団法人日本医師会，一般社団法人日本建設業連合会，一般社団法人全国中小建設業協会

(4) **指定地方公共機関**（災害対策基本法第2条第6号）（平成30年6月12日徳島県告示第418号）

四国ガス株式会社徳島支店、徳島通運株式会社、四国放送株式会社、社団法人徳島新聞社、板名用水土地改良区、吉野川土地改良区、那賀川南岸土地改良区、一般社団法人徳島県医師会、株式会社エフエム徳島、一般社団法人徳島県エルピーガス協会、阿佐海岸鉄道株式会社、社会福祉法人徳島県社会福祉協議会、一般社団法人徳島県バス協会、一般社団法人徳島県トラック協会、公益社団法人徳島県看護協会、一般社団法人徳島県助産師会、一般社団法人徳島県歯科医師会、一般社団法人徳島県建設業協会

第 1 5 　　その他

火災・災害等即報要領

〔昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官〕

改正

平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応 29 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等につい

て主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反对象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

- (ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ その他特定の事故
可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
- カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
- (3) 社会的影響基準
- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 死者 5 人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- (3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) 罹災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	台		人		
	消防団	台		人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)	台・機		人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)		
			重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台 人		
		消 防 団	台 人		
		消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人		
		海 上 保 安 庁	人		
自 衛 隊	人				
そ の 他	人				
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)		
	計 人	{ 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等 の 設 置 状 況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所						発生日時	月 日 時 分						
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)								
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

15-2

アマチュア無線による災害時応援協定書

社団法人日本アマチュア無線連盟徳島県支部（以下「JARL徳島県支部」という。）と徳島県（以下「県」という。）は、県が災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に基づき実施する非常災害時における県の情報の収集伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、JARL徳島県支部のアマチュア無線局が県に協力して、災害情報の収集伝達を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

（性格）

第2条 前条におけるアマチュア無線局の活動は、ボランティア精神に基づく活動とする。

（構成員）

第3条 この協定において、情報の収集伝達を行う者は、JARL徳島県支部の構成員（以下「構成員」という。）とする。

2 JARL徳島県支部は、毎年1回構成員名簿の見直しを行い、県に提出するものとする。

（災害）

第4条 この協定において「災害」とは、災対法第2条第1項第1号に定めるものとする。

（要請）

第5条 県は、非常災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で災害情報の収集伝達上必要があると認めたときは、JARL徳島県支部及び構成員に対し、情報の収集伝達について、協力を要請することができる。

（情報の提供）

第6条 構成員は、前条の非常災害時の状況下においては、県から協力要請がなくても必要と思われる災害情報について、県に提供することができるものとする。

(情報の提供の方法)

第7条 災害情報の県に対する提供は、構成員が県庁舎において行うものとし、その提供者については、JARL徳島県支部が構成員名簿の中から選定し、あらかじめ県に通知するものとする。

(時報収集連絡の訓練)

第8条 JARL徳島県支部及び県は、非常災害時の災害情報伝達を迅速かつ的確に行うため県が行う防災訓練等に協力して訓練を行うものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項又は規定している事項に疑義が生じた場合には、JARL徳島県支部と県が協議の上、決定する。

附 則

この協定は、平成8年4月1日から実施する。

この協定の締結を証するため、JARL徳島県支部と県とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年4月1日

徳島県三好郡池田町中西字イバ491-6

社団法人日本アマチュア無線連盟

徳島県支部長 西内 一敏

徳島県

徳島県知事 圓藤 寿穂

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
1	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	平成24年3月1日	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県	被災県に対する支援を行う事をあらかじめ定めたカウンタートーナメント制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。	自治体間協定
2	近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	平成24年10月25日	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、関西広域連合	応援を致しようとする府県は関西広域連合に対し要請→関西広域連合は他の府県と調整の上、応援の割当を定めた応援計画を作成し、被災応援府県及び応援府県に対し通知。	自治体間協定
3	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	平成30年11月9日	全国都道府県	全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎として、複数ブロックにわたる広域応援を実施する。 被災県は、自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。	自治体間協定
4	徳島県及び市町村の災害時相互応援協定	平成25年4月5日	県内全市町村	県内で災害が発生し、被災した市町村のみでは十分な対策を講じることができない場合に、県及び県内市町村が応援を迅速かつ円滑に実施する。	自治体間協定
5	四国4県における工業用水道被災時の相互応援に関する協定	平成22年2月24日	香川県、愛媛県、高知県、徳島県、愛媛県、高知県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、山口県	協定事業者は、他の協定事業者の給水区域及びその周辺において地震等の大規模な災害が発生した場合、被災した市町村の要望に基づき、被災した文化財や保管施設に対して、必要な救出・応急措置を支援する。非常災害に備え、国・県指定等の文化財目録等を共有する。	自治体間協定
6	中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画	平成25年12月27日	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、広島市、岡山市	中国・四国地方9県の災害支援協定で定めるカウンタートーナメントに基づき、被災した文化財や保管施設に対して、必要な救出・応急措置を支援する。非常災害に備え、国・県指定等の文化財目録等を共有する。	自治体間協定
7	危機発生時の四国4県広域応援に関する基本協定	平成19年2月5日	香川県、愛媛県、高知県	応援幹事(危機発生県以外の県が連絡を取り合い決定)が応援体制の調整を図る。 (震度6以上の地震が観測された場合又は県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には危機発生県からの要請がない場合も応急措置をとる)	自治体間協定
8	鳥取県と徳島県との危機発生時相互応援協定	平成16年3月 →H20.9再締結 →H23.11再締結 →H28.9.12再締結	鳥取県	中国・四国ブロックでのカウンタートーナメント制の導入による相互応援体制等の構築を踏まえ、鳥取県及び徳島県のいずれかの県域において、自然災害はもとより、県民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす危機発生又はそのおそれのある危機発生が発生した場合に、応援を実施する。	自治体間協定
9	鳥取県と徳島県との工業用水道被災時の相互応援に関する協定	平成24年11月1日	鳥取県	協定事業者が管理する工業用水道において、一方の施設が地震等の大規模な災害により被災した場合に、当該被災した協定事業者の復旧活動を効果的に実施するために、応援活動を実施する。	自治体間協定
10	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定	平成24年6月19日	国土地理院	現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化する。 災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び被災の推進に向けて協力をする。	国
11	災害派遣に関する徳島県と陸上自衛隊第14旅団との協定	平成18年4月18日 (平成19年4月9日一部改正)	陸上自衛隊第14旅団	災害派遣要請の適正と円滑な運営 自衛隊任務(災害派遣)の関係機関への周知徹底、平時における連携、県が行う訓練の支援、災害発生が予想される場合の連絡等	自衛隊
12	徳島県知事と海上自衛隊徳島教育航空群司令との災害派遣に関する協定	昭和50年6月7日	海上自衛隊徳島教育航空群司令	徳島教育航空隊は、県の要請に基づき、直接の災害救助並びに人員物資の輸送及び海上島しょ部沿岸の救難警戒にあたる。 派遣された部隊が、作業を実施するために必要となる資材等の支援は、県があつせんする。	自衛隊
13	徳島県知事と海上自衛隊小松島航空隊司令との災害派遣に関する協定	昭和50年6月7日	海上自衛隊小松島航空隊司令	小松島航空隊は、知事の要請に基づき、直接の災害救助並びに人員物資の輸送及び海上島しょ部、沿岸部の救難警戒に当たる。 派遣された部隊が、作業を実施するために必要となる資材等の支援は、県があつせんする。	自衛隊
14	大規模災害に際しての徳島県警察と陸上自衛隊第14旅団との相互協力に関する協定	平成18年3月27日	陸上自衛隊第14旅団	県警察及び14旅団は、速やかに当該大規模災害にかかわる情報を収集し、相互に提供するものとする。 14旅団は、県警察が情報収集に当たり、自衛隊の航空機への警察職員との同乗その他の必要な協力を行うものとする。 県警察及び14旅団は、被災地における人命救助、その他の救助活動又は事態への対応をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。	自衛隊
15	災害派遣医療チーム(DMAT)の活動に関する協定	平成21年7月31日	病院事業管理者(県立中央病院、県立三好病院、県立海部病院)	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。 緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
16	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書	平成21年7月31日	日本赤十字社徳島県支部	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
17	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書	平成21年7月31日	健康保険徳島県門前病院(H25.4.1から徳島県門前病院)	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
18	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書	平成21年7月31日 令和元年5月1日再締結	阿南医師会中央病院→H28.4.1から阿南中央病院→R1.5.1から阿南医療センター	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
19	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書	平成21年7月31日	徳島大学病院	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
20	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書	平成22年3月4日	麻植協同病院(H27.5.4から吉野川医療センター)	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
21	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書	平成23年9月9日	医療法人 岡山山田田病院	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
22	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書	平成24年3月19日	つるぎ町立半田病院	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
23	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書	平成24年3月19日	徳島市民病院	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
24	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動等に関する協定書	平成27年9月1日	徳島県精神科病院協会	県の要請(徳島DMAT運用要綱)により、災害派遣精神医療チーム(DPAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DPAT登録医療機関の長の判断での出動が可能であるが、すみやかに知事の承認を受ける。	DPAT
25	災害派遣精神医療チーム(DPAT)の出動等に関する協定書	平成27年9月1日	徳島大学病院	県の要請(徳島DMAT運用要綱)により、災害派遣精神医療チーム(DPAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DPAT登録医療機関の長の判断での出動が可能であるが、すみやかに知事の承認を受ける。	DPAT
26	災害派遣精神医療チーム(DPAT)の出動等に関する協定書	平成27年9月1日	社会医療法人あいざと会	県の要請(徳島DMAT運用要綱)により、災害派遣精神医療チーム(DPAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DPAT登録医療機関の長の判断での出動が可能であるが、すみやかに知事の承認を受ける。	DPAT
27	南海トラフ巨大地震等における医療救護活動に関する協定書	平成27年2月3日	特定非営利活動法人アムダ株式会社阿波銀行	県の要請(徳島県地域防災計画に基づき)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。医療救護活動に必要な経費については、阿波銀行は優先的に融資を行うよう努める。	医療救護
28	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成28年6月28日	美波町国民健康保険美波病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づき)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
29	災害救助法により県の行う医療救助産を日本赤十字社徳島県支部に委託するについての協定書	平成10年7月1日	日本赤十字社徳島県支部	県による委託(災害救助法第32条に基づき)→医療及び助産の応急救助医療期間は災害発生の日から14日以内、死体の処理は10日以内。助産は災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者に対して行う。	医療救護
30	災害時に必要な医薬品等の確保に関する協定書	平成14年6月6日	徳島県医薬品卸業協会	県の要請→徳島県医薬品卸業協会に対し、指定備蓄者が備蓄し又は保有する医薬品の供給。	医療
31	災害・事故等時の医療救護に関する協定書	平成16年11月1日	一般社団法人徳島県医師会	県の要請(徳島県地域防災計画に基づき)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
32	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書	平成17年9月26日	一般社団法人徳島県柔道整復師会	県の要請→災害支援班を編成し、柔道整復業務(柔道整復師法に規定された)を実施。	医療

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
33	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書	平成17年9月26日	徳島県接骨師会	県の要請→災害支援班を編成し、柔道整復療法に規定された)を実施。	医療
34	災害時における薬剤師の医療救護活動に関する協定書	平成19年2月13日	一般社団法人徳島県薬剤師会	県の要請→薬剤師班を編成し、医療救護所、医薬品の集積所等に派遣。 ・医療救護所での服薬指導及び調剤。 ・医薬品集積所での医薬品の仕分け及び管理を行う。	医療
35	災害・事故等時における歯科医療救護活動に関する協定書	平成20年2月7日	一般社団法人徳島県歯科医師会	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→歯科医療救護班を編成、派遣し歯科医療救護活動。 情報・通信等の送達により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療
36	災害・事故等時の医療救護活動に関する協定書	平成20年2月12日	公益社団法人徳島県看護協会	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→看護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送達により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
37	徳島県災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定書	平成19年2月1日	病院事業管理者(県立中央病院、県立三好病院、県立海部病院)	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送達により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
38	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成19年7月10日	日本赤十字社徳島県支部	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送達により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
39	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成19年7月10日	健康保険専門病院(H25.4.1から徳島県鳴門病院)	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送達により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
40	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成19年7月10日	麻植協同病院(H27.5.4から吉野川医療センター)	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送達により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
41	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成19年7月10日	つるぎ町立半田病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送達により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
42	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成19年7月10日	海陽町立海南病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送達により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
43	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成19年7月10日 令和元年5月1日再締結	阿南医師会中央病院→H28.4.1から阿南中央病院 尖病院→R1.5.1から阿南医療センター	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送達により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
44	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成19年7月10日 一再締結 平成24年4月5日	徳島大学病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送達により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
45	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成24年4月5日	徳島市民病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送達により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
46	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成24年11月1日	医療法人倚山会 田岡病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送達により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
47	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成24年11月1日	医療法人芳越会 ホウエツ病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送達により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
48	災害時における医療ガス等の供給に関する協定書	平成24年9月22日	一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門徳島県支部	県要請→医療ガス供給機器を優先的に医療機関に供給。	医療
49	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書	平成24年12月25日	公益社団法人徳島県理学療法士会	県要請→災害支援班を編制、派遣し災害支援活動を実施。	医療
50	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書	平成24年12月25日	一般社団法人徳島県作業療法士会	県要請→災害支援班を編制、派遣し災害支援活動を実施。	医療
51	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成25年9月17日	JA徳島厚生連 阿波病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送達により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
52	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成25年9月17日	那賀町立上那賀病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送達により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
53	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成25年9月17日	三好市国民健康保険立三野病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送達により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
54	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成25年9月17日	独立行政法人国立病院機構徳島医療センター	県の要請(徳島県地域防災計画に基づき)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
55	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成25年9月17日	独立行政法人国立病院機構徳島病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づき)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
56	災害時における医療救護活動に関する協定書	平成26年3月11日	一般社団法人徳島県助産師会	県の要請(徳島県地域防災計画に基づき)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。	医療救護
57	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	平成28年3月10日	一般社団法人徳島県薬剤師会	県の要請(徳島県地域防災計画に基づき)→県薬剤師会の会員が保管する医薬品等の提供。	医療
58	災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書	平成28年3月10日	徳島県医療機器協会	県の要請→徳島県医療機器協会に対し、協会の会員が保有する医療機器等の供給。	医療
59	災害時における相互応援に関する協定書	平成24年6月1日	徳島県老人福祉施設協議会、 徳島県老人保健施設協議会、 日本認知症グループホーム協会徳島県支部、 徳島県知的障害者福祉協会、 徳島県身体障害者施設協議会、 徳島県児童養護施設協議会	福祉避難所を拠点とした災害時要援護者の応援活動の推進等を行う。 福祉避難所(福祉)	
60	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書	平成28年2月18日	公益社団法人徳島県栄養士会	県の要請に基づき、災害支援班を編成、派遣し、県が指示する場所において災害支援活動を実施する。 栄養	
61	徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡調整体制に関する協定	昭和54年9月1日	徳島県警察本部長他16機関	徳島飛行場、小松島飛行場周辺において、航空事故並びに航空事故に伴う災害が発生した場合における関係機関相互の連絡調整体制 交通他	
62	大規模災害発生時における相互協力に関する協定書	平成19年8月31日 (平成24年3月22日一部修正)	西日本高速道路株式会社四国支社	(1) 高速道路施設の拠点等としての活用 (2) 緊急開口部を活用した緊急車両の通行 (3) 災害対策等に係る資機材、物資の提供 (4) 災害情報及び道路情報の共有、道路利用者への提供 (5) 調査・復旧に関する技術的支援 (6) 相互の道路機能の活用 (7) 地域の安全性向上に関する取り組み (8) その他必要を認められる事項 交通他	
63	災害時等における相互協力に関する協定	平成23年4月21日	本州四国連絡高速道路株式会社	県からの要請に対し、支障のない範囲でこれに応じる ・通行止め区間等における要請車両の通行 ・通行止め時の流出IC等における利用者への「周辺道路情報の提供」 ・応急対策等のために必要となる「敷地、施設及び資材の提供」 ・被災地の「早期復旧」、「交通手段の確保」等を第一義として実施する措置等 交通他	
64	徳島県と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書	平成23年5月9日	西日本高速道路株式会社	相互に協力して、双方の資源を有効に活用し、県民の安全・安心の向上及び徳島県内の観光・文化・産業振興等、地域社会の活性化、環境保全並びに高速道路等における利用者の利便性向上及び利用促進並びに技術交流を図ることを目的とする。 そうした取り組みの一つとして、防災・災害対策など地域の安全・安心の向上に関することが含まれている。 交通他	
65	四国横断自動車道(徳島IC～鳴門JCT)の徳島市域に設置する津波避難場所に関する基本協定書	平成28年8月11日	徳島市・西日本高速道路株式会社四国支社	徳島市が実施する津波避難場所の設置工事と、西日本高速道路株式会社四国支社が実施する四国横断自動車道(徳島IC～鳴門JCT)建設工事について、三者が協力して円滑な進捗を図る。 交通他	
66	徳島県域の高速道路区域における津波避難計画等に関する相互協力協定書	平成28年2月26日	徳島市・鳴門市・松茂町・北島町・西日本高速道路株式会社四国支社	徳島県と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書の趣旨を尊重し、高速道路区域を津波避難計画等の検討にあたり、相互協力に必要な事項を定め、適正かつ円滑な遂行を図る。 交通他	
67	四国管区警察局内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定	平成7年12月6日	四国管区警察局長他4県本部長	県警察本部は、隣接する県警察の管内で大規模災害が発生した場合、広域交通管制を行うため、速やかに必要な体制を確立する。 交通他	

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
68	大規模災害発生時における交通規制に関する協定	平成8年7月17日	兵庫県警察本部長	大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、協定警察の的確且つ円滑な交通管制及びこれらの支援活動について必要な事項を定める。 大規模災害を認知したときは、一般国道28号(本州四国連絡道路)における流入規制、交通規制に関する広報、その他必要な事項を実施する。	交通他
69	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成25年7月10日	株式会社タカハタ	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、電気自動車を非常用電源として提供	資機材等
70	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成26年10月20日	有限会社角田商店	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、可動式蓄電池を非常用電源として提供	資機材等
71	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成28年5月15日	株式会社ハウスビルドシステム	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、発電所に設置する災害用非常照明施設を非常用電源として提供	資機材等
72	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成28年6月2日	有限会社四郎	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、可動式蓄電池を非常用電源として提供	資機材等
73	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成28年10月6日	株式会社タカハタ	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、可動式蓄電池を非常用電源として提供	資機材等
74	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成28年12月9日	有限会社アイネット	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、発電所に設置する照明設備を非常用電源として提供	資機材等
75	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成27年1月26日	株式会社西洲スレート工業所	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供	資機材等
76	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成27年3月6日	株式会社カルニック	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、避難所及び可搬式蓄電池を提供	資機材等
77	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成27年3月30日	日本製紙メカソーラー小松島合同会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、電気自動車及び可搬式蓄電池を非常用電源として提供	資機材等
78	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成27年3月31日	中西電気有限会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供	資機材等
79	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成27年11月30日	入田ソーラー発電株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供	資機材等
80	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成27年11月30日	徳島太陽光発電株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供	資機材等
81	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成27年11月30日	広川商事株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供	資機材等
82	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成28年12月21日	株式会社ティエムアール	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、発電所を非常用電源として提供	資機材等
83	水素供給設備を活用した地域等への協力に関する協定	平成28年3月31日	四国大陽日酸株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、水素供給設備を支援設備として提供	資機材等
84	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定	平成28年3月31日	四国大陽日酸株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、燃料電池自動車を非常用電源として提供	資機材等
85	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定	平成28年3月31日	有限会社笠井仏壇製作所	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、燃料電池自動車を非常用電源として提供	資機材等
86	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定	平成28年10月28日	学校法人徳島城南学園	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、燃料電池自動車を非常用電源として提供	資機材等
87	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定	平成28年12月2日	名神急送株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、燃料電池自動車を非常用電源として提供	資機材等
88	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定	平成28年12月9日	四国岩谷産業株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、燃料電池自動車を非常用電源として提供	資機材等

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
88	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定	平成28年11月22日	株式会社フジタ	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、燃料電池自動車を非常用電源として提供	資機材等
89	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定	平成28年11月24日	株式会社カワカミ不動産	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、燃料電池自動車を非常用電源として提供	資機材等
90	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定	平成29年9月27日	宮城商事株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、燃料電池自動車を非常用電源として提供	資機材等
91	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成27年6月1日	有限会社同に商事	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供	資機材等
92	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成27年7月15日	株式会社カルソニック	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供	資機材等
93	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成27年11月30日	株式会社さらざソーラー発電	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供	資機材等
94	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成27年11月30日	板野ソーラー発電株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供	資機材等
95	燃料電池フォークリフトを活用した地域等への協力に関する協定	平成30年2月20日	トヨタL&F徳島株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、燃料電池フォークリフトを非常用電源として提供	資機材等
96	災害時における応急給水及び水道施設の応急復旧の支援に関する協定	平成18年3月7日	協同組合徳島県設備協会	市町村からの要請→県の要請→応急給水及び水道施設の応急復旧	資機材等
97	災害時における応急給水及び水道施設の応急復旧の支援に関する協定	平成28年5月16日	徳島県管工事業組合連合会	市町村からの要請→県の要請→応急給水及び水道施設の応急復旧	資機材等
98	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定	平成24年12月12日	徳島県電気工事業工業組合	県の要請→県有施設等の電気設備の応急復旧活動、応急復旧活動中に二次災害等を発見した場合における関係機関への通報	資機材等
99	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成24年10月3日	株式会社タカハタ	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、可動式蓄電池を非常用電源として提供	資機材等
100	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成25年2月4日	美馬ソーラーバレイ株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、可動式蓄電池を非常用電源として提供	資機材等
101	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成25年7月22日	美環ソーラーバレイ株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、可動式蓄電池を非常用電源として提供	資機材等
102	災害時における被災者への支援活動に関する協定	平成17年6月20日	イオンリテール株式会社	県の要請→次の事項に協力 (1)駐車場を一時避難所として被災者に提供 (2)被災者に対し、水道水(井戸水)、トイレ等を可能な範囲で提供 (3)被災者に対し、テレビ・ラジオで知り得た災害関連情報を可能な範囲で提供 (4)被災者に対し、食料・生活物資等を可能な範囲で提供	資機材等
103	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	平成15年9月1日	一般社団法人徳島県建設業協会	県の要請→所属会員等の情報提供、保有する資機材、技術者等の支援活動。	資機材等
104	大規模災害発生時における資機材等の供給に関する協定	平成17年9月26日 再締結：平成26年9月26日	一般社団法人日本建設機械レンタル協会 四国支部	県の要請→資機材(簡易トイレ、簡易バス(風呂)、簡易シャワー室、仮設ハウス、発電機、照明器具等)の物品の供給。	資機材等
105	大規模災害発生時における資機材等の供給に関する協定	平成17年9月26日	徳島県テント・シート工業組合	県の要請→資機材(簡易トイレ、組立式パイプテント、机・座卓・パイプ椅子、ストレッチャーバンク、防災シート、PEクロスシート、間仕切り、土嚢、水槽タンク等)の物品の供給。	資機材等
106	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	平成18年3月7日	一般社団法人徳島県設備業協会	県の要請→加盟会員が保有する資機材の供給及び技術者の出動	資機材等
107	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	平成16年12月27日	一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会	県の要請→緊急輸送路等の確保のため、加盟会員が保有する資機材、技術者等を派遣。 ①県管理の橋梁被害調査②技術的提言③被災橋梁の交通機能の回復のための資機材の調達等	資機材等
108	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	平成16年12月27日	一般社団法人日本橋梁建設協会	県の要請→緊急輸送路等の確保のため、加盟会員が保有する資機材、技術者等を派遣。 ①県管理の橋梁被害調査②技術的提言③被災橋梁の交通機能の回復のための資機材の調達等	資機材等

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
110	大規模災害時における浄化槽の復旧支援活動等に関する協定書	平成22年11月17日	公益社団法人徳島県環境技術センター	市町村から要請→市町村が設置する避難所の浄化槽の簡易な復旧工事、市町村が設置する避難所に対する委員会企業保有の仮設トイレの提供など	資機材等
111	大規模災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧工事に関する協定	平成24年12月5日	一般社団法人徳島県建設業協会	工業用水道施設における管路の破損等への応急復旧工事の実施	資機材等
112	大規模災害発生時における工業用水道管路的応急復旧工事に関する協定書	平成30年8月30日	一般社団法人徳島県設備業協会	工業用水道管路的応急復旧工事の実施	資機材等
113	大規模災害時における仮設トイレの供給に関する協定	平成31年3月11日	日野興業株式会社徳島営業所	県の要請に基づき、保有する仮設トイレを設置する。	資機材等
114	大規模災害時における仮設トイレの供給に関する協定	平成31年3月11日	株式会社ブレコ	県の要請に基づき、保有する仮設トイレを設置する。	資機材等
115	災害発生時における支援活動に関する協定	平成25年7月11日	徳島県森林組合連合会	県の要請→資機材の供給及び技術者の出動による支援活動の実施	資機材等の支援
116	災害時等における徳島県と公益財団法人日本青年会議所 四国地区 徳島ブロック協議会の協力に関する協定	平成28年1月7日	公益財団法人日本青年会議所 四国地区 徳島ブロック協議会	以下の事項の協力を受ける 大規模災害・事故発生時：ボランティアとして復旧・復興活動に協力 平時：委員、従業員等の消防団・自主防災組織への加入促進を初めとした、地域の防災活動・啓蒙に取り組み	資機材・人的支援
117	大規模災害発生時の道路啓開に関する協定	平成29年3月22日	国土交通省四国地方整備局、一般社団法人徳島県建設業協会	緊急輸送道路等に関する被災情報の収集・提供、道路啓開の実施。	資機材・人的支援
118	林野災害時等におけるドローンの利活用に関する協定	平成31年3月18日	四国森林管理局	ドローンによる林野被害調査等	資機材・人的支援
119	土砂災害の防止に係る支援活動等に関する協定	平成28年6月29日	徳島県砂防ボランティア協会	県が行う土砂災害防止、復旧並びに啓発普及活動等を補助的に支援する	人的支援等
120	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書	平成27年11月5日	四国地方整備局、香川県、愛媛県、高知県、坂出市、今治市、八幡浜市、新居浜港務局、(一社)日本理立凌波協会四国支部、四国港湾空港建設協会連合会、(一社)日本潜水協会、(一社)港湾技術コンサルタンツ協会、その他	県の要請→(四国地方整備局の調整、大規模災害時のみ)→民間協力者が保有する資機材、技術者等を派遣。 ①港湾施設の被害調査②応急対策の実施③技術的支援	資機材・人的支援
121	大規模災害時における支援活動に関する協定書	平成27年6月30日	一般社団法人徳島ビルメンテナンス協会 徳島ビルメンテナンス協同組合	災害時における避難所等の建築物の清掃及び消毒等についての支援活動	資機材・人的支援 人的支援等
122	災害救助犬の出動に関する協定	平成9年8月25日	日本レスキュー協会会長	県の要請(被災者の捜索活動のため必要が湧けば)→災害救助犬の派遣。	人的支援等
123	災害時における被災建築物の修理に関する協定	平成28年3月29日	徳島県瓦工事・販売組合	被災建築物の簡易な調査及び応急処置、被災建築物の瓦屋根の破損に関する修理等の相談	人的支援等
124	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	平成17年3月1日	徳島県技術士会	県の要請→被害状況調査、技術的助言	人的支援等
125	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年8月20日→平成26年1月7日(修正締結)	一般社団法人徳島県測量設計業協会	県の要請→①施設等の被害情報の提供、②施設等の被害状況の調査、③施設等の応急対策に関する測量、調査及び設計④その他必要な応急業務	人的支援等
126	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年8月20日→平成26年1月7日(修正締結)	四国地質調査業協会徳島県支部	県の要請→①施設等の被害情報の提供、②施設等の被害状況の調査、③施設等の応急対策に関する地質調査④その他必要な応急業務	人的支援等
127	徳島県防災エクスパート制度に関する協定(対象：県職員(OB))	平成9年10月1日→平成18年7月3日→平成25年6月21日→平成25年11月20日(修正締結)	公益財団法人徳島県建設技術センター	県土整備部及び市町村管理の公共土木施設の被災に対し、県土整備部OBのボランティア(防災エクスパート)＜徳島県防災エクスパート事務局＞の協力を得て復旧支援業務に従事。 県土整備部の要請→①自宅及び勤務地周辺等の施設の被害状況伝達②応急復旧対策の検討・助言 等	人的支援等
128	徳島県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書	平成10年4月1日	公益社団法人徳島県建築士会	県の要請(招集)への協力(委員のうちの応急危険度判定士資格者への要請内容伝達、訓練への協力)	人的支援等

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
129	大規模災害時における支援活動に関する協定書	平成24年3月31日	徳島県建設労働組合	県の要請→災害時の応急・復旧作業の支援(避難所等の設置に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など)、被害情報の提供	人的支援等
130	大規模災害時における支援活動に関する協定書	平成24年4月2日	全徳島建設労働組合	県の要請→災害時の応急・復旧作業の支援(避難所等の設置に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など)、被害情報の提供	人的支援等
131	大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書	平成24年8月27日	徳島県士業ネットワーク推進協議会	県の要請→住民等に対する相談業務の支援	人的支援等
132	災害時における交通誘導及び地域の安全確保等の業務に関する協定	平成9年1月17日	社団法人徳島県警備業協会	県の要請(徳島県警察本部長を経由)→交通誘導及び被災地や避難場所等の警戒活動等被災地域の警備業務を行う。	人的支援等
133	大規模災害等における資金の安定供給に関する協定書	H29.10.20	株式会社阿波銀行	・「資金」を円滑に供給するため、金融機関の被害状況、再開の見込み、「全国銀行資金決済ネットワーク」の稼働状況を県に報告するとともに、県が必要とする「資金」の確保や連絡体制を整備する。 ・被災者からの相談に応じるため、休日にも「専用相談窓口」を開設する。 ・移動ATM車を出勤させる。※阿波銀行のみ	-
134	大規模災害等における資金の安定供給に関する協定書	H29.10.20	株式会社徳島銀行	・「資金」を円滑に供給するため、金融機関の被害状況、再開の見込み、「全国銀行資金決済ネットワーク」の稼働状況を県に報告するとともに、県が必要とする「資金」の確保や連絡体制を整備する。 ・被災者からの相談に応じるため、休日にも「専用相談窓口」を開設する。 ・移動ATM車を出勤させる。※阿波銀行のみ	-
135	災害時における物資の供給に関する協定書	平成22年10月22日	アックス株式会社 ACテール株式会社	県の要請→日用品・その他の物資を供給。	食料・物資
136	災害時における物資の供給に関する協定書	平成22年10月22日	コーナン商事株式会社	県の要請→日用品・その他の物資を供給。	食料・物資
137	災害時における物資の供給に関する協定書	平成22年10月22日	DCMダキキ株式会社 (協定書上の旧社名:ダイキ株式会社)	県の要請→日用品・その他の物資を供給。	食料・物資
138	災害時における物資の供給に関する協定書	平成22年10月22日	特定非営利活動法人コメリ災害対策センター	県の要請→日用品・その他の物資を供給。	食料・物資
139	大規模災害時等における調理飲食物等の支援に関する協定	平成17年3月14日	株式会社ふくなが	県の要請→調理・加工した飲食物等を県が指定する避難場所等に配達する。	食料・物資
140	災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定	平成25年10月22日	徳島県石油商業組合	県の要請→①災害対策基本法第76条の規定に基づく緊急通行車両、②県又は市町村の庁舎、災害拠点病院等災害応急対策上特に重要な施設、③県内に設置された避難所への燃料供給・供給のあわせん	食糧・物資
141	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	平成25年10月22日 再締結、令和元年12月20日	石油連盟	重要施設に関する情報を県・石油連盟で共有し、石油元売会社からの直接供給等の円滑化を図る。	食糧・物資
142	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	平成18年12月6日	一般社団法人徳島県エルピーガス協会	県の要請→生活物資(1. LPガス容器 2. 燃焼器具(3重巻積物コンロ) 3. その他供給に必要な設備一式)を供給	食料・物資
143	災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定	平成23年3月17日	徳島県霊柩自動車協会 徳島県中央葬祭業協同組合	市町村の要請→県の要請→(葬祭用品、遺体の搬送)	食料・物資
144	災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定	平成23年3月17日	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	市町村の要請→県の要請→(葬祭用品、遺体の搬送)	食料・物資
145	災害時等における消防水の確保に関する協定書	平成30年1月17日	徳島県生コンクリート工業組合	県の要請→コンクリートミキサーを使用し、消防用水等の供給	食料・物資
146	災害時における生活必需品の調達に関する協定書	平成18年6月8日	徳島県生活協同組合連合会	県の要請→物資(食料品、飲料水、日用品、その他)を確保・供給。	食料・物資
147	災害時における飲料水の調達に関する協定書	平成17年12月14日	大塚食品株式会社 (協定書上の旧社名:大塚ペパシジ株式会社)	県の要請→備蓄する飲料水の供給、飲料水の調達。	食料・物資
148	災害時における飲料水の調達に関する協定書	平成17年12月14日	四国コカ・コーラボトリング株式会社	県の要請→備蓄する飲料水の供給、飲料水の調達。	食料・物資

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
149	災害時における飲料水の調達に関する協定書	平成20年12月9日	サントリーフーズ株式会社	県の要請→備蓄する飲料水の供給、飲料水の調達。	食料・物資
150	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	平成16年11月9日	株式会社キヨーエイ	県の要請→物資(食料品、飲料水、日用品、その他)を確保・供給。	食料・物資
151	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	平成16年11月9日	株式会社セブン	県の要請→物資(食料品、飲料水、日用品、その他)を確保・供給。	食料・物資
152	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	平成16年11月9日	株式会社フジ	県の要請→物資(食料品、飲料水、日用品、その他)を確保・供給。	食料・物資
153	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	平成16年11月9日	株式会社ローソン	県の要請→物資(食料品、飲料水、日用品、その他)を確保・供給。	食料・物資
154	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	平成27年12月3日	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	県の要請→物資(食料品、飲料水、日用品、その他)を確保・供給。	食料・物資
155	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	平成22年8月11日	株式会社ファミリーマート	県の要請→物資(食料品、飲料水)を確保・供給。	食料・物資
156	災害時における物資の調達に関する協定書	平成24年6月20日	イオンリテール株式会社	県の要請→食料品・生活必需品等の物資を供給。	食料・物資
157	災害時における副食調味料の調達に関する協定書	平成25年3月13日	徳島県味噌産地協同組合	県の要請→副食調味料(味噌)の供給。	食料・物資
158	災害時における副食調味料の調達に関する協定書	平成25年3月13日	徳島県醤油産地協同組合	県の要請→副食調味料(醤油)の供給。	食料・物資
159	災害時における飲料水の調達に関する協定書	平成29年7月11日	株式会社ジャパンビレッジ中四国	県の要請→備蓄する飲料水の供給、飲料水の調達。	食料・物資
160	災害時における飲料水の調達に関する協定書	平成29年7月11日	株式会社福村	県の要請→備蓄する飲料水の供給、飲料水の調達。	食料・物資
161	災害時における副食調味料の調達に関する協定書	平成18年6月15日	徳島県蒲鉾水産加工業協同組合	県の要請→副食調味料(魚肉練り製品)を供給。	食料・物資
162	災害時における副食調味料の調達に関する協定書	平成18年6月15日	徳島県漁業協同組合連合会	県の要請→副食調味料(水産加工品)を供給。	食料・物資
163	災害時における応急食糧の調達に関する協定書	平成21年4月1日 (平成17年3月14日)	全国農業協同組合徳島本部 (徳島ハルライス株式会社)	県の要請→応急食糧(米穀)の優先供給を実施。	食料・物資
164	災害時における応急食糧の調達に関する協定書	平成17年3月14日	徳島県食糧卸協同組合	県の要請→応急食糧(米穀)の優先供給を実施。	食料・物資
165	災害時における副食調味料の調達に関する協定書	平成17年3月14日	徳島県漬物加工販売協同組合	県の要請→副食調味料(漬物)の優先供給を実施。	食料・物資
166	災害時における副食調味料の調達に関する協定書	平成17年3月14日	徳島徳元売株式会社	県の要請→副食調味料(塩)の優先供給を実施。	食料・物資
167	災害時における飲料水等の提供協力に関する覚書について	平成25年12月10日	株式会社福村ベンディング	県警の要請→自動販売機内の飲料水等の提供、優先供給に努める。	食料・物資
168	災害時における飲料水等の提供協力に関する覚書について	平成25年12月10日	徳島ペプシコーラ販売株式会社	県警の要請→自動販売機内の飲料水等の提供、優先供給に努める。	食料・物資
169	災害時における飲料水等の提供協力に関する覚書について	平成25年12月10日	株式会社サンマック	県警の要請→自動販売機内の飲料水等の提供、優先供給に努める。	食料・物資
170	災害時における飲料水等の提供協力に関する覚書について	平成25年12月10日	株式会社アベックス西日本	県警の要請→自動販売機内の飲料水等の提供、優先供給に努める。	食料・物資

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
171	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	平成28年10月19日	西日本段ボール工業組合	県の要請→段ボール製品(段ボールベッド、段ボール製簡易間仕切り、段ボールトイレ、その他)の供給(生産・運搬)	物資
172	災害時における物資供給に関する協定	平成30年6月15日	株式会社ナフコ	県の要請→物資(作業用物資、食料品、飲料水、日用品)を確保・供給。	食料・物資
173	災害時における物資の供給に関する協定書	平成28年9月2日	王子ネピア株式会社	県の要請→物資(トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポケットティッシュ、おむつ、その他)を確保・供給。	物資
174	災害時における物資供給に関する協定	平成27年11月2日	特定非営利活動法人コメリ災害対策センター	県の要請→日用品・その他の物資の優先供給に努める。	物資
175	家畜伝染病発生時における支援活動業務に関する協定	平成22年7月22日	一般社団法人徳島県建設業協会	県の要請→一員が保有する資材・機材・技術者の出動その他の支援による協力	震災以外(資機材等)
176	家畜伝染病発生時における支援活動業務に関する協定	平成24年1月23日	一般社団法人日本建設機械レンタル協会 四国支部	県の要請→資機材等の供給確保その他の支援活動	震災以外(資機材等)
177	家畜伝染病発生時における物資供給に関する基本協定	平成22年7月22日	徳島県医療機器協会	県の要請→防疫活動に係る物資を供給。	震災以外(食料・物資)
178	家畜伝染病発生時における物資供給に関する基本協定	平成22年7月22日	徳島県物品器具協会	県の要請→防疫活動に係る物資を供給。	震災以外(食料・物資)
179	家畜伝染病発生時における支援活動業務に関する協定	平成24年1月23日	一般社団法人徳島県バス協会	県の要請→一員が保有する車両等の出動	震災以外(輸送)
180	指定自動車教習所の施設等の提供及び物資の供給に関する覚書	平成29年7月6日	一般社団法人徳島県指定自動車教習所協会	災害時における指定自動車教習所が保有する施設、教習用自動車、教習用重機、ガンリン、軽油その他燃料及び県警が必要と認める施設、資機材、物資等の提供について定める。	施設・物資
181	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	平成22年2月15日	徳島県旅館業生活衛生同業組合	県の要請→災害時要援護者に対する宿泊施設等での宿泊、入浴及び食事の提供。	住居
182	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	平成22年2月15日	一般社団法人日本旅館協会徳島県支部	県の要請→災害時要援護者に対する宿泊施設等での宿泊、入浴及び食事の提供。	住居
183	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	平成28年3月21日	一般社団法人プレハブ建築協会	県の要請→一員である住宅建設事業者が県の要請(県が住宅建設業務を市町村に委任した場合は当該市町村長の要請)に基づき、応急仮設住宅を建設。	住居
184	大規模災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書	平成16年2月9日 →平成27年10月26日(見直し再締結)	独立行政法人住宅金融支援機構 (旧:住宅金融公庫四国支店)	一県からの協力要請により「住宅相談窓口」を開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンを返済に関する相談に対応。県民の早期復興を支援するため要請により職員を派遣。	住居
185	大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書	平成17年5月25日	公益社団法人徳島県宅建建物取引業協会	県の要請→一員業者に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請し、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求める。	住居
186	災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書	平成23年10月9日	一般社団法人全国木造建設事業協会	県の要請→一員である住宅建設事業者が県の要請(県が住宅建設業務を市町村に委任した場合は当該市町村長の要請)に基づき、応急仮設住宅を建設。	住居
187	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	平成27年8月17日	関西広域連合、連合構成府県、連合構成府県の宅地建物取引業協会	県の要請→自県の会員業者に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請。県の要請→他府県に対し、協力要請→他府県協会会員業者に対し民間賃貸住宅の情報提供を要請。	住居
188	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	平成27年8月17日	関西広域連合、連合構成府県、連合構成府県の全日本不動産協会府県本部	県の要請→自県の会員業者に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請。県の要請→他府県に対し、協力要請→他府県協会会員業者に対し民間賃貸住宅の情報提供を要請。	住居
189	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	平成27年8月17日	関西広域連合、連合構成府県、全国賃貸住宅経営者協会連合会	県の要請→一員に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請。	住居
190	災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定	平成27年8月17日	関西広域連合、連合構成府県、(公財)日本賃貸住宅管理協会	県の要請→一員業者に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請。	住居
191	災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定	令和元年5月16日	一般社団法人日本木造住宅産業協会	会員である住宅建設事業者が県の要請に基づき、応急仮設住宅を建設。	住居
192	アマチュア無線による災害時応援協定書	平成28年4月1日	一般社団法人日本アマチュア無線連盟徳島県支部	県の要請(公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合)→情報の収集伝達、非常事態時には要請がなくても災害状況を提供。	情報収集・伝達

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
193	災害時における放送要請に関する協定	昭和50年10月11日	日本放送協会徳島放送局	県の要請(災対法57条に基づき)→放送。	情報収集・伝達(放送)
194	災害時における放送要請に関する協定	昭和50年10月11日	四国放送株式会社	県の要請(災対法57条に基づき)→放送。	情報収集・伝達(放送)
195	災害時における放送要請に関する協定	平成17年12月14日	株式会社エフエムびざん	県の要請(災対法57条に基づき)→放送。	情報収集・伝達(放送)
196	災害時における放送要請に関する協定	平成4年3月19日	株式会社エフエム徳島	県の要請(災対法57条に基づき)→放送。	情報収集・伝達(放送)
197	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年3月18日	株式会社朝日新聞社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達(報道)
198	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年3月18日	毎日新聞社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達(報道)
199	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年3月18日	読売新聞社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達(報道)
200	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年3月18日	産経新聞社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達(報道)
201	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年3月18日	日本経済新聞社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達(報道)
202	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年3月18日	一般社団法人共同通信社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達(報道)
203	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年3月18日	株式会社時事通信社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達(報道)
204	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年11月20日	朝日放送株式会社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達(報道)
205	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年11月20日	株式会社毎日放送徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達(報道)
206	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年11月20日	関西テレビ放送株式会社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達(報道)
207	災害に係る情報発信等に関する協定	平成25年2月18日	ヤフー株式会社	ホームページのキャッシュ対応、防災情報のHP掲載など	情報収集・伝達
208	災害発生時における物資輸送に関する協定	平成27年7月7日 →28年6月9日再締結(企業名の変更)	アマゾンジャパン合同会社 ヤマト運輸株式会社	アマゾンの「ほしい物リスト」を活用した支援を行うに当たり、県、アマゾンと、その運送を担うヤマト運輸のそれぞれ役割を明確にし、平時からの備えを万全とする。	情報提供・輸送
209	防災への取り組みに関する協定書	平成25年3月1日	Google Ireland Limited	災害対応サービスに関連する情報の提供、災害対応サービスに関連する技術的な協力など	情報提供等
210	災害発生時における支援に関する協定	平成26年9月5日 →28年6月9日再締結(企業名の変更)	アマゾン、ジャパン合同会社	避難生活の長期化が予想される避難所において、必要となる物資の情報や「ほしい物リスト」サービスを介して迅速に公開する	情報提供等
211	災害発生時における物資の保管等に関する協定	平成30年3月15日	徳島県倉庫協会	救護物資の保管、入出庫管理、物流専門業者等の派遣、物資の保管等に必要となる資機材の提供・手配について、協定を締結し、効率的な物流を確保するものである。	物流
212	災害等緊急時におけるヘリコプターへの運航に関する協定	平成25年3月5日	民間航空事業者6社(近畿2府7県及び関西広域連合との協定)	県の要請→ヘリコプターを使用し、物資や人員の輸送	輸送
213	船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書	平成25年11月14日	徳島県水難救済会	県の要請→会員が保有する船舶による生活必需品等の輸送等	輸送

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
214	災害時における船舶による輸送等に関する協定	平成26年6月19日	日本内航海運組合総連合会	県の要請→①被災者の輸送業務②災害救助に必要な食料品、生活必需品の輸送③災害応急対策に必要な資機材等の輸送④その他船舶による応急対策業務	輸送
215	船舶による災害時の輸送等に関する基本協定書	平成16年11月30日	南海フェリー株式会社	県の要請→①被災者の輸送業務②災害救助に必要な食料品、生活必需品の輸送③災害応急対策に必要な資機材の輸送④その他船舶による支援業務	輸送
216	船舶による災害時の輸送等に関する基本協定書	平成20年3月21日	オーシャントランス株式会社	県の要請→①被災者の輸送業務②災害救助に必要な食料品、生活必需品の輸送③災害応急対策に必要な資機材の輸送④その他船舶による支援業務	輸送
217	緊急救援輸送等に関する協定書	平成19年9月11日	一般社団法人徳島県トラック協会	県の要請→緊急救援輸送(物資等)	輸送
218	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	平成22年3月25日	一般社団法人徳島県産業廃棄物協会 徳島県市長会、徳島県町村会	市町村の要請→県の要請→災害廃棄物の収集・運搬、災害廃棄物の処分	廃棄物
219	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成23年8月2日	協同組合徳島県解体工事業協会	市町村の要請→県の要請→災害廃棄物の収集・運搬、災害廃棄物の処分	廃棄物
220	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定書	平成28年3月20日	徳島県環境保全協会、徳島県環境整備事業協同組合	市町村の要請→県の要請→災害し尿等の撤去、収集・運搬など	廃棄物
221	災害時における警察車両の一時避難駐車場の提供に関する覚書	平成27年9月1日	株式会社ラウンドワン	大規模災害が発生し、津波等により警察車両の被害が予想される場合において、警察車両の一時避難場所としてラウンドワン(徳島万代店)立休駐車場の提供について定める。	一時避難場所(車両)
222	災害時における一時避難場所及び災害復旧活動の拠点に関する協定書	平成25年7月12日	大瀬薬品工業株式会社、徳島市、北島町	県の要請→一時避難場所の提供、公園用地の災害復旧拠点としての提供 など	一時避難場所等
223	災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定	平成23年9月20日	公益社団法人徳島獣医師会	県からの要請に対し、動物の福祉及び被災者支援のため、迅速な動物救護活動を行う。	動物愛護
224	災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定	平成28年9月20日	株式会社貴志商店	県からの要請に対し、迅速な動物救護活動を行うために必要な飼料及び資材の円滑な確保を行う。	動物愛護
225	災害時における災害救助犬の出动に関する協定書	令和元年12月19日	特定非営利活動法人ボランティアドッグ育成センター	大規模災害時等において、県からの要請に対し、捜索活動のため災害救助犬を出动させる。	人的支援
226	徳島県・日本下水道事業団災害支援協定	令和2年3月18日	日本下水道事業団	県の要請→協定下水道施設(終末処理場)の現地調査、応急対策工事、技術的支援	人的支援等
227	災害時における復旧支援協力に関する協定	令和2年3月18日	公益社団法人日本下水道管理業協会	県の要請→協定下水道施設(幹線管渠)の現地調査、応急対策	人的支援等
228	災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定	令和2年4月10日	四国電力株式会社、 四国電力送配電株式会社	大規模災害発生時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力	人的支援等
229	大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定	令和2年6月24日	一般社団法人日本石材産業協会徳島県支部、一般社団法人日本石材産業協会	県の要請→緊急輸送道路をはじめとする道路、河川、港湾、漁港、学校等の県管理施設等に設置される「墓石」や「公共的価値を有する石碑・モニュメント」等の石材構造物の撤去・移設 等	人的支援等
230	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	令和3年1月14日	徳島県クレーン協同組合	県の要請→クレーン等の派遣、その他必要となる業務(協議)	資機材・人的支援
231	中四国サミットふるさと納税代行受付による災害時相互応援に関する協定	令和元年9月1日	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、一般社団法人中国経済連合会及び四国経済連合会	ふるさと納税代行受付	自治体間協定
232	災害時における物資の調達及び供給に関する協定書	令和3年3月29日	株式会社ファーストリテイリング	県の要請→物資(衣料品等)	物資
233	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	平成31年1月21日	一般社団法人日本福祉用具供給協会	県の要請→福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力	物資
234	大規模災害時等における防疫業務の協力に関する協定	平成31年2月25日	一般社団法人徳島県ベストコントロール協会	県の要請→防疫の実施	役務

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
235	農業集落排水施設災害対策応援に関する協定	令和2年4月3日	一般社団法人地域環境資源センター	県の要請→人員の派遣、必要な諸資機材の調達等を行う。	人的支援 資機材支援 等
236	家畜伝染病の発生時に於ける畜産関係車両消毒業務に関する協定	平成30年9月26日	一般社団法人徳島県ベストコントロール協会	県の要請→県が設置した消毒ポイントでの畜産関係車両消毒等	役務

徳島県地域防災計画資料編

昭	和	38	年	7	月	作	成
昭	和	39	年	7	月	修	正
昭	和	40	年	9	月	修	正
昭	和	42	年	9	月	修	正
昭	和	43	年	7	月	修	正
昭	和	44	年	6	月	修	正
昭	和	45	年	8	月	修	正
昭	和	46	年	8	月	修	正
昭	和	47	年	7	月	修	正
昭	和	48	年	9	月	修	正
昭	和	49	年	12	月	修	正
昭	和	51	年	2	月	作	成
昭	和	51	年	8	月	作	成
昭	和	52	年	4	月	修	正
昭	和	53	年	8	月	修	正
昭	和	54	年	8	月	修	正
昭	和	55	年	8	月	修	正
昭	和	56	年	7	月	修	正
昭	和	57	年	8	月	修	正
昭	和	58	年	8	月	修	正
昭	和	59	年	6	月	修	正
昭	和	60	年	6	月	修	正
昭	和	61	年	7	月	修	正
昭	和	62	年	7	月	修	正
昭	和	63	年	7	月	修	正
平	成	元	年	6	月	修	正
平	成	2	年	7	月	修	正
平	成	3	年	7	月	修	正
平	成	4	年	7	月	修	正
平	成	5	年	7	月	修	正
平	成	6	年	7	月	修	正
平	成	8	年	8	月	修	正
平	成	11	年	3	月	修	正
平	成	12	年	1	月	修	正
平	成	13	年	3	月	修	正
平	成	14	年	3	月	修	正
平	成	15	年	3	月	修	正
平	成	16	年	6	月	修	正
平	成	18	年	2	月	修	正
平	成	19	年	10	月	修	正
平	成	24	年	6	月	修	正
平	成	25	年	10	月	修	正
平	成	26	年	8	月	修	正
平	成	27	年	12	月	修	正
平	成	29	年	1	月	修	正
平	成	29	年	10	月	修	正
平	成	31	年	1	月	修	正
令	和	元	年	12	月	修	正
令	和	2	年	10	月	修	正
令	和	3	年	12	月	修	正
令	和	5	年	1	月	修	正

発行 徳島県防災会議
(徳島市万代町1丁目1番地)

編集 徳島県危機管理環境部とくしまゼロ作戦課